

千葉県地域防災計画

(平成 24 年度修正)

- 第 1 編 総 則
- 第 2 編 地 震 ・ 津 波 編
- 附 編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画
- 第 3 編 風 水 害 等 編
- 第 4 編 放 射 性 物 質 事 故 編
- 第 5 編 大 規 模 火 災 等 編
- 第 6 編 公 共 交 通 等 事 故 編

千葉県防災会議

目 次

第1編 総 則

第1章 計画の目的及び構成	総-1- 1
第1節 計画の目的	総-1- 1
第2節 計画の構成	総-1- 2
第2章 計画の基本的な考え方	総-2- 1
第1節 減災を重視した防災対策の方向性	総-2- 1
第2節 地域防災力の向上	総-2- 1
第3節 災害時要援護者及び男女共同参画の視点	総-2- 2
第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し	総-2- 2
第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	総-3- 1
第4章 地勢概要等	総-4- 1
1 地 勢	総-4- 1
2 地 質	総-4- 4
3 気 象	総-4- 6
4 社会環境	総-4- 6
5 過去の災害	総-4- 7

第2編 地震・津波編

第1章 総 則	地-1- 1
第1節 地震・津波対策の基本的視点	地-1- 2
第2節 想定地震と被害想定	地-1- 4
1 想定地震、想定条件	地-1- 4
2 被害の概要	地-1- 4
第3節 減災目標	地-1- 10
1 経緯	地-1- 10
2 減災目標	地-1- 10
3 計画期間	地-1- 10
4 戦略の主な施策と目標	地-1- 10
第2章 災害予防計画	地-2- 1
第1節 防災意識の向上	地-2- 3
1 防災教育	地-2- 3
2 過去の災害教訓の伝承	地-2- 3
3 防災広報の充実	地-2- 3
4 自主防災体制の強化	地-2- 7
5 防災訓練の充実	地-2- 9
6 調査・研究	地-2- 12
第2節 津波災害予防対策	地-2- 14
1 総合的な津波対策の基本的な考え方	地-2- 14
2 津波広報、教育、訓練計画	地-2- 14

3	津波避難対策	地-2- 16
4	津波防護施設等の整備	地-2- 18
第3節	火災等予防対策	地-2- 23
1	地震火災の防止	地-2- 23
2	建築物不燃化の促進	地-2- 24
3	防災空間の整備・拡大	地-2- 28
第4節	消防計画	地-2- 29
1	消防施設の整備	地-2- 29
2	消防職員、団員等の教育訓練	地-2- 29
3	市町村相互の応援体制	地-2- 29
4	広域航空消防応援体制	地-2- 30
5	消防思想の普及	地-2- 30
6	市町村の消防計画及びその推進	地-2- 30
第5節	建築物の耐震化等の推進	地-2- 32
1	市街地の整備	地-2- 32
2	建築物等の耐震対策	地-2- 33
3	ライフライン等の耐震対策	地-2- 35
4	道路及び交通施設の安全化	地-2- 38
5	港湾施設等の安全化	地-2- 43
6	高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化	地-2- 44
第6節	液状化災害予防対策	地-2- 47
1	液状化対策の推進	地-2- 47
2	ライフライン施設、公共施設の液状化対策	地-2- 47
3	液状化対策の広報・周知	地-2- 48
4	液状化被害における生活支援	地-2- 48
第7節	土砂災害等予防対策	地-2- 49
1	土砂災害の防止・孤立集落対策	地-2- 49
2	地盤沈下の防止	地-2- 52
3	地籍調査の推進	地-2- 54
4	河川、ため池施設の安全化	地-2- 54
第8節	災害時要援護者等の安全確保のための体制整備	地-2- 55
1	在宅要援護者に対する対応	地-2- 55
2	社会福祉施設等における防災対策	地-2- 56
3	外国人に対する対策	地-2- 57
第9節	情報連絡体制の整備	地-2- 58
1	県における災害情報通信施設の整備	地-2- 58
2	市町村における災害通信施設の整備	地-2- 62
3	警察における災害通信網の整備	地-2- 62
4	東日本電信電話(株)千葉支店における災害通信施設の整備	地-2- 62
5	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店における災害通信施設の整備	地-2- 62
6	KDD I 事業所等における災害通信施設等の整備	地-2- 63
7	非常通信体制の充実強化	地-2- 63
8	アマチュア無線の活用	地-2- 63

9	その他通信網の整備	地-2- 63
第10節	備蓄・物流計画	地-2- 64
1	食料・生活必需品等の供給体制の整備	地-2- 64
2	医薬品及び応急医療資機材等の整備	地-2- 65
3	水防用資機材の整備	地-2- 66
第11節	防災施設の整備	地-2- 67
1	(仮称)危機管理防災センターの整備等	地-2- 67
2	防災センター等の整備	地-2- 67
3	避難施設の整備	地-2- 68
第12節	帰宅困難者等対策	地-2- 69
1	帰宅困難者等	地-2- 69
2	一斉帰宅の抑制	地-2- 69
3	帰宅困難者等の安全確保対策	地-2- 70
4	帰宅支援対策	地-2- 70
5	関係機関と連携した取組み	地-2- 71
6	帰宅困難者等対策の(仮称)防災基本条例への位置付け	地-2- 71
7	大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み	地-2- 71
第13節	防災体制の整備	地-2- 72
1	県の防災体制の整備	地-2- 72
2	県の業務継続計画〔震災編(BCP)〕	地-2- 72
第3章	災害応急対策計画	地-3- 1
第1節	災害対策本部活動	地-3- 4
1	県の活動体制	地-3- 4
2	市町村の活動体制	地-3- 14
3	指定行政機関等の活動体制	地-3- 14
4	県災害対策本部等と市町村及び防災関係機関との連絡	地-3- 15
5	市町村支援	地-3- 15
6	災害救助法の適用手続等	地-3- 15
第2節	情報収集・伝達体制	地-3- 19
1	通信体制	地-3- 19
2	震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集と伝達	地-3- 22
3	気象官署の地震・津波に関する情報、津波予報	地-3- 23
4	関係機関における措置	地-3- 28
5	被害情報等収集・報告	地-3- 29
6	災害時の広報	地-3- 37
第3節	地震・火災避難計画	地-3- 39
1	計画内容	地-3- 39
2	実施機関	地-3- 39
3	避難の勧告又は指示等	地-3- 39
4	避難誘導等	地-3- 40
5	避難所の開設	地-3- 40
6	現地救護本部の設置	地-3- 41
第4節	津波避難計画	地-3- 42

1	津波警報等の伝達	地-3- 42
2	住民等の避難行動	地-3- 42
3	住民等の避難誘導	地-3- 43
第5節	災害時要援護者等の安全確保対策	地-3- 44
1	避難誘導等	地-3- 44
2	避難所の開設、災害時要援護者の対応	地-3- 44
3	福祉避難所の設置	地-3- 45
4	避難所から福祉避難所への移送	地-3- 45
5	被災した災害時要援護者等の生活の確保	地-3- 45
第6節	消防・救助救急・医療救護活動	地-3- 46
1	消防活動	地-3- 46
2	救助・救急	地-3- 47
3	水防活動	地-3- 49
4	危険物等の対策	地-3- 49
5	医療救護	地-3- 52
第7節	警備・交通の確保・緊急輸送対策	地-3- 58
1	千葉県警察災害警備計画	地-3- 58
2	交通規制計画	地-3- 58
3	交通規制の指針	地-3- 59
4	緊急輸送	地-3- 60
5	緊急通行車両の確認等	地-3- 60
6	交通情報の収集及び提供	地-3- 61
7	震災発生時における運転者のとるべき措置	地-3- 61
8	道路管理者の通行の禁止又は制限	地-3- 61
9	在港船舶対策計画	地-3- 61
第8節	救援物資供給活動	地-3- 65
1	応急給水	地-3- 65
2	食料・生活必需品等の供給体制	地-3- 66
3	燃料の調達	地-3- 69
第9節	広域応援の要請及び県外支援	地-3- 70
1	国等に対する応援要請	地-3- 70
2	他都道府県等に対する応援要請	地-3- 70
3	県の市町村への応援	地-3- 70
4	市町村間の相互応援	地-3- 70
5	消防機関の応援	地-3- 71
6	国土交通省所管の公共施設に係る相互応援	地-3- 71
7	水道事業体等の相互応援	地-3- 71
8	資料の提供及び交換	地-3- 72
9	経費の負担	地-3- 72
10	民間団体等との協定等の締結	地-3- 72
11	海外からの支接受入れ	地-3- 72
12	県外被災県等への支援	地-3- 72
13	広域避難者の受入れ	地-3- 73

第10節 自衛隊への災害派遣要請	地-3- 74
1 災害派遣の要請	地-3- 74
2 災害派遣の方法	地-3- 74
3 災害派遣要請の手続等	地-3- 75
4 知事への災害派遣の要請の要求	地-3- 76
5 自衛隊との連絡	地-3- 76
6 災害派遣部隊の受入体制	地-3- 77
7 災害派遣部隊の撤収要請	地-3- 78
8 経費負担区分	地-3- 78
9 自衛隊の即応態勢	地-3- 78
第11節 学校等における児童・生徒の安全対策	地-3- 79
1 防災体制の確立	地-3- 79
2 学用品の調達及び支給	地-3- 80
3 授業料等の減免・育英補助の措置	地-3- 81
4 学校給食の実施	地-3- 81
5 文化財の保護	地-3- 81
第12節 帰宅困難者等対策	地-3- 82
1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	地-3- 82
2 企業、学校など関係機関における施設内待機	地-3- 82
3 大規模集客施設や駅等における利用者保護	地-3- 82
4 帰宅困難者等の把握と情報提供	地-3- 82
5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	地-3- 82
6 徒歩帰宅支援	地-3- 83
7 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送	地-3- 83
第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策	地-3- 84
1 保健活動	地-3- 84
2 飲料水の安全確保	地-3- 84
3 防疫	地-3- 84
4 死体の捜索処理等	地-3- 85
5 動物対策	地-3- 87
6 清掃及び障害物の除去	地-3- 87
第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	地-3- 90
1 応急仮設住宅の提供等	地-3- 90
2 被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備	地-3- 91
3 被災宅地危険度判定支援体制の整備	地-3- 91
4 り災証明書の交付	地-3- 91
第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧	地-3- 93
1 水道施設	地-3- 93
2 下水道施設	地-3- 94
3 電気施設	地-3- 94
4 ガス施設	地-3- 96
5 通信施設	地-3- 97
6 放送機関	地-3- 99

7	工業用水道	地-3-100
8	道路・橋梁	地-3-100
9	交通施設	地-3-101
10	その他公共施設	地-3-107
第16節	ボランティアの協力	地-3-108
1	ボランティアの活動分野	地-3-108
2	ボランティアとして協力を求める個人、団体	地-3-108
3	ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	地-3-109
4	災害時におけるボランティアの登録、派遣	地-3-109
5	ボランティア受入体制	地-3-110
6	ボランティアコーディネーターの養成	地-3-111
7	日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画	地-3-111
第4章	災害復旧計画	地-4- 1
第1節	被災者生活安定のための支援	地-4- 2
1	被災者生活再建支援金	地-4- 2
2	公営住宅の建設等	地-4- 3
3	災害援護資金	地-4- 3
4	生活福祉資金	地-4- 4
5	県税の減免等	地-4- 4
6	生活相談	地-4- 5
7	雇用の維持に向けた事業主への支援	地-4- 5
8	義援金品の配布	地-4- 6
9	その他の生活確保	地-4- 7
10	中小企業への融資	地-4- 8
11	農林漁業者への融資	地-4- 9
第2節	津波災害復旧対策	地-4- 12
1	河川、海岸、港湾施設	地-4- 12
2	林地荒廃防止施設	地-4- 12
3	漁港施設	地-4- 12
4	津波災害廃棄物処理	地-4- 13
第3節	液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策	地-4- 14
1	水道施設	地-4- 14
2	下水道施設	地-4- 15
3	電気施設	地-4- 15
4	ガス施設	地-4- 16
5	通信施設	地-4- 18
6	工業用水道施設	地-4- 19
7	農林・水産業施設	地-4- 19
8	公共土木施設	地-4- 20
第4節	激甚災害の指定	地-4- 22
1	激甚災害に関する調査	地-4- 22
2	特別財政援助額の交付手続き等	地-4- 22
第5節	災害復興	地-4- 23

1	体制の整備	地-4-	23
2	災害からの復興に関する基本的な考え方	地-4-	23
3	想定される復興準備計画	地-4-	23
4	復興対策の研究、検討	地-4-	24
地震・津波編附編 [東海地震に係る周辺地域としての対応計画]			
第1章	総論	東-1-	1
第1節	地震・津波編の附編としての位置付け	東-1-	1
1	計画の内容	東-1-	1
2	計画の範囲	東-1-	1
3	前提条件	東-1-	1
4	計画の実施	東-1-	1
5	計画の位置付け	東-1-	1
第2章	防災機関の業務	東-2-	1
1	県	東-2-	1
2	市町村	東-2-	2
3	指定地方行政機関	東-2-	3
4	自衛隊	東-2-	4
5	指定公共機関	東-2-	5
6	指定地方公共機関	東-2-	6
第3章	事前の措置	東-3-	1
第1節	東海地震に備え事前に促進すべき事項	東-3-	1
第2節	事業所に対する指導、要請	東-3-	5
1	防災対策上、重要な事業所に対する指導、要請	東-3-	5
2	生活関連事業所に対する指導、要請	東-3-	6
第3節	広報及び教育	東-3-	8
1	広報	東-3-	8
2	教育	東-3-	9
第4節	地震防災訓練	東-3-	11
1	総合防災訓練	東-3-	11
2	市町村、各防災機関の訓練	東-3-	11
3	住民、事業所が実施する訓練	東-3-	11
第4章	東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置	東-4-	1
第1節	東海地震注意情報の伝達	東-4-	1
1	伝達系統及び伝達手段	東-4-	1
2	伝達体制	東-4-	3
3	伝達事項	東-4-	3
第2節	活動体制の準備等	東-4-	4
第3節	東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報	東-4-	6
第4節	混乱防止の措置	東-4-	8
第5章	警戒宣言発令に伴う対応措置	東-5-	1
第1節	活動体制	東-5-	2
1	県の活動体制	東-5-	2
2	市町村・各防災機関の活動体制	東-5-	5

第2節 警戒宣言の伝達及び広報	東-5- 7
1 警戒宣言の伝達	東-5- 7
2 警戒宣言時の広報	東-5- 10
第3節 警備対策	東-5- 12
1 基本的な活動	東-5- 12
2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動	東-5- 12
第4節 水防・消防等対策	東-5- 13
1 県	東-5- 13
2 市町村	東-5- 14
3 水防管理団体	東-5- 14
4 国(河川管理者)	東-5- 14
第5節 公共輸送対策	東-5- 15
1 東日本旅客鉄道株式会社の措置	東-5- 15
2 民営鉄道の措置	東-5- 17
3 バス、タクシー等対策	東-5- 18
第6節 交通対策	東-5- 19
1 道路交通対策	東-5- 19
2 飛行場対策	東-5- 25
3 海上交通対策	東-5- 27
第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策	東-5- 28
1 上水道対策	東-5- 28
2 下水道対策	東-5- 29
3 電気対策	東-5- 29
4 ガス対策	東-5- 30
5 通信対策	東-5- 34
6 工業用水道対策	東-5- 36
第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策	東-5- 37
1 学校対策	東-5- 37
2 病院対策	東-5- 37
3 社会福祉施設等対策	東-5- 39
第9節 避難対策	東-5- 40
1 警戒宣言時の措置	東-5- 40
2 事前の措置	東-5- 41
第10節 救護救援・防疫対策・保健活動対策	東-5- 42
1 救護救援対策	東-5- 42
2 防疫対策	東-5- 43
3 保健活動対策	東-5- 43
第11節 その他の対策	東-5- 45
1 食料、医薬品等の確保	東-5- 45
2 緊急輸送の実施準備	東-5- 45
3 県が管理、運営する施設対策	東-5- 45
4 県税の申告、納付等に関する措置	東-5- 46
5 その他	東-5- 46

第6章 県民等のとるべき措置	東-6-	1
第1節 県民のとるべき措置	東-6-	1
第2節 自主防災組織のとるべき措置	東-6-	4
第3節 事業所のとるべき措置	東-6-	5
第3編 風水害等編		
第1章 総則	風-1-	1
第1節 県土の保全	風-1-	2
1 治水	風-1-	3
2 治山	風-1-	5
3 海岸	風-1-	5
第2章 災害予防計画	風-2-	1
第1節 防災意識の向上	風-2-	3
1 防災教育	風-2-	3
2 過去の災害教訓の伝承	風-2-	3
3 防災広報の充実	風-2-	3
4 自主防災体制の強化	風-2-	4
5 防災訓練の充実	風-2-	6
第2節 水害予防対策	風-2-	7
1 水害予防計画	風-2-	7
2 高潮予防計画	風-2-	11
第3節 土砂災害予防対策	風-2-	14
1 土砂災害防止法に基づく対策の推進	風-2-	14
2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備	風-2-	15
3 防災知識の普及・啓発	風-2-	15
4 県土保全事業の推進	風-2-	16
5 孤立集落対策	風-2-	18
第4節 風害予防対策	風-2-	19
1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	風-2-	19
2 農作物等の風害防止対策	風-2-	20
3 電力施設風害防止対策	風-2-	21
4 通信施設風害防止対策	風-2-	21
第5節 雪害予防対策	風-2-	23
1 道路雪害防止対策	風-2-	23
2 農作物等の雪害防止対策	風-2-	23
3 電力施設雪害防止対策	風-2-	24
4 通信施設雪害防止対策	風-2-	24
第6節 火災予防対策	風-2-	25
1 火災予防に係る立入検査	風-2-	25
2 住宅防火対策	風-2-	25
3 消防組織及び施設の整備充実	風-2-	25
4 火災予防についての啓発	風-2-	26
第7節 消防計画	風-2-	27

1	常備消防体制の充実・強化	風-2- 27
2	消防団員の確保	風-2- 27
3	消防施設の整備	風-2- 27
4	消防職員、団員等の教育訓練	風-2- 27
5	市町村相互の応援体制	風-2- 28
6	広域航空消防応援体制	風-2- 28
7	消防思想の普及	風-2- 28
8	市町村の消防計画及びその推進	風-2- 28
第8節	災害時要援護者等の安全確保のための体制整備	風-2- 30
1	在宅要援護者に対する対応	風-2- 30
2	社会福祉施設等における防災対策	風-2- 31
3	外国人に対する対策	風-2- 32
第9節	情報連絡体制の整備	風-2- 33
1	県における災害情報通信施設の整備	風-2- 33
2	市町村における災害通信施設の整備	風-2- 36
3	警察における災害通信網の整備	風-2- 36
4	東日本電信電話(株)千葉支店における災害通信施設の整備	風-2- 36
5	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店における災害通信施設の整備	風-2- 36
6	KDDI事業所等における災害通信施設等の整備	風-2- 37
7	非常通信体制の充実強化	風-2- 37
8	アマチュア無線の活用	風-2- 37
9	その他通信網の整備	風-2- 37
第10節	備蓄・物流計画	風-2- 38
1	食料・生活必需品等の供給体制の整備	風-2- 38
2	医薬品及び応急医療資機材等の整備	風-2- 39
3	水防用資機材の整備	風-2- 39
第11節	防災施設の整備	風-2- 41
1	(仮称)危機管理防災センターの整備等	風-2- 41
2	防災センター等の整備	風-2- 41
3	避難施設の整備	風-2- 41
第12節	帰宅困難者等対策	風-2- 43
1	一斉帰宅の抑制	風-2- 43
2	情報連絡体制の整備	風-2- 43
3	帰宅困難者等への情報提供	風-2- 43
4	大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み	風-2- 43
第13節	防災体制の整備	風-2- 44
1	県の防災体制の整備	風-2- 44
第3章	災害応急対策計画	風-3- 1
第1節	災害対策本部活動	風-3- 4
1	県の活動体制	風-3- 4
2	市町村の活動体制	風-3- 12
3	指定行政機関等の活動体制	風-3- 12
4	県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携	風-3- 13

5	市町村支援	風-3- 13
6	災害救助法の適用手続等	風-3- 13
第2節	情報収集・伝達体制	風-3- 17
1	通信体制	風-3- 17
2	気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備	風-3- 20
3	被害情報等収集・報告	風-3- 32
4	災害時の広報	風-3- 40
第3節	水防計画	風-3- 42
1	水防の目的	風-3- 42
2	水防の責任	風-3- 42
3	津波における留意事項	風-3- 42
4	安全配慮	風-3- 42
5	水防本部の組織	風-3- 43
6	水防本部の配備体制と活動内容	風-3- 45
7	水防配備指令伝達系統	風-3- 48
8	水防配備の解除	風-3- 49
第4節	避難計画	風-3- 50
1	計画方針	風-3- 50
2	実施機関	風-3- 50
3	避難の勧告又は指示等	風-3- 50
4	避難誘導等	風-3- 51
5	避難所の開設	風-3- 52
6	現地救護本部の設置	風-3- 52
第5節	災害時要援護者等の安全確保対策	風-3- 53
1	避難誘導等	風-3- 53
2	避難所の設置、災害時要援護者の対応	風-3- 53
3	福祉避難所の設置	風-3- 54
4	避難所から福祉避難所への移送	風-3- 54
5	被災した災害時要援護者等の生活の確保	風-3- 54
第6節	救助救急・医療救護活動	風-3- 55
1	救助・救急	風-3- 55
2	水防活動	風-3- 56
3	危険物等の対策	風-3- 56
4	医療救護	風-3- 59
第7節	警備・交通の確保・緊急輸送対策	風-3- 65
1	災害警備計画	風-3- 65
2	交通対策計画	風-3- 66
3	在港船舶対策計画	風-3- 70
4	緊急輸送	風-3- 72
第8節	救援物資供給活動	風-3- 75
1	応急給水	風-3- 75
2	食料・生活必需品等の供給体制	風-3- 76
3	燃料の調達	風-3- 79

第9節 広域応援の要請及び県外支援	風-3- 80
1 国等に対する応援要請	風-3- 80
2 他道府県等に対する応援要請	風-3- 80
3 県の市町村への応援	風-3- 80
4 市町村間の相互応援	風-3- 80
5 消防機関の応援	風-3- 81
6 国土交通省所管の公共施設に係る相互応援	風-3- 81
7 水道事業体等の相互応援	風-3- 81
8 資料の提供及び交換	風-3- 82
9 経費の負担	風-3- 82
10 民間団体等との協定等の締結	風-3- 82
11 海外からの支援受入れ	風-3- 82
12 県外被災県等への支援	風-3- 82
13 広域避難者の受入れ	風-3- 83
第10節 自衛隊への災害派遣要請	風-3- 84
1 災害派遣の要請	風-3- 84
2 災害派遣の方法	風-3- 84
3 災害派遣要請の手続等	風-3- 85
4 知事への災害派遣の要請の要求	風-3- 86
5 自衛隊との連絡	風-3- 87
6 災害派遣部隊の受入体制	風-3- 87
7 災害派遣部隊の撤収要請	風-3- 88
8 経費負担区分	風-3- 88
9 自衛隊の即応態勢	風-3- 88
第11節 学校等における児童・生徒の安全対策	風-3- 89
1 防災体制の確立	風-3- 89
2 学用品の調達及び支給	風-3- 90
3 授業料等の減免・育英補助の措置	風-3- 91
4 学校給食の実施	風-3- 91
5 文化財の保護	風-3- 91
第12節 帰宅困難者等対策	風-3- 92
1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	風-3- 92
2 企業、学校など関係機関における施設内待機	風-3- 92
3 大規模集客施設や駅等における利用者保護	風-3- 92
4 帰宅困難者等への情報提供	風-3- 92
5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	風-3- 92
第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策	風-3- 93
1 保健活動	風-3- 93
2 飲料水の安全確保	風-3- 93
3 防疫	風-3- 93
4 死体の捜索処理等	風-3- 94
5 動物対策	風-3- 96
6 清掃及び障害物の除去	風-3- 96

第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	風-3- 99
1 応急仮設住宅の提供等	風-3- 99
2 住宅の応急修理計画	風-3- 99
3 建設資材の確保	風-3-100
4 被災宅地危険度判定支援体制の整備	風-3-100
5 被災証明書の交付	風-3-100
第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧	風-3-101
1 水道施設災害対策計画	風-3-101
2 電力施設災害対策計画	風-3-101
3 下水道施設災害対策計画	風-3-105
4 ガス施設災害対策計画	風-3-106
5 東日本電信電話(株)の通信施設災害対策計画	風-3-113
6 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモの通信施設災害対策計画	風-3-114
7 KDDI(株)の通信施設災害対策計画	風-3-114
8 郵政業務応急対策計画	風-3-115
9 工業用水道の応急復旧	風-3-115
第16節 ボランティアの協力	風-3-117
1 ボランティアの活動分野	風-3-117
2 ボランティアとして協力を求める個人、団体	風-3-117
3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	風-3-118
4 災害時におけるボランティアの登録、派遣	風-3-118
5 ボランティア受入体制	風-3-119
6 ボランティアコーディネーターの養成	風-3-120
7 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画	風-3-120
第4章 災害復旧計画	風-4- 1
第1節 被災者生活安定のための支援	風-4- 2
1 被災者生活再建支援金	風-4- 2
2 公営住宅の建設等	風-4- 3
3 災害援護資金	風-4- 3
4 生活福祉資金	風-4- 4
5 県税の減免等	風-4- 4
6 生活相談	風-4- 5
7 雇用の維持に向けた事業者への支援	風-4- 5
8 義援金品の配布	風-4- 6
9 その他の生活確保	風-4- 7
10 中小企業への融資	風-4- 7
11 農林漁業者への融資	風-4- 9
第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画	風-4- 12
1 水道施設	風-4- 12
2 下水道施設	風-4- 12
3 電気施設	風-4- 12
4 ガス施設	風-4- 13
5 通信施設	風-4- 14

6	工業用水道施設	風-4-	15
7	農林・水産業施設	風-4-	15
8	公共土木施設	風-4-	16
第3節	激甚災害の指定	風-4-	18
1	激甚災害に関する調査	風-4-	18
2	特別財政援助額の交付手続き等	風-4-	18
第4節	災害復興	風-4-	19
1	体制の整備	風-4-	19
2	災害からの復興に関する基本的な考え方	風-4-	19
3	想定される復興準備計画	風-4-	19
4	復興対策の研究、検討	風-4-	20
第4編 放射性物質事故編			
第1章	基本方針	放-1-	1
第2章	放射性物質事故の想定	放-2-	1
第3章	放射性物質事故予防対策	放-3-	1
1	県内の放射性物質取扱事業所の把握	放-3-	1
2	情報の収集・連絡体制の整備	放-3-	1
3	通信手段の確保	放-3-	1
4	応急活動体制の整備	放-3-	1
5	放射線モニタリング体制の整備	放-3-	1
6	緊急時被ばく医療体制の整備	放-3-	2
7	退避誘導體制の整備	放-3-	2
8	広報相談活動体制の整備	放-3-	2
9	防災教育・防災訓練の実施	放-3-	2
10	県内事業所における事故予防対策	放-3-	2
第4章	放射性物質事故応急対策	放-4-	1
1	情報の収集・連絡	放-4-	1
2	事業者による応急対策活動の実施	放-4-	1
3	緊急時における放射線モニタリング等活動の実施	放-4-	2
4	放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置	放-4-	2
5	情報の分析・整理	放-4-	2
6	避難等の防護対策	放-4-	2
7	緊急輸送	放-4-	3
8	緊急時被ばく医療対策	放-4-	3
9	広報相談活動	放-4-	3
10	飲料水及び飲食物の摂取制限等	放-4-	3
11	消防活動	放-4-	4
12	広域避難者の受入れ	放-4-	4
第5章	放射性物質事故復旧対策	放-5-	1
1	汚染された土壌等の除染等の措置	放-5-	1
2	各種制限措置等の解除	放-5-	1
3	被災住民の健康管理	放-5-	1

4	風評被害対策	放-5-	1
5	廃棄物等の適正な処理	放-5-	1
第5編 大規模火災等編			
第1章	大規模火災対策	大-1-	1
第1節	基本方針	大-1-	1
第2節	予防計画	大-1-	2
1	建築物不燃化の促進	大-1-	2
2	防災空間の整備・拡大	大-1-	2
3	市街地の整備	大-1-	2
4	火災に係る立入検査	大-1-	2
5	住宅防火対策	大-1-	3
6	多数の者を収容する建築物の防火対策	大-1-	3
7	大規模・高層建築物の防火対策	大-1-	3
8	文化財の防火対策	大-1-	3
9	消防組織及び施設の整備充実	大-1-	4
第3節	応急対策計画	大-1-	5
1	応急活動体制	大-1-	5
2	情報収集・伝達体制	大-1-	5
3	災害救助法の適用	大-1-	5
4	消防活動	大-1-	5
5	救助・救急計画	大-1-	5
6	交通規制計画	大-1-	6
7	避難計画	大-1-	6
8	救援・救護計画	大-1-	6
第2章	林野火災対策	大-2-	1
第1節	基本方針	大-2-	1
第2節	予防計画	大-2-	2
1	広報宣伝	大-2-	2
2	法令による規制	大-2-	2
3	予防施設の設置	大-2-	2
4	体制の整備	大-2-	2
5	消火施設の設置	大-2-	2
6	林野等の整備	大-2-	3
7	林野火災特別地域対策事業	大-2-	3
第3節	応急対策計画	大-2-	4
1	県の応急活動体制	大-2-	4
2	消防計画の樹立	大-2-	4
3	総合的消防体制の確立	大-2-	4
4	避難計画	大-2-	5
5	立入禁止区域の設定等	大-2-	5
6	その他	大-2-	5
第3章	危険物等災害対策	大-3-	1

第1節 基本方針	大-3-	1
1 危険物	大-3-	1
2 高圧ガス	大-3-	1
3 火薬類	大-3-	1
4 毒物劇物	大-3-	1
第2節 予防計画	大-3-	2
1 危険物	大-3-	2
2 高圧ガス	大-3-	2
3 火薬類	大-3-	3
4 毒物劇物	大-3-	4
5 危険物等による環境汚染の防止対策	大-3-	4
第3節 応急対策計画	大-3-	5
1 県の応急活動体制	大-3-	5
2 危険物	大-3-	5
3 高圧ガス	大-3-	5
4 火薬類	大-3-	6
5 毒物劇物	大-3-	7
第4章 油等海上流出災害対策	大-4-	1
第1節 基本方針	大-4-	1
1 対象災害	大-4-	1
2 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱	大-4-	1
3 事故原因者等の責務	大-4-	3
第2節 予防計画	大-4-	4
1 航行の安全確保	大-4-	4
2 広域的な活動体制	大-4-	4
3 災害応急対策への備え	大-4-	4
4 訓練	大-4-	5
第3節 応急対策計画	大-4-	6
1 県の応急活動体制	大-4-	6
2 防除方針	大-4-	6
3 情報連絡活動	大-4-	6
4 流出油の防除措置	大-4-	6
5 広報広聴活動	大-4-	7
6 環境保全等に関する対策	大-4-	7
7 油回収作業実施者の健康対策	大-4-	7
8 その他	大-4-	7
第6編 公共交通等事故編		
第1章 海上事故災害対策	公-1-	1
第1節 基本方針	公-1-	1
第2節 予防計画	公-1-	2
1 各種予防対策	公-1-	2
2 資機材等の整備	公-1-	2

第3節 応急対策計画	公-1-	3
1 県の応急活動体制	公-1-	3
2 情報の収集伝達	公-1-	3
3 応急活動体制	公-1-	3
4 関係機関の体制	公-1-	4
5 各種活動	公-1-	4
6 応援体制	公-1-	5
第2章 航空機事故災害対策	公-2-	1
第1節 基本方針	公-2-	1
第2節 予防計画	公-2-	2
1 情報の収集・連絡体制の整備	公-2-	2
2 協力・応援体制の整備	公-2-	2
3 消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄	公-2-	2
4 防災訓練	公-2-	2
第3節 応急対策計画	公-2-	3
1 県の応急活動体制	公-2-	3
2 情報の収集	公-2-	3
3 応急対策	公-2-	5
4 応援体制	公-2-	7
第3章 鉄道事故災害対策	公-3-	1
第1節 基本方針	公-3-	1
第2節 予防計画	公-3-	2
1 各事業者による予防対策	公-3-	2
2 行政等による予防対策	公-3-	2
第3節 応急・復旧計画	公-3-	3
1 行政等による応急活動体制	公-3-	3
2 情報収集・伝達体制	公-3-	3
3 相互協力・派遣要請計画	公-3-	4
4 消防活動	公-3-	5
5 救助・救急計画	公-3-	5
6 交通規制	公-3-	5
7 避難計画	公-3-	5
8 各事業者による応急・復旧対策	公-3-	6
第4章 道路事故災害対策	公-4-	1
第1節 基本方針	公-4-	1
第2節 予防計画	公-4-	2
1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処	公-4-	2
2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処	公-4-	2
3 東京湾アクアラインの防災対策	公-4-	3
第3節 応急対策計画	公-4-	4
1 県の応急活動体制	公-4-	4
2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処	公-4-	4
3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処	公-4-	6

千葉県地域防災計画

第1編 総 則

第1章 計画の目的及び構成

第1節 計画の目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、千葉県防災会議が策定するこの計画は、昭和38年の策定以来、これまで幾度にわたる修正を行ってきた。

平成23年3月1日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大の地震であり、未曾有の災害をもたらした。

本県でも、津波や液状化などにより大きな被害を受けたところである。

このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、県域に係る災害対策を実施する際の、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

さらに、県民や事業所等の役割を明らかにし、地震津波災害、風水害、放射性物質事故や大規模火災、航空機・鉄道などの公共交通等の事故災害などの各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して県民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

- <資料編1-1 千葉県防災会議条例>
- <資料編1-2 千葉県防災会議運営要領>
- <資料編1-3 千葉県防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について>
- <資料編1-4 千葉県防災会議幹事会運営要領>
- <資料編1-5 千葉県防災会議対策部会運営要領>

第2節 計画の構成

この計画は、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

第1編 総 則

第2編 地震・津波編

(地震・津波編附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画)

第3編 風水害等編

第4編 放射性物質事故編

第5編 大規模火災等編

第6編 公共交通等事故編

の6編をもって構成している。

第1編総則は、計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとの総則で示されていた事項を共通事項として整理するため、平成24年修正において新設したものである。

第2編地震・津波編は、地震や津波による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。平成23年3月に発生した東日本大震災では、本県においても津波による大きな被害が発生したことから、津波対策の充実を期するため、平成24年修正において従来の震災編を改称したものである。

第2編地震・津波編の附編として定めている東海地震に係る周辺地域としての対応計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本県として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生の防止等を目的としてまとめたものである。

第3編風水害等編は、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

第4編から第6編までの各編については、放射性物質事故対策計画の見直しに併せ、従来の大規模事故編に規定していた各種大規模事故災害への対策を種別ごとに3編に分類し、放射性物質事故、大規模火災等（大規模火災、林野火災、危険物等災害、油等海上流出災害）、公共交通等事故（海上事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故）など大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。この計画に定めのないものについては、第3編風水害等編の規定に準ずるものとする。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 減災を重視した防災対策の方向性

本県では、これまでに様々な地震津波災害や風水害等を経験し、その都度、防災対策を強化してきた。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備えていくものとする。

第2節 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の県民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、県民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、県が認定した災害対策コーディネーターの養成講座を開催し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。

さらに、民間団体等と県・市町村との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本県でも、生活協同組合連合会との物資の確保やボランティア活動支援に関する協定や、コンビニエンスストアチェーンとの物資供給に関する協定など、様々な分野での連携が進んでいる。最近では、市町村が建築士や土地家屋調査士の団体との間で、家屋の被害認定等に関する協定を締結するなどの動きも見えている。

これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。

このような取組みの強化と併せ、県や市町村をはじめとする防災関係機関においても、県民の安全・安心を守るためにとり得る手段を尽くし、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、県内全域の防災力の向上を図っていく。

さらに県は、この考え方にに基づき、県民や事業者、県・市町村などの役割や取組み事項を明らかにすることにより防災意識の高揚を図り、県内全域の防災力の向上を目指す、(仮称) 防災基本条例を制定する。

第3節 災害時要援護者及び男女共同参画の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、ねたきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人などの災害時要援護者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

平成23年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北3県の死亡者のうち、9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本県でも、高齢化の進展や、障害のある人が年々増加している状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、災害時要援護者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、地域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする。

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

千葉県 の地域に係る災害対策を実施するにあたり、県、市町村のほか防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、県民、事業者等の主な事務、業務を次のとおり明記し、災害を防止するとともに被害の軽減を図る。

【県】

- 1 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- 2 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- 3 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- 4 災害の防除と拡大の防止に関すること
- 5 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- 6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- 8 被災県営施設の応急対策に関すること
- 9 災害時における文教対策に関すること
- 10 災害時における社会秩序の維持に関すること
- 11 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- 12 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- 13 被災施設の復旧に関すること
- 14 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- 15 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること
- 16 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
- 17 被災者の生活再建支援に関すること
- 18 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

【市町村】

- 1 市町村防災会議及び市町村災害対策本部に関すること
- 2 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- 3 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- 4 災害の防除と拡大の防止に関すること
- 5 救助、防疫等災者の保護及び保健衛生に関すること
- 6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- 8 被災市町村営施設の応急対策に関すること
- 9 災害時における文教対策に関すること
- 10 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- 11 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- 12 被災施設の復旧に関すること
- 13 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- 14 被災者の生活再建支援に関すること

【指定地方行政機関】

（関東管区警察局）

- 1 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関する事
- 2 管区内各県警察の相互援助の調整に関する事
- 3 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関する事
- 4 警察通信の確保及び警察通信統制に関する事
- 5 津波警報の伝達に関する事

（関東財務局千葉財務事務所）

- 1 立会関係
主務省が行う災害復旧事業費の査定
- 2 融資関係
(1) 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関する事
(2) 災害復旧事業費の融資（長期）に関する事
- 3 国有財産関係
(1) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事
(2) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事
(3) 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関する事
(4) 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関する事
(5) 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関する事
(6) 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関する事
- 4 民間金融機関等に対する指示、要請関係
(1) 災害関係の融資に関する事
(2) 預貯金の払い戻し及び中途解約に関する事
(3) 手形交換、休日営業等に関する事
(4) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する事
(5) 営業停止等における対応に関する事

（関東信越厚生局）

- 1 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事
- 2 関係職員の派遣に関する事
- 3 関係機関との連絡調整に関する事

（関東農政局）

- 1 災害予防対策
(1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事
(2) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事
- 2 応急対策
(1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事
(2) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事
(3) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事

- (4) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事
- (5) 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関する事

3 復旧対策

- (1) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る海岸施設及び農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事
- (2) 災害による被災農林漁業等に対する資金の融通に関する事

4 その他

- (1) 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関する事
- (2) 災害時の政府所有米穀の供給に関する事（農林水産省生産局）

（関東森林管理局）

- 1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事
- 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事

（関東経済産業局）

- 1 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事
- 2 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事
- 3 被災中小企業の振興に関する事

（関東東北産業保安監督部）

- 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事
- 2 鉦山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関する事

（関東運輸局）

- 1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事
- 2 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関する事
- 3 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関する事
- 4 災害時における応急海上輸送に関する事
- 5 応急海上運送用船舶の緊急修理に関する事

（関東地方整備局）

- 1 災害予防
 - (1) 防災上必要な教育及び訓練等に関する事
 - (2) 通信施設等の整備に関する事
 - (3) 公共施設等の整備に関する事
 - (4) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事
 - (5) 官庁施設の災害予防措置に関する事
 - (6) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する事
 - (7) 豪雪害の予防に関する事
- 2 災害応急対策
 - (1) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関する事
 - (2) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事
 - (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事
 - (4) 災害時における復旧資材の確保に関する事
 - (5) 災害発生が予測される時又は災害時における応急工事等に関する事
 - (6) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関する事
 - (7) 海洋汚染の拡散防止及び防除に関する事

(8) 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること

3 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

(成田空港事務所)

- 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
- 2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

(第三管区海上保安本部)

- 1 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること
- 2 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること
- 3 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること
- 4 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること

(東京管区气象台)

- 1 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること
- 2 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の発表・通報に関すること
- 3 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること

(関東総合通信局)

- 1 電波及び有線電気通信の監理に関すること
- 2 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること
- 3 災害時における非常通信の確保に関すること
- 4 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
- 5 関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- 6 災害対策用無線機、災害対策用移動電源車の貸出しに関すること

(千葉労働局)

- 1 工場、事業所における労働災害の防止に関すること
- 2 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

【自衛隊】

- 1 災害派遣の準備
 - (1) 防災関係資料の基礎調査に関すること
 - (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
 - (3) 防災資材の整備及び点検に関すること
 - (4) 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること
- 2 災害派遣の実施
 - (1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
 - (2) 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

【指定公共機関】

(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ)

- 1 電気通信施設の整備に関する事
- 2 災害時における緊急通話の取扱いに関する事
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

(日本赤十字社千葉県支部)

- 1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事
- 2 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関する事
- 3 義援金の募集及び配分に関する事

(日本放送協会)

- 1 県民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
- 2 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
- 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事
- 4 被災者の受信対策に関する事

(東日本高速道路(株))

- 1 東日本高速道路の保全に関する事
- 2 東日本高速道路の災害復旧に関する事
- 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事

(首都高速道路(株))

- 1 首都高速道路の保全に関する事
- 2 首都高速道路の災害復旧に関する事
- 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事

(独立行政法人水資源機構)

- 1 水資源開発施設(導水路を含む)の新築(水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る。)又は改築及び維持管理に関する事
- 2 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関する事

(成田国際空港(株))

- 1 災害時における空港の運用に関する事
- 2 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関する事
- 3 帰宅困難者対策に関する事

(東日本旅客鉄道(株))

- 1 鉄道施設の保全に関する事
- 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
- 3 帰宅困難者対策に関する事

(日本貨物鉄道(株))

災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関する事

(東京ガス(株))

- 1 ガス供給施設(製造設備等を含む)の建設及び安全確保に関すること
- 2 ガスの供給に関すること

(日本通運(株)千葉支店)

災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

(東京電力(株))

- 1 災害時における電力供給に関すること
- 2 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

(KDDI(株))

- 1 電気通信施設の整備に関すること
- 2 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(郵便事業(株))

- 1 災害時における郵便事業運営の確保
- 2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
 - (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
 - (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
 - (4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること
 - (5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること

(郵便局(株))

災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

【指定地方公共機関】

(千葉県手賀沼土地改良区、両総土地改良区及び印旛沼土地改良区)

- 1 防災ため池等の施設の整備と管理に関すること
- 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること
- 3 たん水の防排除施設の整備と活動に関すること

(印旛利根川水防事務組合及び千葉県長沼水害予防組合)

- 1 水防施設資材の整備に関すること
- 2 水防計画の樹立と水防訓練に関すること
- 3 水防活動に関すること

京葉瓦斯(株)、大多喜ガス(株)、千葉ガス(株)、房州瓦斯(株)、京和ガス(株)、銚子瓦斯(株)、野田ガス(株)、角栄ガス(株)、東日本ガス(株)、総武ガス(株)、日本瓦斯(株)、(社)千葉県エルピーガス協会

ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

京成電鉄（株）、新京成電鉄（株）、東武鉄道（株）、小湊鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京葉臨海鉄道（株）、北総鉄道（株）、流鉄（株）、銚子電気鉄道（株）、いすみ鉄道（株）、千葉都市モノレール（株）、東葉高速鉄道（株）、山万（株）、（株）舞浜リゾートライン、芝山鉄道（株）、首都圏新都市鉄道（株）

- 1 鉄道施設の保全に関する事
- 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
- 3 帰宅困難者対策に関する事

（日本航空（株）及び全日本空輸（株））

- 1 航空機の運航の安全と確保に関する事
- 2 旅客の安全確保に関する事

（（社）千葉県医師会）

- 1 医療及び助産活動に関する事
- 2 医師会と医療機関との連絡調整に関する事

（（社）千葉県歯科医師会）

- 1 歯科医療活動に関する事
- 2 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関する事

（（社）千葉県薬剤師会）

- 1 調剤業務及び医薬品の管理に関する事
- 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関する事
- 3 地区薬剤師会との連絡調整に関する事

（千葉テレビ放送（株）、（株）ニッポン放送及び（株）ベイエフエム）

- 1 県民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
- 2 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
- 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事

（（社）千葉県トラック協会及び（社）千葉県バス協会）

災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

（千葉県道路公社）

- 1 所管道路の保全に関する事
- 2 所管道路の災害復旧に関する事
- 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事

【公共的団体】

（農業協同組合）

- 1 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 農作物の災害応急対策の指導
- 3 被災農家に対する融資、あつせん
- 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつせん
- 5 農産物の需給調整

(森林組合)

- 1 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 被災組合員に対する融資、あつせん

(漁業協同組合)

- 1 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- 3 被災組合員に対する融資、あつせん

(商工会議所・商工会)

- 1 市町村が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あつせん
- 3 融資希望者のとりまとめ、あつせん等の協力
- 4 災害時における物価安定への協力

(病院等医療施設)

- 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- 2 災害時における収容者の保護及び誘導
- 3 災害時における病人等の収容及び保護
- 4 災害時における負傷者の医療及び助産救助

(学校法人)

- 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- 2 災害時における児童生徒の保護及び誘導
- 3 災害時における応急教育計画の確立及び実施
- 4 被災施設の災害復旧

(金融機関)

被災事業者等に対する資金の融資

(社会福祉施設)

- 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- 2 災害時における入所者の保護及び誘導

(社会福祉協議会)

- 1 災害時要援護者の支援
- 2 災害時におけるボランティア活動の支援

(危険物取扱施設)

- 1 安全管理の徹底
- 2 防護施設の整備

【県民及び事業所等】

(県 民)

- 1 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため住宅の耐震診断・改修等震災の予防を

- 図る。また、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策など、各家庭での身近な災害発生時の備えを講じるとともに住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティーの形成に努めること
- 2 県及び市町村等が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

(事業所)

- 1 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織等との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること
- 2 集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努めること
- 3 事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めること

(ボランティア団体)

普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

- <資料編 2-1 指定行政機関、指定地方行政機関等>
- <資料編 2-2 指定公共機関>
- <資料編 2-3 指定地方公共機関>
- <資料編 2-4 防災関係機関>
- <資料編 2-5 千葉県>
- <資料編 2-6 警察>
- <資料編 2-7 市町村>
- <資料編 2-8 消防本部>
- <資料編 2-9 自衛隊>
- <資料編 2-10 千葉県災害ボランティアセンター連絡会加盟団体>

第4章 地勢概要等

1 地 勢

(1) 位 置

本県は、本州中央部の東端に位置し、東西に狭く、太平洋と東京湾に囲まれた半島（房総半島）にある。太平洋と東京湾に囲まれた半島部の海岸線と、半島のつけねを流れる利根川・江戸川に囲まれ、水で囲まれた島のような環境をなしている。

(2) 地 形

本県の地形は、南から北に向かって大きく丘陵、台地、平野の三つに区分されている。

特に、南部の山間地は房総丘陵と呼ばれ、標高約300m程度の山々が連なった、本県で最も高い地域であり、地表の侵食は幼年後期から壮年後期の形をなし、谷はかなり深く傾斜も急である。

房総丘陵は、一続きの地形ではなく、半島を横切るような数列の山地からなり、その間に細長い低地部をはさみ、この低地部から館山平野、鴨川平野となっている。

台地部は平坦ではなく、長柄町六地藏付近の標高120m程度から野田市付近の標高10m程度までと北へ向けて緩やかに傾き、下総台地と呼ばれている。

平野部は、利根川下流部の下利根平野と九十九里平野や東京湾に流れ込む主要河川の三角州などであるが、房総半島は丘陵と台地が主体となって構成されている。

東京湾沿岸では、遠浅の海底を利用した海岸の埋立造成地が広がっている。また、内陸部には、丘陵や台地を削り谷部を埋め立てるなどの人工造成地が広く分布している。

表1 千葉県地勢一覧（千葉県勢要覧 平成22年版）

位 置	極東 銚子市君ヶ浜	E 140° 52' 21"
	極西 富津市第二海堡	E 139° 44' 21"
	極南 南房総市白浜町野島崎	N 34° 53' 58"
	極北 野田市関宿三軒家	N 36° 06' 14"
県庁所在地	千葉市中央区市場町1番1号	E 140° 07' N 35° 36' (以上平成22年4月1日現在)
広 ぼ う	東西 102.6km 南北 133.9km	
面 積	5,156.60k m ²	
(全国比・順位)	1.36% 28位	(以上平成22年10月1日現在)
海岸線延長	534.291km	(平成21年3月31日現在)

(3) 山地・平野

房総半島の中央山間部は千葉県で最も高く、とくに房総丘陵といわれる南部には、愛宕山、清澄山、鹿野山、嶺岡浅間、鋸山等の標高300m以上の山地が連なっている。このうち鋸山から清澄山に至るいわゆる房総山脈は、本県最高山列で安房、君津の自然境をなしている。地表の侵食状況は幼年期後期から壮年期初期の形をなし、谷はかなり深く、傾斜も急である。

台地と丘陵を主体として構成されている房総半島には、沖積低地のまとまった平野に乏しい。海流の運搬してきた流砂の堆積と土地の隆起によってできた九十九里平野、江戸川河口から富津洲に至る間の東京湾沿岸平野、北部の利根川、江戸川沿岸平野、加茂川、平久里川沿いの鴨川平野、館山平野をみることができる。

表2 主要山岳

山 岳 名	標 高(m)	所 在 地
愛 宕 山	408.2	鴨川市、南房総市
鹿 野 山	379.0	君津市、富津市
清 澄 山	377.0	鴨川市
二 ツ 山	376.0	鴨川市
御 殿 山	363.9	南房総市
富 山	349.5	南房総市
石 尊 山	347.6	君津市、夷隅郡大多喜町
元 清 澄 山	344.2	鴨川市、君津市
八 良 塚	342.0	君津市
御 獄 山	341.0	夷隅郡大多喜町
伊 予 ケ 岳	336.6	南房総市
嶺 岡 浅 間	334.8	鴨川市
高 宕 山	330.0	富津市、君津市
鋸 山	329.5	富津市、安房郡鋸南町
高 鶴 山	326.0	鴨川市
鬼 泪 山	319.3	富津市
経 塚 山	310.7	南房総市

(国土地理院発行 25000 分の 1 の地形図より)

(4) 河 川

本県の河川は、利根川、江戸川以外は全国的にみると規模の小さい河川が多く、東京湾に流入する養老川、小櫃川、小糸川、太平洋に流入する夷隅川が比較的大きな河川であるが、指定延長の最も長い小櫃川でも77km程度と短く、水量も少ない。

県内河川を分類すると大体次のように分けられる。

ア 利根川・江戸川支川区域

北部は利根川、西部は江戸川沿いに軟弱地盤の低地を形成しているが、流域の大部分は下総台地からなる。低地部は沼、湿地を開拓した水田地帯で、内水排除に苦しむ地域であり、台地部は都市化の進行に伴い河川への表流水の流出増により河川への負担を大きくしている。

イ 東京湾沿岸河川区域

北部は下総台地、南部は東京湾沿岸平野の低地を形成している。台地及び低地の都市化が進み、表流水の河川への流出増が大きく水害の発生頻度も高い状況にあり、災害ポテンシャルの高い地域であるとともに河川の水環境の悪化、斜面林、緑地等の減少などの問題を抱えている。河口部は干潟を形成していたが、現在ではそのほとんどが埋め立て地となっている。

ウ 九十九里河川区域

西部は下総台地、東部は太平洋に面している。河川は下総台地を水源に、低地である九十九里平野を緩やかに流れ、太平洋に注いでおり、河口付近では河口閉塞がみられる。中流部の市街地においては、河道の拡幅が困難であり、流下能力不足や地盤沈下の影響により内水はん濫が生じている。

エ 上総丘陵河川区域

豊かな自然環境に恵まれた水源かん養地域で、流域の大きな河川が多く、県下で最大の多雨地域となっている。都市化の進展は大きくないが、丘陵部でのゴルフ場等の開発が多い地域である。上流部は谷が深く急峻で中流部にかけて蛇行が著しく、砂防河川に指定されている区域が多い。また、洪水調節や農業、水道用の水源となるダムが数多く建設されている。河川沿いの低地部の水田地帯で浸水被害が発生している地域もある。

オ 安房河川区域

千葉県最南端に位置し温暖な気候を生かした農業や酪農が盛んな地域である。鋸南から鴨川を結ぶ地域には破碎帯があり地すべりが多発している。丘陵部の上流は小河川が多く、砂防河川として改修を行っている。都市化の進展は見られず、人口は減少傾向を示している。

(5) 湖 沼

千葉県北部に位置する印旛沼、手賀沼は、古くから利根川の遊水池であったため、昔から排水に苦慮してきた低湿地でもある。現在も、出水があると機械排水に頼らざるを得ない状態である。

この印旛沼と手賀沼との間の北総台地には、千葉ニュータウンをはじめ多くの大規模宅地開発が進められている。これらの開発による沼への表流水の流出量の増大に対処するため、流入河川の改修、沼の治水安全度の確保が急務とされている。

ア 印旛沼

印旛沼は、湖面積626haの北沼と529haの西沼からなり、その流域面積は、541.18km²である。流入する主な河川には鹿島川、印旛放水路上流部（新川）、神崎川等がある。そのうち鹿島川は、この周辺河川では最大の流域面積251.9km²を有する。出水時、印旛沼に流入する洪水は、現在、長門川流末の印旛排水機場により利根川に排水する一方、沼西端の平戸から千葉市検見川に至る印旛放水路（新川・花見川）の midpoint 八千代市村上に設けられた大和田排水機場より東京湾に排水されている。

イ 手賀沼

手賀沼は、湖面積650haで、その流域面積は165.11km²である。流入する主な河川には大堀川、大津川及び金山落がある。出水時は、手賀沼排水機場及び北千葉導水事業により新たに完成した排水機場で利根川に排水している。

(6) 海 岸

本県はその地形上から海岸線が長いことが特徴である。江戸川デルタから富津洲までの約60kmの内湾は、遠浅の砂浜海岸であったが、この地帯は、既に埋立による土地造成が行われ、住宅地や工業地域となっている。これに対して東京湾南部の富津洲から洲崎までは、地質上一続きであった房総三浦丘陵地の陥没によってできた浦賀水道といわれる海溝部で、海底状況も深く変化に富んでいる。

一方太平洋側の飯岡から太東岬に至る約60kmの九十九里海岸は、外洋砂浜海岸の特色を示している。砂浜に砂丘を横たえ、遠浅ではあるが傾斜が大で波浪が激しいことが特徴である。次に太東岬より洲崎までは、一般に岩礁の磯浜海岸であり、一部砂浜海岸もところどころみられ、各所にそれぞれかっこうな漁港がある。

2 地 質

本県のほとんどが関東構造盆地の南半分に位置する。この構造分地の基盤岩（花崗岩、変成岩等）は、関東山地や筑波山地と呼ばれる関東平野周辺の山岳地や犬吠崎付近等で地表に露出しているが、本県の中央部では最も深いところで5, 500mを超え、盆状の形状をなしている。

一方、構造盆地内に堆積する地層は、比較的新しい地層で、下位より保田層群、三浦層群、上総層群、下総層群及び平野や河川沿いの地域に分布している沖積層である。

なお、これら層群間には地殻運動によると考えられる不整合が存在する。すなわち、黒滝不整合（三浦層群と上総層群の間）、東京湾不整合（上総層群と下総層群の間）、沖積層基底に発達する不整合現象などである。

また、最後の沖積層基底の不整合は、地殻変動に伴う下総層群の堆積盆の隆起とウルム氷期の海水準低下によって形成された現象であるため、関東構造盆地内のほとんどの地域で認められている。この不整合の上位には沖積層が発達しており、さらに沖積層の上には多くの地域で埋立層が認められている。これらの地層を地震地質学的観点からみた場合、各不整合を境として地震波の速度が異なるとともに振動特性も変わってくることが知られている。

図1 千葉県第四紀層

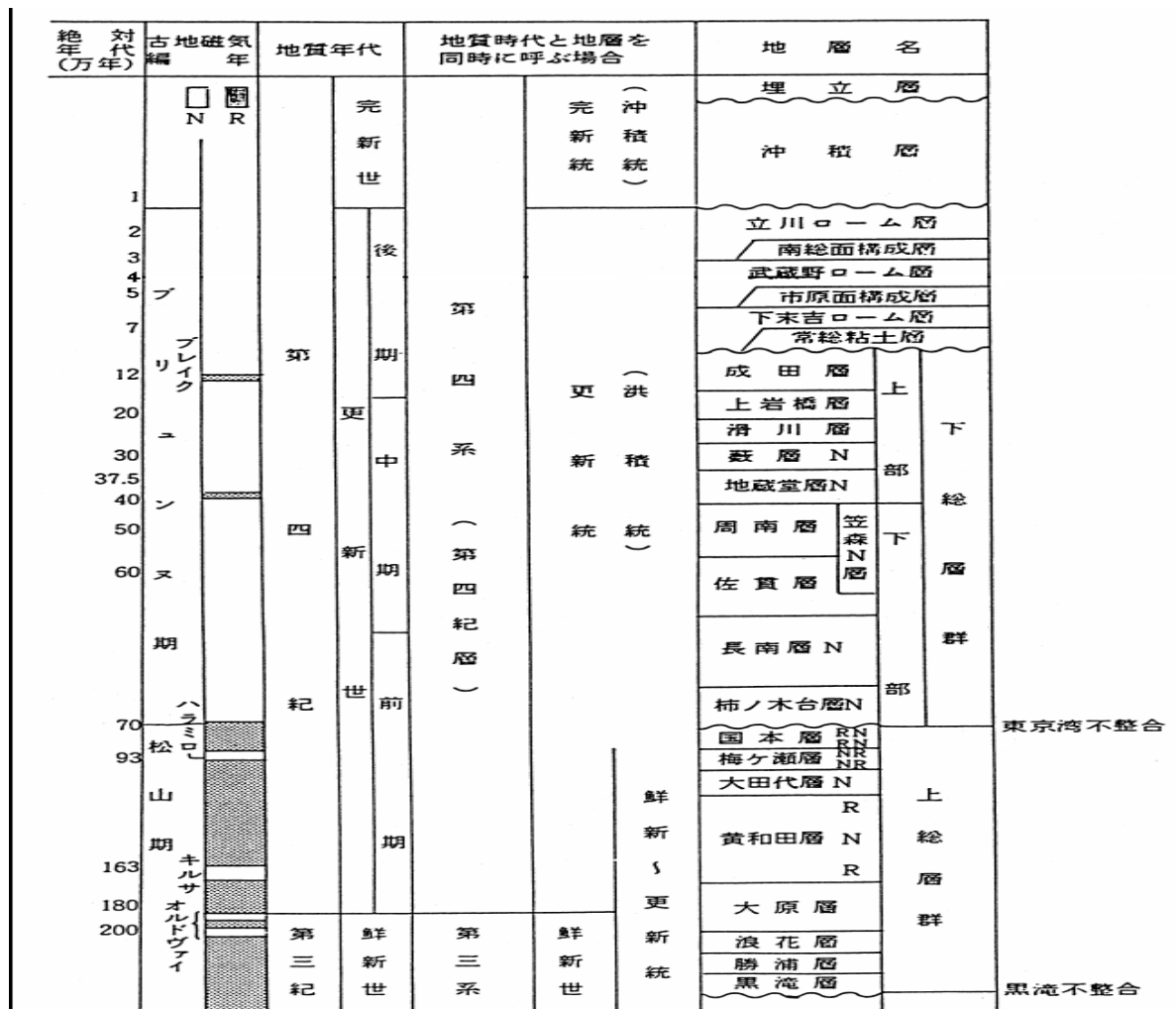
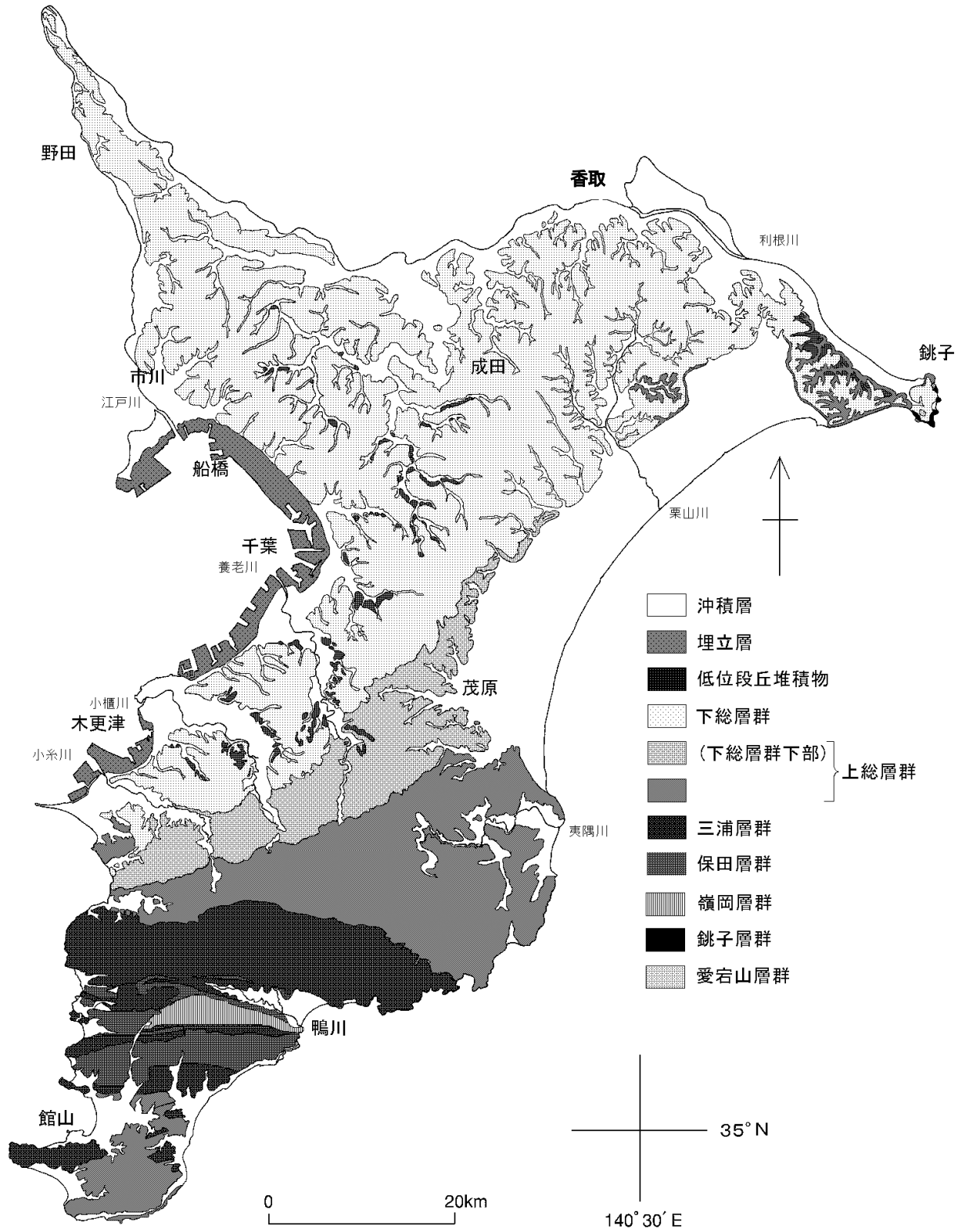


図2 千葉県の地表地質図



3 気象

本県の気象は、南部地区を中心とする沿岸部では、黒潮暖流の影響を受けて温暖湿潤な海洋性気候の特性を呈しているが、北部地域の平野部では、気候較差（寒暖の差）が大きくなるなどの内陸性気候の特性がみられる。

関東平野に連なる北部と丘陵地の多い南部とでは、地理的・地形的環境条件の違いにより、気候特性にも地域差のみられることが特徴的である。県内における年間平均降水量は、北部では約1,400mm前後であるが、南部では約2,100mmと多くなっている。南部の丘陵地一帯に多いのは、標高300m程度の山地の影響が大きく、風向が山地に直行するようなときは地形性降雨を伴うため、風上側の山地斜面では降水量が多くなることによる。

一方風については、全県的に秋から冬にかけて北西風に、春から夏にかけては南西風に支配されることが多いが、北部の内陸部では夏から秋にかけて北東風の頻度も高くなる。また風速においては、本県が半島をなしていることから、他の内陸県に比べて一般に風が強く、冬の季節風以外でも、台風や低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際には強風（突風）の吹くことが多い。

4 社会環境

本県では、主要都市の多くが津波や地盤の液状化の影響を受けやすい海岸や河川沿いに位置し、都市への人口集中は、災害の恐れのある地域へ居住拡大をもたらす傾向にある。

首都圏への人口集中が著しくなった昭和30年代後半から本県の都市形成が加速しており、当時整備された建築物や道路、鉄道などの社会資本が更新の時期にさしかかりつつあることに加え、海岸沿いの埋め立てや谷津田の開発による都市化は、災害対策のより一層の強化を求めることとなる。

さらに、急速な高齢化や国際化の到来は、高齢者や外国人などの災害時要援護者と呼ばれる人々の増加をもたらしているが、本来、これらの人々を地域で支えていく住民意識が変化しつつあり、相互扶助意識の低下が問題化しはじめている。

加えて、県民の生活様式の変化により、上下水道、電気、ガス等のライフラインへの依存度を高め、鉄道や高速道路等の交通施設とともに災害からこれらを守る対策強化が求められている。

また、本県は、三方を海に囲まれ、さらに成田国際空港を要していることから、海・空を経由してのヒトやモノの流れが活発で、本県の産業振興に大きく寄与しているところであるが、その反面、海難事故や油流出事故、航空機事故の危険性を有している。さらには、産業の高度化等による大規模な事故災害のおそれがある。

そのほか、本県には核燃料物質を使用している事業所が数か所立地しており、事故の特殊性や影響の甚大な放射性物質事故への対応が必要とされるが、平成23年の東日本大震災に起因した東京電力福島第一原子力発電所事故の本県への甚大な影響に鑑み、今後はこれらの事故についての対応を図ることが求められる。

5 過去の災害

(1) 千葉県が影響を受けた主な地震・津波災害（江戸時代以降）

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグ ニチ ユド	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・ 家屋等の 被害
		東経 北緯	震央 地名					
1	1605. 2. 3 (慶長 9 年 12 月 16 日)	134.9 33.0	南海 トラフ 沿い	7.9			房総半島東岸に大津波が来襲した。一時潮が引いて 30 余町 (30ha) 干潟になり、ついで津波が来襲した。上総下総の沿岸 45 か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せた。	死者多数
2	1677. 11. 4 (延宝 5 年 10 月 9 日)	142.0 35.5		8.0		勝浦から東浪見にかけて多くの被害が発生した。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定津波浸水高は、東浪見村 6.0~7.5m、矢指戸村 5.5~7.0m、岩船浦 6.5~8.0m、御宿浦 4.5~7.0m、沢倉村 5.5~7.0m などであった。	銚子市高神 1 万余の樹木が倒れた。家や漁船の被害が大きかった。東浪見で倒家 50 戸、水死者 97 名、和泉浦で倒家多数、田畑浸水、水死者 13 名、大原で倒家 25 戸、水死者 9 名、矢差戸で倒家 25 戸、水死者 13 名、岩船で倒家 40 戸、水死者 57 名、御宿で倒家 30 戸、水死者 36 名
3	1703. 12. 31 (元禄 16 年 11 月 23 日)	139.8 34.7	房総 沖	8.2	6	安房地方で山くずれが多く発生した。嶺岡山で亀裂が生じたのをはじめ各地で地割れが生じた。	房総沿岸に大津波があった。各地の痕跡高は、御宿 8m、勝浦 7m、鴨川 6.5m、千倉 9.2m、相浜 11~12m、保田 6.5m などであった。	津波による被害が主であった。安房小湊で 570 軒流失、死者 100 名、御宿で倒家 440 戸、死者 20 余名、千倉、布良で死者多数、九十九里南部津波で壊滅。
4	1855. 11. 11 (安政 2 年 10 月 2 日)		東京 湾 北部	7.2	6	浦安、船橋地区で地面に亀裂が生じ、噴砂がみられた。松戸から浦安にかけての地域で震度 6。	木更津の海岸で小規模な津波がみられた。	下総地方で倒家多く、死傷者も多数でた。
5	1906. 2. 23 (明治 39 年)	139.8 34.8	安房 沖	7.3				北条や平郡で壁に小亀裂が生じた。
6	1906. 2. 24 (明治 39 年)	139.8 35.5	東京 湾口	7.7				木更津、湊で壁土や瓦の墜落などの被害があった。
7	1909. 3. 13 (明治 42 年)	141.0 35.6	銚子 沖	7.2		名洗で地盤に亀裂が生じた。		銚子で家屋の傾斜 2 戸と煙突の挫折があった。
8	1921. 12. 8 (大正 10 年)	140.1 35.8	竜ヶ崎 付近	7.1		印旛郡で道路に亀裂が生じた。		印旛郡で土蔵破損数か所、千葉や成田で多少の被害があった。
9	1922. 4. 26 (大正 11 年)	139.7 35.2	浦賀 水道	6.9	5	布良で崖くずれ。		建物全壊 8 戸、破損 771 戸、小学校傾斜 1 棟。館山、木更津、大多喜等で土蔵や倉庫等の壁落下。

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグ ニチ ユード	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・ 家屋等の 被害
		東経 北緯	震央 地名					
10	1923. 9. 1 (大正 12 年)	139.3 35.2	相模 湾	7.9	6	安房地方で地割れ、噴砂、噴水が多見した。上総、安房地方の丘陵地では山くずれが多発した。三芳村付近に地震断層が生じた。	布良付近で津波による浸水があった。各地の推定津波高は布良 4.5 m、洲崎 4m、勝山 2.2 m、木更津 1.8mなどであった。	千葉県全体で死者 1,335 名、負傷者 3,426 名、行方不明者 7 名、全壊家屋 31,186 戸、半壊 14,919 戸、焼失 647 戸、流失 71 戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流失は布良の津波によるものである。
11	1923. 9. 2 (大正 12 年)	140.4 35.1	勝浦 沖	7.4	6	勝浦付近では関東地震より強く揺れた。	小津波があった。洲崎で波高 30cm になった。	勝浦で瓦の落下など小被害があった。
12	1953. 11. 26 (昭和 28 年)	141.7 34.0	房総 半島 南東 沖	7.4	5		銚子付近で最大波高 3 m 記録したが、被害なし。	館山、富崎で墓石が転倒し、犬吠埼灯台の水銀がこぼれた。
13	1960. 5. 23 (昭和 35 年)	73.5 38.0	チリ 沖	8.5			九十九里浜、銚子、勝浦、天羽などの海岸に津波がおこった。津波の波高は銚子で 153cm、布良で 67cm であった。	津波による被害は死者 1 名(銚子)、負傷 2 名、半壊家屋 11 戸、田畑の冠水 173ha に及んだ。
14	1987. 12. 17 (昭和 62 年)	140.5 35.4	千葉 県 東方 沖	6.7	5	山武、長生郡市を中心に、崖くずれ、道路の亀裂、陥没、堤防の沈下、地盤の液状化現象等が多数発生した。また、崖くずれの危険に伴う住民避難が生じた。		千葉県全体で死者 2 名、負傷者 144 名、全壊家屋 16 棟、半壊家屋 102 棟、一部損壊 71,212 棟、断水 49,752 戸、停電 287,900 戸、ガス供給停止 4,967 戸、ブロック塀等の倒壊 2,792 か所が発生した。なお、住家被害のほとんどが屋根瓦の崩落によるものであった。
15	1989. 3. 6 (平成元年)	140.7 35.7	千葉 県 北東 部	6.0	5	佐原市ほか 4 町で農業用水施設(地下埋設管)に破損が生じた。		佐原市ほか 4 市町で屋根瓦の落下による家屋の一部破損が 12 棟、多古町において水道管の亀裂により断水 70 戸の被害がでた。
16	2005. 4. 11 (平成 17 年)		千葉 県 北東 部	6.1	5強			県内で家屋の一部損壊 4 棟の被害がでた。

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグ ニチ ユード	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・ 家屋等の 被害
		東経 北緯	震央 地名					
17	2005. 7. 23 (平成 17 年)		千葉 県 北西 部	6.0	5弱			県内で負傷者 8 名、家屋の一部損壊 3 棟の被害がでた。その他、関東近県で約 6 万 4 千台のエレベーターが停止し、78 件の閉じ込めが発生した。鉄道については、東北、上越、長野、東海道新幹線、関東地方の JR 等の各線で点検のため運転を中止し、運転再開まで最大で約 7 時間を要した。
18	2011. 3. 11 (平成 23 年)	142.9 38.0	三陸 沖	9.0	6弱	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。市街地では、地震時、建物は ゆっくりと大きく揺れ、道路では敷地等の境がずれるように水平移動を繰り返し、間もなく地面から大量の泥水が湧き出した。マンホールは歩道の真ん中で大きく突出し、電柱や信号機は傾き、沈み込んだ。泥水の噴出とともに、戸建等の住宅が ゆっくりと沈み込み、各地で噴砂、沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等の様々な液状化被害が発生した。水道、下水道等のライフラインも、液状化により至る所で管が破壊された。	銚子験潮所で押波による第 1 波を 15 時 30 分過ぎに観測。17 時過ぎに最大潮位となる第 3 波 2.5m を観測した。潮位計のデータでは、13 日以降も津波による潮位変化が観測されている。九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から 3km 近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18.8km まで遡上、浸水面積は九十九里地域(銚子市～いすみ市)で 23.7km ² に達した。この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。海岸防御ラインの背後に砂丘や保安林のないこの地区に、7.6m と推定される第 3 波の津波が襲来し、県民の生命・財産を奪い去った。	平成 24 年 3 月 1 日現在 死者 20 名(うち、津波による死者 14 名(旭市 13 名、山武市 1 名)、行方不明者 2 名(津波による)、負傷者 251 名。建物全壊 798 棟、半壊 9,923 棟、一部損壊 46,828 棟、建物火災 15 件、床上浸水 154 棟、床下浸水 722 棟。水道断水 177,254 戸、減水 129,000 戸。下水道 12,600 戸で使用制限。ガス 8,631 戸で停止。電気 35 万 3 千戸で停電。国道、県道で全面通行止め 33 カ所、片側通行規制 12 カ所。農業施設の損壊 2,257 カ所ほか。漁船転覆・乗り上げ等 390 隻。石油コンビナート爆発事故(市原市)。福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質の検出された。
19	2012.3. 14 (平成 24 年)		千葉 県 東方 沖	6.1	5強	銚子市市道の一部で、液状化による噴砂等が発生した。		県内で死者 1 名、負傷者 1 名、家屋の一部損壊 3 棟の被害がでた。その他、銚子市ではブロック塀等が 4 か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約 14,800 軒以上に 断水が発生した。
20	2012.4.29 (平成 24 年)		千葉 県 北東 部	5.8	5弱			震度 5 弱を観測したのは、旭市のみにとどまり、県内で人的・物的被害は発生しなかった。

※県内における震度 5 弱以上を観測した地震、震度不明のものは M7. 0 以上のものを記載

(2) 風水害

昭和40年以降

災害原因	発生年月日	被害の概要						
		人的被害・人		住家被害・戸				がけくずれ 発生件数
		死者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	
関東地方南部の大雨	昭和45年 7月1日	19	31	280	262	2,756	3,657	17,300
秋雨前線並びに台風25号に伴う大雨	昭和46年 9月6日 ～9月7日	56	98	441	341	5,959	16,109	7,760
台風6号及び梅雨前線に伴う大雨	昭和60年 6月30日 ～7月1日	2	21	7	36	119	1,028	400
台風10号に伴う大雨	昭和61年 8月4日 ～8月5日	—	4	7	2	1,922	4,194	328
熱帯低気圧による大雨	昭和63年 8月10日 ～8月11日	2	9	1	1	18	471	439
雷を伴った大雨	平成元年 7月31日 ～8月1日	4	9	16	22	1,230	4,282	1,661
茂原市竜巻災害	平成2年 12月11日	1	73	82	161	—	—	—
台風12号に伴う大雨	平成7年 9月17日	1	3	2	9	108	519	97
台風17号	平成8年 9月21日 ～9月22日	6	21	8	21	2,066	4,738	485
台風22号	平成16年 10月8日 ～10月10日	2	19	—	2	274	1,244	322
台風23号	平成16年 10月20日 ～10月21日	2	3	—	—	10	161	28
平成20年8月末豪雨	平成20年 8月28日 ～8月30日	—	1	—	—	156	876	2
平成21年8月大雨・洪水・暴風	平成21年 8月31日	—	5	—	—	35	—	—
平成21年10月大雨・洪水	平成21年 10月8日	—	24	1	1	4	23	—

※人的被害の死者には、行方不明者を含む

千葉県地域防災計画

第2編 地震・津波編

第1章 総 則

地震・津波対策の基本的視点	(第1節 地-1-2)
想定地震と被害想定	
・ 想定地震、想定条件	(第2節 地-1-4)
・ 被害の概要	(第2節 地-1-4)
減災目標	
・ 経緯	(第3節 地-1-10)
・ 減災目標	(第3節 地-1-10)
・ 計画期間	(第3節 地-1-10)
・ 戦略の主な施策と目標	(第3節 地-1-10)

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、地震や津波による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

なお、本編は、平成23年3月に発生した東日本大震災において、東北地方だけでなく本県においても津波による死者が出たこと等を鑑み、津波対策の充実を期するため、平成24年度修正において従来の震災編を改称したものである。

第1節 地震・津波対策の基本的視点

平成24年度に修正されたこの計画は、東日本大震災を踏まえて抜本的な見直しを図ったものであるが、見直しに当たって基本的な視点は次のとおりである。

- 1 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること。

最大クラスの地震・津波に対しては、海岸保全施設等のハード整備に依存した防災対策には限界があり、東日本大震災の巨大な津波では、本県においても、海岸保全施設に一定の減災効果が認められたものの、施設の機能を越えた越流等が発生し、多くの死者が発生した。

したがって、今後想定すべき巨大災害に対しては、減災の視点に重点を置き、住民の避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。

そのためには、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠である。

その上で、最大クラスの津波に対しても、多重防御の視点から、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などを組み合わせ、ハード・ソフトを織り交ぜた、総合的な防災対策を推進することが重要である。

- 2 東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること。

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、本県においても、津波により、14名の死者、2名の行方不明者が出たほか、住家、漁港、保安林、海岸保全施設、河川施設、港湾施設、農地や農業用施設などにも大きな被害があった。

さらに、東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地において、広範囲に液状化は発生し、人的被害はほとんどなかったものの、住宅、橋梁・道路、河川施設、海岸保全施設、上下水道などのライフライン、学校、農業用施設などに被害があった。

一方、県、市町村、ライフライン事業者の震災の対応状況や、旭市・香取市の被災者の避難・避難所生活の状況等の検証を行い、様々な課題が浮かび上がったところであり、これらの被害や検証結果を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

- 3 あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること。

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。

これらの結果を踏まえ、今後の地震・津波対策は、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも風聞に解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそれずに、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのを想定することとする。

また、現在国において検討されている南海トラフの巨大地震や、これに伴う長周期地震動の影響

等についても、十分考慮する必要がある。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

第2節 想定地震と被害想定

千葉県が過去に大きな被害を受けたのは、大正関東地震（1923年関東大震災）や元禄地震（1703年）の相模トラフ沿いの大規模地震である。また、最近では千葉県東方沖地震（1987年）や東北地方太平洋沖地震（2011年）でも広域に被害が発生している。

国の公表によると、マグニチュード8クラスの大正関東地震（M7.9）の発生間隔は200～400年、元禄地震（M8.1）のそれは2,300年程度とされているが、南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の高蓋然性が高い状況にある。

そのため、県では平成19年度に近い将来（今後100年程度以内）本県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの3つの地震を対象に阪神・淡路大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施したところである。

1 想定地震、想定条件（防災危機管理部）

近い将来、千葉県に大きな影響があると考えられる以下の3つの地震について調査した。

条件については、県民の多様な生活行動を反映するため、季節、時刻及び風速を複数のケースを設定し、調査した。

No.	想定地震名	マグニチュード	震源の深さ	地震のタイプ
1	東京湾北部地震	7.3	27.8km	プレート境界
2	千葉県東方沖地震	6.8	43.0km	プレート内部
3	三浦半島断層群による地震	6.9	14.4km	活断層

2 被害の概要（防災危機管理部）

被害が最も大きくなる東京湾北部地震の被害概要を中心に、以下に述べる。詳細については、「平成19年度 千葉県地震被害想定調査報告書」による。

(1) 地震動（ゆれ）

東京湾岸に震度6強の地域が広がり、県土の約40%が震度6弱以上となる。

(2) 建物被害と人的被害

被害の最も大きい冬の18時、風速9m/秒の場合で、建物の全半壊は約22万棟となり、建物被害のほか、火災や急傾斜地崩壊、ブロック塀等の転倒等により、約4万3千人の死傷者が発生すると予測される。

(3) 液状化危険度

東京湾沿岸の埋立地・低地部を中心として、危険度が高い地域が広く分布する。内陸の河川沿いの谷底低地についても危険度が高い地域が分布するが、東京湾沿岸の低地部に比べ危険度は低く、九十九里地域は一部を除き危険度はあまり高くないと予測される。

(4) 交通施設

緊急輸送道路の第一次路線に架かる道路橋梁の被害は、通行止め1ヶ月程度の中規模損傷が31箇所が発生し、港湾・漁港施設では、25パーセントで被害が発生すると予測される。

(5) ライフライン

147万戸で断水し、停電は20万戸、都市ガスは37万戸で影響があると予測される。

(6) 避難者

建物被害による避難者が発生直後に約40万人、翌日にはピークとなり避難者数は、約145万人となり、1ヶ月後でも約61万人が避難生活を送ると予測される。

なお、この避難者数は、東京湾北部地震が広域災害となる事を考え、疎開等は考慮していない。

(7) 帰宅困難者

通勤や通学により自宅を離れている際に被災し、交通の途絶により自宅に帰れなくなる県民は、108万人と予測される。内訳は、県内での帰宅困難者数が約35万人、東京都内で約65万人、その他で約8万人となる。

(8) 大規模集客施設等の滞留者

県内には大規模集客施設が複数あり、その大規模集客施設に滞留する人は昼の12時のケースで最も多く、成田国際空港で約2万人、東京ディズニーランド及び東京ディズニーシーで約5万人と予測される。

また、西船橋、船橋、松戸等の主要ターミナル駅でのピーク時における5分間滞留者は、西船橋駅で約6万6千人、船橋駅で約4万9千人、松戸駅で4万4千人と予測される。

(9) エレベーター閉じ込め台数

エレベーター停止台数のうち、安全装置作動や故障、停電により、約8,000台で閉じ込めが発生すると予測される。

(10) 直接経済被害

建物やライフライン、交通施設などによる被害額は約9兆8千億円と予測される。

(11) 津波による被害

被害想定の対象とした東京湾北部地震、千葉県東方沖地震及び三浦半島断層群による地震では、津波が顕著に発生しないため、県において平成15年度から平成17年度にかけて津波シミュレーションを実施した元禄地震（1703年）及び延宝地震（1677年）を対象に、津波による被害量を算出した。

県民が避難行動を起こさないという条件で、北海道南西沖地震（1993年）での建物被害率と死傷者率の関係から死者数を算出し、津波防災施設の効果が無い場合、元禄地震では2,771名、延宝地震では1,653名が犠牲になると予測される。

なお、元禄地震及び延宝地震は、ともにマグニチュード8クラスの地震で大規模な津波が発生したことにより、本県に甚大な津波被害をもたらしたとされている。元禄地震を想定した津波シミュレーションでは、南房総市で最大津波高8.3m程度、延宝地震の津波シミュレーションでは銚子市で最大津波高8.4m程度と予測されている。

(12) その他

東日本大震災を受け、平成23年12月27日の中央防災会議で修正された防災基本計画では、「国及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。」とされた。

国の中央防災会議において、首都直下地震や南海トラフの巨大地震の被害想定を見直しているところであり、また、東日本大震災の被害様相を踏まえた被害想定手法の検討も行われるため、これら国の動向を注視し、必要に応じて見直しを行う。

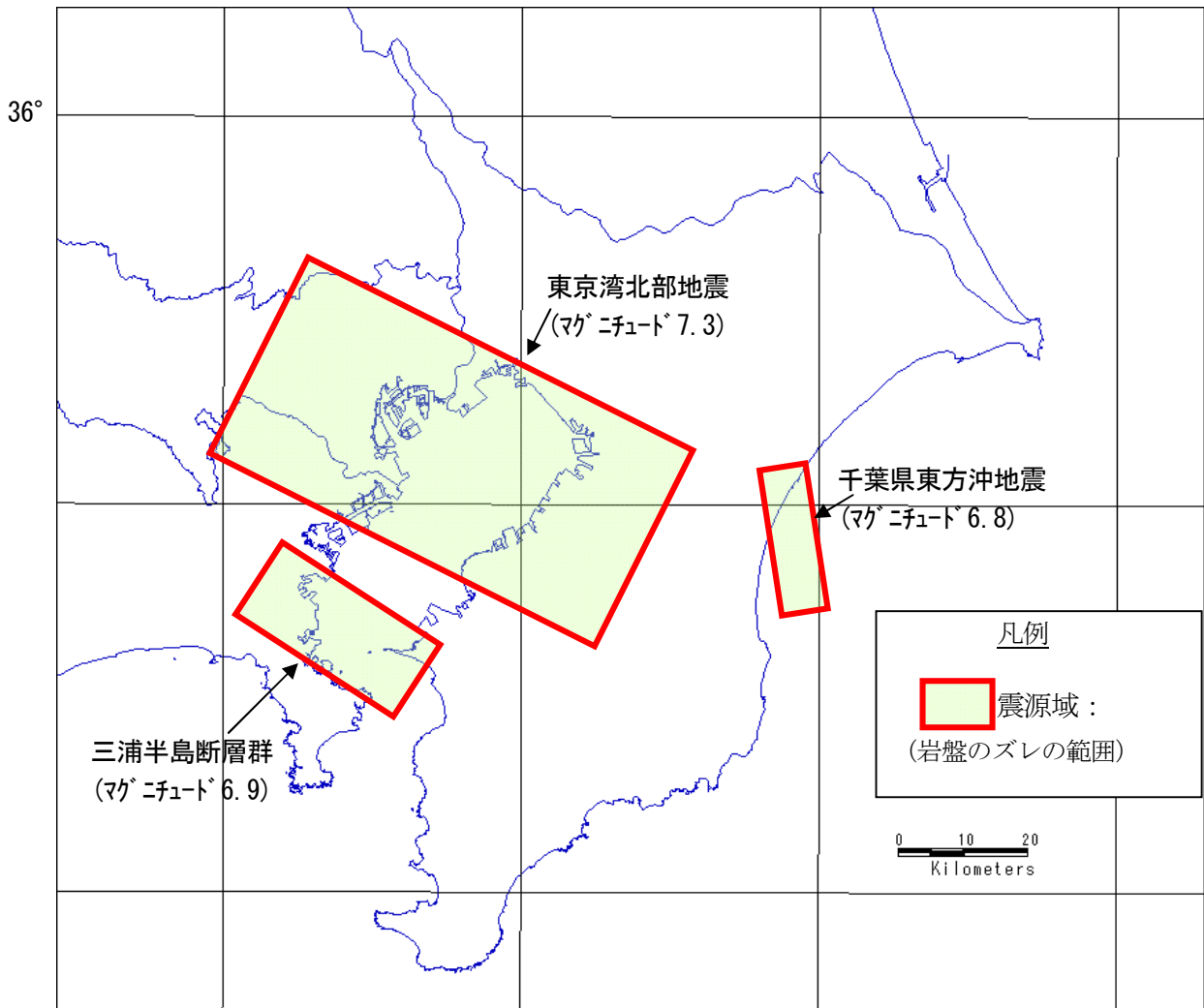
千葉県地震被害想定調査結果の概要

		東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群の地震			
想定地震	地震の規模及びタイプ等	規模	マグニチュード7.3	マグニチュード6.8	マグニチュード6.9		
		タイプ	プレート境界	プレート内部	活断層		
		震源の深さ	27.8km	43.0km	14.4km		
		震度分布	東京湾岸に震度6強の地域が広がり、県土の約40%が震度6弱以上。震度7の地域はない。	茂原市、東金市、八街市、いすみ市などに震度6弱の地域が散在。震度6弱の地域は県土の約0.3%	富津市、君津市、木更津市を中心に震度6弱から6強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約5%		
物的被害	建物被害	全壊棟数	68,692 棟	730 棟	6,633 棟		
		半壊棟数	151,384 棟	4,594 棟	18,082 棟		
		合計	220,076 棟	5,324 棟	24,715 棟		
	交通施設	道路橋梁※3	大規模損傷（通行止め）	0 箇所	0 箇所	1 箇所	
			中規模損傷（通行止め）	31 箇所	0 箇所	2 箇所	
			小規模損傷（交通規制）	417 箇所	20 箇所	103 箇所	
	港湾施設	鉄道橋脚	損壊（運行不能）	5 箇所	—	—	
			港湾施設	港湾・漁港の被害数	25 箇所	3 箇所	2 箇所
	ライフライン	電力	停電戸数	203,999 戸	286 戸	19,767 戸	
			都市ガス	停止戸数	374,533 戸	— 戸	— 戸
			LPガス	漏洩戸数	23,667 戸	35 戸	1,483 戸
			上水道	断水戸数	1,471,675 戸	26,450 戸	113,956 戸
			工業用水	被害箇所数	60 箇所	1 箇所	3 箇所
下水道			影響戸数	64,694 戸	13,819 戸	13,916 戸	
人的被害			死者数	揺れ（全壊・半壊）	913 人	0 人	68 人
	火災	365 人		0 人	4 人		
	急傾斜地崩壊	59 人		17 人	11 人		
	ブロック塀等の転倒	54 人		20 人	5 人		
	小計	1,391 人		37 人	88 人		
	負傷者数	揺れ（全壊・半壊）		36,099 人	682 人	2,455 人	
		火災	1,655 人	0 人	50 人		
		急傾斜地崩壊	758 人	219 人	140 人		
		ブロック塀等の転倒ほか	1,893 人	685 人	170 人		
		屋内収容物の転倒等	1,176 人	112 人	117 人		
		小計	41,581 人	1,698 人	2,932 人		
	死傷者数合計		42,972 人	1,735 人	3,020 人		
	避難者数	1日後	1,455,977 人	37,379 人	121,253 人		
1ヵ月後		610,880 人	6,448 人	30,225 人			
帰宅困難者数（昼12時）	県内から県内	356,794 人	315,169 人	175,110 人			
	東京都+他県から県内	731,022 人	261,867 人	686,418 人			
合計		1,087,816 人	577,036 人	861,528 人			
エレベーター閉じ込め台数		7,963 台	3,597 台	3,512 台			
大規模集客施設の滞留者（昼12時）	成田国際空港	約20,000 人	— 人	— 人			
	東京ディズニーランド及び東京ディズニーシー	約50,000 人	— 人	— 人			
	幕張メッセ	約7,500 人	— 人	— 人			
直接経済被害	建物	住宅、家財、償却・在庫資産	91,855 億円	2,913 億円	8,775 億円		
	ライフライン	電力、都市ガス、上・下水道	4,178 億円	608 億円	634 億円		
	交通施設	道路、鉄道、港湾	1,507 億円	162 億円	114 億円		
	経済被害合計		97,540 億円	3,683 億円	9,523 億円		
その他	震災廃棄物	体積	7,036,998 m ³	245,563 m ³	796,334 m ³		
	タンクのスロッシングの高さ（最大）		3.00 m	0.50 m	1.82 m		

※1 地震被害は、季節・時刻や気象条件により大きく変わります。ここでは、特に記載のない場合は、冬の18時、風速9m/sです。

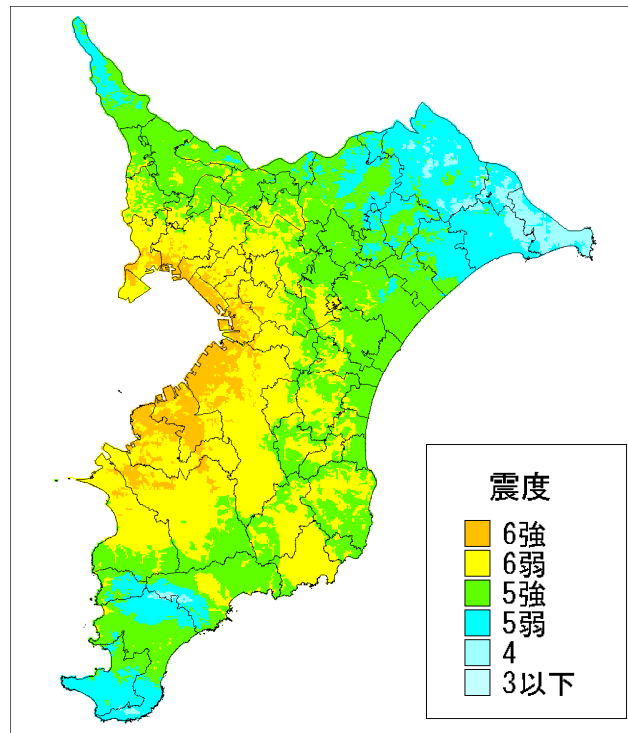
※2 地震被害想定は、想定した地震が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したものです。

※3 道路橋梁について、大規模損傷は2ヶ月半、中規模損傷は1ヶ月程度の通行止め、小規模損傷は1ヶ月程度の交通規制。

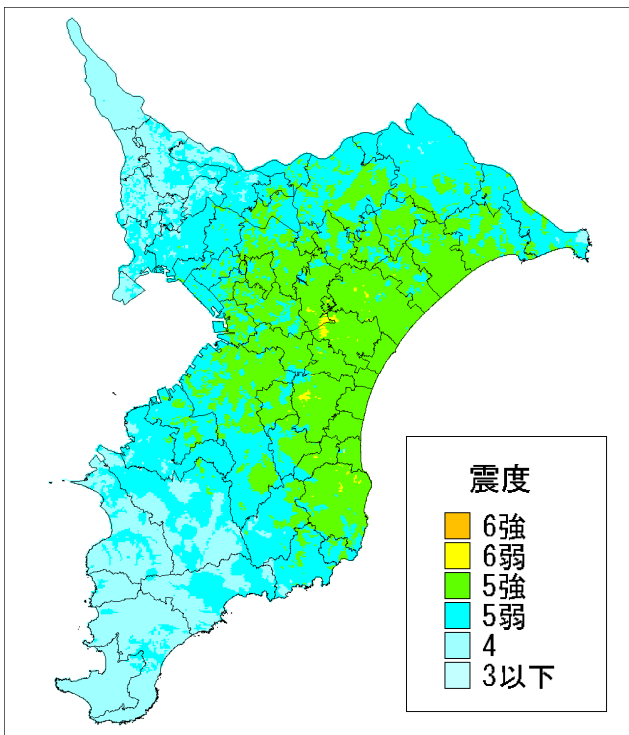


被害想定対象地震の震源域

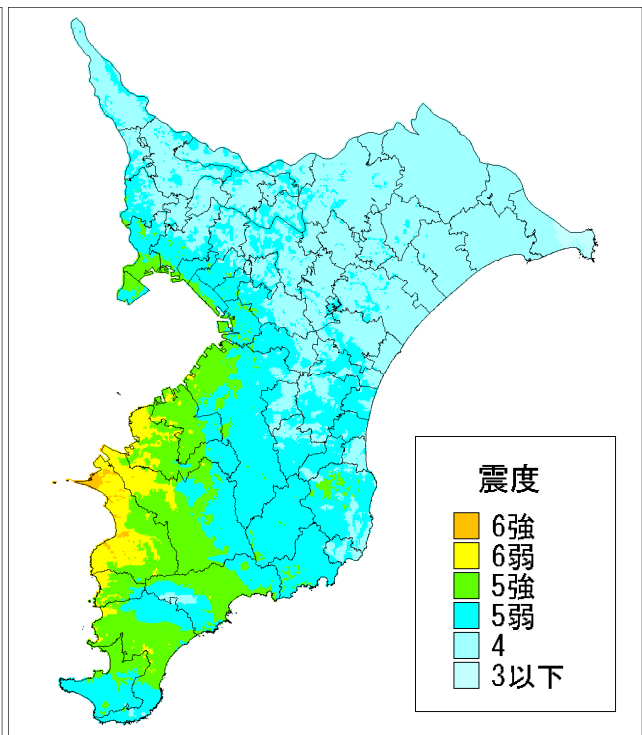
震度分布図



東京湾北部地震 (マグニチュード7.3)

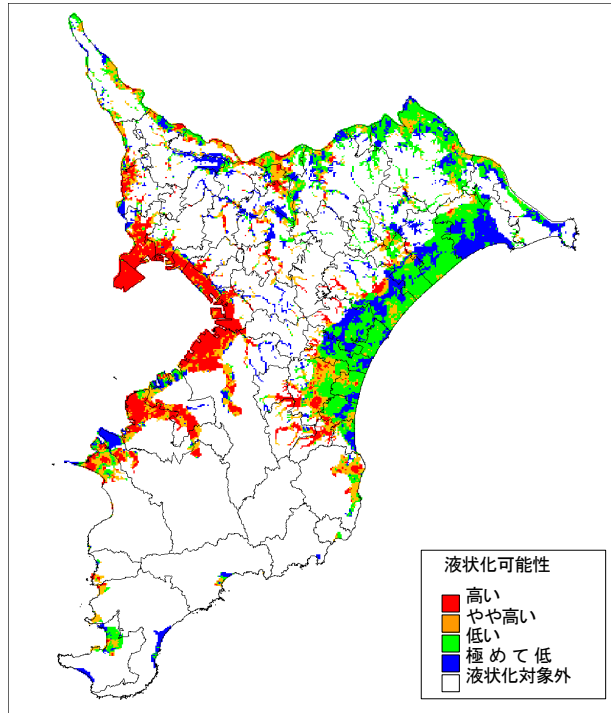


千葉県東方沖地震 (マグニチュード6.8)

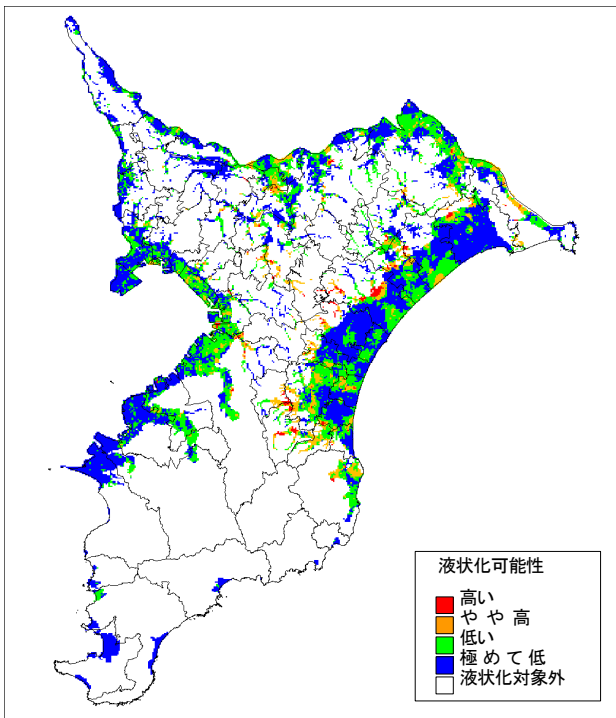


三浦半島断層群の地震 (マグニチュード6.9)

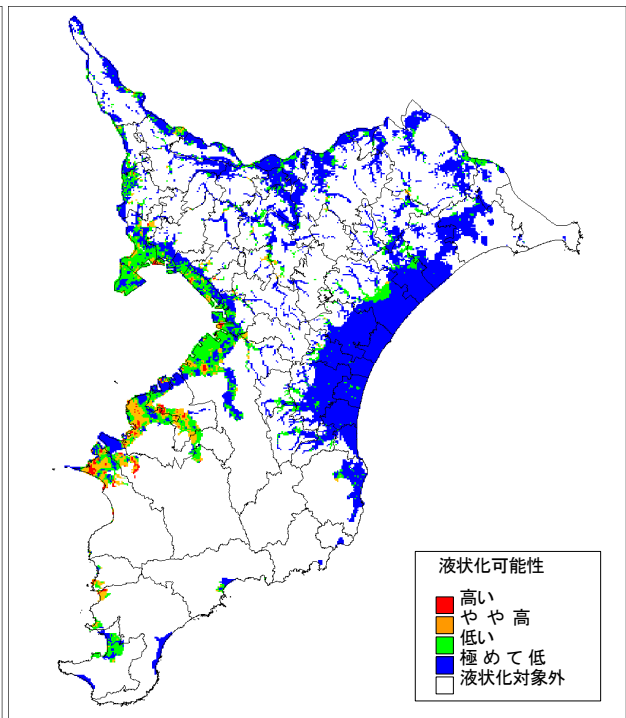
液状化危険度分布図



東京湾北部地震



千葉県東方沖地震



三浦半島断層群による地震

第3節 減災目標

1 経緯（防災危機管理部）

地震防災対策特別措置法において、想定される地震被害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めるとされた。

そこで、本県では、体系的・計画的に地震防災対策の推進を図っていくため、減災目標を設定するとともに、その減災目標を達成するために実施すべき施策を盛り込んだ行動計画である「千葉県地震防災戦略」を策定した。

2 減災目標（全庁）

東京湾北部地震における死者を約1,390人から約670人へ、経済被害額を約9兆8千億円から約4兆8千億円へ減らす。

3 計画期間（全庁）

平成21年度から平成30年度

4 戦略の主な施策と目標（平成21年度戦略策定時点）（全庁）

(1) 予防対策による減災

○住宅及び特定建築物の耐震化の促進

耐震関連補助事業、耐震相談会の開催等により耐震化を促進する。

【目標】耐震化率：住宅79%→90%/特定建築物82%→90%

○橋梁の耐震化の推進

緊急輸送道路を中心に対策を進め、災害に強い道づくりに努める。

【目標】要対策47橋→0橋（県管理分）

○帰宅困難者対策の推進

発災時の混乱を防止するとともに、1人でも多くの者が安全に帰宅できるよう、基本的な指針を策定し、九都県市や市町村、事業者等と連携して対策を推進する。

【目標】関係機関等の役割分担の明確化と連携・協力体制による帰宅支援策の検討・実施

(2) 応急対策による減災

○災害時要援護者避難支援プランの策定の支援

市町村における災害時要援護者避難支援プランの全体計画の策定を促進する。

【目標】策定済み8市 → 全市町村

○DMAT体制の整備

DMAT指定医療機関及びDMAT隊員の増加を図る。

【目標】10病院84人 → 12病院120人

○災害対策本部の機能強化

常設の（仮称）危機管理センターの設置を検討するなど、機能強化を図る。

○津波に対する避難計画作成の支援 【注】

市町村に対して津波に対する避難計画作成の支援を図る。

【目標】平成30年度までに市町村で津波に対する避難計画を作成

【注】想定地震の対象とした東京湾北部地震、千葉県東方沖地震及び三浦半島断層群による地震では、津波が顕著に発生しないため、県が平成15年度から17年度にかけて津波シミュレーションを実施した元禄地震及び延宝地震を対象に算出した津波被害に基づく。

(3) 復旧・復興対策による減災

○都市基盤施設等の復興対策の検討

被災した市街地、都市基盤施設等を迅速に復興するための対策の検討を行う。

○復興本部の体制づくり

復興本部の設置や、運営を明確化し、状況に応じて計画を策定し、効果的な対策を実行できる体制を整備する。

第2章 災害予防計画

防災意識の向上	
・ 防災教育	(第1節 地-2-3)
・ 過去の災害教訓の伝承	(第1節 地-2-3)
・ 防災広報の充実	(第1節 地-2-3)
・ 自主防災体制の強化	(第1節 地-2-7)
・ 防災訓練の充実	(第1節 地-2-9)
・ 調査・研究	(第1節 地-2-12)
津波災害予防対策	
・ 総合的な津波対策の基本的な考え方	(第2節 地-2-14)
・ 津波広報、教育、訓練計画	(第2節 地-2-14)
・ 津波避難対策	(第2節 地-2-16)
・ 津波防護施設等の整備	(第2節 地-2-18)
火災等予防対策	
・ 地震火災の防止	(第3節 地-2-23)
・ 建築物不燃化の促進	(第3節 地-2-24)
・ 防災空間の整備・拡大	(第3節 地-2-28)
消防計画	
・ 消防施設の整備	(第4節 地-2-29)
・ 消防職員、団員等の教育訓練	(第4節 地-2-29)
・ 市町村相互の応援体制	(第4節 地-2-29)
・ 広域航空消防応援体制	(第4節 地-2-30)
・ 消防思想の普及	(第4節 地-2-30)
・ 市町村の消防計画及びその推進	(第4節 地-2-30)
建築物の耐震化等の推進	
・ 市街地の整備	(第5節 地-2-32)
・ 建築物等の耐震対策	(第5節 地-2-33)
・ ライフライン等の耐震対策	(第5節 地-2-35)
・ 道路及び交通施設の安全化	(第5節 地-2-38)
・ 港湾施設等の安全化	(第5節 地-2-43)
・ 高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化	(第5節 地-2-44)
液状化災害予防対策	
・ 液状化対策の推進	(第6節 地-2-47)
・ ライフライン施設、公共施設の液状化対策	(第6節 地-2-47)
・ 液状化対策の広報・周知	(第6節 地-2-48)
・ 液状化被害における生活支援	(第6節 地-2-48)
土砂災害等予防対策	
・ 土砂災害の防止・孤立集落対策	(震7節 地-2-49)
・ 地盤沈下の防止	(第7節 地-2-52)
・ 地籍調査の推進	(第7節 地-2-54)
・ 河川、ため池施設の安全化	(第7節 地-2-54)
災害時要援護者等の安全確保のための体制整備	
・ 在宅要援護者に対する対応	(第8節 地-2-55)
・ 社会福祉施設等における防災対策	(第8節 地-2-56)
・ 外国人に対する対策	(第8節 地-2-57)

情報連絡体制の整備

- ・ 県における災害情報通信施設の整備 (第9節 地-2-58)
- ・ 市町村における災害通信施設の整備 (第9節 地-2-62)
- ・ 警察における災害通信網の整備 (第9節 地-2-62)
- ・ 東日本電信電話(株)千葉支店における災害通信施設の整備 (第9節 地-2-62)
- ・ (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店における災害通信施設の整備 (第9節 地-2-62)
- ・ KDDI 事業所等における災害通信施設等の整備 (第9節 地-2-63)
- ・ 非常通信体制の充実強化 (第9節 地-2-63)
- ・ アマチュア無線の活用 (第9節 地-2-63)
- ・ その他通信網の整備 (第9節 地-2-63)

備蓄・物流計画

- ・ 食料・生活必需品等の供給体制の整備 (第10節 地-2-64)
- ・ 医薬品及び応急医療資機材等の整備 (第10節 地-2-65)
- ・ 水防用資機材の整備 (第10節 地-2-66)

防災施設の整備

- ・ (仮称) 危機管理防災センターの整備等 (第11節 地-2-67)
- ・ 防災センター等の整備 (第11節 地-2-67)
- ・ 避難施設の整備 (第11節 地-2-68)

帰宅困難者等対策

- ・ 帰宅困難者等 (第12節 地-2-69)
- ・ 一斉帰宅の抑制 (第12節 地-2-69)
- ・ 帰宅困難者等の安全確保対策 (第12節 地-2-70)
- ・ 帰宅支援対策 (第12節 地-2-70)
- ・ 関係機関と連携した取組み (第12節 地-2-71)
- ・ 帰宅困難者等対策の(仮称)防災基本条例への位置付け (第12節 地-2-71)
- ・ 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み (第12節 地-2-71)

防災体制の整備

- ・ 県の防災体制の整備 (第13節 地-2-72)
- ・ 県の業務継続計画〔震災編(BCP)〕 (第13節 地-2-72)

第1節 防災意識の向上

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、県民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、県民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら地震についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、県、市町村、防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、被害想定等の実施を推進し、また、災害危険箇所の把握に努め、これらの調査結果等をもとに、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、県民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、震災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

また、本県に被害をもたらす大規模な地震・津波に関する必要な資料を定常的に収集するとともに、継続的に調査研究を進める。

1 防災教育（全庁）

県、市町村、防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

2 過去の災害教訓の伝承（防災危機管理部、教育庁、市町村）

県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

県民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3 防災広報の充実（全庁）

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、県、市町村をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

なお、震災知識の普及に当たっては、県民や防災関係者に周知すべき知識を重点的に知らしめるものとする。

(1) 自らの身を守るための知識

- ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
- イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- ウ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器の設置

- エ 緊急地震速報の活用方法
 - オ 避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
 - カ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
 - キ 地域の地盤状況や災害危険箇所
 - ク 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
 - ケ 帰宅困難者の心得
 - コ 地震保険の制度
- (2) 地域防災力を向上させるための知識
- ア 救助救護の方法
 - イ 自主防災活動の実施
 - ウ 防災訓練の実施
 - エ 企業の事業継続計画（BCP）
- (3) その他一般的な知識
- ア 地震、津波、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
 - イ 各防災機関の震災対策
 - ウ 地域防災計画の概要

(4) 広報媒体等

防災機関名	媒体	対象	内容
県	西部防災センター 地震体験車 県民だより ビデオ・DVD パンフレット リーフレット テレビ ラジオ 新聞 インターネット 防災ポータルサイト 講演会 防災学習会 教職員を対象とした 防災教育研修会 学校が地域と連携して 行う防災教育 等	一般県民 自主防災組織 事業所 各種団体 児童生徒・幼児 県職員及び市町村職員 ボランティア	◇西部防災センターによる啓発活動 ◇地震体験車を活用した啓発活動 ◇防災教育事業の概要 ◇地域防災計画の概要 ◇各防災機関の震災対策 ◇地震、津波に関する一般知識 ◇地震に関する調査結果 ◇出火の防止及び初期消火の心得 ◇室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ◇ライフラインに関する一般知識 ◇地震保険に関する情報提供 ◇避難路、避難地 ◇避難方法、避難時の心得 ◇食料、救急用品等非常持出品の準備 ◇学校施設等の防災対策 ◇建物の耐震対策、家具の固定 ◇災害危険箇所 ◇自主防災活動の実施 ◇各種防災訓練の実施 ◇発生した災害の情報及び県の対応 他
県警察	県警だより ミニ広報紙 パンフレット インターネット等	一般県民、ドライバー	◇地震、津波に関する一般知識 ◇地震時のドライバーの心得 ◇避難方法、避難時の心得 ◇震災時の交通規制 他
市町村	広報紙 講演会 広報車 ビデオ・DVD 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット等	地域住民 自治会 自主防災組織 児童生徒・幼児 市町村職員 ボランティア	◇地域防災計画の概要 ◇各防災機関の震災対策 ◇地震、津波に関する一般知識 ◇出火の防止及び初期消火の心得 ◇室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ◇ハザードマップ(地震・洪水・津波) ◇避難所、避難路、避難地 ◇避難方法、避難時の心得 ◇食料、救急用品等非常持出品の準備 ◇学校施設等の防災対策 ◇建物の耐震対策、家具の固定 ◇災害危険箇所 ◇自主防災活動の実施 ◇防災訓練の実施 ◇発生した災害の情報及び市町村の対応 他

防災機関名	媒体	対象	内容
消防本部	講演会 防災フェア 広報紙 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット 講演会等	一般県民、事業所	◇地震、津波に関する一般知識 ◇出火の防止及び初期消火の心得 ◇室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ◇避難方法、避難時の心得 ◇食料、救急用品等非常持出品の準備 ◇各防災機関の震災対策 ◇救助救護の方法 他
東日本 電信電話(株)	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット テレホンサービス 広報車 広報紙等	一般県民	◇震災時の電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 (例：災害用伝言ダイヤル171) 他
(株)エヌ・テ ィ・ティ・ド コモ	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット iモードサービス 広報車 広報紙等	一般県民	◇震災時の携帯電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 他
KDDI(株)	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット EZwebモードサービス 広報紙等	一般県民	◇震災時の電話(携帯電話)使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 他
ガス事業所	パンフレット、チラシ テレビ 新聞、ラジオ インターネット 広報紙等	一般県民	◇ガス事業所の防災体制 ◇地震発生時の初動措置 ◇地震発生時のガス栓、マイコンメ ーターの措置 他
東京電力(株)	パンフレット 広報車、テレビ 新聞、ラジオ、 インターネット 広報紙等	一般県民	◇震災時の電気使用上の心得 ◇電力復旧時の心得 ◇地震発生時の初動措置 ◇施設の耐震性 他
鉄道事業者	パンフレット 車内広告、駅等広告 インターネット等	利用客	◇避難方法、避難時の心得 ◇施設の耐震性 他
東日本 高速道路(株)	ラジオ パンフレット インターネット 広報誌等	利用客	◇地震時のドライバーの心得 ◇避難方法、避難時の心得 ◇施設の耐震性 他
首都 高速道路(株)			

防災機関名	媒体	対象	内容
県営水道 市町村水道 等	県民だより 県水だより 市町村だより パンフレット インターネット 広報紙等	一般県民	◇施設の耐震性 ◇地震発生時の応急対策 ◇飲料水の備蓄等 他

(5) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

また、昭和60年9月1日から実施されている「緊急警報放送」についても、必要な場合には、協力を求める。

4 自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、市町村）

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市町村は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、災害時要援護者の救出救護体制の整備として、地域住民と協力して災害時要援護者避難支援プランの策定を進めることとする。

県は、自主防災組織の機能強化を図るため、市町村との連携のもと、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う県が認定した災害対策コーディネーターの養成講座を開催するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実を努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、県と市町村は協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防災組織の活動形態

平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 災害時要援護者対策（災害時要援護者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発災時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

（2）事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物、雑居ビル、地下街等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとられるよう指導する。

なお、平成21年6月から、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、消防法第36条の規定により防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

ウ 中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

5 防災訓練の充実（全庁、市町村）

震災時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

（1）県

大規模地震発生前の予知対応型訓練と応急復旧中心の発災対応型訓練を国、近隣都縣市、市町村、及び防災関係機関並びに住民の協力の下に一体となって総合的、実践的に実施する。

訓練内容等は次のとおりである。

ア 災害対策本部訓練

職員の非常参集、被害情報の収集・伝達、防災関係機関への連絡等、災害対策本部の設置運営に係る訓練を実施する。

イ 災害対策本部非常参集訓練

初動体制の早期確立を図るため、災害対策本部職員の非常参集訓練を実施する。

ウ 九都縣市合同防災訓練

国、地方自治体、防災関係機関、ライフライン事業者、地域住民等が参加し、避難から救援救護、広域応援まで含めた総合的な防災訓練を九都縣市合同で実施する。

エ 各部個別訓練

災害時における対応能力の向上を図るため、各部局が独自に訓練を実施する。

オ 図上訓練

災害時における対応能力の向上を図るため、地方自治体、防災関係機関等と連携し訓練を実施する。

カ 県庁舎における防災訓練

災害時における対応能力の向上を図るため、県庁災害防護団を中心として、具体的な震災被害に対応した防災訓練を実施する。

（2）市町村

災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、市町村が中心となり、消防機関、自主防災組織、ボランティア（NPO）組織及び教育機関等と連携し、防災訓練を実施する。

また、震災時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、消防大学校や県消防学校において、消防職員及び消防団員等へ必要な教育訓練を行う。

(3) 防災関係機関

各機関は、それぞれが定めた防災業務計画に基づいて訓練を行う。

各機関の訓練内容は次のとおりである。

主 催	内 容														
東日本 旅客鉄道(株)	<p>1 関係箇所長は関係社員に対し災害応急対策及び災害復旧に必要な次の訓練を行うとともに、地方自治体及び防災機関が行う合同訓練に積極的に参加し必要な知識の習得に努めるものとする。</p> <p>(1) 非常参集訓練及び災害時の初動措置訓練</p> <p>(2) 消防（通報・消火・誘導）訓練及び救出、救護訓練</p> <p>(3) 旅客等の避難誘導訓練</p> <p>2 防災訓練は、地方自治体その他防災機関と合同で行う。</p>														
東京地下鉄(株)	<p>発災を想定し職員に対して平素から地震に関する基礎知識、震災時の初動措置要領、心構え等について計画的に教育訓練を次のとおり実施する。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 対策本部訓練</td> <td>8 救護活動訓練</td> </tr> <tr> <td>2 減速運転訓練</td> <td>9 応急処置訓練</td> </tr> <tr> <td>3 一旦停止訓練</td> <td>10 連絡通報訓練</td> </tr> <tr> <td>4 情報伝達訓練</td> <td>11 復旧訓練</td> </tr> <tr> <td>5 非常招集訓練</td> <td>12 総合防災訓練（防災の日ほか）</td> </tr> <tr> <td>6 避難誘導訓練</td> <td>13 その他の訓練（各地域の防災訓練の参加等）</td> </tr> <tr> <td>7 自衛消防訓練</td> <td></td> </tr> </table>	1 対策本部訓練	8 救護活動訓練	2 減速運転訓練	9 応急処置訓練	3 一旦停止訓練	10 連絡通報訓練	4 情報伝達訓練	11 復旧訓練	5 非常招集訓練	12 総合防災訓練（防災の日ほか）	6 避難誘導訓練	13 その他の訓練（各地域の防災訓練の参加等）	7 自衛消防訓練	
1 対策本部訓練	8 救護活動訓練														
2 減速運転訓練	9 応急処置訓練														
3 一旦停止訓練	10 連絡通報訓練														
4 情報伝達訓練	11 復旧訓練														
5 非常招集訓練	12 総合防災訓練（防災の日ほか）														
6 避難誘導訓練	13 その他の訓練（各地域の防災訓練の参加等）														
7 自衛消防訓練															
首都高速道路(株)	<p>震災時において災害応急対策措置等を迅速・的確に実施できるよう、総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携して実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <p>(1) 初動対応訓練</p> <p>(2) 情報受伝達訓練</p> <p>(3) 災害対策本部運営訓練</p> <p>(4) 応急対策訓練</p> <p>(5) 避難誘導訓練</p> <p>(6) その他訓練</p> <p>2 実施回数</p> <p>年1回以上</p>														
東日本 高速道路(株)	<p>大規模地震等の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p>1 訓練内容</p> <p>(1) 非常参集訓練</p> <p>(2) 情報収集・伝達訓練</p> <p>(3) 災害対策本部設置運営訓練</p> <p>(4) 災害応急対策訓練</p> <p>(5) その他訓練</p> <p>2 実施回数</p> <p>年1回以上</p>														

東京電力(株)	<p>地震災害を想定した情報連絡訓練、復旧訓練（机上）並びに非常呼集訓練を年1回、全社的に実施する。なお、復旧作業訓練、非常災害対策用物品の点検、整備については、風水害等の訓練時にあわせて実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <p>(1) 情報連絡訓練</p> <p>(2) 復旧訓練（復旧対策の机上計画、復旧作業訓練等）</p> <p>(3) 災害対策用物品の整備点検を主とする演習</p> <p>2 実施回数</p> <p>年1回以上</p>
ガス事業所	<p>製造所及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常災害対策本部規則及び非常時の各種措置要領に基づき防災訓練を実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <p>(1) 地震時の出動訓練</p> <p>(2) 地震時の緊急措置及び通報連絡訓練</p> <p>(3) 自衛消防訓練</p> <p>(4) 各事業所間の応援体制訓練</p> <p>(5) 災害を想定した応急措置、復旧計画訓練</p> <p>(6) その他国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加</p> <p>2 実施回数</p> <p>年1回以上</p>
東日本 電信電話(株)	<p>震災予防措置、災害応急対策措置等を、円滑、迅速に遂行し得るよう防災訓練等を実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <p>(1) 災害予報又は警報等の情報伝達</p> <p>(2) 非常招集</p> <p>(3) 災害時における通信疎通確保</p> <p>(4) 各種災害対策用機器の操作</p> <p>(5) 電気通信設備等の災害応急復旧</p> <p>(6) 消防及び水防</p> <p>(7) 避難及び救護</p> <p>(8) 国・県・市町村主催の防災訓練等</p> <p>2 実施回数</p> <p>年1回以上</p>
(株)エヌ・ティ・ティ・ ドコモ	<p>震災予防措置、災害応急対策措置等を円滑、迅速に遂行し得るよう防災訓練等を実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <p>(1) 災害予報又は警報等の情報伝達</p> <p>(2) 各種災害対策用機器の操作</p> <p>(3) 国及び地方自治体等主催の防災訓練等への参加</p> <p>2 実施回数</p> <p>年1回以上</p>
KDDI(株)	<p>地震防災応急対策に必要な情報等の伝達、社員の安否確認及び避難・救難、通信の疎通確保、通信設備の応急復旧、並びに関係する地方公共団体との連携に関する訓練を毎年1回以上実施し、必要な防災体制の見直しを行う。</p>

6 調査・研究（防災危機管理部、環境生活部）

(1) 地震観測

県では、地震時の地盤の震動特性を把握するため、昭和63年度から随時地震計（18箇所）を設置し観測してきた。また、阪神・淡路大震災を受け、市町村毎の震度を発表するため、平成8年度に県内市町村の役所・役場に計測震度計を設置する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を構築し、震度情報を、気象庁を経由して全国に震度情報を配信している。さらに、平成18年度に実施したシステム更新により、県で設置している74計測震度計では、地盤の振動特性等を把握できるよう県設置の計測震度計の地震波形を収集し、CDで公開している。

県内地震計設置箇所数

(平成24年4月1日現在)

	強 震 計	計測震度計	計
千 葉 県	18	(74) 74	(74) 92
(独)防災科学 技術研究所	(3) 28		(3) 28
気 象 庁		(3) 16	(3) 16
千 葉 市		(6) 6	(6) 6
計	(3) 46	(83) 96	(86) 142

※ 上段（ ）書き：千葉県震度情報ネットワークシステムでの箇所数

(2) 地下地質構造及び地質災害等の調査

ア 活断層等に関する調査研究

阪神・淡路大震災（1995年）が、活断層（野島断層）により引き起こされたことから、活断層の存在の有無、活動度、想定される地震の規模及び被害量がクローズアップされた。本県の中・北部地域は、堆積物が厚く分布し、基盤岩の状況が把握しにくいことから、反射法地震探査により活断層は確認されなかった。

また、国が、その活動により社会的・経済的に大きな影響を与えるとして選定した活断層のうち、千葉県に存在するとされていた「東京湾北縁断層」と「鴨川低地断層帯」について、県で調査したところ、「東京湾北縁断層」については、推定されていた位置を含めた調査範囲に活断層の存在が確認されず、「鴨川低地断層帯」については、活断層である可能性が低いことが明らかとなった。

イ 地震動予測・長周期地震動に関する調査研究

地震観測を継続し、観測した地震動記録により地域の地震動の特徴を把握し、想定される地震に対する地震動を予測するとともに、千葉県を含めた南関東地域で懸念される長周期地震動への対策のため県域の地質構造、地盤の地震動特性、地震動の地層中での増幅を把握及び長周期地震動に関する調査研究を進め、震災対策の検討に必要な基礎資料を収集、提供する。

ウ 液状化－流動化に関する調査研究

千葉県東方沖地震及び東日本大震災時には、従来知られていない様々な液状化－流動化被害が確認された。また、阪神・淡路大震災以降、新潟県中越地震や新潟県中越沖地震などの地震でも新たな液状化－流動化被害がみられた。中でも、本県の広範囲に液状化被害をもたらした東日本大震災では、液状化に引き続く流動化及び地波現象により被害が拡大した。また、沖積層の分布や人工地層（埋立・盛土層）の地質が液状化に影響を与えている可能性が明らかになっている。

このため、これらの被害の現地での実態調査を随時行うとともに、地震動の地層中での増幅等を把握することで、より詳細なメカニズムを解明し、効果的な液状化－流動化対策の基礎資料とし、結果を提供していく。

この調査結果と地質構造の調査により、液状化予測図を作成する。

エ 潜在海域分布の検討

地盤変動や海水準変動の影響を大きく受ける低地部を中心に、水準点変動や検潮所で観測された平均海面に基づき、随時、潜在海域分布図を作成することを検討する。

(3) 震災関係資料の収集及び被害予測手法等確立調査

ア 強震動に伴う地質環境への影響に関する調査研究

地震時に発生する強震動、液状化、液状化地盤沈下などの地質環境への影響を迅速に把握することが地震対策上重要である。そのため、地震時に観測される各地の強震計等の観測データと、各地域の表層地質や基盤地質など地質環境情報のデータベースや過去の地震動解析結果のデータベース等を関連付けて、各地域の地震時の地質環境への影響を迅速に把握するための調査研究を進める。

これまでに、強震計等の観測データの迅速な収集手法、解析手法及び表示手法の基本的な開発は終了し一部運用を開始しているところである。

今後、既に開発された手法の充実と適用の拡大を図るとともに、地質環境情報等の様々なデータベースの利用手法の開発などを進めるとともに、地震動の地層中での増幅や地下水位変動・地層収縮などを含めた地震時の地質環境への影響を迅速に把握する手法の確立を図ることとする。

また、これら得られたデータは、液状化対策のための基礎データともなることから、データの収集・提供方法も検討する。

イ 各地震災調査に基づく地震地質環境データの活用に関する研究

国の内外で発生する地震について、その資料収集に努めるとともに地質環境面から地震被害の調査を実施し、当該地域の地質環境に関するデータの解析とその蓄積を基にして、本県の地震被害に関する地質環境の特性を把握する調査研究を進める。

ウ 地震に伴う地盤の沈下に関する防止対策の研究

地震に伴って発生が予想される地盤沈下区域を検討するとともに、非常用水源となる地下水を保全するための地下水かん養地域におけるかん養能の維持を図る方策について研究する。

また、液状化に伴う地盤の沈下を予測・把握する方法を検討する。

エ 地質環境情報の活用と整備

「地質環境インフォメーションバンク」のデータを活用して、地震時における各地の震動特性や液状化強度を把握する研究を進める。

また、人口密集地などの重要地域において、行政施策に活用できる程度に震動特性や液状化強度の分布が把握できるよう、データの整備を進める。

第2節 津波災害予防対策

本県は、三方を海に囲まれ、総延長約534.3kmに及ぶ長い海岸線を有していることから、津波発生時における被害を受けやすい地理的環境にある。2011年3月の東北地方太平洋沖地震(M9.0)では、東北地方の太平洋沿岸を中心に津波による甚大な被害が発生した。本県においても、旭市飯岡地区で痕跡から推定される最大津波高7.6m、九十九里地域(銚子市からいすみ市)で23.7㎥が浸水し、多くの家屋が流され14名の方が亡くなっている。過去にも、1677年11月(延宝5年10月)の延宝地震(M8.0)、1703年12月(元禄16年11月)の元禄地震(M8.2)や1923年9月(大正12年9月)の関東地震などにより、多くの津波被害を受けてきた。

相模トラフ沿いで発生した元禄地震の発生間隔は約2,300年程度、関東地震の発生間隔は約200年~400年と推測されているが、房総沖で発生したと考えられている延宝地震の発生間隔は不明である。東北地方太平洋沖地震の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかはわからない状況であるため、県は、住民等に注意喚起を図るとともに総合的な津波対策を推進する。

<資料編1-21 沿岸地域における津波警戒の徹底について>

1 総合的な津波対策の基本的な考え方(全庁、市町村)

津波に対しては、減災や多重防衛に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。

海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

2 津波広報、教育、訓練計画(防災危機管理部、教育庁、市町村)

(1) 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成

ア 住民自らの取組み

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、津波で命を落とさないためには、一人ひとりが迅速かつ自主的に高いところに避難することが原則である。

そのため、住民は、日ごろから津波防災訓練への参加や津波ハザードマップ等により、避難場所や避難経路を確認するとともに、町内会や自主防災組織等の自主的な避難体制や災害時要援護者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難勧告等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

イ 県・市町村等の取組み

県や市町村等は、沿岸地域に限らず全域的に「地震イコール津波、即避難」という意識を共通認識として定着させるため、また、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を住民等が取ることができよう、以下の内容について、広報誌、パンフレット、報道機関及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、周知するとともに、防災教育や防災訓練、講演会等のあらゆる機会をとらえて、分かりやすい広報・啓発に取り組み、津波防災意識の向上を図る。

(ア) 地震・津波に関する正確な知識

- a 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること
- b 津波は繰り返し襲ってくること
- c 第一波が最大とは限らないこと
- d 津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくる

- e 強い揺れを伴わず危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地地震の発生があること

(イ) 津波シミュレーションの結果

県が行った津波シミュレーションの結果（津波到達時間、津波高、浸水域、陸域を遡上する時間等）や、地盤標高図及び津波高と被害の関係をわかりやすく情報発信する。

また、観光客等が津波浸水予測図や津波に関する情報を入手しやすくするため、携帯電話やスマートフォン等の活用を検討する。

なお、津波避難のための津波浸水予測図は、気象庁の津波警報区分に合わせて作成しているが、自然は大きな不確実性を伴うため、想定以上の津波が襲ってくる可能性があること等を周知する。

(ウ) 津波警報に関する情報及び知識

- a 気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報の内容と想定される被害及び取るべき行動
- b 津波警報等は津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること
- c 津波到達時間も同様に津波予報区内のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づいて発表されること
- d 津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全サイドに立った警報が必要であること
- e 気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること

(エ) 津波避難行動に関する知識

- a 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- b 過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと
- c 自ら迷わず率先して避難行動をとることが地域住民の避難を促すこと
- d 津波は河川を遡上するため河川から離れること

(オ) 地震、津波への備え

いつ地震、津波が発生するかわからないため、家の耐震化や家具の固定、日ごろから3日分以上の食料、飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、避難場所の確認、家族で避難方法や連絡方法の確認について広報・啓発する。

(2) 防災教育の推進

学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

なお、過去の津波被害の教訓については、映像や体験談をまとめ、防災教育等に活用するなど、長期的視点にたって広く県民に伝承されていくよう努める。

(3) 津波防災訓練の実施

市町村、住民、事業所等が一体となった実践的地域訓練、図上訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、住民等の適切な避難措置等、体制の確立に努める。

また、訓練は県、市町村単位又は市町村域を越えた単位の訓練や自治会等単位の地域訓練等があるが、特に海水浴場における、海水浴客等への参加依頼や夜間を想定した避難誘導の実施など、実践的な訓練を日常的に工夫して実施する。なお、実施に際しては、自主防災組織、近隣住民等や災害時要援護者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求める。

(4) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

3 津波避難対策（防災危機管理部、県土整備部、市町村）

（1）津波浸水予測図の作成

ア 過去に大きな津波被害をもたらした地震を想定した津波浸水予測図

県は、平成18年度に過去に大きな津波被害をもたらした元禄地震、延宝地震について、古文書等の資料や海底の状況、海岸地形、津波防災施設の設置状況、後背地表面の地質・高さ、河川の流入状況、過去の津波浸水地域等を考慮して実施した津波シミュレーションの結果を基に、津波浸水予測図を作成した。

なお、元禄地震については、新たな知見を反映した断層モデルが平成23年度に発表されたことから、この新たな断層モデルを使って津波シミュレーションを実施し、その結果を基に津波浸水予測図を平成23年度に作成した。

今後、本県で想定した津波被害を超えると考えられる地震について、国等により新たな知見が示された場合は、津波浸水予測図の作成・見直しを行う。

イ 避難のための津波浸水予測図

地震・津波が発生した場合、市町村の災害対応や住民等の避難行動を起こすための必要な情報は、気象庁が発表する津波警報以外にないのが現状である。さらに、津波警報は津波予報区ごとに予測される最大の津波高に基づいて発表されるため、津波予報区内のどの場所に発表された最大の津波が押し寄せてくるかわからないことから、とにかく津波で命を落とさないためには津波警報で発表された津波が実際に押し寄せてくると想定した避難が必要である。

これらのことから、県は銚子市から富津岬までの地域について、平成24年度中に改定、運用される気象庁の津波警報レベルに合わせ、3m（1～3m）、5m（3～5m）、10m（7～10m）の津波が押し寄せてきた場合を想定した津波シミュレーションの結果を基に、津波浸水予測図を作成した。

また、富津岬から浦安市までの東京湾内湾については、東京湾内で大きな津波が発生する地震は考えられないことから、東京湾口（房総半島南端）で約10mを想定した津波シミュレーションの結果を基に、津波浸水予測図を作成した。

（2）津波ハザードマップの作成・周知

市町村は、県の津波浸水予測図や国の「津波・高潮ハザードマップ（平成16年3月）」などを活用し、地震防災対策特別措置法第14条第2項に基づく津波ハザードマップの作成に努めるとともに、住民等への周知を図る。

なお、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努めるとともに、ハザードマップは一つのモデルであって全部ではないことや、自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを住民に丁寧に広報する。

（3）市町村の津波避難体制の確立

市町村は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」などをもとに、市町村の避難対策を明らかにし、いざ津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう津波避難計画の早期作成に努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。

ア 避難勧告・避難指示

市町村は、避難勧告等の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難勧告・避難指示ができる組織体制の整備を図る。

なお、避難勧告・避難指示にあたっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に避難勧告・避難指示の内容について周知を図るものとする。

（ア）気象庁より津波警報等が発表されたときには、市町村長は海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで高台や津波避難ビル等の安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。

（イ）強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした

揺れを感じた場合で、かつ市町村長が必要と認めるときは、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示をするものとする。

イ 住民等の避難誘導體制

(ア) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、各地域の実情や災害時要援護者の存在等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。

(イ) 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導するものとする。

(ウ) 災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

(エ) 市町村は、避難場所の案内板や避難誘導標識等の整備に努める。

(オ) 町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導體制の確立など、市町村の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。

(4) 市町村の津波避難体制確立への県の支援

県は、津波が発生した際に、市町村の津波対応や住民等の迅速な避難行動ができるよう、市町村に津波浸水予測図や津波高、浸水深など津波シミュレーションを実施した結果のデータを提供するとともに、避難困難地域の抽出方法や、避難方法及び避難場所、避難路等を指定する際の基本的な考え方や方向性を示した「千葉県津波避難計画策定指針」(平成22年10月)の見直しを進め、市町村の津波ハザードマップや津波避難計画の作成、見直しを支援する。

(5) 県の津波情報受伝達体制の確立

ア 休日・夜間等における体制強化

休日・夜間等の勤務時間外においても職員の常駐化等により、迅速な情報伝達に努める。

イ 県防災行政無線による伝達

銚子地方気象台から防災情報提供装置によって県に伝達された津波情報については、県防災行政無線一斉通報装置による、市町村、消防本部、県出先機関及び県内防災関係機関等への伝達体制を引き続き構築する。

ウ 千葉県防災情報システム等による伝達

県は、職員参集メールにより津波情報に関係職員に自動配信する。また、市町村・消防本部などシステム端末を設置している機関には、ポップアップ通知により津波情報を伝達する。大津波警報の場合には、ポップアップ通知と併せて警告灯を鳴動させて注意喚起を行う。

なお、県、市町村においては、総務省消防庁から、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を利用し、津波警報等を受信している。

(6) 市町村の津波情報受伝達体制の確立

ア 津波情報受伝達対策

市町村は、休日・夜間等の勤務時間外における迅速な情報伝達及び、関係職員の早期参集体制の確立に努める。

イ 地域住民等への情報伝達体制の確立

住民等には迅速に避難行動をとってもらう必要があることから、市町村はあらゆる広報伝達媒体(有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等)や組織等を活用し、住民等への津波予警報の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

(ア) 同報無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ、確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。

また、発災時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

(イ) 多様な伝達手段の確保

J-ALERTは、県内全市町村に整備済みである。J-ALERTの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、エリアメールや緊急速報メール、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォンなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。

(ウ) 地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達がなされた時に、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に情報伝達できる組織体制の指導育成に努める。

(エ) 海岸線等への情報伝達

海岸線付近の観光地、海水浴場等に対する迅速かつ、効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

(オ) 港湾、漁港、船舶等への情報伝達

港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等と相互協調のもと、迅速な情報伝達体制の確立に努める。

県、港湾又は漁港管理者は、行政機関と連動し津波発生時における船舶の状態（航行中又は係留中）別に、対処方法を具体的に明示し、個々の船舶管理者等に周知を図るとともに、有事における自主避難意識と体制を確立する。

(カ) 市町村間の連携

市町村は、津波被害等により市町村機能が麻痺又は著しく低下した場合における地域住民への情報伝達の手段等を確保するため、平時から近隣市町村との連携や情報共有に努める。

4 津波防護施設等の整備（農林水産部、県土整備部、市町村）

(1) 海岸保全施設及び河川堤防の整備

国の中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告では、今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に以下の2つのレベルの津波対策を想定する必要があるとされている。

ア 住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波であり、発生頻度の極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

イ 防波堤など構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波で、数十年から百数十年に一度、来襲すると想定される津波

海岸保全施設は、今まで、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、その規模を超える津波に対してはソフト対策で対応することとしていたが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波により、九十九里浜を中心に甚大な被害が発生したことから、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」を変更し、発生頻度の高い津波から防護するための海岸保全施設等の整備を海岸の利用形態や環境面に配慮しながら、地元の意見を踏まえて実施する。

なお、東京湾沿岸などの海岸保全施設については、今後、計画の変更も含めて十分な検討を行う。

河川堤防については、河川を津波が遡上し、被害の発生が想定されることから、海岸保全施設の整備と合わせて堤防の嵩上げ及び構造強化等を必要に応じて実施する。

(2) 防災施設の点検、診断、改修及び補強

既存の防潮堤等の防災施設は、ほとんどが高潮を対象とした設計基準に基づき築造されている。このため、特に建設年次の古い施設については、老朽度、天端高の点検及び設置地盤の液状化を含む耐震性診断を実施する。

(3) 防災施設等の運用

防潮堤等の防災施設に設置されている水門、陸閘等の開閉については、津波発生時において、水門操作員の安全を確保しつつ迅速・確実な操作が行えるよう水門の規模や地域の状況に対応した「操作指針」を策定するとともに、必要に応じて水門を遠隔操作し閉鎖するシステム等を順次導入することで、津波発生時における背後地域の被害についても低減させるなど、適切な防災施設等の運用を図る。

(4) 護岸等の避難施設、避難口の設置

直立構造式の護岸や防潮堤等で避難階段の少ない施設については、地域の利用形態（例、海水浴場等）を考慮し、砂浜から後背地に通じる避難階段（斜路）、避難口等を設置する。

(5) 防災林の設置

海岸線に所在する県有の保安林については、病虫害、台風や津波などの災害にも強い保安林となるよう整備・育成を図ることとし、松くい虫、湿地化、及び東日本大震災に伴う津波による被害地だけでなく、健全地についても、保安林の機能が十分に発揮できるようにするものとする。

整備手法については、盛土による地盤の嵩上げやこれまでクロマツの1種類で形成していた保安林を海側、中間部、後背地側の三重構造にし、減災効果が期待できる常緑広葉樹の高木と低木の混交林として整備するなど、砂丘や森林が持つ津波に対する被害軽減効果を重点に、従来の手法に対して、機能強化、海岸線に沿った連続性、多重防御、コスト縮減、関係機関との協働といった観点から再検討した結果をとりまとめた「千葉県海岸県有保安林整備指針」に基づくこととし、砂丘や森林の整備を行う。

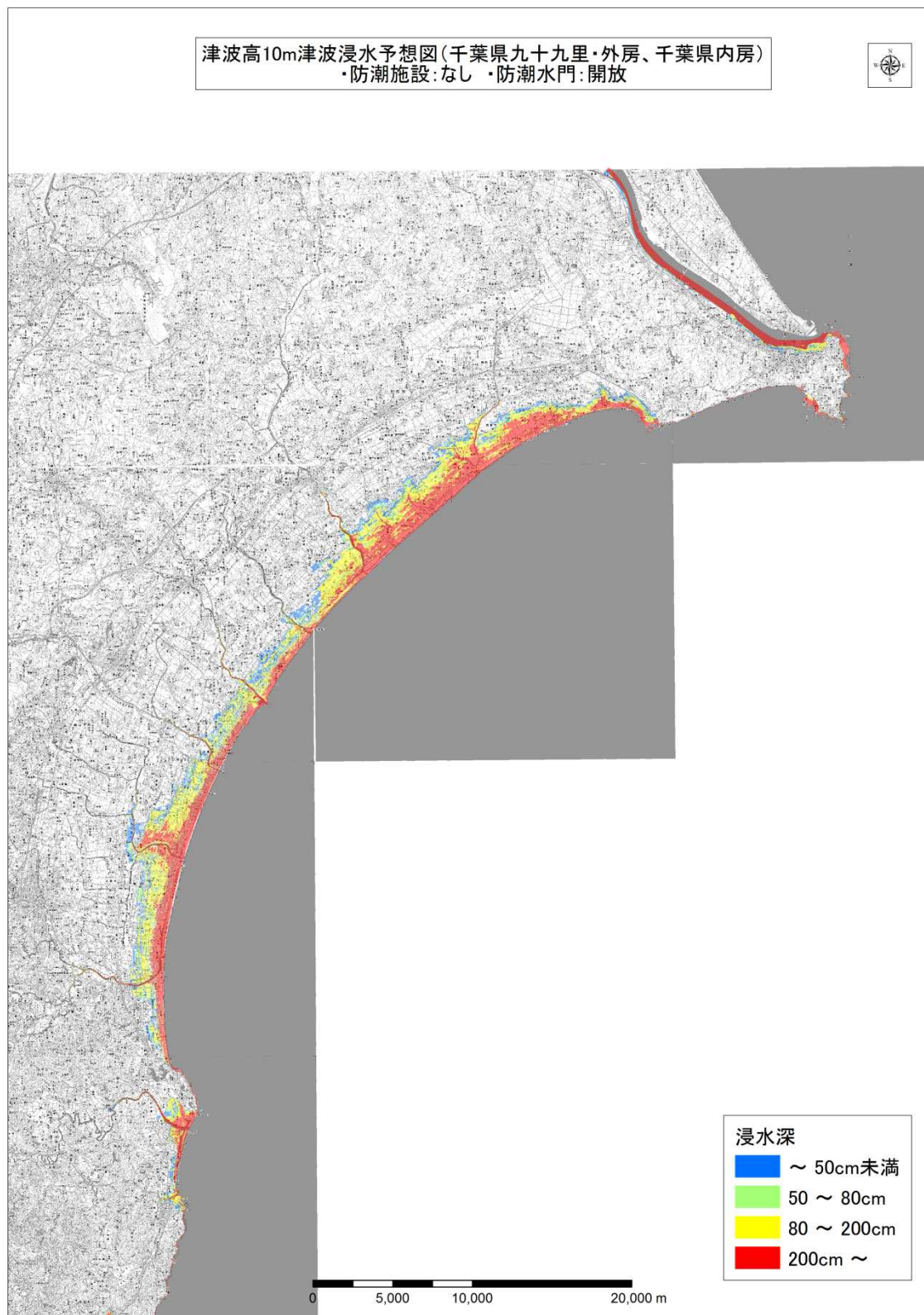
(6) 避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備

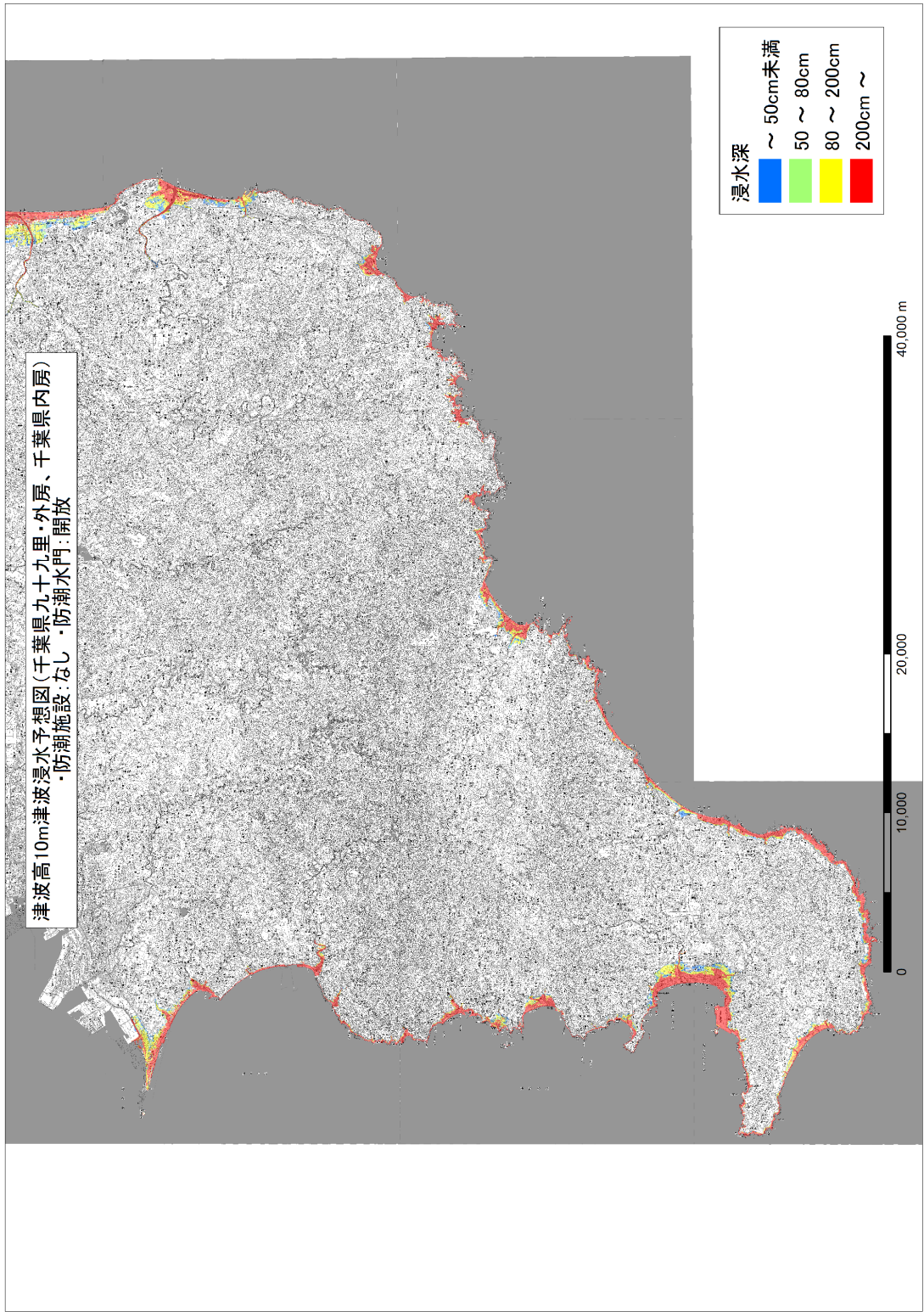
市町村は、「千葉県津波避難計画策定指針」や国の「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17年度）」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成23年度）」などをもとに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備に努める。

なお、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

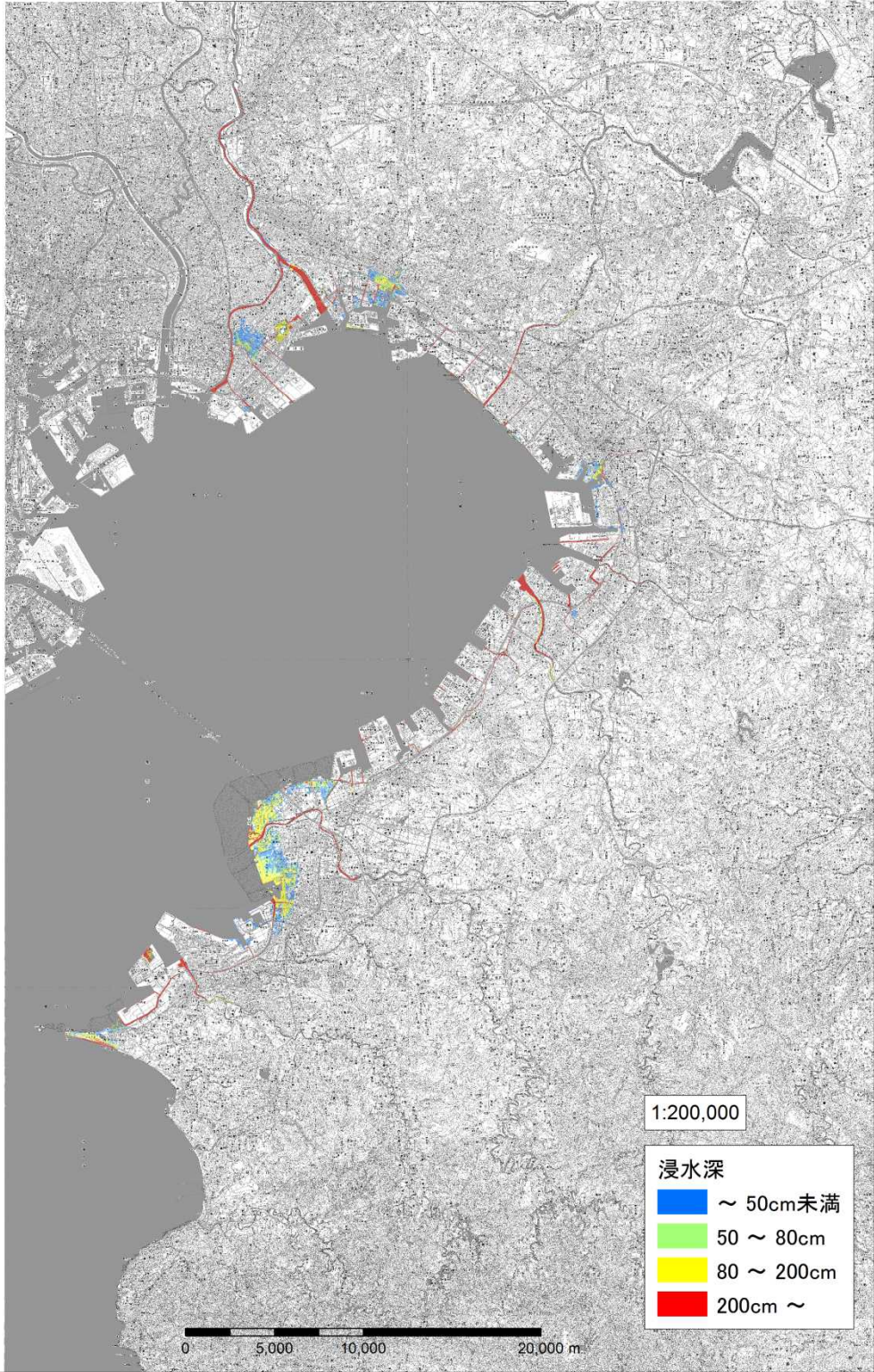
＜資料8－5 海岸法 海岸保全区域一覧表＞

津波浸水予測図（平成23年度）





湾口10m津波浸水予想図(東京湾内湾)
・防潮施設:なし ・防潮水門:開放



第3節 火災等予防対策

関東地震の死亡者の9割弱が火災を原因とするものであり、現在も木造密集市街地で同時に多発する火災による二次災害の危険性は高い。また、都市化の進展した市街地では、可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵・取扱量の増大、木造密集市街地の拡大等、関東地震時以上に危険要因が増えている。

今後、起こりうる首都直下地震などの大地震には、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが重要であり、一般家庭や危険物施設等への指導による出火防止や建築物の不燃化促進等を実施する。

1 地震火災の防止（防災危機管理部、商工労働部、県土整備部、市町村）

(1) 出火の防止

ア 一般家庭に対する指導

一般家庭内における出火を防止するため市町村は、自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行うこととし、県西部防災センターにおいては、同様の啓発指導を行い、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が県内全ての住宅に適正に設置されるよう普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災等を防止するため、関係機関と連携し、出火防止対策を推進する。

イ 防火対象物の防火管理体制の確立

消防本部は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に実行できるよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

ウ 予防立入検査の強化指導

消防本部は、消防法4条の規定による立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期する。

エ 危険物施設等の保安監督の指導

県及び消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。また、市町村火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

オ 危険物取扱者保安教育の徹底

県は、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所において、取扱作業に従事する危険物取扱者に対して取扱作業の保安に関する講習を実施する。

カ 消防設備士に対する教育の徹底

県は、消防設備士資格取得者に対し、消防用設備等に関する技術の進歩に伴い、これらに対応し得よう消防設備士の講習を実施する。

キ 化学薬品等の出火防止

県及び市町村は、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に行い、保管の適正化の指導を行う。

ク 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性

を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

(2) 初期消火

ア 市町村及び消防本部は家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

イ 市町村、消防本部及び県は、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織を指導する。

(3) 延焼拡大の防止

ア 常備消防の強化

市町村は、消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、今後とも都市構造、災害態様の変化に応じ、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。

また、県は、大規模災害の発生に対処するために市町村が整備する、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備を拡充するため財政支援を行っていくものとする。

イ 消防団の強化

消防団は、震災時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに平常時は住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行っていく。とりわけ、弾力的な運営、他組織との連携・協力、教育訓練における工夫、被用者による消防団活動等の促進などについて配慮していくことが必要である。

消防団員の確保のため市町村の留意すべき事項

(ア) 消防団に関する住民意識の高揚

(イ) 処遇の改善

(ウ) 消防団の施設・装備の改善

(エ) 女性消防団員の積極的確保、能力活用等

(オ) 機能別団員・分団の採用の推進

ウ 消防水利の整備

震災時においては、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、市町村は、耐震性貯水槽等の整備や、自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

エ 市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、市町村及び消防本部は「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成21年3月）」を基に、市街地における空中消火について検討する。

2 建築物不燃化の促進（県土整備部）

(1) 建築物の防火規制

市街地における延焼防止を次により推進する。

ア 防火、準防火地域の指定

県及び市町村は、建築物が密集し、震災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。この防火地域は、容積率が500%以上の地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建物密集地域」、「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」、「避難路及び避難地周辺地区」等、都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても容積率の高い地域から順次指定を進める。

また、準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地区等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、県下の該当地域の選定を行った

上で、地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

イ 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条によるいわゆる屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

ウ 県が建設する県営住宅は、原則として耐火構造とする。

(2) 都市防災不燃化促進事業

大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

(3) 防火地域・準防火地域内の建築規制（建築基準法）

		対 象	構 造
防 火 地 域	1	階数が3以上又は延べ面積が100平方メートルを超える建築物	3に掲げる建築物を除く
	2	その他の建築物	
	3	(1) 外壁及び軒裏が防火構造で、延べ面積が50平方メートル以内の平屋建の附属建築物 (2) 卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものなど (3) 高さ2mを超える門又は扉で不燃材料で造り又はおおわれたもの (4) 高さ2m以下の門又は扉	制限なし
	4	看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3mを超えるもの	主要部分を不燃材料で造り又はおおう。
準 防 火 地 域	1	地階を除く階数が、4以上又は延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物	卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものなど
	2	延べ面積が500平方メートルを超え1,500平方メートル以下の建築物	
	3	地階を除く階数が3である建築物	
	4	1、2、3以外の木造建築物	外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分 高さ2mを超える附属の門又は扉で延焼のおそれのある部分
防火地域、準防火地域内にある建築物に対するその他の制限			
<p>1 屋根……防火地域又は準防火地域においては、建築物の屋根で耐火構造又は準耐火構造でないものは、不燃材料で造り、又はふかなければならない。（建築基準法第63条）</p> <p>2 開口部……防火地域又は準防火地域にある建築物で、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものは、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、政令で定める構造の防火戸その他の防火設備を設けなければならない。（建築基準法第64条）</p> <p>3 外壁部……防火地域又は準防火地域にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。（建築基準法第65条）</p>			

(4) 市町村別防火地域、準防火地域指定状況

(平成23年4月1日現在、単位ha)

市町村名	防火地域	準防火地域	市町村名	防火地域	準防火地域
千 葉 市	280	805	君 津 市		48
銚 子 市		185	富 津 市	9.1	29.1
市 川 市	58	133	浦 安 市	33	35
船 橋 市	32	379	四 街 道 市		20
館 山 市		38	袖 ヶ 浦 市	4.7	8.6
木 更 津 市	4	75.2	八 街 市	5.6	12.6
松 戸 市	22	227	印 西 市	55	72
野 田 市	1.9	53	白 井 市		39
茂 原 市	3.1	37	匝 瑳 市		9
成 田 市	69.6	27	香 取 市		51
佐 倉 市	18	48	い す み 市		6.3
東 金 市		20.4	酒 々 井 町		7.6
旭 市		15.1	栄 町		2.5
習 志 野 市	55	35	大 網 白 里 町	2.4	7.7
柏 市	37	177	芝 山 町		8
勝 浦 市		15.4	一 宮 町		7.6
市 原 市		158	白 子 町		13
流 山 市	18	61	御 宿 町		27
八 千 代 市	53	24			
我 孫 子 市	15.1	41.5			
鴨 川 市	3.1	51			
鎌 ヶ 谷 市	16	33	合 計	795.6	3,042.6

※ 平成23年4月1日現在の市町村名を表示している。

3 防災空間の整備・拡大（県土整備部）

(1) 特別緑地保全地区の指定

都市緑地法に基づき、特別緑地保全地区を指定し、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てるものとする。

(2) 都市公園の整備

都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

このため、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

都市公園整備状況

区 分	箇 所 数	面 積 (ha)
県立都市公園 (平成22年度末現在)	13	459.9
市町村立都市公園等 (平成22年度末現在)	5,920	3,449.4

(3) 幹線道路の整備

道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず震災時においては、火災の延焼防止機能も有している。道路の新設・拡幅は、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強い街づくりに貢献するところが大きい。

このため、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

(4) 河川の整備

都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、河道の拡幅等、河川の改修を進めていく。

第4節 消 防 計 画

大規模災害・特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

1 消防施設の整備（防災危機管理部）

県内消防施設の強化を図るために、市町村等を行う消防施設強化事業に対し支援を行う。

(1) 消防ポンプ車等、水利等消防施設の現況の把握

(2) 消防施設の整備

ア 高規格救急自動車の整備

県内の救命率の向上のため、高規格救急自動車の整備に対し、市町村の財政事情その他必要に応じ支援を行う。

イ 消防団の施設・設備

地域における消防力の強化を図るために、消防団の施設・設備に対し、市町村の財政事情その他必要に応じ、国及び県において支援する。

2 消防職員、団員等の教育訓練（防災危機管理部）

消防大学校及び県消防学校において、おおむね次のとおり教育訓練を行う。

(1) 消防大学校での教育訓練

幹部として必要な教育訓練を行う。

(2) 県消防学校での教育訓練（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練）

ア 消防職員

(ア) 初任教育（初任科）

(イ) 専科教育（特別災害科、予防査察科、危険物科、火災調査科、救急科、救助科）

(ウ) 幹部教育（初・中・上級幹部科）

(エ) 特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、気管挿管・薬剤投与講習）

イ 消防団員

(ア) 基礎教育（新任科）

(イ) 専科教育（警防科）

(ウ) 幹部教育（初・中級幹部科）

(エ) 特別教育（指導員科、訓練指導科、女性消防団員科、一日入校及び現地教育）

ウ 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

エ 災害救援ボランティア

災害時に災害救援活動を行うボランティアに必要な消防分野に係る知識・技能の習得について、講師の派遣等の協力を行う。

3 市町村相互の応援体制（防災危機管理部）

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、運営の推進を図るとともに、市町村においては、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に策定した「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び、応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

<資料編1-12-6 千葉県広域消防相互応援協定書>

<資料編1-12-7 千葉県消防広域応援基本計画>

4 広域航空消防応援体制（防災危機管理部）

大規模特殊災害発生時に、消防組織法第44条の3の規定により、他の都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目、並びに県及び当該市町村の事前計画に定める手続き等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。

＜資料編1-12-9 大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画＞

5 消防思想の普及（防災危機管理部）

- (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
- (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。（各1週間）
- (3) 県消防大会及び県操法大会を開催して、消防職員・団員の士気の高揚を図る。
- (4) 各種講習会等を開催する
- (5) 下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

（公財）千葉県消防協会

（社）千葉県危険物安全協会連合会

千葉県少年婦人防火委員会

（社）千葉県消防設備協会

なお、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

6 市町村の消防計画及びその推進（防災危機管理部、市町村）

特に次の項目について推進を図る。

- (1) 消防組織の整備強化
家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の予警報計画
- (4) 消防職員、団員招集計画
- (5) 出動計画
- (6) 応援部隊受入誘導計画
- (7) 特殊地域の消防計画
 - ア 特殊建物、施設の多い地域の計画
 - (ア) 密集地域の計画
 - (イ) 重要文化財の計画
 - (ウ) バラック建物等の地域の計画
 - (エ) 重要建物、施設の計画
 - (オ) 高層建物の計画
 - (カ) 地下構造物及び施設の計画
 - (キ) その他
 - イ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画
 - ウ 港湾等沿岸地域の計画
 - エ 急傾斜地域の計画
 - オ その他
- (8) 異常時の消防計画
 - ア 強風時の計画
 - イ 乾燥時の計画
 - ウ 飛火警戒の計画
 - エ 断水又は減水時の水利計画

- (9) その他の消防計画
 - ア 林野火災の計画
 - イ 車両火災の計画
 - ウ 船舶火災の計画
 - エ 航空機火災の計画
- (10) 消防訓練計画
 - ア 機械器具操法訓練
 - イ 機関運用及び放水演習
 - ウ 自動車操縦訓練
 - エ 非常招集訓練
 - オ 飛火警戒訓練
 - カ 通信連絡訓練
 - キ 破壊消防訓練
 - ク 林野火災防ぎょ訓練
 - ケ 車両火災防ぎょ訓練
 - コ 船舶火災防ぎょ訓練
 - サ 航空機火災防ぎょ訓練
 - シ 危険物火災等特殊火災防ぎょ訓練
 - ス 災害応急対策訓練
 - セ 自衛消防隊の指導
- (11) 火災予防計画
 - ア 防火思想普及計画
 - イ 予防査察計画

第5節 建築物の耐震化等の推進

昭和30年代以降の急激な都市への人口及び産業の集中により、都市の既成市街地のなかには、道路・公園などの都市基盤の整備が不足し、かつ、老朽建築物が多い木造密集市街地が相当数存在しており、建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがある。

また、建築基準法の耐震基準に適合しない既存建築物、ブロック塀や落下物など、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

なお、東日本大震災においても、水道、電気、ガスなどのライフライン等の一部が寸断したことから、各施設の耐震性について、さらに強化を図るものとする。

1 市街地の整備（県土整備部）

建築物の倒壊等の集中的被害を防ぐため、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新などが図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により防災上安全性の高い市街地形成の推進を図り、また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。

このため、これら事業の推進に向け千葉県市街地整備推進協議会等を通じ啓発活動等を行うとともに、市町村等が実施する土地区画整理事業などに必要な支援を行う。

(1) 土地区画整理事業の実施状況（平成23年4月1日現在）

区 分	地区数	面 積
既成市街地	54	1,462.5ha
新市街地	438	16,742.7ha
合 計	492	18,205.3ha

(2) 市街地再開発事業等の実施状況（平成23年4月1日現在）

区 分	地区数	面 積
市街地再開発事業	29	28.4ha
優良再開発建築物等整備事業	4	1.4ha
合 計	33	29.8ha

2 建築物等の耐震対策（総務部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、教育庁）

（1）既存建築物の耐震診断・耐震性向上に向けた改修の促進

阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築された、比較的古い建築物に大きな被害が集中した。こうした事態に対処するため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることは、引き続き重要な課題である。

そのため、県は市町村と調整の上、計画的かつ総合的に県下全域の既存建築物の耐震診断・耐震改修（以下「耐震改修等」という。）の促進を図っていく必要がある。

一方で、建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震改修等を積極的に努めるよう、指導を徹底していく必要がある。

そこで、県や市町村は、国の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震改修等促進のための施策を推進する。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）及び同法に基づく「千葉県耐震改修促進計画」に沿い、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努めるとともに、それらの建築物に関しては、データベース等を活用し、耐震改修等の進捗管理に努める。

緊急性の高い施設とは、以下の既存建築物とする。

ア 用途や規模等の特性によって設定する建築物

（ア）被災時にその機能確保が求められる建築物

例：避難施設、救護・救援施設、災害復旧拠点施設、ライフライン管理施設等

（イ）高齢者、身体障害者等災害時要援護者が利用する建築物

例：社会福祉施設、老人保健施設等

（ウ）多数の者が利用する一定規模以上の建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で定める特定建築物

例：百貨店、劇場、映画館等

イ 県及び市町村が震災時の避難、救援復旧活動等に使用する道路等として定めた以下の沿道区域内等に在する建築物

（ア）「災害時における避難所運営の手引き」に基づく避難路の沿道区域や避難地の周辺区域

（イ）本計画及び市町村の地域防災計画に基づく緊急輸送道路の沿道区域

（ウ）自然水利に面する道路の沿道区域

ウ 震災時に大きな被害が想定される比較的古い木造住宅が密集する市街地等の建築物

（2）教育施設の耐震化

ア 県立学校・小中学校の耐震化の推進

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場、かつ、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を持つことから、県立学校について、千葉県耐震改修促進計画及び県有建築物の耐震化整備プログラムに基づき、耐震化を進める。

市町村が設置する小中学校施設等についても、計画的に耐震化を進めていくよう市町村へ働きかける。

イ 私立学校施設の耐震化の促進

私立学校等に対して国及び県の補助制度や日本私立学校振興・共済事業団の融資制度を活用し、速やかに校舎等の耐震化を進めるよう指導する。

ウ 体育施設の耐震化

県は、地域住民の応急的な避難場所になる県有体育施設について耐震性能の向上を推進する。

(3) 災害拠点病院の耐震化

県は、震災時に応急活動の拠点となる災害拠点病院の耐震化について、助成制度の活用による耐震化の支援を行っていくものとする。

(4) 高層建築物における対策

平成17年に起きた千葉県北西部を震源とする地震では、エレベーターに地震時管制運転装置が設置されていたにもかかわらず、閉じ込めが発生したことから、エレベーターの閉じ込め対策の推進及びエレベーター停止に対する復旧の推進に努める。

ア エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて、定期報告等の機会を捉えて同装置の設置の啓発に努める。

イ エレベーターの停止に対する復旧の推進

地震等の災害時に、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。

ウ 共同備蓄

県は、対象となる高層集合住宅の調査、把握、検討を行い、管理組合による共同備蓄を促進する。

(5) ブロック塀等の安全対策

ア ブロック塀等の倒壊・落下防止

(ア) 県は、「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」(昭和58年9月制定)に基づき、市町村と連携して、適正な築造方法の啓発・普及に努めるとともに、既設のブロック塀等の所有者・管理者に対して倒壊を防止し、安全を確保するため必要な助言又は指導に努める。

(イ) 「千葉県屋外広告物条例」に基づき、倒壊や落下により公衆に危害を及ぼすことがないように、屋外広告物の設置者・管理者に対し、補修等必要な管理を行い、良好な状態を保持するよう啓発に努める。

イ 自動販売機の転倒防止

県は、関係団体等と連携して、「自動販売機据付基準」の周知等を行い自動販売機の転倒防止を推進する。

(6) 落下物防止対策

ア 「千葉県落下物防止指導指針」(平成2年11月制定)に基づき、建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及・建築物の所有者等への啓発等に努める。

イ 商業地域など人通りの多い道路や市町村が定める震災時の避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス、袖看板等の落下による危険性のあるものについては、建築物の所有者等に対して、適切な改修や補修の指導を行う。

(7) 家具・大型家電の転倒防止

県及び市町村は、ホームページ、県民だより及び県民対象の各種イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性を啓発する。

(8) 建築防災体制の整備と安全対策の啓発

地震による建築物等の損壊や損壊に起因した二次的な人や物への被害を未然に防止するための施策を、県下全域に的確かつ円滑に推進するとともに、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

ア 連絡協議会の運用

県は、建築防災にかかる諸施策の推進のため、千葉県建築防災連絡協議会（県及び県下54市町村で構成、平成7年5月設立）の活動の充実を図り、既存建築物の耐震診断・改修の促進や応急危険度判定支援体制の確立に努める。

イ 安全対策の啓発

県及び市町村は、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

3 ライフライン等の耐震対策（総合企画部、防災危機管理部、県土整備部、水道局、企業庁）

都市の地下には上下水道管やガス管が、また地上には電気施設等が、網の目のように整備されている。

震災時、これらの施設が被害を受けると都市生活機能をまひさせるばかりではなく、応急対策を実施する上での大きな障害になる要因となる。

阪神・淡路大震災では、水道、電気、ガス、電話等の各施設が大きな被害を受けた。さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災では、本県においても上下水道、電気、ガス等の各施設が大きな被害を受け、被災者の生活に多大な影響を及ぼした。

これらのことから、各施設の耐震性の強化を図り地震に強いライフラインづくりを行っていく。

また、南関東地域に大地震が発生した場合におけるライフライン機能の確保対策を推進するため「千葉県ライフライン対策連絡協議会」等においてライフライン対策の連携を強化する。

(1) 水道施設

水道施設は、耐震設計、管路の改良及び配水池の増強等により、耐震性の強化が図られてきたところである。

しかしながら、既存施設の中にはまだ老朽化による更新又は補強が必要な施設等があり、次のとおり施設の耐震化を進め防災対策の一層の充実を図る。

ア 耐震化の指標作成

水道事業体に、水道施設の耐震化について、目標年度を定め耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進の計画作成を指導する。

イ 緊急を要する対策

耐震性の観点から石綿セメント管や老朽施設等について、緊急に補強又は更新の指導をする。

ウ 速やかに復旧できる水道づくり

被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、自家用発電設備など施設の整備補強、及び複数系統化などの水道システムとしての耐震性の向上を図るよう指導する。

エ 広域的バックアップ体制の整備等

広域的バックアップ体制の整備や緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道の指導をする。

オ 県営水道の施設整備計画

五箇年毎に実施計画を作成し、施設の耐震強化対策を実施する。

(ア) 浄・給水場施設の耐震強化

耐震調査結果に基づき、計画的に浄・給水場等の主要構造物や建築物の耐震強化対策を実施する。

施設の耐震化と併せて、浄水場及び給水場間のバックアップ体制を強化するため、北船橋給水場から北総浄水場へ逆送できる体制を整備するとともに、北千葉広域水道企業団との水の相互融通体制の確保を図ることを計画している。

(イ) 管路の耐震強化

管路の新設及び更新において、すべて耐震継手を導入し耐震化を図る。なお、震災被害を受けやすい石綿セメント管や公道部の鉛給水管については、ほぼ更新済みである。

管路の多系統化及びループ化を図り、漏水発生時における管路のバックアップ機能を強化するとともに、配水区域の細分化（ブロック化）を推進し、震災時の断水範囲の縮小及び復旧の迅速化を図る。

(2) 下水道施設の安全確保整備

ポンプ場及び処理場内の重要施設については、耐震計算を行い、その他の施設については地震被害を想定し、施設の多系統化・複数化、予備の確保等で機能の充実を図り、補修の容易な構造とし、復旧対策に重点を置いた整備を図るとともに、耐津波対策も考慮し、地震時においても必要最小限の排水機能が確保されるよう整備を図る。

また、施設の維持、管理においては、日常の点検などによる危険箇所の早期発見と、これの改善を行い、施設の機能維持に努める。

(3) 電気施設

ア 災害予防計画目標

建物については、建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、港湾工事設計要覧、道路橋設計示方書などの基準水平震度とする。

イ 防災施設の現況

(ア) 変電設備

最近の標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度0.3～0.5G、機器基礎の耐震設計は水平加速度0.2Gを下限値とし、地域別・地盤別・構造種別・重要度別の各係数により補正している。

建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

(イ) 送電設備

架空送電設備に対する地震力の影響は風圧荷重によるものに比べ小さいため、地震時荷重についてはその検討を一般に省略している。ただし、軟弱地盤や活断層付近に支持物を布設する場合は、地盤の変動・破壊に起因する被害を受けるおそれがあるためその地盤に応じた適切な対策を実施している。

また、地中送電設備では154KV以上のケーブルヘッドについては水平加速度0.3G、共振正弦3波に耐えるよう耐震設計を行っている。

(ウ) 配電設備

震度6（水平最大加速度0.3G）の地震に対し、おおむね送電可能な施設をしている。

(エ) 通信設備

水平加速度0.5Gに耐えるよう機器を施設している。

ウ 保守・点検

電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(4) ガス施設

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づいている。

各施設の安全化のための対策は、次のとおりである。

ア 製造施設

(ア) 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。

(イ) 緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。

イ 供給施設

(ア) 新設設備は、ガス事業法「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき耐震性を考慮した設計

とし、既設設備は、必要に応じて補強等を行っている。

- a ガスホルダーやガス導管の設計は、地震力を考慮して設計しているほか、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設置している。
- b ガス導管材料は高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手・構造等を採用し、耐震性の向上に努めている。

特に、低圧導管においては、地盤変位を吸収し、地震による損傷を最小限に食い止めるポリエチレン管（PE管）を採用している。

- (イ) 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化、放散塔による中圧導管の緊急減圧措置を行う。

- a 導管網のブロック化

震災時に被災地区への供給確保及び早期復旧を進めるため、供給区域をブロック化している。

- (ウ) 放散塔の設置

地震時のガスによる二次災害を防止するため、中圧導管の管内ガスを安全に空中放散する必要があることから、工場、整圧所、幹線ステーション等に放散塔を設置している。

ウ 通信施設

ループ化された固定無線回線の整備及び可搬型無線回線の整備を行っている。なお、固定局のアンテナ類は耐震設計がなされている。

エ その他の安全設備

- (ア) 地震計の設置

地震発生時、各地の地震動が把握できるよう工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナには、S Iセンサーの設置を行っている。

- (イ) 安全装置付ガスメーターの設置

二次災害を防止するため、200ガル以上の地震時にガスを遮断する安全システム（マイコンメーター）の普及促進に努めている。

(5) 電話施設

ア 建物設備

建築基準法による、耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6（弱・強）に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。

イ 局外設備

- (ア) 土木設備

- a マンホール・ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高めている。
- b 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。
- c 耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

- (イ) 線路設備

- a 中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進する。
- b 幹線系ルートは、プライオリティー付けを行い、高規格な中口径管路・とう洞に收容し、設備の耐震性強化を図る。

ウ 局内設備

- (ア) 交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入を促進し、耐震性の強化を図る。

- (イ) 通信設備の周辺装置（パソコン等）については、転倒防止対策を実施する。

エ その他

震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

(6) 共同溝・電線共同溝の整備

阪神・淡路大震災では、水道・電気・ガス・電話等のライフラインが壊滅的な被害を受け、ライフラインの耐震性の強化が求められた。

このことから、震災時の緊急輸送等に資する緊急輸送道路を中心にライフラインの共同収容施設である共同溝や電線共同溝の整備を進める。

ア 共同溝について、国が管理する国道等において整備を進める。

イ 電線共同溝については、震災時における電柱倒壊、電線切断の危険を回避するとともに、電力の安定供給、通信の信頼性の向上を図るため整備を進める。

(7) 工業用水道施設

工業用水道施設は、改築事業等により耐震性の強化を図っている。

しかしながら、既存施設は建設後40年以上が経過し、老朽化により耐震性に劣る施設等があり、今後の施設更新にあたっては防災対策の重点課題として位置付け、整備強化を図る。

なお、実施にあたっては、原則として5年毎の計画を作成のうえ、施設の耐震強化を図る。

ア 管路の布設替

鉄筋コンクリート管及び石綿セメント管を耐震性の強い鋼管及び铸铁管に布設替を行い管路の強化を図る。

イ 施設等の更新

浄水場等電気施設及び沈澱池等の更新を図り耐震性の強い施設にする。

ウ ネットワーク化の推進

別ルートによる水の供給が可能になる管路の複線化及び各事業地区間の水の融通をするためネットワーク化を図る。

4 道路及び交通施設の安全化（総合企画部、県土整備部）

道路、鉄道等は、都市内はもとより、都市間相互を連絡し、生活や経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。

(1) 災害に強い道づくり

道路は、震災時において救援救護活動、緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともに、リダンダンシー（多重化による代替性）を確保するための道路ネットワークの強化を図るなど、災害に強い道路の整備や、被災地域の復旧復興に資する幹線道路等の整備に努める。

緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備については、地震直後から発生する緊急輸送が円滑に行われるよう、後述の道路橋梁防災計画の実施のほか、線形不良や隘路区間などを改善するため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進し、災害に強い道づくりに努める。

(2) 道路橋梁防災計画

ア 橋梁については、平成8年11月1日付けで国土交通省から通知があり、改訂された道路橋示方書に基づき、緊急度の高い橋梁から順次耐震対策を実施していく。

イ 道路については、特に崩落等の危険性のある法面について、安全対策を実施していく。

ウ 特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう、橋梁の耐震対策や法面の安全対策を最優先に実施していく。

(3) 東日本高速道路(株)の道路施設の現況

ア 現 況

名 称	県内延長
東関東自動車道	72.3 k m
新空港自動車道	3.9 k m
館山自動車道	55.7 k m
首都圏中央連絡自動車道	7.1 k m
京葉道路	32.7 k m
千葉東金道路	32.2 k m
富津館山道路	19.2 k m
東京湾アクアライン	7.9 k m
東京湾アクアライン連絡道	8.6 k m
	計 239.6 k m

イ 耐震性と施設の安全対策

- (ア) 高速道路等の設計に当たっては、耐震設計基準により、地質、構造等の状況に応じ十分な安全の見込み、その維持に当たっては高速道路等の周辺の環境及び交通実態の変化に対応した適切な措置を講じる。
- (イ) 高速道路等においては、日常点検、定期点検及び臨時点検を実施し、耐震性を確保するための必要な補修等の災害予防措置を講じる。
- (ウ) 橋梁等については、構造上の安全を付加するため、落橋防止装置等の対策の促進を図る。
- (エ) 地震発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、道路利用者に対し、地震発生時の心構え、取るべき行動等の広報を行う。
- (オ) 地震による被害の拡大防止及び応急復旧活動に資するため、必要に応じ資機材、生活用品等の備蓄に努めるものとする。

(4) 首都高速道路(株)の道路施設の現況

ア 現 況

名 称	県内延長	入 口	出 口	非常電話	非 常 口
高速湾岸線 (千葉県道高速湾岸線)	8.9km	[東行き] 浦安 舞浜 [西行き] 千鳥町 浦安	[東行き] 浦安 千鳥町 [西行き] 浦安	東行き 19箇所 西行き 21箇所	東行き 3ヶ所 西行き 3箇所

イ 耐震性と施設の安全対策

首都高速道路の構造物は、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」(建設省(国土交通省)道路局：平成7年5月)やこれを踏まえて改定された「橋、高架の道路等の技術基準について」(建設省(国土交通省)道路局長、都市局長通達：平成8年11月)に従い、地質、構造などの状況に応じ、兵庫県南部地震級の地震においても落橋や倒壊を生じないように高架橋の安全性を強化する対策を実施している。

また、トンネル、高架橋などには、非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、自動車の運転者などは、これらの非常口からの安全に脱出できるよう安全性を確保している。

ウ 事業計画の概要

(ア) 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を強化する対策を実施していくほか、道路利用者の安全対策など、地震防災対策のより一層の強化充実を図ることとする。

(イ) 災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。

エ 実施計画の内容

(ア) 高架橋の安全対策の強化

「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき落橋防止システム及び支承部構造の一層の強化を図る。

(イ) 道路構造物、管理施設等の常時点検

(ウ) 災害時における情報収集・伝達等に必要通信施設等の常時点検

(5) 鉄道施設等

ア 現 況

平成23年4月1日現在

No.	事業者名	路線名	県内営業 km	駅数
1	東日本旅客鉄道(株)	常磐線	23.9	10
		総武線	24.6	13
		武蔵野線	17.4	5
		京葉線	42.5	10
		総武本線	81.3	21
		外房線	93.3	26
		内房線	119.4	28
		成田線	119.1	24
		東金線	13.8	3
		久留里線	32.2	13
	鹿島線	4.9	1	
J R 合計			572.4	154
2	京成電鉄(株)	京成本線	53.1	30
		京成千葉線	12.9	9
		京成千原線	10.9	5
		京成東成田線	7.1	1
		成田空港線	49.4	5
	小計	133.4	50	
3	東武鉄道(株)	東武野田線	40.6	23
4	小湊鉄道(株)	小湊鉄道線	39.1	18
5	いすみ鉄道(株)	いすみ線	26.8	14
6	新京成電鉄(株)	新京成線	26.5	24
7	北総鉄道(株)	北総線	30.3	13
8	東京地下鉄(株)	東西線	8.6	6
9	銚子電気鉄道(株)	銚子電気鉄道線	6.4	10
10	流鉄(株)	流山線	5.7	6
11	東京都交通局	都営新宿線	1.9	1
12	京葉臨海鉄道(株)	臨海本線	23.8	9
13	東葉高速鉄道(株)	東葉高速鉄道線	16.2	9
14	千葉都市モノレール(株)	千葉都市モノレール線	15.2	18
15	芝山鉄道(株)	芝山鉄道線	2.2	2
16	山万(株)	山万ユーカリが丘線	4.1	6
17	(株)舞浜リゾートライン	ディズニーリゾートライン	5.0	4
18	首都圏新都市鉄道(株)	つくばエクスプレス線	13.5	5
民鉄線等計			399.3	218
合計			971.7	372

※京成本線、北総線への乗り入れ部分を含む。

イ 施設の耐震性

新たな耐震設計手法が確立されるまでの当面の間は、「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」及び「鉄道新設構造物の耐震設計に係る当面の措置について」に基づき鉄道施設の耐震対策に努めるものとする。

(ア) 東日本旅客鉄道(株)

a 耐震列車防護装置の整備

地震時に運転中の列車を速やかに停止させるための、耐震列車防護装置整備の改良を行っている。

b 構造物の耐震化

防災工事に耐震性を考慮した線区防災強化を推進している。

(イ) 東京地下鉄(株)

a 構造物の耐震化

(a) 既存の鉄道構造物は、「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」(平成7年7月運輸省通達)及び「既存鉄道構造物の耐震補強に関する指針」(平成13年6月国土交通省通達)により対応する。

(b) 新設の鉄道構造物は、「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」(平成10年12月運輸省通達)により対応する。

(ウ) 首都圏新都市鉄道(株)

構造物は、「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」に基づき設計施工を行っており、兵庫県南部地震および中越地震等の大規模地震に対し所定の耐震性を有している。

(エ) その他の民営鉄道

a 車両の耐震化

車両には、すべて車体下に二重のばね緩衝装置を設けて、耐震性を充分考慮している。

b 構築物の耐震化

在来の土木構築物については、建設当時に使用されていた地震荷重が考慮されている。

阪神・淡路大震災に伴い運輸省(国土交通省)は、当面の緊急措置として緊急性の高いものから優先的に耐震補強工事の実施を通達したところであり、鉄道事業者はこれを受けて各施設の耐震性を強化する。

さらに千葉都市モノレールについては、懸垂型モノレール構造物の特殊性から独自の対策について検討を行い、必要に応じて補強等の実施を進めていく。

c 電気設備の耐震化

電気設備は、普通鉄道構造規則及び電気設備に関する技術基準に基づき設計し、耐震性を充分考慮している。

5 港湾施設等の安全化（農林水産部、県土整備部）

(1) 港湾施設の整備

被災直後の緊急物資及び避難者の海上輸送に充てるため、耐震強化岸壁、港湾緑地の整備等により港湾機能の確保に努める。

耐震強化岸壁（供用中）

施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考
千葉港千葉中央地区 中央ふ頭I岸壁	5000D/W	7.5	1	130	
千葉港千葉中央地区 出州ふ頭C岸壁	5000D/W	7.5	1	130	
千葉港葛南東部地区 船橋東ふ頭A、B岸壁	5000D/W	7.5	2	260	
木更津港富津地区 富津ふ頭F岸壁	5000D/W	7.5	1	130	
館山港宮城地区 第1岸壁	2000D/W	5.5	1	90	

※ D/W：重量トン

耐震強化岸壁（今後の整備予定）

施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考
千葉港千葉中央地区 中央ふ頭H岸壁	30000D/W	12.0	1	300	
千葉港葛南中央地区 中央ふ頭南E岸壁	30000D/W	12.0	1	240	
千葉港葛南中央地区 中央ふ頭南D岸壁	15000D/W	10.0	1	170	
木更津港木更津南地区 木更津ふ頭F岸壁	30000D/W	12.0	1	240	

※ D/W：重量トン

港湾緑地

施設名	面積	備考
千葉中央地区緑地	25.7ha	供用中 24.3ha
富津地区緑地	20.5ha	供用中 16.2ha

(2) 漁港施設の整備

大規模な地震が発生した場合の応急対策のため、復旧資機材、緊急物資等の海上輸送の拠点として、港湾機能を補完すべく、特に太平洋沿岸地域の漁港において、耐震強化岸壁を整備する。

施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考
銚子漁港	5000D/W	7.5	1	130	供用中
大原漁港	1000D/W	5.0	1	80	計画予定
勝浦漁港	1000D/W	6.0	1	80	工事中
鴨川漁港	600D/W	4.0	1	65	供用中

※ D/W：重量トン

6 高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化（防災危機管理部、健康福祉部、商工労働部）

(1) 高圧ガス関係

高圧ガスは、液化ガス又は圧縮ガスの状態において製造し、貯蔵、消費及び輸送されるが、設備の破損や不注意な取扱いによっては、周辺地域に影響を及ぼすことが予想されるため、県は次の指導を行い地震時の災害を防止する。

ア 設備面の対策

高圧ガス施設については、高圧ガス保安法の耐震設計基準に適合させるとともに、「千葉県高圧ガス事業所地震対策指針Ⅱ（設備編）」に基づき指導する。

イ ソフト面の対策

「千葉県高圧ガス事業所地震対策指針Ⅰ（地震の知識、行動編）」に基づき指導する。

(2) 液化石油ガス関係

ア 消費者の保安対策

県は販売事業者等に対し、次の指導を行うことにより、消費設備の事故防止と震災時の二次災害を防ぎ、消費者の安全確保を図る。

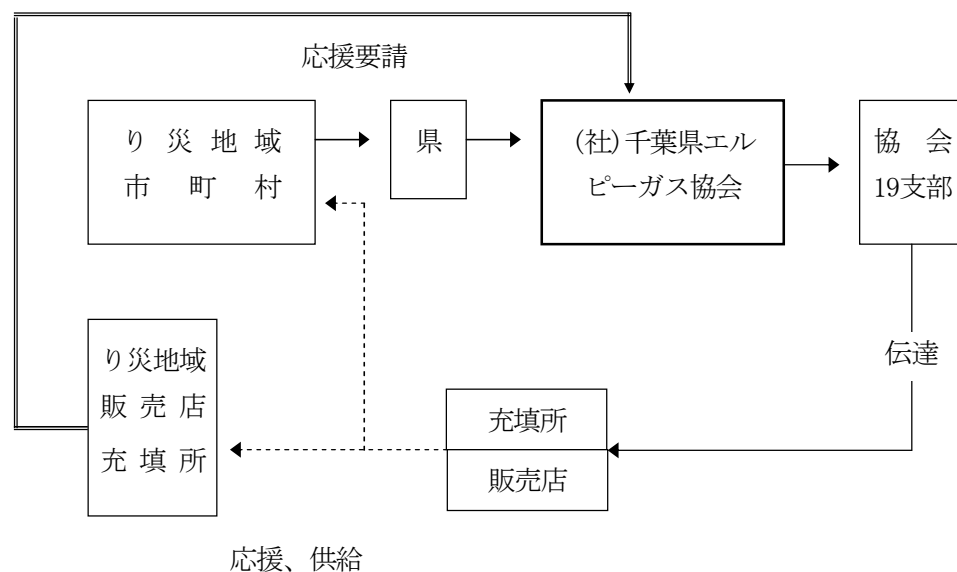
- (ア) 消費先の容器設置状況が基準に適合しているか確認し、容器のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底を図る。
- (イ) マイコンメーター等の安全器具の普及を促進し、さらに感震機能を備えた安全装置の導入についても促進を図る。
- (ウ) 消費者に対し、周知パンフレット等により地震時の元栓、器具栓、容器バルブの閉止等の措置について啓発に努める。
- (エ) 避難所に指定される可能性が高い公共的施設等への安全器具の設置を図る。

イ 情報収集、伝達体制、供給経路及び応援体制の整備

大地震に際して、被災地域において、販売施設、充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路、応援体制等を（社）千葉県エルピーガス協会を通じて整備し、供給の円滑と保安の確保を図る。

なお、被災地域の市町村から応急のガス供給の要請がある場合も同様に対応を図る。

(社) 千葉県エルピーガス協会への応援要請・供給体制



(3) 危険物施設関係

消防法第11条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

ア 設備面の対策

- (ア) 地震による局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損、漏洩を防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配置及び支持方法についても配慮する。
- (イ) 地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備、ドレンピット等については、配置換え等を行う。
- (ウ) 防火塀等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じひかえ壁等を設置する。
- (エ) 停電等に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を備える。
- (オ) 設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。

イ 保安体制面の対策

- (ア) 作業標準等を整備し、非常停止等の作業が的確に措置されるよう保安教育、訓練を実施する。
- (イ) 点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認についての確化を図るとともに従業員への周知を徹底する。
- (ウ) 夜間、休日の応急体制、命令系統、通報体制について明確化を図る。

(4) 少量危険物及び指定可燃物施設関係

市町村火災予防条例に規定されている少量危険物及び指定可燃物施設について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう消防本部を通して指導し、地震時の災害を防止する。

ア 設備面の対策

- (ア) 無届出施設の防止に努め、条例に定める貯蔵又は取扱いの技術上の基準の遵守を強力に指導する。
- (イ) 地震による局所的な応力集中を排除する配管の緩衝装置、地震動によるタンク本体の転倒、落下防止構造について配慮する。

イ 保安体制面の対策

- (ア) タンクの元弁及び注入口の弁又はふたは、危険物又は指定可燃物を入れ、又は出すとき以外は閉鎖するように指導する。
- (イ) 地震後の異常の確認の実施及び応急措置について指導する。
- (ウ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

(5) 火薬類関係

火薬類取扱施設について、防災体制を整えるため、下記の対策を指導し地震時の災害を防止する。

ア 製造所への対策

- (ア) 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚を図る。
- (イ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

イ 火薬庫への対策

- (ア) 地すべり防止区域や津波浸水予測区域に火薬庫を設置しないよう指導する。
- (イ) 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。
- (ウ) 定期自主検査の完全実施を指導する。
- (エ) 応急消火設備を設置するよう指導する。
- (オ) 延焼防止対策を施すよう指導する。

ウ 点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の占有者は速やかにその占有する施設の点検を実施し、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

(6) 毒物劇物取扱施設

ア 毒物劇物取扱施設の現況

化学工業の発達等に伴い、毒物劇物取扱施設は年々増加の傾向にあり、毒物及び劇物取締法に基づき登録又は届出を義務づけられている施設数は、別表のとおりであるが、これ以外の業務上取扱施設数の把握は極めて困難な現況にある。

イ 防災対策

現在、毒物及び劇物取締法、同施行令及び同規則において、毒物劇物の廃棄（法第15条の2、同施行令第40条）と事故の際の措置（法第16条の2）等の保安対策が規定されている。

また、設備については登録基準（法第5条、同規則第4条の4）の規制、運搬についても技術上の基準等（法第16条、同施行令第40条の2）が規定されている。

さらに、保健衛生上の危害を防止するため、上記毒物劇物取扱施設には専任の毒物劇物取扱責任者の設置を義務づけている。

毒物劇物取扱施設に対しては立入検査を行い、法違反の是正を図っている。

(ア) 立入検査体制の整備、強化を図る。

(イ) 毒物劇物貯蔵タンク等の整備点検について充分留意させ、防災を考慮の上、耐震設備を講じるよう指導する。

(ウ) 中和剤等の確保及び事故発生時の応急措置体制について指導する。

(エ) 危害防止規定を作成し、管理責任体制を明確にするよう指導する。

(オ) 毒物劇物関係業者に対して講習会を開催し、法の遵守の徹底を図る。

別 表

(平成24年3月31日現在)

種 別	件 数
毒物劇物製造業	161 件
毒物劇物輸入業	42
毒物劇物販売業	1,545
毒物劇物業務上取扱者	57
特定毒物研究者	59
計	1,864

第6節 液状化災害予防対策

2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として、非常に広域にわたって液状化現象が発生した。液状化現象による人的被害はほとんどなかったものの、各地で大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等により多くの建物や道路、上下水道等のライフラインに被害が生じ、1987年千葉県東方沖地震で液状化した場所の再液状化も確認されたことから、液状化対策を推進していく。

- 1 液状化対策の推進（総合企画部、防災危機管理部、環境生活部、県土整備部、水道局、企業庁）

上下水道施設等のライフラインや、道路・橋梁等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、県民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、県民に対する液状化に関する知識の普及に努める。

さらに、液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。
- 2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策（総合企画部、県土整備部、水道局、企業庁）
 - (1) 上水道施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

県営水道では、地盤の液状化による鑄鉄管の抜け出し等の防止策として、管路の新設及び更新においては、すべて耐震継手を導入することとしている。
 - (2) 下水道施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

なお、市町村が管理する公共下水道施設に対しても地盤改良や耐震化の指導を行う。
 - (3) 工業用水道

地盤改良等による防止対策については、管路施設のほとんどが道路等の占用により布設されていることから、道路等の管理者および隣接する占有事業者と協議のうえ進める。

また、液状化が想定されている地域について、鑄鉄管路の新設及び更新にあたっては、すべて耐震継手を導入することとし、次期施設更新計画において進捗を早めるべく具体化を図る。
 - (4) 港湾施設

地震に強い港湾を目指し、大型岸壁については順次、液状化対策を進めており、今後にも必要な岸壁については、液状化対策を実施する。
 - (5) 港湾海岸

地震に強い港湾海岸を目指し、海岸保全施設の新設や老朽化及び機能の高質化に伴う改良等において液状化対策を進めており、引き続き施設の重要性を考慮し液状化対策を実施する。
 - (6) 道路橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁については、液状化が予想される地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの方法を講じて落橋や倒壊を防ぐ。
 - (7) 河川・海岸

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低い、そのような地表面標高の低い地域では通常の水位（潮位）で浸水するおそれがあり、また海岸では地震発生とともに津波が予想されるため、堤防や護岸等の整備にあたっては液状化対策など耐震対策を考慮して実施する。

このため、国土交通省で作成した堤防、護岸、水門、樋管等の各種施設の耐震点検マニュアルに

基づき点検を行い、危険度の高い箇所より順次液状化対策等を実施している。

3 液状化対策の広報・周知（総合企画部、防災危機管理部、県土整備部、水道局、企業庁）

(1) 液状化現象に関する知識及び液状化しやすさマップや揺れやすさマップの広報・周知

東日本大震災を受け、県が平成23年度に行った液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」を用いて、県民にわかりやすく広報・周知する。

また、県民の液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるのに重要な情報となる地盤情報を収集・公表し、県民に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうような施策を推進する。

(2) 住宅の液状化対策工法の広報・周知

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、県民個人の生活や経済面に大きな負担がかかる。県民には、「液状化しやすさマップ」を参考に、液状化発生のリスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう広報、啓発する。

既存住宅においては、液状化対策工法はかなり限られるが、国や大学等の研究機関が住宅建築後の液状化対策工法について研究を進めていることから、これらの研究結果や施工例の情報を収集して県民に広報する。

また、市町村に対して、液状化の危険性を周知するハザードマップを作成するよう指導する。

4 液状化被害における生活支援（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障害者等の災害時要援護者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。

これらの在宅の災害時要援護者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取り組みや健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取り組みを促進する。

<資料編8-1 揺れやすさマップ>

<資料編8-2 液状化しやすさマップ>

第7節 土砂災害等予防対策

地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が平成19年度に実施した「地震被害想定調査」の結果を参考に、がけ崩れ・地盤の液状化現象等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導、地下水の取水規制等の措置を講じるものとする。

- 1 土砂災害の防止・孤立集落対策(防災危機管理部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、警察本部)
県、市町村及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行うものとする。
 - (1) 土砂災害危険箇所カルテの整備と危険箇所の公表
県は、土砂災害発生のおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域を予め調査し、土砂災害危険箇所カルテ(斜面カルテ、土石流危険渓流カルテの総称)を整備するなど、土砂災害危険箇所の把握に努めるものとする。
また、土砂災害危険箇所を県のホームページで公表するとともにインターネットを活用しない高齢者等にも周知するため、土砂災害危険箇所マップを作成し、市町村を通じて公民館等に配付する。
 - (2) 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備
県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。
市町村は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、災害時要援護者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。
 - (3) 地震後の土砂災害危険箇所の緊急点検
県は、震度5強以上の地震が発生した場合、平成19年12月に国土交通省が策定した「地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検要領(案)」に基づき国土交通省と連携し、土砂災害危険箇所の緊急点検を実施する。
また、緊急点検の実施に当たり住民などに不安を与えないように、緊急点検の実施目的、実施期間、実施範囲及び作業内容等について、住民・市町村役場・警察等関係機関に対して事前に周知する。
 - (4) 土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準
地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。
県は、平成19年12月17日付け国土交通省及び気象庁の事務連絡「土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準について」に基づき、地震等の発生後における土砂災害警戒情報の発表・解除に関する暫定的な運用基準を銚子地方气象台と協議した上で設定し、「千葉県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に定め、地震等発生時における土砂災害警戒情報の的確な運用に努めるものとする。
 - (5) 土地利用の適正化
県は、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底等に努めるものとする。

(6) 国土保全事業の推進

土砂災害は、地形、地質等を素因とし、地震や大雨等を誘因として発生するもので、その防止については科学的調査により地形、地質、気象、地下構造、地下水の状況等を十分把握し、地すべり等の発生のメカニズムを解明して効果的な防止工事を進める必要がある。

ア 地すべり防止対策

本県の地すべり防止区域は、房総半島南部の嶺岡山系を中心とした東南東から西北西の方向に連続する著しい破砕帯に沿ってみられる。

＜資料編 8-6 地すべり防止区域等＞

(ア) 地すべり防止区域の指定

県は、市町村と協議の上、地すべり等防止法第3条の規定により、地すべり防止区域の指定を主務大臣に申請する。指定を要する危険箇所は、今後の調査により、区域指定の促進を図るものとする。

＜資料編 8-6 地すべり防止区域等、表 2～5＞

(イ) 行為の制限

県は、地すべりによる災害を防止するため地すべり等防止法第18条の規定により地すべり防止区域内において、地すべりの防止を阻害し又は地すべりを助長し若しくは誘発する行為の制限を行う。

(ウ) 防止工事の実施

県は、地すべり防止区域の指定を受けたときは関係市町村と協議し、地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これに基づき緊急度の高い区域から順次防止工事を実施する。

＜資料編 8-20 地すべり防止事業等の概要、表 1＞

イ 急傾斜地崩壊対策

本県の急傾斜地崩壊危険箇所は、県南部の丘陵地から県北部の下総台地まで県下全域に分布している。特に、近年都市部では、首都近郊の都市化現象によって「がけ地」周辺まで住宅地の進出がみられる。

＜資料編 8-7 急傾斜地崩壊危険区域指定地及び急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（2）＞

(ア) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、市町村と協議の上、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を指定するものとする。

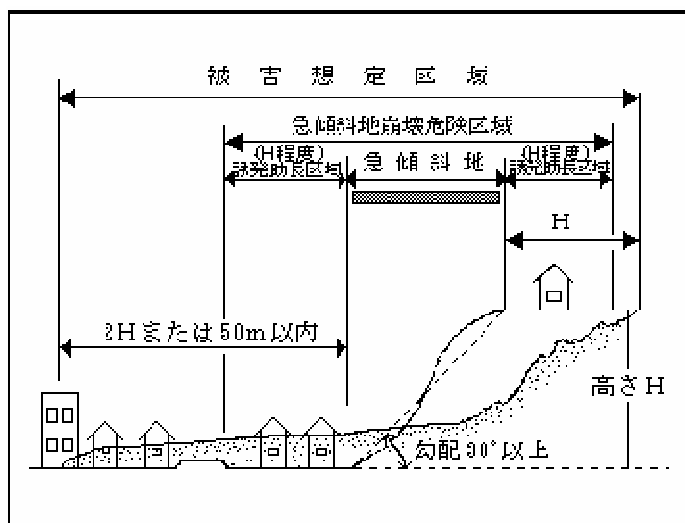
＜資料編 8-7 急傾斜地崩壊危険区域指定地及び急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（1）＞

この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図るものとする。

「急傾斜地崩壊危険区域指定基準」

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- a 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- b 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- c 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの



(イ) 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

(ウ) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不適当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

また、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業及び市町村が行う防止工事に対し、県費助成を行い災害の未然防止に努めるものとする。

(エ) 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備の向上

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①災害時要援護者関連施設に係る危険箇所②避難所や避難路を有する危険箇所③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

<資料編8-20 地すべり防止事業等の概要>

ウ 土石流対策

土石流危険溪流とは、土石流が発生するおそれのある溪流をいい、一般的には溪流の勾配が約15度以上の急勾配をなす地域をもち、溪流の中に多量の不安定な土砂がある溪流をいう。

これらの溪流について、砂防法第2条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため砂防指定を促進し、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象の多い箇所から防止工事を実施する。

<資料編8-9 土石流危険溪流一覧表>

<資料編8-13 溪流又は山地等の砂防に関する事業計画表>

エ 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

県においては、山地災害の種類により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区を指定し公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

<資料編8-10 山地災害危険地区市町村一覧表>

<資料編8-20 表2 治山事業概要 民有林>

オ 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準に基づき防災等の措置を講じることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては地形地質等の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。

(ア) 規制区域の指定等

宅地開発事業等を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業の基準に関する条例の規定により県の許可又は確認を必要とする。

また、県は、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。

<資料編8-11 宅地造成等規制区域一覧表>

(イ) 宅地造成工事の指導

県は、工事の許可又は確認に際し、次の事項に留意するものとする。

- a 災害危険区域（建築基準法第39条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。
- b 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。
- c 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

カ 土・石・砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例・採石法・砂利採取法に基づく認可に際しては、周辺地域の状況等に十分留意するものとする。

また、一旦廃止された採取場は、土・石・砂利の採取法令の適用外となることから、廃止に際しては各採取業者及び関係組合に対し、指導の徹底を図ることとする。

(7) 孤立集落対策の推進

県は、孤立するおそれのある地区を把握し、予防措置等の市町村の孤立集落対策を支援する。

2 地盤沈下の防止（環境生活部）

(1) 計画方針

海岸部や河川沿岸等の低地帯は、地震による浸水等の災害に対してぜい弱である。従来から行ってきた地盤沈下防止対策は、低地帯化の進行を停止させ、被害防止に資するものである。

昭和40年代には、京葉臨海地域では船橋市を中心に年間20cmを超える地盤沈下が、また、九十九里地域においても10cmを超える沈下がみられた。

これに対し、法律・条例等により地下水及び天然ガスかん水汲上げ量の削減と涵養の促進を進めてきたところであり、近年は沈下が鎮静化の傾向を示しているところである。

なお、九十九里地域では、いまだ沈下がみられることや北総地域でも一部沈下がみられることから、今後も、これらの沈下の原因である地下水位変動の把握等の監視を行っていく。

(2) 地盤沈下防止対策

地盤沈下の防止には、長期的に沈下状況を把握しながら適切な対策を行うことが肝要である。

地盤沈下の原因には、

- ① 地下水の過剰揚水による泥層の収縮によるもの
- ② 上載圧の増加による泥層の圧密収縮によるもの
- ③ 地震時の砂層の液状化―流動化による砂層の収縮によるもの
- ④ 深部の地殻運動によるもの等がある。

このため、次の対策を講じることとする。

ア ①の地下水の採取規制としては、法令（工業用水法、ビル用水法及び県環境保全条例）に基づく適切な指導を実施する。

各法令に基づく地下水汲上げ規制の内容は、表-1のとおりである。

なお、避難場所や医療機関等における緊急に必要な最小限の用水を地下水で確保できるよう、一定の条件を具備した非常用井戸について例外的に設置できるものとしている。

また、地下水盆の地下水位の変化を監視するため、地盤沈下・地下水位観測井による監視を続ける。

イ ①の天然ガスかん水汲上げ対策としては、地盤沈下防止協定及び細目協定に基づき「天然ガスかん水地上排水量の削減及び地下還元等の指導」を行うとともに、沈下の大きい地域については、さらにかん水汲上げの自主規制を指導する。

また、新たな天然ガス井戸開発計画に対しては「天然ガス井戸設置基準」に基づき指導を行っており、その内容は表-2のとおりである。

ウ ①の地下水揚水対策としては、臨海工業地帯においては、地下水の採水制限等を定めた環境の保全に係る細目協定を締結し、地下水の採取を可能な限り削減するよう指導する。

エ ②、③、④の対策として、一等水準点を設置し、一級水準測量を毎年行い、地盤沈下の監視と地盤沈下被害状況を把握する。

③の対策として、埋立層に地下水位観測井を設置し、地下水位の監視を行う。

また、千葉県東方沖地震及び東北地方太平洋沖地震時の液状化―流動化時点での現地での実態調査を行い、より詳細なメカニズムを解明し、液状化対策検討のための基礎資料を提供する。

表-1

法令名	指 定 地 域	許 可 基 準		規 制 対 象
		ストレーナの位置	吐出口断面積	
工業用水法	市川市、浦安市、船橋市、松戸市、習志野市、千葉市（国道14号及び16号以西）、市原市（国道16号以西）、袖ヶ浦市（国道16号以西）の地域	650m 以 深	21cm ² 以 下	工 業 用 水 （工業とは製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業及びガス供給業をいう。）
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	市川市、浦安市、船橋市、松戸市、習志野市、鎌ヶ谷市、千葉市（県上水供給地域内）、市原市（県上水供給地域内）	650m 以 深	21cm ² 以 下	建築物用地下水 （冷房用水、暖房用水、自動車車庫に設けられた洗車設備用水、水洗便所用水、公衆浴場用水（浴室の床面積の合計150m ² 以上））
県環境保全条例	市川市、浦安市、船橋市、松戸市、習志野市、鎌ヶ谷市、市原市、長柄町、袖ヶ浦市	650m 以 深	21cm ² 以 下	工業用水法、ビル用水法に規定される用水、水道用水、農業用水、鉱業用水、ゴルフ場（10ha以上）での散水。 ただし、ビル用水法の指定地域にあっては、ビル用水を、また工業用水法の指定地域にあっては、工業用水をそれぞれ除く。
	木更津市、君津市、富津市、四街道市	350m 以 深	21cm ² 以 下	
	流山市、野田市、八千代市、柏市、我孫子市、佐倉市、成田市（旧大栄町を除く。）、白井市、印西市、栄町、酒々井町、富里市、八街市、山武市（旧山武町に限る。）、芝山町	250m 以 深	21cm ² 以 下	
千葉市環境保全条例	千葉市	650m 以 深	21cm ² 以 下	県環境保全条例と同じ。

○非常用井戸として認められる要件

- ①地震その他の災害により、上水道等が停止した場合の必要最小限の用水を確保する揚水施設で、国、県又は市町村の地域防災計画に位置づけられているもの。
- ②設置主体は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び医療法人等
- ③設置場所は、避難場所、備蓄基地等の防災拠点と医療機関等
- ④災害時に設置場所周辺の住民に飲料水が供給できること。
- ⑤井戸ストレーナの深さは、周辺井戸に影響を与えない深さ、耐震構造で自家発電施設が併設され

ていること。

- ⑥災害時以外に使用しないことが配管、水量測定器等で確認できる構造であること。(保守管理に必要な場合等を除く。)

表-2 天然ガス井戸設置基準

① 市街地（都市計画法第7条による市街化区域）を除く区域
② 海岸線からの距離が500mの範囲を除く区域
③ 標高5m以上の区域
④ 公共建造物からの距離が250m以上の区域
⑤ 年間地盤沈下量がおおむね2cm以内の区域
⑥ 上ガスにより農作物等に被害が発生しないと認められる区域

3 地籍調査の推進（県土整備部）

災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、県は、第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年度～）に基づき、市町村の行う地籍調査への支援を行うとともに、未実施市町村に対し、早期着手を積極的に働きかけていくことにより地籍調査を推進する。

4 河川、ため池施設の安全化（農林水産部、県土整備部）

地震に伴う河川、ため池施設の被害を防止するため、耐震性の強化等の措置を講ずる。

(1) 河川施設の整備

地震による河川護岸等の損壊を防止するため、耐震化対策を進める。

(2) ため池等災害対策

県は、老朽化、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、「農業用ため池台帳」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。

<資料編8-21 ため池等災害対策事業>

第8節 災害時要援護者等の安全確保のための体制整備

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたこと等を踏まえ、県及び市町村等は、高齢者や障害者のほか、難病患者・乳幼児・妊産婦・外国人などを含めた災害時要援護者の安全確保体制の整備を図る。

国では、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（以下、この節において「ガイドライン」という。）」を策定し、県では「災害時要援護者避難支援の手引き（以下、この節において「手引き」という。）」を作成している。なお、国は平成24年度にガイドラインを改定することとしている。

1 在宅要援護者に対する対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

(1) 災害時要援護者の把握

県民及び市町村は、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児、妊婦等いわゆる「災害時要援護者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。

なお、県民及び市町村は、ガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行うものとする。

ア 災害時要援護者の所在把握

(ア) 市町村は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要援護者をリストアップし、どのような要援護者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平常時から要援護者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要援護者に関しても可能な限り把握しておく必要がある。

(ウ) 所在把握には、自治会や町内会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。

イ 所在情報の管理

(ア) 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有しておくことが必要である。

(イ) 災害時における情報の開示時期、どのような機関に対して情報を開示し、どのような協力を得ていくのか、情報開示の内容をどこまでの範囲にするのか、それぞれ定めておく必要がある。

(ウ) 災害時要援護者の所在情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最低限の限られた範囲での利用が求められることから、コンピュータを利用してのデータベース化やGIS化などを進めるとともに、データの流出防止等、情報の適切な管理の下に、常に必要最低限の情報が取り出せるように整備することが必要である。

なお、災害による電源喪失を考え、紙での情報保管についても検討していく。

(2) 支援体制の整備

県及び市町村は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で災害時要援護者を支援するための体制づくりを行う。

市町村は、ガイドラインや手引きを参考とし、災害時要援護者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

(3) 災害時要援護者避難支援プランの策定

県民及び市町村は、「災害時要援護者」の把握に努め、名簿を作成し、自治会や町内会など地域社会全体で一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な災害時要援護者避難支援プランの個別計画の策定に努めるものとする。

(4) 避難指示等の情報伝達

市町村は、高齢者や障害者等の災害時要援護者について、その状態や特性に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

(5) 防災設備等の整備

県及び市町村は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

(6) 避難施設等の整備

市町村は、施設の安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、要援護者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。また、県及び市町村は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の災害時要援護者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

災害時要援護者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品やミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、支援者で備えることとする。

市町村は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、災害時要援護者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(7) 防災知識の普及、防災訓練の充実

県及び市町村は、災害時要援護者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

(8) 在宅避難者等への支援

県及び市町村は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る災害時要援護者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

2 社会福祉施設等における防災対策（健康福祉部、教育庁）

県及び市町村は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者及び児童生徒等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、市町村との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者及び児童生徒等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

3 外国人に対する対策（総合企画部、防災危機管理部）

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

県及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「災害時要援護者」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 外国人に対する対応

県は、日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、各市町村からの迅速な派遣要請が可能となるよう、平時から各市町村に対し、派遣制度の周知を図る。

また、日本語理解が十分でない外国人が、自身の情報（氏名、国籍、連絡先、既往歴等）を伝える手段（ツール）について今後検討していく。

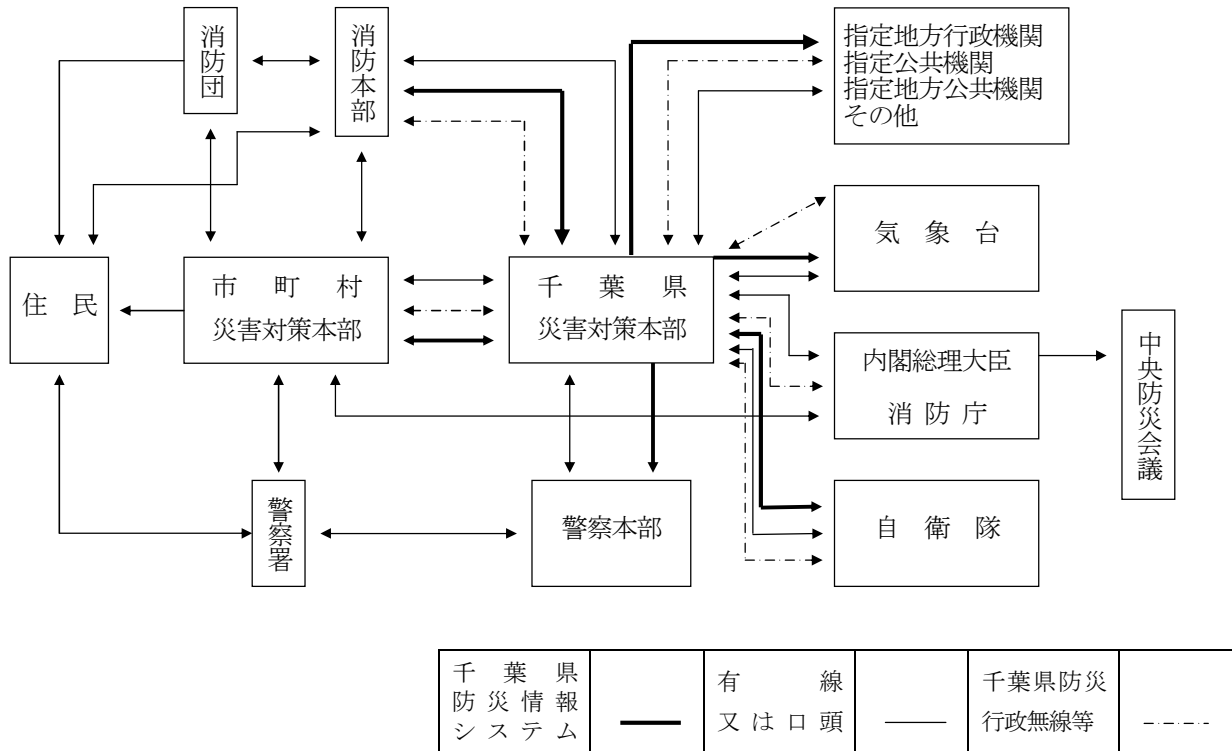
第9節 情報連絡体制の整備

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、県、市町村及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

なお、災害時の通信連絡系統は以下のとおりである。

通信連絡系統



1 県における災害情報通信施設の整備 (防災危機管理部)

(1) 県防災行政無線の整備

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

ア 整備概要

(ア) 無線設備設置機関

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関256機関に無線設備を設置している。

(イ) 通信回線

a 地上系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方気象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。

b 衛星系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災

機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。

c 移動系通信回線

県内に整備した10箇所の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。

(ウ) 通信機能の概要

a 個別通信機能

防災無線設備設置機関は、相互に一般加入電話が輻輳した場合でも利用可能な専用回線による電話、ファクシミリ、データ伝送による通信が行える。また、消防庁や地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県等とも同様に、相互に通信が可能である。

b 一斉通報機能

県庁からネットワークを構成する全機関には、ファクシミリ、音声及びデータ伝送による一斉通報が行える。

c 映像伝送機能

県庁及び衛星通信車から衛星系通信回線を利用して、衛星系通信回線による無線設備を設置した県内の機関及び地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県に対し災害現場の映像等を伝送することができる。

(エ) 災害時等に対する設備対策

a 回線帯域制御機能

発災時等における通信の輻輳に対処するため、地上系光ファイバー回線に回線帯域制御機能を備えており、重要な通信を優先して伝送することができる。

b 機器監視制御

県庁防災行政無線統制室において、全局の運用状態を常時コンピュータで集中監視・制御している。

c 通信回線の2ルート化

県庁と土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部等の間は、衛星系通信回線と地上系通信回線により通信回線を2ルート化しており、情報伝達の確実性を図っている。

d 予備電源の配備

停電に備えて、全局に予備電源装置（発動発電機、無停電電源装置、直流電源装置等）を配備している。また、県庁においては、津波発生時にも有効に稼働するよう電源装置の移設を行う。

e 衛星通信車（ちば衛星号）の配備

衛星系通信回線を利用した映像送信機能のほか、電話、ファクシミリによる個別通信機能を有した衛星通信車を配備しており、災害現場における情報収集や通信機能が停止した機関の代替無線局として活用できる。

f 可搬型地球局の配備

災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁、地域振興事務所及び県防災センターに配備している。

g その他の設備の配備

災害発生時、既設通信回線が使用できなくなった場合の代替手段として、災害対策本部の支部となる地域振興事務所等に衛星携帯電話等を配備する。

h 通信訓練の実施

県防災行政無線が設置されている機関において、機器等の熟知及び災害発生時における円滑な操作を図るため、定期的に通信訓練を実施する。

(オ) 運用体制

a 県防災行政無線統制室は、災害時における迅速、的確な情報の受伝達と全局の機器の運用

状態の監視・制御のため、職員等による24時間体制をとっている。

- b 県は通信機器等を、大雨等による水害に対処できるよう地域の状況を勘案のうえ設置し、また、災害時の通信確保を図るため通信運用マニュアル等を作成し、各局を指導している。

(カ) 機器の保守体制

県は通信機器の定期的な保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止を図っている。

なお、機器に障害が発生した場合は、速やかに復旧処理にあたる体制をとっている。

<資料編3-5 千葉県防災行政無線通信施設>

(2) 国が整備する通信設備

ア 気象庁は、確実な緊急地震速報の発表のため、その体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

イ 県は、国の関係機関との連絡のため、国が整備する下記の通信設備も利用する。

(ア) 災害対策基本法、消防組織法及び水防法等に基づき、災害時等において県と総務省消防庁及び国土交通省との間における情報受伝達に必要な通信を確保するために整備された、国土交通省都道府県間水防連絡用多重無線電話（国土交通省）及び消防防災無線（総務省消防庁）。

(イ) 内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間における情報伝達に必要な通信を確保するために整備された、中央防災無線網（緊急連絡用回線）。

(3) 防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、消防本部、警察及びその他防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、これらの機関と相互に通信が可能な防災相互通信用の無線装置を県庁に整備している。

(4) 防災情報システムの整備

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」（以下「防災情報システム」という。）を整備し、運用している。

ア 防災情報システムの概要

防災情報システムは、災害に係わる情報の収集、処理、分析を迅速かつ的確に行い、災害時における防災関係機関との調整、意思決定等を支援するシステムである。

県庁、地域振興事務所及び土木事務所等の県出先機関及び市町村等の防災関係130機関に情報の入力・検索・表示機能を備えた専用端末を設置し、電気通信事業者の光回線を利用してオンラインによる被害情報等報告及びこれらの情報の共有を行っている。併せて、防災ポータルサイトを通じて県民に対する防災に関する情報発信を行っている。

<資料編3-14 千葉県防災情報システム端末装置設置機関>

イ 防災情報システムの機能概要

(ア) 被害情報処理機能（防災情報システム）

専用端末を設置した各機関で把握した被害情報等を、各機関の担当者が専用端末により直接データベースに登録することで、県災害対策本部への被害情報報告と専用端末を設置した各機関との情報共有を同時に行う。

(イ) 実況監視処理機能（気象情報システム）

気象情報や県土整備部が整備した水防テレメータシステムで収集した雨量・水位情報の実況監視を専用端末装置等から行う。

また、緊急を有する情報についてはポップアップ（警告音、回転灯）により通知を行う。

(ウ) 地図情報

電子化された基本地図上に各防災関係機関が入力した災害危険箇所・区域、避難場所及び公共施設等の各種防災情報や被害情報等を表示し、それらの情報を共有する。

(エ) 物資管理情報システム

県及び市町村で管理する防災用資機材、非常用食料、医薬品、生活必需品等の備蓄物資情報

を管理する。

(オ) 県民への情報発信機能

防災ポータルサイトを通じて気象情報、被害情報、避難所に関する情報等を発信する。
また、希望者あてに「ちば防災メール」を配信し、防災に関する各種情報を発信する。

(カ) 職員参集機能

気象情報の種類や規模等に応じてメールを自動配信し、関係職員の自動参集を支援する。

ウ 防災情報システムの改良

県は、これまでの防災情報システムの運用実績、東日本大震災における災害対策本部の活動を通じて得られた教訓、県民の要望及び情報通信関係技術の開発動向を見据え、システムの全面改修に向けた検討を行う。

また、全面改修までの間は、現行のシステムについて機能の充実を目指し、可能な範囲での改良を継続的に実施していく。

<資料編 3-13 千葉県防災情報システム概念図>

(5) 震度情報ネットワークシステムの整備

県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町村に計測震度計を設置するとともに、(独)防災科学技術研究所や気象庁、千葉市の86地点の震度情報をオンラインで収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を維持・運用している。

ア 震度情報観測網

震度観測点は、消防庁の指導により、平成の市町村合併前の各市町村の本庁舎内又はその敷地内に設置し、すでに気象庁等が設置している震度計が利用可能と判断された箇所については、既設の震度計より分岐で観測情報の提供を受けている。また、千葉市内の各区の震度情報については、千葉市地震災害対策支援システムと接続し、オンラインで提供を受け、県の震度情報ネットワークを経由して、全国に配信している。

震度計設置数 (平成24年4月1日現在)

設置者	千葉県	(独)防災科学技術研究所	気象庁	千葉市	計
設置数	74	3	3	6	86

イ 観測情報の収集経路

地震が発生すると、各観測点で観測された震度情報は、県防災行政無線等の通信回線を利用して、自動で県庁にある震度情報ネットワークサーバに集められる。これらの情報は、同じく県庁に設置してある、震度情報収集端末にて表示され、県災害対策本部の応急対策における意思決定支援に活用される。

ウ 観測情報の伝達

観測された震度情報は気象庁へ自動伝送され、気象庁からの震度情報の公表に利用されている。また、震度4以上が観測された場合は、消防救急活動の広域応援のための参考情報として消防庁にも自動伝送される。

エ 震度情報ネットワークシステムの更新

今後、県は更なるシステムの信頼性向上のため、震度計及びサーバ等を下記方針に基づき計画的に更新していく。

(ア) 震度計の設置環境について精査を図り、不適切なものがあれば移設を検討する。

(イ) 震度計を消防庁が示す次世代計測震度計の仕様を満たすものへ更新する。

(ウ) 震度計が観測した詳細な情報を解析し、防災関係機関等とこれら情報を共有する仕組みの導入を検討する。

(6) 情報基盤の整備・充実

県は、災害時の応急対策における情報伝達手段を確保するため、職員全員に業務用として配付しているパソコン及び全庁情報ネットワーク等、情報基盤の整備・充実を図る。

2 市町村における災害通信施設の整備（防災危機管理部）

市町村は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、市町村防災行政無線等の整備拡充に努める。

(1) 市町村防災行政無線等の整備状況 (平成23年3月31日現在)

区 分 種 別		整備済	未整備	整備率 (%)
		防災行政無線	54	0
	移動系	46	8	85.2

(2) 全国瞬時警報システムの整備状況 (平成24年3月31日現在)

区 分		整備済	未整備	整備率(%)
種別	全国瞬時警報システム	54	0	100

備考：市町村防災行政無線との接続は49市町村で実施している。

3 警察における災害通信網の整備（警察本部）

(1) 警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における、災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努める。

(2) 知事、市町村長及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

<資料編3-7 警察通信施設>

4 東日本電信電話(株)千葉支店における災害通信施設の整備

東日本電信電話(株)千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、Ku帯超小型衛星通信方式端末及びポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。

また、千葉支店災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

5 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店における災害通信施設の整備

(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

6 KDD I 事業所等における災害通信施設等の整備

KDD I ㈱では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要設備については予備電源を設置している。

7 非常通信体制の充実強化（防災危機管理部）

県、市町村及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

8 アマチュア無線の活用（防災危機管部）

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、県は、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。

このため、県とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、平常時から連携強化に努めるものとする。

<資料編 1-12-67 アマチュア無線による災害時応援協定書>

9 その他通信網の整備（総務部、総合企画部、防災危機管理部）

CATV、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第10節 備蓄・物流計画

県及び市町村は、県民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、県民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

1 食料・生活必需品等の供給体制の整備（防災危機管理部、市町村）

(1) 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、県及び市町村は、家庭等における3日以上以上の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することなど、県民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

(2) 市町村における備蓄・調達体制の整備

市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や災害時要援護者・女性の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結の推進に努める。

(3) 県における備蓄・調達体制の整備

県は、市町村が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や調達が困難になった場合などに備え、広域地方公共団体として市町村を補完する立場から、物資の備蓄・調達体制の整備等に努める。

＜資料編6-13 県の備蓄（防災危機管理部）＞

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資・資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に際しては、民間からの調達を組み合わせる上で、市町村を補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図るものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、災害時要援護者や女性の避難生活等に配慮する。

イ 備蓄品目の選定等に際しては、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となる被災市町村に対して、要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援を想定した検討を行うとともに、平時から「プッシュ型」支援を想定し、物資の備蓄状況や集積拠点等について、県・市町村間の情報共有を図る。

ウ 被災地に物資を迅速に提供するため、平時から備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有を図るとともに、県内11か所の備蓄拠点による分散備蓄により相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。

エ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努め

るものとし、関係事業者等との協定締結のさらなる推進に努める。

(4) 県及び市町村における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市町村は、平時から体制整備に努めるものとする。

ア 県における物流体制

県は、市町村の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等により必要な物資を確保し、市町村の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。大量の支援物資等の受入れ、在庫管理及び払出しを円滑に行い、かつ迅速に目的地へ輸送するため、物資の集積拠点としての物流倉庫や、輸送車両・機材・ノウハウの提供等について、倉庫業界・トラック業界などの民間物流事業者の協力を受けるなど、官民連携による物流体制を構築するものとする。

イ 市町村における物流体制

市町村は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部）

(1) 災害用医薬品等の備蓄

災害発生時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、健康福祉センター（保健所）等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備しているところである。

（平成24年4月1日現在）

備蓄数量	備蓄場所
3 セット	習志野及び印旛の各健康福祉センター（保健所）
2 セット	県庁薬務課、山武健康福祉センター（保健所）
1 セット	市川、松戸、野田、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各健康福祉センター（保健所）、八日市場及び鴨川の各地域保健センター

1セット：500人分（県全体数量：22セット・11,000人分）

(2) 応急医療資機材の備蓄

大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を健康福祉センター（保健所）等に整備しているところである。

（平成24年4月1日現在）

整備状況	応急医療資機材の内容
県医療整備課(4セット)、習志野健康福祉センター(13セット)、市川健康福祉センター(16セット)、松戸健康福祉センター(23セット)、野田健康福祉センター(5セット)、印旛健康福祉センター(14セット)、印旛健康福祉センター成田支所(10セット)、香取健康福祉センター(5セット)、海匝健康福祉センター(5セット)、八日市場地域保健センター(5セット)、山武健康福祉センター(10セット)、長生健康福祉センター(5セット)、夷隅健康福祉センター(6セット)、安房健康福祉センター(10セット)、鴨川地域保健センター(5セット)、君津健康福祉センター(10セット)、市原健康福祉センター(10セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射器

<資料編4-3 医薬品等>

3 水防用資機材の整備（県土整備部）

洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、次のように水防用資機材を整備している。これらの水防用資機材は、地震による堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう整備に努める。

(1) 水防用資機材

水防管理団体は、おおむね担当堤防延長2 kmについて1箇所割合で、水防倉庫（木造33.3平方メートル程度）、その他資材そなえ付け場を設け（なるべく水防活動に便利な箇所を選ぶ）、資機材を備蓄するよう努める。

(参考) 指定水防管理団体整備基準

品 名	数 量	品 名	数 量
土のう	3,000 俵	のこぎり	4 丁
なわ	550 kg	かま	10 丁
シート	100 枚	おの	5 丁
杉丸太 末口 3寸2.5間	10 本	ペンチ	3 丁
〃 2.0間	30 本	鉄線 (#8)	100 kg
〃 1.0間	200 本	〃 (#10)	100 kg
竹	15 本	かすがい	50 本
蛇籠	20 本	大型照明灯	3 台
スコップ	30 丁	予備土砂	若干
掛矢	10 丁		

(2) 水防施設等

県（現地指導班）及び水防倉庫の数は次のとおり

ア 県倉庫 31 箇所（各土木事務所、その他）

イ 水防管理団体水防倉庫 122 棟

第 1 1 節 防災施設の整備

地震災害から県民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための防災センターや避難所等の各種防災施設等の整備が重要である。

そこで、県では、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に規定する「地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、その計画的な整備を進めている。

1 （仮称）危機管理防災センターの整備等（防災危機管理部）

災害対策本部が迅速かつ円滑に機能するよう本部事務局室を常設し、独自の自家発電設備を備えた（仮称）危機管理防災センターを整備する。

2 防災センター等の整備（防災危機管理部）

県は、平常時における県民の防災知識の普及啓発を図るとともに、大規模災害時における防災用資機材や食料の備蓄、搬送拠点として、中央防災センターを設置しており、さらに東葛飾地域をはじめとする県西部の防災拠点として、西部防災センターの整備を図った。

また、大規模震災時に被災地に対して、被災地外からの支援物資や人的応援を速やか、かつ、的確に受け入れ、救援・復旧活動を展開するため、想定される被災地域ごとに、救援部隊の集結や救援物資を集配するための支援ゾーンを設定し、広域自治体として市町村と連携し、柔軟かつ迅速に被災地域を支援する仕組みである防災支援ネットワークの整備を検討する。

なお、中央防災センター及び西部防災センターの概要は次のとおりである。

名 称	中央防災センター	西部防災センター
所在地	千葉市中央区仁戸名町666-2	松戸市松戸558-3
敷地面積	12,415㎡	10,000㎡
開館年度	昭和60年度	平成10年度
延床面積等	鉄筋コンクリート造平家建 1,453㎡	鉄骨鉄筋コンクリート造2階建 3,189㎡
展示施設等	※展示施設については、 平成16年4月より休止中	地震体験装置、暴風雨体験装置 初期消火体験装置、消防署への通報 訓練装置、応急救護訓練装置、 煙内避難体験装置、総合シミュレー ション、Q&Aモシモンダイヤル 災害（地震、風水害）、防災（火災） 及び避難（煙災害）をテーマにした 映像等
備蓄倉庫	293㎡	260㎡

3 避難施設の整備（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、水道局、教育庁、市町村）

（1）避難所等の整備

市町村は、「災害時における避難所運営の手引き」により、避難所等の選定を行い、県もその確保に協力することとする。

＜資料編5-7 各市町村における避難場所・施設の指定状況＞

また、避難所等の整備等については、同手引きの記載内容及び次の点に留意するものとする。

- ア 避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模を持って適切に配慮する。
- イ 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。
- ウ 避難場所は、災害時の避難者の安全を確保するため、施設の耐震化やできる限りの液状化対策を実施するものとする。
- エ 避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- オ 避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
- カ 避難生活の長期化、高齢者、障害者等の災害時要援護者に対応するため、災害時要援護者に特別の配慮をするための避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベット、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。
- キ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

（2）避難路の整備

市町村は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、適切な措置を講じておく。

（3）震災対策用貯水施設等の整備

市町村は、水道事業体等の協力を得て、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は防災用井戸の整備を行う。

なお、水道事業体は飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備について、積極的に協力をするものとする。

（4）ヘリコプター臨時離発着場等の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、市町村は地域防災計画に位置付けその確保に努める。

特に、使用の際に混乱が予想される避難所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

また、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の各部隊の支援を円滑に受け入れるための進出拠点・応急対策活動拠点の候補地、「首都直下地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画（平成20年12月）」に対応するための広域物資拠点・広域医療搬送拠点の候補地をあらかじめ選定するものとする。

第12節 帰宅困難者等対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、県内で多くの帰宅困難者が発生し、帰宅しようと駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られ、行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや、駅と市町村との情報連絡体制が不十分であったことにより、一部の駅周辺では混乱も生じた。

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性がある。

このため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都県市首脳会議などにおける研究・検討を踏まえ、国や周辺都県、市町村等、関係機関との連携・協力体制を確立し、帰宅困難者等対策の推進を図る。

1 帰宅困難者等

(1) 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

(2) 帰宅困難者の発生予想数

平成19年度「千葉県地震被害想定調査報告書」では、被害が最大となる東京湾北部地震の発生により、約108万8千人の県民が帰宅困難者になると推計している。また、成田国際空港、幕張メッセ、東京ディズニーランド等の大規模集客施設では約7万6千人が帰宅困難者になると推計している。

2 一斉帰宅の抑制（全庁、市町村）

(1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、県及び市町村は、広報誌、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

また、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において、参加市町村、鉄道事業者、民間企業団体とも連携して定期的に一斉広報を実施する。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、県及び市町村は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版、災害用ブロードバンド伝言版（web171）、ツイッター・Facebook等のSNS、IP電話など、通話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個人々が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用

して主体的に提供していく。

また、駅周辺ごとに設立される、駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、情報連絡体制及び提供方法を検討し、情報提供していく。

さらに、市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージ※などを活用した情報提供についても検討・実施していく。

※ デジタルサイネージ：屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。

(4) 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、県及び市町村は、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童・生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

3 帰宅困難者等の安全確保対策（全庁、市町村）

(1) 一時滞在施設の確保と周知

県及び市町村は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、市町村が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、県及び市町村は、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、県及び市町村は、あらかじめ駅周辺帰宅困難者等対策協議会などにおいて大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

(3) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

県及び市町村は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

4 帰宅支援対策（防災危機管理部、市町村）

(1) 帰宅支援対象道路の周知

県は、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において選定した帰宅支援対象道路について、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会における支援方策等の検討結果を踏まえ、周辺都縣市と連携して周知を図る。

(2) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

県及び市町村は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、県内で店舗を営営する事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、市町村や事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報を実施する。

＜資料編 1-12-63 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書＞

＜資料編 1-12-64 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書＞

(3) 搬送手段の確保

県は、障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。

5 関係機関と連携した取組み（防災危機管理部、市町村）

(1) 千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会

市町村や交通事業者、大規模集客施設事業者や経済団体など関係機関の参画を得て設立した「千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会」を中心に、個人で準備・行動できることの普及・啓発を図るとともに、関係機関との連携を図りながら対策を検討・実施する。

(2) 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

平成23年9月に設立された、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において、国や周辺都県市、民間企業団体等と連携を図るとともに、検討の成果を本県の帰宅困難者等対策へ反映させる。

(3) 九都県市首脳会議（地震防災・危機管理対策部会）

ア 平常時から一人ひとりが行える対策として、災害用伝言ダイヤル・災害用伝言版サービスの啓発リーフレットの配布、ポスターの掲示、ホームページ等による普及・啓発活動を実施する
イ また、救急・救助活動が落ち着いた後にやむを得ず徒歩で帰宅する人々を支援するため、飲料水、トイレ、情報の提供などを内容とした協定を関係事業者等と締結し、「災害時帰宅支援ステーション」の確保を進める。

(4) 駅周辺帰宅困難者等対策協議会

大量の帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺においては、各駅周辺の地域事情等に鑑みた、実効性の高い対策を検討・実施していくことが必要である。

このため、市町村が事務局となり、県も参画する駅周辺帰宅困難者等対策協議会の設立を促進し、情報連絡体制の確立、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等の安全確保、安全確保後の徒歩帰宅支援などのテーマを中心に対策を検討・実施していく。

6 帰宅困難者等対策の（仮称）防災基本条例への位置付け

帰宅困難者等対策においては、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠であることから、県民、事業者、行政のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者等対策を、（仮称）防災基本条例に位置付ける。

7 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第13節 防災体制の整備

県は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、国・他県等からの広域応援体制を構築するため、平時から県内市町村、国、他都道府県や県内外の防災関係機関との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。

また、大規模地震等の発生時には、県民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要があることから、業務継続計画に基づく行政機能の確保など体制整備に努めるものとする。

1 県の防災体制の整備

(1) 災害対策本部の活動体制の整備

県は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図るものとする。

(2) 被災地における活動体制の整備

県は、被災による市町村機能の低下などにより情報収集や救助活動に支障をきたす場合等を想定し、各地域振興事務所職員を中心とした被災地への派遣など、独自の情報収集体制を構築する必要があることなどから、災害対策本部支部や現地災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について、検討しておくものとする。

(3) 受援計画の策定

県は、国、自衛隊、消防機関、他都道府県及び民間ボランティアや企業等の応援等を効果的に受けるため、被災状況や災害ニーズの把握、情報提供、各種コーディネートなど、県が中心となって行うことが適当な事務について、受援計画の作成に努める。

(4) 都道府県をまたがる広域応援体制の整備

県では、全国知事会による全都道府県を対象とした災害時の広域応援協定や、関東地方知事会による関東1都9県を対象とした協定、九都県市首脳会議による九都県市を対象とした協定を締結しているが、これらの協定が大規模災害時に有効に機能するよう、運用方法の改善等をはたらきかけるとともに、平時からの連携を緊密にするよう努めるものとする。

(5) 広域避難者の受入体制の整備

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。

2 県の業務継続計画〔震災編（BCP）〕

県は、大規模地震等が発生した場合においても、県民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持する必要がある。このため、平成22年5月に策定した千葉県業務継続計画〔震災編（BCP）〕に基づき、災害発生時の行政機能の確保等に努めるとともに、今後、さらに実効性を高めるため、計画の必要な見直しを適宜行っていくこととする。

(1) 業務継続計画の基本的な考え方

業務継続計画は、災害発生時に、応急・復旧業務の迅速な遂行や重要な業務の継続により、県民の生命や生活を守り、被害の拡大や社会的混乱を最小限度に抑えるための計画である。

県では、災害時に優先して継続すべき業務や中断しても早期に回復する必要がある業務を災害時優先業務として実施する態勢を確保し、共通資源（ヒト、モノ、情報）の準備や対応方針を定める県業務継続計画（震災編）を策定した。

(2) 前提とする地震と被害想定

千葉県での被害が最も大きいと予想される東京湾北部地震を想定した。

(3) 災害時優先業務

大規模地震を想定し、県民生活や社会経済活動等への影響を最低限度に防ぐため、県地域防災計画に定められている応急・復旧業務に加え、継続すべき通常業務を特定した。

【災害時優先業務数】（本庁舎、中庁舎、議会棟、新都市ビルにある部局）

701 業務 [内訳：応急復旧業務649業務 優先すべき通常業務52業務]

各課に共通する業務	応急・復旧業務	優先すべき通常業務
・所属職員の参集・安否の把握・報告 ・執務室の被害状況と執務場所の確保 ・災害対策業務	・所管もしくは関係施設の被害状況の把握・報告 ・救援物資の供給や要請 ・医療や救護の派遣、要請 など	・各種システム等の管理運営業務 ・上水道維持管理業務 ・流域下水道維持管理業務 など

(4) 職員の参集予測

ア 職員確保（執務時間外での職員参集予測）

徒歩参集を前提とし、参集可能な職員数を予測した。

イ 予測結果（参集人数、参集率）

発災3時間後で480人(約15%)、発災1日後で約1,330人(約41%)の職員が参集可能と予測した。

第3章 災害応急対策計画

災害対策本部活動	
・ 県の活動体制	(第1節 地-3-4)
・ 市町村の活動体制	(第1節 地-3-14)
・ 指定行政機関等の活動体制	(第1節 地-3-14)
・ 県災害対策本部等と市町村及び防災関係機関との連絡	(第1節 地-3-15)
・ 市町村支援	(第1節 地-3-15)
・ 災害救助法の適用手続等	(第1節 地-3-15)
情報収集・伝達体制	
・ 通信体制	(第2節 地-3-19)
・ 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集と伝達	(第2節 地-3-22)
・ 気象官署の地震・津波に関する情報、津波予報	(第2節 地-3-23)
・ 関係機関における措置	(第2節 地-3-28)
・ 被害情報等収集・報告	(第2節 地-3-29)
・ 災害時の広報	(第2節 地-3-37)
地震・火災避難計画	
・ 計画内容	(第3節 地-3-39)
・ 実施機関	(第3節 地-3-39)
・ 避難の勧告又は指示等	(第3節 地-3-39)
・ 避難誘導等	(第3節 地-3-40)
・ 避難所の開設	(第3節 地-3-40)
・ 現地救護本部の設置	(第3節 地-3-41)
津波避難計画	
・ 津波警報等の伝達	(第4節 地-3-42)
・ 住民等の避難行動	(第4節 地-3-42)
・ 住民等の避難誘導	(第4節 地-3-43)
災害時要援護者等の安全確保対策	
・ 避難誘導等	(第5節 地-3-44)
・ 避難所の開設、災害時要援護者の対応	(第5節 地-3-44)
・ 福祉避難所の設置	(第5節 地-3-45)
・ 避難所から福祉避難所への移送	(第5節 地-3-45)
・ 被災した災害時要援護者等の生活の確保	(第5節 地-3-45)
消防・救助救急・医療救護活動	
・ 消防活動	(第6節 地-3-46)
・ 救助・救急	(第6節 地-3-47)
・ 水防活動	(第6節 地-3-49)
・ 危険物等の対策	(第6節 地-3-49)
・ 医療救護	(第6節 地-3-52)
警備・交通の確保・緊急輸送対策	
・ 千葉県警察災害警備計画	(第7節 地-3-58)
・ 交通規制計画	(第7節 地-3-58)
・ 交通規制の指針	(第7節 地-3-59)
・ 緊急輸送	(第7節 地-3-60)
・ 緊急通行車両の確認等	(第7節 地-3-60)
・ 交通情報の収集及び提供	(第7節 地-3-61)
・ 震災発生時における運転者のとるべき措置	(第7節 地-3-61)
・ 道路管理者の通行の禁止又は制限	(第7節 地-3-61)
・ 在港船舶対策計画	(第7節 地-3-61)

救援物資供給活動	
・ 応急給水	(第8節 地-3-65)
・ 食料・生活必需品等の供給体制	(第8節 地-3-66)
・ 燃料の調達	(第8節 地-3-69)
広域応援の要請及び県外支援	
・ 国等に対する応援要請	(第9節 地-3-70)
・ 他都道府県等に対する応援要請	(第9節 地-3-70)
・ 県の市町村への応援	(第9節 地-3-70)
・ 市町村間の相互応援	(第9節 地-3-70)
・ 消防機関の応援	(第9節 地-3-71)
・ 国土交通省所管の公共施設に係る相互応援	(第9節 地-3-71)
・ 水道事業者等の相互応援	(第9節 地-3-71)
・ 資料の提供及び交換	(第9節 地-3-72)
・ 経費の負担	(第9節 地-3-72)
・ 民間団体等との協定等の締結	(第9節 地-3-72)
・ 海外からの支援受入れ	(第9節 地-3-72)
・ 県外被災県等への支援	(第9節 地-3-72)
・ 広域避難者の受入れ	(第9節 地-3-73)
自衛隊への災害派遣要請	
・ 災害派遣の要請	(第10節 地-3-74)
・ 災害派遣の方法	(第10節 地-3-74)
・ 災害派遣要請の手続等	(第10節 地-3-75)
・ 知事への災害派遣の要請の要求	(第10節 地-3-76)
・ 自衛隊との連絡	(第10節 地-3-76)
・ 災害派遣部隊の受入体制	(第10節 地-3-77)
・ 災害派遣部隊の撤収要請	(第10節 地-3-78)
・ 経費負担区分	(第10節 地-3-78)
・ 自衛隊の即応態勢	(第10節 地-3-78)
学校等における児童・生徒の安全対策	
・ 防災体制の確立	(第11節 地-3-79)
・ 学用品の調達及び支給	(第11節 地-3-80)
・ 授業料等の減免・育英補助の措置	(第11節 地-3-81)
・ 学校給食の実施	(第11節 地-3-81)
・ 文化財の保護	(第11節 地-3-81)
帰宅困難者等対策	
・ 一斉帰宅抑制の呼びかけ	(第12節 地-3-82)
・ 企業、学校など関係機関における施設内待機	(第12節 地-3-82)
・ 大規模集客施設や駅等における利用者保護	(第12節 地-3-82)
・ 帰宅困難者等の把握と情報提供	(第12節 地-3-82)
・ 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	(第12節 地-3-82)
・ 徒歩帰宅支援	(第12節 地-3-83)
・ 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送	(第12節 地-3-83)

保健衛生、防疫、廃棄物等対策	
・ 保健活動	(第13節 地-3-84)
・ 飲料水の安全確保	(第13節 地-3-84)
・ 防疫	(第13節 地-3-84)
・ 死体の搜索処理等	(第13節 地-3-85)
・ 動物対策	(第13節 地-3-87)
・ 清掃及び障害物の除去	(第13節 地-3-87)
応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	
・ 応急仮設住宅の提供等	(第14節 地-3-90)
・ 被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備	(第14節 地-3-91)
・ 被災宅地危険度判定支援体制の整備	(第14節 地-3-91)
・ り災証明書の交付	(第14節 地-3-91)
液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧	
・ 水道施設	(第15節 地-3-93)
・ 下水道施設	(第15節 地-3-94)
・ 電気施設	(第15節 地-3-94)
・ ガス施設	(第15節 地-3-96)
・ 通信施設	(第15節 地-3-97)
・ 放送機関	(第15節 地-3-99)
・ 工業用水道	(第15節 地-3-100)
・ 道路・橋梁	(第15節 地-3-100)
・ 交通施設	(第15節 地-3-101)
・ その他公共施設	(第15節 地-3-107)
ボランティアの協力	
・ ボランティアの活動分野	(第16節 地-3-108)
・ ボランティアとして協力を求める個人、団体	(第16節 地-3-108)
・ ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	(第16節 地-3-109)
・ 災害時におけるボランティアの登録、派遣	(第16節 地-3-109)
・ ボランティア受入体制	(第16節 地-3-110)
・ ボランティアコーディネーターの養成	(第16節 地-3-111)
・ 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画	(第16節 地-3-111)

第1節 災害対策本部活動

大地震や大津波が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害など、県内の広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、県、市町村及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

1 県の活動体制（防災危機管理部）

県は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、千葉県災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、国において緊急災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。

県本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「千葉県災害対策本部条例」及び「千葉県災害対策本部要綱」の定めるところによる。

なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「災害時の事務処理に関する手引」により各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証し改善を行っていくこととする。

(1) 災害対策本部設置前の初動対応

ア 気象庁において県内の震度観測点で震度を4又は5弱と発表したとき、若しくは気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房又は東京湾内湾に津波注意報又は「津波」の津波警報を発表したときは、危機管理課、防災計画課、消防課及び関係機関は、次の措置を講ずる。

（自動配備）

（ア）地震及び津波並びに気象に関する情報の収集及び伝達

（イ）被害状況の把握及び報告

イ 危機管理課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに防災危機管理部長を経由して知事に報告する。

また、必要に応じ、国の機関、その他関係防災機関に同様の報告又は通報を行う。

ウ 上記ア及びイについては、夜間、休日等の勤務時間外においても同様とする。

(2) 県応急対策本部

ア 設置又は廃止とその基準

防災危機管理部長は、地震による災害に迅速に対応する初動・応急体制を確立するため、前記（1）アに記載の現象が発生した段階において、必要に応じ応急対策本部を設置することができる。

なお、災害の規模が拡大し、又拡大するおそれのあるときは、必要に応じて「災害対策本部（本部長 知事：本部第1配備から本部第3配備）」に移行する。

また、応急対策本部を設置した後において、県内において災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、応急対策本部を設置する必要がないと認めたときは廃止する。

イ 組織及び編成は、「千葉県応急対策本部設置要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

<資料編1-9 千葉県応急対策本部設置要綱>

【千葉県応急対策本部組織（地震・津波災害時の組織）】



(3) 県災害対策本部

ア 県災害対策本部の設置又は廃止とその基準

知事は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

また、県災害対策本部を設置した後において、県の地域について災害の発生するおそれが消滅し、又は災害応急対策が概ね完了したため、県災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、県災害対策本部を廃止する。

(ア) 気象庁において県内震度を5強以上と発表したとき（自動配備）

(イ) 県の地域に災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあるときで、知事が必要があると認めたとき

(ウ) 気象庁が、津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房、又は東京湾内湾に「大津波」の津波警報を発表したとき（自動配備）

(エ) 内閣総理大臣が東海地震に係る警戒宣言を発表したとき（自動配備）

イ 県災害対策本部設置又は廃止の通報及び発表

知事は、県災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を国（消防庁長官）及び市町村長に通報するほか、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

また、知事は、県災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

(ア) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(イ) 防災担当大臣（防災担当大臣がおかれていない場合にあつては内閣官房長官）、厚生労働大臣及び国土交通大臣

(ウ) 隣接都県知事等

(エ) 「九都県市災害時相互応援に関する協定」に基づく「応援調整都県市」等

(オ) 「震災時等の相互応援に関する協定」に基づく「応援拠点都県」及び「関東地方知事会」等

(カ) 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく「幹事都県・副幹事都県」及び「全国知事会」等

ウ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

現地本部の組織編成、所掌事務及び設置場所は次のとおりとする。

(ア) 組織編成

a 現地本部長は、県災害対策本部の副本部長、本部員、支部長又はその他の職員のうちから県災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

b 現地本部員は、県災害対策本部員の本部員、支部長又はその他の職員のうちから県災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

(イ) 所掌事務

a 被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析

b 市町村、関係機関との連絡調整

c 自衛隊の災害派遣について意見具申

d 本部長の指示による応急対策の推進

e その他緊急を要する応急対策の実施

(ウ) 設置場所

現地本部の設置場所は、災害現地又は市町村庁舎等とする。

エ 県本部の組織及び編成は、「千葉県災害対策本部条例」及び「千葉県災害対策本部要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

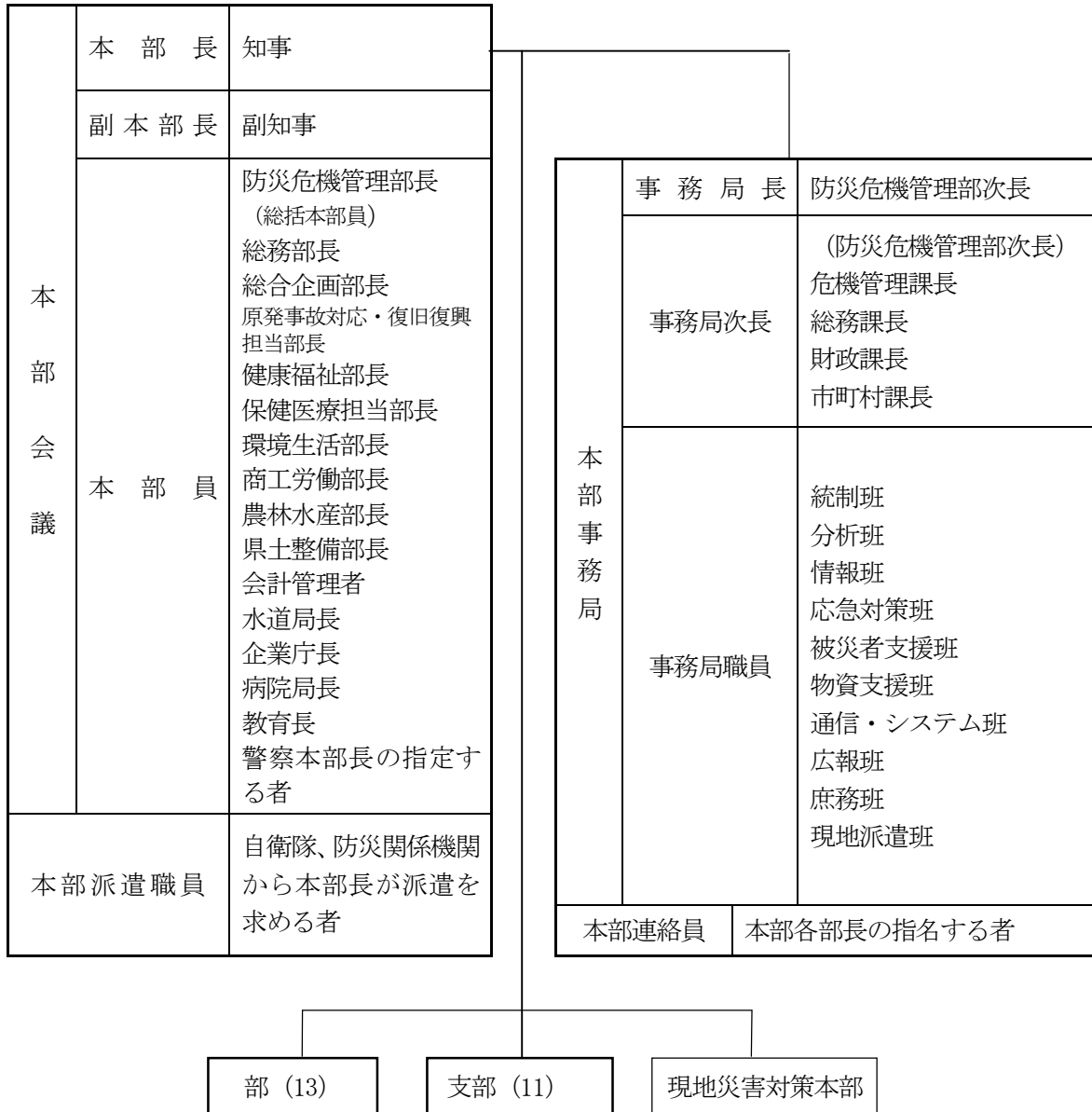
<資料編1-7 千葉県災害対策本部条例>

<資料編1-8 千葉県災害対策本部要綱>

【部及び支部の構成】

部	支 部
総 務 部	千 葉 支 部
総 合 企 画 部	葛 南 支 部
健 康 福 祉 部	東 葛 飾 支 部
環 境 生 活 部	印 旛 支 部
商 工 労 働 部	香 取 支 部
農 林 水 産 部	海 匝 支 部
県 土 整 備 部	山 武 支 部
出 納 部	長 生 支 部
水 道 部	夷 隅 支 部
企 業 部	安 房 支 部
病 院 部	君 津 支 部
教 育 部	
警 察 部	

【本 部】



(ア) 本部会議

本部長は、県の災害対策を推進するため、本部室において本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、次の事項の基本方針を決定する。

- a 災害応急対策の実施及び調整に関すること
- b その他重要事項に関すること

(イ) 本部事務局

- a 事務局長は、防災危機管理部次長をもって充てる。
- b 事務局次長は、危機管理課長、総務課長、財政課長及び市町村課長をもって充てる。
- c 本部連絡員及び事務局員は、各部長が指名し、本部事務局に勤務する。
- d 事務局の事務分掌等

事務局の事務を統制班、分析班、情報班、応急対策班、被災者支援班、物資支援班、通信・システム班、広報班、庶務班、現地派遣班の10班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。班員は、石油コンビナート災害などの複合災害に対応するため、石油コンビナート災害対策本部事務局等との兼務をできるだけ避け、いかなる災害が同時多発的に発生した場合でも、迅速かつ機動的な応急対応が実行できるよう体制の強化を図る。

本部事務局の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第四のとおりとする。

なお、災害対策本部事務局の運営にあたっては、「災害時の事務処理に関する手引き」によるものとする。

(ウ) 本部派遣職員

本部派遣職員は、本部会議及び本部事務局との連絡調整にあたる。

(エ) 本部室、各部、各班の連絡方法

a 本部長の命令あるいは本部室で決定した事項等は、事務局長が本部連絡員を通じて各部及び各班に連絡する。

b 各部及び各班で聴取した情報あるいは各部及び各班で決定処理した事項のうち、本部室あるいは他の各部及び各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて事務局長を経由して本部長に報告する。

本部の部長、副部長、班長及び各班の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第三のとおりとする。

(オ) 災害対策本部支部

a 支部の構成

(a) 支部長は地域振興事務所長をもって充て、本部長の命を受けて支部の事務を総括する。

(b) 支部部員は各班長をもって充てる。

(c) 支部連絡員は各班長の指名する者をもって充て、各班の連絡調整及び情報収集事務を担当する。

(d) 情報連絡員は支部長が必要と認めるとき、各班長と協議の上、指名し市町村に派遣して、各種情報を支部長に通報する。

b 支部の運営

支部の運営については、本部の運営方法を基準とし、かつ地域の実情を考慮して支部長があらかじめ定めておく。

c 支部の班長及び各班の分掌事務

支部の班長及び各班の分掌事務は「千葉県災害対策本部要綱」の別表第六のとおりとする。

オ 県本部の設置場所

県本部は、原則として県本庁舎 5 階災害対策本部室、中庁舎 10 階大会議室及び 6 階危機管理課内に設置する。

なお、県本庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により設置場所を選定するが、知事の判断により変更することができる。

- 第1位 印旛地域振興事務所
- 第2位 君津地域振興事務所
- 第3位 長生地域振興事務所
- 第4位 香取地域振興事務所
- 第5位 山武地域振興事務所
- 第6位 安房地域振興事務所
- 第7位 夷隅地域振興事務所
- 第8位 海匝地域振興事務所
- 第9位 東葛飾地域振興事務所
- 第10位 東京事務所
- 第11位 その他の県有施設

(4) 職員の配備

ア 防災担当職員の待機体制

発災直後の災害情報収集や災害対策の調整を行うため、県庁及びその周辺に常時防災担当職員が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。

イ 災害対策本部設置前の配備

地震災害に対処する県本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第1配備	<p>①気象庁において県内（出先機関においては管轄する市町村）の震度観測点で震度を4と発表したとき（自動配備）</p> <p>②気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房又は、東京湾内湾に「津波注意」の津波注意報を発表したとき（自動配備）</p> <p>③気象庁において県内（出先機関においては管轄する市町村）の震度観測点で震度を3以下と発表し、被害が生じた場合で知事が必要と認めたとき</p>	<p>災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。</p>	<p>本庁 危機管理課 防災計画課 消防課 水政課 交通計画課 健康福祉政策課 農林水産政策課 耕地課 森林課 漁港課 県土整備政策課 道路整備課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課 市街地整備課 公園緑地課 下水道課 住宅課 水道局のうち局長が指定する課 企業庁のうち庁長が指定する課 出先機関 地域振興事務所 農業事務所 林業事務所 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 北千葉道路事務所 真間川改修事務所 ダム管理事務所 区画整理事務所 下水道事務所 水道局のうち局長が指定する出先機関 企業庁のうち庁長が指定する出先機関 そのほかの機関は、地域の実情に応じて地域振興事務所長が定める。</p>
第2配備	<p>①気象庁において県内（出先機関においては管轄する市町村）の震度観測点で震度を5弱と発表したとき（自動配備）</p> <p>②気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房、又は東京湾内湾に「津波」の津波警報を発表したとき（自動配備）</p> <p>③気象庁において県内（出先機関においては管轄する市町村）の震度観測点で震度を4以下と発表し、被害が生じた場合で知事が必要と認めたとき</p> <p>[東海地震] 気象庁が東海地震注意情報を発表したとき。 （自動配備）</p>	<p>第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。</p>	<p>第1配備に加え、 本庁 秘書課 総務課 管財課 学事課 政策企画課 報道広報課 疾病対策課 医療整備課 環境政策課 水質保全課 経済政策課 団体指導課 担い手支援課 水産課 建築指導課 病院局経営管理課 水道局のうち局長が指定する課 企業庁のうち庁長が指定する課 教育庁のうち教育長が指定する課 出先機関 健康福祉センター（保健所） 水産事務所 水産情報通信センター 各県立病院 教育庁のうち教育長が指定する出先機関 病院局のうち局長が指定する出先機関 そのほかの機関は、地域の実情に応じて地域振興事務所長が定める。</p>
<p>※議会事務局には、連絡のみ行う。</p>			

注) 1 水道局、企業庁、教育庁の配備を要する課等の把握は、それぞれ次の主務課において行う。

水道局：技術部計画課、企業庁：管理部企業総務課、教育庁：教育振興部学校安全保健課

- 2 各出先機関について、知事は被害状況に応じて近接の地域振興事務所管内に応援のための配備を求めることができる。
- 3 津波注意報又は警報が発表された場合については、沿岸地域を所掌する出先機関のみ配備につくものとし、当該津波予報区に属する出先機関の区分は次のとおりとする。

津波予報区に属する出先機関の区分

津波予報区	配備を要する出先機関
千葉県九十九里・外房	海匝、山武、長生、夷隅、安房地域振興事務所管内の各出先機関
千葉県内房	安房、君津地域振興事務所管内の各出先機関
東京湾内湾	葛南、君津地域振興事務所及び千葉市、市原市管内の各出先機関

- ※ 津波予報区の千葉県九十九里外房は、千葉県の野島崎南端以東の太平洋沿岸をいい、千葉県内房は、千葉県の野島崎南端以西の太平洋沿岸及び富津岬西端以南の沿岸区域をいい、東京湾内湾は、千葉県の富津岬西端以北の東京湾沿岸、東京都、神奈川県のお音崎東端以北の東京湾沿岸をいう。

ウ 災害対策本部設置後の配備

地震災害に対処する県本部設置後の配備は、災害の状況により次のとおりとする。

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
本部 第1配備	<p>①気象庁において県内の震度観測点で震度を5強と発表したとき (自動配備)</p> <p>②気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房、又は東京湾内湾に「大津波」の津波警報を発表したとき (自動配備)</p> <p>①地震又は津波により局地災害が発生した場合</p> <p>②津波により大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき</p> <p>[東海地震] 内閣総理大臣が警戒宣言を発表したとき (自動配備)</p>	<p>情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。</p>	<p>本部及び支部を構成するすべての県の機関</p>
本部 第2配備	<p>①気象庁において県内の震度観測点で震度を6弱と発表したとき (自動配備)</p> <p>①地震又は津波により大規模な災害が発生した場合</p> <p>②津波により県下広い地域で大規模な災害が発生するおそれがある場合 等で、本部長が必要と認めたとき</p>	<p>本部第1配備体制を強化し対処する体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。</p>	<p>本部及び支部を構成するすべての県の機関</p>
本部 第3配備	<p>①気象庁において県内の震度観測点で震度を6強以上と発表したとき (自動配備)</p> <p>①県下全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき</p>	<p>県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。</p>	<p>本部及び支部を構成するすべての県の機関</p>

注) 配備の特例措置

- 1 本部長は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において支部の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、支部長の意見を聴いて当該支部の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。

- 2 部長又は支部長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部又は支部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。

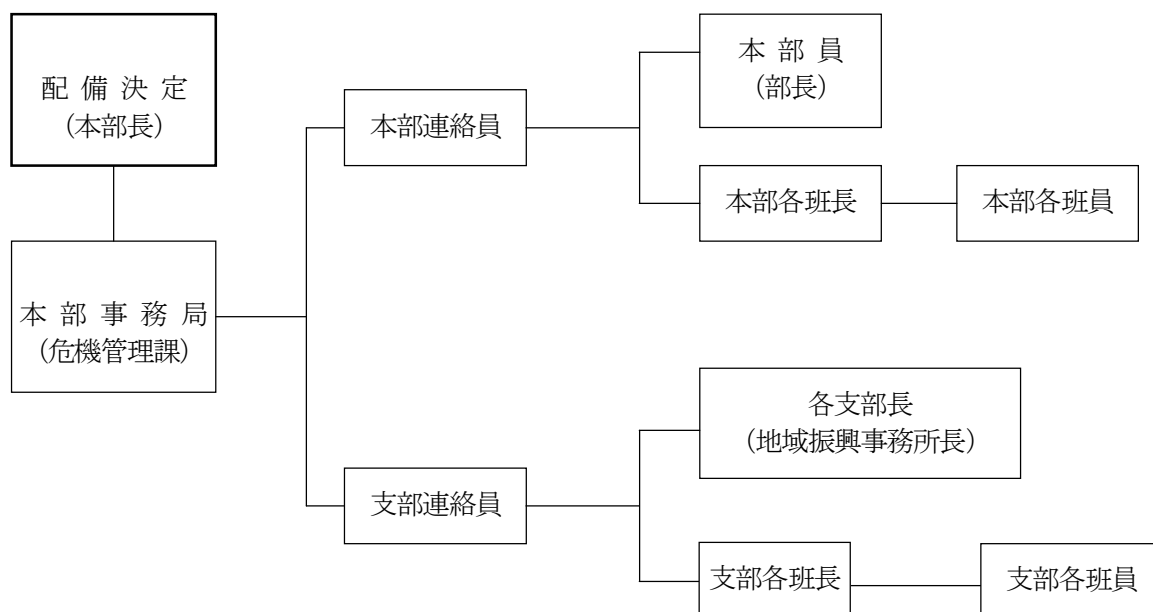
エ 職員の動員

(ア) 動員体制の確立

部長及び支部長は、それぞれの部又は支部内各班の動員系統連絡の方法等をあらかじめ実態に即した方法により具体的に定めておく。

(イ) 動員系統

職員の動員は、次の系統で伝達する。



(ウ) 動員の伝達方法

震災時は、震度等に基づき自動配備となるが、参集を徹底させるため次の方法で伝達を行う。

- a 勤務時間内
庁内放送、防災行政無線電話、職員参集メール
- b 勤務時間外
電話又は職員参集メール

(エ) 職員参集等

a 初動対応職員

休日夜間等勤務時間外において災害対策本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定するものとする。

初動対応職員は以下のとおりとする。

本部員、支部長、副支部長、班長、本部事務局職員、本部（支部）連絡員、情報連絡員、各所属の第1配備、第2配備職員

注1) 本部事務局職員、本部連絡員は本部の活動体制を早期に確立するため、原則として県庁から4 km圏内、特に事情がある場合には8 km圏内に居住する職員をもって充てる。

注2) 支部連絡員及び支部情報連絡員は、支部の活動体制を早期に確立するため、可能な限り勤務地から4 km圏内に居住する職員をもって充てるよう配慮する。

b 初動対応職員以外の職員

原則として勤務地へ登庁するものとするが、道路の損壊や交通手段の途絶により、勤務地に速やかに登庁することが困難である場合は、県庁又は最寄りの地域振興事務所に参集するものとし、年度当初において所属長へ当該参集機関を申告するものとする。

c 自主登庁又は自主参集

本部及び支部を構成するすべての機関の職員は、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく本部設置（本部第1 配備以上）の参集基準に該当すると判断される場合は、自主登庁及び自主参集するものとする。

d 各部局の措置

県各部局は、震災時の活動体制の充実を図るため特に必要がある場合は、独自の参集方法を別途定めることができる。

(オ) 対応長期化に備えた体制

災害対応の長期化に備えて、災害対応従事者の健康を確保するため、ローテーション管理や物資・資機材の確保に努める。

2 市町村の活動体制

市町村は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1 次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、災害応急対策を実施する。

(1) 活動体制

ア 組織、配備体制

市町村は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ地震災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。

その際、県、市町村一体となった体制がとれるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図る。

イ 災害救助法が適用された場合の体制

市町村は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。

ウ 市町村間での応援体制

県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、円滑な協力体制を整備する。

<資料編 1-12-5 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定>

3 指定行政機関等の活動体制

(1) 責 務

ア 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県、市町村及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じる。

イ 防災上重要な施設の管理者

県の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 活動体制

ア 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等はそれぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

イ 職員派遣

県災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

4 県災害対策本部等と市町村及び防災関係機関との連絡（防災危機管理部）

県は、災害の状況に応じ、県災害対策本部会議に指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び関係市町村の職員の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

また、国において緊急災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。

5 市町村支援

県は、市町村が災害対応能力を喪失等した場合において、その機能を迅速かつ的確に支援するため、県職員を積極的に派遣して情報収集するなどの措置をあらかじめ定めるものとする。

6 災害救助法の適用手続等（健康福祉部）

(1) 災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は災害に際して応急的に必要な救助を行い、災害にかかった人達の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準は次のとおりである。

ア 住家が滅失した世帯の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準1号以上であること。（法施行令第1条第1項第1号）

イ 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準第2号以上であること。（法施行令第1条第1項第2号）

ウ 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであること。

<資料編1-13 災害救助法の適用基準>

(別表) 市町村別災害救助法適用基準表

平成24年4月1日

市町村名			人 口	被害世帯数		市町村名			人 口	被害世帯数	
				1号	2号					1号	2号
千 葉 市	中央区		199,364	100	50	印 旛 郡	酒々井町	21,234	50	25	
	花見川区		180,949	100	50		栄町	22,580	50	25	
	稲毛区		157,768	100	50		香 取 郡	神崎町	6,454	40	20
	若葉区		151,585	100	50			多古町	16,002	50	25
	緑区		121,921	100	50			東庄町	15,154	50	25
	美浜区		150,162	100	50						
計		961,749	—	—							
市	銚子市		70,210	80	40	山 武 郡	大網白里町	50,113	80	40	
	市川市		473,919	150	75		九十九里町	18,004	50	25	
	船橋市		609,040	150	75		芝山町	7,920	40	20	
	館山市		49,290	60	30		横芝光町	24,675	50	25	
	木更津市		129,312	100	50	長 生 郡	一宮町	12,034	40	20	
	松戸市		484,457	150	75		睦沢町	7,340	40	20	
	野田市		155,491	100	50		長生村	14,752	40	20	
	茂原市		93,015	80	40		白子町	12,151	40	20	
	成田市		128,933	100	50		長柄町	8,035	40	20	
	佐倉市		172,183	100	50		長南町	9,073	40	20	
	東金市		61,751	80	40	夷 隅 郡	大多喜町	10,671	40	20	
	旭市		69,058	80	40		御宿町	7,738	40	20	
	習志野市		164,530	100	50						
	柏市		404,012	150	75	安 房 郡	鋸南町	8,950	40	20	
	勝浦市		20,788	50	25						
	市原市		280,416	100	50						
	流山市		163,984	100	50						
	八千代市		189,781	100	50						
	我孫子市		134,017	100	50						
	鴨川市		35,766	60	30						
	鎌ヶ谷市		107,853	100	50						
	君津市		89,168	80	40						
	富津市		48,073	60	30						
	浦安市		164,877	100	50						
	四街道市		86,726	80	40						
	袖ヶ浦市		60,355	80	40						
	八街市		73,212	80	40						
	印西市		88,176	80	40						
	白井市		60,345	80	40						
	富里市		51,087	80	40						
	南房総市		42,104	60	30						
	匝瑳市		39,814	60	30						
	香取市		82,866	80	40						
山武市		56,089	80	40							
いすみ市		40,962	60	30							
						合 計	6,216,289				

注) 1 1号とは災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害(当該市町村の被災世帯数のみで判断)をいい、2号とは同令同条同項第2号の災害(都道府県一本県は2,500世帯一と市町村の被災世帯数で判断)をいう。

2 被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊(焼)世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって、全壊世帯1世帯と換算する。

3 人口は平成22年国勢調査(総務省)による。

(3) 救助の実施機関

- ア 知事は、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。
- イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。
- ウ 市町村長は、上記イにより市町村長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。

(4) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

(5) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

(ア) 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもの

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもの

- (ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、(ア)、(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

(イ) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

(6) 災害救助法の適用手続

ア 市町村

- (ア) 災害に対し、市町村における災害が、(2)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、

第2節 情報収集・伝達体制

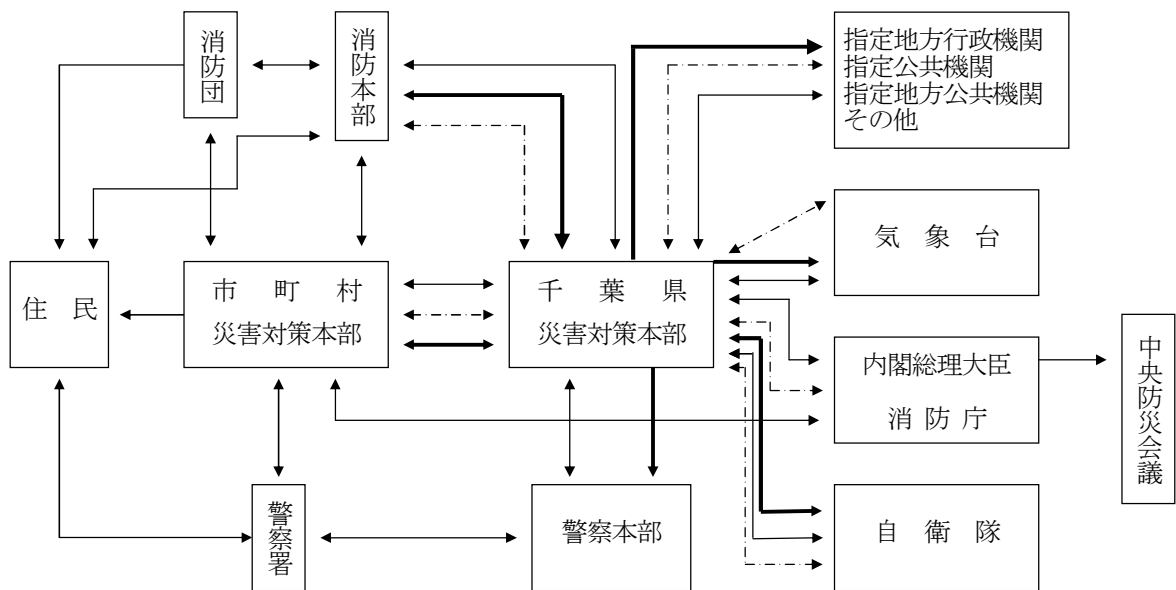
地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、地震の規模や予想される津波高等の情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが必要である。特に高齢者や障害者等災害時要援護者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

1 通信体制（全庁）

(1) 通信連絡系統図

震災時の情報連絡の流れは次のとおりである。

通信連絡系統



千葉県 防災情報 システム	—	有線 又は口頭	——	千葉県防災 行政無線等	----
---------------------	---	------------	----	----------------	------

<資料編3-5 千葉県防災行政無線通信施設>

<資料編3-14 千葉県防災情報システム端末装置設置機関>

(2) 通信連絡手段

区 分	方 法
県	<p>1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、東日本電信電話㈱の加入電話（災害時優先電話、非常・緊急通話の利用を含む。）、孤立防止用衛星電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや自動車電話、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。</p> <p>2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。</p>
市 町 村	<p>1 千葉県防災行政無線又は千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。</p> <p>2 千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。</p> <p>3 保有する同報無線等を中心に、市町村の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。</p> <p>4 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話㈱及び各施設管理者の協力を確保しておく。</p>
県 警 察	<p>警察無線、警察電話及び各種通信連絡手段を活用して、県内各警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。</p>
消防本部	<p>1 消防無線、消防電話等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。</p> <p>2 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。</p>
その他の 防災機関	<p>1 それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。</p> <p>2 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。</p>

(3) 災害時における千葉県防災行政無線の取扱い及び利用の調整

ア 通信回線の監視

県庁統制室では、通信回線の使用状況を常に監視し、輻輳状況を把握するものとする。

イ 通信の統制

通信が輻輳し、情報及び指示指令の受伝達に支障を及ぼすと判断された場合は、千葉県防災行政無線運用規程の定めるところにより、統制管理者は通信の統制を行うものとする。

ウ 災害用通信の優先

統制中の通信は、災害用通信を最優先するものとし、その他の通信は、これを阻害しない範囲内で取扱うものとする。

エ 災害現地等との通信

災害現地等との通信が困難な場合は、状況に応じ、衛星通信車、可搬型地球局及び全県移動局等を現地に搬入し、通信確保に努めるものとする。

(4) NTT「災害時優先電話」、「非常・緊急通話」及び「非常・緊急電報」

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ東日本電信電話(株)千葉支店に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

イ 非常・緊急通話

(ア) 利用方法

非常通話又は緊急通話の請求は、あらかじめ承認を受けた電話番号から「非常(緊急)」の旨及び必要事項を東日本電信電話(株)に申し出ることにより接続される。

(イ) 接続順位

非常通話又は緊急通話は、他の手動接続通話に優先して取扱われ、非常通話相互間は、その通話の請求の順序により接続され、非常通話は緊急通話より優先的に接続される。

ウ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話(株)に依頼することとし、非常扱い電報(緊急扱い電報)である旨を告げるものとする。

(5) 災害時における一般加入電話の調整

災害時における一般加入電話の円滑な運用を期するため、災害対策本部長は、出先機関の長と協議して通信系統の調整を図るものとする。

(6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る(災害対策基本法第57条、災害救助法第28条、水防法第27条、電波法第52条)。

ア 県の無線通信施設(千葉県防災行政無線を除く)

<資料編3-6 千葉県の無線通信施設(防災行政無線を除く)>

イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設

- (ア) 警察通信施設 <資料編3-7 警察通信施設>
- (イ) 国土交通省関係通信施設 <資料編3-8 国土交通省関係通信施設>
- (ウ) 海上保安部通信施設 <資料編3-9 海上保安部通信施設>
- (エ) 日本赤十字社通信施設 <資料編3-10 日本赤十字社通信施設>
- (オ) 東日本電信電話(株)千葉支店通信施設
- (カ) 東京電力(株)通信施設 <資料編3-11 東京電力(株)通信施設>
- (キ) 日本放送協会千葉放送局通信施設
- (ク) 東京ガス(株)通信施設

<資料編3-12 NHK千葉放送局・東京ガス(株)通信施設>

ウ 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

(7) すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使用者をもって連絡するものとする。

(8) 被災通信施設の応急対策

ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとする。

イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

(9) 非常通信の利用方法

ア 取扱対象用件

- (ア) 人命の救助に関するもの。
- (イ) 天災の予報(主要河川の水位を含む)及び天災その他の災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。

- (エ) 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの。
 - (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
 - (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
 - (キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。
 - (ク) 遭難者救護に関するもの。
 - (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
 - (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
 - (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関すること。
 - (シ) 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。
- イ 非常通報の発信資格
- 非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。
- (ア) 官公庁（公共企業体を含む）
 - (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
 - (ウ) 日本赤十字社
 - (エ) 消防長会及び消防協会
 - (オ) 電力会社
 - (カ) 地方鉄道会社
- ウ 取扱費用
- 非常通報はなるべく無料として取扱う。
- エ 非常通信文
- 電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。
- (ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
 - (イ) 種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）
 - (ウ) 本文
- 一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。
- (エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。
- オ 依頼方法
- 最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。
- ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。
- (10) 関東地方非常通信協議会
- 非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。（事務局：関東総合通信局無線通信部陸上第二課）
- 協議会においては平素から、非常通信の運用の計画及び実施、非常通信の訓練の計画及び実施、また非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

2 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集と伝達

(1) 情報の収集

地震発生時の初動体制を迅速に確立するため、震度計から震度情報を自動で収集する、千葉県

震度情報ネットワークシステムを運用している。

本システムでは、県内全市町村の86観測点で観測された震度情報が、防災行政無線等の回線を経由して、県庁に設置されている震度情報ネットワークサーバに自動的に収集される。

収集された震度情報は、県災害対策本部の応急対策における意思決定支援に活用される。

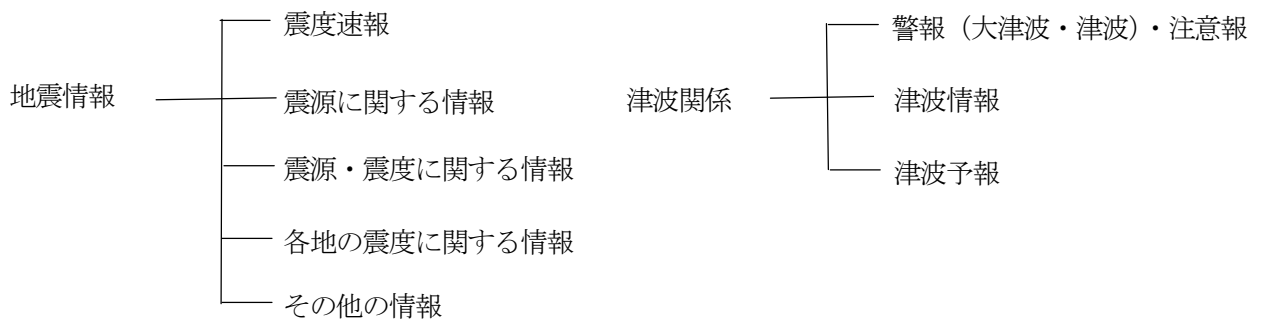
(2) 情報の伝達

本システムで観測される震度情報については、自動的に気象庁に伝達され、気象庁が発表する震度速報等に利用される。

また、震度4以上が観測された場合は、消防救急活動の広域応援のための参考情報として、消防庁にも自動伝送される。

3 気象官署の地震・津波に関する情報、津波予報

(1) 情報等の種類



(2) 情報等の発表

ア 地震情報

(ア) 震度速報

地震発生から約2分後に、震度3以上の地域名と地震の発生時刻を発表する。千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。

(イ) 震源に関する情報

地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付加して発表する。

(ウ) 震源・震度に関する情報

県内で震度3以上が観測されたとき、震源位置・規模、震度3以上が観測された地域名と市町村名を発表する。震度5弱以上と考えられるが震度が入手できない震度計のある市町村名を発表する。

(エ) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。

(オ) その他の情報

地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表する。

(カ) 各情報に用いる震度について

各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県(74ヶ所)、気象庁(16ヶ所)、(独)防災科学研究所(11ヶ所)、千葉市(6ヶ所:計107ヶ所)により設置された震度計のデータを用いている。

イ 津波関係

(ア) 警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、津波警報(大津波、津波)又は津波注意報を発表する。

千葉県は、津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房、及び東京湾内湾に属している。

<津波警報、注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ>

種 類		解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	10m以上、8m、6m、4m、3m
	津 波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	2m、1m
津波注意報		高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

注) 1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※津波警報改善に伴う津波警報等の新しい情報文及びその運用開始時期について

(平成24年5月16日 気象庁報道発表資料から抜粋)

気象庁では、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震による津波被害の甚大さに鑑み、有識者や関係防災機関等のご協力を頂きつつ津波警報等の改善に向けた検討を進め、平成24年2月、「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言」としてとりまとめ、公表しました。

今般、当提言を踏まえた津波警報等の情報文の新しい形式・内容を確定しましたのでお知らせします。

新しい津波警報等の運用開始時期は、平成25年3月を予定しております。具体的な日程は、確定後お知らせします。

津波警報等の情報文の変更の概要(抜粋)

1 津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分

- ・津波の高さ予想の区分を、現行の8区分から5区分に
- ・予想する津波の高さは、津波の高さ予想の区分の高い方の数値を発表
- ・地震規模を過小評価と判定した場合は、津波の高さを定性的表現で発表

津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分

警報・注意報 の分類	津波の高さ予想の区分			発表する津波の高さ	
	現行	改善後	発表基準	数値表現	定性的表現
大津波警報	10m以上 8m 6m 4m 3m	10m～ 5m～10m 3m～5m	10m<予想高さ 5m<予想高さ≤10m 3m<予想高さ≤5m	10m超 10m 5m	巨大
津波警報	2m 1m	1m～3m	1m<予想高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	0.5m	0.2m～1m	0.2m<予想高さ≤1m	1m	(表記しない)

2 津波警報等の変更内容

- ・津波警報(大津波)、津波警報(津波)は、それぞれ大津波警報、津波警報と表記
- ・津波の到達予想時刻は、同一の津波予報区でも大きく違う場合があることを明示
- ・地震の規模推定の不確実性が大きい場合の地震規模(マグニチュード)は、「M8を超える巨大地震」と表現
- ・津波観測に関する情報において、観測された津波の高さが、予想される津波の高さよりも十分小さい場合は、数値ではなく「観測中」と発表
- ・沖合の津波観測に関する情報を、従来の観測情報とは別に新設。沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さは、津波予報区単位で発表し、その高さが予想されている高さよりも小さい場合は、数値ではなく「推定中」で発表

(イ) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表する。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表する。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表する。

(ウ) 津波予報

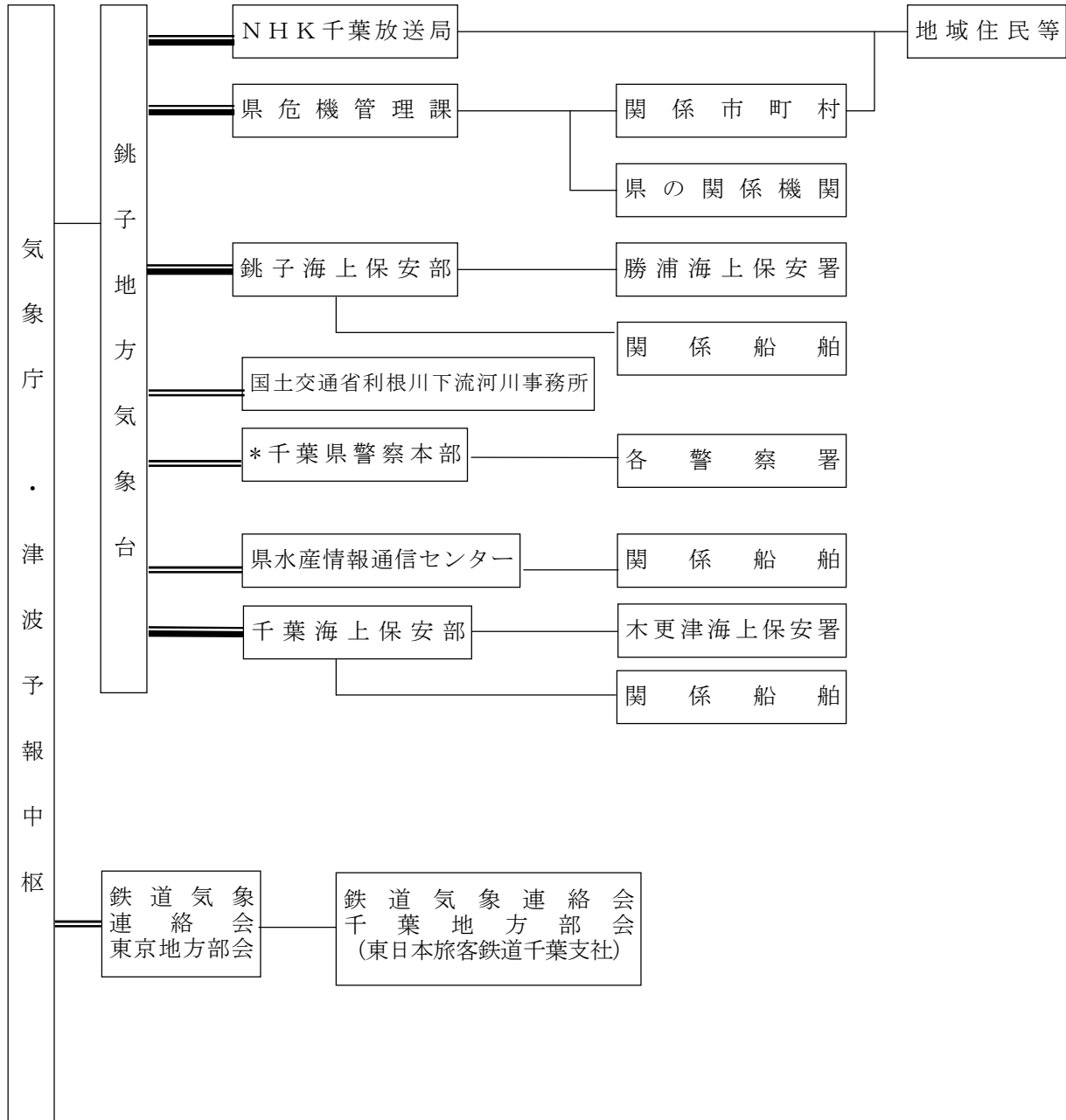
地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(3) 緊急時における気象官署の措置

通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡報が受けられない場合で、緊急やむをえないときは、銚子地方気象台は、地震・津波の観測結果、収集した資料及び海面状況その他に基づいて、地震、津波等の情報を独自に発表することがある。

(4) 受伝達系統等
津波予報伝達系統図



※地震情報等についても、この伝達系統図を準用する。

東日本電信電話(株)千葉支店については、東日本NWオペレーションセンタ（ENC）経由で銚子地方気象台から伝達される。

——法令（気象業務法等）による通知

—行政協定、地域防災計画等による伝達

- 1 銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
- 2 障害等により上記1の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- 3 *気象業務支援センターを経由

4 関係機関における措置（防災危機管理部、警察本部）

区 分	内 容
県	防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、防災関係機関等に通報する。
市 町 村	市町村は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署又は東日本電信電話㈱から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に通報する。
県 警 察	1 津波注意報・警報の通報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて市町村長に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて市町村長に伝達する。 2 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに関係市町村に通報する。
消防本部	各消防本部は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。
銚子地方気象台	銚子地方気象台は、津波（地震、津波関係情報）を県、県警、NHK千葉放送局、関係機関に通報する。
海上保安庁	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を航海中及び入港中の船舶に通報する。
東日本電信電話㈱	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を市町村及び関係機関に通報する。
放送機関	気象台から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努めるものとする。
その他防災機関	県、気象台その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報、警報については直ちに所属機関に通報する。

<資料編3-1 気象庁観測所一覧表>

<資料編3-2 JR東日本千葉支社雨量観測箇所>

<資料編3-3 千葉県水防テレメータ観測所一覧表>

<資料編3-4 海象観測所一覧表>

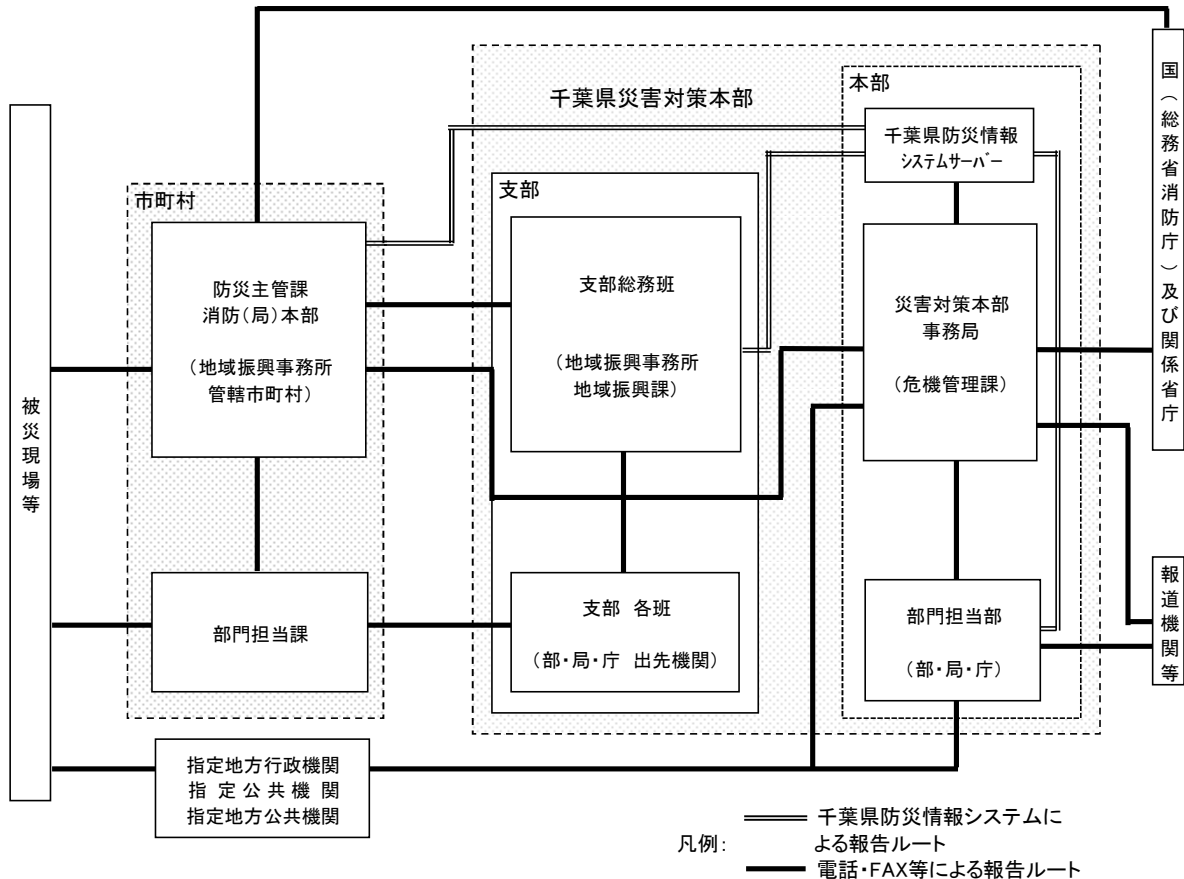
5 被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部）

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



<用語の定義>

本部事務局 : 災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、危機管理課）

部門担当部 : 災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）

支部総務班 : 災害対策本部支部総務班（災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所地域振興課）

(2) 報告手続

ア 報告基準

以下の(ア)から(ウ)の基準に該当する災害の場合、本部事務局(危機管理課)へ報告する。

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (イ) 市町村が災害対策本部を設置したもの
- (ウ) 災害が他県にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、他県においては、同一災害で大きな被害をもたらしているもの

イ 報告の種別等

本部事務局(危機管理課)への報告の種別、時期及び方法は、別表1「報告一覧」のとおりとする。

ウ 市町村が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所又は地域
- (エ) 被害の状況(被害の程度等は別表2「被害の認定基準」に基づき判定する。)
- (オ) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - a 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - b 主な応急措置の実施状況
 - c その他必要事項
- (カ) 災害による住民等の避難の状況
- (キ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (ク) その他必要な事項

(3) 各機関が実施する情報収集報告

ア 市町村

当該市町村の地域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局(危機管理課)に報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては、国(総務省消防庁)に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。「震度5強」以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて国(総務省消防庁)に報告する。

また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その旨を国(総務省消防庁)及び県に報告する。

<資料編1-16 火災・災害等即報要領>

イ 県

(ア) 本庁

a 本部事務局

- (a) 全般的な被害情報及び措置情報等を市町村単位で取りまとめる。
- (b) 部門担当部、県警察本部及び防災関係機関から報告又は通報のあった情報について、項目別に取りまとめる。
- (c) 把握した被害状況等を「火災・災害等即報要領」及び「災害報告取扱要領」に基づき速やかに総務省消防庁に報告するとともに、防災情報システム等を利用して関係機関に提供することにより情報の共有化を図る。
- (d) 把握した被害状況等を別に定めるところにより報道機関に発表する。

b 部門担当部

所管業務に関する被害状況及び措置状況等を、原則として市町村単位に取りまとめ、本部事務局及び関係行政機関(省庁)に報告するとともに、関係課及びその他関係機関に通報する。

c 災害対策本部

(a) 市町村や施設管理者が、被災等のため情報の収集が困難となった場合は、職員等を現地に派遣して、情報収集活動を行う。

(b) 大規模な災害が発生し、被災地全般の被害状況や孤立地区等の状況を緊急に把握する必要がある場合には、次の機関の所有する航空機による情報収集活動を行う。

- ① 県警察本部
- ② 自衛隊
- ③ 千葉市
- ④ 近隣都県市
- ⑤ その他

県内のヘリテレ搭載回転翼

・県警察本部 かとり1号、2号、3号

・千葉市 おおとり1号、2号

<資料編1-12-10 ヘリコプターテレビ伝送システムによる映像情報の提供に関する覚書>

(イ) 出先機関

a 支部総務班

(a) 災害の発生を覚知したときは、支部の被害状況（庁舎等）及び周囲の状況について、本部事務局に報告する。

(b) 管内市町村が、被災等のため情報の収集が困難となった場合は、支部情報連絡員を現地に派遣して、情報収集活動を行い、支部のシステム端末により代行入力して報告する。

(c) 管内の被害状況について、防災情報システムに報告される報告内容や、本部から送られてくる情報等をもとに、逐一把握する。

(d) 管内の職員参集状況を調査する。

(e) 現地災害対策本部設置時には、被害情報等の収集を本部事務局員とともに行う。

(f) 管内市町村の災害総括報告、災害年報等の取りまとめを行う。

b 各部出先機関

その管理に属する施設の被害状況や住民の健康情報等について、必要に応じ市町村から情報聴取し取りまとめの上、部門担当部に報告する。また、随時支部総務班及び関係機関に通報する。

(ウ) 県警察の情報収集・報告要領

a 警察本部長及び警察署長は、前記（3）イ（ア）c（b）に規定する場合のほか、知事又は市町村長その他関係機関と緊密に連絡して、震災警備活動上必要な災害情報を収集する。

警察の情報収集は、おおむね次の事項について行う。

- (a) 震災発生の日時、場所
- (b) 被害概要（火災、人命、建物、道路、交通機関）
- (c) 避難者の状況
- (d) 交通規制及び緊急交通路の要否
- (e) ライフラインの状況
- (f) 治安状況及び警察関係被害
- (g) その他震災警備活動上必要な事項

b 警察本部長及び警察署長は、必要に応じて知事、市町村長その他関係機関に通報する。

c 警察本部長及び警察署長は、災害情報の収集及び通報を迅速に行うため、体制を確立する。

ウ 防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を収集し、随時、県、関係市町村及び防災関係機関に報告又は通報する。

また、各種情報の収集にあたっては、関係機関と十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換

して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

(4) 収集報告に当たって留意すべき事項

- ア 発災初期の情報収集に当たっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動にあたるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮すること。
- イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告すること。
- ウ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図ること。
- エ 市町村は、情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこと。
特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくこと。
- オ 市町村は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施すること。
- カ 市町村は、り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期すること。

(5) 報告責任者の選任

県、市町村及び防災関係機関は、次の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。

区分	所掌事務	県		市町村	防災関係機関
		本庁	出先機関		
総括責任者	県、市町村及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。	各部(局庁) 1名	各機関 1名	各市町村 1名	各機関 1名
取扱責任者	県、市町村及び防災関係機関における各部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。	各課 1名 (協働班を除く)	各機関 1名	各市町村において所掌事務等を勘案して定める	各機関において所掌事務等を勘案して定める

(6) 千葉県被害情報等報告要領

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県被害情報等報告要領」による。

(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

ア 総務省消防庁

(ア) 消防防災無線(県防災行政無線を使用)

電話 120-90-49013(地上系) 048-500-90-49013(衛星系)(消防庁応急対策室)
FAX 120-90-49033(地上系) 048-500-90-49033(衛星系) (")

(イ) 一般加入電話

電話 03-5253-7527(消防庁応急対策室)
FAX 03-5253-7537 (")

イ 千葉県

(ア) 県防災行政無線

電話 500-7361(地上系) 012-500-7361(衛星系)(危機管理課)
FAX 500-7298(地上系) 012-500-7298(衛星系) (")

(イ) 一般加入電話

電話 043-223-2175(危機管理課)

FAX 043-222-5208 (")

(8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（危機管理課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

ア 総務省消防庁

(ア) 消防防災無線（県防災行政無線を使用）

電話 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系）（消防庁宿直室）

FAX 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系）(")

(イ) 一般加入電話

電話 03-5253-7777（消防庁宿直室）

FAX 03-5253-7553 (")

イ 千葉県

(ア) 県防災行政無線

電話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系）（県防災行政無線統制室）

FAX 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系）(")

(イ) 一般加入電話

電話 043-223-2178（県防災行政無線統制室）

FAX 043-222-5219 (")

別表1 報告一覧

報告の種類	報告機関	報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告	市町村 消防本部	1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	①覚知後直ちに ②第1報告の後、詳細が判明の都度直ちに [電話、FAX]
	支部総務班	1 庁舎等の状況 2 庁舎周辺の被害状況 3 支部管内の出先機関及び市町村からの情報 4 支部管内の出先機関の職員参集状況	
	部門担当部 防災関係機関	個別の災害現場の概況及び当該災害に対する具体的な対応状況等	
災害総括報告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 各市町村区域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況(件数) 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため、正確を期すること。 1 被害情報 各市町村内の全般的な被害状況(件数) 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況 3 被害額情報 各市町村内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 [端末入力及び文書]
	年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで [端末入力及び文書]
部門別被害額総括報告	部門担当部	各部門において所管する施設等の被害額、産業別被害額を報告	応急対策終了後10日以内 [文書等]
災害詳細報告	市町村	災害総括報告で報告した被害情報の内容(日時・場所・原因等)及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]
	部門担当部	農林水産、県土整備、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について、定時に報告	
	防災関係機関	各機関の所管する施設等の被害状況、機能障害の状況及び復旧見込等について報告	①・②同上 [電話、FAX]

注) 防災関係機関とは、指定公共機関、指定地方公共機関、輸送関連施設管理者、ライフライン機関及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。

別表2 被害の認定基準

区 分		認 定 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
その他被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

区 分		認 定 基 準
そ の 他 被 害	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。
	ブロック・石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
畑の冠水		
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
被 害 金 額	共 通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかつこ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

6 災害時の広報（総合企画部、防災危機管理部）

（1）広報活動要領

県、市町村、防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む）、県民だより等を活用して県民へ広報する場合は、総合企画部報道広報課を窓口として行う。

（2）広報内容

ア 避難方法等に関する情報

イ 交通規制等に関する情報

ウ 被害に関する情報

（ア）人及び家屋関係

（イ）公益事業関係

（ウ）交通施設関係

（エ）土木港湾施設関係

（オ）農林水産関係

（カ）商工業関係

（キ）教育関係

（ク）その他

エ 応急対策活動に関する情報

（ア）水防、警備、救助及び防疫活動

（イ）通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動

（ウ）その他一般県民及び被災者に対する必要な広報事項

オ 県外で発生した震災に係る支援に関する情報

カ 流言飛語の防止に関する情報

（3）広報方法

ア 一般広報活動

（ア）市町村防災行政無線、広報車、ヘリコプター等を活用した広報

（イ）広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報

（ウ）県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報

（エ）インターネット（千葉県ホームページ、メールなど）を活用した広報

（オ）千葉県防災ポータルサイトを活用した広報

イ 報道機関への発表

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

ウ 放送機関への放送要請

県及び市町村が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき要請する。

放送要請協定機関及び窓口

機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0395
千葉テレビ放送株 報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3111	043-231-4999
(株)ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	03-5500-3268	03-5500-3915

<資料編 1-12-11 災害時における放送要請に関する協定 日本放送協会千葉放送局>

<資料編 1-12-12 災害時における放送要請に関する協定締結に関する覚書 〃 >

<資料編 1-12-13 緊急警報放送の実施に伴う災害時における放送要請について 〃 >

<資料編 1-12-14 災害時における放送要請に関する協定

(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送株、(株)ベイエフエム>

エ 報道機関への報道要請

県が地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合において、県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道要請は、「災害時における報道要請に関する協定」に基づき行う。

報道要請協定機関

千葉日報社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、産経新聞社、東京新聞、
日本経済新聞社、日刊工業新聞社、日本工業新聞社、時事通信社、共同通信社、
日本テレビ放送網株、(株)東京放送、(株)フジテレビジョン、全国朝日放送株

<資料編 1-12-15 災害時における報道要請に関する協定 (株)千葉日報社 他14社>

<資料編 1-12-16 災害時等における外国人県民等への報道要請に関する協定

エフエムインターウェーブ株>

第3節 地震・火災避難計画

地震時には延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。中でも高齢者、障害者その他の災害時要援護者の安全避難については特に留意する。

1 計画内容（防災危機管理部）

災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に收容し、保護するための計画とする。

市町村にあっては「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。

2 実施機関（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部）

(1) 避難の勧告又は指示

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である市町村長を中心として、相互に連携をとり実施する。

ア 市町村長等（災害対策基本法第60条）

イ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ウ 水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者〔水防法第29条〕）

エ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

オ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

(2) 避難所の設置

災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある住民を收容するため、学校や公民館等の避難所を設置する。

ア 避難所の設置は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

イ 当該市町村限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

3 避難の勧告又は指示等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部）

(1) 地震の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2（1）に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。

ア 市町村長等の措置

市町村長は、火災、崖崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの勧告又は指示を行う。

ただし、知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長が実施すべき立退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。

イ 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、地震に伴う災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市町村長が措置をとることができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示するものとする。

警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。

ウ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

エ 知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事等は地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民に対し立退きを指示する。

(2) 避難の勧告又は指示の内容

市町村長等が避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の勧告又は指示の理由

オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、防災行政無線を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

イ 関係機関の相互連絡

県、警察本部、市町村、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

4 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部）

避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう一時避難場所等への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、災害時要援護者の避難を優先して行う。

5 避難所の開設（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁）

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し収容保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする災害時要援護者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。

- (1) 市町村は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。特に東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性（洪水・津波・土砂災害）には、特に注意が必要である。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

- (2) 市町村は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

また、その作成にあたっては、施設管理者と協議するものとする。

学校にあつては、教育活動の早期再開のため、「震災時における実働計画（実働マニュアル）」によって行うものとする。

- (3) 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法であると考えられるが、この方法であっても、当然、市町村職員や施設管理者、ボランティアの支援は必要である。

- (4) 市町村は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮などが必要である。

なお、女性相談窓口の開設・運営にあたっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

- (5) 市町村は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成に努める。

- (6) 市町村は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーティション、仮設風呂・シャワーなどである。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

- (7) 市町村は、避難所を開設した場合には、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応するものとする。

なお、避難所に名簿の掲示を行うなど、避難者情報の広報については、個人情報の取り扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得るなど、適切に対応するよう努める。

6 現地救護本部の設置（防災危機管理部、健康福祉部、警察本部）

県は必要に応じ、現地に救護本部を設置するとともに、各避難所を巡回し、関係機関との調整を行うものとする。

第4節 津波避難計画

津波からの避難については、住民自らが津波の規模や津波警報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。住民等への津波に関する情報伝達や避難誘導等については、第一義的に住民等に最も身近な市町村が実施し、住民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応するものとする。

なお、避難所の開設等については、前節によるものとする。

1 津波警報等の伝達（防災危機管理部、市町村）

(1) 県は、銚子地方気象台から送られた津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等を県防災情報システムにより県の防災関係者に伝達するとともに、速やかに県防災行政無線により各市町村及び各消防機関へ伝達する。

(2) 県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた市町村は、気象庁の津波警報等を覚知した場合若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある避難勧告等の基準に基づき、住民等に対して直ちに避難勧告等を行うなど、迅速かつ的確な伝達を行うものとする。

また、住民等への津波警報等の発表・伝達にあたっては、以下に留意して行うものとする。

ア 住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示等を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。

イ 住民等が即座に避難行動に取り掛かるため、市町村はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン、半鐘等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等を迅速かつ的確に伝達するものとする。

ウ 気象庁等が発表する津波警報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、津波警報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、住民等に対し継続的に情報伝達を行うものとする。

エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、避難勧告等の伝達に努めるものとする。

(3) 河川・海岸地域では、市町村、防災関係機関、海水浴場の管理者等が、相互に協調を図り、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、直ちに安全な場所で津波の河川遡上の監視及び海面監視を実施し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。

(4) 海岸線付近の観光地、海水浴場等の管理者等は、海面監視やラジオ聴取などによって、積極的に情報収集し、観光客等に対し、行政機関と強調して自主的に迅速かつ効果的な情報伝達を行う。

(5) 港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等は、相互に協調を図り、港湾、漁港、船舶等への迅速な情報伝達を行う。

2 住民等の避難行動

(1) 住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、各々が津波警報等の発表や避難勧告等の情報を把握し、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。

また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんで守る」（共助）の基本理念により地域で避難の呼びかけを行うものとする。

なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。

- (2) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車を原則とするが、災害時要援護者の避難支援を行う場合は、地域の実情に応じて自動車での安全かつ確実な避難を行う。

3 住民等の避難誘導

- (1) 市町村は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル 検討報告書」などを参考に作成した「津波避難計画」等に基づき、住民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導することとする。
- (2) 住民等の避難誘導にあたっては、災害時要援護者の支援も考慮し行うものとする。
- (3) 住民等の避難誘導にあたる消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員などは、あらかじめ定められている行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で、行うものとする。

また、町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導など、市町村の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、安全が確保を前提とする。

第5節 災害時要援護者等の安全確保対策

地震時には津波、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

特に、災害時に支援を必要とする災害時要援護者については、市町村が策定した「災害時要援護者避難支援プラン」等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、県警本部）

災害時要援護者については、災害時要援護者避難支援プランの個別計画等に基づき避難支援者による避難誘導、支援を行う。

(1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

イ 危険な場所には、表示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。

オ 高齢者、障害者等の災害時要援護者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市町村職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

(2) 避難順位

避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとするが、その優先順位等については、災害時要援護者避難支援プランの全体計画等に基づき、市町村が定めるものとする。

(3) 緊急入所等

市町村は、在宅での生活の継続が困難な災害時要援護者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な災害時要援護者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

2 避難所の開設、災害時要援護者の対応（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

(1) 避難所の開設は、第3節の地震・火災避難計画による。

県及び市町村は、災害時要援護者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、災害時要援護者に配慮した運営に努めることとする。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。

ア 避難所における要援護者用相談窓口の設置

イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請

ウ 避難所における要援護者支援への理解促進

(2) 外国人に対する対応

県は、被災直後から、(財)ちば国際コンベンションビューローと連携して日本語の理解が十分でない外国人向けに多言語での災害状況や支援に関する情報の提供を行う。

また、被災地における語学ボランティアの需要状況を基に、派遣先や必要な派遣人員等を被災市

町村等と調整の上、援助を必要としている避難所等へ同財団に登録されている語学ボランティアを派遣する。

市町村は、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に対応した避難所運営に努める。

3 福祉避難所の設置（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

災害時要援護者を收容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。

- (1) 福祉避難所の設置は、市町村長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

- (2) 当該市町村限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。
- (3) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4 避難所から福祉避難所への移送（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

市町村は、避難所における災害時要援護者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

市町村は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、または県等と協力して要援護者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市町村や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要援護者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要援護者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

5 被災した災害時要援護者等の生活の確保（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村）

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の災害時要援護者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していくものとする。

また、被災した災害時要援護者等の生活の確保として、県及び市町村は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

- (1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第6節 消防・救助救急・医療救護活動

地震の発生とともに、地震火災、地震水害、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。

消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、これらの災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、県は関係機関と緊密に連携をとりながら、り災者の医療救護に万全を期するものとする。

1 消防活動（防災危機管理部、市町村）

（1）活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防御活動を常備消防、消防団の全機能をあげて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努めるものとする。

大地震の発生により、津波や火災等の災害発生が予測された場合は「消防地震対策本部」等を設置し、消防長が本部長となり、消防が行う災害応急活動の全般を指揮統括するものとする。

（2）活動方針

震災時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施するものとする。

なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

（3）活動の基本

ア 常備消防

（ア）避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

（イ）重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

（ウ）消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。

（エ）市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たるものとする。

（オ）重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に発生した場合、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。

イ 消防団

（ア）出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

（イ）消火活動

常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行うものとする。

（ウ）救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

(エ) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

ウ 海上保安部（署）

(ア) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに人命救助及び消火活動を実施する。

(イ) 火災船舶を安全な海域に沖出し、曳航等の措置を講ずる。

(4) 県内消防機関相互の応援

県内消防機関による広域的な応援を実施する必要がある場合、市町村長（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、既に締結されている「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に定めるところにより、迅速な消防相互応援を実施するものとする。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努めるものとする。

<資料編 1-12-6 千葉県広域消防相互応援協定書>

<資料編 1-12-7 千葉県消防広域応援基本計画>

(5) 国に対する応援要請

地震による同時火災等が発生し、県内の現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合、知事は消防庁長官に緊急消防援助隊をはじめとする他都道府県の消防機関の派遣を要請し、その応援を得て、消防の任務を遂行するものとする。応援受入れに際しては、相互の連絡を密にし、緊急消防援助隊受援計画により消防応援活動調整本部を設置し、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図るものとする。

<資料編 1-17 緊急消防援助隊運用要綱>

2 救助・救急（防災危機管理部、警察本部）

(1) 活動体制

消防本部及び県警本部は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県医師会、地区医師会、日赤県支部、自衛隊などの関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

(2) 救助・救急活動

機関名	項目	対応措置
消防本部	救助・救急活動	<p>1 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。</p> <p>2 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。</p> <p>(1) 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。</p> <p>(2) 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。</p> <p>(3) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。</p> <p>(4) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。</p>
	救急搬送	<p>1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。</p> <p>2 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。</p>
	傷病者多数発生時の活動	<p>1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。</p> <p>2 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。</p>
県警察		<p>1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。</p> <p>2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。</p>
海上保安部(署)		<p>1 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。</p> <p>2 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。</p> <p>3 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。</p>

(3) 救助・救急資機材の調達

- ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。
- イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

3 水防活動（県土整備部）

地震水害等の発生に対する水防活動については、「千葉県水防計画」に基づき実施する。

4 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、商工労働部、教育庁、市町村）

（1）高圧ガス等の保管施設の応急措置

機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
県	1 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。 2 関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。 3 連絡通報体制の早期確立を図る。
消 防 本 部	1 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 2 関係機関との情報連絡を行う。
関東東北産業 保安監督部	1 正確な情報把握のため、千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 災害発生に伴い千葉県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。
ガ ス 事 業 所	1 ガスホルダーの受入れ、送出の停止又は調整を行う。 2 地区整圧器の作動停止又は調整を行う。 3 ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

（2）石油類等危険物保管施設の応急措置

県及び消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

(3) 火薬類保管施設の応急措置

機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
県	<p>延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。 2 事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。
関東東北産業保安監督部	<p>火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。</p>

(4) 毒物、劇物保管施設の応急措置

機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
県	<p>次の各項の実施について指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置 2 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置 3 発災時における健康福祉センター（保健所）、警察署又は消防本部に対しての連絡通報
県教育委員会	<p>発災時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発災時の任務分担 2 出火防止及び初期消火活動 3 危険物等の漏洩、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止 5 児童生徒等に対する、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法

(5) 危険物等輸送車両等の応急対策

機 関 名	対 応 措 置
消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
県警察	<p>輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。</p>
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 正確な情報把握のため千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 3 災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県に所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を指導する。
関東運輸局	<p>危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時の緊急連絡設備を整備する。 2 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。
海上保安部(署)	<p>関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 3 港内における危険物とう載船舶には、必要に応じた移動命令、又は航行の制限若しくは禁止 4 港長公示第5 1 - 2 (昭和51年9月20日) に基づく下記事項に関する規制の強化 引火性危険物積載船舶より30m以内の船舶の接近、接舷の制限
日本貨物鉄道(株)	<p>危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故を発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、JR貨物における応急措置要領(危険品貨物応急措置便覧欄)に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。</p>

5 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局）

（1）情報の収集・提供

県は、市町村、消防機関、県医師会等との連携のもとに以下について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。また、そのため、平常時から関係機関との連携を緊密に保つとともに、県防災行政無線の災害拠点病院等への整備や広域災害・救急医療情報システムの再編整備など広域的な情報ネットワークの強化・推進を図る。

- ア 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- イ 避難所、救護所の設置状況
- ウ 医薬品等医療資器材の需給状況
- エ 医療施設、救護所等への交通状況
- オ その他参考となる事項

（2）医療救護活動

災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった住民に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や医療チームの派遣等により診療等を行う。

ア 実施機関

（ア）医療救護は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

（イ）当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

（ウ）（ア）により市町村長が行う場合は、当該市町村地域防災計画の定めるところにより実施する。

（エ）（ア）及び（イ）により知事が行う場合は、次により実施する。

- a 県が組織する救護班
- b 日本赤十字社千葉県支部（以下「日赤県支部」という。）の長と締結した委託契約に基づき日赤県支部が組織する救護班
- c 社団法人千葉県医師会（以下「県医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県医師会が組織する救護班
- d 社団法人千葉県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県歯科医師会が組織する救護班
- e 社団法人千葉県薬剤師会（以下「県薬剤師会」という。）の長と締結した協定に基づき県薬剤師会が組織する救護班
- f 社団法人千葉県看護協会（以下「県看護協会」という。）の長と締結した協定に基づき県看護協会が組織する救護班
- g 社団法人千葉県接骨師会（以下「県接骨師会」という。）の長と締結した協定に基づき県接骨師会が組織する救護班
- h 国立病院機構で組織する救護班
- i 災害拠点病院で組織する災害派遣医療チーム〈DMAT〉（以下「DMAT」という。）及び救護班

＜資料編4-1 日本赤十字社千葉県支部災害救護業務組織編成表＞

＜資料編4-2 救護班＞

イ 救護班等出動の要請

（ア）市町村長は、必要に応じて市町村立病院の救護班に出動を命じ、地区医師会長、地区歯科医師会長、日赤県支部長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

（イ）知事は、必要に応じてDMATの派遣要請を行うとともに、県救護班の出動を命じ、日赤県支部長、県医師会長、県歯科医師会長、県薬剤師会長、県看護協会会長、県接骨師会長にそれぞれ救護班の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか

連絡調整その他必要な措置を講ずる。

(ウ) 具体的な現場指揮は、災害の態様、現場の状況等に応じ、関係機関で協議の上、統一を図るものとする。

ウ 近隣都県市への応援要請

知事は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「九都県市災害時相互応援に関する協定」等に基づき近隣都県市への救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入等を要請する。

エ 広域にわたる応援要請

知事は、上記に定める要請のほか、必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条に基づき、他の道府県の道府県知事等に対し、応援を求める。

オ 支援の受け入れ及び他地域への応援

(ア) 県は、協定等に基づく他都県市からの支援や医療ボランティアの協力申し出があった場合は、地域の状況等を勘案し、その受入及び健康福祉センター（保健所）への派遣等を行う。

(イ) 健康福祉センター（保健所）長は、前記の派遣を受けた場合は、その業務を統括する。

(ウ) 被災地以外の健康福祉センター（保健所）長は、被災地の健康福祉センター（保健所）への人員・物資等の応援を行う。

カ 救護班等の業務内容

(ア) 傷病者に対する応急措置

(イ) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

(ウ) 軽症患者等に対する医療

(エ) 避難所等での医療

(オ) 助産救護

キ 救護所の設置

救護所は県又は市町村が設置するものとし、救護班は救護所において医療救護活動を実施する。なお、救護所は必要に応じて適切な場所に設置する。

ク 避難所救護センターの設置

(ア) 県は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、市町村との連携のもとに避難所内に避難所救護センターを設置し、医療救護活動を行う。

(イ) 避難所救護センターでは、精神科、歯科等に加え、ストレスや精神不安への対応を含めたきめ細かな対応を図る。

(ウ) 避難所救護センターは、避難所の設置状況等を勘案して、適切に配置するとともに、必要に応じて周辺地域への巡回活動を行う。

(エ) 避難所救護センターの業務は各健康福祉センター（保健所）長が統括する。

ケ 後方医療施設の確保

知事は、救護班による応急手当の後、入院治療を要する傷病者の収容施設を必要に応じて広域的に確保するものとする。

(ア) 災害拠点病院

a 県は、災害時における広域的な地域医療の拠点として、二次保健医療圏に2か所程度、災害拠点病院を確保する。

b 災害拠点病院は、耐震耐火構造とし、電気・水道・ガスなどのライフライン途絶時等においても診療機能を維持するための予備電源や予備水源の確保、救急搬送のための臨時ヘリポートの確保など、あらかじめ必要な施設整備を行う。

注) 二次保健医療圏とは、医療法第30条の3第2項第1号の規定に基づく区域で、特殊な医療を除く病院の病床の整備を図るべき地域単位として設定するもので、本県では、9つの二次保健医療圏を設定している。

(イ) 県立病院

災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、

職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。また、全ての県立病院は後方受け入れとともに被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の中核として活動する。

(ウ) 災害医療協力病院等

上記(ア)及び(イ)のほか県医師会の協力を得て、傷病者や難病患者、人工透析患者の治療、収容に当たる災害医療協力病院等の確保を図る。

コ 地域保健医療救護拠点

(ア) 県は、二次保健医療圏に1か所程度、健康福祉センター(保健所)等を利用して応急救護物資等を集中的に備蓄した地域保健医療救護拠点を整備する。

(イ) 健康福祉センター(保健所)は、これらの備蓄物資の効率的な活用など災害時における総合的な保健医療対策を別に定める活動マニュアルにより実施する。

サ 医薬品等の調達

(ア) 医薬品、医療資器材の確保

a 県及び市町村は、医薬品等の整備確保に努め、医薬品等の備蓄拡充や品目の見直し及び流通医薬品の確保体制の整備を検討する。

b 県は、市町村等から医薬品等の確保について、応援要請を受けたときは、地域保健医療救護拠点(各健康福祉センター(保健所)等)に備蓄しているもののほか千葉県医薬品卸協同組合との協定に基づき県内営業所等から調達し、救護所等に供給する。

c 県は、医薬品等が県内において調達できないときは、隣接都県等に協力を要請し調達する。

(イ) 血液製剤の確保

a 県は、災害発生後速やかに県内血液センター等の被災状況を把握するとともに、日本赤十字社千葉県支部と連携を図り、血液製剤の確保を図る。

b 県は、血液製剤が県内において調達できないときは、千葉県赤十字血液センターを通じ、関東甲信越ブロック血液センター等に協力を要請し調達する。

<資料編4-3 医薬品等>

シ 傷病者の搬送体制

県との協定等に基づき出動した医療チームの責任者は、医療救護を行った者のうち、後方医療施設に収容する必要がある者の搬送を市町村長又は知事に要請する。

原則として、被災現場から救護所への搬送は市町村が、救護所から後方医療施設までの搬送は市町村及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。

ス 救護班の活動車両

救護班の出動及び活動のための車両等は、第7節警備・交通の確保・緊急輸送対策に定める車両等による。

(3) 広域災害・救急医療情報システム等の推進

県は、災害発生時における病院、薬局等の医療機関の被災状況、患者転送の要請、医療スタッフの要請等に関する情報及び被災地外の医療機関の支援体制等の情報の収集・提供並びに計画停電等の緊急連絡事項の周知に関して、関係機関における広域災害・救急医療情報システム等の運用体制の充実を図る。

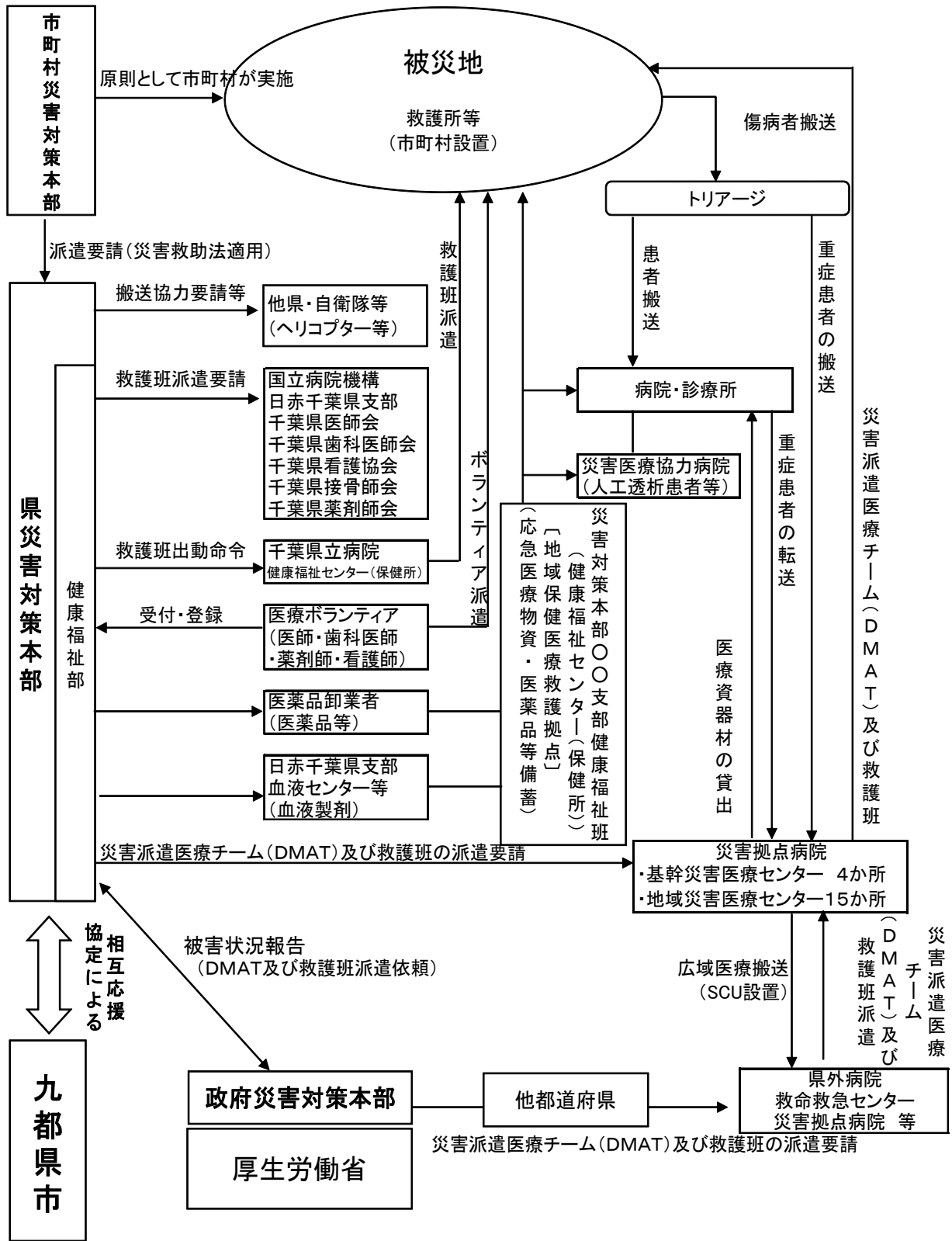
(4) 広域医療搬送体制の整備

県は、災害時における救急患者及び医療活動従事者の広域医療搬送[※]のため、平常時から関係機関との訓練を通じて、広域医療搬送体制の整備に努める。

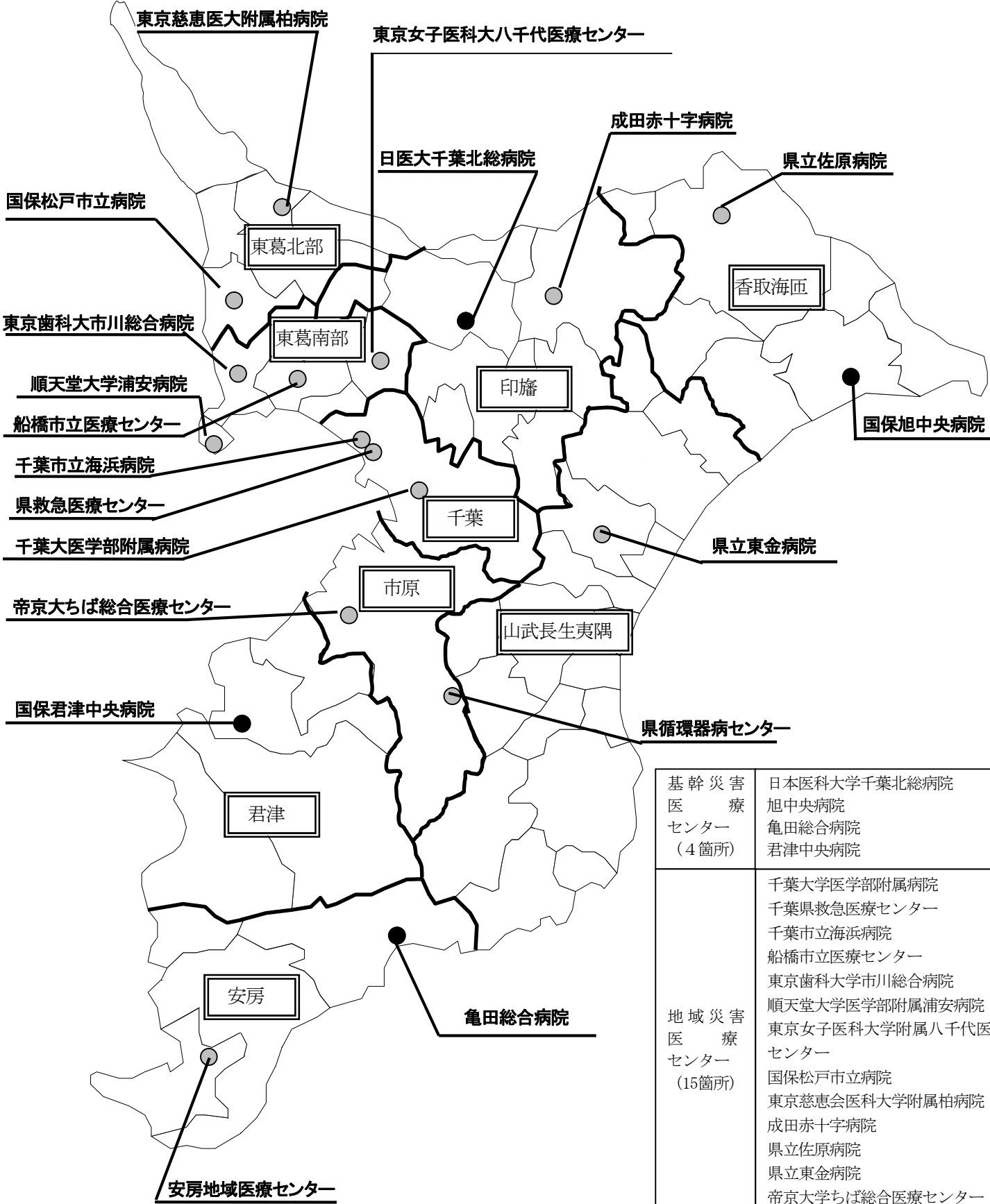
※広域医療搬送

重傷者のうち、被災地内での治療が困難で、被災地外の医療機関において緊急に治療することが必要な者であり、かつ、搬送中に生命の危険の少ない病態の患者を被災地区外の医療施設まで迅速に搬送し、治療すること。

医療救護活動の体系図



災害拠点病院



基幹災害 医 療 センター (4箇所)	日本医科大学千葉北総病院 旭中央病院 亀田総合病院 君津中央病院
地域災害 医 療 センター (15箇所)	千葉大学医学部附属病院 千葉県救急医療センター 千葉市立海浜病院 船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 国保松戸市立病院 東京慈恵会医科大学附属柏病院 成田赤十字病院 県立佐原病院 県立東金病院 帝京大学ちば総合医療センター 安房地域医療センター 千葉県循環器病センター

医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧

地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場
印西市	日本医科大学千葉北総病院	日本医科大学千葉北総病院 専用臨時ヘリポート
旭市	総合病院国保旭中央病院	総合病院国保旭中央病院 専用臨時ヘリポート
千葉市中央区	千葉大学医学部附属病院	千葉大学医学部附属病院 専用臨時ヘリポート
千葉市美浜区	千葉県救急医療センター	印旛沼下水道事務所
千葉市美浜区	千葉市立海浜病院	印旛沼下水道事務所
船橋市	船橋市立医療センター	船橋市立運動公園陸上競技場
市川市	東京歯科大学市川総合病院	東京歯科大学市川総合病院 専用臨時ヘリポート
浦安市	順天堂大学医学部附属浦安病院	エクセル航空（株）ヘリポート
八千代市	東京女子医科大学附属 八千代医療センター	八千代市消防本部
松戸市	国保松戸市立病院	松戸市運動公園陸上競技場
柏市	東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏市大堀川防災レクリエーション公園
成田市	成田赤十字病院	成田赤十字病院 専用臨時ヘリポート
東金市	千葉県立東金病院	東金市立西中学校
香取市	千葉県立佐原病院	香取市利根河川敷緑地
市原市	帝京大学ちば総合医療センター	帝京大学ちば総合医療センター 専用臨時ヘリポート
木更津市	国保直営総合病院君津中央病院	国保直営総合病院君津中央病院 専用臨時ヘリポート
鴨川市	亀田総合病院	亀田総合病院 専用臨時ヘリポート
館山市	安房地域医療センター	安房地域医療センター 専用臨時ヘリポート
市原市	千葉県循環器病センター	千葉県循環器病センター 専用臨時ヘリポート

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため県民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1 千葉県警察災害警備計画（警察本部）

(1) 基本方針

警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制

警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 連絡室

震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合等

イ 対策室

地震に伴う被害程度が小規模の場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等

ウ 災害警備本部

大規模地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、又は東海地震予知情報が発表された場合等

(3) 災害警備活動要領

ア 要員の招集及び参集

イ 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資機材の運用

エ 通信の確保

オ 負傷者の救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒線の設定

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

サ 死傷者の身元確認、遺体の収容

シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

セ 協定に基づく関係機関への協力要請

ソ その他必要な応急措置

2 交通規制計画（警察本部）

大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに交通規制にかかる区域又は区間等の内

容を交通情報板等の活用や日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て広く周知に努める。

(1) 公安委員会の交通規制

ア 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

(2) 警察署長の交通規制

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

(3) 警察官の交通規制等

ア 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

イ 警察官は、通行禁止区域等（前記（1）イにより通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第76条の3）

(4) 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

ア 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記（3）イの職務の執行について行うことができる。

イ 自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

<資料編5-3 自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書>

3 交通規制の指針（警察本部）

(1) 被災地域における交通の混乱の防止及び円滑な災害対応対策活動を図るため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。

(2) 交通規制の対象となる道路は、主として後述の緊急輸送に定める「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。

(3) 前記2（1）イの緊急交通路の確保は、高速自動車国道、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。

(4) 緊急交通路を確保するため、高速自動車国道及び自動車専用道路においてはインターチェンジ等からの流入を禁止するとともに、幹線道路においては必要により交通検問所を設置する。

(5) 交通規制を実施するときは、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場の警察官の指示により行う。

(6) 直下の地震に対する交通規制計画

京葉東葛地域及び南房総地域における直下の地震が発生した場合の交通規制は、次により行う。

ア 京葉東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画

イ 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画

<資料編5-9 京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画>

<資料編5-10 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画>

4 緊急輸送（総合企画部、防災危機管理部、農林水産部、県土整備部）

災害発生時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、道路（緊急輸送道路）、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めた。

（1）緊急輸送道路

機能別に1次及び2次路線に分類し、1次路線は、隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる主要な市町村道等であり、2次路線は、1次路線を補完し市町村役場等を相互連絡する県道等である。

（2）港 湾

千葉港（千葉中央地区、千葉出洲地区、葛南東部地区）

木更津港（富津地区）

館山港（宮城地区）

（3）漁 港

銚子漁港、大原漁港、勝浦漁港、鴨川漁港

（4）飛行場等

ア 空 港

成田国際空港

イ 自衛隊駐屯地及び基地

陸上自衛隊……習志野駐屯地、下志津駐屯地、木更津駐屯地、松戸駐屯地

海上自衛隊……下総航空基地、館山航空基地

航空自衛隊……木更津第一補給処

ウ 臨時離発着場

千葉県中央防災センター、千葉県西部防災センター

千葉市消防ヘリポート、千葉県スポーツセンター

幕張海浜公園、青葉の森公園、行田公園、柏の葉公園、印旛沼公園、蓮沼海浜公園、

館山運動公園、富津公園

（5）江戸川緊急用船着場

市川緊急用船着場、松戸緊急用船着場

※ 緊急用船着場とは、大規模災害時に河川管理施設災害の復旧資機材や救援物資等を江戸川等の河川を通じて搬入、荷揚げするための施設であり、緊急河川敷道路と連携して機能する。

河川敷道路については（平成23年4月1日現在）完成には至っていないが、一部通行可能である。

<資料編5-8 緊急用船着場位置図及び緊急用河川敷道路計画図>

5 緊急通行車両の確認等（防災危機管理部、県警察本部）

（1）緊急通行車両の確認

ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求められることができる。

イ 前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

ウ 前記イにより交付を受けた標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドガラスの上部の前面の見やすい箇所に貼付する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

エ 届出に関する手続きは、別に定める。

（2）緊急通行車両の事前届出・確認

ア 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行

機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

イ 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。

ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記（1）アの確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して前記（1）イの標章及び確認証明書を交付する。

エ 事前届出・確認に関する手続きは、別に定める。

＜資料編5-1 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等＞

6 交通情報の収集及び提供（警察本部）

（1）交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、専従の収集班を編成して行う。

なお、警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。

（2）交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

7 震災発生時における運転者のとるべき措置（警察本部）

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

（1）走行中の車両の運転者は、次の行動をとること

ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること

イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること

ウ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと

（2）通行禁止区域等においては、次の措置をとること

ア 車両を道路外の場所に置くこと

イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること

ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること

8 道路管理者の通行の禁止又は制限（県土整備部）

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

9 在港船舶対策計画（県土整備部）

（1）曳船の隻数及び性能

曳船の状況は、＜資料編6-6 曳船の状況＞のとおりである。

（2）災害の防止方法

ア 一般対策（主として千葉港、木更津港）

（ア）気象通報組織を通じて予警報の周知徹底をはかる。

（イ）巡視船艇及び海上保安部署による情報周知、保船等の指導

（ウ）関係機関との情報交換

イ 津波等対策（千葉港、木更津港）

（ア）津波等が千葉港及び木更津港に襲来するおそれがあるため、千葉港長及び木更津港長から、各

警戒体制が発令された場合、在港船舶は「津波等に対する船舶対応表」による措置をとることとする。なお、津波による警戒体制が発令された場合、小型船舶以外の船舶は着岸（棧）を見合わせることにする。

a 津波第一警戒体制

気象庁から、東京湾内湾に津波注意報が発令された場合

b 津波第二警戒体制

(a) 気象庁から、東京湾内湾に津波警報以上の警報が発令された場合

(b) 東海地震に対する警戒宣言が発令された場合

c 地震警戒体制（千葉港）

地震等により発生した火災又はそのおそれがあり、係留中の船舶に被害（影響）がおよぶおそれがある場合。

(イ) 在港船舶に対する避難勧告

a 勧告の周知

(a) 「台風対策情報連絡系統図による通報」

……千葉港長、木更津港長は、電話、FAX等により関係機関へ連絡する。

(b) 「第三管区海上保安本部警備救難部運用指令センターからの放送」

……無線電話（呼出周波数500KHZ呼出名称JCG）又は超短波無線電話（国際VHF CH16 呼出名称 よこはまほあん）により在港船舶に対し放送（CH12）する。

(c) 「巡視船艇による現場周知」

……拡声器等により在港船舶等に周知する。

(d) 「千葉海上保安部・木更津海上保安署からの照会に対する回答」

……電話、FAX等により回答する。

(e) 「千葉港における海上保安部港内交通管制室からの放送」

……放送H3E 1665KHZ 呼出名称 千葉ハーバーレーダーにより周知する。

b 避難場所（参考）

小型船舶、雑種船・・・・・・船溜、運河、河川

500トン未満の船舶・・・・港内避泊

500トン以上の船舶・・・・港外難泊

(ウ) 流出油対策

石油コンビナート等特別防災区域内の係留施設にある船舶によるものについては「千葉県石油コンビナート等防災計画」により、それ以外については第5編第4章「油等海上流出災害対策」を適用する。

(3) その他の対策

ア 港長権限に基づく港内整理

港則法により特定港（千葉港、木更津港）における船舶交通の安全及び港内の整頓を図る。

イ 貯木対策

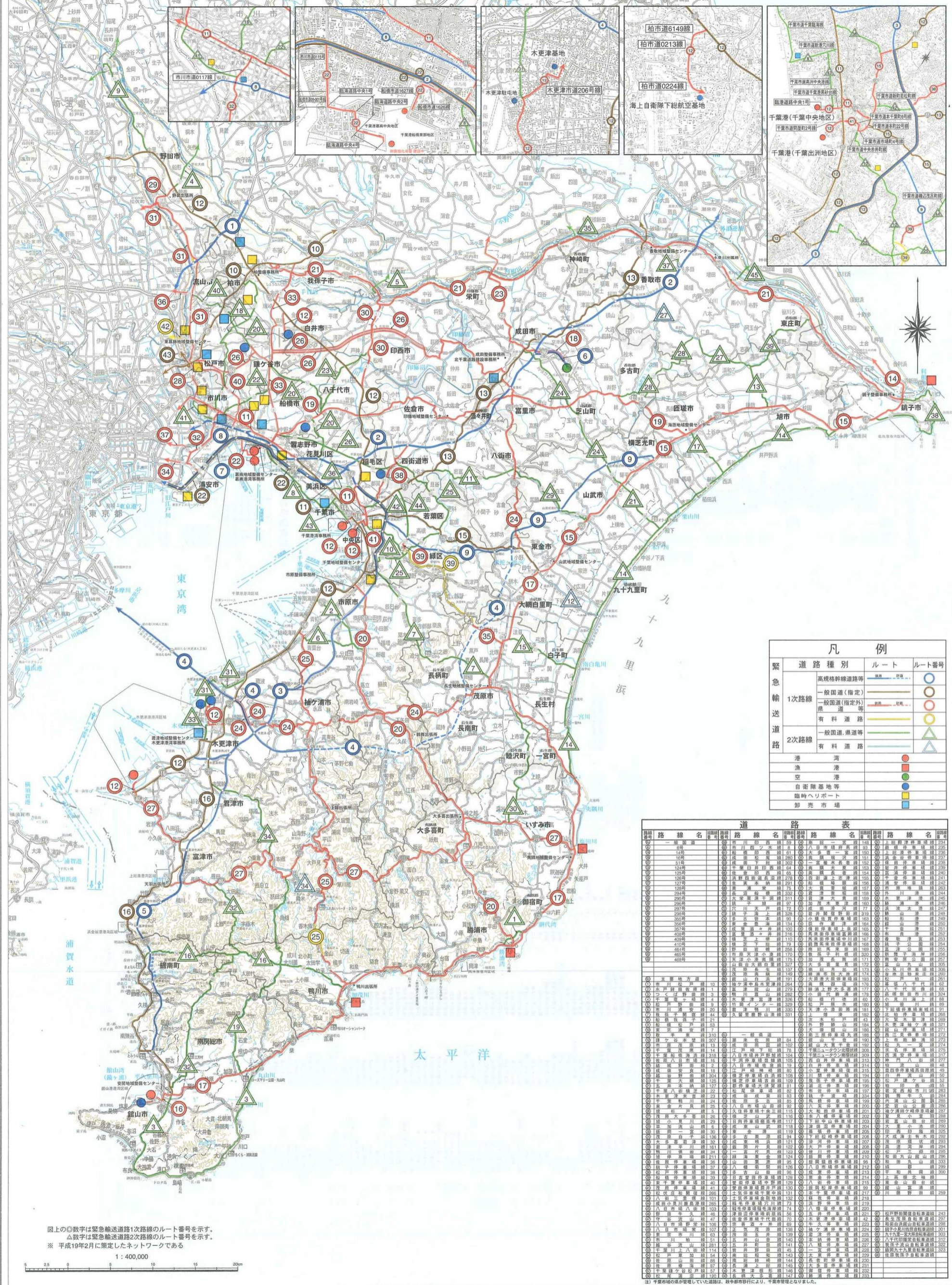
貯木場管理者に対し、状況により貯木場の網場の^{あば}監視の強化又は緊急水切り等を行わせる。

ウ 物件等に対する応急措置

五井及び姉ヶ崎地区に大向岸、製油所、油槽所が建設され、高潮、波浪が大きく護岸施設を乗り越えて海水が流れ込み、重要施設の浸水による被害が考えられるので、この保安についてその対策を立てる。

<資料編5-11 津波等に対する船舶対応表>

千葉県緊急輸送ネットワーク図



緊急輸送道路	道路種別	ルート	ルート番号
1次路線	高規格幹線道路等	赤線	○
	一般国道(指定)	青線	○
	一般国道(指定外)	黄線	○
	県道等	緑線	○
2次路線	有料道路	黄線	△
	一般国道、県道等	緑線	△
施設	港	■	
	空港	■	
	自衛隊基地等	■	
	臨時ヘリポート	■	
	卸売市場	■	

路線番号	路線名	路線番号	路線名	路線番号	路線名
1	一般国道	101	船橋市道101号線	201	上野市道201号線
2	一般国道	102	船橋市道102号線	202	上野市道202号線
3	一般国道	103	船橋市道103号線	203	上野市道203号線
4	一般国道	104	船橋市道104号線	204	上野市道204号線
5	一般国道	105	船橋市道105号線	205	上野市道205号線
6	一般国道	106	船橋市道106号線	206	上野市道206号線
7	一般国道	107	船橋市道107号線	207	上野市道207号線
8	一般国道	108	船橋市道108号線	208	上野市道208号線
9	一般国道	109	船橋市道109号線	209	上野市道209号線
10	一般国道	110	船橋市道110号線	210	上野市道210号線
11	一般国道	111	船橋市道111号線	211	上野市道211号線
12	一般国道	112	船橋市道112号線	212	上野市道212号線
13	一般国道	113	船橋市道113号線	213	上野市道213号線
14	一般国道	114	船橋市道114号線	214	上野市道214号線
15	一般国道	115	船橋市道115号線	215	上野市道215号線
16	一般国道	116	船橋市道116号線	216	上野市道216号線
17	一般国道	117	船橋市道117号線	217	上野市道217号線
18	一般国道	118	船橋市道118号線	218	上野市道218号線
19	一般国道	119	船橋市道119号線	219	上野市道219号線
20	一般国道	120	船橋市道120号線	220	上野市道220号線
21	一般国道	121	船橋市道121号線	221	上野市道221号線
22	一般国道	122	船橋市道122号線	222	上野市道222号線
23	一般国道	123	船橋市道123号線	223	上野市道223号線
24	一般国道	124	船橋市道124号線	224	上野市道224号線
25	一般国道	125	船橋市道125号線	225	上野市道225号線
26	一般国道	126	船橋市道126号線	226	上野市道226号線
27	一般国道	127	船橋市道127号線	227	上野市道227号線
28	一般国道	128	船橋市道128号線	228	上野市道228号線
29	一般国道	129	船橋市道129号線	229	上野市道229号線
30	一般国道	130	船橋市道130号線	230	上野市道230号線
31	一般国道	131	船橋市道131号線	231	上野市道231号線
32	一般国道	132	船橋市道132号線	232	上野市道232号線
33	一般国道	133	船橋市道133号線	233	上野市道233号線
34	一般国道	134	船橋市道134号線	234	上野市道234号線
35	一般国道	135	船橋市道135号線	235	上野市道235号線
36	一般国道	136	船橋市道136号線	236	上野市道236号線
37	一般国道	137	船橋市道137号線	237	上野市道237号線
38	一般国道	138	船橋市道138号線	238	上野市道238号線
39	一般国道	139	船橋市道139号線	239	上野市道239号線
40	一般国道	140	船橋市道140号線	240	上野市道240号線
41	一般国道	141	船橋市道141号線	241	上野市道241号線
42	一般国道	142	船橋市道142号線	242	上野市道242号線
43	一般国道	143	船橋市道143号線	243	上野市道243号線
44	一般国道	144	船橋市道144号線	244	上野市道244号線
45	一般国道	145	船橋市道145号線	245	上野市道245号線
46	一般国道	146	船橋市道146号線	246	上野市道246号線
47	一般国道	147	船橋市道147号線	247	上野市道247号線
48	一般国道	148	船橋市道148号線	248	上野市道248号線
49	一般国道	149	船橋市道149号線	249	上野市道249号線
50	一般国道	150	船橋市道150号線	250	上野市道250号線

図上の○数字は緊急輸送道路1次路線のルート番号を示す。
△数字は緊急輸送道路2次路線のルート番号を示す。
※平成19年2月に策定したネットワークである

第8節 救援物資供給活動

震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

なお、県からの救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請に基づいて行うことを原則とするが、情報の寸断や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。

1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、水道局）

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

(1) 実施機関

ア 飲料水の供給は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

イ 市町村長は、当該市町村限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 県、企業団及び市町村圏組合の水道事業体は、市町村が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

＜資料編 1-12-17 千葉県水道災害相互応援協定＞

(2) 給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

(3) 水道事業体による飲料水の供給

ア 飲料水供給方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、震災の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施するものとする。

イ 広 報

震災時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

なお、情報提供を充実させるため、千葉県ホームページ等から各事業体ホームページへ適宜リンクを設定する。

(4) 県営水道の応急給水

震災により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、給水区域内市と密接に連携して応急給水を実施することとし、必要な対策を定める。

ア 飲料水の確保

一人一日の最低水量を3リットルとし、以後復旧工事の進捗により順次増量する。

応急給水用の用水は、19箇所の浄・給水場の配水池容量79万m³のうち緊急遮断弁の作動により確保する最大46万m³の貯留水を充てるほか、予備水源である県水道局の井戸を活用する。

＜資料編 7-4 県営水道配水池一覧表＞

イ 給水方法

(ア) 浄・給水場等での拠点給水

1 9箇所の浄・給水場の応急給水設備及び仮設給水栓により給水車等への注水及び住民への応急給水を行う。

(イ) 給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水

a 給水区域市との連携

発災後直ちに給水区域内市と連絡を取り、被災状況の把握に努めるとともに、市の災害対策本部に局職員を派遣し、情報の収集と共有化を図りながら、給水場所及び給水方法について市と綿密に協議する。

b 給水車等による給水

市の開設する避難場所及び病院等の重要施設に対し、災害時の応援協定を締結している千葉県水道管工事協同組合の応援を得て、給水車及び給水タンクにより応急給水を行う。

なお、県営水道のみで対応できない場合は「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を要請するとともに、退職者から成る「災害時支援協力員制度」を活用し、人員の増強を図る。

c アルミボトル水等による給水

乳幼児や高齢者等を対象としたアルミボトル水(375ml)の配布や容器を持参しない住民への非常用飲料水袋による給水を行う。

(ウ) 仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水

a 消火栓等を活用した給水(可搬型)

配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。

b 仮配管による給水(固定型)

復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

ウ 広報

震災時の応急給水時間、場所及び給水方法、断水地域と復旧の見込み等について、県水道局ホームページ等に掲載するとともに、必要に応じ広報車の巡回により情報を提供する。

エ 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。住民の備蓄水については、容器の取扱い等、安全対策を指導する。

(5) 補給水利及び応急給水用資機材の現況

ア 補給水利の現況

県営水道 <資料編7-2 県営水道の補給水利の現況>

市町村水道 <資料編7-3 市町村水道等の補給水利の現況>

イ 応急給水用資機材の保有状況

県営水道 <資料編6-7 県営水道の応急給水・復旧用機材の保有状況>

市町村水道<資料編6-8 市町村(組合、企業団)営水道給水車両及び機材等の保有資機材>

2 食料・生活必需品等の供給体制(防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部)

県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請等に基づき、食料及び生活必需品を確保し、迅速な供給に努めるものとする。

なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

(1) 救援物資の確保

ア 備蓄品の活用

必要に応じ、県防災センター及び備蓄倉庫保有物資の活用を図る。

<資料編6-13 県の備蓄(防災危機管理部)>

イ 協定企業等からの調達

災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、関係部局と連携して必要な物資を調達する。

- <資料編 1-12-49 災害時における県民生活の安定を図るための基本協定>
- <資料編 1-12-55 災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書>
- <資料編 1-12-56、57 災害時の物資供給等に関する協定書>
- <資料編 1-12-58、59、60 災害時の食料供給等に関する協定書>

ウ 国・他都道府県からの調達

災害時の九都県市、関東地方知事会との相互応援協定等に基づき、支援物資を調達する。

- <資料編 1-12-1 九都県市災害時相互応援に関する協定>
- <資料編 1-12-2 震災時等の相互応援に関する協定>
- <資料編 1-12-3 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定>

エ 義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

(2) 政府所有米の供給計画

政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省生産局長（以下「局長」という。）に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、局長と売買契約を締結したうえで、局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

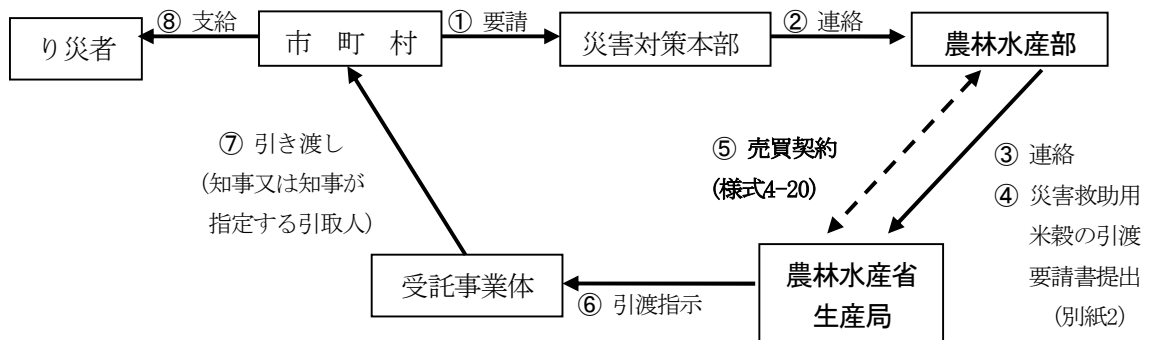
なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

- <資料編 6-9 災害救助用米穀の引渡要請書等の様式>
- <資料編 6-10 精米能力調査表>

図1 政府所有米穀の受渡し系統図

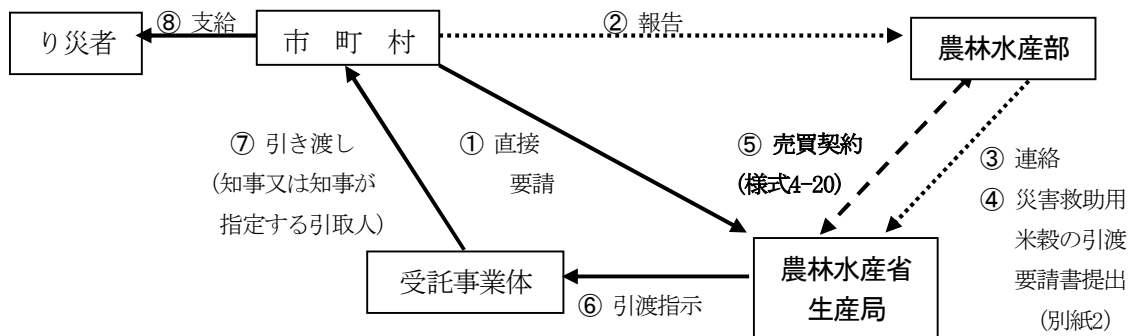
被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省生産局に要請し、売買契約（様式4-20）を締結する。

I 市町村からの要請を受け、県が要請する場合



II 市町村が直接、要請した場合

市町村が直接、生産局に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて生産局に連絡する。



(3) 救援物資の供給体制の確保

本県では、大量の支援物資等を被災地へ迅速に供給するため、物流倉庫、在庫管理等の物流ノウハウ、資機材などを有する民間物流事業者と連携し、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築する。

なお、物流倉庫の確保等については千葉県倉庫協会、車両による輸送関係等については社団法人千葉県トラック協会と連携して行う。

ア 県災害対策本部における民間物流事業者の活用

災害時においては、県災害対策本部内に支援物資物流に関する専門的な組織として「物資支援班」を編成し、支援物資物流に関する情報の一元的な管理を行う。

また、民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できるようにするため、県の災害対策本部及び物資集積拠点における業務に物流専門家（民間物流事業者）が参画する体制とする。

イ 拠点等の確保

県物資集積拠点の設定については、原則として、民間物流倉庫を拠点として選定し、施設・荷役機械、資器材・人材の全てにおいて民間物流事業者を主力した体制を構築し、入庫から出庫までの一元管理を行う。

ただし、災害の状況等により、物流倉庫を物資集積拠点として使用することが困難となった場合には、県有施設等を県物資集積拠点とした物流体制とするなど、状況に応じて、実現可能な協力体制を構築する。

ウ 輸送車両等の確保

民間物流事業者との連携により、車両の確保、配車計画の策定を行い、迅速、かつ円滑な輸送体制を構築する。

エ その他の輸送手段の選定

道路の被害状況等により陸上輸送が困難な場合は、被災市町村への支援計画を実行する上で、最も適切な輸送手段を、海上輸送・航空機輸送の中から選定する。

また、物資の輸送のみならず、災害時における被災者の避難及び応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

(ア) 海上輸送

a 応急海上輸送

関東運輸局は、災害時に陸上交通機関が途絶し、被災者、救援物資等の海上輸送を必要とする場合において、本部長の要請に基づき、応急海上輸送に従事する船舶の調達及び緊急修理造船所（工場）のあっせん等について協力するものとする。

b 配備計画

応急海上輸送体制を確保するための配備計画は、下記によるものとする。

(a) 船舶

関東運輸局防災業務計画の定めるところによる。

(b) 造船所

平時から関係事業者と連携を保ち、修理能力等の現況を把握しておくものとする。

(c) 海上保安部（署）の協力

海上保安部（署）は、陸路による緊急輸送が困難な場合において、県から救護班、応急対策要員又は緊急物資の輸送の要請を受けた場合には、可能な限り所属巡視船艇をもって、緊急輸送に協力するものとする。

(イ) 航空機輸送

道路の被害状況等により、陸路による救援物資等の緊急輸送が困難であり、かつ、緊急を要する場合は、自衛隊に対して航空機による輸送を要請する。

オ 災害ボランティアの活用

県有施設を拠点として物資輸送を行う場合、必要に応じて、荷役作業等についての協力を県ボランティアセンターに要請する。

3 燃料の調達（防災危機管理部）

県は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。

＜資料編 1-12-65 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書＞

さらに、今後、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結する。

第9節 広域応援の要請及び県外支援

大規模地震時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受け入れについては、国の指導のもと体制整備に努めるものとする。

1 国等に対する応援要請（防災危機管理部、警察本部）

(1) 市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

(2) 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の派遣を要請する。また、指定行政機関の長又は、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

千葉県公安委員会は、広域緊急援助隊の派遣の要求に関し、他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。

2 他都道府県等に対する応援要請（防災危機管理部）

知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、次に掲げる協定に基づき他の都道府県市に応援要請を行う。

(1) 九都県市災害時相互応援に関する協定

九都県市域において災害等が発生し、被災都県市独自では十分な応急措置ができない場合に、相互応援が行われる。本協定の下、「九都県市広域防災プラン」を具体的行動基準とし、「九都県市応援調整都県市マニュアル」、「九都県市応援調整本部行動マニュアル」により広域応援を行う。

(2) 震災時等の相互応援に関する協定

関東地方1都9県間の迅速な災害対応を図るため「1都9県震災時等相互応援協定活動マニュアル」を策定し、災害時における連携を図っている。

(3) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

上記協定では対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下広域応援が行われる。

<資料編1-12-1 九都県市災害時相互応援に関する協定>

<資料編1-12-2 震災時等の相互応援に関する協定>

<資料編1-13-3 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定>

3 県の市町村への応援（防災危機管理部）

知事は、市町村等から災害応急措置の実施のための応援要請があった場合は、速やかに調査の上、関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施する。

特に、東日本大震災の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

4 市町村間の相互応援（防災危機管理部）

(1) 被災市町村長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を

行う。

- (2) 知事は、上記(1)の応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

- ア 応援をすべき市町村名
- イ 応援の範囲又は区域
- ウ 担当業務
- エ 応援の方法

- (3) 市町村長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

＜資料編 1-12-5 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定＞

5 消防機関の応援（防災危機管理部）

- (1) 被災市町村長（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。

＜資料編 1-12-6 千葉県広域消防相互応援協定書＞

＜資料編 1-12-7 千葉県消防広域応援基本計画＞

- (2) 知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、千葉県消防広域応援隊の出動を被災市町村以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請し、緊急消防援助隊運用要綱に基づき策定された受援計画により、応援活動を受け入れる。

＜資料編 1-18 消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱＞

＜資料編 1-17 緊急消防援助隊運用要綱＞

＜資料編 1-12-9 大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画＞

- (3) 被災市町村以外の市町村は、被災市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

6 国土交通省所管の公共施設に係る相互応援（県土整備部）

県土整備部長は、県及び市町村の管理する公共施設に係わる応急措置を実施するため必要があると認めるときには、関東地方整備局及び1都8県5政令市の間で締結した「災害時相互協力に関する申合せ」に基づき、応援要請を行う。

＜資料編 1-12-4 災害時相互協力に関する申し合わせ＞

7 水道事業者等の相互応援（総合企画部、県土整備部、水道局）

水道事業者等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業者等の中で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県の調整の下に他の事業者等に応援要請を行う。

また、下水道についても、必要があるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定書」により応急対策を行うとともに、県単独で対応できない下水道被害が発生した場合には、東京都など1都7県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。

＜資料編 1-12-17 千葉県水道災害相互応援協定＞

<資料編1-12-29 災害時における応急対策の協力に関する協定書>

<資料編1-12-30 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール>

8 資料の提供及び交換（総務部、防災危機管理部、水道局）

(1) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

(2) 知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

9 経費の負担（総務部、総合企画部、防災危機管理部、水道局）

(1) 国又は他都県、市町村から県又は市町村に職員派遣を受けた場合

国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに他都県、他市町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。
(災害対策基本法施行令第18条)

(2) 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

10 民間団体等との協定等の締結（防災危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、警察本部）

県は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、すでに協定等を締結している各民間団体等に対し協力を要請する。

<資料編1-12-36 地震、風水害、その他の災害応急対策に関する協定>

<資料編1-12-43 災害時の応援業務に関する協定>

<資料編1-12-44 災害時の医療救護活動についての協定書>

<資料編1-12-47 災害時の救護活動に関する協定書>

<資料編1-12-48 災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社千葉県支部に委託する契約書>

<資料編1-12-50 災害応急対策用貨物自動車供給契約書>

<資料編1-12-51 災害時における交通誘導業務、警戒業務に関する協定>

<資料編1-12-52 災害時における緊急通行妨害車両等の除去に関する協定>

<資料編1-12-53 災害時における緊急輸送等に関する協定>

<資料編1-12-54 災害時における遺体の搬送に関する協定>

<資料編1-12-61 災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定>

<資料編1-12-62 災害時における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定>

11 海外からの支援受入れ（防災危機管理部）

(1) 国の緊急災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合、市町村及び消防機関との調整を行い、その受入れと活動の支援に努める。

(2) 海外のNGO（非政府組織）団体等から直接支援の申し出があった場合、次のことを確認したうえで、受入れを判断する。

ア 協力の内容、期間、人員

イ 入国上の問題点

ウ 市町村、消防機関の意向

12 県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、教育庁）

東日本大震災で甚大な被害が発生した東北3県へ以下の支援を行った経験を踏まえ、県外被災地への支援の枠組みを整備し、今後、県外で大規模な災害が発生した場合に被災地への迅速かつ円滑な支援を行う。

(1) 人材支援

- ア 医療チームの派遣（DMAT、医療救護班、心のケアチーム等）
- イ 保健師チームの派遣
- ウ スクールカウンセラー等の派遣
- エ 職員の派遣
- (2) 物資支援
 - ア 医薬品等
 - イ 救援・義援物資
- (3) その他
 - ア 被災者の移送
 - イ 震災に係る広域的な火葬受入
 - ウ 県所有入浴システムによる入浴支援

13 広域避難者の受入れ（総務部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部）

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとする。

(1) 広域避難の調整手続等

ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。この場合、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介などの調整を行うものとする。

イ 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、被災市町村を支援するものとする。協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

なお、他の被災都道府県から本県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県内市町村との調整を行い、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援するものとする。

(2) 広域避難者への支援

県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

ア 全国避難者情報システム

東日本大震災等により、多くの住民の方々が全国各地に避難されており、住所地（避難前住所他）の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。

県では、「全国避難者情報システム」を活用し、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、県及び市町村は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第10節 自衛隊への災害派遣要請

大規模な地震等の災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事は、災害派遣の要請を行う。

1 災害派遣の要請（防災危機管理部）

知事は、地震災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、もしくは市町村長から災害派遣の要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

2 災害派遣の方法（防災危機管理部）

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 知事の要請による災害派遣

ア 災害が発生し、知事が人命または財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

この際、県内に震度6強以上を観測した場合は、当該地域に陸上自衛隊の災害派遣を速やかに要請する。

イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

(2) 知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、市町村長から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。

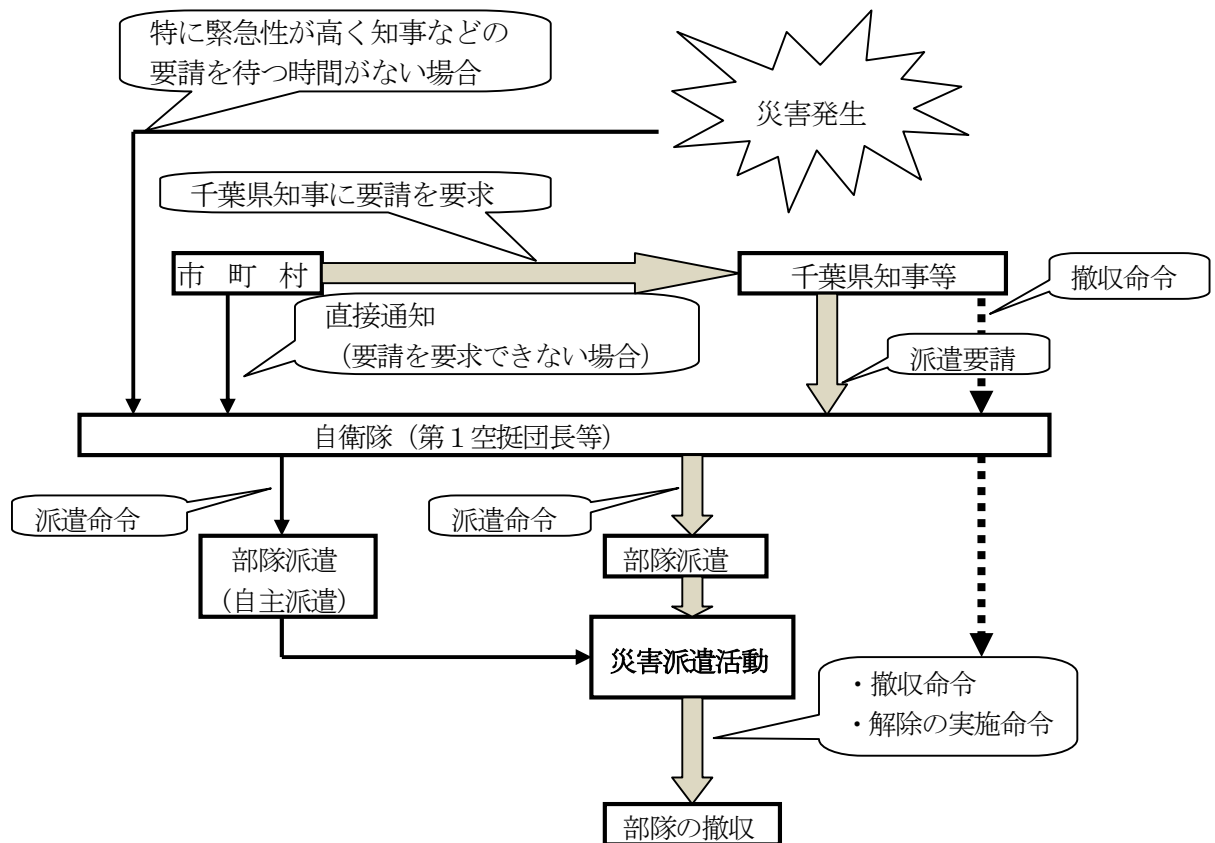
イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

オ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が自主的に派遣する。

(3) 要請から派遣、撤収までの流れ



<資料編5-2 自衛隊の災害派遣要請の様式>

3 災害派遣要請の手続等 (防災危機管理部)

(1) 要請者

千葉県知事

(2) 要請手続

ア 知事が自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭、電信又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。

- (ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

イ 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は第1補給処長を、それぞれ窓口として実施する。

ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通報する。

ウ 要請文書のあて先

区 分	あ て 先	所 在
陸上自衛隊に 対するもの	第 1 空 挺 団 長	〒274-8577 船橋市薬円台3-20-1
	高 射 学 校 長	〒264-8501 千葉県市若葉区若松町902
	第 1 ヘリコプター団長	〒292-8510 木更津市吾妻地先
	需 品 学 校 長	〒270-2288 松戸市五香六実17
海上自衛隊に 対するもの	横 須 賀 地 方 総 監	〒238-0046 横須賀市西逸見町 1
	下総教育航空群司令	〒277-8661 柏市藤ヶ谷1614-1
	第 2 1 航 空 群 司 令	〒294-8501 館山市宮城無番地
航空自衛隊に 対するもの	第 1 補 給 処 長	〒292-0061 木更津市岩根1-4-1

(3) 市町村長の通報

市町村長は、災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊等に通報する。この場合、事後速やかに知事に通知する。

(4) 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の派遣の要請または自衛隊自らの判断により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

4 知事への災害派遣の要請の要求（防災危機管理部）

(1) 知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として市町村長が行う。

(2) 市町村長が知事に対して災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

ア 提出（連絡）先 防災危機管理部危機管理課

イ 提出部数 1部

ウ 記載事項

(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域、活動内容

(エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

5 自衛隊との連絡（防災危機管理部）

(1) 情報の交換

県防災危機管理部及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に情報を交換する。

(2) 連絡班の派遣

知事は、災害発生し、また発生のおそれのある場合は、関係部隊に連絡班の派遣を依頼する。

(3) 連絡所の設置

県防災危機管理部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は県庁内中庁舎10階に、状況等により指揮連絡上最も適切なところに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。

6 災害派遣部隊の受入体制（防災危機管理部）

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

知事及び市町村長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

知事及び市町村長は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（搜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資器材を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め住民との連絡調整を実施する。

(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通報

知事及び市町村長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通報する。

(4) 自衛隊装備品の主要性能等

<資料編5-4 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表>

<資料編5-5 県有施設ヘリサイン設置場所一覧表>

<資料編6-5 自衛隊の航空機、艦艇、施設機材等主要性能一覧表>

(5) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の搜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県または市町村等が提供するものを使用する。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

コ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

シ その他

その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

7 災害派遣部隊の撤収要請（防災危機管理部）

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、当該市町村長及び派遣部隊の長と協議を行う。

8 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

9 自衛隊の即応態勢

(1) 情報収集

震度5強以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機などで情報収集する。

(2) 初動対処態勢

ア 陸上自衛隊

各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。

イ 緊急時の人命救助

救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。

(ア) 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）

(イ) 海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

第11節 学校等における児童・生徒の安全対策

災害発生時は学校等における児童・生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童・生徒に対しての支援も行う。

1 防災体制の確立（総務部、教育庁）

(1) 公立学校

ア 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 事前準備

(ア) 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

(イ) 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

- a 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。
- b 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
- c 当該教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。
- d 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。
- e 通学が広範囲となる県立学校等においては、交通網の遮断により帰宅できなくなる場合を想定し、学校・地域の実情に応じて、必要な防災備蓄を推進するよう努める。

ウ 災害時の体制

県は、東日本大震災の経験と教訓を活かし、今後発生が予想される首都直下地震などの揺れの大きな地震に備え、授業中や保護者への引渡しなど状況に応じた教職員の対応、また、特別な支援を必要とする児童生徒への対応などを示した「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月）を作成した。

各学校は、このマニュアルを活用し、児童・生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

(ア) 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

(イ) 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、当該教育委員会へ報告しなければならない。

(ウ) 校長は、状況に応じ、当該教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

(エ) 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

(オ) 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

(カ) 応急復旧計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

エ 災害復旧時の体制

(ア) 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童・生徒等に対しては被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

(イ) 被災地区の市町村教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

(ウ) 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、

児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、当該教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。

(エ) 当該教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

(2) 私立学校（総務部）

ア 防災教育の一層の充実

県は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の向上に努めるものとする。

イ 事前準備

校長は、公立学校に準じて災害時の学校安全計画を策定し、保護者及び児童生徒等に周知徹底を図るなど、災害の発生に備えて適切な対策及び措置を講じる。

また、避難所に指定されている学校は、市町村と運営方法について、あらかじめ協議しておく。

県は、私立学校に学校安全計画の策定を指導する。

ウ 災害時の体制

校長は、学校安全計画を基に、災害の状況に応じた適切な対策及び措置を執るとともに、被害状況等を市町村及び県総務部学事課に報告する。

エ 災害復旧時の体制

校長は、施設・設備並びに教職員及び児童・生徒の状況を把握し、早期の授業再開及び平常授業への復帰に努める。

2 学用品の調達及び支給（総務部、健康福祉部、教育庁）

災害により、学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

(1) 実施機関

教材・学用品の給与は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

(2) 学用品の給与

ア 学用品の給与を受ける者

(ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童・生徒等であること。

(イ) 小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校の生徒）

(ウ) 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品給与の方法

(ア) 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。

(イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。

(ウ) 実施に必要なものに限り支給する。

(エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を

受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

3 授業料等の減免・育英補助の措置（総務部、教育庁）

(1) 県

ア 授業料の減免

生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、り災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

イ 育英補助の措置

り災したことにより千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、り災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。

(2) 市町村

市町村は、被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

4 学校給食の実施（教育庁）

県は、学校の再開後、学校給食を再開するにあたっては、市町村等の要請に応じ、指導、助言を行う。

また、市町村等からの物資等の調達に関する要請を受けた場合に（財）千葉県学校給食会等に応援を要請する。

5 文化財の保護（教育庁）

(1) 文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

(2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市町村教育委員会を通じて、県指定の文化財にあつては県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては県教育委員会を経由して文化庁へ報告しなければならない。

(3) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

第12節 帰宅困難者等対策

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがある。また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ（防災危機管理部）

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、県は、県民、企業、学校など関係機関に対し、国、周辺都県、市町村と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機（総務部、教育庁）

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、保護した利用者を市町村や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導するよう努める。

4 帰宅困難者等の把握と情報提供（防災危機管理部、警察本部、市町村）

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

県は、大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者や都内から幹線道路などを通して徒歩により県内に移動してくる帰宅困難者等について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者等への情報提供

県及び市町村は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺ごとに設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、あらかじめ確立された情報連絡体制及び提供方法に基づいた情報提供を行う。

さらに、市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導（全庁、市町村）

(1) 一時滞在施設の開設

県及び市町村は、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、市町村は区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

市町村は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、

帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

併せて、県からも県内の一時滞在施設の開設状況をホームページなどに掲載するなどして提供する。

(2) 一時滞在施設への誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市町村や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。その際、県や市町村は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

6 徒歩帰宅支援（防災危機管理部、市町村）

(1) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

県及び市町村は、震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、九都県市と連携して支援の要請を行う。

＜資料編 1-12-63 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書＞

＜資料編 1-12-64 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書＞

(2) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、県及び市町村は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し提供する。

また、市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

7 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送（防災危機管理部）

障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、県は、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

地震により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、震災により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

1 保健活動（健康福祉部）

- (1) 健康福祉センター（保健所）は災害発生時、把握している災害時要援護者の健康状態の把握を行い、市町村が把握する要援護者等に関する情報との共有・交換を行う。
- (2) 健康福祉センター（保健所）は、保健活動チームを編成し、市町村と連携して避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。
特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。
- (3) 健康福祉センター（保健所）は、災害発生後早い時期から、心のケア、食中毒や感染症の発生予防等について、市町村と連携して予防活動を実施する。
- (4) 健康福祉センター（保健所）は、市町村が設置した避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制（人・場所）を支援する。また、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミー症候群等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。
- (5) 健康福祉センター（保健所）は、平常時から、市町村と連携し、避難所等における予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備に努める。
- (6) 健康福祉センター（保健所）は、(1) から (4) までの活動をする際、市町村から、住民の健康情報及び県からの保健師等の派遣要請の必要性について聴取した上で、県に報告する。
県は、派遣要請を受けた場合、速やかに派遣計画を策定し、市町村のニーズに応じた派遣を行う。

2 飲料水の安全確保（健康福祉部）

健康福祉センター（保健所）は、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、市町村と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

3 防疫（健康福祉部）

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

(1) 防疫体制の確立

県及び市町村は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずるものとする。

(2) 実施主体

地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき、市町村及び県が実施する。

(3) 災害防疫の実施方法

ア 県の業務

(ア) 検病調査及び健康診断

健康福祉センター（保健所）は、災害の規模に応じ地区医師会・市町村等関係機関の協力を得て、避難所等を重点に検病調査及び必要に応じ感染症法に基づく健康診断を実施する。

(イ) 市町村に対する指導及び指示

県は、感染症予防上特に必要と認めるときは、感染症法に基づき必要な指示、命令を行うものとする。

(ウ) 広報の徹底

(エ) 防疫活動に必要な資材の供給

人員・資材（主に薬剤、ワクチン）の輸送は、必要に応じ、全健康福祉センター（保健所）、県等の車輛を動員するものとする。

(オ) 感染症予防上の飲料水の管理

(カ) 被害状況の国への報告

(キ) 消毒の実施

感染症法第27条の規定により、消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るものとする。

イ 市町村の業務

(ア) 防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

(イ) 広報活動の実施

地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

(ウ) 消毒の実施

感染症法第27条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

(エ) 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

(4) 患者の入院

健康福祉センター（保健所）は、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

(5) 防疫用薬剤の確保

市町村からの要請に応じて直ちに供給できるよう、健康福祉センター（保健所）等を利用して整備する地域保健医療救護拠点に初期防疫に必要な医薬品を備蓄し、防疫活動の円滑化を図るものとする。

(6) 報告

市町村は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時健康福祉センター（保健所）に報告する。

4 死体の捜索処理等（健康福祉部、病院局、警察本部）

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の死体を捜索し又は災害の際に死亡した者について、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

(1) 実施機関

ア 死体の捜索、収容、処理及び埋葬は、市町村長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

イ 当該市町村限りで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

また、県は、「千葉県広域火葬計画」に基づく遺体の処理体制を構築するために、市町村、火葬場及び応援協定締結団体との間で、ファクシミリ等による応援要請、協力依頼等の連絡調整訓練を随時実施する。

ウ 知事が行う死体の処理は、日赤県支部の長と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班、県並びに県医師会が派遣する検案医師及び県歯科医師会が派遣する身元確認のための歯科医師等（以下「検案医師等」という。）により実施する。

- エ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所、死体安置所）の確保は、県・市町村が場所の選定を行う。
- (2) 検案医師等の出動要請
- 県警察における計画を除き、
- ア 市町村長は、検案医師等について、必要に応じて市町村立病院に出動を命じ、地区医師会長、地区歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。
- イ 知事は、検案医師等について、必要に応じて県立病院に出動を命じ、日赤県支部長、県医師会長及び県歯科医師会長に出動を要請し、その他の関係機関に応援を要請するほか連絡調整その他必要な措置を講ずるものとする。
- ウ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。
- (3) 救助の基準等
- ア 死体の搜索
- 行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者
- (ア) 死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと
- (イ) 死亡した原因は問わないこと
- イ 死体の処理
- (ア) 死体を処理する場合
- a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合
- b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合
- 漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、漂着した地域の市町村長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。
- ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、漂着した地域の市町村長が死体の処理を行う。
- c 死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体検視（見分）終了後、警察当局から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合
- (イ) 死体の処理内容
- a 死体の洗淨、縫合及び消毒等の処理
- b 死体の一時保存
- c 検案
- ウ 埋葬
- (ア) 埋葬を行う場合
- a 災害時の混乱の際に死亡した者
(死因及び場所の如何を問わない)
- b 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
(遺族等が埋葬できない場合、又は遺族等に引き渡しできない場合など)
- (イ) 埋葬の方法
- a 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。
- b 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。
- ＜資料編6-2 火葬場一覧表＞
- (4) その他
- ア 県警察における計画
- (ア) 死体の検視（見分）
- 警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、死体取扱規則等により検視

(見分)を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

(イ) 身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、知事又は市町村長と緊密に連絡し、県、市町村の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力すること。

(ウ) 死体の捜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の捜索等に対し、必要な協力を行う。

イ 海上保安部(署)における計画

(ア) 災害により千葉港、木更津港、銚子漁港、勝浦漁港その他千葉県周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、実施機関と協力し、所属巡視船艇により捜索を実施する。

(イ) 必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、捜索に当る。

(ウ) 収容した死体は、知事又は市町村長と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡し、身元不明者については、警察とともにその身元確認に努め、知事又は市町村長の行う措置に協力する。

5 動物対策(健康福祉部)

健康福祉センター(保健所)及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、(公社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。

また、特定動物(「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物)が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。

6 清掃及び障害物の除去(健康福祉部、環境生活部、農林水産部、県土整備部)

震災時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図る。

(1) 震災廃棄物処理計画

県は、千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針(以下「策定指針」という。)に基づき、市町村における震災廃棄物処理計画の策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

ア 実施機関

(ア) 震災時における被害地帯の清掃は、市町村長が実施するものとする。

(イ) 市町村は、震災等による大量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な場合は「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

<資料編1-12-41 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定>

<資料編1-12-42 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定>

(ウ) 県は、市町村震災廃棄物処理計画策定に関する助言、震災廃棄物処理に関する情報提供を行う。

イ 廃棄物の収集と処理

(ア) 市町村における組織体制

震災廃棄物対策組織として、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を

置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、震災廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

(イ) 震災廃棄物の処理方針

a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理、リサイクルを行ったのち、原則として各市町村の最終処分場で適正に処分することとする。

b 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、震災時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

c 生活ごみ

生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、震災時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

e し尿に関する処理方針

震災により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

(ウ) 発生量の推計方法

各市町村において、原則として策定指針で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

(エ) 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、各市町村において策定指針で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

(オ) 仮設トイレの確保

断水や下水道施設の損壊等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、県では、あらかじめその備蓄状況を把握するとともに、広域での相互応援体制のあり方も検討しておく。

(2) 障害物の除去

ア 実施機関

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(ア) 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

(イ) 当該市町村限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

イ 道路関係障害物の除去計画

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法第3章第1節「道路管理者」に規定する道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

ウ 河川・海岸・港湾・漁港関係障害物除去計画

(ア) 河川・海岸

河川・海岸の機能を確保するため、河川・海岸における障害物を除去、しゅんせつする。

(イ) 港湾・漁港

- a 港湾区域内に流入してきた塵芥、流木については、千葉清港会等に運営を委託している清掃船（千葉港3隻、木更津港1隻）等により除去する。
- b 臨港道路上の塵芥等については、千葉清港会等が必要な機械・器具を用いて除去し、海塵と同様に焼却する。
- c 漁港区域内に流入してきた塵芥、流木及び臨港道路上の塵芥等の除去は、漁港管理者が行う。
- d 海上保安部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

エ 住宅関連障害物除去計画

住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、次のとおりである。

(ア) 障害物の除去の対象となる者

- a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

(イ) 障害物の除去の方法

- a 救助の実施機関が、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。
- b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）

(3) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

ア 県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

イ 市町村は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

(4) 健康被害の防止対策（千葉労働局）

平時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト暴露防止措置の徹底を図るよう事業者に指導している。震災後においても、平時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努めることとする。

第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

震災による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の建設や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

1 応急仮設住宅の提供等（防災危機管理部、健康福祉部、農林水産部、県土整備部）

災害により住家を滅失した被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅や公営住宅の空き家の活用を図るとともに、民間の賃貸住宅を借上げる。

(1) 応急仮設住宅の建設等（健康福祉部、農林水産部、県土整備部）

地震災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を建設する。

その際あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき迅速な建設を行う。

ア 実施機関

(ア) 応急仮設住宅の建設は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

(イ) 当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

イ 民間賃貸住宅の借上げ

公的一時提供住宅及び応急仮設住宅を十分確保できない場合、県は、関係団体と協力をし、応急仮設住宅の建設に代えて、借上げにより民間賃貸住宅を提供できるよう努める。

<資料編1-12-33 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定>

(2) 住宅の応急修理計画

災害により、住家が半焼、若しくは半壊し自己の資力では応急修理ができない住民、または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した住民に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

ア 実施機関

(ア) 住宅の応急修理は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

(イ) 当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施にあたっては、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図るとともに具体的な連携のあり方について今後検討していく。

(3) 建設資材の確保

ア 県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、①社団法人プレハブ建築協会②社団法人千葉県建設業協会のあっせんする業者を通じて確保する。

<資料編1-12-32 災害時の応急仮設住宅の建設に関する協定>

イ 災害応急復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の使用

(ア) 国有林材の供給

a 農林水産省（林野庁）は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、国有林材の供給を行うこととしている。

関東森林管理局では、上記により国有林材の供給を行うこととしている。

b 災害復旧用材の供給は、知事、市町村長等からの要請に基づいて行う。

(イ) 県有林材の使用

災害時に木材の供給販売等が困難となり、応急的に木材を必要とする場合は、県有林材を提供する。

2 被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備（県土整備部）

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

(1) 応急危険度判定の実施

ア 実施機関

(ア) 被災建築物応急危険度判定は、市町村長が行う。

(イ) 知事は、判定に必要な支援を行うものとする。

(2) 応急危険度判定体制の整備

県は、全国被災建築物応急危険度判定協議会の定める要綱等に基づき、県内における応急危険度判定に関する実施体制の整備を図り、10都県被災建築物応急危険度判定協議会（「震災時等の相互応援に関する協定」平成8年6月締結）の規約に基づき、広域的な相互支援体制の整備に努める。

震災時においては、10都県被災建築物応急危険度判定協議会の協力のもと迅速かつ的確な災害対応を図る。

(3) 応急危険度判定士の養成・登録

県は、千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成7年10月制定）に基づき、建築士等の建築技術者に対し、応急危険度判定に必要な建築技術を習得させるため講習会を開催し、応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の養成に努めるとともに、判定士名簿の管理にあたる。

震災時においては、判定を実施する市町村に対して、迅速かつ円滑な支援活動を行う。

3 被災宅地危険度判定支援体制の整備（県土整備部）

大規模な地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、以下の施策を推進する。

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

県は、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）の定める「被災宅地危険度判定実施要領」に基づき、国、都道府県等との広域的な支援体制の整備に努めるとともに千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会）の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要領」に基づき、県内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備に努める。

震災時においては、全国協議会及び地域協議会の協力体制のもと、迅速かつ的確な災害対応を図る。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成15年3月6日決定）に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術を取得させるため講習会を開催し、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成に努めるとともに、宅地判定士名簿の管理にあたる。

震災時においては、県は、判定を実施する市町村の要請に基づき、速やかに宅地判定士に協力を依頼する等の派遣措置を行う。

4 り災証明書交付

市町村は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にり災証明書や被災証明書の交付

体制を確立し、被災者に交付する。

第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧

上下水道・電気・ガス・通信・工業用水道・交通等のライフライン施設が大震災により液状化などの被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災及び東日本大震災などでさらに明らかになったところである。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うこととする。

1 水道施設（総合企画部、水道局）

震災時において、水道事業体は、飲料水及び生活水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、被災事業体等のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行うものとする。

(1) 震災時の活動体制

震災時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

(2) 応急復旧

応急復旧にあたっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

(ア) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

ウ 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

(3) 県営水道の応急復旧

施設の被害状況を的確に把握して、早期復旧を図り、発災から最大4週間以内を目途に平常給水が行えるよう、応急復旧体制を確立する。

なお、県営水道のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を得て、復旧を行う。

<資料編1-12-17 千葉県水道災害相互応援協定>

ア 被害発生の把握及び緊急措置

(ア) 地震の規模により、千葉県地域防災計画に合わせた応急体制を確立する。

(イ) 浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認のうえ、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

なお、管路パトロールについては、災害時の応援協定を締結している千葉県水道管工事協同組合と協力して実施する。

イ 応急復旧

以下の目標をたて、次の方針に基づく復旧計画を立案し実施する。

(ア) 被害状況に基づき、速やかに水道局の復旧体制を確立するとともに、住民への広報、保安対策に万全を期する。

(イ) 復旧にあたっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。

(ウ) 液状化等により漏水箇所の特定が困難な場合は、速やかに漏水調査機器等を使用し、漏水箇所を把握する。

(エ) 応急復旧は、県水道局職員と千葉県水道管工事協同組合等による復旧作業班を編制し実施する。

組合の施行業者に的確に復旧を指示するとともに、復旧資機材の迅速な手配を行う。

(オ) 施行に当たっては、浄・給水場の配水池を起点として上流側から進める。なお、給水装置の応急復旧も並行して進め、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。

(カ) 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない軽微な被害は二次的に扱う。

(キ) 復旧完了後、直ちに充水・洗浄を行い、水質確認のうえ速やかに通水する。

ウ 応急復旧資機材の確保

当局の備蓄資機材で対処することとするが、不足する場合は、災害時等の応援協定を締結している製造会社及び水道用資機材供給会社等から調達する。

復旧資機材の配管材料等は、水道局幕張倉庫及び給水場等へ分散して備蓄する。

2 下水道施設（県土整備部）

(1) 応急活動体制

管轄する下水道施設に地震災害の発生するおそれのある場合には、即時に応急防災活動を実施する。このために、防災活動が円滑に遂行できるように、応急活動体制の整備に努める。

(2) 緊急活動

地震災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急防止活動を行い、必要があるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定書」により応急対策を行う。

なお、活動体制の確立並びに関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。

(3) 応急復旧対策

施設の重要度、危険度を考慮し、被害調査の優先順位を定め、点検マニュアルに基づき調査を行うとともに、応急復旧対応の内容を決定（専門技術を持つ人材の活用等）し、復旧工事を実施する。復旧にあたっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。

なお、県のみで対応できない場合は、東京都など1都7県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応援を得て復旧を行う。

＜資料編1-12-30 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール＞

(4) 防災用資機材の整備、備蓄対策

地震災害時において、下水道施設の処理機能を保持するため、応急防災用資機材について可能な限り備蓄する。また、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。

(5) 広報対策

下水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

3 電気施設

(1) 震災時の活動体制

地震災害が発生したとき、東京電力は、次により非常災害対策本部を千葉支店内に設置する。本部の下に情報班、復旧班、給電班、資材班、厚生班、システム班、カスタマーセンター班及び総務班の8班を置く。

また、支部を各支社に設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出勤方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。

さらに、請負会社については、あらかじめ出勤可能要員を把握しておくとともに、震災時におけ

る応援出動体制を確立しておく。

(2) 震災時の応急措置

ア 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 第一線機関等相互の流用

(イ) 現地調達

(ウ) 支店対策本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、支店対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支部あて緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

イ 人員の動員、連絡の徹底

(ア) 災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

(イ) 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 震災時における危険予防措置

災害発生時といえども需要家サービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。

(3) 応急復旧対策

ア 被害状況の早期把握

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

イ 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

(ア) 送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 1回線送電不能の重要線路
- d 1回線送電不能のその他の線路

(イ) 変電設備

- a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- b 都心部に送電する系統の送電用変電所
- c 重要施設に供給する配電用変電所

(ウ) 通信設備

- a 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
- b 保守用回線
- c 業務用回線

(エ) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

ウ 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(ア) 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対に触らないこと。

(イ) 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。

(ウ) 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(エ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ

連絡すること。

(オ) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

エ 災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。

オ 需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておくものとする。

4 ガス施設

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、以下の防災対策を実施する。

(1) 非常災害体制の確立

ア 地震発生時の出動

(ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出勤する。

(イ) 勤務時間外の場合は、地震の大きさをテレビ・ラジオ等の情報により判断し、あらかじめ指定された箇所に、自動発令で出勤する。

イ 気象庁発表の大津波警報が発表された場合の出動

(ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出勤する。ただし、津波からの避難を優先とする。

(イ) 勤務時間外は、津波の高さ・到達時間をテレビ・ラジオ等の情報より判断し、あらかじめ指定された箇所に出勤する。ただし、津波からの避難を優先とする。

ウ 非常災害対策本部、支部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、または、大津波警報が発令された場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 応急対策

ア 震災時の初動措置

(ア) 官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集を行う。

(イ) 事業所設備等の点検を行う。

(ウ) 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止を行う。

(エ) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を講じる。

(オ) その他、状況に応じた措置を行う。

イ 応急措置

(ア) 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。

(イ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

(ウ) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

(エ) その他、現場の状況により適切な措置を講じる。

ウ 資機材等の調達

復旧用資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

(ア) 取引先、メーカー等からの調達

(イ) 各支部間の流用

(ウ) 他ガス事業者からの融通

エ 車両の確保

本社地区に工作車、広報車を保有しており常時稼働可能な体制にある。

また、主要な車輛には、無線を搭載している。

(3) 災害時の広報

災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、県民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。

ア 地震発生時には

(ア) ガス栓を全部閉めること。

(イ) ガスメータのそばにあるメータコックを閉めること。

(ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。

この場合には、ガス栓・メータコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。

(エ) 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。

イ マイコンメータ（前面にランプがあるメータ）が作動してガスが出ない場合。

(ア) グレーのメータの場合は、マイナスドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。

(イ) クリームのメータの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。

(ウ) 操作終了後3分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと。

ウ 供給を停止した場合

(ア) ガス栓を開いてもガスがでない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メータコックを閉め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。

(イ) ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

(4) 復旧活動拠点の確保

復旧要員の集合場所、宿泊場所、車輛の駐車スペース、資機材置場等の候補地のリストアップ、連絡先の確認等をあらかじめ実施し、これらを確保しておく。また、残土、廢材、資機材等の仮置きについて、県、市町村等が指定する臨時場所がある場合、その使用についてあらかじめ協議し、用地等の確保に努める。

(5) 事業継続計画の策定・発動（東京ガス株）

事故・災害について、必要によりあらかじめ事業継続計画を策定する。また、策定にあたっては、関係者の生命・身体の安全及び被害拡大の防止を前提とした上で、最低限維持しなければならない以下の業務を最優先する。

ア ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務

イ ガスの供給が停止した場合には、その復旧作業に関する業務

ウ 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務

エ その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局が本部長に具申し、発動は本部長が命ずる。

5 通信施設

(1) 東日本電信電話株

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により、千葉支店をはじめ各営業支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

イ 震災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機装置類の発動準備
- c 非常用電話局装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e 局舎建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有資材、物資の点検
- h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置
- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 臨時電報、電話受付所の開設
- g 回線の応急復旧
- h 伝言・取次サービスの実施

(ウ) 震災時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

(ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) ㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合はその状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県等の防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

イ 震災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

震災の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置の発動準備
- b 移動電源車等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検

- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合、または異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置の設置
- d 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- e 回線の応急復旧

(ウ) 災害時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に通知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信設備の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

(ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDDI(株)

KDDI(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局社の点検をするとともに、中継局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

(4) 郵便事業(株)

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

(5) 郵便局(株)

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

また、郵便事業(株)の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

6 放送機関

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、県及び市町村の要請による防災情報の伝達にあたる。

7 工業用水道（企業庁）

工業用水は、市民生活に欠かすことのできない食料品、生活関連物資等の生産を行う工場にとっては必要不可欠なものであることから、早期復旧が求められる。

併せて工水管は比較的大口径であることから、鉄道、幹線道路等への二次災害の防止にも重点を置くこととし、迅速なパトロール体制を構築し、被害状況把握のうえ、応急復旧計画を定めた確に対応する。

（1）震災時の初動体制

職員、巡視点検委託事業者によりパトロールを実施し、被害状況の把握に努める。また、併せて職員OBで構成する支援組織にも応援も求め、迅速化を図る。

（2）応急復旧

応急復旧にあたっては、被害の状況、原因等を的確に把握し、復旧活動が迅速、円滑にできるよう効果的、効率的な復旧計画を策定し、かつ緊急時施工体制を確保する。

なお、必要な復旧資材のうち市場在庫が期待できないものについては備蓄品を拡充し、円滑な復旧を図る。

また、復旧までの期間は、受水企業の工場設備の復旧、操業再開に支障を来さぬよう計画する。

8 道路・橋梁（県土整備部）

地震が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

（1）災害時の応急措置

機 関 名	応 急 措 置
県	<p>道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、震災時における県土整備部の対応計画、県土整備部震災実働マニュアルの定めるところにより、ライフライン占有者、建設業者及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、各土木事務所はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。</p> <p>ライフライン施設の復旧における道路法の事務手続きについては、「災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて」に基づき、迅速な対応を図る。</p> <p><資料編 1-22 災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて></p>
関東地方整備局	<p>被害状況を速やかに把握するため、事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める。</p>

東日本 高速道路(株)	1 地震発生後、次の基準に従って警察当局と協力して通行規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行車の安全確保に努める。						
	<table border="1"> <tr> <td>計測震度値</td> <td>通行規制内容</td> </tr> <tr> <td>計測震度4.0以上4.5未満又は特別巡回の結果必要が認められる場合</td> <td>速度規制</td> </tr> <tr> <td>計測震度4.5以上又は5.0以上</td> <td>通行止</td> </tr> </table>	計測震度値	通行規制内容	計測震度4.0以上4.5未満又は特別巡回の結果必要が認められる場合	速度規制	計測震度4.5以上又は5.0以上	通行止
	計測震度値	通行規制内容					
	計測震度4.0以上4.5未満又は特別巡回の結果必要が認められる場合	速度規制					
計測震度4.5以上又は5.0以上	通行止						
2 通行車及び道路の被害状況等を早期に把握し、迅速かつ安全な道路交通の確保を行うため、震災点検を行う。							
3 災害が発生した場合、道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、速やかに応急復旧を行う。通行止を実施しているときは、上下車線が分離されている道路にあたっては、少なくとも上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあたっては、1車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。							
首都 高速道路(株)	<p>地震による災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路の機能回復を図る。</p> <p>1 震度5強以上の大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、都県公安委員会の交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。</p> <p>2 利用者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。</p> <p>3 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。</p> <p>4 工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を講じるものとする。</p>						

(2) 応急復旧対策

機 関 名	応 急 復 旧 対 策
県	被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路1次路線」など交通上重要と認められるものについて最優先に応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。
関東地方 整備局	パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

9 交通施設（総合企画部、県土整備部）

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

イ 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに必要に応じて無線車等も利用する。

(2) 発災時の初動措置

各機関の初動措置は次のとおり。

ア 運転規制

機 関 名	運 転 規 制 の 内 容
東日本 旅客鉄道(株)	<p>地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度S I 値（カイン）による。 2 運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。 3 S I 値が一般区間で12以上、落石区間で6以上の場合、全列車を停止させ、規制区間全線を保守係員の点検後解除する。 4 S I 値が一般区間で6以上12未満、落石区間で3以上6未満の場合、35km/h以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。
京成電鉄(株)	<p>強い地震を感知した場合の運転の取扱いは次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自社の震度計が震度4（40～99ガル）の場合、直ちに列車停止手配をとる。指定点検箇所異常の有無を確認の上、25km/h以下の注意運転を行う。安全を確認した区間から規制解除し、通常運転に復する。 2 地震計が震度5弱以上（100ガル以上）の場合は、直ちに列車停止手配をとり当該区間内の鉄道施設の点検を実施する。安全を確認した区間から運転を再開する。
東京地下鉄 (株)	<p>強い地震が発生し、地震警報装置又は早期地震警報装置に地震注意報又は地震警報の表示があった場合は、次の取扱いを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地震注意報（25ガル以上） 先発列車のあった駅までは、注意運転とする。運転士の報告に基づき運転規制を解除する。 2 地震警報（40ガル以上） 全列車緊急停止させ、以下の運転規制により取り扱う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第3地震警報（40ガル以上） 先発列車のあった駅までは、25km/h以下の注意運転。 (2) 第2地震警報（80ガル以上） 先発列車のあった駅までは、15km/h以下の注意運転。 (3) 第1地震警報（100ガル以上） 運転見合せ <p>工務及び電気関係区長の報告に基づき運転規制を解除する。</p>
千葉都市 モノレール(株)	<p>地震が発生し、警報の表示があった場合は、次の取扱いを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 震度4の場合 直ちに無線により全列車を一旦停止させたのち、速度を30km/h以下の注意運転を指示するとともに駅及び関係箇所に通報するものとする。 解除は、運転士から異常がない旨の報告を受けた時。 「注」注意運転は、当該区間を運転する最初の列車による安全確認とする。 2 震度5弱以上の場合 直ちに無線により全列車に停止を指示し、関係箇所に通報するものとする。 解除は、保守担当課長から点検結果の報告を受け安全の確認がなされた時。
首都圏 新都市鉄道 (株)	<p>発災時の初動措置</p> <p>予測震度4以上で警報を受信した場合、全列車は一旦停止後、沿線地震計の震度により以下の取扱いとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 震度4以下の場合 通常運転を再開する 2 震度5弱の場合 時速35 km以下の徐行運転 3 震度5強以上の場合 運転を中止して鉄道施設の点検

機 関 名	運 転 規 制 の 内 容
<p>その他 民鉄各社</p>	<p>強い地震を感知した場合の運転の取扱いは次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 震度 5 弱以上の場合、列車の運転を中止することとし、その後の運転については、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて逐次運転規制を解除する。 2 震度 4 の場合、列車は速やかに安全な所で一時停止し、時速 25km/h 以下の速度で注意運転することとし、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて逐次運転規制を解除する。

イ 乗務員の対応

機 関 名	乗 務 員 の 対 応
東日本 旅客鉄道(株)	1 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる 2 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 3 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。
東京地下鉄 (株)	1 列車運転中、強い地震を感知し危険と認めた場合又は総合指令所長から緊急停止の指示があった場合は、直ちに列車を停止させた後、総合指令所長に状況を報告し、列車の進退について指示を受ける。 2 停止した箇所が、橋梁又は築堤上等であって危険のおそれがあると認めたときは、進路の安全を確かめたうえ移動する。 3 運転士は、列車を停止したのち、規制により運転を開始するときは、架線、橋梁、築堤上等について特に注意する。
首都圏 新都市鉄道 (株)	1 列車の運転 列車進行中地震を感知し、列車の運転が危険と判断した場合および総合指令所長から停止手配の指令があったとき又は早期地震警報システムにより警報を受信した場合は、速やかに列車を安全な箇所に停止させる。また、列車停止後、列車および周囲の状況を確認して総合指令所長に報告し、その後の指示を受ける。 2 乗客への対応 災害の規模、被害状況および運行の見通し等を総合指令所長からの指示等により、適切な旅客案内を行なう。
その他 民鉄各社	1 運転中に地震を認知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 2 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる箇所に列車を移動させる。 3 列車を停車させた場合は、指令所又は最寄りの駅に連絡をとり、その指示を受ける。

ウ その他の措置

東 日 本 旅客鉄道(株) 東京地下鉄(株) その他 民 鉄 各 社	1 旅客誘導のための案内放送 2 駅員の配置手配 3 救出、救護手配 4 出火防止 5 防災機器の操作 6 情報の収集
--	--

(3) 乗客の避難誘導

機 関 名	避 難 誘 導 方 法
<p>東日本 旅客鉄道(株)</p> <p>民鉄各社 (下記以外)</p>	<p>1 駅における避難誘導</p> <p>(1) 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。</p> <p>(2) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市町村又は県があらかじめ定めた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。</p> <p>2 列車乗務員が行う旅客の避難誘導</p> <p>(1) 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。</p> <p>(2) 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。</p> <p>ア 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。</p> <p>イ 特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。</p> <p>ウ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。</p>
<p>東京地下鉄 (株)</p>	<p>1 駅における避難誘導</p> <p>駅務管区長は、市町村又は県があらかじめ定めた一時滞在施設を旅客に周知し、その方向の出入口に誘導する。</p> <p>2 列車における旅客の避難誘導</p> <p>(1) 列車が駅に停止している場合は、駅務管区長の指示による。</p> <p>(2) 列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。</p> <p>ア 駅務管区長は、列車が駅間に長時間停止し、乗客の誘導が必要になったときは、救援隊を組織し乗客を安全な方向の隣接駅へ誘導する。</p> <p>イ 交通弱者の介添え等について、旅客の協力を求め降車させる。</p> <p>ウ 車内放送等により避難誘導等について説明し、危険防止を図りながら整然とした避難誘導をする。</p>
<p>首都圏 新都市鉄道 (株)</p>	<p>1 駅務管理所長は、係員を指揮して予め定めてある臨時避難場所へ旅客を誘導し、避難させる。</p> <p>2 旅客を臨時避難場所へ誘導した後、さらに避難させる必要が生じた場合は、地元市町村と連携しながら、市町村又は県があらかじめ定めた一時滞在施設を案内する。</p>

(4) 事故発生時の救護活動

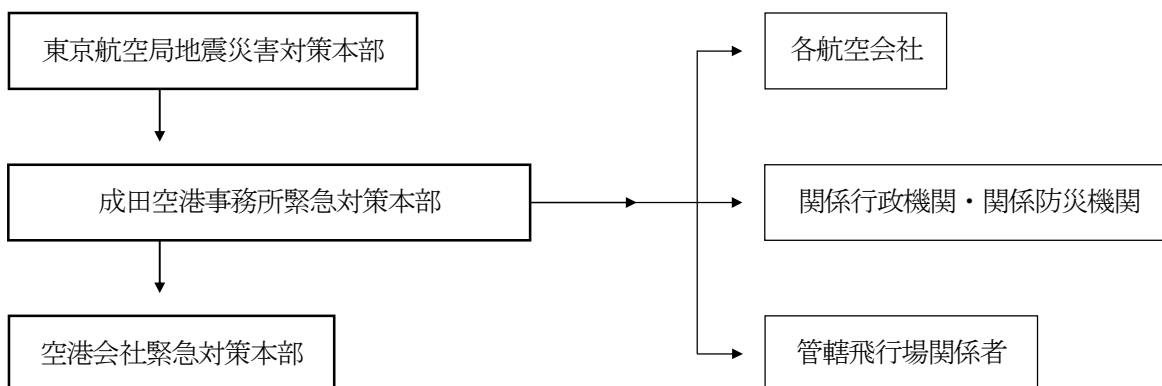
機 関 名	救 護 活 動
<p>東日本 旅客鉄道(株)</p> <p>民鉄各社 (下記以外)</p>	<p>災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。</p>
<p>東京地下鉄 (株)</p>	<p>駅係員、乗務員等は、死傷者の救出・救護を最優先とし、二次災害及び被害拡大の防止に努め、旅客の安全を図る。</p>
<p>首都圏 新都市鉄道 (株)</p>	<p>1 状況により、旅客(医師、看護師等)の協力を求める。また、救急法による手当てができる場合は、これを行なうとともに救急車を要請して病院に収容する。</p> <p>2 付近に病院がある場合は、その医師に依頼する。</p> <p>3 死傷者が多数のときは、病院に収容するまでの間、列車等を使用して死傷者の隔離を図る。</p>

(5) 飛行場施設

ア 東京航空局成田空港事務所

東京航空局成田空港事務所は、大規模地震が発生したときは、緊急対策本部（本部長＝空港長）を設置し、航空機の運航等に関し、次の対策を講じる。

(ア) 地震発生時の伝達は、次のルートで行う。



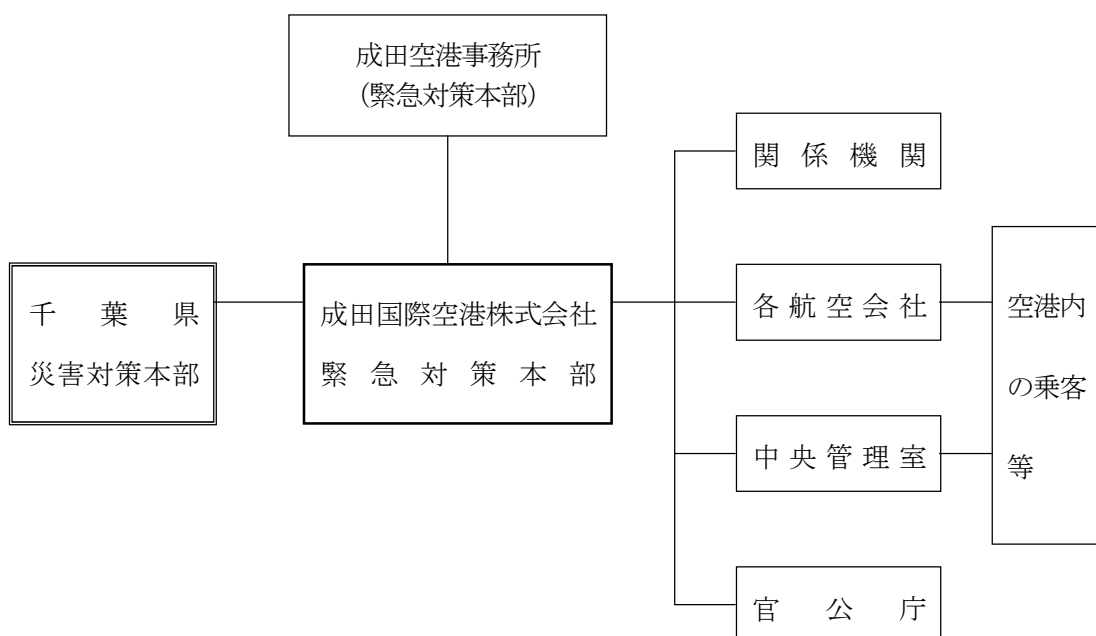
(イ) 地震発生時において次の業務を行う。

- a 情報の収集・伝達
- b 関係機関との連絡調整
- c 応急救護及び災害防止に必要な措置
- d 航空機の運航に関する調整
- e 通信業務の確保
- f 管制業務の確保

イ 成田国際空港株

(ア) 情報伝達

- a 東京航空局成田空港事務所（以下「空港事務所」という。）と成田国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）は、地震情報等を相互に伝達調整する。
- b 空港内官公庁、関係機関及び各航空会社に対して、地震情報等を伝達する。
- c 空港内の乗客等に対しては、旅客ターミナル内中央管理室及び各航空会社を通じて伝達する。
- d 伝達ルートは次のとおりとする。



(イ) 運航対策

大規模地震が発生した場合、航空機の運航の確保と安全を図るため、次の措置をとる。

- a 航空会社に対して乗降客の安全誘導、航空機自体の保安対策を要請する。
- b 滑走路、誘導路、エプロン等の点検を実施する。
- c 空港事務所の航空交通管制機関との調整を図る。

(ウ) 空港の混乱防止対策

大規模地震発生時、空港内の混乱を防止するため、次の措置をとる。

- a 必要と認めるときは、空港関係者、災害対策関係者及び空港会社が入場を認めた者以外の者の空港への入場を制限するものとする。
- b 各航空会社に規制対策を要請する。
- c 東日本旅客鉄道(株)、京成電鉄(株)等の交通機関に対して、駅への入場、乗車等の制限等措置を要請する。
- d 空港警察署に警備を要請する。

(エ) 空港施設の保安対策及び応急復旧

航空保安施設及びその他現有施設の機能の維持を図るため、点検を強化し、また、機能上に障害を生じたものがあるときは、速やかに機能の復旧に努めるとともに適切な運用を行うものとする。

10 その他公共施設（農林水産部、県土整備部）

地震が発生した場合、河川、海岸、港湾、都市公園、漁港、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、各機関は災害活動を実施するとともに応急措置を行うものとする。

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が、地震、津波により被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 河川管理施設

地震、津波等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

(3) 港湾施設

地震、津波により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾施設が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(4) 漁港施設

地震・津波により漁港の基本施設等が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(5) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

地震により砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(6) 都市公園施設

地震、津波により園路・広場、管理施設等が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第16節 ボランティアの協力

県及び市町村は、大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。県災害ボランティアセンターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営することとする。

県災害ボランティアセンターは、被災地に設置される市町村災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行うこととし、具体的には、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施する。

また、発災時に迅速な受入ができるよう県災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、活動の中で行政やボランティア団体・NPO法人等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターの養成に努める。なお、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう努める。このため、千葉県災害ボランティアセンター連絡会を中心に、常日頃から連携体制の強化に努めるとともに、市町村における様々な主体による連携体制の構築を促進する。

市町村災害ボランティアセンターについては、市町村社会福祉協議会が中心となって運営することが期待されており、千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会では「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、「災害時における相互支援マニュアル」が整備されていることから、県及び市町村は、その運営を支援する。

- 1 ボランティアの活動分野（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部）
ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

- (1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

- (2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等災害時要援護者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

- 2 ボランティアとして協力を求める個人、団体（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部）

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

- (1) 個人

- ア 被災地周辺の住民

- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

(2) 団 体

- ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団
- イ 千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会
- ウ 財団法人ちば国際コンベンションビューロー
- エ 社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO法人等

3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部）

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかけるものとする。

(1) 平時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、県民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

「千葉県県民活動推進計画」に基づき、「NPO月間」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての県民の理解と活動への参加の促進を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え、社会福祉協議会ボランティアセンターや市町村市民活動支援センター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣都県社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

4 災害時におけるボランティアの登録、派遣（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部）

災害の状況に応じた、より実質的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県、市町村及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

(1) 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整の上、派遣する。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課
被災建築物応急危険度判定※ 被災宅地危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害福祉課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(財)ちば国際コンベンション ビューローボランティア通訳、 災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部消防課

※平時に登録を行っている。

(2) 県災害ボランティアセンター及び市町村災害ボランティアセンターによる登録

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、災害時に設置される県災害ボランティアセンターでは、主に被災地の状況やボランティアについての案内を行い、市町村が設置する災害ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。

県災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

また、被災地周辺市町村においては、県災害ボランティアセンターの指示により、被災市町村と連絡調整の上、現地に派遣するものとする。

さらに、全国規模での活動希望が予想される場合には、近隣都県の協力を得て受付、登録事務を進めるものとする。

(3) 被災現地における受付

被災地域内住民のボランティア希望者や県災害ボランティアセンター及び被災地周辺市町村による登録を経ずに直接現地へ来たボランティア希望者については、被災現地のボランティア窓口において受付を行い、そこでの災害対策活動に従事する。

(4) ボランティアニーズの把握

被災市町村は被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

県災害ボランティアセンターは、被災市町村との連絡を密にするとともに、被災地に設置する現地救護本部や巡回パトロールによる情報収集、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(5) 各種ボランティア団体との連携

県災害ボランティアセンターは、日本赤十字社千葉県支部や県及び市町村社会福祉協議会、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。

5 ボランティア受入体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部）

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 市町村災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

市町村災害ボランティアセンターや活動拠点については、市町村と運営主体の市町村社会福祉協議会が協議の上、用意する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる市町村が負担

する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会においても、予め用意を行うことが望ましい。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、県災害ボランティアセンターは県内で活動するボランティアの把握に努め、被災地災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

6 ボランティアコーディネーターの養成（防災危機管理部、環境生活部、教育庁）

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で行政やボランティア団体・NPO法人等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターが必要である。

そこで、次のような研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアコーディネーターの養成を進める。

- (1) 災害対策コーディネーター養成講座（県防災危機管理部）
- (2) ボランティアコーディネーター育成講座（県環境生活部）
- (3) さわやかちば県民プラザにおける研修・情報提供（県教育庁）
- (4) ボランティアコーディネーター研修（災害編）（県社会福祉協議会）

7 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画

日本赤十字社千葉県支部は、災害時の救援活動に参加・協力するボランティアを養成するため、次の計画に基づき研修・訓練を実施する。

また、大規模災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの受付、連絡調整等を行う防災ボランティアリーダー（コーディネーター）の養成を進める。

項 目	対 象	実 施 内 容
防災ボランティア説明会	一般県民	防災ボランティアの概要
防災ボランティア新規登録者研修会	新規登録者	防災ボランティア
防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等
防災ボランティアリーダー養成講習会（本社）	候補者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	地区におけるボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティアリーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等
防災ボランティア地区リーダーフォローアップ研修会	地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等

その他に次の9奉仕団が個別に研修・訓練を実施する。

奉 仕 団 名	災 害 時 に お け る 活 動 (役 割)
千葉県赤十字地域奉仕団	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難場所の運営補助(受付、清掃、案内等)、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団	避難場所の運営補助(清掃・案内・乳幼児の世話、障害を持つ人の介助等)、救援物資の収納管理・配布等
千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難場所での運営補助(健康相談・血圧測定等)
千葉県赤十字語学奉仕団	通訳(診療の補助、各種案内等)、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ボランティア会	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等
千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団	津波又は洪水による溺水者の救助及び応急手当等
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団	避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等

第4章 災害復旧計画

被災者生活安定のための支援	
・ 被災者生活再建支援金	(第1節 地-4-2)
・ 公営住宅の建設等	(第1節 地-4-3)
・ 災害援護資金	(第1節 地-4-3)
・ 生活福祉資金	(第1節 地-4-4)
・ 県税の減免等	(第1節 地-4-4)
・ 生活相談	(第1節 地-4-5)
・ 雇用の維持に向けた事業主への支援	(第1節 地-4-5)
・ 義援金品の配布	(第1節 地-4-6)
・ その他の生活確保	(第1節 地-4-7)
・ 中小企業への融資	(第1節 地-4-8)
・ 農林漁業者への融資	(第1節 地-4-9)
津波災害復旧対策	
・ 河川、海岸、港湾施設	(第2節 地-4-12)
・ 林地荒廃防止施設	(第2節 地-4-12)
・ 漁港施設	(第2節 地-4-12)
・ 津波災害廃棄物処理	(第2節 地-4-13)
液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策	
・ 水道施設	(第3節 地-4-14)
・ 下水道施設	(第3節 地-4-15)
・ 電気施設	(第3節 地-4-15)
・ ガス施設	(第3節 地-4-16)
・ 通信施設	(第3節 地-4-18)
・ 工業用水道施設	(第3節 地-4-19)
・ 農林・水産業施設	(第3節 地-4-19)
・ 公共土木施設	(第3節 地-4-20)
激甚災害の指定	
・ 激甚災害に関する調査	(第4節 地-4-22)
・ 特別財政援助額の交付手続き等	(第4節 地-4-22)
災害復興	
・ 体制の整備	(第5節 地-4-23)
・ 災害からの復興に関する基本的な考え方	(第5節 地-4-23)
・ 想定される復興準備計画	(第5節 地-4-23)
・ 復興対策の研究、検討	(第5節 地-4-24)

第1節 被災者生活安定のための支援

震災により被害を受けた県民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、県民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

1 被災者生活再建支援金（防災危機管理部）

(1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって県民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

(2) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ 上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上）における自然災害

(3) 対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

(5) 支援金支給手続き

支給申請は市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である（財）都道府県会館へ提出し、申請書を受理した（財）都道府県会館は交付決定等を行う。

（被災者生活支援法人として、（財）都道府県会館が指定されている。）

2 公営住宅の建設等（県土整備部）

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

知事は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・支援を実施する。

(2) 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

県は、関係機関や市町村と協議し、円滑な入居に努める。

3 災害援護資金（健康福祉部）

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

ア若しくはイに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあつては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主

ア 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合

イ 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合

(2) 貸付金額

ア 上記(1)のアの場合	150万円以内
イ 上記(1)のアと家財の損害が重複した場合	250万円以内
ウ 上記(1)のアと住居が半壊した場合	270万円以内
エ 上記(1)のアと住居が全壊した場合	350万円以内
オ 家財の損害の場合(上記(1)のイの場合)	150万円以内
カ 住居が半壊した場合	170万円以内
キ 住居が全壊した場合(クを除く)	250万円以内
ク 住居の全体が損壊若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合	350万円以内

(3) 貸付条件

ア 貸付期間 10年(うち据置期間3年)

- イ 利子 年3% (据置期間中は無利子)
- ウ 保証人 連帯保証人になること
- (4) 償還方法 年賦償還又は半年賦償還
- (5) 申込方法 各市町村

4 生活福祉資金 (健康福祉部)

(1) 貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金 (災害援護費) の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯

(2) 貸付金額 一世帯150万円以内

(3) 貸付条件

ア 据置期間 6月以内

イ 償還期間 据置期間経過後7年以内

ウ 利子

保証人あり 無利子

保証人なし 年1.5%

エ 保証人

(ア) 連帯保証人となること

(イ) 原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者

(ウ) 生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者

(4) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦

(5) 申込方法 官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ市町村社会福祉協議会へ申し込む。

5 県税の減免等 (総務部)

被災した納税義務者又は特別徴収義務者 (以下「納税義務者等」という。) に対し、地方税法又は千葉県県税条例の規定により、県税の申請等の期限の延長、徴収猶予及び減免等個々の事態に対応した適時・適切な措置を講じるものとする。

(1) 申告等の期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は県税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次により当該期限を延長するものとする。

ア 災害が広範囲にわたる場合

知事が職権により適用の地域及び期日を指定するものとする。

イ その他の場合

納税義務者等の申請により、県税事務所長が、災害のやんだ日から2月以内において期日を指定するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予するものとする。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うものとする。

(3) 減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対し、次により減免及び納入義務の免除等を行うものとする。

ア 個人の県民税

個人の県民税については、市町村民税と同じ取扱いで減免するものとする。

イ 個人の事業税

納期未到来分については、被災の状況に応じ減免するものとする。

ウ 不動産取得税

災害により滅失若しくは損壊した不動産に代わるものとしての不動産の取得、又は取得した不動産がその取得直後に災害により滅失若しくは損壊した場合における当該不動産の取得については、不動産取得税を減免するものとする。

エ 自動車税

災害により自動車に損害を受けた場合、運行の用に供することができない期間に応じ減免するものとする。

オ 軽油引取税

災害により、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受けとることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は徴収した軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税が既に納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除するものとする。

カ 固定資産税

災害により被害を受けた大規模償却資産について、その被害の程度に応じ、減免するものとする。

6 生活相談

機 関 名	相 談 の 取 扱 い
県	1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 2 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。 (1) 要介護者への巡回相談事業の実施 (2) 被災児童生徒及び親への相談事業の実施 3 住宅被災者に対する相談等の実施 被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。 <資料編 1-12-34 災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書> 4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び市町村と緊密な連携を図る。
市 町 村	市町村においては、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。
県 警 察	1 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。 2 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。

7 雇用の維持に向けた事業主への支援（商工労働部）

- (1) 雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。
- (2) 雇用調整助成金等の特例的な運用について、厚生労働省への要請を行う。

8 義援金品の配布（防災危機管理部、健康福祉部、出納局）

（1）義援金品の受付

機 関 名	計 画 内 容
県	県に寄託された義援金及び知事あての見舞金は、出納局において受け入れ保管する。義援品は、健康福祉部において受け付ける。
市 町 村	市町村は、それぞれ義援金品の受付についての計画を策定しておくものとする。
日 赤 千葉県支部	日赤に寄託された義援金は、日赤千葉県支部及び市町村（地区、分区）において受け付ける。ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。

（2）義援金品の配分及び輸送

機 関 名	計 画 内 容
県	1 県で受け付けた義援金の市町村に対する配分は、災害義援金配分委員会を設置し、決定する。 2 義援品は、被災地の状況を勘案して配分を決定し、市町村の指定する場所まで輸送して市町村に引き渡すものとする。
市 町 村	市町村は、県又は日赤から送付された義援金品を、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。
日 赤 千葉県支部	赤十字に寄託された義援金の市町村に対する配分については、被災した県、各行政機関並びに各経済団体、マスコミ、日赤の代表によって構成された義援金配分委員会の協議により決定する。

（3）義援品の保管場所

機 関 名	計 画 内 容
県	義援品を配分するまでの一時保管場所として、防災センター等を使用する。
市 町 村	市町村は、義援品の保管場所について、あらかじめ計画を策定しておくものとする。

9 その他の生活確保

機 関 名	生 活 確 保 の 取 扱 い
郵便事業(株)	<p>災害救助法が発動された場合、郵便事業(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>1 郵便関係</p> <p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。</p>
郵便局(株)	<p>1 災害時における窓口業務の維持</p> <p>2 郵便事業(株)の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い</p>
労 働 局	<p>1 震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。</p> <p>2 震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置</p> <p>(2) 巡回職業相談の実施</p> <p>3 雇用保険の失業給付に関する特例措置 震災により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。</p>
N H K	<p>災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。</p>

10 中小企業への融資（商工労働部）

経営安定資金の融資対策を講じる。

(1) 市町村認定枠

ア 融資対象者

- ・激甚災害により被害を受けた者
- ・中小企業信用保険法第2条第4項第4号の規定による認定を受けた者

イ 融資使途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

1 中小企業者 8,000万円以内

エ 融資期間

設備資金 10年以内、運転資金 7年以内

オ 融資利率

年1.4%～2.0%（融資期間により異なる。）

(2) 市町村認定以外枠

ア 融資対象者

知事が指定する災害により被害を受けた者

イ 融資使途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

1 中小企業者 8,000万円以内

エ 融資期間

設備資金 10年以内、運転資金 7年以内

オ 融資利率

年1.7%～2.3%（融資期間により異なる。）

11 農林漁業者への融資（農林水産部）

平成24年4月1日現在

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間	
天 災 資 金	3.0%以内資金	種苗、肥料、飼料、労賃、 水利費、薬剤、農機具、 家畜又は家きん、薪炭原 木、しいたけほだ木、漁 具、稚魚、稚貝、餌料、 漁業用燃油の購入、漁船 の建造又は取得、共済掛 金（農業共済又は漁業共 済）の支払い等	《個人》 ・果樹栽培、家畜・家き んの購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円) 《法人》 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹裁 培、家畜・家きんの購入 等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害 法による特例措置	3.0%以内 (平成10年の適用 例0.6%)	原則6年以内 (果樹栽培 、家畜・家き んの購入等 原則5年以 内)
	5.5%以内資金	〃	〃	5.5%以内 (平成10年の適用 例0.6%)	原則5年以内
	6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 (平成10年の適用 例0.6%)	原則3年以内 (果樹栽培、 家畜・家きん の購入等 原則5年以 内)
県 単 農 業 災 害 資 金	経営安定資金	天災資金と同じ	被害認定額の80%以内 で300万円以下	災害の都度決定 (平成16年の適用 例0.855%)	5年以内
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要す る経費	被害認定額の80%以内 で500万円以下	災害の都度決定 (平成16年の適用 例0.855%)	6年以内 (据置2年以 内)

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
県漁業災害対策資金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の80%又は300万円	変動 (毎月見直し)	5年以内
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%又は500万円		6年以内 (据置2年以内)
（株） 日本政策金融公庫 資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額		25年 (据置10年以内)
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	600万円(特認年間経営費等の3/12以内)		10年 (据置3年以内)
	林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧	80～90%以内		30年(据置20年以内) 20年(据置3年以内) 15年(据置5年以内)
		災害による林道の復旧	80%以内		
		災害による樹苗養成施設の復旧	80%以内		
漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内	20年 (据置3年以内)		
漁船資金	災害に係る漁船の復旧等	1隻当たり4億5千万円(特認11億)又は、借入者負担額の80%以内のいずれか低い額	12年 (据置2年以内)		

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
① 株 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	農林漁業 施設資金 (主務大臣指定施 設)	農業施設、林業施設、水 産施設の復旧、果樹の改 植又は補植	1施設当たり300万円 (特認600万円、特々認 800万円、漁船1,000万 円) 又は負担する額の80% のいずれか低い額	変動 (毎月見直し)	15年 (据置3年以 内) 果樹の改植 補償は25年 (据置10年)
	(共同利用施設)	農業施設、林業施設、水 産施設、等共同利用施設 の復旧	80%以内		20年 (据置3年以 内)

第2節 津波災害復旧対策

津波は、堤防、防波堤、係留施設等の防護施設やそれらが決壊した場合の沿岸付近の家屋等を破壊するなど、甚大な被害を及ぼす。

被災した防護施設については、次に来襲する津波に備え、速やかに復旧を行う必要があり、また、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物は、復旧作業に支障が生じるなど、課題が山積みである。

1 河川、海岸、港湾施設（県土整備部）

河川、海岸、港湾施設管理者は、管理する施設が津波により、被害を受けた場合は、関係機関と連携を図りながら被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

(1) 河川管理施設

- ア 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- イ 堤防護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの
- ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- エ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- オ 護岸、床上、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

(2) 海岸保全施設

- ア 堤防の決壊で、破堤のおそれがあるもの
- イ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- ウ 護岸、水門及び排水機場等の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 港湾施設

- ア 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
- イ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- ウ 港湾の埋そくで、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- エ 外かくの施設の決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

2 林地荒廃防止施設（治山施設）（農林水産部）

林地荒廃防止施設管理者は、海岸部に設置した施設（砂丘を含む。）が津波により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に、防潮堤、護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるものについては、緊急に復旧を行う必要がある。

3 漁港施設（農林水産部）

漁港用施設管理者は、管理する施設が津波により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に漁港施設は、公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要がある。

(1) 海岸保全施設

- ア 堤防の決壊で破堤のおそれがあるもの
- イ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- ウ 護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

(2) 漁港施設

- ア 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの
- イ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が著しく困難であるもの
(他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。)
- ウ 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- エ 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

4 津波災害廃棄物処理（環境生活部）

津波災害廃棄物処理については、震災廃棄物処理計画に基づき実施するものであるが、津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

市町村は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。なお、県は、迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行うものとする。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量・減容・リサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策

上下水道・電気・ガス・通信等の都市施設、工業用水道及び農林業用施設また道路・河川・港湾等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、震災直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

1 水道施設（総合企画部、水道局）

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

- ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- イ 施設の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- エ 市町村の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。
この場合は次の点に留意する。
 - (ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
 - (イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

(3) 県営水道の復旧対策

ア 震災復旧の基本方針

被害を的確に把握して早期に復旧を図り、必要に応じ緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止や施設の機能維持に努める。

イ 水道施設の復旧

取水場、浄水場、給水場及び管路などの重要施設の復旧を優先的に行い、速やかな通水を図る。

(ア) 取水場・浄水場・給水場の復旧

地震発生後、停電が発生した場合は、取水場、浄水場及び給水場の自家発電設備を稼働させ電力供給を確保したうえ、場内の連絡管のパトロール、電機・機械・薬注設備等の点検や作動確認を速やかに行い、通水するものとする。

被害が大きい場合は、長期間を要する修理となるため、他浄水場及び給水場系からのバックアップによる対応を迅速に検討する。

なお、浄水場及び給水場間のバックアップ体制を強化するため、北船橋給水場から北総浄水場へ逆送できる体制を整備するとともに、北千葉広域水道企業団との水の相互融通体制の確保を計画する。

(イ) 管路の復旧

地震発生後、速やかに管路パトロールを行い、漏水が多発している場合は、上流側の本管から順次復旧を行うが、大口径管で復旧に時間を要する場合は、他系統管からのバックアップを検討し緊急対応する。

ウ 復旧後の地震対策

復旧後の水道における地震対策として、長期的に対応すべき施設の耐震化、管路のバック

アップ対策及び漏水防止対策等を計画的に実施する。

(ア) 施設の耐震化

施設の新設や更新に併せて施設の耐震化を図る。

(イ) 管路のバックアップ対策

管路の他系統化及びループ化を図り、漏水発生時における管路のバックアップ機能を強化する。また、配水区域の細分化（ブロック化）を推進し、震災時の断水範囲を極力縮小するとともに、復旧の迅速化を図るものとする。

エ 漏水防止対策

全管路を対象とした漏水調査を計画的に実施し、漏水箇所の発見修理と漏水多発地帯の把握に努め、震災対策を含めた管路更新計画策定のためのデータを収集する。

2 下水道施設（県土整備部）

災害後の震災復旧の進め方については、下水道の地震対策マニュアルに基づき行うものとする。

(1) 震災復旧の基本方針

下水道施設の被害は、震災後における社会全体の復旧活動、住民生活の安定などに与える影響が大きいため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図り、施設の速やかな復旧を行う。

(2) 下水道施設の復旧

下水道施設に被害が発生したときは、余震や二次災害等に配慮し、他のライフラインの復旧状況等を勘案し復旧順序を定める。また、効率的な復旧を行うため、二次災害の発生や避難の長期化などを想定し、優先度の高い施設から復旧する。

ア 管路施設（優先度の高い順）

(ア) 処理場、ポンプ場等の基幹施設、重要な幹線等

(イ) その他の幹線管渠

(ウ) 枝線管渠

(エ) 取付管渠

イ 処理場、ポンプ場（優先度の高い順）

(ア) 非常用電力、水源の確保

(イ) 下水排除（揚水等）

(ウ) 汚水の沈殿放流（最初沈殿池）、伝染病予防（滅菌）

(エ) 汚水処理

3 電気施設

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、県民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 火力発電設備

ア 系統に影響の大きい発電所

イ 局配負荷供給上必要な発電所

(2) 送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

ア 全回線送電不能の主要線路

イ " のその他の線路

ウ 一部回線送電不能の重要線路

エ " のその他の線路

(3) 変電設備

ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所

- イ 都市部に送電する系統の送電用変電所
- ウ 重要施設に供給する配電用変電所
- (4) 通信設備
 - ア 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
 - イ 保守用回線
 - ウ 業務用回線
- (5) 配電設備

水道、新聞、放送、ガス、電鉄、官公庁、警察、消防、通信、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電する。

4 ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。

- ア ガス製造設備
- イ 供給設備
- ウ 通信設備
- エ 需要家のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

(2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

(3) 復旧作業

ア 製造所における復旧作業

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

イ 整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

ウ 高・中圧導管の復旧作業

- (ア) 区間遮断
- (イ) 気密試験（漏えい箇所の発見）
- (ウ) 漏えい箇所の修理

エ 低圧導管と需要家設備の復旧作業

- (ア) 閉栓確認作業
- (イ) 被災地域の復旧ブロック化
- (ウ) 復旧ブロック内巡回点検作業
- (エ) 復旧ブロック内の漏えい検査
- (オ) 本支管・供内管漏えい箇所の修理
- (カ) 本支管混入空気除去
- (キ) 内管検査及び内管の修理
- (ク) 点火・燃焼試験
- (ケ) 開栓

(4) 再供給時事故防止措置

ア 製造施設

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

イ 供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するため点検措置を行う。

ウ 需要家のガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

5 通信施設

(1) 東日本電信電話(株)における復旧の順位

震災により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

回線の復旧順位

順位	回線の種類		復旧する回線
第1順位	電話サービス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 交換局所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上 ZC以下の基幹回線の10%以上
	電報サービス		<ul style="list-style-type: none"> 電報中継回線1回線以上
	専用サービスなど	専用サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上
		国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線10%以上
		社内専用線	<ul style="list-style-type: none"> 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
	パケット交換サービス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
総合デジタル通信サービス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上 ZC以下の基幹回線の10%以上 	
第2順位	電話サービス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 人口1千人当たり公衆電話1個以上
	専用線サービス等		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上
	パケット交換サービス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
	総合デジタル通信サービス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については、各事業所ごとに1契約回線以上
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの		

重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

6 工業用水道施設（企業庁）

工業用水を常時、安定的に供給するという役割を担う工業用水道の重要性から次の点に留意し復旧を行う。

(1) 復旧工程

復旧工事期間中においても受水企業が必要とする給水量を確保することを前提とし、企業の生産設備の復旧状況を見極めながら、各事業地区相互の応援給水体制を確保し、実施する。

(2) 浄水場等の単独施設

施設の被災状況を詳細に調査し、緊急度の高いものから更新、修繕を行う。

(3) 管路等施設

管路は道路占用等により布設されており、道路管理者の復旧計画、他占用事業者の復旧計画との調整、整合を図り実施する。

7 農林・水産業施設（農林水産部）

(1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 用水施設

(ア) 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(イ) 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

イ ため池

(ア) 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(イ) 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

エ 排水施設

(ア) 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(イ) 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの。

(ウ) 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

オ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災、これを放置すると、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

イ 林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）

林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 漁港施設

漁港用施設管理者は、管理する施設が地震等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 海岸保全施設

(ア) 破堤

(イ) 堤防の破壊で破堤のおそれがあるもの

(ウ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

(エ) 護岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

イ 漁港施設

(ア) 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの

(イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

(ウ) 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

(エ) 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

8 公共土木施設（県土整備部）

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧にあたっては、被害者の救護・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施するものとする。

復旧にあたっては、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ行うものとする。

(2) 河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 河川管理施設

(ア) 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

(イ) 堤防護岸等の破壊で、破堤のおそれのあるもの

(ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

(エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの

(オ) 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 海岸保全施設

(ア) 堤防の破壊で、破堤のおそれがあるもの

- (イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (ウ) 護岸、水門及び排水機場等の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 港湾施設

- (ア) 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
- (イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- (ウ) 港湾の埋そくで、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- (エ) 外かくの施設の決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

エ 砂防施設

- (ア) 砂防堰堤、床固工等の決壊又はそのおそれがあるもの。
- (イ) 砂防堰堤、床固工、護岸工等の脚部の深掘れで、根固をする必要があるもの
- (ウ) 護岸の破壊、天然河岸の著しい決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの
- (エ) 天然河道の埋没で砂防堰堤等の築造を必要とするもので、放置すれば下流の埋そく土砂が流下し、新たな被害を生じるおそれのあるもの

オ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

カ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第4節 激甚災害の指定

県及び市町村は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号 以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

1 激甚災害に関する調査（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部）

（1）県

ア 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。

イ 前記アの各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、防災危機管理部に提出するものとする。

ウ 防災危機管理部長は、前記各部局の調査を取りまとめ、庁議に付議するものとする。

エ 関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

（2）市町村

市町村長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

2 特別財政援助額の交付手続き等（総務部、農林水産部、県土整備部）

（1）県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続きその他を実施するものとする。

（2）市町村

市町村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

<資料編1-10 千葉県災害復旧対策本部設置要綱>

第5節 災害復興

1 体制の整備(全庁)

県は、県民の生活や地域(都市)の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、本県において初めて災害復旧・復興本部を設置した。

県は、東日本大震災の復旧復興に係る教訓等を踏まえ、災害復旧・復興本部の役割等について、研究する。

<資料編1-11 東日本大震災千葉県災害復旧・復興本部要綱>

2 災害からの復興に関する基本的な考え方(全庁)

国、県、市町村などの行政の施策(公助)や自分の身は自ら守る(自助)も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する(共助)ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」ととどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組むこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

県は、今後起こりうる首都直下地震などの大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。

3 想定される復興準備計画(全庁)

以下の復興計画を実効ある内容と住民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要になってくる。この復興調査についても検討が必要であり、平成23年3月に発生した東日本大震災では、津波により太平洋岸の地域が、液状化により東京湾岸の埋立地や河川沿いの低地が大きな被害を受けるなど、地域の特性や被害の状況に応じた復興対策が重要となった。

また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

(1) くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

(2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性と都市(地域)機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と県民とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

県の重要な産業である観光、農業、漁業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

4 復興対策の研究、検討(全庁)

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。

(1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 地域コミュニティの活性化

(2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

(3) 教育分野における防災体制の充実

- ア 教育施設の早期耐震化推進
- イ 防災教育の一層の充実
- ウ 学校における災害発生時の児童生徒等に対する支援の充実

(4) 農林水産業の再生と発展

- ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
- イ 千葉県産農林水産物の魅力発信
- ウ 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
- エ 自然災害対策の推進

(5) 商工業・観光業等の再生と発展

- ア 商工業の再生及び成長支援
- イ 観光業の再生
- ウ 就労支援及び雇用創出の推進

(6) 地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり

- ア 安全なまちづくりの推進
- イ 公共土木施設の防災機能の強化
- ウ 交通ネットワークの機能強化
- エ 上下水道施設等ライフラインの機能強化

千葉県地域防災計画

地震・津波編附編

東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第1章 総論

本附編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方、並びに地震・津波編の附編としての位置付けとして、以下に示すとおり、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本県として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生を防止すること等を目的として定めたものである。

第1節 地震・津波編の附編としての位置付け

1 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

(1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置

(2) 地震発生にあたっては被害を最小限にとどめるために必要な措置

等を定めることによって、県民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

なお、本計画は、各機関が具体的に実施することとなる対応措置を掲げることを基本としたが、各市町村、団体等、個別に対応が異なる計画事項については、その基本的考え方を示した。

2 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急、復旧対策は、地震・津波編で対処する。

3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、原則として次のとおりである。

(1) 東海地震が発生した場合の千葉県の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。

(2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（おおむね午前10時から午後2時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

4 計画の実施

千葉県は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施にあたっては、行政指導、協力要請によって対処する。

5 計画の位置付け

本計画は、地震・津波編の附編として位置付ける。

第2章 防災機関の業務

県、市町村及び指定地方行政機関、指定（地方）公共機関等が実施する業務の大綱は、次のとおりである。

1 県

機 関 名	業 務 大 綱
総 務 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎等の施設防災対策に関する事 2 私立学校の指導に関する事
総 合 企 画 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関との連絡調整に関する事 2 県民等に対する協力、広報活動に関する事 3 飲料水の供給指導に関する事
防 災 危 機 管 理 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 県防災会議及び県災害対策本部の設置、運営に関する事 2 東海地震予知情報等の収集伝達に関する事 3 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関する事 4 通信その他施設整備に関する事
健 康 福 祉 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設の保全に関する事 2 社会福祉施設の入所者等の保護安全に関する事 3 災害救助に関する事 4 医療救護に関する事 5 医薬品等の確保、供給に関する事 6 防疫及び保健衛生に関する事
環 境 生 活 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 汚染物質等の発生源に対する監視、指導に関する事 2 環境大気及び公共用水域の監視に関する事 3 地質環境保全及び監視に関する事
商 工 労 働 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資の確保及び調達に関する事 2 商工業者、商工団体に対する指導に関する事 3 金融機関の業務確保に関する事 4 高圧ガスの保安対策及び火薬類の取締りに関する事 5 職業訓練施設の保全に関する事
農 林 水 産 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業施設の保全に関する事 2 農業金融の指導に関する事 3 非常食糧の確保に関する事 4 農林業団体に対する指導に関する事 5 林地、治山施設の保全に関する事 6 漁業金融の指導に関する事 7 漁業団体に対する指導に関する事 8 農林水産部所属船舶の保全に関する事 9 農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導に関する事 10 漁業無線による通信手段の確保に関する事 11 漁業漁港施設の保全に関する事

機 関 名	業 務 大 綱
県 土 整 備 部	1 道路及び橋梁の保全に関する事 2 水防に関する事 3 河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関する事 4 港湾施設の保全に関する事 5 土木資材の確保に関する事 6 県営住宅の保全に関する事 7 建築物の防災に関する事 8 宅地の防災に関する事 9 下水道施設の保全に関する事
出 納 局	災害経費に関する事
水 道 局	1 県営水道施設の保全に関する事 2 飲料水の供給、確保に関する事
企 業 庁	1 臨海地域土地造成事業施設及び新市街地造成事業施設の保全に関する事 2 宅地造成事業施設、内陸工業用地造成事業施設及びレクリエーション用地造成事業施設の保全に関する事 3 工業用水道施設の保全に関する事 4 工業用水の供給、確保に関する事
病 院 局	1 県立病院の保全に関する事 2 医療救護に関する事
教 育 庁	1 文教施設の保全に関する事 2 公立学校の児童生徒等の保護安全に関する事 3 図書館、博物館等社会教育施設の保全に関する事 4 文化財の保護に関する事
警 察 本 部	1 警備本部の設置、運営に関する事 2 各種情報の収集、伝達に関する事 3 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事 4 交通の混乱等の防止に関する事

2 市 町 村

機 関 名	業 務 大 綱
市 町 村	1 市町村の防災会議及び災害対策本部の設置、運営に関する事 2 東海地震対策の連絡調整に関する事 3 東海地震に係る予防、応急対策に関する事 4 東海地震予知情報等の受理、伝達に関する事 5 広報、教育、防災訓練に関する事 6 消防、水防対策に関する事 7 市町村が管理又は運営する施設対策に関する事 8 例外措置としての住民避難に関する事

3 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 大 綱
関 東 管 区 警 察 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関する事 2 管区内各県警察の相互援助の調整に関する事 3 他管区内警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関する事 4 警察通信の確保及び警察通信統制に関する事
関 東 財 務 局 千 葉 財 務 事 務 所	金融機関における業務の円滑な遂行を確保するための指揮、要請に関する事
関 東 農 政 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 生鮮食料品及び加工食料品の流通に関する事 2 農林漁業関係金融機関に対する指導に関する事 3 主要食糧の需給に関する事
関 東 森 林 管 理 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の保全に関する事 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事
関 東 経 済 産 業 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品等防災関係物資の安定的供給の確保に関する事 2 商鉦業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 3 被災中小企業の振興に関する事。
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事。 2 鉦山に関する災害の防止及び、災害時の応急対策に関する事。
関 東 運 輸 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶による安全輸送の指導に関する事 2 鉄道による安全輸送の指導に関する事 3 自動車（バス、タクシー、トラック）による安全輸送の指導に関する事
関 東 地 方 整 備 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾施設、海岸保全施設等の保全の指導に関する事 2 河川施設、道路施設の保全に関する事 3 緊急輸送の確保助言に関する事
成 田 空 港 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 空港内各航空会社に対する情報の伝達に関する事 2 航空機の運航の安全と確保に関する事 3 航空保安施設、通信施設等の点検及び整備に関する事

機 関 名	業 務 大 綱
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	1 警戒宣言等の伝達、通信体制の強化に関すること 2 船艇及び航空機等の出動、派遣等に関すること 3 情報の収集、海上交通安全の確保に関すること 4 治安の維持、緊急輸送に関すること 5 海難救助、流出油等の防除措置に関すること 6 危険物の保安措置に関すること
東 京 管 区 気 象 台 銚 子 地 方 気 象 台	1 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の県知事への連絡に関するこ と 2 観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関すること 3 地震予知及び地震津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 に関すること
関 東 総 合 通 信 局	1 災害に関する情報の収集及び関係機関との連絡に関すること 2 非常通信の運用に関すること
千 葉 労 働 局	産業安全（鉱山保安関係は除く。）に関すること

4 自衛隊

機 関 名	業 務 大 綱
陸上自衛隊第1空挺団	1 県との連絡・調整に関すること 2 東海地震関連情報の収集、伝達等に関すること 3 災害発生時における救援活動の実施に関すること

5 指定公共機関

機 関 名	業 務 大 綱
東日本旅客鉄道 株式会社 千葉支社 東京支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の保全に関する事 2 鉄道輸送の確保に関する事 3 鉄道旅客の混乱防止に関する事
東日本電信電話 株式会社千葉支店	電報、電話等の通信の確保に関する事
株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモ千葉支店	携帯電話等の通信の確保に関する事
K D D I 株式会社	電話、携帯電話等の通信の疎通に関する事
日 本 赤 十 字 社 千葉県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護班の編成並びに医療、助産、死体処理（一時保管を除く）に関する事 2 災害救護に関する事 3 日赤医療施設の保全に関する事 4 血液センター施設の保全に関する事
日 本 放 送 協 会 千葉放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 東海地震予知情報等の放送に関する事 2 放送施設の保全に関する事
東 日 本 高 速 道 路 株式会社関東支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 東日本高速道路の保全に関する事 2 災害時における緊急交通路の確保に関する事
成 田 国 際 空 港 株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 空港内各航空会社及び旅客に対する情報の伝達に関する事 2 空港施設の保全に関する事 3 空港内の混乱防止に関する事
日本通運株式会社 千葉支店	貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送に関する事
東京電力株式会社 千葉支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力の需給に関する事 2 電力施設等の保全に関する事
東京ガス株式会社 千葉導管ネットワークセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガスの供給に関する事 2 ガス施設、装置、設備の保全に関する事
首 都 高 速 道 路 株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 首都高速道路の保全に関する事 2 緊急交通路の確保に関する事
日 本 貨 物 鉄 道 株式会社	鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関する事
独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構	水資源開発施設（導水路を含む）の保全に関する事

6 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 大 綱
京葉瓦斯株式会社 大多喜ガス株式会社 千葉ガス株式会社 社団法人 千葉県エルピーガス協会 房州瓦斯株式会社 京和ガス株式会社 銚子瓦斯株式会社 野田ガス株式会社 角栄瓦斯株式会社 東日本ガス株式会社 総武ガス株式会社 日本瓦斯株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガスの供給に関すること 2 ガス施設、装置、設備の保全に関すること
東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の保全に関すること 2 鉄道輸送の確保に関すること 3 鉄道旅客の混乱防止に関すること
千葉県手賀沼土地改良区 両総土地改良区 印旛沼土地改良区	土地改良施設の保全に関すること
印旛利根川水防事務組合 千葉県長沼水害予防組合	水防施設の保全に関すること
日本航空株式会社 全日本空輸株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の運航の安全と確保に関すること 2 旅客の安全確保に関すること

機 関 名	業 務 大 綱
社団法人 千 葉 県 医 師 会	1 医療及び助産活動に関すること 2 医師会医療機関との連絡調整に関すること
社団法人 千 葉 県 歯 科 医 師 会	1 歯科医療活動に関すること 2 歯科医師会医療機関との連絡調整に関すること
社団法人 千 葉 県 薬 剤 師 会	1 調剤業務及び医薬品の管理に関すること 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること 3 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
社団法人 千 葉 県 バ ス 協 会	1 旅客輸送の確保に関すること 2 人員の緊急輸送の確保に関すること
社団法人 千 葉 県 ト ラ ッ ク 協 会	物資の緊急輸送の確保に関すること
株式会社ニッポン放送 千葉テレビ放送株式会社 株式会社バイエフエム	1 東海地震予知情報等の放送に関すること 2 放送施設の保全に関すること

第3章 事前の措置

第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるには、平常時から不断の準備を進めることが必要である。このため、地震・津波編においても各防災機関の予防計画を定めているが、東海地震については、予知できる可能性があり、その発生が懸念されていることから、本節においては特に緊急に促進すべき事項について定めるものとする。

区分	機 関 名	内 容
情報伝達手段の整備	県防災危機管理部	<p>(1) 県防災行政無線網の拡充整備 ネットワークに未加入の防災関係機関への無線局設置によりネットワークの増強を図る。</p> <p>(2) 市町村防災行政無線の整備 県は、市町村が住民等に対し、地震情報等を迅速に伝達するために設置する市町村防災行政無線の整備事業について、必要な指導及び助成を行う。</p> <p>(3) 他の通信施設の利用 防災関係機関は、非常時において、通信の輻輳あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄り機関等の通信施設の円滑な利用（非常通信等による。）が図れるよう平素から協力体制の確立を推進する。</p>
建築物・構造物の地震対策及び道路・河川・地すべり等の対策	県県土整備部	<p>(1) 建築物の耐震診断・改修の実施 ア 県有の庁舎、学校、病院等は耐震診断実施結果に基づき、耐震改修の実施を促進する。 イ 防災上重要な市町村有建築物及び民有建築物に対し、耐震診断・耐震改修の実施を指導する。</p> <p>(2) ブロック塀等の安全対策 通学路に面したブロック塀等の点検結果に基づき、補強・改修の実施を指導する。</p> <p>(3) 外壁等の落下物防止対策 繁華街の道路に面した外壁、窓ガラス、屋外突出物等の点検結果に基づき補強・改修の実施を指導する。</p> <p>(4) 施設等の点検整備 ア 河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路・橋梁施設について、定期又は随時に点検整備を行う。 イ 水防資機材は水防倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。</p>

区分	機 関 名	内 容
道路・河川・地すべり等の対策	県農林水産部	<p>(1) 施設等の点検整備</p> <p>ア 海岸保全施設、漁港施設について、定期又は随時に点検整備を行う。</p> <p>イ 備蓄資機材は備蓄倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。</p> <p>(2) 地すべり等危険地域の把握</p> <p>県及び市町村は、地すべりの危険地域を把握し、定期又は随時に点検整備を行う。</p>
	関東地方整備局	<p>施設の優先整備</p> <p>震災対策を必要とする管轄内の河川、道路施設については、緊急を要するものから逐次整備を進める。</p>
	東日本高速道路株式会社関東支社	<p>道路交通確保に必要な資機材の備蓄及び速やかに調達できるよう調達体制の整備・把握に努める。</p>
	首都高速道路株式会社	<p>(1) 首都高速道路湾岸線の利用者に対して、警戒宣言が発せられた場合の行動等を周知し、その理解と協力を得るため平素から必要な広報活動を行う。</p> <p>(2) 地震発生に備え、資機材の確保及び点検整備に努める。</p>
鉄道の強化	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 東京支社	<p>(1) 地震防災体制の整備</p> <p>現業機関の防火管理者は、消防計画の再検討を行い、警戒宣言発令時の地震防災応急計画担当事項を定めるとともに、昼夜間別の防災体制の確立を図る。</p> <p>(2) 旅客の避難対策</p> <p>駅長は、県その他市町村が指定する広域避難場所の確認、被害状況に応じた一時避難場所の選定及び避難用資機材の整備を図るとともに、自駅に適した避難誘導方法を決定し、あらかじめ放送文案を作成する等避難誘導体制を確立する。</p> <p>(3) 沿線医療機関の調査</p> <p>駅長は、駅周辺の嘱託医等の医療機関に連絡し、発災時等の医療について協力を要請する。</p> <p>(4) 食料、飲料水の調査</p> <p>ア 駅長は、発災に備え、構内食堂等の関係業者と食事のあっせんについて打ち合わせを行うとともに、非常食料等の確認をする。</p> <p>イ 現業機関の長は、非常災害に利用できる貯水槽の位置、水利の状況及び飲料水の確認をする。</p> <p>(5) 復旧資機材の調査及び整備</p> <p>ア 関係現業機関の長は、災害時の復旧に備え、必要資機材（予備品を含む）の格納場所、員数等を調査し、定期的に整備を行い、機能保持に努める。</p> <p>イ 応急復旧機材の借受契約業者及び請負業者に対して、災害発生時に人員、機材等の要請に応じられるよう協力体制を確立する。</p>

区分	機 関 名	内 容
鉄 道 対 策 の 強 化	東京地下鉄株式会社	<p>(1) 施設・設備等の応急処置 被害を最小限にとどめ、かつ、旅客の避難誘導を容易に行うため、施設・設備等の点検整備を実施する。</p> <p>(2) 防災措置に係わる資機材等の整備 警戒宣言時の混乱防止及び発災後の災害復旧のために、資機材を整備配置する。</p> <p>(3) 広報活動 警戒宣言時に対処するため、広報活動を実施する。</p> <p>(4) 教育・訓練 社員が警戒宣言の概要を正しく理解し、これに対する的確な行動がとれるよう、日頃から教育訓練を行い、地震及び防災に関する知識を啓蒙し、指導する。</p>
	<p>そ の 他 民 鉄</p> <p>東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社</p>	<p>(1) 要注意箇所の把握 路線及び諸設備の点検を行い、要注意箇所を把握する。</p> <p>(2) PR方法の確立 県から通知を受けるための窓口を定め、社内及び旅客公衆に対するPR方法を確立する。</p>

区分	機 関 名	内 容
被 調 害 査 の 想 実 定 施	県 防 災 危 機 管 理 部	被害想定調査の実施 東海地震対策計画（修正）の基礎となる前提条件の確度の向上及び地域別影響度等を把握するため、震度分布、被害予想等に係る調査を実施する。
食 計 糧 確 画 保 の 化	県 農 林 水 産 部	災害応急食糧の精米計画 発災時における応急食糧の配給において、市町村長が米穀小売販売業から調達する米穀は精米で引き渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、市町村は管内の小売販売業者又は卸売業者等と、精米計画を策定しておくよう指導する。
学 校 ・ 病 院 ・ 社 会 福 祉 施 設 の 耐 震 性 の 強 化	県 教 育 委 員 会	(公立学校に対する指導事項) (1) 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全員が点検確認すると同時にその取扱いを熟知しておく。 (2) 戸棚、本棚、ロッカー、下駄箱等は、倒壊しないように固定する。 (3) 避難経路となる廊下・階段・出入口には避難障害となる戸棚・本箱等を置かない。 (4) 屋内の額縁、掛時計、植木鉢等、落下し易い物品の設置場所、設置方法等に留意する。 (5) 万年壱、バックネット、国旗掲揚塔、体育遊戯施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。 (6) 薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下・倒壊防止及び出火防止に留意する。
	県 健 康 福 祉 部	(一般病院、診療所、助産所等に対する指導事項) (1) 医療器具の転倒及び落下物の安全対策 (2) 医薬品及び危険物等の安全対策 (3) 飲料水、薬品等の備蓄 (4) 発電機の整備 (5) 防火及び避難誘導計画の作成と訓練の実施 (精神障害者社会復帰施設及び老人保健施設に対する指導事項) (1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 (2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 (3) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保 (社会福祉施設に対する指導事項) (1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 (2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 (3) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保

第2節 事業所に対する指導、要請

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑止等については、関係事業所の果たす役割が非常に大きくその協力は不可欠である。

このため、本節においては、関係各事業所に対する指導事項及び協力要請事項について定めるものとする。

1 防災対策上、重要な事業所に対する指導、要請

機 関 名	指 導 事 項
県 防 災 危 機 管 理 部	<p>(1) 県は、各消防機関に対し、管内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画、予防規程に定めるよう指導をする。</p> <p>ア 対象事業所 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第14条の2第1項に規定する予防規程を作成すべき事業所</p> <p>イ 計画策定上の指導事項 〔消防計画〕 (ア) 火気の取扱い (イ) 自衛消防組織 (ウ) 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取扱い (エ) 教育訓練 (オ) 顧客、従業員等の安全確保 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置 (ク) 営業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項 〔予防規程〕 (ア) 施設の安全確保のための緊急措置 (イ) 火気の取扱い (ウ) 教育訓練 (エ) 安全設備、消防用設備等の点検、取扱い (オ) 危険物輸送の安全対策 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 必要資機材の点検整備 (ク) 操業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項</p> <p>ウ 指導方法 (ア) 講習会、研修会 (イ) 印刷物 (ウ) 各種業界の集会 (エ) 消防行政執行時、その他</p>

機 関 名	指 導 事 項
県 健 康 福 祉 部	警戒宣言時においては、毒物、劇物製造所、営業所等に対して次により指導を行う。 ア 施設等の緊急点検、巡回 イ 充填作業、移し換え作業等の自粛 ウ 施設の損壊防止措置
県 商 工 労 働 部	(1) 高圧ガス施設（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る事業所）に対する指導（不活性ガス又は圧縮空気の製造に係る事業所を除く。） ア 警戒宣言時等においてとるべき事項を危害予防規程等の中に定めるよう指導する。 イ (社)千葉県エルピーガス協会、(社)千葉県高圧ガス保安協会及び千葉県冷凍設備保安協会等の関係保安団体との連携を密にし、危害予防思想の徹底を図る。 (2) 火薬類取扱施設（火薬類取締法第3条の許可に係る事業所）に対する指導 ア 警戒宣言時等においてとるべき事項を危害予防規程等の中に定めるよう指導する。 イ 千葉県火薬類保安協会等の関係保安団体、及び警察、消防機関と連携を密にし、危害予防思想の徹底を図る。
関 東 東 北 産 業 部 保 安 監 督 部	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気及びガス等の危険物等の生産集荷、販売、貯蔵等を行う管内の事業所のうち、地震防災上必要な措置を講じる必要があると認められる事業所の名簿を作成し、警戒宣言が発せられた場合における情報連絡体制の確立、監督及び指導の内容などについて事前に検討する。

2 生活関連事業所に対する指導、要請

(1) 食料、生活物資等を扱う事業所

機 関 名	指 導 事 項
県 農 林 水 産 部	生鮮食料品の安定維持を確保するため、県内卸売市場開設者及び卸売業者に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に指導、要請を行う。
県 商 工 労 働 部	食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、県内卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を市町村、商工会議所、商工会、千葉県中小企業団体中央会及び千葉県商店街連合会を通じて要請する。 また、熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、(社)千葉県エルピーガス協会に要請する。

機 関 名	指 導 事 項
関 東 経 済 産 業 局	<p>(1) 生活必需品等、防災関係物資の適正な価格による円滑な供給を図る観点から、これらを取扱う卸、小売業者に対して、警戒宣言発令時に極力営業活動に努めるよう指導するとともに、売り惜しみ、買いだめの防止等について要請する。</p> <p>(2) 生産者に対しても、同様に指導及び要請する。</p>
関 東 農 政 局	加工食品及びミルク等の供給確保について、関係事業所に要請する。

(2) 金融機関

機 関 名	指 導 事 項
<p>県 農 林 水 産 部 県 商 工 労 働 部</p> <p>関 東 財 務 局 千 葉 財 務 事 務 所</p>	<p>左の各機関は、警戒宣言が発せられた場合、金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農漁業協同組合等）の業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じ、次に掲げる事項について金融機関を指導する。</p> <p>(1) 金融機関の業務確保</p> <p>ア 警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常どおり営業を継続する。</p> <p>イ 強化地域内に所在する金融機関向けの国内為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止する。</p> <p>(2) 金融機関の防災体制の確立</p> <p>ア 各金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全確保のため必要な措置を講じる。</p> <p>イ 発災後における被害の軽減、及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類、物品等の安全確保及び要員の配置等について、適切な応急措置を講じる。</p> <p>(3) 顧客への周知徹底</p> <p>ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭でその旨掲示する。</p> <p>イ 上記(1)のイの措置についても、ポスターの店頭掲示等により告示する。</p>

第3節 広報及び教育

東海地震対策は、当該地震の発生の予知を前提として指導することから、これに対して防災対策上適切に対応するためには、防災機関の職員はもとより、県民、事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、事業所等がとるべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、県民等がこれを冷静に受けとめ、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、平常時から広報、教育活動の徹底を期するものとする。

1 広報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各防災機関、住民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、各防災機関は、平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、東海地震に関する情報体系が見直され、平成23年3月より気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

(1) 県における広報

ア 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施にあたっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は県民、事業所等が理解し易い簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、①平常時、②東海地震に関連する調査情報発表時、③東海地震注意情報発表時、④警戒宣言発令時等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

イ 広報の内容

広報すべき事項は、おおむね次のとおりである。なお、広報の実施にあたっては、特に県民生活、社会活動等に密接に関連を有する事項に重点を置く。

(ア) 東海地震に関する一般的知識

- a 大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステム等
- b 警戒宣言、判定会、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等
- c 地震が発生した場合の本県域への影響度等

(イ) 警戒宣言時に主要防災機関のとり措

(ウ) 県民、事業所等が具体的にとるべき行動基準

(エ) その他必要な事項

ウ 広報の方法

広報の方法は、広報すべき事項により、千葉県西部防災センターの展示品や防災研修会、「ちば県民だより」等の印刷物によるほか、映画及びテレビ、ラジオによる県提供番組を通じて実施する。

(2) 市町村等における広報

市町村は、県に準じて地域の実情に即した広報活動を実施する。また各防災機関はそれぞれ所管する業務に係る事項を中心に、広域的、現場的広報を実施する。(各防災機関の広報内容及び手段等については本計画に定めるとおり。)

2 教育

(1) 県職員に対する教育

県は、県災害対策本部要員及び地震防災業務に従事する職員等を重点に、警戒宣言が発令された場合等において、地震防災応急対策が円滑かつ迅速に遂行されるよう必要な事前の防災教育を実施する。

ア 教育事項

防災教育の内容には、次の事項を定める。

- (ア) 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
- (イ) 東海地震に関する知識及びこれに基づきとられる措置
- (ウ) 警戒宣言、東海地震注意情報等の内容及びこれに基づきとられる措置
- (エ) 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- (オ) 県職員の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動
- (カ) 今後取り組むべき課題
- (キ) その他必要な事項

イ 教育の方法、手段等

防災教育は、原則として一般的事項については防災危機管理部が実施するほか、必要に応じ各部、局等において各所掌業務について実施する。

教育の方法は、研修会、講演会等によるほか、手引書、パンフレット等の配布により必要な事項の周知徹底を図る。

(2) 市町村職員等に対する教育

市町村、各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、それぞれ所管する災害応急対策が、迅速かつ的確に遂行されるよう関係職員等に対し必要な事前の防災教育を実施する。

ア 教育事項

市町村、各防災機関の実施する防災対策の内容周知を重点とするほか、県に準じて実施する。

イ 教育の方法、手段等

各機関の特性及び実情に即し、効果的な方法、手段を選定する。

(3) 児童生徒等に対する教育

県教育委員会は、公立学校の児童生徒等に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

また、県総務部は私立学校の児童生徒等に対する防災教育を公立学校に準じて実施するよう指導する。

ア 教育内容

- (ア) 東海地震に関する基本的知識
- (イ) 東海地震が発生した場合の千葉県への影響度、予想される危険等
- (ウ) 警戒宣言が社会現象、人間行動等に与える影響
- (エ) 警戒宣言時に学校がとる措置
- (オ) 児童生徒等の学校内及び通学（園）時における安全対策、行動指針
- (カ) 学校施設等の防災対策
- (キ) 訓練、その他地震対策に必要な事項

イ 教育の方法、手段等

防災教育の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）を中心に様々な教育活動を通じて指導し、防災訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。

- (ア) 内容の選択及び指導に当たって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。
- (イ) 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。
- (ウ) 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を

図り、自衛行動力の育成に努める。

(エ) 防災訓練の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）、学校行事等を効果的に関連付け、指導方法を工夫し、児童・生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。

第4節 地震防災訓練

1 総合防災訓練

県は、市町村、各防災機関の協力を得て、例年実施する総合防災訓練において、警戒宣言時における防災体制の円滑、迅速な確立及び的確な防災措置の習熟、住民、事業所等の協調体制の確立等を目的として、地震予知対応型の訓練を併せて実施する。

訓練には、できる限り住民、事業所等の参画を得ることにより、広く防災思想の普及と意識の高揚を図る。

2 市町村、各防災機関の訓練

市町村、各防災機関は、上記1の総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として個別に訓練の実施に努める。

訓練の実施に当たっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、県民、事業所等と密接に関連を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。

3 住民、事業所が実施する訓練

県、市町村、各防災機関は、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

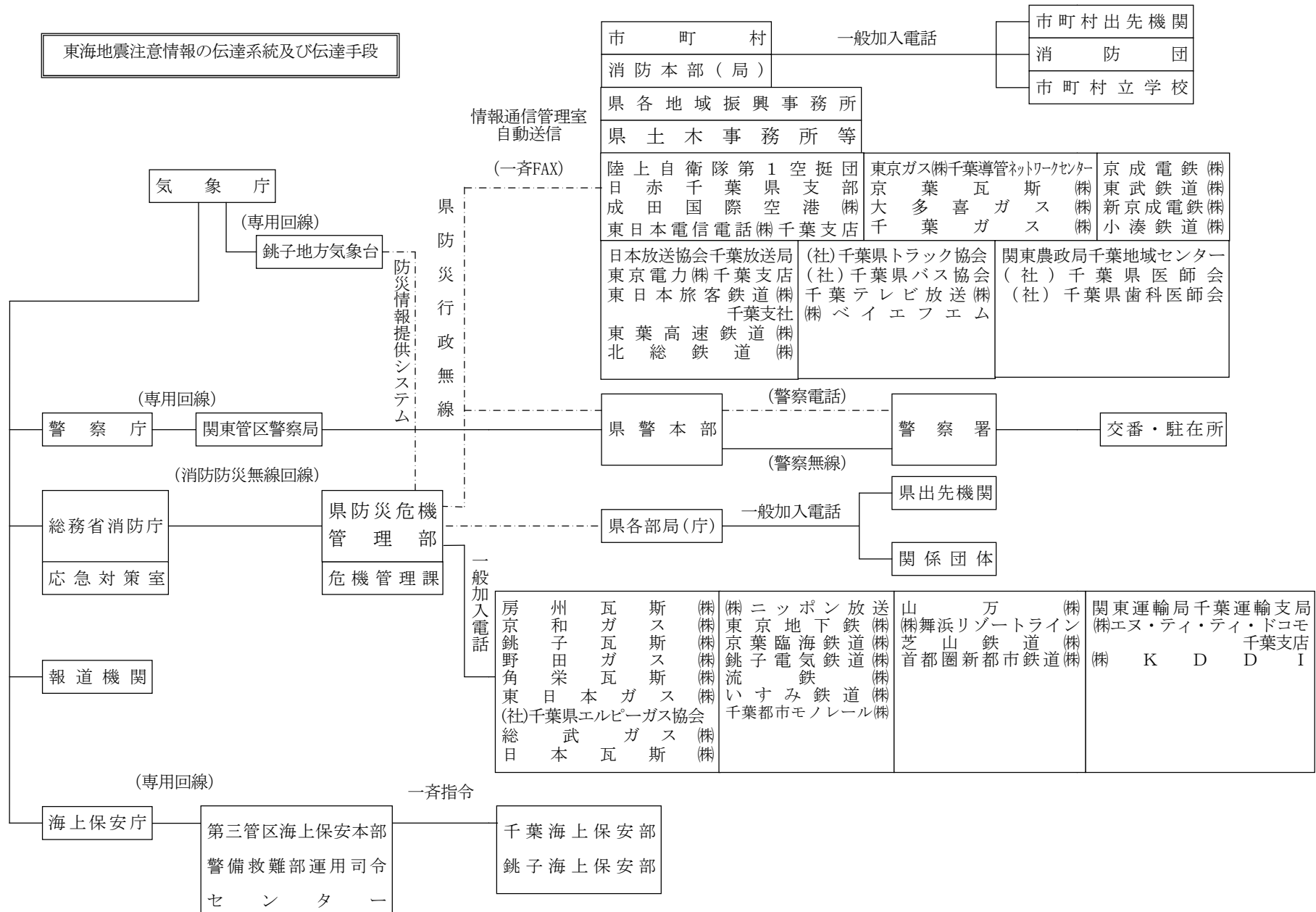
警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として警戒宣言が発せられた後に行うことになるが、本章では東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じ実施すべき措置について定める。

第1節 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

また、各防災機関は県等から東海地震注意情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。



2 伝達体制

機 関	内 容
県	県は、総務省消防庁から東海地震注意情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部局等に伝達するとともに、県防災行政無線、有線電話等により、県出先機関、市町村、各防災機関へ伝達する。
市 町 村	市町村は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体及び住民等に対し、直ちにその旨を伝達する。
県 警 察	警察本部は、東海地震注意情報の通報を受理したときは、直ちにその旨を各警察署に伝達する。
その他各防災機関	各防災機関は、県から東海地震注意情報の通報を受けたとき、又は報道機関による報道に接したときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

3 伝達事項

- (1) 県及び各防災機関は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。
- (2) その他必要と認める事項

第2節 活動体制の準備等

県、市町村、各防災機関は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の設置準備及び警備本部を設置する等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な体制をとるものとする。

機 関	内 容
県	<p>(1) 災害対策本部設置準備 緊急連絡体制をとるとともに、県災害対策本部設置準備に入る。</p> <p>(2) 職員の参集 職員の参集は、第2配備体制とする。 なお、夜間、休日等勤務時間外における職員の参集方法等については、別に定めるものとする。</p> <p>(3) 東海地震注意情報時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、防災危機管理部危機管理課が関係各防災機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。 ア 東海地震注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 イ 社会的混乱防止のため必要な措置 ウ 市町村、各防災機関との連絡調整</p>
市 町 村	東海地震注意情報を受けた場合、直ちに県に準じた防災体制をとるものとする。
県 警 察	<p>(1) 災害警備対策室の設置</p> <p>(2) 関係機関との連絡調整</p> <p>(3) 情報の受理伝達等</p>
第三管区海上保安本部	職員の非常招集及び巡視船艇等の待機の措置をとる。
陸上自衛隊第1空挺団	<p>(1) 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。</p> <p>(2) 県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。</p>
東日本電信電話株式会社 千葉支店	<p>防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。</p> <p>(1) 通信量、通信疎通状況の監視</p> <p>(2) 設備運転状況の監視</p> <p>(3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置</p> <p>(4) 電話利用の自粛等の広報活動</p>
株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店	<p>東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。</p> <p>(1) 通信量、通信疎通状況の監視</p> <p>(2) 設備運転状況の監視</p> <p>(3) 輻輳発生時の規制措置</p>

機 関	内 容
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 東京支社	<p>(1) 地震防災対策本部の設置 東海地震注意情報を受けたときは、支社、地区指導センター及び、現業機関に各地震防災対策本部を設置し、警戒宣言が発令された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。</p> <p>(2) 夜間、休日等において地震対策の関係者は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。</p>
東京地下鉄株式会社	<p>東海地震注意情報を受けた場合、直ちに社員へ伝達し、社員に対して周知徹底を図るとともに非常招集要員を収集し、速やかに災害対策本部を本社内に設置する。</p>
そ の 他 民 鉄 東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社	<p>東海地震注意情報を受けたときは、直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、警戒宣言発令に備える体制に入る。</p>
東日本高速道路株式会社 関東支社	<p>東海地震注意情報を受けたときは、非常参集の要員連絡・参集を行い、東海地震警戒本部を設置する。</p>
首都高速道路株式会社	<p>東海地震注意情報を受けたときは、緊急体制をとり、あらかじめ指定された職員の参集を行い、災害対策本部の設置準備に入る。</p>
そ の 他 各 防 災 機 関	<p>東海地震注意情報を受けた場合、要員を確保し、待機体制をとる。</p>

第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（県防災危機管理部危機管理課、県警察本部等）へ緊急連絡を行う。

連絡を受けた関係機関は、必要な情報を速やかに県民等へ広報する。

機 関	内 容										
日本放送協会千葉放送局	<p>1 放送体制</p> <p>(1) 東海地震注意情報が発表された時点で、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。</p> <p>(2) 東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。</p> <p>なお、千葉FM放送では、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。千葉FM放送の周波数は次のとおり。</p> <table border="0" data-bbox="619 927 880 1102"> <tr> <td>千葉周辺</td> <td>80.7MHz</td> </tr> <tr> <td>館山地区</td> <td>79.0MHz</td> </tr> <tr> <td>白浜地区</td> <td>82.9MHz</td> </tr> <tr> <td>勝浦地区</td> <td>83.7MHz</td> </tr> <tr> <td>銚子地区</td> <td>83.9MHz</td> </tr> </table> <p>2 放送内容</p> <p>放送内容は、次の事項を重点とする。</p> <p>(1) 東海地震注意情報の内容</p> <p>(2) 強化地域、観測データの解説</p> <p>(3) 混乱防止の呼びかけ</p> <p>(4) 防災知識の紹介</p>	千葉周辺	80.7MHz	館山地区	79.0MHz	白浜地区	82.9MHz	勝浦地区	83.7MHz	銚子地区	83.9MHz
千葉周辺	80.7MHz										
館山地区	79.0MHz										
白浜地区	82.9MHz										
勝浦地区	83.7MHz										
銚子地区	83.9MHz										
株式会社ニッポン放送	<p>広報計画</p> <p>(1) 気象庁から、東海地震注意情報を受けた報道部デスク（休日は当直管理職）は、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。</p> <p>(2) 連絡を受けた社長又は社長代行者は、直ちに特別放送本部を設置し、特別放送本部の各チーム責任者の招集を命じる。</p> <p>(3) 地震パーソナリティは特別放送本部スタジオ、地震レポーターは第一次取材拠点（気象庁、首相官邸、都庁等）に待機する。</p> <p>(4) 東海地震注意情報のニュース速報を放送し、その後は随時、判定会の動静を中心に放送する。</p>										
千葉テレビ放送株式会社	<p>広報計画</p> <p>気象庁からの一斉通報を受けた報道デスクは、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。</p> <p>この連絡により編成担当役員は非常事態体制の各責任者の集合を命じ、取材部門の配置をするとともに警戒宣言発令まで、東海地震注意情報及び広報を放送する。</p>										

機 関	内 容										
株式会社ベイエフエム	<p>1 放送体制</p> <p>(1) 東海地震注意情報を受けた場合、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。</p> <p>(2) 東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。</p> <p>なお、ベイエフエムでは、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。ベイエフエムの周波数は次のとおり。</p> <table border="0"> <tr> <td>千葉周辺</td> <td>78.0MHz</td> </tr> <tr> <td>館山地区</td> <td>77.7MHz</td> </tr> <tr> <td>白浜地区</td> <td>79.7MHz</td> </tr> <tr> <td>勝浦地区</td> <td>87.4MHz</td> </tr> <tr> <td>銚子地区</td> <td>79.3MHz</td> </tr> </table> <p>2 放送内容</p> <p>放送内容は、次の事項を重点とする。</p> <p>(1) 東海地震注意情報の機能の解説</p> <p>(2) 強化地域、観測データの解説</p> <p>(3) 混乱防止の呼びかけ</p> <p>(4) 防災知識の紹介</p>	千葉周辺	78.0MHz	館山地区	77.7MHz	白浜地区	79.7MHz	勝浦地区	87.4MHz	銚子地区	79.3MHz
千葉周辺	78.0MHz										
館山地区	77.7MHz										
白浜地区	79.7MHz										
勝浦地区	87.4MHz										
銚子地区	79.3MHz										

第4節 混乱防止の措置

東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止するため、各防災機関は次により対応策を講じる。

機 関	内 容
県	<p>防災危機管理部（危機管理課）は、各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。</p> <p>(1) 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。</p> <p>(2) 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。</p> <p>(3) その他必要な事項</p>
県 警 察	<p>民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。</p> <p>(1) 警戒警備等、必要な措置をとる。</p> <p>(2) 住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。</p>
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 東京支社	<p>東海地震注意情報を受けた場合、警戒宣言の発令に備えて次により対応する。</p> <p>(1) 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。</p> <p>ア 東海地震注意情報を受けたときは、強化地域に侵入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。</p> <p>イ 当該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。</p> <p>ウ 東海地震注意情報が報道されたときは、強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。</p> <p>エ 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。</p> <p>オ 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。</p> <p>(2) 支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。</p> <p>(3) 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>(4) 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。</p> <p>(5) 状況により警察官の応援要請をする。</p>

機 関	内 容
<p>そ の 他 民 鉄</p> <p>東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉県モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社</p>	<p>警戒宣言発令に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。 また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。 なお、京葉臨海鉄道は、貨物列車のみの運行であり、貨物荷主へ情報提供を行い混乱防止に努める。</p>
<p>東日本電信電話株式会社 千葉支店</p>	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。</p>
<p>株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店</p>	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。</p>

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

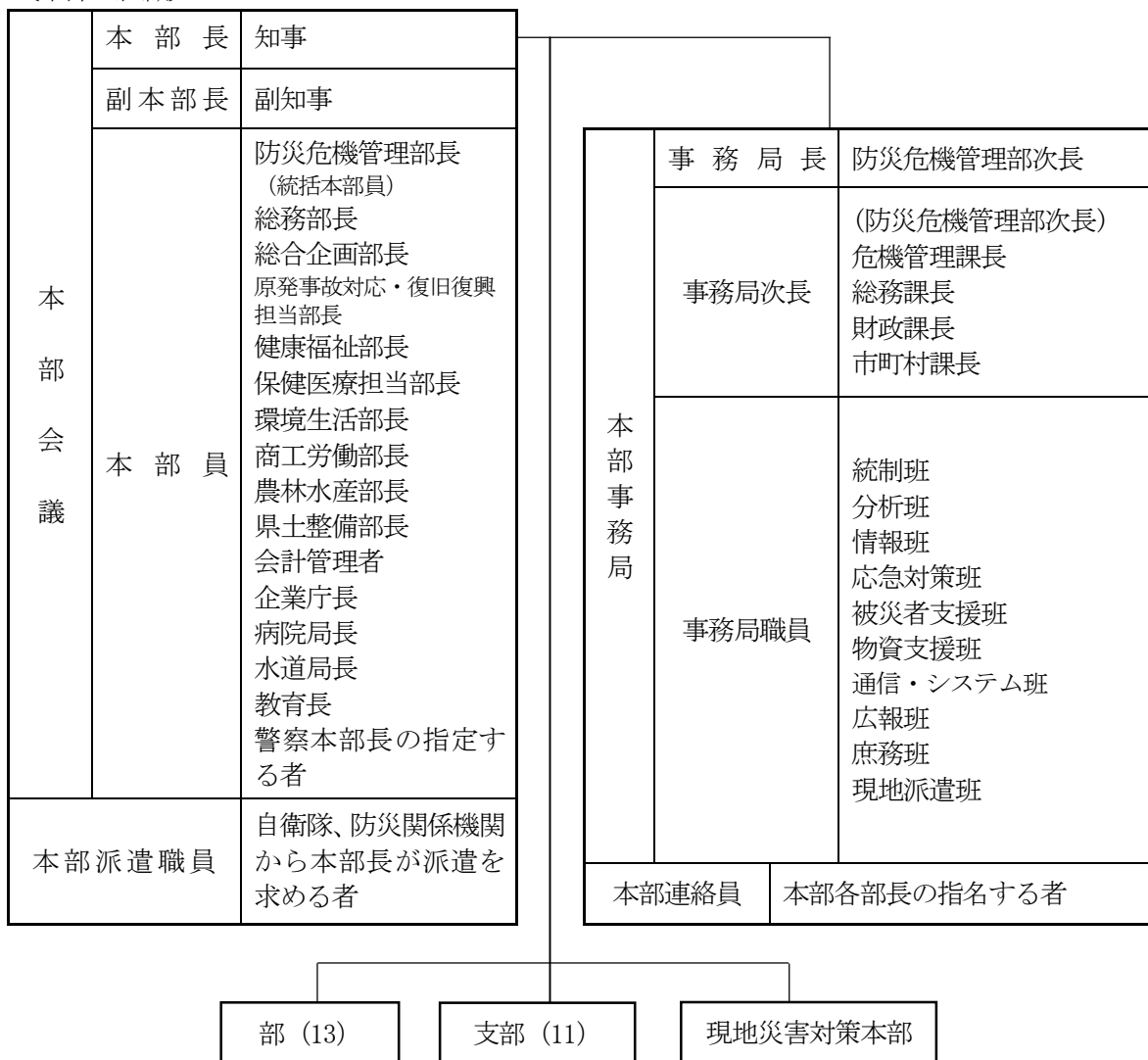
本章では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震の発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、各防災機関が警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間において、とるべき措置を定める。

第1節 活動体制

1 県の活動体制

- (1) 県は警戒宣言が発せられ、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに県災害対策本部を設置する。
- (2) 本部の設置場所
県災害対策本部は、原則として県本庁舎5階大会議室に設置する。
- (3) 本部の組織運営、所掌事務
本部の組織は、災害対策基本法、千葉県災害対策本部条例、千葉県災害対策本部要綱及びこの計画に定めるところによる。
ア 災害対策本部の組織は、次のとおりである。

[本部の組織]



[部及び支部の構成]

部	支 部
総 務 部	千 葉 支 部
総 合 企 画 部	葛 南 支 部
健 康 福 祉 部	東 葛 飾 支 部
環 境 生 活 部	印 旛 支 部
商 工 労 働 部	香 取 支 部
農 林 水 産 部	海 匝 支 部
県 土 整 備 部	山 武 支 部
出 納 部	長 生 支 部
水 道 部	夷 隅 支 部
企 業 部	安 房 支 部
病 院 部	君 津 支 部
教 育 部	
警 察 部	

(県庁内)

(支 部)

<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 災害対策本部 千葉県 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 現地災害対策本部 千葉県 </div> </div>	災害 対策 本部 支部	名 称	位 置	区 域
		千葉支部	防災計画課内	千葉市・市原市
		葛南支部	葛南地域振興事務所内	習志野市・八千代市・船橋市・市川市・浦安市
		東葛飾支部	東葛飾地域振興事務所内	松戸市・柏市・流山市・野田市・我孫子市・鎌ヶ谷市
		印旛支部	印旛地域振興事務所内	成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・印旛郡
		香取支部	香取地域振興事務所内	香取市・香取郡
		海匝支部	海匝地域振興事務所内	銚子市・匝瑳市・旭市
		山武支部	山武地域振興事務所内	東金市・山武市・山武郡
		長生支部	長生地域振興事務所内	茂原市・長生郡
		夷隅支部	夷隅地域振興事務所内	勝浦市・いすみ市・夷隅郡
		安房支部	安房地域振興事務所内	館山市・鴨川市・南房総市・安房郡
		君津支部	君津地域振興事務所内	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市

イ 支部の所掌事務

- (ア) 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達
- (イ) 各防災機関の業務に係る連絡調整
- (ウ) 社会的混乱の防止に係る施策の決定、実施
- (エ) 報道機関等への情報提供
- (オ) その他必要な事項

(4) 配備体制

災害対策本部の配備体制は、地震・津波編第3章第1節「災害対策本部活動」に定める本部第1配備体制とする。

2 市町村・各防災機関の活動体制

機 関 名	内 容
市 町 村	市町村は、警戒宣言が発せられた場合、県の活動体制に準じた体制をとるものとする。
県 警 察	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害警備本部の設置 (2) 警備要員の招集 (3) 関係機関との連絡調整 (4) 情報の受理伝達等
千 葉 海 上 保 安 部 銚 子 海 上 保 安 部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地震災害対策本部の設置 第三管区地震災害対策本部規則により、第三管区本部に地震災害対策本部が設置される。 (2) 地震災害対策本部の組織及び運営 管区地震災害対策本部の組織及び運営は、第三管区地震災害対策本部規則に定めるところによる。 (3) 所掌業務 <ul style="list-style-type: none"> ア 救援、救助、災害の防除及び維持に関すること。 イ 対策本部船舶の運用に関すること。 ウ 関係機関との連絡、協議及び協力に関すること。
陸上自衛隊第1空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施
東日本電信電話 株式会社千葉支店	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報連絡室の設置 東日本電信電話（株）千葉支店に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 <ul style="list-style-type: none"> ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報連絡室の設置 エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 <ul style="list-style-type: none"> ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 東京支社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地震災害警戒本部の設置 支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。 (2) 地区地震災害警戒本部の設置 地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。 (3) 駅、区等地震災害警戒本部の設置 現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。

機 関 名	内 容
<p>そ の 他 民 鉄</p> <p>東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社</p>	<p>災害対策本部等を設置し、必要な措置をとり得る体制に入る。</p>
<p>東日本高速道路株式会社 関東支社</p>	<p>東海地震警戒本部を設置。情報収集・連絡、道路交通状況把握、道路応急班等を組織し、災害情報連絡活動・災害応急対策を実施する。</p>
<p>首都高速道路株式会社</p>	<p>警戒宣言が発令されたときは、非常体制をとり、速やかな役職員の参集、災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資機材等の確保等の必要な措置を講じ、災害発生に備える。</p>
<p>その他の防災機関</p>	<p>(1) 各防災機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。 また、県及び市町村が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。 (2) 各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。</p>

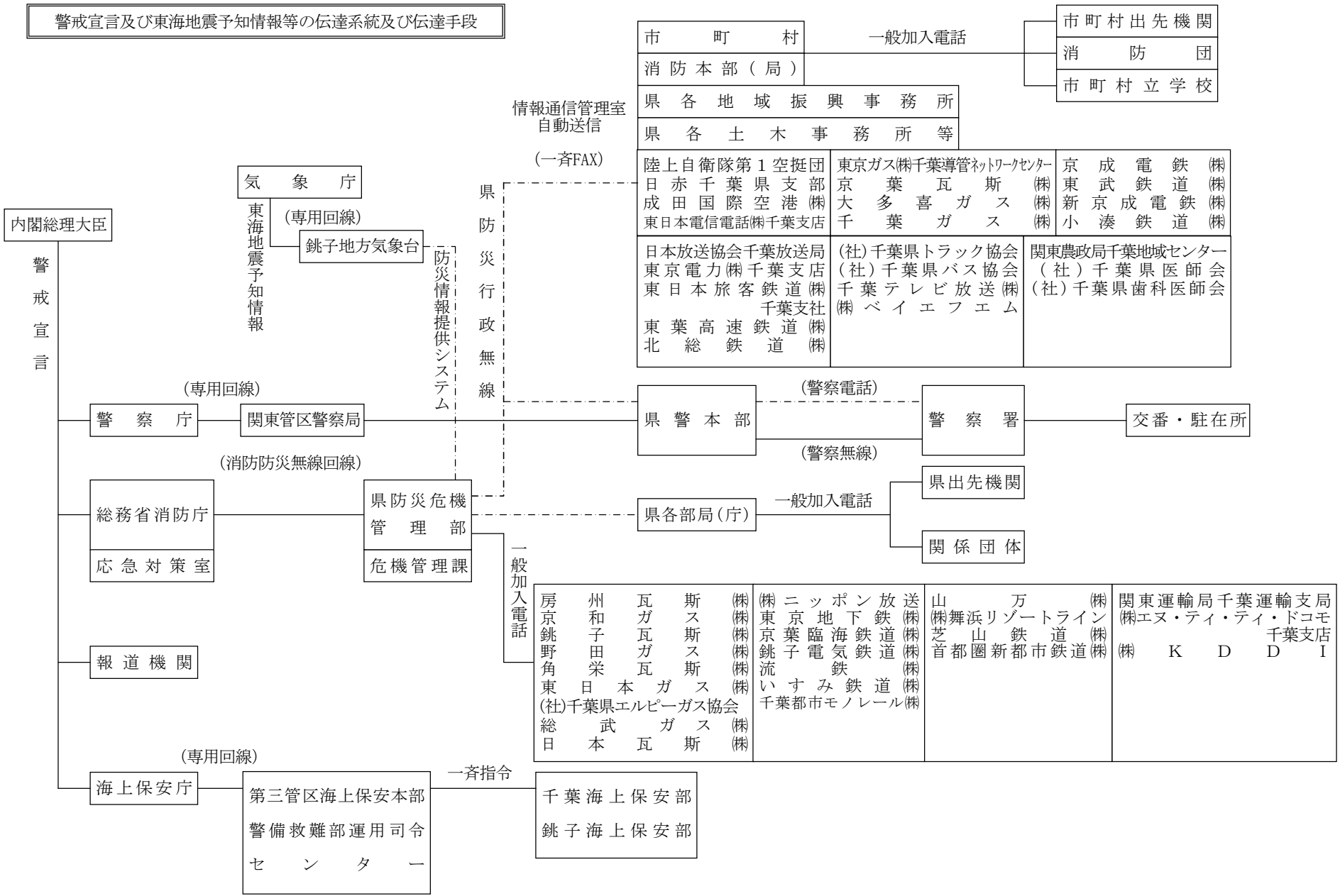
第2節 警戒宣言の伝達及び広報

各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、警戒宣言の発令に関する情報等を迅速、的確に伝達するとともに、住民に対する広報を実施する。

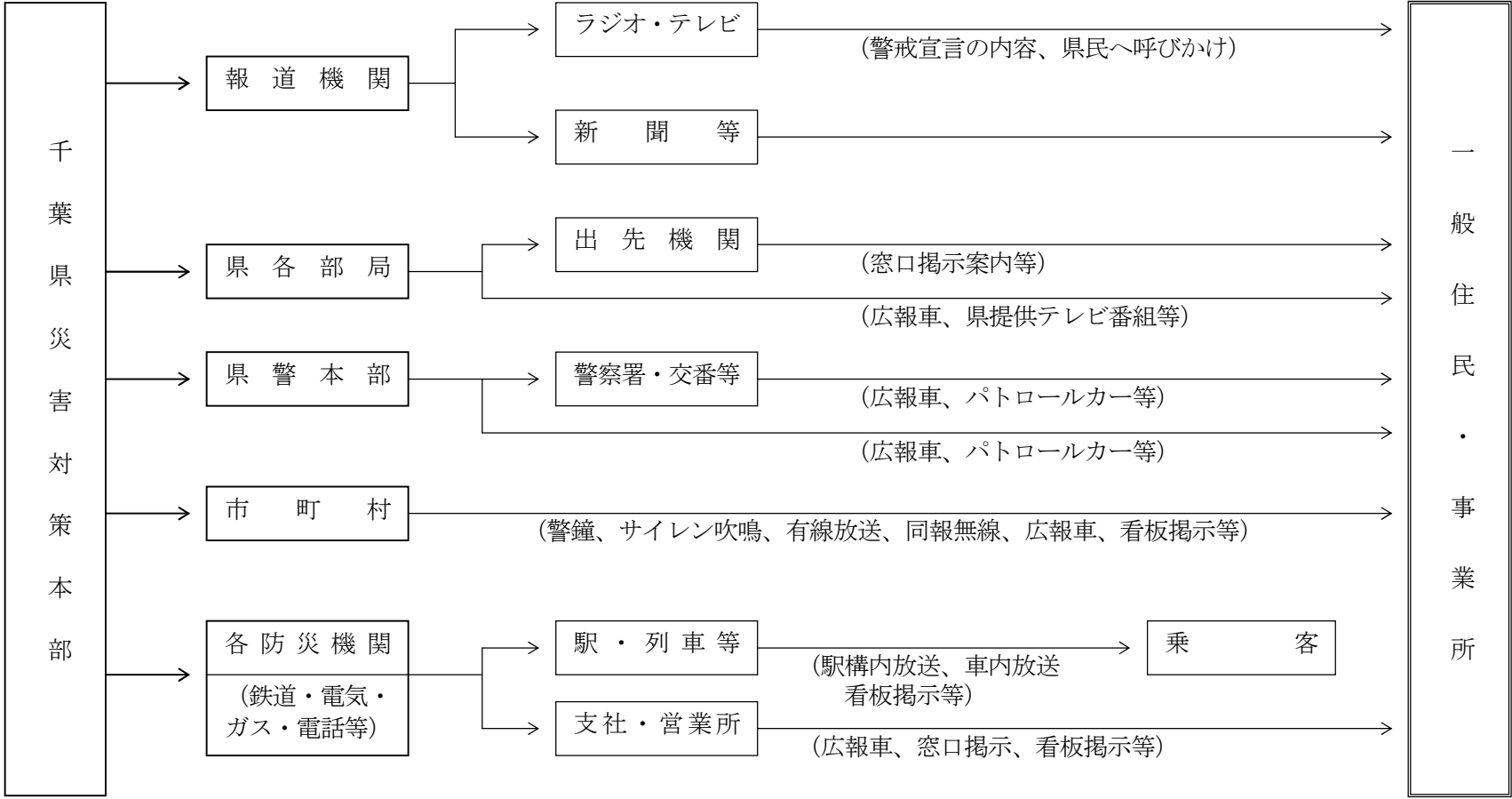
1 警戒宣言の伝達

(1) 伝達系統及び伝達手段


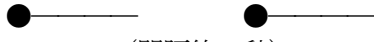

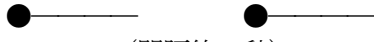

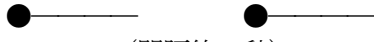
警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。



一般住民、事業所に対する警戒宣言等の情報伝達系統及び伝達手段



(2) 伝達体制

機 関 名	内 容						
県	<p>(1) 県は、警戒宣言及び東海地震予知情報等について、総務省消防庁から通報を受けたときは、直ちに庁内放送、防災行政無線、一般加入電話等によりその旨を庁内、各部、局、出先機関、市町村、各防災機関等へ伝達する。</p> <p>(2) 県各部局等は、警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、出先機関に伝達するとともに、所管業務上必要な関係機関等に対し伝達する。</p>						
市 町 村	<p>(1) 市町村は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、防災対策の遂行上重要な機関、団体に関して、直ちにその旨を伝達する。</p> <p>(2) 一般住民に対しては、各消防署（団）の協力を得て、サイレン吹鳴、警鐘による防災信号、広報無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。</p> <table border="1" data-bbox="762 600 1394 1059"> <tr> <td data-bbox="762 600 842 719">警鐘</td> <td data-bbox="842 600 1394 719"> <p>(5点)</p>  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 719 842 869">サイレン</td> <td data-bbox="842 719 1394 869"> <p>(約45秒) (約45秒)</p>  <p>(間隔約15秒)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 869 842 1059">備考</td> <td data-bbox="842 869 1394 1059"> <p>1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。</p> <p>2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p> </td> </tr> </table>	警鐘	<p>(5点)</p> 	サイレン	<p>(約45秒) (約45秒)</p>  <p>(間隔約15秒)</p>	備考	<p>1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。</p> <p>2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p>
警鐘	<p>(5点)</p> 						
サイレン	<p>(約45秒) (約45秒)</p>  <p>(間隔約15秒)</p>						
備考	<p>1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。</p> <p>2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p>						
県 警 察	<p>警戒宣言の通報を受理したときは、直ちにその旨を各警察署に伝達するとともに、住民に対し、航空機及び警察車両の活用等により、警戒宣言が発令された旨の広報を行う。</p>						
そ の 他 の 防 災 機 関	<p>県から情報を受けたときは、直ちに機関内部、出先機関に伝達するとともに、所管業務上必要な関係機関、団体、事業所等に周知する。</p>						

(3) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ア 警戒宣言等の内容
- イ 本県への影響予想
- ウ 各機関がとるべき体制
- エ その他の必要事項

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるので、これらに対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、県、市町村、各防災機関は所管業務を中心に広報活動を積極的に行うものとする。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予想される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、県災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。

緊急連絡を受けた県災害対策本部は、必要な情報を速やかに県民等へ広報する。

なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む。）、県民だより等を活用して県民へ広報する場合は、総合企画部報道広報課を窓口として行う。

(1) 県における広報

警戒宣言が発せられたときは、各防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を

行う。

なお、特に重要な広報は、広報例文等をあらかじめ定めておくものとする。

ア 広報の項目

(ア) 県民及び事業所のとるべき防災措置

a 火の注意 b 水のくみおき c 家具類の転倒防止等 d 情報収集

(イ) 混乱防止のための対応措置

a 駅等の混乱防止のための広報

(時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけ、駅等の混乱状況等)

b 道路交通の混乱防止のための広報

(走行中の車両の減速走行の呼びかけ、自動車利用の自粛及び中止要請等)

c 電話の輻輳による混乱防止のための広報

(電話利用の自粛要請等)

d 買い出しなどによる混乱防止のための広報

(買い急ぎをする必要のないこと等)

e 金融機関等の混乱防止のための広報

(急いで引き出しをする必要のないこと等)

イ 広報の実施方法

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、情報の提供や呼びかけを適宜実施、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む。）を活用するなど、広報活動を行う。

(2) 市町村における広報

住民に対して行う広報は県に準じて行うこととし、特に重要な広報は広報例文等をあらかじめ定めておくものとする。

ア 広報の項目

(ア) 警戒宣言の内容の周知徹底

(イ) それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ

(ウ) 防災措置の呼びかけ

(エ) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

イ 広報の実施方法

広報無線、有線放送、広報車等によるほか、自主防災組織等を通じて広報活動を行う。

(3) 各防災機関の広報

住民及び施設利用者等に対する広報は県に準じて行う。

ア 広報の項目

(ア) 警戒宣言の内容の周知徹底

(イ) 各防災機関の対応状況及び施設利用者等に対する協力体制

(ウ) その他必要と認める事項

イ 広報の実施方法

各防災機関の広報責任者は、あらかじめ定められた広報計画により職員、外来客、県民等に対する情報伝達を各機関の実態にあわせて積極的に行う。

(4) 報道機関への発表

県災害対策本部は、警戒宣言が発せられた場合、住民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えてとるべき措置が円滑に実施できるよう、報道機関に対して各種情報の提供を行う。

第3節 警備対策

県警察は、警戒宣言が発せられた場合は、警戒体制を発令し、警備本部を設置する。
 なお、警戒体制下活動として、次の活動を行う。

1 基本的な活動

- (1) 要員の招集及び参集
- (2) 避難の指示、警告又は誘導
- (3) 警備部隊の編成及び事前配置
- (4) 通信機材・装備資機材の重点配備
- (5) 補給の準備
- (6) 通信の統制
- (7) 管内状況の把握
- (8) 交通の規制
- (9) 広 報

2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

- (1) 警備部隊の事前配置
 - ア 主要駅等人的の集中が予想される場所
 - イ 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
 - ウ 京葉臨海石油コンビナート地域における要点
 - エ 災害危険場所
 - オ その他必要と認める場所
- (2) 広 報

広 報 内 容	ア 警戒宣言の内容及び関連する情報 イ 住民及び自動車運転者のとるべき措置 ウ 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況 エ その他民心の安定を図るため必要な情報
広 報 手 段	ア パトロールカー、広報車等の警察車両による広報 イ 警察用航空機及び警察用船舶による広報 ウ 警察署、交番等の備付け拡声器による広報 エ 報道機関、防災関係機関への情報提供

第4節 水防・消防等対策

1 県

県は、警戒宣言が発せられた場合、津波、高潮、がけ崩れ等の危険に備え、次の措置を講じる。

部 名	内 容
県 土 整 備 部	<p>(河川整備課・河川環境課)</p> <p>(1) 河川、海岸の水門、排水機場等の施設の操作に備え、水防団及び消防機関と協力して要員の配置を行うとともに、施設の点検整備を行う。</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の点検を行う。なお、各点検整備・準備作業中に地震が発生することも考え、作業中の安全に配慮するものとする。</p> <p>(3) 河川管理施設（ダムを除く。）、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設について、地震発生後の緊急点検に備え、直ちに出勤できる体制をとるものとする。</p> <p>(4) ダムについては、堤体、ゲート予備電源、警報設備、周辺地山等の臨時点検を行う。なお、河川法に基づく許可工作物であるダムについても同様の措置をとるよう工作物の管理者を指導する。</p> <p>(5) 水防資機材の点検整備を行う。</p>
	<p>(港湾課)</p> <p>(1) 水門等の施設の点検 水門、樋門、陸閘、逆流防止扉、排水機等の施設の操作に備え、委託先である市等と連絡を取り、施設の点検整備を行う。</p> <p>(2) 水防資機材の点検整備 水防資機材は、各港湾事務所、土木事務所等に備えておき、点検整備を行う。</p> <p>(3) 海岸保全施設、港湾施設の巡回 ア 海岸保全施設 護岸、胸壁、水門等を巡回し、施設の点検整備を行う。 イ 港湾施設 岸壁、物揚場、荷捌地、上屋等を巡回し、使用者に適切な指示をするとともに、必要に応じて保安措置を講じる。</p>
農 林 水 産 部	<p>(耕地課・森林課)</p> <p>(1) 地すべり防止施設について、地震発生後の緊急点検に備え、直ちに出勤できる体制をとるものとする。</p> <p>(2) 上記の工事中の箇所について、工事の中断を指示するとともに、工事箇所への立入禁止等の措置をとる。</p>
	<p>(漁港課)</p> <p>(1) 漁港施設、海岸保全施設の巡回 各施設を巡回し、使用者に適切な指示をするとともに必要に応じた保安措置を講じる。</p> <p>(2) 工事箇所における安全対策 工事関係者に対し、工事の中止を勧告し必要に応じて安全対策を講じるよう指導する。</p> <p>(3) 水防資機材の点検整備 漁港事務所や保管場所の在庫状況を把握し、点検整備を行う。</p>

2 市町村

市町村、消防機関は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講じる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災・水害等防除のための警戒
- (3) 津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- (4) 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) 資機材の点検整備の実施

3 水防管理団体

水防管理団体は、次の対応措置を講じる。

- (1) 要員確保については消防機関と協議し、水防要員を確保する。
- (2) 管轄区域に係る水害を未然に防御し、又は軽減するため、重要水防箇所の点検及び各機関より管理委託されている水門、閘門及び内水排除施設等の点検を実施する。

4 国（河川管理者）

国土交通省関東地方整備局は、次の対応措置を講じる。

(1) 水防対策

警戒宣言が発表され、津波の発生が予想される場合は津波により水防上危険が予想される箇所及び水防活動に必要な資機材の把握に努め、必要に応じ関係地方公共団体が行う水防活動が十分行われるよう努めるものとする。

(2) 河川管理施設に関する対策

ア 警戒宣言等が発令された場合は、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあつては、緊急点検及び巡視を行なうよう努める。

なお、河川法に基づく許可工作物についても同様の措置をとるよう工作物の管理者を指導するものとする。

イ 水門、閘門及び内水排除施設等については、東海地震予知情報等において津波の発生が予想される場合、操作規則等に定めるところに準じて操作に必要な準備を行うとともに、必要に応じた操作を行うよう努めるものとする。

ウ 工事中の所管施設に関する対策

地震発生の危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要となる補強、落下防止等の保全措置に努めるものとする。

(3) 発災後に備えた資機材人員等の輸送体制

警戒宣言等が発せられた場合においては、発災後の緊急輸送に備えて、資機材、人員等の輸送体制の確保を行うものとする。

第5節 公共輸送対策

警戒宣言が発せられた場合、多数の人間の移動行動等に起因し、公共輸送に係る主要駅ターミナル等においては大きな混乱の発生が懸念される。

このため、公共輸送機能を極力維持するとともに、これらの混乱の発生を防止し、乗客等の安全を確保するため、次のとおり対応措置を講じる。

1 東日本旅客鉄道株式会社の措置

(1) 警戒宣言の伝達

ア 機関内部においては指令専用電話及び緊急連絡用電話を使用し、別に定める経路により伝達する。

イ 運転中の列車等の乗務員に対しては、最寄りの駅長等が列車の停車を待って速やかに伝達する。

ウ 旅客等への伝達は次による。

(ア) 駅においては警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。

(イ) 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

(2) 混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。

ア 東日本旅客鉄道(株)の運転計画の概要周知、旅行の自粛、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、東日本旅客鉄道(株)本社を通じてテレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して、報道を依頼する。

イ 各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行って、理解と協力を要請する。

(3) 列車の運転規制

ア 警戒宣言が発令された時の千葉県内の線区の列車の運転規制は次による。

規制速度	線名	区間	距離
45km/h	総武緩行	千葉～御茶ノ水	38.7km
	総武快速	東京～千葉	39.2km
	常磐快速	上野～取手	39.6km
	常磐緩行	綾瀬～取手	29.7km
	武蔵野	府中本町～新松戸	57.5km
	京葉	西船橋～南船橋 東京～蘇我 西船橋～市川塩浜	5.4km 42.9km 5.9km

規制速度	線名	区間	距離
45km/h	総武	千葉～佐倉	16.1km
	内房	蘇我～館山	85.9km
		千倉～安房鴨川	22.8km
	外房	御宿～安房鴨川	27.9km
久留里	木更津～上総亀山	32.2km	
65km/h	武蔵野	新松戸～西船橋	14.3km
	成田	我孫子～成田	32.9km
		佐倉～佐原	40.0km
		成田～成田空港	10.8km
	総武	佐倉～八日市場	38.4km
東金	大網～成東	13.8km	
外房	千葉～御宿	65.4km	
25km/h	内房	館山～千倉	10.7km

イ 駅構内又は専用線内に留置されている化成品（危険品）積載車両で荷役作業を行っている場合は、直ちに安全な箇所を選んで留置する。

(4) 主要駅の対応措置

ア 帰宅ラッシュ時に伴う駅構内における混乱防止のため、千葉支社社員、地区指導センター社員等を派遣するなどして客扱い要員を増強して重点的に配置するとともに、状況により警察機関の協力を得て警備体制を確立する。

イ 旅客の安全を図るため、次の措置を講じる。

(ア) 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。

(イ) 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。

(ウ) 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

(5) 乗車券の取扱い

ア 強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。

イ 状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。

ウ 強化地域を通行する特急列車等各列車は運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

(6) 現業機関の長のとるべき措置

ア 出火防止措置

(ア) 出火防止のため、直ちに必要とする火気以外は使用を中止し、止むを得ず使用する火気は、地震発生と同時に使用停止できる措置を講じる。

(イ) 危険物等施設の応急措置の実施については、周辺地域の特性、施設の位置、構造、設備及び取扱作業等の実態から発災時に予想される危険性に応じて取扱の停止、制限等具体的措置をとる。

イ 建築物設備の点検措置

建築物その他の施設等の倒壊、落下等のおそれのある箇所の確認及び消防設備の点検を行い、必要な措置を講じる。

ウ 食料及び飲料水の確保

(ア) あらかじめ協力を依頼してある構内食堂等の関係業者と食料のあっせん及び非常用食料の確認をする。

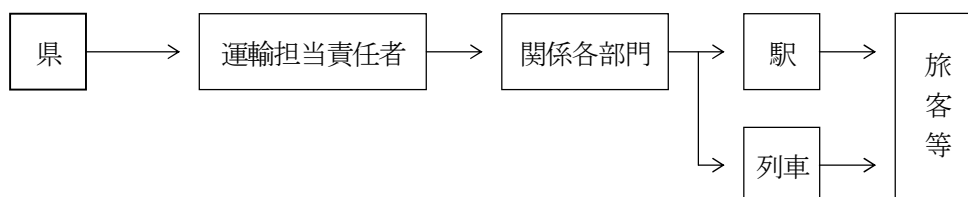
(イ) 区域内の業務用貯水地域を点検するとともに、飲料水、消防用水を貯水する。

2 民営鉄道の措置

〔 東京地下鉄(株) 東武鉄道(株) 京成電鉄(株) 新京成電鉄(株) 小湊鉄道(株) 北総鉄道(株)
京葉臨海鉄道(株) 流鉄(株) 銚子電気鉄道(株) いすみ鉄道(株) 千葉都市モノレール(株)
東葉高速鉄道(株) 山万(株) (株)舞浜リゾートライン 芝山鉄道(株) 首都圏新都市鉄道(株) 〕

(1) 警戒宣言の伝達

ア 伝達ルートは次のとおりとする。



イ 駅、車内等において警戒宣言、東海地震予知情報等の放送を行い、旅客及び貨物荷主の協力を要請し、混乱防止と円滑な輸送の確保を図るとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関に情報を提供する。

(2) 混乱防止対策

駅、車内での混乱を防止するため、次の措置をとる。

ア 平常時から、運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力について広報を行う。

イ 警戒宣言時に報道機関を通じて、正確な運転状況を報道するとともに、時差退社等の呼びかけを行う。

ウ 駅において、放送、掲示等により運転状況を旅客に周知させるとともに、時差退社等を呼びかけ協力を要請する。

(3) 運行方針

各防災関係機関、報道機関及び東日本旅客鉄道(株)との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

なお、警戒宣言発令時の列車運行についての社別基本方針は、次のとおりである。

輸送機関名	発令当日	翌日以降
<p>その他民鉄</p> <p>東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社</p>	<p>警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。</p> <p>なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため一部列車の間引運転等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。</p>	<p>震災時のダイヤとして、一部列車の運転中止・優等列車の各駅停車化を、乗り入れ各社と調整の上実施する。</p> <p>なお、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。</p>

(注) 京葉臨海鉄道(株)は、貨物列車のみの運行であり、東日本旅客鉄道(株)の運行方針と密接に関連を有する。

(4) 主要駅における対応

ア 旅客の安全を図るための措置

- (ア) 適切な放送を実施し、旅客の沈静化に努める。
- (イ) 状況により、改札止めの入場制限等を行う。
- (ウ) 状況により、警察官の応援を要請する。

イ その他の措置

- (ア) 状況を運輸担当現業責任者に通報し、早めに要請する。
- (イ) 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

(5) 列車の運転中止措置

列車の運行確保に当たっては、県、警察、消防機関と一致協力して上記の措置をとるものであるが、万一県民及び事業所の協力が得られず駅等で混乱が発生し、人命に危険をおよぼすおそれが生じた場合、又は踏切支障等が発生した場合には、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

(6) その他の措置

工事箇所については、危険防止措置を講じ、あるいは工事を中止するほか、必要に応じて要注意箇所の点検、監視を行う。

3 バス、タクシー等対策

(社) 千葉県バス協会、(社) 千葉県タクシー協会は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を確保する。

第6節 交通対策

1 道路交通対策

(1) 県警察のとり交通対策

ア 警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、別表1の広域交通規制対象道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

(ア) 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制

(イ) 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両）の確認事務

イ 前記アの交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

別表1 広域交通規制対象道路及び広域交通検問所

凡		例		
道路種別	路線名	指定検問場所	番号	備考
高速道路 自動車専用道路	首都高速湾岸線	舞浜入口	1	
		浦安第1入口	2	
		浦安第2入口	3	
		千鳥町入口	4	
		市川本線料金所	5	
	東関東自動車道	湾岸市川インター	6	
		湾岸習志野インター	7	
		湾岸習志野本線料金所	8	
		湾岸千葉インター	9	
		千葉北インター	10	
		四街道インター	11	
		佐倉インター	12	
		富里インター	13	
		大栄インター	14	
	佐原香取インター	15		
	新空港自動車道	成田本線料金所	16	

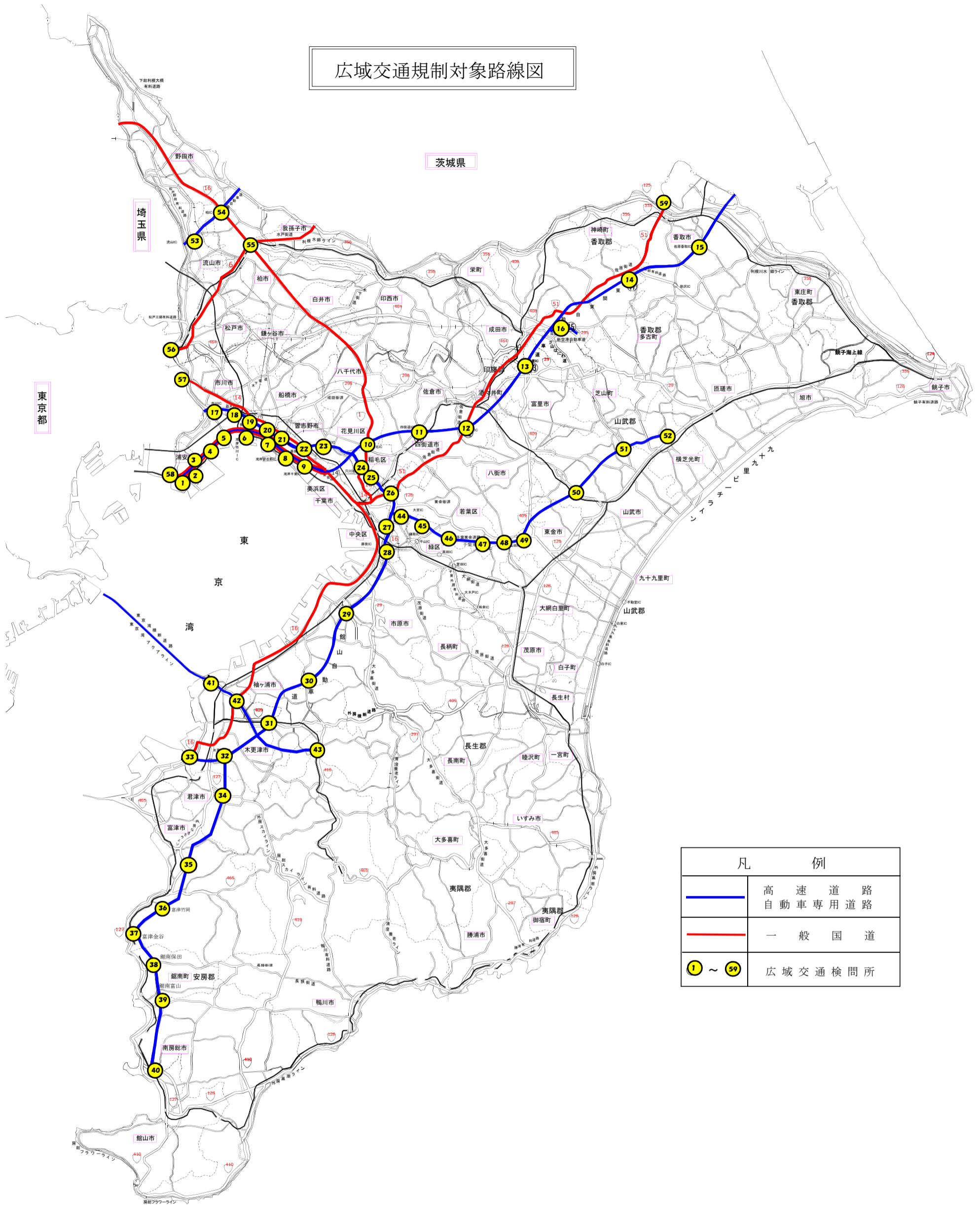
凡		例		
道路種別	路線名	指定検問場所	番号	備考
高速道路 自動車専用道路	京葉道路	市川インター	17	
		原木インター	18	
		船橋インター	19	
		船橋料金所	20	
		花輪インター	21	
		幕張インター	22	
		武石インター	23	
		穴川西インター	24	
		穴川中インター	25	
		貝塚インター	26	
		松ヶ丘インター	27	
	蘇我インター	28		
	館山自動車道	市原インター	29	
		姉崎袖ヶ浦インター	30	
		木更津北インター	31	
		木更津南インター	32	
		木更津南インター国道16号入口	33	
		君津インター	34	
		富津中央インター	35	
	富津館山道路	富津竹岡インター	36	
		富津金谷インター	37	
		鋸南保田インター	38	
		鋸南富山インター	39	
		富浦インター	40	
	東京湾アクアライン 連絡道	木更津金田本線料金所	41	
		袖ヶ浦インター	42	
	首都圏中央連絡 自動車道	木更津東インター	43	
	千葉東金道路	千葉東インター	44	
		大宮インター	45	
		高田インター	46	
		中野インター	47	
山田インター		48		
東金インター		49		
山武成東インター		50		
松尾横芝インター		51		





凡		例		
道路種別	路線名	指定検問場所	番号	備考
高速道路 自動車専用道路	銚子連絡道路	横芝光インター	52	
	常磐自動車道	流山インター	53	
		柏インター	54	
一般国道	国道 16号	呼塚交差点	55	
	国道 6号	新葛飾橋	56	
	国道 14号	市川橋	57	
	国道 357号	舞浜交差点	58	
	国道 51号	水郷大橋	59	

道路交通対策

- 1 警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、別表の広域交通規制道路及び広域検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。
 - ア 強化地域への一般車両流入抑制広報
 - イ 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制
 - ウ 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送路を確保するのに必要な車両）の確認事務
- 2 前記1の交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

広域交通規制対象路線図



凡 例	
	高速道路 自動車専用道路
	一般国道
 ~ 	広域交通検問所

(2) 道路管理者のとの措置

(国土交通省関東地方整備局)

ア 道路施設に関する対策

(ア) 警戒宣言等が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあつては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。

(イ) 地震発生 of 危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強、落下防止等の保全処置に努めるものとする。

イ 道路交通対策

(ア) 警戒宣言等が発令された場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討するものとする。

(イ) 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。

警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを行うものとする。

ウ 発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制

警戒宣言時においては、発災後の緊急輸送路確保に備えて資機材、人員等の輸送体制の確認を行うものとする。

(東日本高速道路(株)関東支社)

ア 警戒宣言時においては、道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努める。

イ 警戒宣言が発せられた場合は、道路巡回等により交通状況の把握に努め、次の交通対策を実施する。

(ア) 東日本高速道路(株)の管理する高速自動車国道及び一般有料道路
県公安委員会が行う車両の強化地域方面への流出の制限等に係る措置に協力する。

(イ) 他道路管理者の管理する道路
関係機関が行う車両の走行抑制に係る措置に協力する。

ウ 警戒宣言時において、道路管理上、次の対策を実施する。

(ア) 道路
道路巡回等により、道路状況の把握に努める。

(イ) 電気通信設備
地震発生に備え、自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検等に努める。

(ウ) 工事中箇所
工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講じる。

(首都高速道路(株))

警戒宣言が発せられたときは、次の対策を行う。

ア 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、占用許可を与えた者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。

イ 県公安委員会が実施する交通規制に協力するとともに、規制状況等について必要な広報を利用者に対して行う。

ウ 無線設備、路面排水設備、非常用電源設備及びトンネル防災設備等の点検を行う。

エ 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置を取り、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講ずる。

(県土整備部)

警戒宣言が発せられた場合、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じ

るとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

ア 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

イ 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

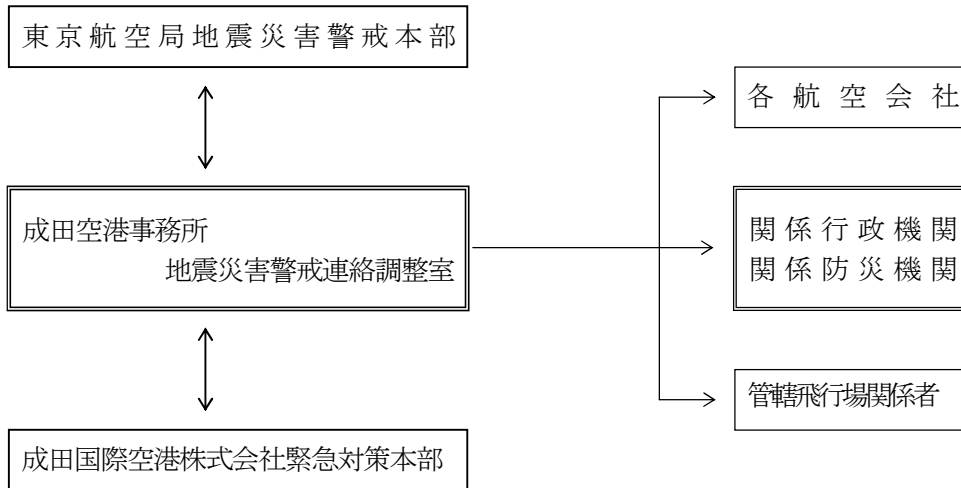
2 飛行場対策

東京航空局成田空港事務所及び成田国際空港株式会社は、航空機の運航、空港内の混乱防止等に関し、次の対策を講じる。

(1) 東京航空局成田空港事務所の対策

東京航空局成田空港事務所は、大規模地震発生の警戒宣言が発せられたときは、地震災害警戒連絡調整室（室長＝空港長）を設置し、航空機の運航等に関し、次の対策を講じる（東海地震に係る成田空港事務所地震防災措置実施要領抜粋）。

ア 警戒宣言時の伝達は次のルートで行う。



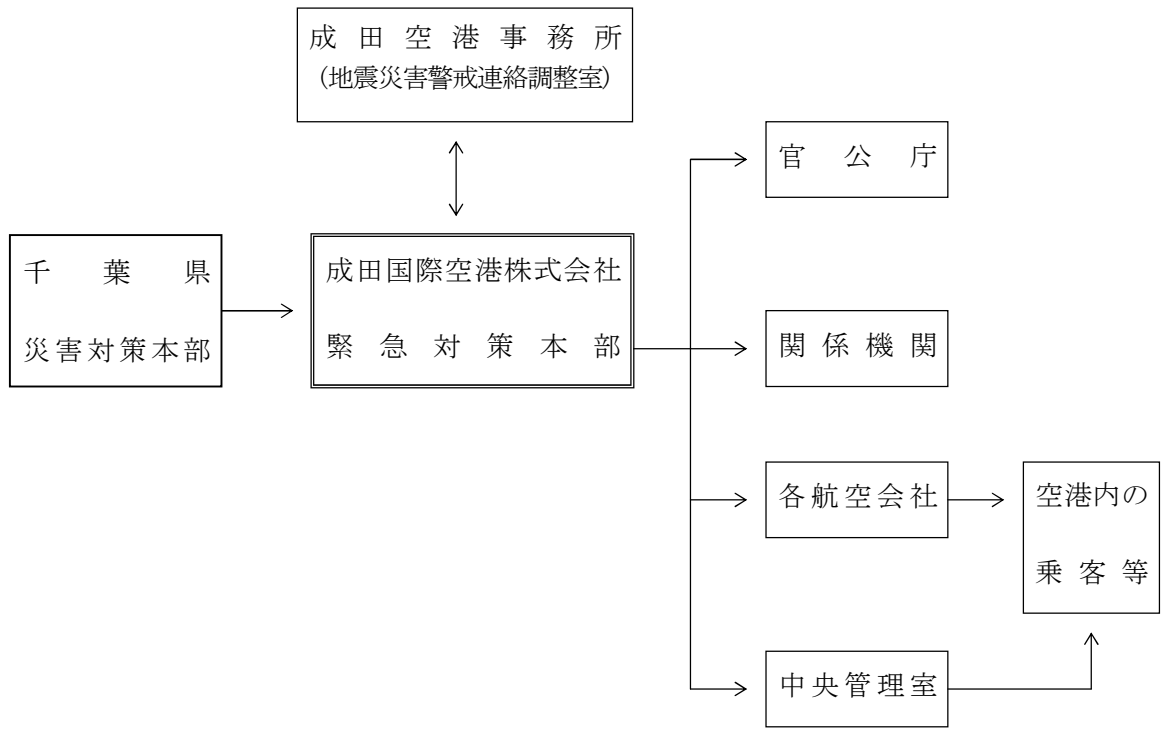
イ 警戒宣言時において次の業務を行う。

- (ア) 情報の収集・伝達
- (イ) 関係機関との連絡調整
- (ウ) 応急救護及び災害防止に必要な措置
- (エ) 航空機の運航に関する調整
- (オ) 通信業務の確保
- (カ) 管制業務の確保

(2) 成田国際空港株式会社の対策

ア 情報伝達

- (ア) 東京航空局成田空港事務所（以下「空港事務所」という。）と成田国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）は警戒宣言及び東海地震予知情報等を相互に伝達調整する。
- (イ) 空港内官公庁、関係機関及び各航空会社に対して、警戒宣言及び東海地震予知情報等を伝達する。
- (ウ) 空港内の乗客等に対しては、旅客ターミナル内中央管理室及び各航空会社を通じて伝達する。
- (エ) 伝達ルートは次のとおりとする。



イ 運航対策

警戒宣言が発せられた場合、航空機の運航の確保と安全を図るため、次の措置をとる。

- (ア) 航空会社に対して、乗降客の安全誘導、航空機自体の保安対策を要請する。
- (イ) 滑走路、誘導路、エプロン等の点検を実施する。
- (ウ) 空港事務所の航空交通管制機関との調整を図る。

ウ 空港の混乱防止対策

警戒宣言時、空港内の混乱を防止するため、次の措置をとる。

- (ア) 必要と認めるときは、空港関係者、災害対策関係者及び空港会社が入場を認めた者以外の空港への入場を制限するものとする。
- (イ) 各航空会社に規制対策を要請する。
- (ウ) 東日本旅客鉄道㈱、京成電鉄㈱等の交通機関に対して、駅への入場、乗車等の制限等措置を要請する。
- (エ) 空港警察署に警備を要請する。

エ 空港施設の保安対策

空港保安施設及びその他現有施設の機能の維持を図るため、点検を強化する。

3 海上交通対策

東海地震の発生に伴う津波は、房総半島南端部では3 mを超えることが想定されるため、海上、港湾関係各機関は、海上交通の安全を確保し、港湾内の混乱を防止するため、警戒宣言が発せられた場合は、次の対策を講じる。

(1) 海上保安対策等

海上保安部（署）は、次の対策を講じる。

- ア 海上保安庁を通じて警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達を受けた時は、直ちに部内、港湾関係団体に伝達する。
- イ 港内及びその付近における船舶に対しては、巡視艇等により適宜周辺海域を巡回し、拡声機、横断幕等により周知する。
- ウ 東京湾における船舶に対しては、東京湾海上交通センター及び各港内交通管制室の機能を併用し、周知する。
- エ 航行船舶に対しては、第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターを通じ、航行警報又は安全通報によって周知する。
- オ 船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の整理、指導を行う。
- カ 海難事故の発生、その他の事情により船舶交通の危険が予想される場合は、船舶の交通を制限又は禁止する。
- キ 危険物荷役中の船舶に対し、荷役の中止を勧告し、事故防止のため必要な指導を行う。
- ク 着積中の船舶に対し、離積避難又は係留強化等の勧告等を行う。
- ケ 危険物取扱事業所等に対し、海上への危険物流出防止措置を講じるよう指導するとともに、排出油防除資機材の準備を行うよう指導する。
- コ 工事作業等は、中止するよう指導する。
- サ 工事資機材、木材、定置網、小型船舶等の流出防止を指導する。

(2) 漁船対策

県農林水産部は、次の対策を講じる。

- ア 農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導内容は、次のとおりである。
 - (ア) 操業安全指導及び海域内における操業指導
 - (イ) 海上保安部の要請による漁船運航の規則
- イ 漁業無線局は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。
 - (ア) 非常用発電機の点検と始動待機
 - (イ) 情報の収集と出漁漁船及び近隣漁協に対し無線等による救急周知
 - (ウ) 空中線の点検、補強と切断対策の実施
 - (エ) 送受信機の震動落下物対策（補充部品の防護を含む。）
 - (オ) 非常用周波数及び他の周波数による緊急呼び出し聴取

第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策

1 上水道対策

県水道局は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、住民、事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。また、指定給水装置工事事業者等関係会社との連絡協力体制について確認する。

イ 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

(3) 施設の保安措置等

ア 警戒宣言時における施設設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

イ 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

ウ 配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民、事業所等の緊急貯水に対応できるように送配水圧の調整を行う。

エ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として次のとおり広報活動を実施する。

広 報 内 容	<p>(1) 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること</p> <p>(2) 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 飲料水の汲み置き ポリタンク、フタのできる容器を利用して、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 生活用水の汲み置き 浴槽等を利用して、貯水する。</p> <p>(3) 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制</p>
広 報 手 段	<p>(1) 報道機関（テレビ、ラジオ等）への放送依頼</p> <p>(2) 広報車による広報</p> <p>(3) 水道工事店の店頭掲示</p> <p>(4) ホームページによる広報等</p>

2 下水道対策

県県土整備部は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 施設等の保安措置

ア 危険物を取扱う処理場、ポンプ場の運転管理については県職員、委託職員の連携の上、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。

イ 工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講じるとともに、応急資機材の点検、整備を行う。

(2) 危険物等に対する措置

ア 石油類等については貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブの閉鎖、タンクローリーの貯蔵タンクへの移送中止、火気の使用制限等のほか、付近住民の安全確保のため必要な措置をとる。

イ 苛性ソーダの等については、残量の確認等のほか、外部への漏洩防止策等、状況に応じた必要な措置をとる。

3 電気対策

東京電力株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 要員の確保

非常災害対策本（支）部構成員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

イ 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車輛、舟艇、航空機、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講じる。この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

ア 特別巡視及び特別点検等

東海地震予知情報等に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

イ 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、東日本電信電話(株)、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

ウ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

エ 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

広 報 内 容	(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと (2) 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合には、絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること (3) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること (4) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと (5) その他必要な事項
広 報 手 段	(1) 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報 (2) 広報車等による広報

4 ガス対策

東京ガス株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 基本方針

警戒宣言が発令された場合に対処するための非常体制として、地震災害警戒体制をとる。

また、東海地震注意情報が発表された場合は、臨時体制をとる。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 人員の確保

非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合、社員等の動員を指令する。

イ 資機材、工具の確認等

警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

(ア) 災害対策用資機材等の確保

(イ) 代替熱源の確保

(ウ) 生活必需品の確保

(エ) 前進基地の確保

(3) 施設の保安措置等

ア ガス工作物等の巡視・点検及び検査

警戒宣言が発せられた場合、地震防災上巡視・点検及び検査が必要なガス工作物等についてあらかじめ定める要領に従い巡視点検及び検査を行う。

イ 工事等の中断

警戒宣言が発せられた場合、工事中又は作業中のガス工作物等については状況に応じ応急保安措置の上、工事又は作業を中断する。

ウ その他の保安措置

警戒宣言が発せられた場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対しては警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

(4) 広報

お客さまに対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。

また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し前述の広報内容を報道するよう要請する。さらに千葉県とも必要に応じて連携を図る。

広報内容	<p>全需要家に対して</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 引き続きガスを供給していること。(2) ガス器具の使用方法及びガス栓の取り扱い方法(3) 例外的に避難する際のガス栓及びガスメータコックの処置方法(4) 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意 <p>特定需要家に対して</p> <ul style="list-style-type: none">(1) ガス機器の使用抑制に関する依頼(2) 地震発生時の遮断バルブによるガス供給遮断の要請
広報手段	<ul style="list-style-type: none">(1) 広報車により、直接需要家に呼びかける。(2) 特定需要家に対しては、個別に連絡を行う。(3) 関係防災機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。

京葉ガス株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 基本方針

地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 人員の確保

勤務時間内	全社員に警戒体制の発令を伝達し、あらかじめ定めた要員は本部の指示に従う。
勤務時間外	要員に電話等により出勤を指示する。 なお、要員がテレビ・ラジオ等で警戒宣言の発令を覚知した場合、動員は自動発令されたものとする。
工事会社の動員	当社の指示により、必要に応じて動員を行い、警戒体制に入る。

イ 緊急用工具・資機材及び車両の準備

警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

(ア) 初動措置に必要な車両を確保し、配置するとともに、緊急用工具、資機材の点検を行う。

(イ) 非常用の食料、飲料、医薬品等を手配、準備する。

(3) 施設の保安措置等

ア ガス工作物等の巡視・点検の準備

あらかじめ定めたガス工作物等の巡視・点検を行うための体制を準備する。

イ 工事等の中止

工事中又は作業中の工事等は中止し、必要な安全措置を講じる。

ウ 連絡網の確認

無線及び電話等の連絡網を確認し、必要に応じ、通信設備の機能確認を行う。

エ その他の保安措置

本社、事業所等の見学者、来訪者等に対して警戒宣言が発令された旨を伝達し、避難、帰宅させる。

オ 工事等の作業の中止及び制限

工事現場では直ちに作業を中止し、安全措置を講じて警戒体制に入る。

その他の者は日常生活を制限し、地震が極度に切迫した場合、直ちに安全な状態で作業を中止できるようにする。

(4) 広 報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。また、大口需要家及び地下街、地下室等に係る需要家には個別に連絡をとり、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応（使用制限、供給停止等）について確認する。

広報内容	(1) 引き続きガスを供給していること (2) 避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処理方法 (3) 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合についての注意
広報手段	(1) 広報車により、直接需要家に呼びかける。 (2) 関係防災機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。

大多喜ガス株式会社、千葉ガス株式会社、京和ガス株式会社、銚子瓦斯株式会社、野田ガス株式会社、角栄瓦斯株式会社、東日本ガス株式会社、総武ガス株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 基本方針

地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 人員の確保

(ア) 勤務時間内

社内放送等により社員に伝達するとともに、社屋外の社員は無線、ポケットベル、ラジオ、テレビ等で警戒宣言を覚知した時点で帰社し、地震災害警戒本部に従う。

(イ) 勤務時間外

伝達経路に従い、電話等で情報を受けた場合は、所属課所又はあらかじめ指示された箇所に出勤し、地震災害警戒本部の指示に従う。なお、ラジオ、テレビ等で警戒宣言の発令を覚知した場合、動員は自動発令されたものとする。

(ウ) 工事会社関係

当社の指示により動員を行い、警戒体制に入る。

供給所、主要バルブ及び主要整圧器の巡視点検を行うとともに、要員を配置する。

イ 緊急用工具・資機材及び車両の点検準備

警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

(ア) 初動措置に必要な車両を確保し、配置するとともに、緊急用工具・資機材の点検準備をする。

(イ) 非常用の食料、飲料水、医薬品等を手配、準備する。

(3) 施設の保安装置

ア 連絡網の確認及び統制

無線、電話等の連絡網を確認し、日常作業の交信を制限する。

イ 施設の巡視、点検

(ア) ガス供給施設（あらかじめ緊急指定したもの）の巡視、点検を行う。

(イ) 主要バルブ、主要整圧器の巡視、点検を行う。

ウ 工事等の作業の中止と安全装置

警戒宣言発令後、社員、工事会社作業員、サービス店作業員は、需要家又は地先における作業を中止し、工事による事故防止措置をとる。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。

また、特定地下室等及び第一種保安物件に係る需要家には個別に連絡をとり、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応について確認する。

広報内容	(1) 引き続きガスを供給していること。 (2) ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱い方法 (3) 例外的に避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処理方法 (4) 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意 (5) 沿岸地区では津波のおそれがあること。
広報手段	(1) 広報車により、直接需要家に呼びかける。 (2) 関係防災機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。

(5) その他

ア 関係省庁、自治体、消防及び警察等との連絡について対策を協議し、協力体制をつくる。

イ 緊急を要するもの以外の電話使用は控えさせる。

ウ 社員等の退社時刻を集中させずに分散させる。

5 通信対策

東日本電信電話（株）千葉支店は、警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。

(1) 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。

ア 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。

イ 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

(2) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉支店管内各地域支店は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

なお、千葉支店情報連絡室は、次の場所に設置する。

設置場所：千葉支店災害対策室（NMビル8F）

電話番号：043-211-8652（代）

(3) 資機材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

- ア 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認
- イ 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認
- ウ 工事中施設等の安全装置

(4) 応急対策

ア 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

(ア) 防災機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。

(イ) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

イ 手動通話、番号案内

(ア) 非常、緊急通話の取扱いは確保することとし、その他“100”番通話に対しては、可能な限り取り扱う。

(イ) 番号案内業務は、可能な限り取り扱う。

ウ 電報

非常、緊急電線の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

エ 営業窓口

平常業務を行う。

(5) 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「〇〇地方の電話はただ今混み合っており、かかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いいたします。」

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

(1) 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話株式会社千葉支店に準じる。

(2) 資機材の点検、確認等

ア 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

イ 災害復旧用資機材、車両の確認

ウ 工事中施設等の安全対策

(3) 応急対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

6 工業用水道対策

企業庁は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 基本方針

警戒宣言が発令された場合、原則として取水量、配水量を必要最小量にする。

なお、この場合はその旨を受水企業へ連絡するものとする。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備

ア 警戒宣言が発令された場合、要員の確保等直ちに工業用水班を設置するとともに、施設及び工事現場等の保安点検及び応急活動のできる非常配備態勢とする。

イ 地震発生に備え、復旧作業に必要な資材、機械器具等の点検整備に努める。

(3) 情報連絡

警戒宣言の発令に係る情報連絡は、「時間内・外の情報連絡体制」に基づき行うものとする。

第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策

1 学校対策

県教育委員会は、警戒宣言が発せられた場合には、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、公立学校については次のとおり対処する。

また、県総務部は私立学校に対し、公立学校に準じた対応措置を講じるよう指導する。

- (1) 警戒宣言発令後は、校長は、直ちに授業を中止し、地域防災計画により児童・生徒の下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- (2) 児童生徒等の下校方法等については、実態に応じて次のように定める。
 - ア 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
 - イ 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
- (3) 学校に残留し、保護する児童生徒等については、氏名等を把握し、職員は、職務内容に従って対処する。
- (4) 保護者への連絡は通信不能の事態も想定の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、関係者に徹底しておく。
- (5) 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。
- (6) 校長は、校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全を確認し、防災上改善が必要な部分について早急に必要な措置をとる。
- (7) 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- (8) 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

2 病院対策

県健康福祉部の警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし、民間医療機関に対しては県医師会等を通じて県立病院に準じた対応を要請する。

- (1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- (2) 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- (3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- (4) 入院患者の安全確保に万全を期す。
- (5) 建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- (6) 水及び食料の確保を図る。

なお、県立病院の具体的対応は、次のとおりである。

ア 診療方針

- (ア) 外来患者については、状況に応じ可能な限り平常どおり診療を行う。このための職員の確保は、あらかじめ定められた方法により行う。
- (イ) 入院患者のうち退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。
- (ウ) 手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処する。
- (エ) 救急患者の受入れ体制を講じる。
- (オ) 手術中の場合は、医師の判断により安全措置を講じる。
- (カ) 手術予定者については、緊急やむを得ない場合を除き、延期するなどの措置を講じる。

イ 来院者、入院患者等に対する情報の伝達、取るべき行動に関する指示

- (ア) 収集された情報は、入院患者等に不安を与えないよう、必要に応じ適宜連絡、伝達する。
- (イ) 外来患者のうち特に急を要する患者以外に対しては、受診の自粛を事前に呼びかける。

ウ 入院患者の安全確保、施設の保安措置等

- (ア) 建物、設備の内外部の点検を強化し、危険物及び可燃物については、発災による被害の防止又は軽減を図るため、あらかじめ定められた点検責任者が直ちに必要な措置を講じる。また、火気使用設備については、防火管理者の指示により使用を制限する。
- (イ) 非常用設備の試運転、非常用備品の確保を講じる。
- (ウ) 貯水槽へ可能な限り貯水を行うほか、ポリ容器等に水を確保する。

3 社会福祉施設等対策

県健康福祉部は、警戒宣言が発せられた場合において、所管する各社会福祉施設及び老人保健施設で迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。

なお、計画は通所（園）施設、入所施設の別及び通所（園）者、入所者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

(1) 情報の受伝達

職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等

(2) 施設の防災点検

応急補修、設備備品等の転倒・落下の防止措置等

(3) 出火防止

消火器等の点検、緊急貯水等

(4) 通所（園）者、入所者等の安全確保

応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救護運搬用具等の確保

(5) 要保護者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置

(6) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置

(7) その他必要な事項

第9節 避難対策

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ、山崩れ、地すべり等の危険性が特に高い地区にあっては、市町村長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難の勧告又は指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じるものとする。

1 警戒宣言時の措置

(1) 避難勧告・指示

市町村長は、消防署等関係機関と協力して、広報無線、広報車等により速やかに避難勧告又は指示を行う。

(2) 避難所の確認

ア 落下物、転倒物の予防措置を確認する。

イ 防災設備等を確認する。

ウ 給食、給水用資機材を確認する。

エ 衣料品等生活必需物資を確認する。

(3) 情報伝達体制の確認

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。

(4) 関係機関に対する通知

避難所を開設した場合は、速やかに、県、消防署等関係機関に通知する。

(5) 職員の派遣

避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

(6) 要援護者に対する援護措置

幼児、児童、高齢者、病弱者等、他人の援護を要する者に対して必要な援護を行う。

(7) 給食、給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して必要な援護を行う。

(8) 生活必需物資の給与

(9) その他

避難終了後、消防署等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

2 事前の措置

市町村長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

(1) 避難対象地区の選定

関係機関とあらかじめ連絡調整を図ったうえ、がけ崩れ、山崩れ、地すべり等により災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。

(2) 避難所の指定

避難者を一時的に収容、保護するため、学校、公民館等を避難所として指定する。

(3) 避難勧告、指示体制の確立

広報無線、広報車等による避難勧告又は指示体制を確立しておく。

(4) 情報伝達体制の確立

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておく。

(5) 要援護者に対する介護体制の確立

幼児、児童、高齢者、病弱者等、他人の援護を要する者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における援護体制を確立しておく。

(6) 住民に対する周知

避難対象地区の住民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

第 10 節 救護救援・防疫対策・保健活動対策

1 救護救援対策

(1) 医療関係機関の対応

医療関係機関がとる措置は次のとおりである。

病院局	<p>(救急医療センター、循環器病センター、東金病院、佐原病院、こども病院、がんセンター)</p> <p>ア 警戒宣言が発せられた場合、病院内に災害対策本部を設置し、県本部等関係機関との情報交換を密にする。</p> <p>イ 医師、看護師等、医療技術職員及び事務職員を配置待機させる。</p> <p>ウ 医薬品、医療機器等の確保配置及び点検を行う。</p> <p>エ 病院内の施設を再点検し、余剰スペース等を利用するなど被災者多数の受入れ体制を整える。</p> <p>オ 病院内の施設、設備、危険物等の点検と保安対策を行う。</p>												
日本赤十字社 千葉県支部	<p>警戒宣言が発せられた場合は、別に定めた日本赤十字社救護規則により、非常体制配備の活動体制を整えるとともに、支部に災害警戒本部を設置し、次の業務を行う。</p> <p>ア 非常無線通信体制と統制局の設置 情報の収集、伝達の迅速確実を期するため、赤十字業務用無線局は傍受体制を整えるものとし、支部基地局（いっせきちば）が統制局となる。</p> <p>イ 救護班の待機 成田赤十字病院に対して、初動救護班 1 個班の待機を指示する。</p> <p>ウ 血液業務 (ア) 千葉県赤十字血液センターに対して、採血業務を一時中止し、献血者に広報を行うとともに、供給体制を強化するよう指示する。 (イ) 移動中の採血車、供給移動中の車両に対して、早急に業務終了し、帰還させるよう指示する。</p> <p>エ 生活物資、防災資材、人員などの配備手配 警戒宣言が発せられた場合、応急救護等が必要となる事態に備え、あらかじめ保有している物資、医薬品等の数量の確認を行うとともに、発生に際し、県及び市町村等からの要請があった場合は、直ちに出勤措置が円滑に遂行されるよう必要な準備を講じるものとする。 日赤における保有等の状況は右表のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">物資の種類</th> <th style="padding: 5px;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">毛 布</td> <td style="padding: 5px;">20,000枚</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">敷 布</td> <td style="padding: 5px;">5,000枚</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">日用品セット</td> <td style="padding: 5px;">5,000組</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ガーゼケット</td> <td style="padding: 5px;">5,000枚</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">バスタオル</td> <td style="padding: 5px;">5,000枚</td> </tr> </tbody> </table>	物資の種類	数 量	毛 布	20,000枚	敷 布	5,000枚	日用品セット	5,000組	ガーゼケット	5,000枚	バスタオル	5,000枚
物資の種類	数 量												
毛 布	20,000枚												
敷 布	5,000枚												
日用品セット	5,000組												
ガーゼケット	5,000枚												
バスタオル	5,000枚												
千 葉 県 医 師 会	<p>ア 地区医師会に対して、発災に備え連絡体制を確保するよう指示する。</p> <p>イ 会員、医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。</p>												
千 葉 県 歯科医師会	<p>ア 地区歯科医師会に対して、発災に備え連絡体制を確保するよう指示する。</p> <p>イ 会員、医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。</p>												

(2) 自衛隊の救援対策

陸上自衛隊第1空挺団は、警戒宣言発令後、速やかに県災害対策本部へ連絡班を派遣するとともに、第1空挺団と県災害対策本部との間に、無線及び多重無線通信組織を構成する。

また、必要に応じ、その他の関係防災機関に連絡班を派遣する。

2 防疫対策

県健康福祉部は、災害発生時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫対策を次のとおり推進する。

(1) 県の行う業務

ア 健康福祉センター（保健所）は、検病調査及び健康診断の必要が予想されるため、地区医師会の協力を得て班（1班の編成：医師1名、保健師又は看護師1名、その他2名）の編成を行う。

イ 災害発生後の防疫情報及び防疫活動について、各健康福祉センター（保健所）は、管轄市町村に周知徹底を図る。

ウ 防疫活動に必要な人員、資材（主に薬剤、ワクチン等）の輸送は、必要に応じ、全健康福祉センター（保健所）及び県の車両を動員するので、配車等の指示を各機関に行う。

エ 健康福祉センター（保健所）は、当該市町村が被災地で供給する飲料水の検水準備を行うとともに、市町村に対し、飲料水の安全確保について指導する。

(2) 市町村に対する指導及び指示事項

ア 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること

イ 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること

3 保健活動対策

県健康福祉部は、災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

(1) 県の行う業務

ア 健康福祉部の行う業務

(ア) 関係課・関係機関などから情報を収集し、災害規模、被災状況、関係機関からのニーズ等を把握し、体制整備を含めた、保健活動計画を立てる。

(イ) 健康福祉センター（保健所）からの支援要請に基づき県レベルでの動員計画を策定する。

(ウ) 厚生労働省等へ保健師等の派遣要請をする。

イ 健康福祉センター（保健所）の行う業務

(ア) 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・災害時要援護者等リスト等について把握し、災害時には、市町村と連携して被災状況・医療機関開設状況や救護活動、災害時要援護者の健康状態の把握等情報収集を行う。災害時要援護者の把握についてはプライバシー保護に十分注意すること。

(イ) 健康福祉センター（保健所）は市町村が行う保健活動の状況により、その活動を支援し、要請に応じ保健師を派遣するとともに、健康福祉部に連絡を行う。

また、健康福祉センター（保健所）管内での対応で不足の場合は、速やかに健康福祉部に連絡し、管外からの支援を要請する。

(ウ) 健康福祉センター（保健所）は、災害時に保健活動チームを編成し、避難所及び避難所以外の被災地において、市町村と連携し被災住民の健康管理や相談等保健活動を行う。

(2) 市町村の行う業務

- ア 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・災害時要援護者のリスト等について把握し、災害時には被災状況・医療機関開設状況や救護活動、災害時要援護者の健康状態の把握等情報収集を行う。災害時要援護者の把握についてはプライバシー保護に十分注意すること。
- イ 避難者の健康管理及び災害時要援護者への処遇調整を行う。
- ウ 保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は管轄健康福祉センター（保健所）を通じ県に派遣依頼をする。
- エ 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による住民不安への対応を実施する。

第 1 1 節 その他の対策

1 食料、医薬品等の確保

県は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、次の措置を講じる。

(1) 食料の確保

農林水産部は、次の措置を講じる。

ア 市町村長から災害応急食料割当申請があった場合の準備体制をとる。

イ 関東農政局千葉地域センター長に対して出庫準備要請をする。

ウ 市町村に対して、食料供給体制をとるよう指示する。

(2) 医薬品の確保

健康福祉部は、千葉県薬剤師会等に対し、備蓄医薬品等の供給準備体制をとるよう指示する。

2 緊急輸送の実施準備

県及び各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講じる。

(1) 緊急輸送車両の確保

各機関は、緊急輸送に必要な車両、人員等を確保し、運行計画の調整等必要な措置をとる。

(2) 緊急輸送車両の確認

地震・津波編第3章第7節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」によるものとする。

(3) 関係団体による協力

(社)千葉県トラック協会は、県災害対策本部から緊急輸送の要請を受けた場合に備え、「災害警戒千葉県本部」を設置し、協力準備体制をとる。

3 県が管理、運営する施設対策

県が管理、運営するさわやかちば県民プラザ、社会教育施設、社会体育施設、公営競技場、都市公園等については、原則として開館、開催、供用を自粛するものとする。

(1) 教育委員会

警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として開館を自粛する。この場合図書館、博物館等の個人使用形態をとる施設においては個人施設利用者に、総合スポーツセンター、青年の家等団体利用形態をとる施設においては主催責任者に、それぞれ協力を呼びかける。

なお、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を講じる。

該 当 施 設

さわやかちば県民プラザ 千葉県立中央図書館 千葉県立西部図書館 千葉県立東部図書館
千葉県総合スポーツセンター 千葉県総合スポーツセンター東総運動場 千葉県国際総合水泳場
千葉県立美術館 千葉県立中央博物館 千葉県立中央博物館大利根分館 千葉県立中央博物館
大多喜城分館 千葉県立中央博物館分館海の博物館 千葉県立現代産業科学館 千葉県立関宿城
博物館 千葉県立房総のむら 千葉県立手賀の丘少年自然の家 千葉県立水郷小見川少年自然の
家 千葉県立君津亀山少年自然の家 千葉県立東金青年の家 千葉県立鴨川青年の家

(2) 総務部

警戒宣言が発せられた場合、県が主催する公営競技（競輪、オートレース）については、開催を自粛するものとする。この場合利用者に対して協力を呼びかける。

（なお、その他の公営競技主催者に対しては、県に準じた対応を要請する。）

(3) 県土整備部

警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として供用を自粛する。

各施設においては利用者に協力を呼びかける。

該当施設

青葉の森公園、幕張海浜公園、柏の葉公園、行田公園、印旛沼公園、北総花の丘公園、蓮沼海浜公園、長生の森公園、富津公園、羽衣公園、館山運動公園、手賀沼自然ふれあい緑道

4 県税の申告、納付等に関する措置

警戒宣言発令時等における県税の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、県税の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。
- (2) 警戒宣言発令に引き続き、県の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、県税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について適切な措置を講じる。

5 その他（特定動物の逸走防止）

県健康福祉部は、警戒宣言発令時において特定動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逸走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

- (1) 「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」等により、あらかじめ定めた緊急時の措置をとる。
- (2) 動物が施設から逸走した場合には、同基準により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講じる。

第6章 県民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、千葉県は震度5強程度になると予想されているところから、ところによっては、(1)壁に割れ目が入る(2)墓石・石どうろうが倒れる(3)煙突・石垣などが破損する(4)軟弱な地盤では、割れたり崩れたりする(5)ブロック塀が倒壊する等の被害の発生が予想される。

千葉県は、千葉地区、東葛飾地区に人口が集中し、都市化現象が著しく、東京湾岸沿いに東葛飾地区から千葉地区、君津地区にかけて大規模なコンビナート地帯を抱えている一方、交通の発達により都市化現象は次第に県東部、県南部へ拡大しつつある。

このため、都県境からこれらの地域にかけて、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。

県、市町村を始め、各防災機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、県民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本章では、県民、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

第1節 県民のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	(1) 家や塀の耐震化を促進する。 ア わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。 イ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。 (2) 家具類の転倒・落下防止措置をとる。 ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。 イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 ウ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 (3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 ア ガスコンロ、ガスストーブ等の定期点検を行う。 イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品(灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等)を置かない。 (4) 消火器、消火用水の準備をする。 ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 イ 出火に備えて、風呂の水を常にためておく。

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<p>(5) 非常用飲料水、食料の準備をする。 ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく（1人1日分の飲料水 約3リットル）。 イ 食料は、長期保存ができる食品（米、クラッカー、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩など。）を3日分程度準備しておく。</p> <p>(6) 救急医薬品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布などを救急箱等にいれて準備しておく。 また、処方箋のコピーを用意しておく。</p> <p>(7) 生活必需品の準備をする。 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。</p> <p>(8) 防災用品の準備をする。 ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p> <p>(9) 防災講習会、訓練へ参加する。 市町村、消防署、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> <p>(10) 家族で対応措置の話し合いをする。 ア 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 ウ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。</p> <p>(11) 自主防災組織に積極的に参加する。</p>
東 海 地 震 注意情報の発表 から警戒宣言が 発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 (2) 電話の利用を自粛する。 (3) 自家用車の使用を自粛する。 (4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 (5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

区 分	と る べ き 措 置
警 戒 宣 言 が 発 令 さ れ て か ら 地 震 発 生 ま で	<p>(1) 警戒宣言情報を入手する。 ア 市町村等の防災信号（サイレン、半鐘）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 イ 県、市町村、警察署、消防署等防災機関の関連情報に注意する。</p> <p>(2) 家具類の転倒・落下防止措置を確認する。 ア 家具、棚等の上の重いものをおろす。 イ 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。 ウ ベランダの置物を片付ける。</p> <p>(3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 ア 火器の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 イ ガス器具等の安全設備を確認する。 ウ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 エ 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。</p> <p>(4) 消火器、消火水の置き場所を確認する。</p> <p>(5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。</p> <p>(6) 非常用飲料水、食料を確認する。</p> <p>(7) 救急医薬品を確認する。</p> <p>(8) 生活必需品を確認する。</p> <p>(9) 防災用品を確認する。</p> <p>(10) 電話の使用を自粛する。 県、市町村、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>(11) 自家用車の利用を自粛する。 ア 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 イ 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。</p> <p>(12) 幼児、児童生徒、高齢者、病者の安全を確認する。 ア 幼児、児童生徒、高齢者、病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。 イ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。</p> <p>(13) エレベーターの使用をさける。</p> <p>(14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(15) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

第2節 自主防災組織のとりべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 組織の編成と、各班の役割を明確にする。 (2) 防災知識の普及活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 イ 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 ウ 地域内の消防水利を把握する。 エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 (3) 防災訓練を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。 (4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 イ 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 ウ プロパンガスボンベの点検を指導する。 (5) 防災資機材等を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。 (6) 情報の収集、伝達体制を確立する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 市町村、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。 イ 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東 海 地 震 注意情報の発表 から警戒宣言が 発令されるまで	<ul style="list-style-type: none"> (1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 (2) 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。
警 戒 宣 言 が 発令されてから 地震発生まで	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自主防災組織の活動体制を確立する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 自主防災組織の編成を確認する。 イ 自主防災組織本部を設置する。 ウ 自主防災組織の役割分担を確認する。 (2) 市町村、消防署等防災機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 (3) 地域住民に対して住民のとりべき措置を呼びかける。 (4) 防災資機材等を確認する。 (5) 幼児、児童、生徒、老人、病者の安全対策措置を呼びかける。 (6) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

(注) 自主防災組織が結成されていない地域にあつては、町内会、自治会、部落会組織等が、この基準に準拠して対応措置をとるものとする。

第3節 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <p>(1) 自衛防災体制の確立</p> <p>ア 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成</p> <p>イ 組織の役割分担の明確化</p> <p>(2) 教育及び広報活動</p> <p>ア 従業員の防災知識の高揚</p> <p>イ 従業員の安否確認方法</p> <p>ウ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修</p> <p>エ 従業員の帰宅対策</p> <p>(3) 防災訓練</p> <p>災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> <p>(4) 危険防止対策</p> <p>ア 施設、設備の定期点検</p> <p>イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置</p> <p>(5) 出火防止対策</p> <p>ア 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検</p> <p>イ 消防水利、機材の整備点検</p> <p>ウ 商品の整備点検</p> <p>エ 易・可燃性物品の管理点検</p> <p>(6) 消防資機材等の整備</p> <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。</p> <p>(7) 情報の収集、伝達体制の確立</p> <p>ア 市町村、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。</p> <p>イ 事業所の実状に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。</p>
東 海 地 震 注意情報の発表 から警戒宣言が 発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。</p> <p>(2) 自衛防災体制を準備、確認する。</p> <p>(3) 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。</p> <p>(4) その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。</p>
警 戒 宣 言 が 発令されてから 地震発生まで	<p>(1) 自衛防災組織の活動体制を確認する。</p> <p>ア 自衛防災組織の編成を確認する。</p> <p>イ 自衛防災本部を設置する。</p> <p>ウ 自衛防災本部の役割分担を確認する。</p> <p>(2) 情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>市町村、消防署等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</p>

区 分	と る べ き 措 置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(3) 危険防止措置を確認する。 ア 施設、設備を確認する。 イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置を確認する。</p> <p>(4) 出火防止措置を確認する。 ア 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 イ 火気使用場所及び周辺を確認する。 ウ 消防水利、機材を確認する。 エ 易・可燃性物品を確認する。</p> <p>(5) 防災資機材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。</p> <p>(6) 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、県民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>(7) 不特定かつ多数の者が出入する劇場、映画館、百貨店、旅館及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</p> <p>(8) 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>(9) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>(10) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>(11) 電話の使用を自粛する。 県、市町村、放送局等防災機関に対する電話による問合せは控える。</p> <p>(12) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

千葉県地域防災計画

第3編 風水害等編

第 1 章 総 則

県土の保全

- ・ 治 水 (第 1 節 風-1-3)
- ・ 治 山 (第 1 節 風-1-5)
- ・ 海 岸 (第 1 節 風-1-5)

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

第1節 県土の保全

本県の位置する房総半島は、四方を海と河川に囲まれ、南部には山間部が広がっており、降雨・暴風等により被害を受けやすい地形的条件にはあるが、治水事業、治山事業等が計画的に推進されてきたため、近年は、風水害による被害は最小限にとどめられているところである。

しかしながら、都市化の進展、県民の生活様式の変化による上下水道、電気、ガス等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展などによる災害時要援護者の増加や、住民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

台風や集中豪雨、竜巻などの暴風の発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

1 治 水

河川の流水が人類に与える利益には、計り知れないものがある反面、豪雨の際には、市街地の宅地の浸水被害や、耕地を押し流し、農作物に被害を与えるなど大災害を発生する原因となっている。

特に狭い国土に多数の人口を擁しているわが国では、高度の土地利用が要求され、河川流域の利用度が著しく高いため、ひとたび河川がはん濫すると、被害は多大なものとなる。そこで災害発生の可能性を軽減し、又は発生した災害を最小限度にするために、広域河川改修事業、総合流域防災事業、総合治水対策特定河川事業、防災調節池事業等の河川改修事業を推進するとともに、流域の持つ保水・遊水機能の確保及び防災上安全な土地利用の誘導等の推進が重要である。

県の境界線を流れる江戸川、利根川は、直轄河川として国が直接改修工事を行っており、この改修は、本県にとって治水上大きな影響があることから、これらの推進も重要である。

県下各河川の特徴（利根川・江戸川を除く）

河川の地域区分	主要河川名	特 徴
利根川・江戸川 支川	坂川、座生川、亀成川、 長門川、根木名川、小野川、 黒部川、清水川 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 北部は利根川、西部は江戸川に接した軟弱地盤の低地を形成しているが、流域の大部分は下総台地からなる。 2 下総台地を水源とした河川は、北部又は西部の低地に流れ利根川・江戸川に注ぐ内水河川となっており、出水時には本川の水位上昇が長期におよぶため排水に苦しむ地域である。 3 利根川沿川地域を中心に農地の面的整備が進んでおり、台地部では西から都市化が進行してきている。 4 台地部の都市化の進展により流出増を招き、下流河川への負担を大きくしている。 5 洪水時には、水防活動が重要な地域である。
東京湾沿岸 河川	真間川、海老川、都川、 村田川、養老川、小櫃川、 小糸川 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 北部は下総台地、南部は東京湾沿岸平野の低地を形成している。 2 下総台地を水源とする河川は東京湾沿岸平野を流れ、東京湾に注いでおり、下流部は潮位の影響を受けやすい。 3 都市化が最も進んでいる地域であり、河川の水環境は悪化し、緑地等も減少している。 4 河口部は干潟を形成していたが、現在ではそのほとんどが埋め立て地になっている。 5 全域において都市化が進み、水害の発生頻度が高い状況にある。

河川の地域区分	主要河川名	特 徴
九十九里河川	新川、栗山川、木戸川、作田川、真亀川、南白亀川、一宮川 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 西部は下総台地、東部は太平洋に面した九十九里平野を形成している。 2 河川は下総台地を水源とし、低平地である九十九里平野を緩やかに流れ、太平洋に注いでおり、河口部付近では河口閉塞がみられる。 3 中・上流部の水田の排水路整備により流出形態が変化し下流部に影響を与えている。 4 中流部の市街地では、河川の流下能力不足による浸水被害が度々発生している。 5 はん濫原であった河川沿いの低地部が市街化されたことにより浸水被害が拡大した。
上総丘陵河川	養老川、小櫃川、小糸川、湊川、夷隅川 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 豊かな自然環境に恵まれた水源かん養地域で流域の大きな河川が多く、県下で最大の多雨地帯となっている。 2 上流部は谷が深く急峻で中流部にかけて蛇行が激しく、一部河川では河口閉塞が発生している。 3 上流部は砂防河川に指定されている区域が多い。 4 洪水調節や農業、水道用の水源となるダムが数多く建設されている。
安房河川	佐久間川、岩井川、平久里川、長尾川、加茂川、丸山川、大風沢川 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 急峻な地形が大部分を占め、平地が少なく、地すべり地帯を形成している。 2 小河川が多く、丘陵部の上流は砂防河川として改修を行っている。 3 急流河川のため局所的な河床変動が生じている。 4 観光開発に伴う流出増が懸念される。
湖 沼	印旛沼、手賀沼	<ol style="list-style-type: none"> 1 排水が不良の低湿地地帯にあり、出水時には機械排水を行っている。

2 治 山

本県の山岳地帯は、安房郡市一帯と君津地域の一部に限られるが、地形が錯そうし、急流が多く、地質が軟弱なため崩壊、崩落及び侵食が激しく、洪水はん濫、土砂流出等が見られるのみならず、小規模の地すべりも各所に起きて、道路、護岸等の公共施設や農宅地被害をしばしばもたらしている。

このため、治山事業等の推進により森林を維持・造成し、山地からの土砂流出等を防ぎ、災害の軽減・防止を図ることが重要である。

3 海 岸

本県の海岸線の総延長は約534kmで、このうち海岸保全施設を整備する必要があるものは、約302kmである。

本県の海岸の特性として、被害の様相は、内湾地域はおもに高潮による被害、外洋いわゆる外房一帯は、波浪による侵食とに分けられる。従って、保全施設の構造についてもこの特性に応じて、内湾地帯は緩傾斜護岸、外房地帯には緩傾斜護岸とヘッドランド（人工岬）、養浜との組合せ等を行って、高潮による災害防止と波浪による海岸侵食防止を図っている。

昭和25年度から海岸事業に国庫補助の途がひらかれて以来、本県の海岸保全施設事業も着々とその成果をあげているが、海岸保全施設の公共的重要性が増大してきている。

また、幕張新都心、京葉臨海工業地帯などの後背地保全のためにも、高潮対策が特に重要視されている。

<資料編8-3 河川法一・二級河川一覧表>

第2章 災害予防計画

防災意識の向上	
・ 防災教育	(第1節 風-2-3)
・ 過去の災害教訓の伝承	(第1節 風-2-3)
・ 防災広報の充実	(第1節 風-2-3)
・ 自主防災体制の強化	(第1節 風-2-4)
・ 防災訓練の充実	(第1節 風-2-6)
水害予防対策	
・ 水害予防計画	(第2節 風-2-7)
・ 高潮予防計画	(第2節 風-2-11)
土砂災害予防対策	
・ 土砂災害防止法に基づく対策の推進	(第3節 風-2-14)
・ 土砂災害に対する警戒避難体制の整備	(第3節 風-2-15)
・ 防災知識の普及啓発	(第3節 風-2-15)
・ 県土保全事業の推進	(第3節 風-2-16)
・ 孤立集落対策	(第3節 風-2-18)
風害予防対策	
・ 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	(第4節 風-2-19)
・ 農作物等の風害防止対策	(第4節 風-2-20)
・ 電力施設風害防止対策	(第4節 風-2-21)
・ 通信施設風害防止対策	(第4節 風-2-21)
雪害予防対策	
・ 道路雪害防止対策	(第5節 風-2-23)
・ 農作物等の雪害防止対策	(第5節 風-2-23)
・ 電力施設雪害防止対策	(第5節 風-2-24)
・ 通信施設雪害防止対策	(第5節 風-2-24)
火災予防対策	
・ 火災予防に係る立入検査	(第6節 風-2-25)
・ 住宅防火対策	(第6節 風-2-25)
・ 消防組織及び施設の整備充実	(第6節 風-2-25)
・ 火災予防についての啓発	(第6節 風-2-26)
消防計画	
・ 常備消防体制の充実・強化	(第7節 風-2-27)
・ 消防団員の確保	(第7節 風-2-27)
・ 消防施設の整備	(第7節 風-2-27)
・ 消防職員、団員等の教育訓練	(第7節 風-2-27)
・ 市町村相互の応援体制	(第7節 風-2-28)
・ 広域航空消防応援体制	(第7節 風-2-28)
・ 消防思想の普及	(第7節 風-2-28)
・ 市町村の消防計画及びその推進	(第7節 風-2-28)

災害時要援護者等の安全確保のための体制整備

- ・ 在宅要援護者に対する対応 (第8節 風-2-30)
- ・ 社会福祉施設等における防災対策 (第8節 風-2-31)
- ・ 外国人に対する対策 (第8節 風-2-32)

情報連絡体制の整備

- ・ 県における災害情報通信施設の整備 (第9節 風-2-33)
- ・ 市町村における災害通信施設の整備 (第9節 風-2-36)
- ・ 警察における災害通信網の整備 (第9節 風-2-36)
- ・ 東日本電信電話㈱千葉支店における災害通信施設の整備 (第9節 風-2-36)
- ・ ㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店における災害通信施設の整備 (第9節 風-2-36)
- ・ KDD I 事業所等における災害通信施設等の整備 (第9節 風-2-37)
- ・ 非常通信体制の充実強化 (第9節 風-2-37)
- ・ アマチュア無線の活用 (第9節 風-2-37)
- ・ その他通信網の整備 (第9節 風-2-37)

備蓄・物流計画

- ・ 食料・生活必需品等の供給体制の整備 (第10節 風-2-38)
- ・ 医薬品及び応急医療資機材等の整備 (第10節 風-2-39)
- ・ 水防用資機材の整備 (第10節 風-2-39)

防災施設の整備

- ・ (仮称) 危機管理防災センターの整備等 (第11節 風-2-41)
- ・ 防災センター等の整備 (第11節 風-2-41)
- ・ 避難施設の整備 (第11節 風-2-41)

帰宅困難者等対策

- ・ 一斉帰宅の抑制 (第12節 風-2-43)
- ・ 情報連絡体制の整備 (第12節 風-2-43)
- ・ 帰宅困難者等への情報提供 (第12節 風-2-43)
- ・ 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み (第12節 風-2-43)

防災体制の整備

- ・ 県の防災体制の整備 (第13節 風-2-44)

第1節 防災意識の向上

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、県民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、県民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、災害についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、県、市町村、防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、特に台風シーズン到来前などの時期をねらい、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、県民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、防災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

1 防災教育（全庁）

県、市町村、防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

2 過去の災害教訓の伝承（防災危機管理部、教育庁、市町村）

県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

県民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3 防災広報の充実（全庁）

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、県、市町村をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

(1) 広報すべき内容

防災知識の普及に当たっては、特に、県民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

ア 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。

- (ア) 気象警報や注意報、気象情報などの種別と対策
- (イ) 避難する場合の携帯品
- (ウ) 避難予定場所と経路等
- (エ) 被災世帯の心得ておくべき事項

イ 災害危険箇所等

水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表を行うとともに、市町村によるハザードマップの作成を促進する。

また、水防活動や避難行動の参考情報として県内の雨量や河川水位情報等を逐次公表する。

ウ 災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ 県地域防災計画の概要

災害対策基本法第40条第4項に基づく「千葉県地域防災計画」の要旨の公表は、千葉県防災会議が千葉県地域防災計画を作成し、または修正した時に、その概要について行う。

(2) 実施方法

ア 新聞の利用

各新聞社の協力を得て防災知識の普及を図る。

イ ラジオ、テレビの利用

防災知識の普及啓発は常時行うことが必要である。なお、季節的に発生が予想される災害については、その季節の到来前に重点的に行う。

ウ 防災行政無線、有線放送の利用

防災行政無線、市町村有線放送を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本等の放送を随時行う。

エ 広報紙

防災に関する知識を深めるため、ちば県民だより、電話帳（NTTハローページ）及び市町村等の広報紙に、防災知識に関する事項を掲載する。

オ 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催

地震、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時県民及び市町村職員その他関係者を対象として実施する。

カ 学校教育

児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。

学校においては、児童生徒への防災教育の充実を図る。

キ 防災センターの活用

センターの展示を利用し、地震、台風、洪水、火災等の災害に関する知識の啓発を図る。

ク インターネットの活用

ホームページ等を活用し、防災知識の普及を図る。

(3) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

4 自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、市町村）

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市町村は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大災害が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、災害時要援護者の救出救護体制の整備として、地域住民と協力して災害時要援護者避難支援プランの策定を進めることとする。

県は、自主防災組織の機能強化を図るため、市町村との連携のもと、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う県が認定した災害対策コーディネーターの養成講座を開催するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、県と市町村は協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防災組織の活動形態

平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 災害時要援護者対策（災害時要援護者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発災時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

(2) 事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物、雑居ビル、地下街等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとられるよう指導する。

なお、平成21年6月から、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、消防法第36条の規定により防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

ウ 中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

5 防災訓練の充実（防災危機管理部、県土整備部、市町村）

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、風水害及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電等、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

(1) 水防訓練

水防管理団体は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ広域洪水等を予想して水防管理団体が連合し、又は県が近県と連合する等、関係団体が合同して実施するものとする。

ア 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果の上がる時期を選んで実施する。

イ 実施地域

河川危険箇所等、洪水のおそれのある地域において実施する。

ウ 方法

実施に当たり、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

(2) 消防訓練

市町村は、市町村の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施する。

(3) 避難等救助訓練

市町村その他関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、百貨店等にあつては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するものとする。また、地域の自主防災組織や住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことも必要である。

(4) 総合防災訓練

県、市町村及び関係機関は合同して、各種の総合防災訓練を実施する。

第2節 水害予防対策

台風や集中豪雨などに起因して発生する水害から、県民の生命、身体、財産を守るため、河川改修等の治水事業を実施し防災対策の推進を図るほか、高潮対策を推進する。

1 水害予防計画（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

(1) 森林の水源かん養機能等による流出抑制対策

県下の森林は、一部海岸沿いを除いては、中央部に集中している。

森林は、緑のダム、天然のダムといわれるほど多量の雨水を貯溜し、流量を調節するとともに、山崩れを防止する機能をもっている。

このため、森林を保安林に指定し、立木の伐採制限、植栽義務を課する等により、水源かん養機能を高め、洪水等を未然に防止するほか、治山事業の実施により、山地崩壊の防止及び復旧、森林の造成等を行い、水源かん養のほか土砂流出防止等の機能を高めるよう努めることとしている。

保安林整備は、森林法及び地すべり等防止法に基づく、治山事業により鋭意推進中であり、今後とも対策を進めていく。

また、地下水かん養機能の低下が一因とされる都市型水害予防のため、都市化地域の地下水かん養機能を高める対策を進める。

(2) 溪流・山林等の治山・砂防に関する事業

森林は、山崩れ、表面侵食、土砂の下流部への流出の防止機能を持っている。

治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養等を図る重要な国土政策のひとつであり、水害の予防にも貢献するものである。

本県の治山・砂防事業は、地質が脆弱で、崩壊や崩落が各所に見られる県南部地区で実施されており、えん堤工、溪流保全工、山腹工等が主要な事業内容となっている。

(3) 農作物等の水害予防対策

水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害をいうが、大雨によって河川がはん濫して田畑を浸したり、洪水によって田畑を流失したり、山崩れによって田畑を埋没したりする農地に対する被害もあれば、冠水によって農作物が腐敗したり、病害虫を発生するなど間接のものもある。

また、被害を与える水の方から考えると、大別して二つとなる。第1は流水による直接破壊、第2は流水の運搬性である。

ア 水害の気象的条件

雨による災害の発生は総雨量もさることながら、どれだけの時間内に降ったかが大きな要因となる。同じ50mmの雨でも、1日を通して降った場合は災害に結びつくことは少ないが、それが1時間で降った場合は大きな被害を引き起こすことが多い。

大雨の降り方と水害の規模には次の3つのタイプがある。

(ア) 短時間強雨

雷雨など、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、土石流、山・がけ崩れなどが多発する。

(イ) 短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、山・がけ崩れ、中小河川の洪水・はん濫など大きな災害に結びつくことが多い。

(ウ) 一様な降り方の大雨

前線活動などによる大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水などの災害に結びつく。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

イ 水害に対する恒久的な防ぎ方

(ア) 農林業経営の立場からの対策

豪雨や長雨の時期をはずして栽培することや、水害に対して抵抗力のある作物を栽培するなど、農業経営（価格差等）及び水害に対する危険度を考えに入れたうえで、利益の期待値を大きくするなどの方法がとられている。農業の多角経営もこの部類に入れることができる。要するに、時間と空間と対象を考慮して、水害による被害を最小限にしようとするものである。

(イ) 農林土木からの対策

農産物の被害や農地、農林用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

ウ 水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して二つとすることができる。第1は、水害直前の対策、第2は、水害発生中ないし直後の対策である。

(ア) 水害直前の対策

水害が予想されるときは、河川堤防の補強、土俵の配置、あるいは臨時の堤防を築くなどするほか、ポンプ排水やダムของ放流などを行ない、洪水の調節に努める。また、被災物を外に移動することも行われる。しかし、農林災害の対象となるものの多くは移動が不可能である。

水害の予想されるときは、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備、避難の準備をしておくことなども重要である。

(イ) 水害直後の対策

水害をうけた農作物に対する応急処置は、作物によっても異なるが、一般的なものとしては、水路の障害物を除去したり、排水ポンプ等により、耕地の停滞水をなるべく早く除去すること、浸水のため根元が現れたときは、他から土をもってきて根株を固定すること、収穫期にある農作物は水が引いたならば、なるべく早く収穫してよく乾燥させること、病虫害防除の対策をとること、回復の見込みのないものは取りかたづける、弱っている作物に生育を促す肥料をやる、といったことが必要である。また逆に窒素肥料は、水稻の水害を大きくするから、控えるといった注意も必要である。

エ 水害等に対する事前対策

基幹的な排水施設を事前に運転するなど、気象条件等から必要な対策を的確に実施する。

(4) 河川改修等の治水事業

千葉県の河川は、県管理の一級河川として根木名川ほか8河川、二級河川として養老川ほか136河川があり、国の交付金を受けて広域河川改修事業、住宅市街地基盤整備事業、総合治水対策特定河川事業、都市基盤河川改修事業等を実施してきた。

これまでの河川改修によって、治水安全度は着実に向上しているが、局所的集中豪雨や都市化の進展などに起因する水害の発生がまだまだ多く見られ、最近では、河川から越水する外水はん濫よりは、雨水が河川に十分排水されないことに起因する内水はん濫が多くなっている。これは、河川流下断面の不足により河川の水位が高くなってしまふことや主として市町村が行う都市下水等の内水排除施設の能力不足に起因しており、引き続き治水安全度を高めるための施策の実施が必要である。

ア 河川の整備

時間雨量50mm（おおむね10年に1回の降雨）に対して安全な河川整備を進める。

河川法により、河川管理者は水系ごとに河川整備基本方針を定め、また、計画的に河川の整備を実施すべき区間について河川整備計画を定めることとなっている。

イ 洪水ハザードマップの作成

河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、浸水実績や洪水シミュレーション結果に基づく洪水ハザードマップの整備を促進する。

洪水ハザードマップは、水害時の人的被害の防止、啓発活動などを目的として各市町村が作成、公表して地域住民への周知を図るものであり、浸水情報や避難場所等を記載したものである。

洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水実績図や浸水想定区域図等については河川管理者が市町村に対して情報提供するとともに、河川管理者自らも、インターネット等を通じて浸水

実績図等の積極的公表に努める。

なお、浸水想定区域は、水防法第14条第1項に基づき、知事が指定した河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定するものである。

また、市町村は、水防法第15条に基づき、浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めた場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を定め、その施設については洪水予報等の伝達方法を市町村地域防災計画に定めるものとする。

ウ 雨水排水の流出抑制

県では、宅地開発による雨水の流出量の増大に対処するため、従来、調整池を設置し流出量の増加を抑制してきたが、地下水のかん養、平常時における河川流量の保全、ヒートアイランド現象の緩和等、水循環の保全・再生を目的に貯留浸透施設の導入を考慮した「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」を平成15年に策定した。同手引きに基づき、雨水排水の流出抑制対策を推進する。

(5) 浸水予想区域の調査及び周知

ア 浸水予想区域の調査

県及び市町村は河川周辺地域での外水及び内水のはん濫や海岸近くにおける高潮及び津波の影響により、家屋の浸水が予想される浸水予想区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努めるものとする。

(ア) 浸水予想区域の調査

県管理の一・二級河川、湖沼等は、下記危険度評定基準により行っている。

評 定 基 準
過去に降雨による浸水により住宅区域に被害が発生したことがあり、その危険性が現在においても解消されていない河川流域で、家屋浸水（床下・床上）の被害が予想される河川。 なお、降雨の規模は概ね50mm/h程度とする。

(イ) 地盤沈下の調査

著しい地盤沈下が進行すると、海岸の近くでは高潮、津波に対し、河川沿いの土地では洪水の危険度が高まると同時に、自然排水機能が低下し、標高が満潮水位以下の土地ではわずかの降雨に対しても、日常的な排水に支障をきたすこととなる。

高潮、津波、洪水等の危険は、これらに対する施設設備の状況によって評価されるべきであるから、この項では、内水による危険区域という面で評価する。

もちろんこの危険は、外的条件との相対的関連によって決定されるべきであるが、ここでは累積沈下量200mm若しくは平均満潮面以下の区域として決定し、毎年の水準測量調査結果により見直す。

- a 葛南地区（市川市、船橋市、習志野市の一部、浦安市）
- b 千葉、市原地区（千葉市、市原市の一部）
- c 九十九里地区（一宮町、長生村、白子町、大網白里町、茂原市、睦沢町の一部）

イ 浸水予想区域等の周知

市町村は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、各種ハザードマップや広報紙等により、一般住民に対し浸水予想区域や避難所等の周知に努めるものとする。

また、県は、市町村が各種ハザードマップを作成するにあたり必要に応じ、浸水実績図や浸水予想区域図等を提供し、支援するものとする。

(6) 道路災害による事故防止

ア 道路防災施設等の整備

台風や集中豪雨等により落石、法面崩落、道路冠水等のおそれのある箇所について防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

イ パトロールの実施

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」により、パトロールの実施の徹底を図る。

ウ 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され、交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定による通行の禁止又は制限を行う。また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく交通止めの措置をとる。

(7) 気象（降水量）、河川水位等の観測

ア 利根川（国管理）

利根川は、国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報及び国土交通大臣が行う水防警報の指定河川となっており、関東地方整備局がその基準観測地点に水位計を設置している。本県関係の主なものは、千葉県水防計画本編第3章第3節及び千葉県水防計画資料編第1章第2節を参照のこと。

イ 県管理河川

(ア) 雨量観測所

千葉県水防テレメーター雨量観測所は、県庁局ほか99か所に設置している。

千葉県水防計画資料編第2章「観測通報」を参照のこと。

(イ) 水位観測所

千葉県水防テレメーター水位観測所は矢作局ほか109か所に設置している。

千葉県水防計画資料編第2章「観測通報」を参照のこと。

(ウ) 気象官署の観測

第3章災害応急対策計画「情報の収集・伝達活動」に基づき、気象情報の観測を行う。

<資料編3-3 千葉県水防テレメータ観測所一覧表>

(8) 電力施設洪水対策

洪水対策は次のとおりであるが、これは洪水によりひきおこされる浸水に対するもので、堤防決壊などによる水の流勢については、特に配慮されていない。

ア 災害予防計画目標

各河川の流域を特定区域とし、浸水災害を想定する。特定区域外も四囲の状況から浸水災害を想定する。

イ 防災施設の現況

(ア) 送電設備

高潮対策に準じる。

(イ) 変電設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

(ウ) 配電設備

高潮対策に準じる。

(エ) 通信設備

高潮対策に準じる。

ウ 防災事業計画

全般計画、実施計画とも上記イに準じ実施するよう努める。

(9) 通信施設水害防止対策

ア 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため設備の2ルート化及び地下化を推進する。

イ 局舎設備

洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施する。

ウ 無線設備

鉄塔、パンザマスト等の基礎を流水の洗掘から防護する措置を講ずるとともに、通信機の設置場所もできるだけ2階以上にするよう配慮する。

また、停電に対処するため、予備電源装置の設置及び整備を図る。

<資料編3-3 千葉県水防テレメータ観測所一覧表>

<資料編8-4 県管理河川等重要水防区域一覧表>

<資料編8-12 国有林内事業計画>

<資料編8-13 溪流又は山林等の砂防に関する事業計画表>

<資料編8-14 河川改修に関する治水事業計画表>

<資料編8-15 道路、橋梁等の維持管理及び道路災害の事故防止関係表>

2 高潮予防計画（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

(1) 海岸高潮対策

本県海岸総延長約534.3kmのうち、浦安から洲崎までの東京湾沿岸については、伊勢湾台風規模の台風を計画気象としてこれによる計算潮位を計画高潮位とし、洲崎から銚子市の利根川河口部までは既往最高潮位により計画高潮位を算出し、さらに、波浪の影響がある箇所については、波の打ちあげ高を考慮して防潮堤の天端高を決定している。

(2) 地盤沈下対策

本県の地盤沈下は、産業の発展や人口の増加とともに昭和30年頃から発生している。その後、昭和40年代中頃には、年間20cmを超える沈下が千葉市、市川市、船橋市及び浦安市にみられたが、地下水及び天然ガスかん水の汲上げ規制を行った結果、昭和48年以降は沈静化の傾向にある。

地盤沈下が生じると、回復はほとんど不可能であり、地盤沈下により低くなった地域においては、高潮対策並びに洪水対策及び常時排水不良対策のため、海岸高潮対策事業や地盤沈下対策事業により排水機場を設置している。

(3) 海岸侵食対策

国土交通省、農林水産省の侵食対策事業は、<資料編8-18 侵食対策事業関係表>のとおりである。

(4) 避難港

ア 県内漁港のうち、避難港（第4種漁港）は乙浜漁港、片貝漁港である。

イ 県内港湾において、名洗港、興津港は避難港の指定を受けている。

(5) 干拓堤防等の改修事業

長浦海岸のうち、国営干拓建設事業で実施した干拓堤防は次のとおりであり、県は、国から施設の管理委託を受け維持管理を行っている。

なお、印旛沼については、昭和37年度から独立行政法人水資源機構により総合開発が実施され、干拓堤防38,978mが施行された。

(T. P : 東京湾平均海面)

地区名	堤防延長	堤防高	堤防構造
長浦干拓第3工区	2,593 m	T. P +4.5 m	コンクリート被覆式
〃 第4工区	3,532 m	T. P +4.5 m	〃

(6) 保安林整備事業（海岸防災林造成工事、保安林改良緊急工事）

森林によって潮風害を防止するとともに、高潮、津波等の被害を防止するため、保安林整備事業（海岸防災林造成工事、保安林改良緊急工事）を実施する。

なお、実施にあたっては、直接波浪による侵食を防止するために設置した防潮堤の後方に森林を造成して、それぞれのもつ防災機能効果の促進を期する。

(7) 高潮の防止対策

昭和31年の海岸法制定以来、海岸保全区域を指定し、高潮等について防止対策を実施することになったが、その概要は次表のとおりである。

ア 海岸保全区域 (平成24年4月1日現在)

区 域	延 長 (m)
保 全 区 域 指 定 済 延 長	304,755
内 水管理・国土保全局 (国土交通省) 所管	182,387
〃 港湾局 (国土交通省) 所管	76,652
〃 農村振興局所管	13,048
〃 水産庁所管	32,668

イ 海岸保全区域の指定を要する区域 (平成24年4月1日現在)

区 域	延 長 (m)
保 全 区 域 要 指 定 延 長	38,943
内 水管理・国土保全局 (国土交通省) 所管	32,852
〃 港湾局 (国土交通省) 所管	1,325
〃 農村振興局所管	0
〃 水産庁所管	4,766

ウ 高潮等により被害をうける危険のある区域

水管理・国土保全局 (国土交通省) 所管海岸、港湾局 (国土交通省) 所管海岸及び農林水産省所管海岸の危険区域は<資料編8-5 海岸法 海岸保全区域一覧表>のとおりである。

(8) 電力施設高潮対策

高潮対策は次のとおりであるが、これは高潮によりひきおこされる浸水に対するもので、堤防決壊等による水の流勢については特に配慮されていない。

ア 災害予防計画目標 (A. P : 荒川工事基準面)

- (ア) 火力発電設備 A. P + 4.0m (参考、護岸の高さA. P + 4.0m)
- (イ) 送電設備 A. P + 4.7m
- (ウ) 変電設備 A. P + 4.7m
- (エ) 配電設備 A. P + 4.0m

イ 防災施設の現況

- (ア) 火力発電設備
 - 護岸の築造
 - a 千葉火力発電所 A. P + 5.0m (護岸)
 - b 五井火力発電所 A. P + 5.5m (護岸)
 - c 姉崎火力発電所 (a) A. P + 5.5m (護岸) (b) A. P + 4.5m (護岸)
 - d 袖ヶ浦火力発電所 A. P + 5.0m (護岸)
 - e 袖ヶ浦火力発電所隣接地区 (a) A. P + 3.6m (護岸) (b) A. P + 4.6m (護岸)
 - f 富津火力発電所 A. P + 4.3m (護岸)

(イ) 送電設備

最高潮位A. P + 5.0mを目途として重要性及び有効度等を考慮して、重点的に諸対策を実施している。

(ウ) 配電設備

A. P + 4. 0 m以上の高潮に対して重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう考慮して実施している。

ウ 防災事業計画

(ア) 火力発電設備

新設火力発電所については、基準高潮位に対し、十分な地盤高又は床高を考慮する。既設火力発電所については、本館への海水侵入を防止することを第一の目的とし、特に必要のある発電所については、防潮堤の築造も考慮する。

(イ) 送電設備

低地区に新設する架空送電線については、地表上の高さを十分確保するよう努める。

(ウ) 変電設備

原則として計画高水位以上に設置し、やむをえない場合は浸水しても影響のない構造とするか、防護施設を設ける。あわせて、排水設備を設ける等の対策を行う。

(エ) 配電設備

A. P + 4. 0 m以上の高潮に対して重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう電柱の高さを定めて建柱する。

(9) 通信設備高潮災害予防対策

水害、風害、雪害防止対策に準じて、局外設備、局内設備、局舎設備等の対策を実施するとともに、移動無線の強化を図り、非常災害時における連絡、情報収集、復旧に対処する。

<資料編 3 - 4 海象観測所一覧表>

<資料編 8 - 5 海岸法 海岸保全区域一覧表>

<資料編 8 - 12 国有林内事業計画>

<資料編 8 - 16 高潮対策事業表>

<資料編 8 - 17 地盤沈下対策事業関係表>

<資料編 8 - 18 侵食対策事業関係表>

<資料編 8 - 19 海岸防災林造成事業計画>

第3節 土砂災害予防対策

台風や集中豪雨などに起因して発生する土砂災害から、県民の生命、身体、財産を守るため、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。

土砂災害の防止に関しては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下「土砂災害防止法」という。)、 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(以下「急傾斜地法」という。)、 「砂防法」及び「地すべり等防止法」等に基づいた対策に努めるものとする。

1 土砂災害防止法に基づく対策の推進(県土整備部)

土砂災害(急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり)から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害防止法」が平成13年4月に施行された。この法律の趣旨に則り以下の手続きを推進する。

(1) 土砂災害危険箇所カルテの整備と危険箇所の公表

県は、土砂災害発生のおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害危険箇所カルテ(斜面カルテ、土石流危険渓流カルテの総称)を整備するなど、土砂災害危険箇所の把握に努めるものとする。

また、土砂災害危険箇所を県のホームページで公表するとともにインターネットに不慣れた高齢者等にも周知するため、土砂災害危険箇所マップを作成し、市町村を通じて公民館等の公共施設に配布する。

(2) 基礎調査の推進

県は、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある土地、当該土地のうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地について、その土地の利用状況、人家、公共施設等の状況、過去の災害実態等について調査する。

(3) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

ア 土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合には、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市町村の長の意見を聴いた上で指定する。

イ 土砂災害特別警戒区域

「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市町村の長の意見を聴いた上で指定する。

(4) 土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策

ア 土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。

イ 居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。

ウ 住宅宅地分譲や、災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可する。

エ 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を図る。この移転等

が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又は、その斡旋に努める。

(5) 緊急調査及び土砂災害緊急情報

県は、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況となった場合、緊急調査を実施し、その結果に基づき重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにする。

緊急調査の結果、自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、または当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係する市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講じる。

2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備（防災危機管理部・県土整備部・警察本部）

(1) 土砂災害に関する情報の収集

県及び市町村は、平常時から土砂災害危険箇所や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、住民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

(2) 警戒避難体制の整備等

市町村は、主として以下の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備するものとし、県は、これらについて市町村に対し、必要な支援を行なうものとする。

ア 市町村は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、災害時要援護者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

また、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

イ 市町村は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、体制の強化を図り、土砂災害発生の切迫性や危険度の推移が分かる補足情報、前兆現象も参考にして、土砂災害が発生するおそれがある箇所（降雨により土砂災害発生危険性が高まった箇所）を特定し、的確に避難準備情報、避難勧告等を発令する。

特に避難準備情報は、災害時要援護者等が避難を開始するための情報であることから、市町村は、当該要援護者の避難に要する時間を的確に把握するよう努めるものとする。

ウ 市町村は、土砂災害警戒区域内において災害時要援護者施設が設置されている場合は、当該施設に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の災害時要援護者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。

エ 市町村は、土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(3) 土砂災害警戒情報の発表

県及び銚子地方気象台は、気象業務法及び災害対策基本法に基づき、迅速かつ的確な土砂災害警戒情報の発表のための体制整備に努める。

3 防災知識の普及啓発（防災危機管理部、県土整備部）

(1) 県及び市町村は、住民に対しインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図るものとする。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、防災訓練の実施に努める。

(2) 県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域の指定箇所を公表する。

また、市町村は、上記箇所が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを対象地域の住民等に対し周知することにより、住民の防災知識の普及啓発に努める。

4 県土保全事業の推進（商工労働部・農林水産部・県土整備部）

土砂災害は、地形・地質等を素因とし、大雨等を誘因として発生するもので、その防止については、科学的調査により地形・地質・気象・地下構造・地下水の状況等を十分把握し、地すべり等の発生のメカニズムを解明して効果的な防止工事を進める必要がある。

(1) 急傾斜地崩壊対策

本県の急傾斜地崩壊危険箇所は、県南部の丘陵地から県北部の下総台地まで県下全域に分布している。特に、近年都市部では、首都近郊の都市化現象によって「がけ地」周辺まで住宅地の進出が見られる。

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

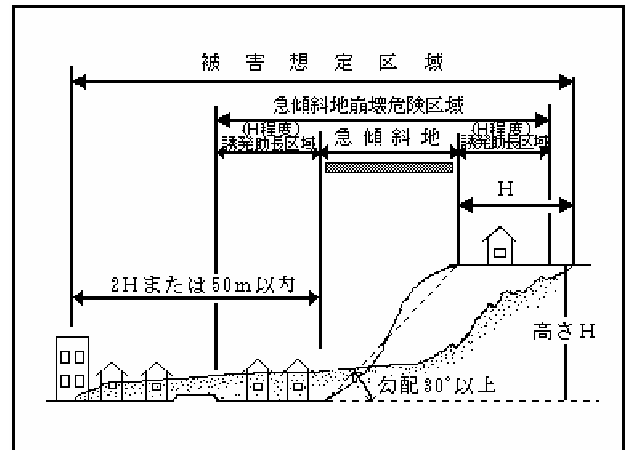
県は、急傾斜地法第3条の規定により、市町村と協議のうえ急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

現在、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域は<資料編8-7 急傾斜地崩壊危険区域指定地及び急傾斜地崩壊危険箇所一覧表>のとおりであるが、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- (ア) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- (イ) 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- (ウ) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。



イ 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

ウ 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施工することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施している。

また、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業及び市町村が行う防止工事に対し、県費助成を行い災害の未然防止に努めている。

エ 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備箇所の向上

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①災害時要援護者関連施設に係る危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

(2) 土石流対策

土石流危険渓流とは、土石流が発生するおそれのある渓流をいい、一般的には渓流の勾配が

約15度以上の急勾配をなす地域をもち、溪流の中に多量の不安定な土砂がある溪流をいう。

これらの溪流について、砂防法第2条により土石流の発生を助長する行為を制限するため砂防指定地の指定を進め、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象が多い箇所から防止工事を実施している。

(3) 地すべり防止対策

本県の地すべり防止区域は、房総半島南部の嶺岡山系を中心とした東南東から西北西の方向に走る著しい破碎帯に沿ってみられる。この区域を農林水産部耕地課（農林水産省所管）、農林水産部森林課（林野庁所管）、県土整備部河川整備課及び河川環境課（国土交通省所管）の四課で分担して調査・計画を行っている。

ア 地すべり防止区域の指定

県は、市町村と協議のうえ地すべり等防止法第3条の規定により、地すべり防止区域の指定を主務大臣に申請する。

現在、防止区域に指定されている区域は〈資料編8-6 地すべり防止区域等〉表2~4のとおりであり、指定を要する危険箇所は表5~6のとおりであるが、今後の調査により、区域指定の促進を図るものとする。

イ 行為の制限

県は、地すべりによる災害を防止するため、地すべり等防止法第18条の規定により、地すべり防止区域内において、地すべりの防止を阻害し、又は、地すべりを助長し、若しくは誘発する行為の制限を行う。

ウ 防止工事の実施

県は、地すべり区域の指定を受けたときは、関係市町村と協議し、地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これに基づき緊急度の高い区域から順次防止工事を実施する。

(4) 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は、公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

県においては、山地災害の種類により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区を指定し公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

(5) 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工にあたっては、関係法令等の基準に基づき、防災等の措置を講ずることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては、地形、地質等の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。

ア 規制区域の指定等

宅地開発事業等を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業の基準に関する条例の規定により県の許可又は確認を必要とする。

また、県は、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。

イ 宅地造成工事の指導

県は、工事の許可及び確認に際し、次の事項に留意するものとする。

(ア) 災害危険区域（建築基準法第39条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。

(イ) 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。

(ウ) 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

(6) 土・石・砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例・採石法・

砂利採取法に基づく認可に際しては、周辺地域の状況等に十分留意するものとする。

また、一旦廃止された採取場は、土・石・砂利の採取法令の適用外となることから、廃止に際しては各採取業者及び関係組合に対し、指導の徹底を図ることとする。

(7) ため池等災害対策

老朽化により、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、県は、「農業用ため池台帳」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。

5 孤立集落対策（商工労働部・農林水産部・県土整備部）

県は、孤立するおそれのある地区を把握し、予防措置等の市町村の孤立集落対策を支援する。

- <資料編 8-6 地すべり防止区域等>
- <資料編 8-7 急傾斜地崩壊危険区域指定地及び急傾斜地崩壊危険箇所一覧表>
- <資料編 8-8 土砂災害警戒区域指定地一覧表>
- <資料編 8-9 土石流危険渓流一覧表>
- <資料編 8-10 山地災害危険地区市町村一覧表>
- <資料編 8-11 宅地造成等規制区域一覧表>
- <資料編 8-13 渓流又は山地等の砂防に関する事業計画表>
- <資料編 8-15 道路、橋梁等の維持管理及び道路災害の事故防止関係表>
- <資料編 8-20 地すべり防止事業等の概要>
- <資料編 8-21 ため池等災害対策事業>

第4節 風害予防対策

台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発（防災危機管理部）

県及び市町村は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、県民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内 容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。 雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くとして予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風の可能性のある地域分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。 平常時を含めて常時10分毎に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

(2) 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

(ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる

(イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする

(ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す

- (エ) 大粒の雨やひょうが降り出す
- イ 発生時に屋内にいる場合
 - (ア) 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
 - (イ) 雨戸・シャッターを閉める
 - (ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
 - (エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る
- ウ 発生時に屋外にいる場合
 - (ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
 - (イ) 橋や陸橋の下に行かない
 - (ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
 - (エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

2 農作物等の風害防止対策（農林水産部）

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害を防止するため、以下の予防対策を推進する。

(1) 風害の恒久的対策

ア 防風林の設置

防風林は、風害を起こす風向きに対して直角に、またできるだけ長く連続して設置する必要がある。林帯の幅は樹高の5倍程度、実距離で30m程度が望ましいが、農業地では10m程度までが一般的である。

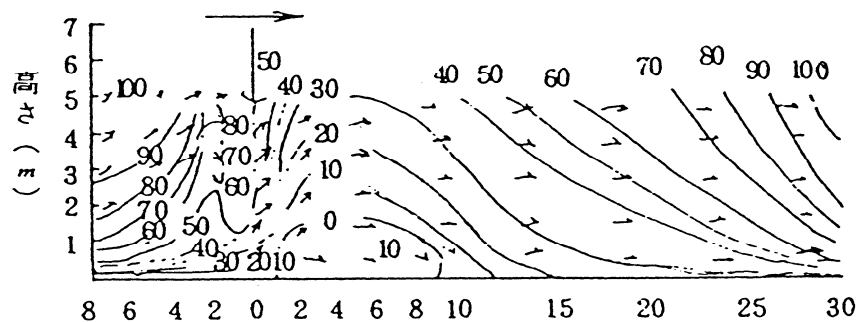
防風林用の樹種としては、土地の気候風土に適応し、成長が早く旺盛で、樹高が高く、幹・枝が強く折れにくい樹種が望ましい。一般的な防風林用の樹種としては、クロマツ、スギ、ヒノキのほか、シラカシ、エンジュ、ヤブツバキ、マサキ、アオキなどがある。

イ 防風垣の設置

(ア) 果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお、栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

(イ) 幅員及び高さ

一列植とし1～1.5m幅で高さは一定しないが3～9m位とする。なお、下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理に万全をつくすこと。



垣高倍数

防風しょうによる風速分布断面図（白鳥基準風速を100とする）

ウ 多目的防災網の設置

果樹は、風害対策として、防風林やネットを設置してきたが、最近では、風だけでなく、降雹、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。

この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。

強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

3 電力施設風害防止対策

(1) 強風対策

ア 災害予防計画目標

建物に対する風圧力は建築基準法による。

送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目による。なお、変電設備の屋外鉄構については風速40m/Sとしている。

イ 防災施設の現況

各設備とも、災害予防計画目標に基づき次により設置している。

(ア) 送電設備

支持物及び電線の強度は、風速40m/S（地上15m）を基準にし、風速の上空逡増を考慮した風圧に耐え得るよう設計している。

倒木等による事故を防止するため、平常時から風害発生のおそれのある樹木の伐採に努める。

電線路に接近して倒壊し易い工作物（例えばテレビアンテナ等）を設置しないよう、平常時からPRして一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する事がないように施設の強化を依頼する。

(イ) 変電設備

最近の標準設計では、屋外鉄構の強度は風速40m/Sの風圧に耐え得るものになっている。

(ウ) 配電設備

電柱および電線の強度は、風速40m/Sの風圧に耐え得るよう設計し、その他については送電設備に準じている。

(エ) 通信設備

無線のアンテナ支持物に対する強度は、前記のとおり電気設備技術基準によっている。

ウ 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも「防災施設の現況」に準じ実施するよう努める。

(2) 塩害対策

ア 災害予防計画目標

本県は塩害の多発地帯であり、特に台風の場合は、ほとんど、塩害が発生するので、対策を講ずる。

イ 防災設備の現況

(ア) 送電設備

がいし増結または耐塩がいし使用による絶縁強化を主体とする対策を、汚損区分に応じ実施している。また塩汚損の測定・がいし洗浄などの保守体制にも万全を期している。

(イ) 変電設備

主に耐塩用がいしの使用と固定式がいし洗浄装置の設置による対策を実施している。また、必要により移動式洗浄ポンプを適宜配置し、がいし洗浄ができるようにしている。

なお、塩分付着量は、パイロットがいしを設置して、定期または臨時に測定監視を実施している。

(ウ) 配電設備

送電設備に準じる。

ウ 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも上記イに準じ実施するよう努める。

4 通信施設風害防止対策

(1) 強風対策

ア 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。

イ 局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的实施と移動電源車の配備を実施する。

ウ 空中線

無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準によっている。

(2) 塩害対策

ア 空中線

本県は、塩害を被り易い地勢にあるので、海岸線付近に設置する空中線は、塩害防止対策を施している。

第5節 雪害予防対策

本県は豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結などの社会機能の低下が危ぶまれるほか、特に農作物に被害が出ることを鑑み、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行う。

1 道路雪害防止対策（県土整備部）

（1）事前対策

道路雪害対策に向け、次の各号に掲げる事項について事前に行っておくものとする。

- ア 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- イ 除雪委託業者との連絡系統の確立
- ウ 路面凍結防止剤の備蓄
- エ 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- オ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- カ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

（2）除雪作業等

除雪作業等は次の各号により実施するものとする。

ア 除雪作業

土木事務所等の機材やトラック類等を使用するとともに除雪委託業者の協力を得て除雪を実施するものとする。

また、除雪の実施にあたっては、隣接する土木事務所等や他の道路管理者と連携を図った上で実施するものとする。

イ 路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、山地部、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備えるものとする。

また、路面凍結が予想される時は気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布するものとする。

ウ 除雪及び路面凍結対策の詳細事項

除雪及び路面凍結対策の詳細な事項については、「道路維持修繕要綱（日本道路協会）」等を参考にして実施するものとする。

2 農作物等の雪害防止対策（農林水産部）

農作物が雪害を被る場合はいろいろあるが、これを分類すると、積雪の重さによるもの、積雪の沈降によるもの、積雪の移動によるもの、長期積雪によるもの、積雪の崩壊によるものの五つに分けることができる。なお、このほかにも間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水のかん養によって生ずる冷水害などがあげられる。

（1）野菜について

ア 事前対策

（ア）ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、丸太等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。

（イ）ビニールハウスは、積雪20cm以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に注意すると同時に、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行う。

イ 事後対策

（ア）降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。

- (イ) 露地野菜も降雪による凍害を受け易いので、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪後は追肥、薬剤散布等による病害予防によって生育の回復を早めるようにする。
- (2) 果樹について
- ア 事前対策
- (ア) 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。
- (イ) 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置、整備を行うこと。(防風対策の項参照)
- また「寒冷紗^{かんれいしや}」や「コモ」で樹を被覆する。ただし、被覆はかけ方によって逆に荷重が加わって被害を大きくするので、樹の上部をトンガリ帽子状に被覆する。
- また、幼木の被覆は1樹1束とする。
- イ 事後対策
- (ア) 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、灰等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害をうけるので注意する。
- (イ) 融雪期間が長くなると、湿害が起こり易いので溝を掘って排水をよくする。
- (ウ) 裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。
- (3) 花きについて
- ア 事前対策
- (ア) ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、丸太等で各部を十分補強する。
- 特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。
- (イ) ハウス屋根の積雪は20cmを超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。
- (ウ) ハウス内作物の保護は、暖房器具に注意し、停電等による中断や、たき過ぎに特に注意する。
- (エ) 露地ものについては、支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。
- イ 事後対策
- (ア) 降雪後は、直ちに除雪を行い、晴天の日は、遮光をして直射光線による害から守り、また、除雪とともに融雪につとめ、施設付近に堆積しておかないこと。
- 融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。
- (イ) 露地ものについては、降雪後くん炭等をまいて融雪に努めると共に、併せて湿害から守る。

3 電力施設雪害防止対策

(1) 送電設備

経過地の状況に応じ、着雪量、脱落条件を綿密な調査検討により想定する。これにより想定される着雪荷重に対処して、電線及び支持物の強度を適切に定め、また、不均一着雪、スリートジャンプ及びギャロッピングによる短地絡事故防止のため、電線配列の適正化や難着雪対策等必要な措置を講ずる。

(2) 配電設備

難着雪対策を施した電線を全体的に適用している。

4 通信施設雪害防止対策

水害、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機を配備している。

第6節 火災予防対策

火災を予防し、その被害の軽減を図るための対策を推進する。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、第4編大規模事故編の大規模火災に関する計画に、林野火災を想定した対策については、同編の林野火災に関する計画によるものとする。

1 火災予防に係る立入検査（防災危機管理部）

3月1日から7日間の春季、及び11月9日から7日間の秋季の火災予防運動期間中を重点的に、各市町村消防機関が、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

立入検査の主眼点

- (1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- (2) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- (3) こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、市町村火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- (4) 劇場・映画館・百貨店等公衆集合場所での裸火の使用等について、市町村火災予防条例に違反していないかどうか。
- (5) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、市町村火災予防条例に違反していないかどうか。
- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

2 住宅防火対策（防災危機管理部）

県内の火災による死者（放火自殺者を除く）の約8割を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、県は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、県内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災等を防止するため、関係機関と連携し、出火防止対策を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

3 消防組織及び施設の整備充実（防災危機管理部）

(1) 消防組織

県は、市町村の行う消防職員・団員の確保、消防本部、署等の消防組織の充実強化に必要な情報を提供する。

(2) 消防施設等の整備充実

県は、市町村が作成した消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等市町村の実情を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を促進するため支援する。

4 火災予防についての啓発（防災危機管理部）

火災予防運動

春季及び秋季火災予防運動において、火災予防思想の普及のため県内各地で次のような啓発活動を実施する。

- (1) 火災予防運動を県民に周知させるため、火災予防運動初日の3月1日、11月9日に消防本部、署及び分団等のサイレンの吹鳴、警鐘の打鐘の実施
- (2) 防災・防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会の開催
- (3) 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察
- (4) 商店街、小学校、保育所、デパート、病院等の消火・避難訓練

第7節 消 防 計 画

大規模災害・特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

1 常備消防体制の充実・強化（防災危機管理部）

県下全域の市町村で常備消防（消防本部・署）が設置されているが、県は、緊急消防援助隊を含めた市町村の行う常備消防の充実・強化を推進するため支援を行う。

2 消防団員の確保（防災危機管理部）

消防団員の確保のため市町村の留意すべき事項

- (1) 消防団に関する住民意識の高揚
- (2) 処遇の改善
- (3) 消防団の施設・設備の改善
- (4) 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- (5) 機能別団員・分団の採用推進

3 消防施設の整備（防災危機管理部）

県内消防施設の強化を図るために、市町村等の行う消防施設強化事業に対し支援を行う。

- (1) 消防ポンプ車等、水利等消防施設の現況の把握
- (2) 消防施設の整備

ア 高規格救急自動車の整備

県内の救命率の向上のため、高規格救急自動車の整備に対し、市町村の財政事情その他必要に応じ支援を行う。

イ 消防団の施設・設備

地域における消防力の強化を図るために、消防団の施設・設備に対し、市町村の財政事情その他必要に応じ、国及び県において支援する。

4 消防職員、団員等の教育訓練（防災危機管理部）

消防大学校及び県消防学校において、おおむね次のとおり教育訓練を行う。

- (1) 消防大学校での教育訓練
幹部として必要な教育訓練を行う。
- (2) 県消防学校での教育訓練（消防庁で示す「消防学校の教育訓練の基準」に基づく教育訓練）

ア 消防職員

- (ア) 初任教育（初任科）
- (イ) 専科教育（特別災害科、予防査察科、危険物科、火災調査科、救急科、救助科）
- (ウ) 幹部教育（初・中・上級幹部科）
- (エ) 特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、気管挿管・薬剤投与講習）

イ 消防団員

- (ア) 基礎教育（新任科）
- (イ) 専科教育（警防科）
- (ウ) 幹部教育（初・中級幹部科）
- (エ) 特別教育（指導員科、訓練指導科、女性消防団員科、一日入校及び現地教育）

ウ 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

エ 災害救援ボランティア

災害時に災害救援活動を行うボランティアに必要な消防分野に係る知識・技能の習得について、講師の派遣等の協力を行う。

5 市町村相互の応援体制（防災危機管理部）

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、運営の推進を図るとともに、市町村においては、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に策定した「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び、応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

6 広域航空消防応援体制（防災危機管理部）

大規模特殊災害発生時に、消防組織法第44条の3の規定により、他の都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目、並びに県及び当該市町村の事前計画に定める手続き等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。

7 消防思想の普及（防災危機管理部）

- (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
- (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。(各1週間)
- (3) 県消防大会及び県操法大会を開催して、消防職員・団員の士気の高揚を図る。
- (4) 各種講習会等を開催する
- (5) 下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

(公財) 千葉県消防協会

(社) 千葉県危険物安全協会連合会

千葉県少年婦人防火委員会

(社) 千葉県消防設備協会

また、その他火災予防については、同章前節「火災予防対策」による。

なお、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

8 市町村の消防計画及びその推進（防災危機管理部、市町村）

特に次の項目について推進を図る。

- (1) 消防組織の整備強化
家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の予警報計画
- (4) 消防職員、団員招集計画
- (5) 出動計画
- (6) 応援部隊受入誘導計画
- (7) 特殊地域の消防計画
 - ア 特殊建物、施設の多い地域の計画
 - (ア) 密集地域の計画
 - (イ) 重要文化財の計画
 - (ウ) バラック建物等の地域の計画
 - (エ) 重要建物、施設の計画
 - (オ) 高層建物の計画
 - (カ) 地下構造物及び施設の計画
 - (キ) その他

- イ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画
 - ウ 港湾等沿岸地域の計画
 - エ 急傾斜地域の計画
 - オ その他
- (8) 異常時の消防計画
- ア 強風時の計画
 - イ 乾燥時の計画
 - ウ 飛火警戒の計画
 - エ 断水又は減水時の水利計画
- (9) その他の消防計画
- ア 林野火災の計画
 - イ 車両火災の計画
 - ウ 船舶火災の計画
 - エ 航空機火災の計画
- (10) 消防訓練計画
- ア 機械器具操法訓練
 - イ 機関運用及び放水演習
 - ウ 自動車操縦訓練
 - エ 非常招集訓練
 - オ 飛火警戒訓練
 - カ 通信連絡訓練
 - キ 破壊消防訓練
 - ク 林野火災防ぎょ訓練
 - ケ 車両火災防ぎょ訓練
 - コ 船舶火災防ぎょ訓練
 - サ 航空機火災防ぎょ訓練
 - シ 危険物火災等特殊火災防ぎょ訓練
 - ス 災害応急対策訓練
 - セ 自衛消防隊の指導
- (11) 火災予防計画
- ア 防火思想普及計画
 - イ 予防査察計画

<資料編 1-12-6 千葉県広域消防相互応援協定書>

<資料編 1-12-7 千葉県消防広域応援基本計画>

<資料編 1-12-9 大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画>

第8節 災害時要援護者等の安全確保のための体制整備

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要となったこと等については、水害・土砂災害などの風水害を想定した対策を講じる上でも共通した課題であり、県及び市町村等は、高齢者や障害者のほか、難病患者・乳幼児・妊産婦・外国人などを含めた災害時要援護者の安全確保体制の整備を図る。

国では、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（以下、この節において「ガイドライン」という。）」を策定し、県では「災害時要援護者避難支援の手引き（以下、この節において「手引き」という。）」を作成している。なお、国は平成24年度にガイドラインを改定することとしている。

1 在宅要援護者に対する対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

(1) 災害時要援護者の把握

県民及び市町村は、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児、妊婦等いわゆる「災害時要援護者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。

なお、県民及び市町村は、ガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行うものとする。

ア 災害時要援護者の所在把握

(ア) 市町村は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要援護者をリストアップし、どのような要援護者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平常時から要援護者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要援護者に関しても可能な限り把握しておく必要がある。

(ウ) 所在把握には、自治会や町内会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。

イ 所在情報の管理

(ア) 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有しておくことが必要である。

(イ) 災害時における情報の開示時期、どのような機関に対して情報を開示し、どのような協力を得ていくのか、情報開示の内容をどこまでの範囲にするのか、それぞれ定めておく必要がある。

(ウ) 災害時要援護者の所在情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最低限の限られた範囲での利用が求められることから、コンピュータを利用してのデータベース化やGIS化などを進めるとともに、データの流出防止等、情報の適切な管理の下に、常に必要最低限の情報が取り出せるように整備することが必要である。

なお、災害による電源喪失を考え、紙での情報保管についても検討していく。

(2) 支援体制の整備

県及び市町村は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で災害時要援護者を支援するための体制づくりを行う。

市町村は、ガイドラインや手引きを参考とし、災害時要援護者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

(3) 災害時要援護者避難支援プランの策定

県民及び市町村は、「災害時要援護者」の把握に努め、名簿を作成し、自治会や町内会など地域社会全体で一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な災害時

要援護者避難支援プランの個別計画の策定に努めるものとする。

(4) 避難指示等の情報伝達

市町村は、高齢者や障害者等の災害時要援護者について、その状態や特性に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

(5) 防災設備等の整備

県及び市町村は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきり高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

(6) 避難施設等の整備

市町村は、施設の安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、要援護者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。また、県及び市町村は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の災害時要援護者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

災害時要援護者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品やミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、支援者で備えることとする。

市町村は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、災害時要援護者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(7) 防災知識の普及、防災訓練の充実

県及び市町村は、災害時要援護者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

(8) 在宅避難者等への支援

県及び市町村は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る災害時要援護者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

2 社会福祉施設等における防災対策（健康福祉部、教育庁）

県及び市町村は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者及び児童生徒等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、市町村との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者及び児童生徒等の実態等に応じた協力が得られるよう体制

づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的を実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的を実施する。

3 外国人に対する対策（総合企画部、防災危機管理部）

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

県及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「災害時要援護者」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 外国人に対する対応

県は、日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、各市町村からの迅速な派遣要請が可能となるよう、平時から各市町村に対し、派遣制度の周知を図る。

また、日本語理解が十分でない外国人が、自身の情報（氏名、国籍、連絡先、既往歴等）を伝える手段（ツール）について今後検討していく。

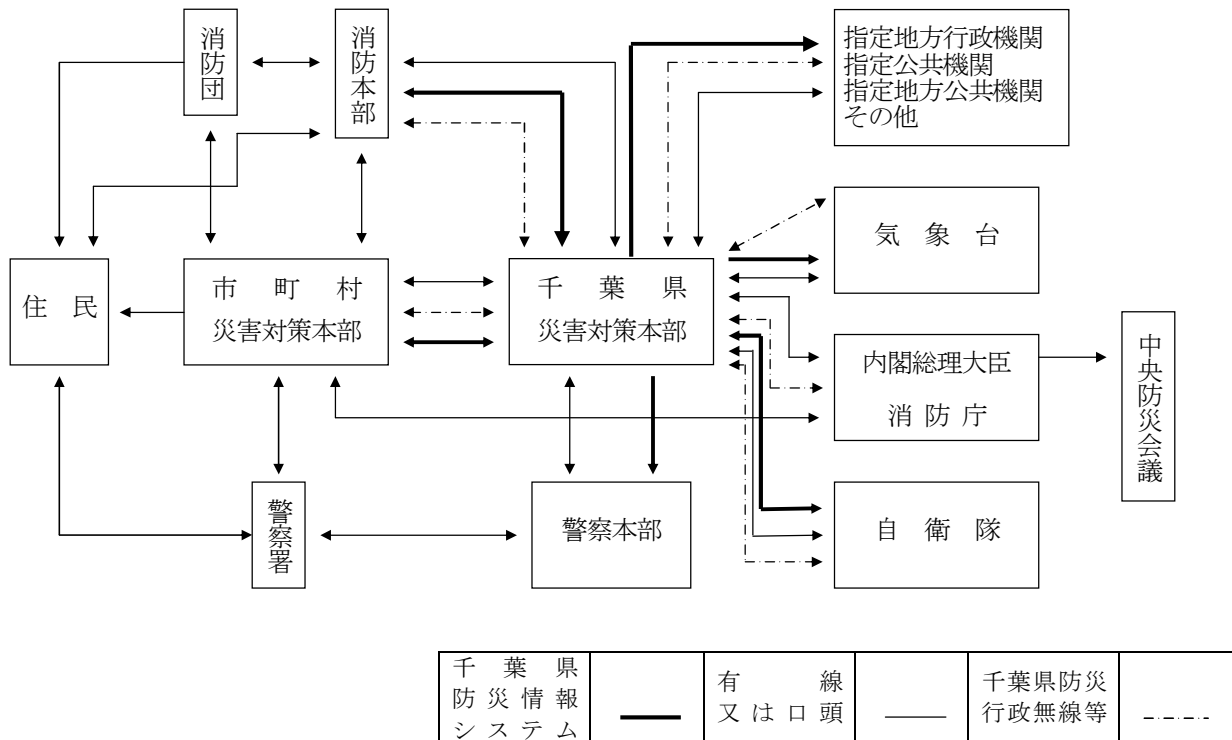
第9節 情報連絡体制の整備

大規模災害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、県、市町村及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

なお、災害時の通信連絡系統は以下のとおりである。

通信連絡系統



1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部）

(1) 県防災行政無線の整備

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

ア 整備概要

(ア) 無線設備設置機関

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関256機関に無線設備を設置している。

(イ) 通信回線

a 地上系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方気象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。

b 衛星系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。

c 移動系通信回線

県内に整備した10箇所の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。

(ウ) 通信機能の概要

a 個別通信機能

防災無線設備設置機関は、相互に一般加入電話が輻輳した場合でも利用可能な専用回線による電話、ファクシミリ、データ伝送による通信が行える。また、消防庁や地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県等とも同様に、相互に通信が可能である。

b 一斉通報機能

県庁からネットワークを構成する全機関には、ファクシミリ、音声及びデータ伝送による一斉通報が行える。

c 映像伝送機能

県庁及び衛星通信車から衛星系通信回線を利用して、衛星系通信回線による無線設備を設置した県内の機関及び地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県に対し災害現場の映像等を伝送することができる。

(エ) 災害時等に対する設備対策

a 回線帯域制御機能

発生時等における通信の輻輳に対処するため、地上系光ファイバー回線に回線帯域制御機能を備えており、重要な通信を優先して伝送することができる。

b 機器監視制御

県庁防災行政無線統制室において、全局の運用状態を常時コンピュータで集中監視・制御している。

c 通信回線の2ルート化

県庁と土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部等の間は、衛星系通信回線と地上系通信回線により通信回線を2ルート化しており、情報伝達の確実性を図っている。

d 予備電源の配備

停電に備えて、全局に予備電源装置（発動発電機、無停電電源装置、直流電源装置等）を配備している。また、県庁においては、浸水被害発生時にも有効に稼働するよう電源装置の移設を行う。

e 衛星通信車（ちば衛星号）の配備

衛星系通信回線を利用した映像送信機能のほか、電話、ファクシミリによる個別通信機能を有した衛星通信車を配備しており、災害現場における情報収集や通信機能が停止した機関の代替無線局として活用できる。

f 可搬型地球局の配備

災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁、地域振興事務所及び県防災センターに配備している。

g その他の設備の配備

災害発生時、既設通信回線が使用できなくなった場合の代替手段として、災害対策本部の支部となる地域振興事務所等に衛星携帯電話等を配備する。

h 通信訓練の実施

県防災行政無線が設置されている機関において、機器等の熟知及び災害発生時における円滑な操作を図るため、定期的に通信訓練を実施する。

(オ) 運用体制

a 県防災行政無線統制室は、災害時における迅速、的確な情報の受伝達と全局の機器の運用状態の監視・制御のため、職員等による24時間体制をとっている。

b 県は通信機器等を、大雨等による水害に対処できるよう地域の状況を勘案のうえ設置し、また、災害時の通信確保を図るため通信運用マニュアル等を作成し、各局を指導している。

(カ) 機器の保守体制

県は通信機器の定期的な保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止を図っている。
なお、機器に障害が発生した場合は、速やかに復旧処理にあたる体制をとっている。

＜資料編 3-5 千葉県防災行政無線通信施設＞

(2) 国が整備する通信設備

ア 気象庁は、確実な緊急地震速報の発表のため、その体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

イ 県は、国の関係機関との連絡のため、国が整備する下記の通信設備も利用する。

(ア) 災害対策基本法、消防組織法及び水防法等に基づき、災害時等において県と総務省消防庁及び国土交通省との間における情報受伝達に必要な通信を確保するために整備された、国土交通省都道府県間水防連絡用多重無線電話(国土交通省)及び消防防災無線(総務省消防庁)。

(イ) 内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間における情報伝達に必要な通信を確保するために整備された、中央防災無線網(緊急連絡用回線)。

(3) 防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、消防本部、警察及びその他防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、これらの機関と相互に通信が可能な防災相互通信用の無線装置を県庁に整備している。

(4) 防災情報システムの整備

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」(以下「防災情報システム」という。)を整備し、運用している。

ア 防災情報システムの概要

防災情報システムは、災害に係わる情報の収集、処理、分析を迅速かつ的確に行い、災害時における防災関係機関との調整、意思決定等を支援するシステムである。

県庁、地域振興事務所及び土木事務所等の県出先機関及び市町村等の防災関係130機関に情報の入力・検索・表示機能を備えた専用端末を設置し、電気通信事業者の光回線を利用してオンラインによる被害情報等報告及びこれらの情報の共有を行っている。併せて、防災ポータルサイトを通じて県民に対する防災に関する情報発信を行っている。

＜資料編 3-14 千葉県防災情報システム端末装置設置機関＞

イ 防災情報システムの機能概要

(ア) 被害情報処理機能(防災情報システム)

専用端末を設置した各機関で把握した被害情報等を、各機関の担当者が専用端末により直接データベースに登録することで、県災害対策本部への被害情報報告と専用端末を設置した各機関との情報共有を同時に行う。

(イ) 実況監視処理機能(気象情報システム)

気象情報や県土整備部が整備した水防テレメータシステムで収集した雨量・水位情報の実況監視を専用端末装置等から行う。

また、緊急を有する情報についてはポップアップ(警告音、回転灯)により通知を行う。

(ウ) 地図情報

電子化された基本地図上に各防災関係機関が入力した災害危険箇所・区域、避難場所及び公共施設等の各種防災情報や被害情報等を表示し、それらの情報を共有する。

(エ) 物資管理情報システム

県及び市町村で管理する防災用資機材、非常用食料、医薬品、生活必需品等の備蓄物資情報を管理する。

(オ) 県民への情報発信機能

防災ポータルサイトを通じて気象情報、被害情報、避難場所に関する情報等を発信する。

また、希望者あてに「ちば防災メール」を配信し、防災に関する各種情報を発信する。

(カ) 職員参集機能

気象情報の種類や規模等に応じてメールを自動配信し、関係職員の自動参集を支援する。

ウ 防災情報システムの改良

県は、これまでの防災情報システムの運用実績、東日本大震災における災害対策本部の活動を通じて得られた教訓、県民の要望及び情報通信関係技術の開発動向を見据え、システムの全面改修に向けた検討を行う。

また、全面改修までの間は、現行のシステムについて機能の充実を目指し、可能な範囲での改良を継続的に実施していく。

＜資料編 3-13 千葉県防災情報システム構成概念図＞

(5) 情報基盤の整備・充実

県は、災害時の応急対策における情報伝達手段を確保するため、職員全員に業務用として配付しているパソコン及び全庁情報ネットワーク等、情報基盤の整備・充実を図る。

2 市町村における災害通信施設の整備（防災危機管理部）

市町村は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、市町村防災行政無線等の整備拡充に努める。

(1) 市町村防災行政無線等の整備状況

(平成23年3月31日現在)

種 別		区 分		
		整 備 済	未 整 備	整 備 率 (%)
防災行政無線	同報系	54	0	100
	移動系	46	8	85.2

(2) 全国瞬時警報システムの整備状況

(平成24年3月31日現在)

種別		区分		
		整 備 済	未 整 備	整 備 率 (%)
全国瞬時警報システム		54	0	100

備考：市町村防災行政無線との接続は49市町村で実施している。

3 警察における災害通信網の整備（警察本部）

(1) 警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努める。

(2) 知事、市町村長及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

＜資料編 3-7 警察通信施設＞

4 東日本電信電話(株)千葉支店における災害通信施設の整備

東日本電信電話(株)千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、Ku帯超小型衛星通信方式端末及びポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。

また、千葉支店災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

5 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店における災害通信施設の整備

(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

6 KDD I 事業所等における災害通信施設等の整備

KDD I ㈱では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要設備については予備電源を設置している。

7 非常通信体制の充実強化（防災危機管理部）

県、市町村及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

8 アマチュア無線の活用（防災危機管部）

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、県は、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。

このため、県とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、平常時から連携強化に努めるものとする。

<資料編1-12-67 アマチュア無線による災害時応援協定書>

9 その他通信網の整備（総務部、総合企画部、防災危機管理部）

CATV、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第10節 備蓄・物流計画

県及び市町村は、県民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、県民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

1 食料・生活必需品等の供給体制の整備（防災危機管理部、市町村）

(1) 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、県及び市町村は、家庭等における3日分以上の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することなど、県民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

(2) 市町村における備蓄・調達体制の整備

市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や災害時要援護者・女性の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結の推進に努める。

(3) 県における備蓄・調達体制の整備

県は、市町村が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や調達が困難になった場合などに備え、広域地方公共団体として市町村を補完する立場から、物資の備蓄・調達体制の整備等に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資・資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に際しては、民間からの調達を組み合わせる上で、市町村を補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図るものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、災害時要援護者や女性の避難生活等に配慮する。

イ 備蓄品目の選定等に際しては、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となる被災市町村に対して、要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援を想定した検討を行うとともに、平時から「プッシュ型」支援を想定し、物資の備蓄状況や集積拠点等について、県・市町村間の情報共有を図る。

ウ 被災地に物資を迅速に提供するため、平時から備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有を図るとともに、県内11か所の備蓄拠点による分散備蓄により相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。

エ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結のさらなる推進に努める。

(4) 県及び市町村における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市町村は、平時から体制整備に努めるものとする。

ア 県における物流体制

県は、市町村の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等により必要な物資を確保し、市町村の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。大量の支援物資等の受入れ、在庫管理及び払出しを円滑に行い、かつ迅速に目的地へ輸送するため、物資の集積拠点としての物流倉庫や、輸送車両・機材・ノウハウの提供等について、倉庫業界・トラック業界などの民間物流事業者の協力を受けるなど、官民連携による物流体制を構築するものとする。

イ 市町村における物流体制

市町村は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部）

(1) 災害用医薬品等の備蓄

災害発生時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、健康福祉センター（保健所）等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備しているところである。

（平成24年4月1日現在）

備蓄数量	備蓄場所
3 セット	習志野及び印旛の各健康福祉センター（保健所）
2 セット	県庁薬務課、山武健康福祉センター（保健所）
1 セット	市川、松戸、野田、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各健康福祉センター（保健所）、八日市場及び鴨川の各地域保健センター

1セット：500人分（県全体数量：22セット・11,000人分）

(2) 応急医療資機材の備蓄

大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を健康福祉センター（保健所）等に整備しているところである。

（平成24年4月1日現在）

整備状況	応急医療資機材の内容
県医療整備課(4セット)、習志野健康福祉センター(13セット)、市川健康福祉センター(16セット)、松戸健康福祉センター(23セット)、野田健康福祉センター(5セット)、印旛健康福祉センター(14セット)、印旛健康福祉センター成田支所(10セット)、香取健康福祉センター(5セット)、海匝健康福祉センター(5セット)、八日市場地域保健センター(5セット)、山武健康福祉センター(10セット)、長生健康福祉センター(5セット)、夷隅健康福祉センター(6セット)、安房健康福祉センター(10セット)、鴨川地域保健センター(5セット)、君津健康福祉センター(10セット)、市原健康福祉センター(10セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射器

<資料編4-3 医薬品等>

3 水防用資機材の整備（県土整備部）

洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、次のように水防用資機材を整備している。これらの水防用資機材は、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう整備に努める。

(1) 水防用資機材

水防管理団体は、おおむね担当堤防延長2 kmについて1箇所割合で、水防倉庫（木造33.3平方メートル程度）、その他資材そなえ付け場を設け（なるべく水防活動に便利な箇所を選ぶ）、資機材を備蓄するよう努める。

(参考) 指定水防管理団体整備基準

品名	数量	品名	数量
土のう	3,000 俵	のこぎり	4 丁
なわ	550 kg	かま	10 丁
シート	100 枚	おの	5 丁
杉丸太 末口 3寸2.5間	10 本	ベンチ	3 丁
" 2.0間	30 本	鉄線 (#8)	100 kg
" 1.0間	200 本	" (#10)	100 kg
竹	15 本	かすがい	50 本
蛇籠	20 本	大型照明灯	3 台
スコップ	30 丁	予備土砂	若干
掛矢	10 丁		

(2) 水防施設等

県（現地指導班）及び水防倉庫の数は次のとおり

ア 県倉庫 31 か所（各土木事務所、その他）

イ 水防管理団体水防倉庫 122 棟

第 1 1 節 防災施設の整備

災害から県民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための防災センターや避難所等の各種防災施設等の整備が重要である。

1 (仮称) 危機管理防災センターの整備等 (防災危機管理部)

災害対策本部が迅速かつ円滑に機能するよう本部事務局室を常設し、独自の自家発電設備を備えた(仮称)危機管理防災センターを整備する。

2 防災センター等の整備 (防災危機管理部)

県は、平常時における県民の防災知識の普及啓発を図るとともに、大規模災害時における防災用資機材や食料の備蓄、搬送拠点として、中央防災センターを設置しており、さらに東葛飾地域をはじめとする県西部の防災拠点として、西部防災センターの整備を図った。

なお、中央防災センター及び西部防災センターの概要は次のとおりである。

名 称	中央 防 災 セ ン タ ー	西 部 防 災 セ ン タ ー
所 在 地	千葉市中央区仁戸名町666-2	松戸市松戸558-3
敷 地 面 積	12,415㎡	10,000㎡
開 館 年 度	昭和60年度	平成10年度
延 床 面 積 等	鉄筋コンクリート造平家建 1,453㎡	鉄骨鉄筋コンクリート造2階建 3,189㎡
展 示 施 設 等	※展示施設については、 平成16年4月より休止中	地震体験装置、暴風雨体験装置 初期消火体験装置、消防署への通報 訓練装置、応急救護訓練装置、 煙内避難体験装置、総合シミュレー ション、Q&Aモシモンドイヤル 災害(地震、風水害)、防災(火災) 及び避難(煙災害)をテーマにした 映像等
備 蓄 倉 庫	293㎡	260㎡

3 避難施設の整備 (防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村)

(1) 避難場所等の整備

市町村は、「災害時における避難所運営の手引き」により、避難所等の選定を行い、県もその確保に協力することとする。

<資料編5-7 各市町村における避難場所・施設の指定状況>

また、避難所等の整備等については、同手引きの記載内容及び次の点に留意するものとする。

ア 避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模を持って適切に配慮する。

イ 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。

ウ 避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。

エ 避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

オ 避難生活の長期化、高齢者、障害者等の災害時要援護者に対応するため、災害時要援護者に特別の配慮をするための避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベット、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。

カ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

(2) 避難路の整備

市町村は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、適切な措置を講じておく。

(3) ヘリコプター臨時離発着場等の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、市町村は地域防災計画に位置付けその確保に努める。

特に、使用の際に混乱が予想される避難所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

また、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の各部隊の支援を円滑に受け入れるための進出拠点・応急対策活動拠点の候補地や広域物資拠点・広域医療搬送拠点の候補地をあらかじめ選定するものとする。

第12節 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等対策は、東日本大震災において、県内で多くの帰宅困難者が発生したことや、首都直下地震により東京を中心とした首都圏で広域的な被害が発生した場合に、大規模地震発生当初の混乱防止や人命救助活動等の円滑化を図ることから、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本方針の周知徹底や、帰宅困難者等の安全確保などの対策を図るものであるが、台風等の風水害発生時においても、鉄道を中心とした交通機関の停止による帰宅困難者等の発生が見込まれる。

地震・津波災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができるなど、対策にも違いがあるが、台風の滞留や、出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。

1 一斉帰宅の抑制

被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族などの安否等が確認できないことにより心理的な動揺が発生し、職場や外出先などから居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。

台風等の暴風雨が継続している場合は、移動行動そのもの困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底が不可欠である。この基本原則を実効性のあるものとするため、具体的な取組を実施していく。

2 情報連絡体制の整備

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。また、暴風雨が継続している状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関などの関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。

このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会や、今後、各地域で市町村が事務局となり設立される駅周辺帰宅困難者等協議会の活用など、関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。

3 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動を取るためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、県及び市町村は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報提供を図るとともに、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNSなどの情報発信手段についても検討していく。

4 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、風水害等により交通機関が一定期間機能停止した場合における施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第13節 防災体制の整備

県は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、国・他県等からの広域応援体制を構築するため、平時から県内市町村、国、他都道府県や県内外の防災関係機関との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。

1 県の防災体制の整備

(1) 災害対策本部の活動体制の整備

県は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図るものとする。

(2) 被災地における活動体制の整備

県は、被災による市町村機能の低下などにより情報収集や救助活動に支障をきたす場合等を想定し、各地域振興事務所職員を中心とした被災地への派遣など、独自の情報収集体制を構築する必要があることなどから、災害対策本部支部や現地災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について、検討しておくものとする。

(3) 受援計画の策定

県は、国、自衛隊、消防機関、他都道府県及び民間ボランティアや企業等の応援等を効果的に受けるため、被災状況や災害ニーズの把握、情報提供、各種コーディネートなど、県が中心となって行うことが適当な事務について、受援計画の作成に努める。

(4) 都道府県をまたがる広域応援体制の整備

県では、全国知事会による全都道府県を対象とした災害時の広域応援協定や、関東地方知事会による関東1都9県を対象とした協定、九都県市首脳会議による九都県市を対象とした協定を締結しているが、これらの協定が大規模災害時に有効に機能するよう、運用方法の改善等をはたらきかけるとともに、平時からの連携を緊密にするよう努めるものとする。

(5) 広域避難者の受入体制の整備

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。

第3章 災害応急対策計画

災害対策本部活動

- ・ 県の活動体制 (第1節 風-3-4)
- ・ 市町村の活動体制 (第1節 風-3-12)
- ・ 指定行政機関等の活動体制 (第1節 風-3-12)
- ・ 県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携 (第1節 風-3-13)
- ・ 市町村支援 (第1節 風-3-13)
- ・ 災害救助法の適用手続等 (第1節 風-3-13)

情報収集・伝達体制

- ・ 通信体制 (第2節 風-3-17)
- ・ 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備 (第2節 風-3-20)
- ・ 被害情報等収集・報告 (第2節 風-3-32)
- ・ 災害時の広報 (第2節 風-3-40)

水防計画

- ・ 水防の目的 (第3節 風-3-42)
- ・ 水防の責任 (第3節 風-3-42)
- ・ 津波における留意事項 (第3節 風-3-42)
- ・ 安全配慮 (第3節 風-3-42)
- ・ 水防本部の組織 (第3節 風-3-43)
- ・ 水防本部の配備体制と活動内容 (第3節 風-3-45)
- ・ 水防配備指令伝達系統 (第3節 風-3-48)
- ・ 水防配備の解除 (第3節 風-3-49)

避難計画

- ・ 計画方針 (第4節 風-3-50)
- ・ 実施機関 (第4節 風-3-50)
- ・ 避難の勧告又は指示等 (第4節 風-3-50)
- ・ 避難誘導等 (第4節 風-3-51)
- ・ 避難所の開設 (第4節 風-3-52)
- ・ 現地救護本部の設置 (第4節 風-3-52)

災害時要援護者等の安全確保対策

- ・ 避難誘導等 (第5節 風-3-53)
- ・ 避難所の設置、災害時要援護者の対応 (第5節 風-3-53)
- ・ 福祉避難所の設置 (第5節 風-3-54)
- ・ 避難所から福祉避難所への移送 (第5節 風-3-54)
- ・ 被災した災害時要援護者等の生活の確保 (第5節 風-3-54)

救助救急・医療救護活動

- ・ 救助・救急 (第6節 風-3-55)
- ・ 水防活動 (第6節 風-3-56)
- ・ 危険物等の対策 (第6節 風-3-56)
- ・ 医療救護 (第6節 風-3-59)

警備・交通の確保・緊急輸送対策

- ・ 災害警備計画 (第7節 風-3-65)
- ・ 交通対策計画 (第7節 風-3-66)
- ・ 在港船舶対策計画 (第7節 風-3-70)
- ・ 緊急輸送 (第7節 風-3-72)

救援物資供給活動

- ・ 応急給水 (第8節 風-3-75)
- ・ 食料・生活必需品等の供給体制 (第8節 風-3-76)
- ・ 燃料の調達 (第8節 風-3-79)

広域応援の要請及び県外支援

- ・ 国等に対する応援要請 (第9節 風-3-80)
- ・ 他都道府県等に対する応援要請 (第9節 風-3-80)
- ・ 県の市町村への応援 (第9節 風-3-80)
- ・ 市町村間の相互応援 (第9節 風-3-80)
- ・ 消防機関の応援 (第9節 風-3-81)
- ・ 国土交通省所管の公共施設に係る相互応援 (第9節 風-3-81)
- ・ 水道事業者等の相互応援 (第9節 風-3-81)
- ・ 資料の提供及び交換 (第9節 風-3-82)
- ・ 経費の負担 (第9節 風-3-82)
- ・ 民間団体等との協定等の締結 (第9節 風-3-82)
- ・ 海外からの支援受入れ (第9節 風-3-82)
- ・ 県外被災県等への支援 (第9節 風-3-82)
- ・ 広域避難者の受入れ (第9節 風-3-83)

自衛隊への災害派遣要請

- ・ 災害派遣の要請 (第10節 風-3-84)
- ・ 災害派遣の方法 (第10節 風-3-84)
- ・ 災害派遣要請の手続等 (第10節 風-3-85)
- ・ 知事への災害派遣の要請の要求 (第10節 風-3-86)
- ・ 自衛隊との連絡 (第10節 風-3-87)
- ・ 災害派遣部隊の受入体制 (第10節 風-3-87)
- ・ 災害派遣部隊の撤収要請 (第10節 風-3-88)
- ・ 経費負担区分 (第10節 風-3-88)
- ・ 自衛隊の即応態勢 (第10節 風-3-88)

学校等における児童・生徒の安全対策

- ・ 防災体制の確立 (第11節 風-3-89)
- ・ 学用品の調達及び支給 (第11節 風-3-90)
- ・ 授業料等の減免・育英補助の措置 (第11節 風-3-91)
- ・ 学校給食の実施 (第11節 風-3-91)
- ・ 文化財の保護 (第11節 風-3-91)

帰宅困難者等対策

- ・ 一斉帰宅抑制の呼びかけ (第12節 風-3-92)
- ・ 企業、学校など関係機関における施設内待機 (第12節 風-3-92)
- ・ 大規模集客施設や駅等における利用者保護 (第12節 風-3-92)
- ・ 帰宅困難者等への情報提供 (第12節 風-3-92)
- ・ 一時滞在施設の開設及び施設への誘導 (第12節 風-3-92)

保健衛生、防疫、廃棄物等対策

- ・ 保健活動 (第13節 風-3-93)
- ・ 飲料水の安全確保 (第13節 風-3-93)
- ・ 防疫 (第13節 風-3-93)
- ・ 死体の捜索処理等 (第13節 風-3-94)
- ・ 動物対策 (第13節 風-3-96)
- ・ 清掃及び障害物の除去 (第13節 風-3-96)

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

- ・ 応急仮設住宅の提供等 (第14節 風-3-99)
- ・ 住宅の応急修理計画 (第14節 風-3-99)
- ・ 建設資材の確保 (第14節 風-3-100)
- ・ 被災宅地危険度判定支援体制の整備 (第14節 風-3-100)
- ・ り災証明書の交付 (第14節 風-3-100)

ライフライン関連施設等の応急復旧

- ・ 水道施設災害対策計画 (第15節 風-3-101)
- ・ 電力施設災害対策計画 (第15節 風-3-101)
- ・ 下水道施設災害対策計画 (第15節 風-3-105)
- ・ ガス施設災害対策計画 (第15節 風-3-106)
- ・ 東日本電信電話(株)の通信施設災害対策計画 (第15節 風-3-113)
- ・ (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモの通信施設災害対策計画 (第15節 風-3-114)
- ・ KDDI(株)の通信施設災害対策計画 (第15節 風-3-114)
- ・ 郵政業務応急対策計画 (第15節 風-3-115)
- ・ 工業用水道の応急復旧 (第15節 風-3-115)

ボランティアの協力

- ・ ボランティアの活動分野 (第16節 風-3-117)
- ・ ボランティアとして協力を求める個人、団体 (第16節 風-3-117)
- ・ ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ (第16節 風-3-118)
- ・ 災害時におけるボランティアの登録、派遣 (第16節 風-3-118)
- ・ ボランティア受入体制 (第16節 風-3-119)
- ・ ボランティアコーディネーターの養成 (第16節 風-3-120)
- ・ 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画 (第16節 風-3-120)

第1節 災害対策本部活動

災害が発生した場合、人的被害にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の破損、さらには生活関連施設の機能障害などの被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、県、市町村及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

1 県の活動体制（防災危機管理部）

県は、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつ総合調整を行う。

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、千葉県災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、国において緊急災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。

県本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「千葉県災害対策本部条例」及び「千葉県災害対策本部要綱」の定めるところによる。

なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「災害時の事務処理に関する手引」により、各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証し改善を行っていくこととする。

(1) 災害対策本部設置前の初動対応

ア 気象庁による大雨・暴風・高潮・洪水・大雪・暴風雪警報の1以上が県下に発表され、あるいは、災害の発生が予想される場合で、知事が必要と認めたときは、危機管理課、防災計画課、消防課及び関係機関は、次の措置を講ずる。

(ア) 気象に関する情報の収集及び伝達

(イ) 被害情報の把握及び報告

イ 危機管理課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに防災危機管理部長を経由して知事に報告する。また、必要に応じ、国の機関、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

ウ 上記ア及びイについては、夜間、休日等の時間外においても同様とする。

(2) 県応急対策本部

ア 設置又は廃止とその基準

防災危機管理部長は、風水害等による災害に迅速に対応する初動・応急体制を確立するため、前記(1)アに記載の現象が生じた段階において、必要に応じ応急対策本部を設置することができる。

なお、災害の規模が拡大し、又は拡大するおそれのあるときは、必要に応じて「災害対策本部(本部長 知事：本部第1配備から本部第3配備)」に移行する。

また、防災危機管理部長は、応急対策本部を設置した後において、県内において災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、応急対策本部を設置する必要がないと認めたときは廃止する。

イ 組織及び編成は、「千葉県応急対策本部設置要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

<資料編 1-9 千葉県応急対策本部設置要綱>

【千葉県応急対策本部組織（風水害等）】

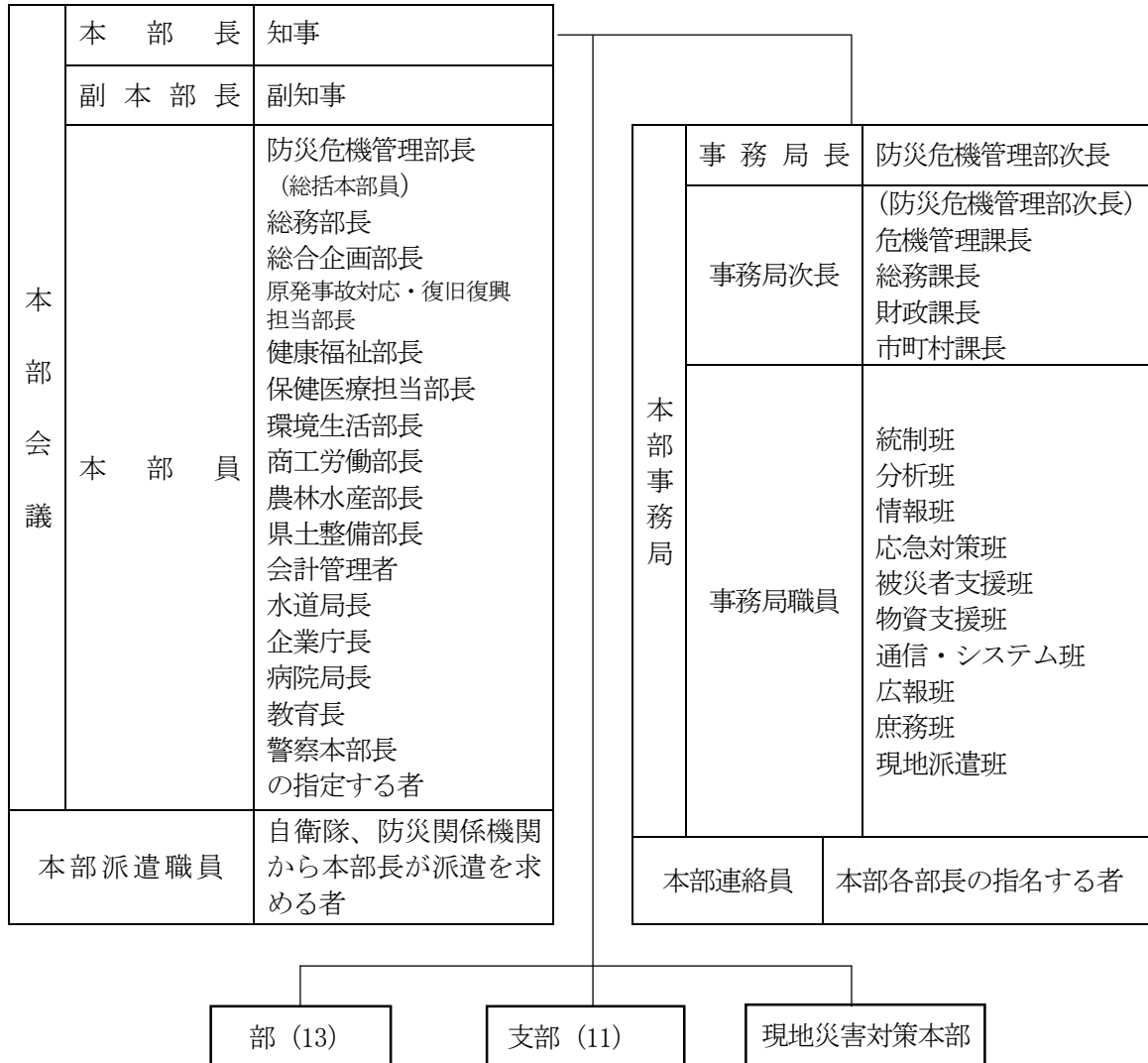


(3) 千葉県災害対策本部

千葉県災害対策本部の組織及び編成は「千葉県災害対策本部条例」及び「千葉県災害対策本部要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

ア 組織編成

【本部】



【部及び支部の構成】

部	支 部
総 務 部	千 葉 支 部
総 合 企 画 部	葛 南 支 部
健 康 福 祉 部	東 葛 飾 支 部
環 境 生 活 部	印 旛 支 部
商 工 労 働 部	香 取 支 部
農 林 水 産 部	海 匝 支 部
県 土 整 備 部	山 武 支 部
出 納 部	長 生 支 部
水 道 部	夷 隅 支 部
企 業 部	安 房 支 部
病 院 部	君 津 支 部
教 育 部	
警 察 部	

<資料編 1-7 千葉県災害対策本部条例>

<資料編 1-8 千葉県災害対策本部要綱>

(ア) 本部会議

- a 本部長は、県の災害対策を推進するため、本部室において、本部長、副本部長、本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策等に関する重要事項について審議決定する。
- b 本部長は、上記 a の審議決定にあたり、必要に応じて防災関係機関に対して本部派遣職員の派遣を要請し、意見等を求めるものとする。

(イ) 本部事務局

- a 事務局長は、防災危機管理部次長をもって充てる。
- b 事務局次長は、危機管理課長、総務課長、財政課長及び市町村課長をもって充てる。
- c 本部連絡員及び事務局員は、各部長が指名し、本部事務局に勤務する。
- d 事務局の事務分掌等

事務局の事務を統制班、分析班、情報班、応急対策班、被災者支援班、物資支援班、通信・システム班、広報班、庶務班、現地派遣班の 10 班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。

本部事務局の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第四のとおりとする。

なお、災害対策本部事務局の運営にあたっては、「災害時の事務処理に関する手引き」によるものとする。

(ウ) 本部派遣職員

本部派遣職員は、本部会議及び本部事務局との連絡調整にあたる。

(エ) 部

- a 部は、部長、副部長、班長及び本部職員をもって構成し、部が所掌する分掌事務を遂行する。
- b 部及び班の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第三のとおり。

(オ) 支部

- a 支部は、支部長、副支部長、班長、支部連絡員、情報連絡員及び支部職員をもって構成し、支部が所掌する分掌事務を遂行する。
- b 支部長は地域振興事務所長をもって充てる。
- c 支部の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第六を基準とし、また運営については本部の運営方法を基準とし、かつ地域の実情等を勘案してあらかじめ支部長が定めておくものとする。

(カ) 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長及び現地災害対策本部職員をもって構成し、災害の現地において、本部との連絡を保ちつつ、支部からの情報に基づいて急を要する対策を実施する。

現地災害対策本部長は、本部の副本部長、本部員、支部長又はその他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

イ 各組織の連絡方法

- (ア) 本部長の命令あるいは本部会議で決定した事項は、本部事務局長が本部連絡員を通じて各部及び各班に連絡するものとする。
- (イ) 各部及び各班で収集した情報又は、実施した対策等のうち、本部長あるいは他の各部及び各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて速やかに本部事務局長に報告するものとする。
- (ウ) 上記 (イ) により報告を受けた本部事務局長は、速やかにこれを本部長に報告するとともに、本部連絡員を通じて各部及び各班に伝達するものとする。
- (エ) 上記 (ア) ~ (ウ) の規定は支部において準用する。

ウ 関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

エ 県本部設置又は廃止の通報及び発表

知事は、県本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を国（総務省消防庁長官）及び市町村長に通報するほか、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

また、知事は、県本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

(ア) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(イ) 防災担当大臣（防災担当大臣がおかれていない場合に合つては、内閣官房長官）、厚生労働大臣及び国土交通大臣

(ウ) 隣接都県知事

オ 県本部の設置場所

県本部は、原則として県本庁舎5階大会議室、中庁舎10階大会議室及び6階危機管理課内に設置する。

なお、県本庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により設置場所を選定するが、知事の判断により変更することができる。

- 第1位 印旛地域振興事務所
- 第2位 君津地域振興事務所
- 第3位 長生地域振興事務所
- 第4位 香取地域振興事務所
- 第5位 山武地域振興事務所
- 第6位 安房地域振興事務所
- 第7位 夷隅地域振興事務所
- 第8位 海匝地域振興事務所
- 第9位 東葛飾地域振興事務所
- 第10位 東京事務所
- 第11位 その他の県有施設

(4) 職員の配備

ア 初動体制の確立

本庁各部局（課室）及び出先機関の長は、常に気象状況等に注意し、災害の発生するおそれがあることを察知した場合、又は災害が発生した場合は、迅速に対処できるよう準備を整えておくものとする。

配備体制の基準は次のとおりとし、本庁各部局（課室）及び出先機関の長は、年度当初に職員の配備計画を立てて所属職員に徹底しておくものとする。また、発生直後の災害情報の収集や災害対策の調整を行うため、県庁及びその周辺に常時防災担当者が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。

イ 配備基準

(ア) 災害対策本部設置前の配備

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第1配備	次のいずれかに該当し、防災危機管理部長が必要と認めるとき。 1 次の警報の1以上が県下に発表され、災害の発生が予想されるとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 高潮警報 (4) 洪水警報 (5) 大雪警報 (6) 暴風雪警報 2 本県が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 その他、災害の発生が予想されるとき。	災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とし、その要員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	本庁 危機管理課 防災計画課 消防課 交通計画課 健康福祉政策課 農林水産政策課 森林課 漁港課 県土整備政策課 道路計画課 道路整備課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課 市街地整備課 公園緑地課 下水道課 住宅課 出先機関 地域振興事務所 林業事務所 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 北千葉道路事務所 真間川改修事務所 ダム管理事務所 区画整理事務所 下水道事務所 企業庁のうち庁長が指定する出先機関 そのほかの機関は地域の实情に応じて地域振興事務所長が定める。
第2配備	第1配備体制を強化する必要があると防災危機管理部長が認めたとき。	第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	第1配備に加え 本庁 秘書課 総務課 管財課 学事課 政策企画課 報道広報課 水政課 疾病対策課 医療整備課 環境政策課 経済政策課 団体指導課 耕地課 担い手支援課 水産課 建築指導課 病院局経営管理課 水道局のうち局長が指定する課 企業庁のうち庁長が指定する課 教育庁のうち教育長が指定する課 出先機関 健康福祉センター(保健所) 農業事務所 水産事務所 水産情報通信センター 水道局のうち局長が指定する出先機関 教育庁のうち教育長が指定する出先機関 そのほかの機関は、地域の实情に応じて地域振興事務所長が定める。
※議会事務局には、連絡のみ行う。			

(注) 配備の特例措置

知事は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において支部の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、地域振興事務所長の意見を聴いて当該支部の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。

(注) 災害対策本部の特例措置

第1、第2配備時において、局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、知事が必要と認めるときは災害対策本部を設置することができる。

(イ) 災害対策本部設置後の配備

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
本部 第1配備	県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めるとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行いえる体制とし、その要員は所掌業務等を勘案してあらかじめ、各部長又は支部長が定める。	本部及び支部を構成するすべての県の機関
本部 第2配備	県内の複数の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めるとき。	本部第1配備体制を強化し対処する体制としその所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。	本部及び支部を構成するすべての県の機関
本部 第3配備	県内の多数の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めるとき。	県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。	本部及び支部を構成するすべての県の機関

(注) 配備の特例措置

- 1 本部長は、災害の発生が局地的である場合で、かつ一部の地域において支部の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、支部長の意見を聴いて当該支部の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。
- 2 部長又は支部長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議のうえ、本部長の承認を得て、当該部又は支部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。

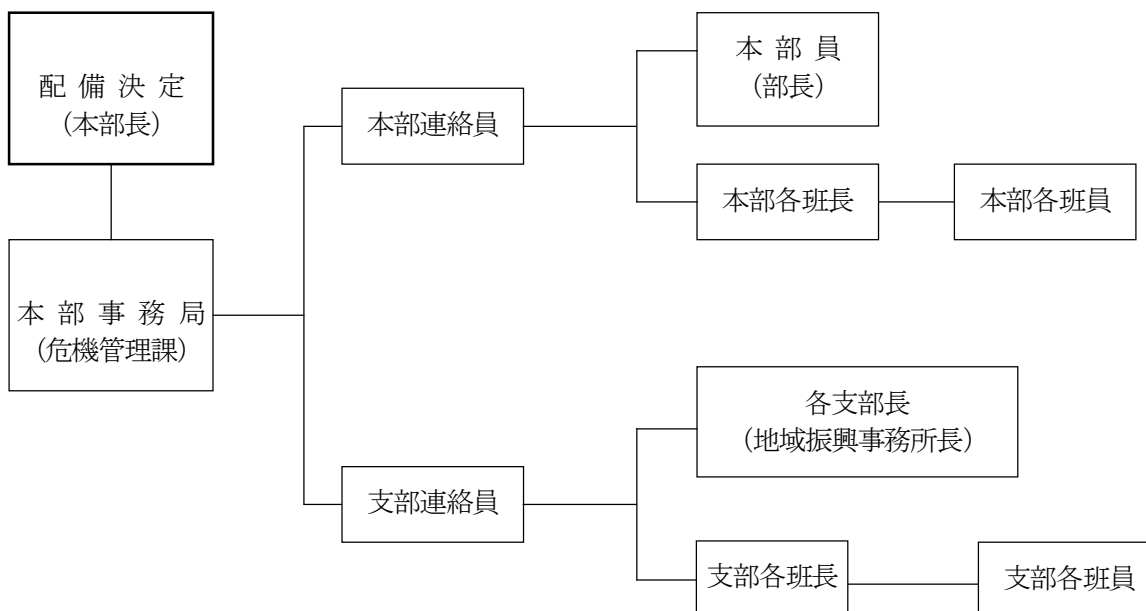
(5) 職員の動員

ア 動員体制の確立

部長及び支部長は、それぞれの部又は支部内各班の動員系統、連絡の方法等を、あらかじめ実状に即した方法により具体的に定めておくものとする。

イ 動員の系統

職員の動員は、次の系統で伝達する。



ウ 動員の伝達方法

知事(本部長)の配備決定に基づく本部事務局(危機管理課)からの職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。

(ア) 勤務時間内

庁内放送、防災行政無線、職員参集メール

(イ) 勤務時間外

電話又は職員参集メール

エ 職員参集等

(ア) 初動対応職員

休日夜間等勤務時間外において災害対策本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定するものとする。

初動対応職員は以下のとおりとする。

本部員、支部長、副支部長、班長、本部事務局職員、本部(支部)連絡員、情報連絡員、各所属の第1配備、第2配備職員

注1) 本部事務局職員、本部連絡員は本部の活動体制を早期に確立するため、原則として県庁から4km圏内、特に事情がある場合には8km圏内に居住する職員をもって充てる。

注2) 支部連絡員及び支部情報連絡員は、支部の活動体制を早期に確立するため、可能な限り勤務地から4km圏内に居住する職員をもって充てるよう配慮する。

(イ) 初動対応職員以外の職員

原則として勤務地へ登庁するものとするが、道路の損壊や交通手段の途絶により、勤務地に速やかに登庁することが困難である場合は、県庁又は最寄りの地域振興事務所に参集するものとし、年度当初において所属長へ当該参集機関を申告するものとする。

(ウ) 自主登庁又は自主参集

本部及び支部を構成するすべての機関の職員は、災害の発生により電話等による伝達が不可

能な場合、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく本部設置（本部第1配備以上）の参集基準に該当すると判断される場合は、自主登庁及び自主参集するものとする。

(エ) 各部署の措置

県各部署は、災害時の活動体制の充実を図るため特に必要がある場合は、独自の参集方法を別途定めることができる。

(オ) 対応長期化に備えた体制

災害対応の長期化に備えて、災害対応従事者の健康を確保するため、ローテーション管理や物資・資機材の確保に努める。

2 市町村の活動体制

(1) 責務

市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、災害応急対策を実施するものとする。

(2) 活動体制

ア 組織、配備体制

市町村は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくものとする。

その際、県、市町村一体となった体制がとれるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図るものとする。

イ 災害救助法が適用された場合の体制

市町村は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助するものとする。

ウ 市町村間での応援体制

<資料編1-12-5 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定>に基づき迅速・円滑に応援が行えるよう、体制を整備しておくものとする。

3 指定行政機関等の活動体制

(1) 責務

ア 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県、市町村及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じる。

イ 防災上重要な施設の管理者

県の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 活動体制

ア 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等はそれぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの規準を定めておく。

イ 職員派遣

県災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、

指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

4 県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携（防災危機管理部）

(1) 県は、災害の状況に応じ、県災害対策本部会議に指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び関係市町村の職員の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

また、国において緊急災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。

(2) 市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

現地調整所には、各関係機関の現場責任者等を配置し、二次災害の防止に配慮しつつ、応急対策活動上必要な事項（相互の体制、活動区域及び活動内容等）についての確認に努める等、十分な連携を図るものとする。

5 市町村支援（防災危機管理部）

県は、市町村が災害対応能力を喪失等した場合において、その機能を迅速かつ的確に支援するため、県職員を積極的に派遣して情報収集するなどの措置をあらかじめ定めるものとする。

6 災害救助法の適用手続等（健康福祉部）

(1) 災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は災害に際して応急的に必要な救助を行い、災害にかかった人達の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準は次のとおりである。

ア 住家が滅失した世帯の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準1号以上であること。（法施行令第1条第1項第1号）

イ 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準第2号以上であること。（法施行令第1条第1項第2号）

ウ 住家で滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は、災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであること。

<資料編1-13 災害救助法の適用基準>

(3) 救助の実施機関

- ア 知事は、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、国からの法定受託事務（地方自治法第2条第9号第1号）として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。
- イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。
- ウ 市町村長は、上記イにより市町村長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。

(4) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

(5) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

(ア) 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の50%以上に達した程度のもの

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもの

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、(ア)、(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

(イ) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

(6) 災害救助法の適用手続

ア 市町村

(ア) 災害に対し、市町村における災害が、(2)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、

又は該当する見込みがあるときは、当該市町村長は、直ちにその旨を知事（本部事務局）に報告する。

(イ) 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市町村長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

イ 県

(ア) 知事は、市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部局に指示するとともに、厚生労働大臣及び内閣総理大臣並びに関係行政機関等に通知又は報告するものとする。

(イ) 災害救助法を適用したときは、速やかに次により告示するものとする。

告 示

平成〇〇年〇月〇日の〇〇災害に関し〇月〇日から〇〇市町村の区域に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する。

〇〇年〇月〇日

千葉県知事 〇〇〇〇

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

<資料編1-14 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表>

第2節 情報収集・伝達体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害を最小限にとどめるため気象情報等の防災情報及び被害情報を一刻も早く地域住民等へ伝達することが必要である。特に高齢者や障害者等災害時要援護者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

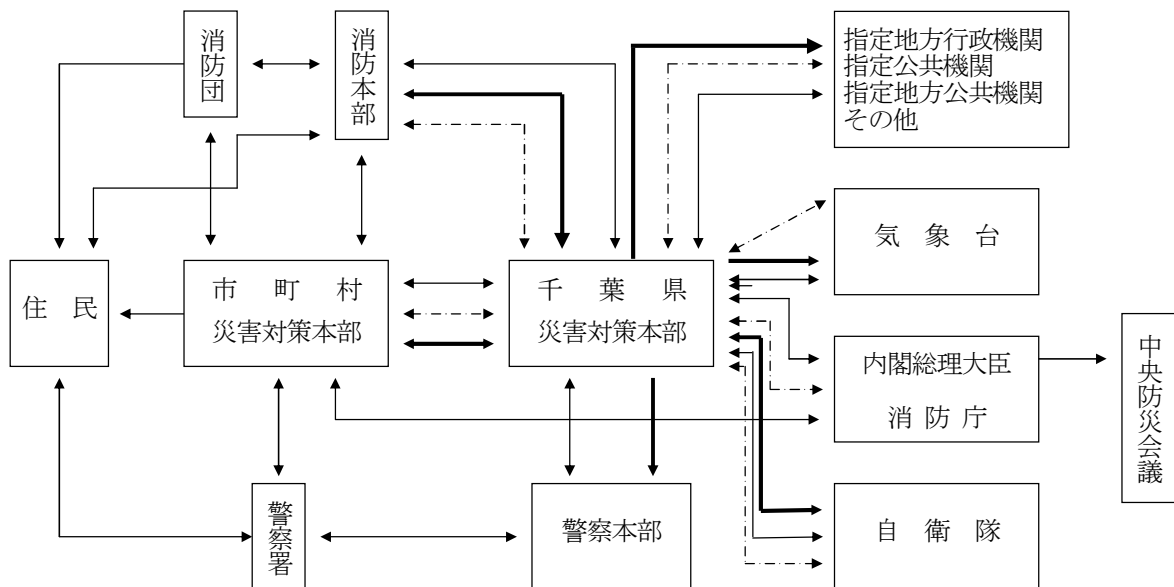
1 通信体制（全庁）

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における気象注意報・警報等防災情報の伝達、及び被害状況等の収集その他災害応急措置等についての通信は、次により行うものとする。

(1) 通信連絡系統図

災害時の情報連絡の流れは次のとおりである。

通信連絡系統



千葉県 防災情報 システム	—	有線 又は口頭	——	千葉県防災 行政無線等	----
---------------------	---	------------	----	----------------	------

(2) 通信連絡手段

ア 気象警報、予報、情報及び通報の伝達

2の(1)「気象注意報・警報等の伝達」に基づき、警報等を県関係課長から県の出先機関の長、県の出先機関の長から市町村長その他関係機関の長に緊急に伝達する場合は、下記によるものとする。

(ア) 県（本庁）

- a 危機管理課長が本庁関係課長、地域振興事務所長、市町村長及び消防（局）長に伝達する場合

千葉県防災行政無線
一般加入電話

- b 河川環境課長が各土木事務所、その他関係機関に緊急伝達する場合

千葉県防災行政無線
一般加入電話

(イ) 市 町 村

市町村長は、伝達された警報等を下記により住民に周知徹底する。

市町村防災行政無線、地域防災無線

有 線 放 送

広 報 車

サイレン又は警鐘

その他速やかに住民に周知できる方法

イ 被害報告及び災害情報

3 「被害情報等収集・報告」に基づき、被害報告等を市町村から県の出先機関に、県の出先機関から県（本庁）に、県から関係省庁へ報告する場合は、下記によるものとし、報告系統は当該計画に定めるところによる。

(ア) 市町村から県の出先機関に報告する場合

千葉県防災情報システム

千葉県防災行政無線

一般加入電話・ファクシミリ

電 報

(イ) 県の出先機関から県（本庁）に報告する場合

千葉県防災情報システム

千葉県防災行政無線

一般加入電話・ファクシミリ

電 報

<資料編3-5 千葉県防災行政無線通信施設>

<資料編3-13 千葉県防災情報システム構成概念図>

(ウ) 県から関係省庁に報告する場合

消防庁消防防災無線

中央防災無線網（緊急連絡用回線）

地域衛星通信ネットワーク

一 般 加 入 電 話

ウ その他応急対策に係る指示、報告、又は要請等の場合

前記ア又はイの要領により実施するものとする。

(3) 災害時における千葉県防災行政無線の取扱い及び利用の調整

ア 通信回線の監視

県庁統制室では、通信回線の使用状況を常に監視し、輻輳状況を把握するものとする。

イ 通信の統制

通信が輻輳し、情報及び指示指令の受伝達に支障を及ぼすと判断された場合は、千葉県防災行政無線運用規程の定めるところにより、統制管理者は通信の統制を行うものとする。

ウ 災害用通信の優先

統制中の通信は、災害用通信を最優先するものとし、その他の通信は、これを阻害しない範囲内で取扱うものとする。

エ 災害現地等との通信

災害現地等との通信が困難な場合は、状況に応じ、衛星通信車、可搬型地球局及び全県移動局等を現地に搬入し、通信確保に努めるものとする。

(4) NTT「災害時優先電話」、「非常・緊急通話」及び「非常・緊急電報」

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ東日本電信電話(株)千葉支店に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

イ 非常・緊急通話

(ア) 利用方法

非常通話又は緊急通話の請求は、あらかじめ承認を受けた電話番号から「非常（緊急）」の旨及び必要事項を東日本電信電話㈱に申し出ることにより接続される。

(イ) 接続順位

非常通話又は緊急通話は、他の手動接続通話に優先して取扱われ、非常通話相互間は、その通話の請求の順序により接続され、非常通話は緊急通話より優先的に接続される。

ウ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話㈱に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。

(5) 災害時における一般加入電話の調整

災害時における一般加入電話の円滑な運用を期するため、災害対策本部長は、出先機関の長と協議して通信系統の調整を図るものとする。

(6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第57条、災害救助法第28条、水防法第27条、電波法第52条）。

ア 県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く）

＜資料編3-6 千葉県の無線通信施設(防災行政無線を除く)＞

イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設

- (ア) 警察通信施設 ＜資料編3-7 警察通信施設＞
- (イ) 国土交通省関係通信施設 ＜資料編3-8 国土交通省関係通信施設＞
- (ウ) 海上保安部通信施設 ＜資料編3-9 海上保安部通信施設＞
- (エ) 日本赤十字社通信施設 ＜資料編3-10 日本赤十字社通信施設＞
- (オ) 東日本電信電話（株）千葉支店通信施設
- (カ) 東京電力（株）通信施設 ＜資料編3-11 東京電力㈱通信施設＞
- (キ) 日本放送協会千葉放送局通信施設
- (ク) 東京ガス（株）通信施設

＜資料編3-12 NHK千葉放送局・東京ガス㈱通信施設＞

ウ 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

(7) すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使者をもって連絡するものとする。

(8) 被災通信施設の応急対策

- ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとする。
- イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

(9) 非常通信の利用方法

ア 取扱対象要件

- (ア) 人命の救助に関するもの。
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- (エ) 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの。
- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- (キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。
- (ク) 遭難者救護に関するもの。

- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関するもの。
- (シ) 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

- (ア) 官公庁（公共企業体を含む）
- (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- (ウ) 日本赤十字社
- (エ) 消防長会及び消防協会
- (オ) 電力会社
- (カ) 地方鉄道会社

ウ 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

エ 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

- (ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
- (イ) 種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）
- (ウ) 本文
 - 一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。
- (エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。
ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

(10) 関東地方非常通信協議会

非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。（事務局：関東総合通信局無線通信部陸上第二課）

協議会においては平素から、非常通信の運用の計画及び実施、非常通信の訓練の計画及び実施、また非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備

(1) 気象注意報・警報等の伝達

ア 知事の伝達

知事に通報された注意報・警報等は、危機管理課長が受領し、必要とする本庁関係課長、地域振興事務所長、市町村長及び消防（局）長等に連絡する。

イ 警察本部長の伝達

津波注意報・警報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて市町村長に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて市町村長に伝達する。

ウ 市町村長の伝達

市町村長は、受領した注意報・警報等を市町村地域防災計画の定めるところにより住民に周知を図る。

エ その他機関の伝達

気象業務法第15条の規定により通報される機関は、それぞれの業務計画に定められたところにより通報する。

オ 気象通報関係機関の相互協力

通報伝達の関係機関は相互に協力し、通報目的の達成を期する。

カ 異常現象発見の際の手続き

(ア) 災害対策基本法第54条の規定に基づき災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市町村長又は警察官もしくは海上保安官に通報する。

(イ) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に通報する。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)により通報を受けた市町村長は、直ちに下記の機関に通報する。

a 銚子地方気象台

b その災害に関係のある近隣市町村

c 最寄りの県出先機関（地域振興事務所、土木事務所）及び警察署

キ 警察本部の伝達計画

(ア) 警察本部長又は警察署長は、注意報・警報の緊急性、市町村の体制等を勘案して、必要に応じ、市町村長の行う地域住民に対する注意報・警報の周知徹底に協力する。

(イ) 警察本部長又は警察署長は、銚子地方気象台長、知事及び市町村長等と平素から連絡をとり、注意報・警報の伝達に関して連絡体制を確立しておく。

(ウ) 警察本部長又は警察署長は、所属職員のうちから、災害に関する注意報・警報の伝達する体制を確立しておく。

(エ) 警察官は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、前記カの(イ)により市町村長に通報するほか、警察署長に報告する。

前項の報告を受けた警察署長は、当該災害の発生するおそれのある他の市町村長に通報する。

(2) 気象通報組織の整備

ア 注意報・警報

(ア) 注意報・警報の種類

a 注意報：気象・水象等により被害が予想される場合

注意報の種類		発表及び解除
気象注意報	風雪注意報 強風注意報 大雨注意報 大雪注意報 濃霧注意報 雷注意報 乾燥注意報 着水(雪)注意報 低温注意報 霜注意報	北西部 千葉中央 千葉市、市原市 印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、 富里市、印旛郡 東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、 流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
高潮注意報		北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡
波浪注意報		山武・長生 茂原市、東金市、山武市、山武郡、長生郡
洪水注意報		南部 君津 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
浸水注意報		夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、 夷隅郡、安房郡
地面現象注意報		

b 警報：気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

警報の種類		発表及び解除
気象警報	暴風警報 暴風雪警報 大雨警報 大雪警報	北西部 千葉中央 千葉市、市原市 印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、 富里市、印旛郡 東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、 流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
高潮警報		北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡
波浪警報		山武・長生 茂原市、東金市、山武市、山武郡、長生郡
洪水警報		南部 君津 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
浸水警報		夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、 夷隅郡、安房郡
地面現象警報		

全般海上警報	気象庁本庁が行う。
地方海上警報	関東海域については気象庁本庁が行う。

(イ) 注意報・警報の取扱い

a 注意報及び警報の切替え、解除

注意報及び警報は、新たな注意報又は警報が行われた時に切替えられ、解除されるまで継続するものとする。注意報及び警報の一部を変えるとき又は新しい事項を追加する必要がある場合は、新たな注意報又は警報を行い切替えるものとする。

注意報・警報の必要がなくなった場合は、その注意報・警報を解除するものとする。

b 地面現象注意報・警報、浸水注意報・警報の取扱い

この注意報・警報は、気象注意報・警報に含めて行い、この注意報・警報の標題は用いない。

c 全般海上警報は、東アジア及び北西太平洋並びにこれらの周辺を対象とする。

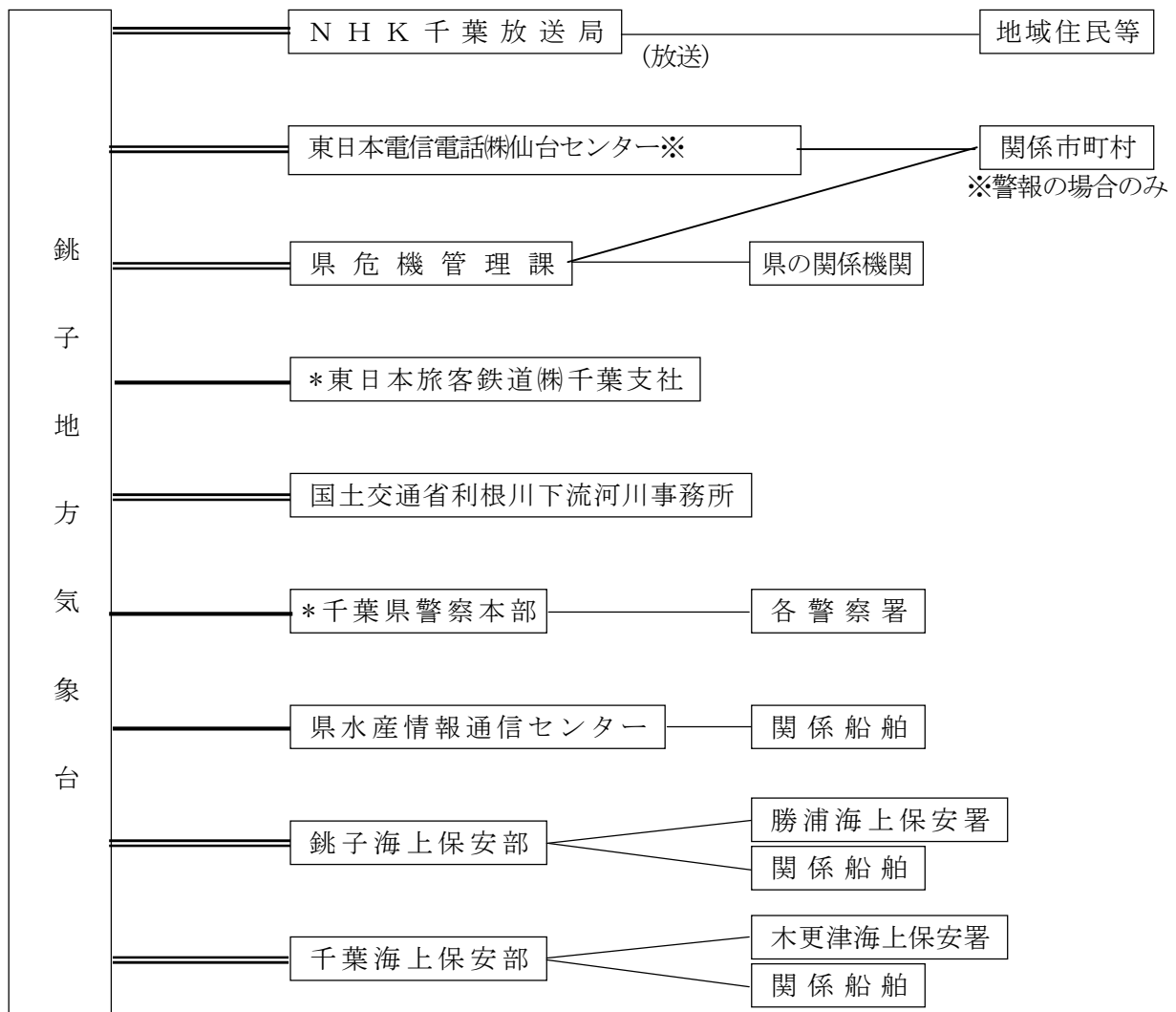
地方海上警報は、全国の海上、沿岸を12の区域に分け、それぞれの海岸線から300海里以内の海域を対象とする。

d 水防活動用気象注意報・警報の取扱い

水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表に掲げる種類ごとに注意報・警報をもって代えるものとする。

水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(ウ) 注意報・警報等の伝達系統図



—— 法令（気象業務法等）による通知
 == 行政協定、地域防災計画等による伝達

- 1 伝達は、銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
- 2 障害等により上記1の通信経路が途絶した場合は、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- 3 *気象業務支援センターを経由

イ 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき銚子地方気象台と千葉県が共同発表するものである。

(ア) 土砂災害警戒情報の目的

大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援することを目的とする。

(イ) 特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模などを詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表の対象とされないことに留意する。

(ウ) 発表対象地域

千葉県内の市町村毎に発表。但し、土砂災害危険箇所のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く。

(エ) 発表基準

a 警戒基準

大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が当該情報の発表基準に達した場合

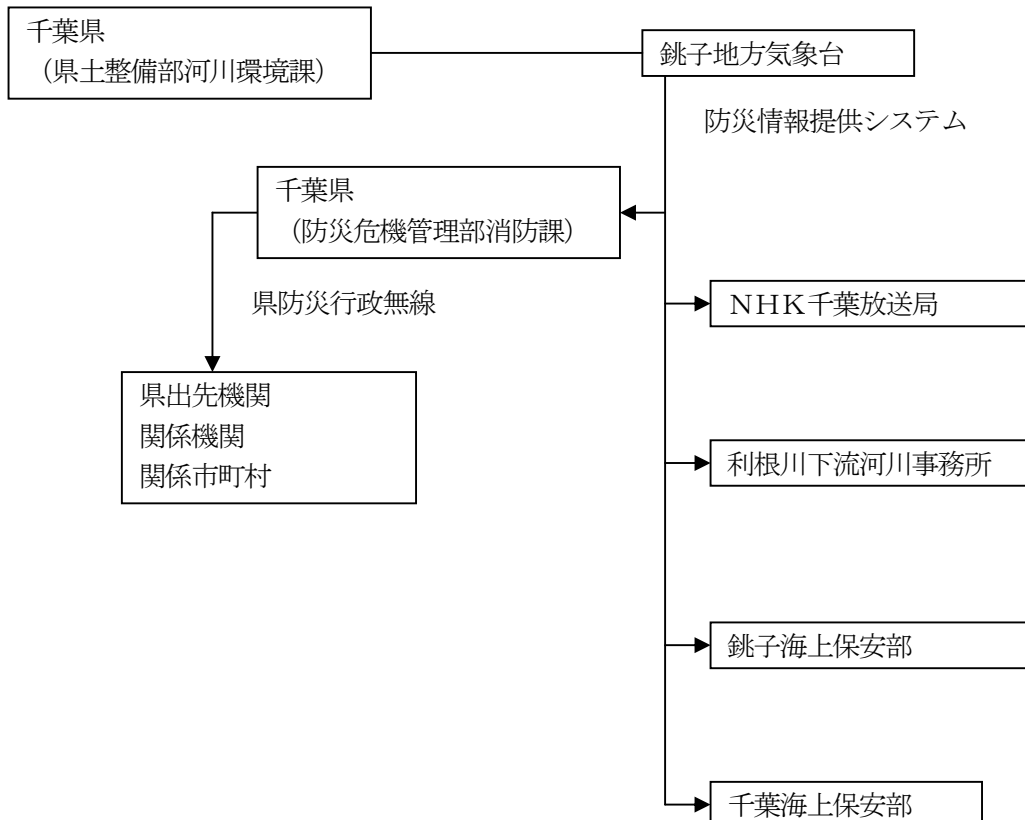
b 警戒解除基準

降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。又は、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ解除できるものとする。

c 暫定基準

地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、千葉県と銚子地方気象台は「千葉県地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取り扱うものとする。

(オ) 伝達体制



ウ 気象情報

気象等の予報に係るある台風、その他の気象現象等についての情報を、一般及び関係機関に対して、具体的かつ速やかに発表する。

発表形式は、標題、発表年月日時、気象官署名、見出し、本文の順序とする。

エ 火災気象通報

この通報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第1項の規定により行う通報である。火災の危険があると認めるときは、銚子地方気象台がその状況を千葉県知事に通報するものである。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

(ア) 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。

(イ) 平均風速13m以上の風が吹く見込みのとき。

ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。

(注) 基準値は気象官署の値（但し、銚子地方気象台は15m以上）

オ 鉄道気象通報

この通報は、気象庁総務部長と、鉄道気象連絡会会長との間で交わされた鉄道気象通報に関する基本協定（昭和63年3月1日）に基づき、銚子地方気象台長と鉄道気象連絡会部会長との間で交わされた地方協定（昭和63年3月17日）により、銚子地方気象台から千葉地方部会の機関へ次の事項を通報する。

(ア) 気象警報 (イ) 気象注意報 (ウ) 気象情報 (エ) 台風情報

また、千葉県地方部会の機関から銚子地方気象台へ次の事項を通報する。

(ア) 鉄道気象観測報 (イ) 鉄道災害報

カ 電力気象通報

この通報は、気象庁長官と電力気象連絡会会長との間に取り交わされた電力気象通報の取扱いに関する申し合せ（昭和46年3月25日）に基づき、適合する通報業務等の協同実施に関する覚書により、電気事業施設の気象災害防止、水力資源の保全及び電力需給の調整に資するため、気象庁から電力関係機関に対し、

(ア) 雷雨に関する情報

(イ) 台風、大雨等気象現象に関する情報

(ウ) 雨及び雪に関する情報

(エ) その他必要とする事項

を通報するものである。

千葉県の通報担当官署は気象庁本庁である。

キ 漁業気象通報

この通報は、銚子地方気象台長と千葉県知事との間に取り交わされた千葉県漁業無線気象通報に関する協定により、気象官署が県水産情報通信センターに対し、同センターと交信している漁船が行動する海域に関して、次に掲げる事項を通報している。

(ア) 波浪予防

(イ) 気象、波浪、高潮の注意報及び警報

(ウ) 地方海上警報

(エ) 気象概況及び気象実況

(オ) 気象情報及び台風情報

(カ) 津波予報及び情報

(キ) 漁船からの気象照会に対する応答

ク 大気汚染気象通報

この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気汚染防止に必要な気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。

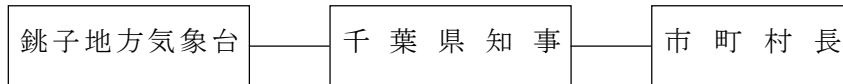
- (ア) 大気汚染気象予報
- (イ) スモッグ気象情報

ケ 気象警報通報

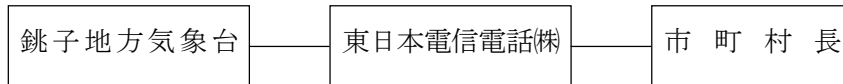
この通報は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）第15条に基づき、気象警報を県民に対して、迅速かつ確実に周知徹底させることを目的としている。

(ア) 通報系統

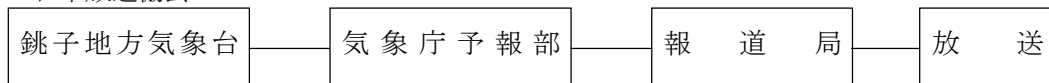
a 千葉県知事



b 東日本電信電話（株）



c 日本放送協会



d その他警察庁、海上保安庁、国土交通省、県等の県内機関及び報道関係等に通報する。

(イ) 東日本電信電話（株）への電文は下記のとおり

気象警報	暴風警報 暴風警報解除 暴風雪警報 暴風雪警報解除 大雨警報 大雨警報解除 大雪警報 大雪警報解除	ボウフウ ボウフウカイジョ ボウフウセツ ボウフウセツカイジョ オオアメ オオアメカイジョ オオユキ オオユキカイジョ
高潮警報	高潮警報 高潮警報解除	タカシオ タカシオカイジョ
波浪警報	波浪警報 波浪警報解除	ハロウ ハロウカイジョ
洪水警報	洪水警報 洪水警報解除	コウズイ コウズイカイジョ

コ 関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報

この通報は、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき国土交通大臣が指定し、水位流量を示して洪水の予報をおこなう本県に關係ある河川は以下のとおりであり、はん濫後の水位情報等についても同様である。

なお、関東地方整備局と気象庁が共同して行う洪水予報は、河川の水位流量を示して行う。

- (ア) 利根川
- (イ) 江戸川
- (ウ) 小貝川
- (エ) 常陸利根川
- (オ) 霞ヶ浦
- (カ) 北浦
- (キ) 鱒川

※1 小貝川については洪水予報のみ関東地方整備局下館河川事務所と水戸地方気象台及び宇都宮地方気象台が共同で行う。

※2 霞ヶ浦・北浦については、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所と水戸地方気象台及び銚子地方気象台が共同で行う。

(3) 気象観測網の整備

ア 気象庁観測所

県内には、銚子地方気象台、千葉測候所、成田航空地方気象台の気象官署がある。また、特別地域観測所として館山、勝浦、地域気象観測所として香取、横芝光、茂原、牛久、我孫子、船橋、佐倉、木更津、鴨川、坂畑が、地域雨量観測所として鋸南、大多喜、東庄がある。

イ 部外観測所

東日本旅客鉄道(株)千葉支社は、雨量観測箇所及び表示装置を整備している。

県では、雨量テレメーター観測所及び河川の水位テレメーター観測所を整備している。

(4) 気象観測機器の保守・点検

災害を防止するために必要な観測機器は、平時、異常気象時においても必要な観測を継続するため、気象官署においては上級官署と緊密な連携のもとに保守点検を行い、その機能維持に努める。

(5) 注意報・警報実施基準

昭和62年6月1日から注意報・警報の地域細分発表を実施した。

平成14年3月1日から注意報・警報発表区域の二次細分化を実施した。

平成14年6月1日から大雨及び洪水注意報・警報基準値を改正した。

平成16年4月1日から注意報・警報二次細分区域を変更した。

平成20年5月28日から大雨、洪水及び高潮注意報・警報基準値を改正した。

平成21年6月2日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。

平成22年5月27日から、県内各市町村を対象とした気象警報・注意報の発表を実施している。

ア 気象官署が発表する注意報の基準

発表官署	銚子地方気象台		
担当地域	北西部 (千葉中央、印旛、東葛飾)	北東部 (香取・海匝、山武・長生)	南部 (君津、夷隅・安房)
注意報名			
強風	強風によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s※以上 そのほかの海上 15m/s 以上		
風雪	風雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s※以上 そのほかの海上 15m/s 以上 雪を伴う		
波浪	風浪、うねりなどによって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、東京湾1.5m以上 有義波高が、太平洋沿岸2.5m以上 印旛を除く。		
高潮 (潮位：TP上)	台風等による海面の上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。 千葉中央：千葉1.8m 東葛飾：東京港1.8m・千葉1.8m 印旛を除く	香取・海匝：銚子漁港1.0m 山武・長生：銚子漁港1.0m	君津：神奈川県横浜港 1.3m 夷隅・安房：館山市布良 1.5m
大雨	大雨によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。基準は大雨注意報基準表。 <資料編3-15 大雨・洪水注意報及び警報基準表>		
洪水	洪水によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。基準は洪水注意報基準表。 <資料編3-15 大雨・洪水注意報及び警報基準表>		
大雪	大雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 24時間の降雪の深さが、5cm以上 24時間の降雪の深さが、10cm以上		
雷	落雷等により被害が予想される場合。		
乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 最小湿度30% [×] で、実効湿度60% [×] 以下		
濃霧	濃霧によって、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合。 視程が、陸上100m、又は海上500m以下		
霜	晩霜により農作物に著しい被害が予想される場合 4月1日～5月31日の期間に最低気温4度以下		4月1日～5月31日の期間に最低気温3度以下
低温	低温によって、農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。 夏季の最低気温が、銚子で16度以下が2日以上連続した場合。 冬季の最低気温が、銚子で-3度以下 冬季の最低気温が、千葉で-5度以下		夏季に低温によって、農作物等に著しい被害が起こると予想される場合。
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合。		

注1 ※印を付した注意報・警報基準には、部内運用基準があることを示す。

注2 TPは、東京湾平均海面を示す。

注3 ×印を付した要素は、気象官署の値であることを示す。

注4 海上沿岸部から20海里までの海域とする。対象注意報は強風、風雪、波浪注意報。

イ 気象官署が発表する警報の基準

発表官署	銚子地方気象台		
担当地域 警報名	北西部 (千葉中央、印旛、東葛飾)	北東部 (香取・海匝、山武・長生)	南部 (君津、夷隅・安房)
暴風	暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上20m/s※以上 海上25m/s 以上		
暴風雪	暴風雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上 20m/s※以上 海上 25m/s 以上 雪を伴う。		
波浪	風浪、うねりなどによって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、東京湾3.0m以上 有義波高が、太平洋沿岸6.0m以上 印旛を除く。		
高潮 (潮位:TP上)	台風等による海面の上昇によって、重大な被害が起こるおそれがある場合。 千葉中央：千葉3.3m 東葛飾：東京港2.9m・千葉3.5m 印旛を除く。	香取・海匝：銚子漁港1.5m 山武・長生：銚子漁港1.5m	君津：神奈川県横浜港1.6m 夷隅・安房：館山市布良1.8m
大雨	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。大雨警報基準表。 <資料編3-15 大雨、洪水注意報及び警報基準表>		
洪水	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。洪水警報基準表。 <資料編3-15 大雨・洪水注意報及び警報基準表>		
大雪	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 24時間の降雪の深さが、20cm以上		

注1 ※印を付した注意報・警報基準には、部内運用基準があることを示す。

注2 TPは、東京湾平均海面を示す。

注3 海上沿岸部から20海里までの海域とする。対象警報は暴風、暴風雪、波浪警報。

ウ 記録的短時間大雨情報

数年に1度しか起こらないような、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測した場合、記録的短時間大雨情報を発表する。

(6) 他機関観測施設の利活用

防災気象業務に直接使用できる他機関の観測施設は、できるだけ活用する。

ア 鉄道気象通報に関する地方協定により、観測所<資料編3-1 気象庁観測所一覧表>で観測した雨、雪及び霧等の観測成果を、東日本旅客鉄道(株)千葉支社運輸部輸送課経由で、銚子地方気象台に通報している。

イ 「銚子地方気象台と千葉県との情報交換に関する協定書」に基づき、千葉県水防活動用観測データを受信している。観測通報箇所は、<資料編3-3 千葉県水防テレメータ観測所一覧表>のとおり。

(7) 気象観測施設の届出

気象庁以外のもが行う気象観測に技術上の基準を設け、観測方法を統一し、その観測成果を総合的に役立てるため、気象庁以外のもが行う気象観測については、気象業務法第6条の規定により、国土交通省令で定める技術上の基準に従って観測を行い、かつ、気象観測施設設置届出書を設置の日から30日以内に、銚子地方気象台へ提出する。

(8) 気象等の観測

ア 気象観測所及び観測の種類

(ア) 気象官署 (3箇所)

銚子地方気象台：気象観測、潮汐観測、津波観測、震度観測

千葉測候所：気象観測、震度観測

成田航空地方気象台：気象観測、震度観測

(イ) 特別地域気象観測所 (2箇所)

勝浦、館山：気象観測、震度観測

(ウ) 地域気象観測所 (10箇所)・地域雨量観測所 (3箇所)

地域気象観測所：降水量、気温、風向、風速、日照時間

地域雨量観測所：降水量

イ 気象観測の観測種目

- | | | | |
|---------------|-------------|-------------|----------------|
| (ア) 雲量 | (サ) 風向 | (ナ) 日最小相対湿度 | (マ) 日最大1時間 |
| (イ) 雲形 | (シ) 風速 | (ニ) 同起時 | (ミ) 降水量日平均風速 |
| (ウ) 雲の向き及び高さ | (ス) 降水量 | (ヌ) 日最大風速 | (ム) 日最大1時間降水量 |
| (エ) 視程 | (セ) 積雪の深さ | (ネ) 同風向 | (メ) 同起時 |
| (オ) 現在天気 | (ソ) 降雪の深さ | (ノ) 同起時 | (モ) 日最大10分間降水量 |
| (カ) 気圧 (現地海面) | (タ) 日最低海面気圧 | (ハ) 日最大瞬間風速 | (ヤ) 同起時 |
| (キ) 気温 | (チ) 日最高気温 | (ヒ) 同風向 | (ユ) 日照時間 |
| (ク) 蒸気圧 | (ツ) 同起時 | (フ) 同起時 | (ヨ) 全天日射量大気現象 |
| (ケ) 露点温度 | (テ) 日最低気温 | (ヘ) 日平均風速 | |
| (コ) 相対湿度 | (ト) 同起時 | (ホ) 同起時 | |

注 各気象官署及び特別地域気象観測所により観測種目が異なる。

ウ 潮汐観測

検潮所及び津波観測施設 銚子漁港、布良

- (ア) 毎時潮位
(イ) 潮位の偏差
(ウ) 月中の最高 (最高潮位・最低潮位及び最大偏差)
(エ) 月中の朔及び望の最高潮位・最低潮位

エ 解析雨量

レーダーで観測した雨量の分布とアメダスや部外機関の実測雨量を用い解析・補正して、精度の良い1kmの格子毎の雨量分布を把握したもの。

これにより、アメダスの観測では得られないようなごく局地的な強雨域を把握することができ、気象情報の発表などに利用している。なお、これについては、解析の過程で場所や雨量に若干の誤差を伴うため、発表する場合には、「〇〇市付近」、雨量は「約何十ミリ」のような表現を用いる。

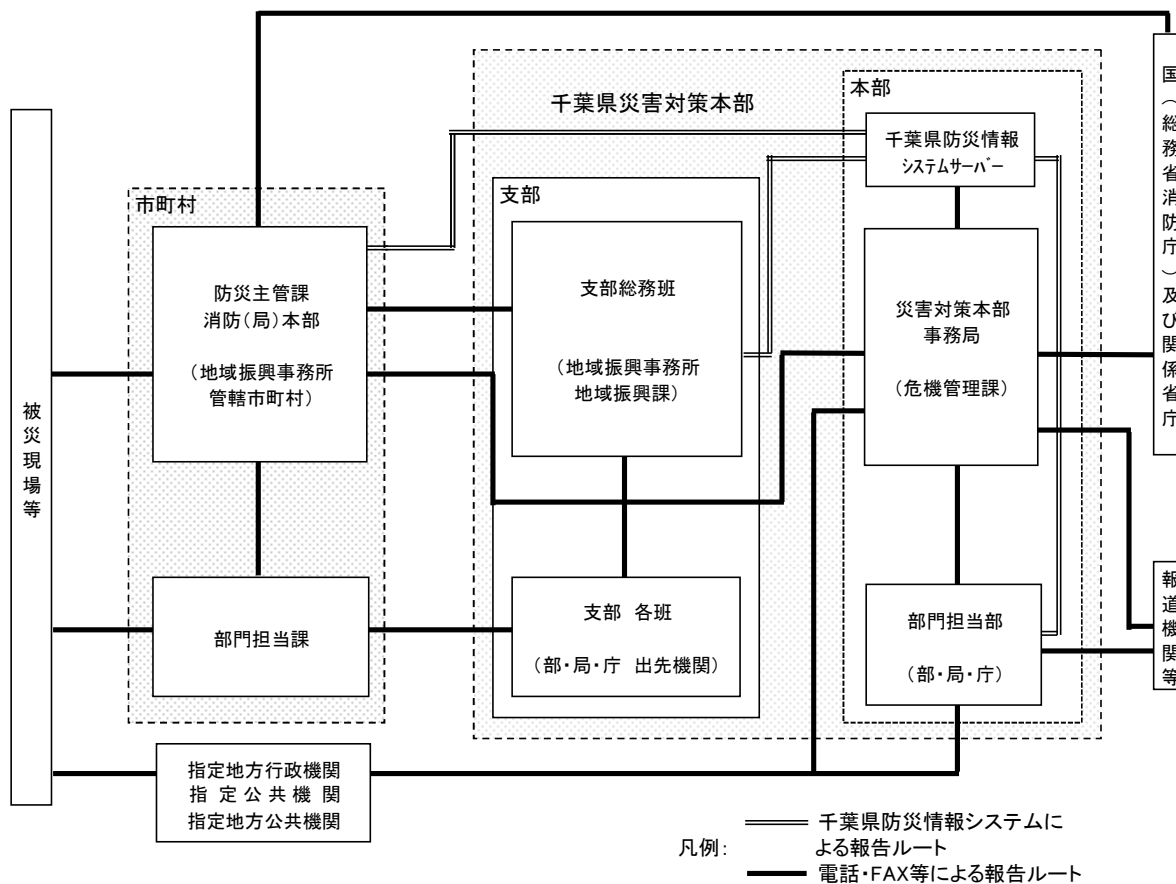
3 被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部）

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行うものとする。

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



(用語の定義)

本部事務局：災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、危機管理課）

部門担当部：災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）

支部総務班：災害対策本部支部総務班（災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所地域振興課）

(2) 報告手続

ア 報告基準

以下の(ア)から(ウ)の基準に該当する災害の場合、本部事務局(危機管理課)へ報告する。

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (イ) 市町村が災害対策本部を設置したもの
- (ウ) 災害が他県にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、他県においては、同一災害で大きな被害をもたらしているもの

イ 報告の種別等

本部事務局(危機管理課)への報告の種別、時期及び方法は、別表1「報告一覧」のとおりとする。

ウ 市町村が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所又は地域
- (エ) 被害の状況(被害の程度は別表2「被害認定の基準」に基づき判定する。)
- (オ) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - a 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - b 主な応急措置の実施状況
 - c その他必要事項
- (カ) 災害による住民等の避難の状況
- (キ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (ク) その他必要な事項

(3) 各機関が実施する情報収集報告

ア 市町村

当該市町村の地域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び、電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局(危機管理課)に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、国(総務省消防庁)に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

なお、一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」により、第1報等について県と併せて国(総務省消防庁)に報告する。

また、同時多発の火災等により消防機関に通報が殺到したときは、その旨を国(総務省消防庁)及び県に報告する。

＜資料編1-16 火災・災害等即報要領＞

イ 県

(ア) 本庁

a 本部事務局

- (a) 全般的な被害情報及び措置情報等を市町村単位で取りまとめる。
- (b) 部門担当部、県警察本部及び防災関係機関から報告又は通報のあった情報について、項目別に取りまとめる。
- (c) 把握した被害状況等を「火災・災害等即報要領」及び「災害報告取扱要領」に基づき速やかに総務省消防庁に報告するとともに、防災情報システム等を利用して関係機関に提供することにより情報の共有化を図る。
- (d) 把握した被害状況等を別に定めるところにより報道機関に発表する。

b 部門担当部

所管業務に関する被害状況及び措置状況等を、原則として市町村単位に取りまとめ、本部事務局及び関係行政機関(省庁)に報告するとともに、関係課及びその他関係機関に通報する。

c 災害対策本部

(a) 市町村や施設管理者が、被災等のため情報の収集が困難となった場合は、職員等を現地に派遣して、情報収集活動を行う。

(b) 大規模な災害が発生し、被災地全般の被害状況や孤立地区等の状況を緊急に把握する必要がある場合には、次の機関の所有する航空機による情報収集活動を行う。

- ① 県警察本部
- ② 自衛隊
- ③ 千葉市
- ④ 近隣都県市
- ⑤ その他

(イ) 出先機関

a 支部総務班

(a) 災害の発生を覚知したときは、支部の被害状況（庁舎等）及び周囲の状況について、本部事務局に報告する。

(b) 管内市町村が、被災等のため情報の収集が困難となった場合は、支部情報連絡員を現地に派遣して、情報収集活動を行い、支部のシステム端末により代行入力して報告する。

(c) 管内の被害状況について、防災情報システムに報告される報告内容や、本部から送られてくる情報等をもとに、逐一把握する。

(d) 管内の職員参集状況を調査する。

(e) 現地災害対策本部設置時には、被害情報等の収集を本部事務局員とともに進行。

(f) 管内市町村の災害総括報告、災害年報等の取りまとめを行う。

b 各部出先機関

その管理に属する施設の被害状況や住民の健康情報等について、必要に応じ市町村から情報聴取し取りまとめの上、部門担当部に報告する。また、随時支部総務班及び関係機関に通報する。

(ウ) 県警察の情報収集

a 警察本部長及び警察署長は、前記（3）イ（ア）c（b）に規定する場合のほか、知事又は市町村長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害情報を収集する。警察の情報収集は、おおむね次の事項について行う。

- (a) 災害の種別、発生日時及び場所
- (b) 被害概要（人命、建物、道路、交通機関）
- (c) 避難者の状況
- (d) 交通規制の要否
- (e) 気象等の状況
- (f) 治安状況及び警察関係被害
- (g) その他災害警備活動上必要な事項

b 警察本部長及び警察署長は、必要に応じて知事、市町村長、その他関係機関に通報する。

c 警察本部長及び警察署長は、災害情報の収集及び通報を迅速に行うため、体制を確立する。

ウ 防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を収集し、随時、県、関係市町村及び防災関係機関に報告又は通報する。

また、各種情報の収集にあたっては、関係機関と十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

(4) 収集報告に当たって留意すべき事項

ア 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告すること。

イ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等の

ないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図ること。

ウ 市町村は、情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこと。

特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくこと。

エ 市町村は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施すること。

オ 市町村は、り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期すること。

(5) 報告責任者の選任

県、市町村及び防災関係機関は、次の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。

区分	所掌事務	県		市町村	防災関係機関
		本庁	出先機関		
総括責任者	県、市町村及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。	各部(局庁) 1名	各機関 1名	各市町村 1名	各機関 1名
取扱責任者	県、市町村及び防災関係機関における各部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。	各課 1名 (協力班を除く)	各機関 1名	各市町村において所掌事務等を勘案して定める	各機関において所掌事務等を勘案して定める

(6) 千葉県被害情報等報告要領

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県被害情報等報告要領」による。

(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

ア 総務省消防庁

(ア) 消防防災無線(県防災行政無線を使用)

電話 120-90-49013(地上系) 048-500-90-49013(衛星系) (消防庁応急対策室)
FAX 120-90-49033(地上系) 048-500-90-49033(衛星系) (")

(イ) 一般加入電話

電話 03-5253-7527 (消防庁応急対策室)
FAX 03-5253-7537 (")

イ 千葉県

(ア) 県防災行政無線

電話 500-7361(地上系) 012-500-7361(衛星系) (危機管理課)
FAX 500-7298(地上系) 012-500-7298(衛星系) (")

(イ) 一般加入電話

電話 043-223-2175 (危機管理課)
FAX 043-222-5208 (")

(8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国(総務省消防庁)又は県(危機管理課)へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

ア 総務省消防庁

(ア) 消防防災無線(県防災行政無線を使用)

電話 120-90-49102(地上系) 048-500-90-49102(衛星系) (消防庁宿直室)
FAX 120-90-49036(地上系) 048-500-90-49036(衛星系) (")

(イ) 一般加入電話

電話 03-5253-7777 (消防庁宿直室)

F A X 03-5253-7553 (")

イ 千葉県

(ア) 県防災行政無線

電 話 500-7225 (地上系) 012-500-7225 (衛星系) (県防災行政無線統制室)

F A X 500-7110 (地上系) 012-500-7110 (衛星系) (")

(イ) 一般加入電話

電 話 043-223-2178 (県防災行政無線統制室)

F A X 043-222-5219 (")

別表1 報告一覧

報告の種類	報告機関	報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告	市町村 消防本部	1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	①覚知後直ちに ②第1報告の後、詳細が判明の都度直ちに [電話、FAX]
	支部総務班	1 庁舎等の状況 2 庁舎周辺の被害状況 3 支部管内の出先機関及び市町村からの情報 4 支部管内の出先機関の職員参集状況	
	部門担当部 防災関係機関	個別の災害現場の概況及び当該災害に対する具体的な対応状況等	
災害総括報告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 各市町村区域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため、正確を期すること。 1 被害情報 各市町村内の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況 3 被害額情報 各市町村内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 [端末入力及び文書]
	年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで [端末入力及び文書]
部門別被害額総括報告	部門担当部	各部門において所管する施設等の被害額、産業別被害額を報告	応急対策終了後10日以内 [文書等]
災害詳細報告	市町村	災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]
	部門担当部	農林水産、県土整備、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について、定時に報告	
	防災関係機関	各機関の所管する施設等の被害状況、機能障害の状況及び復旧見込等について報告	①・②同上 [電話、FAX]

注) 防災関係機関とは、指定公共機関、指定地方公共機関、輸送関連施設管理者、ライフライン機関及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。

別表2 被害の認定基準

区 分		認 定 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
その他被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

区 分		認 定 基 準
そ の 他 被 害	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。
	ブロック・石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。	
畑の冠水		
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
被 害 金 額	共 通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかつこ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

4 災害時の広報（総合企画部・防災危機管理部）

（1）広報活動要領

県、市町村、防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む。）、県民だより等を活用して県民へ広報する場合は、総合企画部報道広報課を窓口として行う。

（2）広報内容

ア 避難方法等に関する情報

イ 交通規制等に関する情報

ウ 被害に関する情報

（ア）人及び家屋関係

（イ）公益事業関係

（ウ）交通施設関係

（エ）土木港湾施設関係

（オ）農林水産関係

（カ）商工業関係

（キ）教育関係

（ク）その他

エ 応急対策活動に関する情報

（ア）水防、警備、救助及び防疫活動

（イ）通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動

（ウ）その他一般県民及び被災者に対する必要な広報事項

オ 県外で発生した災害に係る支援に関する情報

カ 流言飛語の防止に関する情報

（3）広報方法

ア 一般広報活動

（ア）市町村防災行政無線、広報車、ヘリコプター等を活用した広報

（イ）広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報

（ウ）県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報

（エ）インターネット（千葉県ホームページ、メールなど）を活用した広報

（オ）千葉県防災ポータルサイトを活用した広報

イ 報道機関への発表

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

ウ 放送機関への放送要請

県及び市町村が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき要請する。

放送要請協定機関及び窓口

機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0395
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3111	043-231-4999
(株)ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	03-5500-3268	03-5500-3915

<資料編 1-12-11 災害時における放送要請に関する協定 日本放送協会千葉放送局>

<資料編 1-12-12 災害時における放送要請に関する協定締結に関する覚書 〃 >

<資料編 1-12-13 緊急警報放送の実施に伴う災害時における放送要請について 〃 >

<資料編 1-12-14 災害時における放送要請に関する協定

(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム>

エ 報道機関への報道要請

県が地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合において、県が行う災害応急対策についての報道要請は、「災害時における報道要請に関する協定」に基づき行う。

報道要請協定機関

千葉日報社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、産経新聞社、東京新聞、
日刊工業新聞社、日本工業新聞社、時事通信社、共同通信社、
日本テレビ放送網(株)、(株)東京放送、(株)フジテレビジョン、全国朝日放送(株)

<資料編 1-12-15 災害時における報道要請に関する協定 (株)千葉日報社 他14社>

<資料編 1-12-16 災害時等における外国人県民等への報道要請に関する協定

エフエムインターウェーブ(株)>

第3節 水防計画

千葉県内の各河川、海岸並びに港湾等に対し、水防上必要な監視、警戒、予防等を行うとともに水閘門の操作、消防機関や水防管理団体等との協力、水防資材及び設備の運用等を実施し被害の軽減を図る。

なお、水防計画は、県土整備部河川環境課が作成する「千葉県水防計画」によるが、その概要は次のとおりである。

1 水防の目的

千葉県水防計画に基づき、洪水、津波、又は高潮等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、千葉県管下の各河川、海岸並びに港湾等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡、輸送及び水閘門の操作を行う。

また、水防のための消防機関等の活動、水防管理団体間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備運用等を実施する。

※水防管理団体：水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合もしくは水害予防組合をいう。

(注) 洪水、津波又は高潮とは、地震による堤防の漏水・沈下等の場合を含んでいる。

2 水防の責任（県関係抜粋）

(1) 市町村及び水防管理団体

市町村及び水防管理団体たる水害予防組合、水防事務組合は、水防計画並びに各々の水防計画に基づき各々その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 千葉県（水防本部）

千葉県（水防本部）は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるように指導及び確認すべき責任を有する。

(3) 知事は、指定した河川、湖沼又は海岸について洪水又は高潮等により相当の損害を生ずるおそれがあると認めたときは水防警報を発し、関係機関に通知しなければならない。

(4) 一般県民

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域で共に助け合い、水防に協力しなければならない。

3 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

4 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

—水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項—

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。

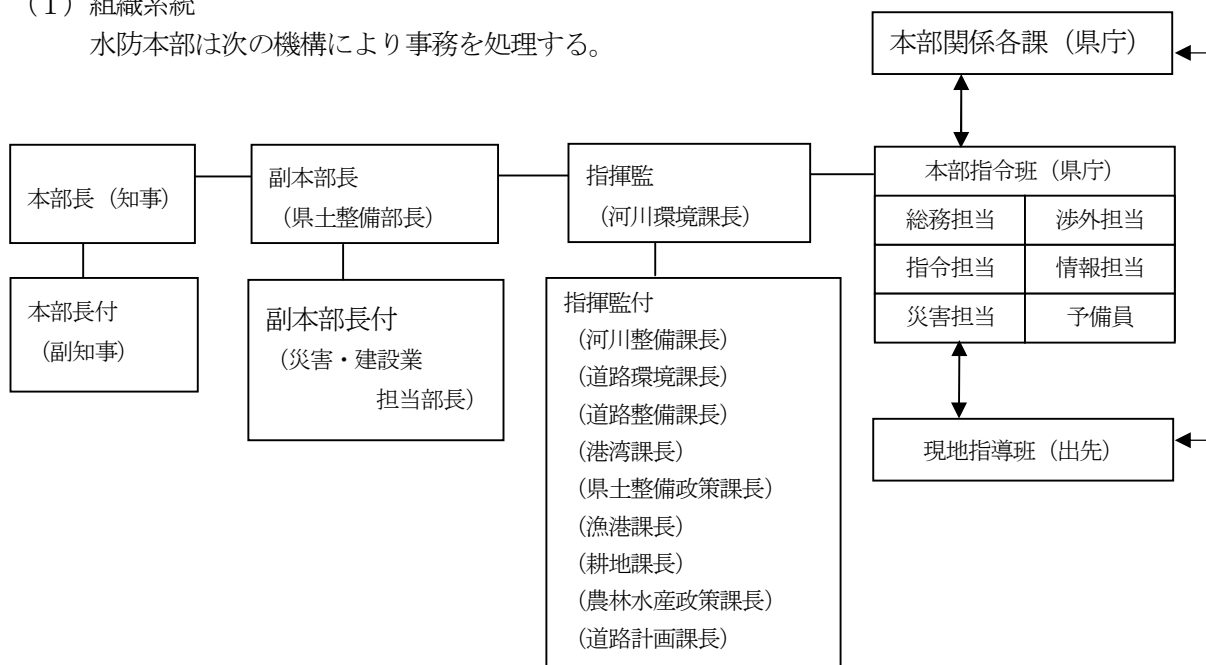
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

5 水防本部の組織

千葉県水防本部は管内における水防業務を総括するため本部を県庁内（県土整備部河川環境課）に置く。

(1) 組織系統

水防本部は次の機構により事務を処理する。



(2) 水防本部の事務分掌

水防本部構成員の事務分掌は次のとおりとする。

構 成 員 名	事 務 分 掌
本 部 長 (知事)	水防本部の事務を総括する。
本部長付 (副知事)	本部長に事故ある時は本部長の職務を代行する。
副本部長 (県土整備部長)	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。 なお、本部長、本部長付に事故ある時はその職務を代行する。
副本部長付 (災害・建設業担当部長)	副本部長に事故ある時は副本部長の職務を代行する。
指 揮 監 (河川環境課長)	水防本部長および副本部長を補佐し、その命をうけて分掌事務を掌理し、水防本部員を指揮監督する。 なお、副本部長、副本部長付に事故ある時はその職務を代行する。
指揮監付 (河川整備課長) (道路環境課長) (道路整備課長) (港湾課長) (県土整備政策課長) (漁港課長) (耕地課長) (農林水産政策課長) (道路計画課長)	本部長、副本部長および指揮監を補佐する。 また、指揮監に事故ある時はその職務を記述の順に代行する。

(3) 各班の事務分掌は次のとおりとする。

班 名	事 務 分 掌
本部指令班 (河川環境課)	<p>本部指令班は、総務担当、渉外担当、指令担当、情報担当、災害担当、予備員から構成され、迅速かつ的確な水防活動が図られるよう水防体制への移行に向けた気象情報、水位情報等を整理し、指揮監へ報告し、その指示を仰ぐものとする。</p> <p>なお、本部指令班には、本部指令班長を置き、各担当を総括するとともに、現地指導班と連携して水防業務にあたるものとする。</p>
総務担当	<ol style="list-style-type: none"> (1) 水防本部要員の決定招集に関する事。 (2) 水防事務の諸経理に関する事。 (3) 緊急自動車の確保、配車に関する事。 (4) 水防本部員の給食、寝具の確保に関する事。 (5) 水防資器材の確保斡旋に関する事。 (6) 他班の所掌に属さない事務に関する事。
渉外担当	<ol style="list-style-type: none"> (1) 自衛隊の出動要請及び公用負担の指導に関する事。 (2) 警察、各関係機関、報道機関との連絡及び広報に関する事。 (3) 国への報告及び連絡に関する事。 (4) 他部局への応援要請に関する事。
指令担当	<ol style="list-style-type: none"> (1) 状況の把握及び判定並びに水防指令の立案に関する事。 (2) 気象情報、洪水予報、水防警報、水防配備指令等の受信、記録及び伝達に関する事。 (3) ダムの洪水調節に関する事。 (4) 災害対策本部との連絡に関する事。 (5) 各班の連絡調整に関する事。
情報担当	<ol style="list-style-type: none"> (1) 雨量、水位、流量、潮位、ダム放流等水文資料の収集、整理解析に関する事。 (2) テレビ、ラジオ、その他諸情報の収集整理に関する事。 (3) 防災行政無線、水防テレメーターシステム等の整備・点検に関する事。
災害担当	<ol style="list-style-type: none"> (1) 水防工法の指導に関する事。 (2) 水門、排水ポンプ場等の操作の指導に関する事。 (3) 水害、土砂災害等の被害状況の収集、整理に関する事。 (4) 公共土木施設の被害状況の収集整理に関する事。 (5) 災害状況、水防活動状況記録の整理・保存・指導に関する事。
予備員	水防本部予備員として待機し、必要に応じて各担当を応援する。
本部関係各課 (河川整備課、道路環境課、道路整備課、港湾課、県土整備政策課、漁港課、耕地課、農林水産政策課、道路計画課)	<p>関係機関の情報収集を行うとともに、現地指導班を通じて行われる指令先・報告元となる関係機関の水防活動を支援する。</p> <p>なお、河川整備課職員は本部指令班として、河川環境課に詰めるものとする。</p>

現地指導班（土木事務所、港湾事務所）

ア 現地指導班の組織

水防管理団体への情報連絡及び現地指導等水防事務の円滑な実施を図るため、各土木事務所、各港湾事務所に現地指導班を設置する。

各現地指導班長には、所長の職にある者もしくは所長が指名した者をあてるものとする。

イ 現地指導班の水防事務

各現地指導班は水防本部の構成組織であり、特に水防活動の最前線で情報収集、現地指導を行うことから、県庁内部に組織される本部指令班と同様、事務分掌及び班員の招集方法を定めておかなければならない。

また、下記事項に関して管内各機関との連絡方法を定めておかなければならない。

- i 気象情報伝達系統
- ii 水防配備指令伝達系統
- iii 利根川洪水予報伝達系統
- iv 利根川水防警報伝達系統
- v 水防警報（知事指定河川）伝達系統
- vi 連絡者一覧表（平日昼間及び休日夜間）

6 水防本部の配備体制と活動内容

(1) 水防配備

ア 水防本部水防配備指令による配備

水防本部の水防配備指令により、配備体制をとることとする。

ただし、状況により緊急の場合は現地指導班長がその管内の配備体制をとることができる。

この場合、速やかに指揮監にその旨を報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。

イ 水防警報発令による配備

水防法に基づき知事が水防警報を行う指定河川において、現地指導班長が水防警報を発令した場合には、その管内の配備体制をとることとする。

ウ 避難判断水位（特別警戒水位）到達情報による自動配備

水防法に基づき知事が水位情報の通知及び周知を行う指定河川において、水防本部からはん濫警戒情報の通知を受けた際には、水防本部指令班及び該当する現地指導班、水防管理者は确实迅速に水防警戒体制による自動配備を行うものとする。この場合、速やかに指揮監にその旨を報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。

エ ダム洪水警戒体制発令による配備

ダム管理事務所が洪水警戒体制をとったときは、必要に応じ、その管内の配備体制をとることとする。この場合、速やかに指揮監にその旨を報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。

(2) 水防配備体制

常時勤務から水防体制への切替えを確実に迅速に行うとともに、勤務員として適当に交代休養させ長期間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、本部長は次の5つの配備体制による配備を行う。

編成・配備基準 配備体制	編成	配備基準
水防準備体制	若干名(2～3名)で水防事務にあたる	①県下に大雨、高潮、洪水注意報が発表され、副本部長(県土整備部長)が必要と認めたとき。 ②津波注意報が発表され、副本部長(県土整備部長)が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては、管内の予報区で発表されたとき。
水防注意体制	1/10の人員で水防事務にあたる	①県下に大雨、高潮、洪水警報が発表され、副本部長(県土整備部長)が必要と認めたとき。 ②津波注意報が発表され、副本部長(県土整備部長)が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては、管内の予報区で発表されたとき。
水防警戒体制	1/3の人員で水防事務にあたる	①県下に大雨、高潮、洪水警報が発表され、副本部長(県土整備部長)が必要と認めたとき。 ②津波警報が発表され、副本部長(県土整備部長)が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては、管内の予報区で発表されたとき。 ③水位情報周知河川において、避難判断水位(特別警戒水位)に達したとき。(自動配備)
水防非常第1体制	2/3の人員で水防事務にあたる	①台風等により県下広範囲にわたり相当な被害が発生するおそれがあり、また、一部に相当な被害が発生した場合で本部長(知事)が指示したとき。 ②水防に関して千葉県災害対策本部が設置され、本部第1配備体制にあるとき。
水防非常第2体制	全員で水防事務にあたり必要に応じ、予備班を招集する。	①台風等により県下全域にわたり甚大な被害が発生するおそれがあり、また、一部に甚大な被害が発生した場合で本部長(知事)が指示したとき。 ②水防に関して千葉県災害対策本部が設置され、本部第2配備体制以上にあるとき。

水防警報河川・洪水予報河川の配備体制について

利根川、江戸川、小貝川、霞ヶ浦・北浦に洪水予報・水防警報が発表された場合には、副本部長が状況を判断し、必要な体制をとるものとする。
県が指定する水防警報河川において、現地指導班長が水防警報を発令した場合は、現地指導班長が状況を判断して必要な体制をとるとともに、水防本部指令班は水防配備体制をとるものとする。

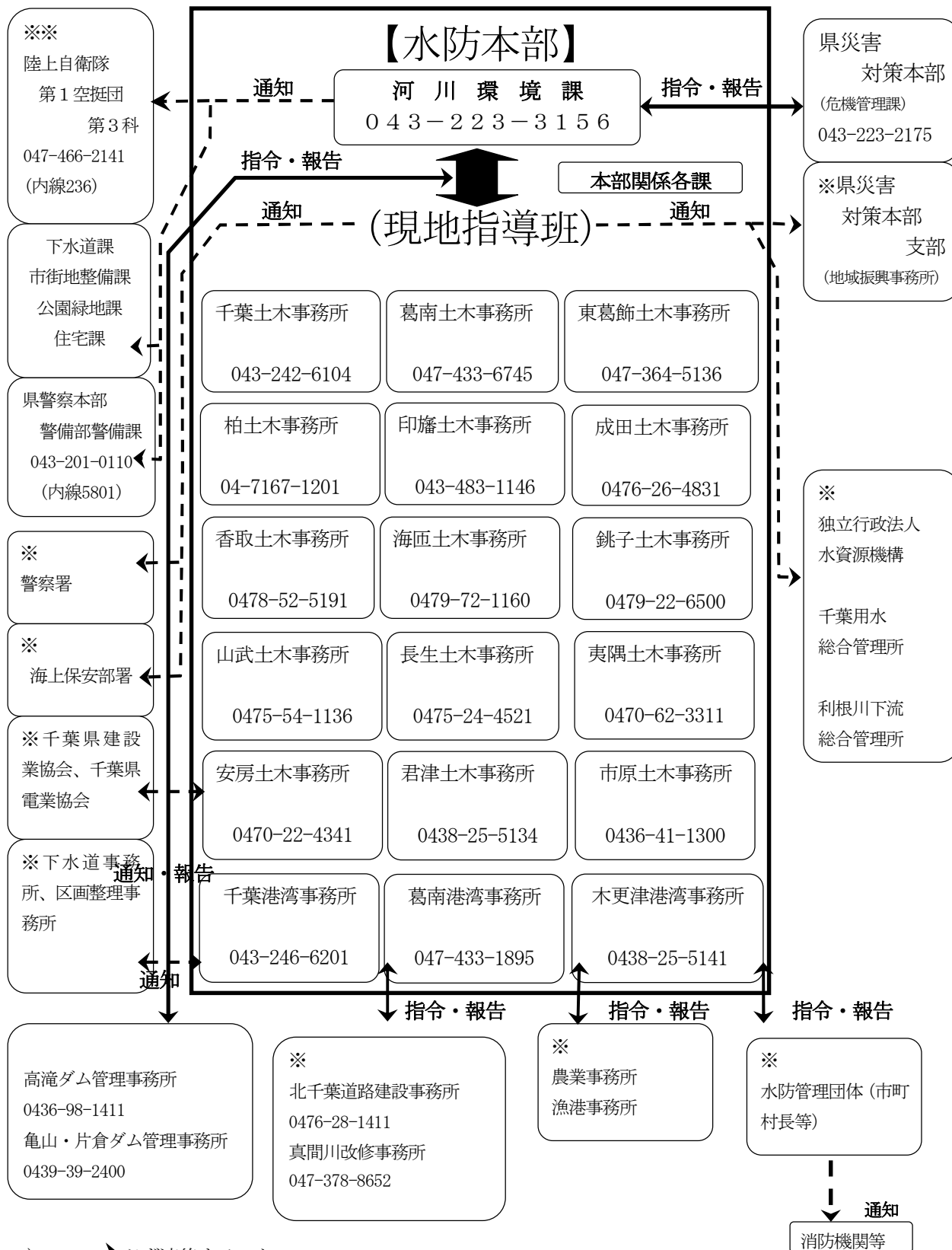
※1 構成人員については、目安であり、現地指導班ごとに事前に定めることとする。

※2 津波については、道路環境課及び防災危機管理部危機管理課の体制で自動配備となっているが、水防については必要に応じて配備するものとする。

(留意事項)

- 1 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予測されるときは、情報収集を行い出動準備を心がけるものとする。
- 2 配備指令発令後は出来る限り不急の外出はさけ、待機しなければならない。
- 3 非常勤務者は、交代者と引継ぎを完了するまではその勤務場所を離れてはならない。
- 4 その他交代者は、予め自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。
- 5 水防配備指令発令後においては、水防業務を一般業務に優先して行わなければならない。
- 6 上記体制人員は目安であり、各水防段階における水防事務を勘案し、事前に必要人員を定め、水防連絡会までに定めておくこととする。

7 水防配備指令伝達系統（平成24年4月現在）



- 1) **→** 必ず連絡すること
 - 2) **- - -** 警戒体制、非常第1体制、非常第2体制に入った時連絡をすること
- ※ 各土木事務所・港湾事務所の水防指令情報伝達系統図によること
- ※※ 自衛隊災害派遣要請は本部長が必要と認めた場合若しくは市町村長からの依頼を受けて本部長が行うものとし、その指揮にあたっては、本部長若しくは本部長から指名を受けた者の協力要請に応じることとする。

8 水防配備の解除

(1) 県の水防配備の解除

水防本部長は、水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

(2) 水防管理団体の水防配備の解除

水防管理者は、水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

なお、配備を解除したときは、現地指導班を通じ水防本部指令班（河川環境課）に報告するものとする。

※ 水防管理者：水防管理団体である市町村の長、水防事務組合の管理者又は長、並びに水害予防組合の管理者をいう。

第4節 避難計画

風水害等による災害に際し、住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。
この際、高齢者、障害者等の災害時要援護者の安全避難について、特に留意する。

1 計画方針（防災危機管理部）

災害に際し、危険地域の住民等を安全な場所に避難させ人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護する。

市町村にあっては、「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。

2 実施機関（防災危機管理部、健康福祉部、国土整備部、警察本部）

(1) 避難の勧告又は指示

避難の勧告を発すべき権限のある者として第一次的な実施責任者である市町村長が実施する。また、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が行うものとする。（災害対策基本法第60条）

避難の指示については、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市町村長を中心として、相互に連携をとり実施するものとする。

ア 市町村長（災害対策基本法第60条）

イ 知事（災害対策基本法第60条5項）

ウ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

エ 水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者《水防法第29条》）

オ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

カ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官、海上保安官がいない場合に限る。《自衛隊法第94条》）

(2) 避難所の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を収容するため、学校や公民館等の避難所を設置する。

ア 避難所の設置は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

イ 当該市町村限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

3 避難の勧告又は指示等（防災危機管理部、健康福祉部、国土整備部、警察本部）

(1) 災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2（1）に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。

ア 市町村長の措置

(ア) 市町村長は、火災、崖崩れ、高潮等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体の危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。

ただし、知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村が実施すべき立ち退きの勧告また指示に関する措置の全部又は一部

を当該市町村長に代わって実施する。

(イ) 市町村長は、災害時要援護者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、避難準備（要援護者避難）情報、避難勧告及び避難指示について判断基準を整備するものとする。

イ 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、災害の発生により、住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市町村長が措置をとることができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき、直ちに当該地域住民に避難のための立ち退きを指示するものとする。

警察官及び海上保安官は、住民等の生命、身体に危険が切迫しているとき自ら認めるときは、直ちに当該地域住民等に避難のための立ち退きを指示するものとする。

なお、立ち退きを指示した場合は、直ちに市町村長へ通知する。

ウ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官及び海上保安官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に当該区域からの退去を命じることができる。

エ 知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事又はその命を受けた水防本部構成員は洪水又は高潮の氾濫及び地すべりにより著しく危険が切迫しているとき危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。

(2) 避難準備情報、避難勧告又は指示の内容

市町村長等が避難準備情報の発表や避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難準備情報、避難勧告又は指示の理由

オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡するものとする。

ア 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は防災行政無線を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て周知徹底を図る。

イ 関係機関の相互連絡

県、県警察、市町村、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡するものとする。

4 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部）

避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、災害時要援護者の避難を優先して行う。

5 避難所の開設（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁）

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し収容保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする災害時要援護者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。

- (1) 市町村は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、風水害等に対する安全性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

- (2) 市町村は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

また、その作成にあたっては、施設管理者と協議するものとする。

- (3) 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法であると考えられるが、この方法であっても、当然、市町村職員や施設管理者、ボランティアの支援は必要である。

- (4) 市町村は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮などが必要である。

なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

- (5) 市町村は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成に努める。

- (6) 市町村は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーティション、仮設風呂・シャワーなどである。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

- (7) 市町村は、避難所を開設した場合には、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応するものとする。

なお、避難所に名簿の掲示を行うなど、避難者情報の広報については、個人情報の取り扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得るなど、適切に対応するよう努める。

6 現地救護本部の設置（防災危機管理部、健康福祉部、警察本部）

県は必要に応じ、現地に救護本部を設置するとともに、各避難所を巡回し、関係機関との調整を行うものとする。

第5節 災害時要援護者等の安全確保対策

風水害により、住民の避難を要する地域が数多く出た際に、被災者の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

特に、災害時に支援を必要とする、災害時要援護者については、市町村が策定した「災害時要援護者避難支援プラン」等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、県警本部）

災害時要援護者については、災害時要援護者避難支援プランの個別計画等に基づき避難支援者による避難誘導、支援を行う。

(1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

イ 危険な場所には、表示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。

オ 高齢者、障害者等の災害時要援護者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市町村職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

(2) 避難順位

避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとするが、その優先順位等については、災害時要援護者避難支援プランの全体計画等に基づき、市町村が定めるものとする。

(3) 緊急入所等

市町村は、在宅での生活の継続が困難な災害時要援護者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な災害時要援護者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

2 避難所の設置、災害時要援護者の対応（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、教育庁）

(1) 避難所の開設は、本章第4節「避難計画」による。

県及び市町村は、災害時要援護者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態等を把握し、災害時要援護者に配慮した運営に努めることとする。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。

ア 避難所における要援護者用相談窓口の設置

イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請

ウ 避難所における要援護者支援への理解促進

(2) 外国人に対する対応

県は、被災直後から、(財)ちば国際コンベンションビューローと連携して日本語の理解が十分でない外国人向けに多言語での災害状況や支援に関する情報の提供を行う。

また、被災地における語学ボランティアの需要状況を基に、派遣先や必要な派遣人員等を被災市町村等と調整の上、援助を必要としている避難所等へ同財団に登録されている語学ボランティアを派遣する。なお、各市町村からの迅速な派遣要請が可能となるよう、各市町村へ本制度の周知を

図る。

市町村は、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に対応した避難所運営に努める。

3 福祉避難所の設置（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁）

災害時要援護者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。

- (1) 福祉避難所の設置は、市町村長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市町村長がこれを補助するものとする。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。
- (2) 当該市町村限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。
- (3) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4 避難所から福祉避難所への移送

市町村は、避難所における災害時要援護者の健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

市町村は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要援護者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市町村や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要援護者の移手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要援護者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかけることを検討する。

5 被災した災害時要援護者等の生活の確保（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村）

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の災害時要援護者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していくものとする。

また、被災した災害時要援護者等の生活の確保として、県及び市町村は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

- (1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第6節 救助救急・医療救護活動

消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、県は関係機関と緊密に連携をとりながら、被災者の医療救護に万全を期するものとする。

1 救助・救急（防災危機管理部、警察本部）

（1）活動体制

消防本部及び県警本部は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県医師会、地区医師会、日赤県支部、自衛隊などの関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

（2）救助・救急活動

機関名	項目	対応措置
消防本部	救助・救急活動	<ol style="list-style-type: none"> 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 (1) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 (2) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	<ol style="list-style-type: none"> 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	<ol style="list-style-type: none"> 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
県警察		<ol style="list-style-type: none"> 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。
海上保安部（署）		<ol style="list-style-type: none"> 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。

(3) 救助・救急資機材の調達

- ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。
- イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

2 水防活動（県土整備部）

水害等の発生における水防活動については、同章第3節「水防計画」による。

3 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、商工労働部、教育庁）

(1) 高圧ガス等の保管施設の応急措置

機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
県	<ul style="list-style-type: none"> 1 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。 2 関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。 3 連絡通報体制の早期確立を図る。
消 防 本 部	<ul style="list-style-type: none"> 1 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 2 関係機関との情報連絡を行う。
関東東北産業 保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> 1 正確な情報把握のため、千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 災害発生に伴い千葉県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。
ガ ス 事 業 所	<ul style="list-style-type: none"> 1 ガスホルダーの受入れ、送出の停止又は調整を行う。 2 地区整圧器の作動停止又は調整を行う。 3 ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設の応急措置

県及び消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施並びに防災機関との連携活動

(3) 火薬類保管施設の応急措置

機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
県	<p>延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。 2 事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。
関東東北産業保安監督部	<p>火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。</p>

(4) 毒物、劇物保管施設の応急措置

機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
県	<p>次の各項の実施について指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置 2 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置 3 発災時における健康福祉センター（保健所）、警察署又は消防本部に対しての連絡通報
県教育委員会	<p>発災時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発災時の任務分担 2 出火防止及び初期消火活動 3 危険物等の漏洩、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止 5 児童生徒等に対する、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法

(5) 危険物等輸送車両等の応急対策

機 関 名	対 応 措 置
消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
県警察	<p>輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。</p>
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 正確な情報把握のため千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 3 災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県に所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を指導する。
関東運輸局	<p>危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時の緊急連絡設備を整備する。 2 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。
海上保安部 (署)	<p>関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 3 港内における危険物とう載船舶には、必要に応じた移動命令、又は航行の制限若しくは禁止 4 港長公示第5 1 - 2 (昭和51年9月20日)に基づく下記事項に関する規制の強化 引火性危険物積載船舶より30m以内の船舶の接近、接舷の制限
日本貨物 鉄道(株)	<p>危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故を発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、JR貨物における応急措置要領(危険品貨物応急措置便覧欄)に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。</p>

4 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局）

（1）情報の収集・提供

県は、市町村、消防機関、県医師会等との連携のもとに以下について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。また、そのため、平常時から関係機関との連携を緊密に保つとともに、県防災行政無線の災害拠点病院等への整備や広域災害・救急医療情報システムの再編整備など広域的な情報ネットワークの強化・推進を図る。

- ア 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- イ 避難所、救護所の設置状況
- ウ 医薬品等医療資器材の需給状況
- エ 医療施設、救護所等への交通状況
- オ その他参考となる事項

（2）医療救護活動

災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった住民に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や医療チームの派遣等により診療等を行う。

ア 実施機関

（ア）医療救護は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

（イ）当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

（ウ）（ア）により市町村長が行う場合は、当該市町村地域防災計画の定めるところにより実施する。

（エ）（ア）及び（イ）により知事が行う場合は、次により実施する。

- a 県が組織する救護班
- b 日本赤十字社千葉県支部（以下「日赤県支部」という。）の長と締結した委託契約に基づき日赤県支部が組織する救護班
- c 社団法人千葉県医師会（以下「県医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県医師会が組織する救護班
- d 社団法人千葉県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県歯科医師会が組織する救護班
- e 社団法人千葉県薬剤師会（以下「県薬剤師会」という。）の長と締結した協定に基づき県薬剤師会が組織する救護班
- f 社団法人千葉県看護協会（以下「県看護協会」という。）の長と締結した協定に基づき県看護協会が組織する救護班
- g 社団法人千葉県接骨師会（以下「県接骨師会」という。）の長と締結した協定に基づき県接骨師会が組織する救護班
- h 国立病院機構で組織する救護班
- i 災害拠点病院で組織する災害派遣医療チーム〈DMAT〉（以下「DMAT」という。）及び救護班

＜資料編4-1 日本赤十字社千葉県支部災害救護業務組織編成表＞

＜資料編4-2 救護班＞

イ 救護班等出動の要請

（ア）市町村長は、必要に応じて市町村立病院の救護班に出動を命じ、地区医師会長、地区歯科医師会長、日赤県支部長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

（イ）知事は、必要に応じてDMATの派遣要請を行うとともに、県救護班の出動を命じ、日赤県支部長、県医師会長、県歯科医師会長、県薬剤師会長、県看護協会会長、県接骨師会長にそれぞれ救護班の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか

連絡調整その他必要な措置を講ずる。

(ウ) 具体的な現場指揮は、災害の態様、現場の状況等に応じ、関係機関で協議の上、統一を図るものとする。

ウ 近隣都県市への応援要請

知事は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「九都県市災害時相互応援に関する協定」等に基づき近隣都県市への救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入等を要請する。

エ 広域にわたる応援要請

知事は、上記に定める要請のほか、必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条に基づき、他の道府県の道府県知事等に対し、応援を求める。

オ 支援の受け入れ及び他地域への応援

(ア) 県は、協定等に基づく他都県市からの支援や医療ボランティアの協力申し出があった場合は、地域の状況等を勘案し、その受入及び健康福祉センター（保健所）への派遣等を行う。

(イ) 健康福祉センター（保健所）長は、前記の派遣を受けた場合は、その業務を統括する。

(ウ) 被災地以外の健康福祉センター（保健所）長は、被災地の健康福祉センター（保健所）への人員・物資等の応援を行う。

カ 救護班等の業務内容

(ア) 傷病者に対する応急措置

(イ) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

(ウ) 軽症患者等に対する医療

(エ) 避難所等での医療

(オ) 助産救護

キ 救護所の設置

救護所は県又は市町村が設置するものとし、救護班は救護所において医療救護活動を実施する。なお、救護所は必要に応じて適切な場所に設置する。

ク 避難所救護センターの設置

(ア) 県は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、市町村との連携のもとに避難所内に避難所救護センターを設置し、医療救護活動を行う。

(イ) 避難所救護センターでは、精神科、歯科等に加え、ストレスや精神不安への対応を含めたきめ細かな対応を図る。

(ウ) 避難所救護センターは、避難所の設置状況等を勘案して、適切に配置するとともに、必要に応じて周辺地域への巡回活動を行う。

(エ) 避難所救護センターの業務は各健康福祉センター（保健所）長が統括する。

ケ 後方医療施設の確保

知事は、救護班による応急手当の後、入院治療を要する傷病者の収容施設を必要に応じて広域的に確保するものとする。

(ア) 災害拠点病院

a 県は、災害時における広域的な地域医療の拠点として、二次保健医療圏に2か所程度、災害拠点病院を確保する。

b 災害拠点病院は、耐震耐火構造とし、電気・水道・ガスなどのライフライン途絶時等においても診療機能を維持するための予備電源や予備水源の確保、救急搬送のための臨時ヘリポートの確保など、あらかじめ必要な施設整備を行う。

注) 二次保健医療圏とは、医療法第30条の3第2項第1号の規定に基づく区域で、特殊な医療を除く病院の病床の整備を図るべき地域単位として設定するもので、本県では、9つの二次保健医療圏を設定している。

(イ) 県立病院

災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。また、全ての県立病院は

後方受け入れとともに被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の中核として活動する。

(ウ) 災害医療協力病院等

上記（ア）及び（イ）のほか県医師会の協力を得て、傷病者や難病患者、人工透析患者の治療、収容に当たる災害医療協力病院等の確保を図る。

コ 地域保健医療救護拠点

(ア) 県は、二次保健医療圏に1か所程度、健康福祉センター（保健所）等を利用して応急救護物資等を集中的に備蓄した地域保健医療救護拠点を整備する。

(イ) 健康福祉センター（保健所）は、これらの備蓄物資の効率的な活用など災害時における総合的な保健医療対策を別に定める活動マニュアルにより実施する。

サ 医薬品等の調達

(ア) 医薬品、医療資器材の確保

a 県及び市町村は、医薬品等の整備確保に努め、医薬品等の備蓄拡充や品目の見直し及び流通医薬品の確保体制の整備を検討する。

b 県は、市町村等から医薬品等の確保について、応援要請を受けたときは、地域保健医療救護拠点（各健康福祉センター（保健所）等）に備蓄しているもののほか、千葉県医薬品卸協同組合との協定に基づき医薬品卸業者の県内営業所等から調達し、救護所等に供給する。

c 県は、医薬品等が県内において調達できないときは、隣接都県等に協力を要請し調達する。

(イ) 血液製剤の確保

a 県は、災害発生後速やかに県内血液センター等の被災状況を把握するとともに、日本赤十字社千葉県支部と連携を図り、血液製剤の確保を図る。

b 県は、血液製剤が県内において調達できないときは、隣接都県等に協力を要請し調達する。

<資料編4-3 医薬品等>

シ 傷病者の搬送体制

県との協定等に基づき出動した医療チーム救護班の責任者は、医療救護を行った者のうち、後方医療施設に収容する必要がある者の搬送を市町村長又は知事に要請する。

原則として、被災現場から救護所への搬送は市町村が、救護所から後方医療施設までの搬送は市町村及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。

ス 救護班の活動車両

救護班の出動及び活動のための車両等は、第7節警備・交通の確保・緊急輸送対策に定める車両等による。

(3) 広域災害・救急医療情報システム等の推進

県は、災害発生時における病院、薬局等の医療機関の被災状況、患者転送の要請、医療スタッフの要請等に関する情報及び被災地外の医療機関の支援体制等の情報の収集・提供並びに計画停電等の緊急連絡事項の周知に関して、関係機関における広域災害・救急医療情報システム等の運用体制の充実を図る。

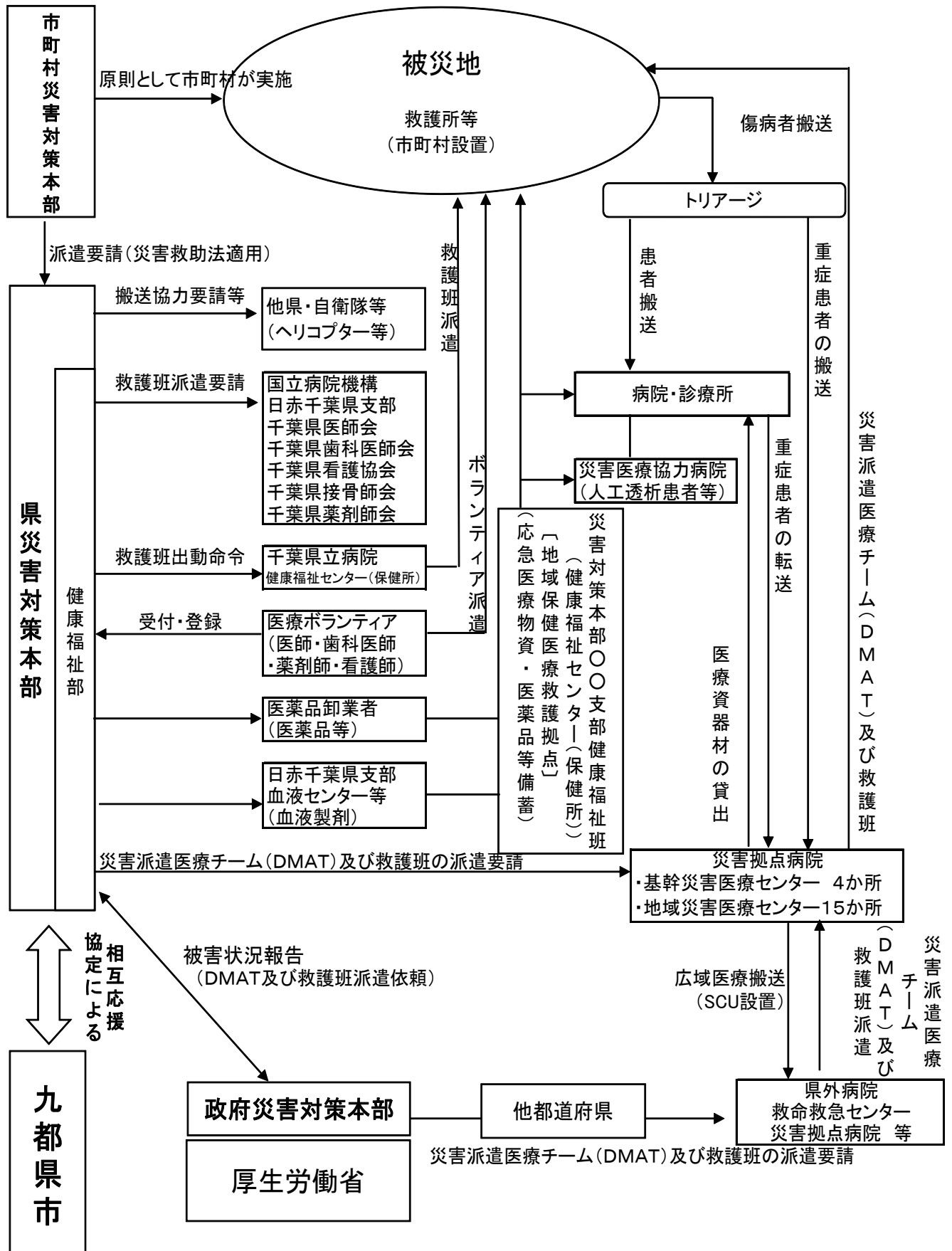
(4) 広域医療搬送体制の整備

県は、災害時における救急患者及び医療活動従事者の広域医療搬送[※]のため、平常時から関係機関との訓練を通じて、広域医療搬送体制の整備に努める。

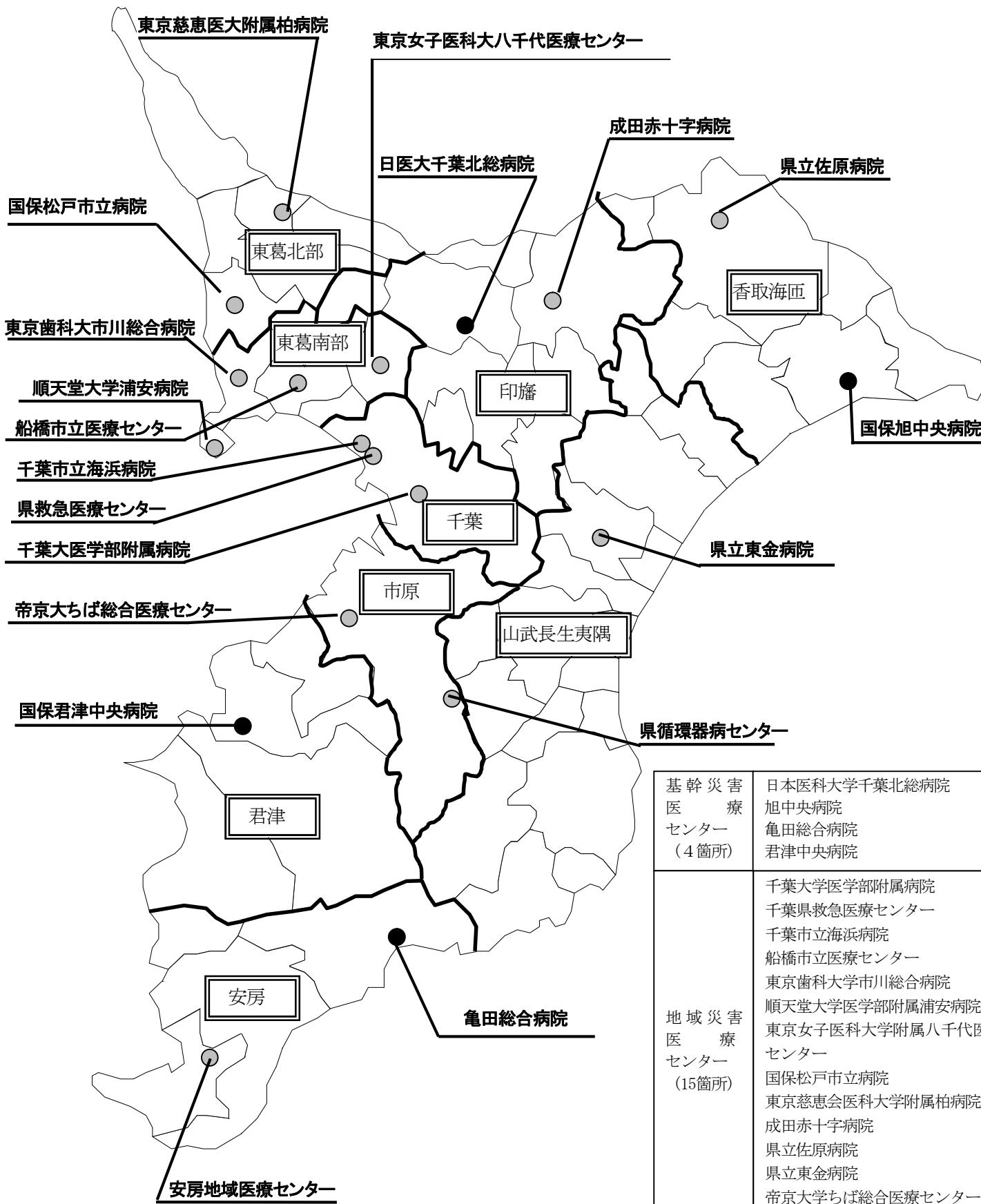
※ 広域医療搬送

重傷者のうち、被災地内での治療が困難で、被災地外の医療機関において緊急に治療することが必要な者であり、かつ、搬送中に生命の危険の少ない病態の患者を被災地区外の医療施設まで迅速に搬送し、治療すること。

医療救護活動の体系図



災害拠点病院



基幹災害医療センター (4箇所)	日本医科大学千葉北総病院 旭中央病院 亀田総合病院 君津中央病院
地域災害医療センター (15箇所)	千葉大学医学部附属病院 千葉県救急医療センター 千葉市立海浜病院 船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 国保松戸市立病院 東京慈恵会医科大学附属柏病院 成田赤十字病院 県立佐原病院 県立東金病院 帝京大学ちば総合医療センター 安房地域医療センター 千葉県循環器病センター

医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧

地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場
印西市	日本医科大学千葉北総病院	日本医科大学千葉北総病院 専用臨時ヘリポート
旭市	総合病院国保旭中央病院	総合病院国保旭中央病院 専用臨時ヘリポート
千葉市中央区	千葉大学医学部附属病院	千葉大学医学部附属病院 専用臨時ヘリポート
千葉市美浜区	千葉県救急医療センター	印旛沼下水道事務所
千葉市美浜区	千葉市立海浜病院	印旛沼下水道事務所
船橋市	船橋市立医療センター	船橋市立運動公園陸上競技場
市川市	東京歯科大学市川総合病院	東京歯科大学市川総合病院 専用臨時ヘリポート
浦安市	順天堂大学医学部附属浦安病院	エクセル航空（株）ヘリポート
八千代市	東京女子医科大学附属 八千代医療センター	八千代市消防本部
松戸市	国保松戸市立病院	松戸市運動公園陸上競技場
柏市	東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏市大堀川防災レクリエーション公園
成田市	成田赤十字病院	成田赤十字病院 専用臨時ヘリポート
東金市	千葉県立東金病院	東金市立西中学校
香取市	千葉県立佐原病院	香取市利根河川敷緑地
市原市	帝京大学ちば総合医療センター	帝京大学ちば総合医療センター 専用臨時ヘリポート
木更津市	国保直営総合病院君津中央病院	国保直営総合病院君津中央病院 専用臨時ヘリポート
鴨川市	亀田総合病院	亀田総合病院 専用臨時ヘリポート
館山市	安房地域医療センター	安房地域医療センター 専用臨時ヘリポート
市原市	千葉県循環器病センター	千葉県循環器病センター 専用臨時ヘリポート

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため県民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1 災害警備計画

(1) 千葉県警察災害警備計画（警察本部）

ア 基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

イ 警備体制

警察本部及び警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(ア) 災害警備本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

(イ) 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

(ウ) 連絡室

県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

ウ 災害警備活動要領

(ア) 要員の招集及び参集

(イ) 気象情報及び災害情報の収集及び伝達

(ウ) 装備資機材の運用

(エ) 通信の確保

(オ) 救出及び救護

(カ) 避難誘導及び避難地区の警戒

(キ) 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

(ク) 災害の拡大防止と二次災害の防止

(ケ) 報道発表

(コ) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

(サ) 死傷者の身元確認、遺体の収容

(シ) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

(ス) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

(セ) 協定に基づく関係機関への協力要請

(ソ) その他必要な応急措置

(2) 海上保安部（署）非常配備等計画

ア 大規模海難等の発生が予想される場合においては、海上保安庁非常配備規則に基づき、次の段階に分けて発令するとともに、海上における犯罪の予防及び鎮圧、人命及び財産の保護並びに海洋汚染の防止に対処する。

イ 警戒配備（注意体制）

管内に大規模海難等に至らない海上における災害の発生が予想されるときに緊急に事前の措置

を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

ウ 非常配備

大規模な海難、その他海上における災害であって、社会的に著しく影響の大きい事態の発生が予想されるときは、非常配備乙を発令して、緊急に事前の措置を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、対策の検討、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

エ 警備要領

(ア) 海上における治安の確保及び海上における遭難者（陸上から流れ出した漂流者を含む）の救助作業は、所属巡視船艇あるいは他の海上保安部署からの応援派遣船艇、航空機をもって実施し、救護を必要とする者については、対策本部及び医療機関等と連絡を密にして、早急に引渡し、場合によっては医師、看護師等が当庁巡視船艇に直接乗船して救護に当たる。

(イ) 災害時の救助活動を行うに際し、海上自衛隊との任務分担及び情報の交換については、海上自衛隊横須賀地方隊と第三管区海上保安部との海上における災害派遣に関する地方協定による。

2 交通対策計画（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村）

(1) 災害時における危険箇所

道路の路肩決壊及び法面崩落による危険箇所は、＜資料編5－6 道路の路肩決壊及び法面崩落による危険箇所＞のとおりである。

(2) 被災施設の応急対策方法

ア 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告するものとする。

イ 調査及び報告

市町村の調査班は、調査の結果支障箇所を発見した場合は、下記の要領により報告するものとする。

(ア) 市町村の調査班は、当該市町村の道路について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・う回路線の有無その他被災の状況等を市町村長に報告するものとする。

(イ) 市町村長は（ア）による報告を受けたときは、その状況を直ちに当該市町村の区域を管轄する関係機関の長に報告するものとする。

(3) 交通規制

ア 道路管理者の通行禁止又は制限

道路管理者は、道路法第46条の規定により、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 公安委員会の交通規制

(ア) 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

(イ) 公安委員会は、県内又は隣接・近隣都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

ウ 警察署長の交通規制

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認められるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定に

より、道路における交通の規制を行う。

エ 警察官の交通規制等

(ア) 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行う。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

(イ) 警察官は、通行禁止区域等(前記イ(イ)により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。)において車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

オ 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

(ア) 自衛官及び消防吏員(以下「自衛官等」という。)は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、前記エ(イ)の職務の執行について行うことができる。

(イ) 自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

＜資料編5-3 自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書＞

カ 海上保安部(署)の海上交通規制

(ア) 港湾内及び航路付近の障害物の状況又は海上交通輻輳の状況に応じ、港内交通管制室による海上交通情報の提供及び管制信号又は巡視船艇により海上の交通整理を実施するとともに、必要ある場合には航行制限を実施するものとする。

(イ) 航行制限の実施及び航路標識の流失、移動、消灯等については、発生の都度、水路通報により周知を図るとともに、航路標識については応急復旧の措置をとるものとする。

(4) 応急復旧

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められるものや民生の安定上必要があるものについて最優先に応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

(5) 緊急通行車両の確認等

ア 緊急通行車両の確認

(ア) 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両)であることの確認を求められることができる。

(イ) 前記(ア)により確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

(ウ) 前記(イ)により交付を受けた標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付する。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

(エ) 届出に関する手続きは、別に定める。

イ 緊急通行車両の事前届出・確認

(ア) 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

(イ) 公安委員会は、前記(ア)により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。

(ウ) 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証

を提出して、前記ア（ア）の確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して前記ア（イ）の標章及び確認証明書を交付する。

（エ）事前届出・確認に関する手続きは、別に定める。

＜資料編5-1 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等＞

（6）交通情報の収集及び提供

ア 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用して行う。

なお、警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。

イ 交通規制等交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

（7）東日本高速道路㈱の安全対策

県公安委員会が行う緊急交通路の確保に係る交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。

また、道路が被災を受け、交通に支障がある場合には、速やかに応急復旧作業の実施に努める。

（8）首都高速道路㈱の交通対策計画

ア 災害予防計画

（ア）現況

首都高速道路の、千葉県内における現況は、次のとおりである。

なお、全区間自動車専用道路に指定されており、一般街路とは全て立体交差となっている。

a 道路の現況（千葉県内供用路線）

路線名	区 間	供用延長 km	うち 千葉県内 供用延長 km	一般道路との連結施設（出入口）名	
				入 口	出 口
高速湾岸線	横浜市金沢区並木～ 市川市高谷	62.1	8.9	舞 浜 浦 安（2） 千 鳥 町	浦 安（2） 千 鳥 町

b 管理施設の現況（千葉県内）

平成21年4月1日現在

区分 路線名 種類	交 通 施 設		出入口	避難設備
	交 通 管 制 施 設		出入口	非常口
高速湾岸線	可変規制標識 24ヶ所 街路可変情報板 9ヶ所 可変情報板 7ヶ所 車両感知器 108ヶ所 交通監視用カメラ 16ヶ所	40ヶ所	出口 3 入口 4	6ヶ所

首都高速道路の構造物は、「橋、高架の道路等の技術基準について」〔建設省（国土交通省）道路局長、都市局長通達〕などに従い、地質、構造などの状況に応じ、関東大震災級の地震に耐え得るよう十分な安全を見込んでいるほか、高架橋については、桁落下防止装置を設置して、より一層の安全性を高めている。また、トンネル、高架橋などには非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、利用者などはこれらの非常口から安全に脱出できることとしている。

しかしながら、平成7年兵庫県南部地震の発生により、高架橋等が大きな被害を受けたことから、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」〔建設省（国土交通省）道路局：平成7年5月〕に準拠した構造としていくほか、利用者の安全対策など、地震防災対策のより一層の強化充実を図ることとする。

(イ) 事業計画

a 概 要

(a) 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を実施していくほか、利用者の安全対策など、地震防災対策のより一層の強化充実を図ることとする。

(b) 災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。

b 実施計画の内容

(a) 高架橋の安全性の強化

「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、落橋防止システム及び支承部構造の一層の強化を図る。

なお、橋脚の耐震対策（橋脚を鋼板巻き立て等で補強）は平成10年度、地盤流動化対策（鋼管矢板壁工法）は平成11年度をもって完了している。

(b) 地震が発生した時の利用者の安全対策

① 利用者への情報伝達の充実

- ② 避難・誘導施設の整備
 - ③ 利用者の対処方法についての十分な広報
 - (c) 首都高速道路の構造物及び道路附属物その他の管理施設等の常時点検
 - (d) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設の常時点検
- イ 災害応急対策計画
- (ア) 災害時における体制

災害又は交通障害の発生が予想される時、あるいは災害が発生したときは、警戒体制、緊急体制又は非常体制のうち、災害の種類及びその程度に応じた規模及び内容の体制をとり、速やかな役職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な措置を講ずる。
 - (イ) 災害応急対策

災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路の機能回復を図る。

 - a 災害が発生したときは、首都高速道路(株)は県公安委員会が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等を利用者に広報する。
 - b 利用者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。
 - c 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。
 - d 工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を講ずる。
 - (ウ) 災害時の広報

利用者が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、ラジオ等各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅速に利用者に提供する。
 - (エ) 緊急道路啓開

残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力のうえ、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。

3 在港船舶対策計画（県土整備部、農林水産部）

(1) 在港船舶対策計画

ア 曳船の隻数及び性能

曳船の状況は、＜資料編 6－6 曳船の状況＞のとおりである。

イ 災害防止の方法

(ア) 一般対策（主として千葉港、木更津港、銚子漁港、勝浦漁港）

- a 気象通報組織を通じて予警報の周知徹底をはかる。
- b 巡視船艇及び海上保安部署による情報周知、保船等の指導
- c 関係機関との情報交換

(イ) 台風対策（千葉港、木更津港）

- a 台風等が千葉港及び木更津港に来襲し、災害の発生が予想されるときは、「千葉港台風対策委員会」及び「木更津台風・津波等対策委員会」を開催し審議のうえ、千葉港長及び木更津港長は、在港船舶等に対し警戒体制について勧告を行う。

(a) 第一警戒体制（荒天準備）

台風が東京湾に接近するおそれがあると判断された場合

- ① 在泊船舶は台風の動向に留意し、必要な荒天準備を整えること。
- ② 荷役中の船舶は、天候の急変に備え荷役を中止できるように準備するとともに、危険物荷役・港内工事作業については、中止基準を遵守すること。
- ③ 岸壁・栈橋等水際線付近にある物件等の高潮、高波、強風による流出防止を強化すること。

- ④ その他必要事項
- (b) 第二警戒体制（避難勧告）
 - 台風が東京湾に接近する公算が極めて大なりと判断された場合、あるいは千葉港が重大な影響を蒙ると判断した場合
 - ① 500総トン以上の船舶は離岸又は離棧して万全の措置をとること。（但し、旅客が乗船中の客船等にあつては、この限りでない。）
 - ② 前項但書きの旅客船、静穏度の高い係留施設に停泊する船舶及び耐航性が不足している船舶等が当該係留施設において待機する場合は、係留索の増し取り等の係留強化策を講じること。（木更津港）
 - ③ 小型船舶は安全な場所に避難すること。
 - ④ 木材等流出防止のため厳重な見回り監視体制を強化すること。
 - ⑤ 管制対象船並びにパイロット要請船舶は避泊後速やかに避泊位置を港長に通報すること。（千葉港）
 - ⑥ その他必要事項

b 在港船舶に対する避難勧告

(a) 避難勧告発令時期の基準

避難勧告を発令する基準は、風速15m以上の強風圏が東京湾地方に達する前に船舶の避難が安全に完了するような時期を選定する。

(b) 勧告の周知

- ① 「台風対策情報連絡系統図による通報」……千葉港長、木更津港長は、電話、FAX等により関係機関へ連絡する。
- ② 「第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターからの放送」
 - ……無線電話（呼出周波数500KHZ 呼出名称JGC）
 - 又は超短波無線電話（国際VHF CH16 呼出名称 よこはまほあん）により在港船舶に対し放送（CH12）する。
- ③ 「巡視船艇による現場周知」……拡声器等により在港船舶等に周知する。
- ④ 「千葉海上保安部・木更津海上保安署からの照会に対する回答」……電話、FAX等により回答する。
- ⑤ 「千葉港における海上保安部港内交通管制室からの放送」……放送H3E 1665KHZ 呼出名称 チバハーバーレーダーにより周知する。

(c) 避難場所（参考）

小型船舶、雑種船	—————	船溜、運河、河川
500トン未満の船舶	—————	港内避泊
500トン以上の船舶	—————	港外避泊

c 流出油対策

石油コンビナート等特別防災区域内の係留施設にある船舶によるものについては「千葉県石油コンビナート等防災計画」により、それ以外については、第5編第4章「油等海上流出災害対策」を適用する。

ウ その他の対策

(ア) 港長権限に基づく港内整理

港則法により特定港（千葉港、木更津港）における船舶交通の安全及び港内の整頓を図る。

(イ) 貯木対策

貯木場管理者に対し、状況により貯木場の網端^{あぼ}の監視の強化又は緊急水切り等を行わせる。

(ウ) 物件等に対する応急措置

五井及び姉ヶ崎地区に大工場、製油所、油槽所が建設され、高潮、波浪が大きく護岸施設を

乗り越えて海水が流れ込み、重要施設の浸水による被害が考えられるので、この保安についてその対策を立てる。

(エ) 避難場所等の整備

荒天時においても利用可能な避泊地を創出するため、防波堤の整備及び小型タンカー用の船溜の整備を進める。

4 緊急輸送（総合企画部、防災危機管理部、商工労働部、農林水産部、県土整備部）

災害発生時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、道路（緊急輸送道路）、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めた。

(1) 緊急輸送道路

機能別に1次及び2次路線に分類し、1次路線は、隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる主要な市町村道等であり、2次路線は、1次路線を補完し市町村役場等を相互連絡する県道等である。

(2) 港 湾

千葉港（千葉中央地区、千葉出洲地区、葛南東部地区）

木更津港（富津地区）

館山港（宮城地区）

(3) 漁 港

銚子漁港、大原漁港、勝浦漁港、鴨川漁港

(4) 飛行場等

ア 空 港

成田国際空港

イ 自衛隊駐屯地及び基地

陸上自衛隊……習志野駐屯地、下志津駐屯地、木更津駐屯地、松戸駐屯地

海上自衛隊……下総航空基地、館山航空基地

航空自衛隊……木更津第一補給処

ウ 臨時離発着場

千葉県中央防災センター、千葉県西部防災センター

千葉市消防ヘリポート、千葉県スポーツセンター

幕張海浜公園、青葉の森公園、行田公園、柏の葉公園、印旛沼公園、蓮沼海浜公園、

館山運動公園、富津公園

(5) 江戸川緊急用船着場

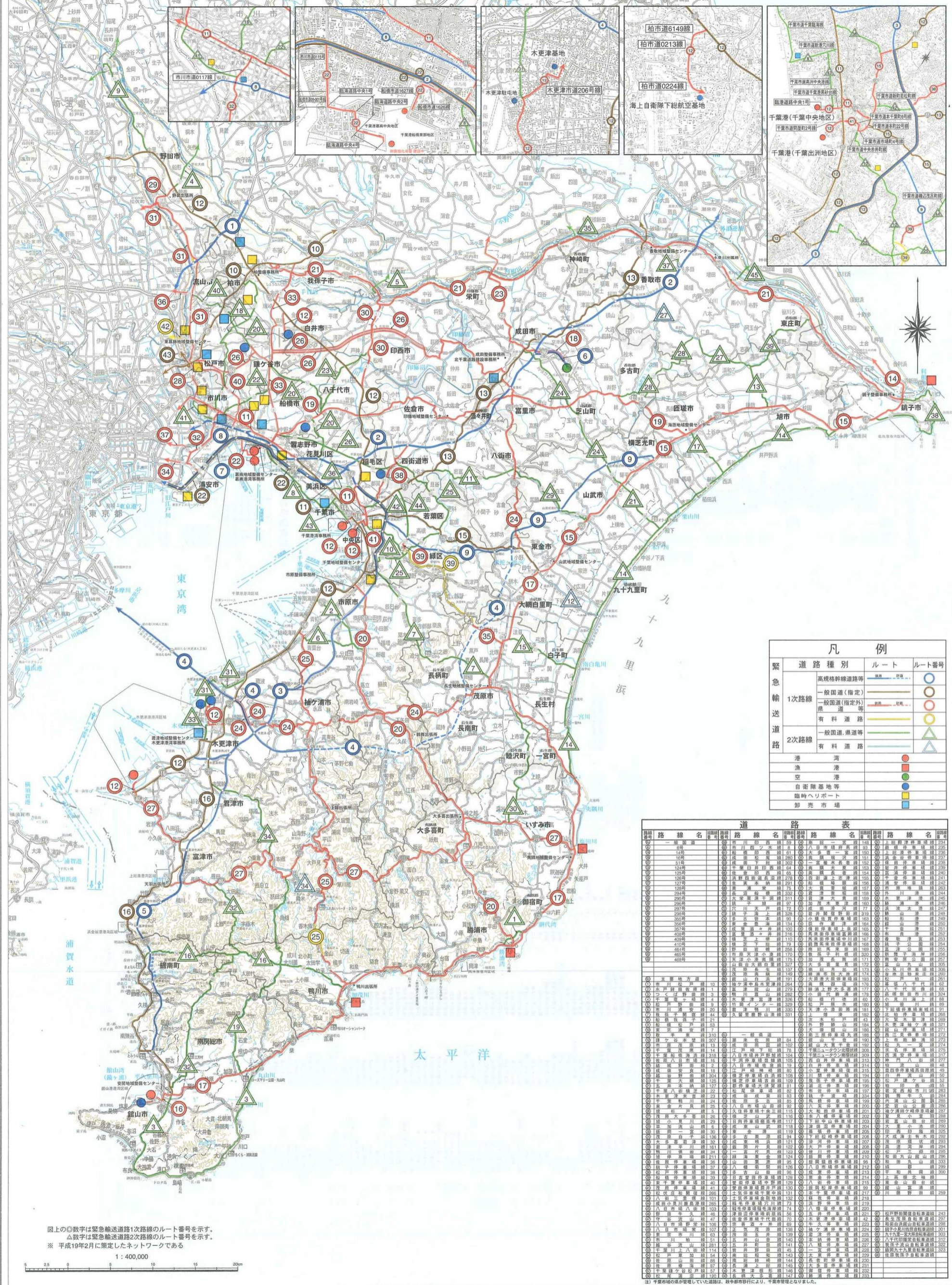
市川緊急用船着場、松戸緊急用船着場

※ 緊急用船着場とは、大規模災害時に河川管理施設災害の復旧資機材や救援物資等を江戸川等の河川を通じて搬入、荷揚げするための施設であり、緊急河川敷道路と連携して機能する。

河川敷道路については（平成23年4月1日現在）完成には至っていないが、一部通行可能である。

<資料編5-8 緊急用船着場位置図及び緊急用河川敷道路計画図>

千葉県緊急輸送ネットワーク図



緊急輸送道路	道路種別	ルート	ルート番号
1次路線	高規格幹線道路等	赤線	○
	一般国道(指定)	青線	○
	一般国道(指定外)	黄線	○
2次路線	有料道路	黄線	△
	一般国道、県道等	緑線	△
港	空港	赤点	
	漁港	青点	
	空港	黄点	
	自衛隊基地等	緑点	
	臨時ヘリポート	青点	
卸売市場	赤点		

路線番号	路線名	路線番号	路線名	路線番号	路線名	路線番号	路線名
1	一般国道	101	山武市	102	山武市	103	山武市
2	一般国道	104	山武市	105	山武市	106	山武市
3	一般国道	107	山武市	108	山武市	109	山武市
4	一般国道	110	山武市	111	山武市	112	山武市
5	一般国道	113	山武市	114	山武市	115	山武市
6	一般国道	116	山武市	117	山武市	118	山武市
7	一般国道	119	山武市	120	山武市	121	山武市
8	一般国道	122	山武市	123	山武市	124	山武市
9	一般国道	125	山武市	126	山武市	127	山武市
10	一般国道	128	山武市	129	山武市	130	山武市
11	一般国道	131	山武市	132	山武市	133	山武市
12	一般国道	134	山武市	135	山武市	136	山武市
13	一般国道	137	山武市	138	山武市	139	山武市
14	一般国道	140	山武市	141	山武市	142	山武市
15	一般国道	143	山武市	144	山武市	145	山武市
16	一般国道	146	山武市	147	山武市	148	山武市
17	一般国道	149	山武市	150	山武市	151	山武市
18	一般国道	152	山武市	153	山武市	154	山武市
19	一般国道	155	山武市	156	山武市	157	山武市
20	一般国道	158	山武市	159	山武市	160	山武市
21	一般国道	161	山武市	162	山武市	163	山武市
22	一般国道	164	山武市	165	山武市	166	山武市
23	一般国道	167	山武市	168	山武市	169	山武市
24	一般国道	170	山武市	171	山武市	172	山武市
25	一般国道	173	山武市	174	山武市	175	山武市
26	一般国道	176	山武市	177	山武市	178	山武市
27	一般国道	179	山武市	180	山武市	181	山武市
28	一般国道	182	山武市	183	山武市	184	山武市
29	一般国道	185	山武市	186	山武市	187	山武市
30	一般国道	188	山武市	189	山武市	190	山武市
31	一般国道	191	山武市	192	山武市	193	山武市
32	一般国道	194	山武市	195	山武市	196	山武市
33	一般国道	197	山武市	198	山武市	199	山武市
34	一般国道	200	山武市	201	山武市	202	山武市
35	一般国道	203	山武市	204	山武市	205	山武市
36	一般国道	206	山武市	207	山武市	208	山武市
37	一般国道	209	山武市	210	山武市	211	山武市
38	一般国道	212	山武市	213	山武市	214	山武市
39	一般国道	215	山武市	216	山武市	217	山武市
40	一般国道	218	山武市	219	山武市	220	山武市
41	一般国道	221	山武市	222	山武市	223	山武市
42	一般国道	224	山武市	225	山武市	226	山武市
43	一般国道	227	山武市	228	山武市	229	山武市
44	一般国道	230	山武市	231	山武市	232	山武市
45	一般国道	233	山武市	234	山武市	235	山武市
46	一般国道	236	山武市	237	山武市	238	山武市
47	一般国道	239	山武市	240	山武市	241	山武市
48	一般国道	242	山武市	243	山武市	244	山武市
49	一般国道	245	山武市	246	山武市	247	山武市
50	一般国道	248	山武市	249	山武市	250	山武市

図上の△数字は緊急輸送道路1次路線のルート番号を示す。
○数字は緊急輸送道路2次路線のルート番号を示す。
※平成19年2月に策定したネットワークである

千葉県緊急輸送道路1次路線(交通規制対象道路)

Table with columns: ルート番号, 路線番号, 路線名, 路線種別, 起点, 終点, 距離(km), 車線数, 管理者, 備考. Lists various emergency transport routes across Chiba Prefecture.

注1) 路線の表示手法として、ある地点までのアクセス路が複数の路線によって構成されている場合は、1ルートとして表す。注2) 千葉県緊急輸送道路ネットワーク図上では、ルート番号を1次路線の数字、2次路線の数字で表記している。

千葉県緊急輸送道路2次路線

Table with columns: ルート番号, 路線番号, 路線名, 路線種別, 起点, 終点, 距離(km), 車線数, 管理者, 備考. Lists secondary emergency transport routes across Chiba Prefecture.

注1) 路線の表示手法として、ある地点までのアクセス路が複数の路線によって構成されている場合は、1ルートとして表す。注2) 千葉県緊急輸送道路ネットワーク図上では、ルート番号を1次路線の数字、2次路線の数字で表記している。

輸送施設及び拠点一覧

Table with columns: 港, 埠頭, 倉庫, 倉庫, 備考. Lists various transport facilities and hubs such as ports, wharves, and warehouses.

第8節 救援物資供給活動

災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

なお、県からの救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請に基づいて行うことを原則とするが、情報の寸断や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。

1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、水道局）

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

(1) 実施機関

ア 飲料水の供給は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

イ 市町村長は、当該市町村限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 県、企業団及び市町村圏組合の水道事業体は、市町村が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

<資料編 1-12-17 千葉県水道災害相互応援協定>

(2) 給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

(3) 水道事業体による飲料水の供給

ア 飲料水供給方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、被害の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施するものとする。

イ 広報

災害時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

なお、情報提供を充実させるため、千葉県ホームページ等から各事業体ホームページへ適宜リンクを設定する。

(4) 県営水道の応急給水

災害により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、給水区域内市と密接に連携して応急給水を実施することとし、必要な対策を定める。

ア 飲料水の確保

一人1日の最低水量を3リットルとし、以後復旧工事の進捗により順次増量する。

応急給水用の用水は、19箇所の浄・給水場の配水池容量79万 m^3 のうち緊急遮断弁の作動により確保する最大46万 m^3 の貯留水を充てるほか、予備水源である県水道局の井戸を活用する。

<資料編 7-4 県営水道配水池一覧表>

イ 給水方法

(ア) 浄・給水場等での拠点給水

1 9箇所の浄・給水場の応急給水設備及び仮設給水栓により給水車等への注水及び住民への応急給水を行う。

(イ) 給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水

a 発災後直ちに給水区域内市と連絡を取り、被災状況の把握に努めるとともに、市の災害対策本部に局職員を派遣し、情報の収集と共有化を図りながら、給水場所及び給水方法について市と綿密に協議する。

b 市の開設する避難場所及び病院等の重要施設に対し、災害時の応援協定を締結している千葉県水道管工事協同組合の応援を得て、給水車及び給水タンクにより応急給水を行う。

なお、県営水道のみで対応できない場合は「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を要請するとともに、退職者から成る「災害時支援協力員制度」を活用し、人員の増強を図る。

c 市町村の要請によるアルミボトル水及び非常用飲料水袋による給水

乳幼児や高齢者等を対象としたアルミボトル水(375ml)の配布や容器を持参しない住民への非常用飲料水袋による給水を行う。

(ウ) 仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水

a 消火栓等を活用した給水(可搬型)

配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。

b 仮配管による給水(固定型)

復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

ウ 広報

発災時の応急給水時間、場所及び給水方法、断水地域と復旧の見込み等について、県水道局ホームページ等に掲載するとともに、必要に応じ広報車の巡回により情報を提供する。

エ 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。住民の備蓄水については、容器の取扱い等、安全対策を指導する。

(5) 補給水利及び応急給水用資機材の現況

ア 補給水利の現況

県営水道 <資料編7-2 県営水道の補給水利の現況>

市町村水道 <資料編7-3 市町村水道等の補給水利の現況>

イ 応急給水用資機材の保有状況

県営水道 <資料編6-7 県営水道の応急給水・復旧用機材の保有状況>

市町村水道<資料編6-8 市町村(組合、企業団)営水道給水車両及び機材等の保有資機材>

2 食料・生活必需品等の供給体制(防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部)

県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請等に基づき、食料及び燃料等の生活必需品を確保し、迅速な供給に努めるものとする。

なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

(1) 救援物資の確保

ア 備蓄品の活用

必要に応じ、県防災センター及び備蓄倉庫保有物資の活用を図る。

<資料編6-13 県の備蓄(防災危機管理部)>

イ 協定企業等からの調達

災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、関係部局と連携して必要な

物資を調達する。

<資料編 1-12-49 災害時における県民生活の安定を図るための基本協定>

<資料編 1-12-55 災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書>

<資料編 1-12-56,57 災害時の物資供給等に関する協定書>

<資料編 1-12-58,59,60 災害時の食料供給等に関する協定書>

ウ 国・他都道府県からの調達

災害時の九都県市、関東地方知事会との相互応援協定等に基づき、支援物資を調達する。

<資料編 1-12-1 九都県市災害時相互応援に関する協定>

<資料編 1-12-2 震災時等の相互応援に関する協定>

<資料編 1-12-3 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定>

エ 義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

(2) 政府所有米の供給計画

政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省生産局長（以下「局長」という。）に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、局長と売買契約を締結したうえで、局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

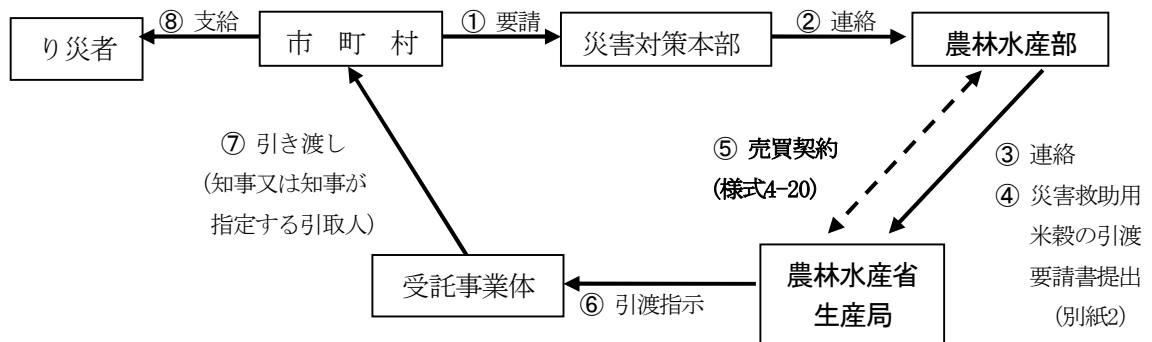
<資料編 6-9 災害救助用米穀の引渡要請書等の様式>

<資料編 6-10 精米能力調査表>

図1 政府所有米穀の受渡し系統図

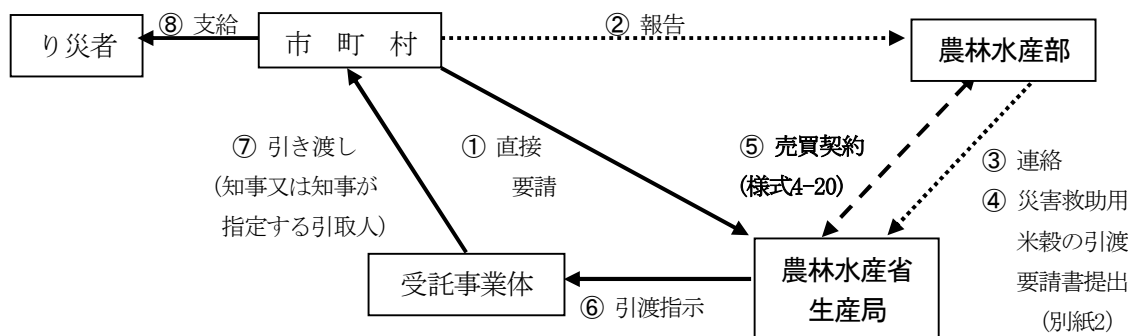
被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省生産局に要請し、売買契約（様式4-20）を締結する。

I 市町村からの要請を受け、県が要請する場合



II 市町村が直接、要請した場合

市町村が直接、生産局に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて生産局に連絡する。



(3) 救援物資の供給体制の確保

本県では、大量の支援物資等を被災地へ迅速に供給するため、物流倉庫、在庫管理等の物流ノウハウ、資機材などを有する民間物流事業者と連携し、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築する。

なお、物流倉庫の確保等については千葉県倉庫協会、車両による輸送関係等については社団法人千葉県トラック協会と連携して行う。

ア 県災害対策本部における民間物流事業者の活用

災害時においては、県災害対策本部内に支援物資物流に関する専門的な組織として「物資支援班」を編成し、支援物資物流に関する情報の一元的な管理を行う。

また、民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できるようにするため、県の災害対策本部及び物資集積拠点における業務に物流専門家（民間物流事業者）が参画する体制とする。

イ 拠点等の確保

県物資集積拠点の設定については、原則として、民間物流倉庫を拠点として選定し、施設・荷役機械、資器材・人材の全てにおいて民間物流事業者を主力した体制を構築し、入庫から出庫までの一元管理を行う。

ただし、災害の状況等により、物流倉庫を物資集積拠点として使用することが困難となった場合には、県有施設等を県物資集積拠点とした物流体制とするなど、状況に応じて、実現可能な協力体制を構築する。

ウ 輸送車両等の確保

民間物流事業者との連携により、車両の確保、配車計画の策定を行い、迅速、かつ円滑な輸送体制を構築する。

エ その他の輸送手段の選定

道路の被害状況等により陸上輸送が困難な場合は、被災市町村への支援計画を実行する上で、最も適切な輸送手段を、海上輸送・航空機輸送の中から選定する。

また、物資の輸送のみならず、災害時における被災者の避難及び応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

(ア) 海上輸送

a 応急海上輸送

関東運輸局は、災害時に陸上交通機関が途絶し、被災者、救援物資等の海上輸送を必要とする場合において、本部長の要請に基づき、応急海上輸送に従事する船舶の調達及び緊急修理造船所（工場）のあっせん等について協力するものとする。

b 配備計画

応急海上輸送体制を確保するための配備計画は、下記によるものとする。

(a) 船舶

関東運輸局防災業務計画の定めるところによる。

(b) 造船所

平時から関係事業者と連携を保ち、修理能力等の現況を把握しておくものとする。

c 海上保安部（署）の協力

海上保安部（署）は、陸路による緊急輸送が困難な場合において、県から救護班、応急対策要員又は緊急物資の輸送の要請を受けた場合には、可能な限り所属巡視船艇をもって、緊急輸送に協力するものとする。

(イ) 航空機輸送

道路の被害状況等により、陸路による救援物資等の緊急輸送が困難であり、かつ、緊急を要する場合は、自衛隊に対して航空機による輸送を要請する。

オ 災害ボランティアの活用

県有施設を拠点として物資輸送を行う場合、必要に応じて、荷役作業等についての協力を県ボランティアセンターに要請する。

3 燃料の調達（防災危機管理部）

県は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。

＜資料編 1-12-65 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書＞

さらに、今後、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結する。

第9節 広域応援の要請及び県外支援

大規模災害時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受け入れについては、国の指導のもと体制整備に努めるものとする。

1 国等に対する応援要請（防災危機管理部、警察本部）

(1) 市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。

(2) 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の派遣を要請する。また、指定行政機関の長又は、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。

千葉県公安委員会は、広域緊急援助隊の派遣の要求に関し、他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。

2 他都道府県等に対する応援要請（防災危機管理部）

知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、次に掲げる協定に基づき他の都道府県市に応援要請を行う。

ア 九都県市災害時相互応援に関する協定

九都県市域において災害等が発生し、被災都県市独自では十分な応急措置ができない場合に、相互応援が行われる。本協定の下、「九都県市広域防災プラン」を具体的行動基準とし、「九都県市応援調整都県市マニュアル」、「九都県市応援調整本部行動マニュアル」により広域応援を行う。

イ 震災時等の相互応援に関する協定

関東地方1都9県間の迅速な災害対応を図るため「1都9県震災時等相互応援協定活動マニュアル」を策定し、災害時における連携を図っている。

ウ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

上記協定では対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下広域応援が行われる。

<資料編 1-12-1 九都県市災害時相互応援に関する協定>

<資料編 1-12-2 震災時等の相互応援に関する協定>

<資料編 1-13-3 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定>

3 県の市町村への応援（防災危機管理部）

知事は、市町村等から災害応急措置の実施のための応援要請があった場合は、速やかに調査の上、関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施する。

特に、東日本大震災の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

4 市町村間の相互応援（防災危機管理部）

(1) 被災市町村長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を

行う。

- (2) 知事は、上記(1)の応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

- ア 応援をすべき市町村名
- イ 応援の範囲又は区域
- ウ 担当業務
- エ 応援の方法

- (3) 市町村長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

＜資料編 1-12-5 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定＞

5 消防機関の応援（防災危機管理部）

- (1) 被災市町村長（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。

＜資料編 1-12-6 千葉県広域消防相互応援協定書＞

＜資料編 1-12-7 千葉県消防広域応援基本計画＞

- (2) 知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、千葉県消防広域応援隊の出動を被災市町村以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請し、緊急消防援助隊運用要綱に基づき策定された受援計画により、応援活動を受け入れる。

＜資料編 1-18 消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱＞

＜資料編 1-17 緊急消防援助隊運用要綱＞

＜資料編 1-12-9 大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画＞

- (3) 被災市町村以外の市町村は、被災市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

6 国土交通省所管の公共施設に係る相互応援（県土整備部）

県土整備部長は、県及び市町村の管理する公共施設に係わる応急措置を実施するため必要があると認めるときには、関東地方整備局及び1都8県5政令市の間で締結した「災害時相互協力に関する申合せ」に基づき、応援要請を行う。

＜資料編 1-12-4 災害時相互協力に関する申し合わせ＞

7 水道事業者等の相互応援（総合企画部、県土整備部、水道局）

水道事業者等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業者等の中で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県の調整の下に他の事業者等に応援要請を行う。

また、下水道についても、必要があるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定書」により応急対策を行うとともに、県単独で対応できない下水道被害が発生した場合には、東京都など1都7県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。

＜資料編 1-12-17 千葉県水道災害相互応援協定＞

- <資料編 1-12-29 災害時における応急対策の協力に関する協定書>
- <資料編 1-12-30 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール>

8 資料の提供及び交換（総務部、防災危機管理部、水道局）

- (1) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。
- (2) 知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

9 経費の負担（総務部、総合企画部、防災危機管理部、水道局）

- (1) 国又は他都県、市町村から県又は市町村に職員派遣を受けた場合
国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに他都県、他市町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。
(災害対策基本法施行令第18条)
- (2) 指定公共機関等から協力を受けた場合
指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

10 民間団体等との協定等の締結（防災危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、警察本部）
県は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、すでに協定等を締結している各民間団体等に対し協力を要請する。

- <資料編 1-12-36 地震、風水害、その他の災害応急対策に関する協定>
- <資料編 1-12-43 災害時の応援業務に関する協定>
- <資料編 1-12-44 災害時の医療救護活動についての協定書>
- <資料編 1-12-47 災害時の救護活動に関する協定書>
- <資料編 1-12-48 災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社千葉県支部に委託する契約書>
- <資料編 1-12-50 災害応急対策用貨物自動車供給契約書>
- <資料編 1-12-51 災害時における交通誘導業務、警戒業務に関する協定>
- <資料編 1-12-52 災害時における緊急通行妨害車両等の除去に関する協定>
- <資料編 1-12-53 災害時における緊急輸送等に関する協定>
- <資料編 1-12-54 災害時における遺体の搬送に関する協定>
- <資料編 1-12-61 災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定>
- <資料編 1-12-62 災害時における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定>

11 海外からの支援受入れ（防災危機管理部）

- (1) 知事は、国の緊急災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合、市町村及び消防機関との調整を行い、その受入れと活動の支援に努める。
- (2) 知事は、海外のNGO（非政府組織）団体等から直接支援の申し出があった場合、次のことを確認したうえで、受入れを判断する。
 - ア 協力の内容、期間、人員
 - イ 入国上の問題点
 - ウ 市町村、消防機関の意向

12 県外被災県等への支援（防災危機管理部、総務部、総合企画部、健康福祉部、教育庁）

東日本大震災で甚大な被害が発生した東北3県へ以下の支援を行った経験を踏まえ、県外被災地への支援の枠組みを整備し、今後、大規模な災害が県外で発生した場合についても、県として体制を整備し、被災地における円滑な支援を行う。

- (1) 人材支援

- ア 医療チームの派遣（DMAT、医療救護班、心のケアチーム等）
- イ 保健師チームの派遣
- ウ スクールカウンセラー等の派遣
- エ 職員の派遣
- (2) 物資支援
 - ア 医薬品等
 - イ 救援・義援物資
- (3) その他
 - ア 被災者の移送
 - イ 災害に係る広域的な火葬受入
 - ウ 県所有入浴システムによる入浴支援

13 広域避難者の受入れ（総務部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部）

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとする。

(1) 広域避難の調整手続等

ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。この場合、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介などの調整を行うものとする。

イ 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、被災市町村を支援するものとする。協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

なお、他の被災都道府県から本県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県内市町村との調整を行い、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援するものとする。

(2) 広域避難者への支援

県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

ア 全国避難者情報システム

東日本大震災等により、多くの住民の方々が全国各地に避難されており、住所地（避難前住所他）の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。

県では、「全国避難者情報システム」を活用し、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、県及び市町村は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第10節 自衛隊への災害派遣要請

大規模な災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事は、災害派遣の要請を行う。

1 災害派遣の要請（防災危機管理部）

知事は、災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、もしくは市町村長から災害派遣の要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

2 災害派遣の方法（防災危機管理部）

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 知事の要請による災害派遣

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

(2) 知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、市町村長から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。

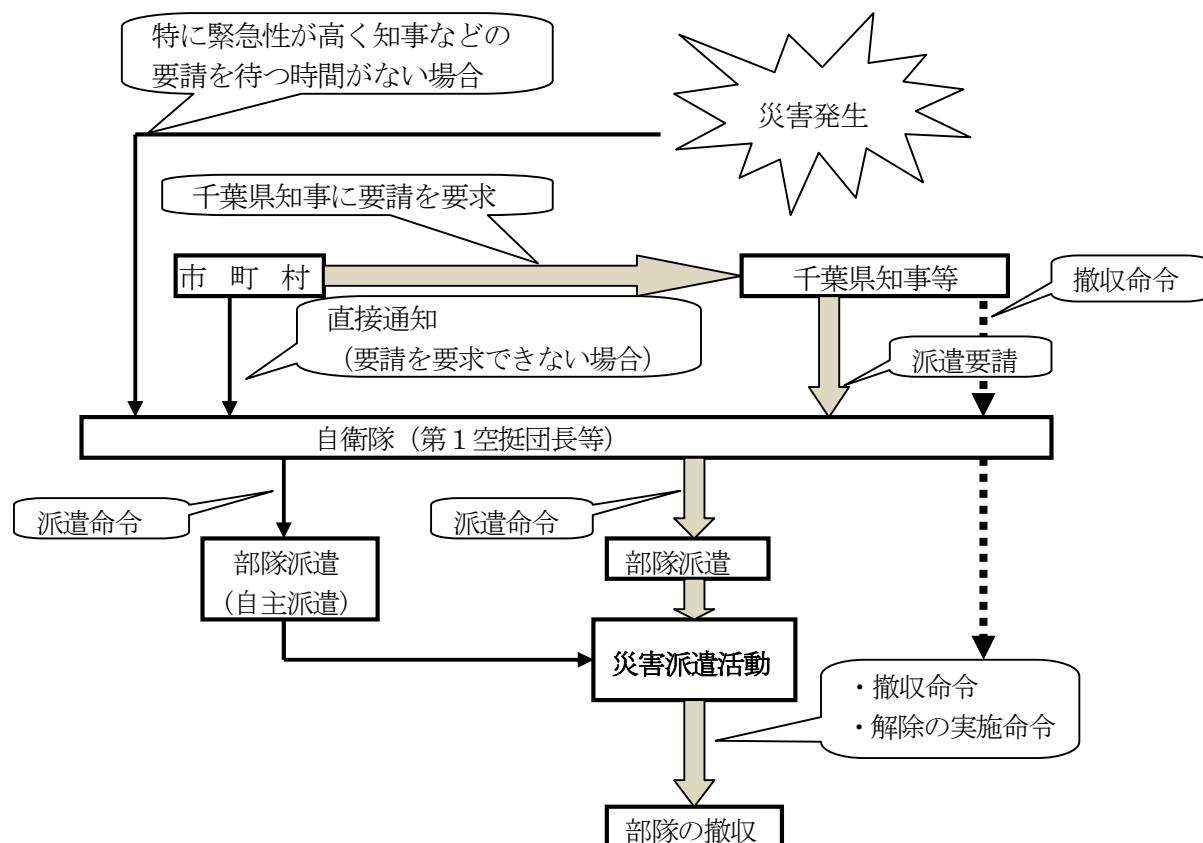
イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

オ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が自主的に派遣する。

(3) 要請から派遣、撤収までの流れ



<資料編 5-2 自衛隊の災害派遣要請の様式>

3 災害派遣要請の手続等 (防災危機管理部)

(1) 要請者

千葉県知事

(2) 要請手続

ア 知事が自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭、電信又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。

(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

イ 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は第1補給処長を、それぞれ窓口として実施する。

ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通報する。

ウ 要請文書のあて先

区 分	あ て 先	所 在
陸上自衛隊に 対するもの	第 1 空 挺 団 長	〒274-8577 船橋市薬円台3-20-1
	高 射 学 校 長	〒264-8501 千葉県若葉区若松町902
	第 1 ヘリコプター団長	〒292-8510 木更津市吾妻地先
	需 品 学 校 長	〒270-2288 松戸市五香六実17
海上自衛隊に 対するもの	横 須 賀 地 方 総 監	〒238-0046 横須賀市西逸見町 1
	下総教育航空群司令	〒277-8661 柏市藤ヶ谷1614-1
	第 2 1 航 空 群 司 令	〒294-8501 館山市宮城無番地
航空自衛隊に 対するもの	第 1 補 給 処 長	〒292-0061 木更津市岩根1-4-1

(3) 市町村長の通報

市町村長は、災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊等に通報する。この場合、事後速やかに知事に通知する。

(4) 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の派遣の要請又は自衛隊自らの判断により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

4 知事への災害派遣の要請の要求（防災危機管理部）

(1) 知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として市町村長が行う。

(2) 市町村長が知事に対して災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

ア 提出（連絡）先 防災危機管理部危機管理課

イ 提出部数 1部

ウ 記載事項

(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域、活動内容

(エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

5 自衛隊との連絡（防災危機管理部）

（1）情報の交換

県防災危機管理部及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に情報を交換する。

（2）連絡班の派遣

知事は、災害発生し、また発生のおそれのある場合は、関係部隊に連絡班の派遣を依頼する。

（3）連絡所の設置

県防災危機管理部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は県庁内中庁舎10階に、状況等により指揮連絡上最も適切なところに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。

6 災害派遣部隊の受入体制（防災危機管理部）

（1）他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

知事及び市町村長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

（2）作業計画及び資材等の準備

知事及び市町村長は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（搜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資器材を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め住民との連絡調整を実施する。

（3）活動拠点及びヘリポート等使用の通報

知事及び市町村長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通報する。

（4）自衛隊装備品の主要性能等

<資料編5-4 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表>

<資料編5-5 県有施設ヘリサイン設置場所一覧表>

<資料編6-5 自衛隊の航空機、艦艇、施設機材等主要性能一覧表>

（5）災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の搜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市町村等が提供するものを使用する。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合に

において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

コ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

シ その他

その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

7 災害派遣部隊の撤収要請（防災危機管理部）

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、当該市町村長及び派遣部隊の長と協議を行う。

8 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

9 自衛隊の即応態勢

(1) 情報収集

震度5強以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機などで情報収集する。

(2) 初動対処態勢

ア 陸上自衛隊

各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。

イ 緊急時の人命救助

救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。

(ア) 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）

(イ) 海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

第11節 学校等における児童・生徒の安全対策

災害発生時は学校等における児童・生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童・生徒に対しての支援も行う。

1 防災体制の確立（総務部、教育庁）

(1) 公立学校

ア 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 事前準備

(ア) 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

(イ) 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

- a 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図ること。
- b 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
- c 当該教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。
- d 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。
- e 通学が広範囲となる県立学校等においては、交通網の遮断により帰宅できなくなる場合を想定し、学校・地域の実情に応じて、必要な防災備蓄を推進するよう努めること。

ウ 災害時の体制

(ア) 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

(イ) 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、当該教育委員会へ報告しなければならない。

(ウ) 校長は、状況に応じ、当該教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

(エ) 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

(オ) 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

(カ) 応急復旧計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

エ 災害復旧時の体制

(ア) 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

(イ) 被災地区の市町村教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

(ウ) 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、当該教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。

(エ) 当該教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

(2) 私立学校（総務部）

ア 防災教育の一層の充実

県は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の向上に努めるものとする。

イ 事前準備

校長は、公立学校に準じて災害時の学校安全計画を策定し、保護者及び児童生徒等に周知徹底を図るなど、災害の発生に備えて適切な対策及び措置を講じる。

また、避難所に指定されている学校は、市町村と運営方法について、あらかじめ協議しておく。

県は、私立学校に学校安全計画の策定を指導する。

ウ 災害時の体制

校長は、学校安全計画を基に、災害の状況に応じた適切な対策及び措置をとるとともに、被害状況等を市町村及び県総務部学事課に報告する。

エ 災害復旧時の体制

校長は、施設・設備並びに教職員及び児童生徒の状況を把握し、早期の授業再開及び平常授業への復帰に努める。

2 学用品の調達及び支給（総務部、健康福祉部、教育庁）

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

(1) 実施機関

教材・学用品の給与は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

(2) 学用品の給与

ア 学用品の給与を受ける者

(ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。

(イ) 小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校の生徒）

(ウ) 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品給与の方法

(ア) 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。

(イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。

(ウ) 実施に必要なものに限り支給する。

(エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

3 授業料等の減免・育英補助の措置（総務部、教育庁）

(1) 県

ア 授業料の減免

生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、り災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

イ 育英補助の措置

り災したことにより千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、り災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。

(2) 市町村

市町村は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

4 学校給食の実施（教育庁）

県は、学校の再開後、学校給食を再開するにあたっては、市町村等の要請に応じ、指導、助言を行う。

また、市町村等からの物資等の調達に関する要請を受けた場合に（財）千葉県学校給食会等に応援を要請する。

5 文化財の保護（教育庁）

(1) 文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

(2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市町村教育委員会を通じて、県指定の文化財にあっては県教育委員会へ、国指定の文化財にあっては県教育委員会を経由して文化庁へ報告しなければならない。

(3) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

第12節 帰宅困難者等対策

台風の停滞等、風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者に対し、地震発生時に準じた支援を行うものとする。

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ（防災危機管理部）

風水害の場合は、一定の予測が可能である。このため、交通機関の停止などにより大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、県民、企業、学校など関係機関に対し、国、周辺都県、市町村と連携して、むやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、保護した利用者を市町村や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導するよう努める。

4 帰宅困難者等への情報提供（防災危機管理部、市町村）

県及び市町村は、気象情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺帰宅困難者等対策協議会において確立された情報連絡体制を活用していくとともに、市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討する。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導（全庁、市町村）

(1) 一時滞在施設の開設

県及び市町村は、交通機関が一定期間停止することが見込まれ、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、予め一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、市町村は、必要な場合に区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

市町村は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への誘導

駅や大規模集客施設で保護された利用客については、原則、各事業者が市町村や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、震災発生時に準じ、予め定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。その際、県や市町村は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧情報などの情報を提供する。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、災害により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が生活に支障がないよう、環境保全を図る。

1 保健活動（健康福祉部）

(1) 健康福祉センター（保健所）は災害発生時、把握している災害時要援護者の健康状態の把握を行い、市町村が把握する要援護者等に関する情報との共有・交換を行う。

(2) 健康福祉センター（保健所）は、保健活動チームを編成し、市町村と連携して避難所及び避難所以外の被災地において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

(3) 健康福祉センター（保健所）は、災害発生後早い時期から、心のケア、食中毒や感染症の発生予防等について、市町村と連携して予防活動を実施する。

(4) 健康福祉センター（保健所）は、市町村が設置した避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制（人・場所）を支援する。また、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミー症候群等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。

(5) 健康福祉センター（保健所）は、平常時から、市町村と連携し、避難所等における予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備に努める。

(6) 健康福祉センター（保健所）は、(1) から (4) までの活動をする際、市町村から、住民の健康情報及び県からの保健師等の必要性について聴取した上で、県に報告する。

県は、派遣要請を受けた場合、速やかに派遣計画を策定し、市町村のニーズに応じた派遣を行う。

2 飲料水の安全確保（健康福祉部）

健康福祉センター（保健所）は、災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、市町村と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

3 防疫（健康福祉部）

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

(1) 防疫体制の確立

県及び市町村は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずるものとする。

(2) 実施主体

災害の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき、市町村及び県が実施する。

(3) 災害防疫の実施方法

ア 県の業務

(ア) 検病調査及び健康診断

健康福祉センター（保健所）は、災害の規模に応じ地区医師会・市町村等関係機関の協力を得て、避難所等を重点に検病調査及び必要に応じ感染症法に基づく健康診断を実施する。

(イ) 市町村に対する指導及び指示

県は、感染症予防上特に必要と認めるときは、感染症法に基づき必要な指示、命令を行うものとする。

(ウ) 広報の徹底

(エ) 防疫活動に必要な資材の供給

人員・資材（主に薬剤、ワクチン）の輸送は、必要に応じ、全健康福祉センター（保健所）、県等の車輛を動員するものとする。

(オ) 感染症予防上の飲料水の管理

(カ) 被害状況の国への報告

(キ) 消毒の実施

感染症法第27条の規定により、消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るものとする。

イ 市町村の業務

(ア) 防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

(イ) 広報活動の実施

地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

(ウ) 消毒の実施

感染症法第27条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

(エ) 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

(4) 患者の入院

健康福祉センター（保健所）は、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

(5) 防疫用薬剤の確保

市町村からの要請に応じて直ちに供給できるよう、健康福祉センター（保健所）等を利用して整備する地域保健医療救護拠点に初期防疫に必要な医薬品を備蓄し、防疫活動の円滑化を図るものとする。

(6) 報 告

市町村は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時健康福祉センター（保健所）に報告する。

4 死体の搜索処理等（健康福祉部、病院局、警察本部）

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の死体を搜索し又は災害の際に死亡した者について、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

(1) 実施機関

ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬は、市町村長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

イ 当該市町村限りで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

また、県は、「千葉県広域火葬計画」に基づく遺体の処理体制を構築するために、市町村、火葬場及び応援協定締結団体との間で、ファクシミリ等による応援要請、協力依頼等の連絡調整訓練を随時実施する。

ウ 知事が行う死体の処理は、日赤県支部の長と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班、県並びに県医師会が派遣する検案医師及び県歯科医師会が派遣する身元確認のための

歯科医師等（以下「検案医師等」という。）により実施する。

エ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所、死体安置所）の確保は、県・市町村が場所の選定を行う。

(2) 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、

ア 市町村長は、検案医師等について、必要に応じて市町村立病院に出動を命じ、地区医師会長、地区歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

イ 知事は、検案医師等について、必要に応じて県立病院に出動を命じ、日赤県支部長、県医師会長及び県歯科医師会長に出動を要請し、その他の関係機関に応援を要請するほか連絡調整その他必要な措置を講ずるものとする。

ウ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。

(3) 救助の基準等

ア 死体の搜索

行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

(ア) 死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと

(イ) 死亡した原因は問わないこと

イ 死体の処理

(ア) 死体を処理する場合

a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、漂着した地域の市町村長は、直ちに救助の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、漂着した地域の市町村長が死体の処理を行う。

c 死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体検視（見分）終了後、警察当局から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

(イ) 死体の処理内容

a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

b 死体の一時保存

c 検案

ウ 埋葬

(ア) 埋葬を行う場合

a 災害時の混乱の際に死亡した者
(死因及び場所の如何を問わない)

b 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
(遺族等が埋葬できない場合、又は遺族等に引き渡しできない場合など)

(イ) 埋葬の方法

a 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。

b 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

<資料編6-2 火葬場一覧表>

(4) その他

ア 県警察における計画

(ア) 死体の検視（見分）

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、死体取扱規則等により検視（見分）を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

(イ) 身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、知事又は市町村長と緊密に連絡し、県、市町村の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力すること。

(ウ) 死体の捜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の捜索等に対し、必要な協力をを行う。

イ 海上保安部（署）における計画

(ア) 災害により千葉港、木更津港、銚子漁港、勝浦漁港その他千葉県周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、実施機関と協力し、所属巡視船艇により捜索を実施する。

(イ) 必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、捜索に当る。

(ウ) 収容した死体は、知事又は市町村長と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡し、身元不明者については、警察とともにその身元確認に努め、知事又は市町村長の行う措置に協力する。

5 動物対策（健康福祉部）

健康福祉センター（保健所）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。

6 清掃及び障害物の除去（健康福祉部、環境生活部、農林水産部、県土整備部）

災害時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、生活環境の保全を図る。

(1) 廃棄物処理

ア 実施機関

(ア) 被害時における被害地帯の清掃は、市町村長が実施するものとする。

(イ) 市町村は、風水害等による大量の廃棄物が発生し当該市町村等で処理が困難な場合は「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力をを行う。

また、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び、「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

(ウ) 県は、市町村に対する助言、情報提供を行う。

イ 廃棄物の収集、処理

(ア) 市町村における組織体制

災害廃棄物対策組織として、必要に応じ総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

(イ) 廃棄物の処理方針

a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理リサ

イクルを行ったのち、原則として各市町村の最終処分場で適正に処分することとする。

b 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

c 生活ごみ

生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適正な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

f し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

(ウ) 発生量の推計方法

各市町村において、原則として千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針（以下「策定指針」という。）で定めた推計方法に準じて発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

(エ) 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、各市町村において策定指針で定めた推計方法に準じて必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

(オ) 仮設トイレの確保

断水や下水道の故障等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、避難所の開設等により、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、県では、あらかじめその備蓄状況を把握するとともに、広域での相互応援体制のあり方も検討しておくこととする。

(2) 障害物の除去

ア 実施機関

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ、自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(ア) 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

(イ) 当該市町村限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

イ 道路関係障害物の除去計画

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法第3章第1節「道路管理者」に規定する道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

ウ 河川・海岸・港湾・漁港関係障害物除去計画

(ア) 河川・海岸

河川・海岸の機能を確保するため、河川・海岸における障害物を除去、しゅんせつする。

(イ) 港湾・漁港

a 港湾区域内に流入してきた塵芥、流木については、千葉清港会等に運営を委託している

清掃船（千葉港3隻、木更津港1隻）等により除去する。

- b 臨港道路上の塵芥等については、千葉清港会等が必要な機械・器具を用いて除去し、海塵と同様に焼却する。
- c 漁港区域内に流入してきた塵芥、流木及び臨港道路上の塵芥等の除去は、漁港管理者が行う。
- d 海上保安部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

エ 住宅関連障害物除去計画

住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、次のとおりである。

(ア) 障害物の除去の対象となる者

- a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

(イ) 障害物の除去の方法

- a 救助の実施機関が、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。
- b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）

(3) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

ア 県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

イ 市町村は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

(4) 健康被害の防止対策（千葉労働局）

平時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト暴露防止措置の徹底を図るよう事業者へ指導している。震災後においても、平時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努めることとする。

第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

災害による住宅の全壊や全焼等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の建設や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

1 応急仮設住宅の提供等（防災危機管理部、健康福祉部、農林水産部、県土整備部）

災害により住家を滅失した被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅や公営住宅の空き家の活用を図るとともに、民間の賃貸住宅を借上げる。

(1) 応急仮設住宅の建設等

災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を收容するため、応急仮設住宅を建設する。

その際あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき迅速な建設を行う。

実施機関

ア 応急仮設住宅の建設は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

イ 当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

(2) 民間賃貸住宅の借り上げ

公的一時提供住宅及び応急仮設住宅を十分確保できない場合、県は、関係団体と協力し、応急仮設住宅の建設に代えて、借り上げにより民間賃貸住宅を提供できるよう努める。

<資料編1-12-33 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定>

2 住宅の応急修理計画

(1) 計画方針

災害のため住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する計画とする。

(2) 実施機関

ア 住宅の応急修理は、市町村長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

イ 当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

(3) 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施にあたっては、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図るとともに具体的な連携のあり方について今後検討していく。

3 建設資材の確保

(1) 県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき

ア (社) プレハブ建築協会

イ (社) 千葉県建設業協会

のあわせにする業者を通じて確保するものとする。

＜資料編 1-12-32 災害時の応急仮設住宅の建設に関する協定＞

(2) 災害応急復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の使用

【関東森林管理局】

ア 農林水産省（林野庁）は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、国有林材を供給することとしている。

関東森林管理局では、上記により国有林材の供給を行うこととしている。

イ 災害復旧用材の供給は、知事、市町村長等からの要請に基づいて行う。

【千葉県農林水産部】

災害時に木材の供給販売等が困難となり、応急的に木材を必要とする場合は、県有林材を提供するものとする。

＜資料編 6-12 災害復旧用材供給の特例措置＞

4 被災宅地危険度判定支援体制の整備

豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、以下の施策を推進する。

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

県は、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）の定める「被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、国、都道府県等との広域的な支援体制の整備に努めるとともに、千葉県被災宅地危険度判定連絡協議会（地域協議会）の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、県内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備に努める。

被災時においては、全国協議会及び地域協議会の協力体制のもと、迅速かつ的確な災害対応を図る。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成15年3月6日決定）に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者を対象に、被災宅地危険度判定に必要な技術を習得させるため講習会を開催し、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成に努めるとともに、宅地判定士名簿の管理にあたる。

被災時においては、県は、判定を実施する市町村の要請に基づき、速やかに宅地判定士に協力を依頼する等の派遣措置を行う。

5 災証明書の交付

市町村は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に災証明書や被災証明書の交付体制を確立し、被災者に交付する。

第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧

災害により被害を受けた、ライフライン施設の応急復旧を迅速に行うことにより、住民の安定した生活の確保を図る。

1 水道施設災害対策計画（総合企画部、水道局）

災害時において、水道事業者は、飲料水及び生活水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、被災事業者等のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業者等の応援を得て、復旧を行うものとする。

(1) 活動体制

災害時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

(2) 応急復旧

応急復旧にあたっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

(ア) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄する。

ウ 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

(3) 県営水道の応急復旧

被害状況を的確に把握して、早期復旧を図り、一日も早く管路による平常給水を回復するための対策を定める。

なお、県営水道のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を得て、復旧を行う。

<資料編1-12-17 千葉県水道災害相互応援協定>

ア 被害発生の把握及び緊急措置

発災後の緊急措置体制、被害状況の把握方法、被害の拡大防止等について定める。

イ 応急復旧

復旧期間の目標をたて、次の方針に基づく復旧計画を立て実施する。

(ア) 復旧体制を整備し、住民への広報、保安対策に万全を期する。

(イ) 応急復旧は、本復旧を原則とし、困難な場合は、仮配管等による仮復旧とする。

(ウ) 施工に当たっては、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。

(エ) 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない軽微な被害は二次的に扱う。

(オ) 復旧完了後、直ちに充水・洗浄を行い、水質確認をして速やかに通水する。

ウ 応急復旧資機材の確保

県水道局の保有資機材で対処する。

なお、不足する場合は、製造会社、水道用資機材供給会社及び他の水道事業者から調達する。

県水道局で備蓄する配管材料は、浄水場等へ分散して備蓄する。

2 電力施設災害対策計画

東京電力(株)は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響の大なることに鑑み、電力施設災害対策計画を次のとおり定める。

(1) 応急対策方法

災害時における応急対策は、次のとおりとする。

ア 目的

台風、雪害、洪水、地震、塩害その他非常災害に際し、各施設の被害を最小にとどめるとともに、被害の早期復旧を図るものとする。

イ 非常態勢の組織

(ア) 千葉支店非常災害対策本部（以下「本部」という。）を千葉支店内に置き、本部の下に情報班、復旧班、給電班、システム班、資材班、厚生班、カスタマーセンター班及び総務班の8班を置く。

千葉支店 千葉市中央区富士見2-9-5 電話 043(224)3111 (代)

(イ) 次の現業機関に非常対策支部（以下「支部」という。）を置く。

千葉支社 千葉市美浜区幸町1-21-19 電話 043(246)6507 (代)

京葉 〃 船橋市湊町2-2-16 〃 047(433)5160 (代)

東葛 〃 柏市新柏1-13-2 〃 04(7163)5606 (代)

成田 〃 成田市花崎町822-1 〃 0476(24)2871 (代)

木更津 〃 木更津市貝渕3-13-40 〃 0438(23)3860 (代)

ウ 組織の運営

(ア) 発令

a 本（支）部長は、非常災害が予想される場合又は発生した場合は、情勢に応じ適用すべき体制区分にしたがい、第1～3非常体制を発令する。

b 上部機関が非常体制に入った場合は、その旨下部機関に連絡する。

c 支社において非常体制を発令した場合は、支店長へその旨報告する。

(イ) 運営

非常体制が発令された場合は、本部及び支部を設け、非常災害に対処する各業務を実施する。

(ウ) 縮小・解除

本（支）部長は、受け持ち区域内の災害復旧が進行し全部門の対応は不要と判断した場合は、関係部門のみ対応とするなど、非常体制を縮小する。

また、非常災害対策本（支）部を設置しておく必要がなくなった場合は非常体制を解除する。

(エ) その他

発令、解除、その他情報受伝達は、情報班が行う。

エ 非常対策前の対策

非常災害の発生するおそれのある場合は、非常体制の発令以前においては職制を通じ、発令以後は組織を通じて各設備に有効適切な予防対策を講じ、万全を期するものとする。

オ 非常災害発生時の対策

非常災害の発生した場合は、有効適切な処置を講じ万全を期するものとする。

カ 被害復旧対策

(ア) 復旧計画

本部及び支部は、各設備の被害状況を速やかに掌握し、次の事項につき復旧計画を立てる。

a 復旧応援隊の必要の有無

b 復旧作業隊の配置状況

c 復旧資機材の調達

d 電力系統の復旧方法の検討

e 復旧作業の日程

f 仮復旧の完了見込み

g 宿泊施設、食料、衛生対策等の手配

h その他必要対策

(イ) 復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として下記によるものとするが、災害状況及び各設備の被害

復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものより行う。

a 送電設備

- ① 全回線送電不能の主要線路
- ② 全回線送電不能のその他の線路
- ③ 一部回線送電不能の重要線路
- ④ 一部回線送電不能のその他の線路

b 変電設備

- ① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- ② 都心部に送電する系統の送電用変電所
- ③ 重要施設に供給する配電用変電所

c 通信設備

- ① 給電指令用回線並びに制御・保護及び監視回線
- ② 保守用回線
- ③ 業務用回線

d 配電設備

- ① この場合は、水道、新聞、放送、ガス、電鉄、排水設備、県民センター(事務所)、官公署、警察消防、N T T、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電するなど、各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。
- ② 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、応急ケーブルの新設等により仮送電する。
- ③ 停電が長期にわたる場合は、被害地市民の治安確保の面から、道路上に投光器などの仮施設を行う。

キ 復旧応援隊の組織及び運営

被害が多で、当該非常災害対策本(支)部のみの工事力では早期復旧が困難な場合には、「復旧応援隊の運営」に基づき復旧隊を組織し、復旧作業にあたる。

ク 復旧用資機材等の調達及び輸送

- (ア) 非常災害対策支部は、予備品、貯蔵品等の在庫量を再調査し、調達を必要とする資機材は、可及的速やかに本部に要請し、復旧体制を整える。
- (イ) 連絡不能等で、かつ早期復旧を要するためやむを得ず資機材を現地調達した場合は、事後速やかに所定の手続きを行う。
- (ウ) 非常災害対策本(支)部は、復旧用資機材の陸上輸送が不可能な場合は、船舶及び航空機等による輸送を行う。

ケ 災害速報

災害及び復旧状況の連絡は、情報班が迅速に行い、概況の把握に努める。

(2) 復旧作業上の留意事項

- ア 復旧作業者には、あらかじめ準備された所定の腕章を、また連絡車、作業車には所定の標識を掲示して東京電力復旧作業隊であることを明示する。
- イ 河川、海岸及び急傾斜地に近接している箇所では復旧作業を行う場合は、事前に避難方法等を確認しておく。
- ウ 幹線道路は、復旧資機材、救援物資等の輸送及び消防活動の確保を図るため、道路上の倒壊、折損電柱等は早期に取り除く。

(3) 非常災害前の対策

ア 情報連絡

- (ア) 給電所、テレビ、ラジオ等を通じて台風の接近、風速、降雨量その他の情報入手に努め、「天気図」を作成する等動静の把握に万全を期するとともに、これらを各組織相互で緊密に連絡する。
- (イ) 災害発生前の情報交換、その他連絡を兼ねて、一定時間ごとに関係各所との電話連絡を行い、疎通を確認しておく。なお、電話の使用順位については、「通信設備及び電子施設保守運用規則」

による。

(ウ) 当社の保安電話回線が通話不能となった場合は、保線用、営配用、非常用などの無線機を活用し、さらにNTT電話、警察電話などの利用を図る方法を事前に確立しておく。

イ 各設備の予防強化

(ア) 業務設備

既設の設備並びに建設中の設備の応急防災は、支店並びに第一線機関等の総務担当グループが他グループの応援を得て行うこととし、下記事項についてあらかじめ措置を講じておく。

a 要員の確保

非常災害の発生するおそれのある場合は、総務班員による社屋防護班を編成しておく。

b 防火、防水、救命用器などの点検整備

c 非常持出物品の搬出準備

d 防火扉の開閉点検

e 建物の補強

f 建設中の設備及び資材等の補強並びに損害防止

g 排水設備の点検整備

(イ) その他の設備（配電、給電、変電、送電、電子通信設備等）

業務設備以外の応急防災対策については、前項に準じることとするが、特に下記事項について措置を講じておく。

a 洪水、高潮等の被害を受けるおそれのある事業所については、諸施設の災害予防について応急対策を強化する。なお、利根川及び荒川の洪水予報については、別途「利根川、荒川洪水予報伝達系統」の定めにより運用する。

b 配電、変電、送電、電子通信等の設備で工事中あるいは仮工事のものは、速やかに本工事を完成するか補強処置を講ずる。

c その他設備ごとに状況に応じて対策を立て強化を図る。

d 上記の対策を実施する場合は、請負会社を特命して応急工事を実施することができる。

(ウ) 要員の動員、連絡の徹底

a 支店及び各第一線機関等は、非常災害対策構成表による個人別担当業務表を作成標示し、変更の都度、訂正するとともに、いつでも出動できる体制を確立しておく。

b 支店及び第一線機関等は、社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立しておく。

c 各構成員は、常に気象情報その他の情報に留意し、非常体制が発令された場合は速やかに担当業務を実施する。

d 所定勤務時間外における構成員の連絡方法については、あらかじめ定めておく。また構成員が交通途絶により動員に応じられないときは、その旨を速やかに連絡し指示を受けるか、あるいは最寄りの事業所に出動し、その長の指揮下に入る。

e 他事業所又は社外者に応援を求める場合、あるいは他事業所から応援を要請される場合に備え、応援隊動員などの諸計画を作成しておくとともに、動員対象者が円滑に各種体制に入り得るよう受入体制に配慮する。

(エ) 工具、機動力、資機材等の整備確認

あらかじめ工具、車両等を整備して応急出動に備えるとともに、手持資材の数量を調査し復旧工事に支障のないよう手配するものとする。

(オ) 公衆感電障害事故防止

新聞、有線放送、テレビ、ラジオ、PR車、ビラ、その他適切な方法をもって一般公衆に対し、次の事項を周知徹底し、事故防止に努める。

a 無断昇柱、無断工事を禁止すること。

b 不良箇所（電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等）を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。

c 断線又は垂下している電線には絶対に触らないこと。

d 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器は、危険なため使用しないこと。

又、使用する場合は絶縁検査を受けた上で使用すること。

(4) 災害発生時の対策

ア 各設備の運転保守について

(ア) 災害発生時といえども需要家サービス並びに治安維持のため、原則として送電を継続する。

(イ) 浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合又は運転不能の予測される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待避する。なお、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

イ 被害状況の収集、周知

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害の早期把握に努める。

(ア) 被害状況の収集

a 本 部

① 電話連絡可能の場合は、各支部より状況報告を受け、速やかに被害全般を掌握する。

② 電話連絡不可能の場合は、あらかじめ定められた方法によるほか、必要に応じて舟艇、航空機等を利用して連絡に努めるとともに、自衛隊、警察、報道機関等による情報収集などあらゆる方法を講じて速やかに被害の全般を掌握する。

b 支 部

① 各支部は、災害発生後速やかに各設備の巡視を行い、被害状況の把握に努める。

② 被害が広範囲にわたり巡視困難な場合は、重要施設のみ巡視して適宜な方法により被害状況の把握に努める。

(イ) 被害状況の周知

a 本部の情報班は、速やかに被害状況の全般を掌握し、新聞、テレビ、ラジオ、有線放送、PR車、ビラ等を利用し、その状況（被害数、復旧見込み等）の周知に努める。

b 監督官公庁に報告あるいは連絡し、復旧作業に対する協力方を要請する。

3 下水道施設災害対策計画

(1) 応急活動体制

管轄する下水道施設に災害の発生するおそれのある場合には、即時に応急対策活動を実施する。

このために、防災活動が円滑に遂行できるように、応急活動体制整備に努める。

(2) 緊急活動

災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し下水道機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急防止活動を行い、必要があるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定書」により応急対策を行う。なお、活動体制の確立並びに関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。

(3) 応急復旧対策

応急復旧に当たっては、被害の状況・原因等の調査を行い応急復旧対応の内容を決定し、復旧工事を実施する。復旧にあたっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。

なお、県のみで対応できない場合は、東京都など1都7県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応援を得て復旧を行う。

＜資料編1-12-30 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール＞

(4) 防災資機材の整備・備蓄対策

災害時において、下水道施設の処理機能を保持するため、応急防災用資機材について可能な限り備蓄する。また、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。

(5) 広報対策

下水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

4 ガス施設災害対策計画

(1) 東京ガス㈱

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(1)>

イ 主要施設の状況

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(1)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

災害の発生が予想され又は発生した場合は、災害に対する迅速かつ適切な措置を図るため、社内規程に基づき非常災害体制を確立する。

非常災害体制は、災害の種類、規模等に応じて第一次から第二次までの体制を速やかにとるものとし、災害の未然防止及び拡大防止を図る。

(イ) 情報収集、連絡体制

a 風水害等の警報発令は、気象協会より入手し、予め定めた方法で各事業所へ一斉通報を行う。

b 各行政、消防、警察等の防災機関との連絡は、予め定められた方法で行い、必要に応じて連絡員の派遣を行う。

c 災害に際しては、本社、各事業所とも有線、無線等の通信設備により、情報の収集、連絡を行う。

(ウ) 災害時における広報

災害発生時には、その直後、ガスの被害状況、ガス供給停止状況、復旧作業の見通しなど、必要に応じて広報活動を行う。広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。

また、千葉県等の関係機関と必要に応じて連携を図る。

(2) 京葉瓦斯㈱

ア 供給地域及び供給戸数

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(2)>

イ 主要施設の状況

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(2)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

非常災害発生時におけるガス施設の応急対策は、住民一般に及ぼす影響が大であり、迅速かつ適切に実施する必要がある。当社では、社内規程に基づき日常保安の確保を基本に、非常災害対策を次のとおり行う。

a 日常は、ガスの製造に関しては、24時間勤務体制、供給に関しては、24時間監視、出動体制を取っている。非常災害発生時には、本体制で遠方監視制御システムや緊急連絡網による初動措置及び緊急動員が可能である。

b 非常災害発生時には、その種類、規模等に応じて第1次より第3次までの非常災害組織を編成し、ガス供給に万全を期し、二次災害の防止や消費者の安全確保に努める。

(イ) 情報収集、連絡体制

非常災害時には、本社、各事業所、製造・受入所、供給所等が被害情報収集の拠点となる。これらの拠点は、有線、移動無線、固定無線等の通信設備により、本社を中心とした通信連絡体制をとっている。

外部防災関係機関との通信連絡は、本社を中心としてあらかじめ定めた方法で行う。

また、ラジオ、テレビ等の報道にも充分注意を払い、通信網、交通網、電力、水道等の被害状況や復旧状況についても把握に努める。

(ウ) 消費者に対する広報

非常災害時における広報は、その種類、規模等に応じて、広報車により広報を行うとともに、

防災関係機関にも広報を依頼する。さらに、広範囲の広報が必要な場合には、ラジオ、テレビ等の報道機関に協力を要請する。また、関係官庁及び防災関係機関に対しては、ガス設備の被害状況、ガスの供給状況、災害復旧の現状と見通しについて逐一報告連絡を行う。

エ 復旧活動拠点の確保

復旧要員の集合場所、宿泊場所、車輛の駐車スペース、資機材置場等の候補地のリストアップ、連絡先の確認等をあらかじめ実施し、これらを確保しておく。また、残土、廃材、資機材等の仮置きについて、県、市町村等が指定する臨時場所がある場合、その使用についてあらかじめ協議し、用地等の確保に努める。

(3) 大多喜ガス株

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(3)>

イ 主要施設の状況

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(3)>

ウ 予防対策

- (ア) 台風襲来時にあつては、予想最接近時の24時間前より緊急配備につくことを目安とする。
- (イ) 過去に冠水した地区、ガス管の添架された橋梁の河川増水、崖崩れ危険地区にある特定施設を重点的に警戒監視する。特に満潮時刻は警戒を強める。
- (ウ) 拠点ごとに毎時の気圧、降雨量、河川水位を定点観測し、被害の発生を予測し対応する。
- (エ) 遠隔供給地点については、その付近に居住する社員又は特定協力者よりの情報を求め、対策をとる。

エ 応急対策

(ア) 動員配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方、当社は基本方針として保安体制の強化を挙げており、宿日直制による24時間勤務体制をとっており、必要に応じて初動措置及び緊急動員が可能である。

特別編成を必要とする非常災害時には、災害の種類、規模等に応じて第1次から第3次の非常配備体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際して無線・有線などの通信設備を使用し、情報の収集連絡にあたるとともに、自動呼び出し体制を取る。外部関係機関と連絡をとり、あるいはラジオ・テレビ等の報道関係の情報から、通信、電力、水道等の被災状況を収集する。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市町村、消防署、警察署などの官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に報告及び連絡を行い、周知に努める。また、災害時には、住民の不安除去、波及的災害事故を防止するため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(エ) 復旧活動拠点の確保

対策本部の設置場所、復旧要員の集合場所、宿泊場所、復旧資機材の搬入場所、備蓄場所等、復旧活動を行ううえで必要な拠点を確保する。

(4) 千葉ガス株

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(4)>

イ 主要施設の状況

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(4)>

ウ 応急対策

災害発生時、又は発生が予想される場合には、当社「非常災害対策関係緒規則」に基づいて災

害応急措置及び復旧対策を図るため、非常災害体制を確立する。

(ア) 動員・配備体制

対策本部長は、非常災害が予想され、又は発生した場合は、次の各号により動員体制を指示する。

- a 警戒体制…被害又は被害予想が軽度又は局部の場合
- b 非常体制…被害又は被害予想が甚だしい場合

(イ) 情報収集連絡体制

- a 災害に際しては、本社、支社とも有線、無線等の通信設備により、情報の収集、連絡にあたる。
- b 県、市、町、消防署、警察等の防災機関との通信連絡は、あらかじめ定めた有線で行う。
- c 特に大きな災害が発生した場合等は、ラジオ、テレビ等の報道関係から被害状況を収集する。

(ウ) 消費者に対する広報

保安確保のための注意事項、個々の需要家及び地区全体の復旧状況、作業スケジュール、復旧見通し等の広報活動をチラシ、広報車、戸別訪問などにより行う。

(5) 房州瓦斯㈱

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(5)>

イ 主要施設の状況

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(5)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害対策本部が設置される。一方会社は、基本方針のひとつに導管の保安体制の強化を挙げており、日直、宿直を採用し24時間勤務を実施し、常に事故処理体制をとる。

特別編成を必要とする災害時には、災害の種類、規模等に応じて第1次から第3次までの非常配備体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に対して有線などの通信設備を使用し、情報の収集、連絡にあたる。また消防署等の防災機関との通信体制は、各関係機関の指導を得て引続き検討する。

非常災害本部は、社内各部との連絡体制を確立し情報の収集及び連絡にあたる。

また、外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から、通信、交通、電力水道等の被災状況を収集する。

- a 震度
- b 有線及び無線の状況
- c 周囲の状況
- d 主要導管の状況

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について、適切に広報、連絡を行い周知に努める。また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を行うため、サービス巡回車による巡回のほか、消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(6) 京和ガス㈱

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(6)>

イ 主要施設の状況

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(6)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方当社は、基本方針のひとつに導管の保安体制の強化を挙げており、緊急勤務員による24時間勤務を実施し、待機工事会社を選定して常時緊急、工作車の稼働待機体制をとっている。また、宿日直、宅直保安要員制を採用し処理にあっている。

特別編成を必要とする非常災害時には、災害の規模に応じて第1次から第3次の非常配備体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際して無線、有線などの通信設備を使用し、情報の収集連絡にあたる。また、外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、電力、水道等の被災状況を収集する。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に広報連絡を行い、周知に努める。また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、広報車による巡回のほか消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(7) 銚子瓦斯株

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(7)>

イ 主要施設の状況

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(7)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

日常は日直、宿直及び保安待機要員制を実施し、常に事故処理体制を強化しているが、台風の接近、大雨、地震、高潮等非常災害が予想される場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、あらかじめ定められた災害状況に対応した動員、配備体制を発令し、次の対策を講ずるものとする。

- a 工場設備の補強防護
- b ガス導管及び整圧器の要注意箇所の見回り強化
- c 建造物、排水設備の補強・点検

以上を実施し、被害を最小限に止どめる体制をとるとともに、被害発生に備え緊急要員の確保、復旧資材及び工具等の点検を行う。

非常災害発生時には、災害の種類、規模等に応じて第1次から第3次特別出動体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際しては、有線などの通信設備を使用して、情報の収集、連絡にあたり、また外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、電力、水道等の被害状況を収集する。

営業所は、テレビ、ラジオ、その他の報道機関等の緊急情報及び社内無線通信設備による巡回員からの情報報告により状況判断に努め、設備及びガス導管の全般的な被害状況を把握して本社に連絡するとともに、バルブ操作などの指示を受ける。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に広報連絡を行い周知に努める。

また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、サービス巡回車による巡回のほか消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(8) 野田ガス(株)

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(8)>

イ 主要施設の状況

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(8)>

ウ 応急対策

風水害及び緊急事故発生時の緊急対策並びに復旧対策について即応体制を確立し、二次災害の防止に適切な措置がとれる組織及び復旧に際しては可能な限り速やかにガスの供給を再開することとする。

(ア) 動員体制

対策本部長は非常災害が予想され、又は発生した場合は、次の各号により動員体制を指示する。

- a 第1次動員体制・・・被害又は被害予想が軽度又は局部的の場合。
- b 第2次動員体制・・・被害又は被害予想が中以上の場合。
- c 地震時の動員体制・・・震度4のとき保安要員。震度5弱以上のときは全社員が自動出動する。

(イ) 配備体制

- a 対策本部長は、前項各号の体制に応じて各班の役割を遂行するよう指示する。
- b 本部設置以前の緊急措置は、積極的に災害の応急対策活動を行い、本部長へは、事後報告により承認を求めるものとする。

(ウ) 情報収集、連絡体制

災害に際して、本社工場は、無線及び有線等の通信設備を使用し、情報の収集、連絡にあたる。

なお、消防署等の防災機関との連絡体制は、各関係機関の指導を得て行う。

また、ラジオ、テレビ等の報道関係の情報から、通信、交通、電力、水道等の被害状況を収集する。

(エ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署などの官公庁並びに報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に広報、連絡を行い周知に努める。また、災害時には市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、サービス巡回車による巡回のほか消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(9) 角栄ガス(株)

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(9)>

イ 主要施設の状況

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(9)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により通報に対する受付体制の万全を期し、通報の内容により一般出動、緊急出動、特別出動等を行う。

出動区分の判断は事務局長が行うものとし、緊急出動に備え事業所では保安責任者、受付

担当者、通信担当者、処理要員等常時稼働体制をとっている。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際して、無線などの通信設備を使用し、情報の収集、連絡にあたる。

また、関係の消防機関、警察機関などの防災機関との通信設備を整備し、通信内容についてはテープレコーダーにより録音しておく。

a 本社部門の情報収集、連絡

災害対策本部は本社に設置し、各事業所及び社内各部との連絡体制を確立し、情報の収集及び連絡にあたる。また、外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、交通、電力、水道等の被災状況を収集する。

事業所からは次の情報を収集する。

- ① 震度
- ② 有線及び無線の状況
- ③ 周囲の状況
- ④ 主要導管の状況
- ⑤ その後は状況の判明次第連絡を受ける。

b 事業所の情報収集、連絡

地震が発生した場合事業所は、テレビ、ラジオ、その他公共報道機関等の緊急情報によりその状況判断に努める。

事業所は、本社に連絡するとともにガス導管の全般的な被害状況を知り、必要に応じてバルブ操作などの指示を受ける。ただし、連絡不可能の場合は本部長指示とする。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署などの官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に広報、連絡を行い、周知に努める。

また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、サービス巡回車による巡回のほか消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(10) 東日本ガス(株)

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の (10) >

イ 主要施設の状況

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の (10) >

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方、当社は、基本方針とのひとつに導管の保安体制の強化を挙げており、本社事業場においては、緊急要員の24時間体制をとり、また、休日には待機工事会社を選定し緊急事態に備えている。

特別編成を必要とする非常災害時には、災害の種類、規模等に応じて第1次から第3次の非常配備体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際して無線・有線などの通信設備を使用し情報の収集及び連絡にあたる。外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、電力、水道等の被災状況を収集する。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署などの官公庁並びに報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害、復旧の現状と見通し等について、適切に広報、連絡を行い周知に努める。また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、広報車に

よる巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段を尽してガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(11) 日本瓦斯㈱

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の (11) >

イ 主要施設の状況

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の (11) >

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方、当社は緊急要員の24時間体制を取り、また、休日・夜間の緊急事態にも備えている。

特別編成を必要とする非常災害時には、災害の種類、規模等に応じて非常配備体制をとり、また、関係グループ会社等と応援態勢を執りながら、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際して有線・携帯電話等のあらゆる通信設備を駆使し、情報の収集及び連絡に当たる。外部関係機関と連絡をとると共に、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、電力、水道等の被災状況を収集する。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署等の官公庁並びに報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害、復旧の現状と見通し等について、適切に広報、連絡を行い周知に努める。

また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(12) 総武ガス㈱

ア 供給区域及び供給個数

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の (12) >

イ 主要施設の状況

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の (12) >

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方、当社は緊急要員の24時間体制を取り、また、休日・夜間の緊急事態にも備えている。

特別編成を必要とする非常災害時には、災害の種類、規模等に応じて非常配備体制をとり、また、関係グループ会社等と応援体制をとりながら、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際して有線・携帯電話等のあらゆる通信設備を駆使し、情報の収集及び連絡に当たる。外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、電力、水道等の被災状況を収集する。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署等の官公庁並びに報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害、復旧の現状と見通し等について、適切に広報、連絡を行い周知に努める。

また、災害時には市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、広報車による巡回の

ほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

5 東日本電信電話㈱の通信施設災害対策計画

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉支店をはじめ各営業所に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される利根川水系等の洪水予報について速やかに関係市町村へ通報する。

(2) 発災時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- (ア) 電源の確保
- (イ) 災害対策用無線機装置類の発動準備
- (ウ) 非常用電話局装置等の発動準備
- (エ) 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- (オ) 局舎建築物の防災設備の点検
- (カ) 工事用車両、工具等の点検
- (キ) 保有資材、物資の点検
- (ク) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- (ア) 通信の利用制限
- (イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保
- (ウ) 無線設備の使用
- (エ) 特設公衆電話の設置
- (オ) 非常用可搬型電話局装置の設置
- (カ) 臨時電報、電話受付所の開設
- (キ) 回線の応急復旧
- (ク) 伝言・取次サービスの実施

ウ 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- (イ) 災害復旧措置と復旧見込時期
- (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項
- (エ) 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

(3) 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- イ 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

6 ㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモの通信施設災害対策計画

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 発災時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- (ア) 可搬型無線基地局装置の発動準備
- (イ) 移動電源車等の発動準備
- (ウ) 局舎建築物の防災設備等の点検
- (エ) 工事用車両、工具等の点検
- (オ) 保有資材、物資の点検
- (カ) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- (ア) 通信の利用制限
- (イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保
- (ウ) 可搬型無線基地局装置の設置
- (エ) 携帯電話・衛星携帯電話による臨時電話の運用
- (オ) 回線の応急復旧

ウ 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- (イ) 災害復旧措置と復旧見込時期
- (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

(3) 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- イ 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

7 KDD I ㈱の通信施設災害対策計画

KDD I ㈱では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡をとりながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発一生時には、局社の点検をするとともに、中継局の停電対策のため移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信の確保をするとともに、一般県民を対象に災害伝言版サービスによる安否情報の伝達に協力する。

8 郵政業務応急対策計画

日本郵政グループにおいては、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策等を実施する。

(1) 郵便事業(株)

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付局は集配支店とする。

イ 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱局は郵便事業(株)が指定した支店とする。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

郵便事業(株)が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局は全ての支店とする。

エ 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

(2) 郵便局(株)

ア 災害時における窓口業務の維持をおこなう。

イ 郵便事業(株)の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

9 工業用水道の応急復旧

復旧に当たっては、被害状況を的確に把握して二次災害の防止を最優先とし、災害復旧活動を行うものとする。

(1) 被害発生の把握及び緊急措置

被災後の緊急措置体制、被害状況の把握、被害の拡大防止等について定める。

(2) 応急復旧

復旧機関の目標をたて、次の方針に基づく復旧計画を立て速やかに復旧を実施する。

ア 浄水場及び給水場の施設の優先順位

(ア) 電気施設及び場内配管

(イ) 水処理施設

(ウ) 汚泥処理施設

イ 管路の施設の優先順位

(ア) 緊急輸送道路及び鉄道横断の配管

(イ) 導水管及び住宅密集地区の配管

(ウ) その他の配管及び施設

(3) 復旧方法

本復旧を原則とし、本復旧が長期にわたると見込まれる場合は、全体の進捗度合いを勘案し暫定復旧とする。

(4) 受水企業への連絡

受水企業に対する連絡手順を作成し、災害時に即応できるよう常に整備しておくものとする。

(5) 応急復旧資機材の確保

基本的に企業庁管理・工業用水部の保有資機材で対処するものとし、部内の各事務所で分散して備蓄する。

第16節 ボランティアの協力

県及び市町村は、大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。県災害ボランティアセンターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営することとする。

県災害ボランティアセンターは、被災地に設置される市町村災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行うこととし、具体的には、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施する。

また、発災時に迅速な受入ができるよう県災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、活動の中で行政やボランティア団体・NPO法人等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターの養成に努める。なお、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう努める。このため、千葉県災害ボランティアセンター連絡会を中心に、常日頃から連携体制の強化に努めるとともに、市町村における様々な主体による連携体制の構築を促進する。

市町村災害ボランティアセンターについては、市町村社会福祉協議会が中心となって運営することが期待されており、千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会では「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、「災害時における相互支援マニュアル」が整備されていることから、県及び市町村は、その運営を支援する。

- 1 ボランティアの活動分野（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部）
ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

- (1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

- (2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等災害時要援護者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

- 2 ボランティアとして協力を求める個人、団体（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部）

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

- (1) 個人

- ア 被災地周辺の住民

- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

(2) 団 体

- ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団
- イ 千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会
- ウ 財団法人ちば国際コンベンションビューロー
- エ 社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO法人等

3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部）

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかけるものとする。

(1) 平時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、県民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

「千葉県県民活動推進計画」に基づき、「NPO月間」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての県民の理解と活動への参加の促進を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え、社会福祉協議会ボランティアセンターや市町村市民活動支援センター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣都県社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にHPやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

4 災害時におけるボランティアの登録、派遣（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部）

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県、市町村及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

(1) 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整の上、派遣する。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課
被災建築物応急危険度判定※ 被災宅地危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害福祉課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(財)ちば国際コンベンション ビューローボランティア通訳・ 災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部消防課

※平時に登録を行っている。

(2) 県災害ボランティアセンター及び市町村災害ボランティアセンターによる登録

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、災害時に設置される県災害ボランティアセンターでは、主に被災地の状況やボランティアについての案内を行い、市町村が設置する災害ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。

県災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

また、被災地周辺市町村においては、県災害ボランティアセンターの指示により、被災市町村と連絡調整の上、現地に派遣するものとする。

さらに、全国規模での活動希望が予想される場合には、近隣都県の協力を得て受付、登録事務を進めるものとする。

(3) 被災現地における受付

被災地域内住民のボランティア希望者や県災害ボランティアセンター及び被災地周辺市町村による登録を経ずに直接現地へ来たボランティア希望者については、被災現地のボランティア窓口において受付を行い、そこでの災害対策活動に従事する。

(4) ボランティアニーズの把握

被災市町村は被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

県災害ボランティアセンターは、被災市町村との連絡を密にするとともに、被災地に設置する現地救護本部や巡回パトロールによる情報収集、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(5) 各種ボランティア団体との連携

県災害ボランティアセンターは、日本赤十字社千葉県支部や県及び市町村社会福祉協議会、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。

5 ボランティア受入体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部）

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 市町村災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

市町村災害ボランティアセンターや活動拠点については、市町村と運営主体の市町村社会福祉協議会が協議の上、用意する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる市町村が負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、県社会福祉協議会や市町村社会福祉

協議会においても、予め用意を行うことが望ましい。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、県災害ボランティアセンターは県内で活動するボランティアの把握に努め、被災地災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

6 ボランティアコーディネーターの養成（防災危機管理部、環境生活部、教育庁）

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で行政やボランティア団体・NPO法人等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターが必要である。

そこで、次のような研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアコーディネーターの養成を進める。

- (1) 災害対策コーディネーター養成講座（県防災危機管理部）
- (2) ボランティアコーディネーター育成講座（県環境生活部）
- (3) さわやかちば県民プラザにおける研修・情報提供（県教育庁）
- (4) ボランティアコーディネーター研修（災害編）（県社会福祉協議会）

7 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画

日本赤十字社千葉県支部は、災害時の救援活動に参加・協力するボランティアを養成するため、次の計画に基づき研修・訓練を実施する。

また、大規模災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの受付、連絡調整等を行う防災ボランティアリーダー（コーディネーター）の養成を進める。

項 目	対 象	実 施 内 容
防災ボランティア説明会	一般県民	防災ボランティアの概要
防災ボランティア新規登録者研修会	新規登録者	防災ボランティア
防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等
防災ボランティアリーダー養成講習会（本社）	候補者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	地区におけるボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティアリーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等
防災ボランティア地区リーダーフォローアップ研修会	地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等

その他に次の9奉仕団が個別に研修・訓練を実施する。

奉 仕 団 名	災害時における活動（役割）
千葉県赤十字地域奉仕団	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難場所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団	避難場所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話、障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配布等
千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難場所での運営補助（健康相談・血圧測定等）
千葉県赤十字語学奉仕団	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ボランティア会	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等
千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団	津波又は洪水による溺水者の救助及び応急手当等
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団	避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等

第4章 災害復旧計画

被災者生活安定のための支援

- ・ 被災者生活再建支援金 (第1節 風-4-2)
- ・ 公営住宅の建設等 (第1節 風-4-3)
- ・ 災害援護資金 (第1節 風-4-3)
- ・ 生活福祉資金 (第1節 風-4-4)
- ・ 県税の減免等 (第1節 風-4-4)
- ・ 生活相談 (第1節 風-4-5)
- ・ 雇用の維持に向けた事業主への支援 (第1節 風-4-5)
- ・ 義援金品の配布 (第1節 風-4-6)
- ・ その他の生活確保 (第1節 風-4-7)
- ・ 中小企業への融資 (第1節 風-4-7)
- ・ 農林漁業者への融資 (第1節 風-4-9)

ライフライン関連施設等の復旧計画

- ・ 水道施設 (第2節 風-4-12)
- ・ 下水道施設 (第2節 風-4-12)
- ・ 電気施設 (第2節 風-4-12)
- ・ ガス施設 (第2節 風-4-13)
- ・ 通信施設 (第2節 風-4-14)
- ・ 工業用水道施設 (第2節 風-4-15)
- ・ 農林・水産業施設 (第2節 風-4-15)
- ・ 公共土木施設 (第2節 風-4-16)

激甚災害の指定

- ・ 激甚災害に関する調査 (第3節 風-4-18)
- ・ 特別財政援助額の交付手続き等 (第3節 風-4-18)

災害復興

- ・ 体制の整備 (第4節 風-4-19)
- ・ 災害からの復興に関する基本的な考え方 (第4節 風-4-19)
- ・ 想定される復興準備計画 (第4節 風-4-19)
- ・ 復興対策の研究・検討 (第4節 風-4-20)

第1節 被災者生活安定のための支援

災害により被害を受けた県民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、県民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

1 被災者生活再建支援金（防災危機管理部）

(1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって県民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

(2) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ 上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上）における自然災害

(3) 対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

(5) 支援金支給手続き

支給申請は市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である（財）都道府県会館へ提出し、申請書を受理した（財）都道府県会館は交付決定等を行う。

（被災者生活支援法人として、（財）都道府県会館が指定されている。）

2 公営住宅の建設等（県土整備部）

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

知事は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・支援を実施する。

(2) 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

県は、関係機関や市町村と協議し、円滑な入居に努める。

3 災害援護資金（健康福祉部）

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

ア若しくはイに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあつては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主

ア 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合

イ 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合

(2) 貸付金額

ア 上記（1）のアの場合	150万円以内
イ 上記（1）のアと家財の損害が重複した場合	250万円以内
ウ 上記（1）のアと住居が半壊した場合	270万円以内
エ 上記（1）のアと住居が全壊した場合	350万円以内
オ 家財の損害の場合（上記（1）のイの場合）	150万円以内
カ 住居が半壊した場合	170万円以内
キ 住居が全壊した場合（クを除く）	250万円以内
ク 住居の全体が損壊若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合	350万円以内

(3) 貸付条件

ア 貸付期間 10年（うち据置期間3年）

イ 利子 年3%（据置期間中は無利子）

- ウ 保証人 連帯保証人になること
- (4) 償還方法 年賦償還又は半年賦償還
- (5) 申込方法 各市町村

4 生活福祉資金（健康福祉部）

(1) 貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯

(2) 貸付金額 一世帯150万円以内

(3) 貸付条件

ア 据置期間 6月以内

イ 償還期間 据置期間経過後7年以内

ウ 利 子

保証人あり 無利子

保証人なし 年1.5%

エ 保証人

(ア) 連帯保証人となること

(イ) 原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者

(ウ) 生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者

(4) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦

(5) 申込方法 官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ市町村社会福祉協議会へ申し込む。

5 県税の減免等（総務部）

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法又は千葉県県税条例の規定により、県税の申請等の期限の延長、徴収猶予及び減免等個々の事態に対応した適時・適切な措置を講じるものとする。

(1) 申告等の期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は県税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次により当該期限を延長するものとする。

ア 災害が広範囲にわたる場合

知事が職権により適用の地域及び期日を指定するものとする。

イ その他の場合

納税義務者等の申請により、県税事務所長が、災害のやんだ日から2月以内において期日を指定するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予するものとする。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うものとする。

(3) 減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対し、次により減免及び納入義務の免除等を行うものとする。

ア 個人の県民税

個人の県民税については、市町村民税と同じ取扱いで減免するものとする。

イ 個人の事業税

納期末到来分については、被災の状況に応じ減免するものとする。

ウ 不動産取得税

災害により滅失若しくは損壊した不動産に代わるものとしての不動産の取得、又は取得した不動産がその取得直後に災害により滅失若しくは損壊した場合における当該不動産の取得に

については、不動産取得税を減免するものとする。

エ 自動車税

災害により自動車に損害を受けた場合、運行の用に供することができない期間に応じ減免するものとする。

オ 軽油引取税

災害により、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受けとることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は徴収した軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税が既に納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除するものとする。

カ 固定資産税

災害により被害を受けた大規模償却資産について、その被害の程度に応じ、減免するものとする。

6 生活相談

機 関 名	相 談 の 取 扱 い
県	1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 2 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。 (1) 要介護者への巡回相談事業の実施 (2) 被災児童生徒及び親への相談事業の実施 3 住宅被災者に対する相談等の実施 被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。 <資料編 1-12-34 災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書> 4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び市町村と緊密な連携を図る。
市 町 村	市町村においては、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。
県 警 察	1 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。 2 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。

7 雇用の維持に向けた事業主への支援（商工労働部）

- (1) 雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。
- (2) 雇用調整助成金等の特例的な運用について、厚生労働省への要請を行う。

8 義援金品の配布（防災危機管理部、健康福祉部、出納局）

（1）義援金品の受付

機 関 名	計 画 内 容
県	県に寄託された義援金及び知事あての見舞金は、出納局において受け入れ保管する。義援品は、健康福祉部において受け付ける。
市 町 村	市町村は、それぞれ義援金品の受付についての計画を策定しておくものとする。
日 赤 千葉県支部	日赤に寄託された義援金は、日赤千葉県支部及び市町村（地区、分区）において受け付ける。ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。

（2）義援金品の配分及び輸送

機 関 名	計 画 内 容
県	1 県で受け付けた義援金の市町村に対する配分は、災害義援金配分委員会を設置し、決定する。 2 義援品は、被災地の状況を勘案して配分を決定し、市町村の指定する場所まで輸送して市町村に引き渡すものとする。
市 町 村	市町村は、県又は日赤から送付された義援金品を、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。
日 赤 千葉県支部	赤十字に寄託された義援金の市町村に対する配分については、被災した県、各行政機関並びに各経済団体、マスコミ、日赤の代表によって構成された義援金配分委員会の協議により決定する。

（3）義援品の保管場所

機 関 名	計 画 内 容
県	義援品を配分するまでの一時保管場所として、防災センター等を使用する。
市 町 村	市町村は、義援品の保管場所について、あらかじめ計画を策定しておくものとする。

9 その他の生活確保

機 関 名	生 活 確 保 の 取 扱 い
郵便事業(株)	<p>災害救助法が発動された場合、郵便事業(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>1 郵便関係</p> <p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。</p>
郵便局(株)	<p>1 災害時における窓口業務の維持</p> <p>2 郵便事業(株)の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い</p>
労 働 局	<p>1 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。</p> <p>2 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置</p> <p>(2) 巡回職業相談の実施</p> <p>3 雇用保険の失業給付に関する特例措置 災害により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。</p>
N H K	<p>災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。</p>

10 中小企業への融資（商工労働部）

経営安定資金の融資対策を講じる。

(1) 市町村認定枠

ア 融資対象者

- ・激甚災害により被害を受けた者
- ・中小企業信用保険法第2条第4項第4号の規定による認定を受けた者

イ 融資使途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

1 中小企業者 8,000万円以内

エ 融資期間

設備資金 10年以内、運転資金 7年以内

オ 融資利率

年1.4%～2.0%（融資期間により異なる。）

(2) 市町村認定以外枠

ア 融資対象者

知事が指定する災害により被害を受けた者

イ 融資使途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

1 中小企業者 8,000万円以内

エ 融資期間

設備資金 10年以内、運転資金 7年以内

オ 融資利率

年1.7%～2.3%（融資期間により異なる。）

11 農林漁業者への融資（農林水産部）

平成24年4月1日現在

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間	
天 災 資 金	3.0%以内資金	種苗、肥料、飼料、労賃、 水利費、薬剤、農機具、 家畜又は家きん、薪炭原 木、しいたけほだ木、漁 具、稚魚、稚貝、餌料、 漁業用燃油の購入、漁船 の建造又は取得、共済掛 金（農業共済又は漁業共 済）の支払い等	《個人》 ・果樹栽培、家畜・家き んの購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円) 《法人》 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽 培、家畜・家きんの購入 等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害 法による特例措置	3.0%以内 (平成10年の適用 例0.6%)	原則6年以内 (果樹栽培 、家畜・家き んの購入等 原則5年以 内)
	5.5%以内資金	〃	〃	5.5%以内 (平成10年の適用 例0.6%)	原則5年以内
	6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 (平成10年の適用 例0.6%)	原則3年以内 (果樹栽培、 家畜・家きん の購入等 原則5年以 内)
県 単 農 業 災 害 資 金	経営安定資金	天災資金と同じ	被害認定額の80%以内 で300万円以下	災害の都度決定 (平成16年の適用 例0.855%)	5年以内
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要す る経費	被害認定額の80%以内 で500万円以下	災害の都度決定 (平成16年の適用 例0.855%)	6年以内 (据置2年以 内)

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
県漁業 災害対策 資金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の80%又は300万円	変動 (毎月見直し)	5年以内
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%又は500万円		6年以内 (据置2年以内)
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額		25年 (据置10年以内)
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	600万円(特認年間経営費等の3/12以内)		10年 (据置3年以内)
	林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧	80～90%以内		30年(据置20年以内) 20年(据置3年以内) 15年(据置5年以内)
		災害による林道の復旧	80%以内		
		災害による樹苗養成施設の復旧	80%以内		
漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内	20年 (据置3年以内)		
漁船資金	災害に係る漁船の復旧等	1隻当たり4億5千万円(特認11億)又は、借入者負担額の80%以内のいずれか低い額	12年 (据置2年以内)		

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
① 株 日本 政策 金融 公庫 資金	農林漁業 施設資金 (主務大臣指定 施設)	農業施設、林業施設、水 産施設の復旧、果樹の改 植又は補植	1施設当たり300万円 (特認600万円、特々認 800万円、漁船1,000万 円) 又は負担する額の80% のいずれか低い額	変動 (毎月見直し)	15年 (据置3年以 内) 果樹の改植 補償は25年 (据置10年)
	(共同利用施設)	農業施設、林業施設、水 産施設、等共同利用施設 の復旧	80%以内		20年 (据置3年以 内)

第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画

上下水道・電気・ガス・通信等の施設、工業用水道及び農林業用施設また道路・河川・港湾等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

1 水道施設（総合企画部、水道局）

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

- ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- イ 施設の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- エ 市町村の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。
この場合は次の点に留意する。
 - (ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
 - (イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

2 下水道施設（県土整備部）

災害の本復旧は、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

3 電気施設

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、県民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 火力発電設備

- ア 系統に影響の大きい発電所
- イ 局配負荷供給上必要な発電所

(2) 送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

- ア 全回線送電不能の主要線路
- イ " のその他の線路
- ウ 一部回線送電不能の重要線路
- エ " のその他の線路

(3) 変電設備

- ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- イ 都心部に送電する系統の送電用変電所
- ウ 重要施設に供給する配電用変電所

(4) 通信設備

- ア 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
- イ 保守用回線
- ウ 業務用回線

(5) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

4 ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。

- ア ガス製造設備
- イ 供給設備
- ウ 通信設備
- エ 需要家のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

(2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

(3) 復旧作業

ア 製造所における復旧作業

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

イ 整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

ウ 高・中圧導管の復旧作業

- (ア) 区間遮断
- (イ) 気密試験（漏えい箇所の発見）
- (ウ) 漏えい箇所の修理

エ 低圧導管と需要家設備の復旧作業

- (ア) 閉栓確認作業
- (イ) 被災地域の復旧ブロック化
- (ウ) 復旧ブロック内巡回点検作業
- (エ) 復旧ブロック内の漏えい検査
- (オ) 本支管・供内管漏えい箇所の修理
- (カ) 本支管混入空気除去
- (キ) 内管検査及び内管の修理
- (ク) 点火・燃焼試験

(4) 再供給時事故防止措置

ア 製造施設

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

イ 供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

ウ 需要家のガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

5 通信施設

東日本電信電話㈱における復旧の順位

災害により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

回 線 の 復 旧 順 位

順位	復 旧 回 線		
第 1 順 位	電 話 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 交換局所（無人局含む）に公衆電話1個以上 ZC以下の基幹回線の10%以上
	電 報 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> 電報中継回線1回線以上
	専用線サービスなど	専 用 回 線	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上
		国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上
		社 内 専 用 線	<ul style="list-style-type: none"> 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
	パ ケ ッ ト 交 換 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
総 合 デ ィ ジ タ ル 通 信 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に各1契約回線以上。 ZC以下の基幹回線の10%以上 	
第 2 順 位	電 話 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 人口1千人あたり公衆電話1個以上
	専 用 線 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上
	パ ケ ッ ト 交 換 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
	総 合 デ ィ ジ タ ル 通 信 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に各1契約回線以上 ZC以下の基幹回線の10%以上
第3 順位	第1順位、第2順位に該当しないもの		

重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関（契約約款に基づく）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

6 工業用水道施設（企業庁）

工業用水を常時、安定的に供給するという役割を担う工業用水道の重要性から次の点に留意し復旧を行う。

施設の被害状況の調査診断の徹底

施設の被害状況を徹底的に調査し、破損箇所を完全に把握したうえで、復旧工事を行う。

7 農林・水産業施設（農林水産部）

(1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 用水施設

(ア) 取水施設、用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

イ 貯水施設

(ア) ため池、ダム等の堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池、ダム等の下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 決壊したため池、ダム等を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

エ 排水施設

(ア) 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。

(ウ) 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

オ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

(2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

イ 林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）

林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

もの

(3) 漁港施設

漁港施設管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 海岸保全施設

(ア) 破堤

(イ) 堤防の決壊で破堤のおそれがあるもの

(ウ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

(エ) 護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

イ 漁港施設

(ア) 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの

(イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

(ウ) 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

(エ) 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

8 公共土木施設

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧にあたっては、被害者の救護・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施するものとする。

復旧にあたっては、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ行うものとする。

(2) 河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 河川管理施設

(ア) 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

(イ) 堤防護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの

(ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

(エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの

(オ) 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管、排水機場又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 海岸保全施設

(ア) 堤防の決壊で、破堤のおそれがあるもの

(イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

(ウ) 護岸、水門の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの

ウ 港湾施設

(ア) 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの

(イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

(ウ) 港湾の埋そくで、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

(エ) 外かく施設の決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの

エ 砂防施設

(ア) 砂防堰堤、床固工等の決壊又はそのおそれがあるもの

- (イ) 砂防堰堤、床固工、護岸工等の脚部の深堀れで、根固をする必要があるもの。
- (ウ) 護岸の決壊、天然河岸の著しい決壊で、これを放置した場合には、著しい被害を生じるおそれがあるもの。
- (エ) 天然河道の埋没で砂防堰堤等の築造を必要とするもので、放置すれば下流の埋そく土砂が流下し、新たな被害を生じるおそれのあるもの。

オ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置した場合には、人家、公共施設等に被害を生じるおそれがあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれがあるもの。

カ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第3節 激甚災害の指定

県及び市町村は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号 以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

1 激甚災害に関する調査（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部）

（1）県

ア 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。

イ 前記アの各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、防災危機管理部に提出するものとする。

ウ 防災危機管理部長は、前記各部局の調査を取りまとめ、庁議に付議するものとする。

エ 関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

（2）市町村

市町村長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

2 特別財政援助額の交付手続き等（総務部、農林水産部、県土整備部）

（1）県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続きその他を実施するものとする。

（2）市町村

市町村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

<資料編1-10 千葉県災害復旧対策本部設置要綱>

第4節 災害復興

1 体制の整備(全庁)

県は、県民の生活や地域(都市)の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、本県において初めて災害復旧・復興本部を設置した。

県は、東日本大震災の復旧復興に係る教訓等を踏まえ、災害復旧・復興本部の役割等について、研究する。

<資料編1-11 東日本大震災千葉県災害復旧・復興本部要綱>

2 災害からの復興に関する基本的な考え方(全庁)

国、県、市町村などの行政の施策(公助)や自分の身は自ら守る(自助)も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する(共助)ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組みこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

県は、今後起こりうる大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。

3 想定される復興準備計画(全庁)

以下の復興計画を実効ある内容と住民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要になってくる。

また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

(1) くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

(2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性と都市(地域)機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と県民とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。

その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

県の重要な産業である観光、農業、漁業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

4 復興対策の研究、検討（全庁）

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。

- (1) 防災・危機管理体制の強化
 - ア 防災対策の充実・強化
 - イ 関係機関との連携強化
 - ウ 地域コミュニティの活性化
- (2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実
 - ア 医療提供体制の整備
 - イ 福祉サービス提供体制の整備
 - ウ 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
 - エ 子育て支援サービスの提供体制の整備
- (3) 教育分野における防災体制の充実
 - ア 教育施設の早期耐震化推進
 - イ 防災教育の一層の充実
 - ウ 学校における災害発生時の児童生徒等に対する支援の充実
- (4) 農林水産業の再生と発展
 - ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
 - イ 千葉県産農林水産物の魅力発信
 - ウ 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
 - エ 自然災害対策の推進
- (5) 商工業・観光業等の再生と発展
 - ア 商工業の再生及び成長支援
 - イ 観光業の再生
 - ウ 就労支援及び雇用創出の推進
- (6) 地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり
 - ア 安全なまちづくりの推進
 - イ 公共土木施設の防災機能の強化
 - ウ 交通ネットワークの機能強化
 - エ 上下水道施設等ライフラインの機能強化

千葉県地域防災計画

第4編 放射性物質事故編

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方にに基づき、放射性物質事故の予防対策や応急対策等について定めたものである。

県（全庁）、市町村

第1章 基本方針

本県には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、本県は、「原子力施設等の防災対策について（昭和55年6月30日原子力安全委員会決定）」（以下、「防災指針」という。）上、県外の原子力事業所の「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ：Emergency Planning Zone）」には入っていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質若しくはこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素若しくはこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、本県及び県内市町村は、核燃料物質等又は放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月1日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、県民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。さらに、局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じたところである。

これらを受け、千葉県地域防災計画に、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、応急対策及び復旧対策について定めるものとする。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては別途定める放射性物質事故対応マニュアルによるものとする。

放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後もそれらの動向を踏まえ、本計画を修正するものとする。

- ※ 核原料物質：原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。
- ※ 核燃料物質：原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。
- ※ 放射性同位元素：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。
- ※ 原子力事業所：原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- ※ 核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。
- ※ 核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
- ※ 放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
- ※ 放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所

全般をいう。

- <資料編 9-1 県内の核燃料物質使用事業所の現状>
- <資料編 9-2 県内の核原料物質使用事業所の現状>
- <資料編 9-3 県内の放射性同位元素等使用事業所の現状>
- <資料編 9-4 近隣地域の原子力施設等（原子力艦含む）の現状>

第2章 放射性物質事故の想定

県内の放射性物質取扱事業所で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないことから、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

また、核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。

さらに、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

第3章 放射性物質事故予防対策

1 県内の放射性物質取扱事業所の把握

県及び市町村は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2 情報の収集・連絡体制の整備

県及び市町村は、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にするものとする。

3 通信手段の確保

県及び市町村は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

また、電気通信事業者は、県、市町村等の防災関係機関の通信確保を優先的に行うものとする。

4 応急活動体制の整備

(1) 職員の活動体制

県及び市町村は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部又は応急対策本部を設置できるよう整備を行うものとする。

(2) 防災関係機関の連携体制

県及び市町村は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の関係機関との連携を図るものとする。

また、県は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努めるものとする。

(3) 広域応援体制の整備

放射性物質事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、県は、他都県との応援協定等により、広域応援体制を整備、充実するものとする。

(4) 防護資機材等の整備

県、市町村、警察、消防機関及び核燃料物質使用事業所の事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

5 放射線モニタリング体制の整備

(1) 平常時における環境放射線モニタリングの実施

県は平常時の空間放射線量率のデータを国と連携して収集し、緊急時における対策の基礎データとするものとする。また、モニタリングポスト等の測定データについては、ホームページ等で情報を公開するものとする。

(2) 放射線測定器等の整備

県は平常時又は緊急時における県内の環境に対する放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器、検出器等を整備するものとする。

6 緊急時被ばく医療体制の整備

(1) 被ばく治療可能施設の事前把握

県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握するものとする。また、必要に応じて県外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておくものとする。

県及び市町村は、あらかじめ県、市町村（消防機関）と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備するものとする。

(2) 傷病者搬送体制の整備

県は、放射性物質事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、県内の医療機関では対応しきれない被害が発生した場合等に備えて広域応援体制の整備に努めるものとする。

(3) 緊急時被ばく医療資機材等の整備

県は、放射性物質事故発生時における円滑な医療活動を実施するため、必要な医療資機材等の整備に努めるものとする。

(4) 航空による防災体制の確保

県は、独立行政法人放射線医学総合研究所のヘリコプター離着陸場を活用し、防災体制の確保を行うとともに、既存のヘリコプター離着陸場適地を活用し、ヘリコプター離着陸場の確保を図るものとする。

7 退避誘導體制の整備

市町村は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導體制の整備に努めるものとする。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の災害時要援護者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

8 広報相談活動体制の整備

県は、放射性物質事故発生時に、教育施設、社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに県民等からの問い合わせに係る窓口の設置や市町村・報道機関を通じ、県民等に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平常時から広報相談活動体制を整備するものとする。

9 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災関係者への教育

県及び市町村は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するものとする。

(2) 県民に対する知識の普及

県及び市町村は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

(3) 訓練の実施

県及び市町村は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

10 県内事業所における事故予防対策

(1) 核燃料物質使用事業所

ア 核燃料物質に関する事故対応計画の策定

核燃料物質使用事業所の事業者は、県地域防災計画及び各事業所の所在する市町村の地域防災計画との整合性を図りつつ、核燃料物質に関する事故対応計画を策定するよう努めるものとする。

イ 放射線監視体制の強化

核燃料物質使用事業所の事業者は、必要に応じ、放射線測定器の整備・充実を図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努めるものとする。

ウ 放射線防護に関する従業員教育

核燃料物質使用事業所の事業者は、従業員に対して、放射線防護に関する教育・訓練を積極的に行うものとする。

エ 通報体制の整備

核燃料物質使用事業所の事業者は、放射性物質事故が発生又は発生するおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市町村、県及び国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

(2) 県内の核原料物質使用事業所及び放射性同位元素等使用事業所

核原料物質使用事業所及び放射性同位元素等使用事業所の事業者は、何らかの要因により、放射性物質の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市町村、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努めるものとする。

第4章 放射性物質事故応急対策

1 情報の収集・連絡

(1) 県内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、速やかに以下の事項について、県、所在市町村、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

また、事故情報等については、随時、連絡を行うものとする。

- ア 事故発生の時刻
- イ 事故発生の場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 放射性物質の放出に関する情報
- オ 予想される被害の範囲、程度等
- カ その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業所の事業者等から受けた情報を直ちに火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づき総務省消防庁に報告するとともに、併せて文部科学省に連絡するものとし、必要に応じ、所在市町村など関係機関等と対応策を協議するものとする。

また、独立行政法人放射線医学総合研究所に対し、必要に応じ、放射線モニタリング等活動及び緊急時被ばく医療について、協力要請を行うものとする。

(2) 県内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、県内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに県、事故発生場所を管轄する市町村、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

県は火災・災害等即報要領や原災法に基づき、事故情報等を総務省消防庁に報告し、併せて、原災法第7条に規定する関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

(3) 県外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合、県は、国や事故の所在都道府県などから情報収集を迅速に行うものとする。

(4) 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報するものとする。

2 事業者による応急対策活動の実施

(1) 放射性物質取扱事業所における事故への応急対策活動

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がり及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講ずるものとする。

(2) 放射性物質の事業所外運搬での応急対策活動

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速により行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者から要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行うものとする。また、上記以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行うものとする。

3 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握するものとする。

【緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目】

- (1) 大気汚染調査（環境生活部）
- (2) 水質調査（総合企画部、健康福祉部、環境生活部、水道局）
- (3) 土壌調査（環境生活部、農林水産部）
- (4) 農林水産物への影響調査（農林水産部）
- (5) 食物の流通状況調査（健康福祉部、農林水産部）
- (6) 市場流通食品検査（健康福祉部）
- (7) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査（農林水産部）
- (8) 工業製品調査（商工労働部）
- (9) 廃棄物調査（総合企画部、環境生活部、県土整備部、水道局、企業庁）

（注）この他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施するものとする。

4 放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置

県は、必要に応じて放射性物質事故応急対策本部又は災害対策本部を設置するものとする。
なお、県における配備基準は、別表のとおりとする。

5 情報の分析・整理

県は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、国及び関係機関との連携を図るものとする。

6 避難等の防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。また、モニタリング結果などから、原子力安全委員会が提案している「屋内退避及び避難等に関する指標」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請するものとする。

市町村は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずるものとする。

参考 防災指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量 (単位: mSv)		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

- 注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。
2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

7 緊急輸送

県は、放射性物質事故による被害発生時における円滑な応急活動を実施するため、関係機関と相互に連携のうえ、種々の緊急を要する輸送需要に迅速かつ適切に対応するものとする。また、必要に応じ、航空応援の要請を行うものとする。

8 緊急時被ばく医療対策

県は、必要に応じ、国、独立行政法人放射線医学総合研究所等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行うものとする。

9 広報相談活動

県は、放射性物質事故が発生した場合、モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ県民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

(1) 情報の伝達は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む）、千葉県ポータルサイト等により行うものとする。

(2) 県民等（外国人を含む）からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、健康相談に関する窓口や総合窓口を開設するものとする。

また、市町村は、地域住民が必要とするモニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、相談活動に努めるものとする。

10 飲料水及び飲食物の摂取制限等

県、市町村等は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、

また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

参考 食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対 象	放射性セシウム（セシウム134及びセシウム137）
飲料水	10ベクレル/キログラム
牛乳	50ベクレル/キログラム
乳児用食品	50ベクレル/キログラム
一般食品	100ベクレル/キログラム

11 消防活動

県内の放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

12 広域避難者の受入れ

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとする。

(1) 広域避難の調整手続等

ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。この場合、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介などの調整を行うものとする。

イ 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、被災市町村を支援するものとする。

協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

なお、他の被災都道府県から本県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県内市町村との調整を行い、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援するものとする。

(2) 広域避難者への支援

県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

ア 全国避難者情報システム

東日本大震災等により、多くの住民の方々が全国各地に避難されており、住所地（避難前住所他）の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。

県では、「全国避難者情報システム」を活用し、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、県及び市町村は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

【別表】

1 配備基準

		放射性物質事故
(第1・第2配備)	設置する本部	放射性物質事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※本部長が必要と認めたとき
	配備基準	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき
	配備を要する課等	本 庁 危機管理課 防災計画課 消防課 学事課 水政課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 大気保全課 水質保全課 農林水産政策課 生産販売振興課 安全農業推進課 畜産課 森林課 水道局計画課 水道局浄水課 企業庁企業総務課 病院局経営管理課 教育庁学校安全保健課
		出先機関 関係各部局等において必要と認めるとき
(本部第1、本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事）
	配備基準	放射性物質事故により重大な被害が発生し、本部長が必要と認めたとき
	配備を要する課等	本 庁 第2配備に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 資源循環推進課 廃棄物指導課 経済政策課 産業振興課 耕地課 水産課 漁業資源課 県土整備政策課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課 公園緑地課 下水道課 住宅課 出納局 企業庁施設設備課 企業庁事業調整推進課
		出先機関 第2配備と同じ 必要に応じて関係機関で増強する
<p>※配備の特例措置</p> <p>1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</p> <p>2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。</p>		
<p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第5章 放射性物質事故復旧対策

1 汚染された土壌等の除染等の措置

県及び市町村は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行うものとする。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行うものとする。

2 各種制限措置等の解除

県、市町村等は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除するものとする。

3 被災住民の健康管理

県及び市町村は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施するものとする。

4 風評被害対策

県は、国、市町村等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制するものとする。

5 廃棄物等の適正な処理

県は、国、市町村等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

千葉県地域防災計画

第5編 大規模火災等編

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、大規模火災、林野火災、危険物等災害、油等海上流出災害などの大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。

第1章 大規模火災対策

県（防災危機管理部、県土整備部、教育庁、警察本部）

第1節 基本方針

本章は、大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第2節 予防計画

1 建築物不燃化の促進

(1) 建築物の防火規制

県及び市町村は、市街地における延焼防止を次により促進する。

ア 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物・準耐火建築物又は防火構造の建築を促進する。

イ 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

2 防災空間の整備・拡大

(1) 県及び市町村は、都市緑地法に基づき、特別緑地保全地区を指定することにより良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てる。

(2) 都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

県は、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を検討するなど、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

(3) 都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時においては、火災の延焼防止機能も有している。街路の整備は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強い街づくりに貢献することが大きい。

県及び市町村は、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の幹線街路については緊急性の高いものから整備を図っている。

(4) 都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、県の実施する河道の拡幅等、河川の改修が防災空間の整備等に有効である。

3 市街地の整備

県は、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新などが図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。

4 火災に係る立入検査

各市町村消防機関は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

立入検査の主眼点

(1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。

(2) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、市町村火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。

(3) こんろ・火鉢等、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、市町村火災予防条例どおり確保されているかどうか。

- (4) 劇場・映画館・百貨店等、大規模集客施設での裸火の使用等について、市町村火災予防条例に違反していないかどうか。
- (5) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、市町村火災予防条例に違反していないかどうか。
- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

5 住宅防火対策

県内の火災による死者（放火自殺者を除く）の約8割を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、県は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、下記に例示する住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、県内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

6 多数の者を収容する建築物の防火対策

(1) 防火管理者及び消防計画

各市町村消防機関は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- イ 消火、通報、避難等の訓練の実施
- ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- オ 従業員等に対する防災教育の実施

(2) 防火対象物の点検及び報告

各市町村消防機関は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

7 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物に増した防火対策が必要となるとともに、大規模事業所における自衛消防組織の設置及び防災管理者の選任等についても定める必要がある。

よって、各市町村消防は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記6「多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え下記事項について指導する。

- (1) 消防防災システムのインテリジェント化の推進
 - ア 高水準消防防災設備の整備
 - イ 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
 - ウ 防災センターの整備
- (2) 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

8 文化財の防火対策

本県には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に關す

る努力が必要である。

(1) 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

(2) 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

<資料編6-1 文化財防災設備設置状況一覧表>

9 消防組織及び施設の整備充実

(1) 消防組織

市町村は消防職員・団員の確保に努める。

県は市町村の行う消防組織の充実強化を推進するための情報提供等の支援を行う。

(2) 消防施設等の整備充実

県は、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）が作成した消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等市町村の実情を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を促進するため支援する。

第3節 応急対策計画

1 応急活動体制

- (1) 県及び市町村は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (2) 県及び市町村は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。
- (3) 県における配備基準は別表のとおりとする。

2 情報収集・伝達体制

- (1) 市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- (2) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

3 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地震・津波編第3章第1節「災害対策本部活動」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

4 消防活動

- (1) 消防機関は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。
- (2) 発災現場の市町村長（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。
- (3) 知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき千葉県消防広域応援隊の出動を発災現場以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。
<資料編1-18 消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱>
<資料編1-12-9 大規模特殊災害時における広域航空消防相互応援・千葉県事前計画>
- (4) 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

5 救助・救急計画

- (1) 県及び市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 県及び市町村は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- (3) 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

6 交通規制計画

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

7 避難計画

- (1) 発災時には、市町村及び県警察等は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- (3) 市町村は、必要なに応じて避難所を開設する。

8 救援・救護計画

食料・飲料水・生活必需品等の供給に関する計画並びに医療救護に関する計画については、地震・津波編第3章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」及び第8節「救援物資供給活動」に定めるところによる。

【別表】

1 配備基準

		大規模火災
(第1・第2配備)	設置する本部	大規模火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※本部長が必要と認めたとき設置
	配備基準	大規模火災により災害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課 出先機関 (関係各部局等において必要と認めるとき) 地域振興事務所地域振興課 健康福祉センター (保健所) その他 必要に応じて部局内等で増強する
(本部第1〜本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部 (本部長:知事)
	配備基準	大規模火災により重大な災害が発生し、本部長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 第2配備に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 水道局計画課 企業庁企業総務課 教育庁学校安全保健課 出先機関 第2配備と同じ 必要に応じて関係機関で増強する
<p>※ 配備の特例措置</p> <p>1 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</p> <p>2 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。</p> <p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第2章 林野火災対策

県（防災危機管理部、農林水産部、警察本部）

第1節 基本方針

近年、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備などにより、森林の利用者は多くなり、林野火災の発生も懸念される場所である。

また、林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

なお、林野火災の発生又は拡大の危険性が高い地域については、「林野火災特別地域対策事業」を活用する等、林野火災に係る総合的な事業計画を樹立し、林野火災対策の推進を図る。

第2節 予防計画

1 広報宣伝

(1) ラジオ、テレビ、新聞等の各種広報などによる注意

県及び市町村は、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、市町村防災行政無線、市町村広報紙、回覧板、有線放送等を利用し住民の注意を喚起する。

(2) 観光会社、交通機関等による啓発

県は、鉄道・バス会社、旅館等に協力を要請しポスターの掲示などの啓発宣伝を実施する。

(3) 会議等の開催による宣伝

県は、林業関係者等を招集し、火災予防の知識を広めるとともに予防体制の確立を図る。

(4) 学校教育による指導

県及び市町村は、小、中学校児童生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。

(5) 山火事予防運動の実施

県、市町村及び森林組合は、山火事予防運動週間中に警報旗を設置するなどの各種啓発事業を強力に推進する。

2 法令による規制

(1) 市町村条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）

市町村は、住民に対し、火災警報発令下における市町村条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

(2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

林野率が高く火災発生の危険の高い市町村においては、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

(3) 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

市町村は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。

3 予防施設の設置

(1) すいがら入れの保持

県、市町村及び森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。

(2) 立看板等の設置

県は、ハイカーの集まる山岳地の売店付近、キャンプ場等の人の集まるところに立看板等を設置する。

4 体制の整備

県は、入山者の多い山林を中心に県林業事務所及び外部委託による巡視を実施する。

5 消火施設の設置

(1) 水槽の設置（自然水利の活用）

県は、治山えん堤工事で山脚の崩壊、溪間の安定を図るための、谷止工を利用して防火用水を確保する。

市町村及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備する。

(2) 自衛隊の支援

県は、大規模火災に対処するため、自衛隊の支援体制を確立する。

(3) 簡易消火用具の配備

県は、初期消火のため、簡易消火用具を県の管理施設等に配置する。

6 林野等の整備

(1) 林業経営

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り火災の起こりにくい森林の育成に資する。

(2) 林道

県及び市町村は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。

(3) 防火線

県、市町村及び森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

7 林野火災特別地域対策事業

(1) 林野火災特別地域の決定

事業を実施する地域は、当該地域における林野面積、その経済的比重、林野火災の危険度等に鑑み、次の要件に該当する区域の関係市町村が県と協議して決定する。

ア 市町村における林野占有率が70%以上、林野面積が5,000ha以上及び人工林率が30%以上の市町村

イ 過去5年間ににおける林野火災による焼損面積が300ha以上の市町村又は過去5年間ににおける林野火災の出火件数20件以上の市町村

ウ 上記以外の市町村で、特に林野火災特別地域対策事業を実施する必要があると認められる市町村

(2) 林野火災特別地域対策事業計画の作成

林野火災特別地域内の関係市町村は、県と協議して林野火災特別地域対策事業計画を作成する。

第3節 応急対策計画

1 県の応急活動体制

県における配備基準は別表のとおりとする。

2 消防計画の樹立

(1) 地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

県は、林野の所在する市町村を指導し、地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成させ、消防団等にあらかじめ配布しておく。

(2) 消防の出動と配分図

消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町村と協議しておく。

(3) 重点地域の指定

特に多発又は大規模火災が予想される地域を重点地域に指定し、集中的に林野火災対策を推進し体制の確立を図る。

(4) モデル地区の設置

モデル地区を設置し、他の模範となるよう指導する。

(5) 消防計画図の作成

市町村で作成されている消防計画のなかにも、林野火災消防計画図をとり入れさせる。

3 総合的消防体制の確立

(1) 警報連絡体制の確立

火災警報、その他気象情報が円滑、適切に連絡できるよう、その体制を確立させる。

(2) 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は応援を要請した市町村長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

(3) 防御機器等の整備

林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておくよう指導する。

(4) 地域自衛組織の育成

森林組合等地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。

(5) 防災訓練の実施

機会をとらえ、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

(6) 広域応援体制の確立

初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

(7) 航空機による空中消火体制の整備

空からの消火については、県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材並びに自衛隊保有の空中消火資機材を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

管理委託先	空中消火バケツ保管場所	臨時離発着場	水利
自衛隊	陸上自衛隊木更津駐屯地 第一ヘリコプター団内倉庫	木更津駐屯地飛行場	山倉ダム、郡ダム、戸面原ダム、小向ダム、金山ダム、佐久間ダム、長柄ダム、東金ダム、勝浦ダム、荒木根ダム

(8) 救護体制の確立

日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班の活動その他医療救護体制の確立を図る。

4 避難計画

市町村及び県警察は人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

5 立入禁止区域の設定等

県警察は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行うものとする。

6 その他

(1) 林地荒廃を防止する治山工事の施行、森林復旧の造林事業の実施

県及び森林所有者は、保安林改良事業等を導入することにより、林地荒廃の防止に努めるとともに、災害復旧造林を推進する。

(2) 森林保険の加入

県は、未加入森林分の加入を促進する。

【別表】

1 配備基準

		林野火災
(第1・第2配備)	設置する本部	林野火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※本部長が必要と認めたとき設置
	配備基準	林野火災により災害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 森林課 病院局経営管理課 出先機関 (関係各部局等において必要と認めるとき) 地域振興事務所地域振興課 健康福祉センター (保健所) 農業事務所 林業事務所 その他 必要に応じて部局内等で増強する
(本部第1〜本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部 (本部長:知事)
	配備基準	林野火災により重大な災害が発生し、本部長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 第2配備に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 水道局計画課 企業庁企業総務課 教育庁学校安全保健課 出先機関 第2配備と同じ必要に応じて関係機関で増強する
<p>※ 配備の特例措置</p> <p>1 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</p> <p>2 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。</p> <p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第3章 危険物等災害対策

県（防災危機管理部、健康福祉部、商工労働部、警察本部）

第1節 基本方針

本章は、石油等の危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、第6編第4章「道路事故災害対策」、また、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

1 危険物

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

2 高圧ガス

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

3 火薬類

火薬類による災害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

4 毒物劇物

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

第2節 予防計画

1 危険物

(1) 事業所等

ア 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

イ 消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

(ア) 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

(イ) 危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

(ウ) 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

ウ 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

(ア) 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

(イ) 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあつては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

(ウ) 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

(2) 県、市町村及び消防機関

ア 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、ただちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

イ 監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

(ア) 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する確な防災計画を策定する。

(イ) 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

(ウ) 消防体制の強化

消防機関は、各事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。

(エ) 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての確な教育を行う。

2 高圧ガス

(1) 事業所等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

- ア 防災組織の確立
防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。
 - イ 通報体制の確立
事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。
 - ウ 緊急動員体制の確立
大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。
 - エ 相互応援体制の確立
一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の中で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。
 - オ 防災資機材の整備
防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。
更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。
 - カ 保安教育の実施
従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。
 - キ 防災訓練の実施
取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。
- (2) 県、消防機関その他関係機関
- ア 防災資機材の整備
 - (ア) 県及び消防機関は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。
 - (イ) 県及び消防機関は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。
 - イ 保安教育の実施
県及び関係団体は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。
 - ウ 防災訓練の実施
県及び関係機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。
- 3 火薬類
- (1) 事業所等
- ア 警戒体制の整備
火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。
 - イ 防災体制の整備
災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。
 - (ア) 防災組織の確立
事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。
 - (イ) 通報体制の確立
事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。
 - (ウ) 緊急動員体制の確立
大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。
 - (エ) 相互応援体制の確立
一の事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

ウ 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

エ 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 県及び関係団体

事業所等に対して火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

4 毒物劇物

(1) 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

ア 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。

イ 管理体制の整備

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

ウ 施設の保守点検

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。

エ 教育訓練の実施

毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

オ 毒物劇物販売業者等

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記アからウにより危害防止に努める。

(2) 県（健康福祉センター（保健所））

毒物劇物製造業者及び輸入業者等に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。

5 危険物等による環境汚染の防止対策

県等は、危険物等の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

第3節 応急対策計画

1 県の応急活動体制

県における配備基準は別表のとおりとする。

2 危険物

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

ア 通報体制

（ア）責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。

（イ）責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。

イ 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

ウ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

(2) 県、市町村その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市町村の地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

ア 災害情報の収集及び報告

消防機関は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ 救急医療

当該事業所、消防機関、県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。県警察、海上保安庁その他関係機関はこれに協力する。

ウ 消防活動

消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

エ 避難

市町村は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

オ 警備

県警察、海上保安庁は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

カ 交通対策

道路管理者、県警察、海上保安庁は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域並びに海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期する。

キ 原因の究明

県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

3 高圧ガス

(1) 事業所等

ア 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

エ 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

オ 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

(2) 県、市町村その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 防災資機材の調達

(ア) 県及び消防機関は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。

(イ) 県警察、消防機関及び海上保安庁は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

エ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 市町村は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

オ 原因の究明

県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

4 火薬類

(1) 事業所等

ア 緊急通報

火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

イ 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(2) 県、市町村その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 市町村は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

(ウ) 県警察は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

エ 原因の究明

県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

5 毒物劇物

(1) 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

ア 通報

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、県健康福祉センター（保健所）、県警察署、又は消防機関へ通報を行う。

イ 応急措置

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

(2) 県、市町村その他関係機関

ア 緊急通報

県（健康福祉センター（保健所））、県警察及び消防機関は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。

イ 被害の拡大防止

消防機関は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

ウ 救急医療

県（健康福祉センター（保健所））、県警察及び消防機関等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

エ 水源汚染防止

県（健康福祉センター（保健所））は、毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。

オ 避難

市町村は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の勧告・指示を行う。

【別表】

1 配備基準

		危険物等災害
(第1・第2配備)	設置する本部	危険物等事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※本部長が必要と認めたとき設置
	配備基準	危険物等事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 保安課 病院局経営管理課
		出先機関 (関係各部局等において必要と認めるとき) 地域振興事務所地域振興課 健康福祉センター (保健所) その他 必要に応じて部局内等で増強する
(本部第1〜本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部 (本部長:知事)
	配備基準	危険物等事故により重大な災害が発生し、本部長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 第2配備に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 水道局計画課 企業庁企業総務課 教育庁学校安全保健課
		出先機関 第2配備と同じ必要に応じて関係機関で増強する
<p>※ 配備の特例措置</p> <p>1 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</p> <p>2 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。</p>		
<p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第4章 油等海上流出災害対策

県（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、警察本部）

第1節 基本方針

本県周辺海域において、油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

ただし、石油コンビナート等特別防災区域に係る油等海上流出災害については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

1 対象災害

この計画の対象となる災害は、船舶等の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

2 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

油等流出事故に関し、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 第三管区海上保安本部等

- ア 情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請
- イ 連絡調整本部の設置
- ウ 各排出油等防除協議会の的確な運営
- エ 事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡
- オ 人の生命及び身体並びに財産の保護
- カ 海防法に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導又は命令
- キ 流出油の応急防除措置の実施
- ク 一般船舶等に対する事故状況の周知
- ケ 船舶の退去、航行制限等海上交通安全の確保
- コ 火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等
- サ 油防除資機材の整備
- シ 海上災害防止センターへの流出油の応急防除措置の指示
- ス 自衛隊法に基づく災害派遣要請
- セ 治安の維持
- ソ 防災関係機関との協力体制の確立
- タ 各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて、必要な専門家等に関する情報の提供

(2) 県

- ア 的確な情報収集及び防災関係機関への通報
- イ 事故の規模又は被害に応じた応急対策本部又は災害対策本部の設置
- ウ 関係排出等油防除協議会との連絡調整
- エ 国・近隣都県等関係機関・各種団体との連絡調整
- オ 防災関係機関への協力要請及び連絡調整

- カ 自衛隊法に基づく災害派遣要請
- キ 市町村が行う漂着油の除去作業等の支援
- ク 事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油の防除活動への協力
- ケ 油防除資機材の整備
- コ 河川管理者、海岸管理者、港湾（漁港）管理者としての油防除活動
- サ 漁業者、漁業協同組合等に対する連絡調整、防除活動の指導及び支援
- シ 回収油の一時保管場所及び処分先等の調査協力
- ス 漁業資源、自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握
- セ 野生生物及び史跡等の保護・保全
- ソ 漁業者等の復旧支援
- タ 市町村、漁業者等の補償請求に係る助言等

(3) 市町村

- ア 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
- イ 防災関係機関及び住民への情報提供
- ウ 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
- エ 漂着油の除去作業等
- オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- カ 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
- キ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
- ク 県又は他の市町村等に対する応援要請
- ケ 漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
- コ 油防除資機材の整備
- サ 回収油の一時保管場所等の調査協力
- シ 漁業者等の復旧支援

(4) 自衛隊

自衛隊への災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、次のとおりとする。

- ア 航空機等による流出油の情報収集
- イ 油の拡散防止及び回収等の応急活動
- ウ 応援要員及び救援物資等の搬送

(5) 漁業協同組合等

- ア 漁業被害の防止対策
- イ 漁業被害の調査及び再生産対策の実施

(6) 海上災害防止センター

- ア 海上保安庁長官等の指示に基づく排出油等防除措置の実施
- イ 船舶所有者等の委託契約に基づく排出油等防除措置の実施
- ウ 船舶所有者等の利用に供するための排出油等防除資機材の保有
- エ 海上防災のための措置に関する訓練、研修の実施
- オ 防災関係者への指導助言の実施

(7) 石油連盟

- ア 大規模石油災害対応体制整備事業の普及啓蒙
- イ 油防除資機材の貸出及び貸出時における資機材操作技術者の派遣のあっせん

(8) 石油コンビナート等特別防災区域内の共同防災組織及び特定事業所等

- ア 特定事業所等に係る被害応急対策
- イ 求めに応じた流出油等の防除作業等への協力（共同防災組織は、特別防災区域内に限る。）
- ウ 特定事業所等に係る被害状況の把握及び情報の提供

3 事故原因者等の責務

油等流出事故に係る第一義的な責任を有する油等を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長又は事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は、次のとおりである。

- (1) 海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議
- (2) 油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供
- (3) 防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣又は連携の確保
- (4) 流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧
- (5) 被害者の損害等に対する補償

第2節 予防計画

1 航行の安全確保

- (1) 第三管区海上保安本部等は、港内、狭水道等船舶の輻輳（ふくそう）する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努める。
- (2) 第三管区海上保安本部等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

2 広域的な活動体制

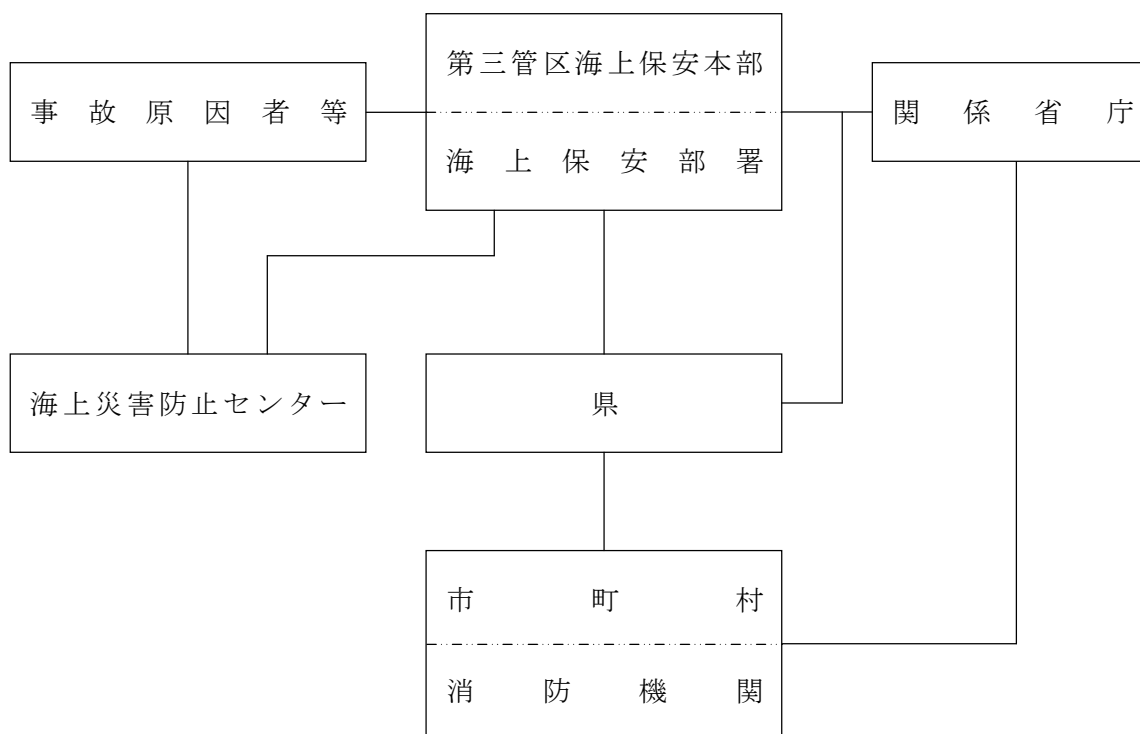
国、県及び市町村等の各機関は、平常時から各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期す。

3 災害応急対策への備え

油等流出事故が発生した場合における被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係団体並びに事故原因者等は災害応急対策への備えに万全を期す。

(1) 情報連絡体制の整備

県、市町村及び第三管区海上保安本部等の防災関係機関は、油等流出事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全確保を図るとともに、水産業、その他産業の被害を軽減するため、緊急時の情報収集連絡体制を確立しておく。



(2) 油防除作業体制の整備

県、市町村等は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ確にできるよう、体制整備に努める。

(3) 油防除資機材等の整備

ア 国は、油回収船等海上での油防除資機材の整備に努める。

イ 県は、油流出事故発生時に、市町村が行う漂着油防除作業等を支援するため、又は自ら防除作業を行うために、油防除資機材の整備に努める。

ウ 市町村は、油防除資機材の整備を図るよう努める。

エ 海上災害防止センターは、海防法に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託による排出油防除措置を実施するために、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な油防除資機材を保有する。

4 訓練

防災関係機関は、流出油防除体制の強化を図るため、油が著しく大量に排出された場合を想定して、流出油防除のための訓練を実施するとともに、油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第3節 応急対策計画

1 県の応急活動体制

県における配備基準は別表のとおりとする。

2 防除方針

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定にあたっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めるものとする。

また、防災関係機関においては、第三管区海上保安本部等との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

3 情報連絡活動

(1) 第三管区海上保安本部等の活動

事故原因者等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

(2) 県の活動

ア 第三管区海上保安本部等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

イ 早期に油等流出事故に係る被害の状況を把握するため、第三管区海上保安本部等防災機関及び航行船舶、民間企業、報道機関、住民等からの情報収集に努める。

また、必要に応じヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からのちば衛星号の中継画像等の活用により、情報収集に努める。

(3) 市町村の活動

付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を最寄りの海上保安部署及び県に報告する。

(4) 事故原因者等の活動

船舶等から大量の油等流出があったとき又は流出のおそれがある場合には、速やかに最寄りの海上保安機関等防災関係機関に通報するとともに随時経過等を報告する。

4 流出油の防除措置

(1) 第三管区海上保安本部等

ア 船舶からの油流出事故情報を入手したときは、事故船舶の船長、所有者に対して、排出油の拡散防止、引き続く油の流出防止等油防除のために必要な応急措置を講じさせるとともに、巡視艇等を現場に急行させ、状況調査を行う。

イ 海防法に基づき、船舶等の所有者等に対し、防除措置を命じるとともに、必要に応じて、巡視艇等により流出油の回収等防除作業を実施する。

特に必要があると認められるときは、海防法第41条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油等の除去等必要な措置を講じることがを要請することができる。

また、必要に応じ、各排出油等防除協議会会員に対し事故発生情報を通報するとともに、海防法に基づき、海上災害防止センターに対する指示を行うことができる。

ウ 油等流出事故が発生した場合、ガス検知を行い、状況に応じて火気使用の制限や禁止、あるいは航行制限や船舶の退去等、海上火災等二次災害防止のための措置を講じるとともに、海上火災が発生した場合には、警戒区域等を設定して更なる災害の発生防止に努め、消防機関等との協力の上、消火活動を実施する。

(2) 県

- ア 事故の規模又は被害の状況に応じた応急対策本部又は災害対策本部を設置する。
- イ 防除活動を迅速かつ的確に対応するため、マニュアル等を活用し、適切な応急措置を講じる。
- ウ 市町村の行う漂着油の除去作業等について資機材の提供や職員の派遣等により支援する。
- エ 緊急輸送路を確保し、円滑な資機材搬送に資する。
- オ 港湾管理者、漁港管理者、河川管理者及び海岸管理者としての防除作業を実施する。
- カ 必要に応じ、「九都県市災害時相互応援に関する協定」「油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定」等に基づき、他都県、事業所等に協力を要請する。
<資料編 1-12-66 油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定>
- キ 回収した油の処理施設に関する情報を提供し、適正な処分が行われるよう助言・指導する。
- ク 救出救護、避難誘導、立入禁止区域内の警戒及び交通規制を実施する。

(3) 市町村

漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、その被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

(4) 海上災害防止センター

事故原因者等の委託又は海上保安庁長官の指示により、排出油の防除措置を行う。

(5) 事故原因者等

- ア 油の排出を防止するためにガス抜きパイプの閉鎖、船体の傾斜調整等の措置を講じるほか、オイルフェンスを展開するなど対策を講じる。
- イ 油回収船等による機械的回収、油吸着材等による物理的回収及びその他応急的・補助的回収を実施する。
- ウ 油処理剤を使用する場合は、漁業者等関係者と協議する。
- エ 回収した油の適正な処理を行う。

5 広報広聴活動

防災関係機関は、事故の規模、動向を検討し、効果的かつ迅速な広報広聴を行う。

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ及びCATV等報道機関に対し、広報を要請すること。
- (2) 市町村防災行政無線等による広報の実施。
- (3) インターネットの活用。
- (4) 県民等からの各種問い合わせに対する相談窓口の設置。

6 環境保全等に関する対策

県及び市町村は、油等流出事故による地域住民の健康被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図るものとする。

- (1) 必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。
- (2) 異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。
- (3) 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

7 油回収作業実施者の健康対策

被災地における健康対策は、地元医師会等関係団体の協力を得て市町村が実施するが、県も必要に応じて協力・実施する。

8 その他

(1) 補償対策

ア タンカーによる油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、

損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を、また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費についても船舶所有者に損害賠償請求等ができる。

イ タンカー以外の一般船舶からの油流出事故の場合

海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があった場合は、地方公共団体等が行った油防除に必要な措置に要した経費について、船舶所有者等に行政処分により請求する。

漁業者及び観光業者等は、直接受けた被害の損害賠償請求等ができる。

(2) 事後の監視等の実施

防災関係機関は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、環境への影響の把握に努める。

【別表】

1 配備基準

		油等海上流出災害
(第1・第2配備)	設置する本部	油等海上流出事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※本部長が必要と認めたとき設置
	配備基準	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課 大気保全課 水質保全課 自然保護課 資源循環推進課 廃棄物指導課 経済政策課 漁業資源課 漁港課 河川整備課 河川環境課 港湾課 第2配備から配備を要する課 管財課 報道広報課 観光企画課 県土整備政策課 出先機関（関係各部局等において必要と認めるとき） 地域振興事務所地域振興課 健康福祉センター（保健所） 水産事務所 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 その他 必要に応じて部局内等で増強する
(本部第1～本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事）
	配備基準	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、大量の油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合（本部第3配備は漂着した場合）で、本部長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 第2配備に加えて 秘書課 政策企画課 健康づくり支援課 疾病対策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 水産課 出納局 水道局計画課 企業庁企業総務課 病院局経営管理課 教育庁学校安全保健課 出先機関 第2配備と同じ 必要に応じて関係機関で増強する
<p>※配備の特例措置</p> <p>1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</p> <p>2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。</p>		
<p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

千葉県地域防災計画

第6編 公共交通等事故編

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方にに基づき、海上事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故などの大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。

第1章 海上事故災害対策

県（防災危機管理部、健康福祉部、農林水産部、県土整備部、警察本部）

第1節 基本方針

本県周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態であって、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図り、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

本章の対象となる災害は、次のとおりである。

- 1 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の損失を伴うもの
- 2 漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴うもの

なお、油等の流出事故については第5編第4章「油等海上流出災害対策」の定めるところによる。

第2節 予防計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 各種予防対策

(1) 航行船舶の安全確保

ア 第三管区海上保安本部等は、港内、狭水道等船舶の輻輳（ふくそう）する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

イ 第三管区海上保安本部等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

ウ 県は、漁船の操業安全指導海域内での指導、災害予防通信及び港内のパトロール等を実施する。

(2) 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の教示等を実施する。

2 資機材等の整備

第三管区海上保安本部等は、災害発生の場合に必要な救助用具、資機材の整備に努める。

千葉県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努めるものとする。

第3節 応急対策計画

海上災害の発生時、又は災害の発生が予想される場合、被害の軽減を図るため、関係機関は早期に初動体制を確立して災害応急対策へ万全を期するものとする。

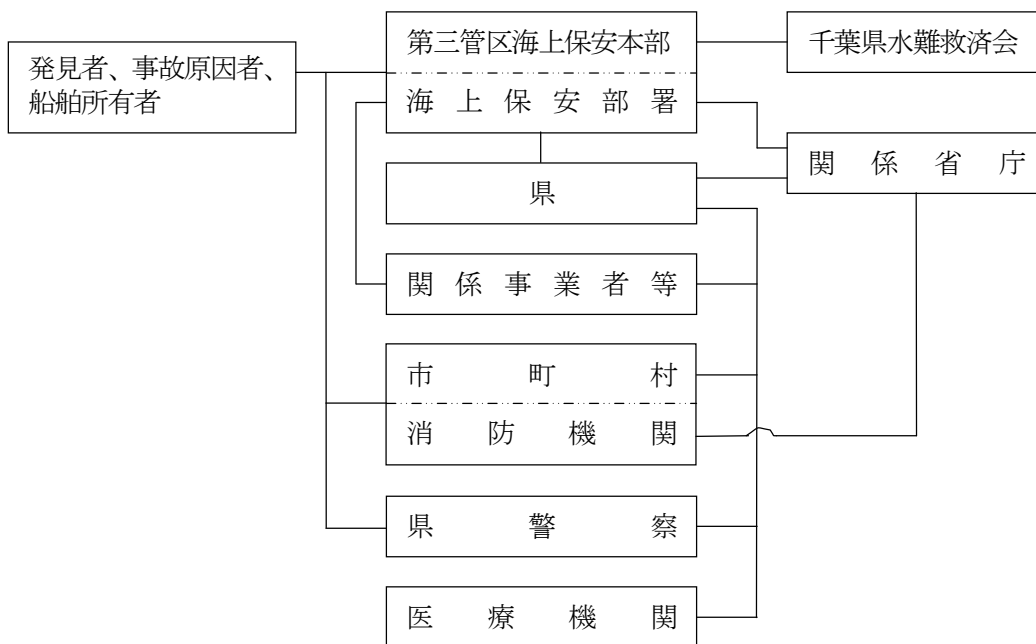
1 県の応急活動体制

県における配備基準は別表のとおりとする。

2 情報の収集伝達

初動体制を早期に確立するためには早期の災害覚知が不可欠である。関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊急に行う。

県は、漁業無線通信系を利用した海上事故の通報等の応急通信、並びに漁船、県所属船舶からの事故に係る情報の収集を実施する。



3 応急活動体制

災害を覚知した場合は、防災関係機関は直ちに初動体制を確立して対応に努める。

一次的に対応をする関係機関及び主な対応は以下のとおりである。

船舶所有者等	消火、救難、救助、広報、被災者家族等への情報提供
第三管区海上保安本部	捜索、救助、救急、消火、関係機関との連絡調整、事故原因の調査・広報
沿岸消防機関	捜索、消火、救難、救助、救急、搬送
県警察	捜索、救難、救助、警戒線の設定
沿岸市町村	避難指示等、他団体への応援要請、住民への広報
県	関係機関との連絡調整
医療機関	負傷者等の応急医療、救護等

4 関係機関の体制

(1) 第三管区海上保安本部の体制

ア 災害の発生が予想される場合

(ア) 警戒配備

大規模海難に至らない海上災害の発生が予想されるときは、必要に応じ、海上保安庁非常配備規則に基づき第三管区海上保安本部長が発令し、緊急に事前の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

(イ) 非常配備

大規模海難等の発生が予想されるときに、海上保安庁非常配備規則に基づき、必要に応じ、第三管区海上保安本部長が非常配備乙を発令し、緊急の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

イ 災害が発生した場合

(ア) 大規模海難等対策本部の設置

大規模海難その他海上における災害の際に、救助、援助、汚染の防除及び犯罪の捜査に関する業務を特に統一的かつ強力に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

(イ) 中規模海難等対策本部の設置

大規模でない海難その他における災害が発生した際に、救助、援助及び汚染の防除に関する業務を協力的かつ的確に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

(2) 県の体制

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 沿岸市町村の体制

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その海域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 防災関係機関の体制

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

5 各種活動

第三管区海上保安本部をはじめ関係機関は、連携・協力して応急対策を実施する。

(1) 捜索

関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

(2) 消火

第三管区海上保安本部は、船舶等の火災が発生した場合「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき消防機関と連携し対処するものとする。

(3) 救助・救急

ア 第三管区海上保安本部（海上保安庁法第2条）

海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変地異その他救済を必要とする場合における援助を行う。

海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督を行う。

イ 沿岸市町村（災害対策基本法第62条、水難救護法第1条）

遭難船舶を認知した市町村は、海上保安部署及び警察署に連絡をするとともに、直ちに現場に臨み、救護活動を実施する。

ウ 県警察（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、市町村長を助け、市町村長が現場にいない場合は、市町村長に代わってその職務を実施する。

(4) 医療救護

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施す。なお、協力機関が編成する医療チームは、地震・津波編第3章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」に定めるものとする。

また、市町村は応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

(5) 搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を、医療機関に搬送する。

(6) 死体の収容

原則として市町村が死体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。死体の収容、埋葬に係る実施事項は、地震・津波編第3章第13節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」に定めるものとする。

(7) 応援要請

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

(8) 緊急輸送

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

(9) 広報

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

6 応援体制

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の応援事項は以下を目安として、臨機応変に対応することとする。

発災地以外の市町村、消防機関	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請 応援市町村間の調整、自衛隊への派遣要請
総務省消防庁	応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人材及び物資の派遣及び調達
国土交通省（海上保安庁）	自衛隊への派遣要請
原因者以外の船舶事業者	人員及び物資の派遣及び調達
水難救済会、その他関係諸団体	人員及び物資の派遣及び調達

<資料編6-3 県所属船舶及び備蓄資機材一覧表>

<資料編6-4 巡視船艇、航空機一覧表>

<資料編6-6 曳舟の状況>

<資料編9-5 独立行政法人海上災害防止センター保有船舶及び保有資材一覧表>

<資料編9-6 (株)ダイトコーポレーション千葉支店保有船舶及び保有資機材一覧表>

【別表】

1 配備基準

		海上事故
(第1・第2配備)	設置する本部	海上事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※本部長が必要と認めたとき設置
	配備基準	海上事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 水産課 漁港課 港湾課 病院局経営管理課 出先機関（関係各部局等において必要と認めるとき） 地域振興事務所地域振興課 健康福祉センター（保健所） 水産事務所 漁港事務所 港湾事務所 その他 必要に応じて部局内等で増強する
(本部第1〜本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事）
	配備基準	海上事故により重大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 第2配備に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 漁業資源課 県土整備政策課 出納局 水道局計画課 企業庁企業総務課 教育庁学校安全保健課 出先機関 第2配備と同じ 必要に応じて関係機関で増強する
<p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 		
<p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第2章 航空機事故災害対策

県（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、警察本部）

第1節 基本方針

本章は、成田国際空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定めるものとする。

なお、海上遭難の場合は、前章「海上事故災害対策」に準ずる。

防災関係機関

発災時には災害原因者である航空事業者、東京航空局成田空港事務所、成田国際空港株、県、関係市町村等別表1の機関（以下、一括して「関係機関」という。）が相互に協力して総合的な対応を図る。

※ 成田国際空港消防相互応援協定団体

成田市（神崎町含む）、香取広域市町村圏事務組合（香取市、多古町、東庄町）、佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）、山武郡市広域行政組合（東金市、山武市、大網白里町、九十九里町、芝山町）、匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）、栄町、富里市、四街道市、印西地区消防組合（印西市、白井市）及び成田国際空港株

<資料編1-12-35 成田国際空港消防相互応援協定>

<資料編9-7 成田国際空港株の消防力>

<資料編9-8 成田市及び成田国際空港周辺市町村の消防力>

<資料編9-9 成田国際空港の概要>

第2節 予防計画

- 1 情報の収集・連絡体制の整備
関係機関はそれぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集、連絡体制を整備する。
- 2 協力・応援体制の整備
関係機関は相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。
- 3 消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄
関係機関は発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。
 <資料編9-7 成田国際空港の消防力>
 <資料編9-8 成田市及び成田国際空港周辺市町村の消防力>
- 4 防災訓練
関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

第3節 応急対策計画

航空機災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

1 県の応急活動体制

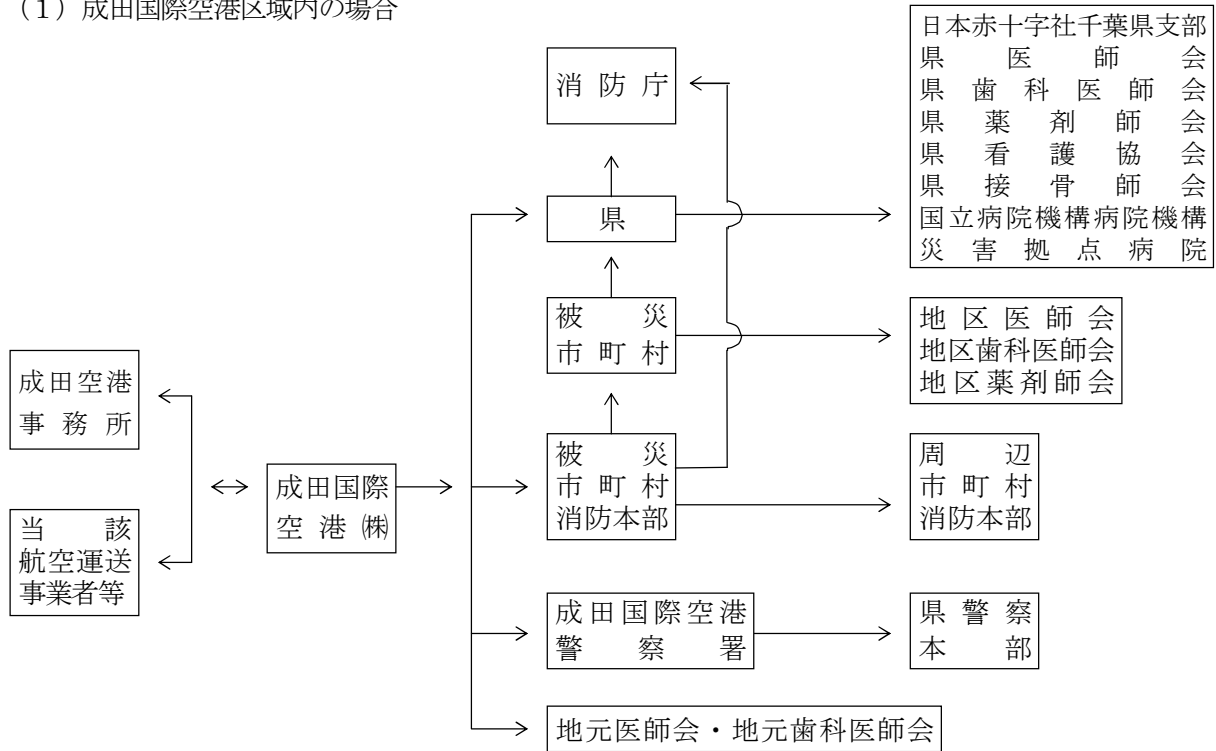
県における配備基準は、別表2のとおりとする。

2 情報の収集

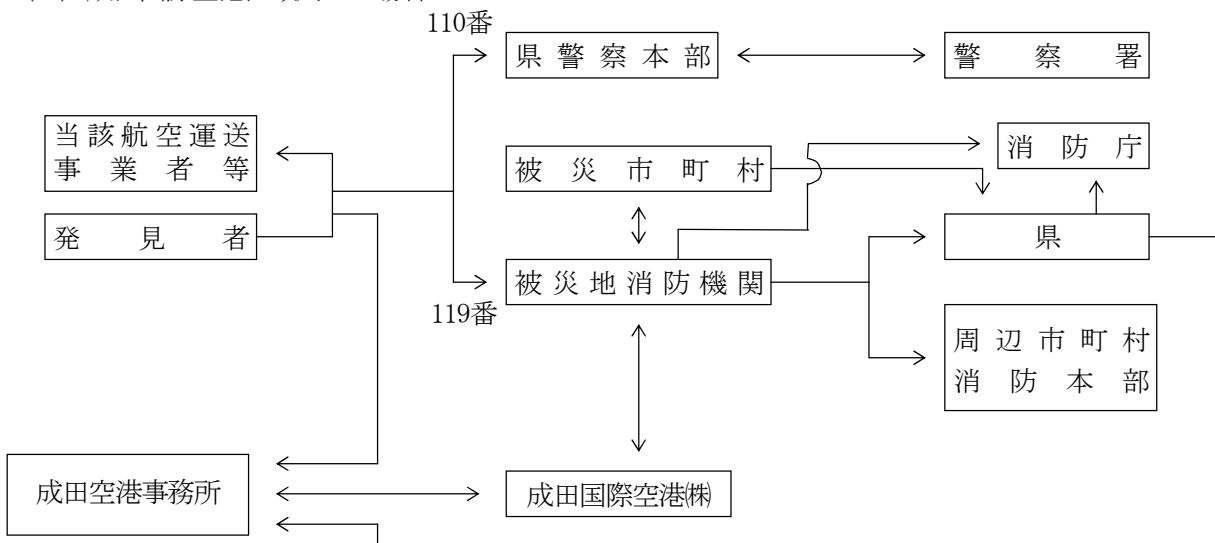
初動体制を早期に確立するため、関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

◎情報受伝達ルート

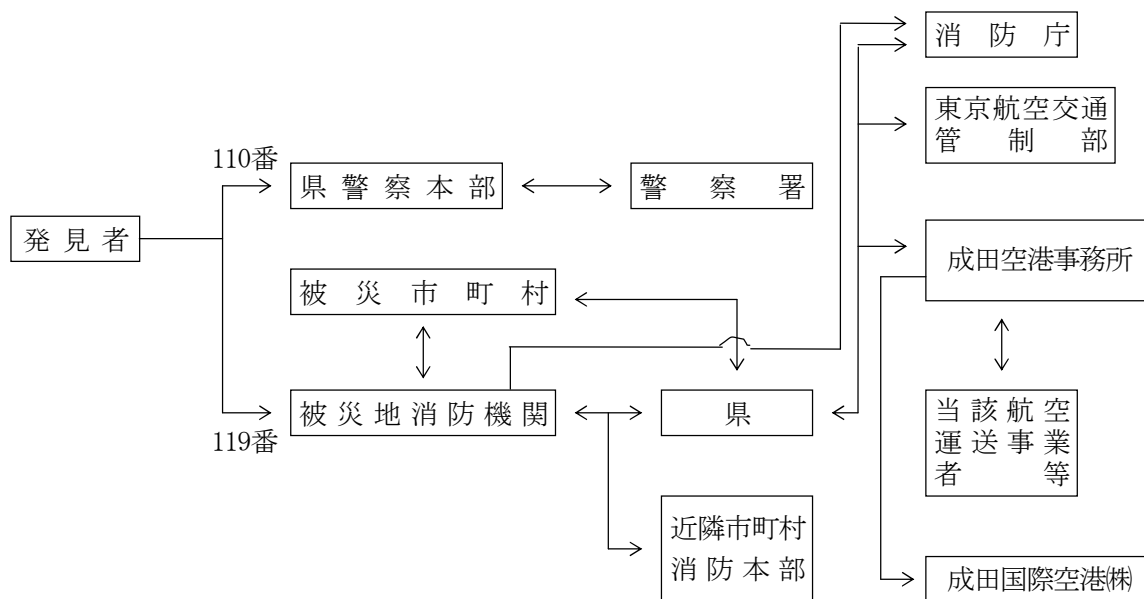
(1) 成田国際空港区域内の場合



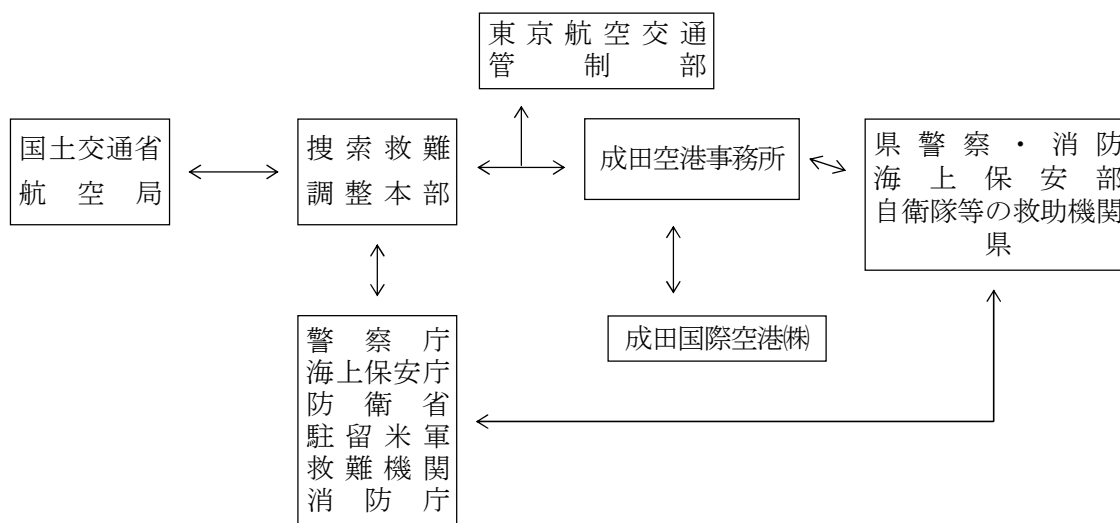
(2) 成田国際空港区域周辺の場合



(3) その他の地域の場合
 ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明確な場合 (遭難機の搜索)



(注) 搜索救難調整本部は、通常、東京空港事務所 (羽田) に設けられる。

3 応急対策

関係機関は、航空機事故が発生した際、次の対応をとる。

成田空港事務所及び成田国際空港(株)は、関係機関の連絡調整を行う。

(1) 捜索救難活動

国土交通省が中心となって実施する。防衛省、警察庁、消防庁及び海上保安庁がこれに協力する。

(2) 消防活動

ア 成田国際空港区域内で災害が発生した場合

(ア) 実施機関

成田国際空港(株)、被災市町村、被災市町村消防機関

(イ) 協力機関

成田国際空港周辺の市町村消防機関、県警察

イ 成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合

(ア) 実施機関

被災市町村、被災市町村消防機関

(イ) 協力機関

周辺の市町村消防機関、成田国際空港(株)、県警察

ウ その他の地域で災害が発生した場合

(ア) 実施機関

被災市町村、被災市町村消防機関

(イ) 協力機関

近隣市町村消防機関、県警察

エ 実施内容

(ア) 航空機災害に係る火災が発生した場合、それぞれの実施機関は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

(イ) 航空機災害に係る火災が発生した場合、被災市町村長及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

(ウ) 災害の規模等が大きく、被災市町村消防機関限りでは対処できないと思われる場合は、周辺の市町村消防機関等に応援を求めるものとする。

(3) 救出救護活動

ア 成田国際空港区域内で災害が発生した場合

(ア) 実施機関

成田国際空港(株)、当該航空運送事業者、被災市町村、被災市町村消防機関、県警察、千葉県

(イ) 協力機関

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県接骨師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、成田国際空港周辺の市町村消防機関

イ 成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合

(ア) 実施機関

当該航空運送事業者、被災市町村、被災市町村消防機関、県警察、千葉県

(イ) 協力機関

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県接骨師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、被災地の近隣市町村消防機関、成田国際空港(株)

ウ その他の地域で災害が発生した場合

(ア) 実施機関

当該航空運送事業者、被災市町村、被災市町村消防機関、県警察、千葉県

(イ) 協力機関

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県接骨師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、被災の近隣市町村消防機関

エ 実施内容

航空機の乗客及び被災地域住民等の救出、救護、収容等を行う場合は、次により実施する。

(ア) 救出班の派遣

実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

(イ) 医療チームの派遣

負傷者の救護は、日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する医療チームの派遣を受けて、応急措置を施した後、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

なお、協力機関が編成する医療チームは、地震・津波編第3章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」に定めるものとする。

(ウ) 救護所の開設

重軽傷者の救護は、成田国際空港内である場合については成田国際空港内に、成田国際空港以外の地域である場合については、原則として被災市町村に応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

(4) 救急、搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

(5) 死体の収容

成田国際空港区域内の場合は、当該航空運送事業者が成田市及び成田国際空港(株)と協議のうえ、空港以外の場合には原則として被災市町村が、死体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。

死体の収容、埋葬に係る実施事項は、地震・津波編第3章第13節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」に定めるものとする。

(6) 交通規制

県警察は、成田国際空港に通じる道路及び成田国際空港周辺道路又は被災地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

(7) 広 報

ア 実施機関

成田国際空港区域内及びその周辺で災害が発生した場合は、国土交通省航空局（成田空港事務所含む）、成田国際空港(株)、当該航空運送事業者、被災市町村及び県警察等が実施する。

その他の地域の場合は、国土交通省航空局（成田空港事務所含む）、当該航空運送事業者、被災市町村及び県警察等が実施する。

イ 実施内容

災害応急対策実施の理解を求めため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地元住民、旅客、送迎者及び地域住民等に対して次のとおり広報を行う。

(ア) 市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し

(イ) 避難の指示、勧告及び避難先の指示

(ウ) 地域住民等への協力依頼

(エ) そのほか必要な事項

(8) 防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、

地震・津波編第3章第13節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」に定めることにより、的確に応急対策を講ずることとし、事故現場の清掃については、成田国際空港区域内の場合は成田国際空港(株)が、その他の場合は地震・津波編第3章第13節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」の定めるところにより、応急対策を講ずることとする。

4 応援体制

被災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の主な応援事項は以下として、臨機応変に対応することとする。

当該航空運送事業者等	人員及び物資の派遣及び調達
発災地以外の市町村、消防機関、 県警察	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、 応援市町村間の調整、応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人員及び物資の派遣及び調達
成田空港事務所	必要な場合の自衛隊への災害派遣要請
原因者以外の航空事業者	人員及び物資の派遣及び調達
成田国際空港(株)	人員及び物資の派遣及び調達

【別表1】 防災関係機関

機関名等
航空事業者（災害原因者）
国土交通省東京航空局成田空港事務所
捜索救難調整本部（東京航空事務所）
東京航空交通管制部
成田国際空港㈱
千葉県
市町村
警察庁
千葉県警察本部
千葉県成田国際空港警察署
警察署
海上保安庁
千葉県海上保安部
銚子海上保安部
防衛省
陸上自衛隊第1空挺団
駐留米軍
総務省消防庁
消防（局）本部
（社）千葉県医師会
地区医師会
（社）千葉県歯科医師会
地区歯科医師会
（社）千葉県薬剤師会
地区薬剤師会
日本赤十字社千葉県支部
日本赤十字社地区・分区
東日本電信電話㈱千葉支店
㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店
KDDI ㈱
東京電力㈱千葉支店

【別表2】

1 配備基準

		航空機事故
(第1・第2配備)	設置する本部	航空機事故応急対策本部(本部長:防災対策管理部長) ※本部長が必要と認めたとき設置
	配備基準	航空機事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 危機管理課 防災計画課 消防課 空港地域振興課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課 出先機関 (関係各部局等において必要と認めるとき) 地域振興事務所地域振興課 健康福祉センター (保健所) その他 必要に応じて部局内等で増強する
(本部第1〜本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部 (本部長:知事)
	配備基準	航空機事故により重大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 第2配備に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 水道局計画課 企業庁企業総務課 教育庁学校安全保健課 出先機関 第2配備と同じ 必要に応じて関係機関で増強する
<p>※配備の特例措置</p> <p>1 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</p> <p>2 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。</p>		
<p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第3章 鉄道事故災害対策

県（総合企画部、防災危機管理部、警察本部）

第1節 基本方針

本章は、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

鉄軌道事業者（19事業者）

東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）、京成電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社、東武鉄道株式会社、小湊鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、京葉臨海鉄道株式会社、北総鉄道株式会社、流鉄株式会社、銚子電気鉄道株式会社、千葉都市モノレール株式会社、いすみ鉄道株式会社、東葉高速鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（関東支社）、東京都交通局、芝山鉄道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社、山万株式会社、株式会社舞浜リゾートライン

第2節 予防計画

1 各事業者による予防対策

鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものである。

2 行政等による予防対策

- (1) 国、公共機関、地方公共団体及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- (2) 国及び地方公共団体は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、県民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。
- (3) 国、地方公共団体、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第3節 応急・復旧計画

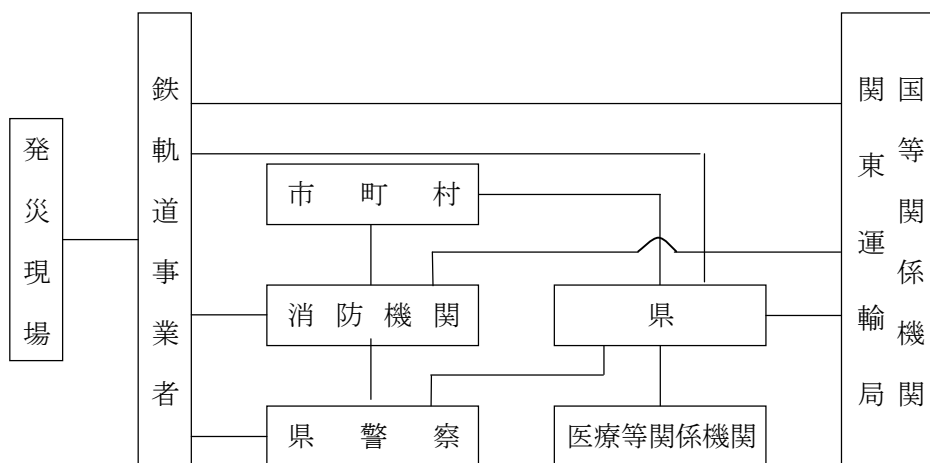
1 行政等による応急活動体制

県及び市町村は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。なお、県における配備基準は別表のとおりとする。

2 情報収集・伝達体制

鉄道事故情報等の連絡

鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。



関係機関連絡先

関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
総務部課 総務課	—	—	045-211-7269	045-212-2017

※ 鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は関東運輸局鉄道部安全指導課。
(NTT電話：045-211-7240)

鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
東日本旅客鉄道(株)千葉支社	運輸部指令	640	640	043-225-9857	043-225-4886
京成電鉄(株)	運輸指令室	641-721	641-722	03-3607-1143	03-3607-1198
新京成電鉄(株)	運輸指令所	643-721	643-722	047-386-1852	047-386-1853
東武鉄道(株)	運行管理所	642-721	642-722	048-760-0313	048-760-0318
小湊鉄道(株)	鉄道部	644-721,723	644-722	0436-21-6771	0436-22-7670
北総鉄道(株)	運輸指令所 安全推進担当	500-9761 -	500-9762 -	047-446-0326 047-445-3611	047-446-0500 047-446-3767

鉄軌道事業者	防災担当課	NTT電話	鉄軌道事業者	防災担当課	NTT電話
東京地下鉄(株)	総合指令所	03-5395-1162	東葉高速鉄道(株)	安全防災課	047-458-0039
京葉臨海鉄道(株)	運輸グループ	043-265-2530	日本貨物鉄道(株) (関東支社)	総務部	03-3239-9282
流鉄(株)	鉄道部	04-7158-0117	東京都交通局	運転課係 保安係	03-5320-6082
銚子電気鉄道(株)	運輸課	0479-22-0316	芝山鉄道(株)	総務部	0479-78-1141
千葉都市モノレール(株)	運転課	043-287-8210	首都圏新都市鉄道(株)	管理課	03-3839-7352
いすみ鉄道(株)	鉄道部	0470-82-2161	山万(株)	鉄道事業部	043-487-5036
			(株)舞浜リゾートライン	トランジット部 トランジット グループ	047-305-2409

3 相互協力・派遣要請計画

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。
- (2) 県及び市町村等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- (3) 県は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。また、市町村は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

4 消防活動

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。
- (2) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

5 救助・救急計画

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。
- (2) 国及び地方公共団体は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- (3) 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。


6 交通規制

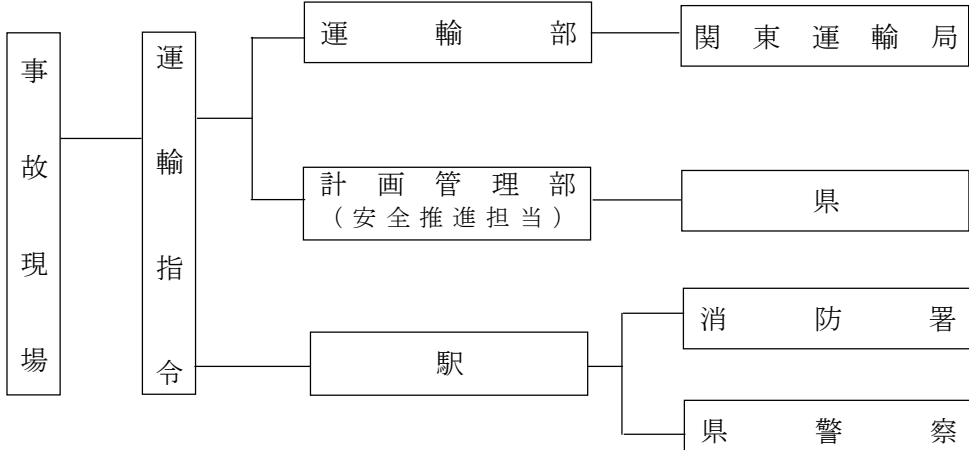
県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図る。

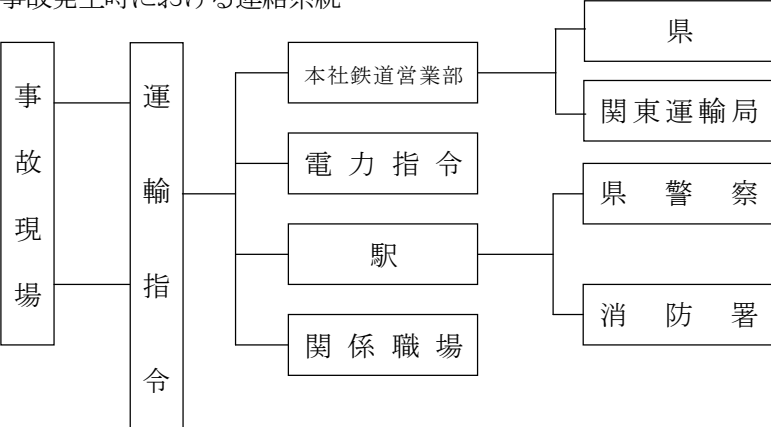
7 避難計画

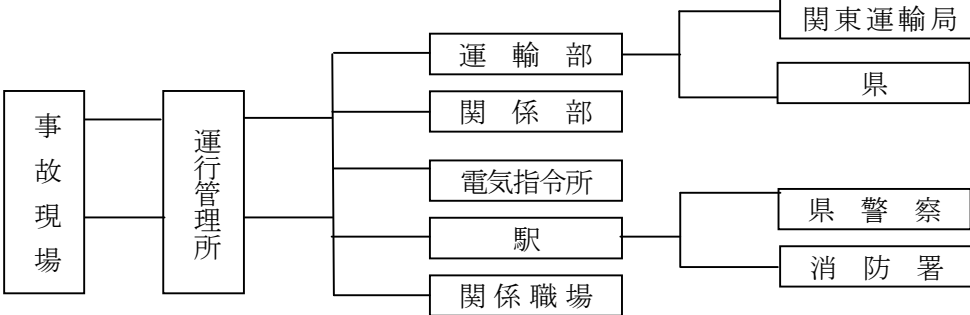
- (1) 発災時には、市町村及び県警察等は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- (3) 市町村等は、必要に応じて避難所を開設する。

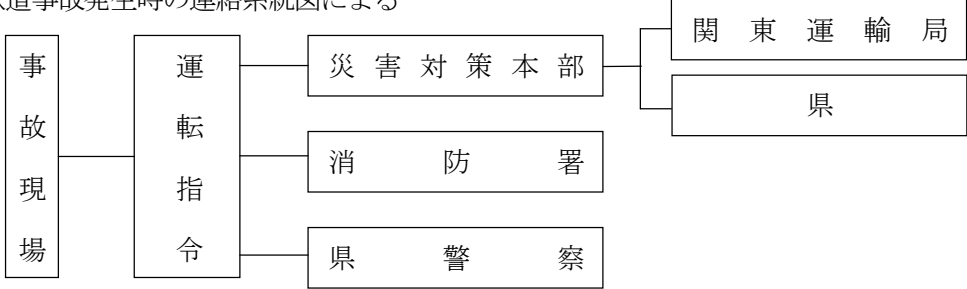
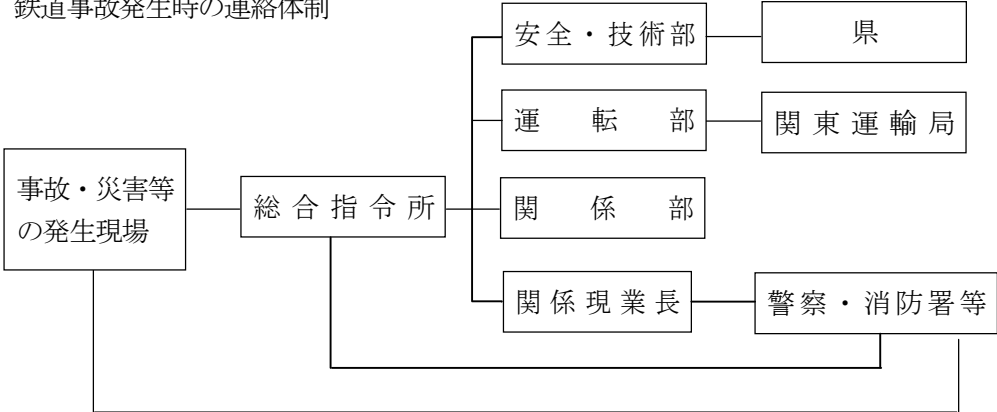
8 各事業者による応急・復旧対策

事業者	概 要
<p>東日本旅客 鉄 道 (株) 千 葉 支 社</p>	<p>[応急・復旧対策] 旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。</p> <p>(1) 災害対策本部の設置 災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に現地災害対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 自衛消防隊 自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。</p> <p>(3) 救 護 千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡 【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸部指令] B --- C[千葉支社(総務部)] B --- D[市町村消防機関] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] C --- G[県] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。</p>

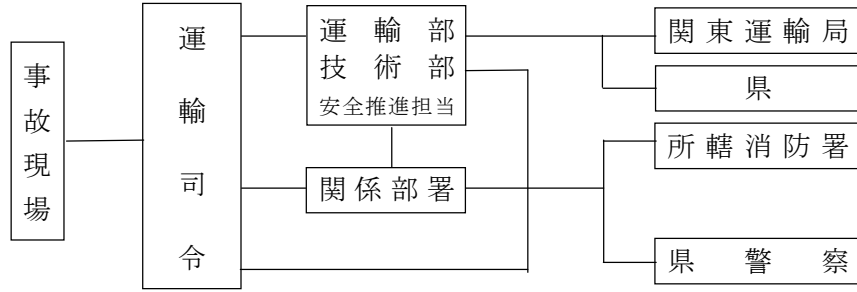

事業者	概要
京成電鉄株	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>列車事故により多数の死傷者が発生、若しくは大規模事故災害が発生した場合は、災害対策規則に基づき、災害対策本部・現地对策本部を設置し、災害対策の迅速かつ的確な実施を図る。</p> <p>(1) 被害状況等の調査報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 利用者の被害状況の把握 イ 施設・設備等の被害及び復旧状況 ウ その他災害に関する情報 <p>(2) 救護活動</p> <p>事故発生時には、駅係員、乗務員が救急・救護活動に当たるとともに、災害対策規則に基づき、対策本部に救護班を編成し救護活動にあたる。</p> <p>(3) 広報活動の実施</p> <p>列車内、駅での広報及びテレビ・ラジオ等報道機関を通じて利用者への広報活動に万全を期す。</p> <p>(4) 大規模事故災害が発生した場合における情報連絡体制 鉄道事故発生時の緊急連絡体制</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸指令] B --- C[運輸部] B --- D["計画管理部 (安全推進担当)"] B --- E[駅] C --- F[関東運輸局] D --- G[県] E --- H[消防署] E --- I[県警察] </pre> <p>(5) 大規模事故発生時の動員体制</p> <p>大規模な鉄道事故災害が発生した場合、非常動員体制により各職場へ非常召集を指示する。</p>

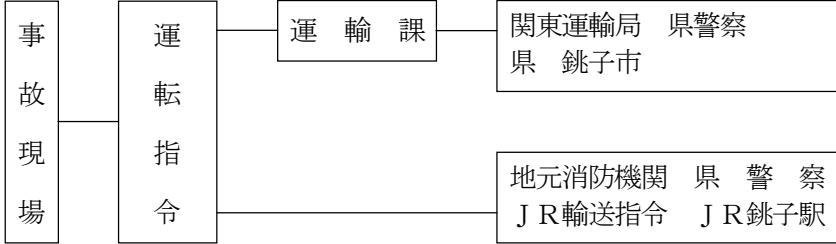
事業者	概要
新 京 成 電 鉄 (株)	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>事故が発生した場合は、運転事故応急処置心得に定めるところにより、死傷者の救護を最優先とし、続発事故の防止に万全の措置を講ずるとともにその応急措置及び復旧については最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確にこれを行い、事故の影響を最小限にとどめ本線の早期開通に努める。</p> <p>事故対策本部の設置</p> <p>事故により社会・人心に重大な影響を及ぼすような事故が発生した場合は、異常時対策規則の定めるところにより、その予防、拡大の防止、応急対策、復旧及び救急について必要な体制を確立し、運輸事業の社会的使命の達成を図るため「事故対策本部」を本社に設置する。</p> <p>ただし、状況に応じて現地に「復旧対策本部」を設置する。</p> <p>[情報連絡体制]</p> <p>事故発生時における連絡系統</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸指令] B --- C[本社鉄道営業部] B --- D[電力指令] B --- E[駅] B --- F[関係職場] C --- G[県] C --- H[関東運輸局] E --- I[県警察] E --- J[消防署] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局・県警察及び市町村の消防機関に連絡する。</p>

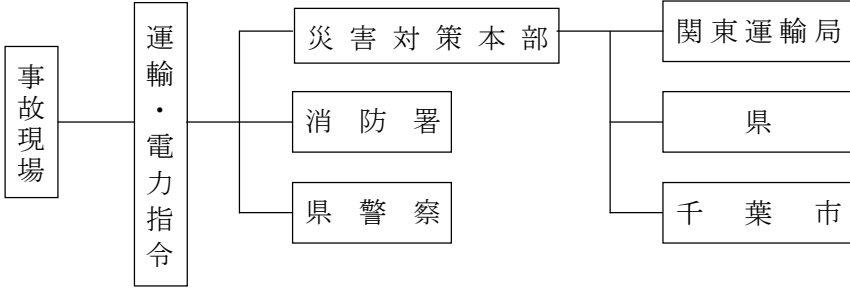
事業者	概要
東武鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策] 列車の衝突・脱線等の事故により多数の死傷者が発生（発生が見込まれる）場合、又は、社会的に影響度が高い事故等の時、関係乗務員、駅係員は、沈着冷静な判断と、臨機な処置をとり「運転取扱実施基準」「災害対策規程」「鉄道事業本部 事故・災害等対策規程」「鉄道事業本部防災規程」「鉄道運転事故応急処理手続」に定めるところにより、乗客の安全確保を第一とし、負傷者が発生した場合は、協力して救出・救護等適切機敏な処置をとり。</p> <p>災害の発生に際し、的確な処置を行うため、社内及び関係他機関と密接な情報連絡をとり、情報の収集に努めるとともに復旧の迅速、適切化を図る。</p> <p>[災害時の活動組織の編成計画] a 災害対策本部 大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、鉄道事業本部長を対策本部長として、本社内に災害対策本部を設置する。 b 現地対策本部 特に大きな災害が発生した現場には、必要により現地対策本部を設置する。 c 災害対策総本部 aの鉄道事業本部における災害対策本部によりがたい重大な事象が発生した場合等は、社長を総本部長として、本社に災害対策総本部を設置する。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡 【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運行管理所] B --- C[運輸部] B --- D[関係部] B --- E[電気指令所] B --- F[駅] B --- G[関係職場] C --- H[関東運輸局] C --- I[県] D --- H D --- I F --- J[県警察] F --- K[消防署] G --- J G --- K </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。</p>

事業者	概要
小湊鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策] 列車の走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、その状況を沈着冷静に判断し、運転司令にその旨緊急報告するとともに、二次災害の発生に十分注意して負傷者の救出に全力を尽くす。 また、運転司令及び関係乗務員は災害対策要綱に基づき、事故災害の発生状況の周知及び旅客への協力依頼、その他救出避難誘導・情報伝達等の適切な措置をとる。</p> <p>災害対策本部の設置 鉄道の運転に支障となる重大な災害が発生した場合は、本社内に事故災害対策本部、災害現場には復旧本部を設置し、各関係者は相互に協力して早期復旧及び二次災害の防止に努める。対策本部長は、取締役社長が担当する。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡 鉄道事故発生時の連絡系統図による</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --> B[運転指令] B --> C[災害対策本部] B --> D[消防署] B --> E[県警察] C --> F[関東運輸局] C --> G[県] </pre>
東京地下鉄(株)	<p>[応急・復旧対策] 重大な事故・災害等が発生した場合、非常体制を発令し、社員は互いに協力し、旅客及び社員の安全確保を第一の使命として、①人命救助及び避難誘導、②二次災害及び付帯事故の防止、③連絡及び通報等の事項を重点に最良と思われる方法で行動する。</p> <p>対策本部の設置 事故・災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合は「事故・災害等対策規程」に基づき、非常体制を発令し、事故・災害等の発生場所に現地対策本部を設置するとともに、本社に対策本部を設置し、適切な処置を講じる。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故発生時の連絡体制</p>  <pre> graph LR A[事故・災害等の発生現場] --> B[総合指令所] B --> C[安全・技術部] B --> D[運転部] B --> E[関係部] B --> F[関係現業長] C --> G[県] D --> H[関東運輸局] F --> I[警察・消防署等] </pre>

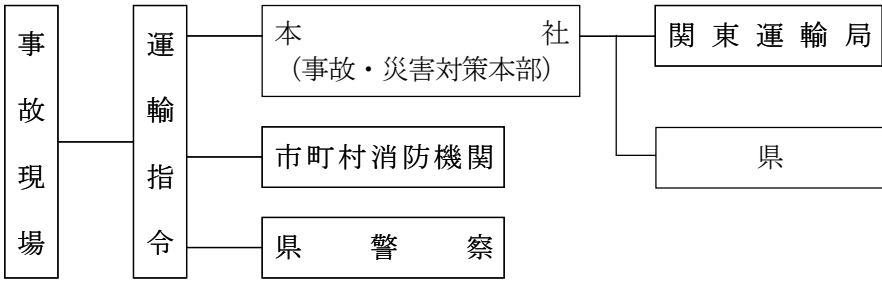
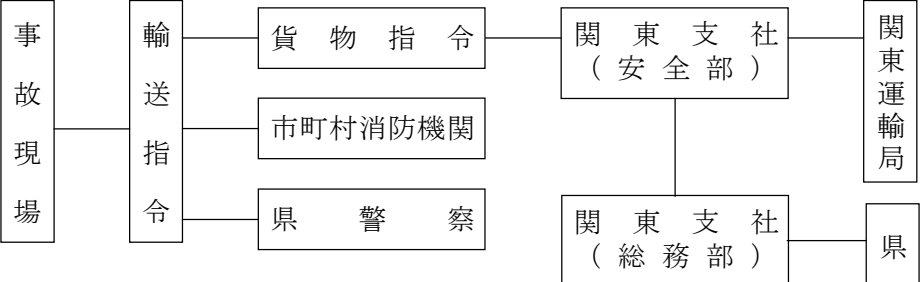
事業者	概要
京葉臨海鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>列車の運転中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「運転事故応急復旧処理手続」に定めるところにより、事故災害の概況について、千葉貨物駅指令長に報告する。また、報告を受けた指令長は、災害情報の伝達等の適切な処置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>事故又は災害の発生により輸送に著しく支障の生じる場合は、本社に災害対策本部を設置するとともに、鉄道部運輸グループ(千葉貨物駅)に現地災害対策本部を設置し、復旧要員を指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 自衛消防隊</p> <p>事故又は災害時に火災が発生した場合は、「防災規程」に定めるところにより、自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、現地対策本部長又は駅区長の指揮により、初期消火作業を行う。</p> <p>[情報連絡体制]</p> <p>事故発生時の連絡</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p> <pre> graph LR A[事故現場] --- B[千葉貨物 駅指令長] B --- C[鉄道部 (運輸グループ)] C --- D[関係部署] C --- E[関東運輸局] C --- F[県] D --- G[所轄消防署 (出張所含む)] D --- H[県警察] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び所轄消防署に連絡する。</p>

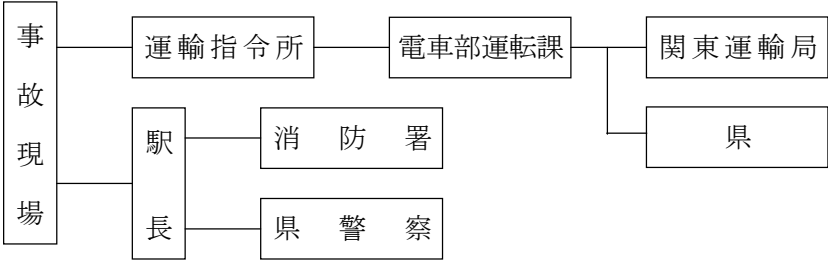
事業者	概要
北総鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策] 鉄道事故が発生した場合は、「異常時対策規則」の定めに基づき、旅客の救出救護、避難誘導、災害情報の伝達並びに復旧等に関し、迅速的確な措置をとる。</p> <p>事故復旧対策本部の設置 運転事故復旧対策本部設置基準に基づき、対策本部を設置し、直ちに対策要員を指揮して応急措置、救護、早期復旧を図る。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故が発生した場合は、事故概況、復旧見込み、列車運転状況及び輸送対策等を関係箇所に連絡する。</p> <p>【鉄道事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸司令] B --- C[運輸部] B --- D[関係部署] C --- E[関東運輸局] C --- F[県] C --- G[所轄消防署] C --- H[県警察] D --- H </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び消防署に連絡する。</p>
流鉄(株)	<p>[応急・復旧対策] (1) 列車走行中に事故災害が発生した場合は、乗務員は冷静に状況を判断し、旅客への災害概況の周知、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。 (2) 公設消防隊の到着するまで、駅長の指揮により消火器等により初期消火作業を行う。 (3) 災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、災害対策本部を設置し、早期復旧を図る。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運転司令] B --- C[本社(鉄道部)] B --- D[市消防機関] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] C --- G[県] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び市の消防機関に連絡する。</p>

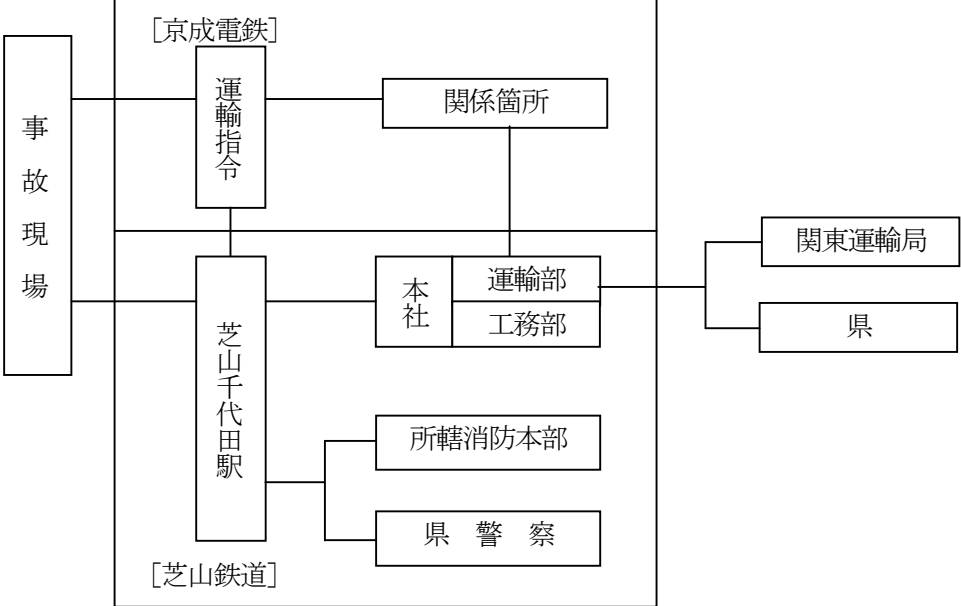
事業者	概 要
銚子電気鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>列車走行中に事故災害が発生した場合には、乗務員は運転取扱心得の定めに従い、冷静に状況を判断し、旅客の安全を第一に行動するものとする。</p> <p>また、旅客への状況説明及び関係各所へ速やかに通報し、避難誘導及び的確な災害情報の伝達等の措置をとる。</p> <p>(1) 列車無線網の確立 災害復旧対策を優先させるため、列車無線の使用を制限し、的確な通報体制の確立を行う。</p> <p>(2) 事故対策本部の設置 事故災害の発生により輸送に著しく支障を生じる場合、本社内に事故対策本部及び現地対策本部を設置し、円滑に事故の処理を行い、早期復旧に努める。</p> <p>(3) 緊急出動体制 事故災害の発生により復旧のための要員確保が必要な場合、緊急連絡網により社員（非番・公休者）の非常召集を行う。</p> <p>[情報連絡体制]</p> <p>鉄道事故情報等の連絡体制</p>  <pre> graph TD A[事故現場] --> B[運転指令] B --> C[運輸課] C --> D[関東運輸局 県警察 県 銚子市] C --> E[地元消防機関 県警察 JR輸送指令 JR銚子駅] </pre> <p>大規模な事故災害が発生した場合には、関東運輸局並びに県警察と連絡運輸機関であるJR輸送指令へ連絡する。</p>

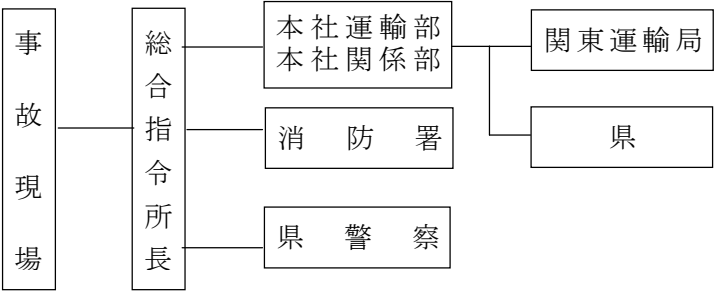
事業者	概要
千葉都市モノレール(株)	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>旅客車走行中に事故災害が発生した場合、関係社員は状況を的確に判断して以下の応急的処置等の対策を講じることで、乗客等の安全確保、早期復旧に努める。</p> <p>(1) 乗客の安全誘導</p> <p>当社は車両が懸垂式であるため、空中の駅間で車両が停止した場合に短時間で停止車両から乗客を解放すべく努める。</p> <p>ア 自力走行（故障車両）での最寄り駅への避難</p> <p>イ 救援列車を使用した救助</p> <p>(ア) 救援列車による牽引、救助</p> <p>(イ) 縦取り装置による救助</p> <p>(ウ) 横取り装置による救助</p> <p>ウ 下取り装置による救助</p> <p>(2) 社員による軌道桁点検（地震の場合は全線）</p> <p>(3) 災害対策本部の設置</p> <p>千葉県・千葉市等、関係機関及び災害現場との的確な情報交換、情報分析を行い、利用者等の安全確保、運行の早期復旧に向けた対応策を策定し実施に移すべく災害対策本部を設置する。</p> <p>[情報連絡体制]</p> <p>鉄道事故情報等の連絡</p> <p>事故発生時の連絡系統図</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸・電力指令] B --- C[災害対策本部] B --- D[消防署] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] C --- G[県] C --- H[千葉市] </pre>

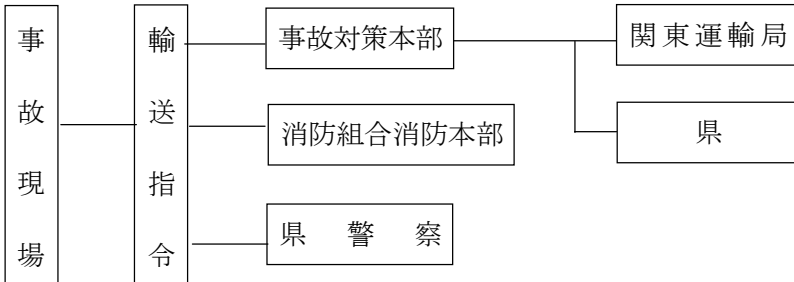
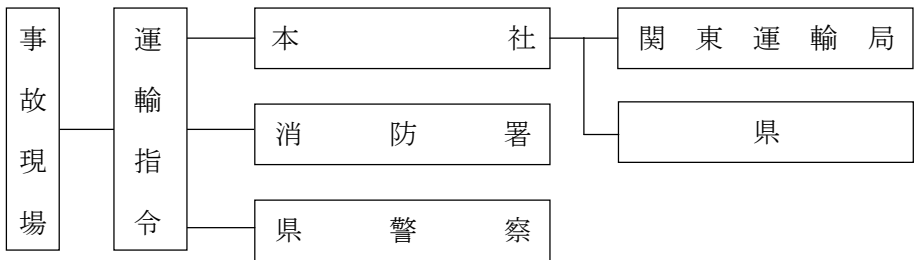
事業者	概 要
い す み 鉄 道 (株)	<p>[応急・復旧対策] 旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は冷静に状況を判断し、「運転取扱心得」に定めるところにより、旅客の安全確保等所要の措置を講ずる。</p> <p>(1) 対策・復旧本部の設置 災害時における対策及び復旧、救護を円滑に行うため本社内に災害対策本部、災害現場に事故復旧本部を設置し、早期復旧を図る。</p> <p>(2) 部外応援・協力関係 部外応援・協力が必要なときは、本部長の指示を受けて行う。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡</p> <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運転指令] B --- C[本社 (災害対策本部)] B --- D[消防署] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] C --- G[県、関係市町] </pre> <p>【鉄道事故発生時の連絡体制】 大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。</p>

事業者	概要
東葉高速鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策] 列車走行中に災害及び事故が発生した場合は、関係社員は「事故・災害対策規程」に定めるところにより、その予防、拡大の防止、応急対策、復旧、救護を行うとともに、避難誘導及び災害・事故情報の伝達等の適切な措置をとる。</p> <p>(1) 事故・災害対策本部の設置 災害及び事故の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、本社内に事故・災害対策本部、現地に復旧対策本部を設置し、対策要員を指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 自衛消防隊 自衛消防隊は、消防機関が到着するまで、当務責任者の指揮により旅客の安全を図り、消火器等により初期消火作業を行う。</p> <p>(3) 救護 事故・災害対策本部長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「事故・災害対策規程」の定めるところにより、現地復旧対策本部救護班を待機させ、出動要請に備えておく。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道の事故発生時の連絡系統図</p>  <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。</p>
日本貨物鉄道(株) 関東支社	<p>[応急・復旧対策] (1) 貨物列車走行中に事故災害が発生した場合は、状況を把握し輸送指令に報告する。 また、危険物を輸送していた場合は「化成品貨物異常時応急処理ハンドブック」に定めるところにより、適切な措置をとる。</p> <p>(2) 災害が発生した場合においては、当該災害の規模その他の状況により、災害対策本部を設置し、災害応急対策及び災害復旧を図る。</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p> 

事業者	概 要
東京都 交通局	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>列車の衝突・脱線等の事故により多数の死傷者が発生（発生が見込まれる）した場合、又は、社会的に影響度が高い事故等の大規模事故災害における応急・復旧対策</p> <p>(1) 事故等が発生した場合又は発生が予想される場合は、次により処置する。</p> <p>ア 事故等が発生した場合</p> <p>(ア) 当事者又は発見者は、状況を冷静に判断し、直ちに最善と認められる臨機の処置をとる。ただし、運輸指令所長又は所属長から指示があるときは、その指示による。</p> <p>(イ) 運輸指令所長は、「緊急事態発生」の指令を各事業所の長に出す。また、事故復旧本部を設置したときは、その旨を関係先に通報する。</p> <p>(ウ) 両線を支障したときの復旧作業は、いずれか一方の線路の復旧を優先する。</p> <p>イ 事故等の発生が予想される場合</p> <p>(ア) 各事業所の長は、気象状況、その他情報等を考慮して、自主的に所属係員を出動させ、災害等の防止措置を講じる。</p> <p>(イ) 各事業所の長は、運輸指令所長から連絡又は出動指令があったときは、直ちに運輸指令所長と打合せをして所属係員を出動させる等の処置を講じる。</p> <p>(2) 所属係員を出動させた場合は、事業所の長は運輸指令所長に状況を逐次通報するとともに緊密な連絡を取る。</p> <p>(3) 各事業所の長は、あらかじめ緊急動員表を作成し、所属係員に周知させ、緊急時の出動に支障のないようにしておく。</p> <p>(4) 各事業所の長は、勤務中の係員だけでは事故等の応急修理、復旧などを行うことが困難と認められるときは、非常召集等の措置をする。</p> <p>[情報連絡体制]</p> <p>大規模事故災害が発生した場合における情報連絡体制 情報連絡体制系統</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸指令所] A --- C[駅長] B --- D[電車部運転課] C --- E[消防署] C --- F[県警察] D --- G[関東運輸局] D --- H[県] </pre>

事業者	概要
芝山鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策] 列車事故により多数の死傷者が発生、若しくは大規模事故災害が発生した場合は、「事故・災害等対策規則」に基づき、対策本部を設置し、災害対策の迅速かつ的確な実施を図る。</p> <p>(1) 被害状況等の調査報告 ア 利用者の被害状況 イ 会社の施設・設備等の被害及び復旧状況 ウ その他災害に関する情報</p> <p>(2) 広報活動の実施 駅等会社施設での広報及びテレビ・ラジオ等報道機関を通じて利用者への広報活動に努める。</p> <p>(3) 救援活動 事故発生時には、駅長が救援活動及び避難誘導に当たるとともに、事故・災害対策規則に基づき、対策本部に救護班を編成し救護活動にあたる。</p> <p>(4) 大規模事故災害が発生した場合における情報連絡体制 鉄道事故発生時の緊急連絡体制</p>  <pre> graph LR Accident[事故現場] --- Keisei[京成電鉄] Accident --- Shizama[芝山千代田駅] subgraph Keisei [京成電鉄] Keisei_TK[運輸指令] Keisei_KK[関係箇所] end subgraph Shizama [芝山鉄道] Shizama_HQ[本社] Shizama_TK[運輸部] Shizama_KK[工務部] Shizama_FF[所轄消防本部] Shizama_PP[県警察] end Keisei_TK --- Keisei_KK Keisei_TK --- Shizama_HQ Keisei_KK --- Shizama_HQ Shizama_HQ --- Keiryu[関東運輸局] Shizama_HQ --- Pref[県] Shizama_HQ --- Shizama_TK Shizama_HQ --- Shizama_KK Shizama_HQ --- Shizama_FF Shizama_HQ --- Shizama_PP </pre> <p>(5) 大規模事故発生時の動員体制 大規模な鉄道事故災害が発生した場合、非常動員体制により非常召集を指示する。</p>

事業者	概 要
<p>首都圏新都市鉄道(株)</p>	<p>[応急・復旧対策] 事故等が発生した場合には、人命の救助を最優先し、負傷者の救出及び避難誘導に最善を尽くし、敏速かつ適切な処理により併発事故を防止し、早期復旧及び輸送の確保を図る。</p> <p>事故対策本部の設置 事故及び輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態が発生した場合は、事故・災害等対策規程に基づき事故対策本部長が本社に事故対策本部、事故発生場所に現地対策本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行なう。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故発生時の連絡系統図 情報連絡体制系統</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[総合指令所長] B --- C[本社運輸部 本社関係部] B --- D[消防署] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] C --- G[県] </pre>

事業者	概要
山万株	<p>[応急・復旧対策] 列車走行中に事故及び災害が発生した場合、関係社員は冷静に状況を判断し、「運転取扱実施基準」及び「運転事故処理手続」に定めるところにより、旅客の安全確保、応急対策等の迅速かつ的確な措置を講ずる。</p> <p>(1) 事故対策・復旧本部の設置 事故等時における対策及び復旧、救護を円滑に行うためにユーカリが丘支店内に事故対策本部、ユーカリが丘線駅務本部内に現地対策本部を設置し、早期復旧を図る。</p> <p>(2) 広報活動の実施 駅等会社施設での広報及びケーブルテレビ等を通じて利用者への広報活動に努める。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡</p>  <p>【鉄道事故発生時の連絡体制】</p> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、警察及び消防機関に連絡する。</p>
株舞浜 リゾート ライン	<p>[応急・復旧対策] 鉄道事故が発生した場合は、旅客の救出救護、避難誘導を最優先に活動するとともに、「事故・災害復旧対策要綱」の規定に基づき、事故・災害復旧対策本部を本社内に設置し、事故復旧・災害対策の迅速かつ的確な実施を図るための態勢をとる。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故発生時における連絡系統</p>  <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県、県警察及び消防署に連絡する。</p>

【別表】

1 配備基準

		鉄道事故
(第1・第2配備)	設置する本部	鉄道事故応急対策本部(本部長:防災対策管理部長) ※本部長が必要と認めたとき設置
	配備基準	鉄道事故により災害が発生した場合で、知事が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 危機管理課 防災計画課 消防課 交通計画課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課
		出先機関 (関係各部局等において必要と認めるとき) 地域振興事務所地域振興課 健康福祉センター (保健所) その他 必要に応じて部局内等で増強する
(本部第1〜本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部 (本部長:知事)
	配備基準	鉄道事故により重大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 第2配備に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 水道局計画課 企業庁企業総務課 教育庁学校安全保健課
		出先機関 第2配備と同じ 必要に応じて関係機関で増強する
<p>※配備の特例措置</p> <p>1 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</p> <p>2 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。</p>		
<p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第4章 道路事故災害対策

県（防災危機管理部、健康福祉部、農林水産部、県土整備部、警察本部）

第1節 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

本章の計画の対象となる道路災害は、トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等とする。

第2節 予防計画

1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講ずるものとする。

(1) 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行うものとする。

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。 危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。 また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。
危険箇所の改修	道路管理者	異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
	県	市町村道の計画、建設及び改良にあたり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 土砂及び高潮災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。
	市町村	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

※ 道路管理者：国土交通省、千葉県、市町村、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、千葉県道路公社、などをいい、機関によっては実施内容のすべてを行うわけではない。（以下本節内において同じ。）

イ 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

(1) 危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

3 東京湾アクアラインの防災対策

東京湾アクアラインの海底トンネル部分は関係法令等により、危険物運搬車両の通行が禁止されるとともに、火災事故に対処するため、通報・警報設備、消火設備及び避難設備等の非常用施設を設置する等の防災対策がなされている。また、災害時に消防機関が使用する床版下トンネル用特殊車両を両サイドの人工島に用意する等の消防力の強化が図られている。

消防活動については、平成9年12月1日に木更津市と川崎市の間で締結された「東京湾アクアライン消防相互応援協定」に基づき、上り線（至川崎）を木更津市消防本部が、下り線（至木更津）を川崎市消防局が担当している。消防活動の習熟を図るため、年1回以上、消防機関、警察機関と合同で防災訓練を実施していく。

＜資料編1-12-8 東京湾アクアラインの消防活動対策に関する協定＞

(1) 東京湾アクアラインの延長等

延 長	15.1km
トンネル部	9.5km
橋 梁 部	4.4km
陸上部分	1.2km

(2) トンネル部における主な防災設備

消火設備	消火器・消火栓	50m毎
	水噴霧設備	5m毎
通報設備	火災感知器	25m毎
	手動通報装置	50m毎
	非常電話	150m毎
監視設備	I T Vカメラ	150m毎
避難設備	車道床版下への避難のための避難口及び避難通路	300m毎

第3節 応急対策計画

1 県の応急活動体制

県における配備基準は別表のとおりとする。

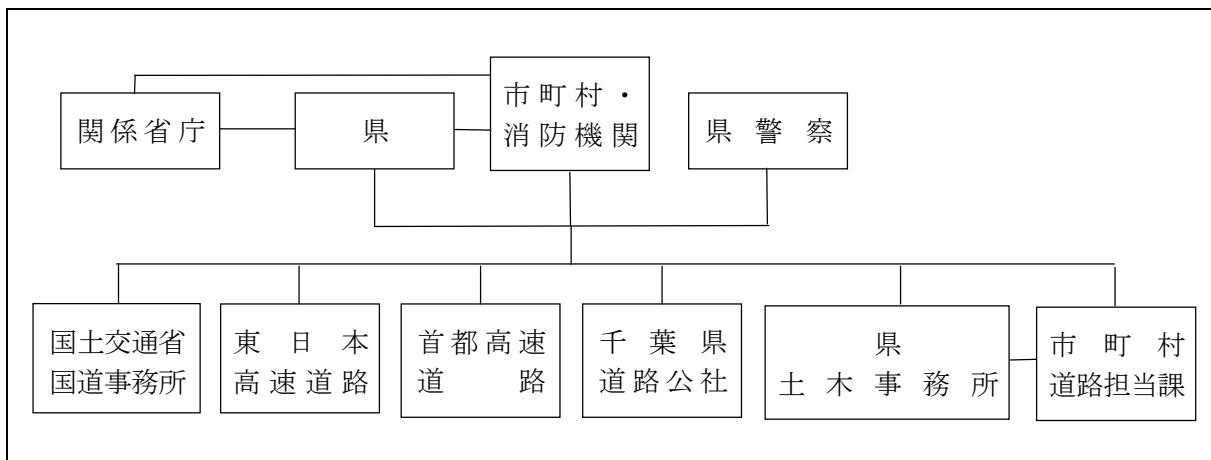
2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

(1) 情報の収集・伝達

ア 関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、消防機関及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告するものとする。

イ 情報連絡系統



(2) 応急活動

ア 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制を執るものとする。また、県及び市町村は必要に応じ災害対策本部等の体制を執るものとする。

イ 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者及び県警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
実施項目	実施者	実施内容
応急活動	県	市町村の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られないおそれがあると認めるときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。 県警察は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。
	市町村	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の応急対策を実施するものとする。

なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」から平成12年3月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」が策定され、迅速な現場処理を推進することとしている。

(1) 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を伝達するものとする。

(2) 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施するものとする。

(3) 交通規制

道路管理者及び県警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

(4) 避難

市町村及び県警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずるものとする。

(5) 広報

市町村及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報するものとする。

※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

*道路の現況

<資料編5-6 道路の路肩決壊及び法面崩落による危険箇所>

<資料編8-15 表1 指定区間及び管理区間延長(国管理分)>

<資料編8-15 表2 橋梁現況調書(国管理分)>

<資料編8-15 表3 トンネル現況調書(国管理分)>

<資料編8-15 表4 道路現況調書(県管理分)>

*事前通行規制区間

<資料編8-15 表6-1 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準>

<資料編8-15 表6-2 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準>

<資料編8-15 表8 異常気象における道路通行規制(通行止)>

*道路防災事業計画

<資料編8-15 表7 道路防災事業計画書>

【別表】

1 配備基準

		道路事故
(第1・第2配備)	設置する本部	道路事故応急対策本部(本部長:防災対策管理部長) ※本部長が必要と認めたとき設置
	配備基準	道路事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 道路環境課 病院局経営管理課
		出先機関(関係各部局等において必要と認めるとき) 地域振興事務所地域振興課 健康福祉センター(保健所) 土木事務所 その他 必要に応じて部局内等で増強する
(本部第1〜本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部(本部長:知事)
	配備基準	道路事故により重大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 第2配備に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 水道局計画課 企業庁企業総務課 教育庁学校安全保健課 出先機関 第2配備と同じ 必要に応じて関係機関で増強する
<p>※配備の特例措置</p> <p>1 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</p> <p>2 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。</p>		
<p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

千葉県地域防災計画

資 料 編

平成24年度修正

千葉県防災会議

千葉県地域防災計画資料編

＝目 次＝

[1] 条例、要綱、協定等

[防災会議関係]

1	千葉県防災会議条例	<資料1-1>	1
2	千葉県防災会議運営要領	<資料1-2>	3
3	千葉県防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について	<資料1-3>	4
4	千葉県防災会議幹事会運営要領	<資料1-4>	5
5	千葉県防災会議対策部会運営要領	<資料1-5>	9
6	地区防災会議設置要綱	<資料1-6>	11

[災害対策本部関係]

1	千葉県災害対策本部条例	<資料1-7>	14
2	千葉県災害対策本部要綱	<資料1-8>	15
3	千葉県応急対策本部設置要綱	<資料1-9>	40
4	千葉県災害復旧対策本部設置要綱	<資料1-10>	52
5	東日本大震災千葉県災害復旧・復興本部要綱	<資料1-11>	54

[応援協定等一覧表]

1	応援協定等一覧表	<資料1-12>	57
---	----------	----------	----

[災害救助法関係]

1	災害救助法の適用基準	<資料1-13>	67
2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表	<資料1-14>	69

[その他]

1	大地震に対する市町村避難対策計画推進要領	<資料1-15>	72
2	火災・災害等即報要領	<資料1-16>	76
3	緊急消防援助隊運用要綱	<資料1-17>	93
4	消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱	<資料1-18>	125
5	首都直下地震対策大綱	<資料1-19>	145
6	災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例	<資料1-20>	171
	災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例施行規則		174
7	沿岸地域における津波警戒の徹底について	<資料1-21>	176
8	災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて	<資料1-22>	180

[2] 防災関係機関一覧表

1	指定行政機関、指定地方行政機関等	<資料2-1>	182
---	------------------	---------	-----

2	指定公共機関	<資料2-2>	184
3	指定地方公共機関	<資料2-3>	185
4	防災関係機関	<資料2-4>	187
5	千葉県	<資料2-5>	188
6	警察	<資料2-6>	191
7	市町村	<資料2-7>	192
8	消防本部	<資料2-8>	194
9	自衛隊	<資料2-9>	196
10	千葉県災害ボランティアセンター連絡会加盟団体	<資料2-10>	196

[3] 災害情報関係

[気象等観測]

1	気象庁観測所一覧表	<資料3-1>	197
2	JR東日本千葉支社雨量観測箇所	<資料3-2>	198
3	千葉県水防テレメータ観測所一覧表	<資料3-3>	200
4	海象観測所一覧表	<資料3-4>	203

[通信]

1	千葉県防災行政無線通信施設	<資料3-5>	204
2	千葉県の無線通信施設（防災行政無線を除く）	<資料3-6>	207
3	警察通信施設	<資料3-7>	211
4	国土交通省関係通信施設	<資料3-8>	212
5	海上保安部通信施設	<資料3-9>	214
6	日本赤十字社通信施設	<資料3-10>	216
7	東京電力(株)通信施設	<資料3-11>	219
8	NHK千葉放送局・東京ガス(株)通信施設	<資料3-12>	221

[システム]

1	千葉県防災情報システム構成概念図	<資料3-13>	223
2	千葉県防災情報システム端末装置設置機関	<資料3-14>	224

[その他]

1	大雨、洪水注意報及び警報基準表	<資料3-15>	225
---	-----------------	----------	-----

[4] 保健・医療関係

1	日本赤十字社千葉県支部災害救護業務組織編成表	<資料4-1>	232
2	救護班	<資料4-2>	233
	(1) 日赤県支部		233
	(2) 千葉県		233
	(3) 県医師会		234
	(4) 県歯科医師会		235
	(5) DMA T		236

3 医薬品等	<資料4-3>	237
(1) 災害用備蓄医薬品等の備蓄場所及び備蓄数量		237
(2) 災害用備蓄医薬品の種類及び数量		237
(3) 応急医療資機材の整備数		239
(4) 応急医療資機材のセット内容及び数量		239
(5) 防疫用薬剤の品名及び数量		240
(6) 日赤千葉県支部の災害救護用資機材整備状況		241

[5] 派遣・輸送・避難関係

1 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等	<資料5-1>	243
2 自衛隊の災害派遣要請の様式	<資料5-2>	254
3 自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書	<資料5-3>	258
4 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表	<資料5-4>	260
5 県有施設ヘリサイン設置場所一覧表	<資料5-5>	272
6 道路の路肩決壊及び法面崩落による危険箇所	<資料5-6>	273
7 各市町村における避難場所・施設の指定状況	<資料5-7>	273
8 緊急用船着場位置図及び緊急用河川敷道路計画図	<資料5-8>	274
(1) 市川緊急用船着場		274
(2) 松戸緊急用船着場		275
(3) 常夜灯公園緊急用船着場		276
9 京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画	<資料5-9>	277
10 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画	<資料5-10>	279
11 津波等に対する船舶対応表	<資料5-11>	281

[6] 施設、航空機、艦艇、資機材、物資

[施設]

1 文化財防災設備設置状況一覧表	<資料6-1>	284
2 火葬場一覧表	<資料6-2>	291

[航空機、艦艇、資機材]

1 県所属船舶及び備蓄資機材一覧表	<資料6-3>	293
2 巡視船艇・航空機一覧表	<資料6-4>	310
3 自衛隊の航空機、施設機材等主要性能一覧表	<資料6-5>	312
4 曳船の状況	<資料6-6>	314
5 県営水道の応急給水・復旧用機材の保有状況	<資料6-7>	315
6 市町村（組合、企業団）営水道給水車両及び機材等の保有資機材	<資料6-8>	318

[物資]

1 災害救助用米穀の引渡要請書等の様式	<資料6-9>	326
2 精米能力調査表	<資料6-10>	331
3 災害救援物資等配付要項（日本赤十字社千葉県支部）	<資料6-11>	332

4	災害復旧用材供給の特例措置	<資料6-12>	343
5	県の備蓄（防災危機管理部）	<資料6-13>	344

[7] ライフライン

1	各ガス会社の施設及び供給状況	<資料7-1>	345
	(1) 東京ガス株式会社		345
	(2) 京葉瓦斯株式会社		347
	(3) 大多喜ガス株式会社		349
	(4) 千葉ガス株式会社		351
	(5) 房州瓦斯株式会社		353
	(6) 京和ガス株式会社		355
	(7) 銚子瓦斯株式会社		357
	(8) 野田ガス株式会社		359
	(9) 角栄ガス株式会社 志津事業所		361
	(10) 東日本ガス株式会社		363
	(11) 日本瓦斯株式会社		365
	(12) 総武ガス株式会社		368
2	県営水道の補給水利の現況	<資料7-2>	370
3	市町村水道等の補給水利の現況	<資料7-3>	371
4	県営水道配水池一覧表	<資料7-4>	378

[8] 災害危険箇所等、対策事業

[ハザードマップ等]

1	揺れやすさマップ	<資料8-1>	379
2	液状化しやすさマップ	<資料8-2>	380

[危険箇所]

1	河川法一・二級河川一覧表	<資料8-3>	382
2	県管理河川等重要水防区域一覧表	<資料8-4>	384
3	海岸法 海岸保全区域一覧表	<資料8-5>	389
4	地すべり防止区域等	<資料8-6>	392
5	急傾斜地崩壊危険区域指定地及び急傾斜地崩壊危険箇所一覧表	<資料8-7>	398
	(1) 急傾斜地崩壊危険区域指定地		398
	(2) 急傾斜地崩壊危険箇所		421
6	土砂災害警戒区域指定地一覧表	<資料8-8>	508
7	土石流危険溪流一覧表	<資料8-9>	572
8	山地災害危険地区市町村一覧表	<資料8-10>	585
9	宅地造成等規制区域一覧表	<資料8-11>	623

[対策事業]

1	国有林内事業計画	<資料8-12>	625
2	溪流又は山地等の砂防に関する事業計画表	<資料8-13>	626

3	河川改修に関する治水事業計画表	<資料8-14>	6 3 9
4	道路、橋梁等の維持管理及び道路災害の事故防止関係表	<資料8-15>	6 4 4
5	高潮対策事業表	<資料8-16>	6 5 1
6	地盤沈下対策事業関係表	<資料8-17>	6 5 4
7	侵食対策事業関係表	<資料8-18>	6 5 5
8	海岸防災林造成事業計画	<資料8-19>	6 5 6
9	地すべり防止事業等の概要	<資料8-20>	6 5 7
10	ため池等災害対策事業	<資料8-21>	6 5 8

[9] 大規模事故対策関係

[放射性物質事故]

1	県内の核燃料物質使用事業所の現状	<資料9-1>	6 5 9
2	県内の核原料物質使用事業所の現状	<資料9-2>	6 5 9
3	県内の放射性同位元素等使用事業所の現状	<資料9-3>	6 5 9
4	近隣地域の原子力施設等（原子力艦含む）の現状	<資料9-4>	6 6 0

[海上災害]

1	独立行政法人海上災害防止センター保有船舶及び保有資材一覧表	<資料9-5>	6 6 1
2	(株)ダイソーコーポレーション千葉支店保有船舶及び保有資機材一覧表	<資料9-6>	6 6 2

[航空機事故]

1	成田国際空港(株)の消防力	<資料9-7>	6 6 4
2	成田市及び成田国際空港周辺市町村の消防力	<資料9-8>	6 6 5
3	成田国際空港の概要	<資料9-9>	6 6 7

[1] 条例・要綱・協定等

[防災会議関係]

1. 千葉県防災会議条例（昭和37年12月10日条例第37号）〈資料1-1〉

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第15条第8項の規定に基づき、千葉県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（委員及び専門委員）

第2条 防災会議の委員の定数は、60人以内とする。

2 県内の市町村の長及び消防機関の長のうちから任命される委員、県内において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中うちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（幹事）

第3条 防災会議に、幹事50人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所轄事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（部会）

第4条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属するべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（防災会議の庶務）

第5条 防災会議の庶務は、規則で定める機関において処理する。

（議事等）

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年7月18日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月23日条例第78号）

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県防災会議委員

会長:千葉県知事

(52名)

関東管区警察局長	千葉県会計管理者
関東財務局千葉財務事務所長	千葉県水道局長
関東信越厚生局長	千葉県企業庁長
関東農政局千葉地域センター長	千葉県病院局長
関東森林管理局長	千葉県市長会長
関東経済産業局総務企画部長	千葉県町村会長
関東東北産業保安監督部長	公益財団法人千葉県消防協会長
関東運輸局長	千葉県消防長会長
成田空港事務所長	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長
千葉海上保安部長	東日本電信電話株式会社千葉支店長
銚子地方気象台長	日本赤十字社千葉県支部事務局長
関東総合通信局無線通信部長	日本放送協会千葉放送局長
千葉労働局長	日本通運株式会社千葉支店長
関東地方整備局長	東京電力株式会社千葉支店長
陸上自衛隊第1空挺団長	千葉県手賀沼土地改良区理事長
千葉県教育委員会教育長	印旛利根川水防事務組合管理者
千葉県警察本部長	京成電鉄株式会社管理部長
千葉県副知事	東京ガス株式会社千葉支社長
千葉県副知事	社団法人千葉県医師会理事
千葉県総務部長	社団法人千葉県歯科医師会会長
千葉県総合企画部長	社団法人千葉県薬剤師会会長
千葉県防災危機管理部長	日本航空株式会社成田空港支店長
千葉県健康福祉部長	成田国際空港株式会社業務推進部門 総合安全推進室長
千葉県環境生活部長	東日本高速道路株式会社関東支社長
千葉県商工労働部長	日本郵便株式会社千葉中央郵便局長
千葉県農林水産部長	
千葉県県土整備部長	

2 千葉県防災会議運営要領<資料1-2>

(目的)

第1条 この要領は、千葉県防災会議条例(昭和37年千葉県条例第37号)第6条の規定に基づき、千葉県防災会議(以下「防災会議」という。)の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員は、防災会議の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

(委任による処理)

第3条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は次の防災会議にこれを報告しなければならない。

(部会)

第4条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会を招集するときは、予め会長にこれを通知しなければならない。

3 部会長は、部会の経過及び結果を防災会議に報告しなければならない。

(幹事会)

第5条 防災会議に幹事会を置く。

2 会長は、必要の都度幹事を招集して事務を処理させることができる。

附 則

この要領は、昭和38年4月1日から施行する。

3 千葉県防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について<資料1-3>

千葉県防災会議運営要領第3条の規定により、次の事項は会長において処理することができる。

- 1 市町村防災会議不設置の協議に関する事。 (法第16条第5項)
- 2 関係行政機関等に対する協力の要求に関する事。 (法第21条)
- 3 市町村防災会議が作成又は修正する市町村地域防災計画の協議に関する事。 (法第42条第4項)
- 4 市町村防災会議の協議会が作成又は修正する市町村相互間地域防災計画の協議に関する事。 (法第44条第3項)
- 5 その他軽易な事項

4 千葉県防災会議幹事会運営要領<資料1-4>

(設置)

第1 千葉県防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務を円滑に遂行するため、千葉県防災会議幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(組織)

第2 幹事会は、会長及び千葉県防災会議条例(昭和37年12月10日条例第37号)第3条に規定する幹事をもって組織する。

(会長)

第3 会長は、防災危機管理部次長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会議を総理し、幹事会を代表する。

(幹事)

第4 幹事は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌事務)

第5 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

1 防災会議の所掌事務に関し、資料の収集、調査及び研究をすること。

2 防災会議に提出する議案に関すること。

3 その他防災会議が必要と認める事項に関すること。

(会議)

第6 幹事会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者をもって議長に充てる。

(特別幹事会)

第7 第5に規定する事項で緊急又は簡易な事項を処理するため、特別幹事会を設置することができる。

2 特別幹事会は、別表第2に掲げる職にある者、その他会長が必要と認めた者をもって構成する。

3 特別幹事会の招集及び会議の議長は、前条の規定に準ずるものとする。

(結果報告)

第8 会議の結果については、特別幹事会は幹事会に、幹事会は防災会議にそれぞれの議長が報告するものとする。

ただし、緊急又は簡易な事項については、防災会議の会長に報告すれば足りるものとする。

(庶務)

第9 幹事会及び特別幹事会の庶務は、防災危機管理部防災計画課において処理する。

附 則

この要領は、昭和46年7月22日から施行する。

附 則

この要領は、昭和54年1月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 7 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 18 年 4 月 14 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

千葉県防災会議幹事

(49名)

役 職 名	役 職 名
関東管区警察局広域調整部 広域調整第二課災害対策官	千葉県健康福祉部健康づくり支援課長
関東管区警察局千葉県情報通信部機動通信課長	千葉県健康福祉部疾病対策課長
関東財務局千葉財務事務所総務課長	千葉県健康福祉部医療整備課長
関東農政局千葉地域センター次長	千葉県環境生活部環境政策課長
関東森林管理局千葉森林管理事務所長	千葉県商工労働部経済政策課長
関東経済産業局総務企画部総務課長	千葉県商工労働部産業振興課長
関東地方整備局千葉港湾事務所長	千葉県商工労働部保安課長
関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官 (総務企画担当)	千葉県農林水産部農林水産政策課長
成田空港事務所総務部総務課長	千葉県農林水産部森林課長
千葉海上保安部警備救難課長	千葉県農林水産部水産局漁港課長
銚子地方気象台防災業務課長	千葉県県土整備部県土整備政策課長
関東総合通信局無線通信部陸上第二課長	千葉県県土整備部河川環境課長
千葉労働局総務部総務課長	千葉県県土整備部都市整備局建築指導課長
関東地方整備局千葉国道事務所長	千葉県水道局技術部計画課長
陸上自衛隊第1空挺団第3科長	千葉県企業庁管理・工業用水部企業総務課長
千葉県教育庁学校危機管理監	千葉県病院局経営管理課長
千葉県警察本部警備部警備課長	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社 総務部安全企画室長
千葉県総務部総務課長	東日本電信電話株式会社千葉支店 設備部災害対策室長
千葉県総務部財政課長	日本赤十字社千葉県支部救護福祉課長
千葉県総合企画部政策企画課長	東京電力株式会社千葉支店 総務部総務グループマネージャー
千葉県防災危機管理部危機管理課長	社団法人千葉県医師会事務局長
千葉県防災危機管理部防災計画課長	社団法人千葉県歯科医師会事務局長
千葉県防災危機管理部消防課長	社団法人千葉県薬剤師会事務局長
千葉県健康福祉部健康福祉政策課長	成田国際空港株式会社 業務推進部門総合安全推進室次長
千葉県健康福祉部健康福祉指導課長	

別表第2

千葉県防災会議特別幹事

役 職 名
陸上自衛隊第1空挺団第3科長
千葉県教育庁学校危機管理監
千葉県警察本部警備部警備課長
千葉県総務部総務課長
千葉県総合企画部政策企画課長
千葉県防災危機管理部危機管理課長
千葉県防災危機管理部防災計画課長
千葉県防災危機管理部消防課長
千葉県健康福祉部健康福祉指導課長
千葉県健康福祉部健康づくり支援課長
千葉県健康福祉部疾病対策課長
千葉県環境生活部環境政策課長
千葉県商工労働部経済政策課長
千葉県商工労働部保安課長
千葉県農林水産部農林水産政策課長
千葉県農林水産部水産局漁港課長
千葉県県土整備部県土整備政策課長
千葉県県土整備部河川環境課長

5 千葉県防災会議対策部会運営要領<資料1-5>

(設置)

第1 千葉県防災会議(以下「防災会議」という。)に対策部会(以下「部会」という。)を設置する。

(部会の種類)

第2 部会の種類は別表1のとおりとする。

(部会の業務)

第3 部会は別表1に掲げる業務を行う。

(委員)

第4 部会は防災会議委員若干名及び必要に応じ臨時委員若干名をもって組織する。

2 部会の委員及び臨時委員は防災会議の会長が指名する。

(部会長)

第5 部会長は、防災危機管理部長の職にある者をもって充てる。

2 部会長は、会務を総理し部会を代表する。

(会議)

第6 部会は、防災会議の会長が必要に応じて召集し、部会長が会議の議長となる。

ただし、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者をもって議長に充てる。

(幹事会)

第7 第3に規定する事項で緊急または簡易な事項を処理するため部会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置することができる。

2 幹事会は、防災会議の幹事若干名及び会長が必要と認めた臨時幹事をもって構成する。

3 幹事会の招集および会議の議長は第6の規定に準ずるものとする。

(結果報告)

第8 会議の結果については、幹事会は部会に、部会は防災会議にそれぞれの議長が報告するものとする。

ただし、緊急又は簡易な事項については、防災会議の会長に報告すれば足りるものとする。

(委任)

第9 この規定に定めるもののほか部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

(庶務)

第10 部会の庶務は、防災危機管理部防災計画課において処理する。

附 則

この要領は昭和46年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

別表 1

部会の種類	部会の業務
地震対策部会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地盤、地質並びに土木建築物に関する基礎調査、火災対策、避難対策、危険物対策等の専門的調査研究 (2) 土木施設、建築物、交通施設、通信施設、水道、下水道、電気ガス施設、消防水利、人的、産業の各被害想定 (3) 地震災害予防措置の推進に関し必要な事項 (4) 地震災害応急対策の推進に関し必要な事項 (5) その他地震に関し必要な事項

6 地区防災会議設置要綱<資料1-6>

(目的)

第1条 この要綱は、地区防災会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 各地域振興事務所ごとに地区防災会議を置く。

2 千葉市及び市原市を所管区域とする千葉地区防災会議（以下「千葉地区」という。）を置く。

(名称、位置及び所管区域)

第3条 地区防災会議の名称、位置及び所管区域は別表1のとおりとする。

(組織)

第4条 地区防災会議は、会長、委員及び幹事をもって組織する。

(会長)

第5条 会長は、地域振興事務所長の職にある者を、千葉地区にあつては、防災危機管理部次長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、地区防災会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するものとする。

(委員及び幹事)

第6条 委員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

ただし、同表に掲げていない機関で、地域振興事務所長が、千葉地区にあつては、防災危機管理部次長が必要と認めるときは、その機関の長を委員とすることができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから会長が任命する。

(所掌事務)

第7条 地区防災会議は、次の事務を行う。

1. 地区内の実情に応じた災害対策に関する総合的な施策について協議し、その施策の実施を推進すること。

2. 地区内における災害対策に関する総合的な施策の実施に関して、県並びに市町村及び防災関係機関相互間の連絡調整を図ること。

3. 市町村防災会議の促進及び市町村地域防災計画の指導に関すること。

(会議)

第8条 地区防災会議は、委員会及び幹事会とする。

2 地区防災会議は、会長が招集する。

(報告)

第9条 会長は、地区防災会議を開催する1週間前までに、その地区防災会議の開催日時、場所および議題等を県防災会議の会長に報告するものとする。

2 会長は、地区防災会議の終了後すみやかにその内容を県防災会議の会長に報告するものとする。

(事務局)

第10条 地区防災会議の事務局は、地域振興事務所地域振興課に、千葉地区にあつては、防災危機管理部防災計画課に置く。

(委 任)

第11条 前各条に規定するもののほか、地区防災会議の運営に関し必要な事項はそれぞれの地区防災会議において定める。

附 則

この要綱は、昭和47年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

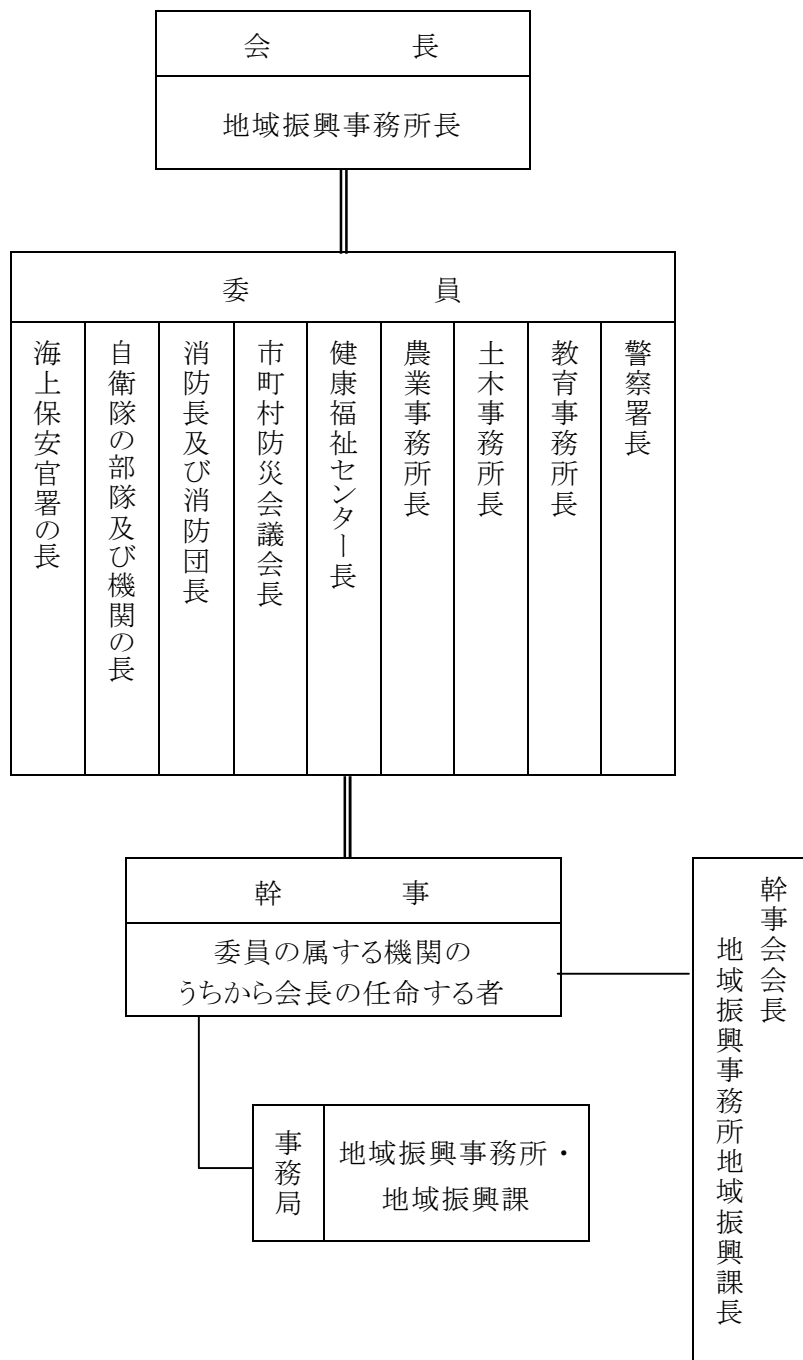
別表1

地区防災会議の名称、位置及び所管区域

名 称	位 置	所 管 区 域
千葉地区防災会議	千葉市	千葉市及び市原市
葛南地区防災会議	船橋市	市川市、船橋市、習志野市、八千代市及び浦安市
東葛飾地区防災会議	松戸市	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市及び鎌ヶ谷市
印旛地区防災会議	佐倉市	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町及び栄町
香取地区防災会議	香取市	香取市、神崎町、多古町及び東庄町
海匝地区防災会議	旭市	銚子市、旭市及び匝瑳市
山武地区防災会議	東金市	東金市、山武市、大網白里町、九十九里町、芝山町及び横芝光町
長生地区防災会議	茂原市	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町
夷隅地区防災会議	大多喜町	勝浦市、いすみ市、大多喜町及び御宿町
安房地区防災会議	館山市	館山市、鴨川市、南房総市及び鋸南町
君津房地区防災会議	木更津市	木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市

別表2

地区防災会議組織



*千葉地区にあっては、「地域振興事務所長」を「防災危機管理部次長」に、「地域振興事務所地域振興課長」を「防災危機管理部防災計画課副課長」に読み替えるものとする。

[災害対策本部関係]

1 千葉県災害対策本部条例（昭和37年12月10日条例第38号）＜資料1－7＞

（趣 旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定により、千葉県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（職 務）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部に属する職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員を充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員、その他の職員のうちから、災害対策本部長が指名するものをもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委 任）

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年7月16日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月23日条例第77号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 千葉県災害対策本部要綱<資料1-8>

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 千葉県災害対策本部の設置等（第三条―第六条）
第三章 災害対策本部の組織
第一節 組織（第七条・第八条）
第二節 本部
第一款 本部の組織（第九条―第十四条）
第二款 本部事務局（第十五条―第十七条）
第三款 現地災害対策本部（第十八条―第二十二条）
第三節 支部（第二十三条―第二十九条）
第四章 職員の配備（第三十条）
第五章 雑則（第三十一条）
附則
別表

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この要綱は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第二十三条に規定する災害対策本部の設置に関し必要な事項を定めるとともに千葉県災害対策本部条例（昭和三十七年千葉県条例第三十八号。以下「条例」という。）第五条の規定による千葉県災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この要綱において「災害」とは、法第二条第一号に定める災害で、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条に定める程度のものをいう。

第二章 千葉県災害対策本部の設置等

（災害対策本部の設置）

第三条 知事は、法第二十三条第一項の規定により、県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、千葉県地域防災計画の定めるところにより、千葉県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

（災害対策本部の設置の要請）

第四条 別表第一に掲げる者は、災害対策本部を設置する必要があると認めるときは、防災危機管理部長（防災危機管理部長に事故あるときは、副知事。次項において同じ。）に災害対策本部の設置を要請するものとする。

2 防災危機管理部長は、前項の要請があつたとき又は災害対策本部を設置する必要があると自ら認めるときは、災害対策本部の設置を知事に要請するものとする。

3 別表第一に掲げる者は、災害対策本部を設置する必要があると認められた場合で、第一項の要請をするいとまがないとき又は防災危機管理部長及び副知事がともに事故があるときは、知事に災害対策本部の設置を要請するものとする。

（現地災害対策本部の設置）

第五条 知事は、法第二十三条第五項の規定により、災害地にあつて災害対策本部の事務の一部を行ふ必要があると認めるときは、千葉県地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部に、現地災害対策本部を置く。

(災害対策本部の廃止)

第六条 知事は、災害対策本部を設置した後において、県の地域について災害又は災害の発生するおそれが解消したため災害対策本部を設置しておく必要がなくなったと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

第三章 災害対策本部の組織

第一節 組織

(組織)

第七条 災害対策本部に、本部及び支部を置く。

2 第五条の規定により置かれる現地災害対策本部は、本部の一組織として本部の事務の一部を行う。

(副本部長及び本部員の任命、統括本部員)

第八条 知事は、法第二十三条第三項の規定により、副知事（副知事に事故があるとき、又は欠けたときは防災危機管理部長）を災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）に、別表第二に掲げる者を災害対策本部員（以下「本部員」という。）に、それぞれ任命する。

2 防災危機管理部長は、統括本部員として本部員を統括する。

第二節 本部

第一款 本部の組織

(本部の所掌事務)

第九条 本部は、県全体の災害予防対策、災害応急対策等を実施するため、次の事務を所掌する。

- 一 災害予防対策及び災害応急対策の実施及び調整に関すること
- 二 災害救助法の適用に関すること
- 三 国、他都県及び市町村の応援に関すること
- 四 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること
- 五 その他重要事項に関すること

(本部会議)

第十条 副本部長は、災害予防対策、災害応急対策等を検討し、又は実施するため、必要に応じて、副本部長、副本部長、本部員その他副本部長が指名する者で構成する本部会議を招集するものとする。

2 副本部長に事故ある時は、次の表に定めた順位に従いその職務を代理する。副知事の順位は千葉県知事の職務を代理する順序を定める規則による。

- 第1順位 副知事
- 第2順位 防災危機管理部長
- 第3順位 総務部長
- 第4順位 総合企画部長
- 第5順位 健康福祉部長
- 第6順位 環境生活部長
- 第7順位 商工労働部長
- 第8順位 農林水産部長
- 第9順位 県土整備部長
- 第10順位 地域振興事務所長

(関係機関に対する要請等)

第十一条 副本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して、必要な措置を講ずるよう要請し、又は災害対策本部との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

(部及び班)

第十二条 本部に別表第三に掲げる部を置き、当該部に同表に掲げる班を置く。

2 本部の部及び班の分掌事務は、別表第三に掲げるとおりとする。

(部及び班の職制)

第十三条 条例第三条第三項の規定により部に置かれる部長のほか、本部の部に副部長及び本部連絡員を、班に班長及び班員を置く。

2 本部の部の部長、副部長及び班長は別表第三に掲げる者を、本部連絡員は部長となる者があらかじめ指名した職員を、班員は同表に掲げる部及び班に対応する県の組織の職員をもって充てる。

(部長等の職務)

第十四条 部長は、条例第三条第四項の規定により部の事務を掌理し、部に属する職員を指揮監督する。

2 副部長は、部長を助け、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部連絡員は、所定の場所に勤務し、上司の命を受け、部相互間及び部内各班の連絡調整並びに情報収集の事務に従事する。

4 班長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 班員は、上司の命を受け、災害対策に従事する。

第二款 本部事務局

(本部事務局)

第十五条 本部に本部事務局を置き、本部事務局に別表第四に掲げる班を置く。

2 本部事務局及び本部事務局の班の分掌事務は、別表第四に掲げるとおりとする。

(本部事務局の職制)

第十六条 本部事務局に事務局長及び事務局次長を、本部事務局の班に班長及び班員を置く。

2 本部事務局の事務局長は防災危機管理部次長の職にある者を、事務局次長は防災危機管理部次長（地域防災担当）及び危機管理課長、総務部総務課長、財政課長及び市町村課長の職にある者を、班長は防災危機管理部危機管理課、防災計画課及び消防課の職員のうちから防災危機管理部長があらかじめ指名した職員を、班員は防災危機管理部危機管理課、防災計画課及び消防課の職員並びに本部の部に属する職員のうちから部長となる者があらかじめ指名した職員をもって充てる、各部長等は災害対策が円滑に行われるよう本部事務局の班員の代替について考慮するものとする。

(事務局長等の職務)

第十七条 事務局長は、事務局の事務を掌理し、事務局に属する職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を助け、事務局長に事故があるときは、次の表に定めた順位に従いその職務を代理する。

第1順位 防災危機管理部次長（地域防災担当）

第2順位 防災危機管理部危機管理課長

第3順位 防災危機管理部防災計画課長

第4順位 防災危機管理部消防課長

第5順位 総務部総務課長

第6順位 総務部財政課長

第7順位 総務部市町村課長

3 班長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 班員は、上司の命を受け、災害対策に従事する。

第三款 現地災害対策本部

(現地災害対策本部の所掌事務及び設置場所)

第十八条 現地災害対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 被害状況及び応急対策実施状況の情報の収集及び分析
- 二 市町村及び関係機関との連絡調整
- 三 自衛隊の災害派遣についての本部長への意見具申
- 四 本部長の指示による応急対策の実施
- 五 その他緊急を要する応急対策の実施

2 現地災害対策本部の設置場所は、災害の現地若しくはその付近又は災害の現地の市町村庁舎等とする。

(現地災害対策本部に属する者)

第十九条 次の者は、条例第四条の規定により、現地災害対策本部に属し、現地災害対策本部において、事務に従事する。

- 一 現地災害対策本部長
- 二 現地災害対策本部員
- 三 その他の職員

(現地災害対策本部長)

第二十条 現地災害対策本部長は、条例第四条第一項の規定により副本部長、本部員、その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充て、同条第二項の規定により現地災害対策本部の事務を掌理し、現地災害対策本部に属する職員を指揮監督する。

(現地災害対策本部員等)

第二十一条 現地災害対策本部員は、条例第四条第一項の規定により本部員のうちから本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務に従事する。

2 現地災害対策本部のその他の職員は、本部及び支部に属する職員のうちから事務局長が指名する者をもって充てる。

(現地災害対策本部長の関係機関に対する要請等)

第二十二条 現地災害対策本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して、必要な措置を講ずるよう要請し、又は災害対策本部との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

第三節 支部

(名称、位置及び所管区域)

第二十三条 支部の名称、位置及び所管区域は、別表第五のとおりとする。

(支部の所掌事務)

第二十四条 支部は、支部の管轄区域における災害予防対策、災害応急対策等を実施するため、次の事務を所掌する。

- 一 支部の管轄区域における災害関係職員の動員及び派遣に関すること。
- 二 支部の管轄区域における被害状況、応急対策実施状況等の報告の扶助に関すること。
- 三 その他支部の管轄区域における災害予防対策、災害応急対策等を実施するための事務

(支部の班)

第二十五条 支部に別表第六に掲げる班を置く。

2 支部の班の分掌事務は、別表第六に掲げるとおりとする。

(支部の職制)

第二十六条 支部に支部長、副支部長及び情報連絡員を、支部の班（その他の班は除く）に班長、支部連絡員及び班員を置く。

2 支部長は地域振興事務所長を、副支部長は地域振興事務所の次長、情報連絡員は地域振興事務所長があらかじめ指名した職員をもって充てる。

- 3 前項の規定にかかわらず、千葉支部にあっては支部長は防災危機管理部次長(地域防災担当)を、副支部長は防災危機管理部防災計画課副課長の職にあるものをもって充てる。
- 4 班長は別表第六に掲げる者を、支部連絡員は班長(その他の班にあっては、所属長)となる者があらかじめ指名した職員を、班員は同表に掲げる班に対応する県の組織の職員をもって充てる。

(支部長等の職務)

第二十七条 支部長は、本部長の命を受け、支部の事務を総括し、支部に属する職員を指揮監督する。

- 2 副支部長は、支部長を助け、支部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 情報連絡員は、支部長の命を受け、管轄区域内の市町村に駐在し、災害の情報を支部長に通報する。
- 4 班長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 支部連絡員は、所定の場所に勤務し、上司の命を受け、支部内各班の連絡調整及び情報収集の事務に従事する。
- 6 班員は、上司の命を受け、災害対策に従事する。

(支部長が置く班)

第二十八条 支部長は、支部の実情に応じて、別表第六に掲げる班のほかに必要な班を置くことができる。

- 2 前項の班の分掌事務は、支部長が定め、その班の班長及び班員は、支部長が指名する職員をもって充てる。

(支部長の関係機関に対する要請等)

第二十九条 支部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して、必要な措置を講ずるよう要請し、又は災害対策本部との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

第四章 職員の配備

(職員の配備)

第三十条 知事は、県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、千葉県災害対策本部の設置前においても千葉県地域防災計画の定めるところにより、職員を配備するものとする。

- 2 職員の配備は、第一配備、第二配備、本部第一配備から本部第三配備までとし、それぞれの配備の要領は、別に定める。
- 3 災害対策本部が設置された場合の職員の配備は、前項の規定による配備のうち本部第一配備から本部第三配備までとする。

ただし、局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合で、知事が必要と認めるときはこの限りでない。

第五章 雑則

(委任)

第三十一条 この要綱に定めるもののほか、本部の部及び班の組織に関し必要な事項は部長が、本部事務局の組織に関し必要な事項は事務局長が、現地災害対策本部の組織に関し必要な事項は現地災害対策本部長が、支部の組織に関し必要な事項は支部長がそれぞれ定める。

附 則

この要綱は、平成九年四月一日から施行する。

附 則

この要綱は、平成十年四月一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成十一年五月一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成十二年五月一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成十七年四月二十日から施行する。

附 則
この要綱は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成二十一年八月一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成二十四年四月一日から施行する。

別表第一 災害対策本部の設置を要請する者

災害対策本部の設置を要請する者	総務部長
	総合企画部長
	健康福祉部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	水道局長
	企業庁長
	病院局長
	教育長
	警察本部長
	地域振興事務所長

別表第二 災害対策本部員

災害対策本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	原発事故対応・復旧復興担当部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	水道局長
	企業庁長
	病院局長
	教育長
警察本部長の指定する者	

別表第三 千葉県災害対策本部各部各班

部名	部長・副部長	班名	班長	分掌事務
総務部	部長 総務部長	秘書班	秘書課長	1 本部長の秘書に関する事。 2 災害見舞及び視察者に関する事。
		総務班	総務課長	1 部内の連絡調整に関する事。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関する事。 3 災害関係職員の動員及び派遣に関する事。
	副部長 総務部次長	財政班	財政課長	1 災害関係の予算に関する事。
		管財班	管財課長	1 県本部の施設、物品の確保及び自動車の配車に関する事。 2 応急対策物品の出納に関する事。 3 県有財産の被害の取りまとめに関する事。 4 統括管理施設の電気設備の保安の確保に関する事。
		税務班	税務課長	1 県税の減免等に関する事。
		市町村班	市町村課長	1 被災市町村の行政運営に関する事。 2 市町村の応急復旧資金等に関する事。 3 地方交付税及び市町村債に関する事。
		学事班	学事課長	1 私立学校の被害の取りまとめに関する事。
		協力班	行政改革推進課長 政策法務課長 情報システム課長 総務ワークステーション所長 監査委員事務局長	1 他班の応援に関する事
		議会班	議会事務局長	1 議会に関する事。

部名	部長・副部長	班名	班長	分掌事務
総合企画部	部長 総合企画部長	政策企画班	政策企画課長	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。
		国際班	国際課長	1 通訳ボランティアの活動調整に関すること。
	副部長 総合企画部次長	報道広報班	報道広報課長	1 報道機関との連携に関すること。 2 災害広報に関すること。
		水政班	水政課長	1 飲料水供給の指導に関すること。 2 県及び市町村等水道施設の被害及び復旧状況調査、千葉県水道災害相互応援協定に基づく調整に関すること。
		空港地域振興班	空港地域振興課長	1 成田国際空港に関する航空機事故にかかる部内等の連絡調整に関すること。
		交通計画班	交通計画課長	1 交通機関の被害調査に関すること。
		協力班	統計課長 男女共同参画課長 人事委員会事務局長	1 他班の応援に関すること。

部名	部長・副部長	班名	班長	分掌事務
健康福祉部	部長 健康福祉部長 副部長 保健医療担当部長 健康福祉部次長	健康福祉政策班	健康福祉政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関する事。 3 総合的な医療救護体制に関する事。 4 災害救助法（昭和22年法律第118号）の施行の総括に関する事。 5 災害救助に関する他部班、支部健康福祉班との連絡調整に関する事。 6 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の施行に関する事。 7 救援物資の要請受付に関する事。 8 義援品の受付及び配分に関する事。 9 災害時の健康被害に関する事。 10 健康福祉センターとの連絡調整に関する事。 11 その他応急対策に必要な業務に関する事。
		健康福祉指導班	健康福祉指導課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護施設等の被害調査及び災害対策に関する事。 2 一般ボランティアの活動調整に関する事。 3 部内各班所管の社会福祉施設の被害調査及び災害対策の取りまとめに関する事。 4 生活福祉資金等に関する事。
		健康づくり支援班	健康づくり支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健活動に関する事。
		疾病対策班	疾病対策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防疫に関する事。
		児童家庭班	児童家庭課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設等の被害調査及び災害対策に関する事。 2 被災児童の保護に関する事。 3 被災母子世帯に対する母子福祉資金の融資に関する事。 4 児童福祉施設等の連絡調整に関する事。
		高齢者福祉班	高齢者福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者福祉施設の被害調査及び災害対策に関する事。 2 高齢者支援ボランティアの活動調整に関する事。

部名	部長・副部長	班名	班長	分掌事務
健康福祉部	部長 健康福祉部長 副部長 保健医療担当部長 健康福祉部次長	障害福祉班	障害福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者（児）福祉施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 2 被災障害者（児）の保護に関すること。 3 障害者（児）福祉施設等の連絡調整に関すること。 4 保健活動（精神保健福祉活動等）に関すること。 5 精神障害者社会復帰施設の被害調査及び災害対策に関すること。 6 障害者支援ボランティアの活動調整に関すること。
		保険指導班	保険指導課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険施設等の被害調査及び災害対策に関すること。
		医療整備班	医療整備課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護班の編成派遣及び指導に関すること。 2 医療機関の被害調査及び災害対策に関すること。 3 医療ボランティアの活動調整に関すること。 4 老人保健施設の被害調査及び災害対策に関すること。
		薬務班	薬務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 備蓄医薬品、衛生材料の供給に関すること。 2 飲料水の衛生に関すること。 3 油流出災害時の揮発成分による健康被害への対応（毒劇物情報）に関すること。 4 毒劇物の物性の調査に関すること。 5 毒劇物に係る必要な情報の提供に関すること。 6 毒劇物製造業等の被害状況の調査に関すること。 7 緊急医薬品の需給に関すること。 8 現地における医薬品等の購入に関すること。 9 緊急血液製剤の需給に関すること。
		衛生指導班	衛生指導課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品・生活衛生対策に関すること。 2 埋葬（火葬）に関すること。 3 動物対策に関すること。

部名	部長・副部長	班名	班長	分掌事務
環境生活部	部長 環境生活部長 副部長 環境生活部次長	環境政策班	環境政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 3 環境保全協定締結工場の被害調査及び応急対策に関すること。
		大気保全班	大気保全課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物（危険物高圧ガス等の部課の所掌に係るものを除く。）を有する工場、事業場等の操業管理に関すること。 2 倒壊建築物の解体・撤去に伴う大気汚染の防止に関すること。 3 大気監視に関すること。
		水質保全班	水質保全課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 油、有害物質等の公共用水域（海域を除く。）への流出に対する監視及び応急対策に関すること。 2 地質災害の調査に関すること。 3 水質監視に関すること。
		自然保護班	自然保護課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然公園内等の被害状況及び応急対策実施状況の把握に関すること。 2 油流出災害時の傷病鳥獣の保護及び自然環境重要地域の被害状況の把握に関すること。 3 他班の応援に関すること。
		資源循環推進班	資源循環推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）の発生及び処理状況の把握に関すること。 2 災害廃棄物の処理に係る各自治体、関係団体との連絡調整に関すること。 3 災害廃棄物の処理方法の指導に関すること。 4 一般廃棄物処理施設（市町村が設置したもの）の被害調査に関すること。
		廃棄物指導班	廃棄物指導課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物処理施設（資源循環推進課において所掌するものを除く）の被害調査に関すること。 2 産業廃棄物処理施設の被害調査に関すること。 3 産業廃棄物処理施設における受入可能調査に関すること。 4 産業廃棄物関係団体との連絡・調整に関すること。
		県民交流・文化班	県民交流・文化課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般ボランティアの活動調整に関すること。 2 文化会館等の被害状況の取りまとめに関すること。
		協力班	県民生活課長 生活・交通安全課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 他班の応援に関すること。

部名	部長・副部長	班名	班長	分掌事務
商工労働部	部長 商工労働部長 副部長 観光担当部長 商工労働部次長	経済政策班	経済政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 3 社団法人千葉県トラック協会との連絡調整に関すること。 4 企業（産業振興班において所掌するものを除く。）の被害調査及び応急対策に関すること。 5 必要物資のあっせんに関すること。 6 関係商工団体の連絡調整に関すること。
		経営支援班	経営支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業に対する災害融資及び利子補給に関すること。 2 県内金融機関の被害状況調査に関すること。 3 大規模商業施設との連絡調整に関すること。
		産業振興班	産業振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 臨海及び内陸工業（経済政策班、経営支援班及び保安班において所掌するものを除く。）の被害調査及び応急対策に関すること。
		保安班	保安課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 高圧ガス保安法適用事業所の被害調査及び応急対策に関すること。 2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律適用事業所の被害調査及び応急対策に関すること。 3 火薬類取締法適用事業所の被害調査及び応急対策に関すること。 4 土石、砂利採取に伴う災害対策及び連絡調整に関すること。 5 社団法人千葉県エルピーガス協会との連絡調整に関すること。
		観光班	観光企画課長 観光誘致促進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 県有観光施設等の被害状況の取りまとめに関すること。 2 県有観光施設の災害応急復旧に関すること。 3 災害に伴う観光業への影響に関すること。
		産業人材班	産業人材課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 高等技術専門校等の災害対策、被害調査及び連絡調整に関すること。
		協力班	企業立地課長 雇用労働課長 労働委員会事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 他班の応援に関すること。

部名	部長・	副部長	班名	班長	分掌事務
農 林 水 産 部	部長 農林水 産部長	副部長 農林水 産部次 長	農林水産政 策班	農林水産政策課長	1 部内の連絡調整に関する事 2 部内の被害調査及び応急対策実施状況の取りま とめに関する事 3 応急食料の確保に関する事 4 応急食料供給対策について農林水産省総合食料局 との連絡に関する事 5 応急食料の供給について、農林水産省総合食料局 を通じた売却指示に関する事
			団体指導班	団体指導課長	1 農業金融に関する事 2 水産金融に関する事
			農地等整備 班	耕地課長	1 農地及び農業用施設の被害調査及び応急対策に関 する事 2 農地等保全事業の被害調査及び応急対策実施状況 の取りまとめに関する事 3 県管理土地改良施設の被害調査及び応急対策に関 する事
				農村環境整備課長	1 耕地課事務分掌以外の農地及び農業用施設の被害 調査及び応急対策に関する事
			森林班	森林課長	1 木材及び薪炭の調達に関する事 2 林地、治山施設の被害調査及び応急対策に関する 事 3 造林被害報告に関する事 4 県民の森等施設利用者への対応に関する事 5 林野火災発生箇所の被災調査及び復旧対策に関す る事
			畜産班	畜産課長	1 畜産に関する被害調査及び応急対策に関するこ と
			園芸農産班	生産販売振興課長	1 園芸作物、主要農作物及び特産作物等の被害調査 及び応急対策に関する事
			農業改良班	担い手支援課長	1 災害対策技術の普及に関する事
			農地班	農地課長	1 開拓財産の被害調査及び応急対策に関する事
			協力班	安全農業推進課長	1 他班の応援に関する事
		副部長 水産局 長	水産班	水産課長	1 部内水産関係班の被害調査及び応急対策実施状況 のとりまとめに関する事 2 漁船漁具の被害調査及び応急対策に関する事 3 水産業共同利用施設の被害調査及び応急対策に関 する事
			漁業資源班	漁業資源課長	1 増養殖施設の被害調査及び応急対策に関するこ と 2 災害に伴う漁場環境への影響に関する事

			漁港班	漁港課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 漁港施設、漁港区域に係る海岸保全施設の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 2 油流出災害時の県管理漁港区域における防除作業に関すること。
			協力班	海区漁業委員会事務局長	<ul style="list-style-type: none"> 1 他班の協力に関すること。

部名	部長・副部長	班名	班長	分掌事務
県土整備部	部長 県土整備部長	県土整備政策班	県土整備政策課長	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 3 土木資材の確保に関すること。 4 応急用対策物品の調達及び出納に関すること。
	副部長 災害・建設業担当部長	道路整備班	道路整備課長	1 県管理道路、橋梁等の応急建設に関すること。
		道路環境班	道路環境課長	1 県管理道路、橋梁等の被害調査及び災害対策に関すること。 2 県内道路の通行状況の把握に関すること。
		河川整備班	河川整備課長	1 県管理河川、国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域等の応急建設に関すること。 2 国土交通省所管の砂防、地すべり、急傾斜地の応急建設に関すること。
		河川環境班	河川環境課長	1 水防活動の全般に関すること。 2 県管理河川、国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域の被害調査及び災害対策に関すること。 3 国土交通省所管の砂防、地すべり、急傾斜地の被害調査及び災害対策に関すること。 4 油流出災害時の県管理河川、国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域における防除作業に関すること。
		港湾班	港湾課長	1 港湾の被害調査及び災害対策に関すること。 2 油流出災害時の港湾区域における防除作業に関すること。 3 港湾区域内の海上災害の情報収集に関すること。 4 港湾の応急復旧に関すること。
		市街地整備班	市街地整備課長	1 区画整理事業施行中地区の被害調査に関すること。
		公園緑地班	公園緑地課長	1 県立公園等の被害調査に関すること。
		下水道班	下水道課長	1 下水道の被害調査に関すること。 2 流域下水道の災害対策に関すること。
		建築指導班	建築指導課長	1 被災建築物応急危険度判定活動の調整・支援・調査に関すること。
		住宅班	住宅課長	1 住宅の応急対策に関すること。 2 公営住宅の被害調査に関すること。
		宅地班	都市計画課長	1 宅地の被害調査に関すること。 2 被災宅地危険度判定活動の調整・支援に関すること。
		営繕班	営繕課長	1 野外仮設避難所の設置に関すること。

		協力班	技術管理課長 建設・不動産業課長 用地課長 道路計画課長 施設改修課長 収用委員会事務局長	1 他班の応援に関すること。
--	--	-----	--	----------------

部名	部長・副部長	班名	班長	分掌事務
出納部	部長 会計管理者	出納班	出納局長	1 災害時に係る会計事務に関すること。 2 義援金の受け入れ保管に関すること。

部名	部長・副部長	班名	班長	分掌事務
水道部	部長 水道局長 副部長 管理部長 技術部長 水道危機対策監	総務広報班	総務企画課長	1 局内の対策本部会議の議事録及び局全体の活動記録の取りまとめに関すること。 2 県への被害情報の報告に関すること。 3 県営水道にかかる報道対応及び広報活動に関すること。
		お客様対応班	業務振興課長	1 県営水道にかかる住民からの問い合わせに関すること。 2 局内の情報システムの復旧に関すること。
		渉外班	財務課長	1 緊急通行車両の手続きに関すること。 2 局内の職員の必要物品の調達に関すること。 3 災害関係費用の調達・支払いに関すること。
		応急給水管理班	計画課長	1 県営水道区域内の応急給水・復旧の総合調整に関すること。 2 応急給水活動に係る事務、指定機関への応援要請等に関すること。
		浄水管理班	浄水課長	1 浄水場等施設の復旧調整に関すること。 2 応急給水活動用水源の確保・調整及び給水拠点の立ち上げに関すること。 3 水運用に関すること。 4 水源・浄水・給水栓水の情報収集及び水質監視等の緊急対応に関すること。
		応急復旧管理班	給水課長	1 県営水道区域内送配水・給水管等施設の応急復旧に係る事務、指定機関への応援要請等に関すること。

部名	部長・副部長	班名	班長	分掌事務
企業部	部長 企業庁長	管理班	企業総務課長	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。
	副部長 副企業庁長	工業用水班	工業用水課長	1 企業庁事業のうち、工業用水事業に係る事業区域内の被害調査及び応急対策に関すること。
	管理・工業用水部長 地域整備部長	地域整備班	事業調整推進課長	1 企業庁事業のうち、地域整備部の所掌する事業区域内の被害調査及び応急対策に関すること。
		協力班	財務課長 施設設備課長 ニュータウン整備課長 土地分譲課長 建設課長 幕張新都心整備課長	1 他班の応援に関すること。

部名	部長・副部長	班名	班長	分掌事務
病院部	部長 病院局長 副部長 副病院局長	経営管理班	経営管理課長	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。

部名	部長・副部長	班名	班長	分掌事務
教育部	部長 教育長 副部長 学校危機 管理監	学校危機管理班	学校安全保健課主幹(学校危機管理担当)	1 部内職員の動員及び配置に関すること。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。 4 学校支援ボランティアの活動調整に関すること。
		教育総務班	教育総務課長	1 教育事務所との連絡調整に関すること。 2 公立学校の給与の非常時払いに関すること。
		教育広報班	教育政策課長	1 報道機関への対応に関すること。 2 広報に関すること。
		財務施設班	財務施設課長	1 災害関係の予算措置に関すること。 2 公立学校の施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 県立学校運営上の応急対策に関すること。
		福利班	福利課長	1 教職員の災害給付に関すること。
		協力班	県立学校改革推進課長	1 他班の応援に関すること。
		生涯学習班	生涯学習課長	1 公民館、図書館、青年の家等社会教育施設の被害状況の取りまとめに関すること。
		指導班	指導課長	1 教科書等の供給に関すること。 2 千葉県総合教育センター及び千葉県子どもと親のサポートセンターの被害調査及び応急対策に関すること。 3 県立高等学校生徒の就学措置に関すること。 4 被害地における教育についての指導助言に関すること。
		特別支援教育班	特別支援教育課長	1 県立特別支援学校の児童及び生徒の就学措置に関すること。 2 県立特別支援学校の児童・生徒及び職員の被害状況のとりまとめに関すること。
		教職員班	教職員課長	1 市町村教育委員会に対する児童及び生徒の就学措置に関すること。 2 公立学校（県立特別支援学校を除く）の児童・生徒及び職員の被害状況の取りまとめに関すること。
		学校安全保健班	学校安全保健課長	1 学校給食物資のあっせんに関すること。 2 公立学校の児童、生徒及び職員の健康状態の把握に関すること。
		文化財班	文化財課長	1 文化財の被害状況の取りまとめに関すること。 2 博物館等の被害状況の取りまとめに関すること。
体育班	体育課長	1 管下体育施設の被害状況の取りまとめに関すること。		

部名	部長・副部長	分 掌 事 務
警察部	警察本部長の指定する者	1 災害時の警備に関すること。

別表第四 千葉県災害対策本部事務局各班

班名	分掌事務
統制班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部事務局及び各部・支部の災害応急対策の進捗管理に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害応急対策予定表の作成 (2) 災害対策本部各部が作成する災害応急対策予定表の調整 (3) 災害応急対策の実施結果の確認 2 現地災害対策本部の要請及び設置に関すること。 3 災害対策本部事務局の組織、職員の配置及び勤務体制に関すること。 4 事務局各班の業務の分担に関すること。 5 国、全国知事会、九都県市応援調整本部等との連絡・調整に関すること。 6 災害対策本部会議の運営に関すること。 7 班長調整会議の実施等、事務局各班相互の連携に関すること。 8 文書の供覧、文書管理の指示に関すること。 9 災害対策本部の記録に関すること。 10 他の班に属さないこと。
分析班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長等の状況判断に係る情報の分析に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 震度情報ネットワークシステム、地震被害想定システムの結果から被害を想定 (2) 主要な情報収集項目を決定し、情報班に情報を要求 (3) 入手した情報を評価（信頼性と緊急性）し、本部長等に報告するとともに各班に提供 (4) 集約・整理された情報を分析（被害の概括と応急対策に及ぼす影響）し、本部長等に報告するとともに各班に提供
情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報の収集に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市町村、消防（局）本部から県内被害状況を収集 (2) ライフライン関係機関から被害及び復旧状況を収集 (3) 自衛隊、海上保安庁、千葉県警察等関係機関が入手した被害情報を収集 (4) 千葉県に影響を及ぼす他都県の被害状況を収集 (5) マスコミが報道した被害状況を収集 2 ヘリコプター映像伝送の要請、高所カメラの撮影に関すること。 3 市町村の避難勧告・指示及び住民の避難状況に関すること。 4 被害の発生・拡大及び救援活動に影響を及ぼす気象・海象情報の収集に関すること。 5 帰宅困難者、滞留者に係る情報の収集に関すること。 6 その他、事務局長から命ぜられた情報の収集に関すること。 7 被害情報の集約・整理に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各部局が担任する被害情報を集約 (2) 分野別に被害情報を集約・整理 (3) 定時に被害報告報（被害の取り纏め）を作成 8 被害情報の報告・提供に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国（消防庁等）への災害緊急報告、被害報告 (2) 事務局各班の情報要求に係る情報の提供 (3) 重要情報、被害報告報を事務局各班（各部局は連絡調整班経由）、市町村、関係機関等に提供

<p>応急対策班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部が実施する災害応急対策の方針等の策定に関すること。 2 災害応急対策の総合調整に関すること。 3 自衛隊の災害派遣要請、緊急消防援助隊出動要請、広域消防応援指示、医療救護班等の派遣要請及び運用調整に関すること。 4 被災市町村の災害応急対策（避難勧告・指示、広域応援の要請等）の助言に関すること。 5 自衛隊、警察、消防機関との運用調整、その他関係機関との連絡調整に関すること。 6 支援ヘリコプターの運航調整に関すること。
<p>被災者支援班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者支援の総合調整に関すること。 2 帰宅困難者・滞留者対策に関すること。 3 広域避難者対策に関すること。 4 生活再建支援法に関すること。 5 義援金の募集、配分に関すること。 6 ボランティアセンターの開設に関すること。 7 その他被災者支援に関すること。
<p>物資支援班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の所要の算定、調達、配分に関すること。 2 県備蓄物資の配分・配送及び自治体間の備蓄物資の相互応援に関すること。 3 支援計画の作成に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 救援物資集積拠点の選定 (2) 救援物資輸送ルート及び緊急輸送道路の選定 (3) 救援物資集積拠点の体制（集荷、荷分け、発送業務）構築及び運営要領の策定 4 物資集積拠点の運営（荷受、倉庫管理、出荷）に関すること。 5 輸送手段（車両、航空機、船舶）の確保及び輸送に関すること。 6 自衛隊への輸送要請に関すること。 7 救援物資輸送車両の運行指示に関すること。 8 災害従事車両通行手続き等に関すること。
<p>通信・システム班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災行政無線の維持・管理に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 通信施設・装置・回線の点検と異常時の対処 (2) 現地派遣班、現地応急対策本部の通信設備の準備 (3) 気象台からの気象予警報、地震・津波情報等を情報班に通報するとともに、関係市町村、関係機関に一斉通報 2 防災情報システムの維持・管理に関すること。 3 大型表示装置の運用・操作に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報分析班から示された緊急重要情報を大型画面に表示 (2) 適宜、重要度を考慮し、情報（映像を含む。）を大型画面に表示 (3) 高所カメラによる被災状況の撮影と映像の表示 (4) ヘリコプターから伝送された映像の表示 4 特別会議室の器材操作に関すること。 5 ちば衛星号の運用に関すること。

<p>広報班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道広報班との連携に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 広報に関する態勢、要領等全般について (2) 広聴室（県民からの問い合わせ）に係る連絡・調整 2 知事コメントの内容に関すること。 3 知事記者会見に関すること。 4 記者発表に関すること。 5 報道機関からの取材に関すること。 6 県民への情報発信に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 報道広報課を通じ、（災害時における放送要請に関する協定）放送局へ緊急放送を要請 (2) ホーム・ページへの掲載及び更新 (3) その他の広報媒体を通じた情報発信 7 県議会及び視察者の対応に関すること。
<p>庶務班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 配備職員の参集状況の確認に関すること。 2 配備職員及びその家族の安否の確認に関すること。 3 本部事務局の執務環境に関すること。 4 本部事務局職員の食糧、仮眠場所の確保に関すること。 5 自衛隊等関係機関からの派遣職員に対する支援に関すること。
<p>現地派遣班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地被害状況の収集、報告に関すること。 2 災害対策本部支部及び市町村災害対策本部との連絡調整に関すること。 3 現地災害対策本部の準備及び設置等に関すること。
<p>連絡調整班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部で収集した被害情報の報告に関すること。 2 各部の災害応急対策の実施内容及びその進捗状況の報告に関すること。 3 各部との連絡に関すること。

別表第五 千葉県災害対策本部各支部

名称	位置	所管区域
千葉支部	防災危機管理課内	千葉市、市原市
葛南支部	葛南地域振興事務所内	習志野市、八千代市、船橋市、市川市、浦安市
東葛飾支部	東葛飾地域振興事務所内	松戸市、柏市、流山市、野田市、我孫子市、鎌ヶ谷市
印旛支部	印旛地域振興事務所内	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取支部	香取地域振興事務所内	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海匝支部	海匝地域振興事務所内	銚子市、旭市、匝瑳市
長生支部	長生地域振興事務所内	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
山武支部	山武地域振興事務所内	東金市、山武市、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町
夷隅支部	夷隅地域振興事務所内	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
君津支部	君津地域振興事務所内	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
安房支部	安房地域振興事務所内	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町

別表第六 千葉県災害対策本部各支部各班

班名	班長	分掌事務
総務班	地域振興課長	1 支部内の連絡調整に関する事。 2 災害情報の収集、伝達及び現地派遣に関する事。 3 市町村の指導及び連絡調整に関する事。 4 災害救助についての応援に関する事。
協力班	地域環境保全課長 出納課長 県税事務所長	1 他班の応援に関する事。
健康福祉班	健康福祉センター長	1 医療助産に関する事。 2 食品衛生、生活衛生(動物を含む)及び飲料水に関する事。 3 防疫に関する事。 4 保健活動(栄養指導及び精神福祉活動を含む)に関する事。 5 災害救助についての他班との連絡調整に関する事。 6 災害救助に関する他班に属さない事項に関する事。 7 その他保健衛生及び社会福祉関係の災害対策に関する事。
農業班	農業事務所長	1 農業関係(土地改良事業含む)の災害対策に関する事。 2 災害救助についての応援に関する事。
土木班	土木事務所長、 区画整理事務所長、 港湾事務所長	1 水防の全般に関する事。 2 交通不能箇所の調査及びその対策に関する事。 3 その他土木関係の災害対策に関する事。 4 災害救助についての応援に関する事。

3 千葉県応急対策本部設置要綱<資料1-9>

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県災害対策本部設置前における迅速な災害応急対策を実施するために、必要に応じ設置する千葉県応急対策本部について定めるものとする。

第2章 千葉県応急対策本部の設置等

(応急対策本部の設置)

第2条 防災危機管理部長は、県の地域について災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、防災の推進を図るために必要があると認めたときは、別表第1に掲げる災害ごとに同表に掲げる応急対策本部を設置する。

2 応急対策本部の職員の配備は、第1配備及び第2配備とする。

(応急対策本部の設置の要請)

第3条 別表第2に掲げる者は、応急対策本部を設置する必要があると認めたときは、防災危機管理部危機管理課長に応急対策本部の設置を要請するものとする。

2 防災危機管理部危機管理課長は、前項の要請があったとき又は応急対策本部を設置する必要があると認めたときは、応急対策本部の設置を防災危機管理部長に要請するものとする。

(現地応急対策本部の設置)

第4条 防災危機管理部長は、必要に応じ、災害地に現地応急対策本部を置く。

(応急対策本部の廃止)

第5条 防災危機管理部長は、応急対策本部を設置した後において、当該災害又は災害の発生するおそれが解消したため、応急対策本部を設置しておく必要がなくなったと認めたときは、応急対策本部を廃止する。

第3章 応急対策本部の組織

(応急対策本部長及び応急対策本部員)

第6条 応急対策本部長（以下「本部長」という。）は防災危機管理部長をもって充てることとし、別表第2に掲げる者を応急対策本部員（以下「本部員」という。）に充てる。

(応急対策本部の所掌事務)

第7条 本部は、次の事務を所掌する。

- 一 関係機関との連絡調整に関すること
- 二 応急対策の実施に関すること
- 三 その他応急対策に必要な業務に関すること。

(応急対策本部会議)

第8条 本部長は、災害に係る災害応急対策等を検討し、又は実施するため、必要に応じて、本部長、本部員及びその他本部長が指名する者で構成する本部会議を主宰するものとする。

(関係機関に対する要請等)

第9条 本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して、必要な措置を講ずるよう要請し、又は応急対策本部との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

(本部各班の分掌事務等)

第10条 本部に、配備体制に応じ別表第3に掲げる班を置く。

- 2 本部の班の分掌事務は、別表第3に掲げるとおりとする。
- 3 班に班長及び班員を置く。
- 4 班長は、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、必要な応急対策を実施する。
- 5 班員は、上司の命を受け、災害対策に従事する。

(応急対策本部事務局)

第11条 本部に本部事務局を置き、本部事務局に別表第4に掲げる班を置く。

2 本部事務局の班の分掌事務は、別表第4に掲げるとおりとする。

(本部事務局の職制)

第12条 本部事務局に事務局長を、本部事務局の班に班長及び班員を置く。

2 本部事務局の事務局長には、防災危機管理部次長の職にある者を、班長は、防災危機管理部危機管理課長、防災計画課長及び消防課長の職にある者並びに危機管理課の職員のうちから危機管理課長があらかじめ指名した職員、防災計画課の職員のうちから防災計画課長があらかじめ指名した職員及び消防課の職員のうちから消防課長があらかじめ指名した職員を、班員は、防災危機管理部危機管理課、防災計画課及び消防課のその他の職員並びに各本部員があらかじめ指名した職員をもって充てる。

(事務局長等の職務)

第13条 事務局長は、事務局の事務を掌理し、事務局に属する職員を指揮監督する。

2 班長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 班員は、上司の命を受け、災害対策に従事する。

第4章 現地応急対策本部

(現地応急対策本部に属する者)

第14条 現地応急対策本部には、本部長が指名する現地応急対策本部長、本部員及びその他の職員を置く。

(現地応急対策本部の所掌事務及び設置場所)

第15条 現地応急対策本部は、次の事務を所掌する。

- 一 被害状況及び応急対策実施状況等の情報収集及び分析
- 二 市町村及び関係機関等との連絡調整
- 三 その他緊急を要する応急対策の実施

2 現地応急対策本部の設置場所は、災害の現地若しくはその付近又は災害の現地の市町村庁舎等とする。

第5章 千葉県災害対策本部への移行

(千葉県災害対策本部への移行)

第16条 災害の規模が拡大し、又は拡大するおそれのあるときは、千葉県災害対策本部に移行するものとする。

第6章 雑則

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この規定は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この規定は、平成21年8月1日から施行する。

附 則
この規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この規定は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1 災害種別及び対応する応急対策本部

1 風水害等	千葉県風水害等応急対策本部
2 地震・津波災害	千葉県地震・津波災害応急対策本部
3 大規模火災	千葉県大規模火災応急対策本部
4 林野火災	千葉県林野火災応急対策本部
5 危険物等災害	千葉県危険物等事故応急対策本部
6 海上災害	千葉県海上事故応急対策本部
7 油等海上流出災害	千葉県油等海上流出事故応急対策本部
8 航空機災害	千葉県航空機事故応急対策本部
9 鉄道災害	千葉県鉄道事故応急対策本部
10 道路災害	千葉県道路事故応急対策本部
11 放射性物質事故	千葉県放射性物質事故応急対策本部

別表第2 応急対策本部の設置を要請する者及び本部長

	風水害等	地震・津波災害	大規模火災	林野火災	危険物等災害	海上災害	油等海上流出災害	航空機災害	鉄道災害	道路災害	放射性物質事故
総務部											
学事課長											○
総合企画部											
水政課長		○									○
空港地域振興課長								○			
交通計画課長	○	○							○		
健康福祉部											
健康福祉政策課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療整備課長			○	○	○	○	○	○	○	○	○
薬務課長			○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境生活部											
環境政策課長											○
大気保全課長											○
水質保全課長											○
自然保護課長											○
資源循環推進課長											○
廃棄物指導課長											○
商工労働部											
経済政策課長							○				
保安課長					○						
農林水産部											
農林水産政策課長	○	○									○
耕地課長		○									
森林課長	○	○		○							
水産課長						○					
漁業資源課長							○				
漁港課長	○	○				○	○				
県土整備部											
県土整備政策課長	○	○									
道路計画課長	○										
道路整備課長	○	○									
道路環境課長	○	○								○	
河川整備課長	○	○									
河川環境課長	○	○					○				
港湾課長	○	○				○	○				
市街地整備課長	○	○									
公園緑地課長	○	○									
下水道課長	○	○									
住宅課長	○	○									
水道局											
計画課長											○
局長が指定する課長		○									
企業庁											
庁長が指定する課長		○									
病院局											
経営管理課長			○	○	○	○		○	○	○	○
教育庁											
学校安全保健課長											○
警察本部											
警察本部長の指定する者			○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) ①本部長は、第1配備の関係課長とする。ただし、災害の状況によっては、「配備を要する課」以外の課長の出席を求める場合や、「配備を要する課等」の課長であっても出席を要しない場合がある。

別表第3 千葉県応急対策本部各班

部名	班名	班長	分掌事務
総務部	総務班	総務課長	1 部内の連絡調整に関する事。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関する事。 3 災害関係職員の動員及び派遣に関する事。
	管財班	管財課長	1 県本部の施設、物品の確保及び自動車の配車に関する事。 2 応急対策物品の出納に関する事。 3 県有財産の被害の取りまとめに関する事。 4 統括管理施設の電気設備の保安の確保に関する事。
	学事班	学事課長	1 私立学校の被害の取りまとめ及び連絡調整に関する事。
総合企画部	政策企画班	政策企画課長	1 部内の連絡調整に関する事。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関する事。
	国際班	国際課長	1 通訳ボランティアの活動調整に関する事。
	報道広報班	報道広報課長	1 報道機関との連携に関する事。 2 災害広報に関する事。
	水政班	水政課長	1 飲料水供給の指導に関する事。 2 県及び市町村営等水道施設の被害及び復旧状況調査、千葉県水道災害相互応援協定に基づく調整に関する事。
	空港地域振興班	空港地域振興課長	1 成田国際空港に関する航空機事故に係る部内等の連絡調整に関する事。
	交通計画班	交通計画課長	1 交通機関の被害調査に関する事。
健康福祉部	健康福祉政策班	健康福祉政策課長	1 部内の連絡調整に関する事。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関する事。 3 総合的な医療救護体制に関する事。 4 災害救助法の施行の総括に関する事。 5 災害救助に関する他部班等との連絡調整に関する事。 6 災害弔慰金の支給等に関する法律の施行に関する事。 7 救援物資の要請受付に関する事。 8 義援品の受付及び配分に関する事。 9 災害時の健康被害に関する事。 10 健康福祉センターとの連絡調整に関する事。 11 その他応急対策に必要な業務に関する事。
	健康福祉指導班	健康福祉指導課長	1 生活保護施設等の被害調査及び災害対策に関する事。 2 一般ボランティアの活動調整に関する事。 3 部内各班所管の社会福祉施設の被害調査及び災害対策の取りまとめに関する事。 4 生活福祉資金等に関する事。
	健康づくり支援班	健康づくり支援課長	1 保健活動に関する事。
	疾病対策班	疾病対策課長	1 防疫に関する事。
	高齢者福祉班	高齢者福祉課長	1 高齢者支援ボランティアの活動調整に関する事。
	障害福祉班	障害福祉課長	1 障害者支援ボランティアの活動調整に関する事。
	医療整備班	医療整備課長	1 救護班の編成派遣及び指導に関する事。 2 医療機関の調整、被害調査及び災害対策に関する事。 3 医療ボランティアの活動調整に関する事。

健康福祉部	薬務班	薬務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 備蓄医薬品、衛生材料の供給に関する事。 2 飲料水の衛生に関する事。 3 油流出災害時の揮発成分による健康被害への対応（毒劇物情報）に関する事。 4 毒劇物の物性の調査に関する事。 5 毒劇物に係る必要な情報の提供に関する事。 6 毒劇物製造業等の被害状況の調査に関する事。 7 緊急医薬品の需給に関する事。 8 現地における医薬品等の購入に関する事。 9 緊急血液製剤の需給に関する事。
環境生活部	環境政策班	環境政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関する事。 3 環境保全協定締結工場の被害調査及び応急対策に関する事。
	大気保全班	大気保全課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物（危険物高圧ガス等の部課の所掌に係るものを除く。）を有する工場、事業場等の操業管理に関する事。 2 倒壊建築物の解体・撤去に伴う大気汚染の防止に関する事。 3 大気監視に関する事。
	水質保全班	水質保全課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 油、有害物質等の公共用水域（海域を除く。）への流出に対する監視及び応急対策に関する事。 2 地質災害の調査に関する事。 3 水質監視に関する事。
	自然保護班	自然保護課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然公園内等の被害状況及び応急対策実施状況の把握に関する事。 2 油流出災害時の傷病鳥獣の保護及び自然環境重要地域の被害状況の把握に関する事。
	資源循環推進班	資源循環推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）の発生及び処理状況の把握に関する事。 2 災害廃棄物の処理に係る各自治体、関係団体との連絡調整に関する事。 3 災害廃棄物の処理方法の指導に関する事。 4 一般廃棄物処理施設（市町村が設置したもの）の被害調査に関する事。
	廃棄物指導班	廃棄物指導課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物処理施設（資源循環推進課において所掌するものを除く）の被害調査に関する事。 2 産業廃棄物処理施設の被害調査に関する事。 3 産業廃棄物処理施設における受入可能調査に関する事。 4 産業廃棄物関係団体との連絡・調整に関する事。
	県民交流・文化班	県民交流・文化課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般ボランティアの活動調整に関する事。
商工労働部	経済政策班	経済政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関する事。 3 社団法人千葉県トラック協会との連絡調整に関する事。 4 企業（産業振興班において所掌するものを除く。）の被害調査及び応急対策に関する事。 5 必要物資のあっせんに関する事。 6 関係商工団体の連絡調整に関する事。
	経営支援班	経営支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業に対する災害融資及び利子補給に関する事。 2 県内金融機関の被害状況調査に関する事。 3 大規模商業施設との連絡調整に関する事。
	産業振興班	産業振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 臨海及び内陸工業（経済政策班、経営支援班及び保安班において所掌するものを除く。）の被害調査及び応急対策に関する事。

商工労働部	保安班	保安課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 高圧ガス保安法適用事業所の被害調査及び応急対策に関すること。 2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律適用事業所の被害調査及び応急対策に関すること。 3 火薬類取締法適用事業所の被害調査及び応急対策に関すること。 4 社団法人千葉県エルピーガス協会との連絡調整に関すること。
	観光班	観光企画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 県有観光施設等の被害状況の取りまとめに関すること。 2 県有観光施設の災害応急復旧に関すること。 3 災害に伴う観光業への影響に関すること。
	産業人材班	産業人材課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 高等技術専門校等の災害対策、被害調査及び連絡調整に関すること。
農林水産部	農林水産政策班	農林水産政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 3 応急食料の確保に関すること。 4 応急食料の供給について、農林水産省総合食料局を通じた売却指示に関すること。
	団体指導班	団体指導課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業金融に関すること。 2 水産金融に関すること。
	農地等整備班	耕地課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地及び農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	森林班	森林課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 木材及び薪炭の調達に関すること。 2 林地、治山施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 造林被害報告に関すること。 4 県民の森等施設利用者への対応に関すること。 5 林野火災発生箇所の被害調査及び復旧対策に関すること。
	農業改良班	担い手支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策技術の普及に関すること。
	水産班	水産課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内水産関係班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 2 漁船漁具の被害調査及び応急対策に関すること。 3 水産共同利用施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	漁業資源班	漁業資源課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 増養殖施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 災害に伴う漁場環境への影響に関すること。
	漁港班	漁港課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 漁港施設、漁港区域に係る海岸保全施設の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 2 油流出災害時の県管理漁港区域における防除作業に関すること。
	県土整備部	県土整備政策班	県土整備政策課長
道路整備班		道路整備課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 県管理道路、橋梁等の応急建設に関すること。
道路環境班		道路環境課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 県管理道路、橋梁等の被害調査及び災害対策に関すること。 2 県内道路の通行状況の把握に関すること。
河川整備班		河川整備課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 県管理河川、国土交通省水管理・国土保全局管理海岸保全区域の応急建設に関すること。 2 国土交通省所管の砂防、地すべり、急傾斜地の応急建設に関すること。

県土整備部	河川環境班	河川環境課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防活動全般に関すること。 2 県管理河川、国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域の被害調査及び災害対策に関すること。 3 国土交通省所管の砂防、地すべり、急傾斜地の被害調査及び災害対策に関すること。 4 油流出災害時の県管理河川、国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域における防除作業に関すること。
	港湾班	港湾課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾の被害調査及び災害対策に関すること。 2 油流出災害時の港湾区域における防除作業に関すること。 3 港湾区域内の海上災害の情報収集に関すること。 4 港湾の応急復旧に関すること。
	市街地整備班	市街地整備課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 区画整理事業施行中地区の被害調査に関すること。
	公園緑地班	公園緑地課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 県立公園等の被害調査に関すること。
	下水道班	下水道課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道の被害調査に関すること。
	建築指導班	建築指導課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急危険度判定の実施に関すること。 2 応急危険度判定ボランティアの受付・登録及び活動調整に関すること。 3 建築物の被害情報の収集・整理に関すること。
	住宅班	住宅課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅の応急対策に関すること。 2 公営住宅の被害調査に関すること。
水道局	総務広報班	総務企画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 局内の対策本部会議の議事録及び局全体の活動記録の取りまとめに関すること。 2 県への被害情報の報告に関すること。 3 県営水道にかかる報道対応及び広報活動に関すること。
	お客様対応班	業務振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 県営水道にかかる住民からの問い合わせに関すること。 2 局内の情報システムの復旧に関すること。
	渉外班	財務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急通行車両の手続きに関すること。 2 局内の職員の必要物品の調達に関すること。 3 災害関係費用の調達・支払いに関すること。
	応急給水管理班	計画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 県営水道区域内の応急給水・復旧の総合調整に関すること。 2 応急給水活動に係る事務、指定機関への応援要請等に関すること。
	浄水管理班	浄水課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 浄水場等施設の復旧調整に関すること。 2 応急給水活動用水源の確保・調整及び給水拠点の立ち上げに関すること。 3 水運用に関すること。 4 水源・浄水・給水栓水の情報収集及び水質監視等の緊急対応に関すること。
	応急復旧管理班	給水課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 県営水道区域内送配水・給水管等施設の応急復旧に係る事務、指定機関への応援要請等に関すること。
	企業庁	管理班	企業総務課長
工業用水班		工業用水課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 企業庁事業のうち、工業用水道事業に係る事業区域内の被害調査及び応急対策に関すること。
地域整備班		事業調整推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 企業庁事業のうち、地域整備部の所掌する事業区域内の被害調査及び応急対策に関すること。

病院局	経営管理班	経営管理課長	1 局内の連絡調整に関する事。 2 局内の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関する事。
教育庁	学校危機管理班	学校安全保健課主幹（危機管理担当）	1 庁内職員の動員及び配置に関する事。 2 庁内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関する事。 3 庁内の連絡調整に関する事。 4 学校支援ボランティアの活動調整に関する事。
	教育総務班	教育総務課長	1 教育事務所との連絡調整に関する事。 2 公立学校の給与の非常時払いに関する事。
	教育広報班	教育政策課長	1 報道機関への対応に関する事。 2 広報に関する事。
	財務施設班	財務施設課長	1 災害関係の予算措置に関する事。 2 公立学校の施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 県立学校運営上の応急対策に関する事。
	生涯学習班	生涯学習課長	1 公民館、図書館、青年の家等社会教育施設の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関する事。
	指導班	指導課長	1 教科書等の供給に関する事。 2 千葉県総合教育センター及び千葉県子どもと親のサポートセンターの被害調査及び応急対策に関する事。 3 県立高等学校生徒の就学措置に関する事。 4 被害地における教育についての指導助言に関する事。
	特別支援教育班	特別支援教育課長	1 県立特別支援学校の児童及び生徒の就学措置に関する事。 2 県立特別支援学校の児童・生徒及び職員の被害状況の取りまとめに関する事。
	教職員班	教職員課長	1 市町村教育委員会に対する児童及び生徒の就学措置に関する事。 2 公立学校（県立特別支援学校を除く）の児童・生徒及び職員の被害状況の取りまとめに関する事。
	学校安全保健班	学校安全保健課長	1 学校給食物資のあっせんに関する事。 2 公立学校の児童、生徒及び職員の健康状態の把握に関する事。
	文化財班	文化財課長	1 文化財の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関する事。 2 博物館等の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関する事。
警察本部	警察本部長の指定する者		1 災害時の警備に関する事。

- (1) 状況によっては、千葉県災害対策本部組織上の関係のある班が上記に編入されるものとする。
- (2) 班長が、本部員を兼ねる場合がある。

別表第4 千葉県応急対策本部事務局各班

班 名	分 掌 事 務
統制班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急対策本部事務局及び各部の災害応急対策の進捗管理に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害応急対策予定表の作成 (2) 応急対策本部各部が作成する災害応急対策予定表の調整 (3) 災害応急対策の実施結果の確認 2 現地応急対策本部の要請及び設置に関すること。 3 応急対策本部事務局の組織、職員の配置及び勤務体制に関すること。 4 事務局各班の業務の分担に関すること。 5 国、全国知事会、九都県市応援調整本部等との連絡・調整に関すること。 6 応急対策本部会議の運営に関すること。 7 班長調整会議の実施等、事務局各班相互の連携に関すること。 8 文書の供覧、文書管理の指示に関すること。 9 応急対策本部の記録に関すること。 10 他の班に属さないこと。
分析班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急対策本部長等の状況判断に係る情報の分析に関すること <ol style="list-style-type: none"> (1) 震度情報ネットワークシステム、地震被害想定システムの結果から被害を想定。 (2) 主要な情報収集項目を決定し、情報班に情報を要求 (3) 入手した情報を評価（信頼性と緊急性）し、本部長等に報告するとともに各班に提供。 (4) 集約・整理された情報を分析（被害の概括と応急対策に及ぼす影響）し、本部長等に報告するとともに各班に提供。
情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報の収集に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市町村、消防（局）本部から県内被害状況を収集 (2) ライフライン関係機関から被害及び復旧状況を収集 (3) 自衛隊、海上保安庁、千葉県警察等関係機関が入手した被害情報を収集 (4) 千葉県に影響を及ぼす他都県の被害状況を収集 (5) マスコミが報道した被害状況を収集 2 ヘリコプター映像伝送の要請、高所カメラの撮影に関すること。 3 市町村の避難勧告・指示及び住民の避難状況に関すること。 4 被害の発生・拡大及び救援活動に影響を及ぼす気象・海象情報の収集に関すること。 5 帰宅困難者、滞留者に係る情報の収集に関すること。 6 その他、事務局長から命ぜられた情報の収集に関すること。 7 被害情報の集約・整理に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各部局が担任する被害情報を集約 (2) 分野別に被害情報を集約・整理 (3) 定時に被害報告報（被害の取り纏め）を作成 8 被害情報の報告・提供に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国（消防庁等）への災害緊急報告、被害報告 (2) 事務局各班の情報要求に係る情報の提供 (3) 重要情報、被害報告報を事務局各班（各部局は連絡調整班経由）、市町村、関係機関等に提供

<p>応急対策班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急対策本部が実施する災害応急対策の方針等の策定に関すること。 2 災害応急対策の総合調整に関すること。 3 自衛隊の災害派遣要請、緊急消防援助隊出動要請、広域消防応援指示、医療救護班等の派遣要請及び運用調整に関すること。 4 被災市町村の災害応急対策（避難勧告・指示、広域応援の要請等）の助言に関すること。 5 自衛隊、警察、消防機関との運用調整、その他関係機関との連絡調整に関すること。 6 支援ヘリコプターの運航調整に関すること。
<p>被災者支援班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者支援の総合調整に関すること。 2 帰宅困難者・滞留者対策に関すること。 3 広域避難者対策に関すること。 4 生活再建支援法に関すること。 5 義援金の募集、配分に関すること。 6 ボランティアセンターの開設に関すること。 7 その他被災者支援に関すること。
<p>物資支援班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の所要の算定、調達、配分に関すること。 2 県備蓄物資の配分・配送及び自治体間の備蓄物資の相互応援に関すること。 3 支援計画の作成に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 救援物資集積拠点の選定 (2) 救援物資輸送ルート及び緊急輸送道路の選定 (3) 救援物資集積拠点の体制（集荷、荷分け、発送業務）構築及び運営要領の策定 4 物資集積拠点の運営（荷受、倉庫管理、出荷）に関すること。 5 輸送手段（車両、航空機、船舶）の確保及び輸送に関すること。 6 自衛隊への輸送要請に関すること。 7 救援物資輸送車両の運行指示に関すること。 8 災害従事車両通行手続き等に関すること。
<p>通信・システム班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災行政無線の維持・管理に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 通信施設・装置・回線の点検と異常時の対処 (2) 現地派遣班、現地応急対策本部の通信設備の準備 (3) 気象台からの気象予警報、地震・津波情報等を情報班に通報するとともに、関係市町村、関係機関に一斉通報 2 防災情報システムの維持・管理に関すること。 3 大型表示装置の運用・操作に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報分析班から示された緊急重要情報を大型画面に表示 (2) 適宜、重要度を考慮し、情報（映像を含む。）を大型画面に表示 (3) 高所カメラによる被災状況の撮影と映像の表示 (4) ヘリコプターから伝送された映像の表示 4 特別会議室の器材操作に関すること。 5 ちば衛星号の運用に関すること。
<p>広報班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報班との連携に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 広報に関する態勢、要領等全般について (2) 広聴室（県民からの問い合わせ）に係る連絡・調整 2 知事コメントの内容に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> 3 知事記者会見に関すること。 4 記者発表に関すること。 5 報道機関からの取材に関すること。 6 県民への情報発信に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 報道広報課を通じ、(災害時における放送要請に関する協定) 放送局へ緊急放送を要請 (2) ホーム・ページへの掲載及び更新 (3) その他の広報媒体を通じた情報発信 7 県議会及び視察者の対応に関すること。
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> 1 配備職員の参集状況の確認に関すること。 2 配備職員及びその家族の安否の確認に関すること。 3 応急対策本部事務局の執務環境に関すること。 4 応急対策本部事務局職員の食糧、仮眠場所の確保に関すること。 5 自衛隊等関係機関からの派遣職員に対する支援に関すること。
現地派遣班	<ul style="list-style-type: none"> 1 現地被害状況の収集、報告に関すること。 2 応急対策本部支部及び市町村災害対策本部との連絡調整に関すること。 3 現地応急災害対策本部の準備及び設置等に関すること。
連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"> 1 各部で収集した被害情報の報告に関すること。 2 各部の災害応急対策の実施内容及びその進捗状況の報告に関すること。 3 各部との連絡に関すること。

4 千葉県災害復旧対策本部設置要綱<資料1-10>

(趣 旨)

第1条 この要綱は、県の各執行機関が災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第87条の規定により実施する災害復旧事業（以下「復旧事業」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るため、千葉県災害復旧対策本部（以下「本部」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 知事は、県の地域において災害（法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合であって、復旧事業を実施する必要があると認めたときは、本部を設置するものとする。

2 知事は、本部を設置した後において、復旧事業が終了し、又は本部を設置しておく必要がないと認めたときは、本部を廃止するものとする。

(所掌事務)

第3条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 県の各執行機関の行なう復旧事業の実施に係る総合調整及び進行管理に関すること。
- 二 法第88条に規定する災害復旧事業費の決定に係る知事の報告その他県が提出する資料等のとりまとめに関すること。
- 三 その他復旧事業に係る関係各機関の連絡調整に関すること。

(組織)

第4条 本部は、本部長、副本部長、本部員及び幹事をもって組織する。

2 本部長は知事の職にある者、副本部長は副知事（副知事に事故があるとき、又は欠けたときは総務部長）の職にある者をもって充て、本部員及び幹事は次の表の左欄に掲げる部局の区分に応じ、それぞれ当該中欄及び右欄に掲げる職にある者並びに本部長が特に必要と認めた県の職員（各執行機関の職員を含む。）をもって充てる。

部 局	本 部 員	幹 事
総 務 部	部長(部長が副本部長に任命されたときは、総務部次長)	総務課長、財政課長、市町村課長及び消防地震防災課長
総合企画部	部 長	政策企画課長
健康福祉部	部 長	健康福祉政策課長
環境生活部	部 長	環境政策課長
商工労働部	部 長	経済政策課長
農林水産部	部 長	農林水産政策課長
県土整備部	部 長	県土整備政策課長
出 納 局	会計管理者	出納局長
企 業 庁	庁 長	企業総務課長及び財務課長
水 道 局	局 長	総務企画課長及び計画課長
病 院 局	局 長	経営管理課長
教 育 庁	教 育 長	教育総務課長及び財務施設課長
警 察 本 部	本 部 長	警備部参事官兼警備課長兼災害対策室長

3 本部長は、復旧事業の推進のため必要と認めるときは、関係県民センターに支部を設置するものとする。

4 前項の規定により支部を設置したときは、当該支部に支部長、副支部長を置き、支部長は県民センターの長、副支部長は県民センターの次長（事務所の置かれている県民センターにあつては、県民センターの次長及び県民センターの置かれている事務所の長）をもつてこれに充てる。

なお、千葉支部については、支部長は防災対策監、副支部長は消防地震防災課長の職にある者をもつて充てる。

（職務）

第5条 本部長は、本部の所掌事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。

3 本部員及び幹事は、それぞれの分掌事務の範囲内で本部の所掌事務を処理するものとする。

（関係各機関に対する協力要請）

第6条 本部長は、第3条の所掌事務を執行するために必要と認めるときは、関係各機関に対して資料の提出等の協力を要請するものとする。

（雑則）

第7条 本部の庶務は、総務部消防地震防災課及び総務部財政課において処理する。

2 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し、必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。ただし、第4条第3項に規定する支部の運営に関し必要な事項は、本部長の承認を経て支部長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年1月5日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月20日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

5 東日本大震災千葉県災害復旧・復興本部要綱<資料1-11>

(趣旨)

第1条 この要綱は、県の各執行機関が東日本大震災に伴う災害復旧・復興事業（以下「復旧・復興事業」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るため、東日本大震災千葉県災害復旧・復興本部（以下「本部」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 知事は、復旧・復興事業を実施する必要があると認めるときは、本部を設置するものとする。

2 知事は、本部を設置した後において、復旧・復興事業が終了し、又は本部を設置しておく必要がないと認めるときは、本部を廃止するものとする。

(所掌事務)

第3条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 復旧・復興状況の総合的な把握及び連絡調整に関すること。
- 二 被災住民の生活再建の支援に関すること。
- 三 インフラの復旧に関すること。
- 四 産業の再生・振興に関すること。
- 五 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る総合的な連絡調整に関すること。
- 六 その他、被災地域及び周辺地域の復旧・復興に係る重要事項に関すること。

(本部の組織)

第4条 本部は、本部長、副本部長、統括本部員、本部員をもって組織する。

2 本部長は知事の職にある者、副本部長は副知事の職にある者、統括本部員は防災危機管理部長の職にある者をもって充て、本部員は別表1の左欄に掲げる部局の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる職にある者並びに本部長が特に必要と認めた県の職員をもって充てる。

(本部会議)

第5条 会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(本部長等の職務)

第6条 本部長は、本部の所掌事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 3 統括本部員は、本部員を統括する。
- 4 本部員は、それぞれの分掌事務の範囲内で本部の所掌事務を処理するものとする。

(関係各機関に対する協力要請)

第7条 本部長は、第3条の所掌事務を執行するために必要と認めるときは、関係各機関に対して資料の提出等の協力を要請するものとする。

(事務局の組織)

第8条 本部に事務局を置く。

2 事務局は、事務局長、事務局次長及び事務局員をもって組織する。

3 事務局の事務局長は原発事故対応・復旧復興担当部長、事務局次長は防災計画課副参事(原発事故対応・復旧復興)の職にあるものをもって充て、事務局員は別表2の左欄に掲げる部局の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる職にある者並びに事務局長が特に必要と認めた県の職員をもって充てる。

(事務局員会議)

第9条 会議は、必要に応じて事務局長が招集する。

(プロジェクトチーム)

第10条 本部は、特定の課題に対応するためプロジェクトチームを置くことができる。

(事務局長等の職務)

第11条 事務局長は、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(雑則)

第12条 事務局の庶務は、防災危機管理部防災計画課及び事務局長が特に必要と認める所属において処理する。

2 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表1（第4条）

部 局 庁	本 部 員
総 務 部	総務部長
総合企画部	総合企画部長
防災危機管理部	防災危機管理部長 原発事故対応・復旧復興担当部長
健康福祉部	健康福祉部長 保健医療担当部長
環境生活部	環境生活部長
商工労働部	商工労働部長
農林水産部	農林水産部長
県土整備部	県土整備部長
企 業 庁	企業庁長
水 道 局	水道局長
病 院 局	病院局長
教 育 庁	教育長
警 察 本 部	県警察本部長

別表2（第8条）

部 局 庁	事務局員
総 務 部	総務課長、行政改革推進課長及び財政課長
総合企画部	政策企画課長
防災危機管理部	危機管理課長及び防災計画課長
健康福祉部	健康福祉政策課長
環境生活部	環境政策課長
商工労働部	経済政策課長
農林水産部	農林水産政策課長
県土整備部	県土整備政策課長
企 業 庁	企業総務課長
水 道 局	総務企画課長
病 院 局	経営管理課長
教 育 庁	教育政策課長及び財務施設課長

[応援協定等一覧表]

1 応援協定等一覧表<資料1-12>

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結(契約)日 ()は最新変更	内容	担当部署
1	九都県市災害時相互応援に関する協定	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市	H22.4.1	被災都県市の応急対策及び復旧対策に対する応援等に係る協定	危機管理課
	九都県市災害時相互応援に関する協定実施細目		H22.4.1	上記協定の実施に係る必要事項	
	「九都県市災害時相互応援に関する協定」に基づく応援調整都県市マニュアル		H15.10 (H22.4.1)	上記協定の実施に係るマニュアル	
2	震災時等の相互応援に関する協定	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県	S52.6.16 (H16.2.24)	関東知事会の調整の下に行われる広域応援に係る協定	危機管理課
	震災時等の相互応援に関する協定実施細目		H8.9.1 (H16.2.24)	上記協定の実施に係る必要事項	
3	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国都道府県	H8.7.18 (H24.5.18)	全国知事会の調整の下に行われる広域応援に係る協定	危機管理課
	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定実施細目		H18.7.12 (H24.5.18)	上記協定の実施に係る必要事項	
4	災害時相互協力に関する申し合わせ	国土交通省関東地方整備局企画部、茨城県土木部、栃木県県土整備部、群馬県県土整備部、埼玉県県土整備部、千葉県県土整備部、東京都建設局総務部、神奈川県県土整備局、山梨県県土整備部、長野県建設部、さいたま市建設局、千葉市建設局、横浜市消防局、川崎市建設緑政局及び相模原市都市建設局	H22.4.1	国土交通省所管の法令等に基づき設置された公共施設に係る災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合の相互協力に係る申し合わせ	県土整備政策課
5	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県内全市町村	H8.2.23	災対法第67条第1項による市町村相互の応援に係る協定	危機管理課
6	千葉県広域消防相互応援協定書	千葉県下の市町村及び一部事務組合	H4.4.1 (H18.8.22)	相互応援に係る協定	危機管理課
	千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱		H4.4.1 (H13.12.1)	上記協定に係る実施要綱	
	航空特別応援実施要綱に基づく回転翼航空機による救急活動運用要領		H13.12.1	上記要綱に基づく必要事項	
	千葉県広域消防相互応援協定書に基づく火災調査等特別応援実施要綱		H15.4.1	消防本部相互間における火災調査等特別応援について必要な事項	
7	千葉県消防広域応援基本計画	千葉県内市町村		応援要請等及び応援消防部隊の派遣並びに消防部隊の運用を円滑かつ迅速に行うための必要事項	危機管理課
8	東京湾アクアラインの消防活動対策に関する協定	川崎市、木更津市及び財団法人川崎市消防防災指導公社	H9.11.28	被害の軽減を図るために必要な消防活動資機材の整備、使用及び管理に関する事項	危機管理課
9	大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画		S62.3.23 (H19.3.26)	他の都道府県の市町村による回転翼航空機を用いた消防に関する応援に係る千葉県の要請手続	危機管理課
	大規模特殊災害時におけるヘリコプター用燃料の供給に関する協力について	マイナミ空港サービス株式会社	S61.12.8	市町村等が指定する引渡場所への燃料の搬送及び給油	
10	ヘリコプターテレビ伝送システムによる映像情報の提供に関する覚書	千葉市	H11.3.31	ヘリコプターテレビ電送システムによる映像情報の提供	危機管理課

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結(契約)日 ()は最新変更	内容	担当部署
11	災害時における放送要請に関する協定	日本放送協会千葉放送局	S55.5.1	災害対策基本法第57条の規定に基づく放送要請に係る協定	報道広報課
12	災害時における放送要請に関する協定締結に関する覚書		S55.5.21	上記協定に係る覚書	
13	緊急警報放送の実施に伴う災害時における放送要請について		-	緊急警報放送の実施に伴う災害時の放送要請	
14	災害時における放送要請に関する協定	株式会社ニッポン放送	S55.4.25	災害対策基本法第57条の規定に基づく放送要請に係る協定	報道広報課
		千葉テレビ放送株式会社	S54.12.1	災害対策基本法第57条の規定に基づく放送要請に係る協定	
		株式会社ベイエフエム	H2.3.20	災害対策基本法第57条の規定に基づく放送要請に係る協定	
15	災害時における報道要請に関する協定	千葉県、千葉県公安委員会、千葉日報社	H9.4.1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	危機管理課 警察本部
		千葉県、千葉県公安委員会、朝日新聞社	H9.4.1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	
		千葉県、千葉県公安委員会、毎日新聞社	H9.4.1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	
		千葉県、千葉県公安委員会、読売新聞社	H9.4.1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	
		千葉県、千葉県公安委員会、産経新聞社	H9.4.1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	
		千葉県、千葉県公安委員会、東京新聞	H9.4.1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	
		千葉県、千葉県公安委員会、日本経済新聞社	H9.4.1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	
		千葉県、千葉県公安委員会、日刊工業新聞社	H9.4.1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	
		千葉県、千葉県公安委員会、日本工業新聞社	H9.4.1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	
		千葉県、千葉県公安委員会、時事通信社	H9.4.1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	
		千葉県、千葉県公安委員会、共同通信社	H9.4.1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	
		千葉県、千葉県公安委員会、日本テレビ放送網株式会社	H9.4.1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	
		千葉県、千葉県公安委員会、株式会社東京放送	H9.4.1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	
千葉県、千葉県公安委員会、株式会社フジテレビジョン	H9.4.1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定			
千葉県、千葉県公安委員会、全国朝日放送株式会社	H9.4.1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定			
16	災害時等における外国人県民等への報道要請に関する協定	エフエムインターウェブ株式会社	H19.3.20	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	危機管理課

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結(契約)日 ()は最新変更	内容	担当部署
17	千葉県水道災害相互応援協定	県内の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに、下総町、大栄町、山武町及び芝山町	H7.11.2	県の調整の下に行う応援活動に係る協定	水政課
18	東京都水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定	東京都水道局、千葉県水道局	H9.5.30	円滑かつ迅速な相互応援の実施に係る協定	水道局
	東京都水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定の了解事項		H10.3.4	上記協定に係る了解事項	
19	神奈川県企業庁水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定	神奈川県企業庁水道局、千葉県水道局	H10.3.25	円滑かつ迅速な相互応援の実施に係る協定	水道局
	神奈川県企業庁水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定の了解事項		H10.3.25	上記協定に係る了解事項	
20	横浜市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定	横浜市水道局、千葉県水道局	H9.5.30	円滑かつ迅速な相互応援の実施に係る協定	水道局
	横浜市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定の了解事項		H10.3.4	上記協定に係る連絡事項	
21	川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定	川崎市水道局、千葉県水道局	H9.5.30	円滑かつ迅速な相互応援の実施に係る協定	水道局
	川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定の了解事項		H10.3.4	上記協定に係る連絡事項	
22	災害時等における水道復旧活動に関する協定	千葉県水道管工事協同組合	H17.3.31	復旧工事、応急給水、資機材の供給	水道局
23	災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定	日本水道鋼管協会	H22.8.24	水道施設(導水管、送水管、配水管等)の復旧工事に関する協定	水道局
24	災害時等における水道施設の応急復旧工事に関する協定	一般社団法人千葉県電業協会	H22.8.25	水道施設(電気設備)の応急復旧工事に関する協定	水道局
25	災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定	一般社団法人千葉県建設業協会	H22.8.31	水道施設(導水管、送水管、配水管及び浄水場等)の復旧工事に関する協定	水道局
26	災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定	(株)日立製作所	H22.8.20	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	水道局
		(株)日立国際電気	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		昱(株)	H22.9.1	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)東芝	H22.8.25	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)明電舎	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		光商工(株)	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		三菱電機(株)	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	

整理 番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結(契約)日 ()は最新変更	内容	担当部署
26	災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	水道局
		日新電機(株)	H22.8.19	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		シンフォニアエンジニアリング(株)	H22.8.23	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		横河電機(株)	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		西川計測(株)	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)山武アドバンスオートメーションカンパニー	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		スイス通信システム(株)	H22.8.19	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		新菱工業(株)	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		荏原実業(株)	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		水ing(株)	H22.8.23 (H23.6.20)	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)クボタ (上下水エンジニアリング事業部)	H22.9.1	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)クボタ (ポンプ事業部)	H22.8.30	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)電業社機械製作所	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)中央設備	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)西島製作所	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		三機工業(株)	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		水道機工(株)	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)水機テクノス	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		磯村豊水機工(株)	H22.8.27	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
日機装(株)	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定			

整理 番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結(契約)日 ()は最新変更	内容	担当部署
26	災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定	前澤工業(株)	H22.8.30	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	水道局
		(株)森田鉄工所	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)栗本鐵工所	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		千代田工商(株)	H22.8.20	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		月島機械(株)	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		月島テクノメンテサービス(株)	H22.8.24	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		ワセダ技研(株)	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		日本原料(株)	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		オルガノ(株)	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)沖電気カスタマドテック	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)エス・アイ・シー	H22.8.24	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)日立プラントテクノロジー	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		シンフォニアテクノロジー(株)	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		住友重機械エンバイロメント(株)	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		メタウォーター(株)	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		JFEエンジニアリング(株)	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)神鋼環境ソリューション	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)石垣	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
(株)第一テクノ	H22.8.23	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定			
日本電気(株)	H22.8.24	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定			

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結(契約)日 ()は最新変更	内容	担当部署
26	災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定	(株)安川電機	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	水道局
		島津システムソリューションズ(株)	H22.8.27	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
27	災害時等における水道復旧用材料の供給に関する協定	日本ダクタイル鉄管協会	H17.3.24	水道復旧用材料の供給に関する協定	水道局
		水道バルブ工業会	H17.3.31	水道復旧用材料の供給に関する協定	
		富士機材(株)	H17.3.31	水道復旧用材料の供給に関する協定	
		太三機工(株)	H17.3.31	水道復旧用材料の供給に関する協定	
		渡辺パイプ(株)	H17.3.31	水道復旧用材料の供給に関する協定	
28	災害時等における水道復旧用材料の供給及び復旧工事に関する協定	大成機工(株)	H22.8.27	水道復旧用材料の供給及び復旧工事に関する協定	水道局
		コスモ工機(株)	H22.8.31	水道復旧用材料の供給及び復旧工事に関する協定	
28	災害時等における非常用自家発電設備燃料の供給に関する協定	千葉県石油協同組合	H17.3.31	非常用自家発電設備燃料の供給に関する協定	水道局
29	災害時における応急対策の協力に関する協定書	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 関東支部	H22.3.26	災害時における管路調査その他応急措置に関する協力に係る協定	下水道課
30	関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、(長野県)、(静岡県)	H20.8.1	関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール	下水道課
31	関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、横浜市及び川崎市の各工業用水道事業者	H11.1.5	被災事業者が他の協定事業者に要請する応援活動等に係る協定	企業庁
32	災害時の応急仮設住宅の建設に関する協定	一般社団法人千葉県建設業協会	S58.11.28	災害時における応急仮設住宅の建設に係る協定	住宅課
		社団法人プレハブ建築協会	S58.12.1	災害時における応急仮設住宅の建設に係る協定	
33	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	社団法人千葉県宅地建物取引業協会	H18.5.25	災害時における民間賃貸住宅の提供に係る協定	住宅課
		社団法人全日本不動産協会千葉県本部	H20.9.5	災害時における民間賃貸住宅の提供に係る協定	
		社団法人全国賃貸住宅経営協会、社団法人全国賃貸住宅経営協会千葉県支部	H23.9.14	災害時における民間賃貸住宅の提供に係る協定	
34	災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書	住宅金融公庫首都圏支店	H17.9.1	住宅被災者に対する住宅相談窓口の開設等に係る協定	住宅課
35	成田国際空港消防相互応援協定	成田市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、山武郡市広域行政組合、四街道市、印西地区消防組合、富里市、匝瑳市横芝光町消防組合、香取広域市町村圏事務組合、栄町、成田国際空港株式会社	H18.7.12	航空機災害の消火救難活動に関する相互応援に係る協定	危機管理課

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結(契約)日 ()は最新変更	内容	担当部署
36	地震、風水害、その他の災害応急対策に関する協定	一般社団法人千葉県建設業協会	H23.3.25	公共土木施設等の機能の確保及び回復に係る災害応急業務に関する協定	県土整備政策課
	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定			上記協定の実施に係る必要事項	
37	地震、風水害、その他の災害応急対策に関する協定	一般社団法人千葉県電業協会	H15.4.1	公共土木施設の電気設備の機能の確保及び回復に係る災害応急業務に関する協定	県土整備政策課
		社団法人千葉県測量設計業協会	H20.3.27	公共土木施設等の災害応急業務に必要な技術者及び器材等の確保及びその動員方法等に係る協定	
		一般社団法人千葉県地質調査業協会、関東地質調査業協会千葉県支部	H23.3.9	公共土木施設等の災害応急業務に必要な技術者及び器材等の確保及びその動員方法等に係る協定	
		一般社団法人千葉県建設コンサルタント業協会、社団法人建設コンサルタンツ協会関東支部	H22.4.22	公共土木施設等の災害応急業務に必要な技術者及び器材等の確保及びその動員方法等に係る協定	
38	地震災害応急復旧用仮設橋に関する協定	一般社団法人日本橋梁建設協会	H元.11.1	県が管理する橋梁等に地震災害が発生したときの、仮設橋の確保に係る協定	道路環境課
39	地震、風水害、その他の災害応急対策に関する業務協定	千葉曳船協会	H24.4.2	千葉港港湾区域内における災害応急業務の施行に関する協定	港湾課
40	地震、風水害、その他の災害応急対策に関する協定	一般社団法人千葉県造園緑化工事業協会	H20.5.15	県立都市公園の機能の確保及び回復に係る災害応急業務に関する協定	公園緑地課
41	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	社団法人千葉県産業廃棄物協会	H15.9.11	災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に係る協定	資源循環推進課
42	地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定	千葉県解体工事業協同組合	H15.9.11	災害廃棄物の撤去等に付随して必要となる被災した建物等の解体等に係る協定	資源循環推進課
43	災害時の応援業務に関する協定	社団法人千葉県空調衛生工事業協会	H20.9.10	公共施設のうち建築機械設備(空調設備等)の災害時の応援業務に係る協定	大気保全課
44	災害時の医療救護活動についての協定書	社団法人千葉県医師会	S57.1.1	医療救護班の派遣、収容医療機関の選定の協力	医療整備課
45	災害時の救護活動についての協定書	社団法人千葉県歯科医師会	H8.8.30	救護班の派遣	医療整備課
46	災害時の医療救護活動に関する協定書	公益社団法人千葉県看護協会	H13.8.30	医療救護班の派遣	医療整備課
		社団法人千葉県接骨師会	H13.8.30	医療救護班の派遣	

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結(契約)日 ()は最新変更	内容	担当部署
47	災害時の救護活動に関する協定書	社団法人千葉県薬剤師会	H13.11.30	薬剤師の派遣(救護所等における調剤業務及び医薬品等の管理、医薬品等の需給状況の情報把握・提供)	薬務課
		千葉県医薬品卸協同組合	H13.11.30 (H21.9.2)	医薬品等の確保・供給、集積所における医薬品等の管理、医薬品等の需給状況の情報把握・提供	
		千葉県医療機器販売業協会	H20.3.5	被災地の病院等に設置されている医療機器の修理・交換等	
		社団法人千葉県製菓協会	H13.11.30	救護所等で使用する医薬品等の確保・供給	
		千葉県医療機器工業会	H20.3.31	被災地内の病院等に設置されている医療機器の修理・交換、医療機器の破損等の情報の把握・提供	
		社団法人千葉県製菓業会	H13.11.30	保健所等に備蓄する災害用医薬品等の搬送	
		社団法人千葉県医薬品配置協会	H13.11.30	保健所等に備蓄する災害用医薬品等の搬送	
		一般社団法人日本産業・医療ガス協会	H20.3.5 (H21.9.2)	医療ガス等、資機材等の確保、供給及び安全確認	
48	災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社千葉県支部に委託する契約書	日本赤十字社千葉県支部	S51.4.1	医療・助産・死体の処理	健康福祉政策課
49	災害時における県民生活の安定を図るための基本協定	千葉県生活協同組合連合会	H9.11.7	応急生活物資の調達と安定供給、ボランティア活動、生活情報の収集、提供等	県民生活課
50	災害応急対策用貨物自動車供給契約書	千葉県トラック協会	H20.11.19	一般貨物自動車の供給	経済政策課
51	災害時における交通誘導業務、警戒業務に関する協定	千葉県警備業協会	H9.5.12	緊急交通路の確保等に関する交通誘導警備業務、避難場所等の警戒警備業務、その他県が必要と認める警備業務	警察本部
52	災害時における緊急通行妨害車両等の除去に関する協定	社団法人日本自動車連盟関東本部千葉支部	H17.4.28	緊急通行車両等の通行の妨害となっている放置自動車等の道路障害物の除去業務	危機管理課 警察本部
		千葉県レッカー事業協同組合	H19.5.30	緊急通行車両等の通行の妨害となっている放置自動車等の道路障害物の除去業務	
53	災害時における緊急輸送等に関する協定	一般社団法人千葉県タクシー協会	H24.7.4	応急対策に必要な県職員の輸送、災害の状況、被害情報の収集	危機管理課
54	災害時における遺体の搬送に関する協定	社団法人全国霊柩自動車協会	H17.6.1	災害時に遺体の搬送	衛生指導課
55	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書	社団法人千葉県エルピーガス協会	H11.3.31	カセットコンロ、カセットコンロ用ガスボンベ、液化石油ガスの提供	保安課
56	災害時の物資供給等に関する協定書	イオン株式会社関東カンパニー	H17.10.1	飲料品、食料品、日用生活品、その他県が指定する物資の提供	危機管理課

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結(契約)日 ()は最新変更	内容	担当部署
57	災害時の物資供給等に関する協定書	株式会社ローソン	H18.3.20	食料品、飲料水、日用品、その他県が指定する物資の提供	危機管理課
		株式会社セブン-イレブン・ジャパン	H20.12.24	食料品、飲料水、日用品、その他県が指定する物資の提供	
		株式会社サークルKサンクス	H21.2.12	食料品、飲料水、日用品、その他県が指定する物資の提供	
		株式会社ファミリーマート	H21.11.24	食料品、飲料水、日用品、その他県が指定する物資の提供	
58	災害時の食料供給等に関する協定書	全国農業協同組合連合会千葉県本部	H18.10.16	野菜、日持ちカット野菜、焼きイモ、蒸しトウモロコシ、その他県が指定する物資の提供	農林水産政策課
		全農パールライス東日本株式会社	H18.10.16	精米、無洗米、炊飯米、その他県が指定する物資の提供	
59	災害時の食料供給等に関する協定書	特定非営利活動法人コメリ災害対策センター	H22.3.3	作業関係、日用品等、水関係、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係等の提供	危機管理課
60	災害時の食料供給等に関する協定書	財団法人千葉県学校給食会	H22.9.7	米飯、精米、パン、副食等の提供	危機管理課
61	災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定	千葉中央葬祭業協同組合	H17.6.1	棺及び葬祭用品の供給、遺体の搬送	衛生指導課
		社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	H17.6.1		
62	災害時における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定	ドライアイスメーカー会・全日本ドライアイスディーラー会	H17.9.30	遺体保存用ドライアイス	衛生指導課
63	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書	千葉県石油商業組合	H16.11.2	一時休憩所として、飲料水、トイレの提供、ラジオ、テレビ等による情報の提供、地図等による通行可能な道路に関する情報の提供	防災計画課
64	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書(九都県市)	株式会社サークルKサンクス	H17.8.31	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		株式会社スリーエフ	H17.8.31	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		株式会社セブン-イレブン・ジャパン	H17.8.31	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		株式会社デイリーヤマザキ	H17.8.31	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		株式会社ファミリーマート	H17.8.31	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		ミニストップ株式会社	H17.8.31	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		株式会社ローソン	H17.8.31	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		株式会社吉野家	H17.8.31	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		国分グローサーズチェーン株式会社	H17.9.22	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		株式会社ココストア	H17.9.22	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結(契約)日 ()は最新変更	内容	担当部署
64	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書(九都県市)	株式会社ポブラ	H17.9.22	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	防災計画課
		山田食品産業株式会社	H17.9.22	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	H19.2.8	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		ロイヤルマネジメント株式会社	H19.2.8	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た災害に関する情報等、一時的な休憩の場の提供	
		株式会社モスフードサービス	H20.6.11	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た災害に関する情報等、一時的な休憩の場の提供	
		アールアンドケーフードサービス株式会社	H20.11.21	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た交通可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		株式会社九九プラス	H21.8.27	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た災害に関する情報等、一時的な休憩の場の提供	
		株式会社壱番屋	H22.8.20	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た交通可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		ワタミ株式会社	H23.6.20	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た交通可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		チムニー株式会社	H23.6.20	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た交通可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		株式会社第一興商	H23.9.1	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た交通可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		株式会社ビーアンドビー	H23.9.1	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た交通可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		株式会社サガミチェーン	H24.8.31	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た交通可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		味の民芸フードサービス株式会社	H24.8.31	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た交通可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
千葉県カラオケ事業者防犯協会	H24.9.18	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た交通可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供			
65	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	千葉県石油商業組合	H23.12.13	公用車燃料、自家発電設備等に使用する石油類燃料の供給(ガソリン、灯油、軽油及び重油等)	危機管理課
66	油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定	千葉県、及び京葉臨海北部地区、京葉臨海中部地区、京葉臨海南部地区の各石油コンビナート等特別防災区域に所在し、油防除資機材等を有する特定事業所及び海上共同防災組織	H11.3.23	オイルフェンス、油吸着マット、油回収ネット、油処理剤(油分散剤)、油導入式浮枠及び油回収用ポンプ等、ドラム缶(缶の上部は開放型)、その他支援すべき資機材等して扱えるもの	危機管理課
67	アマチュア無線による災害時応援協定書	日本アマチュア無線連盟千葉支部	H13.1.29	災害に関する情報の収集及び伝達に係る協定	危機管理課

[災害救助法関係]

1 災害救助法の適用基準<資料 1-13>

災害救助法による救助は、災害救助法施行令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む）の区域内において当該災害にかかり、被災者が現に救助を必要とする状態にある者に対して行われる。

災害救助法施行令

〔災害の範囲〕

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第2条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

別表第1（第1条関係）

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

- (2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

別表第2（第1条関係）

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満		1,000
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上		2,500

別表第3（第1条関係）

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		15
5,000人以上	15,000人未満	20
15,000人以上	30,000人未満	25
30,000人以上	50,000人未満	30
50,000人以上	100,000人未満	40
100,000人以上	300,000人未満	50
300,000人以上		75

- (3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情があつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。

別表第4（第1条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	5,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上	12,000

- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

- 2 前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たつては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもつて、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は3世帯をもつて、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表<資料1-14>

平成24年9月7日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	<p><基本額> 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内</p> <p><加算額> 冬季 別に定める額を加算</p> <p>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p>	災害発生の日から7日以内	<p>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。</p> <p>2 避難に当たっての輸送費は別途計上</p>							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	<p>1 規 格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。</p> <p>2 限度額 1戸当たり 2,401,000円以内</p> <p>3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)</p>	災害発生の日から20日以内に着工	<p>1 平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。</p> <p>2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</p> <p>3 供与期間 最高2年以内</p> <p>4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。</p>							
炊き出しその他による食品の供与	<p>1 避難所に収容された者</p> <p>2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者</p>	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	<p>1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。</p> <p>2 下記金額の範囲内</p>	災害発生の日から10日以内	<p>1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額</p> <p>2 現物給付に限ること</p>							
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 流失			夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
					冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
		半壊 床上浸水			夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
冬	9,100		12,000	16,800	19,900	25,300	3,300				

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、 医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の 額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途 計上
助 産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べんし た者であって災害のため 助産の途を失った者(出 産のみならず、死産及び 流産を含み現に助産を要 する状態にある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途 計上
災害にかかった 者の救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
災害にかかった 住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、 自らの資力により応急修 理をすることができない 者 2 大規模な補修を行わ なければ居住することが 困難である程度に住家が 半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等 日常生活に必要な最小限度の 部分 1 世帯当り 520,000円以内	災害発生の日から 1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、 半壊(焼)又は床上浸水に より学用品を喪失又は毀 損し、就学上支障のある 小学校児童、中学校生徒 及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出 又はその承認を受けて使用 している教材、又は正規の 授業で使用している教材実 費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬を 実施する者に支給	1体当り 大人(12歳以上) 201,000円以内 小人(12歳未満) 160,800円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、 かつ、四囲の事情により すでに死亡していると推 定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上 2 災害発生後3日を経過し たものは一応死亡した者と 推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者 について、死体に関する 処理(埋葬を除く。)を する。	(洗浄、消毒等) 1体当り3,300円以内 一 既存建物借上費 時 通常の実費 保 既存建物以外 存 1体当り 5,000円以内 検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日か ら10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途 計上 3 死体の一時保存にドライ アイスの購入費等が必要な 場合は当該地域における通 常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認め られる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条 第1号から第4号までに 規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 24,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、 臨床検査技師、臨床工学技士 及び歯科衛生士 14,700円以内 保健師、助産師、看護師及 び准看護師 16,000円以内 救急救命士 16,200円以内 土木技術者、建築技術者 16,100円以内 大工 18,600円以内 左官 17,200円以内 とび職 18,100円以内	救助の実施が認め られる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は 別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

[その他]

1 大地震に対する市町村避難対策計画推進要領<資料1-15>

昭和48年8月30日
千葉県防災会議決定

1 大地震発生の可能性

関東地方南部の地震の69年周期説（故河角博士提唱）によると、近い将来つまり昭和53年から大地震発生の危険期に入ることになる。そして大地震の発生には99.9%という高い確率で69年という周期性が存在するとされており、国・県・市町村をはじめすべての防災機関がそれを前提とした地震対策を推進中である。

2 避難対策計画の必要性

大地震は避けることのできない自然現象であるが、その被害を少しでも軽減する施策を講じなくてはならない。

本県も都市化の伸展にともなう人口の集中、そして、危険物の取扱いが一般化しているなど現在の都市においては多くの災害要因を内蔵していることは明らかである。

かかるなかでの事前対策としては、基本的には人口・産業の適正配置、建物の耐震不燃化等の耐災環境の整備など都市の防災化事業の推進にあたることは異論のないことであるが、少なくとも地域住民の生命、身体を守る施策の確立が急務である。

とくに地震における人的被害の主たる原因は、二次災害としての火災によるものである。関東大震災では死者、行方不明者の80%以上が火災によるものであったことが震災予防調査会から報告されている。

従って火災防止対策が重要課題であるが、万一の延焼拡大に備えての避難対策を推進しなければならない。

3 避難対策計画の性格

大地震時において、生命・身体に直接的に影響を及ぼすものは、家屋の倒壊・津波・火災等である。

とくに、火災による人命の損傷は、多数かつせいぜい惨な場合が多く、避難の困難性によるものと考えられる。

災害時における避難措置の直接的実施責務を有する市町村が、少なくとも地域住民の安全な避難場所とそこに至るまでの通路等について、地域防災計画の中に具体的に定め、広報、訓練等推進するものである。

4 市町村の避難対策計画の内容

- (1) 避難地及び避難路の選定
- (2) 避難地及び避難路の地区指定（割当）
- (3) 避難に関する広報
 - ① 避難地及び避難路の事前PR（平常時及び災害時）
 - ② 避難に関する知識のPR
- (4) 避難措置
 - ① 避難指示（勧告、命令）及び避難誘導
 - ② 避難地等の開設及び被災者救護施設
- (5) 避難地、避難開設所の整備、管理
- (6) その他

5 避難地、避難路の選定

- (1) 避難地は、震災時に少なくとも身の安全だけは守りうる場所として設置するものであり、被災者を一定の期間収容する避難所とは区別して考える必要がある。

また、避難路は避難地まで安全に到着するよう定める通り道である。現実の災害は、通常の予測と違った状態になることがしばしばあり、とくに大火災については、その発生場所、風向等の状況により避難地、避難路の変更も弾力的に考えなければならない。まだ現在では、広域避難地の設置は要しない地域が多いと思われるが、将来を展望して今後一層市街地が伸展すると考えられる地域は全体的空地の確保を都市計画に組み入れるよう努めるものとする。

なお、市街地、道路の状況によっては、被災者を一定期間収容する避難所の設置に重点を置けば足りる市町村もあると思われる。

地震発生想定は次のとおりである。

- | | | |
|------------|-----------------|--------|
| ① 地震の規模、震度 | マグニチュード 6.5～7.9 | 震度 5～6 |
| ② 発生時期 | 火気使用の多い冬期の夕方 | |
| ③ 気象 | 風速は12m/S | |
| ④ 家屋の倒壊 | 木造家屋の倒壊率20～30% | |

- (2) 避難地、避難路の選定は、災害の被害想定をもとにして、安全な場所、通路を選定することが必要であるが、地震災害は、いつ、どのようにして発生するか現時点では予測できないので、現有の地震対策関係資料を基礎として選定を行い、被害想定作業の進捗度に応じ、修正を要するものは修正するものとする。

(3) 避難地の選定基準

地震災害から人命を守る場所としての避難地は、

- ① 火災危険については前面建物等からの必要距離、収容すべき人口、面積、避難路
- ② 津波には相当の高台であること等の条件に適合する必要がある、諸条件を総合的に検討のうえ、決定することが大切である。

避難地選定上の一般的留意点は次のとおりである。

ア 地盤が耐震的であつ断崖絶壁、石垣、高い建物などの損壊の危険のあるものが附近にな

イ 周囲に防火帯あるいは防火壁となるものがあり、かつ延焼の媒介となるべき建物等から相当の距離があり、付近に多量の危険物等が集積されていないこと。

ウ 相当の広さを有し、かつ、その場所に竹藪・樹木などがあること。

エ 延焼の危険がある場合、あるいは収容人員が安全度をこえたとき、他に避難するのに便利なこと。

オ 津波あるいは堤防の決壊による浸水のおそれのある低地ではないこと。

カ 世帯、町内会（区・部落等）同一の避難場所とすること。

キ 予定する場所が巾員4m以上の道路、河川、鉄道用地に囲まれていない場合は建ち並ぶ建築物の外壁面から15m後退した地点から設定し、1人当りの面積は1㎡～2㎡とすること。

ク 鉄筋コンクリート造りのアパートについては内部から出火しない限り安全であると思われるので、避難対象としない（公団アパート等）。

ケ 市町村内の住民のほか、他の区域からの流入も考慮すること。

コ 道路、河川、線路は極力横切るとは避けること。

(4) 避難路の選定基準

地震による火災・津波等の場合における避難路は、災害の状況や避難指示の時期等により弾力的に考慮する必要があるが、避難をすべく各自の任意な判断にまかせることは安全確保のうえから適切でない。

火災が大規模になるまでは地震発生後かなりの時間的余裕があるので、市街地、道路、避難地までの距離、消防力などを総合的に検討して避難路を指定し、誘導がスムーズになされることが必要である。

避難路選定上の一般的な留意点は次のとおりである。

- ① 狭い路地、塀ぎわ、崖下、河川敷はさけて、適当な道路巾員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物取扱施設等がないこと。
- ② 道路、線路、河川を横切る避難はさけること。
- ③ 防火水そうを適当な距離で設置している道路であること。
- ④ 耐火建築物の多い道路であること。
- ⑤ 地盤が耐震的で地下に危険な埋設物がないこと。
- ⑥ 浸水等の危険のない道路であること。
- ⑦ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。
- ⑧ 道路の破損、信号機の故障、避難あるいは荷物の持ち出しに自動車を使用する等から通行車両の激増と停滞を招き自動車が火災の延焼の媒体となったりする。

また消火救急活動を行う緊急車の通行車線を確保するための交通規制、避難誘導のため警察と十分な協議を行うこと。

- ⑨ 避難路を火災から守るため消防機関と協議すること。

(5) 避難所の選定基準

人命を守る最少限の避難が完了した後、又は、家屋の倒壊、流出等により居所を失った被災者を一定の期間収容する施設であるので、ある程度の居住用設備を備え、しかも耐災的施設でなければならない。

避難所の選定上の留意点は次のとおりである。

- ① 被災者に対する救援、救護活動を実施することが可能な場所で、耐震耐火建物もしくは仮設住宅、幕舎等を設置することが可能な規模を有すること。
- ② 避難地との距離が比較的近くて、かつ、安全な場所であること。
- ③ 被災者が生活するに適切と認められる場所であること。

6 避難の指示（勧告・命令）

(1) 避難の指示

① 指示を行う者

(ア) 市町村長 (イ) 警察官 (ウ) 海上保安官 (エ) 自衛官 (オ) 知事

② 指示の時期と方法

(ア) 指示の時期 災害の状況、地域の状況に応じた具体的な計画

(イ) 指示の方法 周知徹底（広報）の方法

③ 指示の内容

(ア) 避難対象地域 (イ) 避難経路及び避難先 (ウ) 避難指示の理由

(エ) その他の必要事項（誘導の有無、携帯品等）

④ 関連措置

(ア) 防災関係機関に対する指示内容の通報連絡と協力依頼

(イ) 避難地及び避難所の開設

被災者の収容、給水給食の実施、医療救護、助産の実施、生活必需物資の支給、その他

(ウ) その他

(2) 避難誘導

- ① 誘導計画……誘導の実施者、誘導の地域場所
- ② 避難道路の確保……消火、自動車の交通規制、障害物の排除

7 避難に関する広報

(1) 避難地、避難路等の事前周知事項

- ① 避難地等の名称、所在位置
- ② 避難収容対象地区、対象人口
- ③ 避難地等への経路

(2) 避難に関する知識の普及

- ① 避難のための平素における心がけと準備
- ② 避難時における知識
- ③ 避難収容後における心得

- (参考) (1) 避難路の道路巾員 道路の沿線家屋等が倒壊した場合、例えば2階建では建物位置から3～4m程度はふさぐものと想定する必要がある。従って道路巾員8～10m以上が望まれる。
- (2) 火災延焼速度と避難路 道路の沿線家屋に火災が発生した場合には、ほとんどの道路が避難路として使用しえないものと想定しなければならない。火災の延焼速度は、建物構造、建ペイ率、建物階数、風速、発火後の経過時間、消防力等に影響されるものといわれている（延焼速度については、昭和44年消防庁告示第2号、消防に関する都市等級要綱の別図または、昭和40年度、東京理科大学、浜田稔教授の延焼理論がある。）。

2 火災・災害等即報要領<資料1-16>

(平成24年5月31日付け消防応第111号消防庁長官通知)

火災・災害等即報要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

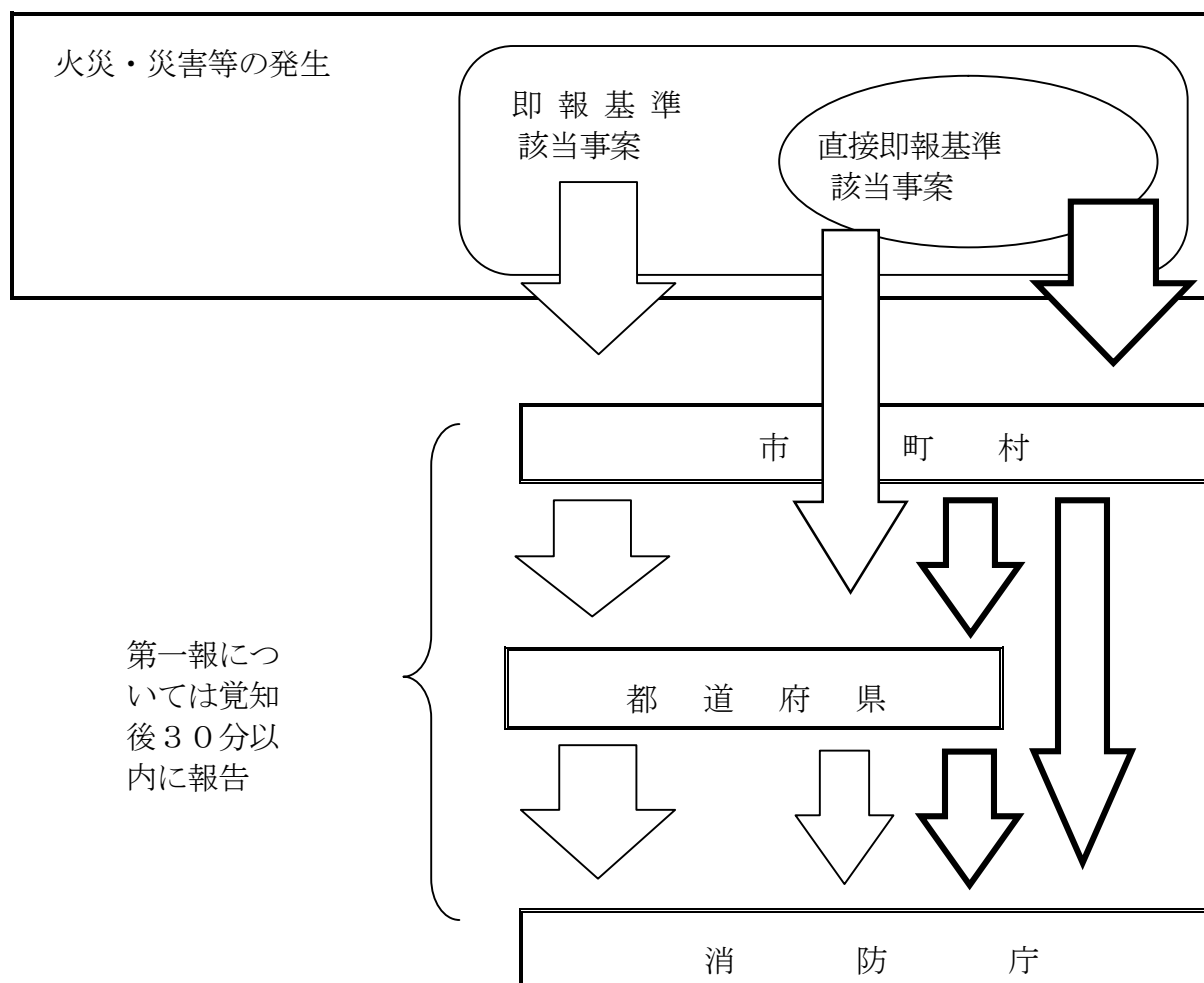
(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を

入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に留意し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

1) 死者が3人以上生じたもの

2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

1) 特定防火対象物で死者の発生した火災

2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災（1)以外のもの。）

ウ) 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ) 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であつて、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

- 2) 建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災
 - ア) 発見及び通報の状況
 - イ) 延焼拡大の理由
 - ア 消防事情
 - イ 都市構成
 - ウ 気象条件
 - エ その他
 - ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
 - エ) 罹災者の避難保護の状況
 - オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)
- 3) 林野火災
 - ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)

※必要に応じて図面を添付する。
 - イ) 林野の植生
 - ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)
- 4) 交通機関の火災
 - ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

- (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況
 防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。
- (10) 災害対策本部等の設置状況
 当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。
- (11) その他参考事項
 以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。
 (例)
 ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- (12) 原子力災害等の場合
 ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
 イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
 ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故等)

- (1) 事故災害種別
 「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事故等の概要
 「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。
- (3) 死傷者等
 ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。
 イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。
- (4) 救助活動の要否
 救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。
- (5) 要救護者数(見込)
 救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。
 また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。
- (6) 消防・救急・救助活動状況
 出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。
- (7) 災害対策本部等の設置状況
 当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。
- (8) その他参考事項
 以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。
 (例)
 ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況

- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式－その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式－その2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

- ア 災害の発生場所
被害を生じた市町村名又は地域名
- イ 災害の発生日時
被害を生じた日時又は期間
- ウ 災害の種類、概況
台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等
- エ 応急対策の状況
市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。
なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・災害ボランティアの活動状況

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名
 ※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) (月 日 時 分)	
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた理由	
	負傷者	重症	人			
		中等症	人			
		軽症	人			
建物の概要	構造 階層			建築面積 延べ面積		
焼損程度	全焼棟 焼損半焼棟 棟数	棟 棟 棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² a
り災世帯数				気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 { <ul style="list-style-type: none"> 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故 	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	(月 日 時 分)	
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. R I 等 7. その他()		物質名		
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢)	人	負傷者等	人(人)	
			重症	人(人)	
			中等症	人(人)	
			軽症	人(人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)	台	人	
		消防団	台	人	
		海上保安庁	人		
		自衛隊	人		
その他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人()	人()
	計 人	{ 重症 人() 中等症 人() 軽 症 人()	人()	人()
	不明 人			
救急活動 の要否				
要救護者数 (見込)		救助人員		
消防・救急・救 助活動の状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等	(都道府県)			(市町村)					
	の設置状況									

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

都道府県				区 分		被 害	
災害名・ 報告番号	災害名		田 畑	流失・埋没	ha		
	第 報			冠 水	ha		
	(月 日 時現在)			流失・埋没	ha		
				冠 水	ha		
報告者名				文 教 施 設	箇所		
				病 院	箇所		
				道 路	箇所		
				橋 り よ う	箇所		
				河 川	箇所		
				港 湾	箇所		
				砂 防	箇所		
				清 掃 施 設	箇所		
				崖 く ず れ	箇所		
				鉄 道 不 通	箇所		
				被 害 船 舶 隻			
				水 道 戸			
				電 話 回線			
				電 気 戸			
				ガ ス 戸			
				ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
				り 災 世 帯 数	世帯		
				り 災 者 数	人		
				火 災 発 生	建 物 件		
					危 険 物 件		
					そ の 他 件		
人的被害	死 者 人						
	行 方 不 明 者 人						
負傷者	重 傷 人						
	軽 傷 人						
住家被害	全 壊	棟					
		世帯					
		人					
	半 壊	棟					
		世帯					
		人					
	一 部 破 損	棟					
		世帯					
		人					
	床 上 浸 水	棟					
		世帯					
		人					
床 下 浸 水	棟						
	世帯						
	人						
非住家	公 共 建 物	棟					
	そ の 他	棟					

区		分	被	害	災 害 等 対 策 本 部	都 道 府 県 市 町 村			
公 立 文 教 施 設		千円							
農 林 水 産 業 施 設		千円							
公 共 土 木 施 設		千円							
そ の 他 の 公 共 施 設		千円							
小 計		千円							
公共施設被害市町村数		団体							
そ の 他	農 業 被 害	千円			災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名				
	林 業 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
	そ の 他	千円							
被 害 総 額		千円				計	団体		
					消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
					消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災害発生場所								
	災害発生年月日								
	災害の種類概況								
	応急対策の状況								
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 								

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

3 緊急消防援助隊運用要綱<資料1-17>

緊急消防援助隊運用要綱

平成20年8月27日改正

目次

- 第1章 総則
- 第2章 応援等実施計画
- 第3章 応援等出動
- 第4章 部隊移動
- 第5章 応援等指揮活動
- 第6章 受援計画
- 第7章 報告
- 第8章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月6日付け消防震第9号。以下「基本計画」という。）及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に沿った緊急消防援助隊の登録についての協力等について」（平成16年2月6日付け消防震第10号。以下「長官通知」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の出動及び活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地とは、大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。
- (2) 現地消防本部とは、被災地にかかる消防本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地にかかる市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。
- (4) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。（は）
- (5) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (6) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (7) 代表消防機関とは、基本計画第2章第1節3（2）の代表消防機関をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された部隊が属する市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊（法第30条第3項）の属する都道府県をいう。（は）
- (11) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれ

ある事故により生ずる災害をいう。

- (1 2) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (1 3) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (1 4) 進出拠点とは、出動した緊急消防援助隊が被災地に進出し、または進出する際、被災都道府県又はその隣接地域内において最初に集結する拠点をいう。(い) (に)
- (1 5) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官(以下「長官」という。)の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が別の被災地に出動することをいう。(に)

第2章 応援等実施計画

(応援等実施計画)

第3条 指揮支援部隊の所属する消防機関の長は、基本計画を踏まえて、指揮支援部隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するよう努めるものとする。

2 前項の指揮支援実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指揮支援部隊の編成
- (2) 出動体制
- (3) 情報連絡体制
- (4) その他必要な事項

3 都道府県知事は、基本計画及び当該都道府県内の市町村等に係る緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、都道府県隊が参集し、被災地へ出動するための都道府県隊応援等実施計画を策定するよう努めるものとする。(に)

4 前項の都道府県隊応援等実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県隊の編成
- (2) 都道府県隊の集結場所
- (3) 情報連絡体制
- (4) その他必要な事項

5 都道府県知事は、第3項の都道府県隊応援等実施計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見の集約を行うものとする。

(部隊編成)

第4条 緊急消防援助隊の部隊の編成は、基本計画及び長官通知に定めるところによるほか、次項及び第3項に定めるところによるものとし、具体的には、前条の指揮支援実施計画及び都道府県隊応援等実施計画に定めるところによるものとする。

2 指揮支援部隊は、第一次編成指揮支援部隊と第二次編成指揮支援部隊をもって編成するものとする。

3 都道府県隊の編成は次の例によるものとする。

- (1) 都道府県隊指揮隊は、原則として代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとし、管内災害対応等のため代表消防機関の指揮隊が出動できない場合は、代表消防機関代行の指揮隊をもって編成するものとする。

- (2) 大隊の編成は、各都道府県隊単位とし、「(〇〇都道府県) 隊」と呼称する。
- (3) 中隊の編成は、各都道府県隊の登録の状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、又は消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇) 中隊」、「(〇〇消防機関) 中隊」、又は「(消火) 中隊」等と呼称するものとする。(ろ) 各中隊長は、都道府県隊長が指定するものとする。
- (4) 小隊の編成は、各車両又は付加された任務単位とし、「(〇〇) 小隊」と呼称する。
- (5) C災害、B災害及びN災害に対する部隊の編成は、毒劇物等対応隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた部隊により特別に編成するものとする。
- (6) 航空部隊及び水上部隊は機体特性等を考慮し、別に編成する。

第3章 応援等出動

(応援等の体制の区分)

第5条 緊急消防援助隊による応援等の体制の区分は、次のとおりとする。

- (1) 第一次応援体制とは、指揮支援部隊及び基本計画第2章第3節2(1)の第一次出動都道府県隊が出動する体制をいう。
- (2) 第二次応援体制とは、第一次応援体制に加え、基本計画第2章第3節2(2)の出動準備都道府県隊が出動する体制をいう。
- (3) 特別応援体制とは、基本計画第2章第3節3の東海地震、首都直下地震、東南海・南海地震その他の大規模地震の場合における応援等の体制、並びに特殊災害時において(1)、(2)だけでは十分な対応がとれない場合において消防庁長官(以下「長官」という。)が別に定めるところにより出動する体制をいう。(は)

(応援要請)

第6条 被災地の属する都道府県の知事は、災害の状況、当該都道府県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、速やかに、長官に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする(別記様式1-1)。

- 2 被災地の市町村長は、災害の状況、当該市町村の消防力及び当該市町村の属する都道府県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、都道府県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合において、当該都道府県知事と連絡がとれない場合には、直接長官に対して、要請するものとする(別記様式1-2)。

(消防庁災害対策本部等の設置、出動の求め・指示等)

第7条 消防庁は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合、消防庁応急体制整備要領に基づき、被災地の都道府県等から災害情報の収集を行うとともに、庁内に災害対策本部を設置するものとする。

- 2 長官は、前項の場合において、災害の状況に応じて、法第44条及び基本計画に基づき、災害の状況を把握するため、指揮支援部隊及び航空部隊について出動の求め又は指示を行うものとする(別記様式2-1又は2-2)。また、災害情報の収集及び緊急消防援助隊の活動調整にあたらせるため、必要に応じ、消防庁職員を現地に派遣するものとする。(は)(に)
- 3 長官は、災害の状況及び被災地の消防力等を考慮し、法第44条及び基本計画に基づき、都道府県隊の出動の求め又は指示を行うものとする(別記様式2-1又は2-2)。この場合において、原則として応援先市町村を指定して出動の求め又は指示を行うものとするが、被災地が複数に及び、求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合には、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行い、第10条に規定する消防応援活動調整

本部と調整の上、部隊配備を行うものとする。(は) (に)

- 4 緊急消防援助隊の部隊配備は、原則として都道府県隊を単位として行うものとし、指揮支援部隊の所属する消防機関の部隊が含まれる都道府県隊については、原則として当該指揮支援部隊の担当する区域に配備するものとする。
- 5 航空部隊及び水上部隊は、機体特性等を考慮し、原則として第10条に規定する消防応援活動調整本部と調整のうえ、配備するものとする。(に)

(部隊の出動等)

- 第8条 長官の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。当該求め又は指示を受けた登録市町村の長は速やかに部隊を出動させるものとする。代表消防機関(代表消防機関代行の指揮隊をもって都道府県隊指揮隊を編成する場合にあっては代表消防機関代行。以下同じ。)は、第3条第3項の都道府県隊応援等実施計画に基づき、集結場所、集結時間を指定し、各登録市町村の消防機関に連絡するものとする。
- 2 長官の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに部隊を出動させるものとする。

(出動準備及び出動可能隊数の報告)

- 第9条 登録市町村の消防機関及び登録都道府県の航空隊は、基本計画に定めるところにより、緊急消防援助隊の出動準備を行うものとする。この場合において、登録市町村の消防機関は、直ちに可能隊数を都道府県及び代表消防機関に報告するものとし(別記様式3-3)、都道府県は、当該都道府県隊の出動可能隊数を消防庁に報告するものとする(別記様式3-2)。
- 2 第一次出動都道府県隊は、震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震災害が発生した場合、津波警報(大津波)が発表された場合又は火山の噴火災害が発生した場合は、基本計画に定めるところにより、出動の準備を行うとともに、都道府県を通じて長官の求め又は指示を確認後(都道府県と連絡がとれない場合には、直接、消防庁に長官の求め又は指示を確認後)、出動するものとする。(に) (ほ)
 - 3 長官は、政令市等以外で震度5強の地震が発生した場合等災害の状況に応じて、緊急消防援助隊の出動の可能性があると考えられるときは、第一次出動都道府県隊等について、出動の準備を求めるものとする。この場合における出動可能隊数の報告については、第1項の例によるものとする。(に) (ほ)

(注) 大規模災害又は特殊災害発生時には、消防庁から都道府県あてに出動準備及び出動可能隊数の報告の求めについて通知する(別記様式3-1) 予定であるが、消防庁からの通知がない場合であっても、都道府県は災害の状況に応じて必要と判断される場合には、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。

(注) 登録消防機関は、都道府県及び代表消防機関に対して出動可能隊数を報告するものとしているが、各代表消防機関は、東海地震等別に定める場合には、別途定める連絡調整担当消防機関にその内容を報告するものとし、当該連絡調整担当消防機関は、その内容をとりまとめ、消防庁に対して報告するものとする。

(参考 基本計画による出動準備を行う部隊)

災 害 規 模	出動準備を行う部隊
震度6弱（東京都特別区及び政令指定都市については震度5強）以上の地震災害が発生した場合、津波警報（大津波）が発表された場合又は噴火警報（居住地域）が発令された場合	災害発生都道府県に対応する指揮支援部隊
震度6弱（東京都特別区及び政令指定都市については震度5強）以上の地震災害が発生した場合、津波警報（大津波）が発表された場合又は火山の噴火災害が発生した場合	災害発生都道府県に対応する第一次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊（第一次出動都道府県は、出動準備の後、長官の定めるところ（上記第9条第2項）により参集を開始するものとする。）

(消防応援活動調整本部の設置)

第10条 被災地に属する都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条に規定に基づき緊急消防援助隊が出動した場合は、直ちに法第44条の2の規定に基づく消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。

また、被災地が一の市町村の場合であっても、当該都道府県の知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置することを妨げないものとする。（に）

- 2 調整本部は、都道府県災害対策本部と密接な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。（に）
- 3 法第44条の2第5項の規定に基づく調整本部の本部員については、次の例を参考に、事前に定めておくものとする。（に）
 - (1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び防災航空隊職員（に）
 - (2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行（に）
 - (3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、当該市町村を管轄する消防本部の職員（に）
 - (4) 法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長（に）
- 4 被災状況により調整本部に参集できない場合は、電話等により、調整本部と連絡を取り合うなど適宜対応することを妨げるものではない。（に）
- 5 調整本部の事務は、法第44条の2第2項の各号の事務として、次の事務をつかさどるものとする。（に）
 - (1) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。（に）
 - (2) 被災地を管轄する消防本部の消防隊、当該被災地に属する都道府県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急活動、後方支援等の活動の調整に関すること。（に）
 - (3) 各種情報の集約・整理に関すること。（い）（に）
 - (4) 自衛隊、警察等関係機関との連絡に関すること。（に）
 - (5) その他必要な事項に関すること。（に）
- 6 消防応援活動調整本部長（以下「調整本部長」という。）は、法第44条の2第8項の規定に基づき、調整本部への国の職員その他の者の出席を必要と認め、その要請を行った場合には、消防庁に対し、その旨を連絡するものとする。（に）

- 7 応援都道府県隊長は、努めて調整本部に連絡員を派遣し、必要な情報の収集及び提供等を行うものとする。(ろ) (に)
- 8 調整本部は、受援都道府県名を使用し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。(に)
- 9 当該都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所及びその構成員を、長官に対して速やかに連絡するものとする。(に)
- 10 当該都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い、調整本部を廃止した場合には、速やかに、その旨を長官に連絡するものとする。(に)

(後方支援本部の設置)

- 第11条 都道府県隊を出動させた消防機関は、円滑な後方支援を実施するため、当該都道府県の代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。
- 2 後方支援本部は、当該都道府県内の登録市町村の消防機関との連絡調整を行うとともに、出動部隊の活動状況について、当該出動部隊の属する市町村に対する情報提供を行うなど、出動部隊の活動支援を行うものとする。(に)

(集結場所及び進出拠点の調整・連絡等)

- 第12条 集結場所及び進出拠点の調整及び連絡等については、原則として次のとおりとする。(い)

(1) 都道府県隊の集結場所

代表消防機関は、都道府県隊応援等実施計画に定めるところにより、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて集結場所を決定し、登録市町村の消防機関に連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県又は調整本部と調整するものとする。

ただし、東海地震又は首都直下地震など被害が複数の都道府県に及ぶ地震を想定して策定された緊急消防援助隊アクションプランがある場合は、これらに定めるところによるものとする(以下(2)及び(3)について同じ)。(い) (ろ) (は) (に)

(2) 受援都道府県における進出拠点の決定

消防庁は、災害の状況及び道路の状況等を踏まえ、受援都道府県(又は被災地)と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県(又は応援都道府県の代表消防機関)に連絡するものとする。(い)

(3) 都道府県隊の出動ルート

都道府県隊長は、受援都道府県又は進出拠点に応じて、出動ルートを決定し、消防庁に報告するとともに、登録市町村の消防機関に連絡するものとする。

なお、出動途上における状況の変化等によって、出動ルート及び進出拠点を変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部にその旨報告するものとする。(い) (に)

(4) 進出拠点に到着後の都道府県隊長の任務

ア 都道府県隊長は、進出拠点に到着したときは、速やかに都道府県名、部隊規模を調整本部に報告するものとする。(い) (に)

イ 都道府県隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、進出拠点に到着後、調整本部に対し、応援先市町村を確認するものとする。(い) (に)

ウ 進出拠点が高速道路等のインターチェンジ等の場合は、都道府県隊長のみが先行し、前ア及びイの任務を実施し、無線等により当該都道府県隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。(に)

第4章 部隊移動

(部隊移動の基本) (に)

第13条 法第44条及び法第44条の3の規定に基づく部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を踏まえつつ、原則として新たな部隊の投入によりがたい、次に掲げる場合について行うものとする。

- (1) 地理的要因により新たな部隊の投入には時間を有し、人命救助のためそのいとまがない場合
- (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
- (3) 東海地震等の大規模災害で、緊急消防援助隊が不足し新たな部隊投入が不可能な場合

2 前項の部隊移動については、大隊単位を原則とする。

ただし、人命救助のため、特別の資機材を有している部隊の部隊移動を行う場合等、災害の状況に照らし特別の事情がある場合は、この限りではない。

(長官の求め又は指示による部隊移動) (に)

第14条 法第44条の規定に基づく長官の求め又は指示による部隊移動の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 長官は、部隊移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）に、部隊移動に関する意見を聴くものとする（別記様式4-1）。
- (2) 長官は、前号と同様に、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村長に、部隊移動に関する意見の聴くものとする（別記様式4-1）。
- (3) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式4-2）。
- (4) 緊急消防援助隊行動都道府県知事は、前号による緊急消防援助隊行動市町村長の意見を付して、長官に部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式4-3）。
- (5) 長官は、前3号及び4号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊の属する都道府県の知事に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする（別記様式4-4、4-5）。
- (6) 長官は、前号の求め又は指示を行った場合は、その内容を緊急消防援助隊行動都道府県の調整本部に情報提供し、当該調整本部は、その旨緊急消防援助隊行動市町村長に連絡するものとする（別記様式4-6）。

(都道府県知事の指示による部隊移動) (に)

第15条 法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示による部隊移動の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 都道府県知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に部隊移動に関する意見を聴くものとする。
- (2) 調整本部は、前号により意見を求められた場合には、本部員を経由して緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の消防応援の状況を総合的に勘案して、都道府県知事に部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 都道府県知事は、前号の調整本部の意見の踏まえ、部隊移動の指示を行うものとする（別記様式4-7）。
- (4) 前号の指示については、第17条に規定する緊急消防援助隊行動市町村の緊急消防援助隊

指揮支援本部を経由して、調整本部の指揮支援部隊長から都道府県隊長に伝達するなど、一元的かつ迅速に行うものとする。

- (5) 都道府県知事は、部隊移動の指示を実施した場合は、速やかに、その旨を長官に通知するものとする（別記様式4-8）。
- (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、緊急消防援助隊が市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を通じて当該市町村長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式4-9）。
- (7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対し、部隊数、移動経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第5章 応援等指揮活動

（指揮体制）

- 第16条 緊急消防援助隊は、被災地において、法第47条の規定に基づき、指揮者の指揮の下に（都道府県航空隊については、法第48条の規定による。）活動するものとする。（い）（は）
- 2 緊急消防援助隊は、被災地で活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と緊密に連携するものとする。
 - 3 指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）は、指揮者を補佐し、その指揮の下で、都道府県隊の活動の管理を行うものとする。
 - 4 都道府県隊長は、指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）の管理の下で、当該都道府県隊の活動の管理を行うものとする。
 - 5 中隊長は、都道府県隊長の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置）

- 第17条 指揮支援部隊長は、被災地に緊急消防援助隊指揮支援本部を設置するものとする。この場合、指揮支援隊長を本部長とする。
- ただし、指揮支援隊長を派遣出来ない場合は、都道府県隊長の中から、指揮支援部隊長が本部長を指名するものとする。（ろ）（に）
- 2 指揮支援本部は、次の事務をつかさどるものとする。
 - (1) 指揮者の指揮の下、部隊配備された都道府県隊の活動管理に関すること。
 - (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3) 調整本部への連絡に関すること。（い）（に）
 - (4) その他必要な事項に関すること。
 - 3 指揮支援本部は、受援市町村名を使用し、「〇〇市町村担当緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

（現場到着及び都道府県隊本部の設置）

- 第18条 都道府県隊長は、現場到着したときは、すみやかに、都道府県隊名、人員、車両、資機材等の内容を指揮者及び緊急消防援助隊指揮支援本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に報告し、次の事項について確認するものとする。（い）
- (1) 災害状況
 - (2) 活動方針
 - (3) 活動地域及び任務

- (4) 都道府県隊本部を設置する場合はその位置
- (5) 使用無線系統
- (6) 地水利状況
- (7) その他活動上必要な事項

2 都道府県隊長は、必要に応じて都道府県隊本部を設置するものとする。この場合において都道府県隊長を本部長とする。

3 都道府県隊本部は、次の事務をつかさどるものとする。

- (1) 指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）の管理の下で、都道府県隊の活動管理に関すること。
- (2) 都道府県隊の後方支援に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

4 都道府県隊本部は、「〇〇都道府県隊本部」と呼称する。

（情報提供等）（い）

第19条 消防庁は、指揮者、調整本部、緊急消防援助隊指揮支援本部、都道府県隊本部及び都道府県後方支援本部に対し、別記様式4「緊急消防援助隊指揮体制表」等により指揮体制及び情報連絡体制等の明確化を図るとともに、必要な情報提供を行うものとする。

（活動報告等）（い）

第20条 指揮支援部隊長は、災害状況、緊急消防援助隊をはじめとする消防機関の活動状況及びその他必要な事項について、適宜、消防庁及び調整本部に報告するものとする。（に）

2 指揮支援本部及び都道府県隊本部の本部長は、それぞれ緊急消防援助隊指揮体制表に基づき直近上位の本部長に対し、災害状況、活動状況及びその他必要な事項について適宜、報告するものとする。

（通信連絡体制等）

第21条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。

- (1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部及び関係機関間の通信連絡は、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワークその他の無線又は有線回線を使用する。（に）
 - (2) 指揮本部、調整本部、指揮支援本部及び都道府県隊本部相互間の通信は、全国共通波1を使用する。（に）
 - (3) 被災地が複数にわたる等のため、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長は、全国共通波2及び全国共通波3のいずれかから、消防力の配備及び活動状況に応じて使用波を指定する。（ろ）
 - (4) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を分離する必要がある場合、上記（3）で指定された全国共通波以外の全国共通波の交信が確認されない場合は、指定波以外の全国共通波を指定することができる。ただし、交信が確認された場合は、直ちに当該全国共通波の使用を中止することとする。（ろ）
 - (5) 都道府県隊本部と同隊に属する中隊との通信及び同一中隊内相互の通信は、県内共通波を使用する。
- 2 全国共通波の運用に際し輻輳が確認された場合、当該全国共通波の運用は、原則として次により行うものとする。（ろ）
- (1) 無線統制は、指揮支援部隊長又は指揮支援本部長の指示により行う。
 - (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、下記の場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。（に）

- ア 応援要請を行う場合
- イ 職員等又は消防車両の重大な事故が発生した場合
- ウ 新たな災害が発生した場合
- エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合（に）

（活動終了後）

第22条 指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の活動の全てを終了する場合は、被災地の都道府県知事に次の事項を報告するものとする。（い）

- (1) 緊急消防援助隊の活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

2 指揮支援隊長及び都道府県隊長は、指揮者の引揚げ指示があった場合には、速やかに調整本部に報告するとともに、現場における活動を終了するものとする。（い）

3 指揮支援隊長及び都道府県隊長は、前項に基づき現場における活動を終了した場合には、前項に掲げる事項を指揮者及び調整本部に報告し、指揮支援部隊長の引き揚げ指示により被災地から引き揚げるものとする。（い）（に）

（帰署（所）報告）

第23条 部隊が帰署（所）した場合には、当該部隊の属する消防機関は、その旨代表消防機関及び応援都道府県に報告するものとする。報告を受けた応援都道府県は、その旨消防庁に報告するものとする。

第6章 受援計画

（受援計画）

第24条 都道府県の知事は、予め、当該都道府県内の市町村が被災し他都道府県から緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画を策定するものとする。（い）

2 受援計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 調整本部の運営体制（い）（に）
- (2) 情報提供体制
- (3) 進出拠点及び当該拠点への連絡体制（い）
- (4) 被災地への到達ルート及び燃料補給体制
- (5) ヘリコプターの離着陸場及び給油体制
- (6) その他必要な事項

3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、次に定めるところによるものとする。

- (1) 当該都道府県内の消防機関の消防長と調整を行うこと。
- (2) 地域防災計画の内容と整合を図ること。

第7章 報告

（計画の報告）

第25条 都道府県知事及び指揮支援部隊の所属する消防機関の長は、指揮支援実施計画又は都

道府県隊応援等受援計画を策定又は修正した場合は、長官に報告するとともに、当該都道府県が出動する第一次出動都道府県に該当する都道府県知事に対して、情報提供するよう努めるものとする。(に)

- 2 都道府県知事は、受援計画を策定又は修正した場合は、長官に報告するとともに、第一次出動都道府県及び出場準備都道府県に該当する都道府県の知事並びに当該都道府県に出動する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、情報提供するよう努めるものとする。(に)

(活動結果報告) (い)

第26条 出動した部隊の所属する消防機関は、応援都道府県及び代表消防機関に次の事項を報告するものとする。(別記様式6)

- (1) 消防本部名
- (2) 活動隊数及び隊員数
- (3) 活動開始日時、活動時間
- (4) 活動場所
- (5) 活動概要
- (6) 使用資機材
- (7) 隊員の負傷及び車両・資機材の損傷の状況
- (8) その他特記事項

- 2 報告を受けた応援都道府県は、その内容を取りまとめ、長官及び受援都道府県に報告するものとする。

第8章 その他

(医師等との連携)

第27条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師等と連携して行動するよう努めるものとする。

- 2 都道府県知事は、都道府県隊の出動にあたり必要と認めるときに被災地に医師を搬送することができるよう都道府県隊の体制の構築等に努めるものとする。

(関係行政機関との連絡調整)

第28条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める関係行政機関の長等との連絡調整を行うものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第29条 長官は、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に交付するものとする。(い)

- 2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(都道府県知事の事務の委任等) (に)

第30条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第157条に基づき、部隊移動又は調整本部に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画等にその旨を明記するものとする。

(都道府県の即応体制等の強化) (に)

第31条 都道府県総合防災訓練及び緊急消防援助隊ブロック合同訓練等において、都道府県知

事を本部長とする調整本部の運営訓練を行うなど、連携・調整に係る訓練を積極的に実施すること。

- 2 都道府県知事及び危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断、決定を適切にできる体制を確保すること。
- 3 調整本部の運営にあたる責任者等については、庁舎近傍に居住する等により、緊急参集できる体制を整備すること。

(その他)

第32条 その他緊急消防援助隊について必要な事項は、長官が別に定める。

緊急消防援助隊応援要請連絡

第	報
平成	年 月 日

消 防 庁 長 官 殿

〇 〇 都 道 府 県 知 事

緊急消防援助隊の応援要請について

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、次のとおり応援要請を行います。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的被害の状況					
応援要請日時	平成 年 月 日 時 分				
必要応援部隊 (応援の必要がある部隊名に○をし、希望する部隊数を記入する)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		特殊	毒 劇 物 等 対 応 隊 N災害対応隊	
	救 助 部 隊				
	救 急 部 隊		災害	B災害対応隊 C災害対応隊	
	航 空 部 隊				
	水 上 部 隊				
	特 に 指 定 な し		特殊 装 備 部 隊	大規模危険物火災等対応隊	
		密閉空間火災等対応隊			
			遠 距 離 大 量 送 水 隊		
			その他の部隊		
応援部隊の集結場所及び到達ルート			決定 (添付書類 部) ・未決定		
指揮体制及び無線運用体制			決定 (添付書類 部) ・未決定		
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
その他の添付書類					
連絡責任者	区 分	担 当 課	職	氏 名	電 話 ・ F A X 番 号
	〇〇都道府県				TEL — — FAX — —

緊急消防援助隊応援要請連絡

第	報
平成	年 月 日

〇〇都道府県知事 } 殿
 消防庁長官 }

〇〇市町村長

緊急消防援助隊の応援要請連絡について

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的 被害の状況					
応援要請日時	平成 年 月 日 時 分				
必要応援部隊 (応援の必要がある部 隊名に○をし、希望す る部隊数を記入する)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		特殊 災害 部隊	毒 劇 物 等 対 応 隊	
	救 助 部 隊			N災害対応隊	
	救 急 部 隊			B災害対応隊	
	航 空 部 隊			C災害対応隊	
	水 上 部 隊			大規模危険物火災等対応隊	
特 に 指 定 な し		特殊 装備 部隊	遠 距 離 大 量 送 水 隊		
			その他の部隊		
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
連絡責 任者	区 分	担 当 課	職	氏 名	電 話 ・ F A X 番 号
	〇〇市町村				TEL — — FAX — —

緊急消防援助隊緊急連絡

都道府県知事 }
市町村長 } 殿

文書番号
平成 年 月 日

消防庁長官

緊急消防援助隊の出動の求め

平成 年 月 日 時 分頃、 都・道・府・県
において発生した _____ 災害について、
 { () 当該被災地の知事から応援等の要請がありましたので、
 { () 当該被災地の知事からの応援等の要請がありませんが、
 災害の規模等に照らし緊急を要するので、消防組織法第44条（第1項、第2項、第4項）
 の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の出動を求めます。

1 災害の状況及び出動先

- ① 発生場所
 _____ 都・道・府・県
 _____ 市・区・町・村 _____
- ② 進出拠点
- ③ 災害の状況

2 出動を求める部隊

- ① 消防本部

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊（ヘリ）	
水上部隊	

部隊種別	隊数	
特殊 災害 部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊 装備 部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

- ③ 任務及び特記事項

3 出動を求めた日時 平成 年 月 日 時 分

4 その他 …… 出動した場合には、出動日時、出動部隊の種別及び人数を報告してください。

問い合わせ先：	消防庁応急対策室 広域応援班	
消防防災無線電話	（アクセスNo.）+7860～7862	電 話 03-5253-7527
消防防災無線FAX	（アクセスNo.）+7789	FAX 03-5253-7537

緊急消防援助隊緊急連絡

文書番号

平成 年 月 日

都道府県知事
市町村長

} 殿

消防庁長官

緊急消防援助隊の出動の指示

平成 年 月 日 時 分頃、 都・道・府・県
 において発生した _____ 災害について、
 _____ に著しい被害が生じているので
 { N災害・B災害・C災害に対処するために特別の必要があるので、
 消防組織法第44条第5項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の出動を指示します。

1 災害の状況及び出動先

- ① 発生場所
 _____ 都・道・府・県
 _____ 市・区・町・村 _____
- ② 進出拠点
- ③ 災害の状況

2 出動を求める部隊

- ① 消防本部
- ② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊（ヘリ）	
水上部隊	

部隊種別	隊数	
特殊 災害 部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊 装備 部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

- ③ 任務及び特記事項

3 出動を求めた日時 平成 年 月 日 時 分

4 その他 …… 出動した場合には、出動日時、出動部隊の種類及び人数を報告してください。

問い合わせ先：	消防庁応急対策室 広域応援班	
消防防災無線電話	（アクセスNo.）+7860～7862	電 話 03-5253-7527
消防防災無線FAX	（アクセスNo.）+7789	FAX 03-5253-7537

緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告の求め

文書番号

平成 年 月 日

都道府県消防防災主管部長 } 殿
消 防 長 }

消防庁応急対策室長

緊急消防援助隊の出動準備及び出動可能隊の報告の求め

平成 年 月 日 時 分頃、 都・道・府・県
において、 _____ が発生し、大きな被害が出たおそれがあります。
ついては、緊急消防援助隊の出動を求める（又は指示する）可能性がありますので、下記の部隊について、貴都道府県の現在出動可能な部隊数を至急把握し、別記様式3-2にて30分以内に報告願います。
併せて、次の連絡で被災地への出動の求め（又は指示）がなされた場合、迅速に出動できるように各部隊の出動の準備をお願いします。

出動を求める（又は指示する）可能性がある部隊（○印のついたもの）

部隊種別	指定
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊（ヘリ）	
水上部隊	

部隊種別		指定
特殊 災害 部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊 装備 部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

※ 連絡事項

問い合わせ先：	消防庁応急対策室 広域応援班	
消防防災無線電話	（アクセスNo.）+7860～7862	電 話 03-5253-7527
消防防災無線FAX	（アクセスNo.）+7789	FAX 03-5253-7537

緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告

平成 年 月 日 時 分
(都道府県名)

消防庁応急対策室長 殿

(災害名) _____

部 隊 種 別		隊 数	人 数	備 考	登録隊数
指揮支援隊					
都道府県指揮隊					
消火部隊					
救助部隊					
救急部隊					
後方支援隊					
特殊 災害 部隊	毒劇物等対応隊				
	大規模危険物火災対応隊				
	密閉空間火災等対応隊				
特殊 装備 部隊	水難救助隊				
	遠距離大量送水隊				
	消防活動二輪隊				
	震災対応特殊車両隊				
	その他の特殊な装備隊				
航空部隊（ヘリ）					
水上部隊					
合 計					

連絡担当課 _____

連絡責任者 _____

電話番号 _____ 防災無線 _____

N T T _____

緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告

平成 年 月 日 時 分
(消防本部名)

都道府県消防防災主管部長 } 殿
代表消防機関消防長 }

(災害名) _____

部 隊 種 別	隊 数	人 数	備 考	登録隊数
指揮支援隊				
都道府県指揮隊				
消火部隊				
救助部隊				
救急部隊				
後方支援隊				
特殊 災害 部隊	毒劇物等対応隊			
	大規模危険物火災対応隊			
	密閉空間火災等対応隊			
特殊 装備 部隊	水難救助隊			
	遠距離大量送水隊			
	消防活動二輪隊			
	震災対応特殊車両隊			
	その他の特殊な装備隊			
航空部隊 (ヘリ)				
水上部隊				
合 計				

連絡担当課 _____

連絡責任者 _____

電話番号 _____ 防災無線 _____

N T T _____

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

 都道府県知事 }
 市町村長 } 殿

消防庁長官

緊急消防援助隊の部隊移動に係る意見（照会）

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先

 _____都・道・府・県
 _____市・区・町・村_____

② 部隊移動先

 _____都・道・府・県
 _____市・区・町・村_____

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部（_____）

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊（ヘリ）	
水上部隊	

部隊種別		隊数
特殊 災害 部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊 装備 部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

問い合わせ先： 消防庁応急対策室 広域応援班

消防防災無線電話 (アクセスNo.) +7860~7862

電話 03-5253-7527

消防防災無線FAX (アクセスNo.) +7789

FAX 03-5253-7537

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

消 防 庁 長 官 殿

市 町 村 長

緊急消防援助隊の部隊移動に係る意見（回答）

消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求められた県について、次のとおり回答します。

了承します。

その他

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

消 防 庁 長 官 殿

都 道 府 県 知 事

緊急消防援助隊の部隊移動に係る意見（回答）

消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求められた県について、次のとおり回答します。

了承します。

その他

緊急消防援助隊部隊移動

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

平成 年 月 日

消防庁長官

緊急消防援助隊の部隊移動の求め

貴所属の緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動を求めます。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先

_____都・道・府・県
_____市・区・町・村_____

② 部隊移動先

_____都・道・府・県
_____市・区・町・村_____

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部 (_____)

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊 (ヘリ)	
水上部隊	

部隊種別		隊数
特殊 災害 部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊 装備 部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時 平成 年 月 日 時 分

問い合わせ先：	消防庁応急対策室 広域応援班	
消防防災無線電話	(アクセスNo.) +7860~7862	電話 03-5253-7527
消防防災無線FAX	(アクセスNo.) +7789	FAX 03-5253-7537

緊急消防援助隊部隊移動

都道府県知事 }
市町村長 } 殿

平成 年 月 日

消防庁長官

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

貴所属の緊急消防援助隊について、消防組織法第44条第5項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動を指示します。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先

_____都・道・府・県
_____市・区・町・村_____

② 部隊移動先

_____都・道・府・県
_____市・区・町・村_____

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部 (_____)

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊 (ヘリ)	
水上部隊	

部隊種別		隊数
特殊 災害 部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊 装備 部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時 平成 年 月 日 時 分

問い合わせ先：	消防庁応急対策室 広域応援班	
消防防災無線電話	(アクセスNo.) +7860~7862	電話 03-5253-7527
消防防災無線FAX	(アクセスNo.) +7789	FAX 03-5253-7537

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

緊急消防援助隊行動市町村長 殿
(消防応援活動調整本部経由)

消防庁長官

緊急消防援助隊の部隊移動の連絡

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示を行ったので、連絡します。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先

_____ 都・道・府・県
_____ 市・区・町・村 _____

② 部隊移動先

_____ 都・道・府・県
_____ 市・区・町・村 _____

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部 (_____)

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊 (ヘリ)	
水上部隊	

部隊種別		隊数
特殊 災害 部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊 装備 部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時 平成 年 月 日 時 分

問い合わせ先：	消防庁応急対策室 広域応援班	
消防防災無線電話	(アクセスNo.) +7860~7862	電話 03-5253-7527
消防防災無線FAX	(アクセスNo.) +7789	FAX 03-5253-7537

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

 都道府県隊長 }
 指揮支援隊長 } 殿

都道府県知事

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

貴所属緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の3第1項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動を指示します。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先

 _____ 都・道・府・県
 _____ 市・区・町・村 _____

② 部隊移動先

 _____ 都・道・府・県
 _____ 市・区・町・村 _____

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部 (_____)

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊 (ヘリ)	
水上部隊	

部隊種別		隊数
特殊 災害 部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊 装備 部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時 平成 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

消 防 庁 長 官 殿

都 道 府 県 知 事

緊急消防援助隊の部隊移動の通知

貴所属緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の3第1項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動を指示しましたので、消防組織法第44条の3第3項の規定に基づき通知します。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先

_____ 都・道・府・県
 _____ 市・区・町・村 _____

② 部隊移動先

_____ 都・道・府・県
 _____ 市・区・町・村 _____

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部 (_____)

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊（ヘリ）	
水上部隊	

部隊種別		隊数
特殊 災害 部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊 装備 部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時 平成 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

 都道府県知事 }
 市町村長 } 殿

消防庁長官

緊急消防援助隊の部隊移動の通知

貴所属緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の3第1項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動が指示されましたので、消防組織法第44条の3第4項の規定に基づき通知します。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先

 _____ 都・道・府・県
 _____ 市・区・町・村 _____

② 部隊移動先

 _____ 都・道・府・県
 _____ 市・区・町・村 _____

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部 (_____)

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊 (ヘリ)	
水上部隊	

部隊種別		隊数
特殊 災害 部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊 装備 部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時 平成 年 月 日 時 分

問い合わせ先：	消防庁応急対策室 広域応援班	
消防防災無線電話	(アクセスNo.) +7860~7862	電話 03-5253-7527
消防防災無線FAX	(アクセスNo.) +7789	FAX 03-5253-7537

〇〇〇〇災害に係る緊急消防援助隊指揮体制

平成XX年X0月XX日XX時X0分現在

第〇〇版

被災都道府県

※災害情報等に関する連絡先
消防庁災害対策本部(消防庁危機管理センター)
TEL:03-5253-7510
FAX:03-5253-7553

※緊急消防援助隊に関する連絡先
消防庁応急対策室
TEL:03-5253-7527
FAX:03-5253-7537

消防応援活動調整本部(〇〇県災害対策本部)

TEL:0XX-XXX-XXXX FAX:0XX-XXX-XXXX
地域衛星電話:*X-XX-0XX-XXX-XXX
本部長 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)
副本部長 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)
副本部長 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)
代表消防本部 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)
他構成員 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)
// 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)
災害対策本部 TEL:0XX-XXX-XXXX FAX:0XX-XXX-XXXX
代表消防本部直通 TEL:0XX-XXX-XXXX FAX:0XX-XXX-XXXX

※消防庁現地派遣員

〇〇県災害対策本部(県庁) 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)
〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)

航空部隊

被災都道府県航空消防隊 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)
(被災都道府県航空消防隊事務所)
指揮支援隊長:〇〇市消防局(航空隊担当)
〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)

〇〇〇市災害対策本部

〇〇〇市

〇〇〇市緊急消防援助隊指揮支援本部

〇〇〇地域消防本部 TEL:0XXXX-XX-0XXX
FAX:0XXXX-XX-0X0X
地域衛星電話:*X-XX-0XX-XXX-XXX
指揮支援隊長:〇〇市消防局 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)
被災地代表消防本部:〇〇市消防局 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)

〇〇市災害対策本部

〇〇市

〇〇市緊急消防援助隊指揮支援本部

〇〇市消防本部 TEL:0XXXX-XX-0XXX
FAX:0XXXX-XX-XXXX
地域衛星電話:*X-XX-0XX-XXX-XXX
指揮支援隊長:〇〇市消防局
被災地代表消防本部:〇〇市消防局 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)

〇〇県隊

〇〇県隊長
〇〇市消防局 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)

指揮支援隊	県指揮隊	消防部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援隊	特殊装備隊	航空部隊	隊数合計
隊数								

〇〇〇県隊

〇〇〇県指揮隊長
〇〇市消防局 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)

指揮支援隊	県指揮隊	消防部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援隊	特殊装備隊	航空部隊	隊数合計
隊数								

〇〇〇県隊

〇〇〇県指揮隊長
〇〇市消防局 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)

指揮支援隊	県指揮隊	消防部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援隊	特殊装備隊	航空部隊	隊数合計
隊数								

県内応援隊

〇〇県隊

集結地:〇〇〇地域消防本部

府県指揮隊	消防部隊	救助部隊	救急部隊	隊数合計
隊数				

県内応援隊

〇〇県隊

集結地:〇〇市消防本部

府県指揮隊	消防部隊	救助部隊	救急部隊	隊数合計
隊数				

後方支援本部

消防本部連絡先
〇〇市消防局 TEL:0XX-XXX-XXXX
FAX:0XX-XXX-XXXX

〇〇市消防局 TEL:0XX-XXX-XXXX
FAX:0XX-XXX-XXXX

〇〇市消防局 TEL:0XX-X0X-XXXX
FAX:0XX-X0X-XXXX

緊急消防援助隊活動報告

1 出動の状況

都道府県名					緊急消防援助隊番号	
消 防 本 部 名						
災害名						
出動先市町村						
出動の求め又は指示を受けた年月日		年	月	日		
出動した期間	出動した日時	年	月	日	時 分	
	帰署（所）した日時	年	月	日	時 分	
	期間	日 間				
出動の状況	隊の種類	出動隊数	出動車両等		出動隊員数	
	指揮支援隊	隊	指揮車	台	人	
			通信車	台		
			その他の車両	台		
	都道府県指揮隊	隊	指揮車	台	人	
			通信車	台		
			その他の車両	台		
	消 火 隊	隊	消防ポンプ自動車	台	人	
			水槽付消防ポンプ自動車	台		
			化学消防ポンプ自動車	台		
			その他の車両	台		
			計	台		
	救 助 隊	隊	救助工作車Ⅱ型	台	人	
			救助工作車Ⅲ型	台		
			救助工作車Ⅳ型	台		
			その他の車両	台		
			計	台		
	救 急 隊	隊	高規格救急車	台	人	
			上記以外の救急車	台		
			計	台		
後方支援隊	隊	支援車	台	人		
		支援車Ⅱ型	台			
		その他の車両	台			
		計	台			

出動の状況	隊の種類		出動隊数		出動車両等		出動隊員数	
		航空隊	隊	ヘリコプター	機			人
			うちヘリテレ有り	機				
			うち消火タンク有り	機				
	水上隊	隊	消防艇	艇			人	
特殊災害隊	毒劇物等対応隊	隊	特殊車両	台			人	
			その他の車両	台				
	大規模危険物火災等対応隊	隊	大型化学車	台			人	
			大型高所放水車	台				
			泡原液搬送車	台				
			屈折放水塔車	台				
		耐熱装甲型救助活動車	台					
	密閉空間火災等対応隊	隊	高発泡車	台			人	
	計	隊	計	台			人	
	特殊装備隊	遠距離大量送水隊	隊	遠距離送水用大型ポンプ	台			人
ホース延長車				台				
消防活動二輪隊		隊	自動二輪車	台			人	
震災対応特殊車両隊		隊	震災工作車	台			人	
水難救助隊		隊	水難救助車	台			人	
			その他の車両	台	救助艇	(艇)		
その他の特殊装備隊		隊	はしご自動車	台			人	
			屈折はしご自動車	台				
			電源車・照明車	台				
			大型水槽車	台				
	空気ボンベ充填車		台					
	消火ロボット等	台						
計	隊	計	台			人		
合計	隊	車両	台			※のべ 人		
		のべ	台					
		ヘリコプター	機					
		のべ	機					
		消防艇	艇					
のべ	艇							

※ 出動隊員数の「のべ人数」は、出動した隊員ごとに現地で活動した日数をかけて計算すること。

※ 車両等の「のべ台数」等は、現地で使用した車両ごとに使用した日数をかけて計算すること。

2 活動の状況

現地到着日時		年 月 日 時 分
現地を離れた日時		年 月 日 時 分
主な活動内容	活動場所 活動概要	
	活動開始日時 活動時間	
	活動隊数	
活動中の異常の有無		
隊員の負傷の有無		
車両・資機材の損傷		
その他特記事項		

4 消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱<資料1-18>

目次

- 第一章 総 則
- 第二章 消防広域応援体制の確立
- 第三章 費用負担
- 第四章 教育訓練
- 第五章 その他

第一章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号。以下「法」という。）第43条に規定する非常事態時において、千葉県知事（以下「知事」という。）が千葉県広域消防相互応援協定に基づく広域応援部隊を運用するため必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「千葉県消防広域応援隊」とは、前条に基づく非常事態時において知事の指示を受け被災地の消防の応援のため速やかに被災地に赴き、人命救助活動等を行うことを任務とする広域応援部隊をいう。
- (2) 「被災地」とは、法第43条に規定する非常事態が発生した市町村をいう。
- (3) 「現地消防本部」とは、被災地に係る消防本部をいう。
- (4) 「広域応援統括消防機関」とは、千葉県消防広域応援基本計画で定めるところにより、千葉県内の消防広域応援に係る消防機関の代表として、千葉県及び各消防機関との連絡調整及び情報交換を行う消防機関をいう。
- (5) 「応援市町村」とは、千葉県消防広域応援隊を出動させる又は出動させた市町村（一部事務組合を含む。以下同じ）をいう。
- (6) 「特殊災害」とは、毒性物質の発散、その他緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）で定める原因により生ずる特殊な災害及び大規模危険物火災等、又は航空機災害等で多数の要救助者の発生が見込まれる災害で、特別な部隊及び特殊な施設、装備を必要とする災害をいう。

(千葉県消防広域応援隊の登録)

第3条 知事は、千葉県消防広域応援基本計画に基づき登録された広域応援部隊を千葉県消防広域応援隊として登録するものとする。

- 2 登録する千葉県消防広域応援隊については、法第45条第4項の規定に基づき、緊急消防援助隊として登録されている消防部隊及び県内広域応援出動が可能な消防部隊とし、知事が別に定める。
- 3 知事は必要があると認めるときは、市町村長に対し前項の登録について協力を求めるものとする。

(千葉県消防広域応援隊の基本的な編成)

第4条 千葉県消防広域応援隊の基本的な出動編成については別図1のとおりとする。

- 2 基本的な部隊編成は、前条に登録された広域応援部隊のうち、被災地において行う応援に必要な部隊をもって編成する。（別表1）

第二章 消防広域応援体制の確立

(消防広域応援体制確立の指示)

第5条 知事は、法第43条に基づく非常事態時又はこれに準ずる大規模災害が発生した場合は、被災地の長及び現地消防本部の消防長並びに広域応援統括消防機関の消防長と協議し、緊急の必要があると判断したときは、応援市町村の長及び千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長に迅速な消防広域応援体制の確立を指示するものとする。(別記様式1)

なお、知事の指示基準は原則として次の各号によるものとする。

- (1) 被災地から緊急消防援助隊の要請があった場合。
 - (2) 首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプランが発動された場合。
 - (3) 本県が甚大な被害を被る大規模地震が発生した場合。
 - (4) 特殊災害が発生し、特別な部隊及び特殊な施設、装備を必要とする場合。
 - (5) 被災地及び現地消防本部とのあらゆる情報連絡網が寸断されるなど、非常事態と認める場合。
- 2 前項の指示を受けた応援市町村の長及び千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長は、速やかに広域応援部隊を出動させるものとする。
ただし、災害等により広域応援部隊が出動できない場合は、広域応援統括消防機関にその旨連絡するものとする。
- 3 千葉県消防広域応援隊の出動体制、指揮体制及び部隊運用等については、千葉県消防広域応援基本計画を準用するものとする。
- 4 情報連絡系統は、別図2のとおりとする。
- 5 要請手順は、別図3のとおりとする。

(消防広域応援体制の終了)

第6条 知事は、災害の推移により被災地の長及び広域応援統括消防機関の消防長と協議し、消防広域応援体制の必要がなくなったと判断したときは、千葉県消防広域応援隊による応援活動を終了させるものとする。

この場合、その旨を被災地の長及び応援市町村の長並びに千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長に速やかに通知するものとする。

第三章 費用負担

(千葉県消防広域応援隊の活動に係る費用負担)

第7条 第5条第1項に基づく指示を受けて出動した千葉県消防広域応援隊の活動により増加し又は新たに必要となる消防に要する費用のうち、当該千葉県消防広域応援隊の隊員の特殊勤務手当及び時間外勤務手当等の負担区分は、次の各号の定めるところによるものとする。

- (1) 千葉県の負担とするもの
 - イ 消防職員の特殊勤務手当
 - ロ 時間外勤務手当
 - ハ 管理職員特別勤務手当
 - ニ 夜間勤務手当
 - ホ 休日勤務手当
 - ヘ 旅費
 - ト 応援活動のために使用した当該応援隊の施設に係る修繕料
 - チ 役務費
 - リ 当該応援活動のために使用したことにより、当該施設が滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきものの購入費

- ヌ 応援活動のために要した燃料費、消耗品費、賃借料、その他の物件費
- (2) 前号の応援活動に係る経費については、別に定めるところにより県が負担するものとする。
- 2 応援市町村の負担とするもの
 - (1) 公務災害補償に要する経費
 - (2) 災害発生市町村等への移動中及び災害発生市町村等からの帰還途中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
 - (3) 前項及び前各号以外の人件費その他の経費
- 3 受援市町村が負担とするもの
 - (1) 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町村に対して当該損害賠償を対象とした保険金が支払われる場合には、当該保険金の額を控除した額。）ただし、応援市町村の重大な過失等に基づく損害賠償に要する費用は応援市町村の負担とする。
 - (2) 応援活動中に調達した化学消火薬剤等資機材費
- 4 前各項以外の費用は、原則として受援市町村の負担とする。

第四章 教育訓練

（教育訓練）

第8条 知事は、法第43条に基づく非常事態時における千葉県消防広域応援隊の常時即応体制を確保するとともに、技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、市町村及び消防機関の協力を得て千葉県消防広域応援隊の合同訓練を実施するものとする。

第五章 その他

（関係行政機関との連絡調整）

第9条 知事は、千葉県消防広域応援隊の出動等に関し、必要と認める関係行政機関の長等との連絡調整を行うものとする。（別表2）

（千葉県消防広域応援隊旗）

第10条 知事は、千葉県消防広域応援隊旗を千葉県消防広域応援隊の部隊に交付するものとする。

2 千葉県消防広域応援隊旗の制式については、知事が別に定める。

（その他）

第11条 その他千葉県消防広域応援隊について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月16日から施行する

附 則

この要綱は、平成18年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

千葉県消防広域応援隊 出動連絡

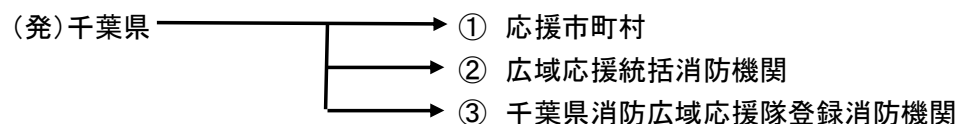
応援市町村の長
広域応援統括消防機関 消防長 様
千葉県消防広域応援隊登録消防機関 消防長

千葉県知事

平成 年 月 日 時 分頃、市・町・村において、下記
のとおり消防組織法第43条の規定に基づく非常事態が発生したので、迅速な消防広
域応援体制を確立するよう指示します。

1. 発生日時 平成 年 月 日 時 分頃
2. 発生場所 市・町・村
3. 災害種別 (災害内容)
4. その他

【要請方法】 (県防災行政無線FAXによる一斉要請)



基本的な部隊編成

別表1

部隊種類 災害種別	広域応援統括指揮隊	ブロック方面隊					航空部隊	水上部隊	特別災害対応部隊									
		ブロック方面指揮隊	消火部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援部隊			特殊災害部隊			特殊装備隊						
									毒劇物等対応隊	大規模危険物火災対応隊	密閉空間火災対応隊	震災対応特殊車両隊	その他特殊装備隊					
													はしご車隊	電源照明車隊	大型水槽車隊	空気ボンベ充填車隊	衛星通信装備隊	特別高度工作車隊
大規模地震災害	○	○	○	○	○	○	○				△	○	△	△	△	△	△	△
大規模風水害	○	○	○	○	○	○	○				△	△	△	△			△	△
大規模火災	○	○	○	○	○	○	○				△	△	△	△	△	△	△	○
特殊災害	NBC災害	○								○					△	△	△	△
	大規模危険物火災	○	△	△	△	△	○	△		○	△	△	△	△	△	△	△	△
	大規模航空機事故災害	○	○	○	○	○	○				△	△	△	△	△	△	△	○
	大規模列車事故災害	○	○	○	○	○	○					△	△	△	△			△

【凡例】

- 原則として出動
- △ 災害状況に応じて出動

関係機関連絡先(情報連絡窓口)

別表2

1. 総務省消防庁

(H24. 4. 1現在)

名称	時間帯別	連絡要請 窓口	(NTT)電話	(NTT)FAX	消防防災無線 (電話)	消防防災無線 (FAX)	地域衛星通信 ネットワーク(電話)	地域衛星通信 ネットワーク(FAX)	
応急対策室	昼間	応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537	120-7527	120-7537	048-500-7527	048-500-7537	
	夜間(休日)	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	120-7782	120-7789	048-500-7782	048-500-7789	

2. 千葉県

名称	時間帯別	連絡要請 窓口	(NTT)電話	(NTT)FAX	県防災行政無線 電話	県防災行政無線 FAX	地域衛星通信 ネットワーク(電話)	地域衛星通信 ネットワーク(FAX)	消防無線 呼出名称
防災危機管理部 危機管理課	昼間	災害対策室	043-223-2175	043-222-5208	500-7221 500-7361	500-7298	012-500-7209	012-500-7298	しょうぼう ちばけん ちようせいほんぶ
	夜間(休日)	消防課(防災 無線統制室)	043-223-2178	043-222-5219	500-7225	500-7110	012-500-7225	012-500-7110	

3. 広域応援統括消防機関

消防機関	時間帯別	連絡要請 窓口	(NTT)電話	(NTT)FAX	県防災行政無線 電話	県防災行政無線 FAX	地域衛星通信 ネットワーク(電話)	地域衛星通信 ネットワーク(FAX)	消防無線 呼出名称
千葉市消防局	昼間	警防課	043-202-1653	043-202-1654	101-800-3121	101-800-3109	012-101-800-3121	012-101-800-3109	ちばしょうぼう 千葉消防
	夜間(休日)	指令管制室	043-223-1831	043-202-1678	101-800-3661	101-800-3669	012-101-800-3661	012-101-800-3669	
		救急課	043-202-1657	043-202-1659	101-800-3211	101-800-3209	012-101-800-3211	012-101-800-3209	

4. 県内消防機関

関係機関連絡先

(H24. 4.1現在)

別表2

名称	時間帯別	連絡要請 窓口	(NTT)電話	(NTT)FAX	県防災行政 無線 電話	県防災行政 無線 FAX	地域衛星通信 ネットワーク(電話)	地域衛星通信 ネットワーク(FAX)	消防無線 呼出名称
千葉市消防局	昼 間	警防課	043-202-1653	043-202-1654	101-800-3121	101-800-3109	012-101-800-3121	012-101-800-3109	ちばしょうぼう 千葉消防
	夜間(休日)	指令管制室	043-223-1831	043-202-1678	101-800-3661	101-800-3669	012-101-800-3661	012-101-800-3669	
		救急課	043-202-1657	043-202-1659	101-800-3211	101-800-3209	012-101-800-3211	012-101-800-3209	
銚子市消防本部	昼 間 夜間(休日)	指令センター	0479-22-0119	0479-23-0119	602-721	602-722	012-602-721	012-602-722	ちょうししょうぼう 銚子消防
市川市消防局	昼 間 夜間(休日)	指令課	047-333-2111	047-335-8181	603-721	603-722	012-603-721	012-603-722	しょうぼういちかわ 消防市川
船橋市消防局	昼 間	警防課	047-435-1190	047-435-7878	204-731	204-732	012-204-731	012-204-732	しょうぼうふなばし 消防船橋
	夜間(休日)	指令課	047-435-8649	047-432-8229					
木更津市消防本部	昼 間	消防総務課	0438-23-9182	0438-23-9096	206-731	206-732	012-206-731	012-206-732	しょうぼうきさらづ 消防木更津
	夜間(休日)	指令室	0438-22-0119	0438-22-0151					
松戸市消防局	昼 間	消防救急課	047-363-1115	047-363-1138	604-721	604-722	012-604-721	012-604-722	まつどしょうぼう 松戸消防
	夜間(休日)	指令課	047-363-1111	047-363-0333					
野田市消防本部	昼 間 夜間(休日)	通信指令室	04-7124-0119	04-7125-8782	208-731	208-732	012-208-731	012-208-732	のだしょうぼう 野田消防
成田市消防本部	昼 間 夜間(休日)	通信指令課	0476-20-1593	0476-24-4828	211-731	211-732	012-211-731	012-211-732	なりたしょうぼう 成田消防
旭市消防本部	昼 間 夜間(休日)	指令課	0479-63-0119	0479-63-7769	621-721	621-722	012-621-721	012-621-722	しょうぼうあさひ 消防旭
習志野市消防本部	昼 間 夜間(休日)	指令課	047-452-1212	047-451-6569	605-721	605-722	012-605-721	012-605-722	ならしのしょうぼう 習志野消防
柏市消防局	昼 間	警防課	04-7133-0117	04-7133-4000	606-721	606-722	012-606-721	012-606-722	かしわしょうぼう 柏消防
	夜間(休日)	情報指令課	04-7133-8793	04-7133-8795					
市原市消防局	昼 間	警防救急課	0436-22-8117	0436-23-0085	219-731	219-732	012-219-731	012-219-732	いちはらしょうぼう 市原消防
	夜間(休日)	通信指令課	0436-23-0119	0436-21-6874					
流山市消防本部	昼 間 夜間(休日)	消防防災課	04-7158-0119	04-7159-0889	607-721	607-722	012-607-721	012-607-722	ながれやましょうぼう 流山消防
八千代市消防本部	昼 間 夜間(休日)	指令課	047-459-7805	047-459-2446	608-721	608-722	012-608-721	012-608-722	やちよしょうぼう 八千代消防
我孫子市消防本部	昼 間	警防課	04-7181-7701	04-7184-0120	609-721	609-722	012-609-721	012-609-722	あびこしょうぼう 我孫子消防
	夜間(休日)	西消防署	04-7184-0119	04-7184-0165					
鎌ヶ谷市消防本部	昼 間	警防課	047-444-3235	047-445-1224	610-721	610-722	012-610-721	012-610-722	しょうぼうかまがや 消防鎌ヶ谷
	夜間(休日)	通信指令室	047-444-3221	047-442-7119					

名称	時間帯別	連絡要請 窓口	(NTT)電話	(NTT)FAX	県防災行政 無線 電話	県防災行政 無線 FAX	地域衛星通信 ネットワーク(電話)	地域衛星通信 ネットワーク(FAX)	消防無線 呼出名称
君津市消防本部	昼 間	指令室	0439-53-0119	0439-57-0119	611-723	611-722	012-611-723	012-611-722	きみつしょうぼう 君津消防
	夜間(休日)								
富津市消防本部	昼 間	指令室	0439-65-0119	0439-65-1722	612-721	612-722	012-612-721	012-612-722	しょうぼうふつつ 消防富津
	夜間(休日)								
浦安市消防本部	昼 間	指令課	047-304-0119	047-352-3597	613-721	613-722	012-613-721	012-613-722	しょうぼううらやす 消防浦安
	夜間(休日)								
四街道市消防本部	昼 間	消防署指揮指令 グループ	043-422-0119	043-423-7212	614-721	614-722	012-614-721	012-614-722	しょうぼうよつかいどう 消防四街道
	夜間(休日)								
袖ヶ浦市消防本部	昼 間	総務課 指令室	0438-64-0119	0438-62-9729	615-721	615-722	012-615-721	012-615-722	しょうぼうそでがうら 消防袖ヶ浦
	夜間(休日)								
富里市消防本部	昼 間	通信指令室	0476-92-1311	0476-93-9949	618-721	618-722	012-618-721	012-618-722	しょうぼうとみさと 消防富里
	夜間(休日)								
栄町消防本部	昼 間	通信指令室	0476-95-0119	0476-95-7630	629-721	629-722	012-629-721	012-629-722	しょうぼうさかえ 消防栄
	夜間(休日)								
香取広域市町村圏 事務組合消防本部	昼 間	指令課	0478-83-0119	0478-83-3432	619-721	619-722	012-619-721	012-619-722	しょうぼうかとり 消防香取
	夜間(休日)								
安房郡市広域市町村圏 事務組合消防本部	昼 間	警防課	0470-22-2233	0470-22-6562	627-721	627-722	012-627-721	012-627-722	あわしょうぼう 安房消防
	夜間(休日)								
長生郡市広域市町村圏 組合消防本部	昼 間	通信指令課	0475-24-0119	0475-25-8448	623-721	623-722	012-623-721	012-623-722	ちょうこうしょうぼう 長広消防
	夜間(休日)								
匝瑳市横芝光町 消防組合消防本部	昼 間	警防課指令班	0479-72-0119	0479-72-1119	622-721	622-722	012-622-721	012-622-722	しょうぼうそうさ 消防匝瑳
	夜間(休日)								
山武郡市広域 行政組合消防本部	昼 間	指令課	0475-52-4137	0475-50-2501	628-721	628-722	012-628-721	012-628-722	しょうぼうさんむ 消防山武
	夜間(休日)								
佐倉市八街市酒々井町 消防組合消防本部	昼 間	指揮指令課	043-481-0119	043-485-2310	625-721	625-722	012-625-721	012-625-722	しょうぼうさくら 消防佐倉
	夜間(休日)								
印西地区 消防組合消防本部	昼 間	通信指令室	0476-46-9981	0476-46-9986	626-721	626-722	012-626-721	012-626-722	しょうぼういんざい 消防印西
	夜間(休日)								
夷隅郡市広域市町村圏 事務組合消防本部	昼 間	警防課 指令室	0470-80-0133	0470-82-5000	624-721	624-722	012-624-721	012-624-722	しょうぼういすみ 消防夷隅
	夜間(休日)		0470-80-0119						

別表2

(H24.4.1現在)

関係機関連絡先

5 千葉県内市町村

支部・地域振興事務所別	市町村	時間帯別	連絡窓口	NTT		県防災行政無線(012:地域衛星通信)		管轄消防(局)本部
				電話	FAX	電話	FAX	
千葉支部	千葉市	昼間	防災対策課	043-245-5113	043-245-5552	100-721	100-722	千葉市消防局
		夜間	指令管制室	043-223-1831	043-202-1678			
	市原市	昼間	防災課	0436-23-9823	0436-23-9556	219-721	219-722	市原市消防局
		夜間	守衛室	0436-22-1111	-			
葛南地域振興事務所	市川市	昼間	危機管理課	047-334-1600	047-333-8080	203-721.723.724	203-722	市川市消防局
		夜間	守衛室	047-334-1334	-			
	船橋市	昼間	危機管理課	047-436-2032	047-436-2030	204-721.723	204-722	船橋市消防局
		夜間	(船橋消防)	047-435-1111	047-432-8229			
	習志野市	昼間	危機管理課	047-453-9211	047-453-9386	216-721.723	216-722	習志野市消防本部
八千代市	昼間	総合防災課	047-483-1151	047-483-1094	221-721.723	221-722	八千代市消防本部	
	夜間	守衛室	047-483-1151	-				
浦安市	昼間	防災課	047-351-1111	047-355-6239	227-721	227-722	浦安市消防本部	
夜間	守衛室	047-351-1111	047-381-4028					
東葛飾地域振興事務所	松戸市	昼間	総務企画本部防災課	047-366-7309	047-368-0202	207-721.723	207-722	松戸市消防局
		夜間	守衛室	047-366-7300	047-364-7295			
	野田市	昼間	市民生活課	04-7123-1083	04-7123-1737	208-721	208-722	野田市消防本部
		夜間	守衛室	04-7125-1111	04-7123-1737			
	柏市	昼間	防災安全課	04-7167-1115	04-7163-2188	217-721	217-722	柏市消防局
		夜間	守衛室	04-7167-5551	-			
流山市	昼間	防災危機管理課	04-7150-6312	04-7150-3309	220-721	220-722	流山市消防本部	
	夜間	管財課守衛室	04-7158-1180	-				
我孫子市	昼間	市民安全課	04-7185-1843	04-7185-5777	222-721	222-722	我孫子市消防本部	
鎌ヶ谷市	昼間	安全対策課	047-498-5240	047-445-1400	224-721	224-722	鎌ヶ谷市消防本部	
夜間	守衛室	-	-	-	-	-	-	

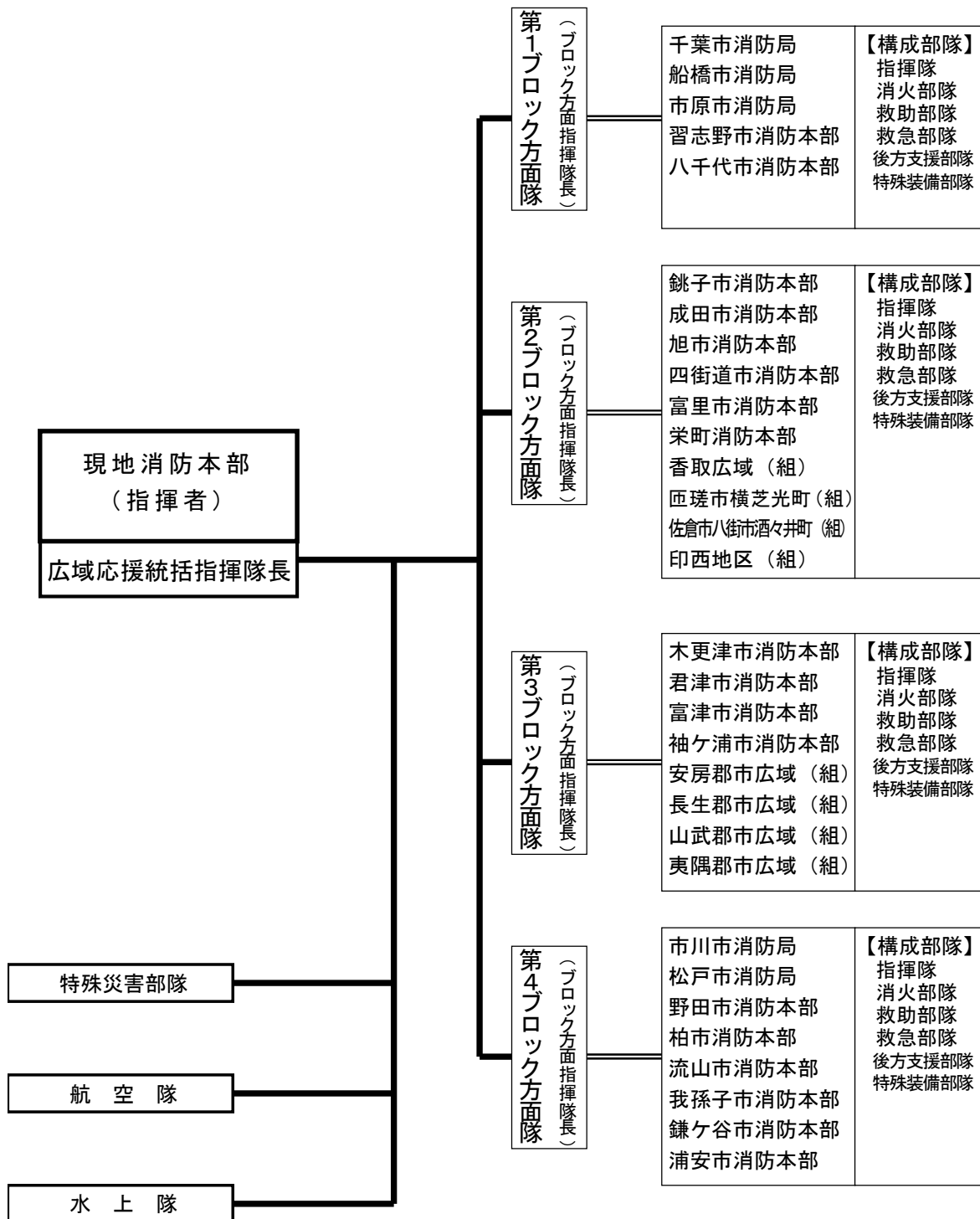
支部・地域振興事務所別	市町村	時間帯別	連絡窓口	NTT		県防災行政無線(012:地域衛星通信)		管轄消防(局)本部
				電話	FAX	電話	FAX	
印旛地域振興事務所	成田市	昼間 夜間	危機管理課 守衛室	0476-20-1523 0476-22-1111	0476-20-1687	211-721	211-722	成田市消防本部
	佐倉市	昼間 夜間	防災防犯課 守衛室	043-484-6131 043-484-1111	043-486-2502	212-721	212-722	佐倉市八街市酒々井町 消防組合消防本部
	四街道市	昼間 夜間	危機管理室 (四街道消防)	043-421-6102 043-422-0119	043-424-8922 043-423-7212	228-721	228-722	四街道市消防本部
	八街市	昼間 夜間	防災課	043-443-1119 090-3575-4753	043-444-0815	230-721	230-722	佐倉市八街市酒々井町 消防組合消防本部
	印西市	昼間 夜間	防災課	0476-42-5111	0476-42-7242	231-721	231-722	印西地区消防組合 消防本部
	白井市	昼間 夜間	市民安全課	047-492-1111 047-492-0090	047-491-3510 047-491-3518	232-721.723	232-722	印西地区消防組合 消防本部
	富里市	昼間 夜間	市民活動推進課 守衛室	0476-93-1114 0476-93-1111	0476-93-9954	233-721	233-722	富里市消防本部
	酒々井町	昼間 夜間	総務課	043-496-1171	043-496-4541	322-721	322-722	佐倉市八街市酒々井町 消防組合消防本部
	栄町	昼間 夜間	消防防災課 栄消防	0476-95-8981 0476-95-0119	0476-95-7630	629-721	629-722	栄町消防本部
香取地域振興事務所	香取市	昼間 夜間	総務部総務課 財政課	0478-50-1201 0478-54-1111	0478-52-4566 -	209-721.723	209-722	香取広域市町村圏 事務組合消防本部
	神崎町	昼間 夜間	総務課 (成田消防)	0478-72-2111 0476-20-1593	0478-72-2110 0476-24-4368	342-721.723	342-722	成田市消防本部
	多古町	昼間 夜間	総務課 (香取広域消防)	0479-76-2611 0479-76-3255	0479-76-7144 0479-76-5930	347-721	347-722	香取広域市町村圏 事務組合消防本部
	東庄町	昼間 夜間	総務課 (香取広域消防)	0478-86-1111 0478-83-0119	0478-86-2312 0478-83-3432	349-721	349-722	香取広域市町村圏 事務組合消防本部
海匠地域振興事務所	銚子市	昼間 夜間	地域協働課 警備員室	0479-24-8193 0479-24-8181	0479-25-0277	202-721	202-722	銚子市消防本部
	旭市	昼間 夜間	総務課	0479-62-5311	0479-63-4946	215-721.723.724	215-722	旭市消防本部
	匝瑳市	昼間 夜間	総務課	0479-73-0084	0479-72-1114	214-721.723	214-722	匝瑳市横芝光町 消防組合消防本部

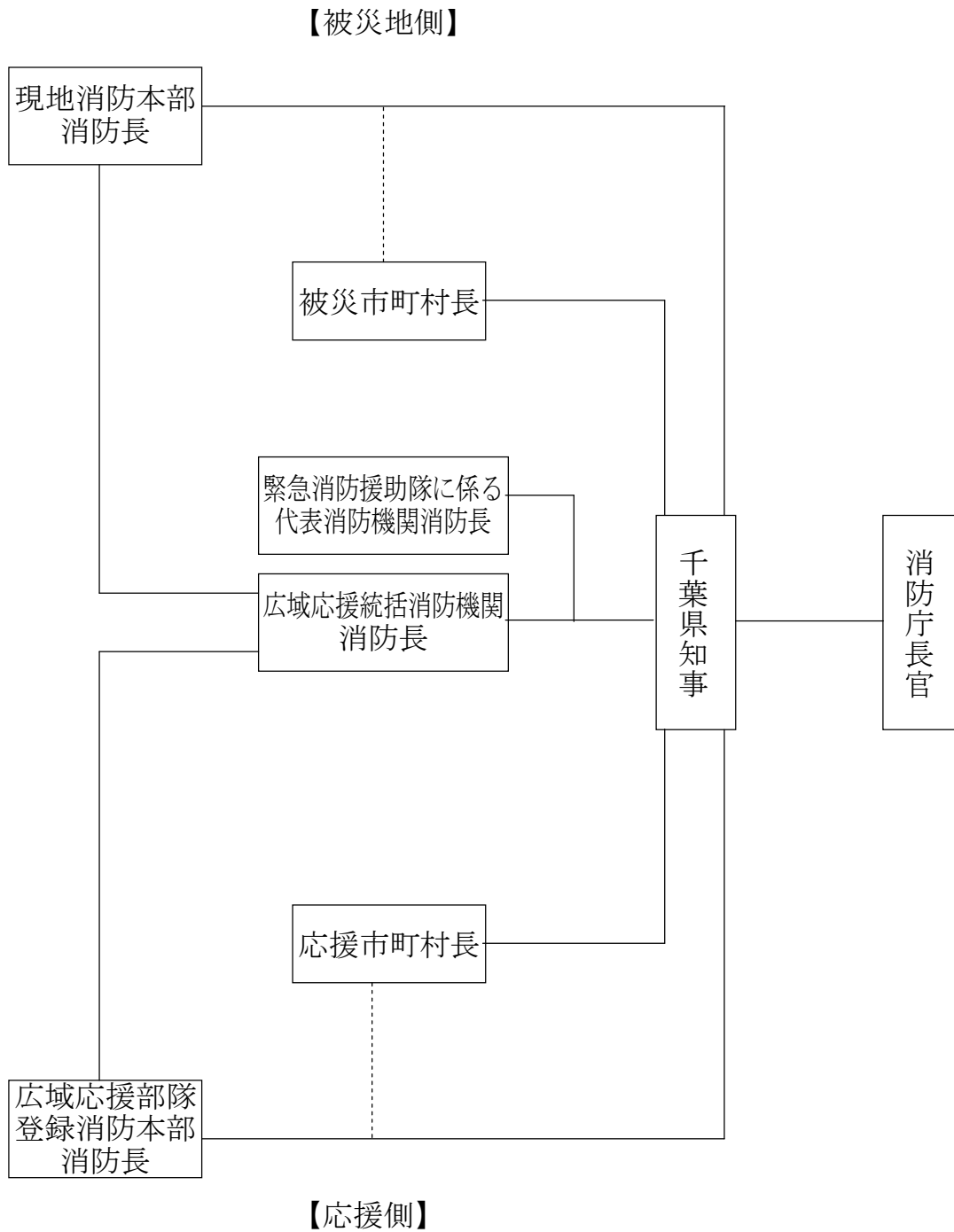
支部・地域振興事務所別	市町村	時間帯別	連絡窓口	NTT		県防災行政無線(012:地域衛星通信)		管轄消防(局)本部
				電話	FAX	電話	FAX	
長生地域振興事務所	茂原市	昼間 夜間	総務課 宿直室	0475-20-1519 0475-23-2111	0475-20-1602	210-721	210-722	長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部
	一宮町	昼間 夜間	総務課	0475-42-2111	0475-42-2465	421-721	421-722	長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部
	睦沢町	昼間 夜間	総務課	0475-44-2500	0475-44-1729	422-721	422-722	長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部
	長生村	昼間 夜間	総務課	0475-32-2111	0475-32-1194	423-721	423-722	長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部
	白子町	昼間 夜間	総務課	0475-33-2111	0475-33-4132	424-721	424-722	長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部
	長柄町	昼間 夜間	総務課 宿日直	0475-35-2111	0475-35-4732	426-721	426-722	長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部
	長南町	昼間 夜間	総務課総務室 宿日直室	0475-46-2111	0475-46-1214	427-721.723	427-722	長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部
山武地域振興事務所	東金市	昼間 夜間	総務課 警備	0475-50-1119 0475-50-1111	0475-50-1299	213-721	213-722	山武郡市広域行政組合消防本部
	山武市	昼間 夜間	消防防災課	0475-80-1116	0475-82-2107	236-721	236-722	山武郡市広域行政組合消防本部
	大網白里町	昼間 夜間	総務課	0475-70-0303	0475-72-8454	402-721.723	402-722	山武郡市広域行政組合消防本部
	九十九里町	昼間 夜間	総務課	0475-70-3107	0475-70-3188	403-721	403-722	山武郡市広域行政組合消防本部
	芝山町	昼間 夜間	総務課 警備員室	0479-77-3903	0479-77-3957	409-721	409-722	山武郡市広域行政組合消防本部
	横芝光町	昼間 夜間	環境防災課 警備員	0479-84-1216	0479-84-2713	381-721	381-722	匝瑳市横芝光町消防組合消防本部
夷隅地域振興事務所	勝浦市	昼間 夜間	総務課 警備室	0470-73-6640 0470-73-1211	0470-73-3937	218-721	218-722	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
	いすみ市	昼間 夜間	危機管理課 宿日直室	0470-62-2000 0470-62-1111	0470-63-1252	234-721.723	234-722	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
	大多喜町	昼間 夜間	総務課	0470-82-2111	0470-82-4461	441-721	441-722	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
	御宿町	昼間 夜間	総務課	0470-68-2511	0470-68-3293	443-721	443-722	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部

支部・地域振興事務所別	市町村	時間帯別	連絡窓口	NTT		県防災行政無線(012:地域衛星通信)		管轄消防(局)本部
				電話	FAX	電話	FAX	
君津地域 振興事務所	木更津市	昼間 夜間	総務行革課 (木更津消防)	0438-23-7094 0438-22-0119	0438-25-1351 0438-22-0151	206-721.723	206-722	木更津市消防本部
	君津市	昼間 夜間	危機管理課 警備室	0439-56-1290 0439-56-1453	0439-56-1404	225-721	225-722	君津市消防本部
	富津市	昼間 夜間	防災課 警備室	0439-80-1266	0439-80-1350 -	226-721.723	226-722	富津市消防本部
	袖ヶ浦市	昼間 夜間	危機管理課 守衛日直室	0438-62-2119	0438-62-5916	229-721	229-722	袖ヶ浦市消防本部
安房地域 振興事務所	館山市	昼間 夜間	社会安全課 宿直室	0470-22-3442 0470-22-3113	0470-22-8901 0470-23-3115	205-721	205-722	安房郡市広域市町村圏 事務組合消防本部
	鴨川市	昼間 夜間	消防防災課 警備員室	04-7093-7833 04-7092-1111	04-7093-7851	223-721	223-722	安房郡市広域市町村圏 事務組合消防本部
	南房総市	昼間 夜間	消防防災課 宿直室	0470-33-1052	0470-33-3451	235-721	235-722	安房郡市広域市町村圏 事務組合消防本部
	鋸南町	昼間 夜間	総務企画課 宿直室	0470-55-4801 0470-55-2111	0470-55-1342	463-721	463-722	安房郡市広域市町村圏 事務組合消防本部

基本的な出動編成

別図 1





知事の指示による出動要請等実施手順

災害発生

千葉県

- 千葉県から広域応援統括消防機関及び各消防（局）本部へ
「千葉県消防広域応援出動連絡（要綱：別記様式1）」を送信する。

知事指示

①応援側消防（局）本部

②現地消防本部（被災地消防本部）

- ①応援側消防（局）本部から広域応援統括消防機関へ
広域応援出動連絡表（基本計画：様式2）」を送信する。
千葉県から別記様式1を受信した場合、又は県内で震度5強以上の地震災害が発生した場合、各消防（局）本部は、出動の可否にかかわらず基本計画 様式2を広域応援統括消防機関に送信する。

- ※ 送信先： 第1、4ブロック→千葉市消防局警防部警防課（101-800-3109）
第2ブロック→千葉市消防局警防部救急課（101-800-3209）
第3ブロック→千葉市消防局指令管制室（101-800-3669）

- ②現地消防本部（被災地消防本部）から広域応援統括消防機関へ
別記様式1に記載された発生場所を管轄する消防（局）本部は、「千葉県消防広域応援要請書（基本計画：様式1に必要事項を記入）」を広域応援統括消防機関に送信する。

- ※ 送信先：千葉市消防局警防部警防課（101-800-3109）

- ① 応援可否状況
- ② 応援要請

広域応援統括消防機関

- ①広域応援統括消防機関から全消防（局）本部へ
「千葉県消防広域応援要請書（基本計画：様式1に必要事項を記入）」を送信する。
- ②広域応援統括消防機関から千葉県及び全消防（局）本部へ
「広域応援部隊出動状況連絡表（基本計画：様式3）」を送信する。

- ① 応援要請
- ② 出動状況

ブロック幹事消防機関

- ブロック幹事消防機関からブロック内の全消防（局）本部及び広域応援統括消防機関へ
「基本計画：様式1（必要事項を記入）」を送信する。

出動連絡

広域応援統括消防機関

- 広域応援統括消防機関から千葉県へ
「基本計画：様式1」を送信する。（ブロック幹事消防機関から受信したものを転送する。）

千葉県消防広域応援隊旗の制式

消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱第10条第2項の規定に基づき、千葉県消防広域応援隊旗の制式を次のとおり定める。

1 千葉県消防広域応援隊旗



サイズ 縦70cm×横100cm

彩色 地 水色

県章 黒

消防章 黄

文字 千葉県消防広域応援隊 赤

2 広域応援統括指揮隊旗



サイズ 縦70cm×横100cm

彩色 地 白

県章 黒

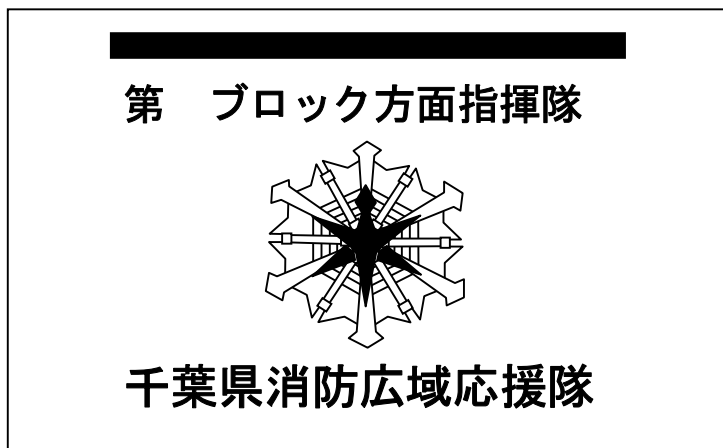
消防章 黄

文字 広域応援統括指揮隊 黒

千葉県消防広域応援隊 赤

線 黄 4本

3 ブロック方面指揮隊旗



サイズ 縦70cm×横100cm

彩色 地 白

県章 黒

消防章 黄色

文字 第 ブロック方面指揮隊 黒

千葉県消防広域応援隊 赤

線 黄 1本

千葉県消防広域応援隊指揮隊の腕章等の制式

消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱第11条に基づく、その他千葉県消防広域応援隊について必要な事項として、千葉県消防広域応援隊指揮隊の腕章等の制式を次のとおり定める。
(平成23年9月20日 防第515号)

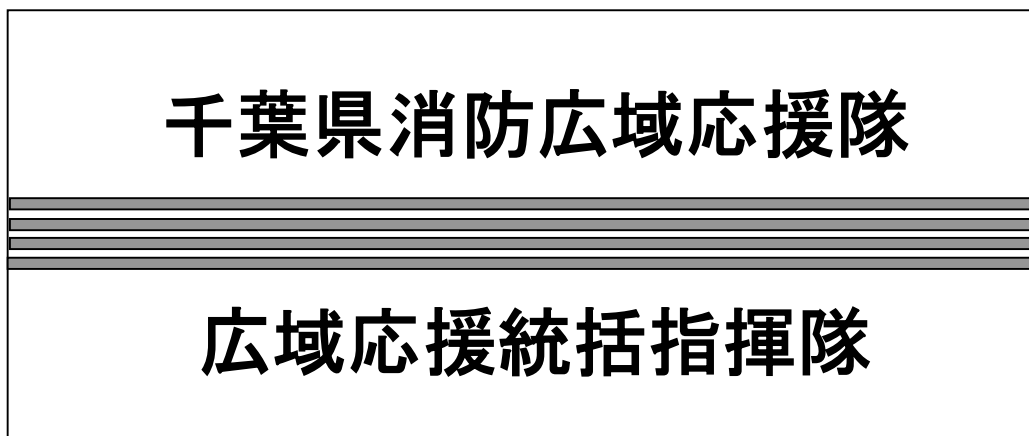
1 広域応援統括指揮隊腕章

(1) 広域応援統括指揮隊長



- ア サイズ 縦11cm×横45cm
イ 彩色
(ア)地 白色(反射素材)
(イ)県記章 黒色
(ウ)消防章 黄色
(エ)文字 黒色
(オ)線 赤色(4本)

(2) 広域応援統括指揮隊員



- ア サイズ 縦11cm×横45cm
イ 彩色
(ア)地 白色(反射素材)
(イ)文字 黒色
(ウ)線 赤色(4本)

2 ブロック方面指揮隊腕章

(1) ブロック方面指揮隊長



ア サイズ 縦11cm×横45cm

イ 彩色

(ア)地 白色(反射素材)

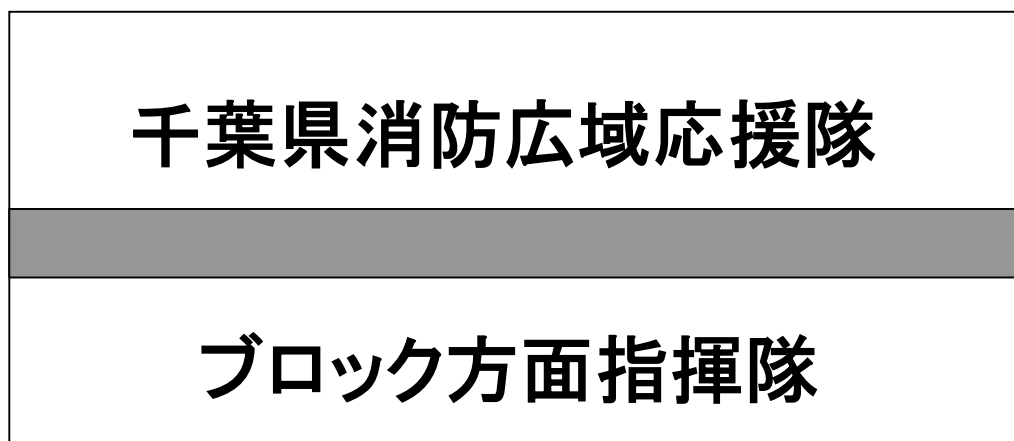
(イ)県記章 黒色

(ウ)消防章 黄色

(エ)文字 黒色

(オ)線 赤色(1本)

(2) ブロック方面指揮隊員



ア サイズ 縦11cm×横45cm

イ 彩色

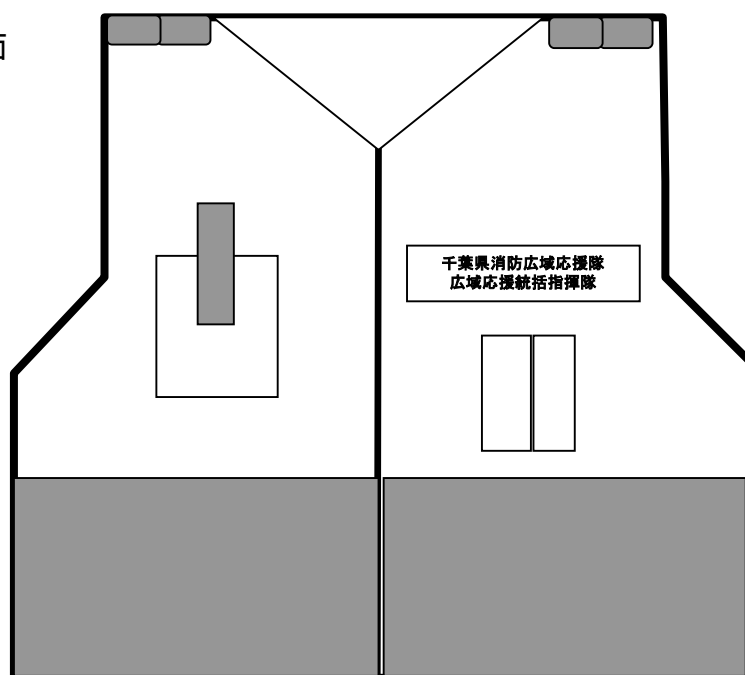
(ア)地 白色(反射素材)

(イ)文字 黒色

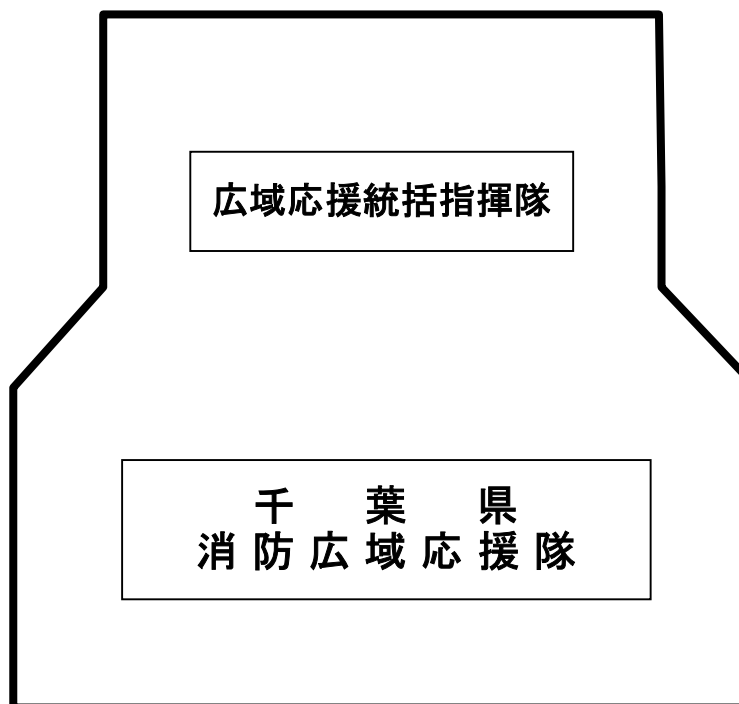
(ウ)線 赤色(1本)

3 広域応援統括指揮隊ベスト

・前面



・背面



- (1) 彩色(生地:メッシュ素材)
紺色、オレンジ色(前面下部)
- (2) 名入れ(左胸・背面上下の3箇所)
ア 地 灰色(反射素材)
イ 文字 黒色

5 首都直下地震対策大綱<資料1-19>

目次

前文

1. 本大綱決定の背景
2. 本大綱の位置付け
3. 対策の基本的方向

第1章 首都中枢機能の継続性確保

1. 首都中枢機能の対象
2. 目標設定と対策
 - (1) 首都中枢機関の機能目標と対策
 - (2) ライフライン・インフラの機能目標と対策

第2章 膨大な被害への対応 ～地震に強いまちの形成～

第1節 計画的かつ早急な予防対策の推進

1. 建築物の耐震化
 - (1) 住宅、その他建築物の耐震化の促進
 - (2) 耐震化を促進するための環境整備
 - (3) 公共施設等の耐震化
 - (4) 耐震化に関わる新たな技術開発等の推進と導入
 - (5) 耐震化に関わる専門家・事業者の育成
2. 火災対策
 - (1) 出火防止対策
 - (2) 延焼被害軽減対策
 - (3) 避難体制の整備
3. 居住空間内外の安全確保対策
 - (1) 居住空間内の安全確保対策
 - (2) 外部空間における安全確保対策
 - (3) 集積地区の安全確保対策
4. ライフライン・インフラ確保対策
 - (1) ライフラインの確保対策
 - (2) 情報インフラの確保対策
 - (3) 交通インフラの確保対策
5. 公的機関の業務継続性の確保
6. その他配慮すべき対策
 - (1) 長周期地震動対策の推進
 - (2) 文化財保護対策の推進

第2節 膨大な数の避難者、帰宅困難者等への対応

1. 避難者及び帰宅困難者等に係る対策の前提となる施策
 - (1) 住宅・建築物等の耐震化・不燃化等の推進
 - (2) 災害時要援護者に対する支援
2. 膨大な数の避難者及び応急住宅需要への対応
 - (1) 避難所への避難者数の低減に係る対策

- (2) 避難所不足に係る対策
- (3) 必要物資等の供給と避難所運営に係る対策
- (4) 避難者が必要とする情報の提供に係る対策
- (5) 応急住宅提供等に係る対策

3. 膨大な数の帰宅困難者等への対応

- (1) 一斉徒歩帰宅者の発生の抑制
- (2) 円滑な徒歩帰宅のための支援
- (3) 帰宅困難者等に係るその他の施策

4. 避難者と帰宅困難者等に共通する課題への対応

- (1) 飲料水やトイレ等の提供
- (2) 施設等に訪れてきた避難者・帰宅困難者等への対応の検討
- (3) 発災時における混雑情報等の収集及び提供
- (4) その他避難者と帰宅困難者等に共通する課題への対応

第3節 地域防災力、企業防災力の向上

1. 地域防災力の向上

- (1) 自助の推進
- (2) 共助の推進

2. 事業継続性の確保

- (1) 事業継続計画の策定と実行
- (2) 評価制度の検討

3. 企業による社会貢献

- (1) 企業倫理・社会的責任
- (2) 事業活動を通じた社会革新
- (3) 投資的社会貢献活動

第4節 広域防災体制の確立

1. 首都圏広域連携体制の確立

- (1) 災害対策本部の速やかな設置
- (2) 国及び地方公共団体間の連携
- (3) 被害想定に基づく緊急活動体制の確立
- (4) 広域連携のための交通基盤確保
- (5) 海外からの支援の受け入れ

2. 救助・救命対策

3. 消火活動

- (1) 消防力の充実・強化
- (2) 的確な避難体制の確立

4. 災害時要援護者支援

5. 保健衛生・防疫対策

6. 治安の維持

7. ボランティア活動の環境整備

第5節 復旧・復興対策

1. 震災廃棄物処理対策

2. ライフライン・インフラの復旧対策

3. 首都復興のための総合的検討

- (1) 円滑かつ迅速な復興計画実現のための事前準備
- (2) 発災後の計画実現方法

第3章 対策の効果的推進

1. 幅広い連携による震災対策の推進
2. 地震防災に関する調査研究の推進と成果の防災対策への活用
3. 実践的な防災訓練の実施と対策への反映
4. 国民運動の展開

前文

1. 本大綱決定の背景

(1) 相模湾から南東方向に延びる相模トラフ沿いのプレート境界では、大正12年(1923年)の関東地震と同様のマグニチュード(以下「M」という。)8クラスの地震が200年~300年間隔で発生している。次のM8クラスの地震の発生は、今後100年から200年程度先と考えられるが、その間に南関東地域でM7クラスの地震が数回発生することが予想されている。

(2) 首都地域の地震対策については、昭和63年に関東地震と同様のM8クラスの地震について被害想定が実施され、その成果を踏まえた「南関東地域震災応急対策活動要領」が策定された。平成4年には、南関東地域直下で発生するM7クラスの地震を対象とした「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」が策定されたが、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の経験により、大規模地震に対する大都市の脆弱性が明らかになったため、平成10年に「南関東地域震災応急対策活動要領」及び「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」がそれぞれ改訂され、南関東直下の地震発生に備えた政府の防災体制について充実が図られた。

(3) しかしながら、近年、インターネットによる情報通信技術や物流、金融等の高度化・国際化が進展し、経済・社会情勢が著しく変化しつつあることから、首都直下地震対策についても「首都中枢機能維持」や「企業防災」といった新たな観点からの対策強化が必要であるとの認識が広まりつつある。

一方、近年、関東地域の地殻変動に関する定点観測網が充実に詳細なデータが蓄積されてきたこと、それらに伴う知見が増大してきたこと等により、直下の地震像を明確にすることが可能な状況となってきた。これに伴い、これまで実施されていなかった詳細な被害想定を行い、これに基づく防災対策を具体化することがある程度可能な状況になってきた。

(4) このような状況を踏まえ、平成15年5月の中央防災会議において「首都直下地震対策専門調査会」の設置が決定され(第1回首都直下地震対策専門調査会は同年9月開催)、わが国の経済・社会・行政等の諸中枢機能が集積するエリアとしての首都の特性を踏まえた新たな視点から、首都直下地震対策が検討されることとなった。

首都直下地震対策専門調査会では、首都地域における地震防災の課題について検討が行われるとともに、首都直下の地震像を明らかにすることを目的とした「地震ワーキング・グループ」を設置し、首都直下で発生が予想される地震像の検討が行われた。また、首都直下地震の際に想定される直接的被害、間接的被害の予測が行われ、首都地域が抱える地震防災上の課題を明確化した上で、地震災害に強い首都地域形成に向けた国家的戦略のあり方等に関する検討が行われ、平成17年7月に中央防災会議に報告された。

この報告において、予防段階から発災後の全ての段階において各主体が行うべき対策を明確化する「首都直下地震対策大綱」(以下、「本大綱」という。)策定の必要性が指摘された。

本大綱は、首都直下地震対策専門調査会報告に基づき、地方公共団体等をはじめとする関係機関の意見も十分に踏まえてとりまとめたものである。

さらに、平成18年4月、中央防災会議に「首都直下地震避難対策等専門調査会」が設置され

た。首都直下地震避難対策等専門調査会では、首都直下地震発生時の避難者及び帰宅困難者対策の具体化に向けた検討が行われ、平成20年10月に報告がとりまとめられた。

首都直下地震避難対策等専門調査会報告を踏まえて、本大綱に掲げる対策のうち避難者・帰宅困難者等に係るものを中心に見直しを行い、本大綱を修正した。

2. 本大綱の位置付け

(1) 首都地域は、政治中枢、行政中枢、経済中枢といった首都中枢機能が極めて高度に集積し、かつ人口や建築物が密集している。このような首都地域において、大きな地震が発生した場合、災害発生後、都県境を超えた広域的な災害応急対策に不可欠な政治・行政機能や、我が国の経済中枢機能などの首都中枢機能の継続性の確保が課題となる。さらに、他の地域と比べ格段に高い集積性から人的・物的被害や経済被害は甚大なものとなると予想され、その軽減策の推進は我が国の存亡に関わる喫緊の根幹的課題である。

本大綱では、このような「首都中枢機能の継続性確保」と「膨大な被害の軽減と対応」を図るという視点から、“首都中枢機能の集積地区”や“人口や建築物が密集している地区”を対象エリアとした。

(2) 本大綱では首都地域の直下で発生するM7クラスの地震を対象とするが、首都地域では、海側のフィリピン海プレートと太平洋プレートが陸側の北米プレートの下に沈み込んでいるため、M7クラスの地震の発生の様相は極めて多様である。首都直下地震対策専門調査会報告では、首都直下の地震として選定した18タイプの地震像のうち、北米プレートとフィリピン海プレートの境界で発生するM7.3の「東京湾北部地震」が、①ある程度の切迫性が高いと考えられる地震であること、②都心部の揺れが強いこと、③強い揺れの分布が広域的に広がっていることから、首都直下地震対策を検討していく上での中心となる地震としている。

(3) このため、本大綱は、「東京湾北部地震」に対する対策を中心とする。

(4) 中央防災会議は、定期的に関係府省からの報告により、本大綱に基づく対策の具体化及び推進の状況について把握し、整理するものとする。また、課題についての検討成果、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じ本大綱の見直しを行っていくものとする。

(5) なお、東京湾北部地震以外の17タイプの地震についても、本大綱の内容を十分踏まえて、地方公共団体、関係事業者、地域住民等が、国の協力の下、必要な対策を講じることとする。

(6) 「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」（平成4年8月21日 中央防災会議決定）は廃止する。

3. 対策の基本的方向

首都直下地震による被害の特徴は、「首都中枢機能障害による影響」と「膨大な人的・物的被害の発生」の2点である。本大綱は、これらの被害を軽減するための対策を基本として構成するものである。

(1) 政治、行政、経済の中枢機能に障害が発生すると、我が国全体の国民生活、経済活動に支障が生じるほか、海外への被害の波及が想定される。特に、被災地では、政治中枢機能や行政中枢機能の障害によって、災害応急対策として必要な政治的措置が講じられなかったり、緊急災害対策本部長等からの指示や広域応援のための調整等が円滑に実施できなくなるなど危機管理機能が著しく低下するおそれがあり、その場合には、救援活動が遅れ、より多くの人命が危険にさらされたり、避難生活に大きな混乱が生じるおそれがある。さらに、経済中枢機能の障害によって、適切な経済措置が講じられなかった場合には、被災地での経済の停滞や混乱を長引かせ、その後の復旧・復興までを含め、被災地の住民生活に大きな影響を及ぼすおそれがある。

このように首都中枢機能の障害は、首都直下地震のもう一つの特徴である「膨大な人的・物的被害の発生」をさらに拡大させるおそれがあり、また、震災後の混乱を長期化させるおそれがある。

- る。このような被害様相は、他の地域では見られない首都地域に特有の特徴である。したがって、「首都中枢機能の継続性確保」が首都直下地震対策として不可欠である。
- (2) 膨大な人的・物的被害の発生は、我が国の存亡に関わるものであり、これを未然に防ぐための予防対策及び円滑かつ迅速な応急対策への備えを計画的・戦略的に進め、“地震に強いまち”の形成を図ることは喫緊の根幹的な課題であることは論を待たない。“地震に強いまち”とは、地震発生時の被害が可能な限り軽減されるような都市構造や耐震性に優れた施設・設備をもつ“まち”であり、かつ、発災後には、応急対策活動の円滑かつ迅速な実施と住民の生活環境の維持に不可欠なライフライン機能や交通機能の低下を最小限にとどめる“まち”である。
- このため、都市計画の根本に“防災”を置き、地震発生前から地震発生時の被害量を軽減するためのミティゲーション策（減災対策）に計画的に取り組むことが重要である。
- 延焼遮断帯や防災活動拠点となる骨格的な都市基盤施設やオープンスペースが適切に配置されたまちづくりを進めるほか、特に危険性の高い木造住宅密集市街地の解消に向けて都市基盤整備を着実に進める。また、建築物の耐震化は、その後の火災被害や避難者の発生等にも影響する重要な対策であり、重点的に取り組む。さらに、火災対策の充実を図るほか、建築物の内外で窓ガラス、天井等の落下物・転倒物やエレベータ閉じ込め等による被災を受けないよう対策を講じることが必要である。
- また、ライフライン機能や交通機能の低下が生じないように、耐震性、多重性、代替性を確保するとともに、機能が停止した場合でも、できるだけ早期に復旧するよう体制を整備しておくことが必要である。その際、ライフライン機能や交通機能は、その影響がそれぞれの機能に相互に波及する「相互依存性」という観点を踏まえるものとする。さらに、家具の固定等の予防対策や地域コミュニティの再生等の地域及び個人の防災力の向上による応急対策への備え等、あらゆる場面で自助・共助の方策を進めることが“地震に強いまち”を形成する上で重要である。
- (3) 膨大な量の被害に対しては、災害対策の主体である市区町村と国・都県との連携による対応の強化・充実は不可欠であるが、行政による公助だけでは限界があり、社会のあらゆる構成員が連携しながら総力を上げて対処しなければならない。このため、社会全体で「自助」「共助」「公助」により災害被害の軽減に向けた備えを実践する「国民運動の展開」が不可欠である。

第1章 首都中枢機能の継続性確保

首都中枢機能は、特に発災後3日間程度の応急対策活動期においても、途絶することなく、継続性が確保されることが求められる。そのため、発災後3日間程度を念頭において、果たすべき機能目標を明確化し、それを周知徹底するとともに、達成するための事前の予防対策と事後の応急対策を重点的に実施する。

1. 首都中枢機能の対象

首都中枢機能は、政治、行政、経済の枢要部分を担う「首都中枢機関」、首都中枢機関の機能を支える基礎的な条件である「ライフライン・インフラ」、ライフライン・インフラを経由して供給される「ヒト、モノ、金、情報」から構成される。

発災直後の特に3日間程度の応急対策活動期において継続性を確保すべき首都中枢機関は、①政治・行政機能：国会、中央省庁（災害対策実施部局及びその関連部局（以下「災害対策実施部局等」という。）、都庁、駐日外国公館等、②経済機能：中央銀行（日本銀行本店）、主要な金融機関及び決済システム、それぞれのオフィス・電算センターである。

発災後3日間程度を念頭に置いて、これら首都中枢機関の機能継続性確保に不可欠なライフライン・インフラを挙げると、電力（非常電源用燃料を含む）、上水等、通信・情報（中央防災無線、電話、衛星通信、インターネット、放送）、道路（高速自動車国道、首都高速道路、一般国道等の幹線的な道路）、航空（空港、航空管制等）、港湾である。

2. 目標設定と対策

各々の首都中枢機能が果たすべき役割に注目し、発災後3日間においても最低限果たすべき機能目標を設定する。

(1) 首都中枢機関の機能目標と対策

発災後3日間を念頭においた、首都中枢機関（政治中枢、行政中枢、経済中枢）の業務の継続性確保のための機能目標と対策を以下のように定める。

①機能目標

○政治中枢：国会

被害の広域的な波及を出来る限り最小にとどめるために政治的判断が求められる場合がある。このため、発災直後から、国会との連絡手段が確保され、必要な政治的措置が執れる環境を整備する。

○行政中枢：中央省庁（災害対策実施部局等）

中央省庁のうち災害対策実施部局等は、被害状況の把握、被災地への救援のための調整や必要な指示等、広域的な応急対策活動をオペレーションする役割を担っている。

このため、発災直後から通信連絡手段が継続的に確保され、非常参集の連絡、危機管理センターでの必要な情報の集約及びリアルタイムの情報共有ができるようにする。

また、全閣僚及び緊急参集チームメンバーは、速やかに危機管理センターに参集する。

さらに、情報収集ヘリコプターからの画像伝送等による被災規模の把握や政府としての基本的な対処方針の決定を行い、おおむね2時間以内に緊急災害対策本部等を開設する。緊急災害対策本部は、災害対策基本法第28条の6に基づく災害応急対策に関わる「指示」を含む広域的なオペレーションを行うとともに、国として重要なアナウンスを国内外に発信する。

その後、時々刻々の被害状況を的確に把握するとともに、適切な応急対策を実施する。

○行政中枢：都庁

都庁は、被災したライフラインの復旧に必要な要員や資機材の優先的な輸送等に関して指示を出す等の役割を担う。

このため、発生から1時間で災害対策要員が参集し、その後、速やかに、必要に応じて、災害対策基本法第71条に基づく災害応急対策に関わる「従事命令」を含むオペレーションが行える体制を整えておく。

○行政中枢：駐日外国公館等

各国の駐日外国公館は、首都地域に居住する自国民への対応や海外からの支援窓口等の役割を担う。

このため、駐日外国公館等の職員のうち必要な者が参集できるよう支援するとともに、できるだけ早期に、本国との連絡が可能となる環境を整備する。

○経済中枢

首都地域は、国際的にも重要な金融決済機能が集積している。

このため、地震が発生しても、必要な要員が参集し、必要に応じてバックアップへの切替を行うこと等により、重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制をとれるようにする。また、金融決済に関わる重要なアナウンスを国内外に発信し、日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減する役割を果たすようにする。

②防災対策

上記の機能目標を達成するために、以下の対策を実施する。

[予防対策]

首都中枢機関は、当該機関の存する建築物の耐震強化を図るほか、災害時に寸断しない通信連絡基盤を確保する。万が一、個別施設が被災した場合にも他施設やネットワーク等により機能バ

ックアップが可能となるよう、ライフライン系統の多重化、電算センター及びオフィスのバックアップ機能の充実を図る。また、緊急参集要員の徒歩圏内居住や住居の耐震化等により、緊急参集要員を確保する。

[応急対策のための備え]

首都中枢機関は、発災時の機能継続性を確保するための計画として業務継続計画を策定するとともに、業務継続計画に基づき定められた活動が災害時に的確に実行できるよう、定期的な訓練を行う。また、万が一、電気や上水道の供給が停止された場合にも必要な機能が継続できるよう、最低3日間の非常用電源及び機器冷却水を確保するほか、緊急災害対策活動に要する備蓄（食料、飲料水、生活必需品、医薬品、資機材）を行い、災害対策要員の活動環境を整備する。

このほか、国、地方公共団体は、道路渋滞による活動支障が生じないように、応急対策の推移に応じた緊急車両の通行優先順位をあらかじめ検討しておく。

[応急対策]

首都中枢機関は、各々の災害対策要員及びその家族の安否確認を行う。

また、円滑かつ効率的な業務実施のため、首都中枢機関は当該機関が存する施設への関係者以外の立入り制限を行うほか、災害対策要員の交替勤務を適切に実施する。

さらに、国は首都中枢地区における航空安全確保策を実施する。

(2) ライフライン・インフラの機能目標と対策

首都中枢機関の事業継続性確保のため、ライフライン・インフラにおいても、発災後3日程度を念頭に置いて、果たすべき機能目標と対策を以下のように定める。

①機能目標

○電力

電力は、情報通信、照明等への動力の提供等の役割を担う。このため、以下に示す首都中枢機関の重要設備は電力の供給を途絶させないようにする。

①国会の設備（情報通信施設、照明）

②中央省庁、都庁、大使館の設備（情報通信施設、災害応急対策支援システム、照明）

③金融決済業務設備（情報通信施設、照明、日銀ネット、全銀システム）

また、仮に停電した場合でも、首都中枢機関の重要設備の電力を1日以内に供給できるようにする。

○上水等

上水等は、各種機器の冷却水等の役割を担う。このため、速やかに首都中枢機関の重要な機器（非常用電源装置、電算機等）の稼働に必要な冷却水が利用できるようにする。

○放送

放送は、災害時の被災状況や国として重要なアナウンスを国内外に伝達する役割を担う。このため、発災から1時間以内に被害速報を放送し、1日以内には国内外への重要なアナウンスを放送する。さらに、その後、引き続き被害状況や復旧状況を放送できるようにする。

○無線

中央防災無線は、首都中枢機能の継続性確保を図るために重要な役割を担う連絡手段である。このため、発災直後においてもその利用に支障がないよう機能を確保する。

○電話・衛星通信

中央防災無線の他にも、衛星通信など多様な通信手段を確保する必要がある。特に災害時優先電話回線は寸断させないようにする。

○インターネット

インターネットは、被害の状況や災害対策の活動状況等を情報提供する役割を担う。

このため、これら首都中枢機関から重要情報を継続的に発信できるようにする。

○道路

道路は、災害対策要員や資機材の緊急輸送基盤として重要な役割を担う。

このため、緊急輸送道路のうち、首都中枢機能の継続性確保のために特に重要な区間については、道路橋の被災、沿道建築物の倒れ込み、渋滞等による通行障害が発生しても、1日以内に緊急車両等の通行機能を確保できるようにする。

○航空

航空は、国内外からの閣僚などの参集や緊急を要する人員・物資の輸送のため、または被害状況の迅速な把握のための基盤として重要な役割を担う。このため、1時間以内に空港の被災状況の確認を行い、その後順次、応急復旧を実施した滑走路等により運用を開始する。

○港湾

港湾は、ライフライン復旧に関わる物資等の緊急輸送基盤としての役割を担う。

このため、ライフライン拠点施設に近接する緊急物資輸送に対応した岸壁等については1日以内に利用できるようにする。

②防災対策

上記の機能目標の達成に向け、各事業者等は以下の対策を実施する。

[予防対策]

<ライフライン>

ライフライン事業者は、首都中枢機関への供給に関わるライフラインの多重化と拠点施設の耐震化を進める。この際、道路管理者は、ライフライン事業者と共同して、共同溝や電線共同溝の整備を推進する。

また、首都中枢機関は、供給系統の多重化を図るほか、非常用電源や必要な冷却水を確保する。

<情報インフラ>

電気通信事業者は、首都中枢機関に関わる情報インフラ拠点施設として、電話局、電話線、IX・DNSサーバ等の耐震化、多重化を図る。

また、首都中枢機関は、情報通信系統の多重化、震災に強い衛星の活用、災害時優先電話の適正な使用など、情報通信の確保策を講じる。

<道路>

道路管理者は、緊急輸送道路のうち、首都中枢機能の継続性確保のために特に重要な区間について、重点的に橋梁の耐震補強を実施する。また、首都圏における環状道路の整備等により、災害時における代替性を考慮した道路ネットワークの多重化を推進する。

<航空>

空港管理者は、滑走路等の耐震化、液状化対策を進める。また、国及び空港管理者は、航空保安業務に係る施設の耐震化、多重化を図る。

<港湾>

国及び港湾管理者は、ライフライン拠点施設に近接し、ライフライン復旧に関わる物資等の緊急輸送基盤としての役割を担う岸壁の耐震化を図る。

[応急対策]

<ライフライン・情報インフラ>

ライフライン事業者及び電気通信事業者は、首都中枢機関への供給に関わるライフライン・情報インフラ拠点施設が万が一被災した場合、優先的に復旧する。

また、首都中枢機関は、被災により必要な冷却水が確保されない場合、他の用途への水使用の制限など、冷却水の確保に向けた措置を優先的に講ずる。

<道路>

道路管理者、都道府県警察等は、緊急輸送道路のうち、首都中枢機能の継続性確保のために特に重要な区間について、状況に応じて優先的な道路啓開、交通規制、復旧作業を行う。

<航空>

航空運送事業者は、要人、災害対策要員の優先的輸送を行う。

<港湾>

国及び港湾管理者は、首都中枢機能の継続性確保のため、護岸等の倒壊により閉塞した航路等について状況に応じ優先的な啓開、復旧作業を行う。

第2章 膨大な被害への対応 ～地震に強いまちの形成～

第1節 計画的かつ早急な予防対策の推進

1. 建築物の耐震化

建築物の被害は、死者発生の主要因であり、さらに出火、火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、がれきの発生等の被害拡大の要因でもある。膨大な被害量をできる限り減少させるためには、“建築物の耐震化”に重点的に取り組むことが肝要である。

(1) 住宅、その他建築物の耐震化の促進

国、地方公共団体は、住宅やその他建築物の耐震化を進めるために、個々の居住地が認識可能となる程度に詳細な地震防災マップを作成・公表し、耐震化の必要性について広く周知を図る。また、補助制度の活用促進により、住宅、その他建築物の耐震診断、耐震補強、建て替えを促進する。加えて、耐震改修促進に向けた税制度の整備について検討を進める。

国、地方公共団体は、特に、密集市街地や緊急輸送道路沿いの住宅、その他建築物の耐震化を緊急に推進する。

(2) 耐震化を促進するための環境整備

国、地方公共団体は、住みながら耐震改修できる手法やローコストの耐震改修手法などの開発、建築士等の第三者によるアドバイス等のサービス強化、事例・費用・事業者情報・契約方法などの情報提供内容の充実及び耐震性の評価、改修に関するわかりやすいマニュアル策定など住宅の耐震診断・耐震補強の促進支援策を充実する。

また、国、地方公共団体は、多数の者が利用する建築物の耐震性の確保を図るため、建築物の取引（売買、賃貸借）時における耐震診断の有無等に関する情報提供、一定の耐震性を要する安全な建築物に対する認定マークの交付、耐震診断・改修の結果に基づく地震保険料の割引制度の導入及び耐震・免震・制震住宅など安全技術開発や販売促進に積極的な企業に対する表彰制度の導入など、安全な建築物の資産価値が評価されるしくみの構築に取り組む。

さらに、国は、耐震化に向けた定量的な目標の設定、木造住宅密集市街地等の住宅に対する耐震診断や耐震改修の指示、多数の者が利用する建築物への耐震改修の指示や指示に従わない場合の公表及び不特定かつ多数の者が利用する建築物の所有者に対する耐震改修計画の提出義務づけなど耐震化促進のための制度を整備する。

(3) 公共施設等の耐震化

国、地方公共団体、関係事業者は、庁舎、学校、病院、公民館、駅等、様々な応急対策活動や避難所となりうる公共施設の耐震化について、数値目標を設定するなどその促進を図る。

(4) 耐震化に関わる新たな技術開発等の推進と導入

国は、緊急地震速報の利用等の技術開発や、エレベータ安全停止装置の義務化によるエレベータ内の閉じ込め防止技術の導入を促進する。

(5) 耐震化に関わる専門家・事業者の育成

国、地方公共団体は、耐震診断、改修の手法、各種助成制度等に関する講習会や研修会開催、専門家の登録・閲覧・紹介制度の整備及び耐震技術コンクール等による技術開発促進など、耐震化に関わる専門家・事業者の育成を図る。

2. 火災対策

地震時の火災による被害は、揺れで全壊した建築物で出火しやすいことや、風速等の条件によっては、延焼が拡大し、逃げ遅れ・逃げ惑いなどが生じ、多数の死者が発生することが特徴である。建築物が密集する首都地域においては、火災による被害は全体の被害の中でも非常に大きな割合を占めるものとなる。特に環状6号線から7号線の間を中心に老朽化した木造住宅密集市街地が広域に連担しており、同時に火災が多発した場合、消防機関による消火が極めて困難となり、市街地の延焼が拡大する危険性が高い状況となる。したがって、火災対策は、首都直下地震対策の最重要課題の一つである。

(1) 出火防止対策

出火の要因ともなっている揺れによる建築物の被害を軽減するために、1. で記述した建築物の耐震化とともに不燃化を促進する。

また、国、地方公共団体、関係事業者は、安全な火気器具の開発・購入促進、通電火災対策及び緊急地震速報の利用等の技術開発の促進など火気器具等の安全対策を促進する。

(2) 延焼被害軽減対策

国、地方公共団体は、市街地の面的整備、道路・公園等のオープンスペース確保、避難地・延焼遮断帯として機能する河川整備のほか、沿道建築物の重点的な不燃化、耐火建築物・準耐火建築物への建築規制や誘導策の活用による不燃化誘導を進め、道路・公園等の防災公共施設及び沿道建築物が一体となった避難機能・延焼遮断機能を持つ都市の骨格防災軸（防災環境軸）などを創出する。

(3) 避難体制の整備

地方公共団体は、避難路の沿道にある建築物の耐震化・不燃化、ブロック塀・石塀の解消、急傾斜地の崩壊対策等による避難路の整備、都市公園の整備等による新たな避難場所の確保を進めるとともに、避難路、避難場所の周知を図る。

3. 居住空間内外の安全確保対策

(1) 居住空間内の安全確保対策

屋内に設置された家具、冷蔵庫及びテレビ等の固定を促進するなど、居住空間内の安全確保を図る。

①家具の固定等

国、地方公共団体は、インターネット・パンフレット等の媒体を活用して情報提供等を行い、転倒防止措置効果に関する正しい知識の普及を図る。また、家具の適切な固定を促す住宅供給を促進するほか、安全な家具の開発・販売に積極的な事業者を表彰する制度を導入する等、安全な家具の購入の促進を図る。

②地域及び個人の防災力の向上

地方公共団体は、平常時からの地域コミュニティの再生を図るとともに、自主防災組織率の向上、閉じ込め者救出用の資機材の自主防災組織への配備など自主防災組織の育成・充実を図る。また、消防団の装備・施設の充実や消防団参加促進事業を実施する等、消防団の充実強化を図る。さらに、国、地方公共団体、関係機関は、個人や地域向けの防災に関する研修や資格制度の充実及び防災教育の充実を図るとともに、閉じ込め者の救出や負傷者の応急処置などの防災訓練を地域において定期的実施する。

(2) 外部空間における安全確保対策

交通施設や土砂災害危険箇所における被災防止、ブロック塀の倒壊や自動販売機等の路上設置物の転倒に伴う被災防止、ビルの窓ガラス、看板及び壁面タイル等の落下に伴う被災防止など、外部空間における安全を確保する。

①地域危険情報の開示

外部空間における危険性を市民、企業等に情報提供することは、予防対策の推進や災害時の危険回避にあたって重要となる。このため、地方公共団体は、国の協力の下、地盤の状況とそこで起こりうる地震の両面から評価した地盤の揺れやすさ、密集市街地、土砂災害危険箇所、大規模盛土造成地、埋立地及びゼロメートル地帯等における避難路の沿道の延焼、建築物倒壊、土砂の崩落などによる道路閉塞の可能性、建築物の倒壊・延焼危険性を、個々の居住地が認識可能となる程度に詳細に示した地震防災ハザードマップの作成・公表や土地取引時の情報開示などを進める。

②交通インフラの安全確保

交通インフラにおける地震時の安全性を確保するため、道路管理者及び鉄道事業者は、道路橋・鉄道高架橋の耐震補強、鉄道の脱線対策等を進める。また、国は、交通施設・車両安全対策を強化するため、緊急地震速報の利用等技術開発を進める。

③浸水等対策

国、地方公共団体は、ゼロメートル地帯等の満潮位や河川水位等に比べ地盤高の低い地域における河川・海岸堤防施設等の被災にともない発生しうる、浸水等による壊滅的な被害のおそれを防止するため、堤防施設等の耐震性向上や浸水被害拡大防止に向けた対策を推進するため、地震直後の緊急点検及び円滑かつ迅速な応急対応が可能となるよう、関係機関が連携し、あらかじめ応急対応計画等を策定するなどの体制整備を行う。

④土砂災害・地盤災害対策

国や地方公共団体は、地震による土砂災害の危険がある箇所の把握に努め、土砂災害対策を推進するとともに、国、地方公共団体、関係事業者は、ライフライン・インフラ施設の液状化対策、大規模盛土造成地の危険度評価や耐震補強工事を通じた宅地耐震化の促進、危険地区の建築物の移転促進による適切な誘導などを進める。また、国や地方公共団体は、二次災害防止を図るため、地震後の緊急点検体制の整備や避難場所への適切な避難誘導等を行い、必要に応じて応急対策を実施する。

⑤屋外転倒物・落下物の発生防止対策

自動販売機の転倒防止対策について、国、地方公共団体は、自動販売機設置者に対して、耐震性重視の「自動販売機据付基準（JIS規格）」の周知徹底等により、転倒防止対策の促進を図る。

地方公共団体は、防犯、防災両面からブロック塀の解消誘導促進など平常時のメリットも踏まえた総合的な屋外転倒物対策を図る。さらに、窓ガラス、天井、看板、壁面タイル等の落下物を防止するため、適切な点検管理が実施されるよう管理者意識の向上や技術面での支援、指導強化等を行う。

(3) 集積地区の安全確保対策

①高層ビル街、地下街、ターミナル駅の安全確保

高層ビル、地下街、ターミナル駅等、不特定多数の者が利用する都市の施設では、施設被害に伴う多数の死傷者やパニックが発生しないよう、国、地方公共団体、施設管理者は、施設の耐震化、出火防止対策及び落下物防止対策を促進する。

また、国は、「地震時管制運転装置」設置の義務化、緊急地震速報を活用した制御技術の検討等エレベータの安全対策を推進する。地方公共団体、関係事業者は、閉じ込め者の早期救出のための体制整備を促進する。国、地方公共団体、関係事業者は、エレベータ停止による不安や混乱を避けるため、早期復旧に向けた技術的課題等を整理し必要な対策を講じるほか、地震時のエレベータ運行について建築物管理者、利用者に広く周知する。

さらに、二次災害及び混乱防止を図るため、地方公共団体、関係事業者は、適時・的確な情報提供や避難誘導等の体制整備を行う。

②石油コンビナート地区の安全確保

首都地域の臨海部においては、危険物施設の集積する石油コンビナート等の工場地帯が連なり、その防災対策は、近接する内陸の市街地等に対する被害拡大を防止する上で、重要な課題である。

このため、国、地方公共団体、関係事業者は、引き続き石油コンビナート等災害防止法に基づく対策を進める。また、石油コンビナートの被災による隣接市街地への影響評価を充実するとともに、臨海部の老朽化した工場地帯の再開発等による地震防災性の高い臨海部の整備、緊急地震速報の利用等の技術開発を推進する。

4. ライフライン・インフラ確保対策

(1) ライフラインの確保対策

電気、水道をはじめとするライフラインは、災害時の救助・救命、医療救護及び消火活動などの応急対策活動を効果的に進める上で重要となる。

このため、地震時にこれらライフライン機能が寸断することがないように、ライフライン事業者は、特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化等を進める。道路管理者は、ライフライン事業者と共同して、共同溝や電線共同溝整備を推進する。

施設が被災した場合にも、機能停止に至らないよう、ライフライン事業者及び施設の管理者は、多重化、分散化を図る。

震災後の公衆衛生の保全、雨水排水機能の確保等のため、下水道事業者は下水道施設の耐震化を進める。

(2) 情報インフラの確保対策

通信等の情報インフラについても、ライフラインと同様に、応急対策活動を効果的に進める上で重要となることから、電気通信事業者は、特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設に対する情報インフラの重点的な耐震化等を進める。さらに、機能停止に至らないよう、電気通信事業者及び施設の管理者は、多重化や衛星の活用を図る。

地震発生時には電話の輻輳が想定されることから、電気通信事業者は、安否確認手段（災害用伝言板等）の提供及びその普及のための周知を行うとともに、携帯電話の音声通話とパケット通信の分離規制の導入による疎通向上を図る。

このほか、地震時の情報の共有化を図るため、国、地方公共団体、関係事業者は、インターネットの活用、マスメディアとの連携強化、アマチュア無線網との連携、携帯電話のパケット通信の活用、衛星携帯の普及、地上デジタル放送の活用等を促進する。電気通信事業者及び関係機関等は、連携・協力して地下空間等における携帯電話・ラジオ等の不感地帯の縮小を促進する。

(3) 交通インフラの確保対策

首都地域は、道路、鉄道の基幹ネットワークが整備され、膨大な交通量が発生・集中しているため、これら施設が被災し、交通機能が寸断した場合、経済活動や応急対策活動への支障、大量の帰宅困難者の発生など、多大な影響が予測される。

道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、地震により交通機能が寸断されることがないように、交通インフラの耐震化を早急に進める。また、交通インフラが被災した場合にも、他ルートへの迂回、他の交通モードへの転換が可能となるよう交通インフラの代替性の向上を図る。

ライフライン・インフラの機能は、その影響がそれぞれの機能に相互に波及するという「相互依存性」の観点を踏まえながら確保する。

5. 公的機関等の業務継続性の確保

国、地方公共団体やその他の防災関係機関は、災害時の応急対策活動、復旧・復興活動の主体

として重要な役割を担う。また、これらの機関が行う通常業務の中にも、災害時であっても業務継続が必要な業務がある。これらの災害対応業務や業務継続の優先度の高い通常業務を、発災後、適切に実施することが求められる。

したがって、第1章に定める首都中枢機関以外の国、地方公共団体やその他の防災関係機関についても、災害時においても必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、例えば業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しや計画の改訂などを行う。

6. その他配慮すべき対策

(1) 長周期地震動対策の推進

首都地域を含む関東平野は厚い堆積層で覆われている。このような地盤条件のところでは、震源が浅く規模の大きい地震が発生した場合、地盤の固有周期に応じた周期の長周期地震動の振幅は大きく、継続時間は長くなることが確認されている。

また、首都地域は、高層建築物や石油コンビナート施設、長大橋など多数の長大構造物が存在する。このような構造物の固有周期は長く、長周期地震動が卓越する地震の場合は共振現象による影響を受けるおそれがある。そのため、国、関係機関は、長周期地震動、及びそれが高層建築物や長大構造物に及ぼす影響についての専門的な検討を引き続き進めるとともに、必要に応じて長周期地震動対策の充実・強化を図る。

また、臨海部に集積する石油コンビナート地区では、隣接する市街地への被害影響を防止するため、国、地方公共団体、関係事業者は、石油タンクのスロッシングに伴う全面火災の防止対策を推進する。

(2) 文化財保護対策の推進

首都地域には、美術工芸品を中心に国の重要文化財が多数保管されており、これらを地震災害から守ることも重要である。このため、国、関係機関は、所在情報のデータベース化を進めるとともに、文化財所有者の防災についての理解促進を図り、収蔵施設の耐震化を促進するとともに、落下・転倒による破損防止対策や火災焼失防止対策等を進めるほか、必要に応じて安全な場所への移転促進を図る。さらに、被災して損失した文化財を復元するための復元技術の高度化等を進める。また、文化財所有者は、観覧者等の安全確保対策を充実する。

第2節 膨大な数の避難者、帰宅困難者等への対応

1. 避難者及び帰宅困難者等に係る対策の前提となる施策

(1) 住宅・建築物等の耐震化・不燃化等の推進

耐震化・不燃化等による住宅・建築物等の被害の減少は、避難者の発生数の低減に寄与する。水道等のライフラインやエレベータの停止により自宅での居住が困難となるケースにおいても、これらの耐震化や早期復旧対策の実施は、同様に避難者数の低減に寄与する。

したがって、国、地方公共団体、関係事業者等は、住宅・建築物、ライフライン施設等の耐震化等に引き続き重点的に取り組む。

(2) 災害時要援護者に対する支援

地方公共団体は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」等に基づき、災害時要援護者の避難支援を適切に行う。

また、災害時要援護者が外出時に地震に遭うと、様々な困難な状況に直面することが予想されるため、地方公共団体は、帰宅困難者等に係る対策の中でも災害時要援護者への対応を検討

する。

2. 膨大な数の避難者及び応急住宅需要への対応

(1) 避難所への避難者数の低減に係る対策

膨大な数の避難者への対応について、その人数を低減させる対策を実施する必要がある。

① 応急危険度判定等の迅速な実施による自宅への早期復帰促進

避難者の中には余震等に対する自宅の安全性を危惧して避難する人もいることから、国、地方公共団体等は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、安全な自宅への早期復帰を促す。そのため、作業に従事できる判定士の確保が極めて重要な課題であり、国、地方公共団体、関係機関等は、建築士等にさらに呼びかけ、判定士への登録を促進するほか、判定士が活動に参加しやすくするための条件整備を検討する。また、発災時に速やかに判定活動を開始するため、国、地方公共団体、関係機関は、判定士の派遣調整や交通手段・宿泊場所等のロジスティクスの確保等を検討する。

② 帰省・疎開の奨励・あっせん

国、地方公共団体は、必ずしも被災地に留まる必要のない人などへの帰省・疎開の奨励・あっせんを検討する。検討にあたって、地方公共団体は、疎開の心理的な抵抗感を軽減するため、遠隔地の疎開先地等との平時からの交流の促進などに努める。また、国、地方公共団体は、全国の地方公共団体に公営住宅等の提供を広く求めることを検討するなど、被災者がなじみのある場所に疎開できるように努める。さらに、国や企業等による在宅勤務等のテレワークの推進のための制度の検討や情報ネットワーク環境等の整備など、帰省・疎開先での勤務環境の確保を検討する。国、地方公共団体は、各地の復興状況や復興支援等に関する情報の提供など、地域外への帰省・疎開者や避難者等に配慮した情報提供体制を検討する。

(2) 避難所不足に係る対策

① 既存避難所の状況把握と機能確保

地方公共団体は、避難所の耐震性を確認し耐震化を促進するとともに、自市区町村内での避難者の発生数に対する、耐震性も考慮した避難所の収容力の過不足を把握する。また、避難所の機能を確保するため、地方公共団体は、避難所における食料・飲料水及び生活必需品、災害用トイレの備蓄等や、非常用電源等の整備を進める。

② 避難所としての公的施設・民間施設の利用の拡大

避難所の不足が想定される地域を有する地方公共団体は、既に指定されている公立小中学校等に加え、都県立学校、国立学校、公共施設等の公的施設や、ホテル等、私立学校、企業等の施設等の民間施設を活用して、避難所収容力を拡大する。そのため、公的施設・民間施設への避難者の受入に関する協力要請を行っていくほか、各施設所有者等が協力しやすい多様な協力内容を提案していく。また、新たに避難所として追加指定した公的施設・民間施設における避難所の運営体制を検討する。

③ テント等の利用拡大

避難所の収容力の不足等から、屋外へ避難する人も多く発生することが予想されるため、国、地方公共団体は、テント等の活用を図る。そのため、発災時にテント等を円滑に供給できるよう、テント等の調達を広域的に調整するための情報の共有化などを検討する。また、地方公共団体は、企業等に対して、所有するテント等の提供を要請していくことに努める。さらに、テント等の設置可能な用地の必要量を確保するため、テント等の設置可能用地について他の災害時用途との重複を回避するための調整をしておくことに努めるほか、テント等の設置が可能な土地を保有する企業等へ協力を要請していく。

④ 地方公共団体間の連携等による広域的な避難体制の検討

自宅のある地域の避難所で避難者を収容しきれない場合には、同じ市区町村内、同じ都県内、

さらには近隣都県も含めて、避難者の収容場所の調整を図る必要がある。そのため、地方公共団体は、広域的な避難者の移送について、対象者の選定方法、移送先の調整方法、移動手段の確保等をあらかじめ検討しておく。また、国、地方公共団体は、広域的な避難に係る地方公共団体間の調整等に必要基礎データについて地方公共団体や関係機関等の中で情報共有できる体制を検討する。地方公共団体は、地域外へ避難した者が避難地から自宅に戻りやすいように避難所と自宅のある地域間の移動手段の確保を必要に応じて検討しておくことに努めるほか、被災地において自主防犯組織やその他の住民組織等による見回り体制の充実に努める。

(3) 必要物資等の供給と避難所運営に係る対策

発災時には、膨大な被害及び被災者への対応が必要なため、避難所運営を地方公共団体職員のみで行うことはほとんど不可能である。そのため、地方公共団体は、行政と地域社会が共同で避難所を運営する体制を検討する。

膨大な避難者が発生するため、食料・飲料水及び生活必需品等の物資の調達に円滑に実施されない可能性がある。そのため、地方公共団体は、各家庭における最低限3日分の食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄の必要性について、住民に対して引き続き普及啓発する。また、発災時において各避難所で必要な物資等の調達及び供給等を実施するため、国、地方公共団体は、発災時において避難者のニーズ等に対して物資等が円滑に供給できるロジスティクスの確保をあらかじめ検討しておく。

(4) 避難者が必要とする情報の提供に係る対策

避難者の数が膨大になった場合にも大きな混乱を来さないようにするためには、迅速・的確な情報提供が重要である。そのため、国、地方公共団体は、国や地方公共団体自らが収集又は提供すべき情報を想定される場面ごとにあらかじめリスト化することや、防災情報の規格化を行うこと等、避難者に対する情報提供体制を検討する。また、地方公共団体は、避難所等において情報の入手や提供に必要な資機材の整備を進めるほか、車中やテント等に宿泊している避難所外避難者に対して早期の情報提供を実施する体制を検討する。

初期段階で厳しい状況下に置かれる可能性のある避難者に対して、健康管理に関する情報を速やかに提供できるよう、国、地方公共団体は、情報の内容や提供方法をあらかじめ検討しておく。

発災時には、地方公共団体は、防災行政無線のほか、コミュニティFM等多様な放送媒体等を活用して、避難者に対する支援策等、被災者支援策全般にわたるきめ細かな情報を提供する。

(5) 応急住宅提供等に係る対策

国、地方公共団体は、応急修理や本格補修による自宅への早期復帰、公的な空家・空室（公営住宅等）や民間の空家・空室（民間賃貸住宅等）の活用、応急仮設住宅の早期提供等の多様な提供メニューを用意することによって、膨大な応急住宅需要に対応する。

① 応急修理や本格補修による自宅への早期復帰

応急修理や本格補修による自宅への早期復帰を進めるためには、発災時に応急修理制度について速やかに周知し、修理の促進を図っていく必要があることから、地方公共団体は、災害時における応急修理の実施に必要な運用マニュアルの整備を進めるとともに、国は、その普及啓発に努める。

② 空家・空室（公営住宅、民間賃貸住宅等）の活用

国、地方公共団体は、全国の地方公共団体に公営住宅等の提供を広く求めることを検討するなど、公的な空家・空室の有効活用を図る。

民間の空家・空室を活用するため、民間賃貸住宅の空家・空室の確保策として、地方公共団体は、宅建業団体等や仲介業者を通じて、あるいは直接的な家主への要請により、平時から家主に対して震災時の民間賃貸住宅の一時提供制度の周知と協力依頼を実施する。

さらに、国、地方公共団体は、一時提供制度への協力を促進するためのインセンティブの付与や、一時提供制度に利用可能な物件に関する情報の不動産物件情報交換システム（レインズ）への登録要請を行うことを検討する。また、地方公共団体は、発災後においても家主等に対して民間賃貸住宅の一時提供制度の周知と協力依頼を行うほか、広い居室を持つ少人数世帯等の一般住宅や企業等の施設の活用を検討する。このほか、一時提供制度における物件確保に係る弾力的運用など住宅借上げ資金の用途について柔軟に対応することを検討するほか、一時提供制度の借上げ期間終了後の入居者の退去に関する契約条件の明確化を検討しておく。また、一時提供制度における物件のマッチングを改善するため、国、地方公共団体は、地方公共団体間の広域的な調整を行える仕組みを検討するほか、地方公共団体は、被災者ニーズを考慮した募集方法を検討しておく。一時提供制度における発災後の対応体制を強化するため、地方公共団体は、宅建業者等と協力し、発災後の空家・空室情報の確認体制の強化策や情報確認の効率化策等を検討する。

③応急仮設住宅の早期提供

応急仮設住宅を早期に提供するため、被災状況によっては建設用地が確保できないおそれがあることから、地方公共団体は、応急仮設住宅の建設用地として、様々な用途の土地の活用も視野に入れて、利用可能な用地をリスト化するとともに、協定締結の要請、緩やかな協力方法の提案を行っていく。また、国、関係都県は、地方公共団体間の応急仮設住宅の配分等について、広域調整の方法をあらかじめ検討しておく。さらに、国、地方公共団体、企業等は、その他の応急仮設住宅の供給に係る検討や研究開発等を行う。

3. 膨大な数の帰宅困難者等への対応

(1) 一斉徒歩帰宅者の発生の抑制

①「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

公共交通機関の運行停止等により、帰宅困難者等が居住地に向けて一斉に帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺では非常に混雑し、集団転倒などに巻き込まれる可能性があるとともに、火災や沿道建物からの落下物等により死傷するおそれがあるなど、大変危険な状態となる。また、道路の混雑により、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急対策活動が妨げられるおそれもある。そのためには、徒歩帰宅者の一斉帰宅を抑制することが重要であり、国、地方公共団体等は、平時から「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知・徹底するとともに、発災時に、マスコミ等の協力を得て、速やかに「むやみに移動を開始しない」ことを呼びかけるため、普段から呼びかけ原稿を用意しておく。

②速やかな安否確認の実施

一斉徒歩帰宅者の発生による混雑の抑制のためには、速やかな家族等の安否確認が重要である。そのため、国、地方公共団体、関係事業者は、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板サービス等、複数の手段による安否確認の必要性を周知するとともに、複数の安否確認手段の使用順位等を家族間であらかじめ決めておくことの重要性も周知する。企業等は、従業員等やその家族の安否を迅速に確認できる体制を検討するほか、学校は、学校及び生徒・児童と保護者との間の安否確認を迅速に行う体制を検討する。さらに、関係事業者は、安否確認手段の改善や拡充を検討する。

③翌日帰宅・時差帰宅や従業員・生徒等の一時収容対策の促進等

国、地方公共団体は、企業等における翌日帰宅や時差帰宅を促進するため、できるだけ徒歩帰宅者が一斉に発生するのを防ぐような帰宅パターンをとってもらおうよう、企業等に呼びかける。

一斉徒歩帰宅者の発生を抑制する上で、企業・学校等における従業員・生徒等の一時収容対策の促進が重要である。そのため、国、地方公共団体は、企業等において発災時に自社従業員等を一定期間収容することの必要性を明らかにしてわかりやすく周知する。また、企業等は、従業員等が滞在するために必要な食料・飲料水、災害用トイレ等の備蓄を進める。さらに、企業等は、

従業員等が外出中に災害が発生した場合の行動ルールを明確化しておくことや、事業継続のための要員確保、訪問者・利用者に対する対応を検討しておくほか、個人レベルでの対策を推進する。国、地方公共団体は、学校においても、発災時には生徒等を一定期間収容できるようにすることの必要性を明らかにしてわかりやすく周知する。また、学校においては、生徒等が校舎内に滞在することを想定して食料・飲料水、

災害用トイレ等の備蓄を進め、さらに、発災時における保護者等との連絡体制を検討し、登下校の際に発災した場合の行動の周知に努める。国、地方公共団体は、幼稚園、保育所、児童館、学習塾などにおいても、学校と同様の対応が求められることの周知に努める。

④発災時における帰宅困難者等への必要な情報の提供

発災時には、国、地方公共団体、関係事業者は、帰宅困難者等に冷静な行動をとってもらうため、帰宅困難者等への必要な情報提供等を行う。

(2) 円滑な徒歩帰宅のための支援

①徒歩帰宅者に必要な情報の提供、混雑箇所での混乱の回避

徒歩帰宅者に必要な情報を提供するため、国、地方公共団体等は、わかりやすい地図案内板の整備、住居表示、信号機への交差点名称の掲示、方面の表示がなされた標識の設置、歩道での道路名案内板の設置等を推進する。

また、混雑箇所での混乱を回避するため、国、地方公共団体は、車両や徒歩帰宅者による道路の混雑状況等の情報を把握し共有する体制や方法等、徒歩帰宅者に対して必要な情報を提供する体制を検討しておくほか、地方公共団体は、危険箇所や混雑箇所等での交通規制や誘導等の実施を検討しておく。発災時においてこれらの情報収集・提供を迅速に実施するため、国が主体となって用語の統一や防災情報の規格化等を検討する。さらに、国、地方公共団体は、帰宅行動選択支援システムなど、混乱回避に資する適切な行動を誘導するための方策を検討する。

②帰宅途上における一時滞在施設の確保

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上において沿道で休憩する場所が必要となることから、地方公共団体は、徒歩帰宅者の一時滞在施設として利用可能な公的施設・民間施設との協定締結、活用可能な施設のリスト化、運営マニュアル等の整備を進める。

③その他円滑な徒歩帰宅のための支援

徒歩帰宅者は都県境を越えて移動する場合も多いことから、帰宅支援対象道路の指定の拡大等、広域的な観点から実施すべき徒歩帰宅支援策について、各都県が連携して適切な支援を行うことができる体制を検討する。

また、地方公共団体等は、路上危険物への対応や救急・救護体制の検討を進める。

(3) 帰宅困難者等に係るその他の対策

①都心部等における滞留者への支援の実施

都心部等では、帰宅を断念した人が大量に滞留することが予想されるため、地方公共団体は、都心部や帰宅支援対象道路に沿って、滞留者や徒歩帰宅者のために必要な飲料水、トイレ、情報等を提供する機能を持った、帰宅困難者等を支援する広場（帰宅困難者等支援広場）の確保に努めるほか、帰宅を断念した滞留者の一時滞在施設を確保する。地方公共団体は、発災時において、周辺事業者等とも協力し、滞留者等を帰宅困難者等支援広場や一時滞在施設等へ誘導するため、周辺事業者・自治会等との連携体制を検討する。さらに、都心部等における滞留者の中には、観光客などの周辺の土地に不案内な人も多いと考えられることから、国、地方公共団体は、災害時の的確な行動を促すため、観光客等への情報提供を充実させる。

②駅周辺における混乱防止・円滑な誘導體制の検討

特に主要駅周辺では、多数の滞留者等の集中による混乱の発生等が懸念される。そのため、地方公共団体は、鉄道事業者、駅周辺事業者等とともに、駅周辺における混乱防止等のための協議会の設立等、対応のための組織づくりや、駅周辺への滞留者の集中を未然に防ぐために、情報を

迅速に集約し、滞留者に対して提供する体制を検討する。

③帰宅困難者等の搬送

帰宅困難者等の搬送については、国、地方公共団体、関係事業者は、バスや舟運による搬送を検討するとともに、鉄道は点検後被害がないことが確認されたところから順次折り返し運転が可能になると考えられることから、バス輸送との連携も含めた鉄道の折り返し運転を、あらかじめ検討しておく。

④発災時における望ましい行動モデルの提示と平時の備え

自らが帰宅困難者となった場合の注意事項について、日頃から普及啓発し、心がけてもらうことが必要であることから、国、地方公共団体は、通勤者、通学者、買い物客等の属性に応じた帰宅困難者等の推奨行動モデルを例示し、適切な行動を促すとともに、徒歩帰宅のための防災知識の普及に努める。

4. 避難者と帰宅困難者等に共通する課題への対応

(1) 飲料水やトイレ等の提供

大量の徒歩帰宅者や都心部等の滞留者によって、飲料水やトイレ、休憩する場所等に対する膨大な需要が発生するとともに、これらの人々が地域の避難所等に向かうことが考えられる。このため、地方公共団体は、災害用トイレ等の備蓄を促進するとともに、地域の避難所に指定されていない都県立学校、市民会館、市民ホール等の公的施設等の活用、コンビニエンスストア・ガソリンスタンド等との協定締結、沿道自治会や事業者等による徒歩帰宅者への支援活動の促進等、飲料水やトイレ等の提供体制を検討する。

(2) 施設等に訪れてきた避難者・帰宅困難者等への対応の検討

発災時には多数の帰宅困難者等が帰宅経路周辺の避難所等に集まることが想定されるため、地方公共団体は、帰宅困難者等の避難所への受け入れの可否、サービス提供内容、満員となった場合の対応等について、避難所運営マニュアル等にあらかじめ定めておく。

また、企業や学校等においては、施設における外部からの避難者、帰宅困難者等への対応をあらかじめ決めておく。

(3) 発災時における混雑情報等の収集及び提供

発災時には、多数の徒歩帰宅者が沿道の避難所や公園等のトイレ等に集まることが想定されることから、地方公共団体は、発災時における避難所・トイレ等の混雑情報等の収集及び提供体制を検討する。その際、徒歩帰宅者等が収集した情報に係る伝達手段の確保について検討する。また、国、地方公共団体は、地方公共団体の情報システムを活用した総合的な情報提供の体制を検討する。

(4) その他避難者と帰宅困難者等に共通する課題への対応

国、地方公共団体等は、ボランティアの受入体制を検討しておくとともに、救護活動等に取り組む団体との連携、国内だけでは十分な量の調達に短期間では困難な資機材・物資・サービス等について、海外からの支援を円滑に受け入れるための体制等を検討しておく。

さらに、国、地方公共団体、企業等は、避難者や滞留する人々に対して、滞在地域における助け合いに加わることの呼びかけを検討する。

第3節 地域防災力、企業防災力の向上

1. 地域防災力の向上

膨大な被害の発生が想定されることから、公的な被災者支援活動だけでは限界がある。そのため、地域住民による自助、共助の強化を図る。この際、防犯、福祉、環境等の平常時における施策との連携に配慮した防災対策のあり方について検討することが重要である。

(1) 自助の推進

国、地方公共団体は、個人レベルでの防災力向上として、“自らの身の安全は自らが守る”という意識啓発を行うほか、住宅耐震診断・補強、家具の転倒防止策を実施するよう啓発する。

国、地方公共団体は、各家庭において、消火器の購入と位置確認、電気機器・火気器具の適切な取扱方法の確認、食料・飲料水・非常用持出品・携帯ラジオ等の確保、家族相互の安否確認方法の確認など災害時への備えが強化されるよう啓発するとともに、教育や訓練を定期的実施する。

(2) 共助の推進

地方公共団体は、地域レベルでの防災力を向上させるため、平常時からの地域コミュニティの再構築、防災と防犯が連携した地域安心安全ステーションの整備、自主防災組織の育成・強化、消防団の充実強化を図るほか、普段から危険情報に関する情報開示等、自主的な防災活動を円滑に実施するための支援を行う。

さらに、国、地方公共団体は、防災ボランティアの活動環境の整備を進める。

2. 事業継続性の確保

(1) 事業継続計画の策定と実行

これからの企業の防災対策は、個々の部署ごとの対応ではなく、組織全体の経営戦略として、災害時に可能な限り短時間で重要な機能を再開するための対応方針を、事前に準備することが重要である。このため、企業が事業継続計画（Business Continuity Plan以下「BCP」という。）を策定し、同計画に基づき対策を実践し、それを改善・発展・定着させるための継続的な取組みを平時から実施することが重要である。

すなわち、①経営者が方針を立て、②計画を立案し、③日常業務として実施・運用し、④従業員の教育・訓練を行い、⑤結果を点検・是正し、⑥経営者が見直すことを繰り返す、このような一連のサイクルをBCPとして明確に規定、遵守することが重要となる。

このため、国は、企業によるBCP策定を支援・促進する立場から、BCPガイドラインの周知を図る。

(2) 評価制度の検討

国は、企業が所有する施設の耐震性、バックアップのシステムやオフィスの確保、即応した要員の確保、迅速な安否確認など、企業の防災に対する具体的な取組を自己評価できる環境を整える。また、関係事業者と共同して、防災報告書、防災会計、防災協力事業所の認定など、防災の取組を外部にPRできる仕組みを構築する。

3. 企業による社会貢献

企業は、災害時の事業継続性の確保に努めるに留まらず、防災社会構築に向けて地域貢献を果たす。

(1) 企業倫理・社会的責任

○顧客、従業員等の生命の安全確保

事業所の建築物の補強や什器の固定、不燃化、避難環境の整備、避難誘導體制の整備など、顧客及び従業員等の生命の安全確保を図る。また、顧客、従業員等及びそれらの家族の安否確認を行う。

○二次災害防止対策

大規模建造物の周辺への倒壊防止、出火による周辺への延焼防止及び鉄道脱線による沿線建造物の損壊防止など、周辺地域への安全確保の観点から二次災害防止のための取組みを進める。

(2) 事業活動を通じた社会革新

○減災技術開発

安価で効果のある耐震補強技術の開発、免震・制震住宅の開発・販売及び防災ベッドや揺れを感知して電力の供給を停止する電熱器具等の普及などの減災に寄与する商品開発・普及を図るとともに、緊急地震速報の積極的活用を進める。

○リスクファイナンス

民間金融機関において、地震災害時発動型ファイナンスなど、災害・事故等のリスク発生時における事業継続資金等を確保するための多様な金融商品開発と販売促進が進められるよう、政策金融機関による信用補完を含め、国は必要な支援を検討する。

(3) 投資的社会貢献活動

○周辺地域の救援

平常時から、市町村の防災関係部局、消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連絡・連携体制の強化を図るとともに、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等、地域防災力に積極的に貢献する。

災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。

地域貢献には、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、他に、技術者の派遣、保有する資機材を使った救援活動など企業の特徴を活かした被災者支援も求められる。地域貢献に関する協定をあらかじめ締結するなど、平常時から連携のための備えをしておく。

第4節 広域防災体制の確立

1. 首都圏広域連携体制の確立

(1) 災害対策本部の速やかな設置

国は、地震発生後、DIS（地震防災情報システム）等を活用して被害像を把握した上で、緊急災害対策本部等を速やかに設置する。また、必要な情報が即座に集約される体制づくりをさらに進める。なお、官邸が被災により使用不能である場合には、緊急災害対策本部は内閣府（中央合同庁舎第5号館）内に、内閣府（中央合同庁舎第5号館）が被災により使用不能である場合には防衛省（中央指揮所）内に、防衛省（中央指揮所）が被災により使用不能である場合には立川広域防災基地（災害対策本部予備施設）内に設置する。

また、国は、災害発生時の各地域における医療搬送や緊急輸送等の行動を、現地レベルで的確に調整・実施できるよう、政府の現地対策本部を設置する。設置場所は、原則として、有明の丘基幹的広域防災拠点施設とする。また、地方公共団体の災害対策本部間との情報共有化や連絡調整体制をあらかじめ整えるほか、ヘリコプター画像、空中写真画像、人工衛星画像等の被災直後の状況を、通信衛星等も活用してリアルタイムで収集するとともに、概観できる地図を迅速に作成し、“防災情報共有プラットフォーム”を用いて共有化することにより、災害発生時の迅速な情報把握とそれに基づく的確な対応がとれるようにする。

(2) 国及び地方公共団体間の連携

被害が広域かつ甚大なため、国や地方公共団体間における広域的な応急対応が円滑にオペレーションできる体制の確立が重要となる。このため、国、地方公共団体は、震度等、防災上の基礎情報の迅速かつ確実な収集体制を強化する。

また、国は、地方公共団体、関係機関と連携し、国と地方公共団体の有機的な連携を促す体制や多様な災害に柔軟に対応し計画的に構築できる体制等について検討を進める。

さらに、国、地方公共団体は、罹災証明の発行事務など中長期的な被災者支援を念頭に置いて一般行政職員の広域応援についての連携体制の強化を図る。

(3) 被害想定に基づく緊急活動体制の確立

①救助・救急活動、医療活動、消火活動及び輸送活動等

国は、救助・救急活動、医療活動、消火活動、輸送活動（救助・救護要員の被災地への派遣、患者の被災地外への搬送、緊急物資の輸送）等について、被害想定に基づき、あらかじめ地域ごとの派遣内容や必要量等を計画する。

地震発生後は、この計画に基づき、現地からの被災情報が不十分な初期段階においても、派遣等の準備や活動を開始する。その後、被災状況等の情報に基づき、必要に応じ活動内容等の修正を行うなど、的確な活動を実施する。

②食料・飲料水及び生活必需品等の調達

国は、食料・飲料水及び生活必需品等の物資の調達等に関しても、被害想定に基づき、あらかじめ各地域の必要量を計画しておき、発災後は、関係業界団体等と連携し、速やかに、計画に基づき被災地外での物資調達等を行い、被災地へ搬送する。

地方公共団体は、これらの活動を円滑に実施するため、首都直下地震対策専門調査会の被害想定等を基に、あらかじめ、自らの物資備蓄量を適切に確保した上で、なお不足する物資の内容、量等を整理し、受援体制の整備を進める。

(4) 広域連携のための交通基盤確保

広域的な連携活動を支える基盤として、広域防災拠点の整備と相互のネットワーク化を進める。

国、地方公共団体は、広域防災拠点を、被災地の外周部に配置することにより、被災地内への必要以上の交通流入を抑制し、円滑な応急対策活動のための環境を確保する。

また、効果的な広域オペレーションを実施するため、首都圏の広域防災のヘッドクォーターの機能等を有する有明の丘地区に設置された東京湾臨海部基幹的広域防災拠点及び現地対策本部の一端として被災時における物流コントロール機能の一部を有する東扇島地区に設置された東京湾臨海部基幹的広域防災拠点を中心に、各拠点の役割分担を、各都県の広域防災拠点、ブロック拠点、配送拠点のように階層化し、明確にすることによって、交通流を適切に制御できるようにするとともに、地震後の緊急物資や復旧機材等の輸送にあたり中心的役割を果たす東京湾臨海部基幹的広域防災拠点が、所期の機能を発揮できるよう、適切な運営体制を確立する。

道路管理者は、緊急輸送道路における道路橋の耐震補強、首都圏における環状道路の整備等、災害に強い道路ネットワークの整備を進める。鉄道事業者は、利用可能な折り返し駅からのシャトル輸送及び各鉄道事業者間の相互連携等の鉄道輸送ネットワークを構築する。空港管理者は、滑走路の耐震化及び都心部におけるヘリポートの確保等の航空輸送ネットワークを構築する。港湾管理者、河川管理者等は、耐震強化岸壁等の整備及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点との連携、河川舟運の活用等の水上輸送ネットワークの構築を図ることや、震災時の輸送路としても活用可能な緊急用河川敷道路及び船着場等の整備を行う。なお、各ネットワークの整備については、必要に応じて国が協力するものとする。これにより、総合的な交通ネットワーク対策の充実を図る。

また、発災後の交通を早期に確保するためには、道路啓開や復旧の迅速な実施が重要である。このため、道路管理者は、道路の被災情報の収集・連絡体制の強化を図るとともに、ITVや道路情報モニター等を活用し、迅速な道路被災情報の収集・共有を行う。

また、道路啓開・復旧用資機材について、平常時からの備蓄や所在の把握、建設業者等との協定などにより、適正な確保・配置を行う。

さらに、地方公共団体は、除去後の放置車両の仮置き場としても利用可能な空地のリスト化をあらかじめ行い、随時、情報を更新しておく。

また、特に発災直後は航空機、船舶等の需要や空港、港湾施設が逼迫することから、国は、的確な交通手段確保のための調整を行う。

(5) 海外からの支援の受け入れ

海外からの支援申し入れについて、国は、関係省庁申し合わせ等を踏まえ、適切かつ迅速な対応を図ることとする。特に、外国からの救援部隊については必要に応じ速やかに受け入れられるよう体制の整備を図る。

2. 救助・救命対策

大規模な地震が発生した場合、木造住宅密集市街地、高層ビル、地下街、ターミナル駅等では、多数の自力脱出困難者が発生することが想定される。

このため、国、地方公共団体等は、救助・救命のための要員の確保・育成や必要資機材の配備など体制の充実強化を図る。さらに、救助・救命効果の向上を図るため、特別高度救助隊、高度救助隊及び警察広域緊急援助隊の充実・強化を図る。また、救助作業の実施にあたって、救助を求める者の存在が確認しやすいように、いわゆる「サイレント・タイム」を設けるためのルールを確立する。

国、地方公共団体、関係機関は、大量の発生が予測される重傷者について、災害医療情報の共有を進めるとともに、救護班の派遣、医薬品・医療資機材の供出、災害拠点病院を中心とした広域医療搬送について体制の充実を図る。

3. 消火活動

(1) 消防力の充実・強化

地方公共団体は、初期消火を迅速かつ的確に実施するよう、平常時からの地域コミュニティの再構築、自主防災組織の育成・充実、婦人防火クラブの活性化、防災教育の充実、訓練の実施等を行うとともに、常備消防及び消防団を充実・強化することによって、初期消防力の充実・強化を図る。

また、地方公共団体は、耐震性貯水槽の整備、河川・海水等の自然水利利用システムの構築、自然水利活用遠距離送水システムの活用、下水道処理水及び農・工業用水等の利用等、被災時にあっても使用できる消防水利を確保する。

さらに、近隣の地方自治体との相互応援協定の締結促進、緊急消防援助隊の充実・強化等、広域的な応援体制をより充実・強化する。

その他、国、地方公共団体は、救助ロボットによる救助等の先端科学を応用した技術の開発、ヘリコプターによる空中消火の検討等を行う。

災害発生時に、自主防災組織及び婦人防火クラブは、消火活動、避難路等の危険物除去等、消防機関が実施する応急活動に協力する。

また、地方公共団体は、木造住宅密集市街地や危険物質を取り扱う施設の火災発生情報を早期に収集・把握するとともに、特に広域避難場所へ通じる避難路確保のための消火活動を行う。

(2) 的確な避難体制の確立

火災時は風向きによって避難の方向も異なることから、例えば、一時避難場所から広域避難場所への安全かつ迅速な避難誘導が実施できるよう、地方公共団体は、地域住民に対して適切な情報提供を行う体制を強化する。この際、外国人滞在者が多いという首都地域の特徴も踏まえ対応する。

地方公共団体は、火災延焼危険地区における交通規制の強化を行い、被害拡大の防止を図る。

4. 災害時要援護者支援

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等、いわゆる災害時要援護者に対する防災上の配慮が以前にも増して重要となっている。また、首都地域では地理に不案内な出張者、旅行者等が常時多数滞在している。

災害時要援護者支援にあたっては、近隣による助け合いが重要であり、地域防災力向上のための人材育成、意識啓発のほか、個人情報保護に留意しつつ災害時要援護者の所在情報の把握を進める必要がある。このため、市区町村は、福祉関係部局を中心とした「災害時要援護者支援班」の設置、一人一人の災害時要援護者のための「避難支援プラン」の策定等の支援体制の整備を図る。

また、国、地方公共団体は、これら震災時に的確な防災行動をとりにくい立場にある者の安全確保を図るため、防災ベッド等、災害時要援護者に配慮した防災商品の開発と普及を促進するとともに、段差の解消等、地域バリアフリー化を推進する。

地方公共団体は、聴覚障害者や日本語が理解できない外国人等に対しても的確な情報が伝達されるよう、多様な伝達形態や多様な言語による情報提供を実施する。

5. 保健衛生・防疫対策

地方公共団体は、避難所等の衛生管理や住民の健康管理のため、消毒液の確保・散布、医師による避難者の検診体制の強化、水洗トイレが使用できなくなった場合のトイレ対策、ゴミ収集対策等、避難所をはじめ被災地の衛生環境維持対策を進める。また、国の協力の下、不足が想定される感染症専門医を確保する。

また、国、地方公共団体は、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に係る体制を整備するとともに、地方公共団体は、死体処理用資機材の確保、死体保管・運搬体制の整備及び火葬場・棺桶の確保等、死体処理対策を強化する。

6. 治安の維持

首都地域は、ヒト、モノが過密に集積し、また、経済社会活動に不可欠な重要施設・機能が多いことが、他の地域には見られない特徴である。このような首都地域の特徴を踏まえ、治安の維持対策を充実する。

このため、国、地方公共団体は、発災直後の混乱期において治安が悪化しないよう、警察による警備体制の充実を図るとともに、実践的な訓練を実施するほか、防犯ボランティアとの連携による警備体制の強化を進める。

また、地方公共団体は、流言飛語に基づく風評による混乱を防止するため、コミュニティFMなど多様な放送媒体を活用して、治安に関する地域単位のきめ細かな情報を提供する。

7. ボランティア活動の環境整備

国、地方公共団体、関係機関は、相互に連携して、災害ボランティアの受付や各種活動の調整を行う災害ボランティアセンターの活動を支援するとともに、国や地方公共団体の対策本部は、被災地ニーズの的確な提供等ボランティアセンターとの連携を図る。

第5節 復旧・復興対策

1. 震災廃棄物処理対策

極めて膨大な震災廃棄物量の発生は、道路閉塞等につながり応急活動の障害要因となり得る。早期の道路啓開を実現するためにも、被災地内において、震災廃棄物の仮置き場所を確保する必要がある。

このため、地方公共団体は、あらかじめ仮置き場所としても利用可能な空地进行をリスト化し、随時、情報を更新するなどにより、仮置き場の候補となる場所、必要な箇所数を検討しておく。また、国、関係機関の協力の下、震災廃棄物を順次被災地外にも運搬・処理する場合も想定し、河川舟運や港湾を活用した水上輸送体制を整備しておく。

また、地方公共団体は、国の協力の下、震災廃棄物処理計画の策定により、リサイクル対策や地方公共団体間の広域的な協力体制の整備等具体的な処理対策を検討する。

2. ライフライン・インフラの復旧対策

ライフライン事業者、電気通信事業者、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、首都中枢機関及び特に人命に関わる重要施設に対しては優先的に復旧させるなど、早期に復旧できるよう人材確保や資機材の配備など復旧体制を強化する。復旧にあたっては、各ライフライン・インフラ間の「相互依存性」にも考慮する。

3. 首都復興のための総合的検討

首都地域の復興は、単に防災の観点のみならず、総合的な国土利用の観点から新たな首都像の構築に向けたまちづくりがなされるべきであり、想定される様々な課題に対して、各関連主体の緊密な連携のもと総合的な検討が行われなければならない。

(1) 円滑かつ迅速な復興計画実現のための事前準備

国、地方公共団体は、復興の理念や目標の設定等の復興の過程を通じて目指す都市像の策定、復興本部の設置等の実施体制の整理及び発災後からの時間軸に沿った実施手順の整理やそのマニュアル化等について検討する。

また、国、地方公共団体は、復興に向けた基金の検討を行うほか、企業はリスクファイナンスの充実強化等による復興資金の確保策についても検討する。

(2) 発災後の計画実現方法

国、地方公共団体は、発災後を想定した関係者間の合意形成の進め方等、目指す都市像を実現するための方策の検討や、復興理念等を念頭に置いた平常時からのまちづくりの実践方策の検討を行う。

第3章 対策の効果的推進

1. 幅広い連携による震災対策の推進

(1) 首都直下地震対策の推進にあたっては、関係する機関が広域かつ多岐にわたることから、減災目標、進捗状況等について、国の各機関、地方公共団体が認識を共有し、一体となって取り組んでいく必要がある。

特に、建築物の耐震化等の減災対策については、各事業が効果的に実施されるよう、政府が中心となり、関係省庁の緊密な連携の下、計画的に対策を推進していく必要がある。このため、国は、期限を定めて定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策等を定めた「首都直下地震の地震防災戦略」（平成18年4月21日 中央防災会議決定）に基づく対策を推進するものとする。地方公共団体においても、上記地震防災戦略を踏まえ、地域目標を策定するとともに、その達成のための対策の実施に努める。

また、国は、災害発生時の広域対策を迅速かつ的確に講じるため、災害発生時における主として政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した「首都直下地震応急対策活動要領」（平成18年4月21日 中央防災会議決定）について、累次の訓練等を通じて掌握された課題を的確に反映させる形で適宜見直し、より実践的なものとしていく。また、地方公共団体においても、上記要領を踏まえ、必要に応じ、広域災害に対応した防災計画の見直しを行う。

さらに、国は、関係機関と連携して想定される膨大な経済被害に対して、経済活動の維持・回復等、非常時に実施すべき具体的な経済対策を定める「首都直下地震時経済対策要領（仮称）」を策定する。

(2) 本大綱においては、多岐にわたる様々なレベルの連携の必要性を示してきたが、その中でも防災対策を一義的に担う地方公共団体と、積極的に被災地方公共団体の支援にあたるべき国との総

合的な連携が極めて重要である。本大綱に示された施策や課題については、国、地方公共団体等がそれぞれ取組を行う中で、相互に支援していくとともに、共同の取組や整合性の確保を図っていく必要がある。

特に重点的に取り組む課題については、国、地方公共団体で取組方針や優先順位を明らかにするよう努めつつ、相互の連携の下、順次速やかに取り組んでいく必要がある。

- (3) また、震災対策の推進状況に関する定期的なフォローアップが重要であり、予防対策の推進状況については、単に事業量だけでなく、その事業の効果も含めた推進状況を把握するとともに、各防災機関の防災体制についてもフォローアップの必要がある。

特に、地域住民の意識については、災害が長期間発生しない場合には、急激に低下することがあるので、国、地方公共団体は、フォローアップのうえ、積極的な啓発活動を実施していく必要がある。

- (4) さらに、近年の地震被害を検証し、その結果を踏まえて対策の充実を図る。

2. 地震防災に関する調査研究の推進と成果の防災対策への活用

震災対策の推進に当たっては、震災及び地震防災に関する調査研究の果たす役割が重要であり、特に首都地域における大規模震災による被害の甚大性に鑑みれば、調査研究の成果を活用した事前対策を推進する必要性は極めて高い。

このため、国、地方公共団体、関係機関は、理学的研究としての地震学や、地震動が構造物に与える影響、耐震設計、構造の耐震補強、まちづくりなどに関する土木工学、建築学、都市計画学など工学的分野での調査研究及び震災時の人間行動や情報伝達、住民の生活復興など社会科学的な分野での調査研究など、多岐にわたる関連分野相互の連携を図りながら、地震による被害の軽減を図るための震災及び地震防災に関する調査研究を一層総合的に推進する。

特に、大規模震災による被害の軽減を図るため、地震発生直後の緊急地震速報の活用、通電火災防止対策、長周期地震動による超高層ビル・石油コンビナート施設等の長大構造物等への影響、地震時の鉄道脱線メカニズム、衛星通信技術を利用した災害応急対策等について、関係する諸機関相互の連携の下、調査研究及び実証実験を推進する。さらに、これらの知見・成果を地方公共団体等に普及させることにより、防災力の向上、人的・物的被害の軽減を図る。

3. 実践的な防災訓練の実施と対策への反映

- (1) 地震の発生時における震災応急対策の実施体制を確保するとともに、併せて住民や企業等の防災意識の高揚を図るため、国、地方公共団体及び指定公共機関等は、相互の緊密かつ有機的な連携・協力の下に、住民、企業等と一体となって、総合的な防災訓練を実施する。

特に、「首都直下地震応急対策活動要領」（平成18年4月21日 中央防災会議決定）に基づく広域的な防災活動については、関係機関の連携の下、図上訓練の実施も含め訓練を定期的に実施し、同要領の改訂等に反映させる。

- (2) 防災関係機関は、首都直下地震の特殊性を十分考慮し、各機関の事業継続の確保に係る訓練、震災時の広域的応急対策訓練や現地対策本部訓練、石油コンビナート等の危険物施設等における訓練及び参加者自身の判断も求められるような内容を盛り込んだ訓練など、実践的な防災訓練の充実を図る。

4. 国民運動の展開

首都直下地震では、多様な被災事象が大規模かつ同時に発生して、その影響が全国、世界へと波及していく。膨大な規模に及ぶ被害を軽減させるためには、行政による公助だけでは限界があり、社会のあらゆる構成員が相互に連携しながら総力を上げて対処していく必要がある。

具体的には、首都直下地震による被害の軽減に向け、「公助」にあわせ、住宅の耐震補強、家具

の固定等の被害軽減策の実施、非常持ち出し品の用意、最低限3日分の食料や水の備蓄、避難場所や避難路の確認等の災害への備え、被災の様相や周辺地域への拡がり等の自分自身とその周辺に及ぶ被害影響について事前習得、「災害時には自らの身は自ら守る、初期消火に努める、車では避難しない」等の適切な行動の実施等の個人や家庭における「自助」、自主防災組織の組織化の一層の促進、リーダーの育成等の自主防災組織の活動の充実、平常時からの地域コミュニティの再構築、災害ボランティア活動の環境整備、消防団の充実・強化、企業による地域貢献等の地域コミュニティによる「共助」により防災対策を推進するべきである。このため、社会全体で、生命、身体、財産を守るための具体的な行動を実践する「国民運動の展開」を強力に推進する。

6 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

(昭和37年12月10日条例第39号) <資料1-20>

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第2項の規定に基づき同法第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者（以下「従事者」という。）に係る損害補償について定めるものとする。

(損害補償の種類)

第2条 前条の損害補償は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償、及び打切補償の六種とする。

(補償基礎額)

第3条 前条に規定する損害補償（療養補償を除く。）は、補償基礎額を基準として行う。

2 前項に規定する補償基礎額は、次のとおりとする。

- (1) 従事者のうち労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者であるものについては、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によって病気の発生が確定した日を基準として、同法第12条の規定により算定した平均賃金の額。
- (2) 従業者のうち労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として知事が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額が同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額を超えるときは、当該額を基準として知事が定める額とする。

(療養補償)

第4条 従事者が負傷し、又は病気にかかった場合においては、療養補償として、必要な療養に要する費用を支給する。

2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送

(休業補償)

第5条 従事者が負傷し、又は病気にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、県は、休業補償として、その業務に服することができない期間一日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。

2 前項の場合において、引続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けることができる期間中は休業補償を行なわない。ただし、その業務上の収入の額が休業補償の額より少ないときは、その差額を支給する。

(障害補償)

第6条 従事者の負傷又は病気がなおった場合において、別表に定める程度の障害が存するときは、県は、障害補償として、その障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

2 別表に定める程度の障害が2以上ある場合の障害の等級は、最も重い障害に応ずる等級による。

3 次に掲げる場合の障害の等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者に最も有利なものによる。

- (1) 第13級以上に該当する障害が2以上ある場合には、最も重い障害に応ずる等級より1級

上位の等級

(2) 第8級以上に該当する障害が2以上ある場合には、最も重い障害に応ずる等級より2級上位の等級

(3) 第5級以上に該当する障害が2以上ある場合には、最も重い障害に応ずる等級より3級上位の等級

4 前項の規定による障害補償の額は、それぞれの障害に応ずる等級による障害補償の額を合算した額をこえてはならない。

5 既に障害のある従事者が、負傷又は病気によって、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害補償の額から従前の障害に応ずる等級による障害補償の額を差し引いた額をもって、障害補償の額とする。

(遺族補償)

第7条 従事者が死亡した場合においては、県は、遺族補償として、その者の遺族又は被扶養者（以下次条において「遺族等」という。）に対して、補償基礎額の千倍に相当する金額を支給する。

(遺族等の範囲等)

第8条 前条の遺族等は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、従事者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫及び祖父母で、従事者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前2号に掲げる者のほか、従事者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたもの

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号又は第4号に掲げる者のうちあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 従事者が遺言又は知事に対する予告で、第1項第3号及び第4号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第3号及び第4号に掲げる他の者に優先して遺族補償を受けるものとする。

4 遺族補償を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によって等分して行う。

(葬祭補償)

第9条 従事者が死亡した場合においては、県は、葬祭補償として、葬祭を行なう者に対して、補償基礎額の60倍に相当する金額を支給する。

(打切補償)

第10条 第4条の規定によって療養補償を受ける者が、療養補償の支給開始後三年を経過しても負傷又は病気がなおらない場合においては、県は、打切補償として、補償基礎額の1,200倍に相当する金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切補償を行なったときは、その後は損害補償を行なわない。

(重複補償の禁止)

第11条 損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）による療養その他の給付又は補償を受けたときは、県は、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、損害補償を行わない。

2 損害補償の原因である事故が第3者の行為によって生じた場合において、損害補償を受けるべき者が当該第3者から損害補償を受けたときは、県は、同一の事故については、その賠償の限度にお

いて、損害補償を行わない。

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(脳死した者の身体に対する療養補償)

2 この条例の規定に基づく療養に要する費用の支給に係る当該療養に継続して、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条第2項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養に要する費用の支給に係る当該療養としてされたものとみなす。

附 則(昭和49年10月21日条例第62号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年10月19日条例36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月27日条例9号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例附則第2項の規定は、平成9年10月16日から適用する。

附 則(平成19年3月16日条例18号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に支給すべき事由の生じた災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例第6条の規定による障害補償については、なお従前の例による。

別 表(第6条第1項及び第2項)

等 級	倍 数
1級	1,340
2級	1,190
3級	1,050
4級	920
5級	790
6級	670
7級	560
8級	450
9級	350
10級	270
11級	200
12級	140
13級	90
14級	50

備考 この表に掲げる等級に応ずる障害に関しては、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)別表第5の例による。
全部改正〔平成19年条例18号〕

災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例施行規則

(昭和50年5月2日規則第26号)

(趣 旨)

第1条 この規則は、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和37年千葉県条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求書)

第2条 条例第2条に規定する損害補償を受けようとする者は、当該損害補償の原因となる事実の発生の日から10日以内に損害補償請求書（別記第1号様式。以下「請求書」という。）を知事に提出するものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。この場合において、当該事由がなくなった後速やかに提出するものとする。

(請求書の添付書類)

第3条 請求書には、住民票の謄本及び次の各号に掲げる損害補償の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

1. 療養補償 医師の診断書及び条例第4号第2項各号に掲げる療養に関する請求書又は領収書
2. 休業補償 負傷し、又は疾病にかかり療養のため従前の業務に服することができず、かつ、従前の収入を得ることができない等の休業補償を必要とする理由を詳細に記入した書類及びその理由となる事実を証明する書類
3. 障害補償 障害の程度及び療養開始以来の経過を詳細に記入した医師の診断書
4. 遺族補償及び葬祭補償 医師の診断書及び死亡者との続柄を証明する書類
5. 打切補償 療養の経過、病状全快までの見込み期間等に関する医師の意見書

(補償額の決定等)

第4条 知事は、請求書を受理したときはこれを審査し、補償額の決定を行い、請求者に通知するものとする。

(療養補償又は休業補償の支払い)

第5条 知事は、療養補償又は休業補償については、毎月1回以上支払うものとする。

第6条 第2回目以降の療養補償又は休業補償を受けようとする者は、次の各号に定める期日までに請求書を知事に提出しなければならない。

1. 療養補償 療養補償を受けるべき月の翌月の15日
2. 休業補償 休業補償を受けるべき月の翌月の10日

(療養補償に係る現状報告)

第7条 条例第4条の規定により療養補償を受けている者のうち、毎年1月1日現在において長期療養を必要とする者にあつては、1月1日から同月末日までの間にその療養の現状を療養補償に係る現状報告書（別記第2号様式）により報告するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年10月19日規則第71号）

この規則は、公布の日から実施する。

別 記

第1号様式 (第2条)

損 害 補 償 支 払 請 求 書

年 月 日

千葉県知事

様

住 所

氏 名

㊟

本人との続柄

職 業

生 年 月 日

災害に際し、応急措置の業務に従事したことにより死亡した（負傷した・疾病にかかった・障害となった）ので、その損害を災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり請求します。

公用令書の番号	
従事した場所	
従事した期間	年 月 日から 年 月 日まで
従事した内容	
損 害 の 額	円

第2号様式 (第7条)

療 養 補 償 に 係 る 現 状 報 告 書

年 月 日

千葉県知事

様

住 所

氏 名

㊟

職 業

生 年 月 日

災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例施行規則第7条の規定により、療養の現状を次のとおり報告します。

療 養 先	
療 養 経 過	
現在までの療養期間及び今後の予定療養期間	

7 沿岸地域における津波警戒の徹底について<資料1-21>

平成11年7月12日
津波対策関係省庁連絡会議

内閣官房
内閣府
警察庁
防衛庁
総務省
消防庁
農林水産省
国土交通省
気象庁
海上保安庁

一部改正 平成13年1月6日

日本海中部地震及び北海道南西沖地震の経験に鑑み、津波に対する防災体制の点検、防災意識の向上等、津波に対する警戒を全国的に強化するため、関係省庁は、津波警報関係省庁連絡会議を設置し、平成5年11月24日、「沿岸地域における津波警戒の徹底について」を申し合わせたところである。

この申し合わせに基づき、関係省庁は所要の措置を講じ、津波に対する警戒の徹底を図ってきたところであるが、平成5年の申し合わせ後の技術の進展を踏まえると共に、津波に対する事前の備えや避難、救助体制の重要性を鑑み、今後も津波対策を総合的に推進していく必要がある。このため、関係省庁は津波警報関係省庁連絡会議を発展させた津波対策関係省庁連絡会議を設置し、その対策について協議を行ったところであり、協議の結果を下記のとおり申し合わせる。

また、関係省庁は、この申し合わせ事項の周知徹底及び地域の実態に即した津波対策の確立について、それぞれ関係機関に対し、引き続き指導するものとする。さらに、関係省庁は、津波対策全般について、引き続き調査、検討を実施し、所要の措置を講ずるものとする。

なお、平成5年11月24日付け申し合わせ「沿岸地域における津波警戒の徹底について」は廃止するものである。

記

1. 事前の備え

(1) 津波防災対策

国、都道府県及び市町村は、気象庁の津波予報に対応した津波災害応急対策を実施するための準備を行う。

なお、都道府県及び市町村は、浸水予測図を活用する等、地域の実情に応じた津波対策を検討し、住民に対して周知を図る。

(2) 防災施設の整備

海岸、河川における堤防、水門等の防災施設の整備を推進する。また、地域の実情に応じて潮位、波高等の観測及び情報処理システムの整備を推進し、それらを活用した津波防災施設の高度化を図る。

(3) 防災訓練

津波に備えて常日頃から地域防災計画等に基づき、地域住民等と連携した防災訓練に努める。

2. 津波警報

(1) 津波警報発表の迅速化

気象庁は、津波警報等の発表の一層の迅速化を図り、近海で発生する地震については、地震発生後2～3分程度で津波警報等の発表を行うことを目標として所要の措置を講ずる。

(2) 津波警報伝達の迅速化、確実化

所定の伝達経路及び伝達手段を点検し、隘路を把握し、津波警報がより迅速に市町村に伝達されるよう改善措置を講ずる。

ア 気象庁から都道府県を通じ市町村への津波警報の伝達は、中継点を少なくし、伝達の迅速化、確実化を図るとともに、気象庁、都道府県、報道機関等関係機関は、オンラインや衛星を活用した緊急通信基盤の整備を進める。

イ 警察庁は、市町村への通知を、原則として、警察署から行うこととする。

ウ 休日、夜間、休憩時等における津波警報伝達の確実化を図るため、関係機関は、要員の確保等の防災態勢を強化する。

エ 津波警報、避難勧告・指示等の伝達については、関係機関は、あらかじめ漏れないよう系統、伝達先を再確認しておくものとする。この場合、多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び自主防災組織と連携して、これらの者の協力体制を確保するように努めるとともに、日頃より過去の実例等により啓発活動を行うよう努めるものとする。

(3) 情報・通信手段の確保

広範かつ確実の津波警報の伝達を図るため、情報・通信手段の多様化、確実化を図る。

ア 海浜にでかけるときは、ラジオ等を携行し、津波警報、避難勧告・指示等の情報を聴取するよう指導する。

イ 放送局が発射する特別の信号を受信し、テレビやラジオのスイッチが自動的に入り津波警報等の情報を受信することができる、緊急警報放送システムの受信機の普及を図る。

ウ 住民等に対する津波警報等の伝達手段として市町村防災行政無線（同報系無線）の整備を推進するとともに、サイレン、半鐘等多様な手段を活用することにより、海浜地への警報伝達の範囲の拡大に努める。

エ 防災関係機関相互の迅速かつ確かな津波警報等災害情報の収集伝達を行うため、①都道府県防災行政無線、②市町村防災行政無線（移動系無線、地域防災無線）及び、③市町村、警察署、消防署、海上保安部署等の防災機関が災害現場で相互に通信するものとしての防災相互通信用無線の整備を引き続き推進する。また、船舶については、特に、小型漁船を重点として、無線機の設置を促進する。

オ 重要通信の確保の対象機関（電気通信事業法施行規則第56条に掲げる機関）については、災害時の被害状況把握・迅速な救援活動等に資するため、総務省がその機関を具体的に指定する。

(4) 津波警報伝達等訓練の実施

地域毎に関係機関合同の津波警報等伝達訓練を実施し、通信機器等に関する不慣れの解消、誤伝達・伝達漏れの防止等を図る。

この訓練は、報道機関の放送による津波警報の伝達等を取り入れ、実践的に行うこととする。

3. 避難

(1) 津波警戒の呼びかけ

「強い地震等を感じたら、住民等は海浜から離れ安全な場所に避難すること、船舶は港外に避難すること」を基本として、別紙広報文の例により、津波警戒に関する周知徹底を図るものとする。

政府又は関係省庁における通常広報、防災週間広報、县市町村広報等を活用して周知徹底を期する。

(2) 避難勧告・指示

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市町村長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。

イ 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、市町村長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。
なお、放送ルート以外の法定ルート等により市町村長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとるものとする。

(3) 避難場所

ア 避難場所・避難路については、浸水域を想定し、地形・標高等の地域特性を十分に配慮した整備を図る。避難場所としては、公共施設の他、地域特性を考慮して、民間ビルの活用など種々の検討を行い、より効果的な配置となるよう努める。

イ 地域防災計画に定める避難場所や避難路について、当該地域を管轄する国の機関は、あらかじめ把握しておき、実践的な支援対策を検討しておく。

(4) 災害弱者及び外来者の避難

ア 災害弱者の避難を補助するため、自主防災組織、消防団、近隣者を含めた避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておく。

イ 観光地や海水浴場等外来者の多い場所では、駅・宿泊施設・行楽地に住民用浸水予測図の掲示、避難場所・避難路の誘導表示などにより、周知を図る。

(5) 被害状況の把握・共有化

ア 被害状況を映像として早期把握することができるよう、ヘリコプター及び画像伝送システムの整備を推進する。また、様々な通信手段を用いた、ネットワーク化された情報システム構築の検討を進め、防災情報・被害情報の共有化を図る。

イ 救助にあたっては、関係省庁相互の情報を生かし、防災機関との連携を図る。

(別紙)

津波に対する心得

<一般編>

- 1 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 2 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 3 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- 4 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- 5 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

<船舶編>

- 1 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避^{注)}する。
- 2 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐ港外退避^{注)}する。
- 3 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- 4 港外退避^{注)}できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- 5 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

注) 港外：水深の深い、広い海域。港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

8 災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて<資料1-22>

千葉県において災害、大規模事故等により、電気、ガス、上下水道、電気通信施設、無線通信施設等のライフライン施設（以下、「施設」という。）が被災又は被災する急迫した危険があり、災害救助、早期復旧、防災等を目的とした工事その他の措置を事業者が緊急に講じる必要が生じた場合における、道路法による許可等に関する事務取扱いについて定める。

なお、国、近隣都府政令市又は市町村の管理する道路上の施設が被災し、救援のために必要な緊急の措置が要請された場合についても、同様の取扱いをすることができるものとする。

1 対象とする道路

道路法に基づき、千葉県が道路管理者として管理する一般国道及び県道（道路予定区域、管理期間中の廃道敷を含む）について対象とする。

なお、県境または千葉市境にかかる道路については、隣接都府市との協定により千葉県が管理することとされている区間を含め、隣接都府市が管理することとされている区間を除外する。

また、道路整備特別措置法により、千葉県道路公社が道路管理者の権限代行をしている有料道路を除外する。

2 事後申請

施設の復旧工事等を施工する際の道路法の下記手続きについては、災害時等の緊急性からやむをえないと認められる場合に限り、事後申請とする。

事業者は、工事実施箇所等について、可能な限り着工の前日（その日が閉庁日の場合は直前の開庁日）午後5時30分までに、県土整備部道路環境課又は工事実施箇所等を管轄する地域整備センター（地域整備事務所）に連絡する。

- (1) 第24条 道路管理者以外の者の行う工事の承認
- (2) 第32条 道路の占用の許可（同条第3項の変更許可を含む）
- (3) 第47条の2 特殊車両の通行許可

なお、第36条第1項ただし書きにより、計画書の事前提出は要しない。

また、道路交通法第77条第1項による道路の使用許可が必要な占用工事について、道路法32条第5項による道路管理者から警察署長への協議が事後にならざるをえない場合においては、事業者から警察署長に事前着工の承諾を得ておくものとする。

3 復旧工事等の施工方法

(1) 仮復旧の材料等

施設の復旧工事を施工する際の道路掘削後の仮復旧については、常温合材、発生路盤及び発生土を使用することができる。

(2) 仮設工法の採用等

本支管及び引込管については、各種技術基準による一時的な仮設工法（路上端露出配管、浅層埋設等）を必要に応じ採用することができる。

(3) 廃止管の一時残置

前項に定める仮設工法により廃止になる本支管線及び引込管線について、本埋設が可能になる時期まで一時的に残置することができる。

(4) 資機材置場等の提供

施設の復旧工事に伴い発生する残土、廃材（骨材、ガラ、ケーブル等）及び資機材等の仮置きについて、道路管理者が指定する臨時の場所がある場合は、事業者は承認を得て無償で使用することができる。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令及び条例を遵守すること。

(5) 緊急輸送道路の通行確保

緊急輸送道路の占用工事にあたっては、緊急車両の通行確保について、十分な配慮をするものとする。

4 事後処理関連事項

ライフライン機能仮復旧後の施設の本復旧に関する許可手続き及び道路の本復旧方法について、事業者は道路管理者と協議の上決定する。

5 紛争解決

この事務取扱いによって施工した工事によって、二次災害、事故、紛争その他の問題が生じた場合には、事業者の責任において解決を図るとともに、経過について速やかに道路管理者に報告するものとする。

6 その他の事項

この事務取扱いにない事項又はこの事務取扱いの解釈に疑義が生じた場合は、道路管理者と事業者が別途協議する。

7 施行日

この事務取扱いは、平成21年6月1日より施行する。

[2]防災関係機関一覧

1 指定行政機関、指定地方行政機関等 <資料2-1>

機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
内閣府	大臣官房総務課	100-8914	東京都千代田区永田町1-6-1	03(5253)2111
	政策統括官付参事官	100-8969	東京都千代田区霞が関1-2-2	
国家公安委員会		100-8974	東京都千代田区霞が関2-1-2	03(3581)0141
警察庁	警備局警備課	100-8974	東京都千代田区霞が関2-1-2	03(3581)0141
関東管区警察局 千葉県情報通信部	広域調整部広域調整第二課	330-9726	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048(600)6000
	機動通信課	260-0854	千葉市中央区長洲1-9-1	043(201)0110
防衛省 北関東防衛局	運用企画局事態対処課	162-8801	東京都新宿区市谷本村町5-1	03(5366)3111
	地方調整課	330-9721	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048(600)1800
金融庁	総務企画局総務課	100-8967	東京都千代田区霞が関3-2-1	03(3506)6000
総務省	大臣官房総務課	100-8926	東京都千代田区霞が関2-1-2	03(5253)5111
関東総合通信局	総務部総務課	102-8795	東京都千代田区九段南1-2-1	03(6238)1600
消防庁	総務課	100-8927	東京都千代田区霞が関2-1-2	03(5253)7521
	消防・救急課			03(5253)7522
	予防課			03(5253)7523
	危険物保安室			03(5253)7524
	防災課			03(5253)7525
	救急企画室			03(5253)7529
	応急対策室			03(5253)7527
	特殊災害室			03(5253)7528
	防災情報室			03(5253)7526
法務省	大臣官房秘書課広報室	100-8977	東京都千代田区霞が関1-1-1	03(3580)4111
外務省	大臣官房総務課	100-8919	東京都千代田区霞が関2-2-1	03(3580)3311
財務省	大臣官房審議官室	100-8940	東京都千代田区霞が関3-1-1	03(3581)4111
関東財務局 千葉財務事務所	総務部総務課	330-9716	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	048(600)1111
	総務課	260-8607	千葉市中央区椿森5-6-1	043(251)7212
文部科学省	大臣官房文教施設部 施設企画課	100-8959	東京都千代田区霞が関3-2-2	03(5253)4111
文化庁	長官官房政策課	100-8959	東京都千代田区霞が関3-2-2	03(5253)4111
厚生労働省	社会・援護局総務課	100-8916	東京都千代田区霞が関1-2-2	03(5253)1111
関東信越厚生局 千葉労働局	総務課	330-9713	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	048(740)0705
	安全衛生課	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1	043(221)4312
消費者庁	総務課	100-6178	東京都千代田区永田町2-11-1	03(3507)8800

機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
農林水産省	経営局経営政策課	100-8950	東京都千代田区霞が関1-2-1	03(3502)8111
関東農政局 千葉地域センター	農産課 農政推進グループ 食品産業チーム	330-9722 260-0021	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 千葉市稲毛区轟町5-1-4	048(600)0600 043(251)8307
関東森林管理局 千葉森林管理事務所	企画調整室 総務調整官	371-8508 263-0034	群馬県前橋市岩神町4-16-25 千葉市稲毛区稲毛1-7-20	027(210)1150 043(242)4656
経済産業省	大臣官房総務課	100-8901	東京都千代田区霞が関1-3-1	03(3501)1609
関東経済産業局	総務企画部総務課	330-9715	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	048(600)0213
関東東北産業保安監督部	管理課	330-9715	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	048(600)0433
資源エネルギー庁	長官官房総合政策課	100-8931	東京都千代田区霞が関1-3-1	03(3501)1511
原子力規制委員会	企画調整課	106-8450	東京都港区六本木1-9-9	03(3581)1568
中小企業庁	長官官房参事官室	100-8912	東京都千代田区霞が関1-3-1	03(3501)1511
国土交通省	河川局防災課	100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3	03(5253)8111
東京航空局 成田空港事務所	航空保安対策課 地域調整課	102-0074 282-8602	東京都千代田区九段南1-1-15 成田市古込字込前133	03(5275)9292 0476(32)0912
関東運輸局 千葉運輸支局	総務課 総務企画部門	231-8433 261-0002	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 千葉市美浜区新港198	045(211)7269 043(242)7336
関東地方整備局	防災課	330-9724	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048(600)1333
利根川下流河川事務所	管理課	287-8510	佐原市佐原イ4149	0478(52)6368
江戸川河川事務所	防災対策課	278-0005	野田市宮崎134	04(7125)7436
首都国道事務所	工務課	271-0072	松戸市竹ヶ花86	047(362)4114
千葉国道事務所	管理第二課	263-0016	千葉市稲毛区天台5-27-1	043(287)0311
千葉港湾事務所	総務課	260-0024	千葉市中央区中央港1-11-2	043(243)9172
国土地理院	企画部	305-0811	茨城県つくば市北郷1	029(864)1111
気象庁	総務部企画課	100-8122	東京都千代田区大手町1-3-4	03(3212)8341
東京管区气象台	総務部業務課	100-0004	東京都千代田区大手町1-3-4	03(3212)8341
銚子地方气象台	防災業務課	288-0001	銚子市川口町2-6431	0479(23)7705
海上保安庁	警備救難部環境防災課	100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3	03(3591)6361
第三管区海上保安本部	警備救難部環境防災課	231-8818	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	045(211)1118
千葉海上保安部	警備救難課	260-0024	千葉市中央区中央港1-12-2	043(242)7238
船橋分室		273-0016	船橋市潮見町32-5	047(432)4118
館山分室		294-0034	館山市沼字西原987-1	0470(20)0118
木更津海上保安署		292-0836	木更津市新港8-2	0438(30)0118
銚子海上保安部	警備救難課	288-0001	銚子市川口町2-6431	0479(22)1359
勝浦海上保安署		299-5233	勝浦市浜勝浦499	0470(73)4999
環境省	大臣官房総務課	100-8975	東京都千代田区霞が関1-2-2	03(3581)3351

2 指定公共機関<資料2-2>

機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電話番号
日本郵便株式会社 千葉中央郵便局	郵便事業総本部総務部 業務企画室	100-8798 260-8799	東京都千代田区霞が関1-3-2 千葉市中央区中央港1-14-1	03(3504)9945 043(246)0083
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 千葉支社	安全企画部 総務部安全企画室 総務部安全企画室	151-8578 114-8550 260-8551	東京都渋谷区代々木2-2-2 東京都北区東田端2-20-68 千葉市中央区新千葉1-3-24	03(5334)1167 03(5692)6055 043(225)9136
東日本電信電話株式会社 千葉支店	サービス運営部災害対策室 災害対策室	163-8019 261-0023	東京都新宿区西新宿3-19-2 千葉市美浜区中瀬1-6	03(5359)4830 043(211)8652
株式会社エヌ・ティ・ティ ドコモ 千葉支店	災害対策室 サービス推進部	100-6150 260-8540	東京都千代田区永田町2-11-1 千葉市中央区新町1000	03(5156)1111 043(301)0500
日本赤十字社 千葉県支部	救護・福祉部救護課 救護福祉課	105-8521 260-8509	東京都港区芝大門1-1-3 千葉市中央区千葉港5-7	03(3438)1311 043(241)7531
日本放送協会 千葉放送局	人事総務局総務室(総務) 企画総務	150-8001 260-8610	東京都渋谷区神南2-2-1 千葉市中央区千葉港5-1	03(3465)1111 043(203)0597
東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉管理事務所 市原管理事務所 アグライ管理事務所	管理事業統括課 総務担当 総務担当 総務担当	100-8979 110-0014 263-0001 290-0031 292-0008	東京都千代田区霞が関3-3-2 東京都台東区北上野1-10-14 千葉市稲毛区長沼原町177 市原市村上815 木更津市中島2533	03(3506)0318 03(5828)8642 043(259)5221 0436(21)0091 0438(42)0091
首都高速道路株式会社 東東京管理局	保全・交通部防災対策グループ 総務・経理グループ	100-8930 103-0015	東京都千代田区霞が関1-4-1 東京都中央区日本橋箱崎町43-5	03(3539)9499 03(5640)4808
独立行政法人水資源機構	管理事業部施設課	330-6008	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2	048(600)6500
成田国際空港株式会社	保安警備部警備調整グループ	282-8601	成田市古込字古込1番地1	0476(34)5570
日本通運株式会社 千葉支店	総務部総務課 総務課	101-0021 260-0834	東京都港区東新橋1-9-3 千葉市中央区今井1-14-22	03(6251)1111 043(226)7600
東京電力株式会社 千葉支店	総務部総務グループ 総務部総務グループ	100-0011 260-8635	東京都千代田区内幸町1-1-3 千葉市中央区富士見2-9-5	03(3501)8111 043(391)4118
東京ガス株式会社 千葉支店	防災・供給部 地域広報グループ	105-0022 261-0001	東京都港区海岸1-5-20 千葉市美浜区幸町1-6-8	03(3433)2111 043(246)7705
KDDI株式会社 千倉海底線中継センター	運用本部運用管理部	163-8003 295-0004	東京都新宿区西新宿2-3-2 南房総市千倉町瀬戸字浜田2980-15	03(3347)6633 0470(44)4000
(独)放射線医学総合研究所	企画部企画課	263-8555	千葉市稲毛区穴川4-9-1	043(206)3040

3 指定地方公共機関<資料2-3>

機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電話番号	指定日
京葉瓦斯株式会社	導管部導管企画 グループ	272-8580	市川市市川南 2-8-8	047(325)4505	昭和 38 年 2 月 15 日
京成電鉄株式会社	鉄道本部計画 管理部	131-8555	東京都墨田区押上 1-10-3	03(3621)2472	〃
手賀沼土地改良区	総務課	270-1361	印西市発作 1235	0476(42)2821	〃
印旛利根川水防事務組合	栄町消防本部内	270-1546	印旛郡栄町生板鍋子新田乙 20-71	0476(95)8983	〃
両総土地改良区	庶務課	283-0802	東金市東金 1163	0475(52)3145	〃
印旛沼土地改良区	総務課	285-0011	佐倉市山崎 143	043(484)1155	〃
長沼水害予防組合	成田市生活安全 部防災対策課内	286-8585	成田市花崎町 760	0476(20)1523	〃
新京成電鉄株式会社	運輸司令所	273-0192	鎌ヶ谷市くぬぎ山 4-1-12	047(389)1146	昭和 53 年 3 月 24 日
東武鉄道株式会社	安全推進部 運行管理所	131-8522 344-0053	東京都墨田区押上 2-18-12 埼玉県春日部市梅田本町 1-13-1	03(5692)2295 048(760)0313	〃
小湊鉄道株式会社	鉄道部	290-0054	市原市五井中央東 1-1-2	0436(21)6771	〃
東京地下鉄株式会社	総合安全・ 技術室	110-0015	東京都台東区東上野 3-19-6	03(3837)7147	〃
株式会社日本航空インター ナショナル 成田地区事業部 成田総務部	総務部総務 グループ 総務グループ	140-8637 282-8610	東京都品川区東品川 2-4-11 成田市古込字古込 1-1	03(5460)3124 0476(34)3511	〃
社団法人千葉県医師会	事務局	260-0026	千葉市中央区千葉港 7-1	043(242)4271	昭和 53 年 8 月 25 日
社団法人 千葉県歯科医師会	事務局	261-0002	千葉市美浜区新港 32-17	043(241)6471	〃
社団法人千葉県薬剤師会	事務局	260-0026	千葉市中央区千葉港 7-1	043(242)3801	〃
千葉テレビ放送株式会社	報道製作局報道 部	260-0001	千葉市中央区都町 1-1-25	043(231)3111	昭和 57 年 4 月 1 日
株式会社ニッポン放送	編成局編成部	100-0006	東京都千代田区有楽町 1-9-3	03(3287)1111	〃
北総鉄道株式会社	運輸部 業務管理課	273-0121	鎌ヶ谷市初富 928	047(445)7161	〃
流鉄株式会社	技術部	270-0164	流山市流山 1-264	04(7158)0117	〃
銚子電気鉄道株式会社	運輸課	288-0056	銚子市新生町 2-297	0479(22)0316	〃
大多喜ガス株式会社	供給部供給 管理課	297-8567	茂原市茂原 661	0475(24)8157	〃
千葉ガス株式会社	技術部防災・供 給グループ	285-0014	佐倉市栄町 21-1	043(483)1160	〃

機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電話番号	指定日
房州瓦斯株式会社	供給課	294-0036	館山市館山 1365	0470(22)2251	昭和 57 年 4 月 1 日
京和ガス株式会社	供給保安課	270-0111	流山市江戸川台東 1-254	04(7155)1500	〃
銚子瓦斯株式会社	営業課	288-0068	銚子市内浜町 1603	0479(22)2420	〃
野田ガス株式会社	保安技術部	278-0005	野田市宮崎 3 6	04(7125)0101	〃
角栄ガス株式会社	志津事業所	285-0854	佐倉市中志津 3-36-1	043(487)0802	〃
東日本ガス株式会社	供給課	270-1138	我孫子市下ヶ戸 608-1	04(7182)4175	〃
いすみ鉄道株式会社	工務課	298-0216	夷隅郡大多喜町大多喜 264	0470(82)2161	昭和 63 年 7 月 5 日
千葉県市モノレール株式会社	運輸部運転課	263-0012	千葉市稲毛区萩台町 199-1	043(287)8210	〃
全日本空輸株式会社 成田空港支店	総務部総務課 総務部総務課	105-7133 282-0004	東京都港区東新橋 1-5-2 成田市成田国際空港 全日空成田 マゼンタビル私書箱 2152 号	03(6735)1000 0476(34)7025	〃
千葉県道路公社	建設部工務課	260-0013	千葉市中央区中央 2-5-1	043(222)8161	〃
株式会社ベイエフエム	総務部	260-8625	千葉市中央区中央 1-11-1	043(227)7878	平成 2 年 5 月 8 日
総武ガス株式会社	工事課	289-2504	旭市二の谷原 5941	0479(63)1000	平成 3 年 4 月 1 日
社団法人 千葉県トラック協会	事務局	261-0002	千葉市美浜区新港 212-10	043(247)1131	〃
社団法人千葉県バス協会	事務局	261-0002	千葉市美浜区新港 212-2	043(246)8151	〃
東葉高速鉄道株式会社	総務部総務課	276-0049	八千代市緑が丘 1-1120-3	047(458)0014	平成 8 年 9 月 13 日
社団法人千葉県 エルピーガス協会	事務局	260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1 千葉県ガス石油会館内	043(246)1725	平成 9 年 12 月 16 日
京葉臨海鉄道株式会社	鉄道部運輸 グループ	260-0824	千葉市中央区中央港 1-2-21	043(265)2530	平成 17 年 8 月 31 日
山万株式会社	鉄道事業部	285-0858	東京都中央区日本橋小網町 6-1 佐倉市ユウカリが丘 6-5-5	043(487)5036	平成 18 年 3 月 7 日
首都圏新都市鉄道株式会社	運輸部 管理課	110-8554	東京都台東区台東 4-25-7	03(3839)7311	〃
株式会社舞浜リゾートライン	総務部総務課	279-8523	浦安市舞浜 2-18	047(305)2400	〃
芝山鉄道株式会社	総務部総務課	289-1601	山武郡芝山町香山新田 148-1	0479(78)1141	〃
日本瓦斯株式会社	ガス事業管理部	104-8540	東京都中央区八丁堀 3-5-2	03(3553)1287	平成 18 年 7 月 18 日

4 防災関係機関<資料2-4>

機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
財団法人 千葉県消防協会	事務局	260-0801	千葉市中央区仁戸名町6 6 6-2	043 (263) 9885
独立行政法人 海上災害防止センター	消防船課	220-8401	神奈川県横浜市西区みなとみらい 3-3-1 三菱重工横浜ビル	045 (224) 4318
千葉県水難救済会	千葉県 漁船保険組合	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3	043 (242) 6861
株式会社ダイトコー ポレーション千葉支店	防災グループ	260-0024	千葉市中央区中央港1-9-5	043 (238) 5113

5 千葉県<資料2-5>

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
千葉県庁(危機管理課)	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043 (223) 2175
東京事務所	102-0093	東京都千代田区平河町2-6-3	03 (5212) 9013
葛南地域振興事務所	273-8560	船橋市本町1-3-1 フェイス7F	047 (424) 8281
東葛飾地域振興事務所	271-8560	松戸市小根本7	047 (361) 2111
印旛地域振興事務所	285-8503	佐倉市鐮木仲田町8-1	043 (483) 1111
香取地域振興事務所	287-8502	香取市北3-1-3	0478 (54) 1311
海匝地域振興事務所	289-2504	旭市ニ1997-1	0479 (62) 0261
山武地域振興事務所	283-0006	東金市東新宿1-11	0475 (54) 0222
長生地域振興事務所	297-8533	茂原市茂原1102-1	0475 (22) 1711
夷隅地域振興事務所	298-0212	夷隅郡大多喜町猿稻14	0470 (82) 2211
安房地域振興事務所	294-0045	館山市北条402-1	0470 (22) 7111
君津地域振興事務所	292-8520	木更津市貝渕3-13-34	0438 (23) 1111
千葉県中央防災センター	260-0801	千葉市中央区仁戸名町666-2	
千葉県西部防災センター	271-0092	松戸市松戸558-3	047 (331) 5511
習志野健康福祉センター	275-0012	習志野市本大久保5-7-14	047 (475) 5151
市川健康福祉センター	272-0023	市川市南八幡5-11-22	047 (377) 1101
松戸健康福祉センター	271-8562	松戸市小根本7	047 (361) 2121
野田健康福祉センター	278-0006	野田市柳沢24	04 (7124) 8155
印旛健康福祉センター	285-8520	佐倉市鐮木仲田町8-1	043 (483) 1133
成田支所	286-0036	成田市加良部3-3-1	0476 (26) 7231
香取健康福祉センター	287-0001	香取市佐原口2127	0478 (52) 9161
海匝健康福祉センター	288-0812	銚子市栄町2-2-1	0479 (22) 0206
八日市場地域保健センター	289-2144	匝瑳市八日市場イ2119-1	0479 (72) 1281
山武健康福祉センター	283-0802	東金市東金907-1	0475 (54) 0611
長生健康福祉センター	297-0026	茂原市茂原1102-1	0475 (22) 5167
夷隅健康福祉センター	299-5235	勝浦市出水1224	0470 (73) 0145
安房健康福祉センター	294-0045	館山市北条1093-1	0470 (22) 4511
鴨川地域保健センター	296-0001	鴨川市横渚1457-1	04 (7092) 4511
君津健康福祉センター	292-0832	木更津市新田3-4-34	0438 (22) 3743
市原健康福祉センター	290-0056	市原市五井1309	0436 (21) 6391
千葉農業事務所	290-0056	市原市五井5500-4	0436 (21) 0127
東葛飾農業事務所	277-0861	柏市高田990-1	04 (7143) 4121
印旛農業事務所	285-0026	佐倉市鐮木仲田町8-1	043 (483) 1125
香取農業事務所	287-0005	香取市佐原ホ1250-3	0478 (52) 9191
海匝農業事務所	289-2141	匝瑳市八日市場ハ671	0479 (72) 1556
山武農業事務所	283-0006	東金市東新宿17-6	0475 (54) 1121
長生農業事務所	297-0026	茂原市茂原1102-1	0475 (25) 1141
夷隅農業事務所	298-0004	いすみ市大原8513-1	0470 (62) 2155
安房農業事務所	294-0045	館山市北条402-1	0470 (22) 8641
君津農業事務所	292-0832	木更津市貝渕3-13-34	0438 (22) 6258
北部林業事務所	289-1321	山武市富田ト1177-7	0475 (82) 3121
中部林業事務所	299-1152	君津市久保5-1-3	0439 (55) 4970
南部林業事務所	296-0044	鴨川市広場820	04 (7092) 1318

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
銚子漁港事務所	288-0001	銚子市川口町2-6528-3	0479 (22) 6503
南部漁港事務所	294-0045	館山市北条402-1	0470 (23) 4751
千葉土木事務所	260-0023	千葉市中央区出洲港11-1	043 (242) 6101
葛南土木事務所	273-0012	船橋市浜町2-5-1	047 (433) 2421
東葛飾土木事務所	271-0072	松戸市竹ヶ花24	047 (364) 5136
柏土木事務所	277-0005	柏市柏745	04 (7167) 1201
印旛土木事務所	285-0026	佐倉市竊木仲田町8-1	043 (483) 1140
成田土木事務所	286-0036	成田市加良部3-3-2	0476 (26) 4831
香取土木事務所	287-0003	香取市佐原イ126-6	0478 (52) 5191
銚子土木事務所	288-0837	銚子市長塚町2-44-9	0479 (22) 6500
海匝土木事務所	289-2144	匝瑳市八日市場イ1999	0479 (72) 1100
山武土木事務所	283-0006	東金市東新宿17-6	0475 (54) 1131
長生土木事務所	297-0026	茂原市茂原1102-1	0475 (24) 4521
夷隅土木事務所	298-0004	いすみ市大原8513-1	0470 (62) 3311
安房土木事務所	294-0045	館山市北条402-1	0470 (22) 4341
君津土木事務所	292-0833	木更津市貝渕3-13-34	0438 (25) 5131
市原土木事務所	290-0067	市原市八幡海岸通1969	0436 (41) 1300
千葉港湾事務所	260-0024	千葉市中央区中央港1-6-1	043 (246) 6201
葛南港湾事務所	273-0012	船橋市浜町2-5-1	047 (433) 1895
木更津港湾事務所	292-0833	木更津市貝渕3-13-34	0438 (25) 5141
北千葉道路建設事務所	286-0017	成田市赤坂2-1-14	0476 (28) 1411
真間川改修事務所	272-0023	市川市南八幡2-23-1	047 (378) 8652
亀山・片倉ダム管理事務所	292-0523	君津市豊田33	0439 (39) 2400
高滝ダム管理事務所	290-0557	市原市養老468	0436 (98) 1411
流山区画整理事務所	270-0163	流山市南流山1-13	04 (7150) 4500
柏区画整理事務所	277-0871	柏市若柴160-1	04 (7134) 1211
木更津区画整理事務所	292-0834	木更津市潮見7-3-9	0438 (37) 6611
印旛沼下水道事務所	261-0012	千葉市美浜区磯辺8-24-1	043 (279) 1231
手賀沼下水道事務所	277-0862	柏市篠籠田130	04 (7143) 9104
江戸川下水道事務所	272-0137	市川市福栄4-32-2	047 (397) 6330
水道局	262-8512	千葉市花見川区幕張町5-417-24	043 (211) 8298
千葉水道事務所	260-0842	千葉市中央区南町1-4-7	043 (264) 1114
船橋水道事務所	273-0014	船橋市高瀬町62-12	047 (433) 2514
市川水道事務所	272-0023	市川市南八幡1-10-15	047 (378) 1517
施設整備センター	273-0014	船橋市高瀬町62-12	047 (433) 2574
企業庁	261-8552	千葉市美浜区中瀬1-3	043 (296) 8134
千葉工業用水道事務所	260-0843	千葉市中央区末広3-4-16	043 (264) 7321
葛南工業用水道事務所	272-0023	市川市南八幡2-23-1	047 (378) 4477
君津工業用水道事務所	292-1147	君津市人見5-7-31	0439 (87) 8184
千葉建設事務所	261-0011	千葉市美浜区真砂5-2-1	043 (278) 1221
ニュータウン・内陸建設事務所	270-1607	印西市美瀬1-25	0476 (29) 5303

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
病院局	260-8665	千葉市中央区市場町1-1	043 (223) 3963
がんセンター	260-8717	千葉市中央区仁戸名町666-2	043 (264) 5431
救急医療センター	261-0012	千葉市美浜区磯辺3-32-1	043 (279) 2211
精神科医療センター	261-0024	千葉市美浜区豊砂5	043 (276) 1361
こども病院	266-0007	千葉市緑区辺田町579-1	043 (292) 2111
循環器病センター	290-0512	市原市鶴舞575	0436 (88) 3111
東金病院	283-8588	東金市台方1229	0475 (54) 1531
佐原病院	287-0003	香取市佐原イ2285	0478 (54) 1231
教育庁葛南教育事務所	273-0012	船橋市浜町2-5-1	047 (433) 6017
教育庁東葛飾教育事務所	271-8563	松戸市小根本7	047 (361) 2110
教育庁北総教育事務所	285-0026	佐倉市鏑木仲田町8-1	043 (483) 1147
香取分室	287-0002	香取市北3-1-3	0478 (54) 1529
海匝分室	289-2504	旭市ニ1997-1	0479 (62) 2554
教育庁東上総教育事務所	297-0024	茂原市八千代2-10	0475 (23) 8125
山武分室	283-0006	東金市東新宿1-11	0475 (54) 1041
夷隅分室	298-0212	夷隅郡大多喜町猿稻14	0470 (82) 2411
教育庁南房総教育事務所	292-0833	木更津市貝渕3-13-34	0438 (25) 1311
安房分室	294-0045	館山市北条402-3	0470 (22) 3876

6 警 察<資料2-6>

機 関 名	郵 便 番 号	所 在 地	電 話 番 号
警察本部警備課	260-8668	千葉市中央区長洲1-9-1	043(201)0110
〃 通信指令課	260-8668	千葉市中央区長洲1-9-1	043(201)0110
〃 総合当直	260-8668	千葉市中央区長洲1-9-1	043(201)0110
千葉中央警察署	260-8510	千葉市中央区中央港1-13-1	043(244)0110
千葉東警察署	264-0007	千葉市若葉区小倉町859-2	043(233)0110
千葉西警察署	261-0011	千葉市美浜区真砂2-1-1	043(277)0110
千葉南警察署	266-0032	千葉市緑区おゆみ野中央8-1-2	043(291)0110
千葉北警察署	263-0001	千葉市稲毛区長沼原町199-1	043(286)0110
習志野警察署	275-0015	習志野市鷺沼台2-4-1	047(474)0110
八千代警察署	276-0044	八千代市萱田町681-39	047(486)0110
船橋警察署	273-0001	船橋市市場4-18-1	047(435)0110
船橋東警察署	274-0063	船橋市習志野台7-9-20	047(467)0110
鎌ヶ谷警察署	273-0107	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷4-8-35	047(444)0110
市川警察署	272-0015	市川市鬼高4-4-1	047(370)0110
行徳警察署	272-0127	市川市塩浜3-10-18	047(397)0110
浦安警察署	279-0011	浦安市美浜5-13-2	047(350)0110
松戸警察署	271-8557	松戸市松戸558-2	047(369)0110
松戸東警察署	270-0023	松戸市八ヶ崎4-51-9	047(349)0110
野田警察署	278-0005	野田市宮崎147-4	04(7125)0110
柏警察署	277-8554	柏市松ヶ崎722-1	04(7148)0110
流山警察署	270-0175	流山市三輪野山744-4	04(7159)0110
我孫子警察署	270-1177	我孫子市柴崎904-1	04(7182)0110
佐倉警察署	285-0811	佐倉市表町3-17-1	043(484)0110
四街道警察署	284-0044	四街道市和良比635-5	043(432)0110
成田警察署	286-0036	成田市加良部3-5	0476(27)0110
成田国際空港警察署	282-0011	成田市古込字込前133	0476(32)0110
印西警察署	270-1327	印西市大森2514-13	0476(42)0110
香取警察署	287-0002	香取市北2-1-1	0478(54)0110
銚子警察署	288-0814	銚子市春日町1922-2	0479(23)0110
旭警察署	289-2504	旭市ニ1-1	0479(64)0110
匝瑳警察署	289-2144	匝瑳市八日市場イ559-1	0479(72)0110
山武警察署	289-1321	山武市富田ト1177-3	0475(82)0110
東金警察署	283-0061	東金市北之幸谷10-12	0475(54)0110
茂原警察署	297-0031	茂原市早野新田7	0475(22)0110
いすみ警察署	298-0004	いすみ市大原8312-4	0470(62)0110
勝浦警察署	299-5235	勝浦市出水1212-2	0470(73)0110
市原警察署	290-0067	市原市八幡海岸通り1965-17	0436(41)0110
木更津警察署	292-0834	木更津市潮見1-1-5	0438(22)0110
君津警察署	299-1152	君津市久保4-1-1	0439(54)0110
富津警察署	299-1616	富津市海良121-1	0439(66)0110
館山警察署	294-0045	館山市北条1090-2	0470(23)0110
鴨川警察署	296-0001	鴨川市横渚1465	04(7092)0110

7 市 町 村<資料2-7>

機関名	防災担当課	郵便番号	所在地	電話番号
千葉市	危機管理課	260-8722	中央区千葉港1-1	043(245)5151
銚子市	地域協働課	288-8601	若宮町1-1	0479(24)8193
市川市	危機管理課	272-8501	八幡1-1-1	047(334)1507
船橋市	危機管理課	273-8501	湊町2-10-25	047(436)2032
館山市	社会安全課	294-8601	北条1145-1	0470(22)3442
木更津市	総務行革課	292-8501	潮見1-1	0438(23)7094
松戸市	防災課	271-8588	根本387-5	047(366)7309
野田市	市民生活課	278-8550	鶴奉7-1	04(7123)1111
茂原市	総務課	297-8511	茂原道表1	0475(20)1519
成田市	危機管理課	286-8585	花崎町760	0476(20)1523
佐倉市	防災防犯課	285-8501	海隣寺町97	043(484)6131
東金市	総務課	283-8511	東岩崎1-1	0475(50)1119
旭市	総務課	289-2595	二1920	0479(62)5311
習志野市	危機管理課	275-8601	鷺沼1-1-1	047(453)9211
柏市	防災安全課	277-8505	柏5-10-1	04(7167)1115
勝浦市	防災課	299-5292	新官1343-1	0470(73)6640
市原市	防災課	290-8501	国分寺台中央1-1-1	0436(23)9823
流山市	防災危機管理課	270-0192	平和台1-1-1	04(7150)6312
八千代市	総合防災課	276-8501	大和田新田312-5	047(483)1151
我孫子市	市民安全課	270-1192	我孫子1858	04(7185)1843
鴨川市	消防防災課	296-8601	横渚1450	04(7093)7833
鎌ヶ谷市	安全対策課	273-0195	新鎌ヶ谷2-6-1	047(445)1141
君津市	危機管理課	299-1192	久保2-13-1	0439(56)1290
富津市	防災課	293-8506	下飯野2443	0439(80)1266
浦安市	防災課	279-8501	猫実1-1-1	047(351)1111
四街道市	危機管理室	284-8555	鹿渡無番地	043(421)6102
袖ヶ浦市	危機管理課	299-0292	坂戸市場1-1	0438(62)2119
八街市	防災課	289-1192	八街335-29	043(443)1119
印西市	防災課	270-1396	大森2364-2	0476(42)5111
白井市	市民安全課	270-1492	復1123	047(492)1111
富里市	市民活動推進課	286-0292	七栄652-1	0476(93)1114
南房総市	消防防災課	299-2492	富浦町青木28	0470(33)1052
匝瑳市	総務課	289-2198	八日市場ハ793-2	0479(73)0084
香取市	総務課	287-8501	佐原口2127	0478(50)1201
山武市	消防防災課	289-1392	殿台296	0475(80)1116
いすみ市	危機管理課	298-8501	大原7400-1	0470(62)2000
(印旛郡)				
酒々井町	総務課	285-8510	中央台4-11	043(496)1171
栄町	消防防災課	270-1592	安食台1-2	0476(95)8981

機関名	防災担当課	郵便番号	所在地	電話番号
(香取郡)				
神崎町	総務課	289-0292	神崎本宿163	0478(72)2111
多古町	総務課	289-2292	多古584	0479(76)2611
東庄町	総務課	289-0692	笹川4713-131	0478(86)6082
(山武郡)				
大網白里町	総務課	299-3292	大網115-2	0475(70)0303
九十九里町	総務課	283-0195	片貝4099	0475(70)3107
芝山町	総務課	289-1692	小池992	0479(77)3903
横芝光町	環境防災課	289-1792	宮川11902	0479(84)1216
(長生郡)				
一宮町	総務課	299-4396	一宮2457	0475(42)2112
睦沢町	総務課	299-4492	下之郷1650-1	0475(44)2500
長生村	総務課	299-4394	本郷1-77	0475(32)2111
白子町	総務課	299-4292	関5074-2	0475(33)2111
長柄町	総務課	297-0298	桜谷712	0475(35)2111
長南町	総務課	297-0192	長南2110	0475(46)2111
(夷隅郡)				
大多喜町	総務課	298-0292	大多喜93	0470(82)2111
御宿町	総務課	299-5192	須賀1522	0470(68)2511
(安房郡)				
鋸南町	総務企画課	299-2192	下佐久間3458	0470(55)4801

8 消防本部<資料2-8>

名 称	所 在 地 ・ 電 話		設置年月日
千葉市消防局	〒260 -0854	千葉市中央区長州1-2-1 043(202)1611	昭和 23. 11. 20
銚子市消防本部	〒288 -0056	銚子市新生町1-9-12 0479(22)0119	24. 1. 1
市川市消防局	〒272 -0021	市川市八幡1-8-1 047(333)2111	23. 12. 24
船橋市消防局	〒273 -0011	船橋市湊町2-6-10 047(435)1111	24. 4. 1
木更津市消防本部	〒292 -0834	木更津市潮見2-8 0438(22)0119	26. 4. 1
松戸市消防局	〒270 -2241	松戸市松戸新田114-5 047(363)1111	29. 11. 1
野田市消防本部	〒278 -0005	野田市宮崎126-2 04(7124)0119	29. 10. 11
成田市消防本部	〒286 -8585	成田市花崎町760 0476(20)1590	40. 4. 1
旭市消防本部	〒289 -2511	旭市イの2953-1 0479(63)0119	平成 17. 7. 1
習志野市消防本部	〒275 -0014	習志野市鷺沼2-1-43 047(452)1212	33. 1. 1
柏市消防本部	〒277 -0827	柏市松葉町7-16-7 04(7133)0119	33. 2. 1
市原市消防局	〒290 -0073	市原市国分寺台中央1-1-1 0436(23)0119	41. 7. 1
流山市消防本部	〒270 -0175	流山市三輪野山1-994 04(7158)0119	41. 4. 1
八千代市消防本部	〒276 -0046	八千代市大和田新田186 047(459)2441	42. 4. 1
我孫子市消防本部	〒270 -1166	我孫子市我孫子1847-6 04(7184)0119	40. 4. 1
鎌ヶ谷市消防本部	〒273 -0102	鎌ヶ谷市右京塚10-12 047(444)3233	45. 4. 1
君津市消防本部	〒299 -1163	君津市空師3-1-25 0439(53)0119	44. 4. 1
富津市消防本部	〒293 -0042	富津市小久保2109 0439(65)0119	47. 4. 1
浦安市消防本部	〒279 -0004	浦安市猫実1-19-22 047(304)0119	49. 4. 1
四街道市消防本部	〒284 -0003	四街道市鹿渡934-26 043(422)0119	46. 4. 1
袖ヶ浦市消防本部	〒299 -0261	袖ヶ浦市福王台4-10-7 0438(64)0119	48. 4. 1
富里市消防本部	〒286 -0221	富里市七栄735-2 0476(92)1311	54. 10. 1

名 称	所 在 地 ・ 電 話		設置年月日
栄町消防本部	〒270 -1546	印旛郡栄町生板鍋子新田乙20-71 0476(95)0119	平成 6. 10. 1
安房郡市広域市町村圏 事務組合消防本部	〒294 -0045	館山市北条686-1 0470(22)0119	47. 4. 1
長生郡市広域市町村圏 組合消防本部	〒297 -0026	茂原市茂原598 0475(24)0119	46. 4. 1
匝瑳市横芝光町消防組合 消防本部	〒289 -2146	匝瑳市八日市場ホ715 0479(72)0119	平成 18. 4. 1
山武郡市広域行政組合 消防本部	〒283 -8505	東金市家徳384-2 0475(52)8751	48. 4. 1
香取広域市町村圏事務組合 消防本部	〒289 -0314	香取市野田53 0478(83)0119	平成 18. 3. 27
佐倉市八街市酒々井町 消防組合消防本部	〒285 -8619	佐倉市大蛇町281 043(481)1119	47. 4. 1
印西地区消防組合 消防本部	〒270 -1387	印西市牧の原2-3 0476(46)4321	47. 4. 1
夷隅郡市広域市町村圏 事務組合消防本部	〒298 -0204	夷隅郡大多喜町船子73-2 0470(80)0119	平成 2. 4. 1

9 自衛隊<資料2-9>

区分	駐とん地 (基地) 等名	所在地	郵便 番号	電話番号	内線 番号	当直 内線 番号	部隊名
陸 上 自 衛 隊	習志野	船橋市薬円台 3-20-1	274 -8577	047(466)2141	218 236	302	第1空挺団本部
	下志津	千葉市若葉区若松町 902	264 -8501	043(422)0221	313 314	302	高射学校企画室
	木更津	木更津市吾妻地先	292 -8510	0438(23)3411	215	301	第1ヘリコプター団 本部
	松戸	松戸市五香六夷17	270 -2288	047(387)2171	203	302	需品学校企画室
海 上 自 衛 隊	下総	柏市藤ヶ谷1614-1	277 -8686	04(7191)2321	2420	2424	教育航空集団司令部
	館山	館山市宮城無番地	294 -8501	0470(22)3191	213	222	第21航空群司令部
	木更津	木更津市江川無番地	292 -0063	0438(23)2361	3110	7000	航空補給処計画部 企画課
航 空 自 衛 隊	木更津	木更津市岩根 1-4-1	292 -0061	0438(41)1111	303	225	第1補給処企画課
	峯岡山	南房総市丸山町 平塚乙2-564	299 -2508	0470(46)3001	202	410	第44警戒隊総括班
	習志野	船橋市薬円台 3-20-1	274 -8577	047(466)2141	405	417	第1高射群第1高射隊
	柏	柏市十余二175-4	277 -0872	0471(31)2896			システム管理群中央 通信隊送信所小隊
	千葉	千葉市稲毛区轟町 1-1-17	263 -0021	043(251)7151			千葉地方協力本部

(注) 防衛省技術研究本部電子装備研究所飯岡支所 旭市大字塙字三番割(〒289-2702)

TEL0479(57)3043

10 千葉県災害ボランティアセンター連絡会加盟団体<資料2-10>

事 務 局	日本赤十字社千葉県支部	
	千葉県社会福祉協議会	
会 員	千葉県共同募金会	千葉県ボランティア連絡協議会
	千葉県民生委員・児童委員協議会	千葉県労働者福祉協議会
	千葉市社会福祉協議会	千葉県災害対策コーディネーター連絡会
	千葉レスキューサポートバイク	セーフティリーダー千葉県ネットワーク
	千葉県生活協同組合連合会災害対策委員会	千葉土建一般労働組合
	日本労働組合総連合会千葉県連合会	日本防災士会千葉県支部

[3] 災害情報関係

[気象等観測]

1 気象庁観測所一覧表<資料3-1>

(1) 気象官署

官 署 名	所 在 地
銚子地方気象台	銚子市川口町2-6431 (銚子港湾合同庁舎)
成田航空地方気象台	成田市古込字込前133

(2) 特別地域気象観測所

観測所名	所 在 地
千 葉 館 山 勝 浦	千葉市中央区中央港1-12-2 館山市長須賀76-1 勝浦市墨名708-1

(3) 地域気象観測所(四要素)・地域雨量観測所

観測所名	所 在 地	※	観測所名	所 在 地	※
香 取	香取市大根	四	船 橋	船橋市薬円台	四
横 芝 光	山武郡横芝光町	四	佐 倉	佐倉市角来字屋敷前	四
茂 原	茂原市早野字川中島	四	木 更 津	木更津市請西南	四
牛 久	市原市米沢	四	鴨 川	鴨川市横渚	四
我 孫 子	我孫子市新木野	四	坂 畑	君津市坂畑	四
鋸 南	安房郡鋸南町大六	雨	大 多 喜	夷隅郡大多喜町松尾	雨
			東 庄	香取郡東庄町羽計	雨

※(観測要素) 四は、降水量、風向、風速、日照時間を表す。
雨は、降水量を表す。

2 JR東日本千葉支社雨量観測箇所<資料3-2>

転倒マス型雨量計 設置駅名	転倒マス型雨量計 設置駅所在地	雨量数値表示 装置設置箇所	所在地	電話番号
新小岩駅	東京都葛飾区新小岩 1-45-1	新小岩保線 技術センター	〒124-0024 東京都葛飾区新小岩 2-1-16	03(5607)1314
市川駅	千葉県市川市市川 1-1-1			
津田沼駅	千葉県習志野市津田沼 1-1-1			
四街道駅	千葉県四街道市四街道 1-1-1	千葉保線 技術センター	〒260-0045 千葉県千葉市中央区弁天 町 2-23-2	043(284)6695
佐倉駅	千葉県佐倉市六崎 235-2			
八街駅	千葉県八街市八街ほ 237			
成東駅	千葉県山武市津辺 305	大網保線 技術センター	〒299-3242 千葉県山武郡大網白里町 金谷郷 33	0475(72)0312
大網駅	千葉県山武郡大網白里町南 玉 21-7			
飯岡駅	千葉県旭市後草 2058-1	成田保線 技術センター	〒286-0033 千葉県成田市花崎町 839	0476(22)0277
銚子駅	千葉県銚子市西芝町 1438			
小見川駅	千葉県香取市小見川 1316			
下総豊里駅	千葉県銚子市笹本町 73-4			
姉ヶ崎駅	千葉県市原市姉崎 528-2	千葉保線 技術センター	〒260-0043 千葉県千葉市中央区弁天 町 36	043(225)9271
誉田駅	千葉県千葉市緑区誉田町 2-24			
袖ヶ浦駅	千葉県袖ヶ浦市奈良輪 1198	木更津保線 技術センター	〒292-0831 千葉県木更津市富士見 1-1-1	0438(22)7412
君津駅	千葉県君津市東坂田 1-1-1			
佐貫町駅	千葉県富津市亀田 540-2			
横田駅	千葉県袖ヶ浦市横田 2177-2			
馬來田駅	千葉県木更津市真里 107			
上総亀山駅	千葉県君津市藤林 98			
浜金谷駅	千葉県富津市金谷 2209			
岩井駅	千葉県南房総市市部 146-2			

転倒マス型雨量計 設置駅名	転倒マス型雨量計 設置駅所在地	雨量数値表示 装置設置箇所	所在地	電話番号
館山駅	千葉県館山市北条 1887			
千倉駅	千葉県南房総市千倉町瀬戸 2079			
和田浦駅	千葉県南房総市和田町仁我 浦 178			
安房鴨川駅	千葉県鴨川市横渚 952			
上総一ノ宮駅	千葉県長生郡一宮町一宮 2640	大網保線 技術センター	〒299-3242 千葉県山武郡大網白里町 金谷郷 33	0475(72)0312
大原駅	千葉県いすみ市大原 8701			
勝浦駅	千葉県勝浦市墨名 254			
安房小湊駅	千葉県鴨川市内浦 403	木更津保線 技術センター	〒292-0831 千葉県木更津市富士見 1-1-1	0438(22)7412
成田駅	千葉県成田市花崎町 839	成田保線 技術センター	〒286-0033 千葉県成田市花崎町 839	0476(22)0277
小林駅	千葉県印西市小林 643-1			
湖北駅	千葉県我孫子市中里 324			
滑河駅	千葉県成田市猿山 265			
佐原駅	千葉県香取市佐原イ 74			
鹿島神宮駅	茨城県鹿島市大字宮中 2953			
市川大野駅	千葉県市川市大野町 3-1423	西船橋保線 技術センター	〒273-0025 千葉県船橋市印内町 604-3	047(434)6905

3 千葉県水防テレメータ観測所一覧表<資料3-3>

ア 雨量観測所

平成24年4月現在

番号	観測所名	位置	番号	観測所名	位置
1	県庁	千葉市中央区市場町1番1号	51	山武地域整備	東金市東新宿17-6
2	千葉地域整備	千葉市中央区出州港11-1	52	埴谷	山武市埴谷1887-1
3	六方調整池	千葉市若葉区源町地先	53	小関	山武郡九十九里町小関字下夕川2841
4	大草	千葉市若葉区大草町298地先	54	九十根	山武郡大網白里町長国260-1
5	土気高校	千葉市緑区土気町1807	55	長生地域整備	茂原市茂原1102-1
6	大和田	八千代市村上3139	56	水上	長生郡長柄町刑部字新川26-29
7	市原整備	市原市八幡海岸通1969	57	市野々	長生郡長南町市野之汲田1284-3
8	犬成	市原市犬成字山ノ神738	58	上之郷	長生郡陸沢町上之郷1654-1
9	安須橋	市原市山田473-3	59	真名	茂原市上太田字南台472-1
10	月出	市原市月出字大塚919	60	夷隅地域整備	いすみ市大原8513-1
11	妙香	市原市妙香字河田乙588-3	61	大森	勝浦市赤羽字山の神国有林12ハ林小班
12	有秋	市原市有秋台西1-3-2	62	実谷	夷隅郡御宿町実谷1540-7
13	鶴舞出張所	市原市鶴舞274	63	大多喜出張所	夷隅郡大多喜町猿稻14-1
14	高滝ダム	市原市養老468	64	松丸	いすみ市松丸2863
15	葛南地域整備	船橋市浜町2-5-1	65	久我原橋	夷隅郡大多喜町久我原1812
16	船橋東	船橋市東町896	66	布施	いすみ市下布施2187-2
17	長津川調節池	船橋市前貝塚町地先	67	安房地域整備	館山市北条402-1
18	市川	市川市大野町2-1877	68	西岬	館山市見物59-2
19	浦安	浦安市東野1-2-1	69	荒川	南房総市荒川櫛形821
20	東葛飾地域整備	松戸市竹ヶ花24	70	丸山	南房総市珠師ヶ谷1289
21	新松戸	松戸市新松戸2-415-1	71	三芳	南房総市下堀75
22	野田出張所	野田市宮崎86-1	72	白浜	南房総市白浜町白浜7835
23	柏整備	柏市柏745	73	佐久間	安房郡鋸南町上佐久間13
24	手賀沼	柏市曙橋字若鮎3	74	瀬戸川	南房総市千倉町瀬戸字鳥ノ川362-3
25	鎌ヶ谷	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	75	平久里	南房総市平久里中1350-1
26	常磐平	松戸市常盤平松葉町1-3	76	和田	南房総市和田町仁我浦243
27	印旛地域整備	佐倉市鑄木仲田町8-1	77	鴨川出張所	鴨川市広場820
28	馬渡	佐倉市馬渡1523	78	清澄	鴨川市清澄155
29	白井	白井市復1123	79	長狭	鴨川市宮山176
30	本埜	印西市笠神2587	80	代	鴨川市代字濁沢905-1
31	八街	八街市八街ま35-29	81	安房小湊	鴨川市内浦1923
32	山田台	八街市滝台1588-1	82	君津地域整備	木更津市貝渕3-13-34
33	成田整備	成田市加良部3-3-2	83	祇園	木更津市祇園字上鴨473-1、476、477 合併8
34	久住	成田市幡谷地先922-2	84	矢那	木更津市矢那字上根田1306-1
35	吾妻	成田市吾妻1-24	85	矢那川	木更津市矢那988-1
36	北羽鳥	成田市北羽鳥1975-3	86	中島	君津市中島413-1
37	多古	香取郡多古町多古居合谷3250	87	鹿野山	君津市鹿野山一本松460-1
38	富里	富里市七栄651	88	香木原	君津市香木原127-1
39	大栄	成田市前林430	89	上総出張所	君津市久留里市場473-9
40	香取地域整備	香取市佐原イ126-6	90	天羽出張所	富津市湊145-6
41	岩部	香取市岩部トヶ崎3210-2	91	佐貫	富津市鶴岡988
42	小見川出張所	香取市一の分目字根地5180	92	宇籐木	富津市豊岡大台3358-1
43	山田	香取市小見字川崎	93	成蔵橋	袖ヶ浦市永地
44	銚子整備	銚子市長塚町2-44-9	94	浜金谷	富津市金谷地先
45	海匝	旭市ニ1997-1	95	山中	富津市山中地先
46	飯岡	旭市萩園1800	96	富久橋	君津市南久保2-16-1
47	匝瑳	匝瑳市飯高1692	97	亀山	君津市豊田33
48	笹本	銚子市笹本860-2	98	片倉	君津市笹1659-4
49	海匝地域整備	匝瑳市八日市場イ1999	99	印西	印西市大森2364-2
50	横芝	横芝光町長山台1-16			

イ 水位観測所

平成24年4月現在

番号	河川名	観測所名	位置	番号	河川名	観測所名	位置
1	都川	矢作	千葉市中央区矢作 58-2	56	作田川	小関	山武郡九十九里町小関字下名川 2841
2	都川	大草	千葉市若葉区大草町 298 地先	57	作田川	成東	山武市成東字下町
3	葭川	栄町	千葉市中央区富士見 1-17-4	58	作田川	日向	山武市椎崎字遠ヶ峠 293-4
4	印旛沼	大和田(内)	八千代市村上 3139	59	木戸川	中台	山武市松尾町高富 2346-2
5	印旛沼	大和田(外)	八千代市村上 3139	60	南白亀川	九十根	山武郡大網白里町長国 260-1
6	印旛放水路	天戸	千葉市花見川区犢橋 7098	61	南白亀川	虎橋	長生郡白子町古所地先
7	印旛放水路	長作	千葉市花見川区畑町 2347	62	一宮川	早野	茂原市早野
8	印旛放水路	検見川	千葉市花見川区浪花町 799-3	63	瑞沢川	寺崎	長生郡陸沢町大字寺崎下羽相沢 833-1
9	村田川	草刈	市原市草刈字堰の下 961	64	一宮川	金田	長生郡陸沢町川島字磨流 1372-2
10	村田川	押沼橋	市原市押沼 354	65	一宮川	第2調節(内)	茂原市墨田 392
11	養老川	牛久	市原市牛久	66	一宮川	第2調節(外)	茂原市墨田 392
12	養老川	安須橋	市原市山田 473-3	67	一宮川	旭橋	茂原市下永吉 466-5
13	養老川	霞橋	市原市五井字上川原 1116-2	68	一宮川	第1調節(内)	茂原市猿袋 1285
14	養老川	妙香	市原市妙香字河田乙 588-3	69	一宮川	第1調節(外)	茂原市猿袋 1285
15	椎津川	椎津	市原市姉崎 162-2	70	一宮川	一宮川河口	長生郡一宮町新地字砂畑
16	真間川	鬼越	市川市鬼越 1-1	71	水上川	水上	長生郡長柄町刑部字新川 26-29
17	国分川	須和田橋	市川市宮久保 1-10-4	72	瑞沢川	調節池(内)	長生郡陸沢町大谷木 606
18	大柏川	北方	市川市北方町 4-1422-1	73	瑞沢川	調節池(外)	長生郡陸沢町大谷木 606
19	大柏川	浜道橋	市川市柏井町 3-110-12	74	埴生川	豊原橋	長生郡長南町地引 1107-1
20	旧江戸川	旧江戸川	市川市相之川 1-23-6 地先	75	阿久川	調節池(内)	茂原市小林 3348
21	海老川	船橋本町	船橋市市場 1-1974-8	76	阿久川	調節池(外)	茂原市小林 3348
22	長津川	長津川(内)	船橋市前貝塚町地先	77	落合川	佐室	いすみ市高谷 545
23	長津川	長津川(外)	船橋市前貝塚町地先	78	塩田川	新北橋	いすみ市大原 7706-2
24	新坂川	根本	松戸市根本 541	79	夷隅川	杉戸	勝浦市大字杉戸字深水 1243-6
25	坂川	馬橋	松戸市小金井飛地字細沼 1038-13	80	夷隅川	桑田	いすみ市岬町大字中滝梅の木 1714
26	新坂川	新松戸	松戸市新松戸 2丁目 415-1	81	夷隅川	新荻谷橋	いすみ市荻谷 723
27	坂川	古ヶ崎	松戸市古ヶ崎下合川 847-1	82	夷隅川	大多喜	夷隅郡大多喜町久保 198-6
28	横六間川	横六間	松戸市主水新田 541-10	83	夷隅川	久我原橋	夷隅郡大多喜町久我原 1812
29	坂川	柳原内水	市川市国府台 3-19	84	西畑川	西畑	夷隅郡大多喜町笛倉 38-1
30	坂川	柳原外水	〃	85	平久里川	三芳	南房総市下堀 75
31	坂川	中矢切	松戸市中矢切 218	86	佐久間川	下佐久間	安房郡鋸南町下佐久間
32	国分川分水路	和名ヶ谷水門	松戸市和名ヶ谷 1455	87	岩井川	岩井川	南房総市久枝 421-1
33	大堀川	昭和橋	柏市篠籠田 130-4	88	汐入川	菱沼橋	館山市長須賀 236-3
34	手賀沼	手賀沼	柏市曙橋字若船 3	89	丸山川	古川	南房総市岩糸 2536
35	手賀沼	北柏	柏市柏下 1番地先	90	瀬戸川	瀬戸川	南房総市千倉町瀬戸 362-3
36	大津川	中之橋	柏市大井 2-9 地先	91	加茂川	横尾	鴨川市横尾 417
37	高崎川	鍬木橋	佐倉市表町 3-17-1 地先	92	加茂川	貝渚	鴨川市貝渚 542-2
38	鹿島川	馬渡	佐倉市馬渡 1523	93	洲貝川	江見	鴨川市東江見字運田 792-2
39	長門川	安食内水	印旛郡栄町安食字外下埜 3795	94	曾呂川	代	鴨川市代字濁沢 905-1
40	北印旛沼	北印旛沼	印西市吉高字東	95	三原川	三原川	南房総市和田町小川 335-2
41	西印旛沼	西印旛沼	佐倉市白井字遠部下	96	小糸川	中島	君津市中島 413-1
42	根本名川	新妻	成田市押畑 208-8	97	小糸川	富久橋	君津市幸久 2-9
43	根本名川	吾妻橋	成田市寺台 234-13	98	小糸川	清和大橋	君津市西栗倉字湯之上 119-3
44	根本名川	関戸橋	成田市関戸 131-1	99	松川	成蔵橋	袖ヶ浦市永地地先
45	栗山川	多古大橋	多古町多古字城山下 1000-2	100	浮戸川	神納	袖ヶ浦市神納字宇田島 1529-1
46	黒部川	山田	香取市小見字川崎	101	小櫃川	雨城橋	君津市久留里大和田字前畑 65-10
47	小野川	牧野	香取市牧野字椎木 2026	102	小櫃川	中根橋	木更津市高柳 6332
48	大須賀川	谷中	香取市谷中字梅川 19-1	103	小櫃川	富川橋	袖ヶ浦市阿部字前畑 100-6
49	黒部川	新開橋	香取市小見川 4866-109 地先	104	染川	佐貫	富津市鶴岡 988
50	尾羽根川	尾羽根川	成田市四ッ谷 1033-3	105	湊川	上後	富津市東大和田字花輪田 48-1
51	高田川	高田川	銚子市芦崎町 928 地先	106	湊川	丹後橋	富津市花輪 1-3
52	栗山川	芝崎	山武郡横芝光町横芝 1028-1	107	矢那川	木更津	木更津市請西 2-8
53	新川	新川	旭市大字仁玉字新川山谷 1450	108	矢那川	極楽橋	木更津市大字矢那上名主ヶ谷
54	小中川	駒込	大網白里町駒込字南沼 281-8				
55	真亀川	不動堂	九十九里町不動堂字新地前 188-2				

ウ ダムテレメータ (雨量)

平成24年4月現在

番号	観測所名	位 置	備 考
1	矢那川ダム	木更津市矢那 988-1	
2	台木	木更津市根本一千場 949-1	
※3	亀山	君津市豊田 33	水位局併設
4	祇園	木更津市祇園字上鴨 473-1、476、477 合併 8	
5	湯ヶ滝	君津市黄和田畑字外出ノ代 1369-7	
6	清水	君津市笹字本揃 1923-2・3	
※7	片倉ダム	君津市笹 1659-4	水位局併設
8	田代	君津市笠字田代 2027-4	
※9	高滝ダム	市原市養老 468	水位局併設
10	檜川橋	大多喜町粟又字下桧川 211-3	水位局併設
11	国本	市原市国本字桜の谷 602	
※12	妙香	市原市妙香字河田乙 588-3	水位局併設

エ ダムテレメータ (水位)

番号	河川名	観測所名	位 置	備 考
※1	小櫃川	亀山ダム	君津市豊田 33	雨量局併設
2	小櫃川	今間新橋	木更津市下郡字今間前 1560-6	
3	小櫃川	片倉	君津市笹字真崎 1456-4	
4	小櫃川	蔵玉	君津市蔵玉字長沢 81-2	
※5	笹川	片倉ダム	君津市笹 1659-4	雨量局併設
6	笹川	鍋石	君津市笹字山見堂 1979-1	
※7	養老川	高滝ダム	市原市養老 468	雨量局併設
※8	養老川	妙香	市原市妙香字河田乙 588-3	雨量局併設
9	養老川	西広	市原市西広字中川原 1215-4	
10	養老川	古敷谷	市原市古敷谷字大ノ代 1818-6	
11	養老川	持田崎	市原市田淵字川端 2148-1	
12	養老川	檜川橋	大多喜町粟又字下桧川 211-3	
13	矢那川	極楽橋	木更津市大字矢那上名主ヶ谷	
※14	矢那川	矢那川ダム	木更津市矢那 988-1	雨量局併設
15	矢那川	矢那川ダム 放水路	木更津市字矢那下沢田	

※ 水防テレメータと兼用

4 海象観測所一覧表<資料3-4>

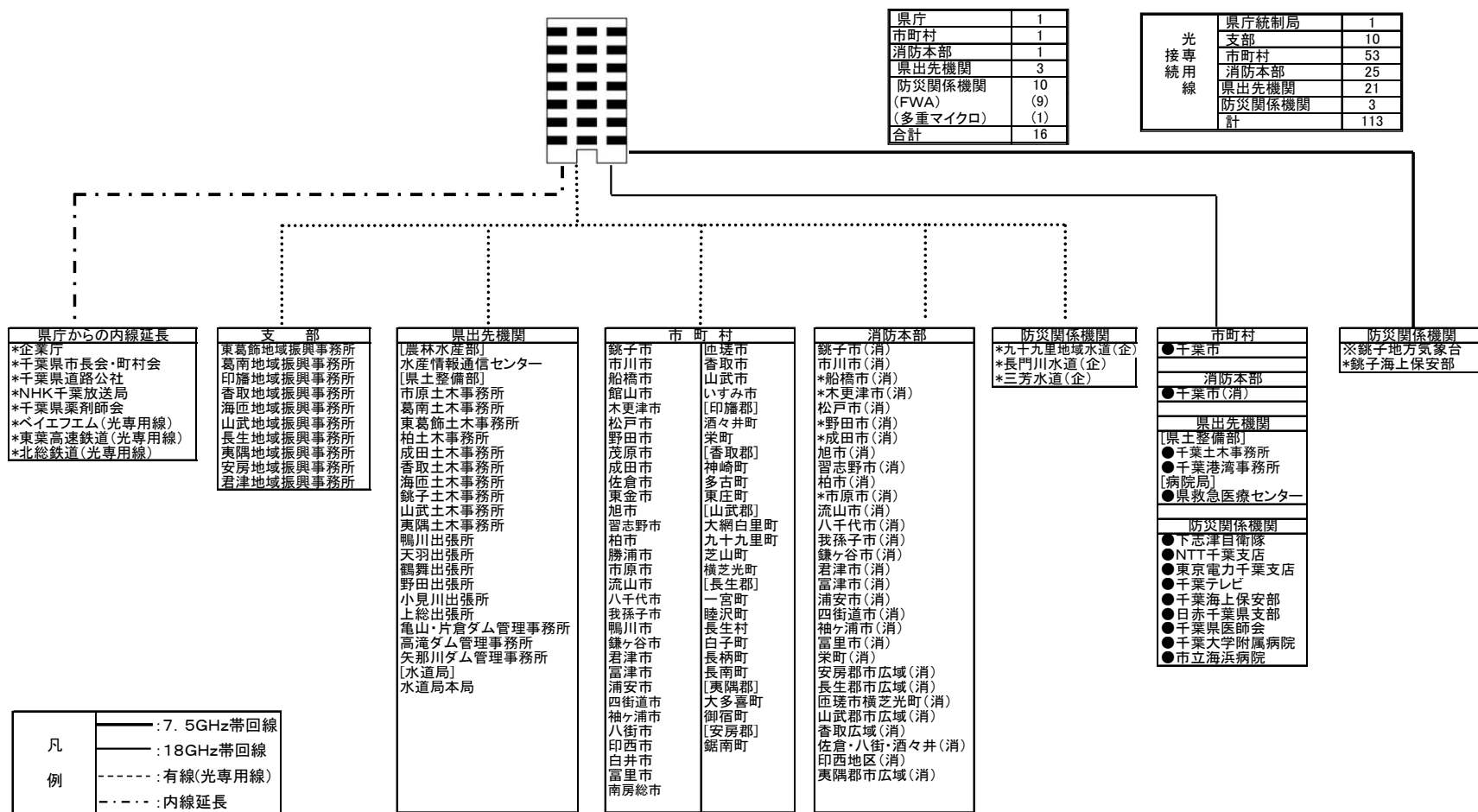
平成24年4月現在

観測所名	所在地	管理者	観測項目					電話番号	
			風向・風速	潮流	潮位	波高	雨量		気圧
堀江	浦安市堀江	国土交通省 江戸川河川事務所			水研62型				04(7125)7318 内372
妙典	市川市妙典	〃			デジタル水位計				〃
船橋	船橋市浜町2-5-1	千葉県葛南港湾事務所	風車型風向・風速計		超音波式			アネロイド式	047(433)1895
千葉港観測塔	N-35° 36' 28" E-140° 01' 35"	千葉県千葉港湾事務所	コーシンベン 風向・風速計		フース型	電波式波高計			043(246)6201
千葉特別地域観測所	千葉市中央区中央港1-12-2	気象庁	風車型風向・風速計				転倒ます型雨量計	電気式気圧計	
千葉港	千葉市中央区中央港1-6-1	千葉県千葉港湾事務所			パネル型隔離 自記水位計				043(246)6201
出光興産	市原市姉崎海岸2-1	出光興産			エアパージ式				0436(61)1211
京葉シーバース	N-35° 30' 30" E-139° 56' 25"	京葉シーバース	風車型電気式	電気流向・ 流速計		目測		自記式	0438(62)1211
陸上自衛隊 管制気象隊気象班	木更津市吾妻	自衛隊	風車型風向・風速計 飛行場観測装置 GML-111				転倒ます型雨量計	電気式気圧計	0438(23)3411 内374 内375
木更津(内港監視所)	木更津市富士見3-4	千葉県木更津港湾事務所	風車型風向・風速計		超音波式		転倒ます型雨量計	振動式気圧計	0438(25)5141
新日本製鉄君津	君津市人見1054-2	新日本製鉄	三杯型ロビンソン 風向・風速計		フース型				0439(52)4111 内2511
第2海保	東京湾第2海保	国土交通省 関東地方整備局	コーシンベン 風向・風速計			USW-132B型			0468(25)3720
浜金谷 (浜金谷港連絡所)	富津市金谷4313-1	千葉県木更津港湾事務所	風車型風向・風速計		超音波式		転倒ます型雨量計		0439(69)8515
館山特別地域観測所	館山市長須賀76-1 〃 布良字小知谷下1287-4(潮位)	気象庁	風車型風向・風速計		電波式		転倒ます型雨量計	電気式気圧計	
海上自衛隊 館山航空基地	館山市宮城無番地	自衛隊	2分間平均 風向風速計				転倒ます型雨量計	アネロイド式 電気式	0470(22)3191 内213
館山港	館山市沼1686-17	千葉県安房土木事務所			水圧式				0470(22)4341
鴨川港	鴨川市磯村	千葉県安房土木事務所			電波式				0470(22)4341
片貝	九十九里町小関	千葉県山武土木事務所			超音波式				0475(54)1135
勝浦特別地域観測所	勝浦市墨名708-1	気象庁	風車型風向・風速計				転倒ます型雨量計	電気式気圧計	
銚子地方気象台	銚子市川口町2-6431 銚子漁港(潮位)	気象庁	風車型風向・風速計		遠隔自記 検潮装置		転倒ます型雨量計	電気式気圧計	0479(22)0074
銚子漁港事務所	銚子市川口町2-6528-3	千葉県銚子漁港事務所	風車型風向・風速計		フース型	TU-100X	転倒ます型雨量計	アネロイド式	0479(22)6503
海上自衛隊 下総航空基地	柏市藤ヶ谷1614-1	自衛隊	2分間平均 風向風速計				転倒ます型雨量計	アネロイド式	04(7191)2321 内2420
飯岡	旭市	千葉県銚子漁港事務所	中域製						0479(22)6503
乙浜	南房総市	千葉県南部漁港事務所	風車型風向・風速計			USW-1000			0470(23)4751
鴨川	鴨川市前原	千葉県南部漁港事務所	風車型風向・風速計			USW-1000			0470(23)4751

【通信】

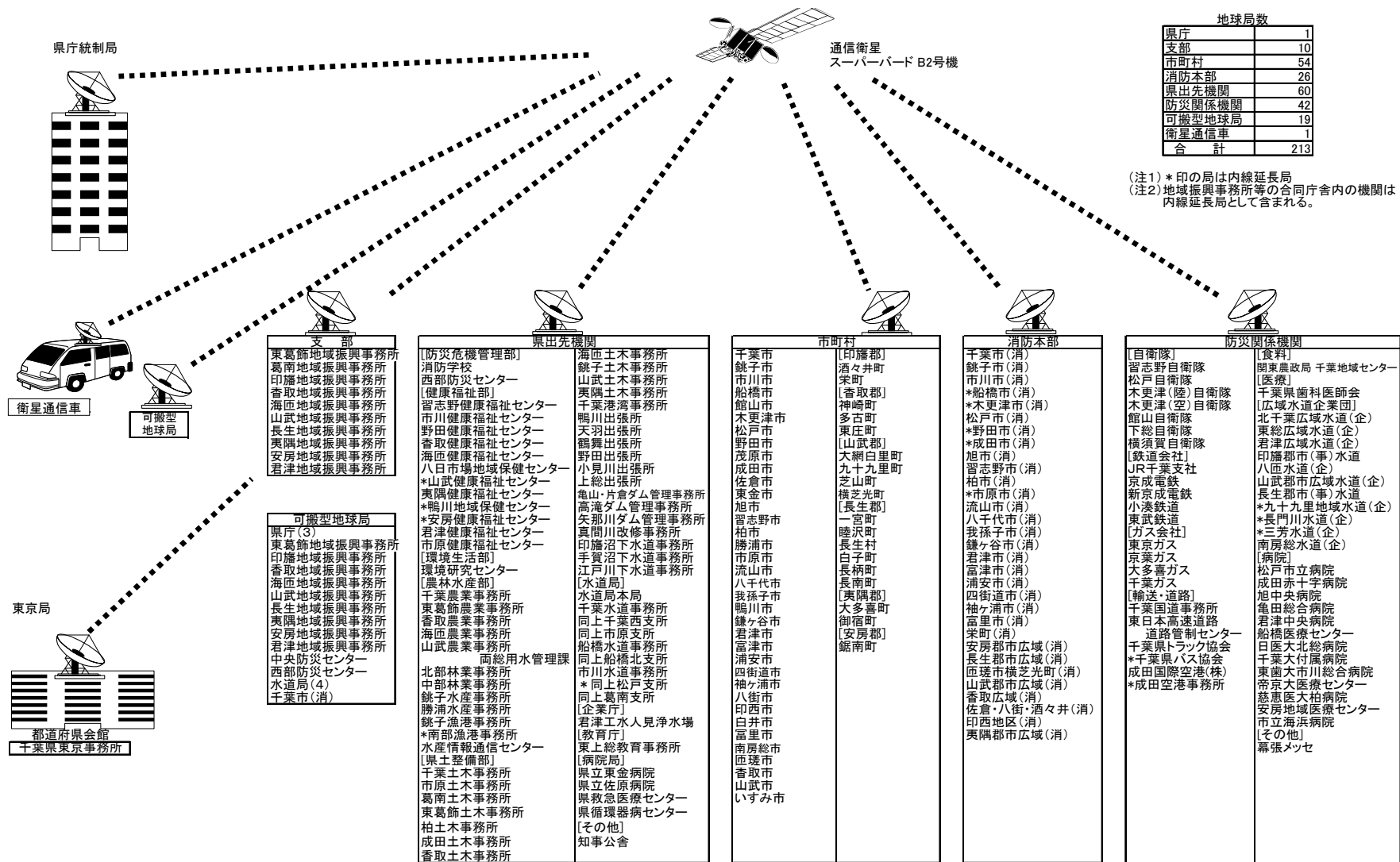
1 千葉県防災行政無線通信施設<資料3-5>

(1) 防災行政無線地上系回線構成図(平成24年4月現在)



(注1) ●印の局は地上系無線局(FWA)
(注2) ※印の局は地上系無線(多重マイクロ局)
(注3) *印の局は内線延長局
(注4) 地域振興事務所及び土木事務所等の合同庁舎内の機関は内線延長局として含まれる。

(2) 防災行政無線衛星系回線構成図 (平成 24 年 4 月現在)



県庁	1
支部	10
市町村	54
消防本部	26
県出先機関	60
防災関係機関	42
可搬型地球局	19
衛星通信車	1
合計	213

(注1) *印の局は内線延長局
 (注2) 地域振興事務所等の合同庁舎内の機関は内線延長局として含まれる。

東葛飾地域振興事務所
葛南地域振興事務所
印旛地域振興事務所
香取地域振興事務所
海匝地域振興事務所
山武地域振興事務所
長生地域振興事務所
夷隅地域振興事務所
安房地域振興事務所
君津地域振興事務所

県庁(3)
東葛飾地域振興事務所
印旛地域振興事務所
香取地域振興事務所
海匝地域振興事務所
山武地域振興事務所
長生地域振興事務所
夷隅地域振興事務所
安房地域振興事務所
君津地域振興事務所
中央防災センター
西部防災センター
水道局(4)
千葉市(消)

[防災危機管理部]
消防学校
西部防災センター
[健康福祉部]
皆志野健康福祉センター
市川健康福祉センター
野田健康福祉センター
香取健康福祉センター
海匝健康福祉センター
八日市場地域保健センター
*山武健康福祉センター
夷隅健康福祉センター
*鴨川地域保健センター
*安房健康福祉センター
君津健康福祉センター
市原健康福祉センター
[環境生活部]
環境研究センター
[農林水産部]
千葉農業事務所
東葛飾農業事務所
香取農業事務所
海匝農業事務所
山武農業事務所
両総用水管理課
北部林業事務所
中部林業事務所
銚子水産事務所
勝浦水産事務所
銚子漁港事務所
*南部漁港事務所
水産情報通信センター
[県土整備部]
千葉土木事務所
市原土木事務所
葛南土木事務所
東葛飾土木事務所
柏土木事務所
成田土木事務所
香取土木事務所

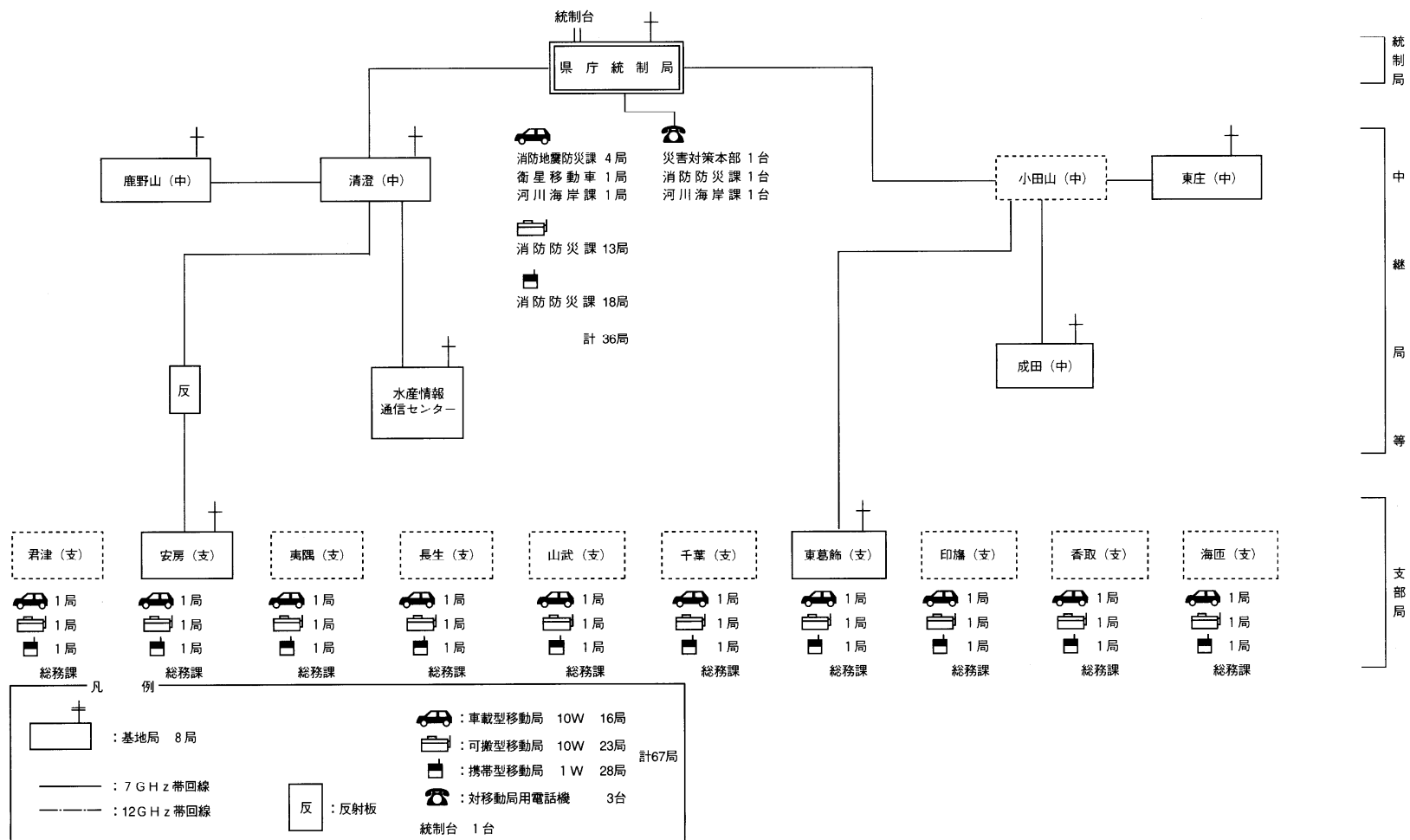
海匝土木事務所
銚子土木事務所
山武土木事務所
夷隅土木事務所
千葉港湾事務所
鴨川出張所
大羽出張所
鶴舞出張所
野田出張所
小見川出張所
上総出張所
亀山・片倉ダム管理事務所
高滝ダム管理事務所
矢那川ダム管理事務所
真間川改修事務所
印旛沼下水道事務所
手賀沼下水道事務所
江戸川下水道事務所
[水道局]
水道局本局
千葉水道事務所
同上千葉西支所
同上市原支所
船橋水道事務所
同上船橋北支所
市川水道事務所
*同上松戸支所
*同上葛南支所
[企業庁]
君津工水人見浄水場
[教育庁]
東上総教育事務所
[病院局]
県立東金病院
県立佐原病院
県救急医療センター
県循環器病センター
[その他]
知事公舎

千葉市
銚子市
市川市
船橋市
館山市
木更津市
松戸市
野田市
茂原市
成田市
佐倉市
東金市
旭市
習志野市
柏市
勝浦市
市原市
流山市
八千代市
我孫子市
鎌ヶ谷市
君津市
富津市
浦安市
四街道市
袖ヶ浦市
八街市
印西市
白井市
富里市
南房総市
匝瑳市
香取市
山武市
いすみ市

[印旛郡]
酒々井町
栄町
[香取郡]
神崎町
多古町
東庄町
[山武郡]
大網白里町
九十九里町
山之町
横芝光町
[長生郡]
一宮町
睦沢町
長生村
白子町
長南町
[夷隅郡]
多喜町
御宿町
[安房郡]
鋸南町
千葉市(消)
銚子市(消)
市川市(消)
*船橋市(消)
*木更津市(消)
松戸市(消)
*野田市(消)
*成田市(消)
旭市(消)
習志野市(消)
柏市(消)
*市原市(消)
流山市(消)
八千代市(消)
我孫子市(消)
鎌ヶ谷市(消)
君津市(消)
富津市(消)
浦安市(消)
千葉市(消)
四街道市(消)
袖ヶ浦市(消)
富里市(消)
栄町(消)
安房郡市広域(消)
長生郡市広域(消)
匝瑳市横芝光町(消)
山武郡市広域(消)
香取広域(消)
佐倉・八街・酒々井(消)
夷隅郡市広域(消)

[食料]
関東農政局 千葉地域センター
[医療]
千葉県歯科医師会
[広域水道企業団]
北千葉広域水道(企)
東総広域水道(企)
君津広域水道(企)
印旛郡市(事)水道
八咫水道(企)
山武郡市広域水道(企)
長生郡市(事)水道
*九十九里地域水道(企)
*長門川水道(企)
*三芳水道(企)
南房総水道(企)
[病院]
松戸市立病院
成田赤十字病院
旭中央病院
亀田総合病院
君津中央病院
富里市(消)
船橋医療センター
日医大北総病院
千葉大付属病院
東葉大市川総合病院
帝京大医療センター
慈恵医大柏病院
安房地域医療センター
市立海浜病院
[その他]
幕張メッセ

(3) 防災行政無線全県移動系構成図 (単信方式) 150MHz帯 (平成24年4月現在)



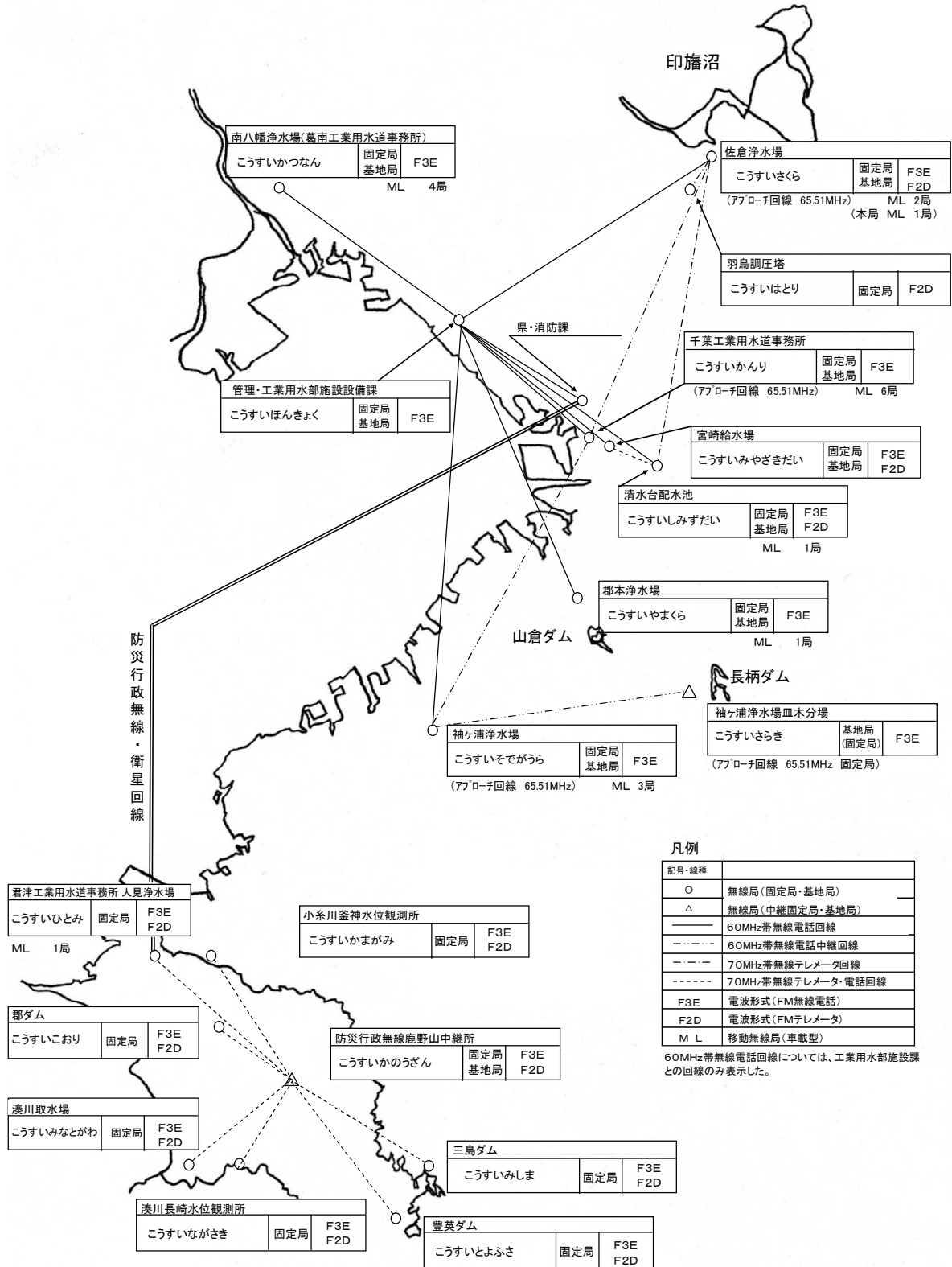
2 千葉県の無線通信施設（防災行政無線を除く）〈資料3-6〉

(1) 水道局無線通信網図



(2) 企業庁管理・工業用水部無線通信網図

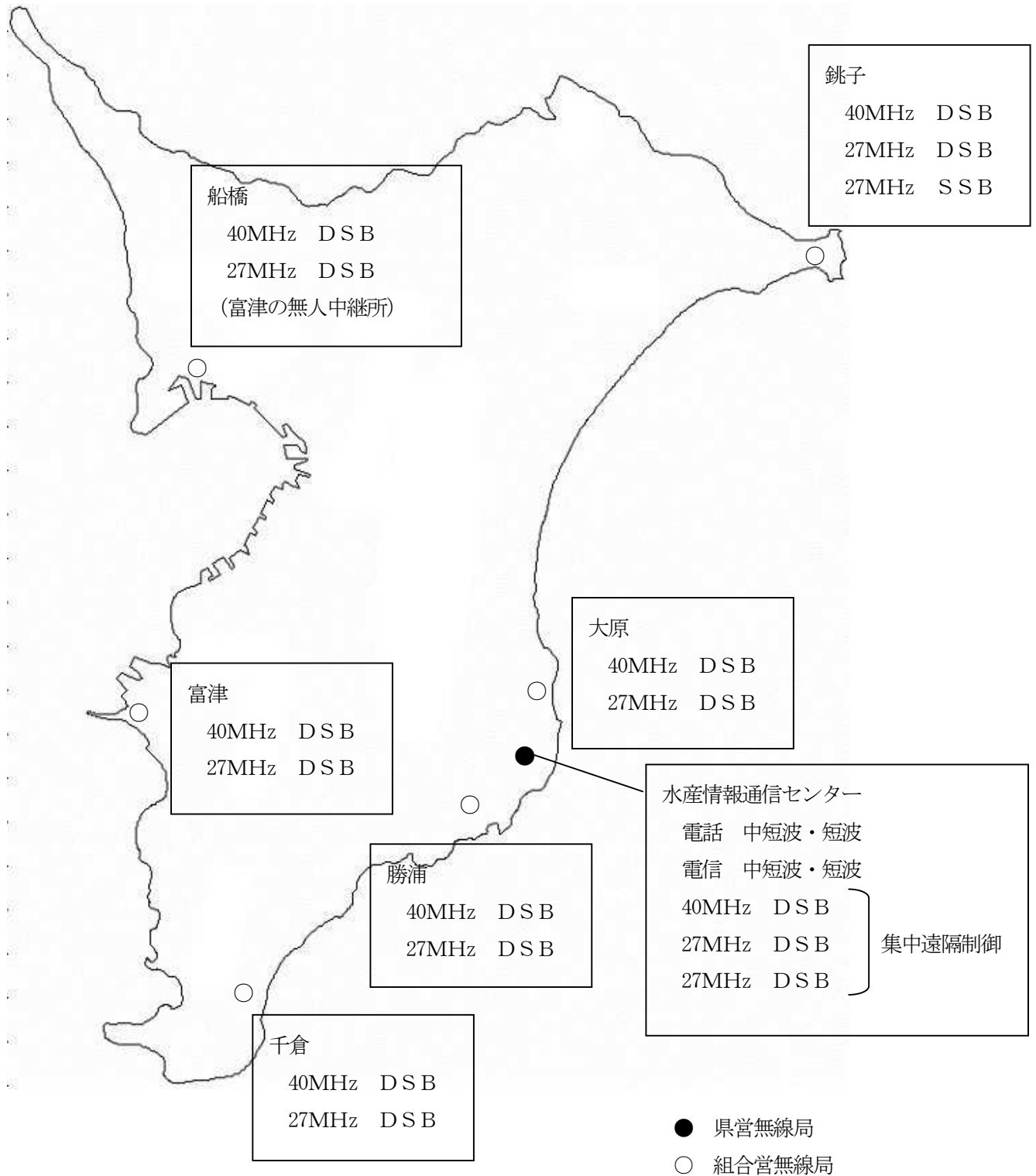
千葉県工業用水道無線回線系統図



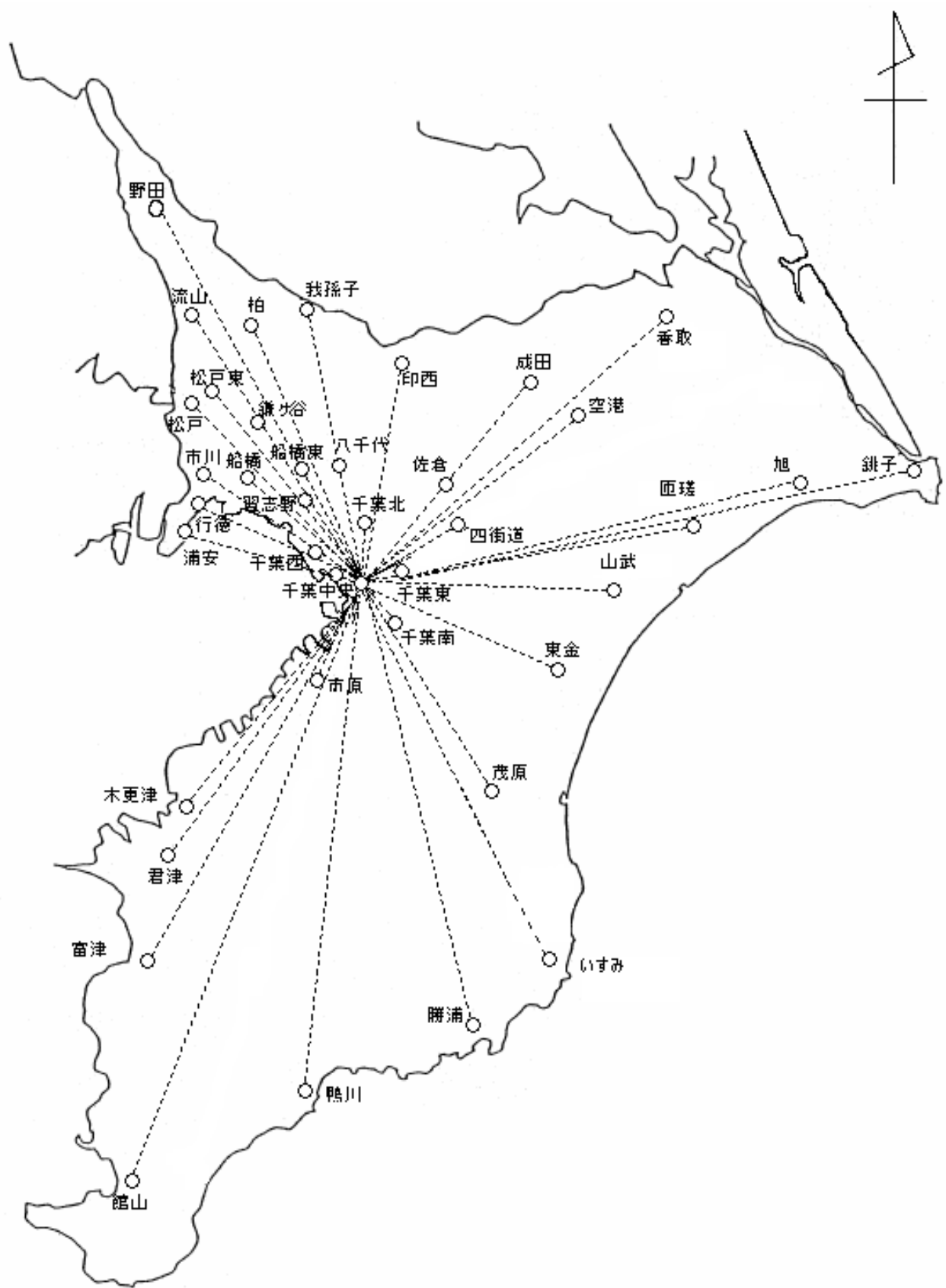
無線局設置場所一覧表

無線局名	設置場所	所在地	電話番号
(千葉県水道局)			
ちばけんすい	浄水課	千葉市花見川区幕張町 5-417-24	043(211)8685
けんすい きゅうすい	給水課	千葉市花見川区幕張町 5-417-24	043(211)8721
けんすい のぎく	ちば野菊の里浄水場	松戸市栗山 478-1	047(394)8300
けんすい くりやま	栗山浄水場	松戸市栗山 198	047(363)4195
けんすい ふなきゅう	船橋給水場	船橋市行田町 345	047(438)9102
けんすい かしわい	柏井浄水場	千葉市花見川区柏井町 430	043(259)5531
けんすい ほくそう	北総浄水場	印西市竜腹寺 296	0476(97)1271
けんすい なりた	成田給水場	成田市吾妻 1-22-4	0476(26)0214
けんすい ふくます	福増浄水場	市原市福増 47	0436(75)4116
けんすい ほんだ	誉田給水場	千葉市緑区おゆみ野 6-33-1	043(291)0018
けんすい きたふな	北船橋給水場	船橋市大穴北 7-8-1	047(457)4080
けんすい まつどきゅうすい	松戸給水場	松戸市紙敷 2-1-1	047(384)4580
けんすい すいしつ	水質センター	千葉市美浜区若葉 3-1-7	043(296)8100
けんすい ちばこうむ	千葉水道事務所 工務課	千葉市中央区南町 1-4-7	043(263)5383
けんすい ふなばしこうむ	船橋水道事務所 工務課	船橋市高瀬町 62-12	047(433)2511
けんすい いちかわこうむ	市川水道事務所 工務課	市川市南八幡 1-10-15	047(378)1515
(千葉県企業庁管理・工業用水部)			
こうすい ほんきょく	千葉県企業庁	千葉市美浜区中瀬 1-3	043(296)9219
こうすい かんり	千葉工業用水道事務所	千葉市中央区末広 3-4-16	043(264)7321
こうすい かつなん	葛南工業用水道事務所	市川市南八幡 2-23-1	047(478)4477
こうすい さくら	佐倉浄水場	佐倉市角来 2222	043(485)4115
こうすい しみずだい	清水台配水池	千葉市中央区赤井町清水台 774-20	043(263)0010
こうすい みやざき	宮崎給水場	千葉市中央区宮崎町 625-1	043(263)4219
こうすい やまくら	郡本浄水場	市原市北国分寺台 3-5-1	0436(41)3713
こうすい かのうざん	鹿野山無線中継所	君津市鹿野山大字一本松 461-1	
こうすい ひとみ	人見浄水場	君津市人見 5-7-31	0439(87)4851
こうすい こおり	郡ダム管理所	君津市郡 878	0439(52)2080
こうすい とよふさ	豊英ダム管理所	君津市豊英 196	0439(38)2518
こうすい みしま	三島ダム管理所	君津市正木 152	0439(38)2515
こうすい みなとがわ	湊川取水場	富津市数馬 7	0439(67)1131
こうすい そでがうら	袖ヶ浦浄水場	袖ヶ浦市代宿 553-2	0438(63)2272
こうすい さらき	袖ヶ浦浄水場皿木分場	長生郡長柄町皿木 176	0475(35)4902

(3) 千葉県漁業用海岸局配置図



3 警察通信施設<資料3-7>
警察無線通信系統図



4 国土交通省関係通信施設<資料3-8>

国土交通省関東地方整備局（含む独立行政法人水資源機構）関係回線系統図

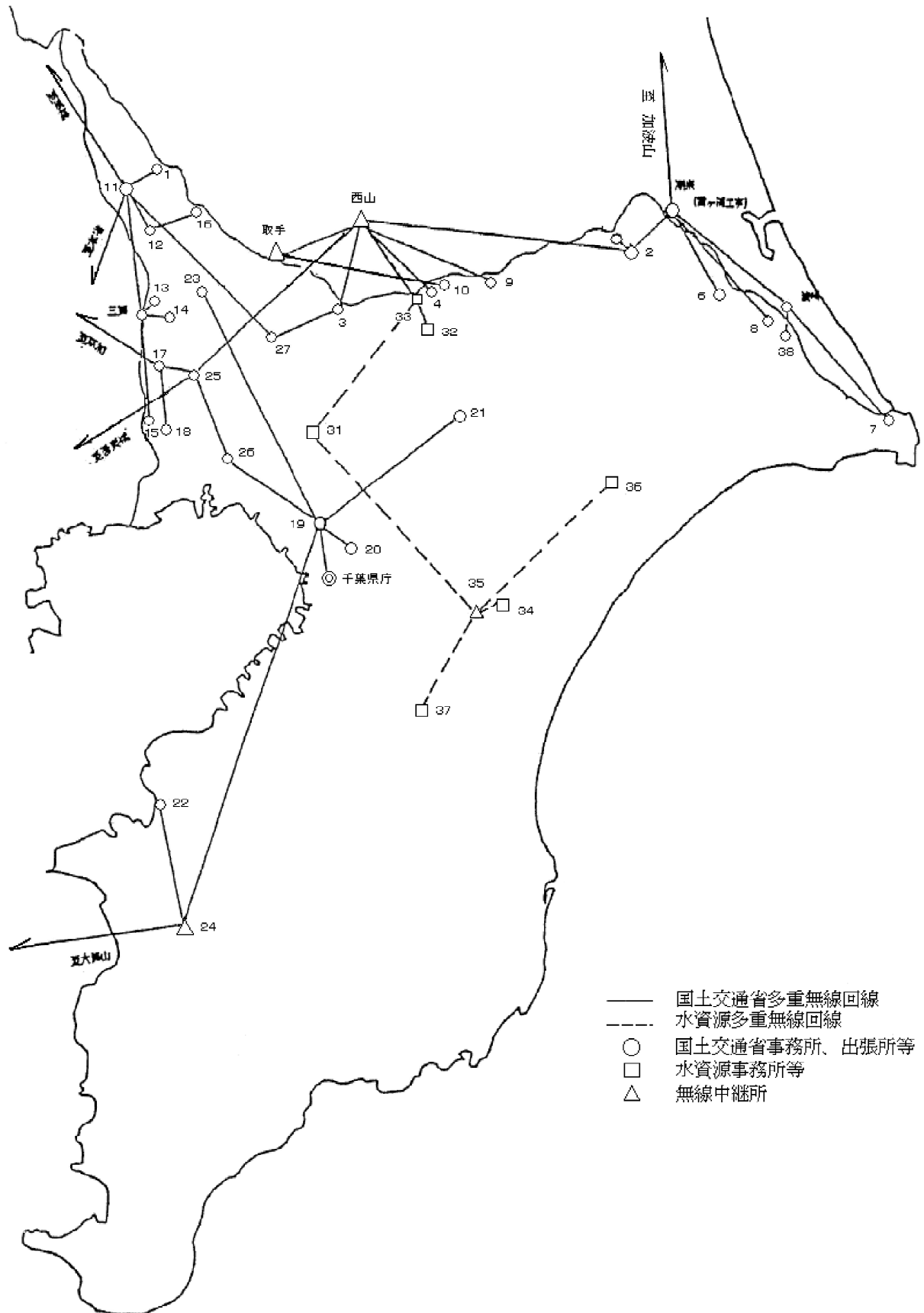
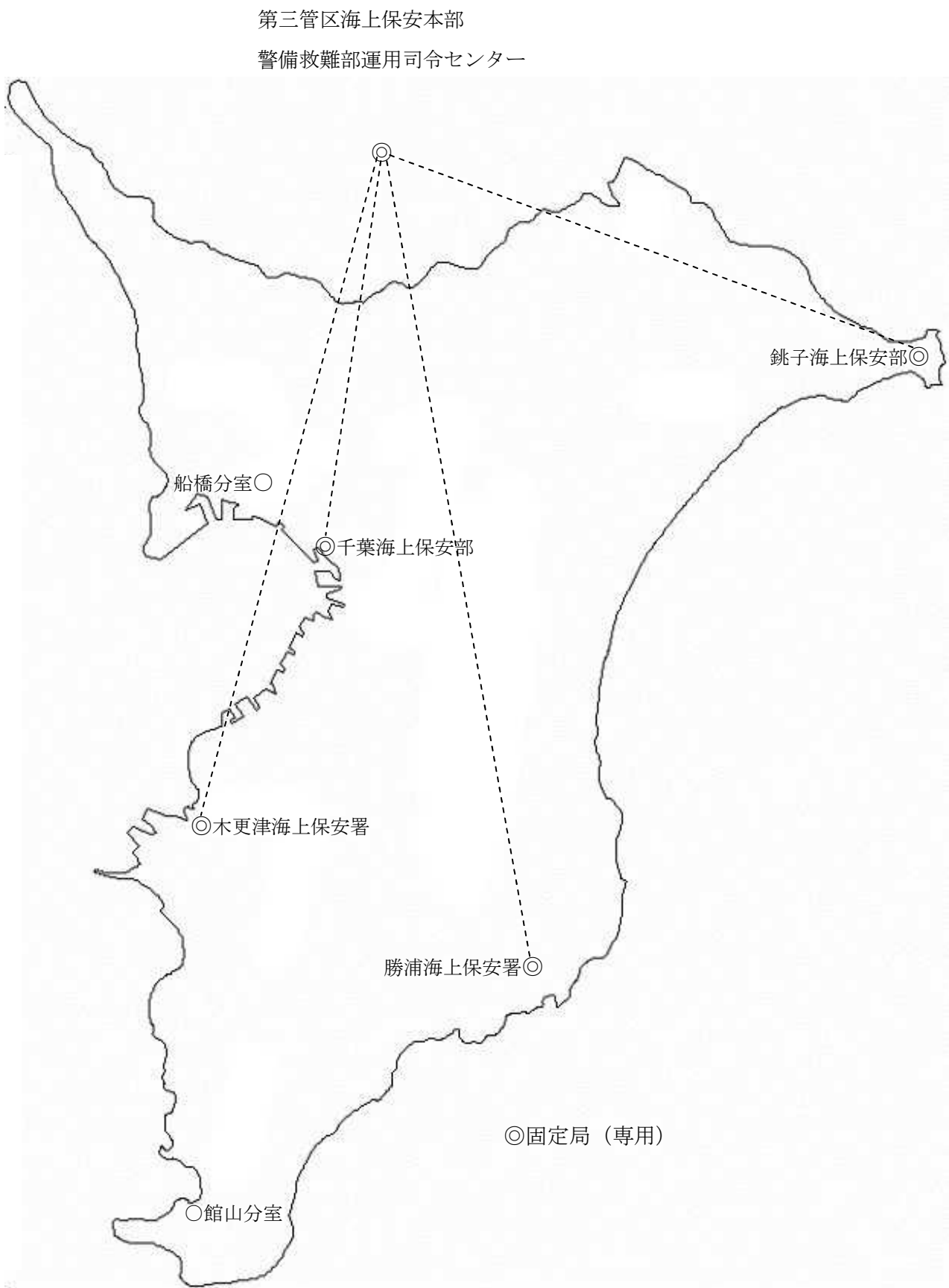


表1. 国土交通省（旧建設省）関東地方整備局（含む独立行政法人水資源機構）関係無線局

無線局名	照会 番号	設置施設名	所在地	電話番号名
		(国土交通省)		
目吹	1	利根川上流河川事務所 目吹出張所	野田市目吹字ニツ塚 1482	04(7122)3014
佐原	2	利根川下流河川事務所	香取市佐原イ 4149	0478(52)6361
布佐	3	北千葉導水路管理支所 (北千葉第一機場)	印西市発作 1207	04(7189)3211
栄	4	安食出張所	印旛郡栄町須賀 856	0476(95)0042
粉名口	5	佐原出張所	香取市佐原口 2097-8	0478(52)3795
小見川	6	小見川出張所	香取市小見川 4884-8	0478(82)2629
銚子	7	銚子出張所	銚子市新生町 1-9-13	0479(22)1250
黒部川	8	黒部川排水機場	香取郡東庄町新宿	
尾羽根川	9	尾羽根川排水機場	成田市滑川	
十日川	10	十日川排水機場	成田市大字安西字五畝 858	
北柏	27	北千葉第二機場	柏市戸張新田四反町 26	
野田	11	江戸川河川事務所	野田市宮崎 134	04(7125)7311
運河	12	運河出張所	流山市西深井 836	04(7152)0102
松戸	13	松戸出張所	松戸市主水新田 102	04(343)3722
市川	15	根本排水機場	市川市市川 4-8-10	
船戸	16	野田導水機側操作所	柏市船戸	
首都	17	首都国道事務所	松戸市竹ヶ花 86	047(362)4111
市川国道	18	市川国道出張所	市川市高谷 2-9-25	047(328)5304
千葉	19	千葉国道事務所	千葉市稲毛区天台 5-27-1	043(287)0311
都	20	千葉出張所	千葉市中央区都町 252-11	043(233)0456
酒々井	21	酒々井出張所	印旛郡酒々井町上岩橋 1155	043(496)5171
木更津	22	木更津出張所	木更津市潮見 3-17	0438(22)4543
柏	23	柏維持修繕出張所	柏市吉野沢 3-9	04(7143)4230
鹿野山	24	鹿野山無線中継所	君津市鹿野山一本松 461	
常磐平	25	関東技術事務所	松戸市五香西 6-12-1	047(389)5121
船橋	26	防災技術課	船橋市東船橋 5-2-1	047(422)2101
		(独立行政法人水資源機構)		
大和田	31	千葉用水総合管理所	八千代市村上 3139	0474(83)0722
酒直	32	酒直機場	印旛郡栄町酒直 1737	
安食	33	印旛機場	印旛郡栄町安食字外下埜 3795	
大網	34	房総導水路建設所	山武郡大網白里町大字池田 455	0475(72)4121
小中	35	小中無線中継所	山武郡大網白里町大字小中字中台 19494	
横芝	36	横芝機場	山武郡横芝光町大字於幾字川口他 1656	
長柄	37	長柄浄水場	市原市古都辺字新山 587	
東庄	38	利根川河口堰管理所	香取郡東庄町新宿 2276	0478(86)0477

5 海上保安部通信施設<資料3-9>

(1) 海上保安部災害通信系統図



(2) 海上保安庁無線局所在地

機 関 名	担当防災課	所 在 地	電話番号	郵便番号
千葉海上保安部	警備救難課	千葉市中央区中央港1-12-2 千葉港湾合同庁舎	043-242-7238	260-0024
銚子海上保安部	警備救難課	銚子市川口町2-6431	0479-22-1359	288-0001

第三管区海上保安本部	警備救難部 運用司令室	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-211-0773	231-8818
木更津海上保安署		木更津市新港8-2	0438-30-0118	292-0836
袖ヶ浦分室		袖ヶ浦市中袖30	0438-64-3118	299-0267
船橋分室		船橋市潮見町32-5	047-432-4118	273-0016
勝浦海上保安署		勝浦市浜勝浦499	0470-73-4999	299-5233

※千葉海上保安部及び銚子海上保安部は、常時、当直者等により24時間聴取。

木更津海上保安署、袖ヶ浦分室及び勝浦海上保安署は、土、日、休日及び勤務時間外は閉局となる。

6 日本赤十字社通信施設<資料3-10>

(1) 日本赤十字社無線局配置図



(2) 無線局設置場所一覧

無線局名	設置場所	所在地	電話番号
(日本赤十字社)			
にっせきちば	日赤千葉県支部	千葉市中央区千葉港5-7	043-241-7531
にっせきなりた	成田赤十字病院	成田市飯田町90-1	0476-22-2311
にっせきふなばし	千葉県赤十字 血液センター	船橋市豊富町690	047-457-0711

(3) 日赤無線（超短波）電話装置設置状況

[157MHz]

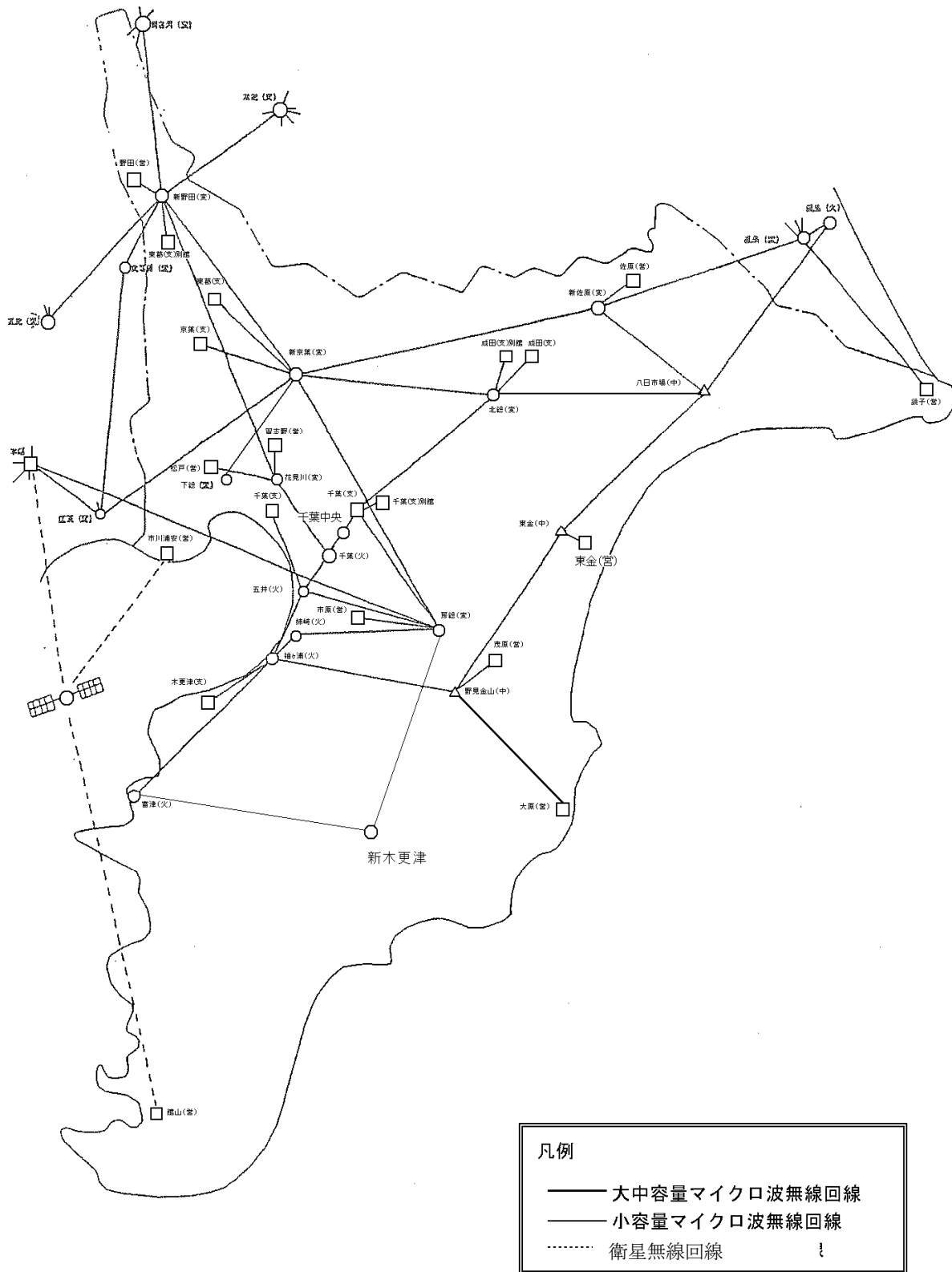
設置局	設置場所	出力	呼出名称	局数
基地局	日本赤十字社千葉県支部事務局	30W	につせきちば	1
〃	成田赤十字病院医療社会事業部	25W	につせきなりた	1
〃	千葉県赤十字血液センター事務局	〃	につせきふなばし	1
陸上移動局・車載	成田赤十字病院救急車	〃	につせきちば1～3	3
〃	日本赤十字社千葉県支部救援指揮車	〃	につせきちば4～5	2
〃	日本赤十字社千葉県支部救援車	〃	につせきちば11～12	2
〃	日本赤十字社千葉県支部救援車	〃	につせきちば21～23	3
〃	日本赤十字社千葉県支部救援車	〃	につせきちば31～33	3
〃	千葉県赤十字血液センター血液搬送車	〃	につせきちば50～51	2
〃	成田赤十字病院医療社会事業部救援車	〃	につせきなりた1～2	2
〃	千葉県赤十字血液センター採血車	〃	につせきふなばし1～4	4
〃	千葉県赤十字血液センター搬送車	〃	につせきふなばし5～10	6
〃	千葉県赤十字血液センター広報車	〃	につせきふなばし11～12	2
陸上移動局・携帯局	日本赤十字社千葉県支部事務局	10W	につせきちば206～207	2
〃	日本赤十字社千葉県支部事務局	5W	につせきちば101～119	19
〃	成田赤十字病院医療社会事業部	5W	につせきなりた101～110	10
〃	成田赤十字病院医療社会事業部	5W	でいーまっとなりた1～6	6
〃	日本赤十字社千葉県支部事務局	25W	につせきちば95	1

[400MHz]

設置局	設置場所	出力	呼出名称	局数
基地局	日本赤十字社千葉県支部事務局	10W	せきじゅうじちば	1
陸上移動局・車載	成田赤十字病院救急車	〃	せきじゅうじちば1～3	3
〃	日本赤十字社千葉県支部救援車	〃	せきじゅうじちば4～5, 7～8	4
陸上移動局・携帯	日本赤十字社千葉県支部事務局	1W	せきじゅうじちば 101～114	14

7 東京電力(株) 通信施設<資料3-11>

(1) マイクロ波無線構成図



(2) 無線局名称、所在地一覧表

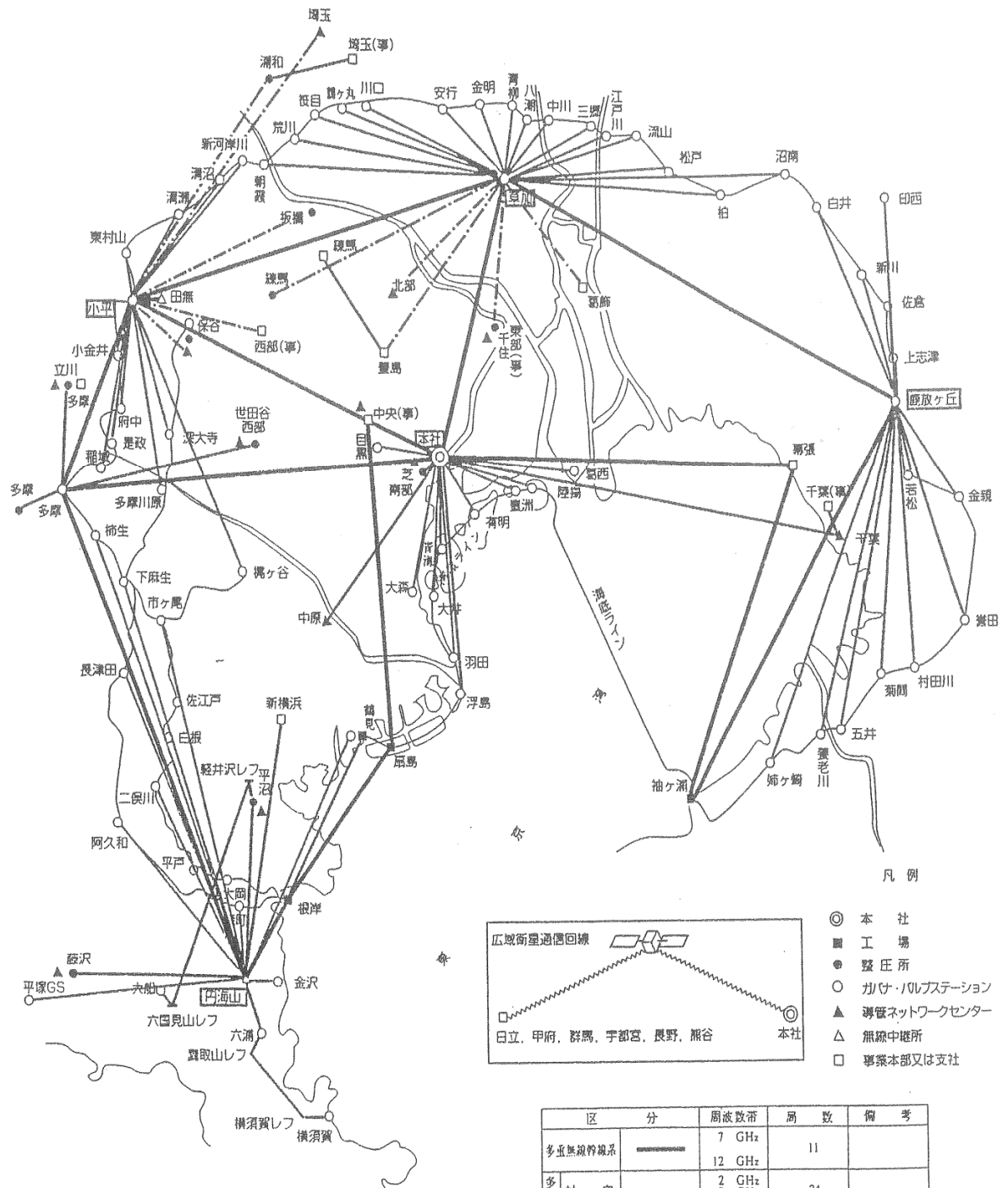
無線局名	所在地	事業所名
東電 千葉支店	千葉市中央区富士見2-9-5	千葉支店
〃 千葉火力	〃 中央区蘇我2-1377	千葉火力発電所
〃 五井火力	市原市五井海岸1	五井 〃
〃 姉崎火力	〃 姉崎海岸3	姉崎 〃
〃 袖ヶ浦火力	袖ヶ浦市中袖2-1	袖ヶ浦 〃
〃 富津火力	富津市新富25	富津 〃
〃 房総	市原市荻作71	房総変電所
〃 新京葉	船橋市小室町1024	新京葉 〃
〃 新野田	野田市西三ヶ尾281	新野田 〃
〃 花見川	千葉市花見川区畑町2052	花見川 〃
〃 新佐原	香取市片野字大林167-8	新佐原 〃
〃 北総	印旛郡酒々井町馬橋404-1	北総 〃
〃 千葉中央	千葉市中央区蘇我町2-1369-1	千葉中央 〃
〃 新木更津	木更津市下郡字羽黒2394-1	新木更津変電所
〃 東金	東金市東金馬場1741-1	東金無線中継所
〃 野見金山	市原市平蔵字野見金向大滝3408	野見金山 〃
〃 八日市場	匝瑳市八日市場イ-1217	八日市場 〃
〃 千葉支社	千葉市美浜区幸町1-21-19	千葉支社
〃 京葉支社	船橋市湊町2-2-16	京葉支社
〃 松戸	松戸市小金原1-19-2	松戸別館
〃 東葛支社	柏市新柏1-13-2	東葛支社
〃 野田	野田市宮崎81-1	野田別館
〃 成田支社	成田市花崎町822-1	成田支社
〃 佐原	香取市佐原イ-458-1	佐原センター
〃 銚子	銚子市中央町8-20	銚子 〃
〃 東金営業センター	東金市東上宿2-21-1	東金 〃
〃 茂原	茂原市八千代2-3-1	茂原 〃
〃 大原	いすみ市大原7400-18	大原 〃
〃 木更津支社	木更津市貝渕3-13-40	木更津支社
〃 市原	市原市五井東2-15-10	市原別館
〃 千葉支社別館	千葉市若葉区桜木町446	千葉支社別館
〃 下総	船橋市海神町南1-1676	京葉 〃
〃 流山	流山市野々下2-679	東葛飾 〃
〃 成田支社別館	成田市赤坂2-1-12	成田 〃
衛星 東電市川浦安	浦安市日の出1	市川浦安別館
〃 東電館山	館山市長須賀95-6	館山センター

8 NHK千葉放送局・東京ガス（株）通信施設＜資料3-12＞

(1) NHK千葉放送局・東京ガス（株）通信施設一覧

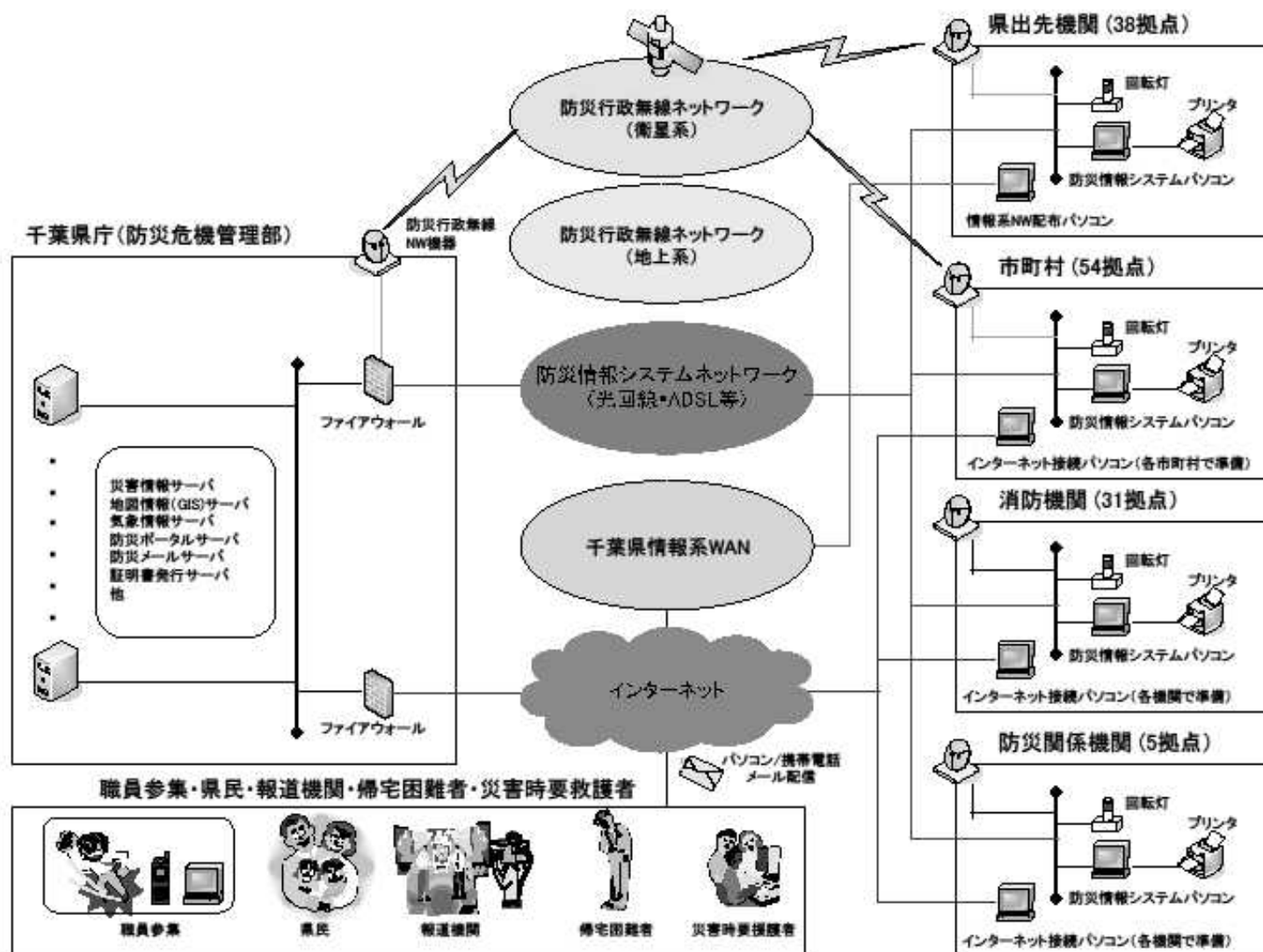
無線局名	設置場所	所在地	電話番号
(NHK千葉放送局)			
NHKちば	三山FM放送所	船橋市三山町2-21-9	047-472-5874
NHKちば30	NHK船橋営業センター	船橋市本町2-10-14	047-435-8100
NHKちば31	NHK千葉放送局	千葉市中央区中央4-14-14	043-222-0119
(東京ガス(株))			
東京ガス千葉	東京ガス(株) 千葉導管ネットワークセンター	千葉市中央区港町20-1	043-225-2837 (平日昼間のみ)
	保安指令センター	東京都港区海岸1丁目5-20	043-225-0024 (上記以外)
東ガス千葉	東京ガス(株)千葉支店	千葉市美浜区幸町1-6-4	043-242-6121
東ガス袖ヶ浦	〃 袖ヶ浦工場	袖ヶ浦市中袖1-1	0438-62-3671

(2) 東京ガス(株)固定無線回線系統図



[システム]

1 千葉県防災情報システム構成概念図<資料3-13>



2 千葉県防災情報システム端末装置設置機関<資料3-14>

(県庁)	(県土整備部出先機関)		(市町村)			(消防本部(局))		(防災関係機関)
1 防災危機管理部	1 千葉土木事務所	20 安房土木事務所	1 千葉市	20 我孫子市	39 神崎町	1 千葉市消防局	20 四街道市消防本部	1 銚子地方気象台
2 県土整備部 道路環境課	2 市原土木事務所	21 安房土木事務所 鴨川出張所	2 銚子市	21 鴨川市	40 多古町	2 銚子市消防本部	21 袖ヶ浦市消防本部	2 陸上自衛隊 習志野駐屯地
(支部)	3 市原土木事務所 鶴舞出張所	22 君津土木事務所	3 市川市	22 鎌ヶ谷市	41 東庄町	3 市川市消防局	22 富里市消防本部	3 海上自衛隊 館山航空基地
1 葛南地域振興事務所	4 千葉港湾事務所	23 君津土木事務所 天羽出張所	4 船橋市	23 君津市	42 大網白里町	4 船橋市消防局	23 栄町消防本部	4 航空自衛隊 木更津第一補給処
2 東葛飾地域振興事務所	5 葛南土木事務所	24 君津土木事務所 上総出張所	5 館山市	24 富津市	43 九十九里町	5 木更津市消防本部	24 香取広域市町村圏 事務組合消防本部	
3 印旛地域振興事務所	6 葛南港湾事務所	25 木更津港湾事務所	6 木更津市	25 浦安市	44 芝山町	6 松戸市消防局	25 安房郡市広域市町村圏 事務組合消防本部	
4 香取地域振興事務所	7 東葛飾土木事務所	26 真間川改修事務所	7 松戸市	26 四街道市	45 横芝光町	7 野田市消防本部	26 長生郡市広域市町村圏 組合消防本部	
5 海匝地域振興事務所	8 柏土木事務所	27 亀山・片倉ダム 管理事務所	8 野田市	27 袖ヶ浦市	46 一宮町	8 成田市消防本部	27 匝瑳市横芝光町 消防組合消防本部	
6 長生地域振興事務所	9 東葛飾土木事務所 野田出張所	28 高滝ダム管理事務所	9 茂原市	28 八街市	47 睦沢町	9 旭市消防本部	28 山武郡市広域行政組合 消防本部	
7 山武地域振興事務所	10 印旛土木事務所		10 成田市	29 印西市	48 長生村	10 習志野市消防本部	29 佐倉市八街市酒々井町 消防組合消防本部	
8 夷隅地域振興事務所	11 成田土木事務所		11 佐倉市	30 白井市	49 白子町	11 柏市消防局	30 印西地区消防組合 消防本部	
9 君津地域振興事務所	12 香取土木事務所		12 東金市	31 富里市	50 長柄町	12 市原市消防局	31 夷隅郡市広域市町村圏 事務組合消防本部	
10 安房地域振興事務所	13 香取土木事務所 小見川出張所		13 旭市	32 南房総市	51 長南町	13 流山市消防本部		
1 警察本部警備課	14 海匝土木事務所		14 習志野市	33 匝瑳市	52 大多喜町	14 八千代市消防本部		
	15 銚子土木事務所		15 柏市	34 香取市	53 御宿町	15 我孫子市消防本部		
	16 山武土木事務所		16 勝浦市	35 山武市	54 鋸南町	16 鎌ヶ谷市消防本部		
	17 長生土木事務所		17 市原市	36 いすみ市		17 君津市消防本部		
	18 夷隅土木事務所		18 流山市	37 酒々井町		18 富津市消防本部		
	19 夷隅土木事務所 大多喜出張所		19 八千代市	38 栄町		19 浦安市消防本部		

[その他]

1 大雨、洪水注意報及び警報基準表 <資料3-15>

・大雨注意報基準表

平成22年5月27日現在

市町村等をまとめた地域	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準	市町村等をまとめた地域	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準	
千葉中央	千葉市	R1=30	84	香取・海匝	多古町	R1=40	98	
	市原市	R1=30	92		東庄町	R1=30	104	
印旛	成田市	平坦地：R1=30, 平坦地以外 R1=60	92	山武・長生	茂原市	R1=40	114	
	佐倉市	R1=30	88		東金市	R1=30	99	
	四街道市	R1=40	102		山武市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	99	
	八街市	R1=30	97		大網白里町	R1=30	102	
	印西市	R1=40	88		九十九里町	R1=40	125	
	白井市	R1=30	100		芝山町	R1=40	98	
	富里市	R1=40	97		横芝光町	R3=80	102	
	酒々井町	R1=30	92		一宮町	R1=30	122	
	栄町	R1=30	97		睦沢町	R1=40	122	
東葛飾	市川市	R3=40	96		君津	長生村	R1=40	140
	船橋市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=30	94	白子町		R1=30	140	
	松戸市	R3=40	100	長柄町		R1=40	124	
	野田市	R1=40	92	長南町		R1=30	121	
	習志野市	R1=25 あるいは R3=40	84	木更津市		平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=30	112	
	柏市	R1=30	88	君津市		R1=30	112	
	流山市	R1=30	92	富津市		平坦地：R3=90 平坦地以外：R1=40	110	
	八千代市	R3=40	84	袖ヶ浦市		R1=30	113	
	我孫子市	R3=40	88	夷隅・安房		館山市	R1=25	102
	鎌ヶ谷市	R3=40	94			勝浦市	R1=40	108
浦安市	R1=30	115	鴨川市		R1=30	108		
香取・海匝	銚子市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R3=50	107		南房総市	R1=30	94	
	旭市	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=30	104	いすみ市	R1=30	117		
	匝瑳市	平坦地：R3=50 平坦地以外：R1=30	92	大多喜町	平坦地：R3=60 平坦地以外：R1=40	117		
	香取市	R1=30	101	御宿町	R1=40	119		
	神崎町	R1=30	107	鋸南町	R1=30	104		

注1 R1：1時間降水量、

注2 R3：3時間降水量

注3 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

・洪水注意報基準表

平成22年5月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
千葉中央	千葉市	R1=30	都川流域=15, 村田川流域=6, 鹿島川流域=14	-
	市原市	R1=30	養老川流域=11, 村田川流域=13, 平蔵川流域=9	-
印旛	成田市	平坦地：R1=30, 平坦地以外 R1=60	大須賀川流域=6, 根木名川流域=15, 長門川流域=27	-
	佐倉市	R1=30	鹿島川流域=11, 高崎川流域=12	-
	四街道市	R1=40	鹿島川流域=18	R1=25 かつ 鹿島川流域=13
	八街市	R1=30	-	-
	印西市	R1=40	長門川流域=14	-
	白井市	R1=30	-	-
	富里市	R1=40	根木名川流域=3, 高崎川流域=10	-
	酒々井町	R1=30	高崎川流域=12	-
	栄町	R1=30	長門川流域=22	-
東葛飾	市川市	R3=40	-	-
	船橋市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=30	-	-
	松戸市	R3=40	-	R3=30 かつ 江戸川流域=8
	野田市	R1=40	-	平坦地：R3=30 かつ 江戸川流域=5
	習志野市	R1=25 あるいは R3=40	-	-
	柏市	R1=30	-	-
	流山市	R1=30	-	R1=20 かつ 江戸川流域=9
	八千代市	R3=40	-	-
	我孫子市	R3=40	-	-
	鎌ヶ谷市	R3=40	-	-
	浦安市	R1=30	-	-
香取・海匝	銚子市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R3=50	-	-
	旭市	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=30	-	-
	匝瑳市	平坦地：R3=50 平坦地以外：R1=30	-	-
	香取市	R1=30	黒部川流域=6, 大須賀川流域=18, 栗山川流域=11	-
	神崎町	R1=30	大須賀川流域=8	-
	多古町	R1=40	栗山川流域=16	-
	東庄町	R1=30	-	-
山武・長生	茂原市	R1=40	一宮川流域=14, 南白亀川流域=14	-
	東金市	R1=30	作田川流域=9, 真亀川流域=8	-
	山武市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	木戸川流域=6, 作田川流域=14, 境川流域=13	-
	大網白里町	R1=30	南白亀川流域=16, 真亀川流域=9	-
	九十九里町	R1=40	作田川流域=8, 真亀川流域=15	-

	芝山町	R1=40	木戸川流域=7	-
	横芝光町	R3=80	栗山川流域=30	R3=60 かつ 栗山川流域=15
	一宮町	R1=30	一宮川流域=17	平坦地：R1=25 かつ 一宮川流域=15
	睦沢町	R1=40	一宮川流域=19, 殖生川流域=12	-
	長生村	R1=40	一宮川流域=17	-
	白子町	R1=30	南白亀川流域=13	-
	長柄町	R1=40	一宮川流域=11	-
	長南町	R1=30	殖生川流域=6, 一宮川流域=18	-
君津	木更津市	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=30	矢那川流域=14, 小櫃川流域=17	-
	君津市	R1=30	小糸川流域=12, 小櫃川流域=26, 笹川流域=7, 御腹川流域=12	-
	富津市	平坦地：R3=90 平坦地以外：R1=40	湊川流域=13, 志駒川流域=12	-
	袖ヶ浦市	R1=30	小櫃川流域=17	-
夷隅・安房	館山市	R1=25	平久里川流域=18	-
	勝浦市	R1=40	夷隅川流域=7	-
	鴨川市	R1=30	加茂川流域=10	-
	南房総市	R1=30	平久里川流域=13, 丸山川流域=9, 三原川流域=10	-
	いすみ市	R1=30	落合川流域=8, 夷隅川流域=25	-
	大多喜町	平坦地：R3=60 平坦地以外：R1=40	夷隅川流域=19, 西畑川流域=8, 養老川流域=8	-
	御宿町	R1=40	落合川流域=8	-
	鋸南町	R1=30	-	-

注1 R1：1時間降水量

注2 R3：3時間降水量

注3 流域雨量指数:流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

・大雨警報基準表

平成22年5月27日現在

市町村等をまとめた地域	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準	市町村等をまとめた地域	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準
千葉中央	千葉市	R1=50	106	香取・海匠	多古町	平坦地：R1=60 平坦地以外：R1=70	116
	市原市	R1=50	116		東庄町	R1=50	123
印旛	成田市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=90	109	山武・長生	茂原市	R1=60	135
	佐倉市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	104		東金市	R1=60	117
	四街道市	R1=60	121		山武市	平坦地：R1=60 平坦地以外：R1=80	117

	八街市	R1=60	115		大網白里町	平地地：R1=50 平地地以外：R1=60	121	
	印西市	平地地：R1=60 平地地以外：R1=70	104		九十九里町	R1=60	-	
	白井市	R1=60	118		芝山町	平地地：R1=60 平地地以外：R1=70	116	
	富里市	R1=60	115		横芝光町	R3=120	121	
	酒々井町	R1=50	109		一宮町	R1=50	144	
	栄町	R1=50	115		睦沢町	平地地：R1=60 平地地以外：R1=70	144	
東葛飾	市川市	R3=80	120		長生村	R1=60	-	
	船橋市	平地地：R3=80 平地地以外：R1=50	118		白子町	R1=50	-	
	松戸市	R3=70	125		長柄町	R1=60	147	
	野田市	平地地：R1=60 平地地以外：R1=70	115		長南町	R1=50	143	
	習志野市	R1=50 あるいは R3=80	106	君津	木更津市	平地地：R3=110 平地地以外：R1=50	132	
	柏市	R1=50	111		君津市	R1=50	132	
	流山市	R1=50	115		富津市	平地地：R3=130 平地地以外：R1=60	130	
	八千代市	R3=80	106		袖ヶ浦市	R1=50	134	
		我孫子市	R3=70	111	夷隅・安房	館山市	R1=50	121
		鎌ヶ谷市	R3=70	118		勝浦市	平地地：R1=60 平地地以外：R1=70	128
	浦安市	R1=50	-	鴨川市		R1=50	128	
香取・海匠	銚子市	平地地：R1=50 平地地以外：R3=70	126	南房総市		R1=50	111	
	旭市	平地地：R3=110 平地地以外：R1=50	123	いすみ市		R1=50	138	
	匝瑳市	平地地：R3=90 平地地以外：R1=60	109	大多喜町	平地地：R3=90 平地地以外：R1=70	138		
	香取市	R1=70	119	御宿町	R1=70	140		
	神崎町	R1=50	127	鋸南町	平地地：R1=50 平地地以外：R1=60	123		

注1 R1：1時間降水量

注2 R3：3時間降水量

注3 平地地：概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25%以上の地域

注4 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

・洪水警報基準表

平成22年5月27日現在

市町村等をまとめた地域	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
千葉中央	千葉市	R1=50	都川流域=19, 村田川流域=12, 鹿島川流域=17	—
	市原市	R1=50	養老川流域=15, 村田川流域=16, 平蔵川流域=11	—
印旛	成田市	平地地：R1=50 平地地以外：R1=90	大須賀川流域=12, 根木名川流域=19, 長門川流域=34	—
	佐倉市	平地地：R1=50 平地地以外：R1=60	鹿島川流域=17, 高崎川流域=15	—
	四街道市	R1=60	鹿島川流域=23	R1=40 かつ 鹿島川流域=13
	八街市	R1=60	—	—
	印西市	平地地：R1=60 平地地以外：R1=70	長門川流域=28	—
	白井市	R1=60	—	—
	富里市	R1=60	根木名川流域=4, 高崎川流域=12	—
	酒々井町	R1=50	高崎川流域=15	—
栄町	R1=50	長門川流域=27	—	
東葛飾	市川市	R3=80	—	—
	船橋市	平地地：R3=80 平地地以外：R1=50	—	—
	松戸市	R3=70	—	R3=40 かつ 江戸川流域=8
	野田市	平地地：R1=60 平地地以外：R1=70	—	平地地：R3=50 かつ 江戸川流域=5
	習志野市	R1=50 あるいは R3=80	—	—
	柏市	R1=50	—	R1=40 かつ 利根川流域=63
	流山市	R1=50	—	R1=30 かつ 江戸川流域=9
	八千代市	R3=80	—	—
	我孫子市	R3=70	—	R3=50 かつ 利根川流域=56
	鎌ヶ谷市	R3=70	—	—
香取・海匠	銚子市	平地地 R1=50 平地地以外：R3=70	—	—
	旭市	平地地：R3=110 平地地以外：R1=50	—	—
	匝瑳市	平地地：R3=90 平地地以外：R1=60	—	—
	香取市	R1=70	黒部川流域=8, 大須賀川流域=23, 栗山川流域=14	—
	神崎町	R1=50	大須賀川流域=14	—
	多古町	平地地：R1=60 平地地以外：R1=70	栗山川流域=32	—
	東庄町	R1=50	—	—

山武・長生	茂原市	R1=60	一宮川流域=18, 南白亀川流域=18	—
	東金市	R1=60	作田川流域=12, 真亀川流域=10	—
	山武市	平地地：R1=60 平地地以外：R1=80	木戸川流域=11, 作田川流域=17, 境川流域=16	—
	大網白里町	平地地：R1=50 平地地以外：R1=60	南白亀川流域=20, 真亀川流域=18	—
	九十九里町	R1=60	作田川流域=11, 真亀川流域=19	—
	芝山町	平地地：R1=60 平地地以外：R1=70	木戸川流域=9	—
	横芝光町	R3=120	栗山川流域=38	R3=90 かつ 栗山川流域=15
	一宮町	R1=50	一宮川流域=23	平地地：R1=40 かつ 一宮川流域=15
	睦沢町	平地地：R1=60 平地地以外：R1=70	一宮川流域=24, 埴生川流域=15	—
	長生村	R1=60	一宮川流域=22	R1=30 かつ 一宮川流域=17
	白子町	R1=50	南白亀川流域=16	—
	長柄町	R1=60	一宮川流域=14	—
	長南町	R1=50	埴生川流域=12, 一宮川流域=22	—
君津	木更津市	平地地：R3=110 平地地以外：R1=50	矢那川流域=18, 小櫃川流域=21	—
	君津市	R1=50	小糸川流域=19, 小櫃川流域=32, 笹川流域=9, 御腹川流域=15	—
	富津市	平地地：R3=130 平地地以外：R1=60	湊川流域=21, 志駒川流域=15	—
	袖ヶ浦市	R1=50	小櫃川流域=26	—
夷隅・安房	館山市	R1=50	平久里川流域=35	平地地：R3=120 かつ 平久里川流域=23
	勝浦市	平地地：R1=60 平地地以外：R1=70	夷隅川流域=14	—
	鴨川市	R1=50	加茂川流域=17	—
	南房総市	R1=50	平久里川流域=23, 丸山川流域=11, 三原川流域=17	—
	いすみ市	R1=50	落合川流域=14, 夷隅川流域=31	—
	大多喜町	平地地：R3=90 平地地以外：R1=70	夷隅川流域=24, 西畑川流域=10, 養老川流域=15	—
	御宿町	R1=70	落合川流域=16	—
	鋸南町	平地地：R1=50 平地地以外：R1=60	—	—

注1 R1：1時間降水量

注2 R3：3時間降水量

注3 平地地：概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25%以上の地域

注4 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

・高潮警報・注意報基準表

平成22年5月27日現在

市町村等をまとめた地域	市町村	潮位(標高)		市町村等をまとめた地域	市町村	潮位(標高)	
		警報	注意報			警報	注意報
千葉中央	千葉市	3.8m	1.8m	香取・海匝	多古町	-	-
	市原市	3.1m	1.8m		東庄町	-	-
印旛	成田市	-	-	山武・長生	茂原市	-	-
	佐倉市	-	-		東金市	-	-
	四街道市	-	-		山武市	1.5m	1.0m
	八街市	-	-		大網白里町	1.5m	1.0m
	印西市	-	-		九十九里町	1.5m	1.0m
	白井市	-	-		芝山町	-	-
	富里市	-	-		横芝光町	1.5m	1.0m
	酒々井町	-	-		一宮町	1.5m	1.0m
	栄町	-	-		睦沢町	-	-
東葛飾	市川市	3.9m	1.8m	君津	長生村	1.5m	1.0m
	船橋市	3.9m	1.8m		白子町	1.5m	1.0m
	松戸市	-	-		長柄町	-	-
	野田市	-	-		長南町	-	-
	習志野市	3.8m	1.8m		木更津市	2.9m	1.3m
	柏市	-	-		君津市	2.9m	1.8m
	流山市	-	-		富津市	1.8m	1.3m
	八千代市	-	-		袖ヶ浦市	2.9m	1.8m
	我孫子市	-	-		館山市	1.8m	1.5m
	鎌ヶ谷市	-	-		勝浦市	1.8m	1.5m
浦安市	3.9m	1.8m	鴨川市	1.8m	1.5m		
香取・海匝	銚子市	1.5m	1.0m	夷隅・安房	南房総市	1.8m	1.5m
	旭市	1.5m	1.0m		いすみ市	1.8m	1.5m
	匝瑳市	1.5m	1.0m		大多喜町	-	-
	香取市	-	-		御宿町	1.8m	1.5m
	神崎町	-	-		鋸南町	1.7m	1.5m

注1 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。
「標高」の基準面として東京湾平均海面(IP)を用いる。

[4] 保健・医療関係

1 日本赤十字社千葉県支部災害救護業務組織編成表<資料4-1>

区分	名称	1個班の編成	編成基準	摘要																		
千葉県救護班	日本赤十字社千葉県支部 [第1～第12救護班]	医師(班長) 1名 看護師長 1名 看護師 2名 薬剤師 1名 主事 2名	成田赤十字病院に12個班	本表外に予備救護班を千葉県赤十字血液センターに1個班、千葉県赤十字血液センター千葉港出張所に1個班を編成。 また、全国各都道府県支部に495個班を編成。																		
	DMAT	医師(班長) 1名 看護師長 1名 看護師 1名 主事 2名	成田赤十字病院に2チーム																			
血液搬送	千葉県赤十字血液センター 千葉県千葉港赤十字血液センター [血液製剤供給班]	供給要員 2名	各血液センターに2名 計4名を登録	医療機関へ血液製剤を供給業務に従事する血液供給要員を登録・任命																		
奉仕団	千葉県赤十字奉仕団 13,488名		防災ボランティア登録者も多数 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>千葉県赤十字地域奉仕団</td><td>12,396名</td></tr> <tr><td>千葉県青年赤十字奉仕団</td><td>422名</td></tr> <tr><td>千葉県赤十字安全奉仕団</td><td>249名</td></tr> <tr><td>千葉県赤十字看護奉仕団</td><td>41名</td></tr> <tr><td>千葉県赤十字語学奉仕団</td><td>61名</td></tr> <tr><td>成田赤十字病院ボランティア会</td><td>56名</td></tr> <tr><td>千葉県赤十字特殊救護奉仕団</td><td>50名</td></tr> <tr><td>千葉県赤十字安全水泳奉仕団</td><td>37名</td></tr> <tr><td>千葉県青少年赤十字賛助奉仕団</td><td>176名</td></tr> </table>	千葉県赤十字地域奉仕団	12,396名	千葉県青年赤十字奉仕団	422名	千葉県赤十字安全奉仕団	249名	千葉県赤十字看護奉仕団	41名	千葉県赤十字語学奉仕団	61名	成田赤十字病院ボランティア会	56名	千葉県赤十字特殊救護奉仕団	50名	千葉県赤十字安全水泳奉仕団	37名	千葉県青少年赤十字賛助奉仕団	176名	各種奉仕団ごとの特色ある技術を生かした活動を実施する。 炊き出し、無線通信、応急手当、救援物資搬送、通訳避難所奉仕、救護班サポート、健康相談、ナビゲーター、避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等
千葉県赤十字地域奉仕団	12,396名																					
千葉県青年赤十字奉仕団	422名																					
千葉県赤十字安全奉仕団	249名																					
千葉県赤十字看護奉仕団	41名																					
千葉県赤十字語学奉仕団	61名																					
成田赤十字病院ボランティア会	56名																					
千葉県赤十字特殊救護奉仕団	50名																					
千葉県赤十字安全水泳奉仕団	37名																					
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団	176名																					
防災ボランティア	防災ボランティアリーダー		県下に30名を養成・登録	市・郡の防災担当課との連携のもとに、必要な連絡調整の任にあたる災害発生時に防災ボランティアとしての活動を申し出る個人または団体を受け入れ、必要な講習を実施または指導する地区リーダーを支援する。																		
	防災ボランティア地区リーダー	市町村ごとに必要人員を配置する	県下に201名を養成・登録	災害発生時に防災ボランティアとしての活動を申し出る個人または団体を受け入れ、コーディネートする。また、平時には必要な講習を実施または指導する。																		
	一般防災ボランティア		県下に309名を養成・登録	防災ボランティア活動に参加を希望し、必要な研修を受け、防災ボランティアとして登録した個人または団体及び災害時において協力を申し出る個人または団体																		

2 救護班<資料4-2>

(1) 日赤県支部

編成区分		編成可能班数	1班の構成人員	要請連絡先
日赤千葉県支部	救護班	12個班	医師(班長)1名 看護師長1名 看護師2名 薬剤師1名 主事2名	日本赤十字社千葉県支部 043(241)7531
	DMAT	2チーム	医師(班長)1名 看護師長1名 看護師1名 主事2名	

(2) 千葉県

編成区分		編成可能班数	1班の構成人員	要請連絡先
県立病院		13個班	医師1~2名 看護師3~4名 薬剤師1名 事務員(運転者を含む)1~3名	病院局経営管理課 043(223)3962

編成区分		編成可能班数	1班の構成人員	要請連絡先
健康福祉センター (保健所)		13個班	医師1名 保健師・看護師2名 薬剤師1名 事務員(運転者を含む)2名	健康福祉政策課 043(223)2615

(3) 県医師会

編 成 区 分	管 轄 市 町 村	備 考
社団法人 千葉市医師会	千葉市	
〃 八千代市医師会	八千代市	
〃 習志野市医師会	習志野市	
〃 船橋市医師会	船橋市	
〃 鎌ヶ谷市医師会	鎌ヶ谷市	
〃 市川市医師会	市川市	
〃 浦安市医師会	浦安市	
〃 松戸市医師会	松戸市	
〃 柏市医師会	柏市	
〃 我孫子市医師会	我孫子市	
〃 流山市医師会	流山市	
〃 野田市医師会	野田市	
〃 印旛市郡医師会	佐倉市・成田市・四街道市・印西市・白井市・ 八街市・富里市・酒々井町・栄町	
〃 香取郡市医師会	香取市・神崎町・多古町・東庄町	
〃 銚子市医師会	銚子市	
〃 旭市医師会	旭市	
〃 匝瑳医師会	匝瑳市・横芝光町（旧光町）	
〃 山武郡市医師会	山武市・東金市・大綱白里町・九十九里町・ 芝山町・横芝光町（旧横芝町）	
〃 茂原市長生郡医師会	茂原市・一宮町・睦沢町・長生村・白子町・ 長柄町・長南町	
〃 勝浦市夷隅郡医師会	いすみ市・勝浦市・大多喜町・御宿町	
〃 安房医師会	館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町	
〃 君津木更津医師会	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市	
〃 市原市医師会	市原市	

(4) 県歯科医師会

編 成 ・ 区 分	管 轄 市 町 村	備 考
社団法人 千葉市歯科医師会	千葉市	
〃 習志野市歯科医師会	習志野市	
〃 船橋歯科医師会	船橋市、鎌ヶ谷市	
〃 市川市歯科医師会	市川市	
〃 野田市歯科医師会	野田市	
〃 松戸歯科医師会	松戸市	
〃 印旛郡市歯科医師会	佐倉市、成田市、四街道市、八街市、印西市、 白井市、富里市、酒々井町、栄町	
〃 佐原市香取郡歯科医師会	香取市、神崎町、多古町、東庄町	
〃 銚子市歯科医師会	銚子市	
〃 旭市歯科医師会	旭市	
〃 匝瑳郡市歯科医師会	匝瑳市	
〃 山武郡市歯科医師会	山武市、東金市、芝山町・横芝光町	
〃 茂原市長生郡歯科医師会	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、 長柄町、長南町	
〃 市原市歯科医師会	市原市	
〃 君津木更津歯科医師会	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	
〃 安房歯科医師会	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町	
〃 夷隅郡市歯科医師会	いすみ市、勝浦市、大多喜町、御宿町	
〃 柏歯科医師会	柏市	
〃 流山市歯科医師会	流山市	
〃 我孫子市歯科医師会	我孫子市	
〃 八千代市歯科医師会	八千代市	
〃 浦安市歯科医師会	浦安市	

(5) DMAT

	医療圏	所在地	病 院 名	チーム数
1	千葉	千葉市中央区	千葉大学医学部附属病院	26チーム (H24.4.1現在)
2		千葉市美浜区	千葉県救急医療センター	
3	東葛南部	船橋市	船橋市立医療センター	
4		浦安市	順天堂大学医学部附属浦安病院	
5	東葛北部	松戸市	国保松戸市立病院	
6	印旛	成田市	成田赤十字病院	
7		印西市	日本医科大学千葉北総病院	
8	香取海匝	旭市	総合病院国保旭中央病院	
9	安房	鴨川市	医療法人鉄蕉会亀田総合病院	
10	君津	木更津市	国保直営総合病院君津中央病院	
11	市原	市原市	千葉県循環器病センター	

3 医薬品等<資料4-3>

(1) 災害用備蓄医薬品等の備蓄場所及び備蓄数量

平成24年3月1日現在

備蓄数量	備 蓄 場 所
3セット	習志野及び印旛の各健康福祉センター（保健所）
2セット	県庁薬務課、山武健康福祉センター（保健所）
1セット	市川、松戸、野田、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各健康福祉センター（保健所） 八日市場及び鴨川の各地域保健センター

1セット：500人分（県全体備蓄数量：22セット、11,000人分）

(2) 災害用備蓄医薬品の種類及び数量

災害用備蓄衛生材料一覧

番号	薬効分類	規 格 品			備蓄数量
		商品名（メーカー名）	品目（一般名）	規 格	
1	衛生器具	テルモシリンジ2.5ML21G（テルモ）	デスポ [®] 針付 注射器	2.5ml	300本
		テルモシリンジ5ML21G（テルモ）		5ml	300本
		テルモシリンジ10ML21G（テルモ）		10ml	300本
2	衛生器具	テルフュージョン輸液セット（テルモ）	デスポ点滴 輸液セット	TI-U250P	300個
3	衛生材料	ソフラットシーネ（竹虎）	副木	M	10本
				L	20本
				LL	10本
4	衛生材料	包帯（川本産業）	包帯	4.5cm	6個入り×25本
				7.0cm	4個入り×25本
				9.3cm	3個入り×25本
5	衛生材料	三角巾（開新舎）	三角巾	大	20個
				特大	20個
6	衛生材料	ニチバン病院用5m H12（ニチバン）	絆創膏	12mm×5m	50巻
		〃 H25（ニチバン）		25mm×5m	50巻
7	衛生材料	カット綿（川本産業）	日局脱脂綿	500g	15個
8	衛生材料	ケーパイン（川本産業）	滅菌ガーゼ	50枚	30個
9	衛生材料	油紙（白十字）	油紙	100枚	5個
10	衛生材料	滅菌済レジラップN（オカモト）	医療用手袋	50双	5個
11	衛生材料	純白模造 薬包紙 中型	薬包紙	1000枚	5個
12	雑品	ラジオ付き強力ライト（パナソニック）	懐中電灯	1個	5個

災害用備蓄医薬品一覧（1セット：500人分）

番号	薬効分類	規 格 品				
		商品名(メーカー名)	品目(一般名)	剤型	内容量等	備蓄数量
1	局所麻酔剤	キシロカインボンブスプレー8%(アストラ)	リドカイン	スプレー	8%—80g	5個
2	局所麻酔剤	キシロカインゼリー2%(アストラ)	リドカイン 塩酸塩	ゼリー	2%—30ml	25 個
3	局所麻酔剤	リドカイン注「NM」1%(ナガセ医薬品)	リドカイン	注射剤	1%—20ml	25A
4	呼吸促進剤	テラブチク皮下・筋注30mg(エーザイ)	ジモルホラミン	注射剤	2ml	50A
5	外皮用殺菌消毒剤	消毒用エタノール(日医工)	消毒用エタノール	液剤	500ml	5本
6	外皮用殺菌消毒剤	イソジン液 10%(明治製菓)	ポビドンヨード	液剤	250ml	5本
7	外皮用殺菌消毒剤	5%グルコン酸クロルヘキシジン液(日医工)	クロルヘキシジングルコン酸塩	液剤	500ml	5本
8	鎮痛剤	ブスコパン注 20mg(ペーリンガー)	ブチルスコポラミン臭化物	注射剤	20mg 1ml	50A
9	鎮痛剤	アトロピン硫酸塩注 0.5mg「タナベ」(田辺三菱製薬)	アトロピン硫酸塩	注射剤	0.5mg	50A
10	副腎ホルモン剤	ボスミン注 1mg(第一三共)	アドレナリン	注射剤	1mg	100A
11	血液代用剤	ラクテック注(大塚製薬工場)	乳酸リンゲル液	注射剤	500ml	25 本
12	糖類財	大塚糖液 20%(大塚製薬工場)	ブドウ糖	注射剤	20% 20ml	250A
13	血液代用剤	大塚生食注(大塚製薬工場)	生理食塩液	注射剤	500ml	50 本
14	血液代用剤	ユエキンキープ輸液(光製薬)	維持液	注射剤	500ml	50 本
15	血液代用剤	低分子デキストランL注(大塚製薬工場)	デキストラン 40	注射剤	500ml	50 本
16	その他の循環器官用薬・ その他の消化器官用薬	シチコリン注(マルコ製薬)	シチコリン	注射剤	100mg 2ml	250 本
17	解毒剤	メイロン静注 7%(大塚製薬工場)	炭酸水素ナトリウム	注射剤	7% 20ml	50A
18	強心剤	カコージン注 100mg(日本製薬)	ドパミン 塩酸塩	注射剤	100mg 5ml	50A
19	利尿剤	ラシックス注 20mg(サノフィ・アベンティス)	フロセミド	注射剤	20mg 2ml	50A
20	血管拡張剤	ニトロベン舌下錠 0.3mg(日本化薬)	ニトログリセリン	錠剤	0.3mg	500T
21	血管拡張剤	アダラートカプセル 10mg(バイエル)	ニフェジピン	カプセル剤	10mg	600P
22	副腎ホルモン剤	サクシゾン注射用 100mg(興和)	ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム	注射剤	100mg	150V
23	強心剤	ジギラノゲン注 0.4mg(アイロム製薬)	デスラバシド	注射剤	0.4mg 2ml	150A
24	止血剤	アドナ注(静脈用)25mg(田辺三菱製薬)	カルババク cromスルホン酸ナトリウム	注射剤	25mg 5ml	150A
25	解熱鎮痛消炎剤	ソセゴン注射液 15mg(アステラス)	ペンタゾシン	注射剤	15mg	50A
26	鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤	デルモゾールG軟膏(岩城)	ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩	軟膏剤	5g	50 本
27	化膿性疾患用剤	ゲンタシン軟膏 0.1%(ジェリングブ劳)	ゲンタマイシン硫酸塩	軟膏剤	0.1% 10g	50 本
28	化膿性疾患用剤	ソフラチュール貼付剤 30cm ソフラチュール貼付剤 10cm (サノフィ・アベンティス)	フラジオマイシン硫酸塩	貼付剤	32.4mg 10.8mg	50 枚 50 枚
29	ペニシリン系抗生物質	注射用ビクシリン(明治製菓)	アンピシリンナトリウム	注射剤	2g	50V
30	合成セファロスポリン系抗生物質	ラセナゾリン注射用 2g(日医工)	セファゾリンナトリウム	注射剤	2g	50V
31	軟膏基剤	白色ワセリン(日医工)	白色ワセリン	保護剤	500g	5個
32	催眠鎮静・抗てんかん剤	フェノバルール注射液 100mg(藤永製薬)	フェノバルビタール	注射剤	100mg 1ml	50A
33	催眠鎮静剤	セルシン注射液 5mg(武田薬品)	ジアゼパム	注射剤	5mg	50A
34	鎮痛剤(冷所)	インテバン坐剤 50(大日本住友)	インドメタシン	坐剤	50mg	250P
35	止しゃ剤、整腸剤	ロスボリア錠 1mg(テイコクメディックス)	塩酸ロペラミド	錠剤	1mg	500T

(3) 応急医療資機材の整備数

保健所等における整備状況	
県医療整備課(4セット)、習志野健康福祉センター(13セット)、市川健康福祉センター(16セット)、松戸健康福祉センター(23セット)、野田健康福祉センター(5セット)、印旛健康福祉センター(14セット)、印旛健康福祉センター成田支所(10セット)、香取健康福祉センター(5セット)、海匠健康福祉センター(5セット)、八日市場地域保健センター(5セット)、山武健康福祉センター(10セット)、長生健康福祉センター(5セット)、夷隅健康福祉センター(6セット)、安房健康福祉センター(10セット)、鴨川地域保健センター(5セット)、君津健康福祉センター(10セット)、市原健康福祉センター(10セット)	

(4) 応急医療資機材のセット内容及び数量

No.	品名	規格	数量	備考
1	連絡カード	救急用	9枚	
2	ボールペン	黒	1本	
3	識別バンド	赤、黄、緑	9本	
4	サインペン	赤、黒	2本	
5	メモ用紙	救急用	1冊	
6	成人用蘇生器	シリコン製ACR-33	1台	
7	新生児用蘇生器	シリコン製ICR-22	1台	
8	足踏式吸引器	FP-300成人用	1台	
9	酸素供給チューブ		1本	
10	吸引カテーテル	Fr-300成人用	2本	
11	開口器	エスマルヒ式	1個	
12	舌圧子	板状	1本	
13	救急剪刀	2060-ES	1本	
14	ピンセット	13cm無鉤	1本	
15	酸素マスク	ホース付	1個	
16	酸素鼻孔カニューレ		1個	
17	小型減圧弁	ニードルタイプ	1個	
18	酸素ボンベ2L	ニードルタイプ(耐圧酸素)	1個	容器耐圧試験
19	耳付包帯	M	2個	
20	〃	S	3個	
21	救急絆	50入	1箱	
22	包 滅菌ガーゼ	M	2個	
23	〃	S	3個	
24	清浄綿	10入	1袋	
25	三角巾	105×105×150	2枚	
26	帯 止血帯	マジック式	1本	
27	止血棒	救急用	1本	
28	傷票	白	1枚	
29	救急シート	220×145	1枚	
30	注射器	2ml	2本	
31	〃	5ml	2本	
32	〃	20ml	2本	
33	注射針	21G	5本	
34	〃	23G	5本	
35	駆血帯	マジック式	1本	
36	輸液セット	ディスポ	2本	
37	翼付針	ディスポ	2本	
38	静脈針	ディスポ	2本	
39	ポリタンク	21入	2個	
40	ケース	BC-2L-ST	1台	

(5)防疫用薬剤の品名及び数量

品名	単位	即時調達可能数
クレゾール石けん液	500ml	185本
塩化ベンザルコニウム液	500ml	185本
次亜塩素酸ナトリウム液	600ml	185本

(6) 日赤千葉県支部の災害救護用資機材整備状況

平成 23 年 3 月 31 日現在

品名	数量	備考		内訳	
業務用無線装備	90 局	基地局	30W	1 局	
			25W	2 局	
			10W	1 局	
		車載型	25W	29 局	
			10W	7 局	
		携帯型	25W	1 局	
			5W	35 局	
		1W	14 局		
アマチュア無線装備	5 局	レピーター局	1W	1 局	
		固定局	10W	1 局	
		車載局	5W	1 局	
		携帯局	5W	2 局	
簡易無線電話装置	14 台	携帯局	5W	10 台	
業務用車両	18 台	指揮車	三菱パジェロ	H15 年車	1 台
		救急車	トヨタハイメディック	H7 年車	1 台
			トヨタハイメディック	H11 年車	1 台
			トヨタハイメディック	H18 年車	1 台
		移動救護所車	日野 (dERU)	H21 年車	1 台
			日野デュトロ (2tトラック)	H18 年車	1 台
		災害救援車	トヨタカルディナ	H13 年車	1 台
			日産ウイングロード	H15 年車	1 台
			日産キャラバン	H15 年車	1 台
			日産キャラバンコーチ	H16 年車	1 台
			トヨタウィッシュ	H16 年車	1 台
			トヨタハイエース	H18 年車	1 台
			日産セレナ	H20 年車	1 台
			トヨタパッソ	H18 年車	1 台
			日産シビリアン	H19 年車	1 台
			日産ウイングロード	H19 年車	1 台
			トヨタマークIIクオリス 血液運搬車	H13 年車	1 台
			トヨタカルディナ 血液運搬車	H13 年車	1 台
87 台	地区分区配備救援車				
災害救援用バイク	1 台	支部に配備			
災害救援用リアカー	7 台	各倉庫に配備			
医療セット	4 セット	成田赤十字病院に配備			
携帯型医療セット	4 セット	成田赤十字病院に配備			
医療セット置き台	4 組	支部及び成田赤十字病院に配備			
初動用医療資機材セット	2 セット	成田赤十字病院に配備			
DMA T 現場携行用医療資機材	1 セット	成田赤十字病院に配備			
DMA T 医療資機材セット	2 セット	成田赤十字病院に配備			
DMA T 超音波プローブ	2 セット	成田赤十字病院に配備			
トリアージシート	2 セット	支部に配備			

アルミフレームテント	1 張	支部に配備	
エアテント	4 張	6 m× 6 m (大)	1 張
		5 m× 4 m (小)	3 張
スチールテント	119 張	2 間× 3 間	27 張
		地区分区配備	92 張
メガホン	10 個	支部に配備	
発電機	10 台	100W～ 1 KW 投光器付き	
簡易ベッド	279 台	簡易ベッド	23 台
		軽量簡易ベッド	256 台
担架	318 台	折りたたみ式担架	53 台
		四つ折りアルミ担架	190 台
		エアストレッチャー	50 台
		バックストラップ	25 台
		地区分区配備	106 台
担架架台	45 組	各倉庫に配備	
非常用炊飯器	120 基	各倉庫に配備	19 基
		地区分区配備	101 基
船外機付きボート	1 艘	支部に配備	
除染システム	3 セット	大型除染システム	1 セット
		簡易除染システム	2 セット
感染症患者移送用機器	5 台	カプセル型アイソレーター	1 台
		車いす型アイソレーター	4 台
災害救護用ノート型パソコン	2 台	支部に配備	
災害救護用折りたたみ自転車	2 台	支部に配備	
浄水器	2 台	支部及び成田赤十字病院に配備	
画像伝送システム	1 式	支部に配備	
移動式クーラー	10 台	支部に配備	
ストーブ	22 台	大型	8 台
		小型	14 台
非常用階段避難車	5 台	成田赤十字病院に配備	

[5] 派遣・輸送・避難関係

1 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等<資料5-1>

1 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等に関する要綱（抜粋）の要旨

災害対策基本法第76条第1項（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）の規定により、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている場合又は大規模地震対策特別措置法第9条（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）の規定により東海地震に係る警戒宣言が発令された場合（以下「災害発生時等」という。）において、公安委員会は、災対法第76条第1項の規定により、災害応急対策が的確かつ円滑に行なわれるように、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができることとされ、また、地震法第24条の規定により避難路又は緊急輸送路を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができることとされている。

この場合、災対法第76条第1項に規定する緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。）及び地震法第24条に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）については、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項又は大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年第385号。以下「地震法施行令」という。）第12条第1項の規定により、知事又は公安委員会の確認によって標章及び証明書の交付を受け、通行が認められることになる。

しかしながら、阪神・淡路大震災等の経験に鑑みると、災害時には確認のための膨大な事務手続き等に対する処理能力が十分に確保されない状態が予想され、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動（以下「災害時応急対策等」という。）を迅速かつ円滑に行なうためには、緊急通行の交通需要を事前に把握し、かつ、そのための事務の迅速化を図ることが必要であることから本要綱を制定し、災害応急対策の適正を図ることとした。

2 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

① 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を事前に行なうものとする。

(1) 事前届出の対象車両

災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両で次のいずれにも該当する車両であること。

ア 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは契約により、常時指定行政機関の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ 申請に係る車両を使用して行なう事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策等又は災害応

急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

(ア) 災対法に基づく災害応急対策

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 地震法に基づく地震防災応急対策

- a 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- d 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- e 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- f 緊急輸送の確保に関する事項
- g 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- h その他の地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づく緊急事態応急対策

- a 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の収集の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- b 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- e 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- f 緊急輸送の確保に関する事項
- g 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- h その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

(エ) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下

「国民保護法」という。)に基づく国民の保護に関する対策

- a 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置
- b 施設及び設備の応急の措置に関する事項
- c 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
- d 輸送及び通信に関する措置
- e 国民の生活の安定に関する措置
- f 被害の復旧に関する措置

(2) 緊急通行車両等の事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者とする。

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長（以下「取扱警察署長等」という。）を經由し、公安委員会に申請するものとする。

(ウ) 申請書類

緊急通行車両等事前届出書（別記第1号様式）2通に、当該車両を使用して行なう業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を添えて行なうものとする。

イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行なうものとし、前記（1）のア及びイについて審査するものとする。

ウ 届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第1号様式）（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

エ 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があり、届出済証の再交付が必要と認められた場合は、再交付する届出済証の右上部に再と朱書し、再交付するものとする。

オ 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証の返還をさせるものとする。

② 発災時の緊急通行車両の確認

災対法に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車を除く。）の確認は、次表1・2のものが行ない、その確認方法については、次のとおり行なうものとする。

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

ア 確認

届出済証を受領し、届出済証に記載されている自動車登録番号と現に災害応急対策に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号とを確認するものとする。

イ 確認時の留意事項

(ア) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行ない、確認のための必要な審査は、省略するものとする。

(イ) 他の公安委員会が発行した届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が交付した届出済証と同様に取り扱うものとする。

(2) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

ア 申請者

申請する車両の使用者とする。

イ 対象車両

原則として前記第2の1の(1)のア及びイの(ア)の対象車両と同様とする。

ウ 申請書類

(ア) 緊急通行車両等確認申請書(別記第3号様式)(以下「確認申請書」という。)

(イ) 災害応急対策に係る事務又は業務である旨を証する書類(協定書等)

エ 確認

前記第2の1の(1)のイの(ア)に掲げる要件について審査するものとする。

(3) 標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、災対法施行令第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第6条第1項及び第2項に規定する標章(別記第4号様式)及び緊急通行車両確認証明書(別記第5号様式)に自動車登録番号有効期限及び通行日時、通行経路等を記載し、交付するものとする。

表1 届出済証の交付を受けている車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長	交通検問所 警察署
	高速道路交通警察隊長	高速道路交通警察隊本部 県警本部
	警察署長	

表2 届出済証の交付を受けていない車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長	交通検問所 警察署
	高速道路交通警察隊長	高速道路交通警察隊本部 県警本部
	警察署長	
知事	防災危機管理部危機管理課長 各地域振興事務所の地域振興課長	本庁 各地域振興事務所

③ 警戒宣言発令時の緊急通行車両の確認事務等

- (1) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、前記2の(1)と同等に行なうものとする。
- (2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前記2の(2)のアからウまでと同様に行ない、前記第2の1の(1)のイの(イ)に掲げる要件について審査を行なうものとする。
- (3) 地震法に基づく緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、地震法施行令第12条第2項及び大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和54年総理府令第38号)第6条に規定する緊急輸送車両確認証明書(別記第6号様式)及び標章の交付の措置をとるものとする。
- (4) 警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前記(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている車両は、前記2の(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている緊急通行車両とみなす。

④ 自衛隊用車両の事前届出の特例

災害応急対策に使用する自衛隊用車両については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 事前届出の申請

事前届出の申請については、自衛隊の部隊等の長が、交通規制課を経由して公安委員会に申請するものとする。

(2) 審査及び標章等の交付

申請車両が、自衛隊の行なう災害応急対策に使用されるものであると認められる場合は、あらかじめ標章及び緊急通行車両確認証明書を部隊等の長に対して交付しておくものとする。

(3) 災害発災時の確認

災害発災時において、部隊等の長は、前記(2)の標章を受けた車両のうち当該災害応急対策に使用する車両の自動車登録番号を、交通規制課長を経由し公安委員会に通知するものとし、その際公安委員会の指示を受け標章及び緊急通行車両確認証明書の記載事項欄に有効期限、通行日時、通行経路等必要な事項を書き込むものとする。

(4) 標章等の返納

部隊等の長は、災害対策終了後、標章及び緊急通行車両確認証明書を速やかに公安委員会に対し返納するものとする。

別 紙

1号様式

受理番号□□□-□□□□□□号

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 千葉県公安委員会 殿 申請者住所 □-□□-□ 氏名 印		地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 千葉県公安委員会 印	
自動車登録番号	□ □□□ □□ □□□□		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載)	1 警報(地震予知情報)の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保護衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等(具体的に備考欄に記載) 10 その他 11 緊急輸送(人) ※品名 1 飲料水・食料 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他()	備考	(注) 1 大規模災害特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行なわれたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、高速道路交通警察隊本部、交通検問所等に提出して所要の手續を受けてください。 2 届け出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、千葉県公安委員会(警察署又は警察本部交通規制課経由)に届け出てください。 3 次に該当するときには、この届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。
	使用者 住所 氏名 () 局 番		
出 発 地			
備 考			

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2：車両の用途欄の「10 その他」については、具体的な用途を備考欄へ記入してください。

3：緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">緊急通行車両確認証明書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 千葉県公安委員会 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin-left: 20px;"></div> </div>					
自動車登録番号					
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名を記載）	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難（救護）、救助その他保護 4 児童・生徒の応急の教育（教材運搬等） 5 施設、設備の応急復旧（整備・点検） 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等（具体的に備考欄へ記載） 10 その他 11 緊急輸送（ 人） <p>※ 品名等 1. 飲料水・食糧 2. 建築資材等 3. 衣料・寝具 4. 日用雑貨品 5. 医薬品 6. その他（ ） 7. 人員輸送</p>				
使用者	住所				
	氏名				
	() 局 番				
通行日時	月 日 : ~ 月 日 : の間				
通行経路	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black; text-align: center;">出発地</td> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black; text-align: center;">目的地</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table>	出発地	目的地		
出発地	目的地				
備考					

注： 1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。
 2 車両の用途欄の「10 その他」については、具体的な用途を備考欄へ記入してください。
 3 緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

地震防災 災 害	応急対策用 <p style="text-align: center;">緊 急 通 行 車 両 等 確 認 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>千葉県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	
自動車登録番号		
車両の用途（緊急輸 送を行う車両にあっ ては輸送人員又は品 名を記載）	1 警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難（救護）、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急の復旧（整備・点検） 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等（備考欄へ記載） 0 緊急輸送（ 人） ※ 品名等 1. 飲料水・食糧 2. 建築資材等 3. 衣料・寝具 4. 日用雑貨品 5. 医薬品 6. その他（ ）	
使用 者	住 所	
	氏 名	() 局 番
通 行 日 時	月 日 : ~ 月 日 : の間	
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

<h2 style="margin: 0;">緊急通行車両確認証明書</h2> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">千葉県知事 印</p>					
自動車登録番号					
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報（地震予知情報）の発令及び伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難（救護）、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急の復旧（整備・点検） 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等（備考欄に記載） <p>9 緊急輸送（ 人）</p> <p>※ 品名 1. 飲料水・食糧 2. 建築資材等 3. 衣料・寝具 4. 日用雑貨品 5. 医薬品 6. その他（ ）</p>				
使用者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">住所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏名</td> <td style="padding: 2px;">() 局 番</td> </tr> </table>	住所		氏名	() 局 番
住所					
氏名	() 局 番				
通行日時	月 日 : ~ 月 日 : の間				
通行経路	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">出 発 地</td> <td style="padding: 2px;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地		
出 発 地	目 的 地				
備考					

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

登録(車両)番号

緊急

有効期限

年

月

日

備考

- 1 色彩は、記号を黄色、「緊急」の文字及び外枠を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」を表示する部分を黒色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

2 自衛隊の災害派遣要請の様式<資料5-2>

第 号
年 月 日

様

千葉県知事

印

自衛隊の災害派遣について（要請）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定により下記のとおり派遣要請します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災 害 の 情 況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活 動 内 容

4 その他参考となるべき事項

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

市町村長

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災 害 の 情 況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活 動 内 容

4 その他参考となるべき事項

第 号
年 月 日

様

千葉県知事

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）

年 月 日付け 第 号で要請したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収を要請します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

市町村長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

3 自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書<資料5-3>

(表)

措 置 命 令 通 知 書 措 置 年 月 日 署長 殿 第1項の規定により 災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項の規定において準用する 第2項の規定により 措置命令 を行ったので、同条第6項の規定により、下記のとおり通知します。 措 置 所 属 氏 名 ⑩				
1 日 時	年 月 日 午 前 時 分 午 後			
2 場 所				
3 (命令・措置) を行った者	所属 氏名			
4	命 令 の 場 合	命 令 を 受 け た 者	住 所	
			氏 名	
			番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号	
	措 置 の 場 合	措 置 に 係 る 物 件 の (占 有 者 ・ 所 有 者 ・ 管 理 者)	住 所	
			氏 名	
			番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号	
5 (命令・措置) の内容				

(裏)

6 (命令・措置) を行っ た場所の前後の状況	
7 備 考	
備考 1 6には、破損を行った場合、破損の有無及び破損状況も記載すること。 2 ()内については、該当するものを○で囲むこと。 3 破損を行った場合には、破損前後の状況を撮影した写真を添付すること。 4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。	

用紙の大きさは、A4とする。

4 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表<資料5-4>

平成22年4月1日現在

	NO	離発着場名称	所在地		施設管理者	広さ		最寄消防	避難所との競合
			地名・地番	座標		巾×長さ(m)	区分		
千葉市	1	千葉ポートパーク	中央区中央港1丁目	N : 35,35,48.86 E : 140,06,20.51	千葉県港湾事務所	160×125	大	350m	なし
	2	青葉の森陸上競技場	中央区青葉町654	N : 35,35,29.40 E : 140,08,54.16	千葉県千葉地域整備センター	180×100	大	2400m	広域(一時)避難場所
	3	東大検見川グラウンド(北西)	花見川区朝日ヶ丘町	N : 35,39,20.07 E : 140,04,43.11	東京大学	310×125	大	750m	広域(一時)避難場所
	4	東大検見川グラウンド(南西)	花見川区朝日ヶ丘町	N : 35,39,17.42 E : 140,04,39.20	東京大学	500×135	大	750m	広域(一時)避難場所
	5	千葉県総合スポーツセンター	稲毛区天台町285	N : 35,38,43.04 E : 140,07,23.92	千葉県教育庁	180×100	大	1700m	広域(一時)避難場所
	6	了徳寺大学スポーツパーク(旧キャン厚生年金基金スポーツパークちば)	若葉区中田町2189	N : 35,36,27.45 E : 140,13,40.44	学校法人了徳寺大学	100×100	大	1600m	なし
	7	昭和の森第一駐車場	緑区土気町	N : 35,31,16.39 E : 140,17,17.94	市	150×60	中	2300m	広域(一時)避難場所
銚子市	8	高神小学校	犬吠崎10222-1	N : 35,42,15 E : 140,51,48	市教育委員会	90×80	中	200m	広域(一時)避難場所
	9	第六中学校	野尻町553	N : 35,45,93 E : 140,45,46	市教育委員会	50×60	中	700m	広域(一時)避難場所
	10	第七中学校	笹本町860-2	N : 35,47,44 E : 140,42,94	市教育委員会	80×80	中	5000m	広域(一時)避難場所
	11	第八中学校	八木町1777-1	N : 35,42,45 E : 140,44,54	市教育委員会	50×80	中	8700m	広域(一時)避難場所
	12	県立銚子商業高等学校	台町1781	N : 35,43,16 E : 140,49,64	千葉県教育庁	150×110	大	2200m	広域(一時)避難場所
	13	桜井町運動公園	桜井町	N : 35,47,39 E : 140,43,29	市	80×110	中	4500m	広域(一時)避難場所
市川市	14	中山競馬場駐車場	船橋市古作94	N : 35,43,01 E : 139,57,40	日本中央競馬会	75×85	中	1000m	なし
	15	国府台公園競技場	国府台1-6-4	N : 35,44,25 E : 139,54,42	市	90×100	中	250m	広域(一時)避難場所
	16	第三中学校	曾谷3-2-1	N : 35,44,12 E : 139,56,07	市教育委員会	50×60	中	750m	広域(一時)避難場所 避難施設と隣接、同一敷地
	17	第七中学校	未広1-1-48	N : 35,40,57 E : 139,55,12	市教育委員会	50×80	中	750m	広域(一時)避難場所 避難施設と隣接、同一敷地
	18	大洲防災公園	大洲1-18	N : 35,42,57 E : 139,54,53	市	100×70	中	150m	広域(一時)避難場所
	19	江戸川河川敷緑地	河原地先	N : 35,42,10 E : 139,55,13	国土交通省江戸川河川敷緑地	100×100	大	2500m	広域(一時)避難場所
	20	市川塩浜駅地区再整備事業用地(塩浜ヤード用地)	塩浜2-3-1	N : 35,39,42 E : 139,55,19	市	100×100	大	2000m	広域(一時)避難場所
	21	広尾防災公園	広尾2-3-2	N : 35,40,40 E : 139,53,24	市	70×100	中	250m	広域(一時)避難場所
船橋市	22	JRA中山競馬場	船橋市古作1-1	N : 35,43,19 E : 139,57,57	日本中央競馬会	80×70	中	1012m	広域(一時)避難場所
	23	県立行田公園	行田2-5	N : 35,42,57 E : 139,58,38	県知事	220×140	大	264m	広域(一時)避難場所
	24	船橋市中央卸市場	市場1-8-1	N : 35,42,03 E : 139,59,47	市	130×50	中	902m	広域(一時)避難場所
	25	宮本中学校	東船橋7-8-1	N : 35,41,30 E : 140,00,12	市教育委員会	130×70	中	924m	避難施設と隣接
	26	船橋市運動公園(陸上競技場)	夏見台6-4-1	N : 35,43,37 E : 139,59,57	市	160×80	中	1254m	広域(一時)避難場所
	27	船橋市薬円台公園	薬円台4-25-19	N : 35,42,31 E : 140,03,09	市	80×64	中	550m	広域(一時)避難場所
	28	日本大学理工学部グラウンド	習志野台7-24-1	N : 35,43,24 E : 140,03,35	日本大学	600×125	大	1430m	避難施設と隣接、同一敷地
	29	御滝中学校	金杉6-5-1	N : 35,44,02 E : 140,01,16	市教育委員会	110×90	中	1760m	避難施設と隣接、同一敷地
	30	豊富中学校	豊富町12	N : 35,45,32 E : 140,04,00	市教育委員会	110×50	中	2838m	避難施設と隣接、同一敷地
	31	船橋市法典公園(グラスボ)	藤原5-9-10	N : 35,44,20 E : 139,58,56	市教育委員会	125×75	中	1892m	広域(一時)避難場所
	館山市	32	第一中学校	那古954	N : 34,59,50 E : 139,53,40	市教育委員会	180×150	大	4000m
33		市営市民運動場 野球場	正木4304-2	N : 35,00,31 E : 139,51,43	市教育委員会	80×80	中	3000m	なし
34		北条小学校	北条456	N : 35,59,32 E : 139,52,35	市教育委員会	80×130	中	300m	広域(一時)避難場所

	NO	離発着場名称	所在地		施設管理者	広さ		最寄消防	避難所との競合
			地名・地番	座標		巾×長さ(m)	区分		
木更津市	35	木更津第一中学校	中央1-10-1	N: 35,22,56 E: 139,55,44	市教育委員会	100×123	大	2100m	広域(一時)避難場所
木更津市	36	木更津市営球場	清見台1-6-7	N: 35,22,59 E: 139,56,53	市	135×120	大	700m	なし
	37	富来田中学校	真里谷275	N: 35,21,57 E: 140,04,10	市教育委員会	120×200	大	500m	広域(一時)避難場所
	38	岩根中学校	高柳3-7-49	N: 35,24,32 E: 139,56,55	市教育委員会	140×80	中	800m	広域(一時)避難場所
	39	金田中学校	中島2820	N: 35,25,26 E: 139,55,44	市教育委員会	110×60	中	1400m	広域(一時)避難場所
	40	畑沢中学校	畑沢1053-1	N: 35,20,42 E: 139,55,03	市教育委員会	140×80	中	1900m	広域(一時)避難場所
	41	東清小学校	菅生114	N: 35,23,09 E: 139,59,11	市教育委員会	130×70	中	1500m	広域(一時)避難場所
	42	鎌足小学校	矢那609	N: 35,21,00 E: 139,58,45	市教育委員会	100×50	中	6000m	なし
	43	桜井運動場	桜井新町4-2	N: 35,21,43 E: 139,55,26	市教育委員会	140×105	大	1500m	広域(一時)避難場所
松戸市	44	21世紀の森と広場	千駄堀269	N: 35,48,09 E: 139,56,20	市長(公園緑地課)	100×40	小	1200m	広域(一時)避難場所
	45	松戸運動公園(陸上競技場)	千駄堀4438	N: 35,47,49 E: 139,55,35	市長(スポーツ課)	130×70	中	1400m	広域(一時)避難場所
	46	江戸川河川敷(古ヶ崎スポーツ広場)	古ヶ崎地先	N: 35,48,08 E: 139,53,32	国土交通省江戸川河川事務所	100×50	中	3000m	広域(一時)避難場所
	47	金ヶ作公園(野球場)	常磐平3-27	N: 35,47,47 E: 139,57,16	市長(公園緑地課)	130×70	中	900m	広域(一時)避難場所
	48	六実中央公園	六高台3	N: 35,47,57 E: 139,59,15	市長(公園緑地課)	80×80	中	400m	広域(一時)避難場所
	49	市立松戸高校	紙敷2-7-5	N: 35,46,29 E: 139,57,01	市教育委員会(学校長)	130×60	中	1800m	避難施設と隣接、同一敷地
	50	東部スポーツパーク(野球場)	高塚新田352	N: 35,45,53 E: 139,56,17	市長(東部クインセンター)	80×80	中	200m	広域(一時)避難場所
	51	県立松戸矢切高等学校	中矢切54	N: 35,45,56 E: 139,53,14	千葉県教育庁(学校長)	150×80	中	2700m	避難施設と隣接、同一敷地
	52	千葉県西部防災センター	松戸558-3	N: 35,46,24 E: 139,54,07	県	50×40	小	1400m	なし
	53	江戸川河川敷(上葛飾橋南側)	古ヶ崎地先	N: 35,47,43 E: 139,53,23	国土交通省江戸川河川事務所	90×30	小	800m	広域(一時)避難場所
	54	県立松戸馬橋高等学校	旭町1-7-1	N: 35,48,51 E: 139,53,59	千葉県教育庁(学校長)	90×90	中	1300m	避難施設と隣接、同一敷地
	55	県立小金高等学校	新松戸北2-14-1	N: 35,49,56 E: 139,54,43	千葉県教育庁(学校長)	160×80	中	1400m	広域(一時)避難場所
野田市	56	野田市総合公園多目的広場	清水字川通地先	N: 35,57,45 E: 139,51,06	市	120×80	中	3000m	なし
	57	野田市文化センター駐車場	鶴奉5番地の1	N: 35,57,22 E: 139,52,22	市	34×70	小	100m	なし
	58	川間駅南中央公園	岩名2丁目39番地	N: 35,58,24 E: 139,50,13	市	90×90	中	3000m	なし
	59	梅郷4号公園	三ツ堀969番地	N: 35,56,22 E: 139,54,53	市	60×30	小	2400m	なし
	60	関宿中央小学校	東宝珠花234番地1	N: 36,01,28 E: 139,49,24	市教育委員会	80×50	中	350m	避難施設と隣接、同一敷地
茂原市	61	県立長生高等学校	高師286	N: 35,25,58 E: 140,17,53	千葉県教育長	210×64	中	1500m	避難施設と隣接、同一敷地
	62	早野中学校	早野206-1	N: 35,24,58 E: 140,17,53	市教育委員会	180×70	中	2000m	避難施設と隣接、同一敷地
成田市	63	八生第1スポーツ広場	宝田1733	N: 35,49,00 E: 140,18,15	市教育委員会	70×70	中	6700m	なし
	64	中郷スポーツ広場	新泉19	N: 35,48,23 E: 140,21,27	市教育委員会	70×50	中	5600m	なし
	65	久住第1スポーツ広場	久住中央4-23-1	N: 35,50,23 E: 140,20,7	市教育委員会	60×50	中	1900m	なし
	66	久住第2スポーツ広場	小泉1131	N: 35,48,54 E: 140,22,10	市教育委員会	50×50	中	5600m	なし
	67	豊住第1スポーツ広場	南羽鳥570-20	N: 35,49,36 E: 140,17,48	市教育委員会	60×50	中	4700m	なし
	68	遠山スポーツ広場	本城103-22	N: 35,44,11 E: 140,22,50	市教育委員会	65×65	中	1500m	なし
	69	後谷津公園	中台2-23	N: 35,46,48 E: 140,17,45	市	90×70	中	1100m	なし
	70	大谷津運動公園多目的広場	押畑952-3	N: 35,47,43 E: 140,18,45	市	80×65	中	3800m	なし

	NO	離発着場名称	所在地		施設管理者	広さ		最寄消防	避難所との競合	
			地名・地番	座標		市×長さ(m)	区分			
成田市	71	成田国際空港	成田国際空港内 NAAビル	N : 35,45,13 E : 140,23,35	成田国際空港 (株)	50×30	小	1500m	なし	
	72	下総運動公園野球場	高岡1435	N : 35,52,15 E : 140,21,30	市	100×100	大	4800m	広域(一時)避難場所	
	73	利根川河川敷(高岡地先)	高岡地先	N : 35,52,59 E : 140,21,04	市	100×100	大	4800m	なし	
	74	大栄運動場	一坪田388	N : 35,49,04 E : 140,25,16	市教育委員会	65×88	中	2400m	広域(一時)避難場所	
	75	大栄中学校	伊能125	N : 35,49,55 E : 140,25,32	市教育委員会	80×90	中	1800m	広域(一時)避難場所	
	76	利根川河川敷(竜台地先)	竜台地先	N : 35,52,07 E : 140,17,22	市	100×100	大	7000m	なし	
佐倉市	77	佐倉小学校	新町78番地4	N : 35,43,18 E : 140,14,5	市教育委員会	70×100	中	1400m	広域(一時)避難場所	
	78	内郷小学校	岩名870番地	N : 35,44,16 E : 140,13,23	市教育委員会	50×70	中	1600m	広域(一時)避難場所	
	79	志津小学校	上座1156-2	N : 35,43,31 E : 140,09,43	市教育委員会	80×120	中	1000m	広域(一時)避難場所	
	80	上志津小学校	上志津1752	N : 35,42,53 E : 140,08,57	市教育委員会	60×60	中	800m	広域(一時)避難場所	
	81	臼井小学校	臼井田2395番地	N : 35,44,11 E : 140,10,59	市教育委員会	100×100	大	1500m	広域(一時)避難場所	
	82	印南小学校	印南22番地1	N : 35,43,36 E : 140,12,29	市教育委員会	60×100	中	100m	広域(一時)避難場所	
	83	根郷小学校	城454番地	N : 35,41,36 E : 140,13,57	市教育委員会	90×140	中	2400m	広域(一時)避難場所	
	84	和田小学校	直弥59番地1	N : 35,41,43 E : 140,15,33	市教育委員会	80×80	中	2500m	広域(一時)避難場所	
	85	弥富小学校	岩富町145	N : 35,38,59 E : 140,14,11	市教育委員会	50×130	中	2500m	広域(一時)避難場所	
	86	千代田小学校	吉見553	N : 35,42,37 E : 140,11,17	市教育委員会	60×70	中	1500m	広域(一時)避難場所	
	87	井野小学校	井野834番地	N : 35,43,52 E : 140,08,47	市教育委員会	90×100	中	700m	広域(一時)避難場所	
	88	佐倉中学校	城内町117番地10	N : 35,43,15 E : 140,13,20	市教育委員会	100×100	大	1200m	広域(一時)避難場所	
	89	志津中学校	井野1376番地	N : 35,43,25 E : 140,08,47	市教育委員会	80×80	中	1200m	広域(一時)避難場所	
	90	南部中学校	神門432-1	N : 35,40,47 E : 140,14,12	市教育委員会	60×100	中	800m	広域(一時)避難場所	
	91	佐倉城址公園自由広場	城内町官有無番地	N : 35,43,13 E : 140,13,10	市	100×120	大	1100m	なし	
	92	岩名陸上競技場	岩名753番地	N : 35,44,20 E : 140,13,26	市	106×70	中	1800m	なし	
	93	山王公園	山王2丁目9番地1	N : 35,41,00 E : 140,12,33	市	85×70	中	3000m	なし	
	東金市	94	東金中学校	堀上111番地	N : 35,33,06 E : 140,22,30	学校長	170×110	大	1100m	広域(一時)避難場所
		95	東中学校	田間953番地	N : 35,30,05 E : 140,23,05	学校長	100×110	大	2100m	広域(一時)避難場所
96		西中学校	台方1327番地	N : 35,32,50 E : 140,20,55	学校長	100×120	大	2800m	広域(一時)避難場所	
97		日吉台小学校	日吉台2-32-1	N : 35,34,10 E : 140,20,55	市教育委員会	50×100	中	3500m	広域(一時)避難場所	
98		福岡小学校	砂古瀬422-1	N : 35,30,35 E : 140,22,55	市教育委員会	70×120	中	7700m	広域(一時)避難場所	
99		家徳スポーツ広場	家徳260番地1	N : 35,32,50 E : 140,23,25	東金文化スポーツ振興財団理事長	100×110	大	2600m	広域(一時)避難場所	
100		東金青年の森運動公園	松之郷186	N : 35,34,30 E : 140,22,35	東金文化スポーツ振興財団	90×70	中	2300m	広域(一時)避難場所	
101		県立東金商業高等学校	松之郷1641	N : 35,34,30 E : 140,20,00	千葉県教育庁	70×150	中	2700m	広域(一時)避難場所	
102		千葉県警察学校	土農田28	N : 35,34,20 E : 140,24,55	千葉県警察本部	80×120	中	6500m	広域(一時)避難場所	
103		千葉県農業大学校	家之子1059番地	N : 35,35,05 E : 140,22,55	千葉県知事	100×110	大	4300m	広域(一時)避難場所	
旭市	104	第一中学校	ハの2304	N : 35,42,22 E : 140,38,53	市教育委員会	140×80	中	2600m	広域(一時)避難場所	
	105	第二中学校	ニの2510-1	N : 35,42,54 E : 140,38,55	市教育委員会	50×130	中	1900m	広域(一時)避難場所	
	106	中央小学校	ハの74	N : 35,42,47 E : 140,39,26	市教育委員会	90×160	中	1500m	広域(一時)避難場所	
	107	矢指小学校	椎名内1278	N : 35,41,58 E : 140,40,18	市教育委員会	50×100	中	2800m	広域(一時)避難場所	

	NO	離発着場名称	所在地		施設管理者	広さ		最寄消防	避難所との競合	
			地名・地番	座標		市×長さ(m)	区分			
旭市	108	富浦小学校	中里3383-2	N: 35,41,30 E: 140,38,12	市教育委員会	50×100	中	4500m	広域(一時)避難場所	
	109	豊畑小学校	井戸野2738-2	N: 35,42,26 E: 140,37,03	市教育委員会	60×90	中	4900m	広域(一時)避難場所	
	110	干潟小学校	鎌数9508	N: 35,43,03 E: 140,36,27	市教育委員会	50×60	中	5400m	広域(一時)避難場所	
	111	共和小学校	新町563	N: 35,44,21 E: 140,38,29	市教育委員会	50×140	中	3000m	広域(一時)避難場所	
	112	琴田小学校	琴田2864-1	N: 35,44,08 E: 140,39,36	市教育委員会	50×140	中	1400m	広域(一時)避難場所	
	113	旭スポーツの森公園芝生広場	二の5491	N: 35,43,08 E: 140,37,56	市	200×200	大	3200m	広域(一時)避難場所	
	114	旭中央病院ヘリポート	イの1326	N: 35,42,50 E: 140,40,00	市	100×100	大	1100m	なし	
	115	日清紡績旭テストコース	鎌数1326	N: 35,43,34 E: 140,36,52	日清紡績(株)	1460×120	大	4400m	広域(一時)避難場所	
	116	旧海上中学校	後草2295	N: 35,43,27 E: 140,41,26	市教育委員会	120×100	大	500m	避難施設と隣接、同一敷地	
	117	滝郷小学校	清滝821	N: 35,45,29 E: 140,41,23	市教育委員会	60×40	中	4000m	広域(一時)避難場所	
	118	海上コミュニティ運動公園	高生7	N: 35,43,48 E: 140,41,42	市	120×110	大	100m	広域(一時)避難場所	
	119	飯岡小学校第2グラウンド	飯岡2020-1	N: 35,42,02 E: 140,43,31	市教育委員会	80×60	小	800m	避難施設と隣接、同一敷地	
	120	三川小学校	三川4643	N: 35,42,23 E: 140,42,09	市教育委員会	80×120	中	2700m	避難施設と隣接、同一敷地	
	121	いいおかふれあいスポーツ公園	横根3550	N: 35,42,38 E: 140,42,49	市教育委員会	75×170	中	2200m	避難施設と隣接、同一敷地	
	122	防衛庁技術研究本部 第2研究所飯岡支所	塙3847	N: 35,43,37 E: 140,44,47	防衛庁	500×500	大	3900m	広域(一時)避難場所	
	123	飯岡野球場	三川5885-2	N: 35,41,57 E: 140,41,39	市教育委員会	80×80	中	3200m	広域(一時)避難場所	
	124	干潟中学校	入野2170-3	N: 35,46,01 E: 140,37,25	市教育委員会	100×150	大	700m	避難施設と隣接、同一敷地	
	125	古城小学校	鑄木2699	N: 35,45,23 E: 140,35,45	市教育委員会	70×110	中	2000m	避難施設と隣接、同一敷地	
	126	旭文化の杜公園「ふれあい広場」	ハの250-1	N: 35,42,37 E: 140,38,57	市	110×76	中	1900m	広域(一時)避難場所	
	習志野市	127	秋津総合運動公園	秋津3-7	N: 35,40,00 E: 140,00,56	市	120×80	中	10m	広域(一時)避難場所
		128	袖ヶ浦運動公園	袖ヶ浦5-1	N: 35,41,46 E: 140,04,21	市	100×80	中	10000m	広域(一時)避難場所
	柏市	129	柏市利根運動広場	弁天下地先	N: 35,54,28 E: 140,00,14	市教育委員会	450×75	中	2000m	なし
		130	富勢運動場	根戸507	N: 35,53,04 E: 139,59,43	市教育委員会	110×90	中	500m	広域(一時)避難場所
		131	田中中学校グラウンド	大室250	N: 35,54,15 E: 139,57,27	市教育委員会	110×60	中	180m	広域(一時)避難場所 避難施設と隣接、同一敷地
		132	柏中学校グラウンド	明原4丁目1-1	N: 35,51,55 E: 139,57,50	市教育委員会	110×70	中	1500m	広域(一時)避難場所 避難施設と隣接、同一敷地
		133	名戸ヶ谷小学校グラウンド	名戸ヶ谷474	N: 35,50,47 E: 139,59,06	市教育委員会	160×70	中	2600m	広域(一時)避難場所 避難施設と隣接、同一敷地
134		光ヶ丘中学校グラウンド	光ヶ丘4丁目23-1	N: 35,49,45 E: 139,57,55	市教育委員会	110×90	中	1400m	広域(一時)避難場所 避難施設と隣接、同一敷地	
135		逆井中学校グラウンド	逆井555	N: 35,49,04 E: 139,59,08	市教育委員会	105×90	中	1500m	広域(一時)避難場所 避難施設と隣接、同一敷地	
136		大堀川防災レクリエーション公園	篠籠田字初音地先	N: 35,52,23 E: 139,58,27	市	300×120	大	3700m	なし	
137		手賀の丘公園運動場	片山294	N: 35,50,30 E: 140,03,42	市	68×120	中	5000m	なし	
138		中原ふれあい防災公園	中原1丁目1-28	N: 35,49,39 E: 139,58,05	市	30×50	小	1500m	広域(一時)避難場所	
勝浦市	139	勝浦市宮野球場	沢倉523-1	N: 35,08,58 E: 140,19,30	市教育長	120×130	大	800m	広域(一時)避難場所	
	140	勝浦中学校	出水1145	N: 35,09,02 E: 140,19,14	学校長	160×110	大	900m	広域(一時)避難場所	
	141	北中学校	小羽戸58-2	N: 35,10,33 E: 140,16,14	学校長	150×78	中	10000m	避難施設と隣接、同一敷地	

NO	離発着場名称	所在地		施設管理者	広さ		最寄消防	避難所との競合
		地名・地番	座標		市×長さ(m)	区分		
142	姉崎運動広場	椎津1550	N: 35,27,24 E: 140,02,17	市	85×80	中	3200m	なし
143	市原スポレクパーク	菊間775	N: 35,32,06 E: 140,08,14	市	250×150	大	2300m	なし
144	臨海競技場	岩崎268	N: 35,31,25 E: 140,04,22	市	130×70	大	2800m	なし
145	市津運動広場	潤井戸11-2	N: 35,30,55 E: 140,11,05	市	150×85	中	50m	なし
146	南総運動広場	奉免166-1	N: 35,24,09 E: 140,08,41	市	85×85	中	1500m	なし
147	三和運動広場	磯ヶ谷1606-2	N: 35,27,23 E: 140,08,10	市	80×50	中	4700m	広域(一時)避難場所 避難施設と隣接、同一敷地
148	加茂支所北側空地	平野583-3	N: 35,19,56 E: 140,09,06	市	30×40	小	500m	なし
149	朝生原ミニ運動広場	朝生原797-2	N: 35,15,43 E: 140,09,49	市教育委員会	40×40	小	9800m	なし
150	明神小学校	姉崎1850	N: 35,28,32 E: 140,03,16	市教育委員会(学校長)	80×65	中	1200m	広域(一時)避難場所
151	京葉高等学校	島野222	N: 35,29,46 E: 140,05,13	千葉県教育庁(学校長)	130×100	大	3200m	広域(一時)避難場所
152	五井小学校	五井東1-6-3	N: 35,30,41 E: 140,05,56	市教育委員会(学校長)	100×75	中	1500m	広域(一時)避難場所
153	八幡運動公園	八幡1050-3	N: 35,32,05 E: 140,07,08	市	70×100	中	1900m	広域(一時)避難場所
154	八幡中学校	八幡500	N: 35,31,43 E: 140,07,42	市教育委員会(学校長)	90×75	中	1000m	広域(一時)避難場所
155	辰巳台中学校	辰巳台東2-2	N: 35,31,03 E: 140,09,29	市教育委員会(学校長)	150×90	中	3100m	広域(一時)避難場所
156	渥津中学校	潤井戸2297-2	N: 35,29,47 E: 140,11,05	市教育委員会(学校長)	120×75	中	2200m	広域(一時)避難場所
157	三和中学校	磯ヶ谷1703	N: 35,27,23 E: 140,08,00	市教育委員会(学校長)	100×80	中	4700m	広域(一時)避難場所
158	市原高等学校	牛久657	N: 35,23,58 E: 140,08,29	千葉県教育庁(学校長)	60×120	中	1700m	広域(一時)避難場所
159	加茂中学校	平野123	N: 35,19,46 E: 140,08,57	市教育委員会(学校長)	100×90	中	500m	広域(一時)避難場所
160	有秋中学校	不入斗1200	N: 35,27,05 E: 140,03,08	市教育委員会(学校長)	110×55	中	600m	広域(一時)避難場所
161	国分寺台中学校	南国分寺台2-1	N: 35,29,21 E: 140,06,56	市教育委員会(学校長)	75×95	中	800m	広域(一時)避難場所
162	ちはら台南中学校	ちはら台南5-3-1	N: 35,31,31 E: 140,11,28	市教育委員会(学校長)	105×80	中	2400m	広域(一時)避難場所
163	市東中学校	東国吉356	N: 35,30,28 E: 140,12,59	市教育委員会(学校長)	100×70	中	4100	広域(一時)避難場所
164	平三小学校	平蔵808	N: 35,19,55 E: 140,12,41	市教育委員会(学校長)	30×65	小	10000m	広域(一時)避難場所
165	寺谷小学校	寺谷687-1	N: 35,24,19 E: 140,06,29	市教育委員会(学校長)	65×75	中	4700m	広域(一時)避難場所
166	牛久小学校	皆吉933-2	N: 35,23,33 E: 140,08,29	市教育委員会(学校長)	50×70	中	1800m	広域(一時)避難場所
167	内田小学校	島田20	N: 35,24,04 E: 140,10,40	市教育委員会(学校長)	45×65	小	2800m	広域(一時)避難場所
168	鶴舞小学校	鶴舞708	N: 35,22,52 E: 140,11,11	市教育委員会(学校長)	55×80	中	4000m	広域(一時)避難場所
169	高滝小学校	養老1012-1	N: 35,21,13 E: 140,09,27	市教育委員会(学校長)	65×55	中	2700m	広域(一時)避難場所
170	富山小学校	古敷谷2252	N: 35,19,46 E: 140,10,20	市教育委員会(学校長)	70×30	小	3800m	広域(一時)避難場所
171	里見小学校	徳氏541-1	N: 35,18,50 E: 140,09,12	市教育委員会(学校長)	35×60	小	2500m	広域(一時)避難場所
172	白鳥小学校	大久保547-1	N: 35,16,46 E: 140,09,01	市教育委員会(学校長)	40×65	小	6900m	広域(一時)避難場所
173	流山市上耕地運動場	南267	N: 35,53,05 E: 139,54,07	市教育委員会	150×125	大	1400m	なし
174	流山市総合運動公園陸上競技場	野々下1-29-4	N: 35,51,19 E: 139,55,16	市教育委員会	150×75	中	3000m	広域(一時)避難場所
175	八千代総合運動公園	萱田253	N: 35,43,16.43 E: 140,06,54.37	市	170×80	中	1500m	広域(一時)避難場所
176	阿蘇中学校	米本1914	N: 35,44,28.66 E: 140,07,36.05	市教育委員会	90×115	中	600m	なし
177	手賀沼公園多目的広場	若松2	N: 35,51,56 E: 140,00,52	市	70×60	中	1000m	広域(一時)避難場所
178	湖北台中央公園	湖北台7-5	N: 35,51,43 E: 140,04,17	市	100×100	大	500m	広域(一時)避難場所
179	利根川ゆうゆう公園	古戸1187地先ほか	N: 35,52,27 E: 140,06,35	市	100×100	大	3400m	なし

	NO	離発着場名称	所在地		施設管理者	広さ		最寄消防	避難所との競合
			地名・地番	座標		市×長さ(m)	区分		
鴨川市	180	鴨川市総合運動施設 陸上競技場	太尾866-1	N : 35,06,49 E : 140,04,43	市教育委員会	100×150	大	3500m	なし
	181	県立長狭高等学校	横渚100	N : 35,06,31 E : 140,05,49	千葉県教育庁	100×80	中	1300m	避難施設と隣接、同一敷地
	182	長狭学園	宮山176	N : 35,07,48 E : 140,01,01	市教育委員会	60×130	中	5100m	避難施設と隣接、同一敷地
	183	鴨川市大川面運動公園	大川面32	N : 35,08,13 E : 140,01,04	市教育委員会	50×100	中	5600m	なし
	184	鴨川市総合運動施設 野球場	太尾866-1	N : 35,06,46 E : 140,04,47	市教育委員会	80×80	中	3000m	なし
	185	天津小学校運動場	天津1166	N : 35,07,27 E : 140,09,15	市教育委員会	60×40	小	4000m	避難施設と隣接、同一敷地
	186	小湊小学校運動場	内浦1923	N : 35,07,40 E : 140,11,37	市教育委員会	75×70	中	1000m	避難施設と隣接、同一敷地
鎌ヶ谷市	187	市制記念公園	初富924-6	N : 35,46,47 E : 140,00,32	市	120×120	大	1000m	広域(一時)避難場所
	188	陸上競技場	初富924-283	N : 35,46,41 E : 140,00,54	市	185×125	大	2000m	避難施設と隣接、同一敷地
	189	第三中学校	栗野450	N : 35,46,54 E : 139,59,58	市教育委員会	110×75	中	1500m	避難施設と隣接、同一敷地
	190	第四中学校	中沢1024-1	N : 35,45,38 E : 139,58,59	市教育委員会	110×70	中	4000m	避難施設と隣接、同一敷地
	191	第五中学校	初富806-262	N : 35,46,37 E : 140,01,29	市教育委員会	150×95	中	3000m	避難施設と隣接、同一敷地
	192	県立鎌ヶ谷高等学校	東道野辺1-4-1	N : 35,45,15 E : 139,59,52	千葉県教育庁	280×150	大	3000m	避難施設と隣接、同一敷地
	193	県立鎌ヶ谷西高等学校	初富284-7	N : 35,47,09 E : 139,59,30	千葉県教育庁	105×60	中	1000m	避難施設と隣接、同一敷地
君津市	194	貞元小学校	上湯江1655	N : 35,19,05 E : 139,54,15	市教育委員会	75×120	中	1800m	避難施設と隣接、同一敷地
	195	大和田小学校	大和田425	N : 35,20,13 E : 139,55,48	市教育委員会	60×130	中	4300m	避難施設と隣接、同一敷地
	196	周南中学校	宮下1-4-1	N : 35,17,50 E : 139,55,48	市教育委員会	110×220	大	3500m	避難施設と隣接、同一敷地
	197	内みのわ運動公園	内箕輪1-1-1	N : 35,18,21 E : 139,55,50	市	160×125	大	1700m	広域(一時)避難場所
	198	中小学校	中島678	N : 35,18,02 E : 139,57,42	市教育委員会	80×130	中	4300m	避難施設と隣接、同一敷地
	199	小糸スポーツ広場	塚原51	N : 35,17,52 E : 139,59,00	市教育委員会	120×120	大	2900m	広域(一時)避難場所
	200	秋元小学校	西栗倉36	N : 35,15,00 E : 139,59,57	市教育委員会	60×70	中	3900m	避難施設と隣接、同一敷地
	201	清和中学校	東日笠522	N : 35,13,52 E : 140,00,16	市教育委員会	110×180	大	5800m	避難施設と隣接、同一敷地
	202	小櫃中学校	俵田1110	N : 35,19,19 E : 140,03,26	市教育委員会	65×120	中	3800m	避難施設と隣接、同一敷地
	203	松丘中学校	広岡994	N : 35,14,52 E : 140,03,41	市教育委員会	80×130	中	1200m	避難施設と隣接、同一敷地
	204	亀山中学校	坂畑223-1	N : 35,13,50 E : 140,06,00	市教育委員会	90×130	中	6300m	避難施設と隣接、同一敷地
	205	久留里スポーツ広場	久留里市場368-1	N : 35,17,34 E : 140,04,36	市教育委員会	120×120	大	100m	広域(一時)避難場所
富津市	206	富津中学校	下飯野1135	N : 35,19,04 E : 139,53,23	市教育委員会	108×118	大	2300m	広域(一時)避難場所
	207	佐貫小学校	鶴岡988	N : 35,15,24 E : 139,53,07	市教育委員会	110×100	大	3000m	広域(一時)避難場所
	208	天羽中学校	岩坂108	N : 35,13,15 E : 139,52,49	市教育委員会	120×125	大	1700m	広域(一時)避難場所
	209	富津運動広場	富津680	N : 35,18,19 E : 139,49,31	市教育委員会	95×95	中	3500m	広域(一時)避難場所
浦安市	210	中央公園・野球場	富岡4-25	N : 35,38,41 E : 139,53,54	市	100×100	大	600m	広域(一時)避難場所
	211	総合運動公園・野球場	舞浜2-27	N : 35,37,44 E : 139,53,29	市	140×100	大	2000m	広域(一時)避難場所
四街道市	212	四街道総合公園(多目的運動場)	和田161	N : 35,39,05 E : 140,11,35	市	120×110	大	2600m	広域(一時)避難場所

	NO	離発着場名称	所在地		施設管理者	広さ		最寄消防	避難所との競合	
			地名・地番	座標		市×長さ(m)	区分			
袖ヶ浦市	213	昭和中学校	神納3204	N : 35,25,59 E : 139,58,03	学校長	130×110	大	450m	避難施設と隣接、同一敷地	
	214	袖ヶ浦市総合運動場	坂戸市場1566	N : 35,25,21 E : 139,57,06	市	100×180	大	1800m	なし	
	215	長浦中学校	久保田129	N : 35,26,45 E : 139,59,58	学校長	120×110	大	1400m	避難施設と隣接、同一敷地	
	216	根形中学校	三ツ作741	N : 35,25,05 E : 139,59,46	学校長	100×180	大	3600m	避難施設と隣接、同一敷地	
	217	平川中学校	横田500	N : 35,23,38 E : 140,02,06	学校長	160×160	大	250m	避難施設と隣接、同一敷地	
	218	平岡小学校	野里1503	N : 35,24,18 E : 140,02,41	学校長	120×50	中	1900m	避難施設と隣接、同一敷地	
	219	中川小学校	横田2583	N : 35,23,14 E : 140,20,52	学校長	100×100	大	2000m	避難施設と隣接、同一敷地	
	220	蔵波小学校	蔵波台4-19-1	N : 35,26,23 E : 139,59,32	学校長	90×100	中	1200m	避難施設と隣接、同一敷地	
	221	奈良輪小学校	奈良輪425-1	N : 35,25,59 E : 139,58,03	学校長	100×100	大	650m	避難施設と隣接、同一敷地	
	八街市	222	八街市スポーツプラザ	八街い84-10	N : 35,38,42 E : 140,16,43	市教育委員会	126×82	中	3470m	広域(一時)避難場所
		223	八街中央中学校	八街ほ591	N : 35,39,21 E : 140,18,52	市教育委員会	164×106	大	隣接	広域(一時)避難場所
224		八街市富中央グラウンド	八街ほ35	N : 35,39,44 E : 140,19,03	市教育委員会	100×100	大	730m	避難施設と隣接、同一敷地	
印西市	225	松山下公園(陸上競技場)	浦部275	N : 35,49,17 E : 140,7,10	市長	100×70	中	4000m	広域(一時)避難場所	
	226	東京電機大学 千葉ニュータウンキャンパ	武西学園台2-1200	N : , , E : , ,	学校法人東京電機大学理事長	130×100	大	1400m	広域(一時)避難場所	
	227	印旛中央公園運動場	瀬戸1512	N : 35,40,51 E : 140,13,31	市長	100×40	中	2200m	広域(一時)避難場所	
	228	宗像小学校	岩戸1680	N : 35,46,02 E : 140,10,11	市教育委員会	100×20	小	4700m	なし	
	229	六合小学校	瀬戸1580	N : 35,46,47 E : 140,13,50	市教育委員会	100×20	小	2600m	広域(一時)避難場所	
	230	平賀小学校	平賀1161-2	N : 35,35,35 E : 140,26,25	市教育委員会	100×20	小	6000m	広域(一時)避難場所	
	231	西部地区公園	岩戸2869	N : 35,45,40 E : 140,10,00	市長	100×135	大	5100m	なし	
	232	本笠スポーツプラザ	中根1412	N : 35,48,27 E : 140,12,07	市長	110×55	中	900m	避難施設と隣接、同一敷地	
	233	本笠第一小学校	中根1281-2	N : 35,48,12 E : 140,11,54	市教育委員会	70×65	中	1300m	広域(一時)避難場所	
	234	本笠第二小学校	笠神1745	N : 35,49,26 E : 140,13,04	市教育委員会	80×70	中	2500m	避難施設と隣接、同一敷地	
	235	滝野小学校	滝野5-1	N : 35,48,21 E : 140,10,43	市教育委員会	90×65	中	3800m	避難施設と隣接、同一敷地	
	236	本笠中学校	笠神250	N : 35,48,49 E : 140,12,09	市教育委員会	75×60	中	1000m	避難施設と隣接、同一敷地	
	237	滝野公園	滝野4-2	N : 35,48,16 E : 140,10,29	市長	90×90	中	3800m	避難施設と隣接、同一敷地	
	白井市	238	白井中学校	根54	N : 35,47,50 E : 140,03,35	市教育委員会	100×55	中	1000m	広域(一時)避難場所
239		南山中学校	南山1-6-1	N : 35,46,40 E : 140,03,41	市教育委員会	100×80	中	1300m	広域(一時)避難場所	
240		池の上小学校	池の上2-21	N : 35,46,28 E : 140,03,04	市教育委員会	90×60	中	2000m	広域(一時)避難場所	
241		清水口小学校	清水口2-3-1	N : 35,47,08 E : 140,02,16	市教育委員会	110×90	中	1000m	広域(一時)避難場所	
242		大山口中学校	大山口2-1-1	N : 35,47,04 E : 140,01,32	市教育委員会	90×90	中	1000m	広域(一時)避難場所	
243		七次台中学校	七次台1-21-1	N : 35,47,29 E : 140,02,40	市教育委員会	110×70	中	1800m	広域(一時)避難場所	
244		桜台小学校	桜台3-28	N : 35,47,53 E : 140,06,09	市教育委員会	110×60	中	1500m	広域(一時)避難場所	
245		白井第一小学校	根105	N : 35,47,39 E : 140,03,20	市教育委員会	70×40	中	500m	避難施設と隣接、同一敷地	
246		白井第二小学校	中181-2	N : 35,49,06 E : 140,02,46	市教育委員会	85×55	中	4900m	避難施設と隣接、同一敷地	
247		白井第三小学校	根336-15	N : 35,46,27 E : 140,01,46	市教育委員会	90×65	中	1500m	避難施設と隣接、同一敷地	
248		大山口小学校	大山口2-2-1	N : 35,47,12 E : 140,01,27	市教育委員会	80×70	中	1500m	避難施設と隣接、同一敷地	
249		南山小学校	南山1-7-1	N : 35,46,53 E : 140,03,36	市教育委員会	100×80	中	1800m	避難施設と隣接、同一敷地	

	NO	離発着場名称	所在地		施設管理者	広さ		最寄消防	避難所との競合
			地名・地番	座標		市×長さ(m)	区分		
白井市	250	七次台小学校	七次台3-17-1	N: 35,47,55 E: 140,02,33	市教育委員会	110×60	中	2300m	避難施設と隣接、同一敷地
	251	桜台中学校	桜台3-27	N: 35,48,08 E: 140,06,02	市教育委員会	110×70	中	4200m	避難施設と隣接、同一敷地
	252	白井運動公園	神々廻1728-1	N: 35,48,49 E: 140,04,18	市教育委員会	105×100	大	3200m	なし
	253	富士中予定地	富士209-1	N: 35,46,29 E: 140,01,21	市教育委員会	130×110	大	900m	なし
富里市	254	富里中学校	七栄652-226	N: 35,43,24 E: 140,20,46	学校長	80×110	中	300m	避難施設と隣接、同一敷地
	255	富里小学校	七栄720	N: 35,43,52 E: 140,20,08	学校長	60×100	中	980m	避難施設と隣接、同一敷地
富里市	256	富里南小学校	御料4-1	N: 35,42,12 E: 140,21,47	学校長	70×80	中	3100m	避難施設と隣接、同一敷地
	257	富里第一小学校	中沢573-1	N: 35,43,19 E: 140,19,03	学校長	50×120	中	2560m	避難施設と隣接、同一敷地
	258	浩養小学校	十倉185-54	N: 35,41,26 E: 140,20,32	学校長	40×90	小	4160m	避難施設と隣接、同一敷地
	259	洗心小学校	十倉732-3	N: 35,40,51 E: 140,23,23	学校長	60×60	中	6520m	避難施設と隣接、同一敷地
	260	日吉台小学校	日吉台4丁目21	N: 35,45,45 E: 140,19,25	学校長	60×90	中	600m	避難施設と隣接、同一敷地
	261	根本名小学校	根本名1005-3	N: 35,44,35 E: 140,21,14	学校長	60×80	中	1920m	避難施設と隣接、同一敷地
	262	七栄小学校	七栄132-7	N: 35,44,03 E: 140,19,18	学校長	80×100	中	2160m	避難施設と隣接、同一敷地
	263	富里北中学校	日吉倉1515-31	N: 35,45,23 E: 140,19,03	学校長	60×80	中	600m	避難施設と隣接、同一敷地
	264	富里南中学校	十倉127-38	N: 35,42,49 E: 140,21,45	学校長	40×90	小	2180m	避難施設と隣接、同一敷地
	南房総市	265	富浦小学校	富浦町原岡931番地	N: 35,02,51 E: 139,50,01	市教育委員会	70×50	中	13000m
266		富山中学校	合戸22番地	N: 35,05,46 E: 139,51,47	市教育委員会	100×70	中	3000m	避難施設と隣接、同一敷地
267		三方中学校	本織60番地1	N: 35,01,26 E: 139,53,45	市教育委員会	100×75	中	5800m	広域(一時)避難場所
268		白浜スポーツ公園	白浜町滝口5580番地113	N: 34,54,25 E: 139,51,40	市教育委員会	130×55	中	14000m	なし
269		千倉総合運動公園	千倉町川戸544-8	N: 34,58,20 E: 139,56,40	市教育委員会	50×100	中	4000m	広域(一時)避難場所
270		丸山中学校	杳見2705番地	N: 35,01,17 E: 139,57,23	市教育委員会	50×50	中	4000m	避難施設と隣接、同一敷地
271		和田中学校	和田町海発1602番地	N: 35,01,20 E: 139,59,20	市教育委員会	120×60	中	4000m	広域(一時)避難場所 避難施設と隣接、同一敷地
匝瑳市		272	市営グラウンド	上谷中2240-8	N: 35,42,29 E: 140,34,29	市教育委員会	90×90	中	4000m
	273	八日市場第二中学校	八日市場イ1687	N: 35,42,06 E: 140,32,48	市教育委員会	50×100	中	2000m	広域(一時)避難場所
	274	飯高小学校	飯高1692	N: 35,44,47 E: 140,31,37	市教育委員会	60×60	中	8000m	広域(一時)避難場所
	275	共興小学校	東小笹1160	N: 35,40,41 E: 140,35,57	市教育委員会	50×60	中	4000m	広域(一時)避難場所
	276	山桑公園野球場	山桑125	N: 35,42,38 E: 140,32,48	市	100×100	大	3000m	広域(一時)避難場所
	277	みどり平東公園野球場	みどり平13-2	N: 35,40,55 E: 140,34,52	市	90×90	中	5000m	広域(一時)避難場所
	278	県立匝瑳高等学校	八日市場イ1630	N: 35,42,11 E: 140,32,46	千葉県教育庁	80×150	中	2000m	広域(一時)避難場所
	279	野栄中学校	今泉5323-3	N: 35,40,01 E: 140,34,10	市教育委員会	100×100	大	1500m	広域(一時)避難場所
	280	栄小学校	栢田823	N: 35,39,06 E: 140,33,18	市教育委員会	100×60	中	1900m	広域(一時)避難場所
	香取市	281	佐原河川敷緑地	粉名口地先利根川右岸	N: 35,53,45 E: 140,30,30	市	200×100	大	750m
282		県立佐原高等学校	佐原イ2684	N: 35,53,00 E: 140,30,30	学校長	114×120	大	1300m	広域(一時)避難場所
283		新島中学校	佐原ハ4428	N: 35,53,45 E: 140,31,30	学校長	130×120	大	4800m	なし
284		黒部運動公園野球場	小見川4866	N: 35,51,12 E: 140,36,57	市教育委員会	100×100	大	1200m	広域(一時)避難場所
285		小見川東小学校	阿玉川728	N: 35,50,27 E: 140,37,32	学校長	120×60	中	2500m	広域(一時)避難場所
286		小見川西小学校	内野35	N: 35,50,24 E: 140,34,06	学校長	70×50	中	3300m	広域(一時)避難場所

	NO	離発着場名称	所在地		施設管理者	広さ		最寄消防	避難所との競合	
			地名・地番	座標		市×長さ(m)	区分			
香取市	287	小見川南小学校	貝塚2218	N : 35,48,53 E : 140,38,03	学校長	60×50	中	4500m	広域(一時)避難場所	
	288	小見川北小学校	富田800	N : 35,52,18 E : 140,35,24	学校長	80×60	中	2500m	広域(一時)避難場所	
	289	小見川中学校	小見川4865	N : 35,51,09 E : 140,35,17	学校長	100×100	大	1000m	避難施設と隣接、同一敷地	
	290	県立小見川高等学校	小見川4740	N : 35,51,16 E : 140,35,24	学校長	180×120	大	1000m	避難施設と隣接、同一敷地	
	291	小見川河川敷運動公園	八日市場地先	N : 35,51,47 E : 140,37,07	市教育委員会	590×170	大	2700m	なし	
	292	山田中学校	仁良356-1	N : 35,48,27 E : 140,34,25	学校長	150×100	大	500m	なし	
	293	八都小学校	小見1025	N : 35,49,42 E : 140,35,30	学校長	90×70	中	5000m	広域(一時)避難場所	
	294	八都第二小学校	仁良1038-1	N : 35,48,35 E : 140,33,48	学校長	60×55	中	2000m	広域(一時)避難場所	
	295	府馬小学校	府馬3429-4	N : 35,47,21 E : 140,36,18	学校長	120×65	中	5000m	広域(一時)避難場所	
	296	山倉小学校	山倉672	N : 35,47,02 E : 140,32,07	学校長	75×50	中	5000m	広域(一時)避難場所	
	297	第一山倉小学校	桐谷1020	N : 35,46,45 E : 140,34,09	学校長	75×50	中	5000m	広域(一時)避難場所	
	298	山田中央運動広場	仁良361	N : 35,48,33 E : 140,34,31	市教育委員会	90×100	中	500m	なし	
	299	山倉運動広場	大角1545-1	N : 35,46,59 E : 140,33,16	市教育委員会	70×60	中	4000m	広域(一時)避難場所	
	300	栗山川ふれあいの里公園	岩部3280	N : 35,48,25 E : 140,30,12	市	30×30	小	400m	なし	
	301	栗源運動広場	岩部1041	N : 35,48,30 E : 140,30,44	市教育委員会	50×50	中	600m	広域(一時)避難場所	
	302	旧沢小学校	沢1813-1	N : 35,48,04 E : 140,28,48	市教育委員会	30×30	小	2500m	避難施設と隣接、同一敷地	
	山武市	303	成東中学校	和田567	N : 35,36,38 E : 140,24,22	市教育委員会	85×70	中	6600m	広域(一時)避難場所
		304	成東総合運動公園駐車場	五木田3241	N : 35,35,27 E : 140,26,47	市教育委員会	50×60	中	4000m	広域(一時)避難場所
		305	緑海小学校	松ヶ谷口471-1	N : 35,34,43 E : 140,28,22	市教育委員会	60×130	中	3500m	広域(一時)避難場所
		306	鳴浜小学校	本須賀1090	N : 35,34,03 E : 140,26,43	市教育委員会	130×50	中	5000m	広域(一時)避難場所
307		成東東中学校	五木田2452-1	N : 35,35,04 E : 140,26,51	市教育委員会	115×90	中	3300m	広域(一時)避難場所	
308		南郷小学校	上横地884-1	N : 35,35,59 E : 140,26,40	市教育委員会	97×57	中	1700m	広域(一時)避難場所	
309		大富小学校	新泉ト60	N : 35,36,49 E : 140,24,59	市教育委員会	150×72	中	6000m	広域(一時)避難場所	
310		山武中学校	埴谷1855	N : 35,38,46 E : 140,21,56	市教育委員会	116×58	中	1000m	広域(一時)避難場所	
311		蓮沼スポーツプラザ	蓮沼ハの5402-1	N : 35,35,55 E : 140,29,56	市教育委員会	90×50	中	4000m	広域(一時)避難場所	
312		松尾中学校	松尾町松尾112	N : 35,38,31 E : 140,27,22	市教育委員会	130×90	中	9600m	広域(一時)避難場所	
313		松尾小学校	松尾町猿尾383	N : 35,38,21 E : 140,27,26	市教育委員会	120×60	中	9600m	広域(一時)避難場所	
314		大平小学校	松尾町広根1140	N : 35,37,11 E : 140,28,44	市教育委員会	100×50	中	4200m	広域(一時)避難場所	
315		豊岡小学校	松尾町金尾441	N : 35,39,13 E : 140,26,05	市教育委員会	100×50	中	12500m	広域(一時)避難場所	
316		松尾運動公園	松尾町富士見台208-8	N : 35,38,30 E : 140,26,54	市教育委員会	100×80	中	10100m	避難施設と隣接、同一敷地	
317		山武南中学校	木原2370	N : 35,37,46 E : 140,20,51	市教育委員会	80×120	中	4900m	広域(一時)避難場所	
318		睦岡小学校	埴谷771	N : 35,39,09 E : 140,22,44	市教育委員会	40×60	小	531m	広域(一時)避難場所	
319		日向小学校	雨坪10	N : 35,37,49 E : 140,21,24	市教育委員会	80×100	中	4100m	広域(一時)避難場所	
320		山武北小学校	沖渡699	N : 35,40,28 E : 140,21,35	市教育委員会	50×120	中	3900m	広域(一時)避難場所	
321		山武西小学校	大木13	N : 35,38,52 E : 140,20,44	市教育委員会	60×120	中	5400m	広域(一時)避難場所	
322		さんぶの森野球場	埴谷1854	N : 35,38,45 E : 140,22,03	市教育委員会	100×120	大	1300m	避難施設と隣接、同一敷地	
323		日向の森野球場	森1688-1	N : 35,36,48 E : 140,21,03	市教育委員会	100×100	大	7000m	なし	

	NO	離発着場名称	所在地		施設管理者	広さ		最寄消防	避難所との競合
			地名・地番	座標		市×長さ(m)	区分		
山武市	324	さんぶの森ふれあい公園 多目的広場	埴谷1884-41	N : 35,38,30 E : 140,22,38	市教育委員会	100×200	大	2600m	なし
	325	蓮沼中学校	蓮沼への1036	N : 35,36,03 E : 140,29,56	市教育委員会	49×92	小	5000m	広域(一時)避難場所
	326	蓮沼小学校	蓮沼イの2784	N : 35,36,21 E : 140,29,52	市教育委員会	105×33	小	4700m	広域(一時)避難場所
いすみ市	327	文化とスポーツの森 ス ポーツ広場	深谷1968-1	N : 35,17,00 E : 140,18,00	市	120×70	中	1500m	避難施設と隣接、同一敷地
	328	大原グランド	大原6588	N : 35,14,25 E : 140,23,21	市	181×99	中	850m	広域(一時)避難場所
	329	大原中学校	大原7400-12	N : 35,15,04 E : 140,23,04	市	130×70	中	1500m	避難施設と隣接、同一敷地
	330	岬総合運動場	岬町長者22	N : 35,18,00 E : 140,23,06	市	114×116	大	300m	避難施設と隣接、同一敷地
酒々井町	331	酒々井総合公園	墨44	N : 35,43,10 E : 140,17,00	町	50×100	中	2000m	広域(一時)避難場所
	332	酒々井小学校	酒々井203	N : 35,43,30 E : 140,16,10	町教育委員会	80×90	中	2000m	避難施設と隣接、同一敷地
	333	酒々井中学校	尾上141-10	N : 35,43,25 E : 140,17,30	町教育委員会	90×120	中	2000m	避難施設と隣接、同一敷地
	334	大室台小学校	尾上2-2	N : 35,43,30 E : 140,17,20	町教育委員会	60×140	中	1500m	避難施設と隣接、同一敷地
栄町	335	安食小学校	安食305	N : 35,50,10 E : 140,14,30	町教育委員会	75×70	中	2400m	広域(一時)避難場所
	336	北辺田小学校	北辺田212	N : 35,51,08 E : 140,16,10	町教育委員会	55×30	小	3200m	避難施設と隣接、同一敷地
	337	酒直小学校	龍角寺33	N : 35,49,42 E : 140,16,03	町教育委員会	70×35	小	4500m	避難施設と隣接、同一敷地
	338	布鎌小学校	請方157-1	N : 35,50,44 E : 140,11,57	町教育委員会	90×55	中	1900m	広域(一時)避難場所
	339	安食台小学校	安食台4-34-1	N : 35,50,35 E : 140,15,00	町教育委員会	60×90	中	2000m	広域(一時)避難場所
	340	竜角寺台小学校	竜角寺台6-26-1	N : 35,49,30 E : 140,16,35	町教育委員会	100×80	中	7500m	広域(一時)避難場所
	341	栄中学校	安食55	N : 35,50,35 E : 140,14,30	町教育委員会	75×90	中	1700m	広域(一時)避難場所
	342	栄東中学校	龍角寺1112-2	N : 35,49,50 E : 140,17,05	町教育委員会	130×70	中	5600m	広域(一時)避難場所
	343	町民Aグランド	安食947-4地先	N : 35,50,55 E : 140,14,35	町	150×100	大	1300m	なし
	344	町民Bグランド	和田237地先	N : 35,50,55 E : 140,14,25	町	100×100	大	1500m	なし
	345	町民Cグランド	生板鍋子新田2-12地先	N : 35,51,05 E : 140,13,35	町	945×100	大	600m	なし
	346	水と緑の運動広場(野球 場)	須賀1997-3	N : 35,51,30 E : 140,15,30	町	120×100	大	2800m	なし
	347	水と緑の運動広場(多目的 運動広場)	須賀1997-3	N : 35,51,30 E : 140,15,30	町	125×120	大	2800m	なし
	348	河川防災ステーション防災ヘ リポート	和田481-1	N : 35,51,0 E : 140,13,00	国土交通省	90×43	中	50m	なし
神崎町	349	神崎小学校	神崎本宿22	N : 35,53,52 E : 140,24,15	町教育委員会	40×100	中	2000m	広域(一時)避難場所
神崎町	350	神崎中学校	神崎本宿260	N : 35,53,46 E : 140,24,35	町教育委員会	90×100	中	2000m	広域(一時)避難場所
	351	米沢小学校	新385	N : 35,52,28 E : 140,25,20	町教育委員会	130×70	中	6000m	広域(一時)避難場所
	352	町民野球場	大貫383-1	N : 35,53,2 E : 140,25,26	町教育委員会	90×100	中	5000m	広域(一時)避難場所
多古町	353	多古第一小学校	多古2547	N : 35,43,56 E : 140,28,07	町教育委員会	105×57	中	2100m	広域(一時)避難場所
	354	多古第二小学校	喜多305	N : 35,44,54 E : 140,27,07	町教育委員会	40×50	小	3800m	広域(一時)避難場所
	355	多古第三小学校跡地	牛尾2034-3	N : 35,42,25 E : 140,27,38	町教育委員会	30×50	小	5600m	広域(一時)避難場所
	356	久賀小学校跡地	次浦1525	N : 35,46,30 E : 140,29,26	町	40×80	小	4700m	広域(一時)避難場所
	357	十余三小学校跡地	十余三274	N : 35,47,26 E : 140,27,29	町	40×80	小	6900m	広域(一時)避難場所
	358	中村小学校	南中349-2	N : 35,44,12 E : 140,29,38	町教育委員会	50×50	中	2900m	広域(一時)避難場所
	359	多古中学校	多古2920	N : 35,44,25 E : 140,28,28	町教育委員会	90×80	中	500m	広域(一時)避難場所
	360	町民運動場	多古3429	N : 35,44,31 E : 140,28,20	町	80×90	中	500m	なし

	NO	離発着場名称	所在地		施設管理者	広さ		最寄消防	避難所との競合
			地名・地番	座標		市×長さ(m)	区分		
多古町	361	久賀中学校跡地	西古内321	N : 35,45,47 E : 140,28,58	町	80×80	中	3000m	なし
	362	多古町役場第二駐車場	多古697-1	N : 35,43,54 E : 140,28,15	町	54×36	小	1800m	なし
	363	国保多古中央病院駐車場	多古388-1	N : 35,44,01 E : 140,28,30	町	70×50	中	2000m	なし
	364	県立多古高等学校野球場	多古3236	N : 35,44,27 E : 140,28,10	学校長	95×85	中	600m	広域(一時)避難場所
	365	久賀小学校	大門205	N : 35,46,31 E : 140,27,48	町教育委員会	95×85	中	4900m	広域(一時)避難場所
東庄町	366	東庄中学校	青馬1756	N : 35,48,31 E : 140,40,24	町教育委員会	220×120	大	1000m	広域(一時)避難場所
	367	神代小学校	窪野谷1661	N : 35,80,50 E : 140,64,55	町教育委員会	100×100	大	4900m	広域(一時)避難場所
	368	笹川小学校	笹川い4713	N : 35,83,75 E : 140,66,65	町教育委員会	150×100	大	4500m	広域(一時)避難場所
	369	石出小学校	石出1599	E : 35,81,97 N : 140,70,39	町教育委員会	60×40	小	3700m	広域(一時)避難場所
	370	橘小学校	今郡558	N : 35,81,82 E : 140,68,99	町教育委員会	90×60	中	2800m	広域(一時)避難場所
	371	東城小学校	小南941	N : 35,79,20 E : 140,67,59	町教育委員会	70×50	中	1900m	広域(一時)避難場所
	372	宮野台運動公園	宮野台1-48	E : 35,79,99 E : 140,68,33	町教育委員会	80×80	中	1500m	なし
	373	東城グラウンド	小南2905	N : 35,79,17 E : 140,68,91	町教育委員会	85×85	中	2900m	なし
大網白里町	374	白里中学校	細草1385-1	N : 35,29,37 E : 140,23,28	町教育委員会	80×105	中	3000m	避難施設と隣接、同一敷地
	375	町運動広場	南飯塚447-1	N : 35,29,59 E : 140,21,08	町	150×100	大	2600m	広域(一時)避難場所
	376	大網中学校	金谷郷275	N : 35,31,35 E : 140,19,17	町教育委員会	120×80	中	1700m	避難施設と隣接、同一敷地
	377	増穂中学校	北飯塚200-1	N : 35,30,14 E : 140,21,04	町教育委員会	135×80	中	2100m	避難施設と隣接、同一敷地
	378	町営野球場	上貝塚74-1	N : 35,30,56 E : 140,21,47	町	110×90	中	1600m	避難施設と隣接、同一敷地
九十九里町	379	九十九里中学校	片貝1899番地	N : 35,31,59 E : 140,25,39	町教育委員会	100×120	大	1500m	避難施設と隣接、同一敷地
横芝光町	380	光スポーツ公園野球場	篠本4850-3	N : 35,41,49 E : 140,29,39	町教育委員会	100×85	中	5200m	なし
	381	南条小学校	小田部1054	N : 35,40,38 E : 140,30,00	町教育委員会	70×50	中	3000m	広域(一時)避難場所
	382	光文化の森公園芝生広場	宮川11931	N : 35,39,55 E : 140,30,37	町教育委員会	100×50	中	2100m	なし
	383	東陽小学校	宮川4655	N : 35,39,09 E : 140,30,33	町教育委員会	60×80	中	2800m	広域(一時)避難場所
	384	白浜小学校	木戸1334	N : 35,37,30 E : 140,32,05	町教育委員会	70×50	中	5100m	広域(一時)避難場所
横芝光町	385	横芝敬愛高等学校野球場	栗山4508	N : 35,38,27 E : 140,30,29	学校法人長戸路学園	90×90	中	3000m	避難施設と隣接、同一敷地
	386	大総小学校	木戸台2012	N : 35,40,44 E : 140,27,36	町教育委員会	60×50	中	4500m	広域(一時)避難場所
	387	上堺小学校	北清水184	N : 35,37,11 E : 140,30,31	町教育委員会	60×50	中	5800m	広域(一時)避難場所
	388	ふれあい坂田池公園	坂田1-1	N : 35,39,41 E : 140,28,15	町教育委員会	140×50	中	2300m	なし
一宮町	389	一宮小学校	一宮2940	N : 35,22,08 E : 140,21,55	町教育委員会	60×49	中	2000m	避難施設と隣接、同一敷地
	390	東浪見小学校	東浪見1516-2	N : 35,21,42 E : 140,22,58	町教育委員会	65×48	中	5400m	避難施設と隣接、同一敷地
	391	一宮中学校	一宮5052	N : 35,22,18 E : 140,21,33	町教育委員会	100×75	中	1400m	避難施設と隣接、同一敷地
	392	臨海運動公園町営野球場	一宮10230-2 3	N : 35,22,41 E : 140,23,25	町教育委員会	90×90	中	5000m	避難施設と隣接、同一敷地
	393	県立一宮商業高等学校	一宮3287	N : 35,22,17 E : 140,21,43	千葉県教育庁	140×70	中	1300m	避難施設と隣接、同一敷地
睦沢町	394	睦沢中学校	上市場1500	N : 35,21,30 E : 140,19,20	町教育委員会	50×50	中	7000m	広域(一時)避難場所
	395	瑞沢小学校	大上3220	N : 35,20,00 E : 140,17,00	町教育委員会	50×50	中	3000m	広域(一時)避難場所
	396	土睦小学校	小滝450-1	N : 35,21,42 E : 140,20,08	町教育委員会	50×51	中	7000m	広域(一時)避難場所

NO	離発着場名称	所在地		施設管理者	広さ		最寄消防	避難所との競合	
		地名・地番	座標		市×長さ(m)	区分			
長生村	397	尼ヶ台総合公園	本郷5366	N : 35,25,02 E : 140,20,32	村教育委員会	100×70	中	5000m	避難施設と隣接、同一敷地
	398	長生中学校	岩沼1634	N : 35,24,22 E : 140,21,00	村教育委員会	70×120	中	4000m	広域(一時)避難場所
	399	八積小学校	金田2660	N : 35,23,17 E : 140,20,51	村教育委員会	100×60	中	5100m	広域(一時)避難場所
	400	高根小学校	本郷1297	N : 35,24,47 E : 140,21,53	村教育委員会	80×60	中	2600m	広域(一時)避難場所
	401	一松小学校	一松丁573	N : 35,24,04 E : 140,22,26	村教育委員会	70×60	中	2400m	広域(一時)避難場所
白子町	402	白子中学校	中里860	N : 35,26,28 E : 140,22,37	町教育委員会	90×80	中	1100m	広域(一時)避難場所
	403	白濁小学校	八斗470	N : 35,26,11 E : 140,23,03	町教育委員会	80×50	中	2200m	広域(一時)避難場所
	404	南白亀小学校	牛込12	N : 35,27,37 E : 140,23,28	町教育委員会	70×50	中	1900m	広域(一時)避難場所
	405	関小学校	関3889	N : 35,26,48 E : 140,22,04	町教育委員会	70×40	中	1900m	広域(一時)避難場所
	406	九十九里自然公園内多目的広場	古所3291-3	N : 35,26,02 E : 140,24,25	町	120×90	中	2800m	なし
長柄町	407	旧昭栄中学校	鳩谷837	N : 35,25,41 E : 140,13,11	町教育委員会	70×30	小	3900m	広域(一時)避難場所
長南町	408	長南町陸上競技場	報恩寺547-1	N : 35,23,06 E : 140,14,28	町教育委員会	150×100	大	3200m	広域(一時)避難場所
大多喜町	409	多目的広場	大多喜486-16	N : 35,17,01 E : 140,14,04	町教育委員会	195×105	大	2000m	広域(一時)避難場所
御宿町	410	御宿町営野球場	久保1135-1	N : 35,11,37 E : 140,21,56	町教育委員会	90×90	中	1000m	避難施設と隣接、同一敷地
	411	御宿町多目的広場	御宿台29-1	N : 35,11,33 E : 140,20,35	町	60×60	中	400m	広域(一時)避難場所
鋸南町	412	鋸南中学校	大六165	N : 35,07,04 E : 139,50,26	町	100×65	中	1500m	広域(一時)避難場所
	413	岩井袋野球場	岩井袋207	N : 35,05,57 E : 139,50,14	町	100×100	大	700m	広域(一時)避難場所

5 県有施設ヘリサイン設置場所一覧<資料5-5>

県有施設ヘリサイン設置場所一覧

平成24年4月1日現在

種 別	No.	施設名(設置場所)	住 所	表 示 名	文字の色	座 標
危機管理課 (3箇所)	1	千葉県庁(中庁舎屋上)	千葉市中央区市場町1-1	千葉県庁	黄	[北緯]35度36分18秒 [東経]140度07分23秒
	2	千葉県消防学校(校舎屋上)	千葉市中央区仁戸名町666-2	県消防学校	オレンジ	[北緯]35度34分55秒 [東経]140度09分30秒
	3	西部防災センター(屋上)	松戸市松戸558-3	西部防災	白	[北緯]35度46分23秒 [東経]139度54分09秒
地域振興事務所 (総務課) (7箇所)	4	印旛地域振興事務所(庁舎南側空調設備屋根)	佐倉市鍋木仲田町8-1	県印旛合庁	オレンジ	[北緯]35度42分50秒 [東経]140度13分55秒
	5	香取地域振興事務所(庁舎東側屋上)	香取市北3-1-3	県香取合庁	黄	[北緯]35度53分47秒 [東経]140度29分41秒
	6	海匝地域振興事務所(庁舎南側屋上)	旭市=1997-1	県海匝合庁	オレンジ	[北緯]35度43分07秒 [東経]140度38分48秒
	7	長生地域振興事務所(庁舎北側屋上)	茂原市茂原1102-1	県長生合庁	オレンジ	[北緯]35度25分35秒 [東経]140度17分11秒
	8	山武地域振興事務所(庁舎南東屋上)	東金市東新宿1-11	県山武合庁	オレンジ	[北緯]35度33分36秒 [東経]140度22分03秒
	9	夷隅地域振興事務所(庁舎南側屋上)	大多喜町猿稻14	県夷隅合庁	オレンジ	[北緯]35度17分19秒 [東経]140度14分45秒
	10	君津地域振興事務所(庁舎南側屋上)	木更津市貝瀬3-13-34	県君津合庁	オレンジ	[北緯]35度22分15秒 [東経]139度55分04秒
健康福祉センター(保健所) (健康福祉政策課) (1箇所)	11	山武健康福祉センター(庁舎南側屋上)	東金市東金907-1	山武健康福祉C	オレンジ	[北緯]35度33分42秒 [東経]140度22分02秒
県立病院 (病院局経営管理課) (5箇所)	12	千葉県がんセンター(L棟屋上)	千葉市中央区仁戸名町666-2	がんセンター	オレンジ	[北緯]34度35分51秒 [東経]140度09分42秒
	13	千葉県救急医療センター(F棟屋上)	千葉市美浜区磯辺3-32-1	県救急医療	オレンジ	[北緯]35度37分43秒 [東経]140度03分06秒
	14	千葉県こども病院(本館南側屋上)	千葉市緑区辺田町579-1	こども病院	オレンジ	[北緯]35度33分29秒 [東経]140度11分25秒
	15	千葉県立 東金病院(C棟屋上)	東金市台方1229	東金病院	オレンジ	[北緯]35度33分01秒 [東経]140度20分54秒
	16	千葉県立 佐原病院(脳外科棟屋上)	香取市佐原イ2285	佐原病院	オレンジ	[北緯]35度53分07秒 [東経]140度30分36秒
県立高校 (教育庁財務施設課) (10箇所)	17	千葉県立 千葉高校(体育館屋根)	千葉市中央区葛城1-5-2	県千葉高	オレンジ	[北緯]35度36分00秒 [東経]140度07分44秒
	18	千葉県立 船橋高校(屋内運動場屋根)	船橋市東船橋6-1-1	県船橋高	オレンジ	[北緯]35度41分44秒 [東経]140度00分14秒
	19	千葉県立 東葛飾高校(体育館屋根)	柏市旭町3-2-1	東葛飾高	オレンジ	[北緯]35度51分41秒 [東経]139度57分50秒
	20	千葉県立 佐原高校(特別教室棟屋根)	香取市佐原イ2685	佐原高	白	[北緯]35度53分17秒 [東経]140度30分18秒
	21	千葉県立 匝瑳高校(屋内運動場屋根)	匝瑳市八日市場イ1630	匝瑳高	オレンジ	[北緯]35度42分28秒 [東経]140度32分31秒
	22	千葉県立 長生高校(屋内運動場屋根)	茂原市高師286	長生高	オレンジ	[北緯]35度25分56秒 [東経]140度17分52秒
	23	千葉県立 大多喜高校(新体育館屋根)	大多喜町大多喜481	大多喜高	オレンジ	[北緯]35度17分07秒 [東経]140度17分24秒
	24	千葉県立 木更津高校(体育館・武道場屋根)	木更津市文京4-1-1	木更津高	オレンジ	[北緯]35度22分27秒 [東経]139度55分57秒
	25	千葉県立 佐倉高校(屋内運動場屋根)	佐倉市鍋山18	佐倉高	オレンジ	[北緯]35度43分26秒 [東経]140度14分16秒
	26	千葉県立 成東高校(新体育館兼講堂屋根)	山武市成東3596	成東高	オレンジ	[北緯]35度36分03秒 [東経]140度23分43秒

6 道路の路肩決壊及び法面崩落による危険箇所<資料5-6>

平成24年4月1日現在

種別	年度	全体計画	平成23年度末 実績	平成24年度以降 残
危険箇所		781	378	394

7 各市町村における避難場所・施設の指定状況<資料5-7>

災害対策基本法第42条に基づく市町村地域防災計画において指定されている県下各市町村における避難場所及び避難施設数は、次のとおりである。

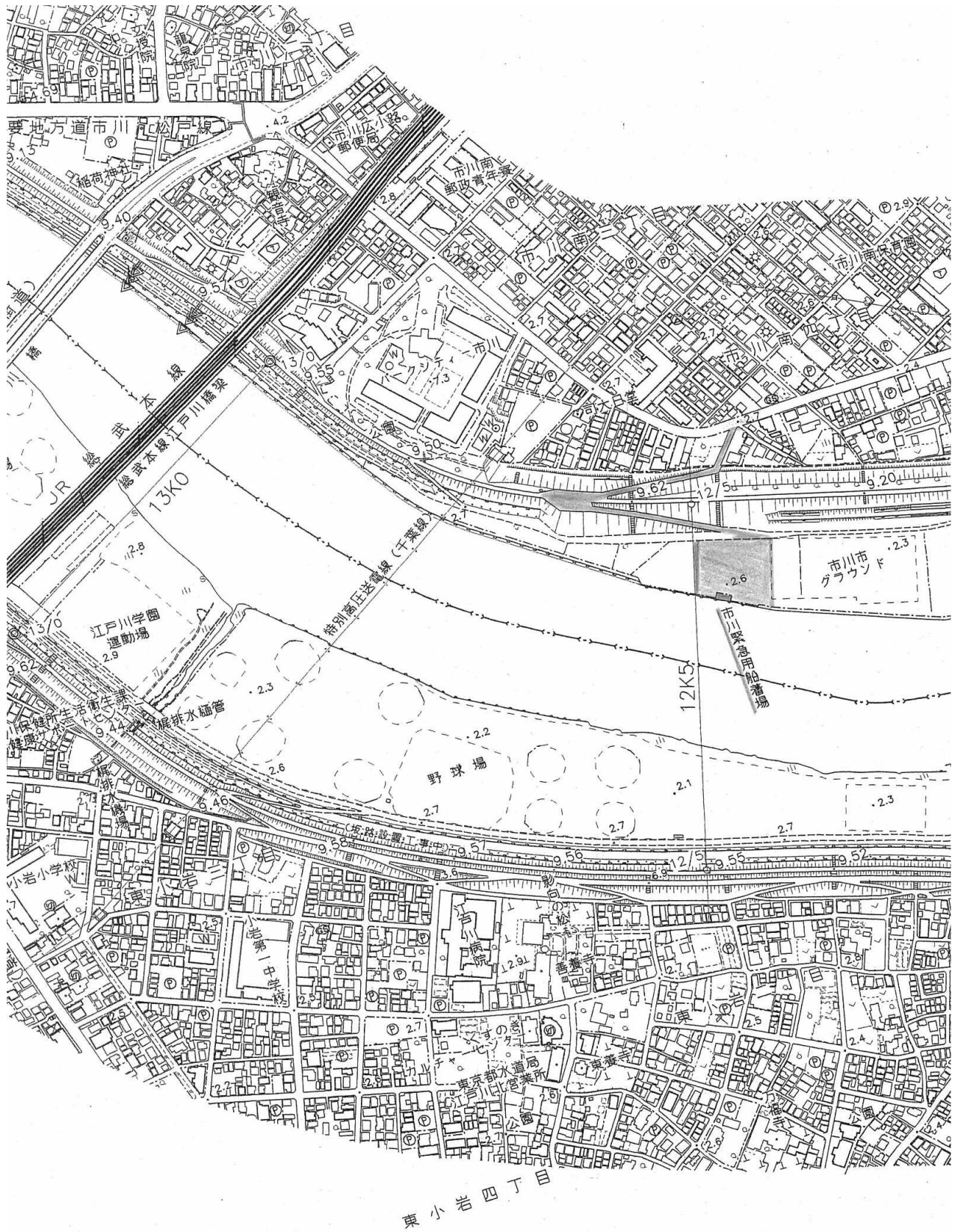
平成23年4月1日現在

市町村名	避難場所数	避難所数
千葉市	293	283
銚子市	49	34
市川市	116	113
船橋市	116	130
館山市	38	21
木更津市	55	53
松戸市	21	124
野田市	74	42
茂原市	82	34
成田市	54	54
佐倉市	51	39
東金市	57	45
旭市	66	52
習志野市	46	75
柏市	114	105
勝浦市	20	14
市原市	77	14
流山市	40	66
八千代市	42	42
我孫子市	38	28
鴨川市	98	99
鎌ヶ谷市	25	21
君津市	73	56
富津市	64	44
浦安市	49	33
四街道市	25	26
袖ヶ浦市	91	26
八街市	30	25

市町村名	避難場所数	避難所数
印西市	39	50
白井市	28	23
富里市	11	11
南房総市	228	99
匝瑳市	37	20
香取市	64	52
山武市	26	36
いすみ市	22	25
酒々井町	11	8
栄町	9	11
神崎町	6	31
多古町	13	74
東庄町	9	56
大網白里町	7	23
九十九里町	10	10
横芝光町	86	85
芝山町	16	4
一宮町	4	31
睦沢町	6	26
長生村	9	9
白子町	9	9
長柄町	13	13
長南町	6	6
大多喜町	9	15
御宿町	12	8
鋸南町	30	8
計	2,654	2,441

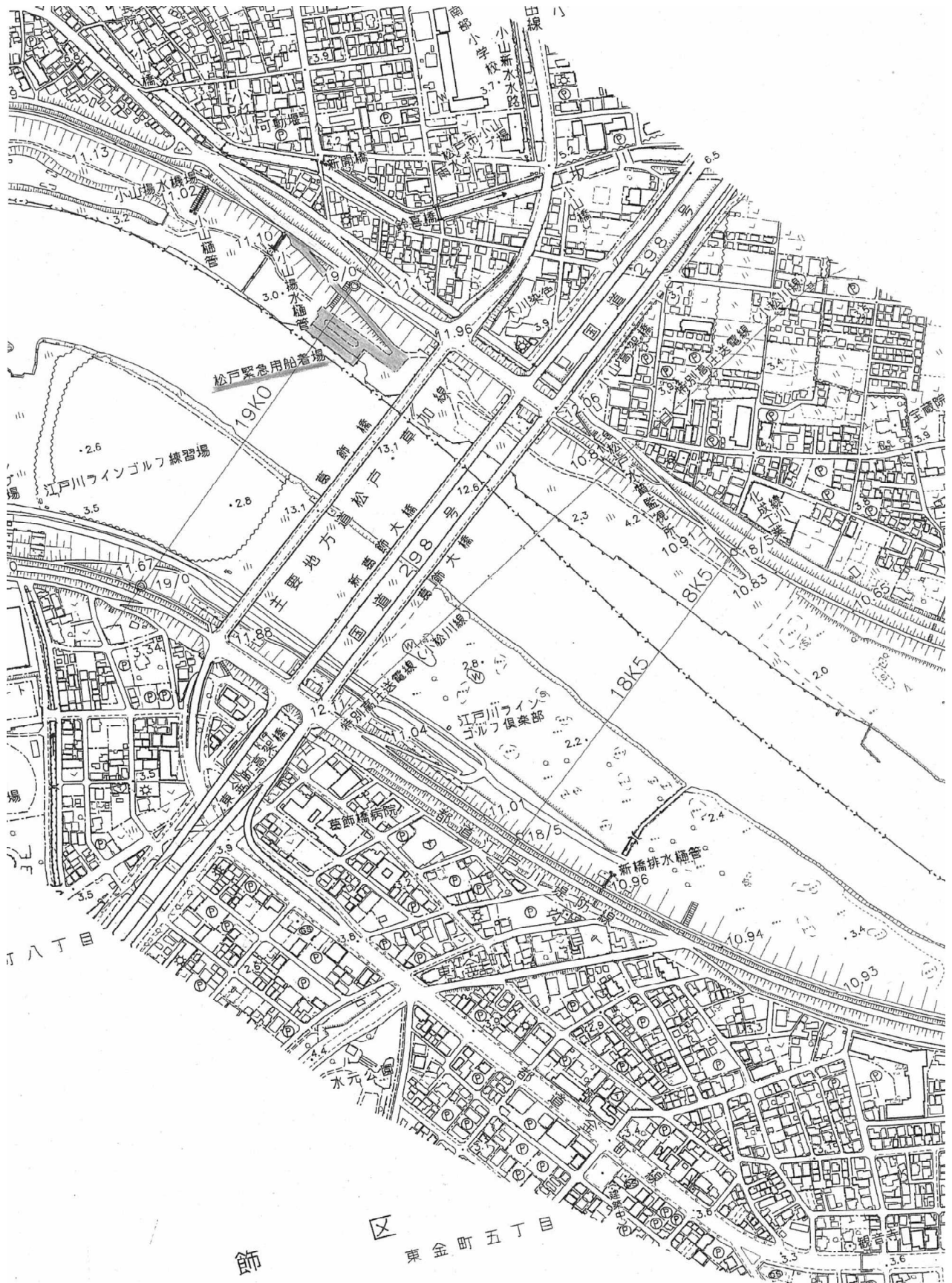
8 緊急用船着場位置図及び緊急用河川敷道路計画図<資料5-8>

(1) 市川緊急用船着場

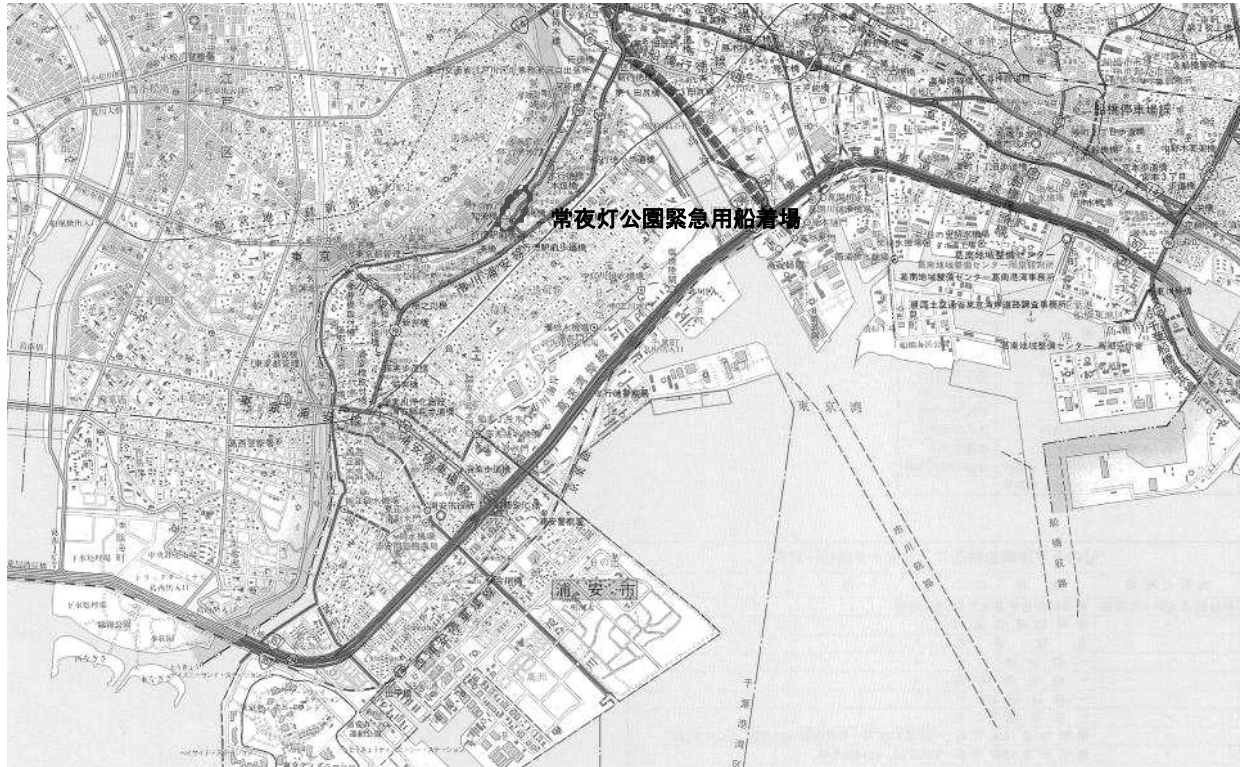


東小岩四丁目

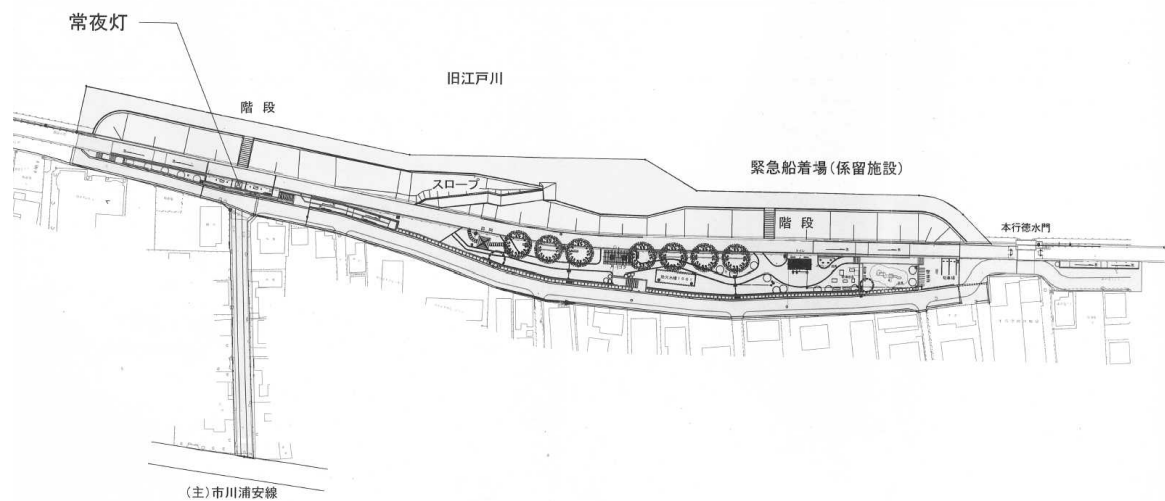
(2) 松戸緊急用船着場



(3) 常夜灯公園緊急用船着場



全体平面図
S=1:1000



9 京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画<資料5-9>

項目	内 容					
1 通行禁止区域	下記及び別図1のとおり、○印49箇所の車両通行止め規制線(県道守谷流山線・国道16号・国道464号・国道51号・国道409号・国道126号・国道128号及び江戸川)に囲まれる地域とする。					
2 緊急交通路	下記及び別図1のとおり、□印59箇所の交通検問所設置道路を第一次緊急交通路とする。					
3 実施方針	(1) 規制線上の検問場所において、被災地域への一般車両の流入を抑制する。 (規制線をう回路とし、車両を左右に誘導し規制地域への流入を抑制する) (2) 別図の緊急交通路上の交通検問所において一般車両を排除し被災地に向かう緊急通行車両(救助活動等の車両)の緊急交通路を確保する。 (3) 上記検問所において、緊急通行車両の事前届出済証等の確認を行い、緊急通行車両標章及び確認証明書の交付を行う。 (4) 運転者及び住民等に対し、流入抑制場所や緊急交通路確保のための交通規制情報をラジオ等及び車両の拡声器等により積極的に提供し、交通総量の抑制に努める。					
4 配置場所 (詳細は別表を参照)	規制線	検問場所		配置人員等		
				箇所	人員	
規制線の 流入抑制	県道守谷流山線	○南T字路・○コマ食堂・○高田原交番・○セブンイレブン前		4	20	
	国道16号	○若紫・○呼塚・○大井・○大島田・○折立・○白井・ ○国道464号ランプ入口		7	35	
	国道464号	○高橋方前・○天王前・○北総浄水場・○荒野交差点・ ○瀬戸十字路・○宗吾霊堂・○乃ぞ美の園先		7	35	
	国道51号	○プリジストンタイヤ東側・○富里インター入口		2	10	
	国道409号	○とん八亭前・○住野交差点・○八街交差点		3	15	
	国道126号	○丘山小学校入口・○バイパス陸橋東側		2	10	
	国道128号	○大網バイパス入口・○経田十字路・○藤田製作所前・ ○千葉外房有料道路入口・○バイパス入口		5	25	
	国道409号	○西町・○米沢交差点・○津田屋ガソリンスタンド・○高谷・ ○笠原製綿前・○横田ジャンボパチンコ店前・○トキワ肉店・ ○清川交差点・○長須加郵便局・○長須加派出所		10	50	
	江戸川	○旧松戸野田有料道路入口・○流山8丁目交差点・ ○古ヶ崎五差路・○今井橋・○浦安橋・○舞浜交差点		9	45	
	計				49	245
緊急交通路の 確保	道路名	検問場所		配置人員等		
				箇所	人員	
	京葉道路 千葉東金道路 銚子連絡道路 東関東自動車道 東京湾横断道路 首都高速道路	□市川IC等流入口の全箇所及び潮来料金所等の一部		49	196	
	国道16号	□金野井大橋取付部・□中里駐在所前・□野田署脇・ □コココーラ前・□島田台・□米本交番・□下市場・ □長沼・□穴川十字路(R126号)・□広小路交差点(R14号)		10	40	
	△国道6号	△湖北台団地入口～△松戸遂道までの20か所		20	80	
	△国道14号	△本八幡駅前交差点～△登戸交差点までの15か所		15	60	
	△国道16号	△千葉健康ランド前～△桜井交差点までの6か所		6	24	
	△国道51号	△車坂下交差点～△新水郷大橋際までの14か所		14	56	
	△国道126号	△本町2丁目交差点～△松坂屋ガソリンスタンドまでの7か所		7	28	
	△国道357号	△富岡立体～△県立衛生短大西側までの15か所 △寒川大橋南側～△千葉石油までの2か所		15	60	
計				59	236	
				△第二次緊急交通路	79	316
備考	(1) 緊急交通路は、上記及び別図1のとおりとするが、道路の損壊状況等に応じ、△の国道を第二次緊急交通路として別に指定するものとする。 (2) 上記検問場所は、信号機の交差点名とし、略称とした。					

京葉・東葛地域交通規制実施計画図

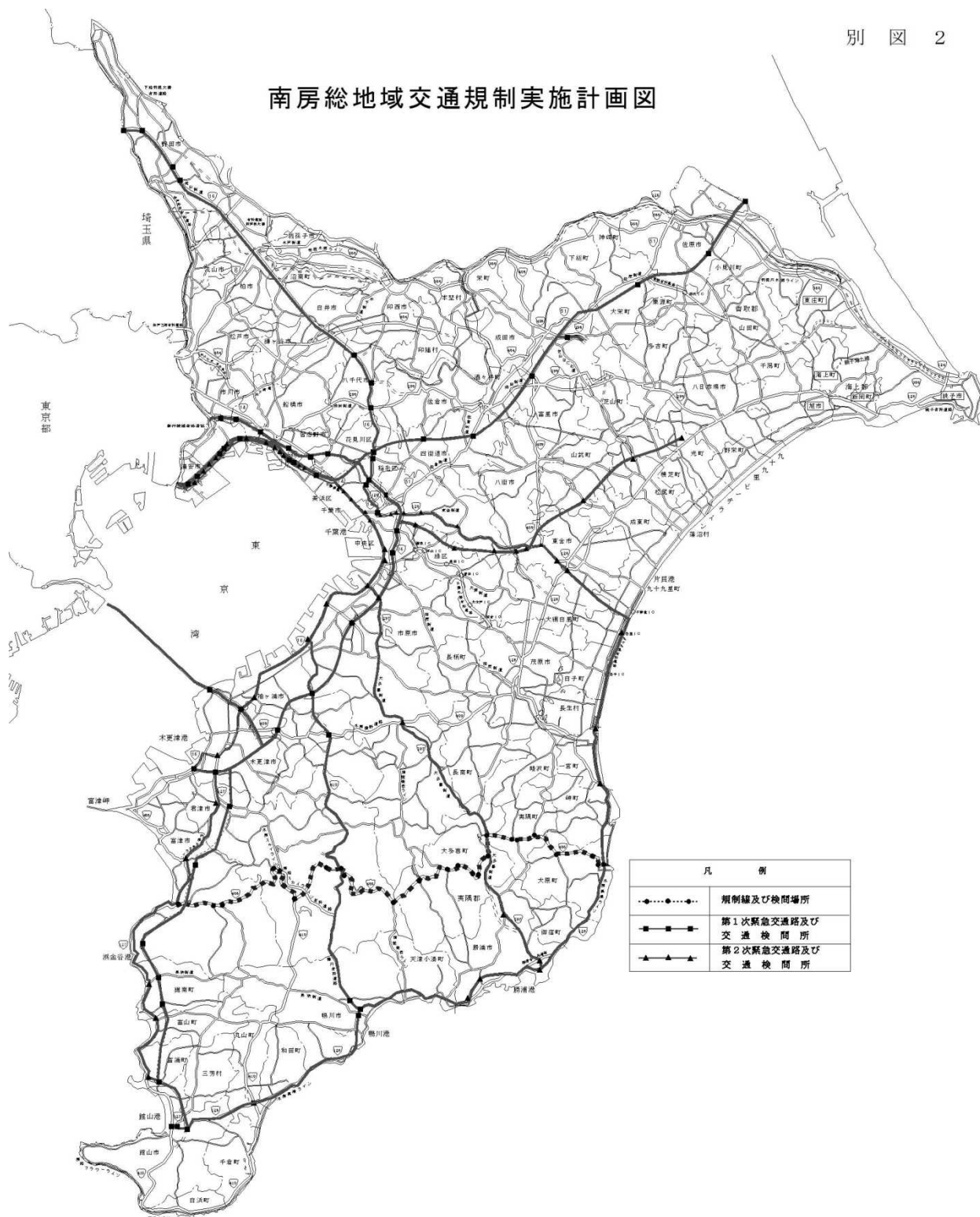


凡 例	
●●●●●●●●●●	規制線及び検問場所
—■—■—■	第1次緊急交通路及び 交 通 検 問 所
—▲—▲—▲	第2次緊急交通路及び 交 通 検 問 所

10 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画<資料5-10>

項目	内 容			
1 通行禁止区域	下記及び別図2のとおり、○印23箇所の車両通行止め規制線（国道465号線「国道297号及び国道410号線一部重複」）以南の地域とする。			
2 緊急交通路	下記及び別図2のとおり、□印63箇所の交通検問所設置道路を第一次緊急交通路とし、道路の損壊状況等に応じ、△の国道を第二次緊急交通路として別に指定するものとする。			
3 実施方針	(1) 規制線上の検問場所において、被災地域への一般車両の流入を抑制する。 （規制線をう回路とし、車両を左右に誘導し規制地域への流入を抑制する） (2) 別図の緊急交通路上の交通検問所において一般車両を排除し被災地に向かう緊急通行車両（救助活動等の車両）の緊急交通路を確保する。 (3) 上記検問所において、緊急通行車両の事前届出済証等の確認を行い、緊急通行車両標章及び確認証明書の交付を行う。 (4) 運転者及び住民等に対し、流入抑制場所や緊急交通路確保のための交通規制情報をラジオ等及び車両の拡声器等により積極的に提供し、交通総量の抑制に努める。			
4 配置場所		規制線	検問場所	配置人員等 箇所 人員
	規制線の流入抑制	国道465号	○カネカスタンド・○木戸泉前・○東海小学校・○山田郵便局前・○荻谷十字路・○大野入口・○行川交差点・○船子交差点・○八声交差点・○三又橋脇・○西畑小学校・○中野三又・○老川十字路・○黄和トunnel西側・○名殿交差点・○名殿大橋北側分岐・○鍛冶屋商店前・○石井食堂南側・○清和駐在所脇・○西栗倉・○環三差路・○総丘カントリー入口・○湊交差点	23 115
			計	23 115
		道路名	検問場所	配置人員等 箇所 人員
	緊急交通路の確保	京葉道路 千葉東金道路 東関東自動車道 東京湾横断道路 富津館山道路 首都高速道路	□市川IC等流入口の全箇所及び潮来料金所等の一部	46 184
		国道127号	□外箕輪交差点・□佐貫交差点・□下佐久間三差路 □二部交差点・□多田良交差点・□千葉銀行前交差点	6 24
		国道128号	□南町交差点・□マツダオート千葉・□安馬谷交差点 □長狭高校入口・□ツバメ石油前	5 20
		国道410号 (県道千葉鴨川線含)	□高谷十字路交差点・□西条交差点	2 8
		国道16号	□金野井大橋取付部・□中里駐在所前・□柳沢 □コココーラ前交差点・□島田台十字路 □米本派出所前・□下市場交差点・□長沼交差点 □穴川十字路(R126号)・□広小路交差点(R14号)	10 40
		△国道357号	△舞浜交差点～△県立衛生短大西側までの16箇所 △寒川大橋南側～△千葉石油までの2か所	16 64 2 8
		△国道14号	△千葉西警察署入口～△登戸交差点までの4箇所	4 16
		△国道16号	△千葉健康ランド前～△桜井交差点までの6箇所	6 24
		△東金有料道路 △銚子連絡道路	△千葉東IC～△横芝光ICまでの9箇所	9 36
		△国道126号	△丘山小学校入口～△有料道路ランプまでの3箇所	3 12
		△国道127号	△外箕輪交差点・△佐貫交差点・△下佐久間三差路 △二部交差点・△多田良交差点・△千葉銀行前交差点	6 24
		△九十九里有料	△大網白里インター及び～△波のり道路入口	2 8
		△国道128号	△釣三差路～△行川アイランド前までの3箇所	3 12
		△国道297号	△市原埠頭入口～△墨名交差点までの6箇所	6 24
		計	□第一次緊急交通路 63 252 △第二次緊急交通路 57 228	
	備考	(1) 緊急交通路は、上記及び別図2のとおりとするが、道路の損壊状況等に応じ、△の国道を第二次緊急交通路として別に指定するものとする。 (2) 上記検問場所は、信号機の交差点名とし、略称とした。		

南房総地域交通規制実施計画図



11 津波等に対する船舶対応表<資料5-11>

(千葉港)

津波等に対する船舶対応表

区分	津波来襲までの時間的余裕	船舶の対応					工事中
		係留船		錨泊船	航行船		
		大型船、中型船 (漁船を含む)	小型船		大型船、中型船 (漁船を含む)	小型船プレ ジャーボート、 小型漁船等	
津波第一警戒体制 (津波注意報)		危険物積載船舶、一般船舶 (荷役・作業船含む)	プレジャーボート、 小型漁船等				
津波第二警戒体制 (津波警報) (東海地震に対する警戒宣言)	有り	措置 1	措置 2	措置 3	措置 4	措置 5	措置 6
	無し						
地震警戒体制		措置 7					
注意事項		* 船舶等は、地震等を感じし、津波等の情報を得て警戒体制の基準に当てはまると判断した場合は、港長からの勧告等の情報を入手するしないに拘わらず自主的に避難体制を講ずること。 * 津波来襲までの時間的余裕がなく、人命の安全を確保する必要があると船長等が判断した場合は陸上避難を行う。 * 市町村長からの避難勧告等が発令された場合は、それに従う。					

津波来襲までの時間的余裕

有り：津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合
 なし：津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合
 危険物積載船：ばら積のタンカー船（非危険物の石油類積載船を含む）、放射性物質積載船、火薬類積載船
 小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。
 陸上避難：乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。

(木更津港)

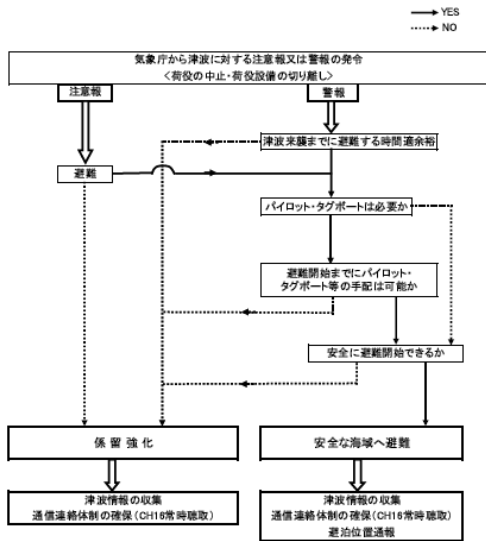
津波等に対する船舶対応表

区分	津波予報の種類	津波到達までの時間的余裕	船舶等の対応							工事中
			港内着岸船		小型船	錨泊船、浮標係留船	航行船			
			大型、中型船 (漁船を含む)	小型船			大型船、中型船 (漁船を含む)	小型船 (プレジャーボート、 小型漁船等)		
津波第一警戒体制	津波注意報	津波注意 (高い所で) 0.5m	荷役・作業中止 保留強化又は港外退避	荷役中止 保留強化又は港外退避	陸揚げ固縛又は港外退避	情報注意 (場合によっては港外退避、 機関使用)	港外退避	陸揚げ固縛、港外退避又は保留強化	作業中止 港外退避又は流出防止措置	
津波第二警戒体制	津波警報	大津波 (高い所で) 3m, 4m, 6m, 8m, 10m以上	無し	荷役・作業中止 原則、港外退避	荷役中止 陸上避難	陸上避難	機関使用	港外退避	港外退避又は 着岸のうえ陸上避難	作業中止 陸上避難
			中間	荷役・作業中止 原則、港外退避	荷役中止 陸上避難又は陸上避難	陸揚げ固縛又は陸上退避 (場合によっては港外退避)	機関使用又は港外退避		港外退避又は 着岸のうえ陸上固縛 (場合によっては陸上避難)	作業中止 港外退避又は流出防止措置
			有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役中止 港外退避	陸揚げ固縛 (場合によっては港外退避)	港外退避		港外退避又は 着岸のうえ陸揚げ固縛	作業中止 港外退避又は流出防止措置
		津波 (高い所で) 1m, 2m	無し	荷役・作業中止 原則、港外退避	荷役中止 陸上避難又は保留強化	陸上避難	機関使用	港外退避	港外退避又は 着岸のうえ陸上避難	作業中止 陸上避難
			中間	荷役・作業中止 原則、港外退避	荷役中止 港外退避、陸上避難 又は保留強化	陸揚げ固縛又は陸上退避 (場合によっては港外退避)	機関使用又は港外退避		港外退避又は 着岸のうえ陸上固縛 (場合によっては陸上避難)	作業中止 港外退避又は流出防止措置
			有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役中止 港外退避又は保留強化	陸揚げ固縛 (場合によっては港外退避)	港外退避		港外退避又は 着岸のうえ陸揚げ固縛	作業中止 港外退避又は流出防止措置
備考		事業者側で予め対応マニュアルを作成	小型船でも十分津波に対応できる船舶が港外に存在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可		航路付近、海岸施設等に近い場所は残骸等に陥没中の船舶は初期対応に余裕がある場合は水深が深く、広い場所に移動する。					

津波来襲までの時間的余裕

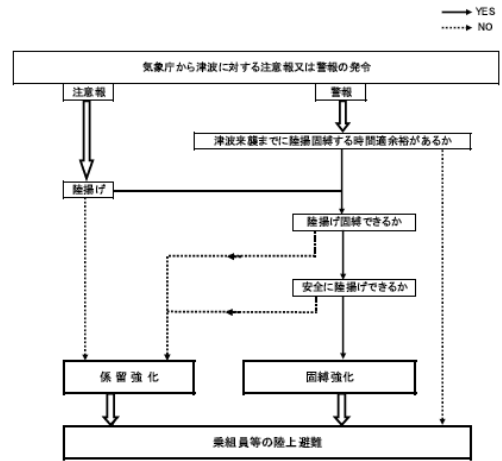
有り：津波情報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合
 なし：津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合
 中間：上記「有り」と「無し」の中間
 危険物積載船：ばら積のタンカー船（非危険物の石油類積載船を含む）、放射性物質積載船、火薬類積載船をいう。
 小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。
 陸上避難：船舶での避難は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。
 港外退避：港外（防波堤外）の水深が深く、十分に海域で航路から離れた海域に退避する。
 情報注意：特に退避措置はとらないが、津波注意報が解除されるまでに情報に留意し、船舶の安全対策を取る。
 陸揚げ固縛：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により流出しないよう固縛する。
 機関使用：錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより津波に対応する。
 保留強化：港外退避までの時間的余裕または耐航性が確保されない船舶等が当該係留施設において待機することが適当と判断される場合における係留索の増し取り対策等

措置1（係留中の船舶がとるべき措置）



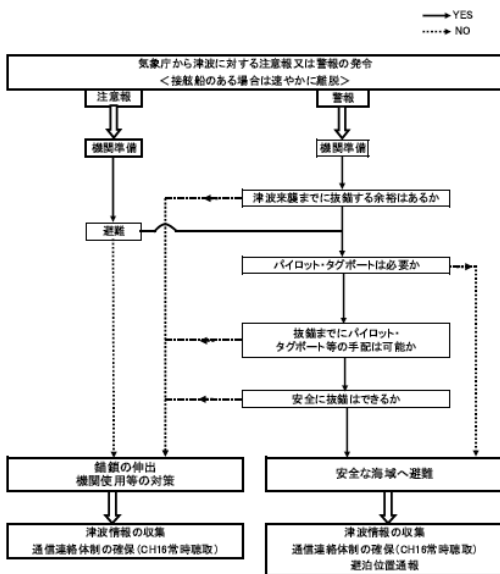
※ 安全な海域 水深が深く、十分に広い海域が望ましい

措置2（係留中の小型船舶が取るべき措置）



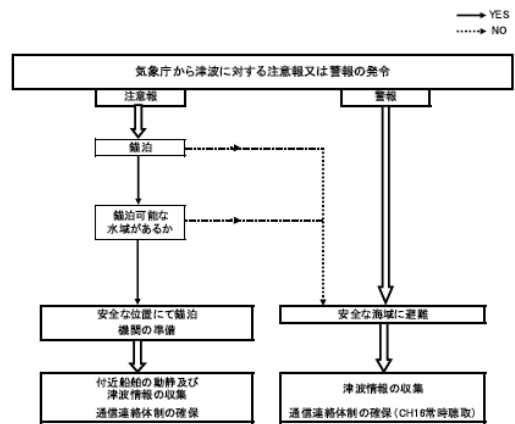
※ 小型船舶 プレジャーボート・漁船・作業船等で、陸揚げできる程度の船舶
 ※ 小型船舶を陸揚げ回轉する場合、管理者は所有者等に援助を行う

措置3（錨泊中の船舶が取るべき措置）



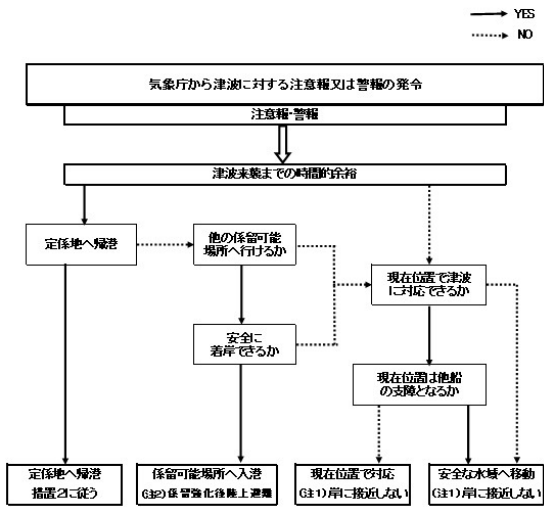
安全な海域 水深が深く、十分に広い海域が望ましい

措置4（航行中の船舶が取るべき措置）



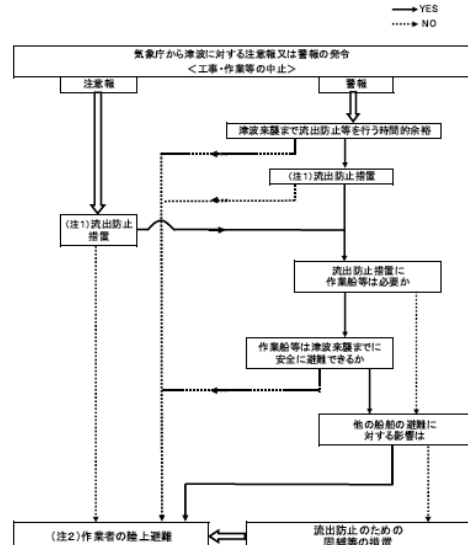
安全な海域 水深が深く、十分に広い海域が望ましい

措置5 (航行中の小型船舶が取るべき措置)



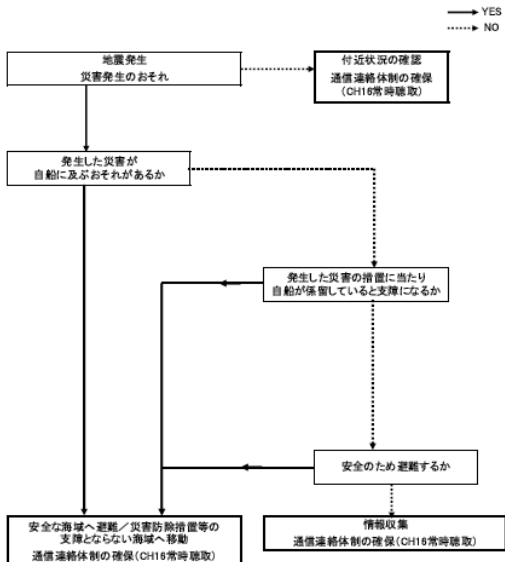
(G31) 津波により転覆の危険性がある
(G32) 若岸に係留した船は乗組員は陸上に避難する

措置6 (工事・作業等の実施者が取るべき措置)



(注1) 工事作業に使用している資機材のうち、固定しなければ流出するおそれのある物件の固縛等
(注2) 流出防止等の措置を行わず作業員の陸上避難を行う場合は流出のおそれのある資機材に対し、作業員の安全を確保できる可能な範囲内での対応策を行う

措置7 (地震発生時に係留船舶が取るべき措置)



[6] 施設、航空機、艦艇、資機材、物資

【施設】

1 文化財防災設備設置状況一覧表<資料6-1>

平成24年10月1日現在

番号	名称	区分	所在地	防災設備の内容
1	観心本尊抄	国宝	市川市	収蔵庫
2	立正安国論	〃	市川市	収蔵庫
3	海獣葡萄鏡	〃	香取市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備 収蔵庫
4	伊能忠敬関係資料	〃	香取市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
5	西願寺阿弥陀堂	国建	市原市	自動火災報知器 消火施設
6	鳳来寺観音堂	〃	市原市	自動火災報知器 消火施設
7	飯香岡八幡宮本殿	〃	市原市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
8	法華経寺法華堂	〃	市川市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
9	法華経寺五重塔	〃	市川市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
10	法華経寺四足門	〃	市川市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
11	法華経寺祖師堂	〃	市川市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
12	旧花野井家住宅	〃	野田市	自動火災報知器 消火施設
13	旧御子神家住宅	〃	成田市	自動火災報知器 消火施設
14	旧学習院初等科正堂	〃	成田市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
15	新勝寺光明堂ほか	〃	成田市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
16	泉福寺薬師堂	〃	印西市	自動火災報知器 消火施設
17	栄福寺薬師堂	〃	印西市	自動火災報知器
18	宝珠院観音堂	〃	印西市	自動火災報知器 消火施設
19	滝田家住宅	〃	白井市	自動火災報知器 消火施設
20	香取神宮本殿・楼門	〃	香取市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
21	龍正院仁王門	〃	成田市	自動火災報知器 消火施設
22	飯高寺講堂 総門 鐘楼 鼓楼	〃	匝瑳市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
23	武家屋敷門	〃	九十九里町	自動火災報知器 避雷設備
24	笠森寺観音堂	〃	長南町	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
25	渡辺家住宅	〃	大多喜町	自動火災報知器 消火施設
26	大聖寺不動堂	〃	いすみ市	自動火災報知器
27	石堂寺本堂 多宝塔	〃	南房総市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
28	石堂寺薬師堂	〃	南房総市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
29	旧尾形家住宅	〃	南房総市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
30	神野寺表門	〃	君津市	自動火災報知器 消火施設
31	旧徳川家松戸戸定邸	〃	松戸市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
32	旧堀田家住宅	〃	佐倉市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
33	香取市佐原重要伝統的建造物群保存地区	重伝建	香取市	消火施設
34	絹本著色日蓮聖人像	国絵	市川市	消火施設 耐火金庫
35	木造金剛力士立像	国彫	松戸市	消火施設
36	銅造薬師如来坐像	〃	栄町	収蔵庫
37	木造薬師如来坐像	〃	印西市	収蔵庫
38	銅造不動明王立像	〃	印西市	自動火災報知器 耐火金庫
39	木造十一面観音立像	〃	香取市	消火施設 収蔵庫
40	木造薬師如来坐像	〃	銚子市	収蔵庫

41	木造阿彌陀如来坐像	〃	長南町	消火施設
42	木造大日如来坐像	〃	睦沢町	自動火災報知器 消火施設
43	木造十一面観音立像	〃	南房総市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
44	銅造十一面観音坐像・地蔵菩薩坐像・薬師如来坐像・釈迦如来坐像	国 工	香取市	消火施設 収蔵庫
45	古瀬戸黄釉狛犬	〃	香取市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備 収蔵庫
46	双竜鏡	〃	香取市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備 収蔵庫
47	日蓮自筆遺文	国 古	市川市	収蔵庫
48	千葉県幸田貝塚出土品	国 考	松戸市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
49	上総木更津金鈴塚古墳出土品	〃	木更津市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
50	大原幽学関係資料	国 歴	旭市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
51	房総半島の漁撈用具	国 民	館山市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
52	上総掘りの用具	〃	木更津市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
53	伊能忠敬旧宅	国 史	香取市	自動火災報知器 消火施設
54	大原幽学遺跡旧宅、墓および宅地耕地地割	〃	旭市	自動火災報知器 消火施設
55	高梨氏庭園	国 名	野田市	自動火災報知器 消火施設
56	千葉教会教会堂	県 建	千葉市	自動火災報知器 消火施設
57	旧鉄道連隊材料廠煉瓦建築	〃	千葉市	自動火災報知器 消火施設
58	旧鶴田家住宅	〃	習志野市	自動火災報知器、消火施設、避雷設備
59	旧大沢家住宅	〃	習志野市	自動火災報知器 消火施設
60	府中日吉神社本殿	〃	市原市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
61	飯香岡八幡宮拝殿	〃	市原市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
62	愛宕神社本殿	〃	野田市	自動火災報知器 消火施設
63	東海寺本堂・鐘楼・楼門	〃	柏市	自動火災報知器、消火施設、避雷設備
64	旧大塚家住宅	〃	浦安市	自動火災報知器 消火施設
65	浦安の三軒長屋	〃	浦安市	自動火災報知器 消火施設
66	松林寺本堂	〃	佐倉市	消火施設
67	佐藤家住宅	〃	佐倉市	消火施設
68	旧河原家住宅	〃	佐倉市	自動火災報知器 消火施設
69	旧川崎銀行佐倉支店	〃	佐倉市	自動火災報知器 消火施設
70	旧平野家住宅	〃	成田市	自動火災報知器 消火施設
71	龍正院本堂	〃	成田市	自動火災報知器 消火施設
72	西坂神社本殿	〃	香取市	消火施設
73	正文堂書店店舗	〃	香取市	消火施設
74	小堀屋本店店舗	〃	香取市	消火施設
75	側高神社本殿	〃	香取市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
76	光明院阿彌陀堂	〃	香取市	消火施設
77	三菱銀行佐原支店旧本館	〃	香取市	自動火災報知器 消火施設
78	福新呉服店 店舗兼住宅・土蔵	〃	香取市	消火施設
79	中村屋乾物店 店舗・文庫蔵	〃	香取市	消火施設
80	正上醬油店 店舗・土蔵	〃	香取市	消火施設
81	中村屋商店 店舗兼住宅・土蔵	〃	香取市	消火施設
82	香取神宮旧拝殿	〃	香取市	消火施設 避雷設備
83	猿田神社本殿	〃	銚子市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
84	常灯寺本堂	〃	銚子市	消火施設
85	海上八幡宮本殿	〃	銚子市	自動火災報知器 消火施設
86	旧林家住宅	〃	旭市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備

87	玉崎神社拝殿	〃	旭市	自動火災報知器 消火施設
88	八坂神社本殿内殿	〃	東金市	消火施設
89	五所神社本殿	〃	山武市	自動火災報知器
90	旧藪家住宅	〃	芝山町	自動火災報知器 消火施設
91	観音教寺三重塔	〃	芝山町	自動火災報知器 避雷設備
92	称念寺本堂	〃	長南町	自動火災報知器 消火施設
93	千葉県立安房南高等学校旧第一校舎	〃	館山市	自動火災報知器 消火施設
94	手力雄神社本殿	〃	館山市	消火施設
95	那古寺多宝塔 附木造宝塔	〃	館山市	自動火災報知器 消火施設
96	那古寺観音堂 附厨子	〃	館山市	自動火災報知器 消火施設
97	清澄寺中門	〃	鴨川市	消火施設 避雷設備
98	大山寺不動堂	〃	鴨川市	消火施設
99	石堂寺山王宮	〃	南房総市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
100	賀茂神社本殿	〃	南房総市	消火設備
101	須賀神社本殿	〃	木更津市	自動火災報知器 消火施設
102	神野寺本堂	〃	君津市	消火施設 避雷設備
103	行元寺旧書院	〃	いすみ市	屋外消火栓
104	旧手賀教会堂	〃	柏市	自動火災報知器、消火施設
105	柴田是真連句額	県 絵	市川市	自動火災報知器
106	絹本著色釈迦涅槃図	〃	野田市	消火施設
107	紙本著色隠元和尚像ほか	〃	東庄町	消火施設 避雷設備 収蔵庫
108	紙本著色鉄牛和尚像	〃	東庄町	消火施設 避雷設備
109	絹本著色僧形八幡神像	〃	館山市	自動火災報知器 消火施設
110	紙本著色天神縁起絵巻	〃	南房総市	消火施設 金庫
111	絹本著色両界曼荼羅図	〃	南房総市	消火施設
112	絹本著色清涼殿八宗論図	〃	富津市	消火施設
113	板絵著色富士巻狩図絵馬	〃	木更津市	消火施設
114	絹本著色両界曼荼羅図	〃	袖ヶ浦市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備 収蔵庫
115	木造十一面観音立像	県 彫	千葉市	消火施設 避雷設備
116	木造伝七仏薬師坐像	〃	千葉市	消火施設 収蔵庫
117	木造薬師如来坐像	〃	千葉市	消火施設 避雷設備
118	木造地藏菩薩坐像	〃	市原市	収蔵庫
119	木造聖観世音菩薩立像	〃	市原市	収蔵庫
120	木造聖観音立像	〃	市原市	収蔵庫
121	木造薬師如来坐像及び両脇侍立像	〃	市原市	収蔵庫
122	木造金剛力士立像	〃	市原市	収蔵庫
123	木造薬師如来坐像及び両脇侍立像三軀	〃	市原市	収蔵庫
124	木造蔵王権現三尊立像	〃	船橋市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
125	木造五智如来坐像	〃	船橋市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
126	木造釈迦如来・多宝如来坐像	〃	市川市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
127	木造釈迦如来立像	〃	八千代市	自動火災報知器 消火施設
128	木造阿彌陀如来坐像	〃	柏市	消火施設
129	木造大日如来坐像	〃	柏市	自動火災報知器 消火施設
130	木造観世音菩薩坐像	〃	柏市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
131	木造伝親鸞聖人坐像	〃	野田市	自動火災報知器 消火施設
132	木造阿彌陀如来坐像	〃	野田市	自動火災報知器 消火施設

133	銅造阿彌陀如来及び両脇侍立像	〃	成田市	消火施設
134	木造阿彌陀如来及び両脇侍像	〃	成田市	自動火災報知器
135	木造阿彌陀如来坐像	〃	酒々井町	自動火災報知器 消火施設
136	木造持国天・多聞天立像	〃	酒々井町	自動火災報知器 消火施設
137	木造薬師如来坐像	〃	印西市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
138	羅龍王面・納曾利面	〃	香取市	消火施設
139	木造十一面觀世音菩薩立像	〃	香取市	消火施設
140	木造阿彌陀如来坐像	〃	香取市	自動火災報知器 消火施設
141	銅造薬師如来立像	〃	香取市	消火施設 収蔵庫
142	銅造阿彌陀如来立像	〃	香取市	消火施設 収蔵庫
143	銅造十一面觀世音菩薩立像	〃	香取市	消火施設 収蔵庫
144	銅造觀世音菩薩立像	〃	香取市	消火施設 収蔵庫
145	銅造阿彌陀如来及び両脇侍立像	〃	香取市	消火施設 金庫
146	木造伝妙見菩薩倚像	〃	多古町	自動火災報知器 消火施設 避雷針
147	木造薬師如来立像	〃	銚子市	消火施設
148	木造薬師如来立像	〃	銚子市	消火施設
149	木造菩薩立像	〃	銚子市	消火施設
150	木造薬師如来立像	〃	横芝光町	収蔵庫
151	木造阿彌陀如来立像	〃	横芝光町	収蔵庫
152	銅造阿彌陀如来及び両脇侍土立像	〃	横芝光町	消火施設
153	銅造阿彌陀如来及び両脇侍土立像	〃	横芝光町	消火施設
154	木造釈迦如来坐像	〃	山武市	収蔵庫
155	銅造阿彌陀如来及び両脇侍立像	〃	山武市	自動火災報知機 消火施設
156	木造四天王像及び木造阿難・迦葉立像	〃	山武市	自動火災報知機 消火施設
157	木造日蓮聖人坐像	〃	大網白里町	自動火災報知器 避雷設備
158	木造伝牛頭天王像	〃	長柄町	消火施設
159	木造慈恵大師坐像	〃	長南町	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
160	木造不動明王坐像	〃	睦沢町	自動火災報知器 消火施設
161	木造毘沙門天立像	〃	睦沢町	自動火災報知器 消火施設
162	木造不動明王坐像	〃	睦沢町	自動火災報知器 消火施設
163	木造如来形坐像	〃	睦沢町	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
164	木造虚空菩薩坐像	〃	大多喜町	収蔵庫
165	木造馬頭觀世音菩薩立像	〃	大多喜町	収蔵庫
166	木造十一面觀音立像	〃	いすみ市	収蔵庫
167	鉄造仏頭	〃	いすみ市	収蔵庫
168	木造如来形坐像	〃	館山市	消火施設、収蔵庫
169	木造阿彌陀如来坐像	〃	館山市	自動火災報知器 消火施設
170	銅造阿彌陀如来及び	〃	鴨川市	消火施設
171	木造地藏菩薩坐像	〃	鴨川市	自動火災報知器
172	木造十一面觀音立像	〃	南房総市	消火施設
173	木造薬師如来立像	〃	南房総市	消火施設
174	木造千手觀音立像 附木造行道面	〃	南房総市	消火施設
175	木造二十八部衆立像 附風神・雷神像	〃	南房総市	消火施設
176	木造大黒天立像	〃	南房総市	消火施設
177	木造千手觀音坐像	〃	南房総市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
178	木造薬師如来坐像	〃	木更津市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫

179	銅造阿彌陀如来立像	〃	木更津市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
180	木造薬師如来坐像	〃	木更津市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
181	木造菩薩面	〃	君津市	収蔵庫
182	木造薬師如来立像	〃	富津市	消火施設
183	銅造釈迦如来及び両脇侍坐像	〃	富津市	消火施設
184	木造虚空蔵菩薩坐像	〃	富津市	自動火災報知器 消火施設
185	半円方角帯神獸鏡	県 工	千葉市	収蔵庫
186	鑄銅鰐口	〃	千葉市	消火施設
187	金銅透彫六角釣燈籠	〃	千葉市	消火施設
188	梵鐘	〃	市川市	消火施設 収蔵庫
189	南蛮胴具足 附 兜、籠手、佩楯、臙当	〃	船橋市	自動火災報知器
190	銅透彫華籠	〃	松戸市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
191	刺繍釈迦涅槃図	〃	野田市	消火施設
192	紫裾濃胴丸	〃	佐倉市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
193	鳳凰蒔絵鞍	〃	佐倉市	自動火災報知器 消火施設
194	天球儀	〃	佐倉市	自動火災報知器 消火施設
195	梵鐘(乾元二年在銘)	〃	成田市	消火施設
196	梵鐘(応長元年在銘)	〃	成田市	消火施設
197	梵鐘(延慶三年在銘)	〃	成田市	消火施設
198	鑄銅雲版	〃	成田市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
199	鑄銅雲版	〃	酒々井町	自動火災報知器 収蔵庫
200	鑄銅孔雀文磬	〃	印西市	収蔵庫
201	大戸神社和鏡	〃	香取市	消火施設 収蔵庫
202	香取神宮古神宝類	〃	香取市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備 収蔵庫
203	梵鐘	〃	銚子市	自動火災報知器 消火施設
204	釈迦涅槃図	〃	銚子市	自動火災報知器 消火施設
205	梵鐘	〃	長南町	消火施設
206	小網寺鑄銅密教法具	〃	館山市	自動火災報知器、消火施設、収蔵庫
207	繡字法華経普門品	〃	館山市	自動火災報知器 消火施設
208	繡字法華経陀羅尼品	〃	南房総市	消火施設
209	梵鐘(応安七年在銘)	〃	南房総市	消火施設
210	梵鐘	〃	鴨川市	消火施設
211	金銅孔雀文磬	〃	木更津市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
212	金銅五鈎鈴	〃	木更津市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
213	梵鐘	〃	木更津市	消火施設
214	隠元・木庵・即非墨蹟	県 書	東庄町	消火施設 収蔵庫
215	房総数学文庫	県 典	千葉市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
216	覚性御房御返事	県 古	千葉市	収蔵庫
217	富城殿御返事	〃	松戸市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
218	本土寺過去帳	〃	松戸市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
219	天正検地帳	〃	船橋市	自動火災報知器 消火施設
220	神崎神社文書	〃	神崎町	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
221	神宮寺文書	〃	神崎町	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
222	天正検地帳	〃	銚子市	収蔵庫
223	天正検地帳	〃	銚子市	自動火災報知器 収蔵庫
224	富城殿女房尼御前御書	〃	鴨川市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫

225	制札	〃	木更津市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
226	天正検地帳	〃	木更津市	自動火災報知器 消火施設
227	猫作・栗山古墳群第16号墳副葬品	県考	成田市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
228	龍角寺出土遺物	〃	栄町	消火施設 収蔵庫
229	香炉形顔面付土器	〃	香取市	消火施設 金庫
230	城山第一号古墳出土品	〃	香取市	消火施設
231	板碑(正元元年八月廿二日在銘)	〃	香取市	消火施設
232	板碑(正元元年九月三日在銘)	〃	香取市	自動火災報知器 消火施設
233	鉢ヶ谷遺跡1号縄文土壙出土一括遺物	〃	東金市	自動火災報知器 消火施設
234	島戸境1号墳出土遺物	〃	山武市	自動火災報知器 消化施設
235	芝山古墳群出土埴輪	〃	芝山町	収蔵庫
236	旭森経塚遺物	〃	鴨川市	収蔵庫
237	金谷神社の大鏡鉄	〃	富津市	消火施設 収蔵庫
238	文脇遺跡14号土坑出土一括遺物	〃	袖ヶ浦市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備 収蔵庫
239	黄瀬戸灰釉木の葉文瓶 附常滑不識壺	〃	木更津市	消火施設
240	小湊鉄道蒸気機関車	県歴	市原市	保存施設
241	妙法蓮華経板木(開結とも)	〃	柏市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
242	小金原のしし狩り資料	〃	白井市	消火施設 収蔵庫
243	小金牧の牧土資料	〃	白井市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
244	大慈恩寺宝物類	〃	成田市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
245	佐倉牧の牧土資料	〃	富里市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
246	紙本著色大多喜藩陣列図	〃	御宿町	自動火災報知器 消火施設
247	菱川師宣関係過去帳	〃	鋸南町	消火施設 収蔵庫
248	菱川師宣過去帳	〃	南房総市	消火施設 金庫
249	至徳堂関係資料	〃	木更津市	自動火災報知器 消火施設
250	灯明台	県民	船橋市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
251	篠籠田の獅子舞	〃	柏市	消火施設
252	流山ののみりん醸造用具	〃	流山市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
253	正泉寺血盆経信仰資料	〃	我孫子市	自動火災報知機
254	迎接寺の鬼舞面	〃	成田市	消火施設 収蔵庫
255	利根川下流域の漁撈用具	〃	香取市	自動火災報知器 消火施設
256	広済寺の鬼来迎面	〃	横芝光町	収蔵庫
257	農村生活用具	〃	多古町	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
258	八幡神社のいざりばた	〃	山武市	自動火災報知器 収蔵庫
259	芝原人形製作用具	〃	長南町	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
260	房総半島の万祝及び製作関連資料	〃	館山市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
261	東京湾のり生産用具	〃	木更津市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
262	吾妻神社の馬だし祭用具	〃	富津市	収蔵庫
263	旧佐倉順天堂	県史	佐倉市	自動火災報知器 消火施設
264	清戸の泉 附版木	〃	白井市	金庫
265	歌人伊藤左千夫の生家	〃	山武市	自動火災報知器 消火施設
266	宮谷県庁跡	〃	大網白里町	自動火災報知器 避雷設備
267	東葉高等学校正門(旧近藤家住宅長屋門)	国登	船橋市	自動火災報知器
268	玉川旅館本館・第一別館・第二別館	〃	船橋市	自動火災報知器 消火施設
269	野田市民会館主屋・茶室	〃	野田市	自動火災報知器 消火施設
270	興風会館	〃	野田市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備

271	榊田家住宅主屋	〃	野田市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
272	戸邊五右衛門家住宅主屋・土蔵・倉庫・米蔵	〃	野田市	自動火災報知器 消火施設
273	懐石あた岩店舗・土蔵	〃	野田市	自動火災報知器 消火施設
274	茂木本家住宅主屋・北蔵・南蔵・旧仕込倉・旧漬物倉・旧米倉・旧門番棟・正門・板塀・庭門及び竹木賊張塀・稲荷神社・稲荷神社水屋・煉瓦塀	〃	野田市	自動火災報知器 消火施設
275	染織処 谷屋土蔵	〃	香取市	自動火災報知器 消火施設
276	香雲閣	〃	香取市	消火施設
277	香取神宮拝殿・幣殿・神饌所	〃	香取市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備
278	選擇寺の本堂	〃	木更津市	自動火災報知器 消火施設
279	下郡郵便局旧局舎	〃	木更津市	消火施設
280	野島崎灯台	〃	南房総市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備

2 火葬場一覧表<資料6-2>

番号	火葬場名称	所在地	電話番号	FAX番号	ヘリコプター臨時離発着場	利用可能港	経営者・管理者・担当課	電話番号	FAX番号
1	千葉市斎場	千葉市緑区平山町1762-2	043-293-4000	043-293-4003	昭和の森第1駐車場	千葉港	千葉市生活衛生課 指定管理者 富士建設工業(株)	043-245-5213	043-245-5556
2	いちばら聖苑	市原市今富 1088-8	0436-36-3389	0436-36-7513	明神小学校(17)		市原市福祉衛生課メモリアルパーク管理所	0436-36-3389	0436-36-7513
3	市川市斎場	市川市大野町4-2610-1	047-338-2941	047-338-2942	第三中学校(33)		市川市斎場	047-338-2941	047-338-2942
4	馬込斎場	船橋市馬込町1102-1	047-438-1151	047-438-1152	船橋市運動公園(39)	船橋港	四市複合事務組合	047-436-2772	047-436-2774
5	浦安市斎場	浦安市千鳥 15-3	047-316-3611	047-316-3614	総合運動公園・野球場(81)		浦安市環境保全課	047-351-1111	047-381-7221
6	松戸市斎場	松戸市串崎新田63-1	047-387-4042	047-388-9620	市立松戸高等学校(49)		松戸市北山会館	047-387-4042	047-388-9620
7	野田市斎場	野田市目吹 7-1	04-7122-3017	04-7123-6424	文化センター駐車場(57)		野田市市民課	04-7125-1111	04-7123-1088
8	野田市関宿斎場	野田市中戸 496	04-7196-3301	04-7196-3301	関宿中央小学校(82)		野田市市民課	04-7125-1111	04-7123-1088
9	ウイングホール柏斎場	柏市布施 281-1	04-7131-6649	04-7132-4567	柏市利根運動場(60)		東葛中部地区総合開発事務組合	04-7164-5251	04-7164-6802
10	八富成田斎場	成田市吉倉 124-11	0476-23-4511	0476-23-4514	大谷津運動公園多目的広場(93)		成田市環境衛生課	0476-20-1531	0476-22-4436
11	さくら斎場	佐倉市大蛇町790-4	043-484-0846	043-486-2304	佐倉小学校(95)		佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合	043-484-6747	043-486-2304
12	栄町斎場	印旛郡栄町須賀1997-25	0476-95-0535	0476-45-0535	水と緑の運動広場野球場(174)		栄町環境課	0476-95-1111	0476-95-2258
13	北総西部衛生組合北総斎場	香取郡神埼町神崎1009-2	0478-72-3166	0478-72-3166	利根川河川敷		北総西部衛生組合	0478-54-5175	0478-54-7599
14	香取市おみがわ聖苑	香取市小見川1797-1	0478-82-3293	なし	小見川中学校(196)		香取市市民課	0478-82-1111	0478-82-3325
15	銚子市斎場	銚子市西小川町4732	0479-25-1593	なし	県立銚子商業高等学校(230)	銚子港	銚子市市民課	0479-24-8181	0479-25-0277
16	山桑メモリアルホール	匝瑳市山桑 730	0479-73-8000	0479-73-8001	市営グラウンド(246)		匝瑳市ほか二町環境衛生組合	0479-72-3036	0479-72-3048

番号	火葬場名称	所在地	電話番号	FAX番号	ヘリコプター臨時離発着場	利用可能港	経営者・管理者・担当課	電話番号	FAX番号
17	みたま苑 旭	旭市ニ 5935-10	0479-64-0409	0479-64-0805	旭スポーツの森公園野球広場(243)		旭市環境課	0479-62-5329	0479-63-4946
18	一宮聖苑	長生郡一宮町一宮7459-4	0475-42-5445	0475-42-5445	一宮中学校(299)		一宮聖苑組合	0475-42-1424	0475-42-2465
19	長南聖苑	長生郡長南町報恩寺字柳谷 579	0475-46-3525	0475-46-3526	長南町陸上競技場(312)		長生郡市広域市町村圏組合	0475-23-0107	0475-24-1144
20	山武郡市広域斎場	東金市堀上 1357	0475-55-6360	0475-55-3452	東金中学校(264)		山武郡市広域行政組合	0475-54-0250	0475-52-1652
21	勝浦市営火葬場	勝浦市松部 116-1	未定	未定	勝浦市営野球場		勝浦市環境防災課	0470-73-6619	0470-73-8788
22	大多喜斎場無相苑	夷隅郡大多喜町田丁 238	0470-82-3831	なし	多目的広場(316)		大多喜町環境生活課	0470-82-2111	0470-82-2076
23	いすみ市大原聖苑	いすみ市大原 4891-1	0470-63-1667	0470-63-1667	大原町総合グラウンド(321)		いすみ市環境保全課	0470-62-1111 内 343	0470-63-1252
24	木更津市火葬場	木更津市大久保 840-3	0438-37-3874	0438-37-3874	畑沢中学校(356)	木更津港	木更津市環境衛生課	0438-23-7111 内 310	0438-23-7765
25	上総聖苑	君津市久留里市場 978-1	0439-27-3574	0439-27-3574	久留里スポーツ広場(371)		君津市環境衛生課	0439-56-1221	0439-56-1629
26	富津聖苑	富津市前久保 375	0439-87-4142	0439-87-4142	富津中学校(372)	木更津港	富津市環境保全課	0439-80-1273	0439-87-9331
27	館山火葬場	館山市上真倉 2038	0470-23-7350	0470-23-7350	北条小学校(326)	館山港	安房郡市広域市町村圏事務組合	0470-22-5633	0470-23-9155
28	長狭地区火葬場	鴨川市東町 1850-17	0470-94-1170	0470-94-1170	安房東中学校(318)	浜荻港	安房郡市広域市町村圏事務組合	0470-22-5633	0470-23-9155
29	千倉火葬場	南房総市千倉町南朝夷 1635	0470-44-4290	0470-44-4290	総合運動公園(374)	千倉港	安房郡市広域市町村圏事務組合	0470-22-5633	0470-23-9155

【航空機・艦艇・資機材】

1 県所属船舶及び備蓄資機材一覧表<資料6-3>

表1 県所属船舶一覧表

船名	所属港	用途	総トン数 トン	全長 m	旅客定員 数人	速力 ノット	吃水 m	航行区域	通信設備	防災設備等
ふさなみ	館山	漁業操業安全指導船	56.00	21.72	12	21.10	1.36	限定沿海	漁業無線	放水銃×2
ふさかぜ	勝浦	漁業取締船	145.00	42.70	15	15.20	2.89	沿海	漁業無線	
わかとね	銚子	漁業取締船	3.20	7.56	9	28.00	0.47	平水	漁業無線	
千葉丸	館山	漁業指導船	317.00	49.84	24	12.75	3.40	遠洋	漁業無線	
房総丸	館山	漁業調査船	110.00	34.29	20	12.00	2.43	近海	漁業無線	
ふさみ丸	千倉	漁業調査船	62.00	30.51	12	13.00	2.00	近海	漁業無線	
わかふさ	千葉港葛南地区	測量監督船	13.00	14.10	12	20.00	0.65	平水	防災無線	
せいかい	千葉港葛南地区	清掃船	16.00	12.40	6	7.50	1.10	平水	防災無線	
せいこう	千葉港千葉地区	海面清掃船	16.00	11.76	6	7.50	1.10	平水	防災無線	
第二せいこう	千葉港千葉地区	海面清掃船	14.00	11.90	3	7.50	1.10	平水	防災無線	
若葉	千葉港千葉地区	防災・給水船	85.00	30.31	6	8.00	2.60	平水	船舶電話	放水銃×1、散布装置×2、 オイルフェンス600m積載可能
さわかぜ	木更津港	港湾監視船	8.50	9.19	12	30	1.00	沿岸	防災無線	
きよみ	木更津港	清掃船	16.00	14.00	6	9.35	1.10	平水	防災無線	

表2 県有油防除資機材総括表

平成24年4月1日現在

品目	保有量	備考	
オイルフェンス	11,413 m	防災危機管理部(消防課)	1,640 m
		県土整備部	5,558 m
		河川環境課	4,478 m
		港湾課	1,080 m
		農林水産部	3,880 m
		漁業資源課	1,000 m
		漁港課	2,880 m
		企業庁	335 m
油吸着マット	31,685 kg	防災危機管理部(消防課)	5,789 kg
		県土整備部	15,234 kg
		河川環境課	12,951 kg
		港湾課	2,283 kg
		農林水産部	9,564 kg
		漁業資源課	7,472 kg
		漁港課	2,092 kg
		企業庁	1,098 kg
油処理剤	13,026 リットル	県土整備部	2,730 リットル
		河川環境課	750 リットル
		港湾課	1,980 リットル
		農林水産部	10,296 リットル
		漁業資源課	7,362 リットル
		漁港課	2,934 リットル
油回収ネット	8,702 m	防災危機管理部(消防課)	7,300 m
		農林水産部(漁港課)	1,040 m
		県土整備部(港湾課)	362 m
油導入式浮枠 (エアーポンプセット)	3 基	備蓄場所: 千葉港湾市原支所 五井2号野積場 (市原市五井海岸1907-6)	
丸型組立水槽 (貯油用)	6 基		
バケツ	500 個		
ひしゃく	2,011 本	備蓄場所: 県中央防災センター (千葉市中央区仁戸名町666-2)	
ビニール手袋	600 組		
ゴム手袋	1,000 組		
ゴーグル	1,860 個		
防塵マスク	1,900 枚		
レインコート	2,640 着		
レインスーツ	2,080 着		
長靴	1,900 足		

※オイルフェンス、油吸着マット、油処理剤及び油回収マットについては、各リストを参照

表2-1 県有オイルフェンス配置場所一覧

平成24年4月1日現在

所有者	管理者名	所在地	メーカー	用途	形式	長さ(m)
防災危機管理部	市川市消防局	市川市高谷2023-10 東消防署高谷出張所		海上	Bタテ	300
防災危機管理部	船橋市消防局	船橋市湊町1-24 湊町水防倉庫	ブリヂストン	海上	Aタテ	180
防災危機管理部	習志野市消防本部	習志野市鷺沼2-1-43 中央消防署		海上	Bタテ	40
防災危機管理部	習志野市消防本部	習志野市秋津3-7-1 南消防署		海上	Bタテ	320
防災危機管理部	千葉市消防局	千葉市中央区中央港1-5-1 中央消防署臨港出張所		海上	Bタテ	200
防災危機管理部	君津市消防本部	君津市笠師3-1-25 君津市消防署	中村ナスコE4-AorT	海上	B枕	300
防災危機管理部	富津市消防本部	富津市小久保2958-1 中央公民館前車庫兼倉庫	中村ナスコE5-AorT	海上	B枕	300
千葉県 防災危機管理部 保有量合計						1,640
漁業資源課	新富津漁協	富津市富津2430-1 倉庫			A型	100
漁業資源課	天羽漁協	富津市荻生1174-5 湊支所倉庫	中村ナスコC3-K			100
漁業資源課	鋸南町保田漁協	鋸南町吉浜99-5 定置網漁具倉庫	中村ナスコC3-K			20
漁業資源課	館山船形漁協	館山市船形1452 組合南倉庫				320
漁業資源課	水産総合研究センター(東京湾漁業研究所)	富津市小久保3091 倉庫				400
漁業資源課	水産総合研究センター(内水面水産研究所)	佐倉市臼井台1390 倉庫				60
千葉県 農林水産部 水産局 漁業資源課 保有合計						1,000
漁港課	銚子漁港事務所	銚子市川口町2-6385-271 川口オイルフェンス倉庫	住友電気工業SO-300E			180
漁港課	南部漁港事務所	館山市船形新港1448 オイルフェンス格納庫	住友電気工業SO-300E			400
漁港課	南部漁港事務所	南房総市千倉町平館名戸川763-98 オイルフェンス格納庫	中村船具工業			400
漁港課	南部漁港事務所	鴨川市磯村大浦137-3 鴨川市漁協	㈱ブリヂストン			440
漁港課	南部漁港事務所	鴨川市天津仲町1499 オイルフェンス格納庫	㈱ブリヂストン			400
漁港課	南部漁港事務所	鴨川市小湊小舟谷182-12 オイルフェンス格納庫	住友電気工業SO-300E			380
漁港課	南部漁港事務所	勝浦市浜勝浦499 オイルフェンス格納庫	住友電気工業SO-300E			320
漁港課	南部漁港事務所	いすみ市大原新浜町11574	住友電気工業SO-300E			360
千葉県 農林水産部 水産局 漁港課 保有合計						2,880
河川環境課	千葉土木事務所	千葉市中央区出洲港11-1	森の木太郎F5012	河川	12cmφ	40
河川環境課	千葉土木事務所	千葉市中央区出洲港11-1	谷口商会㈱	河川	11cmφ	216
河川環境課	葛南土木事務所	船橋市浜町2-5-1	中村船具工業㈱			100
河川環境課	東葛飾土木事務所	松戸市竹ヶ花24	スマレイオイルフェンス7502		7.5cmφ	60
河川環境課	東葛飾土木事務所	野田市岩名 座生川排水機場	スマレイオイルフェンス7502		7.5cmφ	45
河川環境課	東葛飾土木事務所	松戸市 富士川浄化施設	スマレイオイルフェンス7502		7.5cmφ	160
河川環境課	東葛飾土木事務所	市川市国府台3-3576-1 柳原排水機場	T-20-4(A型)			80
河川環境課	東葛飾土木事務所	市川市国府台3-3576-1 柳原排水機場	スマレイオイルフェンス15002		15cmφ	176
河川環境課	東葛飾土木事務所	市川市国府台3-3576-1 柳原排水機場	スマレイオイルフェンス7502		7.5cmφ	40
河川環境課	柏土木事務所	柏市柏745 事務所倉庫	スマレイオイルフェンス7502	河川	7.5cmφ	180
河川環境課	印旛土木事務所	佐倉市鎗木仲田町8-1	大田工業OK-200 1本	河川		20
河川環境課	印旛土木事務所	佐倉市鎗木仲田町8-1	スマレイオイルフェンス7502	河川	7.5cmφ	160
河川環境課	印旛土木事務所	栄町和田 和田水防倉庫	大田工業OK-200 8本	河川		160

表2-1 県有オイルフェンス配置場所一覧

平成24年4月1日現在

所有者	管理者名	所在地	メーカー	用途	形式	長さ(m)
河川環境課	成田土木事務所	成田市荒海612 荒海水防倉庫		河川		284
河川環境課	成田土木事務所	富里市七栄651 七栄水防倉庫		河川		100
河川環境課	成田土木事務所	成田市荒海612 荒海水防倉庫	スミレイオイルフェンス			20
河川環境課	香取土木事務所	香取市佐原イ126-2 水防倉庫				180
河川環境課	香取土木事務所	香取市佐原イ126-2 水防倉庫	スミレイオイルフェンス11002		11cmφ	148
河川環境課	香取土木事務所	香取市佐原イ126-2 水防倉庫	スミレイオイルフェンス7502		7.5cmφ	340
河川環境課	銚子土木事務所	銚子市長塚町2-44-9 水防倉庫	㈱ブリヂストン	河川		100
河川環境課	銚子土木事務所	銚子市長塚町2-44-9 水防倉庫	住友ゴム	河川		80
河川環境課	海匠土木事務所	匝瑳市八日市場イ1999 水防倉庫	大田工業OK-200 4本	河川	A型	80
河川環境課	海匠土木事務所	匝瑳市八日市場イ1999 水防倉庫・東倉庫	スミレイオイルフェンス11002-1	河川	11cmφ	24
河川環境課	海匠土木事務所	匝瑳市八日市場イ1999 東倉庫	スミレイオイルフェンス7502-1	河川	7.5cmφ	40
河川環境課	山武土木事務所	東金市東新宿17-6				100
河川環境課	長生土木事務所	茂原市三ヶ谷1993 水防倉庫	スミレイオイルフェンス7502	河川	7.5cmφ	60
河川環境課	夷隅土木事務所	いすみ市大原8513-1 水防倉庫	大田工業OK-200			160
河川環境課	夷隅土木事務所	いすみ市大原8513-1 水防倉庫	スミレイオイルフェンス7502-1			80
河川環境課	夷隅土木事務所	大多喜町猿稲14-1 大多喜出張所水防倉庫	大田工業OK-200	河川	A型	45
河川環境課	安房土木事務所 鴨川出張所	鴨川市太海104-12 水防倉庫	スミレイオイルフェンス7510-1			80
河川環境課	安房土木事務所	館山市北条402-1 水防倉庫	スミレイオイルフェンス7510-1			40
河川環境課	安房土木事務所	館山市北条402-1 水防倉庫	スミレイオイルフェンス11002-1			48
河川環境課	安房土木事務所	館山市沼1686-17 館山港湾管理事務所	中村船具工業㈱			80
河川環境課	君津土木事務所	木更津市貝淵3-13-4 水防倉庫	三井化学(株)TF200			50
河川環境課	君津土木事務所	富津市湊145-6 天羽出張所	三井化学(株)TF200			100
河川環境課	市原土木事務所	市原市八幡海岸通1969 水防倉庫	スミレイオイルフェンス11002-1		11cmφ	144
河川環境課	真間川改修事務所	市川市南八幡2-23-1 水防倉庫	大田工業OK-200	河川	A型	60
河川環境課	真間川改修事務所	市川市南八幡2-23-1 水防倉庫				48
河川環境課	真間川改修事務所	市川市南八幡2-23-1 水防倉庫	三井TF-200			10
河川環境課	亀山・片倉ダム管理事務所	君津市豊田33 亀山ダム倉庫	前田工繊	河川	Ok-150	220
河川環境課	亀山・片倉ダム管理事務所	君津市笹1659-4 片倉ダム管理所	前田工繊	河川	Ok-200	160
河川環境課	高滝ダム管理事務所	市原市養老468 水防倉庫				160
千葉県 県土整備部 河川環境課 保有合計						4,793
港湾課	千葉港湾事務所	千葉市中央区出洲港 出洲防災倉庫		海上	B枕	660
港湾課	葛南港湾事務所	船橋市潮見町 船橋中央埠頭内買荷さばき地	中村ナスコE4-AorT	海上	B枕	0
港湾課	木更津港湾事務所	木更津市中央3-3-8 内港監視所内倉庫	高橋ブルーシーB-DF-11	海上	B枕	240
港湾課	木更津港湾事務所	木更津市新港 港湾労働者休憩所	中村ナスコE4-AorT	海上	B枕	0
港湾課	木更津港湾事務所	木更津市貝淵3-13-34 水防倉庫	中村ナスコE4-AorT	海上	B枕	180
千葉県 県土整備部 港湾課 保有合計						1,080

表2-1 県有オイルフェンス配置場所一覧

平成24年4月1日現在

所有者	管理者名	所在地	メーカー	用途	形式	長さ(m)
企業庁	千葉工業用水道事務所	佐倉市角来2222 佐倉浄水場			B枕	170
企業庁	千葉工業用水道事務所	市原市北国分寺台3-5-1 郡本浄水場			A型	40
企業庁	葛南工業用水道事務所	市川市南八幡2-23-1 南八幡浄水場			B型	45
企業庁	君津工業用水道事務所	君津市人見5-7-31 人見浄水場	高階救命器具BOF-7		B枕	40
企業庁	千葉建設事務所葛南支所	船橋市浜町2-5	日本ソリッド㈱			16
企業庁	千葉建設事務所	千葉市美浜区真砂5-2-1	カクイ㈱			24
千葉県 企業庁 保有合計						335
全機関合計						1,335

表3 県有油吸着マット配置場所一覧(1)

平成24年4月1日現在

所有者名	管理者名	所在地	メーカー	型式	重量換算後(kg)
防災危機管理部	浦安市	浦安市瑞実9-22 浦安市消防署	三井BL-65	マット	340
防災危機管理部	市川市	市川市高谷2023-10 東消防署高谷出張所	三井BL-65	マット	170
防災危機管理部	市川市	市川市塩浜4-2-5 塩浜第2防災倉庫	三井BL-65	マット	170
防災危機管理部	船橋市	船橋市舞1-24 湊水防倉庫	三井BL-65	マット	306
防災危機管理部	習志野市	習志野市秋津5-1-1 谷津戸為自然観察センター	三井BL-65	マット	170
防災危機管理部	習志野市	習志野市秋津5-1-1 谷津戸為自然観察センター	三井BL-6500	ロール	68
防災危機管理部	習志野市	習志野市秋津3-7-1 環境保全センター	三井BL-65	マット	136
防災危機管理部	千葉市	千葉市中央区中央港1-5-1 中央消防署臨港出張所	三井BL-65	マット	170
防災危機管理部	市原市	市原市五井海岸1907-6 千葉港湾市原支所	阿南電気(株)	オイルスネアー	138
防災危機管理部	市原市	市原市五井南海岸1-14	三井BL-65	マット	323
防災危機管理部	(株)ダイトコーポレーション	市原市五井海岸1907-6 千葉港湾市原支所	三井BL-6500	ロール	884
防災危機管理部	(株)ダイトコーポレーション	市原市五井海岸1907-6 千葉港湾市原支所	三井BL-65	マット	510
防災危機管理部	(株)ダイトコーポレーション	市原市五井海岸1907-7 千葉港湾市原支所	三井BL-F	万国旗	109
防災危機管理部	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市坂戸市場1-1 市役所内震災備蓄倉庫	三井BL-65	マット	306
防災危機管理部	木更津市	木更津市潮見1-1 市役所内震災備蓄倉庫	三井BL-65	マット	238
防災危機管理部	木更津市	木更津市潮見1-1 市役所内震災備蓄倉庫	三井BL-F	万国旗	136
防災危機管理部	君津市	君津市本師3-1-25 君津市消防署	三井BL-65	マット	170
防災危機管理部	君津市	君津市君津1 新工業団地管理倉庫	三井BL-65	マット	170
防災危機管理部	富津市	富津市青木1595-6 富津地区防災備蓄倉庫	三井BL-65	マット	136
防災危機管理部	富津市	富津市久保3016-1 大岳地区防災備蓄倉庫	三井BL-65	マット	119
防災危機管理部	富津市	富津市湊296-5 天押地区防災備蓄倉庫	三井BL-65	マット	85
防災危機管理部	御宿町	御宿町2164-1 御津漁業協同組合倉庫	三井BL-65	マット	96
千葉県 防災危機管理部 保有量合計					5,789
漁業資源課	南行徳漁協	市川市次真間1-12-21 資材倉庫	三井BL-65	マット	119
漁業資源課	市川市行徳漁協	市川市塩浜1-17-3 市川漁港出張所	三井BL-F	万国旗	81
漁業資源課	船橋市舞漁協	船橋市舞1-24-6 コンテナ内	三井BL-F	万国旗	162
漁業資源課	船橋市舞漁協	船橋市舞1-24-6 コンテナ内	三菱アタックエース-S	マット	15
漁業資源課	牛込漁協	木更津市牛込752 組合倉庫	三井BL-F	万国旗	243
漁業資源課	金田漁協	木更津市牛島4412 資材倉庫	三井BL-F	万国旗	378
漁業資源課	久津間漁協	木更津市久津間1291 船留倉庫	三井BL-F	万国旗	189
漁業資源課	江川漁協	木更津市江川576-6 漁具倉庫	三井BL-F	万国旗	203
漁業資源課	木更津市井里漁協	木更津市井里2-5-26 倉庫	三井BL-F	万国旗	68
漁業資源課	木更津市井里漁協	木更津市井里2-5-26 倉庫	三菱アタックエース-S	マット	240
漁業資源課	木更津市井里漁協	木更津市井里2-5-26 倉庫	チツES300	マット	49
漁業資源課	木更津漁協	木更津市中央3-14-11 漁具倉庫	三井BL-F	万国旗	216

表3 県有油吸着マット配置場所一覧(2)

平成24年4月1日現在

所有者名	管理者名	所在地	メーカー	型式	重量換算後(kg)
漁業資源課	木更津魚協	木更津市中央3-14-11 漁具倉庫	東洋紡C-マット100	マット	150
漁業資源課	木更津魚協	木更津市中央3-14-11 漁具倉庫	チッソES300	マット	16
漁業資源課	富津魚協	富津市富津2035-74 組合倉庫	三井BL-F	万国旗	243
漁業資源課	新富津魚協	富津市新富津2430-1 倉庫	三井BL-F	万国旗	311
漁業資源課	新富津下州魚協	富津市川名749-1 漁港倉庫	三井BL-F	万国旗	135
漁業資源課	大佐和魚協	富津市小久保3089 組合購買倉庫	三井BL-F	万国旗	149
漁業資源課	大佐和魚協	富津市小久保3089 組合前倉庫	三井BL-65	マット	17
漁業資源課	天羽魚協	富津市敬生1174-5 湊支所倉庫	三井BL-F	万国旗	135
漁業資源課	鋤形町保田魚協	鋤形町吉兵99-5 給油所倉庫	三井BL-F	万国旗	108
漁業資源課	鋤形町勝山魚協	鋤形町勝山122 組合地下倉庫	三井BL-F	万国旗	81
漁業資源課	岩井魚協	南房総市高崎1618 高崎倉庫	三井BL-F	万国旗	135
漁業資源課	岩井魚協	南房総市高崎1618 高崎倉庫	三井BL-65	マット	85
漁業資源課	富津町魚協	南房総市富津町多田良1254-75 漁具倉庫	三井BL-F	万国旗	122
漁業資源課	富津町魚協	南房総市富津町多田良1254-75 漁具倉庫	三井BL-65	マット	119
漁業資源課	富津町魚協	南房総市富津町多田良1254-75 漁具倉庫	三井AB-50	マット	50
漁業資源課	館山町形魚協	館山町形1452 組合南倉庫	三井BL-65	マット	85
漁業資源課	館山町形魚協	館山町形1452 組合南倉庫	三井AB-50	マット	15
漁業資源課	館山町形魚協	館山町形1452 組合南倉庫	三井BL-F	万国旗	95
漁業資源課	西岬魚協	館山市浜田148 資材倉庫	三井BL-F	万国旗	68
漁業資源課	館山市浜田魚協	館山市浜田233 青年館庫	三井BL-F	万国旗	54
漁業資源課	館山市浜田魚協	館山市浜田233 青年館庫	東洋紡C-マット100	マット	15
漁業資源課	東安房魚協(白浜支所)	南房総市白浜町筒口5887-1 原事業所倉庫	三井BL-F	万国旗	81
漁業資源課	東安房魚協(本所)	南房総市千倉町千倉763-11 給油所倉庫	三井BL-65	マット	153
漁業資源課	東安房魚協(和田支所)	南房総市和田町和田530 給油所倉庫	三井BL-F	万国旗	81
漁業資源課	鴨川市魚協	鴨川市磯村83-2 組合倉庫	三井BL-F	万国旗	54
漁業資源課	鴨川市魚協	鴨川市磯村83-2 組合倉庫	三井BL-50	マット	120
漁業資源課	東安房魚協(天津支所/湊支所)	鴨川市天津1504-2 組合倉庫	三井BL-F	万国旗	81
漁業資源課	新勝浦市魚協	勝浦市新官207倉庫	三井BL-F	万国旗	41
漁業資源課	新勝浦市魚協大沢支所	勝浦市大沢239-2 倉庫	三井BL-65	マット	17
漁業資源課	勝浦魚協	勝浦市磯勝浦380 組合倉庫	三井BL-F	万国旗	68
漁業資源課	夷隅東部魚協	いすみ市竹島漁港里立地 倉庫	三井BL-F	万国旗	41
港湾課	千葉港湾事務所	千葉市中央区中央港1-6-1	三井BL-F	万国旗	20
港湾課	千葉港湾事務所	千葉市中央区中央港1-6-1	三井BL-Z	マット	39
港湾課	千葉港湾事務所	千葉市中央区中央港1-6-1	三井BL-65	マット	0
港湾課	千葉港湾事務所	千葉市中央区中央港1-6-1	三井BAR50	マット	48

表3 県有油吸着マット配置場所一覧(3)

平成24年4月1日現在

所有者名	管理者名	所在地	メーカー	型式	重量換算後(kg)
漁業資源課	九十九里漁協	九十九里町川関2347-36 給油所倉庫	三井BL-65	マット	107
漁業資源課	九十九里漁協	九十九里町川関2347-36 給油所倉庫	三井BL-F	万国旗	54
漁業資源課	海西漁協	旭市下永井308 本所倉庫	三井BL-F	万国旗	27
漁業資源課	海西漁協	旭市下永井308 回差支所倉庫	三井BL-65	マット	34
漁業資源課	銚子市漁協	銚子市川口町2-6528 銚子支所漁具倉庫	三井BL-65	マット	238
漁業資源課	銚子水産事務所	銚子市川口町2-6385-439 事務所倉庫	三井BL-65	マット	255
漁業資源課	銚子水産事務所	銚子市川口町2-6385-439 事務所倉庫	三井BL-6500	ロール	34
漁業資源課	勝浦水産事務所	勝浦市墨名815-12 事務所倉庫 ふさかぜ(船)	三井BL-F	万国旗	216
漁業資源課	館山水産事務所	館山市北条402-1 事務所倉庫	三井BL-F	万国旗	95
漁業資源課	館山水産事務所	館山市北条402-1 事務所倉庫	三菱アタックエース-S	マット	45
漁業資源課	水産総合研究センター(東京湾漁業研究所)	富津市小久保3091 倉庫	三井BL-F	万国旗	689
漁業資源課	臼幡漁協	成田市北須賀上外巻11622-2 組合倉庫	三井BL-F	万国旗	243
漁業資源課	手賀漁協	柏市曙橋字若船1 組合倉庫	三井BL-F	万国旗	270
漁業資源課	我孫子手賀漁協	我孫子市我孫子新田101 組合倉庫	三井BL-F	万国旗	135
漁業資源課	水産総合研究センター(内水面水産研究所)	佐倉市三井台1390 倉庫	三井BL-F	万国旗	41
千葉県 農林水産部 水産局 漁業資源課 保有合計					7,472
漁港課	銚子漁港事務所	銚子市川口町2-6385-271 川口オイルフェンス倉庫	三井BL-65	マット	80
漁港課	銚子漁港事務所	銚子市川口町2-6385-271 川口オイルフェンス倉庫	三井BL-6500	ロール	34
漁港課	銚子漁港事務所	銚子市唐子町73-48 唐子町倉庫	三井BL-6500	ロール	272
漁港課	南部漁港事務所	館山市前浜新港1448 オイルフェンス格納庫	三井BL-65	マット	102
漁港課	南部漁港事務所	館山市前浜新港1448 オイルフェンス格納庫	三井AB-50	マット	15
漁港課	南部漁港事務所	館山市前浜新港1448 オイルフェンス格納庫	三井BL-F	万国旗	54
漁港課	南部漁港事務所	南房総市千倉町丹館名月川763-98	三井BL-65	マット	170
漁港課	南部漁港事務所	南房総市千倉町丹館名月川763-98	日本ケミタック	スリーブ	49
漁港課	南部漁港事務所	鴨川市磯木浦137-3 鴨川市漁協	三井BL-65	マット	68
漁港課	南部漁港事務所	鴨川市磯木浦137-3 鴨川市漁協	日本ケミタック	スリーブ	81
漁港課	南部漁港事務所	鴨川市天草中町1499 オイルフェンス格納庫	三井BL-65	マット	51
漁港課	南部漁港事務所	鴨川市天草中町1499 オイルフェンス格納庫	三井BL-6500	ロール	204
漁港課	南部漁港事務所	鴨川市天草中町1499 オイルフェンス格納庫	三菱アタックエース-S	マット	60
漁港課	南部漁港事務所	鴨川市小湊小舟谷182-12 オイルフェンス格納庫	三井BL-6500	ロール	306
漁港課	南部漁港事務所	勝浦市磯木浦499 オイルフェンス格納庫	三井BL-65	マット	187
漁港課	南部漁港事務所	勝浦市磯木浦499 オイルフェンス格納庫	三井BL-6500	ロール	17
漁港課	南部漁港事務所	勝浦市磯木浦499 オイルフェンス格納庫	三井BL-F	万国旗	27
漁港課	南部漁港事務所	勝浦市磯木浦499 オイルフェンス格納庫	三井AB-50	マット	20
漁港課	南部漁港事務所	いすみ市大原新田11574	三井BL-65	マット	119

表3 県有油吸着マット配置場所一覧(4)

平成24年4月1日現在

所有者名	管理者名	所在地	メーカー	型式	重量換算後(kg)
漁港課	南部漁港事務所	いすみ市大原新町11574	三井BL-6500	ロール	136
漁港課	南部漁港事務所	いすみ市大原新町11574	三井BL-F	万国旗	41
千葉県 農林水産部 水産局 漁港課 保有合計					2,092
河川環境課	千葉土木事務所	千葉市中央区出洲港11-1	スレイトマット5050B	マット	7
河川環境課	千葉土木事務所	千葉市中央区出洲港11-1	スレイトマット	万国旗	4
河川環境課	葛南土木事務所	船橋市町2-5-1	三井BL-65	マット	272
河川環境課	葛南土木事務所	船橋市町2-5-1	三井BL-F	万国旗	27
河川環境課	東葛南土木事務所	松戸市竹ヶ花24	スレイトマット20m	万国旗	14
河川環境課	東葛南土木事務所	松戸市竹ヶ花24	スレイトマット10m	万国旗	9
河川環境課	東葛南土木事務所	松戸市竹ヶ花24	三井BL-F	万国旗	27
河川環境課	東葛南土木事務所	松戸市竹ヶ花24	三井BL-65	マット	51
河川環境課	東葛南土木事務所	松戸市竹ヶ花24	三菱アタックエース-S	マット	75
河川環境課	東葛南土木事務所	松戸市深町西4-1150 水防倉庫	三井BL-F	万国旗	27
河川環境課	東葛南土木事務所	松戸市深町西4-1150 水防倉庫	三菱アタックエース-S	マット	75
河川環境課	東葛南土木事務所	野田市岩名 座生川排水機場	スレイトマット10m	万国旗	460
河川環境課	東葛南土木事務所	松戸市 富士川浄化施設	スレイトマット20m	万国旗	92
河川環境課	東葛南土木事務所	市川市国府台3-3576-1 柳原排水機場	三菱アタックエース-S	マット	15
河川環境課	東葛南土木事務所	市川市国府台3-3576-1 柳原排水機場	スレイトマット20m	万国旗	46
河川環境課	東葛南土木事務所	市川市国府台3-3576-1 柳原排水機場	スレイトマット10m	万国旗	2
河川環境課	東葛南土木事務所	松戸市榎野口656 榎野口排水機場	三井BL-F	万国旗	14
河川環境課	東葛南土木事務所	松戸市榎野口656 榎野口排水機場	三菱アタックエース-S	マット	15
河川環境課	柏土木事務所	柏市柏745 事務所倉庫	タネイトプロッターBL-65T型	マット	40
河川環境課	柏土木事務所	柏市柏745 事務所倉庫	タネイトプロッターBL-65型	マット	51
河川環境課	柏土木事務所	柏市柏745 事務所倉庫	タネイトプロッターBL-F型	万国旗	82
河川環境課	柏土木事務所	柏市柏745 事務所倉庫	スレイトマット20m	万国旗	5
河川環境課	柏土木事務所	柏市柏745 事務所倉庫	スミレイタコマット	万国旗	5
河川環境課	印旛土木事務所	佐倉市鏡村中田町8-1	スミレイ5050B	マット	42
河川環境課	印旛土木事務所	佐倉市鏡村中田町8-1	スミレイロングマット	マット	18
河川環境課	印旛土木事務所	佐倉市鏡村中田町8-1	スミレイ20	万国旗	30
河川環境課	印旛土木事務所	佐倉市鏡村中田町8-1	スミレイ10	万国旗	7
河川環境課	印旛土木事務所	佐倉市鏡村中田町8-1	スミレイタコマット	万国旗	16
河川環境課	印旛土木事務所	栄町和田 和田水防倉庫	三井BL-F	万国旗	2,539
河川環境課	印旛土木事務所	栄町和田 和田水防倉庫	三井BL-65	マット	612
河川環境課	成田土木事務所	成田市荒毎612 荒毎水防倉庫	三井BL-65	マット	34
河川環境課	成田土木事務所	成田市荒毎612 荒毎水防倉庫	スレイトマット	マット	6
河川環境課	成田土木事務所	成田市荒毎612 荒毎水防倉庫	スレイ5025B	マット	10
河川環境課	成田土木事務所	成田市荒毎612 荒毎水防倉庫	スレイ4040W	マット	6
河川環境課	成田土木事務所	富里市七栄651 七栄水防倉庫	三井BL-F	万国旗	27

表3 県有油吸着マット配置場所一覧(5)

平成24年4月1日現在

所有者名	管理者名	所在地	メーカー	型式	重量換算後(kg)
河川環境課	成田土木事務所	富里市七栄651 七栄水防倉庫	三井BL-65	マット	34
河川環境課	成田土木事務所	富里市七栄651 七栄水防倉庫	F1吹流し		26
河川環境課	香取土木事務所	香取市佐原イ126-6 水防倉庫	スレイ2525B	マット	6
河川環境課	香取土木事務所	香取市佐原イ126-6 水防倉庫	スレイ5025B	マット	45
河川環境課	香取土木事務所	香取市佐原イ126-6 水防倉庫	スレイ5050B	マット	44
河川環境課	香取土木事務所	香取市佐原イ126-6 水防倉庫	スレイ5050C	マット	1
河川環境課	香取土木事務所	香取市佐原イ126-6 水防倉庫	スレイカー付ビニルマット	万国旗	529
河川環境課	香取土木事務所	香取市佐原イ126-7 水防倉庫	タネオバロッターF型	万国旗	784
河川環境課	香取土木事務所	香取市佐原イ126-8 水防倉庫	タネオバロッター BL-65型	マット	100
河川環境課	香取土木事務所	香取市佐原イ126-8 水防倉庫	森の木太郎	マット	64
河川環境課	銚子土木事務所	銚子市長塚町2-44-9 水防倉庫	カクイKN-50	万国旗	66
河川環境課	銚子土木事務所	銚子市長塚町2-44-9 水防倉庫	タネオバロッター BL-65型	マット	289
河川環境課	銚子土木事務所	銚子市長塚町2-44-9 水防倉庫	三井BL-F	万国旗	71
河川環境課	銚子土木事務所	銚子市長塚町2-44-9 水防倉庫	タネオバロッター BL-50型	マット	220
河川環境課	海浜土木事務所	匝瑳市八日市場イ1999 東倉庫	三井BL-50 1箱	マット	20
河川環境課	海浜土木事務所	匝瑳市八日市場イ1999 東倉庫	三井BL-65 2箱	マット	34
河川環境課	海浜土木事務所	匝瑳市八日市場イ1999 東倉庫	三井BL-F 9箱	万国旗	122
河川環境課	海浜土木事務所	匝瑳市八日市場イ1999 東倉庫	スレイマット 5050B-1	マット	3
河川環境課	海浜土木事務所	匝瑳市八日市場イ1999 水防倉庫	スレイマット 5025B	マット	15
河川環境課	山武土木事務所	東金市東新宿17-6	三井BL-65	マット	272
河川環境課	山武土木事務所	東金市東新宿17-6	三井BL-F	万国旗	95
河川環境課	山武土木事務所	東金市東新宿17-6	森の木太郎	マット	83
河川環境課	山武土木事務所	東金市東新宿17-6	株式会社エコパック	万国旗	131
河川環境課	長生土木事務所	茂原市三ヶ谷1993 水防倉庫	三井BL-F	万国旗	190
河川環境課	長生土木事務所	茂原市三ヶ谷1993 水防倉庫	三井BL-65	マット	85
河川環境課	長生土木事務所	茂原市茂原1102-1 長生土木事務所器庫	三井BL-F	万国旗	136
河川環境課	夷隅土木事務所	いすみ市大原8513-1 水防倉庫	三井BL-F	万国旗	517
河川環境課	夷隅土木事務所	いすみ市大原8513-1 水防倉庫	三井BL-50	マット	100
河川環境課	夷隅土木事務所	いすみ市大原8513-1 水防倉庫	スレイマット 5050B	マット	12
河川環境課	夷隅土木事務所	大多喜町藤原14-1 大多喜出張所水防倉庫	三井BL-65	マット	68
河川環境課	海浜土木事務所	匝瑳市八日市場イ1999 東倉庫	三井BL-65 2箱	マット	34
河川環境課	夷隅土木事務所	大多喜町藤原14-1 大多喜出張所水防倉庫	三井BL-F	万国旗	54
河川環境課	安房土木事務所 鴨川出張所	鴨川市太海104-12 水防倉庫	三井BL-F	万国旗	109
河川環境課	安房土木事務所 鴨川出張所	鴨川市太海104-12 水防倉庫	スレイマット	マット	3
河川環境課	安房土木事務所 鴨川出張所	鴨川市太海104-12 水防倉庫	三井BL-65	マット	17

表3 県有油吸着マット配置場所一覧(6)

平成24年4月1日現在

所有者名	管理者名	所在地	メーカー	型式	重量換算後(kg)
河川環境課	安房土木事務所 鴨川出張所	鴨川市太海104-12 水防倉庫	スレイヴマット	マット	166
河川環境課	安房土木事務所	館山市北条402-1 水防倉庫	活充企画	万国旗DF50	480
河川環境課	安房土木事務所	館山市北条402-1 水防倉庫	カクイ	万国旗KN-65-10	592
河川環境課	安房土木事務所	館山市北条402-1 水防倉庫	スミレイオイルマット	マット	13
河川環境課	安房土木事務所	館山市沼1686-17 館山港管理事務所	三井BL-F	万国旗	68
河川環境課	安房土木事務所	館山市沼1686-17 館山港管理事務所	三井BL-65	マット	68
河川環境課	安房土木事務所	館山市沼1686-17 館山港管理事務所	三井BL-6500	ロール	510
河川環境課	君津土木事務所	木更津市貝淵3-13-4 水防倉庫	三井BL-6500	ロール	850
河川環境課	君津土木事務所	木更津市貝淵3-13-4 水防倉庫	三井BL-65	マット	184
河川環境課	君津土木事務所	木更津市貝淵3-13-4 水防倉庫	三井BL-F	万国旗	68
河川環境課	君津土木事務所	富津市湊145-6 天沼出張所	三井BL-F	万国旗	109
河川環境課	君津土木事務所	富津市港145-6 天沼出張所	三井BL-65	マット	60
河川環境課	君津土木事務所	君津市久留里市場473-9 上総出張所	三井BL-F	万国旗	109
河川環境課	君津土木事務所	君津市久留里市場473-9 上総出張所	三井BL-65	マット	51
河川環境課	市原土木事務所	市原市八幡毎等通1969 水防倉庫	三井BL-F	万国旗	54
河川環境課	市原土木事務所	市原市八幡毎等通1969 水防倉庫	スレイヴマット20枚入り	マット	42
河川環境課	市原土木事務所	市原市鶴舞274 鶴舞出張所	スレイヴマット20枚入り	マット	29
河川環境課	市原土木事務所	市原市八幡毎等通1969 水防倉庫	スレイヴマット10枚入り	マット	3
河川環境課	市原土木事務所	市原市八幡毎等通1969 水防倉庫	スレイヴマット20	マット	9
河川環境課	市原土木事務所	市原市八幡毎等通1969 水防倉庫	スレイヴマット10	マット	7
河川環境課	市原土木事務所	市原市八幡毎等通1969 水防倉庫	三井BL-65	マット	17
河川環境課	市原土木事務所	市原市鶴舞274 鶴舞出張所	三井BL-F	万国旗	27
河川環境課	真間工改修事務所	市川市南八幡2-23-1 水防倉庫	三井BL-F	万国旗	54
河川環境課	真間工改修事務所	市川市南八幡2-23-1 水防倉庫	三井BL-65	マット	17
河川環境課	真間工改修事務所	市川市南八幡2-23-1 水防倉庫	三井F-1	吹流し	13
河川環境課	亀山・片倉ダム管理事務所	君津市豊田33 亀山ダム倉庫	三井BL-F	万国旗	68
河川環境課	亀山・片倉ダム管理事務所	君津市鉾1659-4 片倉ダム管理事務所	カクイKN-50	万国旗	10
河川環境課	高滝ダム管理事務所	市原市養老468 水防倉庫	三井BL-65	マット	85
河川環境課	高滝ダム管理事務所	市原市養老468 水防倉庫	三井BL-F	万国旗	82
千葉県 県土整備部 河川環境課 保有合計					12,951
港湾課	千葉港湾事務所	千葉市中央区中央港1-6-1	三井BL-F	万国旗	20
港湾課	千葉港湾事務所	千葉市中央区中央港1-6-1	三井BL-Z	マット	39
港湾課	千葉港湾事務所	千葉市中央区中央港1-6-1	三井BL-65	マット	0
港湾課	千葉港湾事務所	千葉市中央区中央港1-6-1	三井BAR50	マット	48
港湾課	千葉港湾事務所	千葉市中央区出洲港 出洲防災倉庫	三井BL-F	万国旗	122
港湾課	千葉港湾事務所	千葉市中央区出洲港 出洲防災倉庫	三井BL-6500	ロール	51
港湾課	千葉港湾事務所	市原市五井南海岸 千葉港湾故処理場	三井BL-65	マット	166

表3 県有油吸着マット配置場所一覧(7)

平成24年4月1日現在

所有者名	管理者名	所在地	メーカー	型式	重量換算後(kg)
港湾課	千葉港湾事務所	市京市五井海岸 千葉港油処理場	三井BL-F	万国旗	27
港湾課	千葉港湾事務所	市京市五井海岸 千葉港油処理場	三井BL-Z	マット	13
港湾課	千葉港湾市京支所	市京市五井海岸1907	三井BL-F	万国旗	27
港湾課	千葉港湾市京支所	市京市五井海岸1907	三井BL-65	マット	17
港湾課	千葉港湾市京支所	市京市五井海岸八幡毎草通6	三井BL-F	万国旗	122
港湾課	千葉港湾市京支所	市京市五井海岸八幡毎草通6	三井BL-6500	ロール	51
港湾課	千葉港湾袖ヶ浦支所	袖ヶ浦市長浦石1-1-118	三井BL-F	万国旗	54
港湾課	千葉港湾袖ヶ浦支所	袖ヶ浦市長浦石1-1-118	三井BL-Z	マット	7
港湾課	千葉港湾袖ヶ浦支所	袖ヶ浦市長浦石1-1-118	三井BL-65	マット	17
港湾課	葛南港湾事務所	船橋市朝陽町31 中央埠頭内賀荷さびき地	三井BL-F	万国旗	75
港湾課	葛南港湾事務所	船橋市朝陽町31 中央埠頭内賀荷さびき地	三井BL-65	マット	102
港湾課	葛南港湾事務所	船橋市朝陽町46 葛南港湾事務所中央支所	三井BL-F	万国旗	42
港湾課	葛南港湾事務所	船橋市朝陽町46 葛南港湾事務所中央支所	三井BL-65	マット	7
港湾課	葛南港湾事務所	船橋市朝陽町31 中央埠頭内賀荷さびき地	三井BL-6500	ロール	51
港湾課	葛南港湾事務所	船橋市朝陽町2-5-1 葛南港湾事務所	三井BL-65	マット	51
港湾課	葛南港湾事務所	船橋市朝陽町2-5-1 葛南港湾事務所	三井BL-F	万国旗	41
港湾課	木更津港湾事務所	木更津市貝淵3-13-34 水防倉庫	三井BL-F	万国旗	163
港湾課	木更津港湾事務所	木更津市貝淵3-13-34 水防倉庫	三井BL-50	マット	60
港湾課	木更津港湾事務所	木更津市貝淵3-13-34 水防倉庫	三井BL-65	マット	119
港湾課	木更津港湾事務所	木更津市貝淵3-13-34 水防倉庫	三井BL-6500 ロッカーS-50	吹流し	26
港湾課	木更津港湾事務所	木更津市中央3-3-8 内港監視所内倉庫	三井BL-Z	マット	104
港湾課	木更津港湾事務所	木更津市中央3-3-8 内港監視所内倉庫	三井BL-65	マット	170
港湾課	木更津港湾事務所	木更津市中央3-3-8 内港監視所内倉庫	三井BL-6500	ロール	170
港湾課	木更津港湾事務所	木更津市中央3-3-8 内港監視所内倉庫	三井BL-F	万国旗	27
港湾課	木更津港湾事務所	富津市金谷4313-1 浜金谷港事務所	三井BL-F	万国旗	14
港湾課	木更津港湾事務所	富津市金谷4313-1 浜金谷港事務所	三井BL-65	マット	34
港湾課	木更津港湾事務所	木更津市中央3-3-8 木更津港湾愛護協会倉庫	三井BL-65	マット	34
港湾課	木更津港湾事務所	富津市新富84 富津埠頭片巻合水施設	三井BL-65	マット	34
港湾課	木更津港湾事務所	富津市新富84 富津埠頭片巻合水施設	三井BL-F	万国旗	14
港湾課	木更津港湾事務所	富津市新富 富津みなと公園休憩所	三井BL-65	マット	136
港湾課	木更津港湾事務所	富津市新富 富津みなと公園休憩所	三井BL-F	万国旗	27
千葉県 県土整備部 港湾課 保有合計					2,283
企業庁	千葉建設事務所葛南支所	船橋市朝陽町2-5	三井BL-50	マット	160
企業庁	千葉建設事務所	千葉市美浜区真砂5-2-1	カクイK-50	マット	40
企業庁	千葉工業用水道事務所	佐倉市角来2222 佐倉浄水場	三井BL-F	万国旗	96
企業庁	千葉工業用水道事務所	佐倉市角来2222 佐倉浄水場	三井BL-65	マット	68
企業庁	千葉工業用水道事務所	市京市北區分寺台3-5-1 郡本浄水場	三井BL-F	万国旗	27
企業庁	千葉工業用水道事務所	袖ヶ浦市代官553-2 袖ヶ浦浄水場	三井BL-F	万国旗	27
企業庁	千葉工業用水道事務所	袖ヶ浦市代官553-2 袖ヶ浦浄水場	三井BL-65	マット	31

表3 県有油吸着マット配置場所一覧(8)

平成24年4月1日現在

所有者名	管理者名	所在地	メーカー	型式	重量換算後(kg)
企業庁	葛南工業用水道事務所	市川市南八幡2-23-1 南八幡浄水場	三井BL-65	マット	119
企業庁	葛南工業用水道事務所	市川市南八幡2-23-1 南八幡浄水場	三井BL-F	万国旗	95
企業庁	君津工業用水道事務所	君津市人見5-7-31 人見浄水場	三井BL-F	万国旗	272
企業庁	君津工業用水道事務所	富津市数馬7 湊1町水場	三井BL-F	万国旗	163
千葉県 企業庁 保有合計					1,098
全機関合計					31,685

表4 県有油処理剤配置場所一覧(1)

平成24年4月1日現在

所有者名	管理者名	所在地	メーカー	用途	缶	リットル/缶	リットル
漁業資源課	南予徳魚協	市川市次真間1-12-21 資材倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	9	18	162
漁業資源課	市川市行徳魚協	市川市塩兵1-17-3 組合前倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	7	18	126
漁業資源課	船橋市魚協	船橋市奏町1-24-6 湾岸下倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	27	18	486
漁業資源課	牛込魚協	木更津市牛込752 水揚場倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	20	18	360
漁業資源課	金田魚協	木更津市牛島4412 資材倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	8	18	144
漁業資源課	久津間魚協	木更津市久津間1291 船留倉庫	ガモンガモ-ールLTA	油分散剤	10	18	180
漁業資源課	江川魚協	木更津市江川576-6 漁具倉庫	ガモンガモ-ールLTA	油分散剤	6	18	108
漁業資源課	木更津市井里魚協	木更津市井里2-5-26 倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	5	18	90
漁業資源課	木更津魚協	木更津市中央3-14-11 漁具倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	36	18	648
漁業資源課	富津魚協	富津市富津2035-74 組合倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	9	18	162
漁業資源課	新富津魚協	富津市富津2430-1 倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	20	18	360
漁業資源課	富津市下州魚協	富津市川名749-1 漁具倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	10	18	180
漁業資源課	大佐和魚協	富津市小久保3089 組合購買倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	9	18	162
漁業資源課	天羽魚協	富津市萩生1174-5 湊支所倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	4	18	72
漁業資源課	鉦野町保田魚協	鉦野町吉兵99-5 給油所倉庫	ガモンガモ-ールLTA	油分散剤	4	18	72
漁業資源課	鉦野町勝山魚協	鉦野町勝山122 組合地下倉庫	ガモンガモ-ールLTA	油分散剤	8	18	144
漁業資源課	鉦野町勝山魚協	鉦野町勝山122 組合地下倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	3	18	54
漁業資源課	岩井魚協	南房総市高崎1618 組合倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	5	18	90
漁業資源課	富津町魚協	南房総市富津町多田良1254-75 漁具倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	2	18	36
漁業資源課	館山町形魚協	館山町形形1452 組合南倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	5	18	90
漁業資源課	東安房魚協(本所)	南房総市千倉町平館763-11 給油所倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	15	18	270
漁業資源課	東安房魚協(和田支所)	南房総市和田町和田530 給油所倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	6	18	108
漁業資源課	鴨川市魚協	鴨川市磯寸83-2 組合倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	18	18	324
漁業資源課	新勝浦市魚協(磯寸川支所)	勝浦市磯寸川173 倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	2	18	36
漁業資源課	勝浦魚協	勝浦市磯寸浦380 組合倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	6	18	108
漁業資源課	夷隅東部魚協	いすみ市魚巻里立地 漁港事務所倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	5	18	90
漁業資源課	海西魚協	旭市下永井308	松本興産-グリーン805	油分散剤	20	18	360
漁業資源課	銚子市魚協	銚子市川口町2-6528 銚子支所	不明	油分散剤	20	18	360
漁業資源課	銚子市魚協	銚子市外川町5-1 外川支所	松本興産-グリーン805	油分散剤	6	18	108
漁業資源課	銚子市魚協	銚子市黒生町7384 黒生支所	松本興産-グリーン805	油分散剤	10	18	180
漁業資源課	銚子市魚協	銚子市本城町2-36 西支所	ガモンガモ-ールLTA	油分散剤	1	18	18
漁業資源課	銚子市魚協	銚子市本城町2-36 西支所	松本興産-グリーン805	油分散剤	3	18	54
漁業資源課	銚子水産事務所	銚子市川口町2-6385-439 事務所倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	1	18	18
漁業資源課	銚子水産事務所	銚子市川口町2-6385-439 事務所倉庫 大吠(倉)	ネオスAB3000	油分散剤	14	18	252
漁業資源課	勝浦水産事務所	勝浦市墨名815-12 事務所倉庫 ぶさかぜ(倉)	松本興産-グリーン805	油分散剤	23	18	414

表4 県有油処理剤配置場所一覧(2)

平成24年4月1日現在

所有者名	管理者名	所在地	メーカー	用途	缶	リットル/缶	リットル
漁業資源課	館山水産事務所	館山市北条402-1 車庫内、ふさなみ(船)	松本興産-グリーン805	油分散剤	9	18	162
漁業資源課	水産総合研究センター(東京湾漁業研究所)	富津市小久保3091 倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	35	18	630
漁業資源課	水産総合研究センター(内水面水産研究所)	佐倉市三井台1390 倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	8	18	144
千葉県 農林水産部 水産局 漁業資源課 保有合計							7,362
漁港課	銚子漁港事務所	銚子市川口町2-6385-271 川口パルクス倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	37	18	666
漁港課	南部漁港事務所	館山市南研瀬港1448 オイルフェンス格納庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	5	18	90
漁港課	南部漁港事務所	南房総市千倉町千倉763-98 オイルフェンス格納庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	38	18	684
漁港課	南部漁港事務所	鴨川市磯田大浦137-3 鴨川市磯田	日本化学スラップ	油分散剤	32	18	576
漁港課	南部漁港事務所	鴨川市天津中町1499 オイルフェンス格納庫	日本化学スラップ	油分散剤	18	18	324
漁港課	南部漁港事務所	勝浦市磯田勝浦499 オイルフェンス格納庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	26	18	468
漁港課	南部漁港事務所	いすみ市大原新田11574	松本興産-グリーン805	油分散剤	7	18	126
千葉県 農林水産部 水産局 漁港課 保有合計							2,934
河川環境課	葛南土木事務所	船橋市磯田2-5-1	ジャパン	油分散剤	8	9	72
河川環境課	葛南土木事務所	船橋市磯田2-5-1	ネオス	油分散剤	8	18	144
河川環境課	東葛飾土木事務所	松戸市竹ケ花24	松本興産-グリーン805	油分散剤	1	18	18
河川環境課	東葛飾土木事務所	松戸市竹ケ花24	日本油化	油分散剤	2	18	36
河川環境課	東葛飾土木事務所	松戸市深町西4-1150 水防倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	9	18	162
河川環境課	東葛飾土木事務所	松戸市深町西4-1150 水防倉庫	日本油化	油分散剤	6	18	108
河川環境課	長生土木事務所	茂原市三十谷1993 水防倉庫	ネオス AB3000	油分散剤	2	18	36
河川環境課	安房土木事務所	館山市北条402-1 水防倉庫	松本興産-グリーン805	油分散剤	7	18	126
河川環境課	君津土木事務所	木更津市貝割3-13-4 水防倉庫	ネオス AB2000	油分散剤	2	18	36
河川環境課	市原土木事務所	市原市八幡毎常通1969 水防倉庫	グロブアイビー BY FARZ	油処理剤	24	0.5	12
千葉県 県土整備部 河川環境課 保有合計							750
港湾課	千葉港湾事務所	千葉市中央区出洲港 出洲防災倉庫	ネオス AB3000	油分散剤	14	18	252
港湾課	千葉港湾事務所	市原市五井南海岸 千葉港湾故処理場	ネオス AB3000	油分散剤	10	18	180
港湾課	千葉港湾事務所袖ヶ浦支所	袖ヶ浦市長瀬石1-1-118	ネオス AB3000	油分散剤	10	18	180
港湾課	葛南港湾事務所	船橋市南堤町31 中央車庫内(貨物さびき地)	松本興産-グリーン805	油分散剤	3	18	54
港湾課	葛南港湾事務所	船橋市磯田2-5-1 葛南港湾事務所	松本興産-グリーン805	油分散剤	0	0	0
港湾課	葛南港湾事務所	船橋市磯田2-5-1 葛南港湾事務所	カクタスクリーン	油分散剤	1	18	18
港湾課	木更津港湾事務所	木更津市貝割3-13-34 水防倉庫	ネオス AB3000	油分散剤	70	18	1,260

表4 県有油処理剤配置場所一覧(3)

平成24年4月1日現在

所有者名	管理者名	所在地	メーカー	用途	缶	リットル/缶	リットル
港湾課	木更津港事務所	富津市金谷4313-1 浜金谷港連絡所	松本興産/グリーン805	油分散剤	2	18	36
港湾課	千葉港事務所	千葉市中央区出洲港 出洲防災倉庫	ネオス AB3000	油分散剤	14	18	252
港湾課	千葉港事務所	市原市五井南海岸 千葉港油処理場	ネオス AB3000	油分散剤	10	18	180
港湾課	千葉港事務所袖ヶ浦支所	袖ヶ浦市長浦石1-1-118	ネオス AB3000	油分散剤	10	18	180
港湾課	葛南港事務所	船橋市朝見町31 中央埠頭内貸荷さばき地	松本興産/グリーン805	油分散剤	3	18	54
港湾課	葛南港事務所	船橋市砂浜町2-5-1 葛南港事務所	松本興産/グリーン805	油分散剤	0	0	0
千葉県 県土整備部 港湾課 保有合計							1,980
全機関合計							13,026

表5 県有油回収ネット配置場所一覧

平成24年4月1日現在

所有者名	管理者名	所在地	メーカー	長さ (m)
防災危機管理部	市京市	市京市五井南海岸1-14(養老川臨海産業センター)	相川海重産業㈱ OSN-2	500
防災危機管理部	習志野市	習志野市秋津5-1-1 谷津川自然観察センター	グイトコボレーション	40
防災危機管理部	(株)グイトコボレーション	市京市五井海岸1907-6 五井2号野積場(千葉港湾市原支所)	グイトコボレーション	340
防災危機管理部	(株)グイトコボレーション	袖ヶ浦市長浦石1-1-1 袖ヶ浦6号荷別地(千葉港湾袖ヶ浦支所)	グイトコボレーション	3,300
防災危機管理部	勝浦市	勝浦市萩野392 旧勝浦診療所	グイトコボレーション	1,040
防災危機管理部	南房総県民センター	館山北条402-1 安房合同庁舎倉庫	グイトコボレーション	1,040
防災危機管理部	銚子漁港事務所	銚子市川口町2-6385-271 川口オイルフェンス倉庫	グイトコボレーション	1,040
千葉県 防災危機管理部 消防課 保有合計				7,300
漁港課	銚子漁港事務所	銚子市川口町2-6385-271 川口オイルフェンス倉庫	相川海重産業㈱ OSN-2	1,040
千葉県 農林水産部 水産局 漁港課 保有合計				1,040
港湾課	木更津港湾事務所	木更津市中央3-3-8 内瀬臨時内倉庫	相川オイルスキミングネット	320
港湾課	葛南港湾事務所	船橋市朝見町31 中央埠頭内貨物さき地	日本ソリッドオイルスパー	42
千葉県 県土整備部 港湾課 保有合計				362
全機関合計				8,702

表6 県有その他資機材配置場所一覧

平成24年4月1日現在

所有者名	管理者名	所在地	資機材	数量	単位
消防課	(株)グイトコボレーション	市京市五井海岸1907-6 五井2号野積場(千葉港湾市原支所)	油導入式浮枠	3	基
消防課	(株)グイトコボレーション	市京市五井海岸1907-6 五井2号野積場(千葉港湾市原支所)	丸型組立水槽	6	基
消防課	(株)グイトコボレーション	市京市五井海岸1907-6 五井2号野積場(千葉港湾市原支所)	バケツ	500	個
消防課	中央防災センター	千葉市中央区仁戸名666-2	ひしゃく	1,000	本
消防課	中央防災センター	千葉市中央区仁戸名666-2	ビニール手袋	1,000	組
消防課	中央防災センター	千葉市中央区仁戸名666-2	ゴム手袋	2,000	組
消防課	中央防災センター	千葉市中央区仁戸名666-2	ゴーグル	2,000	個
消防課	中央防災センター	千葉市中央区仁戸名666-2	防塵マスク	2,000	枚
消防課	中央防災センター	千葉市中央区仁戸名666-2	レインコート	1,000	着
消防課	中央防災センター	千葉市中央区仁戸名666-2	レインスーツ	1,000	着
消防課	中央防災センター	千葉市中央区仁戸名666-2	園芸用シャベル	1,000	本
消防課	中央防災センター	千葉市中央区仁戸名666-2	ふるい	500	個
消防課	中央防災センター	千葉市中央区仁戸名666-2	ホーキ・チリトリセット	1,000	本
消防課	中央防災センター	千葉市中央区仁戸名666-2	長靴	2,000	足

2 巡視船艇・航空機一覧表<資料6-4>

船 型		所 属	本 庁	三管本部	計
巡 視 船	PLH	ヘリコプター2機搭載型		2	2
	PL	3,500トン型		1	4
		1,000トン型 (はてるま型)		2	
		1,000トン型		1	
	PM	500トン型		2	5
		特350トン型		1	
350トン型			2		
PS	180トン型		3	3	
FL	消防船		1	1	
巡 視 艇	PC	35メートル型		5	11
		30メートル型		1	
		特23メートル型		5	
	CL	20メートル型		24	26
18メートル型			2		
特殊 救難 警備	MS	放射能調査艇		1	1
	SS	監視取締艇		8	8
	HL	測量船	5		7
	HS	測量船	1	1	
	LM	灯台見回り船		1	2
	LS	灯台見回り船		1	
合 計 (隻)			7	65	71
航 空 機	L AJ	大型ジェット飛行機 (ガルフV)		2	2
	MA	中型飛行機 (ボンバル300)		2	2
	MH	中型回転翼航空機 (スパービューマ332)		3	6
		中型回転翼航空機 (ベル412)		1	
中型回転翼航空機 (ベル212)			2		
合 計 (機)			0	10	10

〈参考資料〉船艇、航空機の輸送力の目安

(1) 船艇

区分 船型		乗船可能人員(人)		搭載可能物資 (トン)
		限定沿海で3時間以内 とした場合	1.5時間未満の平水 の場合	
巡視船	ヘリコプター2機搭載型	860	990	250
	3,500トン型	713	804	363
	1,000トン型(はてるま型)	141	165	240
	1,000トン型(しれとこ型)	270	320	90
	500トン型	115	135	70
	350トン型	115	135	70
	特350トン型	115	135	70
	180トン型	28	28	46
巡視艇	35メートル型	37	40	23
	30メートル型	36	41	20
	特23メートル型	48	56	14
	20メートル型	26	28	14
測量船	昭洋型(HL)	682	778	400
	拓洋型(HL)	475	550	320
	明洋型(HL)	200	220	65
	天洋型(HL)	200	200	65
	20メートル型(HS)	13	16	11
灯台見回り船	23 ₁ 型(LM)	13	16	11
	17 ₁ 型(LS)	8	10	8

- (注) 1 乗船可能人員及び搭載可能物資は、いずれか一つの場合の目安を示す。
 2 乗船可能人員については、船舶安全法に基づく臨時検査を受けた場合を想定した目安とする。ただし、乗組員は除く。
 3 搭載可能物資については、海上平穏な場合の目安とし、気象状況、物資の形状等によってはこの目安以下となる。

(2) 航空機

区分 型式		搭載可能人員(人)	搭載可能物資 (キログラム)	搬出入口を通る最大容積(cm) (高さ×幅×奥行)
固定翼	ガルフストリーム・エアロス ペース式G-V型	22	656	85×90×90
	ボンバルディア式 DHC-8-315型	32	1,080	150×125×165
回転翼	アエロスパシアル式 AS332L1型	19	482	135×135×160
	ベル式412型	15	141	140×100×65
	ベル式212型	11	439	140×100×65

- (注) 1 搭載可能物資は、運航に必要な乗員及び物品等を搭載し、燃料を満載(回転翼航空機は増槽タンクを除き満タン)にした時のものである。
 2 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等により表記が異なることがある。

3 自衛隊の航空機、施設機材等主要性能一覧表<資料6-5>

表1. 陸上自衛隊航空機の能力基準

区分 機種		性 能					
		巡航速度 (km/h)	航続距離 (km)	乗員、燃料以外 の有効搭載重量 (kg) (搭乗可能人員)	離着陸所要地積 (長さm×幅m) (周囲に障害物が ない場合)	上昇限度 (m)	使用燃料
固定 翼機	LR-1 連絡偵察機	430	1,981	(5)			ジェット燃料
	LR-2 連絡偵察機	473	3,400	(8)	500×30	8,250	JP-4
回 転 翼 機	OH-6J 観測ヘリコプター	235	435	300 (3)	30×30	5,000	同上
	UH-1J 多用途ヘリコプター	222	467	1,000 (7)	36×36	5,000	同上
	UH-60JA 多用途ヘリコプター	248	1,200	(11)	50×50	4,600	同上
	CH-47J 輸送ヘリコプター	267	537	8,000 (35)	100×100	4,500	同上
備 考		<p>1. 本表の諸元は、概ね標準状態におけるもので、使用目的・天候気象・地形等相互の関連により相当の変化がある</p> <p>2. 夜間飛行の場合には、離着陸場に照明が必要である。</p> <p>3. 夜間における偵察等の任務は、月明時のみ、ある程度可能である。</p>					

表2 施設機材等の能力基準

作業区分	機材名	主要作業内容	作業能力	使用燃料	重量	その他	
交	小型ドーザー	1. 土地の切り取り、盛土	10m ³ /h	軽油	5 t	トレーラー、列車により輸送 短距離なら自走可能	
	中型ドーザー	2. 側溝掘削	50m ³ /h	軽油	19 t		
	大型ドーザー	3. 土砂運搬					
通	バケットローダー	4. 地ならし	52m ³ /h	軽油	27 t	同 上	
	グレーダー	1. 土砂運搬、車両への積み込み	50m ³ /h	軽油	12 t	同 上	
		2. 軽易な地ならし、土砂の切り取り等	10,000m ³ /h				
		1. 整地	10km/h				
2. 道路補修		4km/h					
等	トラッククレーン (20 t)	3. 側溝掘削	6~10km/h	軽油	26 t		
		4. 除雪	15 t				
		1. 重量物の吊り上げ(クレーン)	20m ³ /h				
		2. 土砂掘削、積み込み(ショベル, その他)	5 t/回				
	ダンプ	31/2 トン	土砂運搬	9 t/回	軽油	9.5 t	
		7 トン				11.5 t	
	油圧シャベル	側溝掘削	47m ³ /h	軽油	20 t		
	橋 (人員用)	人員の通過	130m/組		4 t		
	橋 鋼製導板橋	車両の通過	65m/組		100 t		
	車 浮のう橋	車両の通過	90m/組		110 t		
両 自走架柱橋	車両の通過	60m/組	軽油	22 t×6			
用 自走浮橋	車両の通過	85m/組	軽油	24 t×10			
ボート	人員・物量の水陸輸送	20人/回, 2t/回	混合油	0.3 t			
給水	浄水セット	浄水	7.5t/h	ガソリン	0.6 t	1セットの展開に、約10m ² の地積が必要	
給食	野外炊具1号	給食	200名/回	灯油	2 t		
消毒・衛生	除染車	広地域消毒, 人員シャワー, 散水, 雑用水補給	タンク容量 2,500 l シャワー 両面 90 l/分	軽油	7.4 t (空)		
	化学過熱機	シャワー (入浴支援), 温水供給	加湿能力 450°C 最大吐出量 52l/分	ガソリン 軽油	0.5 t		
	背負式噴霧器 車載式噴霧器						
	入浴セット	入浴	1200人/日	灯油	0.8 t	1セットの展開に、約30m ² の地積が必要	
	洗濯セット	洗濯	40着/h	灯油	2 t		

4 曳船の状況<資料6-6>

所有者	船名	総トン数 吨	全長 m	巾 m	吃水 m	馬力 HP	速力 ノット	曳航力 吨	泡水兼用 放水銃 ℓ/分	粉末消火 装置 kg	泡原液 保有量 ℓ	射程 距離 m	油処理剤 ℓ	油吸着 マット kg	航行 区域	船舶電話	備考
(株)ダイトー コーポレーショ ン	だいおう	233.00	36.25	10.00	4.39	3,600	14.5	50.0	3,000×1 500×1 350×1		7,760	80	1,480		平水	090-3022-7724	千葉港
	おおとり	249.00	37.16	10.00	4.40	4,000	14.5	55.0	6,000×1 500×2 350×1	2,000	7,250	80	2,190		沿海	090-3022-1829	千葉港
	はやぶさ	230.00	37.16	9.80	4.40	4,000	15.1	55.0	6,000×1 500×2 350×1	2,000	7,810	80	3,720		平水	090-3022-5808	千葉港
	みずほ	179.00	32.25	8.80	3.90	3,600	14.2	50.0	350×1						平水	090-3026-0761	千葉港
(株)ウインクマ リuntimeサー ビス	武甲丸	224.00	36.20	9.80	4.37	3,600	14.8	50.0							平水	090-3024-1315	千葉港
	大成丸	228.00	36.20	9.80	4.37	4,000	14.8	55.0	6,000×1	2,000	5,400	80			沿海	090-3023-5216	千葉港
	霧島丸	167.00	30.80	8.80	3.58	3,100	14.0	43.0							平水	090-3022-0821	千葉港
	北野丸	252.00	37.20	9.80	4.37	4,000	15.0	55.0	6,000×1	2,000	5,400	80			沿海	090-3022-1708	千葉港
東京汽船(株)	十勝丸	226.00	37.20	9.80	4.17	4,000	14.5	55.0	6,000×1	2,000	6,000	80	2,000		沿海	090-3025-7507	千葉港
	香取丸	228.00	37.20	9.80	4.17	4,000	14.5	55.0	6,000×1	2,000	6,000	80	2,000		沿海	090-3023-0811	千葉港
	高尾丸	239.00	37.20	9.80	4.21	4,000	14.5	55.0	6,000×1	2,000	6,000	80	2,000		沿海	090-3024-1535	千葉港
	旭丸	175.00	33.20	8.80	3.78	3,100	14.2	43.0	6,000×1	2,000	6,000	80	2,000		沿海	090-3022-2961	千葉港
防災特殊曳船 (株)	成田丸	257.00	36.70	9.80	4.40	4,000	14.6	55.0	20,000×1 500×2	2,000	18,000	145	2,000	81	沿海	090-3022-6581	千葉港
	みついし	175.00	32.25	8.80	3.89	3,100	14.0	43.0		2,000			800	81	平水	090-3024-4358	千葉港
海洋興業(株)	清和丸	309.00	38.00	10.40	3.71	5,220	14.8	65.0	6,000×1	2,000	6,900		270	85	近海区域 (非国際)	090-3022-0674	木更津港
	久留里丸	237.00	36.20	9.80	3.20	4,400	14.8	60.0	6,000×1	2,000	6,900		270	85	近海区域 (限定)	090-3023-8616	木更津港
	千倉丸	235.00	36.20	9.80	3.20	4,400	14.8	60.0	6,000×1	2,000	6,900		270	85	近海区域 (限定)	090-3022-3758	木更津港
	君津丸	235.00	36.20	9.80	3.20	4,400	14.8	60.0	6,000×1	2,000	6,900		270	85	近海区域 (限定)	090-3022-6792	木更津港
	上総丸	243.00	36.20	9.80	3.20	4,000	14.8	58.0	6,000×1	2,000	6,900		270	85	沿海	090-9023-6395	木更津港
	潮見丸	243.00	36.20	9.80	3.20	4,000	14.8	55.0 (後進曳き)	6,000×1	2,000	9,200		270	85	沿海	090-3023-6495	木更津港
	夷隅丸	243.00	36.20	9.80	3.20	4,000	14.8	58.0	6,000×1	2,000	6,400		270	85	沿海	090-3023-3483	木更津港
	岩井丸	246.00	36.20	9.80	3.20	4,000	14.8	58.0	6,000×1	2,000	6,400		270	85	近海区域 (限定)	090-3022-6881	木更津港

5 県営水道の応急給水・復旧用機材の保有状況<資料6-7>

表1 給水車・給水タンク・ポリ容器の保管内訳及び容量

平成24年4月1日現在

所属	給水車		給水タンク 1.0t (保管先)				合計	ポリ容器 20ℓ		容量計 (ℓ)
	(台)	(t)	(基)	(t)	所属	他所		(個)	(t)	
千葉水道事務所	1	4.0	6	6	3	3	6	103	2	12,060
千葉西支所	1	2.0	10	10	4	6	10	300	6	18,000
市原支所	1	2.0	5	5	3	2	5	90	2	8,800
船橋水道事務所	1	2.0	7	7	3	4	7	114	2	11,280
船橋北支所	1	2.0	7	7	6	1	7	200	4	13,000
千葉NT支所	1	2.0	2	2	1	1	2	15	0	4,300
成田支所	1	2.0	1	1	1	0	1	20	0	3,400
市川水道事務所	1	2.0	4	4	1	3	4	108	2	8,160
松戸支所	1	2.0	7	7	2	5	7	250	5	14,000
葛南支所	1	2.0	6	6	3	3	6	145	3	10,900
小計	10	22	55	55	27	28	55	1,345	26.90	103,900
幕張資材倉庫			5	5		5		880	18	17,600
松戸分室			2	2		2				
ちば野菊の里浄水場			1	1		1				
栗山浄水場			3	3	3		3	10	0	3,200
船橋給水場			1	1	1		1			1,000
柏井浄水場			3	3	2	1	2			2,000
園生給水場			1	1		1				
幕張給水場			2	2		2				
北総浄水場			1	1		1				
成田給水場										
福増浄水場			3	3	2	1	2			2,000
市原分場										
姉崎分場										
誉田給水場			2	2	1	1	1			1,000
大宮分場			1	1	1		1			1,000
千葉分場			1	1		1				
北船橋給水場			2	2	1	1	1			1,000
北習志野分場										
妙典給水場			5	5	2	3	2			2,000
松戸給水場			3	3	1	2	1			1,000
沼南給水場			1	1		1				
水質センター										
水道センター			5	5		5				
小計	0	0		0	14	28	14	890	17.80	31,800
合計	10	22	69	69			69	2,235	22.70	135,700

表2 その他の応急給水用資機材等の保有状況

平成24年8月1日現在

ポリ袋 (6・10ℓ)	アルミボトル水 (375ml)	キャンバス水槽 (500ℓ)	可搬型 仮設給水栓	加圧ポンプ
73,200枚	101,000本	40基	36基	12台

表3 復旧用資材の保有量一覧

平成24年9月1日現在

品名	数量	品名	数量
T形直管 1種管 075 L=4000	61	押輪 075 A・K形用	396
T形直管 1種管 0100 L=4000	45	押輪 0100 A・K形用	319
T形直管 1種管 0150 L=5000	39	押輪 0150 A・K形用	260
T形直管 1種管 0200 L=5000	28	押輪 0200 A・K形用	289
K形直管 1種管 075 L=4000	48	押輪 0250 A・K形用	5
K形直管 1種管 0100 L=4000	49	押輪 0300 A・K・KF形用	117
K形直管 1種管 0150 L=5000	48	押輪 0350 A・K・KF形用	5
K形直管 1種管 0200 L=5000	50	押輪 0400 K・KF形用	15
K形直管 1種管 0250 L=5000	0	押輪 0450 K・KF形用	5
K形直管 1種管 0300 L=6000	61	押輪 0500 K・KF形用	5
K形直管 1種管 0350 L=6000	0	押輪 0600 K・KF形用	3
K形直管 2種管 0400 L=6000	3	押輪 0700 K・KF形用	10
K形直管 2種管 0450 L=6000	1	押輪 0800 K・KF形用	5
K形直管 2種管 0500 L=6000	0	押輪 0900 K・KF形用	5
K形直管 2種管 0600 L=6000	0	押輪 01000 K形用	1
K形直管 2種管 0700 L=6000	2	押輪 01100 K形用	5
K形直管 2種管 0800 L=6000	1	押輪 01200 K形用	5
K形直管 2種管 0900 L=6000	1	押輪 01350 K形用	5
K形直管 2種管 01000 L=6000	1	押輪 01500 K形用	5
K形直管 2種管 01100 L=6000	1	押輪 01650 K形用	5
K形直管 2種管 01200 L=6000	1	押輪 01800 K形用	5
K形直管 2種管 01350 L=6000	1	押輪 02000 K形用	5
K形直管 2種管 01500 L=6000	1	特殊押輪 075	350
K形直管 2種管 01650 L=4000	1	特殊押輪 0100	300
K形直管 2種管 01800 L=4000	1	特殊押輪 0150	300
K形直管 2種管 02000 L=4000	1	特殊押輪 0200	308
NS形直管 1種管 0400 L=6000	3	特殊押輪 0250	1
T形曲管 45° 075	46	特殊押輪 0300	229
T形曲管 45° 075 0100	43	特殊押輪 0350	52
T形曲管 45° 075 0150	41	特殊押輪 0600	2
T形曲管 45° 075 0200	25	T頭ボルト・ナット M16×85×4 A・K・KF形用	2,148
T形曲管 45° 075 0300	4	T頭ボルト・ナット M20×90×4 A・K・KF形用	6,553
K形継ぎ輪 075	281	T頭ボルト・ナット M20×100×8 A・K・KF形用	2,678
K形継ぎ輪 0100	230	T頭ボルト・ナット M20×110×12 A・K・KF形用	526
K形継ぎ輪 0150	216	T頭ボルト・ナット M20×120×14 A・K・KF形用	70
K形継ぎ輪 0200	182	T頭ボルト・ナット M24×120×16 A・K・KF形用	260
K形継ぎ輪 0250	0	T頭ボルト・ナット M30×130 A・K・KF形用	0
K形継ぎ輪 0300	146	T頭ボルト・ナット M30×140×24 A・K・KF形用	180
K形継ぎ輪 0350	20	T頭ボルト・ナット M30×150×28 A・K・KF形用	600
K形継ぎ輪 0400	14	T頭ボルト・ナット M30×160 A・K・KF形用	180
K形継ぎ輪 0450	2	六角ボルト・ナット M30×130	200
K形継ぎ輪 0500	3	ゴム輪 075 T形用	53
K形継ぎ輪 0600	1	ゴム輪 0100 T形用	94
K形継ぎ輪 0700	2	ゴム輪 0150 T形用	45
K形継ぎ輪 0800	2	ゴム輪 0200 T形用	50
K形継ぎ輪 0900	2	ゴム輪 075 K形用	582
K形継ぎ輪 01000	0	ゴム輪 0100 K形用	466
K形継ぎ輪 01100	2	ゴム輪 0150 K形用	434
K形継ぎ輪 01200	2	ゴム輪 0200 K形用	396
K形継ぎ輪 01350	2	ゴム輪 0250 K形用	7
K形継ぎ輪 01500	2	ゴム輪 0300 K・KF形用	318
K形継ぎ輪 01650	2	ゴム輪 0350 K・KF形用	66
K形継ぎ輪 01800	2	ゴム輪 0400 K・KF形用	31
K形継ぎ輪 02000	2	ゴム輪 0450 K・KF形用	6

ゴム輪 0500 K・KF形用	9	ヤノジョイント 0350	2
ゴム輪 0600 K・KF形用	5	ヤノジョイント 0400	6
ゴム輪 0700 K・KF形用	10	ヤノジョイント 0450	1
ゴム輪 0800 K・KF形用	5	ヤノジョイント 0500	2
ゴム輪 0900 K・KF形用	5	ヤノジョイント 0600	2
ゴム輪 01000 K形用	1	ヤノジョイント 0700	2
ゴム輪 01100 K形用	5	ヤノジョイント 0800	2
ゴム輪 01200 K形用	5	ヤノジョイント 0900	2
ゴム輪 01350 K形用	5	ヤノジョイント 01000	2
ゴム輪 01500 K形用	5	鋼板製カバージョイント 0450	1
ゴム輪 01650 K形用	5	鋼板製カバージョイント 0500	1
ゴム輪 01800 K形用	5	鋼板製カバージョイント 0600	1
ゴム輪 02000 K形用	5	鋼板製カバージョイント 0700	1
栓 075 K形用	20	鋼板製カバージョイント 0800	1
栓 0100 K形用	20	鋼板製カバージョイント 0900	3
栓 0150 K形用	20	鋼板製カバージョイント 01000	3
栓 0200 K形用	13	鋼板製カバージョイント 01100	2
栓 0300 K形用	20	鋼板製カバージョイント 01200	3
ヤノジョイント 075	48	鋼板製カバージョイント 01350	3
ヤノジョイント 0100	40	鋼板製カバージョイント 01500	3
ヤノジョイント 0150	33	鋼板製カバージョイント 01650	3
ヤノジョイント 0200	31	鋼板製カバージョイント 01800	3
ヤノジョイント 0250	5	鋼板製カバージョイント 02000	3
ヤノジョイント 0300	22		

6 市町村（組合、企業団）営水道給水車両及び機材等の保有状況<資料<資料6-8>

平成24年4月1日現在

地域名	事業体等	種類	容量	数量
京 葉 地 域 (県水区域を除く)	千 葉 市	給 水 車	2 t	1
		給水タンク	2 t	1
		ポリ容器	20ℓ	130
		ポ リ 袋	6ℓ	800
		〃	10ℓ	149
	市 原 市	給 水 車	2 t	1
		〃	3 t	1
		給水タンク	1 t	3
	松 戸 市	給 水 車	2 t	2
		給水タンク	1 t	1
		〃	2 t	10
		ポリ容器	10ℓ	91
		〃	20ℓ	459
	習志野市	給 水 車	2 t	1
		給水タンク	1 t	4
		ポリ容器	20ℓ	300
		ポ リ 袋	6ℓ	1,000
	小計	給 水 車	2 t	5
		〃	3 t	1
		給水タンク	1 t	7
〃		2 t	11	
ポリ容器		10ℓ	91	
〃		20ℓ	889	
ポ リ 袋		6ℓ	1,800	
東 葛 地 域	野田市	給 水 車	2 t	1
		給水タンク	2 t	3
		ポリ容器	20ℓ	600
		ポ リ 袋	10ℓ	10,000
	柏市	給 水 車	2 t	3
		給水タンク	0.5 t	24
		ポリ容器	20ℓ	369
		ポ リ 袋	4ℓ	24,000
		〃	5ℓ	19,500
		〃	6ℓ	900
		〃	10ℓ	29,100

地域名	事業体等	種 類	容 量	数 量
東 葛 地 域	流山市	給 水 車	2 t	2
		給水タンク	0. 3 t	3
		ポリ容器	2 0ℓ	2 4 1
		ポ リ 袋	6ℓ	6 0, 0 0 0
	八千代市	給 水 車	2 t	1
		給水タンク	1 t	6
		〃	2 t	1 1
		ポ リ 袋	6ℓ	8 8 0
	我孫子市	給 水 車	2 t	2
		給水タンク	1 t	6
		ポリ容器	1 8ℓ	3 6
		ポ リ 袋	5ℓ	2, 0 0 0
		〃	6ℓ	1, 0 0 0
		〃	1 0ℓ	2, 3 0 0
	小 計	給 水 車	2 t	9
		給水タンク	0. 3 t	3
		〃	0. 5 t	2 4
		〃	1 t	1 2
		〃	2 t	1 4
ポリ容器		1 8ℓ	3 6	
〃		2 0ℓ	1, 2 1 0	
ポ リ 袋		4ℓ	2 4, 0 0 0	
〃		5ℓ	2 1, 5 0 0	
〃		6ℓ	6 2, 7 8 0	
〃		1 0ℓ	4 1, 4 0 0	
君 津 地 域	木更津市	給 水 車	2 t	2
		給水タンク	0. 5 t	6
		〃	1 t	1 2
		ポリ容器	2 0ℓ	1 3 5
		ポ リ 袋	1ℓ	6 8, 0 0 0
		〃	5ℓ	8, 1 0 0
		〃	6ℓ	3, 3 5 0
	君津市	給 水 車	2 t	1
		給水タンク	1 t	5
		ポリ容器	1 8ℓ	1 0 0
		ポ リ 袋	6ℓ	1, 5 4 8
	富津市	給 水 車	2 t	1
		給水タンク	1 t	2
		ポリ容器	2 0ℓ	2 0 0
ポ リ 袋		6ℓ	1, 4 2 7	

地域名	事業体等	種 類	容 量	数 量
君 津 地 域	袖ヶ浦市	給 水 車	2 t	1
		給水タンク	1 t	9
		ポ リ 袋	5ℓ	2, 100
	鹿野山水道(株)	給水タンク	0. 5 t	1
		ポリ容器	18ℓ	20
	小計	給 水 車	2 t	5
		給水タンク	0. 5 t	7
		〃	1 t	28
		ポリ容器	18ℓ	120
		〃	20ℓ	335
		ポ リ 袋	1ℓ	68, 000
〃		5ℓ	10, 200	
〃	6ℓ	6, 325		
印 旛 地 域	成田市	給 水 車	2 t	2
		給水タンク	1 t	4
		ポリ容器	10ℓ	125
		〃	20ℓ	94
	佐倉市	給 水 車	2 t	2
		ポリ容器	20ℓ	136
		ポ リ 袋	5ℓ	10, 200
		〃	10ℓ	100
	四街道市	給 水 車	2 t	1
		給水タンク	1 t	3
		ポリ容器	20ℓ	18
		ポ リ 袋	6ℓ	4, 500
		〃	10ℓ	10, 920
	酒々井町	給水タンク	1 t	1
		〃	1. 5 t	1
		ポリ容器	20ℓ	43
		ポ リ 袋	6ℓ	2, 760
	八街市	給水タンク	1 t	2
		ポ リ 袋	6ℓ	6, 800
		〃	10ℓ	1, 362
	富里市	給水タンク	0. 3 t	1
		〃	1 t	1
		ポリ容器	5ℓ	2
〃		10ℓ	26	
ポ リ 袋		6ℓ	600	
〃		10ℓ	500	

地域名	事業体等	種 類	容 量	数 量
印 旛 地 域	印西市	給 水 車	2 t	1
		給水タンク	1 t	1
		〃	1. 5 t	1
		ポリ容器	2 0ℓ	1 8 2
		ポ リ 袋	6ℓ	4, 1 5 0
	長門川 (企)	給水タンク	1 t	6
		ポリ容器	1 8ℓ	2 0
		ポ リ 袋	6ℓ	3, 8 0 0
	白井市	給水タンク	1 t	1
		ポリ容器	1 8ℓ	4 0
		ポ リ 袋	6ℓ	6 0 0
	小計	給 水 車	2 t	6
		給水タンク	0. 3 t	1
		〃	1 t	1 9
		〃	1. 5 t	2
		ポリ容器	5ℓ	2
		〃	1 0ℓ	1 5 1
		〃	1 8ℓ	6 0
		〃	2 0ℓ	4 7 3
ポ リ 袋		5ℓ	1 0, 2 0 0	
〃		6ℓ	2 3, 2 1 0	
〃		1 0ℓ	1 2, 8 8 2	
香 取 地 域	香取市	給 水 車	4 t	1
		給水タンク	0. 3 t	1
		〃	0. 5 t	3
		〃	1 t	3
		〃	1. 2 t	2
		〃	2 t	1
		ポリ容器	2 0ℓ	2 7 8
		ポ リ 袋	6ℓ	5 0 0
	多古町	給水タンク	1 t	7
		ポリ容器	2 0ℓ	1 3 8
		ポ リ 袋	6ℓ	1, 9 0 0
	神崎町	給水タンク	0. 5 t	2
		〃	1 t	9
		ポリ容器	2 0ℓ	3 0
		ポ リ 袋	6ℓ	1 0 0
	小計	給 水 車	4 t	1
		給水タンク	0. 3 t	1
		〃	0. 5 t	5
		〃	1 t	1 9

地域名	事業体等	種 類	容 量	数 量
香取地域	小計	給水タンク	1. 2 t	2
		〃	2 t	1
		ポリ容器	2 0ℓ	4 4 6
		ポ リ 袋	6ℓ	2, 5 0 0
東 総 地 域	銚子市	給 水 車	2 t	1
		給水タンク	0. 5 t	1
		〃	1 t	1
		ポリ容器	2 0ℓ	5 0
		ポ リ 袋	6ℓ	1, 6 5 0
		〃	1 0ℓ	1, 3 0 0
	東庄町	給水タンク	1 t	1
		ポリ容器	1 0ℓ	2 0
		〃	2 0ℓ	2 0
		ポ リ 袋	6ℓ	5 0 0
	旭市	給 水 車	2 t	1
		給水タンク	1. 5 t	1
		ポリ容器	2 0ℓ	5 0
	小計	給 水 車	2 t	2
		給水タンク	0. 5 t	1
		〃	1 t	2
		〃	1. 5 t	1
		ポリ容器	1 0ℓ	2 0
		〃	2 0ℓ	1 2 0
		ポ リ 袋	6ℓ	2, 1 5 0
〃		1 0ℓ	1, 3 0 0	
九 十 九 里 地 域	八匠（企）	給 水 車	2 t	1
		給水タンク	1 t	2
		ポリ容器	2 0ℓ	2 7 0
		ポ リ 袋	6ℓ	5 5 4
		〃	1 0ℓ	2 7
	山武（企）	給 水 車	2 t	2
		給水タンク	1 t	7
		〃	1. 3 t	6
		〃	2 t	1
		ポ リ 袋	6ℓ	5, 8 0 0
		〃	1 0ℓ	3 5 0

地域名	事業体等	種 類	容 量	数 量
九 十 九 里 地 域	長生(組)	給 水 車	2 t	1
		給水タンク	0.5 t	1
		〃	1 t	1
		〃	2 t	1
		ポリ容器	20ℓ	10
		ポ リ 袋	6ℓ	4,000
		〃	10ℓ	700
	山武市	給水タンク	0.5 t	2
		〃	1 t	1
		ポリ容器	20ℓ	16
		ポ リ 袋	6ℓ	1,100
	芝山町	給 水 車	3 t	1
	小計	給 水 車	2 t	4
		〃	3 t	1
		給水タンク	0.5 t	3
		〃	1 t	11
		〃	1.3 t	6
		〃	2 t	2
ポリ容器		20ℓ	296	
ポ リ 袋		6ℓ	11,454	
〃		10ℓ	1,077	
夷 隅 地 域	勝浦市	給水タンク	0.5 t	2
		ポリ容器	20ℓ	40
		ポ リ 袋	10ℓ	600
	大多喜町	給水タンク	0.5 t	4
		〃	1 t	1
		〃	2 t	1
		ポリ容器	20ℓ	20
		ポ リ 袋	6ℓ	100
	いすみ市	給水タンク	1 t	3
		ポリ容器	18ℓ	20
		〃	20ℓ	80
	御宿町	給水タンク	1 t	2
		ポリ容器	18ℓ	200
	小計	給水タンク	0.5 t	6
		〃	1 t	6
		〃	2 t	1
		ポリ容器	18ℓ	220
		〃	20ℓ	140
ポ リ 袋		6ℓ	100	
〃		10ℓ	600	

地域名	事業体等	種 類	容 量	数 量	
安房地域	鴨川市	給 水 車	6 t	1	
		給水タンク	0.3 t	16	
		〃	0.5 t	1	
		〃	2 t	1	
		ポリ容器	20ℓ	200	
		ポ リ 袋	6ℓ	2,000	
安房地域	南房総市	給 水 車	2 t	1	
		給水タンク	1 t	2	
		〃	2 t	1	
		ポリ容器	18ℓ	4	
		〃	20ℓ	84	
		ポ リ 袋	6ℓ	400	
		〃	10ℓ	30	
	鋸南町	給 水 車	3 t	1	
		給水タンク	0.3 t	1	
		〃	0.5 t	1	
			1 t	1	
		ポ リ 袋	6ℓ	500	
	三芳（企）	給 水 車	2 t	1	
		給水タンク	1 t	1	
		ポリ容器	20ℓ	220	
		ポ リ 袋	6ℓ	384	
	小計	給 水 車	2 t	2	
		〃	3 t	1	
		〃	6 t	1	
		給水タンク	0.3 t	17	
		〃	0.5 t	2	
			1 t	4	
			2 t	2	
		ポリ容器	18ℓ	4	
		〃	20ℓ	304	
		ポ リ 袋	6ℓ	3,284	
		〃	10ℓ	30	
水道用水 給事業体 供		北千葉（企）	ポリ容器	20ℓ	20
		東総（企）	給水タンク	1 t	1
	〃		2 t	1	
	印旛（組）	ポリ容器	10ℓ	439	
		ポ リ 袋	10ℓ	1,700	

地域名	事業体等	種 類	容 量	数 量
県 内 合 計		給 水 車	2 t	3 3
		〃	3 t	3
		〃	4 t	1
		〃	6 t	1
		給水タンク	0. 3 t	2 2
		〃	0. 5 t	4 8
		〃	1 t	1 1 0
		〃	1. 2 t	2
		〃	1. 3 t	6
		給水タンク	1. 5 t	3
		〃	2 t	3 2
		ポリ容器	5ℓ	2
		〃	1 0ℓ	7 0 1
		〃	1 8ℓ	4 4 0
		〃	2 0ℓ	4, 4 3 3
		ポ リ 袋	1ℓ	6 8, 0 0 0
		〃	4ℓ	2 4, 0 0 0
		〃	5ℓ	4 1, 9 0 0
		〃	6ℓ	1 1 3, 6 0 3
	〃	1 0ℓ	5 9, 1 3 8	

【物資】

1 災害救助用米穀の引渡要請書等の様式<資料6-9>

※様式は、関東農政局通知から抜粋

【別紙2】

平成 年 月 日

農林水産省生産局長 殿

〇〇〇都道府県知事（市町村長） 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章第10の1に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (kg)	引渡場所	引渡方法	備考

(災害救助法又は国民保護法の発動に伴う知事に対する延納売却)

政府所有主要米穀売買契約書

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金

用途 (価格) 区分	種別	産年	産地 品種	包 装	量 目	等 級	数量(キロ数)	単価	金額	備考
計										
消費税及び 地方消費税 の相当額										
合計										

内 訳

- 4 現品受渡場所
- 5 現品受渡期限 平成 年 月 日
- 6 代金納付場所 日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）
- 7 代金納付期限 平成 年 月 日
- 8 買受目的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省総合食料局長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、上記政府所有主用米穀（以下「現品」という。）の売買について、次の条項により契約を締結する。

（延納の特約）

第1条 甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。

（契約保証金・延納担保及び延納利息）

第2条 甲は、この契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息を免除するものとする。

(買受代金の納付)

第3条 乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省総合食料局長（以下「歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）に納付しなければならない。

- 2 歳入徴収官は、特に必要があると認めるときは、前項の納付場所を指定することができる。

(現品の引渡し)

第4条 甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀（SBS方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。）の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業体」という。）に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書（仮称）と、乙の発行する受領書を交換することによって行うものとする。

- 2 乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。
- 3 甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

(瑕疵現品の交換)

第5条 引き渡した現品に隠れた瑕疵が発見されたときは、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

- 2 受託事業体は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議の上、瑕疵のあった現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。
- 3 乙は瑕疵現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

(保管料の負担区分)

第6条 現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。

(危険負担)

第7条 第4条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行った場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの（甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。）と同一の倉庫（受託事業体が引渡通知書において倉所、軒番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定したときは、それぞれの倉所、軒番、倉番及び工場）に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

(転売等の禁止)

第8条 乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けないで転売、賃借その他売買目的に反した処分をすることができない。

(契約の解除)

第9条 次の各号の一に該当するときは、甲は契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約の全部又は一部の解除を申し出たとき。
- (2) 乙が、この契約の条項に違反したとき。

(違約金)

第10条 乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかったときは、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価(消費税及び地方消費税の相当額を除く。)について、当該期限(現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあっては、当該代金納付の日とする。)の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入通知書により納付しなければならない。

(延滞金)

第11条 乙は、買受代金又は公に納付すべき違約金(以下「元本」という。)について歳入徴収官が発行する納入通知書の納付期限までに納付しなかったときは、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあっては、年14.60パーセント、違約金にあっては、年5パーセントの割合で計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。

- 2 前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。
- 3 前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。
- 4 歳入徴収官は、前項によってもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。

(責任の免除)

第12条 甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- (1) 天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によって現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合。
- (2) 第9条により契約を解除した場合。
- (3) 引き渡した現品に瑕疵がある場合であって、瑕疵発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

(期限の特則)

第13条 この契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

(調査、報告)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

2 乙が前項の定めに従わないときは、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

(協力義務)

第15条 次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。

- (1) 甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。
- (2) 倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。
- (3) 甲が、第14条により調査、報告を求めた場合。

(法令の補充適用)

第16条 この契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(紛争の解決方法)

第17条 この契約に関して甲乙間に紛争が乗じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

(合意管轄)

第18条 契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

この契約成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省総合食料局長 印

乙 住所
氏名 印

2 精米能力調査表<資料6-10>

会社名	所在地	TEL	工場名	工場所在地	TEL	馬力	1日当り とう精能力(トン)
全農パールライス東日本株式会社	東京都千代田区内神田 2-3-4	03(5298)4167	千葉精米工場	千葉市美浜区新港 70-3	043(247)1112		
ユアサ・フナシヨク株式会社	船橋市宮本 3-10-3	047(433)1222	大型精米工場	船橋市高瀬町 7-5	047(431)1981	375	180
千葉県食糧株式会社	千葉市中央区本千葉町 10-23	043(224)2131	千葉工場	千葉市美浜区新港 23	043(241)0141	280	134
千葉県食糧株式会社	千葉市中央区本千葉町 10-23	043(224)2131	塩浜精米工場	市川市塩浜 3-17-13	047(397)1047	250	120
総武米穀卸株式会社	銚子市小浜町 2569-11	0479(23)9321	精米工場	銚子市小浜町 2569-11	0479(23)9321	150	72
千葉県米穀株式会社	千葉市美浜区新港 10	043(242)6151	千葉工場	千葉市美浜区新港 10	043(242)6151	225	108
小石産業株式会社	船橋市宮本 6-35-9	047(434)8835	精米工場	船橋市高瀬町 62-5	047(434)8835	50	24

3 災害救援物資等配付要項〔日本赤十字社 千葉県支部〕〈資料6-11〉

1. 目的

火災・風水害・地震、その他の自然災害による被災者に対し、応急的な救援をはかることを目的とする。

ただし、災害救助法の適用を受けた地域は対象外とする。

なお、毛布及び日用品セットの配布については、この限りではない。

2. 実施主体

この事業は、千葉県及び地区本部、各地区分区の協力を得て日本赤十字社千葉県支部が実施する。

3. 実施内容

(1) 災害により救援を必要とする者(世帯)に対して救援物資並びに見舞金を贈る。

(2) 災害により入院加療を要する重傷者及び死亡者が発生した場合、見舞金・弔慰金をそれぞれ支給する。

※ 上記の救援物資・見舞金・弔慰金は別紙表1の区分により配付することとする。

なお、表1の区分に該当しない場合は支部と協議のうえ決定する。

4. 救援品の品目(仕様)

品名	仕様	梱包単位
毛布	毛 100% 1,400mm×2,000mm	1箱(10枚)
敷布	綿 100% 1,370mm×2,500mm	1箱(10枚)
ガーゼケット	表・裏地 綿 100% 中綿ポリエステル 100% 1,300mm×1,800mm	1箱(10枚)
日用品セット	密封容器 ポリエチレン 299mm×239mm×98mm 内容品 1. タオル 2. コップ 3. ポケットティッシュ 4. 洗剤 5. 物干ロープ 6. 洗濯バサミ 7. 救急絆創膏 8. 巻軸包帯 9. ガーゼ 10. 生理用品 11. 鏡 12. 櫛 13. カミソリ 14. 不織布マスク 15. 歯ブラシ 16. 薬用石鹸 17. 石鹸箱 18. ドライシャンプー 19. 毛抜 20. サバイバルツール 21. スプーン・フォークセット 22. ゴム手袋 23. 軍手 24. ゴミ袋 25. 鉛筆 26. メモ用紙 27. 天チャックポーチ 28. 挨拶状	1箱(10組)
バスタオル	綿 100% 690mm×1,350mm	1箱(10枚)
救援品収納袋	透明ビニール 手提げ型 530mm×450mm×200mm	1箱(20枚)

布 団	表・裏地 100% 掛布団 中綿 ポリエステル 1,500mm×2,000mm 敷布団 綿混 1,000mm×2,000mm	必要に応じて配付
緊急セット	ツーウェイバッグ φ200mm×400mm 内容品 1. タオル 2. ウェットティッシュ 3. 軍手 4. ビニール袋 5. コップ 6. ポケットティッシュ	必要に応じて配付
安眠セット	1. キャンピングマット 2. 枕 3. アイマスク 4. 耳栓 5. スリッパ 6. 靴下 7. 外袋 8. 天チャックポーチ 9. 挨拶状	1箱（5組） 必要に応じて配付

5. 被害程度の認定基準

別紙のとおり

6. 救援物資等の配付方法

救援物資の配付については、原則として予め各地区に分置保管してあるものの中から直接被災者宅へ配分する。（先入先出による）

また、見舞金・弔慰金については、原則として地区本部、地区分区の立替払いとし、後日支部より銀行振込みにより送金する。

なお、被災者（被災世帯）が多数の場合で、上記の対応が不可能と思われるときは速やかに支部と協議する。

※ ① 救援物資等の配付は、災害発生後直ちに行うものとし、被害状況調査等を待つことにより配分の時期を逸することの無いようにする。

② 各地区に分置保管している物資に不足を生じた場合は支部より補充する。

7. 事務処理の方法

各地区長は管内に該当する災害が発生し救援を必要とする場合は、救援活動を実施するとともに、事後速やかに「様式3-2-1」による申請書及び配付明細書等を支部あて送付するものとする。

なお、分区については、地区経由で行うものとする。

様式3-2-1 ----- 配付申請書

様式3-2-2 ----- 配付明細書（振込口座を記入）

様式3-2-3 ----- 配付分内訳表（2世帯以上の場合、物資の配付内訳を世帯ごとに記入）

様式3-2-4 ----- 災害救援物資補充依頼票（FAX送信票）

様式3-2-5 ----- 受領書

様式3-2-6 ----- 受け払い簿

様式3-2-7 ----- 在庫報告書（四半期毎＜6月、9月、12月、3月＞に翌月10日まで報告）

8. その他

(1) この要項に定める配付基準により処理できない場合は、その都度支部と協議のうえ処理するものとする。

(2) 布団については、対象世帯が年間を通じて非常に少ないことと、現品が大きいため分置が困難と思われることから、支部が一括管理し地区からの連絡により送付する

被害程度の認定基準

1. 住家とは・・・

現実にその建物を住居として使用しているものをいい、必ずしも1棟の建物に限らない。(社会通念上住家と称せられるもので)例えば、一般に非住家として扱われている土蔵、小屋等であっても現に人が居住している時は住家にいれる。又アパート等の場合、各世帯が居住のために利用している部分が他としゃ断、独立しており、かつそこで日常生活に必要な一応の設備が設けられているものは一住家として取扱うものである。

2. 世帯とは・・・

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。又主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその全部をもって1世帯とする。

3. 被害程度・・・

- (1) 全壊(全焼・流出)とは、損壊(焼失)又は流出した床面積が延面積の7割以上に達した場合、又は7割には達しないが改築しなければ使用できない程度のものをいう。
- (2) 半壊(半焼)とは、損失又は焼失した部分の床面積が延面積の2割以上7割以下の場合で残存部分を補修することで使用できる程度のものをいう。
- (3) 床上浸水とは、前記(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。

表1

赤十字災害救援物資等配付基準表

被害の程度	全壊・全焼・流出	半壊・半焼	床上浸水	避難所に避難	死亡	重傷	摘要
認定基準の概要	住宅の損壊、焼失、流失した部分の床面積が住家の70%以上に達したもの	補修すれば使用可能なもので、同左20～70%のもの	浸水が床上に達し、または土砂等の堆積等により寝具等が、相当期間使用不可能な場合	避難所に一晚以上避難する場合	当該災害が原因で死亡した場合	入院加療を要する重傷の場合	
毛布	被災者一人につき 1枚	被災者一人につき 1枚	被災者一人につき 1枚	避難者一人につき 1枚			
敷布	被災者一人につき 1枚						
ガーゼケット	被災者一人につき 1枚						
日用品セット	被災一世帯あたり 1組	被災一世帯あたり 1組	被災一世帯あたり 1組	避難一世帯あたり 1組			
バスタオル	被災者一人につき 1枚	被災者一人につき 1枚	被災者一人につき 1枚	避難者一人につき 1枚			
救援品収納袋	被災者一人につき 1枚						配付の際に物資を入れて1セットとして贈る
見舞金	被災一世帯あたり 5,000円	被災一世帯あたり 5,000円	被災一世帯あたり 5,000円		一人につき 10,000円	一人につき 5,000円	
布団	被災者一人あたり 1組	被災者一人あたり 1組	被災者一人あたり 1組				生活保護世帯、要保護世帯対象に贈る
緊急セット				避難一世帯あたり 1組			大規模災害時等に配付
安眠セット				避難者一人につき 1組			大規模災害時等に配付

[様式 3 - 2 - 1]

第 号
平成 年 月 日

日本赤十字社千葉県支部長 様

地区長 印
分区長 印

災害救援物資配付申請書

下記のとおり災害が発生したので災害救援物資の配付を申請いたします。

記

- 1 発生の日時： 平成 年 月 日 時 分ごろ
- 2 発生場所：
- 3 災害名： : 原因
- 4 程度： (全壊・全焼・流失) 戸 世帯 人
(半壊・半焼) 戸 世帯 人
(床上浸水・その他) 戸 世帯 人

世帯主	家族数	死者	重傷者数
	人	人	人

死亡者氏名				
重傷者氏名				

[様式 3 - 2 - 2]

災害救援物資等配付明細書

毛 布 :	枚	敷 布 :	枚
ガーゼケット :	枚	日用品セット :	枚
バスタオル :	枚	救援品収納袋 :	枚
布団セット :	セット		

被災見舞金	世帯	円
弔慰金	人	円
見舞金 (重傷者)	人	円

合計金額 _____ 円

特記事項

.....
.....
.....
.....

振 込 先

銀行名 :	銀行	支店
口座番号 :		
名義人 :		

[様式3-2-3]

配布内訳表(各世帯別)

世帯主名	家族数	毛布	敷布	ガーゼ ケット	日用品 セット	バスタオル	救援品 収納袋
合 計							

備 考

[様式3-2-4]

災害救援物資補充依頼票（FAX送信票）

日本赤十字社千葉県支部 救護福祉課 あて

FAX 043(248)6812

請求年月日	平成 年 月 日
-------	----------

地区区分名		担 当	
住 所	〒		

電 話	
F A X	

至急の時はFAXの後に電話もお願いします。

災害救援物資	帳簿在庫	補充数	通信欄
毛 布			
敷 布			
ガーゼケット			
日用品セット			
バスタオル			
救援品収納袋			
その他「 」			

F A X 返信内容（報告）

支部の取り扱い者	千葉県支部	課	職員名:
物資郵送予定日			

[様式3-2-5]

受 領 書

毛	布：	枚	敷	布：	枚
ガーゼケット：		枚	日用品セット：		枚
バスタオル：		枚	救援品収納袋：		枚
布団セット：		セット			

地区区分置（備蓄）分として上記のとおり受領いたしました。

平成 年 月 日

日本赤十字社千葉県支部長 様

日本赤十字社
千葉県支部 千葉市地区本部長

地区長 印
分区長

災害救援物資受け払い簿

品目

年月	日	摘 要	受 入	払出し	残 数

※摘要は「受入」た施設や戻入等、または、「払出し」た施設や転用等を記入

[様式3-2-7]

第 号
年 月 日

日本赤十字社千葉県支部長 様

地区長
分区長
(公印省略)

付箋

災害救援物資在庫報告書

第 /4四半期

	毛布	敷布	ガーゼケット	日用品セット	バスタオル	救援品収納袋
当期受入数						
当期払出数						
当期末在庫数						

※収納袋は1梱包20袋入り、その他物資については、1梱包10枚(組)入り

特記事項

備考

第1/4四半期(4月1日~6月30日)

7月10日までに報告

第2/4四半期(7月1日~9月30日)

10月10日までに報告

第3/4四半期(10月1日~12月31日)

1月10日までに報告

第4/4四半期(1月1日~3月31日)

4月10日までに報告

4 災害復旧用材供給の特例措置<資料6-12>

	販売の相手方	用途	代金延納			減額 時価の五割以内	随意契約		
			期間	担保	利息	可否	可否		
用材…立木・素材	県	災害救助法に基づく災害救助用	応急復旧住宅等	1年以内	免除	免除	可	可	
		都道府県の管理に属する公共施設の復旧用	公共施設 公営住宅を含む	1年以内	免除	徴収	否	可	
		個人用施設の復旧用	住宅、店舗等	1年以内	免除	徴収	否	可	
	市	災害救助法が発動された災害で市町村の管理に属する公共施設の応急復旧用	事務所、学校 病院、診療所 託児所、道路橋、堤防	1年以内	免除	免除	可	可	
		町	市町村の管理に属する公共施設の復旧用	公共施設 公営住宅を含む	1年以内	免除	徴収	否	可
			個人用施設の復旧用	住宅、店舗等	1年以内	免除	徴収	否	可
	村	個人用施設の復旧用	住宅、店舗等	1年以内	免除	徴収	否	可	
	個人	災害復旧用	住宅、店舗等	6カ月以内	提供	徴収	否	可	

(注) 減額譲渡は、国有林野の所在する地方の市町村の区域内に著しい被害が発生し、災害救助法が発動された場合に可能であり、この場合の要請は、発災から20日以内に県又は市町村が、関東森林管理局に被災状況、供給を受けようとする素材の種類、品名、使用計画等を記載した申請書を提出して行う。(緊急を要する場合には、事後に申請書を提出することを条件として口頭で要請することができる。)

5 県の備蓄（防災危機管理部） <資料6-13>

（平成24年4月1日現在）

品名	県管理分		市町村寄託分		合計	
発電機		444 台		20 台		464 台
投光機		334 台				334 台
炊飯装置		378 台		20 台		398 台
ろ水機	(エンジン付)	53 台			(エンジン付)	53 台
	(手動式)	10 台			(手動式)	10 台
簡易トイレ		744 台		100 台		844 台
飲料水自動包装 充てん設備		11 組				11 組
給水槽	(組立槽)	178 台			(組立槽)	178 台
	(車載槽)	91 台			(車載槽)	91 台
担架		317 基				317 基
	(リヤカー搭載型)	11 基			(リヤカー搭載型)	11 基
リヤカー		11 台				11 台
毛布		46,640 枚		8000 枚		54,640 枚
防水シート		48,282 枚		10000 枚		58,282 枚
食糧		242,960 食				242,960 食
テント		5 張		5 張		10 張
エアーテント		55 張				55 張
キャンドルセット		5,567 個				5,567 個
入浴システム		5 セット				5 セット

<参考>

市町村の備蓄状況(主なもの)

(平成23年4月1日現在)

品名	数量	品名	数量
乾パン	888,716 食	ローソク	29,535 本
米	92,421 kg	懐中電灯	6,752 本
インスタント めん類	12,645 個	毛布	239,364 枚
		テント	490 張
主食缶詰	490,235 缶	担架	3,076 台
副食缶詰	231,828 缶	トイレ	20,477 台
飲料水	444,239 ℓ	浄水装置	425 台

(協定分を除く)※消防防災・震災対策現況調査より

[7] ライフライン

1 各ガス会社の施設及び供給状況<資料7-1>

(1) 東京ガス株式会社

表1 供給区域及び供給戸数

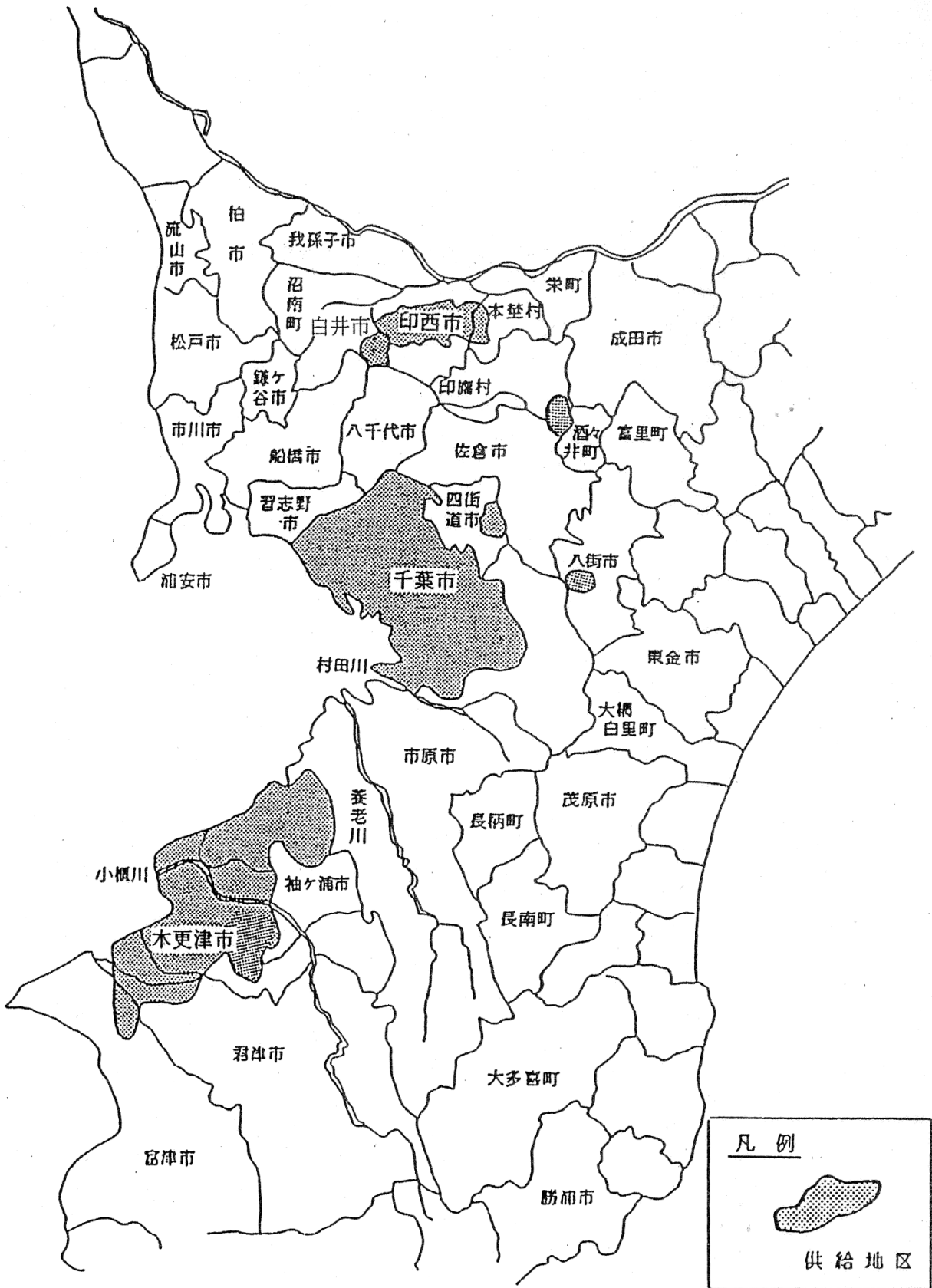
平成24年3月31日現在

県内供給区域	県内供給戸数
千葉市、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、四街道市、白井市、印西市、八街市、八千代市の一部	388,428戸

表2 主要施設の状況

事業所名称・所在地・連絡先	主要施設	備考
千葉導管ネットワークセンター 千葉市中央区港町20-1 TEL043-225-2837	ガス導管 3,724km ガスホルダ(港町) 4.3万m ³ (球形) 1基 天然ガス環状幹線 ガバナステーション 9基 バルブステーション 18基 メーターステーション 6基	ガス導管の建設及び維持管理 供給管の工事 供給管の維持管理
千葉支社 千葉市美浜区幸町1-6-8 TEL043-242-6121	ガスメーター取付件数 388,428件 ガス熱量 13A	ガス器具関係全般 内管の工事
袖ヶ浦工場 袖ヶ浦市中袖1-1 TEL0438-62-3671	ガス製造能力 3,230万m ³ /日 (46MJ/Nm ³) 主要ガス発生設備 オープンラックベーパーライザー (ORV) 11基 サブマージンドベーパーライザー (SMV) 4基	ガス製造施設全般

図. 1 供給区域図



(2) 京葉瓦斯株式会社

表1 供給区域及び供給戸数

平成21年3月31日現在

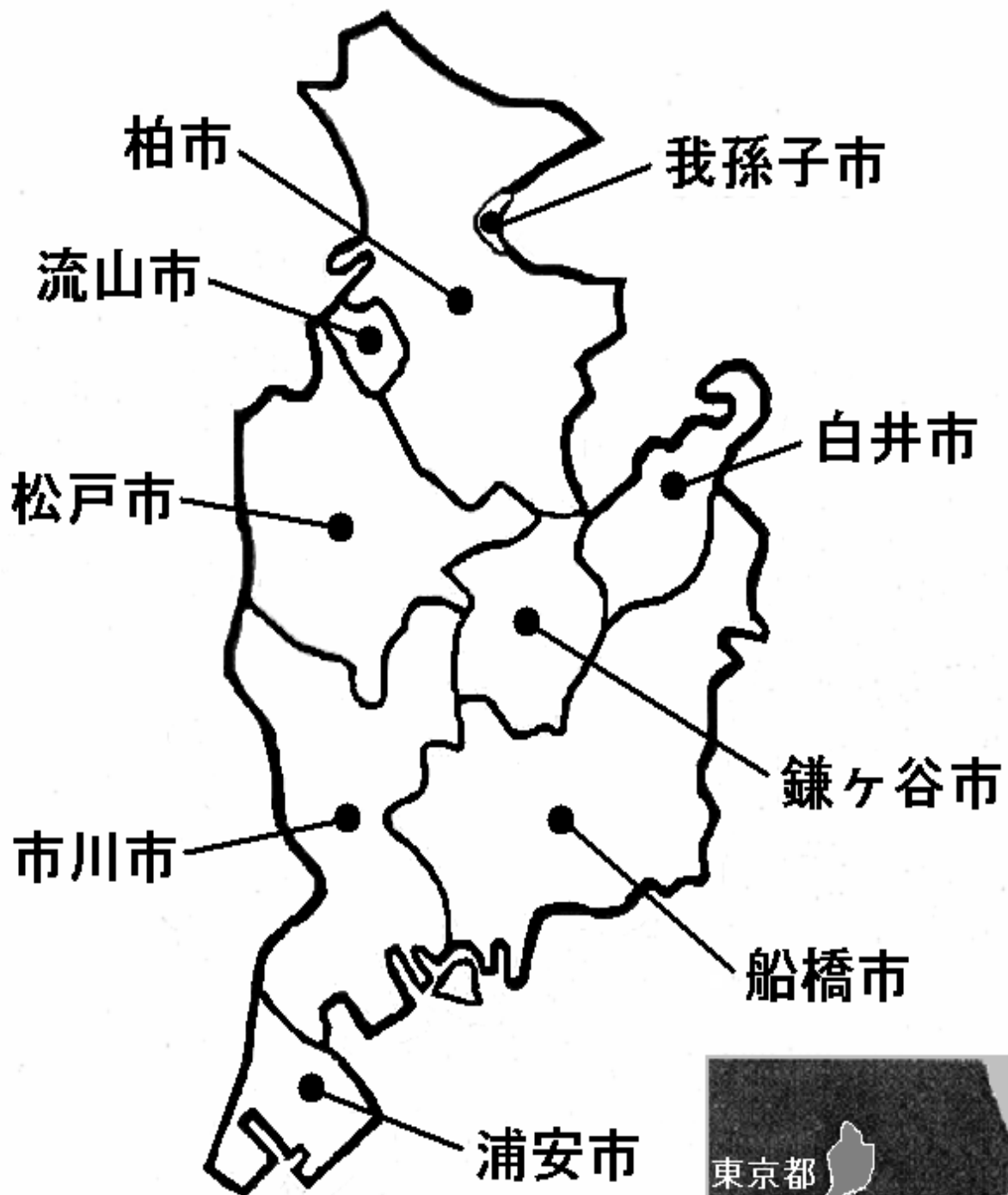
供給区域	供給戸数
市川市、船橋市、松戸市、鎌ヶ谷市、浦安市の全域 柏市、流山市、白井市、習志野市、我孫子市の一部区域	843,520戸

表2 主要施設の状況

平成21年6月1日現在

事業所等の名称・所在地・連絡先	主要施設
本社・防災供給センター 市川市市川南2-8-8 ガスもれ専用電話(24時間受付) TEL 047-325-1049	◇製造施設(千葉熱量調整所) 気化装置 4基 液化石油ガス貯槽 2基 ◇供給施設(各供給所) ガスホルダー 9基

図1. 供給区域図



千葉県の北西部

(3) 大多喜ガス株式会社

表1 供給区域及び供給戸数

平成23年12月31日現在

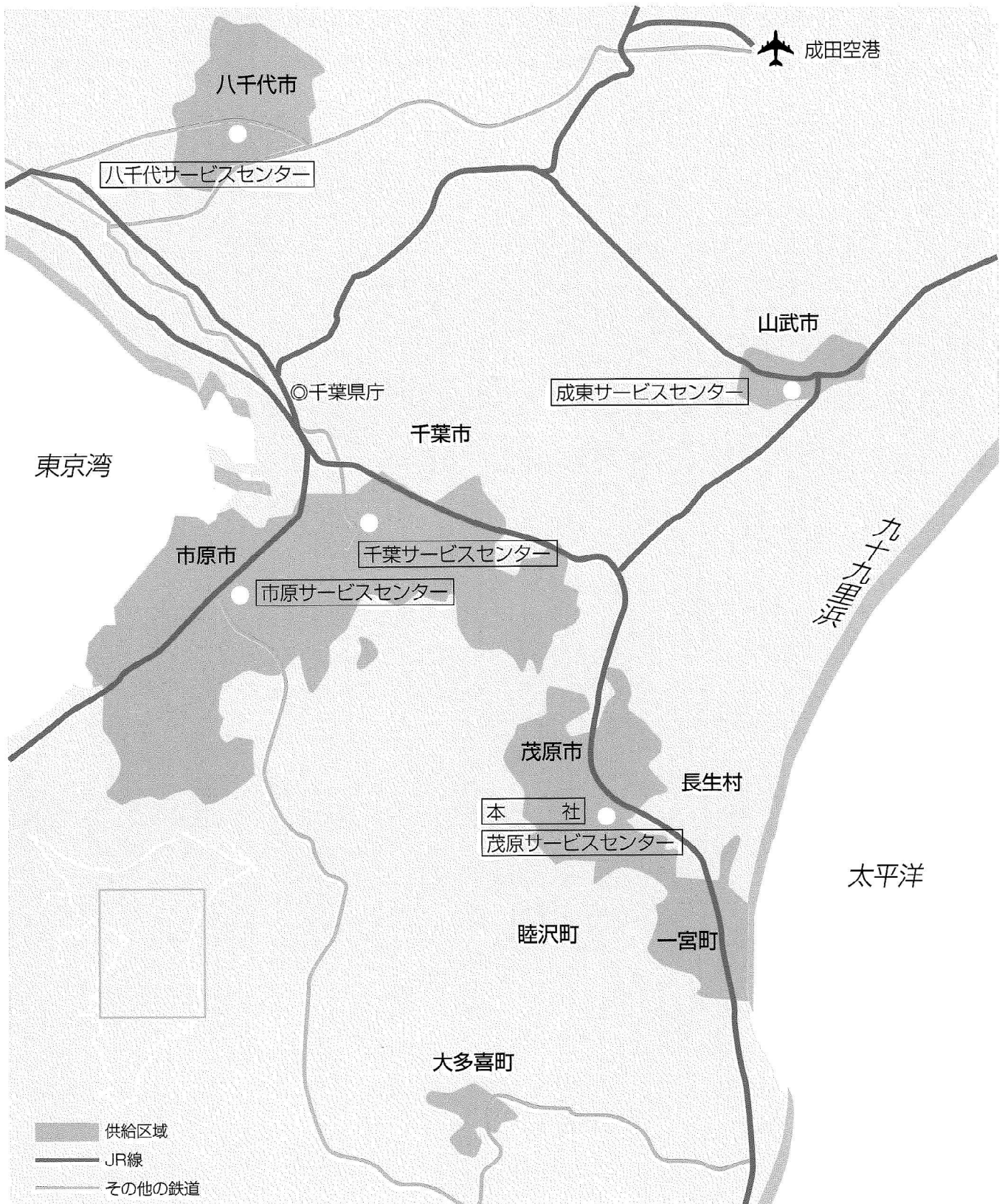
供給区域	供給戸数
茂原市、一宮町、睦沢町の一部、長生村（外房線以北を除く）、山武市、成東町、大多喜町、千葉市の一部、八千代市、市原市	151,798戸

表2 主要施設の状況

平成23年12月31日現在

事業所等の名称・所在地・連絡先	主要施設
大多喜ガス株式会社 茂原市茂原661 TEL 0475-24-0010	本社機能
茂原事業所 茂原市茂原661 TEL 0475-24-2890 30,121戸	1. ガス導管 本支管 736Km 2. ガスホルダー・中圧球型 (幾何容積) 3,846 m ³ 1基 3. 整圧所 59ヶ所
千葉事業所 市原市五井東3-12-5 TEL 0436-24-8300 80,487戸	1. ガス導管 本支管 1,245Km 2. ガスホルダー・中圧球型 (幾何容積) 18,850 m ³ 1基 (幾何容積) 11,030 m ³ 1基 (幾何容積) 10,912 m ³ 1基 3. 整圧所 76ヶ所
八千代事業所 八千代市大和田新田346 TEL 047-482-7235 41,190戸	1. ガス導管 本支管 332Km 2. ガスホルダー・中圧球型 (幾何容積) 11,030 m ³ 1基 (幾何容積) 3,164 m ³ 1基 3. 整圧所 33ヶ所

図1 供給区域図



(4) 千葉ガス株式会社

表1 供給区域及び供給戸数

平成24年2月末現在

供給区域	供給戸数
成田市、佐倉市、八千代市、千葉市、四街道市、富里市、酒々井町、芝山町、多古町の一部 [注] 簡易ガス含む	123,877戸

表2 主要施設の状況

事業所等の所在地・連絡先	主要施設	数量
千葉ガス株式会社 本社 佐倉市栄町21-1 TEL 043-483-1172	ガス導管 1,504Km ガスホルダー 球形 140,000m ³ (佐倉) 球形 200,000m ³ (富里) 球形 2,000m ³ (四街道) 球形 1,000m ³ (四街道)	1基 1基 1基 1基
成田支社 成田市橋賀台1-48 TEL 0476-26-2151		
佐倉支社 佐倉市王子台3-2-1 TEL 047-464-0111		
八千代支社 八千代市八千代台西1-7 TEL 047-484-0111		

图 1 供給区域图



凡例



(5) 房州瓦斯株式会社

表1 供給区域及び供給戸数

平成17年7月31日現在

供給区域	供給戸数
館山市の一部	2,573戸

表2 主要施設の状況

本社所在地・連絡先	主要施設	数量	
房州瓦斯株式会社 本社 館山市館山1365 TEL 0470-22-2251	ガス導管		
	ガスホルダー	1,500m ³ (有水)	1 基
	ガスホルダー	340m ³ (球型)	1 基
	LPGストレージタンク	15t	1 基
	〃	20t	1 基
	ガス発生設備		1 式
	緊急車		1 台
	無線車		4 台
消化設備		1 式	

図1 供給区域図



(6) 京和ガス株式会社

表1 供給区域及び供給戸数

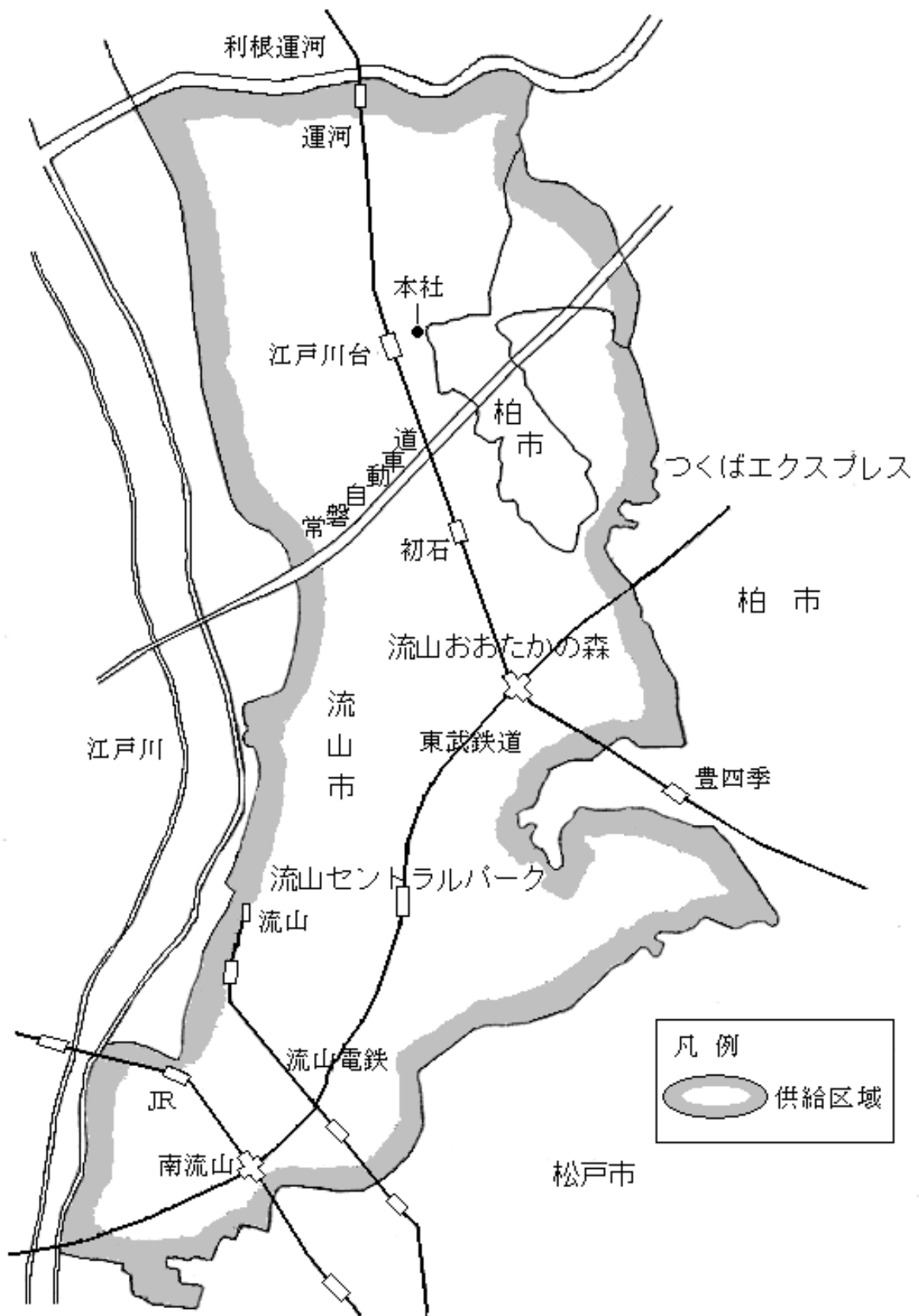
平成17年4月1日現在

供給区域	供給戸数
流山市の一部、柏市の一部	34,175戸

表2 主要施設の状況

本社所在地・連絡先	主要施設	数量	備考
京和ガス株式会社 流山市江戸川台東1-254 TEL 0471-55-1500 FAX 0471-55-1505	ガスホルダー 球型 ガス導管 整圧所 緊急車 無線車 移動無線機	1 基 390 km 21 基 3 台 19 台 2 式	

図1 供給区域図



(7) 銚子瓦斯株式会社

表1 供給区域及び供給戸数

平成24年2月1日現在

供給区域	供給戸数
銚子市の一部	2,562戸

表2 主要施設の状況

本社所在地・連絡先	主要施設	数量	摘要
(本社) 銚子瓦斯株式会社 東京都中央区日本橋箱崎町7-1 TEL 03-3662-4611 FAX 03-3663-1678	本社機能		
銚子瓦斯株式会社 銚子営業所 銚子市内浜町1603 TEL 0479-22-2420 FAX 0479-24-3269	液化ガス発生装置 LPGタンク ミキシングタンク 非常用発電機 保安緊急用無線装置 定置式エンジンポンプ ガス導管 整圧器 緊急車	2 基 2 基 1 基 1 基 1 式 1 式 7 基 1 台	12,000m ³ /日 ×2 20t ×2 150m ³ 50KVA 147.62MHz 基地局1 移動局4 消火用 49.5km

図1 供給区域図



(8) 野田ガス株式会社

表1 供給区域及び供給戸数

平成21年4月1日現在

供給区域	供給戸数
野田市（一部区域を除く）	19,980戸

表2 主要施設

所在地及び連絡先	主要施設	数量	備考
本社工場 野田市宮崎36番地 Tel 04-7125-0101	LPG ストレージタンク : 22.6 t	1基	
	〃 : 20 t	1基	
	ガス導管 本支管 :	361 km	
	緊急車 :	2台	
	無線機 :	26台	

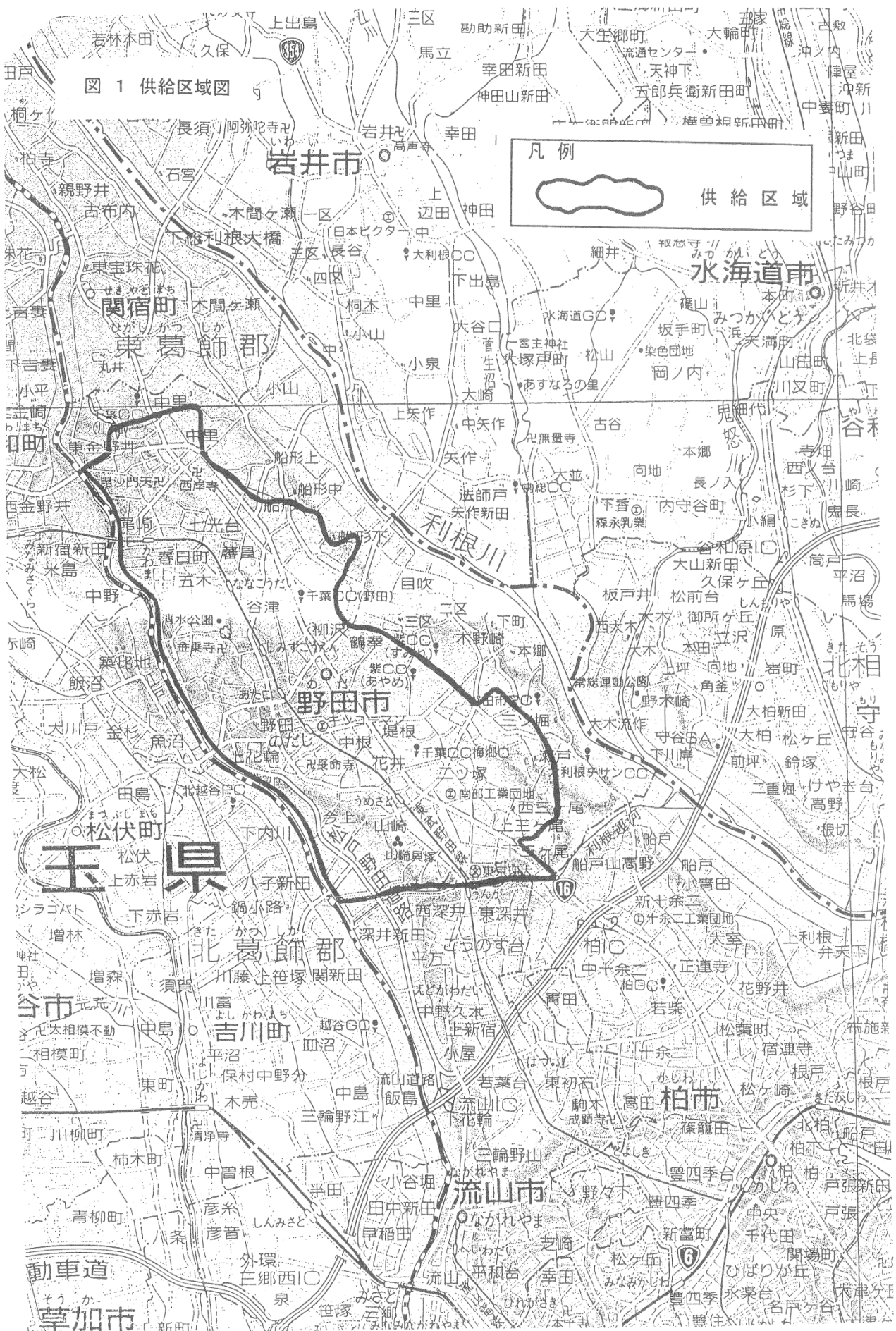


図 1 供給区域図

(9) 角栄ガス株式会社 志津事業所

表1 供給区域及び供給戸数

平成21年4月1日現在

供給区域	供給戸数
佐倉市の一部	9,476戸

表2 主要施設の状況

事業所名称・所在地・連絡先	主要施設	数量	備考
角栄ガス株式会社 志津事業所 佐倉市中志津3-36-1 TEL 043-487-0802	ガス導管 整圧所	90km 6ヶ所	

(10) 東日本ガス株式会社

表1 供給区域及び供給戸数

平成21年4月1日現在

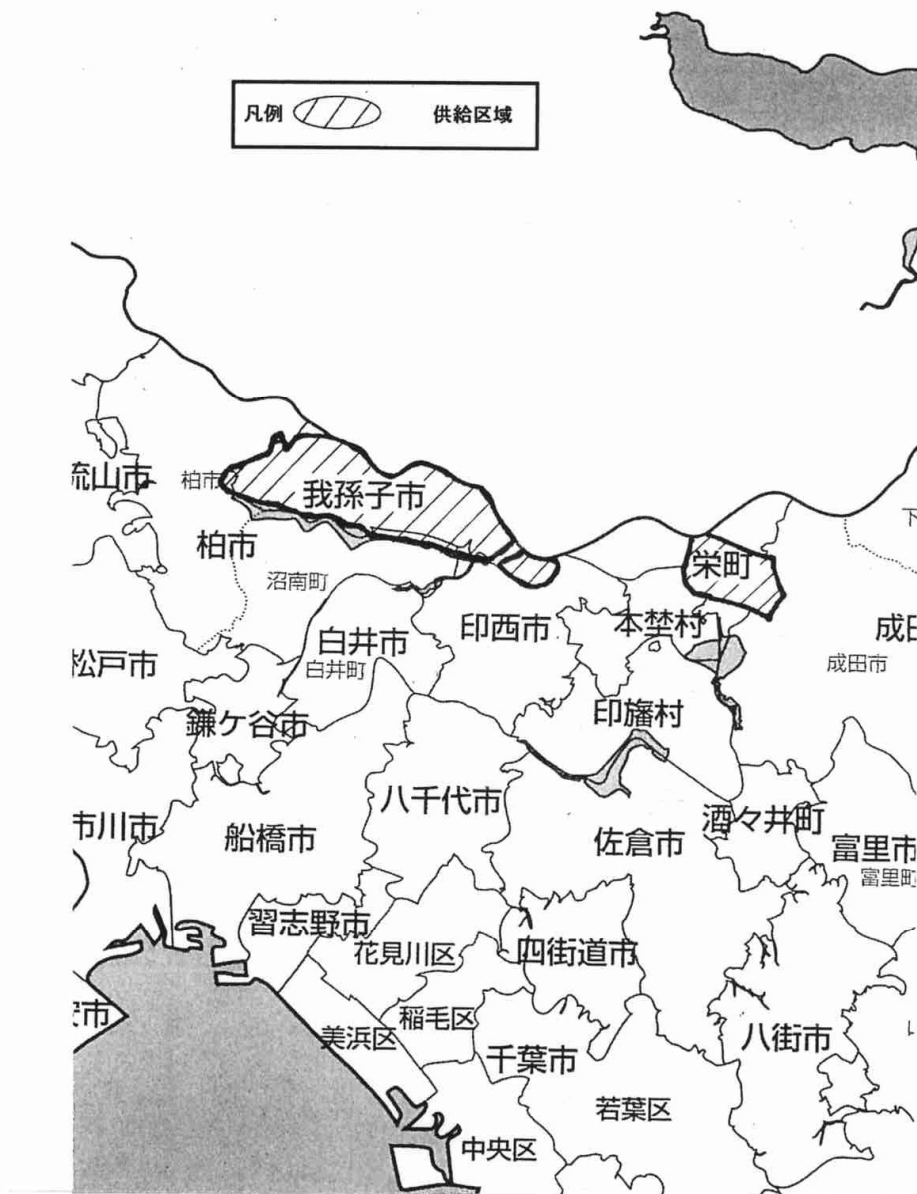
供給区域	供給戸数
我孫子市及び柏市の一部、印西市の一部、栄町の一部	50,355戸

表2 主要施設の状況

平成21年4月1日現在

事業所名・所在地・連絡先	主要施設	数量
我孫子事業所 我孫子市下ヶ戸608-1 TEL 04-7182-4175	ガス導管 本支管 361.7Km ガスホルダー (我孫子) 6,000m ³ 球型 " (久寺家) 3,000m ³ 球型 非常用自家発電機	 1基 1基 1基
栄事業所 印旛郡栄町安食字上前3279-2 TEL0476-85-0114	ガス導管 本支管 72.5Km ガスホルダー (横置円筒) 100m ³ ガス発生器 1200N m ³ /H 600N m ³ /H LPG貯槽 30t 非常用自家発電機	 1基 1基 1基 2基 1基

図1 供給区域図



(11) 日本瓦斯株式会社

表1 供給区域及び供給戸数

平成21年4月1日現在

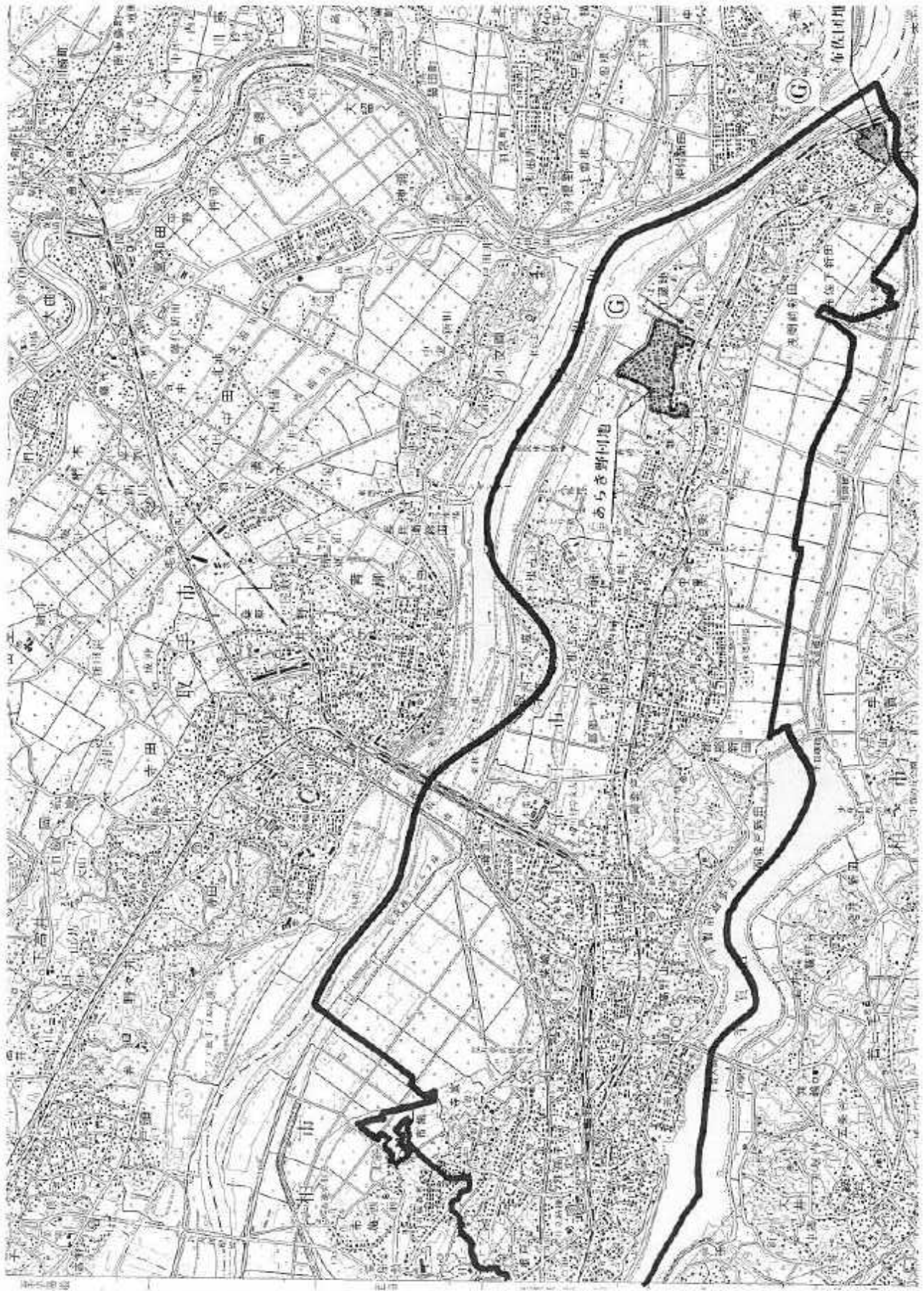
供給区域	供給戸数
我孫子市の一部	1,904戸
富里市・成田市の一部	3,892戸
合計	5,796戸

表2 主要施設の状況

平成18年4月1日現在

事業所名・所在地・連絡先	主要施設
日本瓦斯株式会社 高柳営業所 (我孫子地区) 〒277-0941 柏市高柳1754-2 TEL: 04-7191-0908	ガス導管 本支管 32,176m ガス整圧器 2箇所
日本瓦斯株式会社 成田営業所 (富里・成田地区) 〒286-0202 富里市日吉倉字池下1515-13 TEL: 0476-93-7112	ガス導管 本支管 57,848m ガス整圧器 1箇所
日本瓦斯株式会社 本社 〒104-8540 東京都中央区八丁堀2丁目10番7号 TEL: 03-3553-1281	

図1 供給区域図





供給区域の境界及び供給地点

日本瓦斯株式会社 成田営業所
 千葉県富里市日吉倉字港下1515番地13

日吉台ニュータウン



①

(12) 総武ガス株式会社

表1 供給区域及び供給戸数

供給区域	供給戸数
旭市の一部	2,550戸

表2 主要施設の状況

事業所名称・所在地・連絡先	主要施設
総武ガス(株)本社 旭市二の5941 TEL 0479-63-1000	製造施設 LNGプラント 製造能力 24,000Nm ³ /日 熱量 41.8605MJ/Nm ³ ガス種 12A 導管延長 61,960m 整圧器 8基

图1. 供給区域图



2 県営水道の補給水利の現況<資料7-2>

種 別	水 源	所 在	電 話	水量 (施設能力)
ちば野菊の里浄水場	江戸川	松戸市栗山478-1	047(394)8300	60,000 m ³ /日
栗山浄水場	江戸川	松戸市栗山198	047(363)4195	186,000
柏井浄水場	印旛沼 利根川	千葉市花見川区柏井町430	043(259)5531	170,000 (東側) 360,000 (西側)
北総浄水場	利根川	印西市竜腹寺296	0476(97)1271	126,700
福増浄水場	高滝ダム	市原市福増47	0436(75)4116	90,000
成田給水場	地下水	成田市吾妻1-22-4	0476(26)0214	12,000
市原分場	地下水	市原市郡本1-103	0436(75)4116 (福増浄水場)	5,500
姉崎分場	地下水	市原市有秋台東2-17-1	0436(75)4116 (同上)	7,500
千葉分場	地下水	千葉市中央区都町3-8-14	043(291)0018 (誉田給水場)	13,000
大宮分場	地下水	千葉市若葉区大宮町2114	043(291)0018 (同上)	10,000
北習志野分場	地下水	船橋市習志野台2-37-22	047(457)4080 (北船橋給水場)	3,000
計		11か所		1,043,700 m ³ /日

3 市町村水道等の補給水利の現況<資料7-3>

平成24年4月1日現在

事業体	補給場名	所在地	現有施設能力 (m ³ /日)	水源種別
千葉市	平川 浄水場	千葉市緑区平川町2210	5,000	浄水受水
	土気 //	// 緑区土気町1635-2	300	地下水
	大木戸 //	// 緑区大木戸町1417	7,500	浄水受水
	更科 //	// 若葉区更科町1377	910	地下水
	高根 //	// 若葉区高根町881-70	400	浄水受水
	ちばリサーチパーク //	// 若葉区上泉町1170	846	地下水
市原市	新井 浄水場	市原市新井731	16,800	表流水
	永吉 //	// 永吉727-4	1,300	地下水+表流水
	潤井戸 //	// 潤井戸2061-2	2,500	地下水+表流水
	分目 //	// 分目253-2	1,750	地下水
	武士 //	// 武士312-1	230	
	三和 //	// 武士826-3	1,220	
	光風台 //	// 光風台4丁目496	3,100	地下水+表流水
	戸田 //	// 上高根1056-3	900	地下水
	大蔵 //	// 大蔵200	120	
	内田 //	// 奥野1033	600	
	鶴舞 //	// 鶴舞145-2	2,350	
	米原 //	// 米原1027	300	
	平蔵 //	// 平蔵432-1	500	
	東部第2 //	// 新井510-1	500	
	朝生原 //	// 朝生原1232-1	660	
	国本 //	// 国本492-1	800	
	万田野 //	// 万田野325-1	140	
月出 //	// 月出924-2	300		
石塚 //	// 石塚233	76		
松戸市	小金 浄水場	松戸市二ツ木幸谷土地区画整理地内 3街区2号	9,540	地下水+受水
	大金平 //	// 大金平3-128-2	2,000	地下水
	常盤平 //	// 常盤平3-26-2	10,600	地下水 浄水受水
	幸田 配水場	// 幸田5-16	11,160	浄水受水

事業体	補給場名	所在地	現有施設能力 (m ³ /日)	水源種別
習志野市	第一 給水場	習志野市泉町2-4-12	17,100	地下水
	第二 "	" 藤崎1-1-13	22,000	浄水受水
	第三 "	" 東習志野6-18	8,900	浄水受水+地下水
野田市	上花輪 浄水場	野田市上花輪486	17,500	表流水 浄水受水
	中根 配水場	" 中根324	16,900	浄水受水
	東金野井浄水場	" 東金野井850-1	14,000	地下水 浄水受水
	桐ヶ作配水場	" 桐ヶ作1266-1	3,752	浄水受水
	木間ヶ瀬浄水場	" 木間ヶ瀬2073	11,400	浄水受水
柏市	第一 水源地	柏市千代田1-2-32	13,000	地下水 浄水受水
	第三 "	" 中原1811-12	25,700	
	第四 "	" 南増尾4-9-1	24,500	
	第五 "	" 松葉町3-12	25,500	浄水受水
	第六 "	" 高田1201-23	33,500	
	富勢 "	" 宿連寺223-2	1,500	地下水
	岩井 浄水場	" 岩井802-4	12,700	浄水受水
流山市	おおたかの森浄水場	流山市西初石5-57	14,400	地下水 浄水受水
	東部 "	" 名都借395	8,900	地下水
	江戸川台 "	" 江戸川台東1-255	25,600	地下水 浄水受水
	西平井 "	" 西平井1490	28,800	浄水受水+地下水
八千代市	八千代台 浄水場	" 八千代台西7-2	11,330	地下水 浄水受水
	勝田台 "	" 勝田台3-2-1	5,250	
	米本 "	" 米本1434-2	6,000	
	高津 "	" 高津832	9,600	
	睦 "	" 島田台797-2	34,420	浄水受水
	村上 給水場	" 村上1157-1	15,700	
	萱田 "	" ゆりのき台7-12	12,200	
我孫子市	湖北台 浄水場	我孫子市湖北台9-3-6	19,600	地下水
	久寺家 "	" つくし野157	12,000	浄水受水
	妻子原 "	" 我孫子1684	15,300	

事業体	補給場名	所在地	現有施設能力 (m ³ /日)	水源種別
木更津市	上烏田浄水場	木更津市上烏田字山田357-2	21,000	地下水 浄水受水
	中台 〃	〃 請西字中台1404	27,100	
	岩根 〃	〃 岩根1-3-14	4,100	
	伊豆島 〃	〃 伊豆島字順礼街道1235-2	9,800	浄水受水
	かずさ 配水場	君津市 根本字老銭場老949-1	3,000	地下水
	中郷 〃	〃 大寺字大谷146-2	0	
	富来田第一 〃	〃 真理谷字南片宿1988	1,000	
	富来田第二 〃	〃 真理谷字小谷146-2	1,000	
君津市	久保 配水場	君津市久保3-12-8	6,160	地下水
	北子安 〃	〃 北子安字穴谷992-1	17,760	浄水受水
	小糸 浄水場	〃 白駒682	150	地下水 浄水受水
	白駒 配水場	〃 白駒字糶屋塚493-2	1,320	
	鎌滝 〃	〃 鎌滝字丸塚1269	100	
	清和市場 〃	〃 清和市場字前坂718-6	870	
	東日笠 〃	〃 東日笠字上の台666-3	820	
	愛宕 〃	〃 向郷字行人原1756	1,570	
	山滝野 〃	〃 山滝野字曲作563	1,460	
	宮下 〃	〃 宮下字舞台601	920	
	皿引 〃	〃 皿引字台山145-2	350	湧水
	小糸大谷 〃	〃 小糸大谷字西谷77	1,250	地下水
	俵田 〃	〃 俵田字谷台1422	1,570	
	法木 〃	〃 木字法木野384-77	490	浄水受水
	川谷 〃	〃 川谷字横畑605-4	110	地下水
	大戸見 〃	〃 大戸見字三本松3293-1	1,070	
	坂畑 〃	〃 坂畑字広大寺1481-9	1,050	
	蔵玉 〃	〃 蔵玉字銭神谷1075-3	150	
	鹿野山 〃	〃 鹿野山324	60	
	かずさ 〃	君津市根本字老銭場老949-1	3,350	浄水受水
鹿野山水道(株)	市場 浄水場	君津市清和市場418-1	1,700	地下水
	古屋敷 揚水場	富津市桜井字古屋敷951-2	500	
富津市	亀田浄水場	富津市亀田218	28,000	表流水 地下水 浄水受水
	犬吠配水池	〃 湊697-5	500	地下水

事業体	補給場名	所在地	現有施設能力 (m ³ /日)	水源種別
袖ヶ浦市	蔵波 浄水場	袖ヶ浦市蔵波852-5	1,090	地下水
	代宿 "	" 代宿306	950	
	勝下 "	" 神納4135-172	3,800	
	永吉 "	" 永吉790-1	3,800	
	川原井 "	" 川原井240-2	360	
	角山 配水場	" 蔵波2937-1	21,100	浄水受水
	吉野田 "	" 伊豆島1200	3,400	
成田市	並木町配水場	成田市並木町113-1	12,000	地下水 浄水受水
	東町 "	" 東町86	5,400	地下水
	飯田町 "	" 飯田町26-5	1,600	
	東和田 "	" 東和田657	1,600	
	三里塚 "	" 三里塚2	3,500	
	宗吾 "	" 宗吾2-276	700	
	山口 "	" 山口293-1	3,800	浄水受水
	伊能 浄水場	" 伊能633-14	1,255	地下水
小野 "	" 小野890-1	785		
佐倉市	志津 浄水場	佐倉市上志津原59-2	25,500	地下水 浄水受水
	南部 "	" 小篠塚1240	26,900	
	上座 "	" 上座776-2	12,970	
四街道市	第1 浄水場	四街道市四街道1522	10,500	地下水
	第2 "	" 山梨1500	12,450	地下水
	第3 "	" 千代田1-14	16,180	浄水受水
八街市	第一 配水場	八街市大木671-55	2,160	地下水
	第二 "	" 榎戸415	13,160	地下水 浄水受水
酒々井町	尾上 浄水場	酒々井町尾上194-1	7,850	地下水 浄水受水
富里市	富里 浄水場	富里市七栄651-122	22,270	地下水 浄水受水
印西市	平岡 配水場	印西市別所1289-1	4,240	地下水 浄水受水
	松崎 "	" 松崎台1-9	140	浄水受水
	印旛 "	印西市美瀬1-17	1,550	地下水 浄水受水
長門川水道 (企)	前新田浄水場	栄町安食2849-16	8,300	表流水
	上前 "	" 安食2162	0	地下水
	酒直 配水場	" 酒直台2-30-1	700	浄水受水

事業体	補給場名	所在地	現有施設能力 (m ³ /日)	水源種別
香取市	佐原 浄水場	香取市佐原イ985	7, 200	表流水
	玉造 "	" 玉造734-1	8, 300	表流水 地下水
	城山第2 "	" 小見川4854-1	15, 200	表流水
	中央 "	" 荒北字立イナバ1201-1	600	地下水
	大畑 "	" 岩部字前野869-10	700	
多古町	多古 浄水場	多古町多古字木ノ下3741-3	2, 915	地下水
	久賀 "	" 大高字前野1-93	3, 840	
	東条 "	" 船越字下巢越2927	385	
	中 "	" 北中字中内原2920-2	850	
	常磐 "	" 南玉造字宮ノ前2034	810	
神崎町	神宿 浄水場	神崎町神崎神宿1100-2	1, 639(休止)	表流水
	古原 "	" 古原字台阿らく甲718番4	2, 225	地下水
銚子市	本城 浄水場	銚子市本城町6-1308	57, 500	表流水
	諸持町受水配水場	" 諸持町803	21, 700	浄水受水
東庄町	新堀 配水場	東庄町羽計2040	5, 115	浄水受水
	小南 "	" 小南3021-2	3, 030	
旭市	旭 配水場	旭市ニの2791	13, 935	浄水受水
	飯岡 "	" 塙1135-1	5, 450	
	海上 "	" 蛇園5512-2	4, 130	
	干潟 "	" さくら台1145-4	3, 464	
八 匳 水 道 (企)	八日市場配水場	匳瑤市生尾10	9, 713	浄水受水
	光 "	横芝光町傍示戸1029	4, 861	
山 武 広 域 (企)	東金 配水場	東金市大豆谷787-1	29, 590	浄水受水
	大網 "	大網白里町小西925-2	18, 180	
	成東 "	山武市和田897	7, 260	
	松尾 "	" 松尾町蕪木831-1	7, 190	
長 生 郡 市 (組)	山之郷浄水場	長柄町山之郷260-2	6, 166	地下水
	皿木 "	" 皿木176	8, 444	
	長南 "	長南町岩撫1	2, 890	
	真名 配水場	茂原市真名1720	35, 970	浄水受水
	大沢 "	" 大沢1225	16, 810	
山武市	山武市山武浄水場	山武市埴谷1884-2	3, 306	地下水

事業体	補給場名	所在地	現有施設能力 (m ³ /日)	水源種別
勝浦市	佐野 浄水場	勝浦市佐野 1 5 6	8,050	表流水
	松部 "	" 松部 5 7 7	11,870 (休止)	表流水 浄水受水
	赤羽根 "	" 植野 1 1 4 3 - 1	610	地下水
	上植野 "	" 上植野 7 9 8 - 1	890	
大多喜町	大多喜配水場	大多喜町新丁 2 7 9	1,970	浄水受水
	面白 浄水場	" 面白 4 0 1	1,000	表流水
	横山 浄水場	" 横山 1 6 3 7 - 8	1,512	地下水
	八声 配水場	" 八声 1 5 3 2 - 4	1,230	浄水受水
いすみ市	大野 浄水場	いすみ市大野 3 8 2 2	3,060	表流水 浄水受水
	山田 浄水場	" 山田 7 4 9 4 - 1 8	5,500	表流水
	大原 配水場	" 新田字山崎部田 1 4 8 6 - 3	8,380	浄水受水
	音羽 浄水場	" 岬町鴨根 1 4 3 6	6,640	表流水 浄水受水
御宿町	御宿町浄水場	御宿町実谷 6 0 5 - 1	7,590	表流水 浄水受水
鴨川市	東町 浄水場	鴨川市東町 4 0 5 - 1	5,000	表流水
	横渚 "	" 横渚 1 3 4 2 - 2	4,800	
	江見 "	" 西江見 4 3 7	1,300	
	保台 "	" 和泉 2 5 0 9	5,400	
	高鶴 配水場	" 畑 1 4 4 9 - 1	1,840	浄水受水
	奥谷 浄水場	" 内浦 3 2 3 1 - 5	3,750	表流水
	坂本 "	" 天津 3 5 5 2 - 3	1,500	
	石上 配水場	" 天津 3 1 5 - 1	1,900	浄水受水
	清澄 浄水場	" 清澄 1 3 5	75	湧水
南房総市	小向浄水場	南房総市和田町上三原 1 0 2 8	12,000	表流水
	千倉第二配水池	" 千倉町南朝夷 5 5 7 - 2	3,510	浄水受水
	白浜 浄水場	" 白浜町白浜 7 8 3 0	7,430	表流水
	富山 浄水場	" 山田 3 6 3	2,250	表流水
	第六 配水場	" 高崎 6 9 8	2,960	浄水受水
鋸南町	鋸南町 浄水場	鋸南町元名 1 3 5 0	6,000	表流水
	湯沢 配水場	" 横根 1 9 2 - 1	2,260	浄水受水

事業体	補給場名	所在地	現有施設能力 (m ³ /日)	水源種別
三芳水道 (企)	増間 浄水場	南房総市増間523	5,400	表流水
	宮本 配水場	〃 宮本432	5,400	浄水受水
	宮城 浄水場	館山市沼1472	0	表流水
	見物 〃	〃 見物270-1	550	地下水
	神余 〃	〃 神余4320	300	地下水 表流水
	佐野 〃	〃 佐野98-32	300	地下水
	作名 〃	〃 作名570-1	6,500	表流水
	山本 〃	〃 山本543	2,890	地下水
	真倉 〃	〃 上真倉1203-1	0	
	出野尾 配水場	〃 出野尾561-1	8,660	浄水受水
九十九里 (企)	光 浄水場	横芝光町傍示戸1026	29,860	表流水
	東金 〃	東金市松之郷3761-1	64,860	
	長柄 〃	長柄町山之郷483-27	62,700	
北千葉 (企)	北千葉 浄水場	流山市桐ヶ谷字和田130番地	525,000	表流水
東総(企)	笹川 浄水場	東庄町笹川ろ1番地	43,200	表流水
君津(企)	大寺 浄水場	木更津市大寺346番地	135,000	表流水
	十日市場 〃	〃 十日市場500番地	60,000	
南房総 (企)	大多喜浄水場	大多喜町小谷松500	42,330	表流水

4 県営水道配水池一覧表<資料7-4>

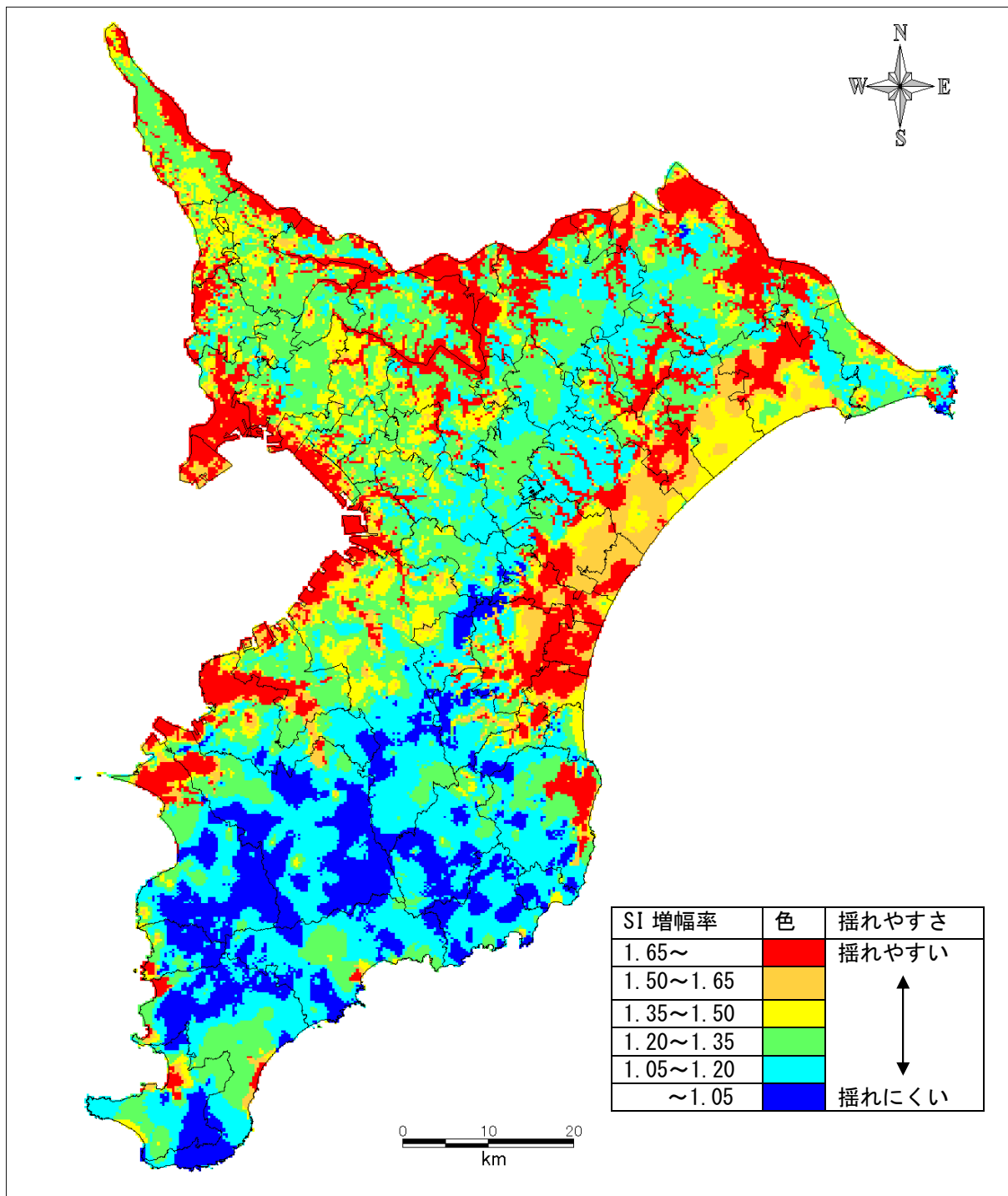
浄・給水場名	構造	幅	長さ	有効水深	有効貯水量	池数
ちば野菊の里浄水場	鉄筋コンクリート造	30.0 m	75.5 m	7.2 m	30,000m ³	15,000m ³ ×2池
栗山浄水場	〃	24	40	3	5,500	2,750m ³ ×2
〃	〃	12.4	50.68	3	3,660	1,830m ³ ×2
〃	〃	40	48	3	5,500	5,500m ³ ×1
〃	〃	28	44	3	3,600	3,600m ³ ×1
〃	〃	12	44	3	1,500	1,500m ³ ×1
船橋給水場	〃	32	48	4	18,000	6,000m ³ ×3
柏井浄水場	〃	32	60	3.25	48,000	6,000m ³ ×8
〃	〃	53.8	117.6	3.25	60,000	20,000m ³ ×3
〃	〃	53.8	83.8	3.25	14,000	14,000m ³ ×1
園生給水場	〃	28	40	4.1	22,500	4,500m ³ ×5
〃	〃	20	40	4.1	3,200	3,200m ³ ×1
幕張給水場	〃	65.3	75.3	11.7	90,000	45,000m ³ ×2
北総浄水場	〃	40	100	4	48,000	16,000m ³ ×3
成田給水場	〃	30	45	4	10,800	5,400m ³ ×2
福増浄水場	〃	30	56	6	30,000	10,000m ³ ×3
市原分場	〃	20	24	3.5	3,340	1,670m ³ ×2
姉崎分場	〃	24	24	3.5	6,000	2,000m ³ ×3
〃	〃	41	79	3.5	9,800	9,800m ³ ×1
誉田給水場	〃	38	60	5	44,000	11,000m ³ ×4
千葉分場	〃	29(内径)	91(門周)	4.3	2,770	2,770m ³ ×1
〃	〃	14.1	21.3	4.3	1,270	1,270m ³ ×1
大宮分場	〃	29.3	19.5	4	4,400	2,200m ³ ×2
北船橋給水場	〃	29	99	7	80,000	20,000m ³ ×4
〃	〃	29.2	124.2	7	24,000	24,000m ³ ×1
北習志野分場	〃	24	24	3.5	4,000	2,000m ³ ×2
松戸給水場	〃	36	96	6	60,000	20,000m ³ ×3
沼南給水場	〃	40	110	6.33	53,400	26,700m ³ ×2
妙典給水場	〃	51.3	106.3	13.8	60,000	60,000m ³ ×1
〃	〃	46.3	96.3	13.8	40,000	40,000m ³ ×1
計					787,240	68

[8] 災害危険箇所等、対策事業

[ハザードマップ等]

1 揺れやすさマップ<資料8-1>

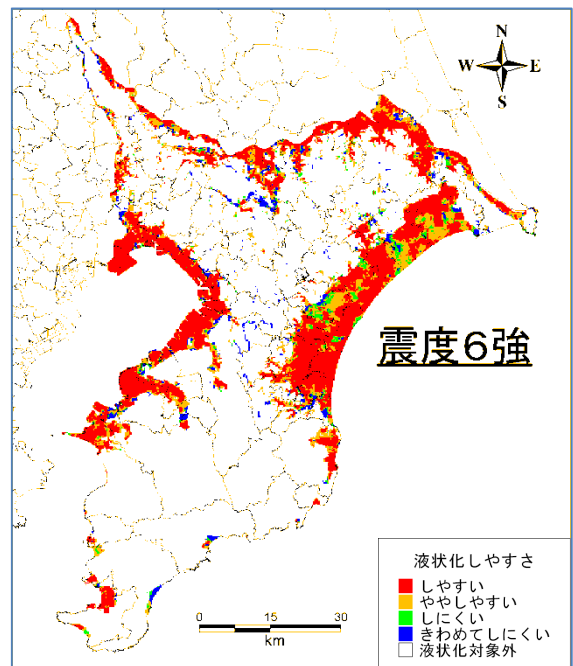
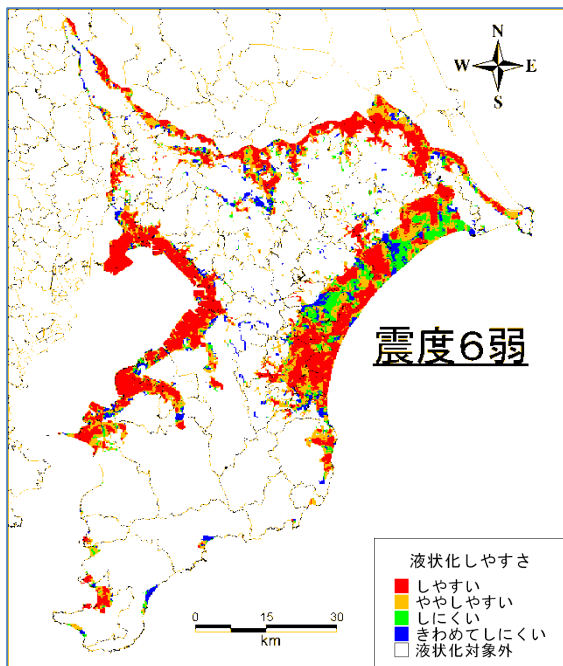
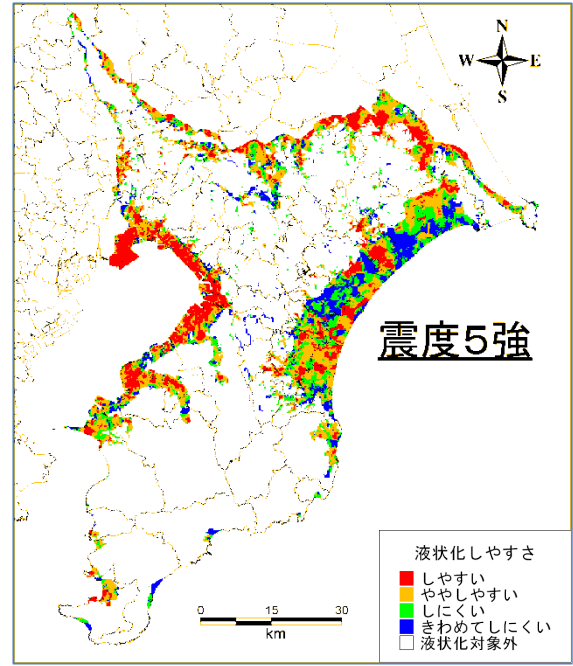
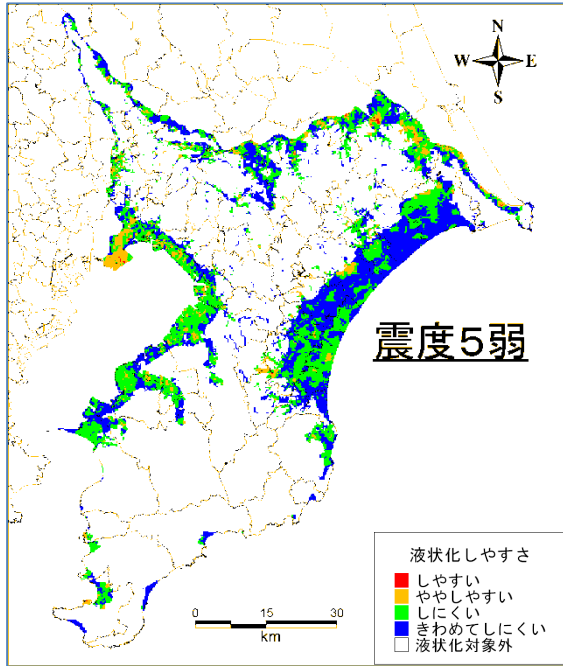
揺れやすさマップ



2 液状化しやすさマップ<資料8-2>

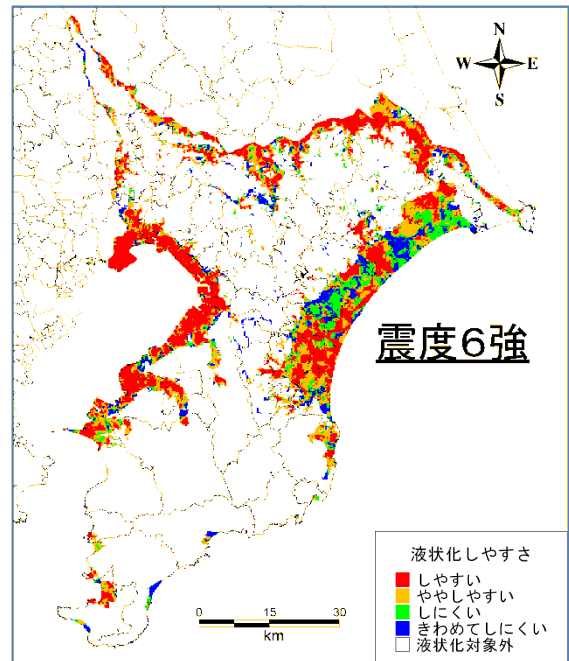
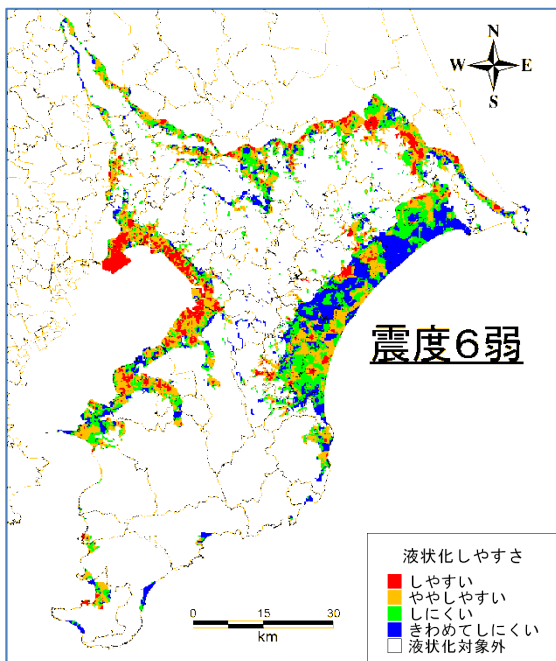
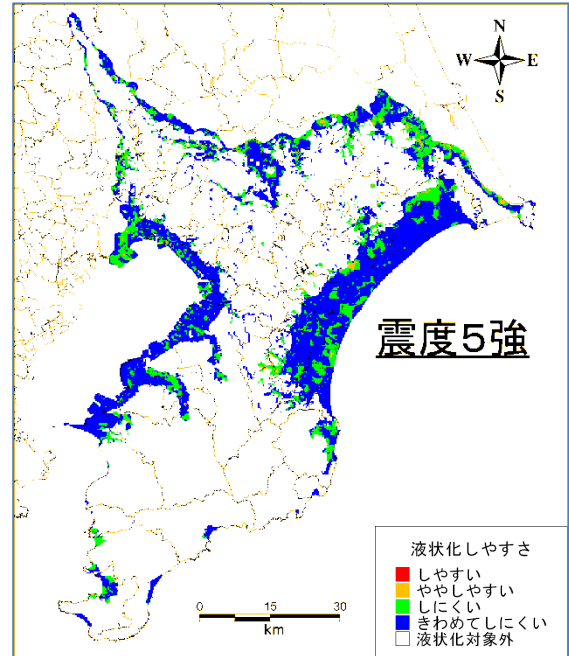
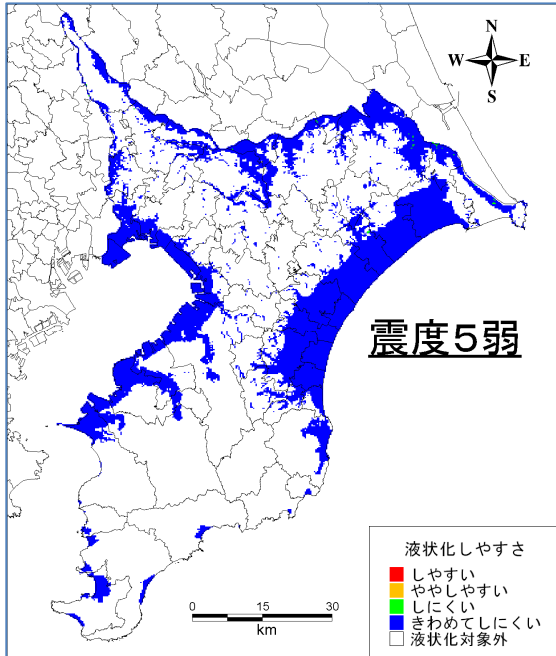
液状化しやすさマップ(巨大地震)

<液状化対策は考慮していない>



液状化しやすさマップ(直下地震)

<液状化対策は考慮していない>



[危険箇所]

1 河川法一・二級河川一覧表<資料8-3>

表1 河川法一級河川(単位:m) <県土整備部河川環境課>

平成24年4月1日現在

河川名	指定延長
1 利根川	左岸 22,500m 右岸 100,640m
2 清水川(銚子市)	左・右岸各 1,500m
3 高田川	左・右岸各 2,500m
4 三宅川	左・右岸各 1,350m
5 常陸利根川	右岸 17,731m
6 与田浦川	左岸 15,860m 右岸 13,560m
7 横利根川	左岸 7,000m
8 黒部川	左・右岸各 18,100m
9 桁沼川	左・右岸各 3,490m
10 玉川	左・右岸各 3,400m
11 小堀川	左・右岸各 5,302m
12 清水川(香取市)	左・右岸各 2,830m
13 小野川	左・右岸各 5,782m
14 香西川	左・右岸各 1,852m
15 大須賀川	左・右岸各 8,085m
16 派川大須賀川	左・右岸各 3,900m
17 上八間川	左・右岸各 3,400m
18 下八間川	左・右岸各 3,800m
19 根木名川	左・右岸各 16,185m
20 派川根木名川	左・右岸各 3,300m
21 尾羽根川	左・右岸各 3,500m
22 荒海川	左・右岸各 4,580m
23 小橋川	左・右岸各 4,760m
24 取香川	左・右岸各 4,860m
25 十日川	左・右岸各 5,000m
26 派川十日川	左・右岸各 1,700m
27 竜台川	左・右岸各 1,900m
28 長門川	左・右岸各 5,138m
29 旧長門川	左・右岸各 2,920m
30 北印旛沼	周囲 14,567m
31 印旛水路	左・右岸各 4,305m
32 西印旛沼	周囲 11,107m
33 鹿島川	左・右岸各 18,909m
34 高崎川	左・右岸各 6,070m
35 手繰川	左・右岸各 2,772m
36 小竹川	左・右岸各 720m
37 印旛放水路	左・右岸各 18,960m
38 勝田川	左・右岸各 3,590m
39 桑納川	左・右岸各 5,400m
40 石神川	左・右岸各 1,550m
41 神崎川	左・右岸各 14,560m
42 戸神川	左・右岸各 2,480m
43 二重川	左・右岸各 6,410m
44 法目川	左・右岸各 1,450m

河川名	指定延長
45 富ヶ沢川	左・右岸各 510m
46 野口川	左・右岸各 400m
47 七次川	左・右岸各 740m
48 師戸川	左・右岸各 6,690m
49 造谷川	左・右岸各 150m
50 手賀川	左・右岸各 7,700m
51 弁天川	左・右岸各 1,500m
52 下手賀川	左・右岸各 1,900m
53 亀成川	左・右岸各 7,150m
54 手賀沼	周囲 16,700m
55 下手賀沼	周囲 6,100m
56 浦部川	左・右岸各 2,560m
57 和泉川	左・右岸各 1,790m
58 鹿黒川	左・右岸各 1,340m
59 大森川	左・右岸各 1,500m
60 古新田川	左・右岸各 1,430m
61 大津川	左・右岸各 7,900m
62 大堀川	左・右岸各 6,900m
63 利根運河	左・右岸各 9,000m
64 江戸川	左岸 53,250m 右岸 3,500m
65 座生川	左・右岸各 4,040m
66 座生川支川	左・右岸各 590m
67 今上落	左・右岸各 6,700m
68 六間川	左・右岸各 3,375m
69 横六間川	左・右岸各 250m
70 坂川	左・右岸各 15,382m
71 新坂川	左・右岸各 6,000m
72 坂川放水路	左・右岸各 1,300m
73 富士川	左・右岸各 1,630m
74 樋古根川	左・右岸各 750m
75 派川坂川	左・右岸各 140m
76 真間川	左・右岸各 8,500m
77 国分川	左・右岸各 5,560m
78 春木川	左・右岸各 2,210m
79 国分川分水路	左・右岸各 3,362m
80 大柏川	左・右岸各 5,976m
81 派川大柏川	左・右岸各 1,580m
82 高谷川	左・右岸各 3,820m
83 秣川	左・右岸各 170m
84 旧江戸川	左岸 9,250m
85 境川	左・右岸各 4,752m
86 堀江川	左・右岸各 700m
87 見明川	左・右岸各 1,350m
88 北千葉導水路	左・右岸各 23,050m
89 中川	左・右岸各 1,335m
	左岸 475,852m 右岸 503,423m
	周囲 48,474m 計 1,027,749m

※一級河川は、1水系(利根川) 89河川

表2 河川法二級河川(単位:m) <県土整備部河川環境課>

平成24年4月1日現在

水系名	河川名	指定延長	水系名	河川名	指定延長
1	猫実川	猫実川 左・右岸各	70	汐入川	汐入川 左・右岸各
2	海老川	海老川 左・右岸各	71	境川	境川 左・右岸各
3	〃	飯山満川 左・右岸各	72	長尾川	長尾川 左・右岸各
4	〃	長津川 左・右岸各	73	〃	馬喰川 左・右岸各
5	高瀬川	高瀬川 左・右岸各	74	川尻川	川尻川 左・右岸各
6	谷津川	谷津川 左・右岸各	75	瀬戸川	瀬戸川 左・右岸各
7	菊田川	菊田川 左・右岸各	76	丸山川	丸山川 左・右岸各
8	〃	支川菊田川 左・右岸各	77	温石川	温石川 左・右岸各
9	浜田川	浜田川 左・右岸各	78	三原川	三原川 左・右岸各
10	都川	都川 左・右岸各	79	長者川	長者川 左・右岸各
11	〃	霞川 左・右岸各	80	洲貝川	洲貝川 左・右岸各
12	〃	支川都川 左・右岸各	81	曾呂川	曾呂川 左・右岸各
13	浜野川	浜野川 左・右岸各	82	加茂川	加茂川 左・右岸各
14	生実川	生実川 左・右岸各	83	〃	金山川 左・右岸各
15	村田川	村田川 左・右岸各	84	〃	銘山川 左・右岸各
16	〃	神崎川 左・右岸各	85	〃	川音川 左・右岸各
17	〃	支川村田川 左・右岸各	86	待崎川	待崎川 左・右岸各
18	〃	瀬又川 左・右岸各	87	二夕間川	二夕間川 左・右岸各
19	〃	ミカダ川 左・右岸各	88	〃	袋倉川 左・右岸各
20	養老川	養老川 左・右岸各	89	神明川	神明川 左・右岸各
21	〃	内田川 左・右岸各	90	大風沢川	大風沢川 左・右岸各
22	〃	平蔵川 左・右岸各	91	開戸川	開戸川 左・右岸各
23	〃	古敷谷川 左・右岸各	92	墨名川	墨名川 左・右岸各
24	前川	前川 左・右岸各	93	清水川	清水川 左・右岸各
25	椎津川	椎津川 左・右岸各	94	塩田川	塩田川 左・右岸各
26	浮戸川	浮戸川 左・右岸各	95	〃	新田川 左・右岸各
27	小櫃川	小櫃川 左・右岸各	96	夷隅川	夷隅川 左・右岸各
28	〃	松川 左・右岸各	97	〃	江場土川 左・右岸各
29	〃	槍水川 左・右岸各	98	〃	落合川 左・右岸各
30	〃	武田川 左・右岸各	99	〃	山田川 左・右岸各
31	〃	派川武田川 左・右岸各	100	〃	大野川 左・右岸各
32	〃	七曲川 左・右岸各	101	〃	久保川 左・右岸各
33	〃	御腹川 左・右岸各	102	〃	西部田川 左・右岸各
34	〃	大森川 左・右岸各	103	〃	沢山川 左・右岸各
35	〃	笹川 左・右岸各	104	〃	西畑川 左・右岸各
36	矢那川	矢那川 左・右岸各	105	〃	平沢川 左・右岸各
37	〃	田高川 左・右岸各	106	〃	古新田川 左・右岸各
38	〃	平川 左・右岸各	107	一宮川	一宮川 左・右岸各
39	鳥田川	鳥田川 左・右岸各	108	〃	瑞沢川 左・右岸各
40	畑沢川	畑沢川 左・右岸各	109	〃	埴生川 左・右岸各
41	小糸川	小糸川 左・右岸各	110	〃	長楽寺川 左・右岸各
42	〃	江川 左・右岸各	111	〃	小生田川 左・右岸各
43	〃	郡川 左・右岸各	112	〃	佐坪川 左・右岸各
44	〃	宮下川 左・右岸各	113	〃	鶴枝川 左・右岸各
45	〃	馬登川 左・右岸各	114	〃	阿久川 左・右岸各
46	〃	梨の木沢川 左・右岸各	115	〃	豊田川 左・右岸各
47	〃	三間川 左・右岸各	116	〃	三途川 左・右岸各
48	岩瀬川	岩瀬川 左・右岸各	117	〃	水上川 左・右岸各
49	小久保川	小久保川 左・右岸各	118	南白亀川	南白亀川 左・右岸各
50	染川	染川 左・右岸各	119	〃	内谷川 左・右岸各
51	〃	北上川 左・右岸各	120	〃	赤目川 左・右岸各
52	湊川	湊川 左・右岸各	121	〃	小中川 左・右岸各
53	〃	相川 左・右岸各	122	堀川	堀川 左・右岸各
54	〃	不入斗川 左・右岸各	123	真亀川	真亀川 左・右岸各
55	〃	志駒川 左・右岸各	124	〃	十文字川 左・右岸各
56	〃	高宕川 左・右岸各	125	作田川	作田川 左・右岸各
57	白狐川	白狐川 左・右岸各	126	〃	境川 左・右岸各
58	金谷川	金谷川 左・右岸各	127	〃	源川 左・右岸各
59	元名川	元名川 左・右岸各	128	木戸川	木戸川 左・右岸各
60	保田川	保田川 左・右岸各	129	栗山川	栗山川 左・右岸各
61	佐久間川	佐久間川 左・右岸各	130	〃	高谷川 左・右岸各
62	岩井川	岩井川 左・右岸各	131	〃	多古橋川 左・右岸各
63	岡本川	岡本川 左・右岸各	132	〃	借当川 左・右岸各
64	〃	福沢川 左・右岸各	133	〃	支川栗山川 左・右岸各
65	平久里川	平久里川 左・右岸各	134	新川	新川 左・右岸各
66	〃	滝川 左・右岸各	135	〃	七間川 左・右岸各
67	〃	山名川 左・右岸各	136	小畑川	小畑川 左・右岸各
68	〃	増間川 左・右岸各			
69	〃	大谷川 左・右岸各			
計	60水系 136河川	左岸 1,083,576m 右岸 1,083,576m 計 2,167,152m			

2 県管理河川等重要水防区域一覧表<資料8-4>

表1

平成24年4月現在

番号	河川・海岸名	重要水防区域地先名
1	二級 都 川	千葉市若葉区大草町
2	市川海岸	市川市高浜
3	二級 海 老 川	船橋市夏見
4	一級 旧江戸川	浦安市舞浜～市川市下新宿
5	浦安海岸	浦安市高洲
6	一級 国 分 川	松戸市秋山～松戸市和名ヶ谷
7	一級 国 分 川	松戸市大橋
8	一級 国 分 川	松戸市大橋
9	一級 国 分 川	松戸市秋山
10	一級 春 木 川	市川市曾谷～稲越
11	一級 真 間 川	市川市市川4丁目～須和田1丁目
12	一級 大 柏 川	市川市東菅野
13	一級 真 間 川	市川市八幡6丁目～八幡5丁目
14	一級 真 間 川	市川市八幡5丁目
15	一級 大 柏 川	市川市大野町4丁目～鎌ヶ谷市中沢
16	一級 派川大柏川	市川市東菅野3丁目～東菅野5丁目
17	二級 養 老 川	市原市出津
18	二級 養 老 川	市原市西広
19	二級 椎 津 川	市原市不入斗
20	二級 前 川	市原市青柳
21	二級 瀬 又 川	市原市高田
22	二級 内 田 川	市原市牛久
23	一級 新 坂 川	松戸市横須賀～馬橋
24	一級 富 士 川	松戸市幸田～流山市前ヶ崎
25	一級 国 分 川	松戸市和名ヶ谷
26	一級 手 賀 沼	我孫子市若松
27	一級 手 賀 沼	我孫子岡発戸新田～高野山新田
28	一級 高 崎 川	佐倉市鎚木
29	一級 旧長門川	栄町酒直
30	一級 長 門 川	(右岸)栄町酒直 No6～
31	一級 北印旛沼	栄町酒直(甚兵衛側)No0～
32	一級 西印旛沼	印旛村師戸(師戸側)No27+80～
33	一級 西印旛沼	佐倉市先崎(先崎側)No4～
34	一級 西印旛沼	佐倉市先崎(先崎側)No52+30～
35	一級 尾羽根川	成田市幡谷
36	一級 根木名川	成田市荒海 No58～64
37	一級 根木名川	成田市長沼 No79+2.5
38	一級 根木名川	成田市宝田 No86+44
39	一級 根木名川	成田市東和田 No235～No299+23
40	一級 根木名川	富里市日吉倉 ”
41	一級 荒 海 川	成田市成毛 No66+45～No70

42	一級 派川根木名川	成田市西大須賀 NO4+25～NO28+25
43	一級 北印旛沼	成田市松崎
44	一級 北印旛沼	成田市角川
45	一級 北印旛沼	成田市江川
46	一級 小野川	香取市牧野
47	一級 黒部川	香取市竹之内
48	一級 黒部川	香取市高野
49	一級 清水川	銚子市清川町1～4丁目
50	二級 借当川	多古町中村新田～匝瑳市飯高
51	二級 栗山川	横芝光町屋形
52	二級 栗山川	横芝光町古川
53	二級 栗山川	横芝光町富下
54	二級 木戸川	山武市松尾町折戸
55	二級 木戸川	山武市松尾町金尾
56	二級 木戸川	山武市松尾町下大蔵
57	二級 木戸川	山武市松尾町田越
58	二級 作田川	九十九里町作田
59	二級 作田川	山武市森
60	二級 真亀川	九十九里町真亀
61	二級 南白亀川	大網白里町大網
62	二級 南白亀川	大網白里町大網
63	二級 南白亀川	大網白里町下傍示
64	二級 一宮川	長生郡睦沢町寺崎～松潟堰
65	二級 瑞沢川	長生郡睦沢町寺崎～上市場
66	二級 南白亀川	長生郡白子町北日当～茂原市清水
67	二級 落合川	いすみ市佐室
68	二級 塩田川	いすみ市寄瀬～造式
69	二級 夷隅川	いすみ市苅谷
70	二級 加茂川	鴨川市大里
71	二級 加茂川	鴨川市吉尾
72	二級 三原川	南房総市和田町中三原
73	二級 保田川	安房郡鋸南町保田
74	二級 佐久間川	安房郡鋸南町勝山
75	二級 佐久間川	安房郡鋸南町本郷
76	二級 岩井川	南房総市久枝
77	二級 平久里川	館山市亀ヶ原
78	二級 平久里川	南房総市下堀
79	二級 平久里川	南房総市水汲戸
80	二級 滝川	館山市広瀬
81	二級 汐入川	館山市長須賀
82	二級 汐入川	館山市下真倉
83	二級 山名川	南房総市御庄中
84	二級 境川	館山市北条、長須賀
85	二級 瀬戸川	南房総市千倉町川合、瀬戸
86	二級 丸山川	南房総市岩糸
87	二級 丸山川	南房総市西原、杳見

88	二級 温石川	南房総市岩糸
89	二級 平久里川	館山市正木、湊
90	保田本郷海岸	安房郡鋸南町保田
91	二級 矢那川	木更津市富士見～大和
92	二級 矢那川	木更津市大和～請西
93	二級 松川	袖ヶ浦市上泉
94	二級 小糸川	君津市中島
95	二級 小櫃川	木更津市畔戸
96	二級 白狐川	富津市竹岡
97	船形漁港海岸	館山市船形
98	富津漁港海岸	富津市富津(富津地区)

表2

平成24年4月現在

番号	河川・海岸名	重要水防区域地先名
1	一級 印旛放水路	八千代市萱田
2	一級 印旛放水路	八千代市神野
3	一級 印旛放水路	千葉市美浜区打瀬
4	一級 印旛放水路	八千代市米本
5	二級 谷津川	習志野市茜浜
6	二級 菊田川	習志野市茜浜
7	二級 支川菊田川	習志野市秋津
8	二級 都川	千葉市若葉区太田町
9	一級 境川	浦安市富岡
10	一級 境川	浦安市明海2丁目
11	一級 見明川	浦安市舞浜
12	一級 見明川	浦安市舞浜2丁目
13	浦安海岸	浦安市日の出(1)
14	浦安海岸	浦安市日の出(2)
15	浦安海岸	浦安市舞浜
16	一級 境川	浦安市高洲
17	浦安海岸	浦安市高洲
18	一級 六間川	松戸市古ヶ崎
19	一級 富士川	松戸市平賀
20	一級 手賀沼	柏市片山新田
21	一級 大津川	鎌ヶ谷市佐津間
22	一級 長門川	栄町 安食
23	一級 長門川	栄町 酒直
24	一級 旧長門川	栄町 安食
25	一級 北印旛沼	印西市 下井(1)

26	一級 北印旛沼	印西市 下井（2）
27	一級 北印旛沼	印西市 下井（3）
28	一級 北印旛沼	印西市 吉高干拓
29	一級 印旛水路	印西市 吉高
30	一級 西印旛沼	佐倉市 臼井台
31	一級 西印旛沼	佐倉市 臼井田（1）
32	一級 西印旛沼	佐倉市 臼井田（2）
33	一級 西印旛沼	印西市 山田
34	一級 西印旛沼	印西市 師戸（1）
35	一級 西印旛沼	印西市 師戸（2）
36	一級 西印旛沼	印西市 瀬戸（1）
37	一級 西印旛沼	印西市 瀬戸（2）
38	一級 西印旛沼	佐倉市 土浮（1）
39	一級 西印旛沼	佐倉市 土浮（2）
40	一級 鹿島川	佐倉市 鹿島干拓
41	一級 高崎川	酒々井町 馬橋
42	一級 取香川	成田市小菅
43	一級 北印旛沼	成田市大竹
44	一級 北印旛沼	成田市北須賀
45	二級 栗山川	香取郡多古町三倉
46	一級 小野川	香取市佐原イ
47	一級 小野川	香取市牧野
48	一級 小野川	香取市新市場
49	一級 黒部川	香取郡東庄町新宿
50	一級 黒部川	香取郡東庄町笹川い
51	一級 黒部川	香取市府馬
52	一級 桁沼川	香取郡東庄町笹川い
53	一級 与田浦川	香取市扇島
54	一級 与田浦川	香取市長島
55	一級 大須賀川	香取市大戸川
56	一級 上八間川	香取郡神崎町神崎本宿
57	二級 新川	匝瑳市長谷
58	二級 木戸川	山武市木戸
59	二級 栗山川	横芝光町屋形
60	二級 栗山川	横芝光町木戸
61	二級 栗山川	横芝光町木戸
62	二級 栗山川	横芝光町木戸
63	二級 栗山川	横芝光町木戸
64	二級 栗山川	横芝光町屋形
65	二級 作田川	山武市椎崎

66	二級 境川	山武市戸田
67	二級 木戸川	山武市金尾
68	北九十九里海岸	山武市白幡
69	北九十九里海岸	横芝光町尾垂
70	二級 南白亀川	長生郡白子町南日当
71	一級 真間川	市川市原木
72	一級 真間川	市川市須和田 1～市川 4
73	一級 国分川	松戸市大橋
74	一級 春木川	市川市曾谷 8
75	一級 大柏川	市川市北方町 4
76	一級 大柏川	市川市柏井 4
77	一級 大柏川	鎌ヶ谷市中沢

3 海岸法 海岸保全区域一覧表<資料8-5>

表1 国土交通省(旧建設省)所管海岸保全区域

千……………千葉県

S…昭和 H…平成

<県土整備部河川環境課>

平成24年4月現在

No.	沿岸名	海岸名	地区海岸名	延長(m)	告示番号及び年月日			
1	東京湾	浦安	浦安	16,526	千第238号			H5.3.12
2	"	市川	市川	6,785	千第698号			S48.3.13
3	"	市川	市川	1,689	千第572号			H16.6.4
4	"	習志野	習志野	5,100	千第267号の2			S33.5.31
5	"	八幡・姉崎	五井・姉崎	5,785	千第471号			S33.10.28
6	"	袖ヶ浦	奈良輪	501	千第404号			H16.3.30
7	"	木更津	高須	5,000	千第267号の2	S33.5.31	千第312号	S36.8.8
8	"	木更津	畔戸	4,450	千第267号の2			S33.5.31
9	"	富津	青堀	2,500	千第312号			S36.8.8
10	"	富津	北富津	700	千第267号の2			S33.5.31
11	"	富津	南富津	3,260	"			"
12	"	大佐和	岩瀬	1,640	"			"
13	"	大佐和	佐貫	2,700	"			"
14	"	大佐和	船端	1,850	"			"
15	"	天羽	東悪波	550	"			"
16	"	天羽	湊	1,150	"			"
17	"	天羽	竹岡	1,300	"			"
18	"	保田	本郷	1,800	"			"
19	"	富山	岩井	2,300	"			"
20	"	富浦	坂本	1,700	"			"
21	"	富浦	新宿	800	千第471号			S33.10.28
22	"	館山	館山	2,000	千第267号の2			S33.5.31
23	"	館山	館山	2,350	"			"
24	"	館山	西岬	1,085	千第270号			S55.3.18
25	千葉東	千倉	瀬戸	2,300	千第267号の2			S33.5.31
26	"	千倉	三原	2,700	"			"
27	"	和田	大原	700	千第408号			S39.7.21
28	"	和田	白渚	1,300	千第477号の2			S36.11.9
29	"	江見	内遠野	320	千第401号			S38.9.13
30	"	江見	吉浦	1,000	千第267号の2			S33.5.31
31	"	江見	浜波太	2,100	"			"
32	"	鴨川	前原横渚	1,000	千第113号			H元.2.3
33	"	天津	神明	1,150	千第539号			S39.10.2
34	"	天津小湊	内浦	750	千第477号の2			S39.11.9
35	"	興津	鶴原一号	910	千第267号の2			S33.5.31
36	"	興津	鶴原二号	650	"			"
37	"	興津	守谷	420	"			"
38	"	勝浦	部原	1,870	千第330号			S62.3.31
39	"	大原	日在浦	3,100	千第197号			S53.3.10
40	"	和泉	和泉浦	1,500	千第271号			S55.3.18
41	"	東条	広場・東	3,242	千第132号			H18.3.7
42	"	和田	和田浦	1,400	千第243号			S41.4.8
43	"	網代湾	御宿	970	千第242号			"
44	"	天津	浜藪一号	1,530	千第657号			S41.12.9
45	"	天津	浜藪二号	360	"			"
46	"	江見	真門	1,375	千第883号			S45.12.4
47	"	岩和田	岩和田	3,860	千第76号			S53.1.27
48	"	大船谷	大船谷	5,170	千第77号			"
49	"	太東	太東	3,500	千第267号の2			S33.5.31
50	"	九十九里	南九十九里一号	15,962	千第437号			H7.3.31
51	"	九十九里	南九十九里二号	7,819	千第435号			"
52	"	九十九里	北九十九里	26,644	千第438号	H7.3.31	千第370号	H10.3.31
53	"	飯岡	横根	3,530	千第267号の2			S33.5.31
54	"	飯岡	下永井	1,370	"			"
55	"	飯岡	上永井	2,230	"			"
56	"	屏風ヶ浦	小浜	4,600	"			"
57	"	酉明浦	酉明	1,890	"			"
58	"	君ヶ浜	君ヶ浜	1,644	千第436号			H7.3.31
合計				182,387				

表2 国土交通省(旧運輸省)所管海岸

< 県土整備部港湾課 >

No.	沿岸名	海岸名	地区海岸	延長	告示年月日及び番号	海岸管理者
1	東京湾	千葉港	船橋	11,660	昭和41年 9月20日 千葉県告示 第510号 昭和43年 8月 2日 千葉県告示 第492号 昭和45年 9月18日 千葉県告示 第645号 昭和52年 2月25日 千葉県告示 第124号 平成 2年 3月28日 千葉県告示 第275号 平成10年10月13日 千葉県告示 第801号	千葉港港湾管理者
			習志野	3,300	平成 2年 3月28日 千葉県告示 第274号	
			千葉	22,613	昭和39年 3月21日 千葉県告示 第131号 昭和45年 7月17日 千葉県告示 第460号 昭和52年 9月 9日 千葉県告示 第600号 昭和61年 7月18日 千葉県告示 第636号 平成 2年 3月28日 千葉県告示 第273号 平成11年 9月10日 千葉県告示 第766号	
			市原	14,000	昭和39年 3月21日 千葉県告示 第131号 平成 2年 3月28日 千葉県告示 第272号	
2	東京湾	木更津	木更津	10,230	昭和42年 1月27日 千葉県告示 第60号 昭和51年10月 5日 千葉県告示 第630号 昭和54年12月18日 千葉県告示 第983号 平成 5年11月19日 千葉県告示 第968号 平成11年11月16日 千葉県告示 第931号	木更津港港湾管理者
3	東京湾	上総湊	湊・竹岡	2,480	昭和43年 5月24日 千葉県告示 第350号 昭和44年11月14日 千葉県告示 第733号 昭和52年 1月14日 千葉県告示 第18号 昭和57年10月22日 千葉県告示 第825号	上総湊港港湾管理者
4	東京湾	浜金谷	浜金谷	1,900	昭和55年10月28日 千葉県告示 第906号 昭和63年 4月 1日 千葉県告示 第297号	浜金谷港港湾管理者
5	東京湾	館山港	館山	2,935	昭和41年 5月31日 千葉県告示 第322号 昭和44年12月12日 千葉県告示 第835号 昭和53年12月26日 千葉県告示 第1033号 昭和55年10月28日 千葉県告示 第905号	館山港港湾管理者
6	千葉東	興津港	興津	1,951	昭和38年12月20日 千葉県告示 第621号 昭和44年11月14日 千葉県告示 第732号 昭和53年 3月 7日 千葉県告示 第188号	興津港港湾管理者
7	千葉東	名洗港	名洗	5,583	昭和38年 6月28日 千葉県告示 第284号 昭和42年11月24日 千葉県告示 第689号 昭和56年11月 4日 千葉県告示 第1074号 平成 4年10月 2日 千葉県告示 第773号	名洗港港湾管理者

表3 農林水産省所管海岸

＜農林水産部水産局漁港課＞

No.	沿岸名	漁港・海岸名	所在市町村	延長(m)	区	域	管 理 者
1	千葉東	銚子	銚子市	3,490	昭和48.11.13	千葉県告示第858号	千葉県
2	千葉東	外川	銚子市	1,515	昭和63.10.28	千葉県告示第799号	千葉県
3	千葉東	飯岡	旭市	940	昭和33.5.31	千葉県告示第267の2号	千葉県
4	千葉東	栗山川	横芝町	380	平成4.3.27	千葉県告示第273号	千葉県
5	千葉東	片貝	九十九里町	1,300	昭和41.11.1	千葉県告示第574号	千葉県
6	千葉東	太東	岬町	693	平成3.7.23	千葉県告示第684号	千葉県
7	千葉東	大原	大原町	810	平成8.12.27	千葉県告示第1109号	千葉県
8	千葉東	岩船	大原町	753	平成5.6.22	千葉県告示第597,598号	大原町
9	千葉東	岩和田	御宿町	300	昭和38.12.10	千葉県告示第594号	御宿町
10	千葉東	御宿	御宿町	156	昭和45.11.4	千葉県告示第794号	御宿町
11	千葉東	勝浦東部	勝浦市	1,309	平成6.6.28	千葉県告示第662,664号	勝浦市
12	千葉東	勝浦	勝浦市	900	昭和61.11.14	千葉県告示第1060,1062号	千葉県
13	千葉東	串浜	勝浦市	1,440	平成5.6.22	千葉県告示第599号	勝浦市
14	千葉東	松部	勝浦市	95	平成元.9.12	千葉県告示第821号	勝浦市
15	千葉東	鵜原	勝浦市	1,905	昭和51.4.23	千葉県告示第335号	勝浦市
16	千葉東	守谷	勝浦市	573	昭和38.5.14	千葉県告示第217号	勝浦市
17	千葉東	大沢	勝浦市	610	昭和53.3.10	千葉県告示第195,196号	勝浦市
18	千葉東	小湊	鴨川市	670	平成11.11.30	千葉県告示第968号	千葉県
19	千葉東	天津	鴨川市	310	平成8.12.27	千葉県告示第1108号	千葉県
20	千葉東	鴨川	鴨川市	240	昭和48.8.24	千葉県告示第656,657号	千葉県
21	千葉東	浜波太	鴨川市	95	平成6.6.28	千葉県告示第663号	鴨川市
22	千葉東	太夫崎	鴨川市	1,400	昭和41.12.6	千葉県告示第650号	鴨川市
23	千葉東	和田	南房総市	250	昭和45.6.23	千葉県告示第394,397号	千葉県
24	千葉東	白子	南房総市	440	昭和40.4.2	千葉県告示第181,182号	南房総市
25	千葉東	千倉	南房総市	450	昭和45.5.6	千葉県告示第285,288号	千葉県
26	千葉東	七浦	南房総市	330	昭和40.5.14	千葉県告示第248,249号	南房総市
27	千葉東	乙浜	南房総市	1,260	平成8.9.27	千葉県告示第832号	千葉県
28	千葉東	野島	南房総市	980	平成3.3.26	千葉県告示第266号	南房総市
29	千葉東	川下	南房総市	215	昭和61.7.18	千葉県告示第635号	南房総市
30	千葉東	富崎	館山市	899	昭和45.6.23	千葉県告示第393,396号	千葉県
31	東京湾	船形	館山市	920	平成14.1.29	千葉県告示第56号	千葉県
32	東京湾	小浦	南房総市	100	昭和42.6.20	千葉県告示第373号	南房総市
33	東京湾	高崎	南房総市	500	昭和42.6.20	千葉県告示第372号	南房総市
34	東京湾	勝山	鋸南町	410	平成3.2.5	千葉県告示第93,94号	千葉県
35	東京湾	金谷	富津市	90	昭和61.11.14	千葉県告示第1059,1061号	富津市
36	東京湾	竹岡	富津市	485	昭和42.6.20	千葉県告示第371号	富津市
37	東京湾	大貫	富津市	660	昭和40.3.26	千葉県告示第162,163号	富津市
38	東京湾	富津	富津市	3,188	昭和47.5.26	千葉県告示第389号	千葉県
39	東京湾	金田	木更津市	1,490	平成6.10.14	千葉県告示第861号	木更津市

※所在市町村は平成21年4月1日現在

4 地すべり防止区域等<資料8-6>

表1 地すべり防止区域

区 分		箇 所	備 考
防止区域	河川環境課	南房総市山田他 30	表2のとおり
	耕地課	鴨川市上他 53	表3のとおり
	森林課	南房総市荒川他 29	表4のとおり
	計	112区域	
危険箇所	耕地課	館山市川名他 44	表5のとおり
	河川環境課	鴨川市平塚他 51	表6のとおり
	計	97区域	
合 計		209区域	

表2 地すべり防止区域（国土交通省所管）

＜県土整備部河川環境課＞ H24年4月現在

No.	地すべり地域名	郡 市 町 村 名	面積(ha)	指定年月日及び告示番号
1	平群	南房総市山田	211.70	S35. 3. 4 建告示第 315号
2	富山	南房総市宮谷	55.90	〃
3	横根	安房郡鋸南町横根	24.50	〃
4	今平	鴨川市西	42.10	S35. 6. 1 建告示第1007号
5	東	鴨川市東	98.71	S35. 6. 1 建告示第1007号 H 2. 3. 31 建告示第 813号
6	高田	鴨川市東	38.30	S35. 6. 1 建告示第1007号
7	芝	鴨川市上	31.66	S35. 6. 1 建告示第1007号 H19. 6. 26 国告示第 845号
8	貝渚	鴨川市貝渚	17.58	S35. 6. 1 建告示第1007号
9	椎郷	鴨川市平塚	61.67	〃
10	佐久間森	鴨川市金束	163.66	S35. 6. 1 建告示第1007号 S53. 8. 17 建告示第1359号
11	平久里中	南房総市平久里中	73.90	S37. 10. 7 建告示第2585号 S53. 12. 2 建告示第1809号
12	荒戸	鴨川市畑	23.00	S37. 10. 7 建告示第2585号 S53. 8. 17 建告示第1359号
13	平久里下	南房総市平久里下	32.00	S42. 1. 18 建告示第 88号
14	山中	富津市山中	277.78	S42. 4. 28 建告示第1562号 H16. 3. 26 国告示第 372号
15	市井原	安房郡鋸南町井原	14.70	S43. 3. 1 建告示第 252号
16	外野	南房総市荒川	110.00	〃
17	吉沢	南房総市吉沢	65.00	〃
18	二部・検儀谷	南房総市二部、検儀谷	61.00	〃
19	増間	南房総市増間	500.00	〃
20	入宇田	南房総市入宇田	7.00	〃
21	大井	南房総市大井	457.30	S43. 3. 1 建告示第 252号 S63. 7. 18 建告示第1580号
22	小山	鴨川市仲	25.50	S44. 6. 5 建告示第3023号
23	東星田	南房総市山田	53.78	S44. 6. 5 建告示第3023号 H20. 6. 6 国告示第 705号
24	西平	鴨川市西	38.08	S53. 8. 17 建告示第1359号 H 2. 3. 31 建告示第 813号
25	八千代台	八千代市八千代台東6丁目	3.10	S55. 12. 2 建告示第1809号
26	苧谷	いすみ市苧谷	11.60	S56. 3. 17 建告示第 545号
27	上畑	富津市山中	25.60	〃
28	野々塚	南房総市平久里中	138.60	〃
29	横尾	鴨川市横尾	45.00	H 2. 3. 31 建告示第 814号
30	富貴	富津市金谷	12.40	H 8. 3. 15 建告示第 661号
31	天面	鴨川市天面	10.45	H20. 12. 22 国告示第1497号
	合 計		2,731.57	

表3 地すべり防止区域（農林水産省農村振興局所管）

＜農林水産部耕地課＞

地域番号	地域名	指定面積	指定年月日	農林省 告示番号	所在地	地域番号	地域名	指定面積	指定年月日	農林省 告示番号	所在地
1	上	44.34	S.34. 4. 6	299	鴨川市	27	房田	165.00	S.46. 3.27	633	鴨川市
2	二子	37.12	S.34. 4. 6	248	鴨川市	28	石原	63.00	S.47. 3.24	442	鴨川市
の1	二子(追加)	4.76	S.39. 3. 9	238	鴨川市	の1	石原(追加)	19.02	H.12.12. 7	1516	鴨川市
の2	二子(追加)	25.40	S.57. 3.15	540	鴨川市	29	上佐久間	101.00	S.47. 3.24	443	鋸南町
3	宮山	16.68	S.39. 2.25	205	鴨川市	30	宮谷	68.30	S.48. 3.30	742	南房総市
の1	宮山(追加)	7.20	S.40. 3.17	353	鴨川市	31	宮奈良	54.30	S.48. 3.30	752	鴨川市
の2	宮山(追加)	9.60	H.元.3.29	469	鴨川市	32	金谷	75.62	S.48. 3.30	742	富津市
4	金束	15.90	S.35. 4.20	302	鴨川市	33	向根	84.02	S.49. 2.20	86	鋸南町
5	奥山	19.70	S.35.10.12	885	鋸南町	34	古房	56.89	S.49. 2.20	86	鴨川市
6	中佐久間	77.10	S.35. 4.20	303	鋸南町	35	郷蔵	68.43	S.50. 3.29	349	富津市
の1	中佐久間(追加)	13.40	S.63. 3.22	319	鋸南町	36	佐野	56.34	S.50. 3.29	349	鴨川市
7	江月	24.40	S.39. 3. 9	239	鋸南町	37	瀬高	89.50	S.50. 3.29	349	鋸南町
8	道越	13.50	S.40. 7.29	812	鋸南町	38	奥道越	108.36	S.51. 3.25	308	鋸南町
9	太田	14.50	S.40.12. 7	1534	鋸南町	39	山居	49.20	S.51. 3.25	308	鴨川市
10	畑	80.50	S.42. 3.31	515	鋸南町	40	山入	60.82	S.51. 3.25	308	鴨川市
11	田子山田	47.20	S.42. 3.31	516	鋸南町	41	高塚	17.31	S.51. 3.25	308	富津市
12	芝尾	41.51	S.42.12.20	1914	鴨川市	42	大崩	112.83	S.52. 3.26	299	鋸南町
13	大田代	43.84	S.43. 3.18	372	鴨川市	43	遣水	44.90	S.53. 3.31	405	鋸南町
の1	大田代(追加)	6.80	S.53. 3.31	418	鴨川市	44	北風原	61.10	S.53. 3.31	405	鴨川市
14	本名	47.71	S.43. 3.18	371	鴨川市	45	永井大橋	55.70	S.53. 3.31	405	鋸南町
15	小保田南	57.50	S.44. 3.31	413	鋸南町	46	倉後	45.80	S.55. 3.17	345	鴨川市
16	小保田北	80.50	S.44. 3.31	414	鋸南町	47	明下	75.60	S.55. 3.17	346	鋸南町
の1	小保田北(追加)	5.40	H. 2. 3.16	427	鋸南町	48	成川	121.12	S.56. 3.18	371	鴨川市
17	下小原	63.40	S.44. 3.31	411	鴨川市	49	森	66.60	S.56. 3.18	372	鋸南町
18	釜沼	57.60	S.44. 3.31	412	鴨川市	50	志駒	52.58	S.58. 3.23	322	富津市
の1	釜沼(追加)	102.80	S.45. 3.31	461	鴨川市	51	元名	27.20	S.59. 3.12	631	鋸南町
19	柿木代	56.36	S.44. 3.31	410	鴨川市	52	大六	42.96	H. 2. 3.16	413	鋸南町
の1	柿木代(追加)	119.00	S.45. 3.31	460	鴨川市	の1	大六(追加)	3.20	H.12.12. 7	1517	鋸南町
20	鹿原	44.16	S.44. 3.31	409	富津市	53	細尾横根	34.38	H. 6. 7. 7	1018	鋸南町
21	中尾原	14.50	S.45. 3.31	426	鋸南町	54	西条中	67.00	H. 22.3.16	437	鴨川市
22	江月下	74.80	S.45. 3.31	427	鋸南町						
23	西川	48.40	S.45. 3.31	429	鴨川市	計	54地区	3578.95			
24	平久里下吉沢	132.30	S.45. 3.31	428	南房総市	22地区	鴨川市	1568.01			
25	大沢	139.20	S.46. 3.26	607	南房総市	6地区	富津市	301.89			
26	釜の台	32.30	S.46. 3.26	608	富津市	3地区	南房総市	339.80			
の1	釜の台(追加)	11.49	S.62. 3.27	372	富津市	23地区	鋸南町	1369.25			

表4 地すべり防止区域（農林水産省林野庁所管）

＜農林水産部森林課＞

番号	区域名	面積(ha)	指定年月日	所在地
1	荒川	184.60	S34.6.13	南房総市荒川
2	井野・川上	421.36	S37.8.17 S43.8.7	南房総市井野、川上、二部、吉沢
3	川代	138.50	S37.8.17	鴨川市川代
4	細野	298.64	S37.8.17 S42.10.3	鴨川市細野、宮山、北風原、平塚
5	法明	151.06	S37.8.17 S43.8.7	鴨川市平塚
6	西	177.54	S38.5.21	鴨川市西
7	上小原	199.25	S38.5.26 S44.11.24	鴨川市上小原、西
8	新田	36.30	S38.5.26	南房総市和田町布野、上三原、礎森
9	八丁	222.71	S40.7.17 S49.2.18	鴨川市平塚、宮山、仲、大川面、西
10	引越	207.71	S40.7.17	鴨川市金束
11	細谷	169.86	S42.10.3	鴨川市畑
12	貝沢	55.31	S44.8.7	南房総市和田町上三原
13	石間寺	84.87	S44.3.31	鴨川市下小原、西
14	五十蔵	210.70	S44.11.24	南房総市和田町五十蔵、布野、礎森
15	西山	36.32	S44.11.24	鴨川市西山、東江見、西江見、東真門
16	嶺岡	389.26	S44.11.24	鴨川市平塚 南房総市大井
17	南小町	150.57	S45.9.7	鴨川市西、仲、宮山、南小町、上小原
18	柴	76.25	S45.9.7	南房総市和田町柴
19	宮下	217.40	S45.12.18	南房総市川谷、宮下
20	横尾・大川面	211.87	S45.12.18	鴨川市横尾、大川面、宮山、成川
21	上三原	288.50	S47.12.5	南房総市和田町布野、上三原、礎森
22	梨沢	89.30	S47.12.11	富津市梨沢
23	豆木	171.91	S49.2.18	鴨川市北風原、大幡
24	奈良林	85.86	S49.2.18	鴨川市奈良林、釜沼、古畑
25	伊予ヶ岳	140.92	S49.2.18	南房総市平久里中、荒川
26	大川	218.90	S52.6.6	南房総市山田
27	下沢	172.03	S52.6.7	富津市山中
28	山名	110.00	S56.5.12	南房総市山名、増間、海老敷
29	大帷子北	88.56	H2.10.2	安房郡鋸南町大帷子、小保田、保田
30	山田	116.52	H4.8.5	南房総市平久里中、平九里下、山田
計	30区域	5,122.58		

表5 地すべり危険箇所（農林水産省農村振興局所管）

<農林水産部耕地課>

箇所 番号	箇所名	位 置			
		郡市	町村	大字	小字
1	川名	館山市		川名	芝崎
2	新井	鴨川市		新井	
3	西山西	鴨川市		西山	
4	仲居・勝方目	鴨川市		北小町	仲尾勝方目
5	日摺間	鴨川市		太田学	日摺間
6	粟斗	鴨川市		粟斗	粟斗
7	八色	鴨川市		八色	花房
8	広田	鴨川市		上小原	広田
9	荒戸	鴨川市		荒戸	
10	古房東	鴨川市		古房	
11	松尾寺	鴨川市		古房東	
12	新屋敷	鴨川市		古屋敷	
13	古畑	鴨川市		古畑	
14	上小原北	鴨川市		上小原	
15	太田学	鴨川市		太田学	
16	粟斗南	鴨川市		粟斗	
17	奥谷	鴨川市		奥谷	
18	釜沼	鴨川市		釜沼	
19	宇藤原	富津市		瓜倉	
20	氷柱	富津市		氷柱	
21	筒森	夷隅郡	大多喜町	筒森	
22	山田	いすみ市		山田	
23	木ノ根峠	南房総市		木ノ根峠	
24	福沢	南房総市		福澤	
25	高崎	南房総市		高崎	
26	合戸	南房総市		合戸	
27	宮谷西	南房総市		宮谷	
28	岩井	南房総市		検儀谷	検儀谷
29	江尻	安房郡	鋸南町	大六	江尻
30	原	安房郡	鋸南町	中佐久間	
31	横根	安房郡	鋸南町	横根	横根
32	中根	安房郡	鋸南町	中根	
33	下滝田	南房総市		下滝田	御門
34	松尾	南房総市		松尾	
35	下組	南房総市		下組	
36	礎森	南房総市		大井	古畑
37	塩井下	南房総市		塩井	
38	犬切南	南房総市		川谷	犬切
39	小向	南房総市		川谷	
40	川谷	南房総市		川合 手塚	
41	小向	南房総市		上三原	
42	道久保	南房総市		道久保	
43	花園東	南房総市		花園	
44	花園	南房総市		花園	
45	小川	南房総市		小川	
合計	45箇所				

表6 地すべり危険箇所（国土交通省所管）

H24年4月現在

< 県土整備部河川環境課 >

箇所番号	箇所名	都 市	町 村	大 字	小 字
1	平 群	南房総市		山田	
2	富 山	南房総市		宮谷	
3	横 根	安房郡	鋸南町	横根	
4	今 平	鴨川市		西	
5	東	鴨川市		東	
6	高田	鴨川市		東	
7	芝	鴨川市		上	
8	貝 渚	鴨川市		貝渚	
9	椎 郷	鴨川市		平塚	
10	佐久間森	鴨川市		金束	
11	平久里中	南房総市		平久里中	
12	荒 戸	鴨川市		畑	
13	平久里下	南房総市		平久里下	
14	山 中	富津市		山中	
15	市井原	安房郡	鋸南町	市井原	
16	外 野	南房総市		荒川	
17	吉 沢	南房総市		吉沢	
18	二部・検儀谷	南房総市		二部・検儀谷	
19	増 間	南房総市		増間	
20	入字田	南房総市		入字田	
21	大 井	南房総市		大井	
22	小 山	鴨川市		仲町	
23	東星田	南房総市		山田	
24	西 平	鴨川市		西	
25	八千代台	八千代市		八千代台東	
26	苅 谷	いすみ市		苅谷	
27	上 畑	富津市		山中	
28	野々塚	南房総市		平久里中	
29	横 尾	鴨川市		横尾	
30	富 貴	富津市		金谷	
31	平塚1	鴨川市		平塚	
32	平塚2	鴨川市		平塚	
33	平塚3	鴨川市		平塚	
34	平塚4	鴨川市		平塚	
35	平塚5	鴨川市		平塚	
36	平塚6	鴨川市		平塚	
37	平塚7	鴨川市		平塚	
38	貝渚2	鴨川市		貝渚	
39	畑 1	鴨川市		畑	
40	畑 2	鴨川市		畑	
41	畑 3	鴨川市		畑	
42	白井	南房総市		吉沢	
43	犬掛	南房総市		犬掛	
44	湯沢 1	安房郡	鋸南町	横根	
45	湯沢 2	安房郡	鋸南町	横根	
46	元名	安房郡	鋸南町	元名	
47	奥原	富津市		山中	
48	大代	富津市		相谷	
49	神川	鴨川市		駿河浜	
50	峯	鴨川市		東	
51	居倉	南房総市		富浦町居倉	
52	小浦	南房総市		小浦	
合計	52箇所				

5 急傾斜地崩壊危険区域指定地及び急傾斜地崩壊危険箇所一覧表 <資料8-7>

(1) 急傾斜地崩壊危険区域指定地

H24.4 現在

<県土整備部河川環境課>

番号	地区名	所在地	面積(m ²)	告示番号及び指定年月日
1	岩和田	夷隅郡御宿町岩和田	14,803.21	千第 402 号 S45.6.26
2	浜	夷隅郡御宿町浜	15,996.57	千第 402 号 S45.6.26
3	部原	勝浦市部原	15,454.46	千第 402 号 S45.6.26
4	出水	勝浦市出水	37,357.47	千第 402 号 S45.6.26 千第 724 号 S49.8.30
5	川津	勝浦市川津	14,286.30	千第 402 号 S45.6.26
6	浜勝浦	勝浦市浜勝浦	21,609.19	千第 402 号 S45.6.26
7	寄浦	鴨川市寄浦	19,745.44	千第 402 号 S45.6.26
8	岩崎	東金市岩崎	9,706.17	千第 405 号の 2 S46.5.1
9	谷	東金市谷	31,623.94	千第 405 号の 2 S46.5.1
10	貝渚	鴨川市貝渚	3,786.29	千第 405 号の 2 S46.5.1
11	春日	銚子市春日町	52,416.17	千第 140 号 S47.2.25
12	西小川	銚子市西小川町	25,219.45	千第 140 号 S47.2.25 千第 261 号 H13.3.16
13	南	銚子市南町	10,165.21	千第 140 号 S47.2.25
14	居合谷	香取郡多古町居合谷	37,764.00	千第 140 号 S47.2.25
15	大堤	山武市松尾町大堤	49,248.00	千第 140 号 S47.2.25
16	高根台	香取郡多古町高根台	15,148.00	千第 404 号 S47.6.2
17	小仲台	千葉市稲毛区小仲台	21,046.25	千第 661 号 S47.9.26
18	八千代台東五丁目	八千代市八千代台東五丁目	27,913.04	千第 661 号 S47.9.26
19	馬場	東金市馬場	12,648.74	千第 661 号 S47.9.26
20	久方	匝瑳市久方	21,562.95	千第 661 号 S47.9.26
21	清和甲	旭市清和甲	15,958.00	千第 661 号 S47.9.26

番号	地区名	所在地	面積(m ²)	告示番号及び指定年月日
22	裏新町	佐倉市裏新町	9,351.47	千第 661 号 S47.9.26
23	高田	香取郡多古町高田	62,065.06	千第 661 号 S47.9.26
24	高谷	山武郡芝山町高谷	41,122.00	千第 661 号 S47.9.26
25	那古山	館山市那古字那古山	78,213.00	千第 79 号 S48.1.30
26	高根	富津市小久保字高根	25,952.67	千第 80 号 S48.1.30
27	和田	南房総市和田町和田	8,605.00	千第 247 号 S49.3.12
28	上宿台	香取市佐原	43,330.94	千第 172 号 S60.2.26
29	岩井袋	安房郡鋸南町岩井袋	34,129.09	千第 597 号 S49.7.16 千第 156 号 S53.2.21
30	内宿	安房郡鋸南町内宿	29,001.89	千第 172 号 S50.2.18
31	太海	鴨川市太海浜太海	64,169.45	千第 171 号 S50.2.18 千第 988 号 S52.12.10
32	北小川	銚子市北小川町東小川町	38,817.20	千第 290 号 S50.3.14
33	奈良輪	袖ヶ浦市奈良輪	33,656.21	千第 291 号 S50.3.14
34	坂田	君津市坂田	101,689.37	千第 746 号 S50.9.19
35	岩ヶ崎	香取市佐原字榎下	10,014.00	千第 130 号 S51.2.27
36	栄町	銚子市妙見町栄町	23,729.51	千第 464 号 S51.7.13 千第 1003 号 H13.11.2
37	長谷川	君津市長谷川字下平田	2,516.82	千第 777 号 S51.12.14
38	串浜	勝浦市串浜	7,385.63	千第 775 号 S51.12.14
39	天の守	夷隅郡御宿町岩和田	3,638.11	千第 776 号 S51.12.14
40	板井ヶ谷	安房郡鋸南町板井ヶ谷	18,660.84	千第 236 号 S52.3.29
41	石堂	南房総市石堂	16,268.00	千第 379 号 S52.6.3
42	関戸	香取市関戸	15,085.00	千第 517 号 S52.7.29
43	上本郷	松戸市上本郷	7,856.55	千第 671 号 S52.10.18
44	駿河浜	鴨川市駿河浜	6,162.00	千第 672 号 S52.10.18

番号	地区名	所在地	面積(m ²)	告示番号及び指定年月日
45	西門前台	長生郡一宮町西門前台	3,701.00	千第 673 号 S52.10.18
46	大井戸	君津市大井戸	12,782.19	千第 79 号 S53.1.27
47	数馬	富津市数馬	26,062.88	千第 80 号 S53.1.27
48	虫幡	香取市虫幡	15,197.16	千第 544 号 H13.4.27
49	上宿	東金市東金	5,774.47	千第 377 号 S53.4.14
50	墨名	勝浦市出水	18,131.27	千第 378 号 S53.4.14
51	浜行川	勝浦市浜行川	12,090.88	千第 379 号 S53.4.14
52	井戸尻	勝浦市串浜	13,914.30	千第 390 号 S53.4.18
53	三田	勝浦市川津	3,819.52	千第 391 号 S53.4.18
54	萬名浦	勝浦市川津	10,262.69	千第 433 号 S53.5.6
55	内谷	旭市鎬木	6,855.02	千第 804 号 S53.10.13
56	飯塚	匝瑳市飯塚	11,602.33	千第 877 号 S53.10.31
57	釜生	君津市釜生	20,938.90	千第 712 号 S53.9.5
58	富下	山武郡横芝光町富下	39,252.19	千第 1027 号 S53.12.22
59	切通	香取郡多古町切通	25,610.30	千第 853 号 S54.11.2 千第 329 号 H11.3.26
60	広沼	香取郡多古町広沼	27,875.92	千第 854 号 S54.11.2(15,462.86) 千第 411 号 H20.4.8(12,413.06)
61	上吹入	山武郡芝山町上吹入	38,287.03	千第 855 号 S54.11.2
62	飯櫃	山武郡芝山町飯櫃	26,066.27	千第 856 号 S54.11.2
63	根本前	南房総市石堂字根本前	29,772.66	千第 857 号 S54.11.2
64	久保	香取市久保	56,345.38	千第 134 号 S55.2.5
65	阿玉台	香取市阿玉台	59,535.67	千第 135 号 S55.2.5
66	津宮	香取市津宮	4,530.65	千第 274 号 S55.3.18
67	辺田前	印西市中根	13,954.12	千第 405 号 S55.4.15

番号	地区名	所在地	面積(m ²)	告示番号及び指定年月日
68	原	君津市坂田	65,332.21	千第 553 号 S55.6.17
69	小浜	南房総市富浦町南無谷	34,877.30	千第 877 号 S55.10.21
70	石小浦	南房総市富浦町南無谷	27,832.94	千第 878 号 S55.10.21
71	宮ノ台	南房総市富浦町豊岡	1,801.62	千第 879 号 S55.10.21
72	松虫	印西市松虫	3,574.00	千第 67 号 S56.1.28
73	弥生	銚子市弥生町1丁目	11,890.55	千第 169 号 S56.2.24 千第 323 号 S57.4.6
74	富川	銚子市富川町	49,089.68	千第 169 号 S56.2.24
75	金谷	富津市金谷富貴	20,528.36	千第 170 号 S56.2.24
76	椎崎	山武市椎崎向台	12,148.44	千第 171 号 S56.2.24 千第 547 号 H13.4.27
77	新宿	東金市東金新宿	18,690.03	千第 171 号 S56.2.24
78	上町	山武市成東字内宿	86,826.01	千第 171 号 S56.2.24 千第 139 号 H14.3.12
79	大黒山	安房郡鋸南町勝山字大黒	22,000.92	千第 491 号 S56.5.22
80	磯ヶ谷	安房郡鋸南町岩井袋字磯ヶ谷	16,541.44	千第 491 号 S56.5.22
81	日蔭	安房郡鋸南町吉浜字日蔭	12,361.63	千第 491 号 S56.5.22
82	亀磯	安房郡鋸南町吉浜字亀磯	8,371.52	千第 491 号 S56.5.22
83	大六	安房郡鋸南町大六字砂田	15,913.78	千第 491 号 S56.5.22
84	笹本	銚子市笹本町西	40,705.39	千第 323 号 S57.4.6
85	亥鼻	千葉市中央区亥鼻	3,815.36	千第 337 号 S57.4.13
86	花崎	成田市花崎町	14,920.63	千第 338 号 S57.4.13 千第 573 号 H12.7.18
87	浅川	山武郡芝山町岩山字浅川	6,964.76	千第 338 号 S57.4.13
88	大台	山武郡芝山町大台字根古尾	24,922.09	千第 338 号 S57.4.13
89	坂	香取郡多古町坂字砂子	20,001.50	千第 338 号 S57.4.13
90	仁我浦	南房総市和田町仁我浦	72,796.83	千第 988 号 S57.12.10

番号	地区名	所在地	面積(m ²)	告示番号及び指定年月日
91	磯村	鴨川市磯村字北町	3,239.78	千第 989 号 S57.12.10
92	大和田	八千代市大和田	8,610.76	千第 990 号 S57.12.10
93	下新田	袖ヶ浦市下新田	33,679.57	千第 93 号 S58.2.8 千第 827 号 H4.10.27
94	仲町	成田市仲町	6,270.54	千第 379 号 S58.4.30
95	土屋	成田市土屋	5,767.15	千第 379 号 S58.4.30
96	真間	市川市真間	4,577.74	千第 386 号 S58.5.4
97	大野1	市川市大野(1)	749.81	千第 386 号 S58.5.4
98	大野2	市川市大野(2)	1,606.34	千第 386 号 S58.5.4
99	海隣寺	佐倉市海隣寺	10,722.87	千第 387 号 S58.5.4
100	大戸見	君津市大戸見	10,144.17	千第 388 号 S58.5.4
101	湊	富津市湊	35,706.44	千第 388 号 S58.5.4
102	東山	夷隅郡御宿町岩和田字東山	12,105.23	千第 389 号 S58.5.4 千第 466 号 H5.4.20
103	新官	勝浦市新官	16,864.95	千第 389 号 S58.5.4
104	盛沢	勝浦市沢倉	7,038.69	千第 389 号 S58.5.4
105	船附	勝浦市串浜	10,603.99	千第 389 号 S58.5.4
106	見長谷	勝浦市松部	10,430.98	千第 389 号 S58.5.4
107	中和倉	松戸市中和倉	10,808.78	千第 390 号 S58.5.4
108	栗山	松戸市栗山	2,861.81	千第 390 号 S58.5.4
109	花台	松戸市上本郷	3,788.43	千第 390 号 S58.5.4
110	小原子	山武郡芝山町小原子	27,031.71	千第 692 号 S58.9.6
111	名洗	銚子市名洗	11,050.87	千第 806 号 S58.10.21 千第 975 号 S62.11.4
112	春日の2	銚子市春日町	9,228.46	千第 807 号 S58.10.21
113	豊里	銚子市笹本町	42,435.87	千第 807 号 S58.10.21

番号	地区名	所在地	面積(m ²)	告示番号及び指定年月日
114	台方	東金市台方	22,264.33	千第 944 号 S58.11.29
115	辰巳台	市原市辰巳台	36,842.76	千第 945 号 S58.11.29
116	南生実	千葉市中央区南生実町	5,878.75	千第 1016 号 S58.12.20
117	道庭	東金市道庭	4,521.14	千第 178 号 S59.3.2
118	茶畑	香取市府馬字茶畑	10,747.18	千第 189 号 S59.3.6
119	帰命堆	香取市府馬字帰命堆	11,345.39	千第 190 号 S59.3.6
120	押畑	成田市押畑	26,078.96	千第 243 号 S59.3.16
121	部田	香取市竹之内字部田	17,016.99	千第 244 号 S59.3.16
122	田部	香取市田部	28,354.10	千第 425 号 S59.4.10
123	大船谷	いすみ市大原字管之谷	17,030.59	千第 426 号 S59.4.10
124	田尻	富津市金谷字本町	25,277.39	千第 424 号 S59.4.10
125	向台	勝浦市鶴原字向台	3,488.93	千第 521 号 S59.5.15
126	守谷	勝浦市守谷	10,612.83	千第 521 号 S59.5.15
127	墨名の2	勝浦市墨名	18,486.17	千第 522 号 S59.5.15
128	松部	勝浦市松部	29,641.53	千第 522 号 S59.5.15
129	串浜の2	勝浦市串浜	6,168.44	千第 522 号 S59.5.15
130	鶴原	勝浦市鶴原	8,806.08	千第 522 号 S59.5.15
131	新地ヶ台	勝浦市勝浦字新地ヶ台	19,847.40	千第 522 号 S59.5.15
132	新官の2	勝浦市新官	13,242.24	千第 522 号 S59.5.15
133	荒熊	勝浦市守谷字小浦	11,321.77	千第 523 号 S59.5.15
134	吉尾	勝浦市吉尾	92,593.18	千第 523 号 S59.5.15 千第 467 号 H5.4.20
135	東之谷	勝浦市大沢字東之谷	48,325.83	千第 523 号 S59.5.15
136	向町	南房総市小浦字向町	4,301.61	千第 524 号 S59.5.15

番号	地区名	所在地	面積(m ²)	告示番号及び指定年月日
137	山本の1	君津市山本字狩塚	39,589.81	千第 586 号 S59.6.1
138	山本の2	君津市山本字野元	33,371.68	千第 586 号 S59.6.1
139	宮久保	市川市宮久保	9,937.35	千第 587 号 S59.6.1
140	国府台	市川市国府台	4,169.52	千第 587 号 S59.6.1 千第 184 号 S61.3.7
141	高倉	成田市高倉	15,591.66	千第 721 号 S59.7.20
142	南借当	香取郡多古町南借当	65,155.26	千第 722 号 S59.7.20
143	台作	香取郡多古町御所台	58,297.90	千第 722 号 S59.7.20
144	上泉	袖ヶ浦市上泉	10,954.17	千第 873 号 S59.9.11
145	蓬谷	勝浦市沢倉字蓬谷	3,032.32	千第 938 号 S59.10.2
146	志別当	勝浦市新官字志別当	1,774.99	千第 938 号 S59.10.2
147	西沢	勝浦市沢倉字西沢	8,874.70	千第 938 号 S59.10.2
148	ピリ谷	勝浦市川津字ピリ谷	6,236.65	千第 938 号 S59.10.2
149	向台の2	勝浦市鶴原字向台	6,275.17	千第 938 号 S59.10.2
150	小森	勝浦市浜行川字小森	13,813.26	千第 938 号 S59.10.2
151	南谷の1	勝浦市川津字南谷	4,084.59	千第 938 号 S59.10.2
152	南谷の2	勝浦市川津字南谷	6,202.76	千第 938 号 S59.10.2
153	鶴ヶ沢	勝浦市沢倉字鶴ヶ沢	3,242.26	千第 938 号 S59.10.2
154	家ノ谷	勝浦市鶴原字家ノ谷	4,788.32	千第 938 号 S59.10.2
155	下泉	袖ヶ浦市下泉	27,274.15	千第 969 号 S59.10.9
156	鱧ヶ崎	流山市鱧ヶ崎	5,101.54	千第 54 号 S60.1.22
157	坂ノ下	南房総市富浦町豊岡	52,675.50	千第 79 号 S60.1.29
158	小林	茂原市小林	16,049.92	千第 118 号 S60.2.12
159	欠番[東太田(廃止)]	木更津市中尾(指定面積 11,713.36 m ²)	0.00	(指定)千第 119 号 S60.2.12 (廃止)千第 406 号 H16.3.30

番号	地区名	所在地	面積(m ²)	告示番号及び指定年月日
160	平戸	八千代市平戸	13,083.92	千第 139 号 S60.2.19
161	岩部	香取市岩部	24,378.41	千第 173 号 S60.2.26
162	横根	旭市横根	68,171.00	千第 174 号 S60.2.26
163	園生	千葉市稲毛区園生町	9,983.10	千第 694 号 S60.7.12
164	真間の2	市川市真間	13,895.06	千第 895 号 S60.9.3
165	国分	市川市国分	4,408.17	千第 895 号 S60.9.3
166	家名	勝浦市興津字家名	12,325.49	千第 918 号 S60.9.10
167	四山ヶ谷	勝浦市浜行川字小滝谷	5,753.40	千第 918 号 S60.9.10 千第 787 号 S61.8.29
168	北見坊	勝浦市新官字北見坊	8,258.62	千第 918 号 S60.9.10
169	浜勝浦の3	勝浦市浜勝浦字新屋敷	13,410.99	千第 918 号 S60.9.10
170	岩船	いすみ市岩船	77,948.47	千第 973 号 S60.10.1 千第 307 号 H5.3.26
171	矢差戸	いすみ市字矢差戸	36,656.46	千第 973 号 S60.10.1
172	阿玉台の3	香取市阿玉台	3,571.00	千第 974 号 S60.10.1
173	押畑の2	成田市押畑	23,300.54	千第 975 号 S60.10.1
174	道庭の2	東金市道庭	14,867.87	千第 976 号 S60.10.1
175	佐原木	香取市佐原木	15,065.59	千第 1000 号 S60.10.8
176	内出	勝浦市部原	27,849.17	千第 1017 号 S60.10.15
177	大船谷の2	いすみ市大原	114,928.61	千第 1017 号 S60.10.15
178	東金山	成田市東金山	29,297.78	千第 1016 号 S60.10.15
179	高根	香取郡多古町多古	14,333.43	千第 1016 号 S60.10.15
180	阿玉台の2	香取市阿玉台	21,469.68	千第 1120 号 S60.11.8
181	西大須賀	成田市西大須賀	18,139.42	千第 1265 号 S60.12.17
182	真行寺	山武市真行寺	64,216.64	千第 1276 号 S60.12.24

番号	地区名	所在地	面積(㎡)	告示番号及び指定年月日
183	萱野	山武郡大網白里町萱野	23,898.00	千第 1276 号 S60.12.24
184	春日の3	銚子市春日町	7,561.29	千第 53 号 S61.1.28
185	真浦	南房総市和田町真浦	35,144.06	千第 54 号 S61.1.28
186	下西山	鎌ヶ谷市道野辺字下西山	1,793.25	千第 181 号 S61.3.7
187	新作	松戸市新作	1,374.62	千第 182 号 S61.3.7
188	森戸	銚子市森戸町	35,984.02	千第 183 号 S61.3.7 千第 29 号 H22.01.29(25,394.22 ㎡)
189	上泉の2	袖ヶ浦市上泉	20,740.97	千第 254 号 S61.3.25
190	野里	袖ヶ浦市野里	19,113.35	千第 254 号 S61.3.25
191	川津北	勝浦市川津	79,398.63	千第 313 号 S61.4.1 千第 386 号 H6.3.29 千第 730 号 H15.9.5
192	赤発毛	松戸市赤発毛	1,038.50	千第 649 号 S61.7.25
193	滑川	成田市滑川	19,235.18	千第 650 号 S61.7.25
194	神崎本宿	香取郡神崎町神崎本宿	5,514.68	千第 651 号 S61.7.25
195	一本松	香取市小川	4,805.55	千第 652 号 S61.7.25
196	欠番			
197	長ヶ谷	勝浦市出水	18,138.50	千第 788 号 S61.8.29
198	本宿	山武郡大網白里町大網	7,940.89	千第 901 号 S61.10.11
199	大野の3	市川市大野町4丁目	23,933.42	千第 1043 号 S61.11.7 千第 239 号 H17.3.18 千第 603 号 H20.7.18
200	国分の2	市川市国分5丁目	12,473.21	千第 1043 号 S61.11.7
201	入山崎	匝瑳市入山崎	94,626.50	千第 1081 号 S61.11.21
202	松之郷	東金市松之郷	7,660.14	千第 331 号 S62.3.31
203	大金平	松戸市大金平	2,578.94	千第 368 号 S62.4.10
204	房根	袖ヶ浦市上泉	16,266.70	千第 392 号 S62.4.21

番号	地区名	所在地	面積(m ²)	告示番号及び指定年月日
205	金谷新町	富津市金谷	24,024.69	千第 419 号 S62.4.28
206	怒田	君津市怒田	29,465.17	千第 418 号 S62.4.28
207	長浦	袖ヶ浦市蔵波	2,935.00	千第 553 号 S62.6.5
208	真野	南房総市久保	36,170.64	千第 552 号 S62.6.5
209	南ヶ谷	南房総市小浦	4,076.97	千第 552 号 S62.6.5
210	丹生の1	南房総市富浦町丹生	9,998.67	千第 552 号 S62.6.5
211	丹生の2	南房総市富浦町丹生	18,235.17	千第 552 号 S62.6.5
212	丹生の3	南房総市富浦町丹生	14,014.11	千第 552 号 S62.6.5
213	並木町	佐倉市並木町	2,328.00	千第 633 号 S62.7.14
214	六崎	佐倉市六崎	6,354.20	千第 633 号 S62.7.14
215	萩ノ谷	富津市亀田	3,592.00	千第 634 号 S62.7.14
216	新町	夷隅郡御宿町新町	6,080.91	千第 635 号 S62.7.14
217	入	香取市府馬	14,805.27	千第 790 号 S62.8.28
218	原宿	香取市府馬	8,189.39	千第 790 号 S62.8.28
219	沢	香取市沢	8,365.09	千第 790 号 S62.8.28
220	右京谷津	佐倉市鎗木町	1,841.91	千第 881 号 S62.10.6
221	坂塙	香取市府馬	4,044.29	千第 72 号 S63.2.2
222	南	香取市新里	4,257.77	千第 72 号 S63.2.2
223	岡飯田の1	香取市岡飯田	69,373.17	千第 72 号 S63.2.2 千第 579 号 H2.6.29 千第 903 号 H12.12.26
224	下永吉	茂原市下永吉	16,439.30	千第 179 号 S63.3.4
225	米満	長生郡長南町米満	854.00	千第 179 号 S63.3.4
226	新屋敷	鴨川市太海	13,930.12	千第 244 号 S63.3.25
227	島田	八千代市島田	9,667.07	千第 267 号 S63.3.29

番号	地区名	所在地	面積(m ²)	告示番号及び指定年月日
228	玉造	香取市玉造	4,842.46	千第 268 号 S63.3.29
229	平台	香取市佐原	10,148.12	千第 268 号 S63.3.29
230	毛成	香取郡神崎町毛成	4,348.51	千第 268 号 S63.3.29
231	笈田	山武郡大網白里町大網	2,119.85	千第 269 号 S63.3.29
232	田越1	山武市松尾町田越	14,677.67	千第 269 号 S63.3.29
233	田越2	山武市松尾町田越	20,717.20	千第 269 号 S63.3.29
234	寺崎	山武市寺崎	6,219.56	千第 269 号 S63.3.29
235	新泉	山武市新泉	37,058.55	千第 269 号 S63.3.29
236	家之子	東金市家之子	27,690.97	千第 269 号 S63.3.29
237	台田	茂原市台田	5,010.00	千第 270 号 S63.3.29
238	富士ノ腰	長生郡睦沢町寺崎	3,078.00	千第 270 号 S63.3.29
239	鬼ヶ谷1	富津市金谷	12,459.65	千第 357 号 S63.4.22
240	鬼ヶ谷2	富津市金谷	6,592.94	千第 357 号 S63.4.22
241	山室	山武市松尾町山室	15,737.43	千第 570 号 S63.7.19
242	下金山	成田市下金山	17,380.03	千第 983 号 S63.12.20
243	新町	成田市新町	2,885.57	千第 86 号 H 元.1.31
244	内野	香取市内野	5,696.41	千第 477 号 H 元.4.14 千第 613 号 H15.7.11
245	田越3	山武市松尾町田越	6,259.04	千第 487 号 H 元.4.18
246	八木	旭市八木字街道	10,255.40	千第 531 号 H 元.5.12 千第 952 号 H7.11.14
247	諸持	銚子市諸持町	29,828.22	千第 640 号 H 元.6.23
248	名洗2	銚子市名洗町	1,359.50	千第 726 号 H 元.7.21
249	上宿2	東金市東金	10,936.08	千第 775 号 H 元.8.22
250	園生町	千葉市稲毛区園生町	2,928.89	千第 784 号 H 元.8.25

番号	地区名	所在地	面積(m ²)	告示番号及び指定年月日
251	萱田町	八千代市萱田町	1,318.17	千第 839 号 H 元.9.19
252	真里谷	木更津市真里谷	30,388.90	千第 934 号 H 元.10.20
253	中和倉2	松戸市中和倉	1,366.72	千第 970 号 H 元.10.31
254	神納	袖ヶ浦市神納字中辻	17,895.52	千第 1026 号 H 元.11.10 千第 263 号 H8.3.15
255	神崎本宿2	香取郡神崎町神崎本宿	14,696.38	千第 14 号 H2.1.12 千第 500 号 H8.4.23
256	国分の3	市川市国分4丁目	2,745.14	千第 126 号 H2.2.23
257	飯塚の2	匝瑳市飯塚	10,098.80	千第 202 号 H2.3.20
258	谷津	習志野市谷津2丁目	591.82	千第 203 号 H2.3.20
259	椎崎の2	山武市椎崎	8,088.24	千第 309 号 H2.3.30
260	大木	山武市大木	7,170.33	千第 367 号 H2.4.6
261	長谷	鴨川市小湊	12,661.32	千第 502 号 H2.6.1 千第 581 号 H8.5.31
262	岩井	旭市岩井	58,715.59	千第 578 号 H2.6.29 千第 1022 号 H3.11.29 千第 732 号 H11.8.27
263	潤井戸	市原市潤井戸	3,367.04	千第 712 号 H2.8.31
264	勝間の1	市原市勝間	15,815.01	千第 712 号 H2.8.31
265	勝間の2	市原市勝間	7,605.82	千第 712 号 H2.8.31
266	飯富	袖ヶ浦市飯富	30,474.39	千第 713 号 H2.8.31 千第 1018 号 H11.12.21
267	江川	匝瑳市吉田	37,015.68	千第 791 号 H2.10.5 千第 757 号 H14.10.8
268	四街道	四街道市四街道	5,662.37	千第 121 号 H3.2.19
269	松之郷の2	東金市松之郷	14,240.45	千第 120 号 H3.2.19 千第 286 号 H18.3.31
270	大貫	香取郡神崎町大貫	15,764.73	千第 184 号 H3.3.8
271	南の2	香取市新里	2,015.40	千第 515 号 H3.5.17
272	奥山	香取市府馬	3,099.02	千第 516 号 H3.5.17

番号	地区名	所在地	面積(m ²)	告示番号及び指定年月日
273	三崎	銚子市三崎町1丁目	1,698.02	千第 554 号 H3.5.31
274	相川	富津市相川	20,110.61	千第 555 号 H3.5.31
275	船形	成田市船形	14,188.52	千第 583 号 H3.6.7
276	桜井	銚子市桜井町	21,023.21	千第 795 号 H3.9.6
277	大堀	匝瑳市大堀	41,440.88	千第 857 号 H3.10.8
278	山倉	香取市山倉	16,490.20	千第 902 号 H3.10.29 千第 343 号 H5.3.30
279	鷺沼	習志野市鷺沼3丁目	10,245.05	千第 1094 号 H3.12.17
280	佐野	香取郡多古町喜多	11,524.00	千第 1119 号 H3.12.24
281	塙	旭市塙	22,113.00	千第 58 号 H4.2.7
282	大井戸2	君津市大井戸	2,086.32	千第 89 号 H4.2.21
283	糸川	君津市糸川	7,533.00	千第 89 号 H4.2.21
284	小山町	千葉市緑区小山町	14,139.83	千第 251 号 H4.3.24
285	長岡東	香取市長岡	6,454.39	千第 582 号 H4.7.10
286	飯田1	佐倉市飯田	19,218.71	千第 715 号 H4.9.4
287	実入	鴨川市実入	18,894.77	千第 746 号 H4.9.18
288	長岡	香取市長岡	10,417.59	千第 826 号 H4.10.27
289	鳩山	香取市鳩山	2,292.40	千第 826 号 H4.10.27
290	花台(印西市)	印西市瀬戸	51,033.43	千第 825 号 H4.10.27 千第 770 号 H10.9.29
291	下門前	成田市名古屋	9,863.42	千第 25 号 H5.1.12
292	下門前2	成田市名古屋	10,445.61	千第 25 号 H5.1.12
293	名木	成田市名木	5,206.39	千第 25 号 H5.1.12
294	検見川町5丁目	千葉市花見川区検見川町5丁目	3,001.98	千第 50 号 H5.1.22
295	藤崎	習志野市藤崎2丁目	4,493.63	千第 51 号 H5.1.22

番号	地区名	所在地	面積(m ²)	告示番号及び指定年月日
296	大和田	成田市大和田	4,051.59	千第 52 号 H5.1.22
297	四谷	成田市西大須賀	4,229.72	千第 52 号 H5.1.22
298	成井	成田市成井	4,951.59	千第 52 号 H5.1.22
299	松部2	勝浦市松部字新屋敷	16,651.18	千第 53 号 H5.1.22
300	大作	勝浦市守谷字大作	10,529.35	千第 53 号 H5.1.22
301	岩和田2	夷隅郡御宿町岩和田字小波月	20,460.73	千第 54 号 H5.1.22
302	松部3	勝浦市松部字本郷台	15,865.98	千第 120 号 H5.2.12
303	臼井台	佐倉市臼井台	10,350.39	千第 141 号 H5.2.19
304	矢差戸2	いすみ市大原字萩之澤	37,751.51	千第 169 号 H5.2.26
305	稲荷入	香取郡東庄町東和田字稲荷入	8,713.19	千第 250 号 H5.3.16
306	岩船2	いすみ市岩船字真間	10,431.99	千第 251 号 H5.3.16 千第 392 号 H21.4.17(4,613.28 m ²)
307	川津2	勝浦市川津	21,731.34	千第 435 号 H5.4.6
308	綱島	茂原市綱島字鼠谷	6,510.01	千第 448 号 H5.4.13
309	桂	茂原市桂字滝ノ谷	27,390.00	千第 448 号 H5.4.13
310	宝米	山武郡横芝光町宝米	29,763.61	千第 1046 号 H5.12.17
311	人見	君津市人見字山下	45,893.99	千第 1045 号 H5.12.17 千第 409 号 H12.4.21
312	柏熊	香取郡多古町南玉造字柏熊	9,931.58	千第 27 号 H6.1.14
313	橋替1	香取市玉造字上谷津	2,441.92	千第 42 号 H6.1.21
314	橋替2	香取市佐原字橋替	3,913.00	千第 116 号 H6.2.18
315	大厩	市原市大厩字川上	11,091.55	千第 117 号 H6.2.18
316	木崎	柏市布施字木崎	10,572.00	千第 170 号 H6.3.1
317	神崎神宿	香取郡神崎町神崎神宿字代山	16,892.18	千第 242 号 H6.3.18
318	清澄	鴨川市清澄字表口	7,023.73	千第 243 号 H6.3.18

番号	地区名	所在地	面積(m ²)	告示番号及び指定年月日
319	志代地	香取郡多古町南玉造字志代地	4,084.95	千第 385 号 H6.3.29
320	下泉2	袖ヶ浦市下泉字谷田	11,676.89	千第 499 号 H6.4.12
321	西田部	香取市西田部字道坂	15,199.76	千第 516 号 H6.4.22
322	八幡	富津市八幡字上町	2,647.44	千第 560 号 H6.5.17
323	虫幡2	香取市虫幡字矢ノ谷	12,346.98	千第 657 号 H6.6.24
324	苧毛	香取市苧毛字常磐	13,562.83	千第 658 号 H6.6.24
325	高萩	香取市高萩字向	15,931.06	千第 702 号 H6.7.19
326	畑沢	木更津市畑沢字岡清水	1,701.88	千第 1037 号 H6.12.6
327	屋敷	習志野市屋敷3丁目	2,624.57	千第 5 号 H7.1.10
328	小浜	木更津市小浜字向山	1,680.11	千第 33 号 H7.1.20
329	桑納	八千代市桑納字御道後	8,345.54	千第 34 号 H7.1.20
330	島田2	八千代市島田字腰巻	6,294.92	千第 34 号 H7.1.20
331	村上	八千代市村上喜作台	7,675.21	千第 35 号 H7.1.20
332	浜2	夷隅郡御宿町浜字岩ヶ山	6,094.86	千第 105 号 H7.2.10
333	玉造2	香取市玉造字佐原道	2,930.20	千第 151 号 H7.2.24
334	伊能	成田市伊能字御手洗水	9,949.29	千第 187 号 H7.3.3
335	沢2	香取市沢字辺田	9,251.20	千第 188 号 H7.3.3
336	沢3	香取市沢字十坪	5,505.68	千第 188 号 H7.3.3
337	沢4	香取市沢字野口	3,977.40	千第 188 号 H7.3.3
338	谷三倉	香取郡多古町谷三倉字ワキ	5,798.88	千第 189 号 H7.3.3
339	津富浦	成田市津富浦字根堀	16,487.18	千第 248 号 H7.3.17
340	柴田	成田市柴田字大久保	11,724.37	千第 394 号 H7.3.31
341	宝田	成田市宝田字後	23,761.48	千第 475 号 H7.4.14

番号	地区名	所在地	面積(m ²)	告示番号及び指定年月日
342	米本	八千代市米本字辺田台	17,779.87	千第 546 号 H7.5.23
343	板倉町	千葉市緑区板倉町	13,625.69	千第 613 号 H7.6.20
344	畑沢2	木更津市畑沢一丁目	7,709.16	千第 614 号 H7.6.20 千第 399 号 H8.3.29
345	大草町	千葉市若葉区大草町	18,336.13	千第 626 号 H7.6.23
346	花輪	八千代市吉橋字花輪	11,475.22	千第 627 号 H7.6.23
347	谷萩	富津市萩生字木出根	15,685.08	千第 729 号 H7.8.18
348	大生	成田市大生字宮前	11,954.86	千第 776 号 H7.9.12
349	芦田	成田市芦田字海老川	12,114.93	千第 810 号 H7.10.3
350	押畑3	成田市押畑字西ノ内	7,609.16	千第 10 号 H8.1.9
351	怒田2	君津市怒田字鶴巻	18,281.27	千第 11 号 H8.1.9
352	西小川2	銚子市西小川町	2,767.46	千第 131 号 H8.2.23
353	並木	香取郡神崎町並木字東ノ城	5,068.90	千第 250 号 H8.3.12
354	南小川	銚子市南小川町	4,400.46	千第 251 号 H8.3.12
355	神納2	袖ヶ浦市神納字則功	21,761.55	千第 262 号 H8.3.15
356	笠神	印西市笠神	8,803.49	千第 347 号 H8.3.26
357	寺作	香取郡多古町寺作字内谷	35,573.11	千第 348 号 H8.3.26
358	見広	旭市見広字東海道	21,467.52	千第 349 号 H8.3.26
359	飯富2	袖ヶ浦市飯富字東	22,041.84	千第 350 号 H8.3.26
360	角来	佐倉市江原新田字明神前	21,165.20	千第 471 号 H8.4.5
361	橋替3	香取市玉造字萩ノ作	4,632.58	千第 499 号 H8.4.23
362	向畑	南房総市和田町小川	5,223.22	千第 581 号 H8.5.31
363	油井	東金市油井字油井根	28,568.99	千第 974 号 H8.11.1
364	下高野2	八千代市下高野字亀井田	9,636.73	千第 356 号 H9.4.8

番号	地区名	所在地	面積(m ²)	告示番号及び指定年月日
365	小池	八千代市小池字小野	5,468.75	千第 357 号 H9.4.8
366	小浦	南房総市和田町和田	1,492.57	千第 425 号 H9.4.30
367	本北方	市川市本北方3丁目	6,111.08	千第 426 号 H9.4.30
368	内浦	鴨川市内浦字大風沢谷	10,848.87	千第 487 号 H9.6.6
369	和泉	香取市和泉	53,937.65	千第 864 号 H9.12.5
370	腰巻	柏市布瀬字腰巻	6,069.79	千第 865 号 H9.12.5
371	大和田2	成田市大和田	1,709.47	千第 112 号 H10.2.13
372	奉免	市原市奉免字辺田多	12,452.60	千第 209 号 H10.3.13
373	久留里市場	君津市久留里市場字安住原	1,297.78	千第 371 号 H10.3.31
374	飯富3	袖ヶ浦市飯富字西	5,820.95	千第 372 号 H10.3.31
375	田町	成田市田町	4,647.66	千第 454 号 H10.4.24
376	田部2	香取市田部	2,656.98	千第 555 号 H10.6.5
377	飯岡	成田市飯岡	8,437.42	千第 718 号 H10.9.4
378	井戸山	香取郡多古町井戸山	6,564.22	千第 719 号 H10.9.4
379	所	成田市所	4,136.56	千第 742 号 H10.9.18
380	南中	香取郡多古町南中	5,411.85	千第 743 号 H10.9.18
381	椎名崎町	千葉市緑区椎名崎町	6,294.05	千第 984 号 H10.12.18
382	宝田4	成田市宝田	16,500.52	千第 9 号 H11.1.5
383	荒海	成田市荒海	6,040.52	千第 26 号 H11.1.18
384	田中	東金市田中	1,720.39	千第 27 号 H11.1.18
385	田間	東金市田間	4,108.92	千第 30 号 H11.1.22
386	舟戸	香取郡東庄町舟戸	2,471.42	千第 45 号 H11.1.26
387	春日の4	銚子市春日町	8,126.02	千第 95 号 H11.2.16

番号	地区名	所在地	面積(m ²)	告示番号及び指定年月日
388	大草町2	千葉市若葉区大草町	7,224.17	千第 217 号 H11.3.16
389	台方	成田市台方	6,308.53	千第 326 号 H11.3.26
390	宝田3	成田市宝田	17,886.17	千第 327 号 H11.3.26
391	関戸	成田市関戸	25,753.37	千第 328 号 H11.3.26
392	大堀3	匝瑳市大堀	23,194.11	千第 540 号 H11.5.25
393	島田4	八千代市島田	10,622.75	千第 541 号 H11.5.25
394	奈良輪2	袖ヶ浦市奈良輪	3,985.36	千第 598 号 H11.6.18 千第 546 号 H13.4.27
395	幡谷	成田市幡谷	11,820.56	千第 647 号 H11.7.13
396	下門前3	成田市名古屋	4,327.13	千第 648 号 H11.7.13
397	下金山2	成田市下金山	12,662.75	千第 688 号 H11.8.3
398	立野	香取郡神崎町立野	1,827.48	千第 689 号 H11.8.3
399	蔵波	袖ヶ浦市蔵波	10,905.96	千第 731 号 H11.8.27
400	鎚木町	佐倉市鎚木町	2,676.05	千第 922 号 H11.11.12
401	八本1	香取市八本	1,373.00	千第 923 号 H11.11.12
402	稲毛東二丁目	千葉市稲毛区稲毛東二丁目	1,527.06	千第 965 号 H11.11.26
403	平戸2	八千代市平戸西之上	10,610.66	千第 966 号 H11.11.26
404	高座木	佐倉市飯野堀ノ内	21,058.77	千第 988 号 H11.12.7 千第 757 号 H14.10.8
405	貝塚4	香取市貝塚	9,527.00	千第 44 号 H12.1.21
406	阿玉台5	香取市阿玉台	998.45	千第 79 号 H12.2.8
407	阿玉台4	香取市阿玉台	1,928.00	千第 80 号 H12.2.8
408	清滝	旭市清滝	25,721.58	千第 81 号 H12.2.8
409	株木	印西市萩原	11,948.00	千第 221 号 H12.3.24
410	貝塚2	香取市貝塚	41,417.00	千第 527 号 H12.6.23

番号	地区名	所在地	面積(m ²)	告示番号及び指定年月日
411	北羽鳥	成田市北羽鳥	7,868.47	千第 571 号 H12.7.18
412	戸崎	印西市戸崎	13,054.00	千第 572 号 H12.7.18
413	内浦2	鴨川市内浦	12,945.75	千第 586 号 H12.8.1
414	勝山	安房郡鋸南町勝山	2,475.91	千第 610 号 H12.8.22
415	久麦	南房総市西原	41,242.75	千第 630 号 H12.9.1
416	八重崎2	匝瑳市八重崎	17,835.60	千第 676 号 H12.9.26
417	貝塚1	香取市貝塚	8,716.00	千第 698 号 H12.10.6
418	貝塚3	香取市貝塚	18,318.35	千第 699 号 H12.10.6
419	虫幡3	香取市虫幡	4,097.00	千第 700 号 H12.10.6
420	豊和2	匝瑳市大寺	1,715.00	千第 851 号 H12.12.8
421	下金山3	成田市下金山	8,531.80	千第 127 号 H13.2.9
422	花崎町2	成田市花崎町	2,972.94	千第 126 号 H13.2.9
423	新町2	成田市新町	9,097.97	千第 128 号 H13.2.9
424	和田	成田市和田	8,342.99	千第 125 号 H13.2.9
425	宝田5	成田市宝田	7,832.78	千第 162 号 H13.2.20
426	大角	香取市大角	7,428.31	千第 163 号 H13.2.20
427	岡飯田の3	香取市飯田	15,623.75	千第 167 号 H13.2.23
428	岡飯田の2	香取市飯田	5,487.00	千第 211 号 H13.3.2
429	須和田	市川市須和田 2 丁目	2,042.15	千第 504 号 H13.4.3
430	桑橋1	八千代市桑橋	4,803.43	千第 543 号 H13.4.27
431	中津田	山武市中津田	7,915.77	千第 545 号 H13.4.27
432	真行寺2	山武市真行寺	6,644.06	千第 562 号 H13.5.8
433	松之郷の3	東金市松之郷	14,735.97	千第 599 号 H13.5.11
434	東金金谷	東金市金谷	23,796.68	千第 600 号 H13.5.11

番号	地区名	所在地	面積(m ²)	告示番号及び指定年月日
435	桑橋3	八千代市桑橋	4,984.94	千第 646 号 H13.5.25
436	相浜	館山市相浜	4,666.17	千第 645 号 H13.5.25
437	成毛1	成田市成毛	9,250.76	千第 668 号 H13.6.5
438	田部玉	香取市田部玉	31,657.44	千第 727 号 H13.7.3
439	塩浦	南房総市白浜町塩浦	9,642.48	千第 917 号 H13.10.16
440	島田3	八千代市島田	17,210.71	千第 916 号 H13.10.16
441	大上	長生郡睦沢町大上	25,709.36	千第 1012 号 H13.11.2
442	大竹2	成田市大竹	10,964.81	千第 57 号 H14.1.29
443	成毛2	成田市成毛	5,610.55	千第 58 号 H14.1.29
444	赤荻	成田市赤荻	2,494.39	千第 59 号 H14.1.29
445	高山田	夷隅郡御宿町高山田	29,748.51	千第 96 号 H14.2.26
446	新妻	成田市新妻	19,798.61	千第 137 号 H14.3.12
447	三十根	いすみ市岩船	57,453.20	千第 138 号 H14.3.12
448	駒形	勝浦市川津	10,295.41	千第 413 号 H14.5.10
449	大井	いすみ市大原	31,308.15	千第 414 号 H14.5.10
450	清澄2	鴨川市清澄	2,330.77	千第 415 号 H14.5.10
451	所2	成田市所	13,682.22	千第 634 号 H14.8.9
452	長作町6	千葉市花見川区長作町	6,416.07	千第 698 号 H14.9.13
453	宝田2	成田市宝田	11,359.01	千第 954 号 H14.12.20
454	手賀1	柏市手賀	1,633.86	千第 77 号 H15.2.7
455	手賀2	柏市手賀	2,599.84	千第 78 号 H15.2.7
456	奥野	市原市奥野	20,136.00	千第 470 号 H15.5.9
457	鍋木2	佐倉市鍋木町雲井戸・牛房鼻・根崎	22,145.00	千第 612 号 H15.7.11
458	大竹4	成田市大竹	5,942.22	千第 729 号 H15.9.5

番号	地区名	所在地	面積(m ²)	告示番号及び指定年月日
459	多田新田	香取市多田	2,297.96	千第791号 H15.9.30
460	吉橋	八千代市吉橋	4,069.38	千第1033号 H15.12.26
461	柏熊2	香取市郡多古町南玉造	26,951.69	千第209号 H15.12.26
462	国分の4	市川市国分	9,999.77	千第405号 H16.3.30(8,419.26) 千第287号 H18.3.31(1,580.51)
463	寺崎	佐倉市寺崎	24,949.00	千第468号 H16.4.9 千第735号 H20.10.10
464	上泉町2	千葉市若葉区上泉町	5,496.76	千第573号 H16.6.4 千第130号 H24.3.2
465	釜滝	南房総市珠師ヶ谷	12,651.59	千第574号 H16.6.4
466	大草町1	千葉市若葉区大草町	8,712.27	千第656号 H16.7.9
467	天戸町2	千葉市花見川区天戸町	10,693.18	千第774号 H16.9.7
468	赤荻3	成田市赤荻	2,277.90	千第802号 H16.9.28
469	赤荻2	成田市赤荻	3,232.64	千第803号 H16.9.28
470	東和泉2	成田市東和泉	3,217.37	千第804号 H16.9.28
471	羽鳥	佐倉市羽鳥	6,771.00	千第881号 H16.10.29
472	興津	印旛郡栄町興津	23,720.00	千第946号 H16.11.2
473	桑納2	八千代市桑納	13,568.17	千第158号 H17.3.1
474	山崎	佐倉市山崎	7,047.00	千第238号 H17.3.18
475	東和泉1	成田市東和泉	9,241.55	千第449号 H17.5.24 千第194号 H23.3.18
476	天津	鴨川市天津	7,651.90	千第568号 H17.7.5
477	新屋敷	勝浦市興津新屋敷	12,394.35	千第735号 H17.10.18
478	稲毛町五丁目	千葉市稲毛区稲毛町5丁目	1,219.77	千第847号 H17.11.15
479	刈田子町	千葉市緑区刈田子町	12,489.66	千第848号 H17.11.15
480	小食土町	千葉市緑区小食土町	2,288.81	千第849号 H17.11.15
481	玉ノ井	安房郡鋸南町竜島	1,617.18	千第850号 H17.11.15
482	神納3	袖ヶ浦市神納	16,305.17	千第285号 H18.3.31 千第 号 H21.

番号	地区名	所在地	面積(㎡)	告示番号及び指定年月日
483	寄浦2	鴨川市内浦	13,061.22	千第464号 H18.4.28
484	豊和3	匝瑳市大寺	2,357.88	千第465号 H18.4.28
485	台方の2	東金市台方	9,915.38	千第697号 H18.7.14
486	海ヶ谷	鴨川市小湊	7,724.82	千第758号 H18.8.15
487	大原	いすみ市大原	18,384.14	千第997号 H18.12.5
488	下福田1	成田市下福田	15,721.85	千第30号 H19.1.12
489	貝塚町2	千葉市若葉区貝塚町	1,497.50	千第79号 H19.1.30
490	桑納3	八千代市桑納	7,723.48	千第885号 H19.8.31
491	岩船の3	いすみ市岩船	22,581.94	千第1号 H20.1.4
492	小田部2	山武郡横芝光町小田部	11,041.77	千第409号 H20.4.4
493	地蔵前	長生郡長南町長南	4,132.72	千第430号 H20.4.11
494	貝塚町5	千葉市若葉区貝塚町	2,618.90	千第489号 H20.5.16
495	加曽利町4	千葉市若葉区加曽利町	2,970.95	千第490号 H20.5.16
496	坂月町3	千葉市若葉区坂月町	6,422.62	千第550号 H20.6.17
497	園生2	千葉市稲毛区園生町	4,536.71	千第814号 H20.11.7
498	岩船の10	いすみ市岩船	12,829.05	千第906号 H20.12.26
499	岩船の16	いすみ市岩船	15,649.79	千第905号 H20.12.26
500	小東田	いすみ市大原	26,634.02	千第121号 H21.2.10
501	角来2	佐倉市角来	22,280.00	千第379号 H21.4.7
502	大竹1	成田市大竹	32,169.67	千第434号 H21.5.15
503	宮久保の2	市川市宮久保四丁目	3,204.46	千第531号 H21.6.26
504	西坊田	南房総市白浜町滝口	16,782.86	千第99号 H22.3.9
505	前原	鴨川市前原山王町	973.21	千第457号 H22.6.4
506	浜荻	鴨川市浜荻	2,731.00	千第583号 H22.7.30

番号	地区名	所在地	面積(m ²)	告示番号及び指定年月日
507	岩名1	佐倉市岩名前田	12,908.00	千第 643 号 H22.9.3
508	田間2	東金市田間及び松之郷	13,911.22	千第 644 号 H22.9.3
509	岩名2	佐倉市岩名前田・幸正寺	14,506.00	千第 804 号 H22.11.16
510	岩名3	佐倉市岩名幸正寺	6,439.00	千第 805 号 H22.11.16
511	小東田の2	いすみ市大原	12,720.48	千第 193 号 H23.3.18
512	羽鳥2	佐倉市羽鳥	11,764.00	千第 353 号 H23.4.19
513	寺台	成田市寺台	7,798.54	千第 436 号 H23.6.7
514	村田	成田市村田	15,128.44	千第 436 号 H23.6.7
515	片又木	市原市片又木	30,418.08	千第 436 号 H23.6.7
516	園生町6	千葉市稲毛区園生町	4,117.16	千第 129 号 H24.3.2
517	北須賀和田1	成田市北須賀	21,099.63	千第 231 号 H24.3.30
合計	515箇所		8,213,571.09	

(注) No159, 196 指定廃止・解除により欠番。箇所数は欠番を含む。

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所

<県土整備部河川環境課>

急傾斜地崩壊危険箇所 (保全人家5戸以上)

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
千葉土木事務所	1	稲丘町2	千葉市稲毛区	稲丘町	
千葉土木事務所	2	稲毛町5丁目	千葉市稲毛区	稲毛町	5丁目
千葉土木事務所	3	加曾利町1	千葉市若葉区	加曾利町	
千葉土木事務所	4	加曾利町2	千葉市若葉区	加曾利町	
千葉土木事務所	5	貝塚町1	千葉市若葉区	貝塚町	
千葉土木事務所	6	宮崎町1	千葉市中央区	宮崎	1丁目
千葉土木事務所	7	検見川町3	千葉市花見川区	検見川町	3丁目
千葉土木事務所	8	検見川町5丁目	千葉市花見川区	検見川町	5丁目
千葉土木事務所	9	黒砂1丁目	千葉市稲毛区	黒砂	1丁目
千葉土木事務所	10	黒砂2丁目	千葉市稲毛区	黒砂	2丁目
千葉土木事務所	11	小食土町	千葉市緑区	小食土町	
千葉土木事務所	12	小倉町	千葉市若葉区	小倉町	
千葉土木事務所	13	小仲台	千葉市稲毛区	小仲台	9丁目
千葉土木事務所	14	大巖寺町1	千葉市中央区	大巖寺町	
千葉土木事務所	15	大森町2	千葉市中央区	大森町	
千葉土木事務所	16	大草町1	千葉市若葉区	大草町	
千葉土木事務所	17	大草町2	千葉市若葉区	大草町	
千葉土木事務所	18	大椎町	千葉市緑区	大椎町	
千葉土木事務所	19	長作町1	千葉市花見川区	長作町	
千葉土木事務所	20	長作町2	千葉市花見川区	長作町	
千葉土木事務所	21	椎名崎町	千葉市緑区	椎名崎町	
千葉土木事務所	22	天戸町1	千葉市花見川区	天戸町	
千葉土木事務所	23	天戸町2	千葉市花見川区	天戸町	
千葉土木事務所	24	都町1	千葉市中央区	都町	
千葉土木事務所	25	板倉町	千葉市緑区	板倉町	
千葉土木事務所	26	武石町1	千葉市花見川区	武石町	1丁目
千葉土木事務所	27	幕張町1	千葉市花見川区	幕張町	1丁目
千葉土木事務所	28	幕張町2	千葉市花見川区	幕張町	1丁目
千葉土木事務所	29	落井町	千葉市緑区	落井町	
千葉土木事務所	30	犢橋町1	千葉市花見川区	犢橋町	
千葉土木事務所	31	大椎町2	千葉市緑区	大椎町	
千葉土木事務所	32	土気町1	千葉市緑区	土気町	
千葉土木事務所	33	小山町	千葉市緑区	小山町	
千葉土木事務所	34	稲毛東2丁目	千葉市稲毛区	稲毛東	2丁目
千葉土木事務所	35	椎名崎町2	千葉市緑区	椎名崎町	
千葉土木事務所	36	越智町	千葉市緑区	越智町	
千葉土木事務所	37	越智町3	千葉市緑区	越智町	
千葉土木事務所	38	黒砂4丁目	千葉市稲毛区	黒砂	4丁目
千葉土木事務所	39	黒砂3丁目	千葉市稲毛区	黒砂	3丁目
千葉土木事務所	40	大草町	千葉市若葉区	大草町	
千葉土木事務所	41	犢橋町2	千葉市花見川区	犢橋町	
千葉土木事務所	42	犢橋町3	千葉市若葉区	犢橋町	
千葉土木事務所	43	園生	千葉市稲毛区	園生町	
千葉土木事務所	44	園生町	千葉市稲毛区	園生町	
千葉土木事務所	45	武石町1	千葉市花見川区	武石町	1丁目
千葉土木事務所	46	畑町	千葉市花見川区	畑町	
千葉土木事務所	47	貝塚町	千葉市若葉区	貝塚町	
千葉土木事務所	48	長作町	千葉市花見川区	長作町	

急傾斜地崩壊危険箇所 (保全人家5戸以上)

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
千葉土木事務所	49	花園町	千葉市花見川	花園町	
千葉土木事務所	50	亥鼻	千葉市中央区	亥鼻	1丁目
千葉土木事務所	51	大巖寺町2	千葉市中央区	大巖寺町	
千葉土木事務所	53	大巖寺町4	千葉市中央区	大巖寺町	
千葉土木事務所	54	花輪町2	千葉市中央区	花輪町	
千葉土木事務所	55	北谷津町2	千葉市若葉区	北谷津町	
千葉土木事務所	56	高根町1	千葉市若葉区	高根町	
千葉土木事務所	57	五十土町	千葉市若葉区	五十土町	
千葉土木事務所	58	下泉町	千葉市若葉区	下泉町	
千葉土木事務所	59	上泉町2	千葉市若葉区	上泉町	
千葉土木事務所	60	中西町	千葉市緑区	中西町	
千葉土木事務所	61	大金沢町	千葉市緑区	大金沢町	
千葉土木事務所	62	下大南房総市	千葉市緑区	下大南房総市	
千葉土木事務所	63	亥鼻2	千葉市中央区	亥鼻	2丁目
千葉土木事務所	64	花輪	八千代市	吉橋	花輪
千葉土木事務所	65	萱田町	八千代市	萱田町	大町
千葉土木事務所	66	桑橋1	八千代市	桑橋	本郷
千葉土木事務所	67	桑橋2	八千代市	桑橋	桑橋新田
千葉土木事務所	68	桑納	八千代市	桑納	青柳
千葉土木事務所	69	桑納2	八千代市	桑納	中郷
千葉土木事務所	70	勝田台3丁目	八千代市	勝田台	3丁目
千葉土木事務所	71	大和田	八千代市	大和田	古屋敷
千葉土木事務所	72	島田2	八千代市	島田	腰巻
千葉土木事務所	73	島田3	八千代市	島田	腰巻
千葉土木事務所	74	島田3	八千代市	島田	妙泉寺
千葉土木事務所	75	島田	八千代市	島田	辺田前
千葉土木事務所	76	島田台	八千代市	島田台	真見穴
千葉土木事務所	77	八千代台東5丁	八千代市	八千代台東	5丁目
千葉土木事務所	78	八千代台東6丁	八千代市	八千代台東	6丁目
千葉土木事務所	79	平戸	八千代市	平戸	沼上
千葉土木事務所	80	平戸2	八千代市	平戸	池ノ下
千葉土木事務所	81	米本	八千代市	米本	辺田
千葉土木事務所	82	村上	八千代市	米本	宝喜作台
千葉土木事務所	83	平戸3	八千代市	平戸	池ノ下
千葉土木事務所	84	萱田	八千代市	萱田	萱地
千葉土木事務所	85	下高野2	八千代市	下高野	天神
千葉土木事務所	86	屋敷1	習志野市	屋敷	1丁目
千葉土木事務所	87	屋敷2	習志野市	屋敷	2丁目
千葉土木事務所	88	屋敷	習志野市	屋敷	3丁目
千葉土木事務所	89	屋敷4	習志野市	屋敷	3丁目
千葉土木事務所	90	屋敷5	習志野市	屋敷	2丁目
千葉土木事務所	91	花咲	習志野市	花咲	2丁目
千葉土木事務所	92	鷺沼1	習志野市	鷺沼	1丁目
千葉土木事務所	93	鷺沼	習志野市	鷺沼	3丁目
千葉土木事務所	94	実初町1	習志野市	実初町	1丁目
千葉土木事務所	95	実初町2	習志野市	実初町	1丁目
千葉土木事務所	96	実初町3	習志野市	実初町	4丁目
千葉土木事務所	97	実初町4	習志野市	実初町	4丁目

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
千葉土木事務所	98	実籾町5	習志野市	実籾町	4丁目
千葉土木事務所	99	実籾町6	習志野市	実籾町	4丁目
千葉土木事務所	100	実籾町7	習志野市	実籾町	4丁目
千葉土木事務所	101	実籾町8	習志野市	実籾町	2丁目
千葉土木事務所	102	実籾町本郷	習志野市	実籾町	本郷
千葉土木事務所	103	実籾町本郷2	習志野市	実籾町	本郷
千葉土木事務所	104	新栄	習志野市	新栄	1丁目
千葉土木事務所	105	谷津	習志野市	谷津	2丁目
千葉土木事務所	106	津田沼1	習志野市	津田沼	1丁目
千葉土木事務所	107	津田沼2	習志野市	津田沼	3丁目
千葉土木事務所	108	津田沼3	習志野市	津田沼	7丁目
千葉土木事務所	109	藤崎	習志野市	藤崎	2丁目
千葉土木事務所	110	藤崎2	習志野市	藤崎	4丁目
千葉土木事務所	111	藤崎3	習志野市	藤崎	4丁目
千葉土木事務所	112	本大久保1	習志野市	本大久保	3丁目
千葉土木事務所	113	屋敷6	習志野市	屋敷	2丁目
千葉土木事務所	114	屋敷7	習志野市	屋敷	2丁目
葛南土木事務所	115	真間	市川市	真間	4丁目
葛南土木事務所	116	大野1	市川市	大野町	3丁目
葛南土木事務所	117	大野2	市川市	大野町	3丁目
葛南土木事務所	118	宮久保	市川市	宮久保	6丁目
葛南土木事務所	119	国府台	市川市	国府台	1丁目
葛南土木事務所	120	真間の2	市川市	真間	4丁目
葛南土木事務所	121	国分	市川市	国分	3丁目
葛南土木事務所	123	大野の3	市川市	大野町	4丁目
葛南土木事務所	124	国分の2	市川市	国分	5丁目
葛南土木事務所	125	国分の3	市川市	国分	4丁目
葛南土木事務所	126	国分1	市川市	国分	2丁目
葛南土木事務所	127	宮久保1	市川市	宮久保	2丁目
葛南土木事務所	128	宮久保2	市川市	宮久保	4丁目
葛南土木事務所	129	真間1	市川市	真間	5丁目
葛南土木事務所	131	大野町3	市川市	大野町	2丁目
葛南土木事務所	132	大野町4	市川市	大野町	2丁目
葛南土木事務所	133	大野町5	市川市	大野町	3丁目
葛南土木事務所	134	大野町6	市川市	大野町	3丁目
葛南土木事務所	135	大野町7	市川市	大野町	3丁目
葛南土木事務所	136	大町	市川市	大町	
葛南土木事務所	137	曾谷2	市川市	曾谷	3丁目
葛南土木事務所	138	曾谷1	市川市	曾谷	5丁目
葛南土木事務所	139	大野町1	市川市	大野町	4丁目
葛南土木事務所	141	東中山	船橋市	東中山	2丁目
葛南土木事務所	142	上山1	船橋市	上山町	3丁目
葛南土木事務所	143	馬込	船橋市	馬込町	
葛南土木事務所	144	大穴	船橋市	大穴北	5丁目
葛南土木事務所	146	飯山満	船橋市	飯山満町	2丁目
葛南土木事務所	147	芝山1	船橋市	芝山	5丁目
葛南土木事務所	148	芝山2	船橋市	芝山	6丁目
市原土木事務所	149	大厩	市原市	大厩	890

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
市原土木事務所	150	辰巳台	市原市	辰巳台東	二丁目
市原土木事務所	151	潤井戸	市原市	潤井戸	1833
市原土木事務所	152	瀬又	市原市	瀬又	479-75
市原土木事務所	153	瀬又	市原市	瀬又	871
市原土木事務所	154	瀬又	市原市	瀬又	142
市原土木事務所	155	東国吉	市原市	東国吉	524
市原土木事務所	156	金剛地	市原市	金剛地	130
市原土木事務所	157	金剛地	市原市	金剛地	514
市原土木事務所	158	小田部	市原市	小田部	354
市原土木事務所	159	勝間	市原市	勝間	930~934
市原土木事務所	160	勝間1	市原市	勝間	884~885
市原土木事務所	161	勝間2	市原市	勝間	801
市原土木事務所	162	山倉	市原市	山倉	1181
市原土木事務所	163	山倉	市原市	山倉	1046
市原土木事務所	164	姉崎	市原市	姉崎	2129
市原土木事務所	165	椎津	市原市	椎津	598
市原土木事務所	166	椎津	市原市	椎津	850-1
市原土木事務所	167	青葉台	市原市	青葉台	2丁目16
市原土木事務所	168	片又木	市原市	片又木	145
市原土木事務所	169	不入斗	市原市	不入斗	
市原土木事務所	170	不入斗	市原市	不入斗	1358
市原土木事務所	171	迎田	市原市	迎田	229
市原土木事務所	172	不入斗	市原市	不入斗	117
市原土木事務所	173	豊成	市原市	豊成	93
市原土木事務所	174	椎津	市原市	椎津	2535
市原土木事務所	175	深城	市原市	深城	558
市原土木事務所	176	安須	市原市	安須	804
市原土木事務所	177	安須	市原市	安須	26
市原土木事務所	178	大桶	市原市	大桶	781
市原土木事務所	179	大桶	市原市	大桶	496
市原土木事務所	180	櫃狭	市原市	櫃狭	242
市原土木事務所	181	寺谷	市原市	寺谷	349
市原土木事務所	182	栢橋	市原市	栢橋	836
市原土木事務所	183	大蔵	市原市	大蔵	170
市原土木事務所	184	金沢	市原市	金沢	16
市原土木事務所	185	米沢	市原市	米沢	402
市原土木事務所	186	真ヶ谷	市原市	真ヶ谷	123
市原土木事務所	187	宿	市原市	宿	65
市原土木事務所	188	奥野	市原市	奥野	302
市原土木事務所	189	奥野	市原市	奥野	430
市原土木事務所	190	水沢	市原市	水沢	169
市原土木事務所	191	田尾	市原市	田尾	550
市原土木事務所	192	古敷谷	市原市	古敷谷	2246
市原土木事務所	193	吉沢	市原市	吉沢	552
市原土木事務所	194	米原	市原市	米原	324
市原土木事務所	195	小草畑	市原市	小草畑	37
市原土木事務所	196	国本	市原市	国本	24
市原土木事務所	197	大久保	市原市	大久保	502-3

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
市原土木事務所	198	折津	市原市	折津	16
市原土木事務所	199	戸面	市原市	戸面	250
市原土木事務所	200	高滝	市原市	高滝	64～71
東葛飾土木事務所	201	幸田	松戸市	幸田	花輪
東葛飾土木事務所	202	大金平	松戸市	大金平	一丁目
東葛飾土木事務所	203	二ツ木	松戸市	二ツ木	花輪
東葛飾土木事務所	204	八ヶ崎2	松戸市	八ヶ崎	向原
東葛飾土木事務所	205	八ヶ崎1	松戸市	八ヶ崎	南道合
東葛飾土木事務所	206	中和倉	松戸市	中和倉	
東葛飾土木事務所	207	新作	松戸市	上本郷	二階
東葛飾土木事務所	208	上本郷7	松戸市	上本郷	七畝割
東葛飾土木事務所	209	上本郷6	松戸市	上本郷	七畝割
東葛飾土木事務所	210	上本郷	松戸市	上本郷	北台
東葛飾土木事務所	211	花台	松戸市	上本郷	花台
東葛飾土木事務所	212	上本郷4	松戸市	上本郷	花台
東葛飾土木事務所	213	上本郷3	松戸市	上本郷	宮下
東葛飾土木事務所	214	上本郷2	松戸市	上本郷	宮下
東葛飾土木事務所	215	日暮	松戸市	日暮	7丁目
東葛飾土木事務所	216	根本	松戸市	根本	
東葛飾土木事務所	217	岩瀬3	松戸市	岩瀬	遠瀬戸
東葛飾土木事務所	218	岩瀬2-1	松戸市	岩瀬	向山
東葛飾土木事務所	219	岩瀬2-2	松戸市	岩瀬	向山
東葛飾土木事務所	220	岩瀬1	松戸市	岩瀬	相模台
東葛飾土木事務所	221	谷	松戸市	松戸	谷
東葛飾土木事務所	222	赤発毛2	松戸市	松戸	赤発毛
東葛飾土木事務所	223	赤発毛	松戸市	松戸	赤発毛
東葛飾土木事務所	224	和名ヶ谷3	松戸市	和名ヶ谷	山宮地
東葛飾土木事務所	225	和名ヶ谷2	松戸市	和名ヶ谷	山宮地
東葛飾土木事務所	226	和名ヶ谷1	松戸市	和名ヶ谷	東台
東葛飾土木事務所	227	三矢小台	松戸市	三矢小台	五丁目
東葛飾土木事務所	228	上矢切	松戸市	上矢切	南台
東葛飾土木事務所	229	中矢切	松戸市	中矢切	北台
東葛飾土木事務所	230	下矢切1	松戸市	下矢切	大堀
東葛飾土木事務所	232	下矢切3	松戸市	下矢切	坂の上
東葛飾土木事務所	233	栗山2	松戸市	栗山	佐原
東葛飾土木事務所	234	栗山	松戸市	栗山	天神山
東葛飾土木事務所	235	根木内	松戸市	根木内	宿畑
東葛飾土木事務所	236	東平賀	松戸市	東平賀	
東葛飾土木事務所	237	笹久保	野田市	瀬戸	笹久保
東葛飾土木事務所	238	上谷頭	野田市	三ツ堀	上谷頭
東葛飾土木事務所	239	戸張	柏市	東柏	2丁目
東葛飾土木事務所	240	松ヶ崎1	柏市	松ヶ崎	腰巻
東葛飾土木事務所	242	鱈ヶ崎	流山市	鱈ヶ崎	
東葛飾土木事務所	243	名都借1	流山市	名都借	
東葛飾土木事務所	244	名都借2	流山市	名都借	
東葛飾土木事務所	245	久寺家	我孫子市	久寺家	
東葛飾土木事務所	246	日秀	我孫子市	日秀	石井戸
東葛飾土木事務所	247	白山	我孫子市	白山	1,2丁目

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
東葛飾土木事務所	248	布佐	我孫子市	布佐	
東葛飾土木事務所	249	下西山	鎌ヶ谷市	道野辺	下西山
東葛飾土木事務所	250	北下1	鎌ヶ谷市	道野辺	北下
東葛飾土木事務所	252	囃子水1	鎌ヶ谷市	道野辺	囃子水
東葛飾土木事務所	253	囃子水3	鎌ヶ谷市	道野辺	囃子水
東葛飾土木事務所	254	納屋	柏市	布瀬	納屋
東葛飾土木事務所	255	上柳戸	柏市	柳戸	上柳戸
東葛飾土木事務所	256	品川根	柏市	高柳	品川根
東葛飾土木事務所	257	木崎	柏市	布瀬	木崎
印旛土木事務所	258	角来	佐倉市	江原新田	明神前
印旛土木事務所	259	右京谷津	佐倉市	鑄木町	右京谷津
印旛土木事務所	260	臼井	佐倉市	臼井田	宿内
印旛土木事務所	261	臼井台	佐倉市	臼井台	野口
印旛土木事務所	262	臼井台2	佐倉市	臼井台	
印旛土木事務所	263	栄1	佐倉市	栄町	
印旛土木事務所	264	栄2	佐倉市	鑄木町	右京谷津
印旛土木事務所	265	下根1	佐倉市	下根	人形塚
印旛土木事務所	266	下根2	佐倉市	下根	人形塚
印旛土木事務所	267	海隣寺	佐倉市	海隣寺町	鍛冶作
印旛土木事務所	268	並木町	佐倉市	並木町	船見下
印旛土木事務所	269	角来2	佐倉市	角来	八反田
印旛土木事務所	270	岩名1	佐倉市	岩名	前田
印旛土木事務所	271	岩名2	佐倉市	岩名	幸正寺
印旛土木事務所	272	岩名3	佐倉市	岩名	幸正寺
印旛土木事務所	273	山崎	佐倉市	山崎	道上
印旛土木事務所	274	上志津	佐倉市	上志津	込ノ内
印旛土木事務所	275	城内	佐倉市	城内町	後家曲輪
印旛土木事務所	276	千成	佐倉市	千成	1丁目
印旛土木事務所	277	鑄木1	佐倉市	鑄木町	牛蒡鼻
印旛土木事務所	278	鑄木2	佐倉市	鑄木町	雲井戸
印旛土木事務所	279	鑄木3	佐倉市	鑄木町	諏訪尾余
印旛土木事務所	280	鑄木町	佐倉市	鑄木町	牛蒡鼻
印旛土木事務所	282	土浮	佐倉市	土浮	花輪
印旛土木事務所	283	萩山	佐倉市	萩山新田	
印旛土木事務所	284	飯野3	佐倉市	飯野	部田
印旛土木事務所	285	飯田	佐倉市	飯田	座王面
印旛土木事務所	286	飯野1	佐倉市	飯野	谷津
印旛土木事務所	287	飯野2	佐倉市	飯野	谷津
印旛土木事務所	288	富士見	佐倉市	城内町	麩匠
印旛土木事務所	289	裏新町	佐倉市	裏新町	町組
印旛土木事務所	290	臼井	佐倉市	臼井	間野台
印旛土木事務所	291	大佐倉2	佐倉市	大佐倉	
印旛土木事務所	292	鑄木町2	佐倉市	鑄木町	添作
印旛土木事務所	293	長熊	佐倉市	長熊	東
印旛土木事務所	294	六崎	佐倉市	六崎	落井
印旛土木事務所	296	上勝田2	佐倉市	上勝田	鎌田
印旛土木事務所	297	四街道	四街道市	四街道	二丁目
印旛土木事務所	299	宮下	印旛郡酒々井町	酒々井	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
印旛土木事務所	301	池の台	印旛郡西々井町	馬橋	池ノ尻
印旛土木事務所	302	東新田	印旛郡西々井町	下岩橋	東新田
印旛土木事務所	303	東新田2	印旛郡西々井町	下岩橋	東新田
印旛土木事務所	304	溜の台	印旛郡西々井町	下岩橋	内太郎
印旛土木事務所	305	根古谷	八街市	岡田	
印旛土木事務所	306	大谷流	八街市	大谷流	
印旛土木事務所	307	一本松	印西市	瀬戸	一本松
印旛土木事務所	308	花台	印西市	瀬戸	花台
印旛土木事務所	310	松虫	印西市	松虫	松虫
印旛土木事務所	311	西方	印西市	岩戸	西方
印旛土木事務所	312	仲村	印西市	吉高	仲村
印旛土木事務所	313	蕪和田	印西市	吉高	蕪和田
印旛土木事務所	314	蕪和田2	印西市	吉高	蕪和田
印旛土木事務所	315	辺田	印西市	平賀	辺田
印旛土木事務所	316	神々廻1	白井市	神々廻	
印旛土木事務所	318	清戸	白井市	清戸	越屋敷
印旛土木事務所	319	谷田	白井市	ヤ	高田
印旛土木事務所	320	富ヶ沢	白井市	復	富ヶ沢
印旛土木事務所	321	平塚	白井市	平塚	
印旛土木事務所	324	富ヶ谷	白井市	復	富ヶ谷
印旛土木事務所	325	清戸1	白井市	清戸	越屋敷
印旛土木事務所	326	平塚2	白井市	平塚	中台
印旛土木事務所	327	安養寺	印西市	安養寺	
印旛土木事務所	328	浦部	印西市	浦部	宮内
印旛土木事務所	329	浦部1	印西市	浦部	宮内
印旛土木事務所	330	宮内	印西市	浦部	御手洗
印旛土木事務所	331	三郷	印西市	松崎	三郷
印旛土木事務所	332	小林	印西市	小林	窪地
印旛土木事務所	333	大森	印西市	大森	
印旛土木事務所	334	武西1	印西市	武西	
印旛土木事務所	335	武西2	印西市	武西	
印旛土木事務所	336	和泉1	印西市	和泉	
印旛土木事務所	337	戸崎	印西市	中根	戸崎
印旛土木事務所	338	笠神	印西市	笠神	向辺田
印旛土木事務所	339	物木1	印西市	物木	
印旛土木事務所	340	物木2	印西市	物木	
成田土木事務所	341	芦田	成田市	芦田	
成田土木事務所	342	囲護台	成田市	囲護台	
成田土木事務所	343	押畑1	成田市	押畑	
成田土木事務所	344	押畑2	成田市	押畑	
成田土木事務所	345	押畑3	成田市	押畑	
成田土木事務所	346	下金山	成田市	下金山	
成田土木事務所	348	下金山3	成田市	下金山	
成田土木事務所	349	下福田1	成田市	下福田	
成田土木事務所	350	下福田2	成田市	下福田	
成田土木事務所	351	花崎	成田市	花崎町	
成田土木事務所	352	花崎町2	成田市	花崎町	
成田土木事務所	355	台方1	成田市	台方	花輪

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
成田土木事務所	356	関戸	成田市	関戸	
成田土木事務所	357	郷部	成田市	郷部	
成田土木事務所	358	郷部2	成田市	郷部	
成田土木事務所	359	土屋	成田市	幸町	
成田土木事務所	360	台方2	成田市	台方	江川
成田土木事務所	361	荒海1	成田市	荒海	
成田土木事務所	362	荒海2	成田市	荒海	
成田土木事務所	363	下方1	成田市	下方	根古屋
成田土木事務所	364	大竹1	成田市	大竹	坂東
成田土木事務所	365	宝田2	成田市	宝田	山下
成田土木事務所	366	寺台	成田市	寺台	
成田土木事務所	368	本町	成田市	本町	
成田土木事務所	369	新妻	成田市	新妻	
成田土木事務所	370	新町1	成田市	新町	
成田土木事務所	371	新町2	成田市	新町	
成田土木事務所	372	北須賀	成田市	北須賀	西
成田土木事務所	373	押畑	成田市	押畑	浅間下
成田土木事務所	374	船形	成田市	船形	
成田土木事務所	375	仲町	成田市	仲町	
成田土木事務所	376	仲町2	成田市	仲町	
成田土木事務所	377	長沼	成田市	長沼	
成田土木事務所	378	幸町	成田市	幸町	
成田土木事務所	379	土屋2	成田市	土屋	
成田土木事務所	380	東金山	成田市	東金山	
成田土木事務所	381	東町	成田市	東町	
成田土木事務所	382	東町2	成田市	東町	
成田土木事務所	383	東和泉1	成田市	東和泉	
成田土木事務所	384	東和泉2	成田市	東和泉	
成田土木事務所	385	東和田	成田市	東和田	
成田土木事務所	386	大竹2	成田市	大竹	湯本
成田土木事務所	387	馬橋	成田市	馬橋	
成田土木事務所	388	八代1	成田市	八代	
成田土木事務所	389	八代2	成田市	八代	
成田土木事務所	390	飯岡	成田市	飯岡	
成田土木事務所	392	宝田	成田市	宝田	
成田土木事務所	393	本町1	成田市	本町	
成田土木事務所	394	本町2-2	成田市	本町	
成田土木事務所	395	本町3	成田市	本町	
成田土木事務所	396	和田	成田市	北須賀	和田
成田土木事務所	397	下方2	成田市	下方	鷺田
成田土木事務所	398	赤荻	成田市	赤荻	
成田土木事務所	399	新妻	成田市	新妻	
成田土木事務所	400	成毛1	成田市	成毛	
成田土木事務所	401	成毛2	成田市	成毛	
成田土木事務所	402	水掛	成田市	水掛	
成田土木事務所	403	幡谷	成田市	幡谷	
成田土木事務所	405	駒井野	成田市	駒井野	
成田土木事務所	406	郷辺田	富里市	新橋	郷辺田

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
成田土木事務所	407	郷辺田2	富里市	新橋	郷辺田
成田土木事務所	408	小作	富里市	新橋	小作
成田土木事務所	409	台畑	富里市	立沢	台畑
成田土木事務所	410	滝台	富里市	中沢	滝台
成田土木事務所	411	滝台	富里市	中沢	滝台
成田土木事務所	412	伊能引地	成田市	伊能	引地
成田土木事務所	413	伊能下田	成田市	伊能	下田
成田土木事務所	415	臼作	成田市	臼作	
成田土木事務所	416	横山	成田市	横山	二階
成田土木事務所	417	伊能	成田市	伊能	御手洗
成田土木事務所	418	奈土	成田市	奈土	鹿駒
成田土木事務所	419	所	成田市	所	
成田土木事務所	420	柴田	成田市	柴田	船山
成田土木事務所	421	伊能倉ノ内	成田市	伊能	倉ノ内
成田土木事務所	422	村田	成田市	村田	
成田土木事務所	423	中野	成田市	中野	
成田土木事務所	424	鶴巻	成田市	伊能	鶴巻
成田土木事務所	425	東	成田市	伊能	東
成田土木事務所	426	奈土新田	成田市	奈土	新田
成田土木事務所	427	南敷南作	成田市	南敷	南作
成田土木事務所	428	津富浦	成田市	津富浦	辺田
成田土木事務所	430	奈土房作	成田市	奈土	房作
成田土木事務所	431	堀籠池作	成田市	堀籠	池作
成田土木事務所	432	一坪田	成田市	一坪田	キサキ
成田土木事務所	433	柴田2	成田市		
成田土木事務所	434	井戸山	香取郡多古町	井戸山	
成田土木事務所	435	引越2	香取郡多古町	東松崎	引越
成田土木事務所	436	引越1	香取郡多古町	東松崎	引越
成田土木事務所	437	牛尾1	香取郡多古町	船越	下郷
成田土木事務所	438	染井2	香取郡多古町	染井	割田
成田土木事務所	439	船越1	香取郡多古町	船越	丸山
成田土木事務所	440	牛尾3	香取郡多古町	船越	牛尾
成田土木事務所	441	居合谷	香取郡多古町	多古	居合谷
成田土木事務所	442	高根	香取郡多古町	多古	駒木台
成田土木事務所	444	染井2	香取郡多古町	染井	原
成田土木事務所	445	台作	香取郡多古町	御所台	
成田土木事務所	446	広沼	香取郡多古町	染井	広沼
成田土木事務所	447	高根台	香取郡多古町	多古	高根台
成田土木事務所	448	高津原	香取郡多古町	高津原	
成田土木事務所	449	高田	香取郡多古町	南中	高田
成田土木事務所	450	佐野	香取郡多古町	喜多	佐野
成田土木事務所	451	坂	香取郡多古町	東松崎	坂
成田土木事務所	452	出沼	香取郡多古町	十余三	出沼
成田土木事務所	453	出沼2	香取郡多古町	十余三	出沼
成田土木事務所	454	松葉	香取郡多古町	東松崎	松葉
成田土木事務所	455	牛尾5	香取郡多古町	船越	上郷
成田土木事務所	456	新町	香取郡多古町	多古	新町
成田土木事務所	458	水戸1	香取郡多古町	水戸	石成

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
成田土木事務所	459	水戸2	香取郡多古町	水戸	石成
成田土木事務所	461	大原内2	香取郡多古町	多古	大原内
成田土木事務所	463	東佐野	香取郡多古町	喜多	東佐野
成田土木事務所	464	船越2	香取郡多古町	船越	堂谷
成田土木事務所	465	南借当	香取郡多古町	南中	南借当
成田土木事務所	468	南並木1	香取郡多古町	南中	南並木
成田土木事務所	469	南並木2	香取郡多古町	南中	南並木
成田土木事務所	470	宮	香取郡多古町	北中	南和田
成田土木事務所	471	柏熊	香取郡多古町	南玉造	柏熊
成田土木事務所	472	方田	香取郡多古町	南玉造	方田
成田土木事務所	473	本町	香取郡多古町	多古	本町
成田土木事務所	474	林1	香取郡多古町	林	
成田土木事務所	475	林2	香取郡多古町	林	
成田土木事務所	476	林3	香取郡多古町	林	
成田土木事務所	477	五反田	香取郡多古町	ゴタンダ	
成田土木事務所	478	佐野3	香取郡多古町	喜多	
成田土木事務所	479	寺作	香取郡多古町	寺作	
成田土木事務所	480	本町2	香取郡多古町	多古	本町
成田土木事務所	481	柏熊古墳	香取郡多古町	南玉造	柏熊
成田土木事務所	485	高谷	山武郡芝山町	高谷	
成田土木事務所	486	小原子	山武郡芝山町	小原子	上ノ山
成田土木事務所	489	新井田	山武郡芝山町	新井田	宮下
成田土木事務所	492	大台	山武郡芝山町	大台	宿
成田土木事務所	495	飯櫃	山武郡芝山町	飯櫃	飯櫃
成田土木事務所	496	辺田	山武郡芝山町	菱田	辺田
香取土木事務所	497	岩ヶ崎	香取市	佐原ホ	神田台
香取土木事務所	498	玉造	香取市	玉造	三王台
香取土木事務所	499	佐原ホ	香取市	佐原ホ	稲荷山
香取土木事務所	500	上宿台	香取市	佐原イ	上宿
香取土木事務所	501	新市場	香取市	新市場	スモタ
香取土木事務所	502	新寺	香取市	佐原ホ	掘之内
香取土木事務所	503	関戸	香取市	佐原イ	岩谷
香取土木事務所	505	大倉1	香取市	大倉	側高
香取土木事務所	506	大倉2	香取市	大倉	池ノ谷
香取土木事務所	507	大倉3	香取市	大倉	根古屋
香取土木事務所	508	大倉4	香取市	大倉	半田
香取土木事務所	509	中郷	香取市	大倉	代田
香取土木事務所	510	平台	香取市	佐原ホ	長谷
香取土木事務所	511	堀之内	香取市	堀之内	峰下
香取土木事務所	512	津宮	香取市	津宮	樹原
香取土木事務所	513	香取	香取市	香取	奥の宮
成田土木事務所	515	高倉	成田市	高倉	
成田土木事務所	516	西大須賀	成田市	西大須賀	四谷
香取土木事務所	517	神崎本宿2	香取郡神崎町	神崎本宿	
香取土木事務所	518	神崎本宿1	香取郡神崎町	神崎本宿	
香取土木事務所	519	神崎神宿	香取郡神崎町	神崎神宿	
香取土木事務所	520	並木1	香取郡神崎町	並木	
香取土木事務所	521	並木2	香取郡神崎町	並木	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
香取土木事務所	522	大貫	香取郡神崎町	大貫	藤ノ木
香取土木事務所	523	大貫2	香取郡神崎町	大貫	案内前
香取土木事務所	524	武田1	香取郡神崎町	武田	横峯
香取土木事務所	525	毛成	香取郡神崎町	毛成	
香取土木事務所	526	岡飯田の1	香取市	岡飯田	根古城
香取土木事務所	527	阿玉台2	香取市	阿玉台	牛谷
香取土木事務所	528	下飯田1	香取市	下飯田	根舞
香取土木事務所	529	下飯田3	香取市	下飯田	根舞
香取土木事務所	530	小房作	香取市	和泉	小房作
香取土木事務所	531	久保	香取市	久保	長作前
香取土木事務所	532	久保2	香取市	久保	妙見鳥
香取土木事務所	533	板取	香取市	木ノ内	板取
香取土木事務所	534	谷ツ	香取市	上小堀	谷ツ
香取土木事務所	535	根小屋3	香取市	下飯田	根小屋
香取土木事務所	536	東	香取市	貝塚	東
香取土木事務所	537	貝塚4	香取市	貝塚	辺多田
香取土木事務所	538	風王入	香取市	岡飯田	風王入
香取土木事務所	539	入ウソ	香取市	和泉	入ウソ
香取土木事務所	540	新福寺	香取市	上小堀	三井山
香取土木事務所	541	清水	香取市	虫幡	清水
香取土木事務所	542	瀬戸	香取市	下飯田	瀬戸
香取土木事務所	543	相ノ谷	香取市	貝塚	相ノ谷
香取土木事務所	544	増田1	香取市	増田	前畑
香取土木事務所	546	南谷1	香取市	岡飯田	南谷
香取土木事務所	547	辻下	香取市	虫幡	辻下
香取土木事務所	548	岡飯田の1	香取市	岡飯田	蔵谷
香取土木事務所	549	分郷1	香取市	分郷	新屋敷
香取土木事務所	550	分郷2	香取市	分郷	根古屋
香取土木事務所	551	辺田	香取市	五郷内	辺田田
香取土木事務所	552	門前	香取市	油田	門前
香取土木事務所	553	平台	香取市	内野	平台
香取土木事務所	554	阿玉台	香取市	久保	白内
香取土木事務所	555	一本松	香取市	小川	一本松
香取土木事務所	556	奥ノ台	香取市	府馬	奥ノ台
香取土木事務所	557	婦命台	香取市	府馬	婦命台
香取土木事務所	558	奥山	香取市	府馬	山之堆
香取土木事務所	559	原宿	香取市	府馬	原宿
香取土木事務所	560	向井油田	香取市	神生	
香取土木事務所	561	坂塙	香取市	府馬	坂塙
香取土木事務所	562	山倉	香取市	山倉	
香取土木事務所	563	山倉2	香取市	山倉	
香取土木事務所	564	山倉3	香取市	山倉	
香取土木事務所	565	山倉4	香取市	山倉	
香取土木事務所	566	大角	香取市	大角	
香取土木事務所	567	茶畑	香取市	府馬	茶畑
香取土木事務所	568	長谷	香取市	米野井	長谷
香取土木事務所	569	田部1	香取市	田部	
香取土木事務所	570	田部2	香取市	田部	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
香取土木事務所	571	田部3	香取市	田部	
香取土木事務所	572	田部4	香取市	田部	
香取土木事務所	573	田部5	香取市	田部	
香取土木事務所	574	田部6	香取市	田部	
香取土木事務所	575	田部7	香取市	田部	
香取土木事務所	576	南	香取市	新里	南
香取土木事務所	577	南2	香取市	新里	南
香取土木事務所	578	新里	香取市	新里	
香取土木事務所	579	入	香取市	府馬	入
香取土木事務所	581	府馬2	香取市	府馬	
香取土木事務所	582	長岡東	香取市	長岡	島内
香取土木事務所	583	部田	香取市	竹之内	部田
香取土木事務所	585	岩部1	香取市	岩部	
香取土木事務所	587	岩部	香取市	岩部	
香取土木事務所	590	向1	香取市	高萩	向
香取土木事務所	591	向2	香取市	高萩	向
香取土木事務所	592	西崎	香取市	岩部	西崎
香取土木事務所	593	荒北	香取市	荒北	
香取土木事務所	594	浅黄	香取市	苅毛	浅黄
香取土木事務所	595	西田部1	香取市	西田部	
香取土木事務所	596	西田部2	香取市	西田部	
香取土木事務所	597	苅毛	香取市	苅毛	
香取土木事務所	599	沢2	香取市	沢	辺田
香取土木事務所	600	沢	香取市	沢	
香取土木事務所	601	沢3	香取市	沢	
香取土木事務所	602	沢4	香取市	沢	
香取土木事務所	603	稲荷入	香取郡東庄町	大久保	稲荷入
香取土木事務所	604	稲荷入2	香取郡東庄町	大久保	稲荷入
香取土木事務所	605	羽計1	香取郡東庄町	羽計	
香取土木事務所	606	羽計2	香取郡東庄町	羽計	
香取土木事務所	607	夏目1	香取郡東庄町	夏目	
香取土木事務所	608	八幡2	香取郡東庄町	夏目	八幡
香取土木事務所	609	根方1	香取郡東庄町	笹川い	根方
香取土木事務所	610	根方2	香取郡東庄町	笹川い	根方
香取土木事務所	611	舟戸	香取郡東庄町	舟戸	
香取土木事務所	612	新切	香取郡東庄町	笹川い	新切
香取土木事務所	613	石出	香取郡東庄町	石出	
香取土木事務所	614	大久保1	香取郡東庄町	大久保	
香取土木事務所	615	大久保2	香取郡東庄町	大久保	
香取土木事務所	616	大久保3	香取郡東庄町	大久保	
香取土木事務所	617	大友	香取郡東庄町	大友	
香取土木事務所	618	八幡	香取郡東庄町	夏目	八幡
香取土木事務所	619	平山	香取郡東庄町	平山	
銚子土木事務所	620	栄町	銚子市	栄町	
銚子土木事務所	621	下森戸	銚子市	森戸町	
銚子土木事務所	622	海鹿島	銚子市	海鹿島町	
銚子土木事務所	623	諸持	銚子市	宮原町	
銚子土木事務所	624	後飯町	銚子市	後飯町	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
銚子土木事務所	625	桜井	銚子市	桜井町	
銚子土木事務所	626	笹本	銚子市	笹本町	
銚子土木事務所	627	春日町1	銚子市	春日町	
銚子土木事務所	628	春日町2	銚子市	春日町	
銚子土木事務所	629	春日町3	銚子市	春日町	
銚子土木事務所	630	春日町4	銚子市	春日町	
銚子土木事務所	632	春日町6	銚子市	春日町	
銚子土木事務所	633	春日町7	銚子市	春日町	
銚子土木事務所	634	春日町8	銚子市	春日町	
銚子土木事務所	635	森戸	銚子市	森戸町	
銚子土木事務所	636	清水町	銚子市	清水町	
銚子土木事務所	637	西小川町1	銚子市	西小川町	
銚子土木事務所	638	西小川町2	銚子市	西小川町	
銚子土木事務所	639	前宿1	銚子市	前宿町	
銚子土木事務所	640	前宿2	銚子市	前宿町	
銚子土木事務所	641	長崎	銚子市	長崎町	
銚子土木事務所	642	東小川	銚子市	東小川町	
銚子土木事務所	644	南	銚子市	南小川町	
銚子土木事務所	646	富川町	銚子市	富川町	
銚子土木事務所	647	豊里	銚子市	笹本町	
銚子土木事務所	648	北小川	銚子市	北小川町	
銚子土木事務所	649	本城	銚子市	本城町	6丁目
銚子土木事務所	650	名洗	銚子市	名洗町	
銚子土木事務所	651	名洗2	銚子市	名洗町	
銚子土木事務所	652	弥生町	銚子市	弥生町	
銚子土木事務所	653	三崎町	銚子市	三崎町	
銚子土木事務所	655	栄町2	銚子市	栄町	
銚子土木事務所	656	八木1	銚子市	八木町	
銚子土木事務所	657	八木2	銚子市	八木町	
海匠土木事務所	658	岩井	旭市	岩井	
海匠土木事務所	659	見広	旭市	見広	
海匠土木事務所	661	清滝1	旭市	清滝	
海匠土木事務所	664	横根	旭市	横根	
海匠土木事務所	665	八木	旭市	八木	
海匠土木事務所	666	塙1	旭市	塙	羽場
海匠土木事務所	667	塙2	旭市	塙	
海匠土木事務所	668	豊和	匝瑳市	大寺	
海匠土木事務所	669	飯塚	匝瑳市	飯塚	
海匠土木事務所	670	飯塚2	匝瑳市	飯塚	
海匠土木事務所	671	八重崎1	匝瑳市	椿	八重崎
海匠土木事務所	672	八重崎2	匝瑳市	椿	八重崎
海匠土木事務所	673	籠部田	匝瑳市	ハ	籠部田
海匠土木事務所	674	富谷	匝瑳市	ハ	富谷
海匠土木事務所	675	米倉	匝瑳市	ホ	米倉
海匠土木事務所	676	本郷	匝瑳市	貝塚	本郷
海匠土木事務所	677	久方	匝瑳市	久方	辺田場
海匠土木事務所	678	栄	匝瑳市	吉田	栄
海匠土木事務所	679	谷1	匝瑳市	吉田	谷

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
海匠土木事務所	680	谷2	匝瑳市	吉田	谷
海匠土木事務所	681	江川	匝瑳市	吉田	江川
海匠土木事務所	682	蒲野	匝瑳市	吉田	蒲野
海匠土木事務所	683	南山崎	匝瑳市	南山崎	
海匠土木事務所	684	入山崎	匝瑳市	入山崎	
海匠土木事務所	685	大堀1	匝瑳市	大堀	
海匠土木事務所	686	大堀	匝瑳市	大堀	
海匠土木事務所	687	大堀3	匝瑳市	大堀	
海匠土木事務所	688	桜井1	旭市	桜井	大門
海匠土木事務所	689	桜井2	旭市	桜井	江崎
海匠土木事務所	691	万才1	旭市	万才	清水
海匠土木事務所	692	万才2	旭市	万才	上鈴金
海匠土木事務所	693	岡	旭市	清和甲	外城
海匠土木事務所	694	清和甲	旭市	清和甲	荒辺
海匠土木事務所	695	清和甲2	旭市	清和甲	
海匠土木事務所	696	清和甲3	旭市	清和甲	荒辺
海匠土木事務所	697	南堀之内	旭市	南堀之内	佃
海匠土木事務所	698	船頭	旭市	南堀之内	船頭
海匠土木事務所	699	内谷	旭市	鑄木	内谷
海匠土木事務所	700	鑄木2	旭市	鑄木	谷ノ下
海匠土木事務所	701	岸湖	旭市	鑄木	岸湖
海匠土木事務所	702	小田部	山武郡横芝光町	小田部	上ノ台
海匠土木事務所	703	富下	山武郡横芝光町	富下	新洪
海匠土木事務所	704	富下2	山武郡横芝光町	富下	宮下
海匠土木事務所	705	宝米	山武郡横芝光町	宝米	塙
海匠土木事務所	706	篠本	山武郡横芝光町	篠本	篠本
山武土木事務所	707	岩崎1	東金市	東金	岩崎
山武土木事務所	708	岩崎	東金市	東金	岩崎
山武土木事務所	709	金谷	東金市	松之郷	金谷
山武土木事務所	710	後谷	東金市	松之郷	後谷
山武土木事務所	711	上宿	東金市	東金	上宿
山武土木事務所	712	新宿	東金市	東金	新宿
山武土木事務所	713	台方	東金市	台方	花輪
山武土木事務所	714	台方2	東金市	台方	大作
山武土木事務所	715	上宿2	東金市	台方	大門
山武土木事務所	716	谷1	東金市	東金	谷
山武土木事務所	717	谷2	東金市	東金	谷
山武土木事務所	718	田間	東金市	田間	峯下
山武土木事務所	719	道庭	東金市	道庭	石切
山武土木事務所	720	道庭2	東金市	道庭	作
山武土木事務所	721	馬場	東金市	東金	馬場
山武土木事務所	722	油井1	東金市	油井	油井根
山武土木事務所	723	油井2	東金市	油井	油井根
山武土木事務所	724	家之子	東金市	家之子	小金井
山武土木事務所	725	松之郷1	東金市	松之郷	東本郷
山武土木事務所	726	松之郷2	東金市	松之郷	小井戸
山武土木事務所	727	大豆谷	東金市	大豆谷	御堂坊
山武土木事務所	728	小野1	東金市	小野	岡ノ谷

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
山武土木事務所	729	萱野	山武郡大網白里町	萱野	下
山武土木事務所	730	金谷郷1	山武郡大網白里町	金谷郷	細田前
山武土木事務所	731	金谷郷2	山武郡大網白里町	金谷郷	金谷
山武土木事務所	732	砂田	山武郡大網白里町	砂田	北
山武土木事務所	733	小中	山武郡大網白里町	小中	谷
山武土木事務所	734	笹田	山武郡大網白里町	大網	笹田
山武土木事務所	736	本宿	山武郡大網白里町	大網	本宿
山武土木事務所	737	本宿2	山武郡大網白里町	大網	本宿
山武土木事務所	738	餅ノ木	山武郡大網白里町	餅ノ木	天神谷
山武土木事務所	739	養安寺2	山武郡大網白里町	養安寺	谷前
山武土木事務所	740	養安寺3	山武郡大網白里町	養安寺	殿谷
山武土木事務所	741	養安寺4	山武郡大網白里町	養安寺	中西
山武土木事務所	742	愛宕	山武市	成東	愛宕
山武土木事務所	743	御明	山武市	富田	御明
山武土木事務所	744	根蔵台	山武市	成東	根蔵台
山武土木事務所	745	寺崎	山武市	寺崎	常盤台
山武土木事務所	746	上町	山武市	成東	内宿
山武土木事務所	747	真行寺1	山武市	真行寺	亀井戸
山武土木事務所	748	親田	山武市	親田	谷
山武土木事務所	749	早船	山武市	早船	北ノ里
山武土木事務所	750	津辺1	山武市	津辺	浅間台
山武土木事務所	751	津辺2	山武市	津辺	要害
山武土木事務所	752	嶋戸	山武市	嶋戸	仲ノ町
山武土木事務所	753	板附	山武市	板附	西ノ台
山武土木事務所	754	姫島	山武市	姫塚	姫塚
山武土木事務所	755	富士見台	山武市	成東	富士見
山武土木事務所	756	富田西	山武市	富田	雛鶴
山武土木事務所	757	富田東	山武市	富田	大日向
山武土木事務所	758	野掘	山武市	野掘	夕日前
山武土木事務所	759	新泉	山武市	新泉	新敷
山武土木事務所	760	真行寺2	山武市	真行寺	
山武土木事務所	761	榎崎2	山武市	榎崎	西大権
山武土木事務所	762	榎崎1	山武市	榎崎	向台
山武土木事務所	763	矢部	山武市	矢部	平台
山武土木事務所	764	戸田	山武市	戸田	根崎
山武土木事務所	765	横田	山武市	横田	身山
山武土木事務所	766	大木	山武市	大木	大口
山武土木事務所	767	引越	山武市	引越	丸ノ井
山武土木事務所	768	猿尾	山武市	猿尾	稲園
山武土木事務所	769	金尾	山武市	金尾	源郷
山武土木事務所	770	山室1	山武市	山室	城ノ台
山武土木事務所	771	山室2	山武市	山室	腰巻
山武土木事務所	772	山室3	山武市	山室	五郎台
山武土木事務所	773	松尾	山武市	松尾	末広
山武土木事務所	774	大堤	山武市	大堤	鷲ノ巣
山武土木事務所	775	谷津	山武市	谷津	西谷
山武土木事務所	776	田越1	山武市	田越	浅間下
山武土木事務所	777	八田1	山武市	八田	新堀

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
山武土木事務所	778	八田2	山武市	八田	新堀
山武土木事務所	779	八田3	山武市	八田	表場
山武土木事務所	780	田越2	山武市	田越	東ノ台
山武土木事務所	781	田越3	山武市	田越	南谷
山武土木事務所	782	姥山	山武郡横芝光町	姥山	下ノ内
山武土木事務所	783	牛熊	山武郡横芝光町	牛熊	宿
山武土木事務所	784	坂田	山武郡横芝光町	坂田	根古家
山武土木事務所	785	寺方	山武郡横芝光町	寺方	辺田
山武土木事務所	786	取立	山武郡横芝光町	取立	以王寺台
山武土木事務所	787	小堤	山武郡横芝光町	小堤	下和田
山武土木事務所	788	谷台	山武郡横芝光町	谷台	荒場
山武土木事務所	789	長倉1	山武郡横芝光町	長倉	宿
山武土木事務所	790	長倉2	山武郡横芝光町	長倉	宿
長生土木事務所	791	押日	茂原市	押日	下
長生土木事務所	792	下永吉	茂原市	下永吉	南平塚
長生土木事務所	793	桂1	茂原市	桂	小谷
長生土木事務所	794	腰当	茂原市	腰当	南谷
長生土木事務所	795	巡田2	茂原市	本納	巡田
長生土木事務所	796	上永吉1	茂原市	上永吉	大作
長生土木事務所	797	上永吉2	茂原市	上永吉	大坪
長生土木事務所	798	上永吉3	茂原市	上永吉	八幡山
長生土木事務所	799	本納	茂原市	本納	本町
長生土木事務所	800	長谷1	茂原市	長谷	屈ノ井
長生土木事務所	801	長谷2	茂原市	長谷	柳谷
長生土木事務所	802	滝ノ谷	茂原市	本納	右衛門郭
長生土木事務所	803	本納2	茂原市	本納	
長生土木事務所	804	台田	茂原市	台田	宮殿前
長生土木事務所	805	小林	茂原市	小林	打出
長生土木事務所	806	石神	茂原市	石神	日当り
長生土木事務所	807	桂2	茂原市	桂	谷
長生土木事務所	808	大登	茂原市	大登	東谷
長生土木事務所	809	上永吉6	茂原市	上永吉	
長生土木事務所	810	一宮1	長生郡一宮町	一宮	本給大坂
長生土木事務所	811	西門前	長生郡一宮町	一宮	西門前
長生土木事務所	812	大村	長生郡一宮町	東浪見	大村
長生土木事務所	814	寺崎	茂原市	寺崎	富士の腰
長生土木事務所	815	大上2	茂原市	大上	宮ノ脇
長生土木事務所	816	大上3	茂原市	大上	猿網
長生土木事務所	817	妙楽寺4	茂原市	妙楽寺	駒返
長生土木事務所	818	北山田	茂原市	北山田	北長谷
長生土木事務所	819	妙楽寺2	茂原市	妙楽寺	郷戸
長生土木事務所	820	妙楽寺3	茂原市	妙楽寺	宮下
長生土木事務所	821	佐貫4	茂原市	佐貫	羽根沢
長生土木事務所	822	山根	長生郡長柄町	山根	大和久
長生土木事務所	826	長柄山1	長生郡長柄町	長柄山	上宿
長生土木事務所	827	長柄山2	長生郡長柄町	長柄山	下宿
長生土木事務所	830	地藏前1	長生郡長南町	長南	地藏前
長生土木事務所	831	地藏前2	長生郡長南町	長南	地藏前

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
長生土木事務所	832	米満	長生郡長南町	米満	曾入道
長生土木事務所	833	米満2	長生郡長南町	米満	
夷隅土木事務所	835	鶴原	勝浦市	鶴原	天王山
夷隅土木事務所	836	家ノ谷	勝浦市	鶴原	家ノ谷
夷隅土木事務所	837	鶴原2	勝浦市	鶴原	万俣
夷隅土木事務所	838	鶴原3	勝浦市	鶴原	崖塚
夷隅土木事務所	839	王子	勝浦市	興津	王子
夷隅土木事務所	840	吉尾	勝浦市	吉尾	
夷隅土木事務所	841	家名	勝浦市	興津	家名
夷隅土木事務所	842	興津	勝浦市	興津	家ノ田
夷隅土木事務所	843	興津2	勝浦市	興津	家ノ田
夷隅土木事務所	844	串浜	勝浦市	串浜	春日浦
夷隅土木事務所	845	船附	勝浦市	串浜	船付
夷隅土木事務所	846	串浜の2	勝浦市	串浜	上敷
夷隅土木事務所	847	原	勝浦市	樋野	原
夷隅土木事務所	848	向台	勝浦市	鶴原	向台
夷隅土木事務所	849	荒熊	勝浦市	守谷	荒熊
夷隅土木事務所	850	志島	勝浦市	沢倉	志島
夷隅土木事務所	851	志別当	勝浦市	新官	志別当
夷隅土木事務所	852	守谷	勝浦市	守谷	急坂
夷隅土木事務所	854	守谷2	勝浦市	守谷	茂浦
夷隅土木事務所	855	守谷3	勝浦市	守谷	茂浦
夷隅土木事務所	856	大作	勝浦市	守谷	大作
夷隅土木事務所	857	出水	勝浦市	出水	登ヶ谷
夷隅土木事務所	859	墨名	勝浦市	出水	矢名口
夷隅土木事務所	860	長ヶ谷	勝浦市	出水	本海老
夷隅土木事務所	861	井戸尻	勝浦市	串浜	春日台
夷隅土木事務所	862	松部	勝浦市	松部	塚ノ台
夷隅土木事務所	863	松部の2	勝浦市	松部	新屋敷
夷隅土木事務所	864	松部4	勝浦市	松部	場代
夷隅土木事務所	866	浜勝浦の3	勝浦市	松部	新屋敷
夷隅土木事務所	867	新屋敷2	勝浦市	松部	新屋敷
夷隅土木事務所	868	新官	勝浦市	新官	瀬戸
夷隅土木事務所	869	新官の2	勝浦市	新官	中島
夷隅土木事務所	870	北見坊	勝浦市	新官	北見坊
夷隅土木事務所	871	新官3	勝浦市	新官	志別当
夷隅土木事務所	872	新官4	勝浦市	新官	風早
夷隅土木事務所	873	新官5	勝浦市	新官	瀬戸浜
夷隅土木事務所	874	新官6	勝浦市	新官	瀬戸
夷隅土木事務所	875	新地ヶ台	勝浦市	浜勝浦	新地ヶ
夷隅土木事務所	876	川津	勝浦市	川津	川津
夷隅土木事務所	877	三田	勝浦市	川津	三田
夷隅土木事務所	878	萬名浦	勝浦市	川津	萬名浦
夷隅土木事務所	879	南谷の1	勝浦市	川津	南谷
夷隅土木事務所	880	ピリ谷	勝浦市	川津	ピリ谷
夷隅土木事務所	881	川津北	勝浦市	川津	
夷隅土木事務所	884	峯平	勝浦市	川津	峯平
夷隅土木事務所	885	川津2	勝浦市	川津	ピリ谷

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
夷隅土木事務所	886	見長谷	勝浦市	松部	船附
夷隅土木事務所	887	船附2	勝浦市	松部	船附
夷隅土木事務所	888	東之谷	勝浦市	大沢	東谷
夷隅土木事務所	889	盛沢	勝浦市	沢倉	盛沢
夷隅土木事務所	890	鶴ヶ沢	勝浦市	沢倉	鶴ヶ沢
夷隅土木事務所	891	蓬谷	勝浦市	沢倉	稲荷谷
夷隅土木事務所	892	西沢	勝浦市	沢倉	西沢
夷隅土木事務所	893	沢倉	勝浦市	沢倉	下志島
夷隅土木事務所	895	内出	勝浦市	部原	内出
夷隅土木事務所	896	浜行川	勝浦市	浜行川	横道
夷隅土木事務所	897	小森	勝浦市	浜行川	小森
夷隅土木事務所	898	四山が谷1	勝浦市	浜行川	横道
夷隅土木事務所	900	浜行川2	勝浦市	浜行川	柳作
夷隅土木事務所	901	浜行川3	勝浦市	浜行川	浜道
夷隅土木事務所	902	浜行川4	勝浦市	浜行川	瀧谷
夷隅土木事務所	903	浜勝浦	勝浦市	浜勝浦	南
夷隅土木事務所	904	部原	勝浦市	部原	カケ下
夷隅土木事務所	905	部原2	勝浦市	部原	祢宣谷
夷隅土木事務所	906	墨名の2	勝浦市	墨名	
夷隅土木事務所	907	墨名3	勝浦市	墨名	家ノ谷
夷隅土木事務所	908	理想郷1	勝浦市	鶴原	志村
夷隅土木事務所	909	理想郷2	勝浦市	鶴原	勝場
夷隅土木事務所	910	駒形	勝浦市	浜勝浦	駒形
夷隅土木事務所	911	松部の3	勝浦市	松部	田原
夷隅土木事務所	912	浜3	夷隅郡御宿町	浜	岩ノ山
夷隅土木事務所	913	亀ノ越	夷隅郡御宿町	浜	亀ノ越
夷隅土木事務所	914	五神山	夷隅郡御宿町	六軒町	五神山
夷隅土木事務所	915	小部田	夷隅郡御宿町	須賀	小部田
夷隅土木事務所	916	神部田	夷隅郡御宿町	高山田	神部田
夷隅土木事務所	917	杉山	夷隅郡御宿町	高山田	杉山
夷隅土木事務所	918	赤羽根	夷隅郡御宿町	高山田	赤羽根
夷隅土木事務所	919	大部田	夷隅郡御宿町	須賀	大部田
夷隅土木事務所	920	鶴石	夷隅郡御宿町	浜	鶴石
夷隅土木事務所	921	天ノ森	夷隅郡御宿町	六軒町	天ノ森
夷隅土木事務所	922	浜の2	夷隅郡御宿町	浜	岩ヶ山
夷隅土木事務所	923	浜ノ谷	夷隅郡御宿町	浜	浜ノ谷
夷隅土木事務所	924	岡ノ谷1	いすみ市	岩船	岡ノ谷
夷隅土木事務所	925	岡ノ谷2	いすみ市	岩船	岡ノ谷
夷隅土木事務所	926	岸	いすみ市	新田	岸
夷隅土木事務所	927	硯	いすみ市	下布施	硯
夷隅土木事務所	928	根	いすみ市	小沢	根
夷隅土木事務所	929	三十根1	いすみ市	岩船	三十根
夷隅土木事務所	930	三十根2	いすみ市	岩船	三十根
夷隅土木事務所	931	岩船の2	いすみ市	岩船	三十根
夷隅土木事務所	932	小山	いすみ市	釈迦谷	小山
夷隅土木事務所	933	小東田	いすみ市	大原	小東田
夷隅土木事務所	934	上西部田	いすみ市	釈迦谷	上西部田
夷隅土木事務所	937	大練	いすみ市	高谷	大練

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
夷隅土木事務所	938	大和田	いすみ市	下原	大和田
夷隅土木事務所	939	岩船	いすみ市	岩船	谷畑
夷隅土木事務所	940	長志下1	いすみ市	長志	長志下
夷隅土木事務所	941	長志下2	いすみ市	長志	長志下
夷隅土木事務所	942	八幡	いすみ市	大原	八幡
夷隅土木事務所	943	弥勒堂	いすみ市	和泉	弥勒堂
夷隅土木事務所	944	殿台	いすみ市	鴨根	殿台
夷隅土木事務所	945	東一ノ作	いすみ市	谷上	東一ノ
夷隅土木事務所	946	横山1	夷隅郡大多喜町	横山	
夷隅土木事務所	947	横山2	夷隅郡大多喜町	横山	
夷隅土木事務所	948	葛藤1	夷隅郡大多喜町	葛藤	
夷隅土木事務所	949	久我原	夷隅郡大多喜町	久我原	
夷隅土木事務所	950	高谷	夷隅郡大多喜町	下大多喜	高谷
夷隅土木事務所	951	葛藤2	夷隅郡大多喜町	葛藤	
夷隅土木事務所	952	小土呂1	夷隅郡大多喜町	小土呂	
夷隅土木事務所	953	小土呂2	夷隅郡大多喜町	小土呂	
夷隅土木事務所	954	上原1	夷隅郡大多喜町	上原	
夷隅土木事務所	955	上原2	夷隅郡大多喜町	上原	
夷隅土木事務所	956	西部田	夷隅郡大多喜町	西部田	
夷隅土木事務所	957	泉水1	夷隅郡大多喜町	泉水	
夷隅土木事務所	958	泉水2	夷隅郡大多喜町	泉水	
夷隅土木事務所	959	台	夷隅郡大多喜町	下大多喜	台
夷隅土木事務所	961	太田代	夷隅郡大多喜町	太田代	
夷隅土木事務所	962	中野	夷隅郡大多喜町	中野	
夷隅土木事務所	963	八声	夷隅郡大多喜町	八声	
夷隅土木事務所	964	峯之越	夷隅郡大多喜町	下大多喜	峯之越
夷隅土木事務所	965	鍛冶	夷隅郡大多喜町	横山	鍛冶
夷隅土木事務所	966	神置	いすみ市	神置	
夷隅土木事務所	967	正立寺	いすみ市	正立寺	
夷隅土木事務所	968	上須賀谷	いすみ市	須賀谷	
安房土木事務所	969	奥谷1	鴨川市	江見内遠野	中谷
安房土木事務所	970	奥谷2	鴨川市	平塚	石畑
安房土木事務所	971	横手	鴨川市	粟斗	横手
安房土木事務所	972	鴨川	鴨川市	貝渚	魚見塚
安房土木事務所	973	橋本	鴨川市	畑	橋本
安房土木事務所	975	高鶴	鴨川市	上	高鶴
安房土木事務所	976	細谷	鴨川市	畑	細谷
安房土木事務所	977	坂下	鴨川市	東町	坂下
安房土木事務所	978	市井原	鴨川市	市井原	
安房土木事務所	979	駿河浜	鴨川市	天面	駿河浜
安房土木事務所	981	西山	鴨川市	西山	上野山
安房土木事務所	982	青木	鴨川市	江見青木	青木
安房土木事務所	984	太海1	鴨川市	太海浜	太海
安房土木事務所	990	埋田	鴨川市	金束	埋田
安房土木事務所	992	仁我浦	南房総市	仁我浦	
安房土木事務所	993	和田	南房総市	和田	
安房土木事務所	994	真浦	南房総市	真浦	
安房土木事務所	995	和田2	南房総市	和田	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
安房土木事務所	996	向畑	南房総市	向畑	
安房土木事務所	999	中三原1	南房総市	黒岩	
安房土木事務所	1000	小向	南房総市	小向	
安房土木事務所	1001	スルス森	南房総市	磯森	
安房土木事務所	1003	白渚	南房総市	白渚	
安房土木事務所	1004	沼	南房総市	沼	
安房土木事務所	1005	寄浦	鴨川市	内浦	寄浦
安房土木事務所	1006	小湊1	鴨川市	小湊	祓町
安房土木事務所	1007	小湊2	鴨川市	小湊	小湊山
安房土木事務所	1008	小湊3	鴨川市	小湊	小船谷町
安房土木事務所	1009	小湊4	鴨川市	小湊	小船谷町
安房土木事務所	1010	小湊5	鴨川市	小湊	小船谷町
安房土木事務所	1011	小湊6	鴨川市	内浦	北町
安房土木事務所	1012	小湊7	鴨川市	小湊	市川
安房土木事務所	1013	城戸	鴨川市	天津	北城土
安房土木事務所	1015	実入	鴨川市	天津	実入
安房土木事務所	1017	川脇1	鴨川市	天津	川脇
安房土木事務所	1018	川脇2	鴨川市	天津	梶原宿
安房土木事務所	1019	長谷	鴨川市	小湊	
安房土木事務所	1021	天津1	鴨川市	天津	白崎
安房土木事務所	1022	天津3	鴨川市	天津	浜町
安房土木事務所	1023	天津4	鴨川市	天津	山神前
安房土木事務所	1024	内浦2	鴨川市	内浦	新町
安房土木事務所	1025	内浦3	鴨川市	内浦	石ノ上
安房土木事務所	1026	内浦4	鴨川市	内浦	石ノ上
安房土木事務所	1027	内浦	鴨川市	内浦	
安房土木事務所	1028	内浦5	鴨川市	内浦	寄浦
安房土木事務所	1029	内浦6	鴨川市	内浦	寄浦
安房土木事務所	1030	内浦7	鴨川市	内浦	寄浦
安房土木事務所	1031	浜萩1	鴨川市	浜萩	東山際
安房土木事務所	1032	海ヶ谷	鴨川市	小湊	海ヶ谷
安房土木事務所	1033	堂之下	館山市	船形	堂之下
安房土木事務所	1035	川名1	館山市	川名	新町那古
安房土木事務所	1036	那古山	館山市	那古	
安房土木事務所	1037	那古1	館山市	那古	柳作
安房土木事務所	1038	那古2	館山市	那古	山岸
安房土木事務所	1041	亀ヶ原	館山市	亀ヶ原	青木根
安房土木事務所	1042	根古屋	館山市	館山	根古屋
安房土木事務所	1043	岡宮城	館山市	宮城	岡宮城
安房土木事務所	1047	伊戸	館山市	伊戸	松葉
安房土木事務所	1048	根本	館山市	坂足	久保田
安房土木事務所	1049	小沼	館山市	小沼	作田
安房土木事務所	1050	洲宮1	館山市	洲宮	大作
安房土木事務所	1051	洲宮2	館山市	洲宮	大作
安房土木事務所	1052	佐野	館山市	佐野	谷口
安房土木事務所	1053	松岡	館山市	竜岡	西条
安房土木事務所	1054	相浜	館山市	相浜	香取
安房土木事務所	1055	布良	館山市	布良	鯨山

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
安房土木事務所	1056	神余	館山市	神余	粟ノ前
安房土木事務所	1057	岡田	館山市	岡田	西ノ谷
安房土木事務所	1058	古茂口1	館山市	古茂口	小谷
安房土木事務所	1059	古茂口2	館山市	古茂口	地藏谷
安房土木事務所	1060	山本1	館山市	山本	堀之内
安房土木事務所	1062	田辺	館山市	竹原	田辺
安房土木事務所	1063	横枕	館山市	竹原	横枕
安房土木事務所	1065	船形2	館山市	船形	新山
安房土木事務所	1066	川名2	館山市	川名	鳥居山
安房土木事務所	1067	波佐間	館山市	波佐間	稲荷前
安房土木事務所	1068	宮ノ台	南房総市	豊岡	宮ノ台
安房土木事務所	1069	故郷地	南房総市	南無谷	故郷地
安房土木事務所	1071	坂ノ下	南房総市	豊岡	坂ノ下
安房土木事務所	1073	小浜	南房総市	南無谷	小浜
安房土木事務所	1074	新宿	南房総市	豊岡	新宿
安房土木事務所	1076	石小浦	南房総市	南無谷	石小浦
安房土木事務所	1077	丹生1	南房総市	丹生	鶴舞
安房土木事務所	1079	丹生2	南房総市	丹生	桑ケ谷
安房土木事務所	1080	用害	南房総市	豊岡	用害
安房土木事務所	1082	丹生3	南房総市	丹生	津保ケ
安房土木事務所	1085	深名2	南房総市	深名	叶神
安房土木事務所	1086	尚町	南房総市	小浦	尚町
安房土木事務所	1087	南ケ谷	南房総市	小浦	南ケ谷
安房土木事務所	1088	磯ケ谷	安房郡鋸南町	岩井袋	磯ケ谷
安房土木事務所	1091	岩井袋	安房郡鋸南町	岩井袋	尾崎
安房土木事務所	1092	東田子	安房郡鋸南町	下佐久間	東田子
安房土木事務所	1093	大門	安房郡鋸南町	下佐久間	大門
安房土木事務所	1094	和見	安房郡鋸南町	下佐久間	和見
安房土木事務所	1095	大黒山	安房郡鋸南町	勝山	大黒山
安房土木事務所	1096	内宿	安房郡鋸南町	勝山	内宿
安房土木事務所	1097	板井ケ谷	安房郡鋸南町	竜島	板井ケ
安房土木事務所	1098	板井ケ谷2	安房郡鋸南町	竜島	板井ケ
安房土木事務所	1099	玉ノ井	安房郡鋸南町	竜島	玉ノ井
安房土木事務所	1100	中井ケ谷	安房郡鋸南町	上佐久間	中井ケ
安房土木事務所	1101	三出久保	安房郡鋸南町	上佐久間	三出久
安房土木事務所	1102	内代	安房郡鋸南町	奥山	内代
安房土木事務所	1103	横道	安房郡鋸南町	大崩	横道
安房土木事務所	1104	敷ケ谷	安房郡鋸南町	保田	敷ケ谷
安房土木事務所	1105	田端	安房郡鋸南町	大帷子	田端
安房土木事務所	1106	亀磯	安房郡鋸南町	吉浜	亀磯
安房土木事務所	1108	日陰	安房郡鋸南町	吉浜	日陰
安房土木事務所	1111	内田	南房総市	増間	内田
安房土木事務所	1113	塩浦	南房総市	白浜	塩浦
安房土木事務所	1114	乙浜	南房総市	白浜	明堂
安房土木事務所	1115	小滝	南房総市	白浜	小滝
安房土木事務所	1116	青木	南房総市	白浜	根本前
安房土木事務所	1117	東坊田	南房総市	滝口	東坊田
安房土木事務所	1118	名倉	南房総市	白浜	覆ケ谷

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
安房土木事務所	1119	西坊田	南房総市	滝口	西坊田
安房土木事務所	1120	岡瀬田	南房総市	南朝夷	岡瀬田
安房土木事務所	1123	千田	南房総市	千田	東坂口
安房土木事務所	1124	千田境	南房総市	大川	千田境
安房土木事務所	1125	大田	南房総市	宇田	大田
安房土木事務所	1126	谷	南房総市	北朝夷	谷
安房土木事務所	1127	谷田	南房総市	大貫	谷田
安房土木事務所	1129	白間津	南房総市	白間津	宮ノ前
安房土木事務所	1130	平磯	南房総市	平磯	割石
安房土木事務所	1131	平館	南房総市	平館	大磯原
安房土木事務所	1133	牧田	南房総市	牧田	上野山
安房土木事務所	1134	蓮台枝	南房総市	北朝夷	蓮台枝
安房土木事務所	1138	本郷	南房総市	宇田	本郷
安房土木事務所	1141	下久根	南房総市	大井	下久根
安房土木事務所	1142	下道	南房総市	安馬谷	下道
安房土木事務所	1143	釜滝	南房総市	珠師ケ谷	釜滝
安房土木事務所	1144	岩糸	南房総市	岩糸	谷頭
安房土木事務所	1146	根方	南房総市	杓見	根方
安房土木事務所	1147	根本前	南房総市	石堂	根本前
安房土木事務所	1149	市場	南房総市	丸本郷	市場
安房土木事務所	1150	上郷	南房総市	加茂	上郷
安房土木事務所	1151	真野	南房総市	久保	真野谷
安房土木事務所	1152	神門	南房総市	加茂	神門
安房土木事務所	1153	清水	南房総市	丸本郷	清水
安房土木事務所	1154	西根	南房総市	宮下	西根
安房土木事務所	1155	石堂	南房総市	石堂	永野
安房土木事務所	1157	石堂原	南房総市	石堂	根方
安房土木事務所	1158	曾我1	南房総市	珠師ケ谷	曾我
安房土木事務所	1160	大沼	南房総市	安馬谷	大沼
安房土木事務所	1161	大庭	南房総市	珠師ケ谷	大庭
安房土木事務所	1163	塚崎	南房総市	杓見	塚崎
安房土木事務所	1164	東台	南房総市	宮下	東台
安房土木事務所	1167	本郷	南房総市	加茂	本郷
安房土木事務所	1168	嶺岡	南房総市	大井	嶺岡
君津土木事務所	1169	太田	木更津市	太田	鳥居
君津土木事務所	1170	東太田	木更津市	中尾	
君津土木事務所	1171	畑沢2	木更津市	畑沢	浜ケ谷
君津土木事務所	1172	真里谷2	木更津市	真里谷	基イ
君津土木事務所	1174	茅野七曲	木更津市	茅野七曲	西ケ谷
君津土木事務所	1176	黄和田畑	君津市	黄和田畑	北畑
君津土木事務所	1177	釜生	君津市	釜生	
君津土木事務所	1179	久留里1	君津市	久留里	戸張間谷
君津土木事務所	1180	久留里2	君津市	久留里	戸張間谷
君津土木事務所	1181	原	君津市	坂田	
君津土木事務所	1182	坂田	君津市	坂田	
君津土木事務所	1183	山本の1	君津市	山本	狩塚
君津土木事務所	1184	山本3	君津市	山本	野元
君津土木事務所	1186	小市部	君津市	小市部	弘ノ台

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	1187	人見	君津市	人見	山下
君津土木事務所	1188	西原	君津市	西原	平沢
君津土木事務所	1189	大井戸根本	君津市	大井	下根本
君津土木事務所	1190	大井戸	君津市	大井戸	
君津土木事務所	1191	大戸見	君津市	大戸見	
君津土木事務所	1192	大野台1	君津市	大野台	前山
君津土木事務所	1193	大野台2	君津市	大野台	和見山
君津土木事務所	1194	大和田1	君津市	大和田	2丁目
君津土木事務所	1195	大和田2	君津市	大和田	1丁目
君津土木事務所	1196	中島1	君津市	中島	武勇谷
君津土木事務所	1197	中島2	君津市	中島	武勇谷
君津土木事務所	1198	長石	君津市	長石	爪倉
君津土木事務所	1199	長谷川	君津市	長谷川	熊竹
君津土木事務所	1200	怒田	君津市	怒田	
君津土木事務所	1201	馬込	君津市	人見	馬込
君津土木事務所	1202	法木	君津市	法木	
君津土木事務所	1203	大井戸2	君津市	大井戸	
君津土木事務所	1204	海良	富津市	海良	
君津土木事務所	1205	鬼ヶ谷の1	富津市	金谷	
君津土木事務所	1206	鬼ヶ谷の2	富津市	金谷	
君津土木事務所	1207	鬼ヶ谷3	富津市	岩瀬	鬼ヶ谷
君津土木事務所	1208	金谷	富津市	金谷	富貴
君津土木事務所	1209	金谷2	富津市	金谷	大沢
君津土木事務所	1210	高根	富津市	小久保	
君津土木事務所	1211	金谷新町	富津市	金谷	
君津土木事務所	1212	数馬	富津市	数馬	
君津土木事務所	1213	相野谷	富津市	相野谷	
君津土木事務所	1214	湊	富津市	湊	
君津土木事務所	1216	田尻	富津市	金谷	本町
君津土木事務所	1217	坂面	富津市	萩生	坂面
君津土木事務所	1218	萩生	富津市	萩生	熊ノ前
君津土木事務所	1220	萩ノ谷	富津市	亀田	
君津土木事務所	1221	相川	富津市	相川	清水
君津土木事務所	1222	谷萩	富津市	萩生	谷坪
君津土木事務所	1223	奈良輪	袖ヶ浦市	奈良輪	
君津土木事務所	1224	飯富2	袖ヶ浦市	飯富	川崎
君津土木事務所	1225	下新田	袖ヶ浦市	下新田	
君津土木事務所	1226	岩井	袖ヶ浦市	岩井	谷
君津土木事務所	1227	下泉	袖ヶ浦市	下泉	
君津土木事務所	1228	房根	袖ヶ浦市	上泉	
君津土木事務所	1229	上泉の2	袖ヶ浦市	上泉	
君津土木事務所	1230	野里	袖ヶ浦市	野里	
君津土木事務所	1231	神納	袖ヶ浦市	神納	
君津土木事務所	1232	飯富	袖ヶ浦市	飯富	
君津土木事務所	1234	神納2	袖ヶ浦市	神納	堀込
君津土木事務所	1236	上宮田1	袖ヶ浦市	上宮田	殿谷
君津土木事務所	1238	林1	袖ヶ浦市	林	勝木谷
夷隅土木事務所	1239	大船谷	いすみ市	大原	菅之谷

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
千葉土木事務所	1240	長作町3	千葉市花見川区	長作町	
千葉土木事務所	1241	畑町2	千葉市花見川区	畑町	
千葉土木事務所	1242	長作町5	千葉市花見川区	長作町	
千葉土木事務所	1243	天戸町3	千葉市花見川区	天戸町	
千葉土木事務所	1244	小仲台2	千葉市稲毛区	小仲台	6丁目
千葉土木事務所	1245	椿森	千葉市中央区	椿森	6丁目
千葉土木事務所	1246	市場町	千葉市中央区	市場町	
千葉土木事務所	1247	葛城	千葉市中央区	葛城	1丁目
千葉土木事務所	1248	千葉寺町	千葉市中央区	千葉寺町	
千葉土木事務所	1249	宮崎町2	千葉市中央区	宮崎町	
千葉土木事務所	1250	仁戸名町1	千葉市中央区	仁戸名町	
千葉土木事務所	1251	仁戸名町2	千葉市中央区	仁戸名町	
千葉土木事務所	1252	生実町1	千葉市中央区	生実町	
千葉土木事務所	1253	生実町2	千葉市中央区	生実町	
千葉土木事務所	1254	殿台町	千葉市若葉区	殿台町	
千葉土木事務所	1255	みつわ台	千葉市若葉区	源町	
千葉土木事務所	1256	貝塚町2	千葉市若葉区	貝塚町	
千葉土木事務所	1257	加曽利町3	千葉市若葉区	加曽利町	
千葉土木事務所	1258	多部田町	千葉市若葉区	多部田町	
千葉土木事務所	1259	高根町2	千葉市若葉区	高根町	
千葉土木事務所	1260	中野町	千葉市若葉区	中野町	
千葉土木事務所	1261	千城台南	千葉市若葉区	千城台南	
千葉土木事務所	1262	高田町	千葉市緑区	高田町	
千葉土木事務所	1263	大金沢町	千葉市緑区	大金沢町	
千葉土木事務所	1264	藤崎4	習志野市	藤崎	4丁目
千葉土木事務所	1265	下高野	八千代市	下高野	亀井田
千葉土木事務所	1266	小池	八千代市	小池	宮下
千葉土木事務所	1267	島田4	八千代市	島田	
千葉土木事務所	1268	吉橋	八千代市	吉橋	妙見前
葛南土木事務所	1269	大野11	市川市	大野町	3丁目
葛南土木事務所	1270	中山1	市川市	中山	4丁目
葛南土木事務所	1271	本北方	市川市	北方	3丁目
葛南土木事務所	1272	大野9	市川市	大野町	3丁目
葛南土木事務所	1273	市川	市川市	市川	4丁目
葛南土木事務所	1274	飯山満2	船橋市	飯山満町	3丁目
葛南土木事務所	1275	夏見2	船橋市	夏見	3丁目
葛南土木事務所	1276	夏見3	船橋市	夏見	6丁目
市原土木事務所	1277	奉免	市原市	奉免	1293
東葛飾土木事務所	1278	中和倉の3	松戸市	中和倉	寒風
東葛飾土木事務所	1279	腰巻	柏市	布瀬	腰巻
印旛土木事務所	1280	白井田	佐倉市	白井田	寺台
印旛土木事務所	1281	白井台	佐倉市	白井	大名宿
印旛土木事務所	1282	鑄木町	佐倉市	鑄木町	大谷津
印旛土木事務所	1284	城内町	佐倉市	城内町	
印旛土木事務所	1285	六崎	佐倉市	六崎	外海道
印旛土木事務所	1286	大崎台	印旛郡西々井町	上岩崎	大崎
印旛土木事務所	1287	馬々台	印西市	吉田	馬々台
印旛土木事務所	1288	久保作	印西市	吉高	久保作

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
印旛土木事務所	1289	株木	印西市	萩原	株木
印旛土木事務所	1290	谷田2	白井市	谷田	
印旛土木事務所	1291	戸神1	印西市	戸神	
印旛土木事務所	1292	松崎3	印西市	松崎	三郷
印旛土木事務所	1293	辺田前	印西市	中根	辺田前
印旛土木事務所	1294	興津	印旛郡栄町	興津	
印旛土木事務所	1295	安食大台	印旛郡栄町	安食	大台
印旛土木事務所	1296	安食辺弘前	印旛郡栄町	安食	辺引前
印旛土木事務所	1297	安食田中	印旛郡栄町	安食	田中
印旛土木事務所	1298	北辺田	印旛郡栄町	北辺田	堂西
印旛土木事務所	1299	矢口	印旛郡栄町	矢口	辺田
印旛土木事務所	1300	麻生	印旛郡栄町	麻生	馬場
成田土木事務所	1301	大生	成田市	大生	
成田土木事務所	1302	宝田3	成田市	宝田	
成田土木事務所	1303	大竹3	成田市	大竹	
成田土木事務所	1304	坂2	香取郡多古町	坂	ウシロ
成田土木事務所	1305	牛尾5	香取郡多古町	牛尾	居山
成田土木事務所	1306	東谷	香取郡多古町	南中	東谷
成田土木事務所	1307	北場	香取郡多古町	北中	北場
成田土木事務所	1308	井戸山3	香取郡多古町	井戸山	
成田土木事務所	1309	白榊	山武郡芝山町	大里	白榊
成田土木事務所	1311	新井田	山武郡芝山町	新井田	
香取土木事務所	1312	橋替1	香取市	玉造	上谷津
香取土木事務所	1313	橋替2	香取市	佐原	橋替
香取土木事務所	1314	橋替3	香取市	玉造	萩ノ作
成田土木事務所	1315	下門前2	成田市	名古屋	根掘
成田土木事務所	1316	名木	成田市	名木	青木
成田土木事務所	1317	大和田	成田市	大和田	堀ノ内
成田土木事務所	1318	四谷	成田市	西大須賀	渡戸
成田土木事務所	1319	成井	成田市	成井	居山
成田土木事務所	1320	大和田2	成田市	大和田	谷ツ
香取土木事務所	1321	並木	香取郡神崎町	並木	東ノ城
香取土木事務所	1322	立野	香取郡神崎町	立野	
香取土木事務所	1323	虫幡1	香取市	虫幡	屋敷添
香取土木事務所	1324	虫幡2	香取市	虫幡	矢ノ谷
香取土木事務所	1326	貝塚3	香取市	貝塚	猿田
香取土木事務所	1327	虫幡	香取市	虫幡	屋敷添
香取土木事務所	1328	阿玉台3	香取市	阿玉台	辺田
香取土木事務所	1330	鳩山	香取市	鳩山	
香取土木事務所	1331	木戸脇	香取市	高萩	木戸脇
香取土木事務所	1332	窪野谷	香取郡東庄町	窪野谷	
香取土木事務所	1333	小南	香取郡東庄町	小南	
銚子土木事務所	1334	西小川町4	銚子市	西小川町	
銚子土木事務所	1335	南小川町	銚子市	南小川町	
海匠土木事務所	1336	上永井	旭市	上永井	宮内
海匠土木事務所	1337	上永井2	旭市	上永井	青松
山武土木事務所	1338	松之郷3	東金市	松之郷	上中峠
山武土木事務所	1339	田中1	東金市	田中	蛇首

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
山武土木事務所	1340	養安寺1	山武郡大網白里町	養安寺	木曾谷
山武土木事務所	1341	中津田	山武市	中津田	北中
長生土木事務所	1342	上永吉5	茂原市	上永吉	霞谷
長生土木事務所	1343	綱島	茂原市	綱島	鼠谷
長生土木事務所	1344	巡田1	茂原市	本納	巡田
長生土木事務所	1345	味床1	長生郡長柄町	味床	堀口
長生土木事務所	1346	味床2	長生郡長柄町	味床	脇寺谷
夷隅土木事務所	1347	要子庵	勝浦市	興津	苗代
夷隅土木事務所	1348	苗代	勝浦市	興津	苗代
夷隅土木事務所	1349	向台の2	勝浦市	鶴原	向台
夷隅土木事務所	1350	大井	いすみ市	大原	大井
夷隅土木事務所	1351	大船谷の2	いすみ市	大原	大船谷
夷隅土木事務所	1353	船谷	いすみ市	岩船	船谷
夷隅土木事務所	1354	矢差戸	いすみ市	大原	谷畑
安房土木事務所	1355	磯村	鴨川市	磯村	山武郡横
安房土木事務所	1356	大淵	鴨川市	大海	大淵
安房土木事務所	1357	松郷	鴨川市	天面	
安房土木事務所	1358	天面	鴨川市	天面	鷹巢
安房土木事務所	1359	横根	鴨川市	東江見	鹿嶋
安房土木事務所	1360	辺田谷	南房総市	和田	
安房土木事務所	1361	天津2	鴨川市	天津	葛川
安房土木事務所	1362	浜茨2	鴨川市	浜茨	西山際
安房土木事務所	1363	内浦8	鴨川市	内浦	大風沢
安房土木事務所	1364	竜島	安房郡鋸南町	竜島	玉ノ井
安房土木事務所	1365	丹房	南房総市	加茂	丹房
安房土木事務所	1366	久麦	南房総市	岩糸	久麦
君津土木事務所	1367	真里谷	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	1368	八幡	富津市	八幡	宮下
君津土木事務所	1369	下泉2	袖ヶ浦市	下泉	谷田
君津土木事務所	1370	蔵波	袖ヶ浦市	蔵波	犬ヶ久保
千葉土木事務所	1371	長作町6	千葉市花見川区	長作町	
千葉土木事務所	1372	長作町7	千葉市花見川区	長作町	
成田土木事務所	1373	抱松	成田市	名古屋	
香取土木事務所	1374	貝塚5	香取市	貝塚	
香取土木事務所	1375	八本	香取市	八本	
香取土木事務所	1376	舟戸2	香取郡東庄町	舟戸	
山武土木事務所	1377	田間2	東金市	田間	峯下
東葛飾土木事務所	1378	中和倉の2	松戸市	中和倉	向山
印旛土木事務所	1379	高座木	佐倉市	飯野	高座木
銚子土木事務所	1380	栄町3	銚子市	栄町	
海匠土木事務所	1381	飯高	匝瑳市	飯高	
海匠土木事務所	1382	清和乙	旭市	清和乙	
長生土木事務所	1383	柴名	茂原市	茂原	柴名
長生土木事務所	1384	上太田	茂原市	上太田	
長生土木事務所	1385	綱島	茂原市	綱島	
長生土木事務所	1386	一宮小学校	長生郡一宮町	一宮	
長生土木事務所	1387	佐貫3	長生郡隆徳町	佐貫	
長生土木事務所	1388	妙楽寺1	長生郡隆徳町	妙楽寺	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

市轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
長生土木事務所	1389	芝原	長生郡長南町	芝原	
夷隅土木事務所	1390	南谷の2	勝浦市	川津	南谷
夷隅土木事務所	1391	四山が谷2	勝浦市	浜行川	横道
夷隅土木事務所	1392	矢差戸の2	いすみ市	大原	南川
夷隅土木事務所	1393	生島	いすみ市	下原	生島
君津土木事務所	1394	小浜	木更津市	小浜	
君津土木事務所	1395	畑沢	木更津市	畑沢	岡清水
君津土木事務所	1396	山本の2	君津市	山本	野元
君津土木事務所	1397	怒田2	君津市	怒田	
君津土木事務所	1398	奈良輪2	袖ヶ浦市	福王台	4丁目
君津土木事務所	1399	飯富3	袖ヶ浦市	飯富	
千葉土木事務所	1400	坂月町3	千葉市若葉区	坂月町	
千葉土木事務所	1401	下大南房総市3	千葉市緑区	下大南房総市	
千葉土木事務所	1402	越知町13	千葉市緑区	越知町	
千葉土木事務所	1403	神久保2	八千代市	神久保	
千葉土木事務所	1404	佐山2	八千代市	佐山	
千葉土木事務所	1405	神野1	八千代市	神野	
千葉土木事務所	1406	村上3	八千代市	村上	
千葉土木事務所	1407	勝田1	八千代市	勝田	
千葉土木事務所	1408	勝田2	八千代市	勝田	
葛南土木事務所	1409	鈴身町1	船橋市	鈴身町	
市原土木事務所	1410	山木8	市原市	山木	
市原土木事務所	1411	高田3	市原市	高田	
市原土木事務所	1412	潤井戸2	市原市	潤井戸	
市原土木事務所	1413	大成2	市原市	大成	
市原土木事務所	1414	大成6	市原市	大成	
市原土木事務所	1415	金剛地1 2	市原市	金剛寺	
市原土木事務所	1416	姉崎8	市原市	姉崎	
市原土木事務所	1417	海保5	市原市	海保	
市原土木事務所	1418	今富1	市原市	今富	
市原土木事務所	1419	今富3	市原市	今富	
市原土木事務所	1420	不入斗4	市原市	不入斗	
市原土木事務所	1421	不入斗5	市原市	不入斗	
市原土木事務所	1422	不入斗8	市原市	不入斗	
市原土木事務所	1423	椎津1 4	市原市	椎津	
市原土木事務所	1424	不入斗1 2	市原市	不入斗	
市原土木事務所	1425	不入斗1 4	市原市	不入斗	
市原土木事務所	1426	不入斗2 5	市原市	不入斗	
市原土木事務所	1427	引田5	市原市	引田	
市原土木事務所	1428	豊成6	市原市	豊成	
市原土木事務所	1429	豊成8	市原市	豊成	
市原土木事務所	1430	豊成1 1	市原市	豊成	
市原土木事務所	1431	豊成1 3	市原市	豊成	
市原土木事務所	1432	風戸2	市原市	風戸	
市原土木事務所	1433	中高根2	市原市	中高根	
市原土木事務所	1434	土宇4	市原市	土宇	
市原土木事務所	1435	川在7	市原市	川在	
市原土木事務所	1436	天羽田6	市原市	天羽田	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

市轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
市原土木事務所	1437	上高根3	市原市	上高根	
市原土木事務所	1438	上高根1 2	市原市	上高根	
市原土木事務所	1439	妙香1	市原市	妙香	
市原土木事務所	1440	栢橋2	市原市	栢橋	
市原土木事務所	1441	真ヶ谷6	市原市	真ヶ谷	
市原土木事務所	1442	堀越5	市原市	堀越	
市原土木事務所	1443	奥野9	市原市	奥野	
市原土木事務所	1444	池和田1	市原市	池和田	
市原土木事務所	1445	池和田7	市原市	池和田	
市原土木事務所	1446	大蔵5	市原市	大蔵	
市原土木事務所	1447	皆吉8	市原市	皆吉	
市原土木事務所	1448	岩4	市原市	岩	
市原土木事務所	1449	田尾2	市原市	田尾	
市原土木事務所	1450	田尾3	市原市	田尾	
市原土木事務所	1451	水沢3	市原市	水沢	
市原土木事務所	1452	水沢4	市原市	水沢	
市原土木事務所	1453	山口1	市原市	山口	
市原土木事務所	1454	山口2	市原市	山口	
市原土木事務所	1455	山口3	市原市	山口	
市原土木事務所	1456	養老1	市原市	養老	
市原土木事務所	1457	大和田2	市原市	大和田	
市原土木事務所	1458	本郷2	市原市	本郷	
市原土木事務所	1459	平蔵4	市原市	平蔵	
市原土木事務所	1460	大戸2	市原市	大戸	
市原土木事務所	1461	古敷谷1 2	市原市	古敷谷	
市原土木事務所	1462	吉沢2	市原市	吉沢	
市原土木事務所	1463	万田野3	市原市	万田野	
市原土木事務所	1464	飯給1	市原市	飯給	
市原土木事務所	1465	徳氏1	市原市	徳氏	
市原土木事務所	1466	徳氏2	市原市	徳氏	
市原土木事務所	1467	古敷谷2 2	市原市	古敷谷	
市原土木事務所	1468	米原1 5	市原市	米原	
市原土木事務所	1469	田淵5	市原市	田淵	
市原土木事務所	1470	米原2 4	市原市	米原	
市原土木事務所	1471	米原2 6	市原市	米原	
市原土木事務所	1472	米原2 8	市原市	米原	
市原土木事務所	1473	石塚5	市原市	石塚	
市原土木事務所	1474	折津6	市原市	折津	
市原土木事務所	1475	石神3	市原市	石神	
東葛飾土木事務所	1476	つくし野1	我孫子市	つくし野	2丁目
印旛土木事務所	1477	小竹5	佐倉市	小竹	
印旛土木事務所	1478	臼井台4	佐倉市	臼井台	
印旛土木事務所	1479	臼井台5	佐倉市	臼井台	
印旛土木事務所	1480	下根4	佐倉市	下根	
印旛土木事務所	1481	大佐倉4	佐倉市	大佐倉	
印旛土木事務所	1482	鑪木町8	佐倉市	鑪木町	
印旛土木事務所	1483	宮小路町1	佐倉市	宮小路町	
印旛土木事務所	1484	上志津2	佐倉市	上志津	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
印旛土木事務所	1485	羽鳥1	佐倉市	羽鳥	
印旛土木事務所	1486	寺崎2	佐倉市	寺崎	
印旛土木事務所	1487	寺崎3	佐倉市	寺崎	
印旛土木事務所	1488	米戸1	佐倉市	米戸	
印旛土木事務所	1489	柏木2	印旛郡西々井町	柏木	
印旛土木事務所	1490	上岩橋2	印旛郡西々井町	上岩橋	
印旛土木事務所	1491	上岩橋6	印旛郡西々井町	上岩橋	トヶ崎
印旛土木事務所	1492	上岩橋10	印旛郡西々井町	上岩橋	郷
印旛土木事務所	1493	上岩橋11	印旛郡西々井町	上岩橋	宝作
印旛土木事務所	1494	榎戸1	八街市	榎戸	宮下
印旛土木事務所	1495	根古谷2	八街市	根古屋	橋本
印旛土木事務所	1496	勢多1	八街市	勢多	前
印旛土木事務所	1497	勢多2	八街市	勢多	前
印旛土木事務所	1498	萩原6	印西市	萩原	和田谷
印旛土木事務所	1499	萩原10	印西市	萩原	辺田谷
印旛土木事務所	1500	吉高18	印西市	吉高	宮作
印旛土木事務所	1501	吉高20	印西市	吉高	蕪和田
印旛土木事務所	1502	瀬戸3	印西市	瀬戸	一本松
印旛土木事務所	1503	松虫14	印西市	松虫	常光寺
印旛土木事務所	1504	吉田2	印西市	吉田	鼠内
印旛土木事務所	1505	師戸11	印西市	師戸	内野
印旛土木事務所	1506	平賀15	印西市	平賀	辺田
印旛土木事務所	1507	神々廻3	白井市	神々廻	東発込
成田土木事務所	1508	北羽鳥2	成田市	北羽鳥	長作
成田土木事務所	1509	飯岡1	成田市	飯岡	宮ノ後
成田土木事務所	1510	宝田2	成田市	宝田	辺田
成田土木事務所	1511	宝田3	成田市	宝田	水堀
成田土木事務所	1512	西和泉2	成田市	西和泉	東作
成田土木事務所	1513	東泉1	成田市	東泉	城山
成田土木事務所	1514	八代1	成田市	八代	入子
成田土木事務所	1515	下方1	成田市	下方	浅間下
成田土木事務所	1516	伊能4	成田市	伊能	
成田土木事務所	1517	津富浦4	成田市	津富浦	
成田土木事務所	1518	飯笹4	香取郡多古町	飯笹	
成田土木事務所	1519	間倉2	香取郡多古町	間倉	
成田土木事務所	1520	北中5	香取郡多古町	北中	
香取土木事務所	1521	植房	香取郡神崎町	植房	
香取土木事務所	1522	笹川、1	香取郡東主町	笹川、	
香取土木事務所	1523	青馬4	香取郡東主町	青馬	
銚子土木事務所	1524	植松町	銚子市	植松町	
銚子土木事務所	1525	南小川町2	銚子市	南小川町	
銚子土木事務所	1526	八木町3	銚子市	八木町	
銚子土木事務所	1527	名洗町2	銚子市	名洗町	
海匠土木事務所	1528	飯高2	匝瑳市	飯高	
海匠土木事務所	1529	大寺6	匝瑳市	大寺	
海匠土木事務所	1530	長岡3	匝瑳市	長岡	
海匠土木事務所	1531	溝原7	旭市	溝原	
海匠土木事務所	1532	鑄木17	旭市	鑄木	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
海匠土木事務所	1533	傍示戸1	山武郡横芝光町	傍示戸	
成田土木事務所	1534	高田5	山武郡芝山町	高田	高田東部
成田土木事務所	1535	山中3	山武郡芝山町	山中	根古谷
山武土木事務所	1536	家之子3	東金市	家之子	天野
山武土木事務所	1537	丹尾6	東金市	丹尾	
山武土木事務所	1538	山田12	東金市	山田	
山武土木事務所	1539	東金3	東金市	東金	谷
山武土木事務所	1540	東金4	東金市	東金	谷
山武土木事務所	1541	小西2	山武郡大網白里町	小西	
山武土木事務所	1542	養安寺7	山武郡大網白里町	養安寺	
山武土木事務所	1543	金谷郷9	山武郡大網白里町	金谷郷	
山武土木事務所	1544	南玉1	山武郡大網白里町	南玉	
山武土木事務所	1545	池田2	山武郡大網白里町	池田	
山武土木事務所	1546	南玉2	山武郡大網白里町	南玉	
山武土木事務所	1547	小中7	山武郡大網白里町	小中	
山武土木事務所	1548	小中11	山武郡大網白里町	小中	
山武土木事務所	1549	神房1	山武郡大網白里町	神房	
山武土木事務所	1550	金谷郷17	山武郡大網白里町	金谷郷	
山武土木事務所	1551	板付5	山武市	板付	
山武土木事務所	1552	山室8	山武市	山室	平内
山武土木事務所	1553	小川2	山武市	小川	御城内
長生土木事務所	1554	柴名2	茂原市	柴名	東之谷
長生土木事務所	1555	榎神房1	茂原市	榎神房	神房前
長生土木事務所	1556	真名20	茂原市	真名	内來谷
長生土木事務所	1557	庄吉2	茂原市	庄吉	南谷
長生土木事務所	1558	国府関4	茂原市	国府関	上岩出
長生土木事務所	1559	小林11	茂原市	小林	大作
長生土木事務所	1560	芦網4	茂原市	芦網	仙谷
長生土木事務所	1561	一宮4	長生郡一宮町	一宮	内宿
長生土木事務所	1562	北山田4	長生郡隘沢町	北山田	白ヶ谷
長生土木事務所	1563	大谷木3	長生郡隘沢町	大谷木	堰谷
長生土木事務所	1564	寺崎4	長生郡隘沢町	寺崎	高畑
長生土木事務所	1565	佐貫36	長生郡隘沢町	佐貫	上沢
長生土木事務所	1566	上之郷13	長生郡隘沢町	上之郷	東谷
長生土木事務所	1567	上之郷18	長生郡隘沢町	上之郷	鳴谷
長生土木事務所	1568	上之郷32	長生郡隘沢町	上之郷	鳴谷
長生土木事務所	1569	妙楽寺15	長生郡隘沢町	妙楽寺	寺台
長生土木事務所	1570	船木1	長生郡長柄町	船木	八反目
長生土木事務所	1571	船木3	長生郡長柄町	船木	八反目
長生土木事務所	1572	山根11	長生郡長柄町	山根	
長生土木事務所	1573	刑部10	長生郡長柄町	刑部	月川
長生土木事務所	1574	刑部13	長生郡長柄町	刑部	吹谷
長生土木事務所	1575	金谷2	長生郡長柄町	金谷	
長生土木事務所	1576	田代1	長生郡長柄町	田代	
長生土木事務所	1577	田代3	長生郡長柄町	田代	
長生土木事務所	1578	大津倉11	長生郡長柄町	大津倉	不動
長生土木事務所	1579	大津倉14	長生郡長柄町	大津倉	日の宮
長生土木事務所	1580	大庭3	長生郡長柄町	大庭	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
長生土木事務所	1581	市野々7	長生郡長南町	市野々	宮ノ下
長生土木事務所	1582	市野々21	長生郡長南町	市野々	玉泉寺
長生土木事務所	1583	蔵持2	長生郡長南町	蔵持	北谷
長生土木事務所	1584	蔵持14	長生郡長南町	蔵持	毛久蔵
長生土木事務所	1585	坂本42	長生郡長南町	坂本	谷川間
長生土木事務所	1586	地引8	長生郡長南町	地引	寺家谷
長生土木事務所	1587	棚毛6	長生郡長南町	棚毛	殿ヶ谷
長生土木事務所	1588	豊原14	長生郡長南町	豊原	上/谷
長生土木事務所	1589	又富1	長生郡長南町	又富	中郷
長生土木事務所	1590	又富11	長生郡長南町	又富	天神下
長生土木事務所	1591	水沼8	長生郡長南町	水沼	堀之内
長生土木事務所	1592	水沼9	長生郡長南町	水沼	堀之内
長生土木事務所	1593	報恩寺3	長生郡長南町	報恩寺	宮ノ下
長生土木事務所	1594	報恩寺4	長生郡長南町	報恩寺	寺部田
夷隅土木事務所	1595	大森13	勝浦市	大森	
夷隅土木事務所	1596	大森15	勝浦市	大森	
夷隅土木事務所	1597	上布施7	夷隅郡御宿町	上布施	
夷隅土木事務所	1598	須賀5	夷隅郡御宿町	須賀	
夷隅土木事務所	1599	岩和田4	夷隅郡御宿町	岩和田	
夷隅土木事務所	1600	浜5	夷隅郡御宿町	浜	
夷隅土木事務所	1601	新田野2	いすみ市	新田野	
夷隅土木事務所	1602	新田2	いすみ市	新田	飯塚
夷隅土木事務所	1603	大原10	いすみ市	大原	北寄瀬
夷隅土木事務所	1604	大原34	いすみ市	大原	大井
夷隅土木事務所	1605	小沢9	いすみ市	小沢	長岡
夷隅土木事務所	1606	岩船9	いすみ市	岩船	下三台
夷隅土木事務所	1607	谷上11	いすみ市	谷上	中組
夷隅土木事務所	1608	谷上14	いすみ市	谷上	枝村
夷隅土木事務所	1609	岩熊9	いすみ市	岩熊	中央
夷隅土木事務所	1610	和泉6	いすみ市	和泉	門原
夷隅土木事務所	1611	田代1	夷隅郡大喜町	田代	
安房土木事務所	1612	打墨4	鴨川市	打墨	
安房土木事務所	1613	西江見2	鴨川市	西江見	
安房土木事務所	1614	西江見3	鴨川市	西江見	
安房土木事務所	1615	古畑4	鴨川市	古畑	
安房土木事務所	1616	富山2	鴨川市	富山	
安房土木事務所	1617	代	鴨川市	代	
安房土木事務所	1618	和田1	南房総市	和田	
安房土木事務所	1619	天津1	鴨川市	天津	
安房土木事務所	1620	江田4	館山市	江田	
安房土木事務所	1621	竹原10	館山市	竹原	
安房土木事務所	1622	山本4	館山市	山本	
安房土木事務所	1623	二子4	館山市	二子	
安房土木事務所	1624	宮城1	館山市	宮城	
安房土木事務所	1625	沼2	館山市	沼	
安房土木事務所	1626	沼4	館山市	沼	
安房土木事務所	1627	館山1	館山市	館山	
安房土木事務所	1628	安布里1	館山市	安布里	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
安房土木事務所	1629	安布里4	館山市	安布里	
安房土木事務所	1630	西長田5	館山市	西長田	
安房土木事務所	1631	作名6	館山市	作名	
君津土木事務所	1632	布良1	木更津市	布良	
安房土木事務所	1633	南無谷8	南房総市	南無谷	
安房土木事務所	1634	豊岡4	南房総市	豊岡	
安房土木事務所	1635	豊岡5	南房総市	豊岡	
安房土木事務所	1636	原岡2	南房総市	原岡	
安房土木事務所	1637	原岡3	南房総市	原岡	
安房土木事務所	1638	宮本1	南房総市	宮本	
安房土木事務所	1639	宮本3	南房総市	宮本	
安房土木事務所	1640	深名9	南房総市	深名	
安房土木事務所	1641	福沢15	南房総市	福沢	
安房土木事務所	1642	大津14	南房総市	大津	
安房土木事務所	1643	大津16	南房総市	大津	
安房土木事務所	1644	二部3	南房総市	二部	
安房土木事務所	1645	二部4	南房総市	二部	
安房土木事務所	1646	合戸3	南房総市	合戸	
安房土木事務所	1647	小浦2	南房総市	小浦	
安房土木事務所	1648	元名1	安房郡鋸南町	元名	
安房土木事務所	1649	元名3	安房郡鋸南町	元名	
安房土木事務所	1650	大椎子2	安房郡鋸南町	大椎子	
安房土木事務所	1651	小保田10	安房郡鋸南町	小保田	
安房土木事務所	1652	上佐久間5	安房郡鋸南町	上佐久間	
安房土木事務所	1653	上佐久間8	安房郡鋸南町	上佐久間	
安房土木事務所	1654	上佐久間17	安房郡鋸南町	上佐久間	
安房土木事務所	1655	下佐久間5	安房郡鋸南町	下佐久間	
安房土木事務所	1656	下佐久間9	安房郡鋸南町	下佐久間	
安房土木事務所	1657	下滝田7	南房総市	下滝田	
安房土木事務所	1658	上堀	南房総市	上堀	
安房土木事務所	1659	海老敷2	南房総市	海老敷	
安房土木事務所	1660	山名8	南房総市	山名	
安房土木事務所	1661	山名17	南房総市	山名	
安房土木事務所	1662	根本2	南房総市	根本	
安房土木事務所	1663	久保4	南房総市	久保	
君津土木事務所	1664	本郷1	富津市	本郷	
君津土木事務所	1665	絹2	富津市	絹	
君津土木事務所	1666	絹4	富津市	絹	
君津土木事務所	1667	上11	富津市	上	
君津土木事務所	1668	岩瀬2	富津市	岩瀬	
君津土木事務所	1669	八田沼9	富津市	八田沼	
君津土木事務所	1670	小久保35	富津市	小久保	
君津土木事務所	1671	亀田11	富津市	亀田	
君津土木事務所	1672	亀沢17	富津市	亀沢	
君津土木事務所	1673	佐貫1	富津市	佐貫	
君津土木事務所	1674	加藤2	富津市	加藤	
君津土木事務所	1675	更和1	富津市	更和	
君津土木事務所	1676	六野	富津市	六野	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	1677	竹岡1	富津市	竹岡	
君津土木事務所	1678	海良9	富津市	海良	
君津土木事務所	1679	不入斗1	富津市	不入斗	
君津土木事務所	1680	田原1	富津市	田原	
君津土木事務所	1681	山脇3	富津市	山脇	
君津土木事務所	1682	萩生11	富津市	萩生	
君津土木事務所	1683	竹岡9	富津市	竹岡	
君津土木事務所	1684	相川7	富津市	相川	
君津土木事務所	1685	相川8	富津市	相川	
君津土木事務所	1686	岩本9	富津市	岩本	
君津土木事務所	1687	豊岡7	富津市	豊岡	
君津土木事務所	1688	金谷1 3	富津市	金谷	
君津土木事務所	1689	金谷1 9	富津市	金谷	
君津土木事務所	1690	豊岡1 6	富津市	豊岡	
君津土木事務所	1691	山中3	富津市	山中	
	小計	1,551箇所			

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
千葉土木事務所	II-0002	柏井町2	千葉市花見川区	柏井町	
千葉土木事務所	II-0003	柏井町3	千葉市花見川区	柏井町	
千葉土木事務所	II-0004	長作町8	千葉市花見川区	長作町	
千葉土木事務所	II-0005	長作町9	千葉市花見川区	長作町	
千葉土木事務所	II-0006	柏井町4	千葉市花見川区	柏井町	
千葉土木事務所	II-0007	花島町1	千葉市花見川区	花島町	
千葉土木事務所	II-0009	花島町3	千葉市花見川区	花島町	
千葉土木事務所	II-0010	花島町4	千葉市花見川区	花島町	
千葉土木事務所	II-0011	花島町5	千葉市花見川区	花島町	
千葉土木事務所	II-0012	幕張町3	千葉市花見川区	幕張町	2丁目
千葉土木事務所	II-0014	幕張町5	千葉市花見川区	幕張町	4丁目
千葉土木事務所	II-0015	武石町3	千葉市花見川区	武石町	1丁目
千葉土木事務所	II-0016	長作町10	千葉市花見川区	長作町	
千葉土木事務所	II-0017	長作町11	千葉市花見川区	長作町	
千葉土木事務所	II-0018	長作町12	千葉市花見川区	長作町	
千葉土木事務所	II-0019	天戸町5	千葉市花見川区	天戸町	
千葉土木事務所	II-0020	畑町3	千葉市花見川区	畑町	
千葉土木事務所	II-0021	轆轤町4	千葉市花見川区	轆轤町	
千葉土木事務所	II-0022	宮野木町1	千葉市稲毛区	宮野木町	
千葉土木事務所	II-0024	園生町5	千葉市稲毛区	園生町	
千葉土木事務所	II-0025	園生町6	千葉市稲毛区	園生町	
千葉土木事務所	II-0026	園生町7	千葉市稲毛区	園生町	
千葉土木事務所	II-0027	萩台町1	千葉市稲毛区	萩台町	1丁目
千葉土木事務所	II-0028	都賀の台1	千葉市若葉区	都賀の台	
千葉土木事務所	II-0029	下田町1	千葉市若葉区	下田町	4丁目
千葉土木事務所	II-0030	黒砂5	千葉市稲毛区	黒砂	
千葉土木事務所	II-0031	殿田町2	千葉市若葉区	殿田町	
千葉土木事務所	II-0032	東寺山町1	千葉市若葉区	東寺山町	
千葉土木事務所	II-0033	東寺山町2	千葉市若葉区	東寺山町	
千葉土木事務所	II-0034	下田町2	千葉市若葉区	下田町	
千葉土木事務所	II-0035	下田町3	千葉市若葉区	下田町	
千葉土木事務所	II-0036	大井戸町1	千葉市若葉区	大井戸町	
千葉土木事務所	II-0037	下泉町2	千葉市若葉区	下泉町	
千葉土木事務所	II-0038	下泉町3	千葉市若葉区	下泉町	
千葉土木事務所	II-0039	上泉町3	千葉市若葉区	上泉町	
千葉土木事務所	II-0040	高品町1	千葉市若葉区	高品町	
千葉土木事務所	II-0041	高品町2	千葉市若葉区	高品町	
千葉土木事務所	II-0042	高品町3	千葉市若葉区	高品町	
千葉土木事務所	II-0043	高品町4	千葉市若葉区	高品町	
千葉土木事務所	II-0044	貝塚町3	千葉市若葉区	貝塚町	
千葉土木事務所	II-0045	貝塚町4	千葉市若葉区	貝塚町	
千葉土木事務所	II-0046	貝塚町5	千葉市若葉区	貝塚町	
千葉土木事務所	II-0047	加曾利町4	千葉市若葉区	加曾利町	
千葉土木事務所	II-0048	都町2	千葉市中央区	都町	
千葉土木事務所	II-0049	都町3	千葉市中央区	都町	
千葉土木事務所	II-0050	都町4	千葉市中央区	都町	1丁目
千葉土木事務所	II-0051	小倉町2	千葉市若葉区	小倉町	
千葉土木事務所	II-0052	小倉町3	千葉市若葉区	小倉町	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
千葉土木事務所	II-0053	小倉町4	千葉市若葉区	小倉町	
千葉土木事務所	II-0054	坂月町1	千葉市若葉区	坂月町	
千葉土木事務所	II-0055	坂月町2	千葉市若葉区	坂月町	
千葉土木事務所	II-0056	上泉町4	千葉市若葉区	上泉町	
千葉土木事務所	II-0057	上泉町5	千葉市若葉区	上泉町	
千葉土木事務所	II-0058	上泉町6	千葉市若葉区	上泉町	
千葉土木事務所	II-0059	玄鼻3	千葉市中央区	玄鼻	
千葉土木事務所	II-0060	葛城2	千葉市中央区	葛城	1丁目
千葉土木事務所	II-0061	加曾利町5	千葉市若葉区	加曾利町	
千葉土木事務所	II-0062	加曾利町6	千葉市若葉区	加曾利町	
千葉土木事務所	II-0063	加曾利町7	千葉市若葉区	加曾利町	
千葉土木事務所	II-0064	加曾利町8	千葉市若葉区	加曾利町	
千葉土木事務所	II-0065	加曾利町9	千葉市若葉区	加曾利町	
千葉土木事務所	II-0067	坂月町4	千葉市若葉区	坂月町	
千葉土木事務所	II-0068	坂月町5	千葉市若葉区	坂月町	
千葉土木事務所	II-0069	大草町3	千葉市若葉区	大草町	
千葉土木事務所	II-0070	大草町4	千葉市若葉区	大草町	
千葉土木事務所	II-0071	大草町5	千葉市若葉区	大草町	
千葉土木事務所	II-0072	大草町6	千葉市若葉区	大草町	
千葉土木事務所	II-0073	北谷津町2	千葉市若葉区	北谷津町	
千葉土木事務所	II-0074	北谷津町3	千葉市若葉区	北谷津町	
千葉土木事務所	II-0075	北谷津町4	千葉市若葉区	北谷津町	
千葉土木事務所	II-0076	北谷津町5	千葉市若葉区	北谷津町	
千葉土木事務所	II-0077	高根町3	千葉市若葉区	高根町	
千葉土木事務所	II-0078	高根町4	千葉市若葉区	高根町	
千葉土木事務所	II-0079	高根町5	千葉市若葉区	高根町	
千葉土木事務所	II-0080	中田町1	千葉市若葉区	中田町	
千葉土木事務所	II-0081	小泉町1	千葉市若葉区	小泉町	
千葉土木事務所	II-0082	星久喜町2	千葉市中央区	星久喜町	
千葉土木事務所	II-0083	宮崎町3	千葉市中央区	宮崎町	
千葉土木事務所	II-0084	宮崎町4	千葉市中央区	宮崎町	
千葉土木事務所	II-0085	宮崎町5	千葉市中央区	宮崎町	
千葉土木事務所	II-0086	仁戸名町3	千葉市中央区	仁戸名町	
千葉土木事務所	II-0087	大宮町1	千葉市若葉区	大宮町	
千葉土木事務所	II-0088	大宮町2	千葉市若葉区	大宮町	
千葉土木事務所	II-0089	高根町6	千葉市若葉区	高根町	
千葉土木事務所	II-0090	佐和町1	千葉市若葉区	佐和町	
千葉土木事務所	II-0091	佐和町2	千葉市若葉区	佐和町	
千葉土木事務所	II-0092	中野町2	千葉市若葉区	中野町	
千葉土木事務所	II-0093	大森町3	千葉市中央区	大森町	
千葉土木事務所	II-0094	花輪町1	千葉市中央区	花輪町	
千葉土木事務所	II-0095	川戸町1	千葉市中央区	川戸町	
千葉土木事務所	II-0096	平山町2	千葉市緑区	平山町	
千葉土木事務所	II-0097	辺田町1	千葉市緑区	辺田町	
千葉土木事務所	II-0098	辺田町2	千葉市緑区	辺田町	
千葉土木事務所	II-0099	辺田町3	千葉市緑区	辺田町	
千葉土木事務所	II-0100	平山町3	千葉市緑区	平山町	
千葉土木事務所	II-0101	平山町4	千葉市緑区	平山町	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
千葉土木事務所	II-0102	平山町5	千葉市緑区	平山町	
千葉土木事務所	II-0103	平山町6	千葉市緑区	平山町	
千葉土木事務所	II-0104	平山町7	千葉市緑区	平山町	
千葉土木事務所	II-0105	高田町2	千葉市緑区	高田町	
千葉土木事務所	II-0106	五十十町2	千葉市若葉区	五十十町	
千葉土木事務所	II-0107	中野町3	千葉市若葉区	中野町	
千葉土木事務所	II-0108	中野町4	千葉市若葉区	中野町	
千葉土木事務所	II-0109	生実町3	千葉市中央区	生実町	
千葉土木事務所	II-0110	下大南房総市2	千葉市緑区	下大南房総市	
千葉土木事務所	II-0112	下大南房総市4	千葉市緑区	下大南房総市	
千葉土木事務所	II-0113	椎名崎町3	千葉市緑区	椎名崎町	
千葉土木事務所	II-0114	富岡町1	千葉市緑区	富岡町	
千葉土木事務所	II-0115	小金沢町1	千葉市緑区	小金沢町	
千葉土木事務所	II-0116	落井町1	千葉市緑区	落井町	
千葉土木事務所	II-0117	富岡町2	千葉市緑区	富岡町	
千葉土木事務所	II-0118	中西町2	千葉市緑区	中西町	
千葉土木事務所	II-0119	茂呂町1	千葉市緑区	茂呂町	
千葉土木事務所	II-0120	茂呂町2	千葉市緑区	茂呂町	
千葉土木事務所	II-0121	茂呂町3	千葉市緑区	茂呂町	
千葉土木事務所	II-0122	茂呂町4	千葉市緑区	茂呂町	
千葉土木事務所	II-0123	小金沢町2	千葉市緑区	小金沢町	
千葉土木事務所	II-0124	小金沢町3	千葉市緑区	小金沢町	
千葉土木事務所	II-0125	小金沢町4	千葉市緑区	小金沢町	
千葉土木事務所	II-0126	小金沢町5	千葉市緑区	小金沢町	
千葉土木事務所	II-0127	小金沢町6	千葉市緑区	小金沢町	
千葉土木事務所	II-0128	小金沢町7	千葉市緑区	小金沢町	
千葉土木事務所	II-0129	越知町4	千葉市緑区	越知町	
千葉土木事務所	II-0130	越知町5	千葉市緑区	越知町	
千葉土木事務所	II-0131	大木戸町1	千葉市緑区	大木戸町	
千葉土木事務所	II-0132	土気町2	千葉市緑区	土気町	
千葉土木事務所	II-0133	越知町6	千葉市緑区	越知町	
千葉土木事務所	II-0134	越知町7	千葉市緑区	越知町	
千葉土木事務所	II-0135	越知町8	千葉市緑区	越知町	
千葉土木事務所	II-0136	越知町9	千葉市緑区	越知町	
千葉土木事務所	II-0137	越知町10	千葉市緑区	越知町	
千葉土木事務所	II-0138	越知町11	千葉市緑区	越知町	
千葉土木事務所	II-0139	越知町12	千葉市緑区	越知町	
千葉土木事務所	II-0141	大木戸町2	千葉市緑区	大木戸町	
千葉土木事務所	II-0142	大木戸町3	千葉市緑区	大木戸町	
千葉土木事務所	II-0143	大椎町3	千葉市緑区	大椎町	
千葉土木事務所	II-0144	小食十町2	千葉市緑区	小食十町	
千葉土木事務所	II-0145	小食十町3	千葉市緑区	小食十町	
千葉土木事務所	II-0146	小食十町4	千葉市緑区	小食十町	
千葉土木事務所	II-0147	小食十町5	千葉市緑区	小食十町	
千葉土木事務所	II-0148	小食十町6	千葉市緑区	小食十町	
千葉土木事務所	II-0149	中野町3	千葉市若葉区	中野町	
千葉土木事務所	II-0150	小食十町7	千葉市緑区	小食十町	
千葉土木事務所	II-0151	大椎町4	千葉市緑区	大椎町	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
千葉土木事務所	II-0152	大椎町5	千葉市緑区	大椎町	
千葉土木事務所	II-0153	小山町2	千葉市緑区	小山町	
千葉土木事務所	II-0154	小山町3	千葉市緑区	小山町	
千葉土木事務所	II-0155	大木戸町4	千葉市緑区	大木戸町	
千葉土木事務所	II-0156	藤崎5	習志野市	藤崎	3丁目
千葉土木事務所	II-0157	実籾町9	習志野市	実籾町	4丁目
千葉土木事務所	II-0158	津田沼4	習志野市	津田沼	4丁目
千葉土木事務所	II-0159	藤崎6	習志野市	藤崎	1丁目
千葉土木事務所	II-0160	小池2	八千代市	小池	宮下
千葉土木事務所	II-0161	小池3	八千代市	小池	宮下
千葉土木事務所	II-0162	神久保1	八千代市	神久保	
千葉土木事務所	II-0164	佐山1	八千代市	佐山	
千葉土木事務所	II-0166	平戸4	八千代市	平戸	
千葉土木事務所	II-0167	神久保3	八千代市	神久保	
千葉土木事務所	II-0168	米本2	八千代市	米本	逆水
千葉土木事務所	II-0169	米本3	八千代市	米本	逆水
千葉土木事務所	II-0170	米本4	八千代市	米本	逆水
千葉土木事務所	II-0171	保品1	八千代市	保品	郷
千葉土木事務所	II-0173	桑橋3	八千代市	桑橋	
千葉土木事務所	II-0174	桑納3	八千代市	桑納	青柳
千葉土木事務所	II-0175	麦丸1	八千代市	麦丸	本郷
千葉土木事務所	II-0176	下高野3	八千代市	下高野	亀井田
千葉土木事務所	II-0177	下高野4	八千代市	下高野	天神
千葉土木事務所	II-0178	吉橋2	八千代市	吉橋	尾崎
千葉土木事務所	II-0179	麦丸2	八千代市	麦丸	
千葉土木事務所	II-0180	米本5	八千代市	米本	砂戸
千葉土木事務所	II-0181	萱田2	八千代市	萱田	
千葉土木事務所	II-0182	村上2	八千代市	村上	宝喜作
千葉土木事務所	II-0183	下高野5	八千代市	下高野	
千葉土木事務所	II-0184	上高野1	八千代市	上高野	
千葉土木事務所	II-0188	勝田3	八千代市	勝田	
葛南土木事務所	II-0189	稲越町1	市川市	稲越町	
葛南土木事務所	II-0190	稲越町2	市川市	稲越町	
葛南土木事務所	II-0191	大野町8	市川市	大野町	4丁目
葛南土木事務所	II-0192	大野町9	市川市	大野町	4丁目
葛南土木事務所	II-0193	大野町10	市川市	大野町	4丁目
葛南土木事務所	II-0194	大野町11	市川市	大野町	3丁目
葛南土木事務所	II-0195	大野町12	市川市	大野町	2丁目
葛南土木事務所	II-0196	大野町13	市川市	大野町	2丁目
葛南土木事務所	II-0197	大野町14	市川市	大野町	4丁目
葛南土木事務所	II-0198	大野町15	市川市	大野町	4丁目
葛南土木事務所	II-0199	大町1	市川市	大町	
葛南土木事務所	II-0200	須和田2	市川市	須和田	2丁目
葛南土木事務所	II-0201	曾谷3	市川市	曾谷	3丁目
葛南土木事務所	II-0202	大野町16	市川市	大野町	1丁目
葛南土木事務所	II-0203	大貝塚2	市川市	大貝塚	2丁目
葛南土木事務所	II-0204	大貝塚3	市川市	大貝塚	1丁目
葛南土木事務所	II-0205	大貝塚4	市川市	大貝塚	1丁目

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
葛南土木事務所	II-0206	宮久保3	市川市	宮久保	6丁目
葛南土木事務所	II-0207	柏井町1	市川市	柏井町	2丁目
葛南土木事務所	II-0208	柏井町2	市川市	柏井町	1丁目
葛南土木事務所	II-0209	大野町16	市川市	大野町	3丁目
葛南土木事務所	II-0210	大野町17	市川市	大野町	3丁目
葛南土木事務所	II-0211	真間3	市川市	真間	5丁目
葛南土木事務所	II-0212	須和田3	市川市	須和田	2丁目
葛南土木事務所	II-0213	宮久保4	市川市	宮久保	4丁目
葛南土木事務所	II-0214	小室町1	船橋市	小室町	
葛南土木事務所	II-0215	小室町2	船橋市	小室町	
葛南土木事務所	II-0216	小野田町1	船橋市	小野田町	
葛南土木事務所	II-0217	車方町1	船橋市	車方町	
葛南土木事務所	II-0218	車方町2	船橋市	車方町	
葛南土木事務所	II-0220	大穴北1	船橋市	大穴北	4丁目
葛南土木事務所	II-0221	大穴北2	船橋市	大穴北	5丁目
葛南土木事務所	II-0222	大穴北3	船橋市	大穴北	6丁目
葛南土木事務所	II-0223	大穴北4	船橋市	大穴北	7丁目
葛南土木事務所	II-0224	坪井町1	船橋市	坪井町	
葛南土木事務所	II-0225	旭町1	船橋市	旭町	1丁目
葛南土木事務所	II-0226	旭町2	船橋市	旭町	6丁目
葛南土木事務所	II-0227	旭町3	船橋市	旭町	6丁目
葛南土木事務所	II-0228	金杉1	船橋市	金杉	2丁目
葛南土木事務所	II-0229	金杉2	船橋市	金杉	3丁目
葛南土木事務所	II-0230	金杉3	船橋市	金杉	9丁目
葛南土木事務所	II-0231	金杉4	船橋市	金杉	1丁目
葛南土木事務所	II-0232	金杉5	船橋市	金杉	1丁目
葛南土木事務所	II-0233	高根町1	船橋市	高根町	
葛南土木事務所	II-0234	金杉6	船橋市	金杉	8丁目
葛南土木事務所	II-0235	金杉7	船橋市	金杉	9丁目
葛南土木事務所	II-0236	高根町3	船橋市	高根町	
葛南土木事務所	II-0237	芝山3	船橋市	芝山	5丁目
葛南土木事務所	II-0238	夏見4	船橋市	夏見	2丁目
葛南土木事務所	II-0239	夏見5	船橋市	夏見	2丁目
葛南土木事務所	II-0240	東町1	船橋市	東町	
葛南土木事務所	II-0241	駿河台2	船橋市	駿河台	2丁目
葛南土木事務所	II-0242	飯山満町4	船橋市	飯山満町	2丁目
葛南土木事務所	II-0243	飯山満町5	船橋市	飯山満町	2丁目
葛南土木事務所	II-0244	芝山4	船橋市	芝山	7丁目
葛南土木事務所	II-0245	海神2	船橋市	海神	6丁目
葛南土木事務所	II-0246	海神3	船橋市	海神	6丁目
葛南土木事務所	II-0247	宮本1	船橋市	宮本	6丁目
市原土木事務所	II-0248	瀬又4	市原市	瀬又	
市原土木事務所	II-0249	瀬又5	市原市	瀬又	
市原土木事務所	II-0250	草刈1	市原市	草刈	
市原土木事務所	II-0251	草刈2	市原市	草刈	
市原土木事務所	II-0252	押沼1	市原市	押沼	
市原土木事務所	II-0253	押沼2	市原市	押沼	
市原土木事務所	II-0254	押沼3	市原市	押沼	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
市原土木事務所	II-0255	押沼4	市原市	押沼	
市原土木事務所	II-0256	瀬又6	市原市	瀬又	
市原土木事務所	II-0257	瀬又7	市原市	瀬又	
市原土木事務所	II-0258	瀬又8	市原市	瀬又	
市原土木事務所	II-0259	瀬又9	市原市	瀬又	
市原土木事務所	II-0260	瀬又10	市原市	瀬又	
市原土木事務所	II-0261	瀬又11	市原市	瀬又	
市原土木事務所	II-0262	瀬又12	市原市	瀬又	
市原土木事務所	II-0263	瀬又13	市原市	瀬又	
市原土木事務所	II-0264	瀬又14	市原市	瀬又	
市原土木事務所	II-0265	瀬又15	市原市	瀬又	
市原土木事務所	II-0266	瀬又16	市原市	瀬又	
市原土木事務所	II-0267	瀬又17	市原市	瀬又	
市原土木事務所	II-0268	瀬又18	市原市	瀬又	
市原土木事務所	II-0269	瀬又19	市原市	瀬又	
市原土木事務所	II-0270	瀬又20	市原市	瀬又	
市原土木事務所	II-0271	門前1	市原市	門前	1丁目
市原土木事務所	II-0272	門前2	市原市	門前	2丁目
市原土木事務所	II-0273	山木1	市原市	山木	
市原土木事務所	II-0274	能満1	市原市	能満	
市原土木事務所	II-0275	能満2	市原市	能満	
市原土木事務所	II-0276	山木2	市原市	山木	
市原土木事務所	II-0277	山木3	市原市	山木	
市原土木事務所	II-0278	山木4	市原市	山木	
市原土木事務所	II-0279	山木5	市原市	山木	
市原土木事務所	II-0280	山木6	市原市	山木	
市原土木事務所	II-0281	山木7	市原市	山木	
市原土木事務所	II-0283	草刈3	市原市	草刈	
市原土木事務所	II-0284	番場1	市原市	番場	
市原土木事務所	II-0285	番場2	市原市	番場	
市原土木事務所	II-0286	番場3	市原市	番場	
市原土木事務所	II-0287	押沼5	市原市	押沼	
市原土木事務所	II-0288	永吉1	市原市	永吉	
市原土木事務所	II-0289	永吉2	市原市	永吉	
市原土木事務所	II-0290	永吉3	市原市	永吉	
市原土木事務所	II-0291	瀬又21	市原市	瀬又	
市原土木事務所	II-0292	中野1	市原市	中野	
市原土木事務所	II-0293	高田1	市原市	高田	
市原土木事務所	II-0294	高田2	市原市	高田	
市原土木事務所	II-0296	高田4	市原市	高田	
市原土木事務所	II-0297	高田5	市原市	高田	
市原土木事務所	II-0298	高田6	市原市	高田	
市原土木事務所	II-0299	群本1	市原市	群本	1丁目
市原土木事務所	II-0300	群本2	市原市	群本	3丁目
市原土木事務所	II-0301	群本3	市原市	群本	3丁目
市原土木事務所	II-0302	能満3	市原市	能満	
市原土木事務所	II-0303	能満4	市原市	能満	
市原土木事務所	II-0304	能満5	市原市	能満	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
市原土木事務所	II-0305	能満6	市原市	能満	
市原土木事務所	II-0306	能満7	市原市	能満	
市原土木事務所	II-0307	神崎1	市原市	神崎	
市原土木事務所	II-0309	潤井戸3	市原市	潤井戸	
市原土木事務所	II-0310	潤井戸4	市原市	潤井戸	
市原土木事務所	II-0311	下野1	市原市	下野	
市原土木事務所	II-0312	永吉4	市原市	永吉	
市原土木事務所	II-0313	喜多1	市原市	喜多	
市原土木事務所	II-0314	東国吉2	市原市	東吉国	
市原土木事務所	II-0315	東国吉3	市原市	東吉国	
市原土木事務所	II-0316	東国吉4	市原市	東吉国	
市原土木事務所	II-0317	東国吉5	市原市	東吉国	
市原土木事務所	II-0318	東国吉6	市原市	東吉国	
市原土木事務所	II-0319	東国吉7	市原市	東吉国	
市原土木事務所	II-0320	東国吉8	市原市	東吉国	
市原土木事務所	II-0321	東国吉9	市原市	東吉国	
市原土木事務所	II-0322	高倉1	市原市	高倉	
市原土木事務所	II-0323	高倉2	市原市	高倉	
市原土木事務所	II-0324	高倉3	市原市	高倉	
市原土木事務所	II-0325	高倉4	市原市	高倉	
市原土木事務所	II-0326	山田橋1	市原市	山田橋	
市原土木事務所	II-0327	荻作1	市原市	荻作	
市原土木事務所	II-0328	荻作2	市原市	荻作	
市原土木事務所	II-0329	荻作3	市原市	荻作	
市原土木事務所	II-0330	荻作4	市原市	荻作	
市原土木事務所	II-0331	小田部2	市原市	小田部	
市原土木事務所	II-0332	小田部3	市原市	小田部	
市原土木事務所	II-0333	小田部4	市原市	小田部	
市原土木事務所	II-0334	小田部5	市原市	小田部	
市原土木事務所	II-0335	小田部6	市原市	小田部	
市原土木事務所	II-0336	荻作5	市原市	荻作	
市原土木事務所	II-0337	荻作6	市原市	荻作	
市原土木事務所	II-0338	犬成1	市原市	犬成	
市原土木事務所	II-0340	犬成3	市原市	犬成	
市原土木事務所	II-0341	犬成4	市原市	犬成	
市原土木事務所	II-0342	犬成5	市原市	犬成	
市原土木事務所	II-0344	犬成7	市原市	犬成	
市原土木事務所	II-0345	喜多2	市原市	喜多	
市原土木事務所	II-0346	喜多3	市原市	喜多	
市原土木事務所	II-0347	喜多4	市原市	喜多	
市原土木事務所	II-0348	奈良1	市原市	奈良	
市原土木事務所	II-0349	奈良2	市原市	奈良	
市原土木事務所	II-0350	金剛地3	市原市	金剛寺	
市原土木事務所	II-0351	金剛地4	市原市	金剛寺	
市原土木事務所	II-0352	金剛地5	市原市	金剛寺	
市原土木事務所	II-0353	金剛地6	市原市	金剛寺	
市原土木事務所	II-0354	金剛地7	市原市	金剛寺	
市原土木事務所	II-0355	金剛地8	市原市	金剛寺	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
市原土木事務所	II-0356	金剛地9	市原市	金剛寺	
市原土木事務所	II-0357	金剛地10	市原市	金剛寺	
市原土木事務所	II-0358	金剛地11	市原市	金剛寺	
市原土木事務所	II-0360	金剛地13	市原市	金剛寺	
市原土木事務所	II-0361	金剛地14	市原市	金剛寺	
市原土木事務所	II-0362	金剛地15	市原市	金剛寺	
市原土木事務所	II-0363	金剛地16	市原市	金剛寺	
市原土木事務所	II-0364	金剛地17	市原市	金剛寺	
市原土木事務所	II-0365	金剛地18	市原市	金剛寺	
市原土木事務所	II-0366	山倉3	市原市	山倉	
市原土木事務所	II-0367	山倉4	市原市	山倉	
市原土木事務所	II-0368	山倉5	市原市	山倉	
市原土木事務所	II-0369	勝間4	市原市	勝間	
市原土木事務所	II-0370	葉木1	市原市	葉木	
市原土木事務所	II-0371	葉木2	市原市	葉木	
市原土木事務所	II-0372	葉木3	市原市	葉木	
市原土木事務所	II-0373	勝間5	市原市	勝間	
市原土木事務所	II-0374	勝間6	市原市	勝間	
市原土木事務所	II-0375	勝間7	市原市	勝間	
市原土木事務所	II-0376	勝間8	市原市	勝間	
市原土木事務所	II-0377	勝間9	市原市	勝間	
市原土木事務所	II-0378	勝間10	市原市	勝間	
市原土木事務所	II-0379	勝間11	市原市	勝間	
市原土木事務所	II-0380	勝間12	市原市	勝間	
市原土木事務所	II-0381	大作1	市原市	大作	
市原土木事務所	II-0382	大作2	市原市	大作	
市原土木事務所	II-0383	大作3	市原市	大作	
市原土木事務所	II-0384	大作4	市原市	大作	
市原土木事務所	II-0385	大作5	市原市	大作	
市原土木事務所	II-0386	大作6	市原市	大作	
市原土木事務所	II-0387	滝口1	市原市	滝口	
市原土木事務所	II-0388	滝口2	市原市	滝口	
市原土木事務所	II-0389	滝口3	市原市	滝口	
市原土木事務所	II-0390	大作7	市原市	大作	
市原土木事務所	II-0391	大作8	市原市	大作	
市原土木事務所	II-0392	大作9	市原市	大作	
市原土木事務所	II-0393	大作10	市原市	大作	
市原土木事務所	II-0394	犬成8	市原市	犬成	
市原土木事務所	II-0395	犬成9	市原市	犬成	
市原土木事務所	II-0396	滝口4	市原市	滝口	
市原土木事務所	II-0397	滝口5	市原市	滝口	
市原土木事務所	II-0398	奈良3	市原市	奈良	
市原土木事務所	II-0399	椎津4	市原市	椎津	
市原土木事務所	II-0400	椎津5	市原市	椎津	
市原土木事務所	II-0401	椎津6	市原市	椎津	
市原土木事務所	II-0402	椎津7	市原市	椎津	
市原土木事務所	II-0403	椎津8	市原市	椎津	
市原土木事務所	II-0404	椎津9	市原市	椎津	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
市原土木事務所	II-0405	椎津1 0	市原市	椎津	
市原土木事務所	II-0406	椎津1 1	市原市	椎津	
市原土木事務所	II-0407	椎津1 2	市原市	椎津	
市原土木事務所	II-0408	姉崎2	市原市	姉崎	
市原土木事務所	II-0409	姉崎3	市原市	姉崎	
市原土木事務所	II-0410	姉崎4	市原市	姉崎	
市原土木事務所	II-0411	姉崎5	市原市	姉崎	
市原土木事務所	II-0412	青葉台2	市原市	青葉台	7丁目
市原土木事務所	II-0413	青葉台3	市原市	青葉台	8丁目
市原土木事務所	II-0414	姉崎6	市原市	姉崎	
市原土木事務所	II-0415	姉崎7	市原市	姉崎	
市原土木事務所	II-0417	姉崎9	市原市	姉崎	
市原土木事務所	II-0418	姉崎1 0	市原市	姉崎	
市原土木事務所	II-0419	青葉台4	市原市	青葉台	5丁目
市原土木事務所	II-0420	青葉台5	市原市	青葉台	5丁目
市原土木事務所	II-0421	青葉台6	市原市	青葉台	5丁目
市原土木事務所	II-0422	畑木1	市原市	畑木	
市原土木事務所	II-0423	畑木2	市原市	畑木	
市原土木事務所	II-0424	畑木3	市原市	畑木	
市原土木事務所	II-0425	畑木4	市原市	畑木	
市原土木事務所	II-0426	畑木5	市原市	畑木	
市原土木事務所	II-0427	畑木6	市原市	畑木	
市原土木事務所	II-0428	畑木7	市原市	畑木	
市原土木事務所	II-0429	片又木2	市原市	片又木	
市原土木事務所	II-0430	片又木3	市原市	片又木	
市原土木事務所	II-0431	片又木4	市原市	片又木	
市原土木事務所	II-0432	片又木5	市原市	片又木	
市原土木事務所	II-0433	片又木6	市原市	片又木	
市原土木事務所	II-0434	迎田2	市原市	迎田	
市原土木事務所	II-0435	海保1	市原市	海保	
市原土木事務所	II-0436	海保2	市原市	海保	
市原土木事務所	II-0437	海保3	市原市	海保	
市原土木事務所	II-0438	海保4	市原市	海保	
市原土木事務所	II-0440	海保6	市原市	海保	
市原土木事務所	II-0441	海保7	市原市	海保	
市原土木事務所	II-0442	海保8	市原市	海保	
市原土木事務所	II-0443	海保9	市原市	海保	
市原土木事務所	II-0444	海保1 0	市原市	海保	
市原土木事務所	II-0446	今富2	市原市	今富	
市原土木事務所	II-0448	引田1	市原市	引田	
市原土木事務所	II-0449	引田2	市原市	引田	
市原土木事務所	II-0450	引田3	市原市	引田	
市原土木事務所	II-0451	富原1	市原市	富原	
市原土木事務所	II-0452	福増1	市原市	福増	
市原土木事務所	II-0453	勝間1 3	市原市	勝間	
市原土木事務所	II-0454	勝間1 4	市原市	勝間	
市原土木事務所	II-0455	勝間1 5	市原市	勝間	
市原土木事務所	II-0456	勝間1 6	市原市	勝間	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
市原土木事務所	II-0457	勝間1 7	市原市	勝間	
市原土木事務所	II-0458	滝口6	市原市	滝口	
市原土木事務所	II-0461	不入斗6	市原市	不入斗	
市原土木事務所	II-0462	不入斗7	市原市	不入斗	
市原土木事務所	II-0464	椎津1 3	市原市	椎津	
市原土木事務所	II-0466	迎田3	市原市	迎田	
市原土木事務所	II-0467	迎田4	市原市	迎田	
市原土木事務所	II-0468	迎田5	市原市	迎田	
市原土木事務所	II-0469	迎田6	市原市	迎田	
市原土木事務所	II-0470	迎田7	市原市	迎田	
市原土木事務所	II-0471	迎田8	市原市	迎田	
市原土木事務所	II-0472	迎田9	市原市	迎田	
市原土木事務所	II-0473	迎田1 0	市原市	迎田	
市原土木事務所	II-0474	迎田1 1	市原市	迎田	
市原土木事務所	II-0475	不入斗9	市原市	不入斗	
市原土木事務所	II-0476	不入斗1 0	市原市	不入斗	
市原土木事務所	II-0477	不入斗1 1	市原市	不入斗	
市原土木事務所	II-0479	不入斗1 3	市原市	不入斗	
市原土木事務所	II-0481	不入斗1 5	市原市	不入斗	
市原土木事務所	II-0482	不入斗1 6	市原市	不入斗	
市原土木事務所	II-0483	不入斗1 7	市原市	不入斗	
市原土木事務所	II-0484	不入斗1 8	市原市	不入斗	
市原土木事務所	II-0485	不入斗1 9	市原市	不入斗	
市原土木事務所	II-0486	不入斗2 0	市原市	不入斗	
市原土木事務所	II-0487	不入斗2 1	市原市	不入斗	
市原土木事務所	II-0488	不入斗2 2	市原市	不入斗	
市原土木事務所	II-0489	不入斗2 3	市原市	不入斗	
市原土木事務所	II-0457	勝間1 7	市原市	勝間	
市原土木事務所	II-0490	不入斗2 4	市原市	不入斗	
市原土木事務所	II-0492	不入斗2 6	市原市	不入斗	
市原土木事務所	II-0493	不入斗2 7	市原市	不入斗	
市原土木事務所	II-0494	不入斗2 8	市原市	不入斗	
市原土木事務所	II-0495	海保1 1	市原市	海保	
市原土木事務所	II-0496	片又木7	市原市	片又木	
市原土木事務所	II-0497	片又木8	市原市	片又木	
市原土木事務所	II-0498	片又木9	市原市	片又木	
市原土木事務所	II-0499	片又木1 0	市原市	片又木	
市原土木事務所	II-0500	豊成2	市原市	豊成	
市原土木事務所	II-0501	豊成3	市原市	豊成	
市原土木事務所	II-0502	海保1 2	市原市	海保	
市原土木事務所	II-0503	豊成4	市原市	豊成	
市原土木事務所	II-0504	高坂1	市原市	高坂	
市原土木事務所	II-0505	高坂2	市原市	高坂	
市原土木事務所	II-0506	高坂3	市原市	高坂	
市原土木事務所	II-0507	引田4	市原市	引田	
市原土木事務所	II-0509	松崎1	市原市	松崎	
市原土木事務所	II-0510	椎津1 5	市原市	椎津	
市原土木事務所	II-0511	椎津1 6	市原市	椎津	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
市原土木事務所	II-0513	椎津1 8	市原市	椎津	
市原土木事務所	II-0514	椎津1 9	市原市	椎津	
市原土木事務所	II-0515	深城2	市原市	深城	
市原土木事務所	II-0516	深城3	市原市	深城	
市原土木事務所	II-0517	天羽田1	市原市	天羽田	
市原土木事務所	II-0518	不入斗3 0	市原市	不入斗	
市原土木事務所	II-0519	深城4	市原市	深城	
市原土木事務所	II-0520	深城5	市原市	深城	
市原土木事務所	II-0521	深城6	市原市	深城	
市原土木事務所	II-0522	深城7	市原市	深城	
市原土木事務所	II-0523	深城8	市原市	深城	
市原土木事務所	II-0524	深城9	市原市	深城	
市原土木事務所	II-0525	深城1 0	市原市	深城	
市原土木事務所	II-0526	深城1 1	市原市	深城	
市原土木事務所	II-0527	深城1 2	市原市	深城	
市原土木事務所	II-0528	深城1 3	市原市	深城	
市原土木事務所	II-0529	深城1 4	市原市	深城	
市原土木事務所	II-0530	深城1 5	市原市	深城	
市原土木事務所	II-0531	深城1 6	市原市	深城	
市原土木事務所	II-0532	深城1 7	市原市	深城	
市原土木事務所	II-0533	深城1 8	市原市	深城	
市原土木事務所	II-0534	豊成5	市原市	豊成	
市原土木事務所	II-0536	豊成7	市原市	豊成	
市原土木事務所	II-0538	豊成9	市原市	豊成	
市原土木事務所	II-0539	豊成1 0	市原市	豊成	
市原土木事務所	II-0541	豊成1 2	市原市	豊成	
市原土木事務所	II-0543	風戸1	市原市	風戸	
市原土木事務所	II-0545	風戸3	市原市	風戸	
市原土木事務所	II-0546	風戸4	市原市	風戸	
市原土木事務所	II-0547	風戸5	市原市	風戸	
市原土木事務所	II-0548	中高根1	市原市	中高根	
市原土木事務所	II-0550	中高根3	市原市	中高根	
市原土木事務所	II-0551	光風台1	市原市	光風台	2丁目
市原土木事務所	II-0552	松崎2	市原市	松崎	
市原土木事務所	II-0553	土字1	市原市	土字	
市原土木事務所	II-0554	土字2	市原市	土字	
市原土木事務所	II-0555	土字3	市原市	土字	
市原土木事務所	II-0557	松崎3	市原市	松崎	
市原土木事務所	II-0558	松崎4	市原市	松崎	
市原土木事務所	II-0559	磯ヶ谷1	市原市	磯ヶ谷	
市原土木事務所	II-0560	川在1	市原市	川在	
市原土木事務所	II-0561	川在2	市原市	川在	
市原土木事務所	II-0562	川在3	市原市	川在	
市原土木事務所	II-0563	川在4	市原市	川在	
市原土木事務所	II-0564	川在5	市原市	川在	
市原土木事務所	II-0565	川在6	市原市	川在	
市原土木事務所	II-0548	中高根1	市原市	中高根	
市原土木事務所	II-0550	中高根3	市原市	中高根	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
市原土木事務所	II-0567	大桶3	市原市	大桶	
市原土木事務所	II-0568	大桶4	市原市	大桶	
市原土木事務所	II-0569	荒巻1	市原市	荒巻	
市原土木事務所	II-0570	天羽田2	市原市	天羽田	
市原土木事務所	II-0571	天羽田3	市原市	天羽田	
市原土木事務所	II-0572	天羽田4	市原市	天羽田	
市原土木事務所	II-0573	天羽田5	市原市	天羽田	
市原土木事務所	II-0575	天羽田7	市原市	天羽田	
市原土木事務所	II-0576	中高根4	市原市	中高根	
市原土木事務所	II-0577	上高根1	市原市	上高根	
市原土木事務所	II-0578	上高根2	市原市	上高根	
市原土木事務所	II-0580	上高根4	市原市	上高根	
市原土木事務所	II-0581	上高根5	市原市	上高根	
市原土木事務所	II-0582	上高根6	市原市	上高根	
市原土木事務所	II-0583	上高根7	市原市	上高根	
市原土木事務所	II-0584	上高根8	市原市	上高根	
市原土木事務所	II-0585	上高根9	市原市	上高根	
市原土木事務所	II-0586	上高根1 0	市原市	上高根	
市原土木事務所	II-0587	上高根1 1	市原市	上高根	
市原土木事務所	II-0588	馬立1	市原市	馬立	
市原土木事務所	II-0589	馬立2	市原市	馬立	
市原土木事務所	II-0590	川在8	市原市	川在	
市原土木事務所	II-0591	荒巻2	市原市	荒巻	
市原土木事務所	II-0592	荒巻3	市原市	荒巻	
市原土木事務所	II-0593	川在9	市原市	川在	
市原土木事務所	II-0594	川在1 0	市原市	川在	
市原土木事務所	II-0596	上高根1 3	市原市	上高根	
市原土木事務所	II-0597	上高根1 4	市原市	上高根	
市原土木事務所	II-0598	上高根1 5	市原市	上高根	
市原土木事務所	II-0599	上高根1 6	市原市	上高根	
市原土木事務所	II-0600	上高根1 7	市原市	上高根	
市原土木事務所	II-0601	南岩崎1	市原市	南岩崎	
市原土木事務所	II-0602	南岩崎2	市原市	南岩崎	
市原土木事務所	II-0605	南岩崎5	市原市	南岩崎	
市原土木事務所	II-0606	南岩崎6	市原市	南岩崎	
市原土木事務所	II-0608	妙香2	市原市	妙香	
市原土木事務所	II-0609	妙香3	市原市	妙香	
市原土木事務所	II-0610	奉免2	市原市	奉免	
市原土木事務所	II-0611	奉免3	市原市	奉免	
市原土木事務所	II-0612	奉免4	市原市	奉免	
市原土木事務所	II-0613	宿2	市原市	宿	
市原土木事務所	II-0614	堀越1	市原市	堀越	
市原土木事務所	II-0615	堀越2	市原市	堀越	
市原土木事務所	II-0616	堀越3	市原市	堀越	
市原土木事務所	II-0618	栢橋3	市原市	栢橋	
市原土木事務所	II-0619	栢橋4	市原市	栢橋	
市原土木事務所	II-0620	栢橋5	市原市	栢橋	
市原土木事務所	II-0621	寺谷2	市原市	寺谷	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
市原土木事務所	II-0622	西国吉1	市原市	西国吉	
市原土木事務所	II-0623	西国吉2	市原市	西国吉	
市原土木事務所	II-0624	佐是1	市原市	佐是	
市原土木事務所	II-0625	米沢2	市原市	米沢	
市原土木事務所	II-0626	米沢3	市原市	米沢	
市原土木事務所	II-0627	米沢4	市原市	米沢	
市原土木事務所	II-0628	米沢5	市原市	米沢	
市原土木事務所	II-0629	米沢6	市原市	米沢	
市原土木事務所	II-0630	安久谷1	市原市	安久谷	
市原土木事務所	II-0631	江子田1	市原市	江古田	
市原土木事務所	II-0632	真ヶ谷2	市原市	真ヶ谷	
市原土木事務所	II-0633	真ヶ谷3	市原市	真ヶ谷	
市原土木事務所	II-0634	真ヶ谷4	市原市	真ヶ谷	
市原土木事務所	II-0635	真ヶ谷5	市原市	真ヶ谷	
市原土木事務所	II-0637	宿3	市原市	宿	
市原土木事務所	II-0638	宿4	市原市	宿	
市原土木事務所	II-0639	宿5	市原市	宿	
市原土木事務所	II-0640	堀越4	市原市	堀越	
市原土木事務所	II-0642	島田1	市原市	島田	
市原土木事務所	II-0643	島田2	市原市	島田	
市原土木事務所	II-0644	原田1	市原市	原田	
市原土木事務所	II-0645	原田2	市原市	原田	
市原土木事務所	II-0646	石川1	市原市	石川	
市原土木事務所	II-0647	石川2	市原市	石川	
市原土木事務所	II-0648	石川3	市原市	石川	
市原土木事務所	II-0649	市場1	市原市	市場	
市原土木事務所	II-0650	市場2	市原市	市場	
市原土木事務所	II-0651	市場3	市原市	市場	
市原土木事務所	II-0652	市場4	市原市	市場	
市原土木事務所	II-0653	市場5	市原市	市場	
市原土木事務所	II-0654	奥野3	市原市	奥野	
市原土木事務所	II-0655	奥野4	市原市	奥野	
市原土木事務所	II-0656	奥野5	市原市	奥野	
市原土木事務所	II-0657	奥野6	市原市	奥野	
市原土木事務所	II-0658	奥野7	市原市	奥野	
市原土木事務所	II-0659	奥野8	市原市	奥野	
市原土木事務所	II-0661	奥野10	市原市	奥野	
市原土木事務所	II-0662	奥野11	市原市	奥野	
市原土木事務所	II-0663	奥野12	市原市	奥野	
市原土木事務所	II-0664	栢橋6	市原市	栢橋	
市原土木事務所	II-0665	栢橋7	市原市	栢橋	
市原土木事務所	II-0666	栢橋8	市原市	栢橋	
市原土木事務所	II-0667	栢橋9	市原市	栢橋	
市原土木事務所	II-0668	栢橋10	市原市	栢橋	
市原土木事務所	II-0669	栢橋11	市原市	栢橋	
市原土木事務所	II-0670	栢橋12	市原市	栢橋	
市原土木事務所	II-0671	栢橋13	市原市	栢橋	
市原土木事務所	II-0672	栢橋14	市原市	栢橋	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
市原土木事務所	II-0673	栢橋15	市原市	栢橋	
市原土木事務所	II-0674	栢橋16	市原市	栢橋	
市原土木事務所	II-0675	栢橋17	市原市	栢橋	
市原土木事務所	II-0676	栢橋18	市原市	栢橋	
市原土木事務所	II-0677	栢橋19	市原市	栢橋	
市原土木事務所	II-0678	西国吉3	市原市	西国吉	
市原土木事務所	II-0679	皆吉1	市原市	皆吉	
市原土木事務所	II-0680	皆吉2	市原市	皆吉	
市原土木事務所	II-0681	皆吉3	市原市	皆吉	
市原土木事務所	II-0682	皆吉4	市原市	皆吉	
市原土木事務所	II-0683	皆吉5	市原市	皆吉	
市原土木事務所	II-0684	皆吉6	市原市	皆吉	
市原土木事務所	II-0685	金沢2	市原市	金沢	
市原土木事務所	II-0686	金沢3	市原市	金沢	
市原土木事務所	II-0687	金沢4	市原市	金沢	
市原土木事務所	II-0688	金沢5	市原市	金沢	
市原土木事務所	II-0689	金沢6	市原市	金沢	
市原土木事務所	II-0690	金沢7	市原市	金沢	
市原土木事務所	II-0691	江古田2	市原市	江古田	
市原土木事務所	II-0692	下矢田1	市原市	下矢田	
市原土木事務所	II-0693	下矢田2	市原市	下矢田	
市原土木事務所	II-0694	下矢田3	市原市	下矢田	
市原土木事務所	II-0695	下矢田4	市原市	下矢田	
市原土木事務所	II-0696	下矢田5	市原市	下矢田	
市原土木事務所	II-0697	藪1	市原市	藪	
市原土木事務所	II-0698	石川4	市原市	石川	
市原土木事務所	II-0699	下矢田6	市原市	下矢田	
市原土木事務所	II-0700	下矢田7	市原市	下矢田	
市原土木事務所	II-0702	池和田2	市原市	池和田	
市原土木事務所	II-0703	池和田3	市原市	池和田	
市原土木事務所	II-0704	池和田4	市原市	池和田	
市原土木事務所	II-0705	池和田5	市原市	池和田	
市原土木事務所	II-0706	池和田6	市原市	池和田	
市原土木事務所	II-0708	池和田8	市原市	池和田	
市原土木事務所	II-0709	奥野13	市原市	奥野	
市原土木事務所	II-0710	奥野14	市原市	奥野	
市原土木事務所	II-0711	奥野15	市原市	奥野	
市原土木事務所	II-0712	奥野16	市原市	奥野	
市原土木事務所	II-0713	奥野17	市原市	奥野	
市原土木事務所	II-0714	奥野18	市原市	奥野	
市原土木事務所	II-0715	大蔵2	市原市	大蔵	
市原土木事務所	II-0716	大蔵3	市原市	大蔵	
市原土木事務所	II-0717	大蔵4	市原市	大蔵	
市原土木事務所	II-0719	皆吉7	市原市	皆吉	
市原土木事務所	II-0721	岩1	市原市	岩	
市原土木事務所	II-0722	岩2	市原市	岩	
市原土木事務所	II-0723	岩3	市原市	岩	
市原土木事務所	II-0725	外部田1	市原市	外部田	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
市原土木事務所	II-0726	外部田2	市原市	外部田	
市原土木事務所	II-0727	外部田3	市原市	外部田	
市原土木事務所	II-0728	外部田4	市原市	外部田	
市原土木事務所	II-0729	外部田5	市原市	外部田	
市原土木事務所	II-0730	外部田6	市原市	外部田	
市原土木事務所	II-0731	久保1	市原市	久保	
市原土木事務所	II-0732	藪2	市原市	藪	
市原土木事務所	II-0733	池和田9	市原市	池和田	
市原土木事務所	II-0734	池和田10	市原市	池和田	
市原土木事務所	II-0735	池和田11	市原市	池和田	
市原土木事務所	II-0738	田尾4	市原市	田尾	
市原土木事務所	II-0739	田尾5	市原市	田尾	
市原土木事務所	II-0740	田尾6	市原市	田尾	
市原土木事務所	II-0741	水沢2	市原市	水沢	
市原土木事務所	II-0744	水沢5	市原市	水沢	
市原土木事務所	II-0745	水沢6	市原市	水沢	
市原土木事務所	II-0749	山口4	市原市	山口	
市原土木事務所	II-0750	久保2	市原市	久保	
市原土木事務所	II-0751	久保3	市原市	久保	
市原土木事務所	II-0752	久保4	市原市	久保	
市原土木事務所	II-0753	大和田1	市原市	大和田	
市原土木事務所	II-0755	養老2	市原市	養老	
市原土木事務所	II-0757	大和田3	市原市	大和田	
市原土木事務所	II-0758	大和田4	市原市	大和田	
市原土木事務所	II-0759	不入1	市原市	不入	
市原土木事務所	II-0760	不入2	市原市	不入	
市原土木事務所	II-0761	不入3	市原市	不入	
市原土木事務所	II-0762	田尾7	市原市	田尾	
市原土木事務所	II-0763	田尾8	市原市	田尾	
市原土木事務所	II-0764	田尾9	市原市	田尾	
市原土木事務所	II-0765	山小川1	市原市	山小川	
市原土木事務所	II-0766	平蔵1	市原市	平蔵	
市原土木事務所	II-0767	平蔵2	市原市	平蔵	
市原土木事務所	II-0768	高滝2	市原市	高滝	
市原土木事務所	II-0769	本郷1	市原市	本郷	
市原土木事務所	II-0771	本郷3	市原市	本郷	
市原土木事務所	II-0772	本郷4	市原市	本郷	
市原土木事務所	II-0773	古敷谷2	市原市	古敷谷	
市原土木事務所	II-0774	古敷谷3	市原市	古敷谷	
市原土木事務所	II-0775	新井1	市原市	新井	
市原土木事務所	II-0776	平蔵3	市原市	平蔵	
市原土木事務所	II-0778	平蔵5	市原市	平蔵	
市原土木事務所	II-0779	平蔵6	市原市	平蔵	
市原土木事務所	II-0780	平蔵7	市原市	平蔵	
市原土木事務所	II-0781	平蔵8	市原市	平蔵	
市原土木事務所	II-0782	平蔵9	市原市	平蔵	
市原土木事務所	II-0783	本郷5	市原市	本郷	
市原土木事務所	II-0784	本郷6	市原市	本郷	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
市原土木事務所	II-0785	平野1	市原市	平野	
市原土木事務所	II-0786	大戸1	市原市	大戸	
市原土木事務所	II-0788	大戸3	市原市	大戸	
市原土木事務所	II-0789	大戸4	市原市	大戸	
市原土木事務所	II-0790	古敷谷4	市原市	古敷谷	
市原土木事務所	II-0791	古敷谷5	市原市	古敷谷	
市原土木事務所	II-0792	古敷谷6	市原市	古敷谷	
市原土木事務所	II-0793	古敷谷7	市原市	古敷谷	
市原土木事務所	II-0794	古敷谷8	市原市	古敷谷	
市原土木事務所	II-0795	古敷谷9	市原市	古敷谷	
市原土木事務所	II-0796	古敷谷10	市原市	古敷谷	
市原土木事務所	II-0797	古敷谷11	市原市	古敷谷	
市原土木事務所	II-0799	古敷谷13	市原市	古敷谷	
市原土木事務所	II-0800	古敷谷14	市原市	古敷谷	
市原土木事務所	II-0802	吉沢3	市原市	吉沢	
市原土木事務所	II-0803	吉沢4	市原市	吉沢	
市原土木事務所	II-0804	吉沢5	市原市	吉沢	
市原土木事務所	II-0805	平蔵10	市原市	平蔵	
市原土木事務所	II-0806	平蔵11	市原市	平蔵	
市原土木事務所	II-0807	平蔵12	市原市	平蔵	
市原土木事務所	II-0808	平蔵13	市原市	平蔵	
市原土木事務所	II-0809	平蔵14	市原市	平蔵	
市原土木事務所	II-0810	平蔵15	市原市	平蔵	
市原土木事務所	II-0811	平蔵16	市原市	平蔵	
市原土木事務所	II-0812	万田野1	市原市	万田野	
市原土木事務所	II-0813	万田野2	市原市	万田野	
市原土木事務所	II-0815	万田野4	市原市	万田野	
市原土木事務所	II-0816	万田野5	市原市	万田野	
市原土木事務所	II-0817	万田野6	市原市	万田野	
市原土木事務所	II-0818	万田野7	市原市	万田野	
市原土木事務所	II-0819	万田野8	市原市	万田野	
市原土木事務所	II-0820	万田野9	市原市	万田野	
市原土木事務所	II-0821	万田野10	市原市	万田野	
市原土木事務所	II-0822	万田野11	市原市	万田野	
市原土木事務所	II-0824	飯給2	市原市	飯給	
市原土木事務所	II-0825	飯給3	市原市	飯給	
市原土木事務所	II-0826	飯給4	市原市	飯給	
市原土木事務所	II-0827	飯給5	市原市	飯給	
市原土木事務所	II-0830	徳氏3	市原市	徳氏	
市原土木事務所	II-0831	徳氏4	市原市	徳氏	
市原土木事務所	II-0832	徳氏5	市原市	徳氏	
市原土木事務所	II-0833	徳氏6	市原市	徳氏	
市原土木事務所	II-0834	柿木台1	市原市	柿木台	
市原土木事務所	II-0835	柿木台2	市原市	柿木台	
市原土木事務所	II-0836	古敷谷15	市原市	古敷谷	
市原土木事務所	II-0837	古敷谷16	市原市	古敷谷	
市原土木事務所	II-0838	古敷谷17	市原市	古敷谷	
市原土木事務所	II-0839	古敷谷18	市原市	古敷谷	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
市原土木事務所	II-0840	古敷谷1 9	市原市	古敷谷	
市原土木事務所	II-0841	古敷谷2 0	市原市	古敷谷	
市原土木事務所	II-0842	古敷谷2 1	市原市	古敷谷	
市原土木事務所	II-0844	古敷谷2 3	市原市	古敷谷	
市原土木事務所	II-0845	古敷谷2 4	市原市	古敷谷	
市原土木事務所	II-0846	小草畑2	市原市	小草畑	
市原土木事務所	II-0847	小草畑3	市原市	小草畑	
市原土木事務所	II-0848	小草畑4	市原市	小草畑	
市原土木事務所	II-0849	小草畑5	市原市	小草畑	
市原土木事務所	II-0850	小草畑6	市原市	小草畑	
市原土木事務所	II-0851	小草畑7	市原市	小草畑	
市原土木事務所	II-0852	小草畑8	市原市	小草畑	
市原土木事務所	II-0853	小草畑9	市原市	小草畑	
市原土木事務所	II-0854	小草畑1 0	市原市	小草畑	
市原土木事務所	II-0855	小草畑1 1	市原市	小草畑	
市原土木事務所	II-0856	小草畑1 2	市原市	小草畑	
市原土木事務所	II-0857	小草畑1 3	市原市	小草畑	
市原土木事務所	II-0858	小草畑1 4	市原市	小草畑	
市原土木事務所	II-0859	小草畑1 5	市原市	小草畑	
市原土木事務所	II-0860	米原2	市原市	米原	
市原土木事務所	II-0861	米原3	市原市	米原	
市原土木事務所	II-0862	米原4	市原市	米原	
市原土木事務所	II-0863	米原5	市原市	米原	
市原土木事務所	II-0864	米原6	市原市	米原	
市原土木事務所	II-0865	米原7	市原市	米原	
市原土木事務所	II-0866	米原8	市原市	米原	
市原土木事務所	II-0867	米原9	市原市	米原	
市原土木事務所	II-0868	米原1 0	市原市	米原	
市原土木事務所	II-0869	米原1 1	市原市	米原	
市原土木事務所	II-0870	米原1 2	市原市	米原	
市原土木事務所	II-0871	米原1 3	市原市	米原	
市原土木事務所	II-0872	米原1 4	市原市	米原	
市原土木事務所	II-0874	米原1 6	市原市	米原	
市原土木事務所	II-0875	月崎1	市原市	月崎	
市原土木事務所	II-0876	田淵1	市原市	田淵	
市原土木事務所	II-0877	田淵2	市原市	田淵	
市原土木事務所	II-0878	田淵3	市原市	田淵	
市原土木事務所	II-0879	田淵4	市原市	田淵	
市原土木事務所	II-0881	月崎2	市原市	月崎	
市原土木事務所	II-0882	月崎3	市原市	月崎	
市原土木事務所	II-0883	月崎4	市原市	月崎	
市原土木事務所	II-0884	月出1	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0885	月出2	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0886	月出3	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0887	月出4	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0888	古敷谷2 5	市原市	古敷谷	
市原土木事務所	II-0889	古敷谷2 6	市原市	古敷谷	
市原土木事務所	II-0890	古敷谷2 7	市原市	古敷谷	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
市原土木事務所	II-0891	小草畑1 6	市原市	小草畑	
市原土木事務所	II-0892	小草畑1 7	市原市	小草畑	
市原土木事務所	II-0893	月出5	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0894	月出6	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0895	月出7	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0896	米原1 7	市原市	米原	
市原土木事務所	II-0897	米原1 8	市原市	米原	
市原土木事務所	II-0898	米原1 9	市原市	米原	
市原土木事務所	II-0899	米原2 0	市原市	米原	
市原土木事務所	II-0900	米原2 1	市原市	米原	
市原土木事務所	II-0901	米原2 2	市原市	米原	
市原土木事務所	II-0902	米原2 3	市原市	米原	
市原土木事務所	II-0904	米原2 5	市原市	米原	
市原土木事務所	II-0906	米原2 7	市原市	米原	
市原土木事務所	II-0908	菅野1	市原市	菅野	
市原土木事務所	II-0909	菅野2	市原市	菅野	
市原土木事務所	II-0910	菅野3	市原市	菅野	
市原土木事務所	II-0911	菅野4	市原市	菅野	
市原土木事務所	II-0912	菅野5	市原市	菅野	
市原土木事務所	II-0913	菅野6	市原市	菅野	
市原土木事務所	II-0914	菅野7	市原市	菅野	
市原土木事務所	II-0915	柳川1	市原市	柳川	
市原土木事務所	II-0916	柳川2	市原市	柳川	
市原土木事務所	II-0917	柳川3	市原市	柳川	
市原土木事務所	II-0918	田淵6	市原市	田淵	
市原土木事務所	II-0919	田淵7	市原市	田淵	
市原土木事務所	II-0920	田淵8	市原市	田淵	
市原土木事務所	II-0921	国本2	市原市	国本	
市原土木事務所	II-0922	国本3	市原市	国元	
市原土木事務所	II-0923	月出8	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0924	月出9	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0925	月出1 0	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0926	月出1 1	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0927	月出1 2	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0928	月出1 3	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0929	月出1 4	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0930	月出1 5	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0931	月出1 6	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0932	月出1 7	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0933	月出1 8	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0934	月出1 9	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0935	月出2 0	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0936	月出2 1	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0937	月出2 2	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0938	石塚1	市原市	石塚	
市原土木事務所	II-0939	石塚2	市原市	石塚	
市原土木事務所	II-0940	石塚3	市原市	石塚	
市原土木事務所	II-0941	大久保2	市原市	大久保	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
市原土木事務所	II-0942	大久保3	市原市	大久保	
市原土木事務所	II-0943	石神1	市原市	石神	
市原土木事務所	II-0944	石神2	市原市	石神	
市原土木事務所	II-0945	折津2	市原市	折津	
市原土木事務所	II-0946	折津3	市原市	折津	
市原土木事務所	II-0947	月出2 3	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0948	月出2 4	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0949	月出2 5	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0950	石塚4	市原市	石塚	
市原土木事務所	II-0952	石塚6	市原市	石塚	
市原土木事務所	II-0953	折津4	市原市	折津	
市原土木事務所	II-0954	折津5	市原市	折津	
市原土木事務所	II-0957	朝生原1	市原市	朝生原	
市原土木事務所	II-0958	朝生原2	市原市	朝生原	
市原土木事務所	II-0959	朝生原3	市原市	朝生原	
市原土木事務所	II-0960	朝生原4	市原市	朝生原	
市原土木事務所	II-0961	朝生原5	市原市	朝生原	
市原土木事務所	II-0962	大久保4	市原市	大久保	
市原土木事務所	II-0963	大久保5	市原市	大久保	
市原土木事務所	II-0964	大久保6	市原市	大久保	
市原土木事務所	II-0965	朝生原6	市原市	朝生原	
市原土木事務所	II-0966	戸面2	市原市	戸面	
東葛飾土木事務所	II-0967	平賀1	松戸市	平賀	長谷
東葛飾土木事務所	II-0968	大谷口1	松戸市	大谷口	馬屋敷
東葛飾土木事務所	II-0969	大谷口2	松戸市	大谷口	本城
東葛飾土木事務所	II-0970	大谷口3	松戸市	大谷口	本城
東葛飾土木事務所	II-0971	大谷口4	松戸市	大谷口	中郷
東葛飾土木事務所	II-0972	幸谷1	松戸市	幸谷	ボッ
東葛飾土木事務所	II-0973	根木内2	松戸市	根木内	新宿下
東葛飾土木事務所	II-0974	幸谷2	松戸市	幸谷	宮下
東葛飾土木事務所	II-0975	二ツ木2	松戸市	二ツ木	東谷津
東葛飾土木事務所	II-0976	北松戸1	松戸市	北松戸	3丁目
東葛飾土木事務所	II-0977	千駄堀1	松戸市	千駄堀	北郷
東葛飾土木事務所	II-0978	千駄堀2	松戸市	千駄堀	東
東葛飾土木事務所	II-0979	上本郷8	松戸市	上本郷	宮下
東葛飾土木事務所	II-0980	上本郷9	松戸市	上本郷	花台
東葛飾土木事務所	II-0981	南屋敷1	松戸市	南屋敷	芋ノ作
東葛飾土木事務所	II-0982	岩瀬4	松戸市	岩瀬	離山
東葛飾土木事務所	II-0983	松戸新田1	松戸市	松戸新田	ウツ
東葛飾土木事務所	II-0984	松戸1	松戸市	松戸	戸定
東葛飾土木事務所	II-0985	松戸2	松戸市	松戸	赤発毛
東葛飾土木事務所	II-0986	小山1	松戸市	小山	浅間寺
東葛飾土木事務所	II-0987	和名ヶ谷4	松戸市	和名ヶ谷	通原寺
東葛飾土木事務所	II-0988	和名ヶ谷5	松戸市	和名ヶ谷	外山
東葛飾土木事務所	II-0989	和名ヶ谷6	松戸市	和名ヶ谷	山宮地
東葛飾土木事務所	II-0990	和名ヶ谷7	松戸市	和名ヶ谷	中台
東葛飾土木事務所	II-0991	和名ヶ谷8	松戸市	和名ヶ谷	中台
東葛飾土木事務所	II-0992	和名ヶ谷9	松戸市	和名ヶ谷	中台

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
東葛飾土木事務所	II-0993	和名ヶ谷1 0	松戸市	和名ヶ谷	東台
東葛飾土木事務所	II-0994	和名ヶ谷1 1	松戸市	和名ヶ谷	清水
市原土木事務所	II-0941	大久保2	市原市	大久保	
市原土木事務所	II-0942	大久保3	市原市	大久保	
市原土木事務所	II-0943	石神1	市原市	石神	
市原土木事務所	II-0944	石神2	市原市	石神	
市原土木事務所	II-0945	折津2	市原市	折津	
市原土木事務所	II-0946	折津3	市原市	折津	
市原土木事務所	II-0947	月出2 3	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0948	月出2 4	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0949	月出2 5	市原市	月出	
市原土木事務所	II-0950	石塚4	市原市	石塚	
市原土木事務所	II-0952	石塚6	市原市	石塚	
市原土木事務所	II-0953	折津4	市原市	折津	
市原土木事務所	II-0954	折津5	市原市	折津	
市原土木事務所	II-0957	朝生原1	市原市	朝生原	
市原土木事務所	II-0958	朝生原2	市原市	朝生原	
市原土木事務所	II-0959	朝生原3	市原市	朝生原	
市原土木事務所	II-0960	朝生原4	市原市	朝生原	
市原土木事務所	II-0962	朝生原5	市原市	朝生原	
市原土木事務所	II-0963	朝生原6	市原市	朝生原	
市原土木事務所	II-0964	大久保4	市原市	大久保	
市原土木事務所	II-0965	大久保5	市原市	大久保	
市原土木事務所	II-0966	大久保6	市原市	大久保	
市原土木事務所	II-0967	朝生原6	市原市	朝生原	
市原土木事務所	II-0966	戸面2	市原市	戸面	
東葛飾土木事務所	II-0967	平賀1	松戸市	平賀	長谷
東葛飾土木事務所	II-0968	大谷口1	松戸市	大谷口	馬屋敷
東葛飾土木事務所	II-0969	大谷口2	松戸市	大谷口	本城
東葛飾土木事務所	II-0970	大谷口3	松戸市	大谷口	本城
東葛飾土木事務所	II-0971	大谷口4	松戸市	大谷口	中郷
東葛飾土木事務所	II-0972	幸谷1	松戸市	幸谷	ボッ
東葛飾土木事務所	II-0973	根木内2	松戸市	根木内	新宿下
東葛飾土木事務所	II-0974	幸谷2	松戸市	幸谷	宮下
東葛飾土木事務所	II-0975	二ツ木2	松戸市	二ツ木	東谷津
東葛飾土木事務所	II-0976	北松戸1	松戸市	北松戸	3丁目
東葛飾土木事務所	II-0977	千駄堀1	松戸市	千駄堀	北郷
東葛飾土木事務所	II-0978	千駄堀2	松戸市	千駄堀	東
東葛飾土木事務所	II-0979	上本郷8	松戸市	上本郷	宮下
東葛飾土木事務所	II-0980	上本郷9	松戸市	上本郷	花台
東葛飾土木事務所	II-0981	南屋敷1	松戸市	南屋敷	芋ノ作
東葛飾土木事務所	II-0982	岩瀬4	松戸市	岩瀬	離山
東葛飾土木事務所	II-0983	松戸新田1	松戸市	松戸新田	ウツ
東葛飾土木事務所	II-0984	松戸1	松戸市	松戸	戸定
東葛飾土木事務所	II-0985	松戸2	松戸市	松戸	赤発毛
東葛飾土木事務所	II-0986	小山1	松戸市	小山	浅間寺
東葛飾土木事務所	II-0987	和名ヶ谷4	松戸市	和名ヶ谷	通原寺
東葛飾土木事務所	II-0988	和名ヶ谷5	松戸市	和名ヶ谷	外山
東葛飾土木事務所	II-0989	和名ヶ谷6	松戸市	和名ヶ谷	山宮地
東葛飾土木事務所	II-0990	和名ヶ谷7	松戸市	和名ヶ谷	中台
東葛飾土木事務所	II-0991	和名ヶ谷8	松戸市	和名ヶ谷	中台
東葛飾土木事務所	II-0992	和名ヶ谷9	松戸市	和名ヶ谷	中台

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
東葛飾土木事務所	II-0990	和名ヶ谷7	松戸市	和名ヶ谷	中台
東葛飾土木事務所	II-0991	和名ヶ谷8	松戸市	和名ヶ谷	中台
東葛飾土木事務所	II-0992	和名ヶ谷9	松戸市	和名ヶ谷	中台
東葛飾土木事務所	II-0993	和名ヶ谷10	松戸市	和名ヶ谷	東台
東葛飾土木事務所	II-0994	和名ヶ谷11	松戸市	和名ヶ谷	清水
東葛飾土木事務所	II-0995	和名ヶ谷12	松戸市	和名ヶ谷	清水
東葛飾土木事務所	II-0996	紙敷1	松戸市	紙敷	薄蒲
東葛飾土木事務所	II-0997	紙敷3	松戸市	紙敷	薄蒲
東葛飾土木事務所	II-0998	紙敷4	松戸市	紙敷	薄蒲
東葛飾土木事務所	II-0999	上矢切2	松戸市	上矢切	富士見台
東葛飾土木事務所	II-1000	大橋1	松戸市	大橋	彦八山
東葛飾土木事務所	II-1001	和名ヶ谷13	松戸市	ワカギヤウカシ	諏訪原
東葛飾土木事務所	II-1002	大橋2	松戸市	オホシ	北台
東葛飾土木事務所	II-1003	栗山3	松戸市	クリヤマ	天神山
東葛飾土木事務所	II-1004	上花輪1	野田市	カミナリイ	弥蛇谷
東葛飾土木事務所	II-1005	上花輪2	野田市	カミナリニ	弥蛇谷
東葛飾土木事務所	II-1006	三ツ堀1	野田市	ミツドリイ	宮前
東葛飾土木事務所	II-1007	花野井1	柏市	ハノイイ	台ノ山
東葛飾土木事務所	II-1008	花野井2	柏市	ハノニ	古谷前
東葛飾土木事務所	II-1009	花野井3	柏市	ハノイシ	葉能田
東葛飾土木事務所	II-1010	布瀬1	柏市	フセ	東
東葛飾土木事務所	II-1011	花野井4	柏市	ハノイシ	三畝割
東葛飾土木事務所	II-1012	松ヶ崎2	柏市	マツカサキニ	須賀
東葛飾土木事務所	II-1013	松ヶ崎3	柏市	マツカサキシ	須賀
東葛飾土木事務所	II-1014	根戸1	柏市	ネド	花戸原
東葛飾土木事務所	II-1015	豊四季1	柏市	トヨキイ	笹原
東葛飾土木事務所	II-1016	中新宿1	柏市	カシノシユウイ	1丁目
東葛飾土木事務所	II-1017	東山1	柏市	ヒガシヤマイ	2丁目
東葛飾土木事務所	II-1018	酒井根1	柏市	サカイネ	根崎
東葛飾土木事務所	II-1019	逆井藤ノ台1	柏市	サカイヅノダイ	北ノ台
東葛飾土木事務所	II-1020	下花輪1	流山市	シモナリイ	寺下
東葛飾土木事務所	II-1021	中1	流山市	ナカ	小台
東葛飾土木事務所	II-1022	思井1	流山市	オモイ	桜山
東葛飾土木事務所	II-1023	芝崎1	流山市	シバサキイ	堀込
東葛飾土木事務所	II-1024	西平井1	流山市	ニシライイ	大崎
東葛飾土木事務所	II-1025	思井2	流山市	オモイニ	赤松
東葛飾土木事務所	II-1026	思井3	流山市	オモイシ	広田
東葛飾土木事務所	II-1027	前ヶ崎2	流山市	マエカサキニ	木ノ下
東葛飾土木事務所	II-1028	前ヶ崎3	流山市	マエカサキシ	木ノ下
東葛飾土木事務所	II-1029	前ヶ崎4	流山市	マエカサキヨシ	宮本
東葛飾土木事務所	II-1030	久寺家2	我孫子市	クジヤ	上居村附
東葛飾土木事務所	II-1031	久寺家3	我孫子市	クジヤシ	上居村附
東葛飾土木事務所	II-1032	久寺家4	我孫子市	クジヤシ	下居村附
東葛飾土木事務所	II-1034	つくし野2	我孫子市	ツクシノ	2丁目
東葛飾土木事務所	II-1035	我孫子1	我孫子市	アソコイ	妻子原
東葛飾土木事務所	II-1036	白山2	我孫子市	ハクサンニ	1丁目
東葛飾土木事務所	II-1037	緑1	我孫子市	キナドリイ	2丁目
東葛飾土木事務所	II-1038	岡発戸1	我孫子市	オカホツイ	原久保

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
東葛飾土木事務所	II-1039	岡発戸新田1	我孫子市	オカホツシノゲンイ	岡掘戸新
東葛飾土木事務所	II-1040	中峠1	我孫子市	ナカトウイ	大目
東葛飾土木事務所	II-1041	中里1	我孫子市	ナカサトイ	東原
東葛飾土木事務所	II-1042	布佐2	我孫子市	フサニ	
東葛飾土木事務所	II-1043	布佐3	我孫子市	フサシ	
東葛飾土木事務所	II-1044	布佐4	我孫子市	フサシ	
東葛飾土木事務所	II-1045	布佐5	我孫子市	フサゴ	
東葛飾土木事務所	II-1046	布佐6	我孫子市	フサロク	
東葛飾土木事務所	II-1047	布佐7	我孫子市	フサナ	
東葛飾土木事務所	II-1048	大井1	柏市	オホイ	大納屋
東葛飾土木事務所	II-1049	大井2	柏市	オホイ	材仁
東葛飾土木事務所	II-1050	大井3	柏市	オホイシ	大六元
東葛飾土木事務所	II-1051	箕輪1	柏市	ミワイ	坊ノ口
東葛飾土木事務所	II-1052	御条谷1	柏市	ゴジョウヤイ	
東葛飾土木事務所	II-1053	鷲野谷1	柏市	ウシノイ	
東葛飾土木事務所	II-1054	鷲野谷2	柏市	ウシノニ	
東葛飾土木事務所	II-1055	鷲野谷3	柏市	ウシノシ	
東葛飾土木事務所	II-1056	泉1	柏市	イヅミイ	高畑
東葛飾土木事務所	II-1057	泉2	柏市	イヅミニ	山中
東葛飾土木事務所	II-1058	泉3	柏市	イヅミシ	山中
東葛飾土木事務所	II-1059	泉4	柏市	イヅミシ	山中
東葛飾土木事務所	II-1060	片山1	柏市	カタヤマイ	北ノ作
東葛飾土木事務所	II-1061	片山2	柏市	カタヤマニ	北ノ作
東葛飾土木事務所	II-1062	片山3	柏市	カタヤマシ	述内
東葛飾土木事務所	II-1063	手賀1	柏市	テガイ	
東葛飾土木事務所	II-1064	手賀2	柏市	テガニ	
東葛飾土木事務所	II-1065	手賀3	柏市	テガシ	太田
東葛飾土木事務所	II-1066	手賀4	柏市	テガシ	太田
東葛飾土木事務所	II-1067	手賀5	柏市	テガゴ	太田
東葛飾土木事務所	II-1068	手賀6	柏市	テガロク	船戸
東葛飾土木事務所	II-1069	布施4	柏市	テエ	宮前
東葛飾土木事務所	II-1070	塚崎1	柏市	ツカサキイ	
東葛飾土木事務所	II-1071	金山1	柏市	カネヤマイ	北谷津口
東葛飾土木事務所	II-1072	金山2	柏市	カネヤマニ	北谷津口
東葛飾土木事務所	II-1073	布施5	柏市	テエ	腰巻
東葛飾土木事務所	II-1074	布施6	柏市	テエ	木崎
東葛飾土木事務所	II-1075	藤ヶ谷1	柏市	フジガヤイ	大作
東葛飾土木事務所	II-1076	藤ヶ谷2	柏市	フジガヤニ	大作
東葛飾土木事務所	II-1077	藤ヶ谷3	柏市	フジガヤシ	馬場
東葛飾土木事務所	II-1078	高柳2	柏市	タカヤギニ	
東葛飾土木事務所	II-1079	藤ヶ谷4	柏市	フジガヤシ	白砂
印旛土木事務所	II-1080	土浮2	佐倉市	ツブキニ	
印旛土木事務所	II-1081	土浮3	佐倉市	ツブキシ	
印旛土木事務所	II-1082	土浮4	佐倉市	ツブキシ	
印旛土木事務所	II-1083	土浮5	佐倉市	ツブキゴ	
印旛土木事務所	II-1084	土浮6	佐倉市	ツブキロク	
印旛土木事務所	II-1085	土浮7	佐倉市	ツブキナ	
印旛土木事務所	II-1086	土浮8	佐倉市	ツブキチ	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
印旛土木事務所	II-1087	萩山新田2	佐倉市	ハギヤマシデンニ	
印旛土木事務所	II-1088	萩山新田3	佐倉市	ハギヤマシデンサン	
印旛土木事務所	II-1089	萩山新田4	佐倉市	ハギヤマシデンヨン	
印旛土木事務所	II-1090	萩山新田5	佐倉市	ハギヤマシデンゴ	
印旛土木事務所	II-1091	青菅1	佐倉市	アオスガイ	
印旛土木事務所	II-1092	小竹1	佐倉市	コタケイ	
印旛土木事務所	II-1093	小竹2	佐倉市	コタケニ	
印旛土木事務所	II-1094	小竹3	佐倉市	コタケサン	
印旛土木事務所	II-1095	小竹4	佐倉市	コタケヨン	
印旛土木事務所	II-1097	小竹6	佐倉市	コタケロク	
印旛土木事務所	II-1098	小竹7	佐倉市	コタケナナ	
印旛土木事務所	II-1099	白井田2	佐倉市	ウスイデニ	
印旛土木事務所	II-1100	白井田3	佐倉市	ウスイデサン	
印旛土木事務所	II-1101	白井3	佐倉市	ウスイデサン	
印旛土木事務所	II-1102	白井4	佐倉市	ウスイデヨン	
印旛土木事務所	II-1103	白井5	佐倉市	ウスイデゴ	
印旛土木事務所	II-1106	白井台6	佐倉市	ウスイデイロク	
印旛土木事務所	II-1107	白井台7	佐倉市	ウスイデイナナ	
印旛土木事務所	II-1108	白井6	佐倉市	ウスイデロク	
印旛土木事務所	II-1109	白井7	佐倉市	ウスイデナナ	
印旛土木事務所	II-1110	白井10	佐倉市	ウスイデユウ	
印旛土木事務所	II-1111	白井11	佐倉市	ウスイデユウイ	
印旛土木事務所	II-1112	白井12	佐倉市	ウスイデユウニ	
印旛土木事務所	II-1113	白井田5	佐倉市	ウスイデゴ	
印旛土木事務所	II-1114	白井田6	佐倉市	ウスイデロク	
印旛土木事務所	II-1115	白井田7	佐倉市	ウスイデナナ	
印旛土木事務所	II-1116	白井田8	佐倉市	ウスイデヤ	
印旛土木事務所	II-1117	飯野5	佐倉市	イイノ	
印旛土木事務所	II-1118	岩名4	佐倉市	イワナ	
印旛土木事務所	II-1119	岩名5	佐倉市	イワナ	
印旛土木事務所	II-1120	岩名6	佐倉市	イワナ	
印旛土木事務所	II-1121	下根3	佐倉市	シメネ	
印旛土木事務所	II-1123	角束3	佐倉市	カクブ	
印旛土木事務所	II-1124	飯田6	佐倉市	イバノク	
印旛土木事務所	II-1125	飯田2	佐倉市	イバニ	
印旛土木事務所	II-1126	飯田3	佐倉市	イバサン	
印旛土木事務所	II-1127	飯田4	佐倉市	イバヨン	
印旛土木事務所	II-1128	飯田千拓1	佐倉市	イバチクタクイ	
印旛土木事務所	II-1129	飯田千拓2	佐倉市	イバチクタクニ	
印旛土木事務所	II-1130	飯田千拓3	佐倉市	イバチクタクサン	
印旛土木事務所	II-1131	大佐倉3	佐倉市	オホサカザン	
印旛土木事務所	II-1132	飯田5	佐倉市	イバゴ	
印旛土木事務所	II-1134	大佐倉5	佐倉市	オホサカ	
印旛土木事務所	II-1135	王子台3	佐倉市	オウジゲイ	
印旛土木事務所	II-1136	江原新田1	佐倉市	エハラシデンイ	
印旛土木事務所	II-1137	江原新田2	佐倉市	エハラシデンニ	
印旛土木事務所	II-1140	山崎2	佐倉市	ヤマザキニ	
印旛土木事務所	II-1141	山崎3	佐倉市	ヤマザキサン	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
印旛土木事務所	II-1142	鎌木町9	佐倉市	カマキチヨウキ	
印旛土木事務所	II-1143	大佐倉6	佐倉市	オホサカ	
印旛土木事務所	II-1145	吉見1	佐倉市	ヨシミイ	
印旛土木事務所	II-1146	吉見2	佐倉市	ヨシミ	
印旛土木事務所	II-1148	寺崎1	佐倉市	テラサキイ	
印旛土木事務所	II-1151	鎌木町10	佐倉市	カマキチヨウジユ	
印旛土木事務所	II-1152	鎌木町11	佐倉市	カマキチヨウジユ	
印旛土木事務所	II-1153	六崎4	佐倉市	ムササキ	
印旛土木事務所	II-1154	高岡1	佐倉市	タカオカイ	
印旛土木事務所	II-1155	高岡2	佐倉市	タカオカニ	
印旛土木事務所	II-1156	八木1	佐倉市	ヤギイ	
印旛土木事務所	II-1157	八木2	佐倉市	ヤギニ	
印旛土木事務所	II-1158	直弥1	佐倉市	ナヤイ	
印旛土木事務所	II-1159	大篠塚1	佐倉市	オホノヅカイ	
印旛土木事務所	II-1160	大篠塚2	佐倉市	オホノヅカニ	
印旛土木事務所	II-1162	馬渡1	佐倉市	ウマワタイ	
印旛土木事務所	II-1163	大篠塚3	佐倉市	オホノヅカサン	
印旛土木事務所	II-1164	小篠塚1	佐倉市	コノヅカイ	
印旛土木事務所	II-1165	小篠塚2	佐倉市	コノヅカニ	
印旛土木事務所	II-1166	坂戸1	佐倉市	サカトイ	
印旛土木事務所	II-1167	岩富1	佐倉市	イワトミイ	
印旛土木事務所	II-1168	岩富2	佐倉市	イワトミニ	
印旛土木事務所	II-1169	岩富3	佐倉市	イワトミサン	
印旛土木事務所	II-1170	岩富4	佐倉市	イワトミヨン	
印旛土木事務所	II-1171	岩富5	佐倉市	イワトミゴ	
印旛土木事務所	II-1172	岩富6	佐倉市	イワトミロク	
印旛土木事務所	II-1173	岩富町1	佐倉市	イワトミチイ	
印旛土木事務所	II-1174	岩富町2	佐倉市	イワトミチニ	
印旛土木事務所	II-1175	岩富町3	佐倉市	イワトミチサン	
印旛土木事務所	II-1176	岩富7	佐倉市	イワトミチヨン	
印旛土木事務所	II-1177	岩富8	佐倉市	イワトミチゴ	
印旛土木事務所	II-1178	岩富9	佐倉市	イワトミチロク	
印旛土木事務所	II-1179	岩富10	佐倉市	イワトミチユウ	
印旛土木事務所	II-1180	飯塚1	佐倉市	イバツカイ	
印旛土木事務所	II-1181	飯塚2	佐倉市	イバツカニ	
印旛土木事務所	II-1182	七曲1	佐倉市	ナナマヅリイ	
印旛土木事務所	II-1183	七曲2	佐倉市	ナナマヅリニ	
印旛土木事務所	II-1184	西御門1	佐倉市	ニシミカドイ	
印旛土木事務所	II-1185	物井1	四街道市	モノイ	
印旛土木事務所	II-1186	物井2	四街道市	モノイ	
印旛土木事務所	II-1187	物井3	四街道市	モノイ	
印旛土木事務所	II-1188	物井4	四街道市	モノイ	
印旛土木事務所	II-1189	物井5	四街道市	モノイ	
印旛土木事務所	II-1190	物井6	四街道市	モノイ	
印旛土木事務所	II-1191	物井7	四街道市	モノイ	
印旛土木事務所	II-1192	物井8	四街道市	モノイ	
印旛土木事務所	II-1193	物井9	四街道市	モノイ	
印旛土木事務所	II-1194	長岡	四街道市	チノガ	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
印旛土木事務所	II-1195	和田	四街道市	ツガ	
印旛土木事務所	II-1196	柏木1	印旛郡酒々井町	かたがひ 伊	
印旛土木事務所	II-1198	下岩橋4	印旛郡酒々井町	シモイハシヨシ	
印旛土木事務所	II-1199	伊籬1	印旛郡酒々井町	イジノイ	御手洗
印旛土木事務所	II-1200	伊籬2	印旛郡酒々井町	イジノニ	御手洗
印旛土木事務所	II-1201	篠山新田1	印旛郡酒々井町	篠山新田	
印旛土木事務所	II-1202	篠山新田2	印旛郡酒々井町	篠山新田	
印旛土木事務所	II-1203	酒々井2	印旛郡酒々井町	酒々井	新堀
印旛土木事務所	II-1204	酒々井3	印旛郡酒々井町	酒々井	新堀
印旛土木事務所	II-1206	上岩橋3	印旛郡酒々井町	上岩橋	
印旛土木事務所	II-1207	上岩橋4	印旛郡酒々井町	上岩橋	トヶ崎
印旛土木事務所	II-1208	上岩橋5	印旛郡酒々井町	上岩橋	トヶ崎
印旛土木事務所	II-1210	上岩橋7	印旛郡酒々井町	上岩橋	大崎
印旛土木事務所	II-1211	上岩橋8	印旛郡酒々井町	上岩橋	打越
印旛土木事務所	II-1212	上岩橋9	印旛郡酒々井町	上岩橋	打越
印旛土木事務所	II-1215	上岩橋12	印旛郡酒々井町	上岩橋	川向
印旛土木事務所	II-1216	伊籬新田1	印旛郡酒々井町	伊籬新田	
印旛土木事務所	II-1217	伊籬新田2	印旛郡酒々井町	伊籬新田	
印旛土木事務所	II-1218	本佐倉1	印旛郡酒々井町	本佐倉	根古谷
印旛土木事務所	II-1219	本佐倉2	印旛郡酒々井町	本佐倉	根古谷
印旛土木事務所	II-1220	酒々井4	印旛郡酒々井町	酒々井	
印旛土木事務所	II-1221	東酒々井1	印旛郡酒々井町	東酒々井	2丁目
印旛土木事務所	II-1222	尾上1	印旛郡酒々井町	尾上	向小神
印旛土木事務所	II-1223	馬橋2	印旛郡酒々井町	馬橋	池尻
印旛土木事務所	II-1225	榎戸2	八街市	榎戸	居下
印旛土木事務所	II-1226	榎戸3	八街市	榎戸	居下
印旛土木事務所	II-1228	岡田1	八街市	岡田	谷津
印旛土木事務所	II-1229	岡田2	八街市	岡田	谷津
印旛土木事務所	II-1230	用草1	八街市	用草	郷中
印旛土木事務所	II-1231	用草2	八街市	用草	郷中
印旛土木事務所	II-1234	勢多3	八街市	勢多	前
印旛土木事務所	II-1235	勢多4	八街市	勢多	宮
印旛土木事務所	II-1236	勢多5	八街市	勢多	東
印旛土木事務所	II-1237	東吉田1	八街市	東吉田	古山
印旛土木事務所	II-1238	東吉田2	八街市	東吉田	三反田
印旛土木事務所	II-1239	東吉田3	八街市	東吉田	天神台
印旛土木事務所	II-1240	用草3	八街市	用草	前畑
印旛土木事務所	II-1241	小谷流1	八街市	小谷流	寺下
印旛土木事務所	II-1242	大谷流2	八街市	大谷流	下屋敷
印旛土木事務所	II-1243	大谷流3	八街市	大谷流	根切
印旛土木事務所	II-1244	大谷流4	八街市	大谷流	根切
印旛土木事務所	II-1245	小谷流2	八街市	小谷流	馬道台
印旛土木事務所	II-1246	小谷流3	八街市	小谷流	馬道台
印旛土木事務所	II-1247	大谷流5	八街市	大谷流	荒地
印旛土木事務所	II-1248	大谷流6	八街市	大谷流	荒地
印旛土木事務所	II-1249	砂1	八街市	砂	米ヶ峠
印旛土木事務所	II-1250	砂2	八街市	砂	北ノ谷
印旛土木事務所	II-1251	萩原1	印西市	萩原	城ノ内

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
印旛土木事務所	II-1252	造谷1	印西市	造谷	向辺田
印旛土木事務所	II-1253	造谷2	印西市	造谷	向辺田
印旛土木事務所	II-1254	萩原3	印西市	萩原	和田谷
印旛土木事務所	II-1255	萩原4	印西市	萩原	和田谷
印旛土木事務所	II-1256	萩原5	印西市	萩原	和田谷
印旛土木事務所	II-1258	萩原7	印西市	萩原	辺田谷
印旛土木事務所	II-1259	萩原8	印西市	萩原	辺田谷
印旛土木事務所	II-1260	萩原9	印西市	萩原	辺田谷
印旛土木事務所	II-1262	萩原11	印西市	萩原	城ノ内
印旛土木事務所	II-1263	松虫3	印西市	松虫	藁畑
印旛土木事務所	II-1264	松虫4	印西市	松虫	三郎谷
印旛土木事務所	II-1265	松虫5	印西市	松虫	上作谷
印旛土木事務所	II-1266	松虫6	印西市	松虫	一作谷
印旛土木事務所	II-1267	萩原13	印西市	萩原	作口
印旛土木事務所	II-1268	松虫7	印西市	松虫	堂前
印旛土木事務所	II-1269	松虫8	印西市	松虫	間所
印旛土木事務所	II-1270	松虫9	印西市	松虫	貉谷
印旛土木事務所	II-1271	松虫10	印西市	松虫	境田
印旛土木事務所	II-1272	松虫11	印西市	松虫	境田
印旛土木事務所	II-1273	松虫12	印西市	松虫	境田
印旛土木事務所	II-1274	吉高1	印西市	吉高	大竹
印旛土木事務所	II-1275	吉高2	印西市	吉高	向田
印旛土木事務所	II-1276	吉高4	印西市	吉高	大谷
印旛土木事務所	II-1277	吉高5	印西市	吉高	船戸
印旛土木事務所	II-1278	吉高6	印西市	吉高	向田
印旛土木事務所	II-1279	吉高7	印西市	吉高	向田
印旛土木事務所	II-1280	吉高8	印西市	吉高	山王
印旛土木事務所	II-1281	吉高9	印西市	吉高	久保作
印旛土木事務所	II-1282	吉高10	印西市	吉高	久保作
印旛土木事務所	II-1283	吉高11	印西市	吉高	古木戸
印旛土木事務所	II-1284	吉高12	印西市	吉高	若作
印旛土木事務所	II-1285	吉高13	印西市	吉高	仲村
印旛土木事務所	II-1286	吉高14	印西市	吉高	久保作
印旛土木事務所	II-1287	吉高15	印西市	吉高	久保作
印旛土木事務所	II-1288	吉高16	印西市	吉高	仲村
印旛土木事務所	II-1289	吉高17	印西市	吉高	宮作
印旛土木事務所	II-1291	吉高19	印西市	吉高	蕪和田
印旛土木事務所	II-1293	吉高21	印西市	吉高	宮作
印旛土木事務所	II-1294	吉高22	印西市	吉高	蕪和田
印旛土木事務所	II-1295	吉高23	印西市	吉高	蕪和田
印旛土木事務所	II-1296	岩戸1	印西市	岩戸	古谷
印旛土木事務所	II-1297	岩戸2	印西市	岩戸	古谷
印旛土木事務所	II-1298	瀬戸1	印西市	瀬戸	一本松
印旛土木事務所	II-1300	瀬戸4	印西市	瀬戸	一本松
印旛土木事務所	II-1301	瀬戸5	印西市	瀬戸	一本松
印旛土木事務所	II-1302	瀬戸6	印西市	瀬戸	仙元下
印旛土木事務所	II-1303	瀬戸7	印西市	瀬戸	泉台
印旛土木事務所	II-1304	瀬戸8	印西市	瀬戸	大木谷

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
印旛土木事務所	II-1306	瀬戸9	印西市	瀬戸	和田谷津
印旛土木事務所	II-1307	瀬戸10	印西市	瀬戸	和田谷津
印旛土木事務所	II-1308	瀬戸11	印西市	瀬戸	和田谷津
印旛土木事務所	II-1309	瀬戸13	印西市	瀬戸	細田
印旛土木事務所	II-1310	瀬戸14	印西市	瀬戸	立
印旛土木事務所	II-1311	吉高24	印西市	吉高	若作
印旛土木事務所	II-1312	瀬戸15	印西市	瀬戸	市井
印旛土木事務所	II-1313	吉高26	印西市	吉高	仲村
印旛土木事務所	II-1314	山田1	印西市	山田	木戸内
印旛土木事務所	II-1315	山田2	印西市	山田	鶴巻
印旛土木事務所	II-1316	山田6	印西市	山田	鶴巻
印旛土木事務所	II-1317	山田7	印西市	山田	山田
印旛土木事務所	II-1318	山田8	印西市	山田	川端
印旛土木事務所	II-1319	山田9	印西市	山田	川端
印旛土木事務所	II-1320	山田10	印西市	山田	山田
印旛土木事務所	II-1321	山田11	印西市	山田	山田
印旛土木事務所	II-1322	吉田1	印西市	吉田	鼠内
印旛土木事務所	II-1324	吉田3	印西市	吉田	西ノ原
印旛土木事務所	II-1325	吉田5	印西市	吉田	馬々台
印旛土木事務所	II-1326	吉田6	印西市	吉田	馬々台
印旛土木事務所	II-1327	吉田7	印西市	吉田	東場
印旛土木事務所	II-1328	岩戸4	印西市	岩戸	中里
印旛土木事務所	II-1329	岩戸5	印西市	岩戸	中里
印旛土木事務所	II-1330	岩戸6	印西市	岩戸	中里
印旛土木事務所	II-1331	岩戸7	印西市	岩戸	面里
印旛土木事務所	II-1332	岩戸8	印西市	岩戸	市場
印旛土木事務所	II-1333	師戸1	印西市	師戸	西台
印旛土木事務所	II-1334	師戸2	印西市	師戸	西台
印旛土木事務所	II-1335	師戸3	印西市	師戸	西台
印旛土木事務所	II-1336	師戸4	印西市	師戸	西台
印旛土木事務所	II-1337	師戸5	印西市	師戸	岡台
印旛土木事務所	II-1338	師戸6	印西市	師戸	岡台
印旛土木事務所	II-1339	師戸7	印西市	師戸	岡台
印旛土木事務所	II-1340	師戸8	印西市	師戸	岡台
印旛土木事務所	II-1341	師戸9	印西市	師戸	岡台
印旛土木事務所	II-1342	師戸10	印西市	師戸	内野
印旛土木事務所	II-1344	師戸12	印西市	師戸	川本
印旛土木事務所	II-1345	鎌苅1	印西市	鎌苅	豆田
印旛土木事務所	II-1346	鎌苅2	印西市	鎌苅	豆田
印旛土木事務所	II-1347	鎌苅3	印西市	鎌苅	豆田
印旛土木事務所	II-1348	瀬戸16	印西市	瀬戸	花台
印旛土木事務所	II-1349	瀬戸17	印西市	瀬戸	水神前
印旛土木事務所	II-1350	瀬戸18	印西市	瀬戸	花台
印旛土木事務所	II-1351	瀬戸19	印西市	瀬戸	水神前
印旛土木事務所	II-1352	瀬戸20	印西市	瀬戸	江川
印旛土木事務所	II-1353	瀬戸21	印西市	瀬戸	江川
印旛土木事務所	II-1354	瀬戸22	印西市	瀬戸	江川
印旛土木事務所	II-1355	瀬戸23	印西市	瀬戸	江川

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
印旛土木事務所	II-1356	瀬戸24	印西市	瀬戸	
印旛土木事務所	II-1357	瀬戸25	印西市	瀬戸	
印旛土木事務所	II-1358	山田12	印西市	山田	
印旛土木事務所	II-1359	山田13	印西市	山田	
印旛土木事務所	II-1360	山田14	印西市	山田	
印旛土木事務所	II-1361	山田15	印西市	山田	
印旛土木事務所	II-1362	山田16	印西市	山田	
印旛土木事務所	II-1363	山田17	印西市	山田	
印旛土木事務所	II-1364	山田18	印西市	山田	
印旛土木事務所	II-1365	平賀1	印西市	平賀	
印旛土木事務所	II-1366	平賀2	印西市	平賀	
印旛土木事務所	II-1367	平賀3	印西市	平賀	
印旛土木事務所	II-1368	平賀4	印西市	平賀	
印旛土木事務所	II-1369	平賀5	印西市	平賀	
印旛土木事務所	II-1370	平賀6	印西市	平賀	
印旛土木事務所	II-1371	平賀7	印西市	平賀	
印旛土木事務所	II-1372	岩戸9	印西市	岩戸	
印旛土木事務所	II-1373	岩戸10	印西市	岩戸	
印旛土木事務所	II-1374	岩戸11	印西市	岩戸	
印旛土木事務所	II-1375	岩戸12	印西市	岩戸	
印旛土木事務所	II-1376	師戸14	印西市	師戸	
印旛土木事務所	II-1377	師戸15	印西市	師戸	
印旛土木事務所	II-1378	師戸16	印西市	師戸	
印旛土木事務所	II-1379	師戸17	印西市	師戸	
印旛土木事務所	II-1380	師戸18	印西市	師戸	
印旛土木事務所	II-1381	師戸19	印西市	師戸	
印旛土木事務所	II-1382	平賀10	印西市	平賀	
印旛土木事務所	II-1383	平賀11	印西市	平賀	
印旛土木事務所	II-1384	平賀学園台1	印西市	平賀学園台	
印旛土木事務所	II-1385	平賀13	印西市	平賀	
印旛土木事務所	II-1387	平賀16	印西市	平賀	辺田
印旛土木事務所	II-1388	平賀17	印西市	平賀	辺田
印旛土木事務所	II-1389	平賀18	印西市	平賀	角崎
印旛土木事務所	II-1390	平賀19	印西市	平賀	辺田
印旛土木事務所	II-1391	平賀20	印西市	平賀	新福寺
印旛土木事務所	II-1392	平賀21	印西市	平賀	小森
印旛土木事務所	II-1393	平塚3	白井市	平塚	竹下
印旛土木事務所	II-1394	平塚4	白井市	平塚	新駒
印旛土木事務所	II-1395	神々廻2	白井市	神々廻	
印旛土木事務所	II-1396	白井1	白井市	白井	東発込
印旛土木事務所	II-1398	神々廻4	白井市	神々廻	東発込
印旛土木事務所	II-1399	神々廻5	白井市	神々廻	東発込
印旛土木事務所	II-1400	神々廻6	白井市	神々廻	東発込
印旛土木事務所	II-1401	清戸3	白井市	清戸	越屋敷
印旛土木事務所	II-1402	清戸6	白井市	清戸	越屋敷
印旛土木事務所	II-1403	谷田3	白井市	谷田	神楽場
印旛土木事務所	II-1404	復1	白井市	復	富ヶ沢
印旛土木事務所	II-1405	大森2	印西市	大森	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
印旛土木事務所	II-1406	大森3	印西市	大森	
印旛土木事務所	II-1407	亀成1	印西市	亀成	
印旛土木事務所	II-1408	竹袋1	印西市	竹袋	
印旛土木事務所	II-1409	竹袋2	印西市	竹袋	
印旛土木事務所	II-1410	竹袋3	印西市	竹袋	
印旛土木事務所	II-1411	竹袋4	印西市	竹袋	
印旛土木事務所	II-1412	竹袋5	印西市	竹袋	
印旛土木事務所	II-1413	竹袋6	印西市	竹袋	
印旛土木事務所	II-1414	平岡1	印西市	平岡	
印旛土木事務所	II-1415	平岡2	印西市	平岡	
印旛土木事務所	II-1416	平岡3	印西市	平岡	
印旛土木事務所	II-1417	小林2	印西市	小林	
印旛土木事務所	II-1418	小林3	印西市	小林	
印旛土木事務所	II-1419	平岡4	印西市	平岡	
印旛土木事務所	II-1420	小林4	印西市	小林	
印旛土木事務所	II-1421	小林5	印西市	小林	
印旛土木事務所	II-1422	小林6	印西市	小林	
印旛土木事務所	II-1423	小林7	印西市	小林	
印旛土木事務所	II-1424	浦部3	印西市	浦部	
印旛土木事務所	II-1425	浦部4	印西市	浦部	
印旛土木事務所	II-1426	浦部5	印西市	浦部	
印旛土木事務所	II-1427	浦部6	印西市	浦部	
印旛土木事務所	II-1428	浦部7	印西市	浦部	
印旛土木事務所	II-1429	浦部8	印西市	浦部	
印旛土木事務所	II-1430	和泉2	印西市	和泉	
印旛土木事務所	II-1431	和泉3	印西市	和泉	
印旛土木事務所	II-1432	鹿黒1	印西市	鹿黒	
印旛土木事務所	II-1433	鹿黒2	印西市	鹿黒	
印旛土木事務所	II-1434	小林8	印西市	小林	
印旛土木事務所	II-1435	小林9	印西市	小林	
印旛土木事務所	II-1436	小林10	印西市	小林	
印旛土木事務所	II-1437	武西3	印西市	武西	
印旛土木事務所	II-1438	戸神2	印西市	戸神	
印旛土木事務所	II-1439	物木3	印西市	物木	
印旛土木事務所	II-1440	物木4	印西市	物木	
印旛土木事務所	II-1441	物木5	印西市	物木	
印旛土木事務所	II-1442	筥上2	印西市	筥上	
印旛土木事務所	II-1443	筥上3	印西市	筥上	
印旛土木事務所	II-1444	筥上4	印西市	筥上	
印旛土木事務所	II-1445	筥上5	印西市	筥上	
印旛土木事務所	II-1446	筥上6	印西市	筥上	
印旛土木事務所	II-1447	筥上7	印西市	筥上	
印旛土木事務所	II-1448	筥上8	印西市	筥上	
印旛土木事務所	II-1449	筥上9	印西市	筥上	
印旛土木事務所	II-1450	中根1	印西市	中根	
印旛土木事務所	II-1451	中根2	印西市	中根	
印旛土木事務所	II-1452	中根3	印西市	中根	
印旛土木事務所	II-1453	中根4	印西市	中根	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
印旛土木事務所	II-1454	中根5	印西市	中根	
印旛土木事務所	II-1455	中根6	印西市	中根	
印旛土木事務所	II-1456	中根7	印西市	中根	
印旛土木事務所	II-1457	中根8	印西市	中根	
印旛土木事務所	II-1458	中根9	印西市	中根	
印旛土木事務所	II-1459	中根10	印西市	中根	
印旛土木事務所	II-1460	中根11	印西市	中根	
印旛土木事務所	II-1461	中根12	印西市	中根	
印旛土木事務所	II-1462	竜腹寺1	印西市	竜腹寺	
印旛土木事務所	II-1463	竜腹寺2	印西市	竜腹寺	
印旛土木事務所	II-1464	竜腹寺3	印西市	竜腹寺	
印旛土木事務所	II-1465	竜腹寺4	印西市	竜腹寺	
印旛土木事務所	II-1466	興津2	印旛郡栄町	興津	
印旛土木事務所	II-1467	須賀1	印旛郡栄町	須賀	
印旛土木事務所	II-1468	須賀2	印旛郡栄町	須賀	
印旛土木事務所	II-1469	須賀3	印旛郡栄町	須賀	
印旛土木事務所	II-1470	安食4	印旛郡栄町	安食	
印旛土木事務所	II-1471	酒直1	印旛郡栄町	酒直	中台
成田土木事務所	II-1472	北羽鳥1	成田市	北羽鳥	長作
成田土木事務所	II-1474	北羽鳥3	成田市	北羽鳥	平台
成田土木事務所	II-1475	北羽鳥4	成田市	北羽鳥	北
成田土木事務所	II-1476	北羽鳥5	成田市	北羽鳥	瓦作
成田土木事務所	II-1477	北羽鳥6	成田市	北羽鳥	中山下
成田土木事務所	II-1478	北羽鳥7	成田市	北羽鳥	中山下
成田土木事務所	II-1479	南羽鳥1	成田市	南羽鳥	花輪
成田土木事務所	II-1480	南羽鳥2	成田市	南羽鳥	花輪
成田土木事務所	II-1481	北羽鳥8	成田市	北羽鳥	谷津
成田土木事務所	II-1482	北羽鳥9	成田市	北羽鳥	谷津
成田土木事務所	II-1483	南羽鳥3	成田市	南羽鳥	宮下
成田土木事務所	II-1484	南羽鳥4	成田市	南羽鳥	宮下
成田土木事務所	II-1485	南羽鳥5	成田市	南羽鳥	殿迎
成田土木事務所	II-1486	幡谷1	成田市	幡谷	松ヶ崎
成田土木事務所	II-1487	幡谷2	成田市	幡谷	山王
成田土木事務所	II-1488	幡谷3	成田市	幡谷	山王
成田土木事務所	II-1489	幡谷4	成田市	幡谷	山王
成田土木事務所	II-1490	南羽鳥6	成田市	南羽鳥	正福寺
成田土木事務所	II-1491	長沼1	成田市	長沼	郷
成田土木事務所	II-1492	長沼2	成田市	長沼	郷
成田土木事務所	II-1493	荒海1	成田市	荒海	根田
成田土木事務所	II-1495	飯岡2	成田市	飯岡	井戸ノ上
成田土木事務所	II-1496	荒海2	成田市	荒海	表
成田土木事務所	II-1497	幡谷5	成田市	幡谷	宮下
成田土木事務所	II-1498	幡谷6	成田市	幡谷	宮下
成田土木事務所	II-1499	土室1	成田市	土室	高崎
成田土木事務所	II-1500	土室2	成田市	土室	長山
成田土木事務所	II-1501	土室3	成田市	土室	長山
成田土木事務所	II-1502	大室1	成田市	大室	仲妻
成田土木事務所	II-1503	芝1	成田市	芝	東霜田

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
成田土木事務所	II-1504	宝田1	成田市	宝田	砂押
成田土木事務所	II-1507	宝田4	成田市	宝田	水堀
成田土木事務所	II-1508	宝田5	成田市	宝田	水堀
成田土木事務所	II-1509	宝田6	成田市	宝田	新作
成田土木事務所	II-1510	宝田7	成田市	宝田	親作
成田土木事務所	II-1511	芦田1	成田市	芦田	古市場
成田土木事務所	II-1512	芦田2	成田市	芦田	海老川
成田土木事務所	II-1513	新妻1	成田市	新妻	大久保
成田土木事務所	II-1514	新妻2	成田市	新妻	大久保
成田土木事務所	II-1515	西和泉1	成田市	西和泉	東作
成田土木事務所	II-1518	東泉2	成田市	東泉	城山
成田土木事務所	II-1519	成毛1	成田市	成毛	月貫
成田土木事務所	II-1520	小泉1	成田市	小泉	
成田土木事務所	II-1521	小泉2	成田市	小泉	
成田土木事務所	II-1522	大室2	成田市	大室	関場
成田土木事務所	II-1523	大竹1	成田市	大竹	花
成田土木事務所	II-1524	大竹2	成田市	大竹	辺田
成田土木事務所	II-1525	大竹3	成田市	大竹	惣代
成田土木事務所	II-1526	松崎1	成田市	松崎	讃岐
成田土木事務所	II-1527	宝田8	成田市	宝田	八反目
成田土木事務所	II-1528	宝田9	成田市	宝田	八反目
成田土木事務所	II-1529	宝田10	成田市	宝田	八反目
成田土木事務所	II-1530	宝田11	成田市	宝田	八反目
成田土木事務所	II-1531	宝田12	成田市	宝田	八反目
成田土木事務所	II-1532	押畑1	成田市	押畑	西ノ内
成田土木事務所	II-1533	押畑2	成田市	押畑	古代
成田土木事務所	II-1534	押畑3	成田市	押畑	古代
成田土木事務所	II-1535	下金山1	成田市	下金山	鍛冶
成田土木事務所	II-1536	和田1	成田市	和田	十王谷津
成田土木事務所	II-1537	北須賀1	成田市	北須賀	大阪
成田土木事務所	II-1538	北須賀2	成田市	北須賀	大阪
成田土木事務所	II-1539	船形1	成田市	船形	稲荷下
成田土木事務所	II-1541	八代2	成田市	八代	入子
成田土木事務所	II-1542	山口1	成田市	山口	大崎
成田土木事務所	II-1543	山口2	成田市	山口	大崎
成田土木事務所	II-1544	山口3	成田市	山口	富田
成田土木事務所	II-1545	米野1	成田市	米野	屋敷裏
成田土木事務所	II-1546	土屋1	成田市	土屋	大崎
成田土木事務所	II-1547	土屋2	成田市	土屋	大崎
成田土木事務所	II-1548	成田1	成田市	成田	寺谷津
成田土木事務所	II-1549	馬場1	成田市	馬場	大作
成田土木事務所	II-1550	大山1	成田市	大山	天神台
成田土木事務所	II-1551	大山2	成田市	大山	天神台
成田土木事務所	II-1552	大山3	成田市	大山	居下
成田土木事務所	II-1553	大山4	成田市	大山	屋敷添
成田土木事務所	II-1554	船形2	成田市	船形	稲荷下
成田土木事務所	II-1555	北須賀3	成田市	北須賀	宿前
成田土木事務所	II-1556	船形3	成田市	船形	城ノ越

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
成田土木事務所	II-1557	台方1	成田市	台方	干場
成田土木事務所	II-1558	台方2	成田市	台方	干場
成田土木事務所	II-1560	下方2	成田市	下方	浅間下
成田土木事務所	II-1561	下方3	成田市	下方	鐘打
成田土木事務所	II-1562	下方4	成田市	下方	鐘打
成田土木事務所	II-1563	下方5	成田市	下方	南根古屋
成田土木事務所	II-1564	下方6	成田市	下方	堀尻
成田土木事務所	II-1565	下方7	成田市	下方	十王台
成田土木事務所	II-1566	並木町1	成田市	並木町	蛭田
成田土木事務所	II-1567	台方3	成田市	台方	井戸花
成田土木事務所	II-1568	下方8	成田市	下方	堀尻
成田土木事務所	II-1569	下方9	成田市	下方	内野
成田土木事務所	II-1570	大袋1	成田市	大袋	塔之下
成田土木事務所	II-1571	江弁須1	成田市	江弁須	上人塚
成田土木事務所	II-1572	江弁須2	成田市	江弁須	上人塚
成田土木事務所	II-1573	不動ヶ岡1	成田市	不動ヶ岡	太田
成田土木事務所	II-1574	不動ヶ岡2	成田市	不動ヶ岡	中弘
成田土木事務所	II-1575	川栗1	成田市	川栗	一ノ坪
成田土木事務所	II-1576	川栗2	成田市	川栗	道祖神
成田土木事務所	II-1577	川栗3	成田市	川栗	館の下
成田土木事務所	II-1578	川栗4	成田市	川栗	池田
成田土木事務所	II-1579	下方10	成田市	下方	蛭田
成田土木事務所	II-1580	畑ヶ田1	成田市	畑ヶ田	仲台
成田土木事務所	II-1581	日吉倉	富里市	日吉倉	松ノ木台
成田土木事務所	II-1582	日吉倉2	富里市	日吉倉	五斗痔
成田土木事務所	II-1583	久能	富里市	久能	境内
成田土木事務所	II-1584	根古名	富里市	根古名	中野
成田土木事務所	II-1585	根古名2	富里市	根古名	宮前
成田土木事務所	II-1586	新橋	富里市	新橋	宮ノ下
成田土木事務所	II-1587	新橋2	富里市	新橋	花輪台
成田土木事務所	II-1588	立沢	富里市	立沢	地藏谷津
成田土木事務所	II-1589	中沢	富里市	中沢	南山
成田土木事務所	II-1590	中沢2	富里市	中沢	木戸
成田土木事務所	II-1591	高野	富里市	高野	高田
成田土木事務所	II-1592	高松	富里市	高松	浅間谷津
成田土木事務所	II-1593	柴田3	成田市	柴田	
成田土木事務所	II-1594	村田2	成田市	村田	
成田土木事務所	II-1595	村田3	成田市	村田	
成田土木事務所	II-1596	村田4	成田市	村田	
成田土木事務所	II-1597	所2	成田市	所	
成田土木事務所	II-1598	所3	成田市	所	
成田土木事務所	II-1599	津富浦2	成田市	津富浦	粒浦
成田土木事務所	II-1600	久井崎	成田市	久井崎	
成田土木事務所	II-1601	奈土2	成田市	奈土	
成田土木事務所	II-1602	中野2	成田市	中野	
成田土木事務所	II-1603	松子	成田市	松子	
成田土木事務所	II-1604	伊能2	成田市	伊能	
成田土木事務所	II-1605	伊能3	成田市	伊能	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
成田土木事務所	II-1607	村田 5	成田市	村田	
成田土木事務所	II-1608	桜田	成田市	桜田	
成田土木事務所	II-1609	南敷	成田市	南敷	
成田土木事務所	II-1610	南敷 2	成田市	南敷	
成田土木事務所	II-1611	南敷 3	成田市	南敷	
成田土木事務所	II-1612	津富浦 3	成田市	津富浦	
成田土木事務所	II-1614	津富浦 5	成田市	津富浦	
成田土木事務所	II-1615	松子 2	成田市	松子	
成田土木事務所	II-1616	松子 3	成田市	松子	
成田土木事務所	II-1617	津富浦 6	成田市	粒浦	
成田土木事務所	II-1618	伊能 5	成田市	伊能	
成田土木事務所	II-1619	伊能 6	成田市	伊能	
成田土木事務所	II-1620	馬乗里	成田市	馬乗里	
成田土木事務所	II-1621	横山 2	成田市	横山	
成田土木事務所	II-1622	横山 3	成田市	横山	
成田土木事務所	II-1623	横山 4	成田市	横山	
成田土木事務所	II-1624	横山 5	成田市	横山	
成田土木事務所	II-1625	臼作	成田市	臼作	
成田土木事務所	II-1626	一坪田 2	成田市	一坪田	
成田土木事務所	II-1627	一坪田 3	成田市	一坪田	
成田土木事務所	II-1628	一坪田 4	成田市	一坪田	
成田土木事務所	II-1629	一坪田 5	成田市	一坪田	
成田土木事務所	II-1630	一坪田 6	成田市	一坪田	
成田土木事務所	II-1631	一坪田 7	成田市	一坪田	
成田土木事務所	II-1632	横山 6	成田市	横山	
成田土木事務所	II-1633	松子 4	成田市	松子	
成田土木事務所	II-1634	伊能 7	成田市	伊能	
成田土木事務所	II-1635	伊能 8	成田市	伊能	
成田土木事務所	II-1636	南敷 4	成田市	南敷	
成田土木事務所	II-1637	吉岡	成田市	吉岡	
成田土木事務所	II-1638	谷三倉 2	香取郡多古町	谷三倉	
成田土木事務所	II-1639	谷三倉 3	香取郡多古町	谷三倉	
成田土木事務所	II-1640	一鍛田 1	香取郡多古町	一鍛田	
成田土木事務所	II-1641	一鍛田 2	香取郡多古町	一鍛田	
成田土木事務所	II-1642	飯笹 1	香取郡多古町	飯笹	
成田土木事務所	II-1643	飯笹 2	香取郡多古町	飯笹	
成田土木事務所	II-1644	大門 1	香取郡多古町	大門	
成田土木事務所	II-1645	大門 2	香取郡多古町	大門	
成田土木事務所	II-1646	次浦 1	香取郡多古町	次浦	
成田土木事務所	II-1647	次浦 2	香取郡多古町	次浦	
成田土木事務所	II-1648	高津原 2	香取郡多古町	高津原	
成田土木事務所	II-1649	次浦 3	香取郡多古町	次浦	
成田土木事務所	II-1650	西古内 1	香取郡多古町	西古内	
成田土木事務所	II-1651	西古内 2	香取郡多古町	西古内	
成田土木事務所	II-1652	高津原 3	香取郡多古町	高津原	
成田土木事務所	II-1653	南玉造 1	香取郡多古町	南玉造	
成田土木事務所	II-1654	南玉造 2	香取郡多古町	南玉造	
成田土木事務所	II-1655	東松崎 1	香取郡多古町	東松崎	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
成田土木事務所	II-1656	南玉造 3	香取郡多古町	南玉造	
成田土木事務所	II-1657	南玉造 4	香取郡多古町	南玉造	
成田土木事務所	II-1658	東松崎 2	香取郡多古町	東松崎	
成田土木事務所	II-1659	飯笹 3	香取郡多古町	飯笹	
成田土木事務所	II-1660	間倉 1	香取郡多古町	間倉	
成田土木事務所	II-1663	間倉 3	香取郡多古町	間倉	
成田土木事務所	II-1664	飯笹 5	香取郡多古町	飯笹	
成田土木事務所	II-1665	林 4	香取郡多古町	林	
成田土木事務所	II-1666	林 5	香取郡多古町	林	
成田土木事務所	II-1667	北中 1	香取郡多古町	北中	
成田土木事務所	II-1668	北中 2	香取郡多古町	北中	
成田土木事務所	II-1669	多古 1	香取郡多古町	多古	
成田土木事務所	II-1670	染井 3	香取郡多古町	染井	
成田土木事務所	II-1671	染井 4	香取郡多古町	染井	
成田土木事務所	II-1672	染井 5	香取郡多古町	染井	
成田土木事務所	II-1673	染井 6	香取郡多古町	染井	
成田土木事務所	II-1674	多古 2	香取郡多古町	多古	
成田土木事務所	II-1675	染井 7	香取郡多古町	染井	
成田土木事務所	II-1676	染井 8	香取郡多古町	染井	
成田土木事務所	II-1677	多古 3	香取郡多古町	多古	
成田土木事務所	II-1678	多古 4	香取郡多古町	多古	
成田土木事務所	II-1679	北中 3	香取郡多古町	北中	
成田土木事務所	II-1680	北中 4	香取郡多古町	北中	
成田土木事務所	II-1681	南中 1	香取郡多古町	南中	
成田土木事務所	II-1682	南中 2	香取郡多古町	南中	
成田土木事務所	II-1683	南中 3	香取郡多古町	南中	
成田土木事務所	II-1684	南中 4	香取郡多古町	南中	
成田土木事務所	II-1685	南並木 3	香取郡多古町	南並木	
成田土木事務所	II-1687	牛尾 6	香取郡多古町	牛尾	
成田土木事務所	II-1688	林 6	香取郡多古町	林	
成田土木事務所	II-1689	水戸 3	香取郡多古町	水戸	
成田土木事務所	II-1690	水戸 4	香取郡多古町	水戸	
成田土木事務所	II-1691	水戸 5	香取郡多古町	水戸	
成田土木事務所	II-1692	水戸 6	香取郡多古町	水戸	
成田土木事務所	II-1693	水戸 7	香取郡多古町	水戸	
成田土木事務所	II-1694	船越 3	香取郡多古町	船越 3	
成田土木事務所	II-1695	船越 4	香取郡多古町	船越 4	
成田土木事務所	II-1696	船越 5	香取郡多古町	船越 5	
成田土木事務所	II-1697	牛尾 7	香取郡多古町	船越 6	
成田土木事務所	II-1698	牛尾 8	香取郡多古町	船越 7	
成田土木事務所	II-1699	桧木	香取郡多古町	桧木	
成田土木事務所	II-1700	高津原 3	香取郡多古町	高津原	
成田土木事務所	II-1875	神崎本宿 1	香取郡神崎町	神崎本宿	
成田土木事務所	II-1876	神崎本宿 2	香取郡神崎町	神崎本宿	
成田土木事務所	II-1877	神崎本宿 3	香取郡神崎町	神崎本宿	
成田土木事務所	II-1878	神崎神宿 1	香取郡神崎町	神崎神宿	
成田土木事務所	II-1879	神崎神宿 2	香取郡神崎町	神崎神宿	
成田土木事務所	II-1880	小松 1	香取郡神崎町	小松	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
香取土木事務所	II-1881	小松 2	香取郡神崎町	小松	
香取土木事務所	II-1882	小松 3	香取郡神崎町	小松	
香取土木事務所	II-1883	小松 4	香取郡神崎町	小松	
香取土木事務所	II-1884	並木 1	香取郡神崎町	並木	
香取土木事務所	II-1885	並木 2	香取郡神崎町	並木	
香取土木事務所	II-1886	郡 1	香取郡神崎町	郡	
香取土木事務所	II-1887	郡 2	香取郡神崎町	郡	
香取土木事務所	II-1888	郡 3	香取郡神崎町	郡	
香取土木事務所	II-1889	郡 4	香取郡神崎町	郡	
香取土木事務所	II-1890	郡 5	香取郡神崎町	郡	
香取土木事務所	II-1891	立野	香取郡神崎町	立野	
香取土木事務所	II-1893	古原	香取郡神崎町	古原	
香取土木事務所	II-1894	武田 1	香取郡神崎町	武田	
香取土木事務所	II-1895	武田 2	香取郡神崎町	武田	
香取土木事務所	II-1896	武田 3	香取郡神崎町	武田	
香取土木事務所	II-1897	武田 4	香取郡神崎町	武田	
香取土木事務所	II-1898	新 1	香取郡神崎町	新	
香取土木事務所	II-1899	新 2	香取郡神崎町	新	
香取土木事務所	II-1900	毛成 1	香取郡神崎町	毛成	
香取土木事務所	II-1901	毛成 2	香取郡神崎町	毛成	
香取土木事務所	II-1902	毛成 3	香取郡神崎町	毛成	
香取土木事務所	II-1903	毛成 4	香取郡神崎町	毛成	
香取土木事務所	II-1904	毛成 5	香取郡神崎町	毛成	
香取土木事務所	II-1905	毛成 6	香取郡神崎町	毛成	
香取土木事務所	II-1906	毛成 7	香取郡神崎町	毛成	
香取土木事務所	II-1907	毛成 8	香取郡神崎町	毛成	
香取土木事務所	II-2035	笹川、2	香取郡東庄町	笹川、	
香取土木事務所	II-2036	笹川、3	香取郡東庄町	笹川、	
香取土木事務所	II-2037	羽計 1	香取郡東庄町	羽計	
香取土木事務所	II-2038	羽計 2	香取郡東庄町	羽計	
香取土木事務所	II-2039	羽計 3	香取郡東庄町	羽計	
香取土木事務所	II-2040	平山 1	香取郡東庄町	平山	
香取土木事務所	II-2041	平山 2	香取郡東庄町	平山	
香取土木事務所	II-2042	平山 3	香取郡東庄町	平山	
香取土木事務所	II-2043	平山 4	香取郡東庄町	平山	
香取土木事務所	II-2044	青馬 1	香取郡東庄町	青馬	
香取土木事務所	II-2045	青馬 2	香取郡東庄町	青馬	
香取土木事務所	II-2046	青馬 3	香取郡東庄町	青馬	
香取土木事務所	II-2048	青馬 5	香取郡東庄町	青馬	
香取土木事務所	II-2049	青馬 6	香取郡東庄町	青馬	
香取土木事務所	II-2050	青馬 7	香取郡東庄町	青馬	
香取土木事務所	II-2051	谷津 1	香取郡東庄町	谷津	
香取土木事務所	II-2052	谷津 2	香取郡東庄町	谷津	
香取土木事務所	II-2053	今郡 1	香取郡東庄町	今郡	
香取土木事務所	II-2054	今郡 2	香取郡東庄町	今郡	
香取土木事務所	II-2055	今郡 3	香取郡東庄町	今郡	
香取土木事務所	II-2056	今郡 4	香取郡東庄町	今郡	
香取土木事務所	II-2057	今郡 5	香取郡東庄町	今郡	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
香取土木事務所	II-2058	今郡 6	香取郡東庄町	今郡	
香取土木事務所	II-2059	今郡 7	香取郡東庄町	今郡	
香取土木事務所	II-2060	石出	香取郡東庄町	石出	
香取土木事務所	II-2061	東今泉	香取郡東庄町	東今泉	
香取土木事務所	II-2062	東和田 1	香取郡東庄町	東和田	
香取土木事務所	II-2063	神田	香取郡東庄町	神田	
香取土木事務所	II-2064	窪野谷 1	香取郡東庄町	窪野谷	
香取土木事務所	II-2065	窪野谷 2	香取郡東庄町	窪野谷	
香取土木事務所	II-2066	東和田 2	香取郡東庄町	東和田	
香取土木事務所	II-2067	東和田 3	香取郡東庄町	東和田	
香取土木事務所	II-2068	東和田 4	香取郡東庄町	東和田	
香取土木事務所	II-2069	東和田 5	香取郡東庄町	東和田	
香取土木事務所	II-2070	東和田 6	香取郡東庄町	東和田	
香取土木事務所	II-2071	東和田 7	香取郡東庄町	東和田	
香取土木事務所	II-2072	東和田 8	香取郡東庄町	東和田	
香取土木事務所	II-2073	東和田 9	香取郡東庄町	東和田	
香取土木事務所	II-2074	東和田 10	香取郡東庄町	東和田	
香取土木事務所	II-2075	東和田 11	香取郡東庄町	東和田	
香取土木事務所	II-2076	船戸 1	香取郡東庄町	船戸	
香取土木事務所	II-2077	船戸 2	香取郡東庄町	船戸	
香取土木事務所	II-2078	船戸 3	香取郡東庄町	船戸	
香取土木事務所	II-2079	船戸 4	香取郡東庄町	船戸	
香取土木事務所	II-2080	船戸 5	香取郡東庄町	船戸	
香取土木事務所	II-2081	大久保 1	香取郡東庄町	大久保	
香取土木事務所	II-2082	大久保 2	香取郡東庄町	大久保	
香取土木事務所	II-2083	大久保 3	香取郡東庄町	大久保	
香取土木事務所	II-2084	船戸 6	香取郡東庄町	船戸	
香取土木事務所	II-2085	船戸 7	香取郡東庄町	船戸	
香取土木事務所	II-2086	粟野 1	香取郡東庄町	粟野	
香取土木事務所	II-2087	粟野 2	香取郡東庄町	粟野	
香取土木事務所	II-2088	小南 1	香取郡東庄町	小南	
香取土木事務所	II-2089	粟野 3	香取郡東庄町	粟野	
香取土木事務所	II-2090	粟野 4	香取郡東庄町	粟野	
香取土木事務所	II-2091	小南 2	香取郡東庄町	小南	
香取土木事務所	II-2092	小南 3	香取郡東庄町	小南	
香取土木事務所	II-2093	小南 4	香取郡東庄町	小南	
香取土木事務所	II-2094	小南 5	香取郡東庄町	小南	
香取土木事務所	II-2095	小南 6	香取郡東庄町	小南	
香取土木事務所	II-2096	小南 7	香取郡東庄町	小南	
香取土木事務所	II-2097	小南 8	香取郡東庄町	小南	
銚子土木事務所	II-2098	宮原町	銚子市	宮原	
銚子土木事務所	II-2099	諸持町 1	銚子市	諸持町	
銚子土木事務所	II-2100	諸持町 2	銚子市	諸持町	
銚子土木事務所	II-2101	諸持町 3	銚子市	諸持町	
銚子土木事務所	II-2102	諸持町 4	銚子市	諸持町	
銚子土木事務所	II-2103	笹本町	銚子市	笹本町	
銚子土木事務所	II-2104	森戸町 1	銚子市	森本町	
銚子土木事務所	II-2105	森戸町 2	銚子市	森本町	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
銚子土木事務所	II-2106	塚本町	銚子市	塚本町	
銚子土木事務所	II-2107	小船木町1	銚子市	小船木町	1丁目
銚子土木事務所	II-2108	小船木町2	銚子市	小船木町	1丁目
銚子土木事務所	II-2109	猿田町1	銚子市	猿田町	
銚子土木事務所	II-2110	猿田町2	銚子市	猿田町	
銚子土木事務所	II-2111	猿田町3	銚子市	猿田町	
銚子土木事務所	II-2112	猿田町4	銚子市	猿田町	
銚子土木事務所	II-2113	白石町	銚子市	白石町	
銚子土木事務所	II-2114	舟木町	銚子市	舟木町	
銚子土木事務所	II-2115	中島町	銚子市	中島町	2丁目
銚子土木事務所	II-2116	三門町	銚子市	三門町	
銚子土木事務所	II-2117	岡野台町	銚子市	岡野台町	2丁目
銚子土木事務所	II-2118	三宅町1	銚子市	三宅町	2丁目
銚子土木事務所	II-2119	三宅町2	銚子市	三宅町	2丁目
銚子土木事務所	II-2120	三宅町3	銚子市	三宅町	2丁目
銚子土木事務所	II-2121	松岸見晴台	銚子市	松岸見晴台	松岸見晴
銚子土木事務所	II-2122	本城町	銚子市	本城町	6丁目
銚子土木事務所	II-2124	清水町1	銚子市	清水町	
銚子土木事務所	II-2125	清水町2	銚子市	清水町	
銚子土木事務所	II-2126	常世田町	銚子市	常世田町	
銚子土木事務所	II-2127	親田町1	銚子市	親田町	
銚子土木事務所	II-2128	親田町2	銚子市	親田町	
銚子土木事務所	II-2129	三崎町	銚子市	三崎町	2丁目
銚子土木事務所	II-2130	春日町1	銚子市	春日町	
銚子土木事務所	II-2131	春日町2	銚子市	春日町	
銚子土木事務所	II-2132	春日町3	銚子市	春日町	
銚子土木事務所	II-2133	春日町4	銚子市	春日町	
銚子土木事務所	II-2134	春日町5	銚子市	春日町	
銚子土木事務所	II-2135	春日町6	銚子市	春日町	
銚子土木事務所	II-2136	三崎町2	銚子市	三崎町	1丁目
銚子土木事務所	II-2137	南小川町1	銚子市	南小川町	
銚子土木事務所	II-2139	栄町	銚子市	栄町	3丁目
銚子土木事務所	II-2140	栄町2	銚子市	栄町	4丁目
銚子土木事務所	II-2141	西小川町1	銚子市	西小川町	
銚子土木事務所	II-2142	西小川町2	銚子市	西小川町	
銚子土木事務所	II-2143	海鹿島町	銚子市	海鹿島町	
銚子土木事務所	II-2144	八木町1	銚子市	八木町	
銚子土木事務所	II-2145	八木町2	銚子市	八木町	
銚子土木事務所	II-2147	名洗町1	銚子市	名洗町	
銚子土木事務所	II-2149	名洗町3	銚子市	名洗町	
銚子土木事務所	II-2150	高神西町	銚子市	高神西町	
銚子土木事務所	II-2151	小浜町	銚子市	小浜町	
銚子土木事務所	II-2152	外川町	銚子市	外川町	4丁目
銚子土木事務所	II-2153	長崎町	銚子市	長崎町	
海匠土木事務所	II-2154	岩井	旭市	岩井	
海匠土木事務所	II-2155	見広1	旭市	見広	
海匠土木事務所	II-2156	見広2	旭市	見広	
海匠土木事務所	II-2157	見広3	旭市	見広	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
海匠土木事務所	II-2158	倉橋	旭市	倉橋	
海匠土木事務所	II-2159	塙1	旭市	塙	
海匠土木事務所	II-2160	横根	旭市	横根	
海匠土木事務所	II-2161	塙2	旭市	塙	
海匠土木事務所	II-2162	塙3	旭市	塙	
海匠土木事務所	II-2163	八木1	旭市	八木	
海匠土木事務所	II-2164	八木2	旭市	八木	
海匠土木事務所	II-2165	金原1	匝瑳市	金原	
海匠土木事務所	II-2166	金原2	匝瑳市	金原	
海匠土木事務所	II-2167	飯高1	匝瑳市	飯高	
海匠土木事務所	II-2169	飯高3	匝瑳市	飯高	
海匠土木事務所	II-2170	大寺1	匝瑳市	大寺	
海匠土木事務所	II-2171	大寺2	匝瑳市	大寺	
海匠土木事務所	II-2172	大寺3	匝瑳市	大寺	
海匠土木事務所	II-2173	大寺4	匝瑳市	大寺	
海匠土木事務所	II-2174	大寺5	匝瑳市	大寺	
海匠土木事務所	II-2175	金原3	匝瑳市	金原	
海匠土木事務所	II-2176	片子1	匝瑳市	片子	
海匠土木事務所	II-2177	片子2	匝瑳市	片子	
海匠土木事務所	II-2178	片子3	匝瑳市	片子	
海匠土木事務所	II-2179	片子4	匝瑳市	片子	
海匠土木事務所	II-2180	片子5	匝瑳市	片子	
海匠土木事務所	II-2181	飯高4	匝瑳市	飯高	
海匠土木事務所	II-2182	飯高5	匝瑳市	飯高	
海匠土木事務所	II-2183	飯高6	匝瑳市	飯高	
海匠土木事務所	II-2184	飯高7	匝瑳市	飯高	
海匠土木事務所	II-2185	飯高8	匝瑳市	飯高	
海匠土木事務所	II-2186	飯高9	匝瑳市	飯高	
海匠土木事務所	II-2187	飯高10	匝瑳市	飯高	
海匠土木事務所	II-2188	飯高11	匝瑳市	飯高	
海匠土木事務所	II-2189	飯高12	匝瑳市	飯高	
海匠土木事務所	II-2190	飯高13	匝瑳市	飯高	
海匠土木事務所	II-2191	飯高14	匝瑳市	飯高	
海匠土木事務所	II-2192	飯高15	匝瑳市	飯高	
海匠土木事務所	II-2193	飯高16	匝瑳市	飯高	
海匠土木事務所	II-2194	内山1	匝瑳市	内山	
海匠土木事務所	II-2195	内山2	匝瑳市	内山	
海匠土木事務所	II-2197	大寺7	匝瑳市	大寺	
海匠土木事務所	II-2198	大寺8	匝瑳市	大寺	
海匠土木事務所	II-2199	内山3	匝瑳市	内山	
海匠土木事務所	II-2200	内山4	匝瑳市	内山	
海匠土木事務所	II-2201	飯塚1	匝瑳市	飯塚	
海匠土木事務所	II-2202	飯塚2	匝瑳市	飯塚	
海匠土木事務所	II-2203	飯塚3	匝瑳市	飯塚	
海匠土木事務所	II-2204	飯塚4	匝瑳市	飯塚	
海匠土木事務所	II-2205	飯塚5	匝瑳市	飯塚	
海匠土木事務所	II-2206	飯塚6	匝瑳市	飯塚	
海匠土木事務所	II-2207	飯塚7	匝瑳市	飯塚	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
海匠土木事務所	II-2208	飯塚8	匠瑛市	飯塚	
海匠土木事務所	II-2209	飯塚9	匠瑛市	飯塚	
海匠土木事務所	II-2210	飯塚10	匠瑛市	飯塚	
海匠土木事務所	II-2211	吉田1	匠瑛市	吉田	
海匠土木事務所	II-2212	吉田2	匠瑛市	吉田	
海匠土木事務所	II-2213	吉田3	匠瑛市	吉田	
海匠土木事務所	II-2214	吉田4	匠瑛市	吉田	
海匠土木事務所	II-2215	吉田5	匠瑛市	吉田	
海匠土木事務所	II-2216	入山崎1	匠瑛市	入山崎	
海匠土木事務所	II-2217	入山崎2	匠瑛市	入山崎	
海匠土木事務所	II-2218	山崎	匠瑛市	山崎	
海匠土木事務所	II-2219	南山崎	匠瑛市	南山崎	
海匠土木事務所	II-2220	南神崎	匠瑛市	南神崎	
海匠土木事務所	II-2221	長岡1	匠瑛市	長岡	
海匠土木事務所	II-2222	長岡2	匠瑛市	長岡	
海匠土木事務所	II-2224	長岡4	匠瑛市	長岡	
海匠土木事務所	II-2225	長岡5	匠瑛市	長岡	
海匠土木事務所	II-2226	長岡6	匠瑛市	長岡	
海匠土木事務所	II-2227	長岡7	匠瑛市	長岡	
海匠土木事務所	II-2228	大浦1	匠瑛市	大浦	
海匠土木事務所	II-2229	大浦2	匠瑛市	大浦	
海匠土木事務所	II-2230	大浦3	匠瑛市	大浦	
海匠土木事務所	II-2231	大浦4	匠瑛市	大浦	
海匠土木事務所	II-2232	大浦5	匠瑛市	大浦	
海匠土木事務所	II-2233	大浦6	匠瑛市	大浦	
海匠土木事務所	II-2234	八辺1	匠瑛市	八辺	
海匠土木事務所	II-2235	八辺2	匠瑛市	八辺	
海匠土木事務所	II-2236	八辺3	匠瑛市	八辺	
海匠土木事務所	II-2237	八辺4	匠瑛市	八辺	
海匠土木事務所	II-2238	八辺5	匠瑛市	八辺	
海匠土木事務所	II-2239	飯塚11	匠瑛市	飯塚	
海匠土木事務所	II-2240	大浦7	匠瑛市	大浦	
海匠土木事務所	II-2241	椿1	匠瑛市	椿	
海匠土木事務所	II-2242	椿2	匠瑛市	椿	
海匠土木事務所	II-2243	椿3	匠瑛市	椿	
海匠土木事務所	II-2244	飯塚12	匠瑛市	飯塚	
海匠土木事務所	II-2245	飯塚13	匠瑛市	飯塚	
海匠土木事務所	II-2246	椿4	匠瑛市	椿	
海匠土木事務所	II-2247	椿5	匠瑛市	椿	
海匠土木事務所	II-2248	亀崎1	匠瑛市	亀崎	
海匠土木事務所	II-2249	亀崎2	匠瑛市	亀崎	
海匠土木事務所	II-2250	久方	匠瑛市	久方	
海匠土木事務所	II-2251	木積1	匠瑛市	木積	
海匠土木事務所	II-2252	木積2	匠瑛市	木積	
海匠土木事務所	II-2253	木積3	匠瑛市	木積	
海匠土木事務所	II-2254	木積4	匠瑛市	木積	
海匠土木事務所	II-2255	木積5	匠瑛市	木積	
海匠土木事務所	II-2256	田久保1	匠瑛市	田久保	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
海匠土木事務所	II-2257	田久保2	匠瑛市	田久保	
海匠土木事務所	II-2258	木積6	匠瑛市	木積	
海匠土木事務所	II-2259	富岡1	匠瑛市	富岡	
海匠土木事務所	II-2260	中台1	匠瑛市	中台	
海匠土木事務所	II-2261	中台2	匠瑛市	中台	
海匠土木事務所	II-2262	中台3	匠瑛市	中台	
海匠土木事務所	II-2263	生尾1	匠瑛市	生尾	
海匠土木事務所	II-2264	生尾2	匠瑛市	生尾	
海匠土木事務所	II-2265	生尾3	匠瑛市	生尾	
海匠土木事務所	II-2266	イ1	匠瑛市	イ	
海匠土木事務所	II-2267	イ2	匠瑛市	イ	
海匠土木事務所	II-2268	イ3	匠瑛市	イ	
海匠土木事務所	II-2269	イ4	匠瑛市	イ	
海匠土木事務所	II-2270	口1	匠瑛市	口	
海匠土木事務所	II-2271	口2	匠瑛市	口	
海匠土木事務所	II-2272	宮本1	匠瑛市	宮本	
海匠土木事務所	II-2273	宮本2	匠瑛市	宮本	
海匠土木事務所	II-2274	ハ1	匠瑛市	ハ	
海匠土木事務所	II-2275	ハ2	匠瑛市	ハ	
海匠土木事務所	II-2276	ハ3	匠瑛市	ハ	
海匠土木事務所	II-2277	田久保3	匠瑛市	田久保	
海匠土木事務所	II-2278	新1	匠瑛市	新	
海匠土木事務所	II-2279	新2	匠瑛市	新	
海匠土木事務所	II-2280	貝塚1	匠瑛市	貝塚	
海匠土木事務所	II-2281	貝塚2	匠瑛市	貝塚	
海匠土木事務所	II-2282	貝塚3	匠瑛市	貝塚	
海匠土木事務所	II-2283	貝塚4	匠瑛市	貝塚	
海匠土木事務所	II-2284	飯倉1	匠瑛市	飯倉	
海匠土木事務所	II-2285	飯倉2	匠瑛市	飯倉	
海匠土木事務所	II-2286	富岡2	匠瑛市	富岡	
海匠土木事務所	II-2287	飯倉3	匠瑛市	飯倉	
海匠土木事務所	II-2288	飯倉4	匠瑛市	飯倉	
海匠土木事務所	II-2289	飯倉5	匠瑛市	飯倉	
海匠土木事務所	II-2290	飯倉6	匠瑛市	飯倉	
海匠土木事務所	II-2291	飯倉7	匠瑛市	飯倉	
海匠土木事務所	II-2292	飯倉8	匠瑛市	飯倉	
海匠土木事務所	II-2293	飯倉9	匠瑛市	飯倉	
海匠土木事務所	II-2294	飯倉10	匠瑛市	飯倉	
海匠土木事務所	II-2295	飯倉11	匠瑛市	飯倉	
海匠土木事務所	II-2296	ホ1	匠瑛市	ホ	
海匠土木事務所	II-2297	ホ2	匠瑛市	ホ	
海匠土木事務所	II-2298	ホ3	匠瑛市	ホ	
海匠土木事務所	II-2299	ホ4	匠瑛市	ホ	
海匠土木事務所	II-2300	ホ5	匠瑛市	ホ	
海匠土木事務所	II-2301	イ5	匠瑛市	イ	
海匠土木事務所	II-2302	イ6	匠瑛市	イ	
海匠土木事務所	II-2303	イ7	匠瑛市	イ	
海匠土木事務所	II-2304	イ8	匠瑛市	イ	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
海匠土木事務所	II-2305	イ9	匠瑛市	イ	
海匠土木事務所	II-2306	貝塚5	匠瑛市	貝塚	
海匠土木事務所	II-2307	飯倉12	匠瑛市	飯倉	
海匠土木事務所	II-2308	鑄木1	旭市	鑄木	
海匠土木事務所	II-2309	鑄木2	旭市	鑄木	
海匠土木事務所	II-2310	南堀之内1	旭市	南堀之内	
海匠土木事務所	II-2311	南堀之内2	旭市	南堀之内	
海匠土木事務所	II-2312	南堀之内3	旭市	南堀之内	
海匠土木事務所	II-2313	南堀之内4	旭市	南堀之内	
海匠土木事務所	II-2314	長部1	旭市	長部	
海匠土木事務所	II-2315	長部2	旭市	長部	
海匠土木事務所	II-2316	長部3	旭市	長部	
海匠土木事務所	II-2317	長部4	旭市	長部	
海匠土木事務所	II-2318	長部5	旭市	長部	
海匠土木事務所	II-2319	長部6	旭市	長部	
海匠土木事務所	II-2320	溝原1	旭市	溝原	
海匠土木事務所	II-2321	溝原2	旭市	溝原	
海匠土木事務所	II-2322	溝原3	旭市	溝原	
海匠土木事務所	II-2323	溝原4	旭市	溝原	
海匠土木事務所	II-2324	溝原5	旭市	溝原	
海匠土木事務所	II-2325	溝原6	旭市	溝原	
海匠土木事務所	II-2327	桜井1	旭市	桜井	
海匠土木事務所	II-2328	桜井2	旭市	桜井	
海匠土木事務所	II-2329	清和甲1	旭市	清和甲	
海匠土木事務所	II-2330	清和甲2	旭市	清和甲	
海匠土木事務所	II-2331	清和甲3	旭市	清和甲	
海匠土木事務所	II-2332	鑄木3	旭市	鑄木	
海匠土木事務所	II-2333	鑄木4	旭市	鑄木	
海匠土木事務所	II-2334	鑄木5	旭市	鑄木	
海匠土木事務所	II-2335	鑄木6	旭市	鑄木	
海匠土木事務所	II-2336	鑄木7	旭市	鑄木	
海匠土木事務所	II-2337	鑄木8	旭市	鑄木	
海匠土木事務所	II-2338	鑄木9	旭市	鑄木	
海匠土木事務所	II-2339	鑄木10	旭市	鑄木	
海匠土木事務所	II-2340	鑄木11	旭市	鑄木	
海匠土木事務所	II-2341	鑄木12	旭市	鑄木	
海匠土木事務所	II-2342	鑄木13	旭市	鑄木	
海匠土木事務所	II-2343	鑄木14	旭市	鑄木	
海匠土木事務所	II-2344	鑄木15	旭市	鑄木	
海匠土木事務所	II-2345	鑄木16	旭市	鑄木	
山武土木事務所	II-2347	篠本1	山武郡横芝光町	篠本	
山武土木事務所	II-2348	篠本2	山武郡横芝光町	篠本	
山武土木事務所	II-2349	篠本3	山武郡横芝光町	篠本	
山武土木事務所	II-2350	篠本4	山武郡横芝光町	篠本	
山武土木事務所	II-2351	篠本5	山武郡横芝光町	篠本	
山武土木事務所	II-2352	篠本6	山武郡横芝光町	篠本	
山武土木事務所	II-2353	篠本7	山武郡横芝光町	篠本	
山武土木事務所	II-2354	新井	山武郡横芝光町	新井	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
山武土木事務所	II-2355	宝米1	山武郡横芝光町	宝米	
山武土木事務所	II-2356	宝米2	山武郡横芝光町	宝米	
山武土木事務所	II-2357	宝米3	山武郡横芝光町	宝米	
山武土木事務所	II-2358	宝米4	山武郡横芝光町	宝米	
山武土木事務所	II-2359	宝米5	山武郡横芝光町	宝米	
山武土木事務所	II-2360	宝米6	山武郡横芝光町	宝米	
山武土木事務所	II-2361	二又1	山武郡横芝光町	二又	
山武土木事務所	II-2362	二又2	山武郡横芝光町	二又	
山武土木事務所	II-2363	二又3	山武郡横芝光町	二又	
山武土木事務所	II-2365	傍示戸2	山武郡横芝光町	傍示戸	
山武土木事務所	II-2366	台1	山武郡横芝光町	台	
山武土木事務所	II-2367	台2	山武郡横芝光町	台	
山武土木事務所	II-2368	台3	山武郡横芝光町	台	
山武土木事務所	II-2369	台4	山武郡横芝光町	台	
山武土木事務所	II-2370	台5	山武郡横芝光町	台	
山武土木事務所	II-2371	台6	山武郡横芝光町	台	
山武土木事務所	II-2372	台7	山武郡横芝光町	台	
山武土木事務所	II-2373	小田部1	山武郡横芝光町	小田部	
山武土木事務所	II-2374	小田部2	山武郡横芝光町	小田部	
山武土木事務所	II-2375	小田部3	山武郡横芝光町	小田部	
山武土木事務所	II-2376	母子1	山武郡横芝光町	母子	
山武土木事務所	II-2377	母子2	山武郡横芝光町	母子	
山武土木事務所	II-2378	母子3	山武郡横芝光町	母子	
山武土木事務所	II-2379	虫生1	山武郡横芝光町	虫生	
山武土木事務所	II-2380	虫生2	山武郡横芝光町	虫生	
山武土木事務所	II-2381	芝崎1	山武郡横芝光町	芝崎	
山武土木事務所	II-2382	芝崎2	山武郡横芝光町	芝崎	
山武土木事務所	II-2383	芝崎3	山武郡横芝光町	芝崎	
山武土木事務所	II-2384	芝崎4	山武郡横芝光町	芝崎	
山武土木事務所	II-2385	芝崎5	山武郡横芝光町	芝崎	
成田土木事務所	II-2386	菱田1	山武郡芝山町	菱田	中谷津
成田土木事務所	II-2387	菱田2	山武郡芝山町	菱田	中郷
成田土木事務所	II-2388	菱田3	山武郡芝山町	菱田	中郷
成田土木事務所	II-2389	菱田4	山武郡芝山町	菱田	中郷
成田土木事務所	II-2390	菱田5	山武郡芝山町	菱田	東
成田土木事務所	II-2391	菱田6	山武郡芝山町	菱田	東
成田土木事務所	II-2392	菱田7	山武郡芝山町	菱田	辺田
成田土木事務所	II-2393	菱田8	山武郡芝山町	菱田	宿
成田土木事務所	II-2394	菱田9	山武郡芝山町	菱田	中郷
成田土木事務所	II-2395	菱田10	山武郡芝山町	菱田	東
成田土木事務所	II-2396	大里1	山武郡芝山町	大里	住母家
成田土木事務所	II-2397	大里2	山武郡芝山町	大里	住母家
成田土木事務所	II-2398	大里3	山武郡芝山町	大里	住母家
成田土木事務所	II-2399	大里4	山武郡芝山町	大里	坂志岡
成田土木事務所	II-2400	大里5	山武郡芝山町	大里	加茂
成田土木事務所	II-2401	大里6	山武郡芝山町	大里	坂志岡
成田土木事務所	II-2402	大里7	山武郡芝山町	大里	白枳
成田土木事務所	II-2403	大里8	山武郡芝山町	大里	白枳

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
成田土木事務所	II-2404	大里9	山武都芝山町	大里	白枹
成田土木事務所	II-2405	大里10	山武都芝山町	大里	白枹
成田土木事務所	II-2406	岩山1	山武都芝山町	岩山	谷
成田土木事務所	II-2407	大里11	山武都芝山町	大里	加茂
成田土木事務所	II-2408	大里12	山武都芝山町	大里	加茂
成田土木事務所	II-2409	大里13	山武都芝山町	大里	平野
成田土木事務所	II-2410	飯櫃1	山武都芝山町	飯櫃	浅川
成田土木事務所	II-2411	飯櫃2	山武都芝山町	飯櫃	浅川
成田土木事務所	II-2412	山田1	山武都芝山町	山田	
成田土木事務所	II-2413	山田2	山武都芝山町	山田	
成田土木事務所	II-2414	山田3	山武都芝山町	山田	
成田土木事務所	II-2415	小原子1	山武都芝山町	小原子	
成田土木事務所	II-2416	小原子2	山武都芝山町	小原子	
成田土木事務所	II-2417	小原子3	山武都芝山町	小原子	
成田土木事務所	II-2418	小原子4	山武都芝山町	小原子	
成田土木事務所	II-2419	上吹入1	山武都芝山町	上吹入	
成田土木事務所	II-2420	高田1	山武都芝山町	高田	高田東部
成田土木事務所	II-2421	高田2	山武都芝山町	高田	高田東部
成田土木事務所	II-2422	高田3	山武都芝山町	高田	高田東部
成田土木事務所	II-2423	高田4	山武都芝山町	高田	高田東部
成田土木事務所	II-2424	大台1	山武都芝山町	大台	細子
成田土木事務所	II-2425	大台2	山武都芝山町	大台	荒生
成田土木事務所	II-2426	大台3	山武都芝山町	大台	宿
成田土木事務所	II-2427	大台4	山武都芝山町	大台	宿
成田土木事務所	II-2428	下吹入1	山武都芝山町	下吹入	
成田土木事務所	II-2429	下吹入2	山武都芝山町	下吹入	
成田土木事務所	II-2430	下吹入3	山武都芝山町	下吹入	
成田土木事務所	II-2431	境1	山武都芝山町	境	打越
成田土木事務所	II-2432	境2	山武都芝山町	境	打越
成田土木事務所	II-2433	殿部田1	山武都芝山町	殿部田	
成田土木事務所	II-2435	小池1	山武都芝山町	小池	下ノ内
成田土木事務所	II-2436	小池2	山武都芝山町	小池	井戸作
成田土木事務所	II-2437	芝山1	山武都芝山町	芝山	
成田土木事務所	II-2438	山中1	山武都芝山町	山中	大作
成田土木事務所	II-2439	山中2	山武都芝山町	山中	大作
成田土木事務所	II-2441	山中4	山武都芝山町	山中	根古谷
成田土木事務所	II-2442	山中5	山武都芝山町	山中	根古谷
成田土木事務所	II-2443	山中6	山武都芝山町	山中	根古谷
成田土木事務所	II-2444	山中7	山武都芝山町	山中	根古谷
成田土木事務所	II-2445	山中8	山武都芝山町	山中	脇谷
成田土木事務所	II-2446	山中9	山武都芝山町	山中	高月
成田土木事務所	II-2447	山中10	山武都芝山町	山中	高月
成田土木事務所	II-2448	山中11	山武都芝山町	山中	東風山
成田土木事務所	II-2449	山中12	山武都芝山町	山中	高月
成田土木事務所	II-2450	山中13	山武都芝山町	山中	高月
成田土木事務所	II-2451	殿部田2	山武都芝山町	殿部田	
山武土木事務所	II-2452	極楽寺1	東金市	極楽寺	
山武土木事務所	II-2453	極楽寺2	東金市	極楽寺	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
山武土木事務所	II-2454	極楽寺3	東金市	極楽寺	
山武土木事務所	II-2455	極楽寺4	東金市	極楽寺	
山武土木事務所	II-2456	極楽寺5	東金市	極楽寺	
山武土木事務所	II-2457	極楽寺6	東金市	極楽寺	
山武土木事務所	II-2458	極楽寺7	東金市	極楽寺	
山武土木事務所	II-2459	極楽寺8	東金市	極楽寺	
山武土木事務所	II-2460	上布田1	東金市	上布田	
山武土木事務所	II-2461	上布田2	東金市	上布田	
山武土木事務所	II-2462	上布田3	東金市	上布田	
山武土木事務所	II-2463	上布田4	東金市	上布田	
山武土木事務所	II-2464	上布田5	東金市	上布田	
山武土木事務所	II-2465	上布田6	東金市	上布田	
山武土木事務所	II-2466	滝沢1	東金市	滝沢	
山武土木事務所	II-2467	滝沢2	東金市	滝沢	
山武土木事務所	II-2468	滝沢3	東金市	滝沢	
山武土木事務所	II-2469	滝沢4	東金市	滝沢	
山武土木事務所	II-2470	滝沢5	東金市	滝沢	
山武土木事務所	II-2471	滝沢6	東金市	滝沢	
山武土木事務所	II-2472	滝沢7	東金市	滝沢	
山武土木事務所	II-2473	滝沢8	東金市	滝沢	
山武土木事務所	II-2474	滝沢9	東金市	滝沢	
山武土木事務所	II-2475	滝沢10	東金市	滝沢	
山武土木事務所	II-2476	滝沢11	東金市	滝沢	
山武土木事務所	II-2477	滝沢12	東金市	滝沢	
山武土木事務所	II-2478	三ヶ尻1	東金市	三ヶ尻	
山武土木事務所	II-2479	三ヶ尻2	東金市	三ヶ尻	
山武土木事務所	II-2480	家之子2	東金市	家之子	天野
山武土木事務所	II-2482	家之子4	東金市	家之子	天野
山武土木事務所	II-2483	松之郷4	東金市	松之郷	
山武土木事務所	II-2484	松之郷5	東金市	松之郷	
山武土木事務所	II-2485	松之郷6	東金市	松之郷	
山武土木事務所	II-2486	松之郷7	東金市	松之郷	粟生
山武土木事務所	II-2487	松之郷8	東金市	松之郷	
山武土木事務所	II-2488	松之郷9	東金市	松之郷	本郷
山武土木事務所	II-2489	松之郷10	東金市	松之郷	本郷
山武土木事務所	II-2490	松之郷11	東金市	松之郷	本郷
山武土木事務所	II-2491	松之郷12	東金市	松之郷	本郷
山武土木事務所	II-2492	松之郷13	東金市	松之郷	小又
山武土木事務所	II-2493	松之郷14	東金市	松之郷	小又
山武土木事務所	II-2494	家之子5	東金市	家之子	
山武土木事務所	II-2495	道庭3	東金市	道庭	
山武土木事務所	II-2496	家之子6	東金市	家之子	小金井
山武土木事務所	II-2497	家之子7	東金市	家之子	小金井
山武土木事務所	II-2498	家之子8	東金市	家之子	
山武土木事務所	II-2499	山田1	東金市	山田	
山武土木事務所	II-2500	山田2	東金市	山田	
山武土木事務所	II-2501	山田3	東金市	山田	森ノ木
山武土木事務所	II-2502	山田4	東金市	山田	森ノ木

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
山武土木事務所	II-2503	山田 5	東金市	山田	森ノ木
山武土木事務所	II-2504	山田 6	東金市	山田	
山武土木事務所	II-2505	山田 7	東金市	山田	
山武土木事務所	II-2506	山田 8	東金市	山田	
山武土木事務所	II-2507	丹尾 1	東金市	丹尾	
山武土木事務所	II-2508	丹尾 2	東金市	丹尾	
山武土木事務所	II-2509	丹尾 3	東金市	丹尾	
山武土木事務所	II-2510	丹尾 4	東金市	丹尾	
山武土木事務所	II-2511	丹尾 5	東金市	丹尾	
山武土木事務所	II-2513	油井 3	東金市	油井	
山武土木事務所	II-2514	油井 4	東金市	油井	高足
山武土木事務所	II-2515	油井 5	東金市	油井	高足
山武土木事務所	II-2516	油井 6	東金市	油井	
山武土木事務所	II-2517	油井 7	東金市	油井	
山武土木事務所	II-2518	小野 2	東金市	小野	
山武土木事務所	II-2519	小野 3	東金市	小野	
山武土木事務所	II-2520	松之郷 15	東金市	松之郷	中峠
山武土木事務所	II-2521	松之郷 16	東金市	松之郷	中峠
山武土木事務所	II-2522	松之郷 17	東金市	松之郷	中峠
山武土木事務所	II-2523	松之郷 18	東金市	松之郷	中峠
山武土木事務所	II-2524	松之郷 19	東金市	松之郷	
山武土木事務所	II-2525	松之郷 20	東金市	松之郷	
山武土木事務所	II-2526	松之郷 21	東金市	松之郷	
山武土木事務所	II-2527	松之郷 22	東金市	松之郷	
山武土木事務所	II-2528	松之郷 23	東金市	松之郷	
山武土木事務所	II-2529	松之郷 24	東金市	松之郷	
山武土木事務所	II-2530	松之郷 25	東金市	松之郷	
山武土木事務所	II-2531	松之郷 26	東金市	松之郷	
山武土木事務所	II-2532	山田 9	東金市	山田	
山武土木事務所	II-2533	山田 10	東金市	山田	
山武土木事務所	II-2534	山田 11	東金市	山田	
山武土木事務所	II-2536	山田 13	東金市	山田	
山武土木事務所	II-2537	山田 14	東金市	山田	菱田
山武土木事務所	II-2538	小野 4	東金市	小野	
山武土木事務所	II-2539	小野 5	東金市	小野	
山武土木事務所	II-2540	小野 6	東金市	小野	
山武土木事務所	II-2541	小野 7	東金市	小野	
山武土木事務所	II-2542	小野 8	東金市	小野	
山武土木事務所	II-2543	小野 9	東金市	小野	
山武土木事務所	II-2544	小野 10	東金市	小野	
山武土木事務所	II-2545	小野 11	東金市	小野	
山武土木事務所	II-2546	小野 12	東金市	小野	
山武土木事務所	II-2547	小野 13	東金市	小野	
山武土木事務所	II-2548	小野 14	東金市	小野	
山武土木事務所	II-2549	小野 15	東金市	小野	
山武土木事務所	II-2550	小野 16	東金市	小野	
山武土木事務所	II-2551	小野 17	東金市	小野	新田
山武土木事務所	II-2552	田中 2	東金市	田中	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
山武土木事務所	II-2553	田中 3	東金市	田中	
山武土木事務所	II-2554	田中 4	東金市	田中	
山武土木事務所	II-2555	大豆谷 2	東金市	大豆谷	
山武土木事務所	II-2556	大豆谷 3	東金市	大豆谷	
山武土木事務所	II-2557	大豆谷 4	東金市	大豆谷	
山武土木事務所	II-2558	大豆谷 5	東金市	大豆谷	
山武土木事務所	II-2559	大豆谷 6	東金市	大豆谷	
山武土木事務所	II-2560	台方 3	東金市	台方	
山武土木事務所	II-2561	台方 4	東金市	台方	
山武土木事務所	II-2562	東金 1	東金市	東金	谷
山武土木事務所	II-2563	東金 2	東金市	東金	谷
山武土木事務所	II-2566	東金 5	東金市	東金	谷
山武土木事務所	II-2567	東金 6	東金市	東金	谷
山武土木事務所	II-2568	松之郷 27	東金市	松之郷	
山武土木事務所	II-2569	松之郷 28	東金市	松之郷	
山武土木事務所	II-2570	松之郷 29	東金市	松之郷	
山武土木事務所	II-2571	山口 1	東金市	山口	
山武土木事務所	II-2572	山口 2	東金市	山口	
山武土木事務所	II-2573	山口 3	東金市	山口	
山武土木事務所	II-2574	山口 4	東金市	山口	
山武土木事務所	II-2575	山口 5	東金市	山口	
山武土木事務所	II-2576	山口 6	東金市	山口	
山武土木事務所	II-2577	山口 7	東金市	山口	
山武土木事務所	II-2578	山口 8	東金市	山口	
山武土木事務所	II-2579	山口 9	東金市	山口	
山武土木事務所	II-2580	小西 1	山武郡大網白里町	小西	
山武土木事務所	II-2582	小西 3	山武郡大網白里町	小西	
山武土木事務所	II-2583	餅ノ木 2	山武郡大網白里町	餅ノ木	
山武土木事務所	II-2584	餅ノ木 3	山武郡大網白里町	餅ノ木	
山武土木事務所	II-2585	小西 4	山武郡大網白里町	小西	
山武土木事務所	II-2586	養安寺 5	山武郡大網白里町	養安寺	
山武土木事務所	II-2587	養安寺 6	山武郡大網白里町	養安寺	
山武土木事務所	II-2589	養安寺 8	山武郡大網白里町	養安寺	
山武土木事務所	II-2590	養安寺 9	山武郡大網白里町	養安寺	
山武土木事務所	II-2591	養安寺 10	山武郡大網白里町	養安寺	
山武土木事務所	II-2592	大網 1	山武郡大網白里町	大網	
山武土木事務所	II-2593	金谷郷 3	山武郡大網白里町	金谷郷	
山武土木事務所	II-2594	金谷郷 4	山武郡大網白里町	金谷郷	
山武土木事務所	II-2595	餅ノ木 4	山武郡大網白里町	餅ノ木	
山武土木事務所	II-2596	大網 2	山武郡大網白里町	大網	
山武土木事務所	II-2597	金谷郷 5	山武郡大網白里町	金谷郷	
山武土木事務所	II-2598	金谷郷 6	山武郡大網白里町	金谷郷	
山武土木事務所	II-2599	金谷郷 7	山武郡大網白里町	金谷郷	
山武土木事務所	II-2600	金谷郷 8	山武郡大網白里町	金谷郷	
山武土木事務所	II-2602	金谷郷 10	山武郡大網白里町	金谷郷	
山武土木事務所	II-2603	金谷郷 11	山武郡大網白里町	金谷郷	
山武土木事務所	II-2604	金谷郷 12	山武郡大網白里町	金谷郷	
山武土木事務所	II-2605	金谷郷 13	山武郡大網白里町	金谷郷	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
山武土木事務所	II-2606	金谷郷 14	山武郡大網白里町	金谷郷	
山武土木事務所	II-2608	池田 1	山武郡大網白里町	池田	
山武土木事務所	II-2610	小中 2	山武郡大網白里町	小中	
山武土木事務所	II-2611	金谷郷 15	山武郡大網白里町	金谷郷	
山武土木事務所	II-2613	南玉 3	山武郡大網白里町	南玉	
山武土木事務所	II-2614	大網 3	山武郡大網白里町	大網	
山武土木事務所	II-2615	大網 4	山武郡大網白里町	大網	
山武土木事務所	II-2616	小中 3	山武郡大網白里町	小中	
山武土木事務所	II-2617	小中 4	山武郡大網白里町	小中	
山武土木事務所	II-2618	小中 5	山武郡大網白里町	小中	
山武土木事務所	II-2619	小中 6	山武郡大網白里町	小中	
山武土木事務所	II-2620	萱野 2	山武郡大網白里町	萱野	
山武土木事務所	II-2622	小中 8	山武郡大網白里町	小中	
山武土木事務所	II-2623	小中 9	山武郡大網白里町	小中	
山武土木事務所	II-2624	小中 10	山武郡大網白里町	小中	
山武土木事務所	II-2626	永田 1	山武郡大網白里町	永田	
山武土木事務所	II-2627	小中 12	山武郡大網白里町	小中	
山武土木事務所	II-2628	小中 13	山武郡大網白里町	小中	
山武土木事務所	II-2629	永田 2	山武郡大網白里町	永田	
山武土木事務所	II-2631	小西 5	山武郡大網白里町	小西	
山武土木事務所	II-2632	小西 6	山武郡大網白里町	小西	
山武土木事務所	II-2633	養安寺 11	山武郡大網白里町	金谷郷	
山武土木事務所	II-2634	金谷郷 16	山武郡大網白里町	金谷郷	
山武土木事務所	II-2636	金谷郷 18	山武郡大網白里町	金谷郷	
山武土木事務所	II-2637	金谷郷 19	山武郡大網白里町	金谷郷	
山武土木事務所	II-2638	金谷郷 20	山武郡大網白里町	金谷郷	
山武土木事務所	II-2639	金谷郷 21	山武郡大網白里町	金谷郷	
山武土木事務所	II-2640	金谷郷 22	山武郡大網白里町	金谷郷	
山武土木事務所	II-2641	金谷郷 23	山武郡大網白里町	金谷郷	
山武土木事務所	II-2642	池田 3	山武郡大網白里町	池田	
山武土木事務所	II-2643	大竹	山武郡大網白里町	大竹	
山武土木事務所	II-2644	池田 4	山武郡大網白里町	池田	
山武土木事務所	II-2645	大網 5	山武郡大網白里町	大網	
山武土木事務所	II-2646	大網 6	山武郡大網白里町	大網	
山武土木事務所	II-2647	大網 7	山武郡大網白里町	大網	
山武土木事務所	II-2648	大網 8	山武郡大網白里町	大網	
山武土木事務所	II-2649	神房 2	山武郡大網白里町	神房	
山武土木事務所	II-2650	永田 3	山武郡大網白里町	永田	
山武土木事務所	II-2651	永田 4	山武郡大網白里町	永田	
山武土木事務所	II-2652	小中 14	山武郡大網白里町	小中	
山武土木事務所	II-2653	小中 15	山武郡大網白里町	小中	
山武土木事務所	II-2654	川崎 1	山武市	川崎	
山武土木事務所	II-2655	川崎 2	山武市	川崎	
山武土木事務所	II-2656	川崎 3	山武市	川崎	
山武土木事務所	II-2657	川崎 4	山武市	川崎	
山武土木事務所	II-2658	早船 2	山武市	早船	
山武土木事務所	II-2659	板付 2	山武市	板付	
山武土木事務所	II-2660	板付 3	山武市	板付	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
山武土木事務所	II-2661	板付 4	山武市	板付	
山武土木事務所	II-2663	和田 1	山武市	和田	
山武土木事務所	II-2664	和田 2	山武市	和田	
山武土木事務所	II-2665	和田 3	山武市	和田	
山武土木事務所	II-2666	嶋戸 2	山武市	嶋戸	
山武土木事務所	II-2667	和田 4	山武市	和田	
山武土木事務所	II-2668	和田 5	山武市	和田	
山武土木事務所	II-2669	新泉 2	山武市	新泉	谷津
山武土木事務所	II-2670	湯坂 1	山武市	湯坂	
山武土木事務所	II-2671	湯坂 2	山武市	湯坂	
山武土木事務所	II-2672	湯坂 3	山武市	湯坂	
山武土木事務所	II-2673	成東	山武市	成東	
山武土木事務所	II-2674	成東 2	山武市	成東	
山武土木事務所	II-2675	姫島 2	山武市	姫島	
山武土木事務所	II-2676	実門	山武市	実門	
山武土木事務所	II-2677	実門 2	山武市	実門	
山武土木事務所	II-2678	沖渡	山武市	沖渡	
山武土木事務所	II-2679	沖渡 2	山武市	沖渡	
山武土木事務所	II-2680	実門 3	山武市	実門	
山武土木事務所	II-2681	横田 2	山武市	横田	
山武土木事務所	II-2682	横田 3	山武市	横田	
山武土木事務所	II-2683	板川	山武市	板川	
山武土木事務所	II-2684	板川 2	山武市	板川	
山武土木事務所	II-2685	中津田 2	山武市	中津田	
山武土木事務所	II-2686	壇谷	山武市	壇谷	
山武土木事務所	II-2687	壇谷 2	山武市	壇谷	
山武土木事務所	II-2688	壇谷 3	山武市	壇谷	
山武土木事務所	II-2689	壇谷 4	山武市	壇谷	
山武土木事務所	II-2690	壇谷 5	山武市	壇谷	
山武土木事務所	II-2691	壇谷 6	山武市	壇谷	
山武土木事務所	II-2692	壇谷 7	山武市	壇谷	
山武土木事務所	II-2693	木原	山武市	木原	
山武土木事務所	II-2694	木原 2	山武市	木原	
山武土木事務所	II-2695	木原 3	山武市	木原	
山武土木事務所	II-2696	戸田 2	山武市	戸田	
山武土木事務所	II-2697	戸田 3	山武市	戸田	
山武土木事務所	II-2698	戸田 4	山武市	戸田	
山武土木事務所	II-2699	戸田 5	山武市	戸田	
山武土木事務所	II-2700	戸田 6	山武市	戸田	
山武土木事務所	II-2701	雨坪	山武市	雨坪	
山武土木事務所	II-2702	森	山武市	森	
山武土木事務所	II-2703	森 2	山武市	森	
山武土木事務所	II-2704	戸田 7	山武市	戸田	
山武土木事務所	II-2705	戸田 8	山武市	戸田	
山武土木事務所	II-2706	植草	山武市	植草	
山武土木事務所	II-2707	森 3	山武市	森	
山武土木事務所	II-2708	森 4	山武市	森	
山武土木事務所	II-2709	森 5	山武市	森	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
山武土木事務所	II-2710	森6	山武市	森	
山武土木事務所	II-2711	森7	山武市	森	
山武土木事務所	II-2712	森8	山武市	森	
山武土木事務所	II-2713	森9	山武市	森	
山武土木事務所	II-2714	森10	山武市	森	
山武土木事務所	II-2715	森11	山武市	森	
山武土木事務所	II-2716	森12	山武市	森	
山武土木事務所	II-2717	森13	山武市	森	
山武土木事務所	II-2718	森14	山武市	森	
山武土木事務所	II-2719	森15	山武市	森	
山武土木事務所	II-2720	森16	山武市	森	
山武土木事務所	II-2721	森17	山武市	森	
山武土木事務所	II-2722	森18	山武市	森	
山武土木事務所	II-2723	沖渡3	山武市	沖渡	
山武土木事務所	II-2724	壇谷9	山武市	壇谷	
山武土木事務所	II-2725	雨坪2	山武市	雨坪	
山武土木事務所	II-2726	雨坪3	山武市	雨坪	
山武土木事務所	II-2727	榎崎3	山武市	榎崎	
山武土木事務所	II-2728	榎崎4	山武市	榎崎	
山武土木事務所	II-2729	榎崎5	山武市	榎崎	
山武土木事務所	II-2730	山室4	山武市	山室	旭ヶ岡
山武土木事務所	II-2731	山室5	山武市	山室	旭ヶ岡
山武土木事務所	II-2732	山室6	山武市	山室	旭ヶ岡
山武土木事務所	II-2733	山室7	山武市	山室	旭ヶ岡
山武土木事務所	II-2735	古和	山武市	古和	油谷
山武土木事務所	II-2736	古和2	山武市	古和	本郷
山武土木事務所	II-2737	金尾2	山武市	金尾	大和田郷
山武土木事務所	II-2738	八田4	山武市	八田	岩井崎
山武土木事務所	II-2739	八田5	山武市	八田	岩井崎
山武土木事務所	II-2740	小川	山武市	小川	花岡
山武土木事務所	II-2742	小川3	山武市	小川	御城内
山武土木事務所	II-2743	小川4	山武市	小川	御城内
山武土木事務所	II-2744	小川5	山武市	小川	本町
山武土木事務所	II-2745	上大蔵	山武市	上大蔵	宮前
山武土木事務所	II-2746	上大蔵2	山武市	上大蔵	宿台
山武土木事務所	II-2747	金尾3	山武市	金尾	本城
山武土木事務所	II-2748	金尾4	山武市	金尾	大和田郷
山武土木事務所	II-2749	蕪木	山武市	蕪木	玉井
山武土木事務所	II-2750	蕪木2	山武市	蕪木	玉井
山武土木事務所	II-2751	下大蔵	山武市	下大蔵	東
山武土木事務所	II-2752	大堤2	山武市	大堤	本郷
山武土木事務所	II-2753	山室9	山武市	山室	水垂谷
山武土木事務所	II-2754	八田6	山武市	八田	岩井崎
山武土木事務所	II-2755	八田7	山武市	八田	岩井崎
山武土木事務所	II-2756	八田8	山武市	八田	梅ヶ谷
山武土木事務所	II-2757	小川6	山武市	小川	八谷
山武土木事務所	II-2758	田越4	山武市	田越	谷
山武土木事務所	II-2759	田越5	山武市	田越	谷

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
山武土木事務所	II-2760	牛熊2	山武郡横芝光町	牛熊	新場
山武土木事務所	II-2761	牛熊3	山武郡横芝光町	牛熊	大宮台
山武土木事務所	II-2762	牛熊4	山武郡横芝光町	牛熊	新場
山武土木事務所	II-2763	谷台2	山武郡横芝光町	谷台	町田
山武土木事務所	II-2764	中台1	山武郡横芝光町	中台	新屋敷
山武土木事務所	II-2765	中台2	山武郡横芝光町	中台	松和田
山武土木事務所	II-2766	中台3	山武郡横芝光町	中台	作
山武土木事務所	II-2767	中台4	山武郡横芝光町	中台	石神
山武土木事務所	II-2768	木戸台1	山武郡横芝光町	木戸台	内出
山武土木事務所	II-2769	小堤2	山武郡横芝光町	小堤	松原
山武土木事務所	II-2770	小堤3	山武郡横芝光町	小堤	松葉
山武土木事務所	II-2771	小堤4	山武郡横芝光町	小堤	日吉
山武土木事務所	II-2772	遠山1	山武郡横芝光町	遠山	宮ノ下
山武土木事務所	II-2773	遠山2	山武郡横芝光町	遠山	谷ノ下
山武土木事務所	II-2774	寺方2	山武郡横芝光町	寺方	振子
山武土木事務所	II-2775	長倉3	山武郡横芝光町	長倉	下北田
山武土木事務所	II-2776	長倉4	山武郡横芝光町	長倉	麦生
山武土木事務所	II-2777	長倉5	山武郡横芝光町	長倉	御手洗
山武土木事務所	II-2778	長倉6	山武郡横芝光町	長倉	麦生
山武土木事務所	II-2779	坂田2	山武郡横芝光町	坂田	蟹井戸
山武土木事務所	II-2780	坂田3	山武郡横芝光町	坂田	杉郷
山武土木事務所	II-2781	取立2	山武郡横芝光町	取立	谷上
山武土木事務所	II-2782	長倉7	山武郡横芝光町	長倉	御手洗
長生土木事務所	II-2783	大沢1	茂原市	大沢	島田
長生土木事務所	II-2784	大沢2	茂原市	大沢	島田
長生土木事務所	II-2785	大沢3	茂原市	大沢	島田
長生土木事務所	II-2786	大沢4	茂原市	大沢	島田
長生土木事務所	II-2787	大沢5	茂原市	大沢	島田
長生土木事務所	II-2788	大沢6	茂原市	大沢	美ノ戸
長生土木事務所	II-2789	大沢7	茂原市	大沢	道谷
長生土木事務所	II-2790	大沢8	茂原市	大沢	南井戸
長生土木事務所	II-2791	大沢9	茂原市	大沢	越戸
長生土木事務所	II-2792	大沢10	茂原市	大沢	深谷
長生土木事務所	II-2793	桂3	茂原市	桂	向根
長生土木事務所	II-2794	桂4	茂原市	桂	小滝谷
長生土木事務所	II-2795	吉井1	茂原市	吉井	吉井上
長生土木事務所	II-2796	吉井2	茂原市	吉井	吉井上
長生土木事務所	II-2797	吉井3	茂原市	吉井	吉井上
長生土木事務所	II-2798	吉井4	茂原市	吉井	吉井上
長生土木事務所	II-2799	吉井5	茂原市	吉井	吉井谷
長生土木事務所	II-2801	柴名3	茂原市	柴名	笹子
長生土木事務所	II-2802	柴名4	茂原市	柴名	亥ノ谷
長生土木事務所	II-2803	柴名5	茂原市	柴名	中谷
長生土木事務所	II-2804	高田1	茂原市	高田	乙高田前
長生土木事務所	II-2805	高田2	茂原市	高田	甲高田前
長生土木事務所	II-2807	上太田2	茂原市	上太田	開谷
長生土木事務所	II-2808	上太田3	茂原市	上太田	鞍骨谷
長生土木事務所	II-2809	上太田4	茂原市	上太田	新茂

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
長生土木事務所	II-2810	上太田 5	茂原市	上太田	谷
長生土木事務所	II-2811	上太田 6	茂原市	上太田	谷
長生土木事務所	II-2812	上太田 7	茂原市	上太田	北谷
長生土木事務所	II-2813	上太田 8	茂原市	上太田	谷
長生土木事務所	II-2814	上太田 9	茂原市	上太田	梶谷
長生土木事務所	II-2815	上太田 10	茂原市	上太田	東前
長生土木事務所	II-2816	上太田 11	茂原市	上太田	田多羅道
長生土木事務所	II-2817	上太田 12	茂原市	上太田	五反田
長生土木事務所	II-2818	上太田 13	茂原市	上太田	芝ヶ谷
長生土木事務所	II-2819	上太田 14	茂原市	上太田	上敷
長生土木事務所	II-2820	上太田 15	茂原市	上太田	柳谷
長生土木事務所	II-2821	上太田 16	茂原市	上太田	柳谷
長生土木事務所	II-2822	上太田 17	茂原市	上太田	金沢谷
長生土木事務所	II-2823	上太田 18	茂原市	上太田	新茂
長生土木事務所	II-2824	下太田 1	茂原市	下太田	柴名坂
長生土木事務所	II-2825	下太田 2	茂原市	下太田	不動堂
長生土木事務所	II-2826	下太田 3	茂原市	下太田	桶谷
長生土木事務所	II-2827	下太田 4	茂原市	下太田	二又
長生土木事務所	II-2828	下太田 5	茂原市	下太田	二又
長生土木事務所	II-2829	下太田 6	茂原市	下太田	轄戸
長生土木事務所	II-2830	下太田 7	茂原市	下太田	吉祥谷
長生土木事務所	II-2831	下太田 8	茂原市	下太田	日之詰
長生土木事務所	II-2832	本納 3	茂原市	本納	内川戸
長生土木事務所	II-2833	本納 4	茂原市	本納	金沢前
長生土木事務所	II-2834	本納 5	茂原市	本納	名之谷
長生土木事務所	II-2835	本納 6	茂原市	本納	本宿下
長生土木事務所	II-2836	本納 7	茂原市	本納	名之谷
長生土木事務所	II-2837	本納 8	茂原市	本納	滝尻
長生土木事務所	II-2838	本納 9	茂原市	本納	馬場谷
長生土木事務所	II-2839	本納 10	茂原市	本納	外川戸
長生土木事務所	II-2840	本納 11	茂原市	本納	外川戸
長生土木事務所	II-2841	本納 12	茂原市	本納	新南地
長生土木事務所	II-2842	本納 13	茂原市	本納	御船町
長生土木事務所	II-2843	本納 14	茂原市	本納	廻田
長生土木事務所	II-2844	本納 15	茂原市	本納	落/下
長生土木事務所	II-2845	本納 16	茂原市	本納	落/下
長生土木事務所	II-2846	黒戸 1	茂原市	黒戸	鍛冶谷
長生土木事務所	II-2847	黒戸 2	茂原市	黒戸	鴻/巢
長生土木事務所	II-2848	黒戸 3	茂原市	黒戸	鴻/巢
長生土木事務所	II-2849	黒戸 4	茂原市	黒戸	土城谷
長生土木事務所	II-2850	黒戸 5	茂原市	黒戸	土城谷
長生土木事務所	II-2851	黒戸 6	茂原市	黒戸	土城谷
長生土木事務所	II-2852	黒戸 7	茂原市	黒戸	齋藤谷
長生土木事務所	II-2853	黒戸 8	茂原市	黒戸	豆田谷
長生土木事務所	II-2854	黒戸 9	茂原市	黒戸	代田
長生土木事務所	II-2855	真名 1	茂原市	真名	西谷
長生土木事務所	II-2856	真名 2	茂原市	真名	猪野
長生土木事務所	II-2857	真名 3	茂原市	真名	西前

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
長生土木事務所	II-2858	真名 4	茂原市	真名	宿谷
長生土木事務所	II-2859	真名 5	茂原市	真名	向宿
長生土木事務所	II-2860	真名 6	茂原市	真名	親母ヶ谷
長生土木事務所	II-2861	真名 7	茂原市	真名	元親母ヶ
長生土木事務所	II-2862	真名 8	茂原市	真名	新屋敷
長生土木事務所	II-2863	真名 9	茂原市	真名	鴻/巢
長生土木事務所	II-2864	真名 10	茂原市	真名	大和久前
長生土木事務所	II-2865	真名 11	茂原市	真名	南前
長生土木事務所	II-2866	真名 12	茂原市	真名	板橋谷
長生土木事務所	II-2867	真名 13	茂原市	真名	板橋谷
長生土木事務所	II-2868	真名 14	茂原市	真名	岩鼻前
長生土木事務所	II-2869	真名 15	茂原市	真名	御壺前
長生土木事務所	II-2870	真名 16	茂原市	真名	柳谷
長生土木事務所	II-2871	真名 17	茂原市	真名	柳谷
長生土木事務所	II-2872	真名 18	茂原市	真名	来地谷
長生土木事務所	II-2873	真名 19	茂原市	真名	来地谷
長生土木事務所	II-2875	真名 21	茂原市	真名	内来谷前
長生土木事務所	II-2876	渋谷 1	茂原市	渋谷	雪内
長生土木事務所	II-2877	長尾 1	茂原市	長尾	宏谷
長生土木事務所	II-2878	長尾 2	茂原市	長尾	宏谷
長生土木事務所	II-2879	長尾 3	茂原市	長尾	寺谷
長生土木事務所	II-2880	長尾 4	茂原市	長尾	辺田
長生土木事務所	II-2881	長尾 5	茂原市	長尾	大楽地
長生土木事務所	II-2882	長尾 6	茂原市	長尾	井戸田前
長生土木事務所	II-2883	長尾 7	茂原市	長尾	殿谷
長生土木事務所	II-2884	長尾 8	茂原市	長尾	和合前
長生土木事務所	II-2885	長尾 9	茂原市	長尾	和合
長生土木事務所	II-2886	長尾 10	茂原市	長尾	殿谷前
長生土木事務所	II-2887	長尾 11	茂原市	長尾	小山谷
長生土木事務所	II-2888	長尾 12	茂原市	長尾	羽黒前
長生土木事務所	II-2889	長尾 13	茂原市	長尾	入江
長生土木事務所	II-2890	長尾 14	茂原市	長尾	殿谷
長生土木事務所	II-2891	長尾 15	茂原市	長尾	土下向
長生土木事務所	II-2892	長尾 16	茂原市	長尾	土下
長生土木事務所	II-2893	大登 2	茂原市	大登	坂/下
長生土木事務所	II-2894	大登 3	茂原市	大登	下牛作
長生土木事務所	II-2895	大登 4	茂原市	大登	尾牛作
長生土木事務所	II-2896	庄吉 1	茂原市	庄吉	南谷
長生土木事務所	II-2898	庄吉 3	茂原市	庄吉	台田
長生土木事務所	II-2899	国府関 2	茂原市	国府関	フチキ
長生土木事務所	II-2900	国府関 3	茂原市	国府関	殿ヶ谷
長生土木事務所	II-2902	国府関 5	茂原市	国府関	立堀
長生土木事務所	II-2903	国府関 6	茂原市	国府関	立堀
長生土木事務所	II-2904	国府関 7	茂原市	国府関	夏身
長生土木事務所	II-2905	国府関 8	茂原市	国府関	四十谷
長生土木事務所	II-2906	小林 2	茂原市	小林	打出
長生土木事務所	II-2907	小林 3	茂原市	小林	飯出
長生土木事務所	II-2908	小林 4	茂原市	小林	飯出

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
長生土木事務所	II-2909	小林5	茂原市	小林	作之崎
長生土木事務所	II-2910	小林6	茂原市	小林	八ッ井谷
長生土木事務所	II-2911	小林7	茂原市	小林	宿谷
長生土木事務所	II-2912	小林8	茂原市	小林	宿谷
長生土木事務所	II-2913	小林9	茂原市	小林	角谷
長生土木事務所	II-2914	小林10	茂原市	小林	角谷
長生土木事務所	II-2916	小林12	茂原市	小林	大作前
長生土木事務所	II-2917	押日2	茂原市	押日	林
長生土木事務所	II-2918	押日3	茂原市	押日	林
長生土木事務所	II-2919	押日4	茂原市	押日	細田
長生土木事務所	II-2920	押日5	茂原市	押日	細田
長生土木事務所	II-2921	押日6	茂原市	押日	木生坊
長生土木事務所	II-2922	押日7	茂原市	押日	御霊前
長生土木事務所	II-2923	押日8	茂原市	押日	林
長生土木事務所	II-2924	腰当2	茂原市	腰当	狭間谷
長生土木事務所	II-2925	腰当3	茂原市	腰当	狭間谷
長生土木事務所	II-2926	腰当4	茂原市	腰当	南谷
長生土木事務所	II-2927	腰当5	茂原市	腰当	南谷
長生土木事務所	II-2928	芦網1	茂原市	芦網	稲ヶ谷
長生土木事務所	II-2929	芦網2	茂原市	芦網	苗代場
長生土木事務所	II-2930	芦網3	茂原市	芦網	仙谷
長生土木事務所	II-2932	山崎1	茂原市	山崎	関谷
長生土木事務所	II-2933	山崎2	茂原市	山崎	関谷
長生土木事務所	II-2934	山崎3	茂原市	山崎	第六天前
長生土木事務所	II-2935	山崎4	茂原市	山崎	宮崎
長生土木事務所	II-2936	山崎5	茂原市	山崎	和田前
長生土木事務所	II-2937	山崎6	茂原市	山崎	戸田前
長生土木事務所	II-2938	山崎7	茂原市	山崎	塚間
長生土木事務所	II-2939	山崎8	茂原市	山崎	奥郷
長生土木事務所	II-2940	山崎9	茂原市	山崎	滝ノ谷
長生土木事務所	II-2941	長谷3	茂原市	長谷	仲谷
長生土木事務所	II-2942	長谷4	茂原市	長谷	丸山下
長生土木事務所	II-2943	長谷5	茂原市	長谷	取越
長生土木事務所	II-2944	長谷6	茂原市	長谷	備谷
長生土木事務所	II-2945	長谷7	茂原市	長谷	備谷
長生土木事務所	II-2946	長谷8	茂原市	長谷	小日向
長生土木事務所	II-2947	長谷9	茂原市	長谷	小日向
長生土木事務所	II-2948	長谷10	茂原市	長谷	馬場
長生土木事務所	II-2949	長谷11	茂原市	長谷	滝前
長生土木事務所	II-2950	長谷12	茂原市	長谷	殿刃田
長生土木事務所	II-2951	内長谷1	茂原市	内長谷	日宮崎
長生土木事務所	II-2952	箕輪1	茂原市	箕輪	三郎房
長生土木事務所	II-2953	箕輪2	茂原市	箕輪	三郎房
長生土木事務所	II-2954	箕輪3	茂原市	箕輪	谷前
長生土木事務所	II-2955	箕輪4	茂原市	箕輪	田向
長生土木事務所	II-2956	箕輪5	茂原市	箕輪	田向
長生土木事務所	II-2957	箕輪6	茂原市	箕輪	大栗
長生土木事務所	II-2958	箕輪7	茂原市	箕輪	白山前

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
長生土木事務所	II-2959	箕輪8	茂原市	箕輪	神明
長生土木事務所	II-2960	中善寺1	茂原市	中善寺	川崎
長生土木事務所	II-2961	中善寺2	茂原市	中善寺	豆谷
長生土木事務所	II-2962	中善寺3	茂原市	中善寺	堤崎
長生土木事務所	II-2963	中善寺4	茂原市	中善寺	曲田
長生土木事務所	II-2964	中善寺5	茂原市	中善寺	和田谷
長生土木事務所	II-2965	中善寺6	茂原市	中善寺	和田谷
長生土木事務所	II-2966	中善寺7	茂原市	中善寺	明作
長生土木事務所	II-2967	中善寺8	茂原市	中善寺	明作
長生土木事務所	II-2968	中善寺9	茂原市	中善寺	万作
長生土木事務所	II-2969	中善寺10	茂原市	中善寺	一ノ関
長生土木事務所	II-2970	中善寺11	茂原市	中善寺	番場谷
長生土木事務所	II-2971	中善寺12	茂原市	中善寺	番場谷
長生土木事務所	II-2972	中善寺13	茂原市	中善寺	宮腰
長生土木事務所	II-2973	中善寺14	茂原市	中善寺	北ノ谷
長生土木事務所	II-2974	中善寺15	茂原市	中善寺	二ノ関
長生土木事務所	II-2975	中善寺16	茂原市	中善寺	二ノ関
長生土木事務所	II-2976	石神2	茂原市	石神	宮嶋
長生土木事務所	II-2977	石神3	茂原市	石神	宮嶋
長生土木事務所	II-2978	早野1	茂原市	早野	水神谷
長生土木事務所	II-2979	網島3	茂原市	網島	坪之内
長生土木事務所	II-2980	網島4	茂原市	網島	坪之内
長生土木事務所	II-2981	網島5	茂原市	網島	古茂久
長生土木事務所	II-2982	網島6	茂原市	網島	宮田
長生土木事務所	II-2983	網島7	茂原市	網島	郷戸
長生土木事務所	II-2984	網島8	茂原市	網島	郷戸
長生土木事務所	II-2985	網島9	茂原市	網島	駒ヶ瀬
長生土木事務所	II-2986	六田台1	茂原市	六田台	六田台
長生土木事務所	II-2987	下永吉2	茂原市	下永吉	善ヶ谷
長生土木事務所	II-2988	下永吉3	茂原市	下永吉	西片前
長生土木事務所	II-2989	上永吉7	茂原市	上永吉	新堀
長生土木事務所	II-2990	上永吉8	茂原市	上永吉	新堀
長生土木事務所	II-2991	上永吉9	茂原市	上永吉	西谷
長生土木事務所	II-2992	上永吉10	茂原市	上永吉	小山
長生土木事務所	II-2993	上永吉11	茂原市	上永吉	福作
長生土木事務所	II-2994	上永吉12	茂原市	上永吉	地境
長生土木事務所	II-2995	野牛1	茂原市	野牛	中之関
長生土木事務所	II-2996	野牛2	茂原市	野牛	千里
長生土木事務所	II-2997	野牛3	茂原市	野牛	龜井沢
長生土木事務所	II-2998	台田2	茂原市	台田	一扉
長生土木事務所	II-2999	台田3	茂原市	台田	常盤
長生土木事務所	II-3000	台田4	茂原市	台田	一扉
長生土木事務所	II-3001	台田5	茂原市	台田	正衣
長生土木事務所	II-3002	台田6	茂原市	台田	正衣
長生土木事務所	II-3003	台田8	茂原市	台田	年禊
長生土木事務所	II-3004	台田9	茂原市	台田	祖濟
長生土木事務所	II-3005	立木1	茂原市	立木	岩切前
長生土木事務所	II-3006	立木2	茂原市	立木	宮下前

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
長生土木事務所	II-3007	立木3	茂原市	立木	岩切前
長生土木事務所	II-3008	立木4	茂原市	立木	荒矢切
長生土木事務所	II-3009	立木5	茂原市	立木	戸越
長生土木事務所	II-3010	立木6	茂原市	立木	殿谷
長生土木事務所	II-3011	立木7	茂原市	立木	殿谷
長生土木事務所	II-3012	立木8	茂原市	立木	打越
長生土木事務所	II-3013	立木9	茂原市	立木	蓮池
長生土木事務所	II-3014	立木10	茂原市	立木	三屋敷
長生土木事務所	II-3015	立木11	茂原市	立木	堰之下
長生土木事務所	II-3016	立木12	茂原市	立木	和合前
長生土木事務所	II-3017	立木13	茂原市	立木	吉ヶ谷
長生土木事務所	II-3018	立木14	茂原市	立木	山之神
長生土木事務所	II-3019	立木15	茂原市	立木	宮田
長生土木事務所	II-3020	立木16	茂原市	立木	腰巻
長生土木事務所	II-3021	立木17	茂原市	立木	腰巻
長生土木事務所	II-3022	立木19	茂原市	立木	腰巻
長生土木事務所	II-3023	立木20	茂原市	立木	蘭評詞
長生土木事務所	II-3024	立木21	茂原市	立木	蘭評詞
長生土木事務所	II-3025	立木22	茂原市	立木	蘭評詞
長生土木事務所	II-3026	立木23	茂原市	立木	和合
長生土木事務所	II-3027	立木24	茂原市	立木	籬坂
長生土木事務所	II-3028	立木25	茂原市	立木	紅鶴巢谷
長生土木事務所	II-3029	立木26	茂原市	立木	上之台
長生土木事務所	II-3030	立木27	茂原市	立木	紅鶴巢前
長生土木事務所	II-3031	立木28	茂原市	立木	永井谷
長生土木事務所	II-3032	立木29	茂原市	立木	長谷
長生土木事務所	II-3033	立木30	茂原市	立木	長谷
長生土木事務所	II-3034	立木31	茂原市	立木	長谷
長生土木事務所	II-3035	三ヶ谷1	茂原市	三ヶ谷	南番場
長生土木事務所	II-3036	三ヶ谷2	茂原市	三ヶ谷	中之坊
長生土木事務所	II-3037	三ヶ谷3	茂原市	三ヶ谷	薬師堂
長生土木事務所	II-3038	三ヶ谷4	茂原市	三ヶ谷	兔田
長生土木事務所	II-3039	三ヶ谷5	茂原市	三ヶ谷	聖堂尻
長生土木事務所	II-3040	三ヶ谷6	茂原市	三ヶ谷	池田谷
長生土木事務所	II-3041	三ヶ谷7	茂原市	三ヶ谷	東谷
長生土木事務所	II-3042	三ヶ谷8	茂原市	三ヶ谷	杉之谷
長生土木事務所	II-3043	三ヶ谷9	茂原市	三ヶ谷	杉之谷
長生土木事務所	II-3044	三ヶ谷10	茂原市	三ヶ谷	杉之谷
長生土木事務所	II-3045	三ヶ谷11	茂原市	三ヶ谷	杉之谷
長生土木事務所	II-3046	三ヶ谷12	茂原市	三ヶ谷	仲之町
長生土木事務所	II-3047	三ヶ谷13	茂原市	三ヶ谷	風ヶ沢
長生土木事務所	II-3048	三ヶ谷14	茂原市	三ヶ谷	風ヶ沢
長生土木事務所	II-3049	三ヶ谷15	茂原市	三ヶ谷	猿田下
長生土木事務所	II-3050	三ヶ谷16	茂原市	三ヶ谷	桑木谷
長生土木事務所	II-3051	三ヶ谷17	茂原市	三ヶ谷	桑木谷
長生土木事務所	II-3052	三ヶ谷18	茂原市	三ヶ谷	桑田
長生土木事務所	II-3053	三ヶ谷19	茂原市	三ヶ谷	豆ヶ沢
長生土木事務所	II-3054	三ヶ谷20	茂原市	三ヶ谷	豆ヶ沢

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
長生土木事務所	II-3055	三ヶ谷21	茂原市	三ヶ谷	豆ヶ沢
長生土木事務所	II-3056	三ヶ谷22	茂原市	三ヶ谷	豆ヶ沢
長生土木事務所	II-3057	三ヶ谷23	茂原市	三ヶ谷	豆ヶ沢
長生土木事務所	II-3058	三ヶ谷24	茂原市	三ヶ谷	南谷
長生土木事務所	II-3059	三ヶ谷25	茂原市	三ヶ谷	南谷
長生土木事務所	II-3060	三ヶ谷26	茂原市	三ヶ谷	南谷
長生土木事務所	II-3061	一宮2	長生郡一宮町	一宮	細田
長生土木事務所	II-3062	一宮3	長生郡一宮町	一宮	細田
長生土木事務所	II-3064	一宮6	長生郡一宮町	一宮	細田
長生土木事務所	II-3065	一宮8	長生郡一宮町	一宮	袖ノ木
長生土木事務所	II-3066	一宮9	長生郡一宮町	一宮	老女子
長生土木事務所	II-3067	一宮10	長生郡一宮町	一宮	内宿
長生土木事務所	II-3068	一宮11	長生郡一宮町	一宮	老女子
長生土木事務所	II-3069	一宮12	長生郡一宮町	一宮	細田
長生土木事務所	II-3070	一宮13	長生郡一宮町	一宮	細田
長生土木事務所	II-3071	一宮14	長生郡一宮町	一宮	細田
長生土木事務所	II-3072	一宮15	長生郡一宮町	一宮	袖ノ木
長生土木事務所	II-3073	一宮16	長生郡一宮町	一宮	奥谷
長生土木事務所	II-3074	一宮17	長生郡一宮町	一宮	奥谷
長生土木事務所	II-3075	一宮18	長生郡一宮町	一宮	奥谷
長生土木事務所	II-3076	一宮19	長生郡一宮町	一宮	奥谷
長生土木事務所	II-3077	一宮20	長生郡一宮町	一宮	奥谷
長生土木事務所	II-3078	一宮21	長生郡一宮町	一宮	奥谷
長生土木事務所	II-3079	一宮22	長生郡一宮町	一宮	奥谷
長生土木事務所	II-3080	一宮23	長生郡一宮町	一宮	奥谷
長生土木事務所	II-3081	一宮24	長生郡一宮町	一宮	松子
長生土木事務所	II-3082	一宮25	長生郡一宮町	一宮	松子
長生土木事務所	II-3083	一宮26	長生郡一宮町	一宮	本給
長生土木事務所	II-3084	一宮27	長生郡一宮町	一宮	本給
長生土木事務所	II-3085	一宮28	長生郡一宮町	一宮	本給
長生土木事務所	II-3086	一宮29	長生郡一宮町	一宮	本給
長生土木事務所	II-3087	一宮30	長生郡一宮町	一宮	袖ノ木
長生土木事務所	II-3088	一宮31	長生郡一宮町	一宮	袖ノ木
長生土木事務所	II-3089	一宮32	長生郡一宮町	一宮	袖ノ木
長生土木事務所	II-3090	東浪見1	長生郡一宮町	東浪見	
長生土木事務所	II-3091	東浪見2	長生郡一宮町	東浪見	矢畑
長生土木事務所	II-3092	綱田1	長生郡一宮町	綱田	堂見谷
長生土木事務所	II-3093	綱田2	長生郡一宮町	綱田	堂見谷
長生土木事務所	II-3094	綱田4	長生郡一宮町	綱田	西原
長生土木事務所	II-3095	綱田5	長生郡一宮町	綱田	吹上
長生土木事務所	II-3096	綱田6	長生郡一宮町	綱田	吹上
長生土木事務所	II-3097	綱田7	長生郡一宮町	綱田	吹上
長生土木事務所	II-3098	綱田8	長生郡一宮町	綱田	吹上
長生土木事務所	II-3099	北山田2	長生郡陸奥町	北山田	白ヶ谷
長生土木事務所	II-3100	北山田3	長生郡陸奥町	北山田	白ヶ谷
長生土木事務所	II-3102	北山田5	長生郡陸奥町	北山田	白ヶ谷
長生土木事務所	II-3103	北山田6	長生郡陸奥町	北山田	白ヶ谷
長生土木事務所	II-3104	北山田7	長生郡陸奥町	北山田	白ヶ谷

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
長生土木事務所	II-3304	妙楽寺18	長生郡陸沢町	妙楽寺	川音
長生土木事務所	II-3305	妙楽寺19	長生郡陸沢町	妙楽寺	川音
長生土木事務所	II-3306	妙楽寺20	長生郡陸沢町	妙楽寺	川音
長生土木事務所	II-3307	妙楽寺21	長生郡陸沢町	妙楽寺	川音
長生土木事務所	II-3309	船木2	長生郡長柄町	船木	八反目
長生土木事務所	II-3311	船木4	長生郡長柄町	船木	八反目
長生土木事務所	II-3312	味庄3	長生郡長柄町	味庄	上味庄
長生土木事務所	II-3313	味庄4	長生郡長柄町	味庄	下味庄
長生土木事務所	II-3314	味庄6	長生郡長柄町	味庄	
長生土木事務所	II-3315	味庄7	長生郡長柄町	味庄	
長生土木事務所	II-3316	長柄山3	長生郡長柄町	長柄山	
長生土木事務所	II-3317	長柄山4	長生郡長柄町	長柄山	
長生土木事務所	II-3318	長柄山5	長生郡長柄町	長柄山	
長生土木事務所	II-3319	長柄山6	長生郡長柄町	長柄山	
長生土木事務所	II-3320	長柄山7	長生郡長柄町	長柄山	
長生土木事務所	II-3321	長柄山8	長生郡長柄町	長柄山	
長生土木事務所	II-3322	長柄山9	長生郡長柄町	長柄山	
長生土木事務所	II-3323	長柄山10	長生郡長柄町	長柄山	
長生土木事務所	II-3324	六地藏1	長生郡長柄町	六地藏	
長生土木事務所	II-3325	六地藏2	長生郡長柄町	六地藏	
長生土木事務所	II-3326	六地藏3	長生郡長柄町	六地藏	
長生土木事務所	II-3327	六地藏4	長生郡長柄町	六地藏	
長生土木事務所	II-3328	国府里1	長生郡長柄町	国府里	
長生土木事務所	II-3329	国府里2	長生郡長柄町	国府里	
長生土木事務所	II-3330	国府里3	長生郡長柄町	国府里	
長生土木事務所	II-3331	国府里4	長生郡長柄町	国府里	
長生土木事務所	II-3332	山根2	長生郡長柄町	山根	大加場
長生土木事務所	II-3333	山根3	長生郡長柄町	山根	大加場
長生土木事務所	II-3334	山根4	長生郡長柄町	山根	
長生土木事務所	II-3335	山根5	長生郡長柄町	山根	別所
長生土木事務所	II-3336	山根6	長生郡長柄町	山根	別所
長生土木事務所	II-3337	山根7	長生郡長柄町	山根	別所
長生土木事務所	II-3338	山根8	長生郡長柄町	山根	飯尾
長生土木事務所	II-3339	山根10	長生郡長柄町	山根	
長生土木事務所	II-3341	山根12	長生郡長柄町	山根	
長生土木事務所	II-3342	山根13	長生郡長柄町	山根	
長生土木事務所	II-3343	山根14	長生郡長柄町	山根	
長生土木事務所	II-3344	千代丸1	長生郡長柄町	千代丸	
長生土木事務所	II-3345	千代丸2	長生郡長柄町	千代丸	
長生土木事務所	II-3346	千代丸3	長生郡長柄町	千代丸	
長生土木事務所	II-3347	千代丸4	長生郡長柄町	千代丸	
長生土木事務所	II-3348	千代丸6	長生郡長柄町	千代丸	
長生土木事務所	II-3349	千代丸7	長生郡長柄町	千代丸	
長生土木事務所	II-3350	千代丸9	長生郡長柄町	千代丸	
長生土木事務所	II-3351	力丸1	長生郡長柄町	力丸	
長生土木事務所	II-3352	力丸2	長生郡長柄町	力丸	
長生土木事務所	II-3353	力丸3	長生郡長柄町	力丸	
長生土木事務所	II-3354	力丸4	長生郡長柄町	力丸	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
長生土木事務所	II-3355	刑部1	長生郡長柄町	刑部	
長生土木事務所	II-3356	刑部2	長生郡長柄町	刑部	辺田
長生土木事務所	II-3357	刑部3	長生郡長柄町	刑部	辺田
長生土木事務所	II-3358	刑部4	長生郡長柄町	刑部	辺田
長生土木事務所	II-3359	刑部5	長生郡長柄町	刑部	辺田
長生土木事務所	II-3360	刑部6	長生郡長柄町	刑部	
長生土木事務所	II-3361	刑部7	長生郡長柄町	刑部	辺田
長生土木事務所	II-3362	刑部8	長生郡長柄町	刑部	辺田
長生土木事務所	II-3363	刑部9	長生郡長柄町	刑部	辺田
長生土木事務所	II-3365	刑部11	長生郡長柄町	刑部	月川
長生土木事務所	II-3366	刑部12	長生郡長柄町	刑部	吹谷
長生土木事務所	II-3368	刑部14	長生郡長柄町	刑部	稲塚
長生土木事務所	II-3369	刑部15	長生郡長柄町	刑部	稲塚
長生土木事務所	II-3370	刑部16	長生郡長柄町	刑部	稲塚
長生土木事務所	II-3371	刑部17	長生郡長柄町	刑部	篠網
長生土木事務所	II-3372	刑部18	長生郡長柄町	刑部	篠網
長生土木事務所	II-3373	刑部19	長生郡長柄町	刑部	篠網
長生土木事務所	II-3374	刑部20	長生郡長柄町	刑部	三沢
長生土木事務所	II-3375	刑部21	長生郡長柄町	刑部	三沢
長生土木事務所	II-3376	刑部22	長生郡長柄町	刑部	三沢
長生土木事務所	II-3377	刑部23	長生郡長柄町	刑部	三沢
長生土木事務所	II-3378	刑部24	長生郡長柄町	刑部	三沢
長生土木事務所	II-3379	刑部25	長生郡長柄町	刑部	三沢
長生土木事務所	II-3380	刑部26	長生郡長柄町	刑部	三沢
長生土木事務所	II-3381	刑部27	長生郡長柄町	刑部	三沢
長生土木事務所	II-3382	針ヶ谷1	長生郡長柄町	針ヶ谷	
長生土木事務所	II-3383	針ヶ谷2	長生郡長柄町	針ヶ谷	
長生土木事務所	II-3384	針ヶ谷3	長生郡長柄町	針ヶ谷	
長生土木事務所	II-3385	針ヶ谷4	長生郡長柄町	針ヶ谷	
長生土木事務所	II-3386	針ヶ谷5	長生郡長柄町	針ヶ谷	
長生土木事務所	II-3387	針ヶ谷6	長生郡長柄町	針ヶ谷	
長生土木事務所	II-3388	針ヶ谷7	長生郡長柄町	針ヶ谷	
長生土木事務所	II-3389	針ヶ谷8	長生郡長柄町	針ヶ谷	針ヶ谷東
長生土木事務所	II-3390	針ヶ谷9	長生郡長柄町	針ヶ谷	針ヶ谷東
長生土木事務所	II-3391	針ヶ谷10	長生郡長柄町	針ヶ谷	針ヶ谷東
長生土木事務所	II-3392	針ヶ谷11	長生郡長柄町	針ヶ谷	針ヶ谷東
長生土木事務所	II-3393	針ヶ谷12	長生郡長柄町	針ヶ谷	針ヶ谷東
長生土木事務所	II-3394	針ヶ谷13	長生郡長柄町	針ヶ谷	針ヶ谷東
長生土木事務所	II-3395	針ヶ谷14	長生郡長柄町	針ヶ谷	
長生土木事務所	II-3396	針ヶ谷15	長生郡長柄町	針ヶ谷	
長生土木事務所	II-3397	針ヶ谷16	長生郡長柄町	針ヶ谷	
長生土木事務所	II-3398	針ヶ谷17	長生郡長柄町	針ヶ谷	針ヶ谷西
長生土木事務所	II-3399	針ヶ谷18	長生郡長柄町	針ヶ谷	針ヶ谷西
長生土木事務所	II-3400	針ヶ谷19	長生郡長柄町	針ヶ谷	針ヶ谷西
長生土木事務所	II-3401	立鳥1	長生郡長柄町	立鳥	
長生土木事務所	II-3402	立鳥2	長生郡長柄町	立鳥	
長生土木事務所	II-3403	立鳥3	長生郡長柄町	立鳥	
長生土木事務所	II-3404	立鳥4	長生郡長柄町	立鳥	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
長生土木事務所	Ⅱ-3405	立鳥5	長生郡長柄町	立鳥	
長生土木事務所	Ⅱ-3406	立鳥6	長生郡長柄町	立鳥	
長生土木事務所	Ⅱ-3407	立鳥7	長生郡長柄町	立鳥	汲井
長生土木事務所	Ⅱ-3408	立鳥8	長生郡長柄町	立鳥	汲井
長生土木事務所	Ⅱ-3409	立鳥9	長生郡長柄町	立鳥	汲井
長生土木事務所	Ⅱ-3410	立鳥10	長生郡長柄町	立鳥	汲井
長生土木事務所	Ⅱ-3411	桜谷1	長生郡長柄町	桜谷	坊谷
長生土木事務所	Ⅱ-3412	桜谷2	長生郡長柄町	桜谷	坊谷
長生土木事務所	Ⅱ-3413	桜谷3	長生郡長柄町	桜谷	坊谷
長生土木事務所	Ⅱ-3414	桜谷4	長生郡長柄町	桜谷	坊谷
長生土木事務所	Ⅱ-3415	桜谷5	長生郡長柄町	桜谷	
長生土木事務所	Ⅱ-3416	桜谷6	長生郡長柄町	桜谷	
長生土木事務所	Ⅱ-3417	桜谷7	長生郡長柄町	桜谷	
長生土木事務所	Ⅱ-3418	桜谷8	長生郡長柄町	桜谷	
長生土木事務所	Ⅱ-3419	桜谷9	長生郡長柄町	桜谷	
長生土木事務所	Ⅱ-3420	桜谷10	長生郡長柄町	桜谷	
長生土木事務所	Ⅱ-3421	桜谷11	長生郡長柄町	桜谷	
長生土木事務所	Ⅱ-3422	桜谷12	長生郡長柄町	桜谷	
長生土木事務所	Ⅱ-3423	桜谷13	長生郡長柄町	桜谷	
長生土木事務所	Ⅱ-3424	桜谷14	長生郡長柄町	桜谷	
長生土木事務所	Ⅱ-3425	桜谷15	長生郡長柄町	桜谷	
長生土木事務所	Ⅱ-3426	桜谷16	長生郡長柄町	桜谷	
長生土木事務所	Ⅱ-3427	桜谷17	長生郡長柄町	桜谷	
長生土木事務所	Ⅱ-3428	桜谷18	長生郡長柄町	桜谷	
長生土木事務所	Ⅱ-3429	桜谷19	長生郡長柄町	桜谷	
長生土木事務所	Ⅱ-3430	桜谷20	長生郡長柄町	桜谷	
長生土木事務所	Ⅱ-3432	金谷3	長生郡長柄町	金谷	
長生土木事務所	Ⅱ-3433	金谷4	長生郡長柄町	金谷	
長生土木事務所	Ⅱ-3434	金谷5	長生郡長柄町	金谷	
長生土木事務所	Ⅱ-3435	鶯谷1	長生郡長柄町	鶯谷	鶯谷西部
長生土木事務所	Ⅱ-3436	鶯谷2	長生郡長柄町	鶯谷	鶯谷西部
長生土木事務所	Ⅱ-3437	鶯谷3	長生郡長柄町	鶯谷	鶯谷西部
長生土木事務所	Ⅱ-3438	鶯谷4	長生郡長柄町	鶯谷	鶯谷西部
長生土木事務所	Ⅱ-3439	鶯谷5	長生郡長柄町	鶯谷	鶯谷西部
長生土木事務所	Ⅱ-3440	鶯谷6	長生郡長柄町	鶯谷	鶯谷西部
長生土木事務所	Ⅱ-3441	鶯谷7	長生郡長柄町	鶯谷	鶯谷西部
長生土木事務所	Ⅱ-3442	鶯谷8	長生郡長柄町	鶯谷	鶯谷東部
長生土木事務所	Ⅱ-3443	鶯谷9	長生郡長柄町	鶯谷	鶯谷東部
長生土木事務所	Ⅱ-3444	鶯谷10	長生郡長柄町	鶯谷	鶯谷東部
長生土木事務所	Ⅱ-3445	鶯谷11	長生郡長柄町	鶯谷	鶯谷東部
長生土木事務所	Ⅱ-3446	鶯谷12	長生郡長柄町	鶯谷	鶯谷東部
長生土木事務所	Ⅱ-3447	鶯谷13	長生郡長柄町	鶯谷	鶯谷東部
長生土木事務所	Ⅱ-3448	鶯谷15	長生郡長柄町	鶯谷	原田
長生土木事務所	Ⅱ-3449	鶯谷17	長生郡長柄町	鶯谷	鶯谷東部
長生土木事務所	Ⅱ-3450	鶯谷18	長生郡長柄町	鶯谷	鶯谷東部
長生土木事務所	Ⅱ-3451	鶯谷19	長生郡長柄町	鶯谷	鶯谷東部
長生土木事務所	Ⅱ-3452	鶯谷20	長生郡長柄町	鶯谷	鶯谷東部
長生土木事務所	Ⅱ-3453	鶯谷21	長生郡長柄町	鶯谷	鶯谷東部

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
長生土木事務所	Ⅱ-3454	鶯谷22	長生郡長柄町	鶯谷	鶯谷西部
長生土木事務所	Ⅱ-3455	鶯谷23	長生郡長柄町	鶯谷	鶯谷西部
長生土木事務所	Ⅱ-3456	鶯谷24	長生郡長柄町	鶯谷	関谷
長生土木事務所	Ⅱ-3457	鶯谷25	長生郡長柄町	鶯谷	関谷
長生土木事務所	Ⅱ-3458	徳増1	長生郡長柄町	徳増	
長生土木事務所	Ⅱ-3459	徳増2	長生郡長柄町	徳増	
長生土木事務所	Ⅱ-3461	田代2	長生郡長柄町	田代	
長生土木事務所	Ⅱ-3463	田代4	長生郡長柄町	田代	
長生土木事務所	Ⅱ-3464	大津倉1	長生郡長柄町	大津倉	長柳
長生土木事務所	Ⅱ-3465	大津倉2	長生郡長柄町	大津倉	長柳
長生土木事務所	Ⅱ-3466	大津倉3	長生郡長柄町	大津倉	長柳
長生土木事務所	Ⅱ-3467	大津倉4	長生郡長柄町	大津倉	長柳
長生土木事務所	Ⅱ-3468	大津倉5	長生郡長柄町	大津倉	長柳
長生土木事務所	Ⅱ-3469	大津倉6	長生郡長柄町	大津倉	長柳
長生土木事務所	Ⅱ-3470	大津倉7	長生郡長柄町	大津倉	長柳
長生土木事務所	Ⅱ-3471	大津倉8	長生郡長柄町	大津倉	長柳
長生土木事務所	Ⅱ-3472	大津倉9	長生郡長柄町	大津倉	長柳
長生土木事務所	Ⅱ-3473	大津倉10	長生郡長柄町	大津倉	長柳
長生土木事務所	Ⅱ-3475	大津倉12	長生郡長柄町	大津倉	不動
長生土木事務所	Ⅱ-3476	大津倉13	長生郡長柄町	大津倉	日の宮
長生土木事務所	Ⅱ-3478	大津倉15	長生郡長柄町	大津倉	
長生土木事務所	Ⅱ-3479	大津倉16	長生郡長柄町	大津倉	
長生土木事務所	Ⅱ-3480	大津倉17	長生郡長柄町	大津倉	
長生土木事務所	Ⅱ-3481	大津倉18	長生郡長柄町	大津倉	
長生土木事務所	Ⅱ-3482	大津倉19	長生郡長柄町	大津倉	
長生土木事務所	Ⅱ-3483	高山1	長生郡長柄町	高山	
長生土木事務所	Ⅱ-3484	高山2	長生郡長柄町	高山	
長生土木事務所	Ⅱ-3485	高山3	長生郡長柄町	高山	
長生土木事務所	Ⅱ-3486	高山5	長生郡長柄町	高山	
長生土木事務所	Ⅱ-3487	高山6	長生郡長柄町	高山	
長生土木事務所	Ⅱ-3488	高山7	長生郡長柄町	高山	
長生土木事務所	Ⅱ-3489	高山8	長生郡長柄町	高山	
長生土木事務所	Ⅱ-3490	高山9	長生郡長柄町	高山	
長生土木事務所	Ⅱ-3491	高山10	長生郡長柄町	高山	
長生土木事務所	Ⅱ-3492	高山11	長生郡長柄町	高山	
長生土木事務所	Ⅱ-3493	高山12	長生郡長柄町	高山	
長生土木事務所	Ⅱ-3494	高山13	長生郡長柄町	高山	
長生土木事務所	Ⅱ-3495	高山14	長生郡長柄町	高山	
長生土木事務所	Ⅱ-3496	高山15	長生郡長柄町	高山	
長生土木事務所	Ⅱ-3497	大庭1	長生郡長柄町	大庭	
長生土木事務所	Ⅱ-3498	大庭2	長生郡長柄町	大庭	
長生土木事務所	Ⅱ-3500	大庭4	長生郡長柄町	大庭	
長生土木事務所	Ⅱ-3501	大庭5	長生郡長柄町	大庭	
長生土木事務所	Ⅱ-3502	大庭6	長生郡長柄町	大庭	
長生土木事務所	Ⅱ-3503	大庭7	長生郡長柄町	大庭	
長生土木事務所	Ⅱ-3504	大庭8	長生郡長柄町	大庭	
長生土木事務所	Ⅱ-3505	大庭9	長生郡長柄町	大庭	
長生土木事務所	Ⅱ-3506	大庭10	長生郡長柄町	大庭	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	自然崖	
				大字	小字
長生土木事務所	II-3507	大庭11	長生郡長柄町	大庭	
長生土木事務所	II-3508	大庭12	長生郡長柄町	大庭	
長生土木事務所	II-3509	中野台1	長生郡長柄町	中野台	
長生土木事務所	II-3510	市野々1	長生郡長南町	市野々	金谷
長生土木事務所	II-3511	市野々2	長生郡長南町	市野々	大久保
長生土木事務所	II-3512	市野々3	長生郡長南町	市野々	砂坂
長生土木事務所	II-3513	市野々4	長生郡長南町	市野々	多感台
長生土木事務所	II-3514	市野々5	長生郡長南町	市野々	滝ノ上
長生土木事務所	II-3515	市野々6	長生郡長南町	市野々	滝ノ上
長生土木事務所	II-3517	市野々8	長生郡長南町	市野々	滑田
長生土木事務所	II-3518	市野々9	長生郡長南町	市野々	長川原
長生土木事務所	II-3519	市野々10	長生郡長南町	市野々	清水
長生土木事務所	II-3520	市野々11	長生郡長南町	市野々	三丁坂
長生土木事務所	II-3521	市野々12	長生郡長南町	市野々	広台
長生土木事務所	II-3522	市野々13	長生郡長南町	市野々	山田
長生土木事務所	II-3523	市野々14	長生郡長南町	市野々	深作
長生土木事務所	II-3524	市野々15	長生郡長南町	市野々	堂下
長生土木事務所	II-3525	市野々16	長生郡長南町	市野々	小堀
長生土木事務所	II-3526	市野々17	長生郡長南町	市野々	中嶋
長生土木事務所	II-3527	市野々18	長生郡長南町	市野々	中嶋
長生土木事務所	II-3528	市野々19	長生郡長南町	市野々	笹ノ谷
長生土木事務所	II-3529	市野々20	長生郡長南町	市野々	城ノ内
長生土木事務所	II-3531	市野々22	長生郡長南町	市野々	棒刃田
長生土木事務所	II-3532	市野々23	長生郡長南町	市野々	棒坂
長生土木事務所	II-3533	市野々24	長生郡長南町	市野々	棒坂
長生土木事務所	II-3534	市野々25	長生郡長南町	市野々	須釜堀
長生土木事務所	II-3535	市野々26	長生郡長南町	市野々	汲田
長生土木事務所	II-3536	市野々27	長生郡長南町	市野々	堂下
長生土木事務所	II-3537	市野々28	長生郡長南町	市野々	東谷入口
長生土木事務所	II-3538	今泉1	長生郡長南町	今泉	大谷
長生土木事務所	II-3539	今泉2	長生郡長南町	今泉	大谷
長生土木事務所	II-3540	今泉3	長生郡長南町	今泉	嶋田
長生土木事務所	II-3541	今泉4	長生郡長南町	今泉	井土
長生土木事務所	II-3542	今泉5	長生郡長南町	今泉	小谷
長生土木事務所	II-3543	今泉6	長生郡長南町	今泉	三反町
長生土木事務所	II-3544	今泉7	長生郡長南町	今泉	清水
長生土木事務所	II-3545	今泉8	長生郡長南町	今泉	清水
長生土木事務所	II-3546	今泉9	長生郡長南町	今泉	梅木谷
長生土木事務所	II-3547	今泉10	長生郡長南町	今泉	小谷
長生土木事務所	II-3548	今泉11	長生郡長南町	今泉	大谷
長生土木事務所	II-3549	岩川1	長生郡長南町	岩川	新堀
長生土木事務所	II-3550	岩川2	長生郡長南町	岩川	新堀
長生土木事務所	II-3551	岩川3	長生郡長南町	岩川	糠ヶ谷
長生土木事務所	II-3552	岩川4	長生郡長南町	岩川	糠ヶ谷
長生土木事務所	II-3553	岩川5	長生郡長南町	岩川	神曾
長生土木事務所	II-3554	岩川6	長生郡長南町	岩川	神曾
長生土木事務所	II-3555	岩撫1	長生郡長南町	岩撫	外ヶ谷
長生土木事務所	II-3556	岩撫2	長生郡長南町	岩撫	君ヶ谷

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	自然崖	
				大字	小字
長生土木事務所	II-3557	小沢1	長生郡長南町	小沢	広末
長生土木事務所	II-3558	小沢2	長生郡長南町	小沢	春日部田
長生土木事務所	II-3559	小沢3	長生郡長南町	小沢	丸亀
長生土木事務所	II-3560	小生田1	長生郡長南町	小生田	一丁目
長生土木事務所	II-3561	小生田2	長生郡長南町	小生田	南下
長生土木事務所	II-3562	小生田3	長生郡長南町	小生田	南下
長生土木事務所	II-3563	小生田4	長生郡長南町	小生田	木売谷
長生土木事務所	II-3564	小生田5	長生郡長南町	小生田	堰前
長生土木事務所	II-3565	小生田6	長生郡長南町	小生田	御堂谷
長生土木事務所	II-3566	小生田7	長生郡長南町	小生田	御堂谷
長生土木事務所	II-3567	小生田8	長生郡長南町	小生田	猿田尻
長生土木事務所	II-3568	小生田9	長生郡長南町	小生田	南谷
長生土木事務所	II-3569	小生田10	長生郡長南町	小生田	南谷
長生土木事務所	II-3570	小生田11	長生郡長南町	小生田	引関
長生土木事務所	II-3571	小生田12	長生郡長南町	小生田	引関
長生土木事務所	II-3572	小生田13	長生郡長南町	小生田	富士下
長生土木事務所	II-3573	笠森1	長生郡長南町	笠森	橋前
長生土木事務所	II-3574	笠森2	長生郡長南町	笠森	美猛
長生土木事務所	II-3575	笠森3	長生郡長南町	笠森	橋戸
長生土木事務所	II-3576	笠森4	長生郡長南町	笠森	日ノ宮
長生土木事務所	II-3577	笠森5	長生郡長南町	笠森	壁ノ脇
長生土木事務所	II-3578	笠森6	長生郡長南町	笠森	観音山
長生土木事務所	II-3579	笠森7	長生郡長南町	笠森	町並
長生土木事務所	II-3580	笠森8	長生郡長南町	笠森	森ノ腰
長生土木事務所	II-3581	上小野田1	長生郡長南町	上小野田	金井田
長生土木事務所	II-3582	上小野田2	長生郡長南町	上小野田	中谷
長生土木事務所	II-3583	上小野田3	長生郡長南町	上小野田	星谷部田
長生土木事務所	II-3584	上小野田4	長生郡長南町	上小野田	野口
長生土木事務所	II-3585	上小野田5	長生郡長南町	上小野田	中谷
長生土木事務所	II-3586	上小野田6	長生郡長南町	上小野田	長土路
長生土木事務所	II-3587	上小野田7	長生郡長南町	上小野田	川間
長生土木事務所	II-3588	上小野田8	長生郡長南町	上小野田	川間
長生土木事務所	II-3589	上小野田9	長生郡長南町	上小野田	西部田
長生土木事務所	II-3590	上小野田10	長生郡長南町	上小野田	西部田
長生土木事務所	II-3591	上小野田11	長生郡長南町	上小野田	西部田
長生土木事務所	II-3592	上小野田12	長生郡長南町	上小野田	滝尻
長生土木事務所	II-3593	蔵持1	長生郡長南町	蔵持	北谷
長生土木事務所	II-3594	蔵持3	長生郡長南町	蔵持	明神下
長生土木事務所	II-3596	蔵持4	長生郡長南町	蔵持	長所
長生土木事務所	II-3597	蔵持5	長生郡長南町	蔵持	長所
長生土木事務所	II-3598	蔵持6	長生郡長南町	蔵持	岩井戸
長生土木事務所	II-3599	蔵持7	長生郡長南町	蔵持	岩井戸
長生土木事務所	II-3600	蔵持8	長生郡長南町	蔵持	南谷
長生土木事務所	II-3601	蔵持9	長生郡長南町	蔵持	老田
長生土木事務所	II-3602	蔵持10	長生郡長南町	蔵持	老田
長生土木事務所	II-3603	蔵持11	長生郡長南町	蔵持	下田
長生土木事務所	II-3604	蔵持12	長生郡長南町	蔵持	畑中
長生土木事務所	II-3605	蔵持13	長生郡長南町	蔵持	番町

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
長生土木事務所	II-3607	蔵持 15	長生郡長南町	蔵持	毛久蔵
長生土木事務所	II-3608	蔵持 16	長生郡長南町	蔵持	浅草
長生土木事務所	II-3609	蔵持 17	長生郡長南町	蔵持	星谷
長生土木事務所	II-3610	蔵持 18	長生郡長南町	蔵持	和泉谷
長生土木事務所	II-3611	蔵持 19	長生郡長南町	蔵持	和泉谷
長生土木事務所	II-3612	蔵持 20	長生郡長南町	蔵持	稲島
長生土木事務所	II-3613	蔵持 21	長生郡長南町	蔵持	和泉谷
長生土木事務所	II-3614	蔵持 22	長生郡長南町	蔵持	望地谷
長生土木事務所	II-3615	蔵持 23	長生郡長南町	蔵持	佐別当
長生土木事務所	II-3616	蔵持 24	長生郡長南町	蔵持	佐別当
長生土木事務所	II-3617	蔵持 25	長生郡長南町	蔵持	中ノ谷
長生土木事務所	II-3618	蔵持 26	長生郡長南町	蔵持	鎌ヶ堀
長生土木事務所	II-3619	蔵持 27	長生郡長南町	蔵持	船ヶ嶋
長生土木事務所	II-3620	蔵持 28	長生郡長南町	蔵持	船ヶ嶋
長生土木事務所	II-3621	坂本 1	長生郡長南町	坂本	八幡下
長生土木事務所	II-3622	坂本 2	長生郡長南町	坂本	八幡下
長生土木事務所	II-3623	坂本 3	長生郡長南町	坂本	小金谷
長生土木事務所	II-3624	坂本 4	長生郡長南町	坂本	三谷
長生土木事務所	II-3625	坂本 5	長生郡長南町	坂本	田宿
長生土木事務所	II-3626	坂本 6	長生郡長南町	坂本	田宿
長生土木事務所	II-3627	坂本 7	長生郡長南町	坂本	田宿
長生土木事務所	II-3628	坂本 8	長生郡長南町	坂本	佐敷前
長生土木事務所	II-3629	坂本 9	長生郡長南町	坂本	佐敷前
長生土木事務所	II-3630	坂本 10	長生郡長南町	坂本	栗木谷
長生土木事務所	II-3631	坂本 11	長生郡長南町	坂本	大黒
長生土木事務所	II-3632	坂本 12	長生郡長南町	坂本	大黒
長生土木事務所	II-3633	坂本 13	長生郡長南町	坂本	西蒲ヶ谷
長生土木事務所	II-3634	坂本 14	長生郡長南町	坂本	東蒲ヶ谷
長生土木事務所	II-3635	坂本 15	長生郡長南町	坂本	東蒲ヶ谷
長生土木事務所	II-3636	坂本 16	長生郡長南町	坂本	東蒲ヶ谷
長生土木事務所	II-3637	坂本 17	長生郡長南町	坂本	東蒲ヶ谷
長生土木事務所	II-3638	坂本 18	長生郡長南町	坂本	馬場
長生土木事務所	II-3639	坂本 19	長生郡長南町	坂本	中谷
長生土木事務所	II-3640	坂本 20	長生郡長南町	坂本	境部田
長生土木事務所	II-3641	坂本 21	長生郡長南町	坂本	柳谷
長生土木事務所	II-3642	坂本 22	長生郡長南町	坂本	原通
長生土木事務所	II-3643	坂本 23	長生郡長南町	坂本	大作
長生土木事務所	II-3644	坂本 24	長生郡長南町	坂本	大作
長生土木事務所	II-3645	坂本 25	長生郡長南町	坂本	峯岸
長生土木事務所	II-3646	坂本 26	長生郡長南町	坂本	大城
長生土木事務所	II-3647	坂本 27	長生郡長南町	坂本	新敷
長生土木事務所	II-3648	坂本 28	長生郡長南町	坂本	大城
長生土木事務所	II-3649	坂本 29	長生郡長南町	坂本	大城
長生土木事務所	II-3650	坂本 30	長生郡長南町	坂本	川島
長生土木事務所	II-3651	坂本 31	長生郡長南町	坂本	川島
長生土木事務所	II-3652	坂本 32	長生郡長南町	坂本	川島
長生土木事務所	II-3653	坂本 33	長生郡長南町	坂本	検ヶ崎
長生土木事務所	II-3654	坂本 34	長生郡長南町	坂本	日宮下

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
長生土木事務所	II-3655	坂本 35	長生郡長南町	坂本	水畑前
長生土木事務所	II-3656	坂本 36	長生郡長南町	坂本	水畑前
長生土木事務所	II-3657	坂本 37	長生郡長南町	坂本	水畑前
長生土木事務所	II-3658	坂本 38	長生郡長南町	坂本	小芝中
長生土木事務所	II-3659	坂本 39	長生郡長南町	坂本	利根里川
長生土木事務所	II-3660	坂本 40	長生郡長南町	坂本	脇ノ谷
長生土木事務所	II-3661	坂本 41	長生郡長南町	坂本	脇ノ谷
長生土木事務所	II-3663	坂本 43	長生郡長南町	坂本	谷川間
長生土木事務所	II-3664	坂本 44	長生郡長南町	坂本	西谷
長生土木事務所	II-3665	坂本 45	長生郡長南町	坂本	兵坪
長生土木事務所	II-3666	坂本 46	長生郡長南町	坂本	兵坪
長生土木事務所	II-3667	坂本 47	長生郡長南町	坂本	小谷
長生土木事務所	II-3668	坂本 48	長生郡長南町	坂本	小谷
長生土木事務所	II-3669	坂本 49	長生郡長南町	坂本	柿ノ下
長生土木事務所	II-3670	佐坪 1	長生郡長南町	佐坪	芋ノ谷
長生土木事務所	II-3671	佐坪 2	長生郡長南町	佐坪	坪ノ内
長生土木事務所	II-3672	佐坪 3	長生郡長南町	佐坪	白山
長生土木事務所	II-3673	佐坪 4	長生郡長南町	佐坪	白呂
長生土木事務所	II-3674	佐坪 5	長生郡長南町	佐坪	赤間
長生土木事務所	II-3675	佐坪 6	長生郡長南町	佐坪	東谷
長生土木事務所	II-3676	佐坪 7	長生郡長南町	佐坪	根田
長生土木事務所	II-3677	佐坪 8	長生郡長南町	佐坪	扇子谷
長生土木事務所	II-3678	佐坪 9	長生郡長南町	佐坪	扇子谷
長生土木事務所	II-3679	佐坪 10	長生郡長南町	佐坪	前ノ谷
長生土木事務所	II-3680	佐坪 11	長生郡長南町	佐坪	前ノ谷
長生土木事務所	II-3681	佐坪 12	長生郡長南町	佐坪	北向
長生土木事務所	II-3682	佐坪 13	長生郡長南町	佐坪	永沼
長生土木事務所	II-3683	芝原 2	長生郡長南町	芝原	師保沢
長生土木事務所	II-3684	芝原 3	長生郡長南町	芝原	広ヶ谷
長生土木事務所	II-3685	芝原 4	長生郡長南町	芝原	蚊谷
長生土木事務所	II-3686	芝原 5	長生郡長南町	芝原	中谷
長生土木事務所	II-3687	芝原 6	長生郡長南町	芝原	中谷
長生土木事務所	II-3688	芝原 7	長生郡長南町	芝原	中谷
長生土木事務所	II-3689	芝原 8	長生郡長南町	芝原	談所
長生土木事務所	II-3690	芝原 9	長生郡長南町	芝原	八坂
長生土木事務所	II-3691	芝原 10	長生郡長南町	芝原	八坂
長生土木事務所	II-3692	芝原 11	長生郡長南町	芝原	八坂
長生土木事務所	II-3693	芝原 12	長生郡長南町	芝原	東谷
長生土木事務所	II-3694	芝原 13	長生郡長南町	芝原	東谷
長生土木事務所	II-3695	芝原 14	長生郡長南町	芝原	瓜谷
長生土木事務所	II-3696	地引 1	長生郡長南町	地引	滝ノ谷
長生土木事務所	II-3697	地引 2	長生郡長南町	地引	滝ノ谷
長生土木事務所	II-3698	地引 3	長生郡長南町	地引	財物
長生土木事務所	II-3699	地引 4	長生郡長南町	地引	三立谷
長生土木事務所	II-3700	地引 5	長生郡長南町	地引	三立谷
長生土木事務所	II-3701	地引 6	長生郡長南町	地引	前畑
長生土木事務所	II-3702	地引 7	長生郡長南町	地引	谷
長生土木事務所	II-3704	地引 9	長生郡長南町	地引	古瀬谷

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
長生土木事務所	II-3705	地引10	長生郡長南町	地引	古堰谷
長生土木事務所	II-3706	地引11	長生郡長南町	地引	古堰谷
長生土木事務所	II-3707	地引12	長生郡長南町	地引	和田前
長生土木事務所	II-3708	下小野田1	長生郡長南町	下小野田	川崎
長生土木事務所	II-3709	下小野田2	長生郡長南町	下小野田	君ヶ谷
長生土木事務所	II-3710	下小野田3	長生郡長南町	下小野田	部田
長生土木事務所	II-3711	下小野田4	長生郡長南町	下小野田	寺谷
長生土木事務所	II-3712	関原1	長生郡長南町	関原	本郷
長生土木事務所	II-3713	関原2	長生郡長南町	関原	本郷
長生土木事務所	II-3714	関原3	長生郡長南町	関原	本郷
長生土木事務所	II-3715	関原4	長生郡長南町	関原	福出谷
長生土木事務所	II-3716	関原5	長生郡長南町	関原	仲谷
長生土木事務所	II-3717	関原6	長生郡長南町	関原	仲谷
長生土木事務所	II-3718	関原7	長生郡長南町	関原	仲谷
長生土木事務所	II-3719	関原8	長生郡長南町	関原	財ヶ谷
長生土木事務所	II-3720	関原9	長生郡長南町	関原	財ヶ谷
長生土木事務所	II-3721	関原10	長生郡長南町	関原	財ヶ谷
長生土木事務所	II-3722	千手堂1	長生郡長南町	千手堂	大谷
長生土木事務所	II-3723	千手堂2	長生郡長南町	千手堂	東谷
長生土木事務所	II-3724	千手堂3	長生郡長南町	千手堂	東谷
長生土木事務所	II-3725	千手堂4	長生郡長南町	千手堂	大谷
長生土木事務所	II-3726	千手堂5	長生郡長南町	千手堂	宮ノ前
長生土木事務所	II-3727	千田1	長生郡長南町	千田	中川間
長生土木事務所	II-3728	千田2	長生郡長南町	千田	中川間
長生土木事務所	II-3729	千田3	長生郡長南町	千田	下川間
長生土木事務所	II-3730	千田4	長生郡長南町	千田	下川間
長生土木事務所	II-3731	千田5	長生郡長南町	千田	八幡脇
長生土木事務所	II-3732	千田6	長生郡長南町	千田	八幡脇
長生土木事務所	II-3733	千田8	長生郡長南町	千田	吹羅
長生土木事務所	II-3734	千田9	長生郡長南町	千田	三川谷
長生土木事務所	II-3735	千田10	長生郡長南町	千田	三川谷
長生土木事務所	II-3736	千田11	長生郡長南町	千田	吹羅
長生土木事務所	II-3737	千田12	長生郡長南町	千田	吹羅
長生土木事務所	II-3738	千田13	長生郡長南町	千田	仁久保
長生土木事務所	II-3739	千田14	長生郡長南町	千田	三川下
長生土木事務所	II-3740	千田15	長生郡長南町	千田	三川下
長生土木事務所	II-3741	千田17	長生郡長南町	千田	上川間
長生土木事務所	II-3742	千田18	長生郡長南町	千田	鍛冶屋谷
長生土木事務所	II-3743	千田19	長生郡長南町	千田	上川間
長生土木事務所	II-3744	千田20	長生郡長南町	千田	井山
長生土木事務所	II-3745	千田21	長生郡長南町	千田	千田原
長生土木事務所	II-3746	千田22	長生郡長南町	千田	池谷
長生土木事務所	II-3747	千田23	長生郡長南町	千田	柳谷
長生土木事務所	II-3748	竹林1	長生郡長南町	竹林	川田
長生土木事務所	II-3749	棚毛1	長生郡長南町	棚毛	函武ヶ谷
長生土木事務所	II-3750	棚毛2	長生郡長南町	棚毛	藤ノ沢
長生土木事務所	II-3751	棚毛3	長生郡長南町	棚毛	藤ノ沢
長生土木事務所	II-3752	棚毛4	長生郡長南町	棚毛	新生

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
長生土木事務所	II-3753	棚毛5	長生郡長南町	棚毛	新生
長生土木事務所	II-3755	棚毛7	長生郡長南町	棚毛	殿ヶ谷
長生土木事務所	II-3756	棚毛8	長生郡長南町	棚毛	西見田
長生土木事務所	II-3757	棚毛9	長生郡長南町	棚毛	函武ヶ谷
長生土木事務所	II-3758	棚毛10	長生郡長南町	棚毛	仁王堂
長生土木事務所	II-3759	棚毛11	長生郡長南町	棚毛	仁王堂
長生土木事務所	II-3760	棚毛12	長生郡長南町	棚毛	仁王堂
長生土木事務所	II-3761	棚毛13	長生郡長南町	棚毛	向ノ殿
長生土木事務所	II-3762	棚毛14	長生郡長南町	棚毛	近藤前
長生土木事務所	II-3763	棚毛15	長生郡長南町	棚毛	堰根
長生土木事務所	II-3764	棚毛16	長生郡長南町	棚毛	堰根
長生土木事務所	II-3765	棚毛17	長生郡長南町	棚毛	向ノ殿
長生土木事務所	II-3766	棚毛21	長生郡長南町	棚毛	垣添
長生土木事務所	II-3767	棚毛22	長生郡長南町	棚毛	垣添
長生土木事務所	II-3768	棚毛26	長生郡長南町	棚毛	蛇ヶ谷
長生土木事務所	II-3769	長南1	長生郡長南町	長南	水道町
長生土木事務所	II-3770	長南2	長生郡長南町	長南	滝ノ内
長生土木事務所	II-3771	長南3	長生郡長南町	長南	武田
長生土木事務所	II-3772	長南5	長生郡長南町	長南	中城
長生土木事務所	II-3773	長南6	長生郡長南町	長南	六郷谷
長生土木事務所	II-3774	長南7	長生郡長南町	長南	古沢
長生土木事務所	II-3775	豊原1	長生郡長南町	豊原	池田
長生土木事務所	II-3776	豊原2	長生郡長南町	豊原	針ヶ沢
長生土木事務所	II-3777	豊原3	長生郡長南町	豊原	針ヶ沢
長生土木事務所	II-3778	豊原4	長生郡長南町	豊原	向ヶ谷
長生土木事務所	II-3779	豊原5	長生郡長南町	豊原	中谷
長生土木事務所	II-3780	豊原6	長生郡長南町	豊原	川越谷
長生土木事務所	II-3781	豊原7	長生郡長南町	豊原	川越谷
長生土木事務所	II-3782	豊原8	長生郡長南町	豊原	西谷下
長生土木事務所	II-3783	豊原9	長生郡長南町	豊原	西表
長生土木事務所	II-3784	豊原10	長生郡長南町	豊原	川越谷
長生土木事務所	II-3785	豊原11	長生郡長南町	豊原	御前
長生土木事務所	II-3786	豊原12	長生郡長南町	豊原	一反所
長生土木事務所	II-3787	豊原13	長生郡長南町	豊原	猿田
長生土木事務所	II-3788	豊原15	長生郡長南町	豊原	下手
長生土木事務所	II-3790	豊原16	長生郡長南町	豊原	の場
長生土木事務所	II-3791	豊原17	長生郡長南町	豊原	庵
長生土木事務所	II-3792	豊原18	長生郡長南町	豊原	庵
長生土木事務所	II-3793	豊原19	長生郡長南町	豊原	下谷
長生土木事務所	II-3794	豊原20	長生郡長南町	豊原	下谷
長生土木事務所	II-3796	又富2	長生郡長南町	又富	榎屋敷
長生土木事務所	II-3797	又富3	長生郡長南町	又富	榎屋敷
長生土木事務所	II-3798	又富4	長生郡長南町	又富	水ノ口
長生土木事務所	II-3799	又富5	長生郡長南町	又富	水ノ口
長生土木事務所	II-3800	又富6	長生郡長南町	又富	三本松
長生土木事務所	II-3801	又富7	長生郡長南町	又富	久保田
長生土木事務所	II-3802	又富8	長生郡長南町	又富	久保田
長生土木事務所	II-3803	又富9	長生郡長南町	又富	広町

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	自然崖	
				大字	小字
長生土木事務所	II-3804	又富 10	長生郡長南町	又富	天神下
長生土木事務所	II-3806	又富 12	長生郡長南町	又富	名関谷
長生土木事務所	II-3807	又富 13	長生郡長南町	又富	名関谷
長生土木事務所	II-3808	又富 14	長生郡長南町	又富	大通
長生土木事務所	II-3809	又富 15	長生郡長南町	又富	大通
長生土木事務所	II-3810	又富 16	長生郡長南町	又富	中ヶ谷
長生土木事務所	II-3811	又富 17	長生郡長南町	又富	中ヶ谷
長生土木事務所	II-3812	又富 18	長生郡長南町	又富	中ヶ谷
長生土木事務所	II-3813	水沼 1	長生郡長南町	水沼	岩ノ谷
長生土木事務所	II-3814	水沼 2	長生郡長南町	水沼	岩ノ谷
長生土木事務所	II-3815	水沼 3	長生郡長南町	水沼	菅沢
長生土木事務所	II-3816	水沼 4	長生郡長南町	水沼	平松
長生土木事務所	II-3817	水沼 5	長生郡長南町	水沼	菅沢
長生土木事務所	II-3818	水沼 6	長生郡長南町	水沼	平松
長生土木事務所	II-3819	水沼 7	長生郡長南町	水沼	岩ノ谷
長生土木事務所	II-3822	水沼 10	長生郡長南町	水沼	堀之内
長生土木事務所	II-3823	水沼 11	長生郡長南町	水沼	楓谷
長生土木事務所	II-3824	水沼 12	長生郡長南町	水沼	藤内谷
長生土木事務所	II-3825	水沼 13	長生郡長南町	水沼	上楓谷
長生土木事務所	II-3826	水沼 14	長生郡長南町	水沼	南郷
長生土木事務所	II-3827	水沼 15	長生郡長南町	水沼	南郷
長生土木事務所	II-3828	水沼 16	長生郡長南町	水沼	南郷
長生土木事務所	II-3829	水沼 17	長生郡長南町	水沼	南郷
長生土木事務所	II-3830	水沼 18	長生郡長南町	水沼	南郷
長生土木事務所	II-3831	水沼 19	長生郡長南町	水沼	南郷
長生土木事務所	II-3832	水沼 20	長生郡長南町	水沼	通畑
長生土木事務所	II-3833	茗荷沢 1	長生郡長南町	茗荷沢	夷谷
長生土木事務所	II-3834	茗荷沢 2	長生郡長南町	茗荷沢	夷谷
長生土木事務所	II-3835	茗荷沢 3	長生郡長南町	茗荷沢	坂ノ下
長生土木事務所	II-3836	茗荷沢 4	長生郡長南町	茗荷沢	西谷
長生土木事務所	II-3837	茗荷沢 5	長生郡長南町	茗荷沢	灰ヶ谷
長生土木事務所	II-3838	茗荷沢 6	長生郡長南町	茗荷沢	鐘輪谷
長生土木事務所	II-3839	茗荷沢 7	長生郡長南町	茗荷沢	福田
長生土木事務所	II-3840	茗荷沢 8	長生郡長南町	茗荷沢	村ノ台
長生土木事務所	II-3841	茗荷沢 9	長生郡長南町	茗荷沢	宮山
長生土木事務所	II-3842	報恩寺 1	長生郡長南町	報恩寺	谷
長生土木事務所	II-3843	報恩寺 2	長生郡長南町	報恩寺	稲敷
長生土木事務所	II-3846	深沢 1	長生郡長南町	深沢	栗ノ木前
長生土木事務所	II-3847	深沢 2	長生郡長南町	深沢	栗ノ木前
長生土木事務所	II-3848	深沢 3	長生郡長南町	深沢	本郷
長生土木事務所	II-3849	深沢 4	長生郡長南町	深沢	向谷
長生土木事務所	II-3850	深沢 5	長生郡長南町	深沢	本郷
長生土木事務所	II-3851	深沢 6	長生郡長南町	深沢	弘法
長生土木事務所	II-3852	深沢 7	長生郡長南町	深沢	東谷
長生土木事務所	II-3853	深沢 8	長生郡長南町	深沢	弁才天
長生土木事務所	II-3854	深沢 9	長生郡長南町	深沢	梅田
長生土木事務所	II-3855	本台 1	長生郡長南町	本台	善太谷
長生土木事務所	II-3856	本台 2	長生郡長南町	本台	井戸谷

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	自然崖	
				大字	小字
長生土木事務所	II-3857	山内 1	長生郡長南町	山内	岡立
長生土木事務所	II-3858	山内 2	長生郡長南町	山内	宮本
長生土木事務所	II-3859	山内 3	長生郡長南町	山内	宮本
長生土木事務所	II-3860	山内 5	長生郡長南町	山内	山口
長生土木事務所	II-3861	山内 6	長生郡長南町	山内	岡部谷
長生土木事務所	II-3862	山内 7	長生郡長南町	山内	朝日
長生土木事務所	II-3863	山内 8	長生郡長南町	山内	栗ノ須
長生土木事務所	II-3864	山内 9	長生郡長南町	山内	岡部谷
長生土木事務所	II-3865	山内 10	長生郡長南町	山内	釜ヶ谷
長生土木事務所	II-3866	山内 11	長生郡長南町	山内	釜ヶ谷
長生土木事務所	II-3867	山内 12	長生郡長南町	山内	榎沢
長生土木事務所	II-3868	山内 13	長生郡長南町	山内	榎沢
長生土木事務所	II-3869	山内 14	長生郡長南町	山内	大道
長生土木事務所	II-3870	米満 3	長生郡長南町	米満	坊谷
長生土木事務所	II-3871	米満 4	長生郡長南町	米満	坊谷
長生土木事務所	II-3872	米満 5	長生郡長南町	米満	部田
長生土木事務所	II-3873	米満 6	長生郡長南町	米満	宿
長生土木事務所	II-3874	米満 7	長生郡長南町	米満	中村
長生土木事務所	II-3875	米満 8	長生郡長南町	米満	中村
長生土木事務所	II-3876	米満 9	長生郡長南町	米満	宮田
長生土木事務所	II-3877	米満 10	長生郡長南町	米満	富永
長生土木事務所	II-3878	須田 1	長生郡長南町	須田	新崎
長生土木事務所	II-3879	須田 2	長生郡長南町	須田	投松
夷隅土木事務所	II-3880	佐野 1	勝浦市	佐野	
夷隅土木事務所	II-3881	佐野 2	勝浦市	佐野	
夷隅土木事務所	II-3882	佐野 3	勝浦市	佐野	
夷隅土木事務所	II-3883	佐野 4	勝浦市	佐野	
夷隅土木事務所	II-3884	市野郷 1	勝浦市	市野郷	
夷隅土木事務所	II-3885	市野郷 2	勝浦市	市野郷	
夷隅土木事務所	II-3886	市野郷 3	勝浦市	市野郷	
夷隅土木事務所	II-3887	市野郷 4	勝浦市	市野郷	
夷隅土木事務所	II-3888	市野川 1	勝浦市	市野川	
夷隅土木事務所	II-3889	市野川 3	勝浦市	市野川	
夷隅土木事務所	II-3890	市野川 4	勝浦市	市野川	
夷隅土木事務所	II-3891	市野川 5	勝浦市	市野川	
夷隅土木事務所	II-3892	市野川 6	勝浦市	市野川	
夷隅土木事務所	II-3893	市野川 7	勝浦市	市野川	
夷隅土木事務所	II-3894	市野川 8	勝浦市	市野川	
夷隅土木事務所	II-3895	杉戸 1	勝浦市	杉戸	
夷隅土木事務所	II-3896	杉戸 2	勝浦市	杉戸	
夷隅土木事務所	II-3897	杉戸 3	勝浦市	杉戸	
夷隅土木事務所	II-3898	中倉 1	勝浦市	中倉	
夷隅土木事務所	II-3899	中倉 2	勝浦市	中倉	
夷隅土木事務所	II-3900	中倉 3	勝浦市	中倉	
夷隅土木事務所	II-3901	松野 1	勝浦市	松野	
夷隅土木事務所	II-3902	松野 2	勝浦市	松野	
夷隅土木事務所	II-3903	蟹田 1	勝浦市	蟹田	
夷隅土木事務所	II-3904	蟹田 2	勝浦市	蟹田	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
夷隅土木事務所	II-3905	芳賀1	勝浦市	芳賀	
夷隅土木事務所	II-3906	芳賀2	勝浦市	芳賀	
夷隅土木事務所	II-3907	芳賀3	勝浦市	芳賀	
夷隅土木事務所	II-3908	芳賀4	勝浦市	芳賀	
夷隅土木事務所	II-3909	芳賀5	勝浦市	芳賀	
夷隅土木事務所	II-3910	芳賀6	勝浦市	芳賀	
夷隅土木事務所	II-3911	芳賀7	勝浦市	芳賀	
夷隅土木事務所	II-3912	白井久保1	勝浦市	白井久保	
夷隅土木事務所	II-3913	小羽戸1	勝浦市	小羽戸	
夷隅土木事務所	II-3914	法花1	勝浦市	法花	
夷隅土木事務所	II-3915	法花2	勝浦市	法花	
夷隅土木事務所	II-3916	法花3	勝浦市	法花	
夷隅土木事務所	II-3917	法花4	勝浦市	法花	
夷隅土木事務所	II-3918	法花5	勝浦市	法花	
夷隅土木事務所	II-3919	白木1	勝浦市	白木	
夷隅土木事務所	II-3920	白木2	勝浦市	白木	
夷隅土木事務所	II-3921	大楠1	勝浦市	大楠	
夷隅土木事務所	II-3922	大楠2	勝浦市	大楠	
夷隅土木事務所	II-3923	大楠3	勝浦市	大楠	
夷隅土木事務所	II-3924	上植田1	勝浦市	上植田	古新田
夷隅土木事務所	II-3925	上植田2	勝浦市	上植田	
夷隅土木事務所	II-3926	平田1	勝浦市	平田	
夷隅土木事務所	II-3927	平田2	勝浦市	平田	
夷隅土木事務所	II-3928	平田3	勝浦市	平田	
夷隅土木事務所	II-3929	平田4	勝浦市	平田	
夷隅土木事務所	II-3930	平田5	勝浦市	平田	
夷隅土木事務所	II-3931	新戸1	勝浦市	新戸	
夷隅土木事務所	II-3932	貝掛1	勝浦市	貝掛	
夷隅土木事務所	II-3933	貝掛2	勝浦市	貝掛	
夷隅土木事務所	II-3934	赤羽根1	勝浦市	赤羽根	
夷隅土木事務所	II-3935	植野1	勝浦市	植野	
夷隅土木事務所	II-3936	植野2	勝浦市	植野	
夷隅土木事務所	II-3937	植野3	勝浦市	植野	
夷隅土木事務所	II-3938	植野4	勝浦市	植野	
夷隅土木事務所	II-3939	南山田1	勝浦市	南山田	
夷隅土木事務所	II-3940	南山田2	勝浦市	南山田	
夷隅土木事務所	II-3941	松部5	勝浦市	松部	
夷隅土木事務所	II-3942	松部6	勝浦市	松部	
夷隅土木事務所	II-3943	松部7	勝浦市	松部	
夷隅土木事務所	II-3944	松部8	勝浦市	松部	
夷隅土木事務所	II-3945	松部9	勝浦市	松部	
夷隅土木事務所	II-3946	松部10	勝浦市	松部	
夷隅土木事務所	II-3947	松部11	勝浦市	松部	
夷隅土木事務所	II-3948	松部12	勝浦市	松部	
夷隅土木事務所	II-3949	大森1	勝浦市	大森	
夷隅土木事務所	II-3950	大森2	勝浦市	大森	
夷隅土木事務所	II-3951	大森3	勝浦市	大森	
夷隅土木事務所	II-3952	大森4	勝浦市	大森	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
夷隅土木事務所	II-3953	大森5	勝浦市	大森	
夷隅土木事務所	II-3954	大森6	勝浦市	大森	
夷隅土木事務所	II-3955	大森7	勝浦市	大森	
夷隅土木事務所	II-3956	大森8	勝浦市	大森	
夷隅土木事務所	II-3957	大森9	勝浦市	大森	
夷隅土木事務所	II-3958	大森10	勝浦市	大森	
夷隅土木事務所	II-3959	大森11	勝浦市	大森	
夷隅土木事務所	II-3960	大森12	勝浦市	大森	
夷隅土木事務所	II-3962	大森14	勝浦市	大森	
夷隅土木事務所	II-3964	大森16	勝浦市	大森	
夷隅土木事務所	II-3965	関谷1	勝浦市	関谷	
夷隅土木事務所	II-3966	関谷2	勝浦市	関谷	
夷隅土木事務所	II-3967	関谷3	勝浦市	関谷	
夷隅土木事務所	II-3968	関谷4	勝浦市	関谷	
夷隅土木事務所	II-3969	関谷5	勝浦市	関谷	
夷隅土木事務所	II-3970	関谷6	勝浦市	関谷	
夷隅土木事務所	II-3971	関谷7	勝浦市	関谷	
夷隅土木事務所	II-3972	関谷8	勝浦市	関谷	
夷隅土木事務所	II-3973	関谷9	勝浦市	関谷	
夷隅土木事務所	II-3974	関谷10	勝浦市	関谷	
夷隅土木事務所	II-3975	中谷1	勝浦市	中谷	
夷隅土木事務所	II-3976	串浜新田1	勝浦市	串浜新田	
夷隅土木事務所	II-3977	串浜新田2	勝浦市	串浜新田	
夷隅土木事務所	II-3978	串浜新田3	勝浦市	串浜新田	
夷隅土木事務所	II-3979	串浜新田4	勝浦市	串浜新田	
夷隅土木事務所	II-3980	串浜新田5	勝浦市	串浜新田	
夷隅土木事務所	II-3981	名木1	勝浦市	名木	
夷隅土木事務所	II-3982	名木2	勝浦市	名木	名木台
夷隅土木事務所	II-3983	名木3	勝浦市	名木	
夷隅土木事務所	II-3984	部原3	勝浦市	部原	
夷隅土木事務所	II-3985	部原4	勝浦市	部原	
夷隅土木事務所	II-3986	部原5	勝浦市	部原	
夷隅土木事務所	II-3987	上植野1	勝浦市	上植野	
夷隅土木事務所	II-3988	上植野2	勝浦市	上植野	平山
夷隅土木事務所	II-3989	上植野3	勝浦市	上植野	与惣部田
夷隅土木事務所	II-3990	上植野5	勝浦市	上植野	
夷隅土木事務所	II-3991	上植野6	勝浦市	上植野	木戸
夷隅土木事務所	II-3992	上植野7	勝浦市	上植野	
夷隅土木事務所	II-3993	上植野8	勝浦市	上植野	原
夷隅土木事務所	II-3994	上植野9	勝浦市	上植野	
夷隅土木事務所	II-3995	中島1	勝浦市	中島	
夷隅土木事務所	II-3996	荒川1	勝浦市	荒川	
夷隅土木事務所	II-3997	串浜3	勝浦市	串浜	
夷隅土木事務所	II-3998	串浜4	勝浦市	串浜	
夷隅土木事務所	II-3999	串浜5	勝浦市	串浜	
夷隅土木事務所	II-4000	串浜6	勝浦市	串浜	
夷隅土木事務所	II-4001	串浜7	勝浦市	串浜	
夷隅土木事務所	II-4002	串浜8	勝浦市	串浜	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
夷隅土木事務所	II-4003	串浜 9	勝浦市	串浜	
夷隅土木事務所	II-4004	墨名 4	勝浦市	墨名	
夷隅土木事務所	II-4005	墨名 5	勝浦市	墨名	
夷隅土木事務所	II-4006	墨名 6	勝浦市	墨名	
夷隅土木事務所	II-4007	新官 7	勝浦市	新官	
夷隅土木事務所	II-4008	新官 9	勝浦市	新官	
夷隅土木事務所	II-4009	新官 10	勝浦市	新官	
夷隅土木事務所	II-4010	新官 11	勝浦市	新官	
夷隅土木事務所	II-4011	新官 12	勝浦市	新官	
夷隅土木事務所	II-4012	新官 13	勝浦市	新官	
夷隅土木事務所	II-4013	新官 14	勝浦市	新官	
夷隅土木事務所	II-4014	新官 16	勝浦市	新官	
夷隅土木事務所	II-4015	新官 18	勝浦市	新官	
夷隅土木事務所	II-4016	沢倉 2	勝浦市	沢倉	
夷隅土木事務所	II-4017	沢倉 3	勝浦市	沢倉	
夷隅土木事務所	II-4018	沢倉 4	勝浦市	沢倉	
夷隅土木事務所	II-4019	沢倉 5	勝浦市	沢倉	
夷隅土木事務所	II-4020	川津 3	勝浦市	川津	
夷隅土木事務所	II-4021	川津 4	勝浦市	川津	
夷隅土木事務所	II-4022	川津 5	勝浦市	川津	
夷隅土木事務所	II-4023	川津 6	勝浦市	川津	
夷隅土木事務所	II-4024	川津 7	勝浦市	川津	
夷隅土木事務所	II-4025	川津 8	勝浦市	川津	
夷隅土木事務所	II-4026	川津 9	勝浦市	川津	
夷隅土木事務所	II-4027	台宿 1	勝浦市	台宿	
夷隅土木事務所	II-4028	台宿 2	勝浦市	台宿	
夷隅土木事務所	II-4029	台宿 3	勝浦市	台宿	
夷隅土木事務所	II-4030	台宿 4	勝浦市	台宿	
夷隅土木事務所	II-4031	台宿 5	勝浦市	台宿	
夷隅土木事務所	II-4032	興津 3	勝浦市	興津	
夷隅土木事務所	II-4033	興津 4	勝浦市	興津	
夷隅土木事務所	II-4034	守谷 4	勝浦市	守谷	
夷隅土木事務所	II-4035	守谷 5	勝浦市	守谷	
夷隅土木事務所	II-4036	守谷 6	勝浦市	守谷	
夷隅土木事務所	II-4037	守谷 7	勝浦市	守谷	
夷隅土木事務所	II-4038	守谷 8	勝浦市	守谷	
夷隅土木事務所	II-4039	守谷 9	勝浦市	守谷	
夷隅土木事務所	II-4040	守谷 10	勝浦市	守谷	
夷隅土木事務所	II-4041	守谷 11	勝浦市	守谷	
夷隅土木事務所	II-4042	守谷 12	勝浦市	守谷	
夷隅土木事務所	II-4043	守谷 13	勝浦市	守谷	
夷隅土木事務所	II-4044	吉尾 2	勝浦市	吉尾	
夷隅土木事務所	II-4045	吉尾 3	勝浦市	吉尾	
夷隅土木事務所	II-4046	鶴原 4	勝浦市	鶴原	
夷隅土木事務所	II-4047	鶴原 5	勝浦市	鶴原	
夷隅土木事務所	II-4048	勝浦 1	勝浦市	勝浦	
夷隅土木事務所	II-4049	浜勝浦 4	勝浦市	浜勝浦	
夷隅土木事務所	II-4050	大沢 1	勝浦市	大沢	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
夷隅土木事務所	II-4051	大沢 2	勝浦市	大沢	
夷隅土木事務所	II-4052	大沢 3	勝浦市	大沢	
夷隅土木事務所	II-4053	大沢 4	勝浦市	大沢	
夷隅土木事務所	II-4054	浜行川 5	勝浦市	浜行川	
夷隅土木事務所	II-4055	浜行川 6	勝浦市	浜行川	
夷隅土木事務所	II-4056	浜行川 7	勝浦市	浜行川	
夷隅土木事務所	II-4057	浜行川 8	勝浦市	浜行川	広畑
夷隅土木事務所	II-4058	上布施 1	夷隅郡御宿町	上布施	
夷隅土木事務所	II-4059	上布施 2	夷隅郡御宿町	上布施	
夷隅土木事務所	II-4060	上布施 3	夷隅郡御宿町	上布施	
夷隅土木事務所	II-4061	上布施 4	夷隅郡御宿町	上布施	
夷隅土木事務所	II-4062	上布施 5	夷隅郡御宿町	上布施	新宿
夷隅土木事務所	II-4063	上布施 6	夷隅郡御宿町	上布施	
夷隅土木事務所	II-4065	実谷 1	夷隅郡御宿町	実谷	
夷隅土木事務所	II-4066	実谷 2	夷隅郡御宿町	実谷	
夷隅土木事務所	II-4067	実谷 3	夷隅郡御宿町	実谷	
夷隅土木事務所	II-4068	実谷 4	夷隅郡御宿町	実谷	
夷隅土木事務所	II-4069	実谷 5	夷隅郡御宿町	実谷	
夷隅土木事務所	II-4070	実谷 6	夷隅郡御宿町	実谷	
夷隅土木事務所	II-4071	高山田 4	夷隅郡御宿町	高山田	
夷隅土木事務所	II-4072	高山田 5	夷隅郡御宿町	高山田	
夷隅土木事務所	II-4073	高山田 6	夷隅郡御宿町	高山田	西琳寺
夷隅土木事務所	II-4074	高山田 7	夷隅郡御宿町	高山田	西琳寺
夷隅土木事務所	II-4075	高山田 8	夷隅郡御宿町	高山田	西琳寺
夷隅土木事務所	II-4076	高山田 9	夷隅郡御宿町	高山田	
夷隅土木事務所	II-4077	高山田 10	夷隅郡御宿町	高山田	
夷隅土木事務所	II-4078	高山田 12	夷隅郡御宿町	高山田	
夷隅土木事務所	II-4079	高山田 13	夷隅郡御宿町	高山田	
夷隅土木事務所	II-4080	高山田 14	夷隅郡御宿町	高山田	
夷隅土木事務所	II-4081	久保 1	夷隅郡御宿町	久保	
夷隅土木事務所	II-4082	久保 3	夷隅郡御宿町	久保	
夷隅土木事務所	II-4083	久保 4	夷隅郡御宿町	久保	
夷隅土木事務所	II-4084	久保 5	夷隅郡御宿町	久保	
夷隅土木事務所	II-4085	久保 6	夷隅郡御宿町	久保	
夷隅土木事務所	II-4086	七本 1	夷隅郡御宿町	七本	
夷隅土木事務所	II-4087	七本 2	夷隅郡御宿町	七本	
夷隅土木事務所	II-4088	七本 3	夷隅郡御宿町	七本	
夷隅土木事務所	II-4089	七本 4	夷隅郡御宿町	七本	
夷隅土木事務所	II-4090	七本 5	夷隅郡御宿町	七本	
夷隅土木事務所	II-4091	七本 6	夷隅郡御宿町	七本	
夷隅土木事務所	II-4092	須賀 2	夷隅郡御宿町	須賀	
夷隅土木事務所	II-4093	須賀 3	夷隅郡御宿町	須賀	
夷隅土木事務所	II-4094	須賀 4	夷隅郡御宿町	須賀	
夷隅土木事務所	II-4096	新町 2	夷隅郡御宿町	新町	
夷隅土木事務所	II-4097	新町 3	夷隅郡御宿町	新町	
夷隅土木事務所	II-4098	六車町 1	夷隅郡御宿町	六車町	
夷隅土木事務所	II-4099	六車町 2	夷隅郡御宿町	六車町	
夷隅土木事務所	II-4100	六車町 3	夷隅郡御宿町	六車町	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
夷隅土木事務所	II-4101	六事町4	夷隅郡御宿町	六事町	
夷隅土木事務所	II-4102	岩和田3	夷隅郡御宿町	岩和田	
夷隅土木事務所	II-4104	岩和田5	夷隅郡御宿町	岩和田	
夷隅土木事務所	II-4105	岩和田6	夷隅郡御宿町	岩和田	
夷隅土木事務所	II-4107	浜6	夷隅郡御宿町	浜	
夷隅土木事務所	II-4108	浜7	夷隅郡御宿町	浜	
夷隅土木事務所	II-4109	浜8	夷隅郡御宿町	浜	
夷隅土木事務所	II-4110	浜9	夷隅郡御宿町	浜	
夷隅土木事務所	II-4111	浜10	夷隅郡御宿町	浜	
夷隅土木事務所	II-4112	細尾2	いすみ市	細尾	
夷隅土木事務所	II-4113	細尾3	いすみ市	細尾	
夷隅土木事務所	II-4114	細尾4	いすみ市	細尾	
夷隅土木事務所	II-4115	細尾5	いすみ市	細尾	大和田
夷隅土木事務所	II-4117	新田野3	いすみ市	新田野	
夷隅土木事務所	II-4118	新田野4	いすみ市	新田野	
夷隅土木事務所	II-4119	新田野5	いすみ市	新田野	
夷隅土木事務所	II-4120	新田野6	いすみ市	新田野	
夷隅土木事務所	II-4121	新田野7	いすみ市	新田野	
夷隅土木事務所	II-4122	新田野8	いすみ市	新田野	
夷隅土木事務所	II-4123	高谷2	いすみ市	高谷	小箱
夷隅土木事務所	II-4124	高谷3	いすみ市	高谷	小箱
夷隅土木事務所	II-4125	高谷4	いすみ市	高谷	大練
夷隅土木事務所	II-4126	若山1	いすみ市	若山	田井谷
夷隅土木事務所	II-4127	若山2	いすみ市	若山	田井谷
夷隅土木事務所	II-4128	若山3	いすみ市	若山	古屋庭
夷隅土木事務所	II-4129	若山4	いすみ市	若山	矢玉
夷隅土木事務所	II-4130	若山5	いすみ市	若山	矢玉
夷隅土木事務所	II-4132	新田3	いすみ市	新田	飯塚
夷隅土木事務所	II-4133	新田4	いすみ市	新田	飯塚
夷隅土木事務所	II-4134	新田5	いすみ市	新田	飯塚
夷隅土木事務所	II-4135	新田6	いすみ市	新田	岸
夷隅土木事務所	II-4136	新田7	いすみ市	新田	岸
夷隅土木事務所	II-4137	新田8	いすみ市	新田	岸
夷隅土木事務所	II-4138	新田9	いすみ市	新田	山崎
夷隅土木事務所	II-4139	新田10	いすみ市	新田	山崎
夷隅土木事務所	II-4140	新田11	いすみ市	新田	山崎
夷隅土木事務所	II-4141	新田12	いすみ市	新田	山崎
夷隅土木事務所	II-4142	新田13	いすみ市	新田	新田谷
夷隅土木事務所	II-4143	新田14	いすみ市	新田	新田谷
夷隅土木事務所	II-4144	新田15	いすみ市	新田	新田谷
夷隅土木事務所	II-4145	新田16	いすみ市	新田	新田谷
夷隅土木事務所	II-4146	新田17	いすみ市	新田	新田谷
夷隅土木事務所	II-4147	新田18	いすみ市	新田	新田谷
夷隅土木事務所	II-4148	新田19	いすみ市	新田	上契
夷隅土木事務所	II-4149	山田1	いすみ市	山田	山田一区
夷隅土木事務所	II-4150	山田2	いすみ市	山田	山田一区
夷隅土木事務所	II-4151	山田3	いすみ市	山田	山田二区
夷隅土木事務所	II-4152	山田4	いすみ市	山田	山田二区

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
夷隅土木事務所	II-4153	山田5	いすみ市	山田	山田三区
夷隅土木事務所	II-4154	山田6	いすみ市	山田	山田三区
夷隅土木事務所	II-4155	山田7	いすみ市	山田	山田三区
夷隅土木事務所	II-4156	山田8	いすみ市	山田	山田三区
夷隅土木事務所	II-4157	山田9	いすみ市	山田	山田三区
夷隅土木事務所	II-4158	山田10	いすみ市	山田	山田四区
夷隅土木事務所	II-4159	山田11	いすみ市	山田	山田五区
夷隅土木事務所	II-4160	山田12	いすみ市	山田	山田五区
夷隅土木事務所	II-4161	山田13	いすみ市	山田	山田五区
夷隅土木事務所	II-4162	山田14	いすみ市	山田	山田六区
夷隅土木事務所	II-4163	山田15	いすみ市	山田	山田六区
夷隅土木事務所	II-4164	山田16	いすみ市	山田	山田六区
夷隅土木事務所	II-4165	山田17	いすみ市	山田	山田六区
夷隅土木事務所	II-4166	山田18	いすみ市	山田	山田六区
夷隅土木事務所	II-4167	山田19	いすみ市	山田	山田六区
夷隅土木事務所	II-4168	山田20	いすみ市	山田	山田六区
夷隅土木事務所	II-4169	山田21	いすみ市	山田	山田六区
夷隅土木事務所	II-4170	佐室1	いすみ市	佐室	
夷隅土木事務所	II-4171	佐室2	いすみ市	佐室	
夷隅土木事務所	II-4172	佐室3	いすみ市	佐室	
夷隅土木事務所	II-4173	沢部1	いすみ市	沢部	
夷隅土木事務所	II-4174	沢部2	いすみ市	沢部	
夷隅土木事務所	II-4175	長志3	いすみ市	長志	長志下
夷隅土木事務所	II-4176	長志4	いすみ市	長志	長志上
夷隅土木事務所	II-4177	長志5	いすみ市	長志	長志上
夷隅土木事務所	II-4178	長志6	いすみ市	長志	長志上
夷隅土木事務所	II-4179	長志7	いすみ市	長志	長志上
夷隅土木事務所	II-4180	長志8	いすみ市	長志	長志上
夷隅土木事務所	II-4181	釈迦谷3	いすみ市	釈迦谷	
夷隅土木事務所	II-4182	釈迦谷4	いすみ市	釈迦谷	
夷隅土木事務所	II-4183	釈迦谷5	いすみ市	釈迦谷	
夷隅土木事務所	II-4184	釈迦谷6	いすみ市	釈迦谷	
夷隅土木事務所	II-4185	釈迦谷7	いすみ市	釈迦谷	
夷隅土木事務所	II-4186	釈迦谷8	いすみ市	釈迦谷	
夷隅土木事務所	II-4187	釈迦谷9	いすみ市	釈迦谷	
夷隅土木事務所	II-4188	釈迦谷10	いすみ市	釈迦谷	
夷隅土木事務所	II-4189	釈迦谷11	いすみ市	釈迦谷	
夷隅土木事務所	II-4190	釈迦谷12	いすみ市	釈迦谷	
夷隅土木事務所	II-4191	釈迦谷13	いすみ市	釈迦谷	
夷隅土木事務所	II-4192	大原8	いすみ市	大原	北寄瀬
夷隅土木事務所	II-4193	大原9	いすみ市	大原	北寄瀬
夷隅土木事務所	II-4195	大原11	いすみ市	大原	北寄瀬
夷隅土木事務所	II-4196	大原12	いすみ市	大原	上寄瀬
夷隅土木事務所	II-4197	大原13	いすみ市	大原	上寄瀬
夷隅土木事務所	II-4198	大原14	いすみ市	大原	上寄瀬
夷隅土木事務所	II-4199	大原15	いすみ市	大原	上寄瀬
夷隅土木事務所	II-4200	大原16	いすみ市	大原	根方
夷隅土木事務所	II-4201	大原17	いすみ市	大原	根方

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
夷隅土木事務所	II-4202	大原 19	いすみ市	大原	根方
夷隅土木事務所	II-4203	大原 20	いすみ市	大原	小佐部
夷隅土木事務所	II-4204	大原 21	いすみ市	大原	大井
夷隅土木事務所	II-4205	大原 22	いすみ市	大原	大井
夷隅土木事務所	II-4206	大原 23	いすみ市	大原	大井
夷隅土木事務所	II-4207	大原 24	いすみ市	大原	大井
夷隅土木事務所	II-4208	大原 25	いすみ市	大原	大井
夷隅土木事務所	II-4209	大原 26	いすみ市	大原	大井
夷隅土木事務所	II-4210	大原 27	いすみ市	大原	大井
夷隅土木事務所	II-4211	大原 28	いすみ市	大原	大井
夷隅土木事務所	II-4212	大原 29	いすみ市	大原	大井
夷隅土木事務所	II-4213	大原 30	いすみ市	大原	大井
夷隅土木事務所	II-4214	大原 31	いすみ市	大原	大井
夷隅土木事務所	II-4215	大原 32	いすみ市	大原	大井
夷隅土木事務所	II-4216	大原 33	いすみ市	大原	大井
夷隅土木事務所	II-4218	大原 35	いすみ市	大原	具須賀
夷隅土木事務所	II-4219	大原 36	いすみ市	大原	造式
夷隅土木事務所	II-4220	下布施 2	いすみ市	下布施	硯
夷隅土木事務所	II-4221	下布施 3	いすみ市	下布施	町台
夷隅土木事務所	II-4222	下布施 4	いすみ市	下布施	町台
夷隅土木事務所	II-4223	下布施 5	いすみ市	下布施	名熊
夷隅土木事務所	II-4224	下布施 6	いすみ市	下布施	名熊
夷隅土木事務所	II-4225	下布施 7	いすみ市	下布施	名熊
夷隅土木事務所	II-4226	下布施 8	いすみ市	下布施	大寺
夷隅土木事務所	II-4227	下布施 9	いすみ市	下布施	大寺
夷隅土木事務所	II-4228	下布施 10	いすみ市	下布施	大寺
夷隅土木事務所	II-4229	下布施 11	いすみ市	下布施	大寺
夷隅土木事務所	II-4230	下布施 12	いすみ市	下布施	大寺
夷隅土木事務所	II-4231	下布施 13	いすみ市	下布施	大寺
夷隅土木事務所	II-4232	下布施 14	いすみ市	下布施	大寺
夷隅土木事務所	II-4233	下布施 15	いすみ市	下布施	大寺
夷隅土木事務所	II-4234	下布施 16	いすみ市	下布施	大寺
夷隅土木事務所	II-4235	下布施 17	いすみ市	下布施	大寺
夷隅土木事務所	II-4236	下布施 18	いすみ市	下布施	大寺
夷隅土木事務所	II-4237	下布施 19	いすみ市	下布施	大寺
夷隅土木事務所	II-4238	上布施 1	いすみ市	上布施	三島
夷隅土木事務所	II-4239	上布施 2	いすみ市	上布施	三島
夷隅土木事務所	II-4240	上布施 3	いすみ市	上布施	三島
夷隅土木事務所	II-4241	上布施 4	いすみ市	上布施	三島
夷隅土木事務所	II-4242	上布施 5	いすみ市	上布施	押替
夷隅土木事務所	II-4243	上布施 6	いすみ市	上布施	押替
夷隅土木事務所	II-4244	上布施 7	いすみ市	上布施	押替
夷隅土木事務所	II-4245	上布施 8	いすみ市	上布施	押替
夷隅土木事務所	II-4246	上布施 9	いすみ市	上布施	押替
夷隅土木事務所	II-4247	上布施 10	いすみ市	上布施	押替
夷隅土木事務所	II-4248	小沢 2	いすみ市	小沢	新田
夷隅土木事務所	II-4249	小沢 3	いすみ市	小沢	新田
夷隅土木事務所	II-4250	小沢 4	いすみ市	小沢	新田

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
夷隅土木事務所	II-4251	小沢 5	いすみ市	小沢	根
夷隅土木事務所	II-4252	小沢 6	いすみ市	小沢	根
夷隅土木事務所	II-4253	小沢 7	いすみ市	小沢	長岡
夷隅土木事務所	II-4254	小沢 8	いすみ市	小沢	長岡
夷隅土木事務所	II-4256	小沢 10	いすみ市	小沢	原山崎
夷隅土木事務所	II-4257	小沢 11	いすみ市	小沢	原山崎
夷隅土木事務所	II-4258	小沢 12	いすみ市	小沢	屋敷下
夷隅土木事務所	II-4259	小沢 13	いすみ市	小沢	屋敷下
夷隅土木事務所	II-4260	小沢 14	いすみ市	小沢	屋敷下
夷隅土木事務所	II-4261	小沢 15	いすみ市	小沢	沢崎
夷隅土木事務所	II-4262	小沢 16	いすみ市	小沢	沢崎
夷隅土木事務所	II-4263	小沢 17	いすみ市	小沢	沢崎
夷隅土木事務所	II-4264	小沢 18	いすみ市	小沢	沢崎
夷隅土木事務所	II-4265	小沢 19	いすみ市	小沢	沢崎
夷隅土木事務所	II-4266	小沢 20	いすみ市	小沢	沢崎
夷隅土木事務所	II-4267	岩船 8	いすみ市	岩船	下三台
夷隅土木事務所	II-4269	岩船 10	いすみ市	岩船	杉山
夷隅土木事務所	II-4270	岩船 11	いすみ市	岩船	杉山
夷隅土木事務所	II-4271	岩船 12	いすみ市	岩船	杉山
夷隅土木事務所	II-4272	岩船 13	いすみ市	岩船	谷畑
夷隅土木事務所	II-4273	岩船 14	いすみ市	岩船	岡ノ谷
夷隅土木事務所	II-4274	岩船 15	いすみ市	岩船	岡ノ谷
夷隅土木事務所	II-4275	岩船 16	いすみ市	岩船	岡ノ谷
夷隅土木事務所	II-4276	岩船 17	いすみ市	岩船	岡ノ谷
夷隅土木事務所	II-4277	岩船 18	いすみ市	岩船	岡ノ谷
夷隅土木事務所	II-4278	岩船 19	いすみ市	岩船	三十根
夷隅土木事務所	II-4279	岩船 20	いすみ市	岩船	三十根
夷隅土木事務所	II-4280	小池 1	いすみ市	小池	小池下
夷隅土木事務所	II-4281	小池 2	いすみ市	小池	小池下
夷隅土木事務所	II-4282	小池 3	いすみ市	小池	小池下
夷隅土木事務所	II-4283	小池 4	いすみ市	小池	小池下
夷隅土木事務所	II-4284	小池 5	いすみ市	小池	小池下
夷隅土木事務所	II-4285	小池 6	いすみ市	小池	小池下
夷隅土木事務所	II-4286	小池 7	いすみ市	小池	小池下
夷隅土木事務所	II-4287	小池 8	いすみ市	小池	寺ノ谷
夷隅土木事務所	II-4288	東小高 1	いすみ市	東小高	
夷隅土木事務所	II-4289	東小高 2	いすみ市	東小高	
夷隅土木事務所	II-4290	東小高 3	いすみ市	東小高	
夷隅土木事務所	II-4291	東小高 4	いすみ市	東小高	
夷隅土木事務所	II-4292	東小高 5	いすみ市	東小高	
夷隅土木事務所	II-4293	東小高 6	いすみ市	東小高	
夷隅土木事務所	II-4294	東小高 7	いすみ市	東小高	
夷隅土木事務所	II-4295	東小高 8	いすみ市	東小高	
夷隅土木事務所	II-4296	鴨根 1	いすみ市	鴨根	
夷隅土木事務所	II-4297	鴨根 2	いすみ市	鴨根	
夷隅土木事務所	II-4298	鴨根 3	いすみ市	鴨根	
夷隅土木事務所	II-4299	鴨根 4	いすみ市	鴨根	
夷隅土木事務所	II-4300	鴨根 5	いすみ市	鴨根	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
夷隅土木事務所	II-4301	鴨根 6	いすみ市	鴨根	
夷隅土木事務所	II-4302	鴨根 7	いすみ市	鴨根	西ノ谷
夷隅土木事務所	II-4303	鴨根 8	いすみ市	鴨根	西ノ谷
夷隅土木事務所	II-4304	井沢 1	いすみ市	井沢	臼井
夷隅土木事務所	II-4305	井沢 2	いすみ市	井沢	臼井
夷隅土木事務所	II-4306	井沢 3	いすみ市	井沢	臼井
夷隅土木事務所	II-4307	井沢 4	いすみ市	井沢	臼井
夷隅土木事務所	II-4308	中滝 1	いすみ市	中滝	
夷隅土木事務所	II-4309	嘉谷 1	いすみ市	嘉谷	根方
夷隅土木事務所	II-4310	谷上 1	いすみ市	谷上	上組
夷隅土木事務所	II-4311	谷上 2	いすみ市	谷上	上組
夷隅土木事務所	II-4312	谷上 3	いすみ市	谷上	中組
夷隅土木事務所	II-4313	谷上 4	いすみ市	谷上	一ヶ谷
夷隅土木事務所	II-4314	谷上 5	いすみ市	谷上	向根
夷隅土木事務所	II-4315	谷上 6	いすみ市	谷上	向根
夷隅土木事務所	II-4316	谷上 7	いすみ市	谷上	向根
夷隅土木事務所	II-4317	谷上 8	いすみ市	谷上	向根
夷隅土木事務所	II-4318	谷上 9	いすみ市	谷上	上組
夷隅土木事務所	II-4319	谷上 10	いすみ市	谷上	中組
夷隅土木事務所	II-4321	谷上 12	いすみ市	谷上	一ヶ谷
夷隅土木事務所	II-4322	谷上 13	いすみ市	谷上	枝村
夷隅土木事務所	II-4324	椎木 1	いすみ市	椎木	長坂
夷隅土木事務所	II-4325	椎木 2	いすみ市	椎木	長坂
夷隅土木事務所	II-4326	椎木 3	いすみ市	椎木	村岡
夷隅土木事務所	II-4327	椎木 4	いすみ市	椎木	村岡
夷隅土木事務所	II-4328	椎木 5	いすみ市	椎木	村岡
夷隅土木事務所	II-4329	椎木 6	いすみ市	椎木	根方
夷隅土木事務所	II-4330	岩熊 1	いすみ市	岩熊	上組
夷隅土木事務所	II-4331	岩熊 2	いすみ市	岩熊	八坂
夷隅土木事務所	II-4332	岩熊 3	いすみ市	岩熊	八坂
夷隅土木事務所	II-4333	岩熊 4	いすみ市	岩熊	八坂
夷隅土木事務所	II-4334	岩熊 5	いすみ市	岩熊	八坂
夷隅土木事務所	II-4335	岩熊 6	いすみ市	岩熊	八坂
夷隅土木事務所	II-4336	岩熊 7	いすみ市	岩熊	八坂
夷隅土木事務所	II-4337	岩熊 8	いすみ市	岩熊	上組
夷隅土木事務所	II-4339	岩熊 10	いすみ市	岩熊	中央
夷隅土木事務所	II-4340	岩熊 11	いすみ市	岩熊	中央
夷隅土木事務所	II-4341	岩熊 12	いすみ市	岩熊	中央
夷隅土木事務所	II-4342	岩熊 13	いすみ市	岩熊	中央
夷隅土木事務所	II-4343	岩熊 14	いすみ市	岩熊	金中
夷隅土木事務所	II-4344	岩熊 15	いすみ市	岩熊	土茂久美
夷隅土木事務所	II-4345	岩熊 16	いすみ市	岩熊	土茂久美
夷隅土木事務所	II-4346	岩熊 17	いすみ市	岩熊	土茂久美
夷隅土木事務所	II-4347	岩熊 18	いすみ市	岩熊	土茂久美
夷隅土木事務所	II-4348	岩熊 19	いすみ市	岩熊	金中
夷隅土木事務所	II-4349	岩熊 20	いすみ市	岩熊	金中
夷隅土木事務所	II-4350	岩熊 21	いすみ市	岩熊	松作
夷隅土木事務所	II-4351	岩熊 22	いすみ市	岩熊	松作

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
夷隅土木事務所	II-4352	岩熊 23	いすみ市	岩熊	須賀留田
夷隅土木事務所	II-4353	岩熊 24	いすみ市	岩熊	須賀留田
夷隅土木事務所	II-4354	岩熊 25	いすみ市	岩熊	土茂久美
夷隅土木事務所	II-4355	岩熊 26	いすみ市	岩熊	土茂久美
夷隅土木事務所	II-4356	岩熊 27	いすみ市	岩熊	土茂久美
夷隅土木事務所	II-4357	岩熊 28	いすみ市	岩熊	土茂久美
夷隅土木事務所	II-4358	岩熊 29	いすみ市	岩熊	土茂久美
夷隅土木事務所	II-4359	岩熊 30	いすみ市	岩熊	土茂久美
夷隅土木事務所	II-4360	中原 1	いすみ市	中原	太東
夷隅土木事務所	II-4361	中原 2	いすみ市	中原	太東
夷隅土木事務所	II-4362	中原 3	いすみ市	中原	太東
夷隅土木事務所	II-4363	中原 4	いすみ市	中原	太東
夷隅土木事務所	II-4364	中原 5	いすみ市	中原	太東
夷隅土木事務所	II-4365	中原 6	いすみ市	中原	太東
夷隅土木事務所	II-4366	中原 7	いすみ市	中原	太東
夷隅土木事務所	II-4367	中原 8	いすみ市	中原	太東
夷隅土木事務所	II-4368	市野々 1	いすみ市	市野々	中央
夷隅土木事務所	II-4369	市野々 2	いすみ市	市野々	中央
夷隅土木事務所	II-4370	市野々 3	いすみ市	市野々	中央
夷隅土木事務所	II-4371	市野々 4	いすみ市	市野々	中央
夷隅土木事務所	II-4372	市野々 5	いすみ市	市野々	中央
夷隅土木事務所	II-4373	市野々 6	いすみ市	市野々	下ノ谷
夷隅土木事務所	II-4374	市野々 7	いすみ市	市野々	下ノ谷
夷隅土木事務所	II-4375	市野々 8	いすみ市	市野々	下ノ谷
夷隅土木事務所	II-4376	榎沢 1	いすみ市	榎沢	上組
夷隅土木事務所	II-4377	榎沢 2	いすみ市	榎沢	上組
夷隅土木事務所	II-4378	榎沢 3	いすみ市	榎沢	上組
夷隅土木事務所	II-4379	榎沢 4	いすみ市	榎沢	上組
夷隅土木事務所	II-4380	榎沢 5	いすみ市	榎沢	上組
夷隅土木事務所	II-4381	榎沢 6	いすみ市	榎沢	上組
夷隅土木事務所	II-4382	榎沢 7	いすみ市	榎沢	上組
夷隅土木事務所	II-4383	榎沢 8	いすみ市	榎沢	上組
夷隅土木事務所	II-4384	榎沢 9	いすみ市	榎沢	上組
夷隅土木事務所	II-4385	榎沢 10	いすみ市	榎沢	上組
夷隅土木事務所	II-4386	榎沢 11	いすみ市	榎沢	上組
夷隅土木事務所	II-4387	榎沢 12	いすみ市	榎沢	上組
夷隅土木事務所	II-4388	榎沢 13	いすみ市	榎沢	上組
夷隅土木事務所	II-4389	榎沢 14	いすみ市	榎沢	上組
夷隅土木事務所	II-4390	榎沢 15	いすみ市	榎沢	上組
夷隅土木事務所	II-4391	榎沢 16	いすみ市	榎沢	上組
夷隅土木事務所	II-4392	榎沢 17	いすみ市	榎沢	第四
夷隅土木事務所	II-4393	榎沢 18	いすみ市	榎沢	第四
夷隅土木事務所	II-4394	榎沢 19	いすみ市	榎沢	第一
夷隅土木事務所	II-4395	榎沢 20	いすみ市	榎沢	第四
夷隅土木事務所	II-4396	榎沢 21	いすみ市	榎沢	第四
夷隅土木事務所	II-4397	榎沢 22	いすみ市	榎沢	第四
夷隅土木事務所	II-4398	榎沢 23	いすみ市	榎沢	第四
夷隅土木事務所	II-4399	榎沢 24	いすみ市	榎沢	第四

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
夷隅土木事務所	II-4400	榎沢 25	いすみ市	榎沢	第三
夷隅土木事務所	II-4401	榎沢 26	いすみ市	榎沢	第三
夷隅土木事務所	II-4402	榎沢 27	いすみ市	榎沢	第一
夷隅土木事務所	II-4403	榎沢 28	いすみ市	榎沢	第一
夷隅土木事務所	II-4404	桑田 1	いすみ市	桑田	笠拔
夷隅土木事務所	II-4405	桑田 2	いすみ市	桑田	下矢竹
夷隅土木事務所	II-4406	桑田 3	いすみ市	桑田	下矢竹
夷隅土木事務所	II-4407	桑田 4	いすみ市	桑田	下矢竹
夷隅土木事務所	II-4408	和泉 1	いすみ市	和泉	清附
夷隅土木事務所	II-4409	和泉 2	いすみ市	和泉	清附
夷隅土木事務所	II-4410	和泉 3	いすみ市	和泉	須ヶ谷
夷隅土木事務所	II-4411	和泉 4	いすみ市	和泉	門原
夷隅土木事務所	II-4412	和泉 5	いすみ市	和泉	門原
夷隅土木事務所	II-4414	和泉 7	いすみ市	和泉	門原
夷隅土木事務所	II-4415	和泉 8	いすみ市	和泉	志茂
夷隅土木事務所	II-4416	和泉 9	いすみ市	和泉	志茂
夷隅土木事務所	II-4417	和泉 10	いすみ市	和泉	志茂
夷隅土木事務所	II-4418	和泉 11	いすみ市	和泉	志茂
夷隅土木事務所	II-4419	三門 1	いすみ市	三門	中山
夷隅土木事務所	II-4420	三門 2	いすみ市	三門	東内越
夷隅土木事務所	II-4421	小沢又 1	夷隅郡大多喜町	小沢又	
夷隅土木事務所	II-4422	面白 1	夷隅郡大多喜町	面白	
夷隅土木事務所	II-4423	面白 2	夷隅郡大多喜町	面白	
夷隅土木事務所	II-4424	大田代 2	夷隅郡大多喜町	大田代	
夷隅土木事務所	II-4425	大田代 3	夷隅郡大多喜町	大田代	横瀬
夷隅土木事務所	II-4426	押沼 1	夷隅郡大多喜町	押沼	
夷隅土木事務所	II-4427	宇筒原 1	夷隅郡大多喜町	宇筒原	
夷隅土木事務所	II-4428	笛倉 1	夷隅郡大多喜町	笛倉	
夷隅土木事務所	II-4429	笛倉 2	夷隅郡大多喜町	笛倉	
夷隅土木事務所	II-4430	平沢 1	夷隅郡大多喜町	平沢	
夷隅土木事務所	II-4431	三条 1	夷隅郡大多喜町	三条	
夷隅土木事務所	II-4433	伊保田 1	夷隅郡大多喜町	伊保田	
夷隅土木事務所	II-4434	伊保田 2	夷隅郡大多喜町	伊保田	
夷隅土木事務所	II-4435	伊保田 3	夷隅郡大多喜町	伊保田	
夷隅土木事務所	II-4436	小田代 1	夷隅郡大多喜町	小田代	
夷隅土木事務所	II-4437	小田代 2	夷隅郡大多喜町	小田代	
夷隅土木事務所	II-4438	石神 1	夷隅郡大多喜町	石神	
夷隅土木事務所	II-4439	平塚 1	夷隅郡大多喜町	平塚	馬場内
夷隅土木事務所	II-4440	庄司 1	夷隅郡大多喜町	庄司	
夷隅土木事務所	II-4441	庄司 2	夷隅郡大多喜町	庄司	
夷隅土木事務所	II-4442	小苗 1	夷隅郡大多喜町	小苗	
夷隅土木事務所	II-4443	小苗 2	夷隅郡大多喜町	小苗	
夷隅土木事務所	II-4444	堀切 1	夷隅郡大多喜町	堀切	
夷隅土木事務所	II-4445	葛藤 3	夷隅郡大多喜町	葛藤	燕来
夷隅土木事務所	II-4446	大戸 1	夷隅郡大多喜町	大戸	
夷隅土木事務所	II-4447	大戸 2	夷隅郡大多喜町	大戸	
夷隅土木事務所	II-4448	上原 3	夷隅郡大多喜町	上原	
夷隅土木事務所	II-4449	上原 4	夷隅郡大多喜町	上原	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
夷隅土木事務所	II-4450	紙敷 1	夷隅郡大多喜町	紙敷	
夷隅土木事務所	II-4451	紙敷 2	夷隅郡大多喜町	紙敷	
夷隅土木事務所	II-4452	紙敷 3	夷隅郡大多喜町	紙敷	
夷隅土木事務所	II-4453	紙敷 4	夷隅郡大多喜町	紙敷	
夷隅土木事務所	II-4454	紙敷 5	夷隅郡大多喜町	紙敷	
夷隅土木事務所	II-4455	紙敷 6	夷隅郡大多喜町	紙敷	
夷隅土木事務所	II-4456	紙敷 7	夷隅郡大多喜町	紙敷	
夷隅土木事務所	II-4457	紙敷 8	夷隅郡大多喜町	紙敷	
夷隅土木事務所	II-4458	小谷松 1	夷隅郡大多喜町	小谷松	
夷隅土木事務所	II-4459	西部田 2	夷隅郡大多喜町	西部田	
夷隅土木事務所	II-4460	西部田 3	夷隅郡大多喜町	西部田	
夷隅土木事務所	II-4461	船子 1	夷隅郡大多喜町	船子	
夷隅土木事務所	II-4462	船子 2	夷隅郡大多喜町	船子	
夷隅土木事務所	II-4463	船子 3	夷隅郡大多喜町	船子	
夷隅土木事務所	II-4464	下大多喜 1	夷隅郡大多喜町	下大多喜	峰之越
夷隅土木事務所	II-4465	下大多喜 2	夷隅郡大多喜町	下大多喜	田代
夷隅土木事務所	II-4466	泉水 3	夷隅郡大多喜町	泉水	
夷隅土木事務所	II-4467	泉水 4	夷隅郡大多喜町	泉水	
夷隅土木事務所	II-4468	横山 3	夷隅郡大多喜町	横山	
夷隅土木事務所	II-4469	横山 4	夷隅郡大多喜町	横山	
夷隅土木事務所	II-4470	小土呂 3	夷隅郡大多喜町	小土呂	市部
夷隅土木事務所	II-4471	小土呂 4	夷隅郡大多喜町	小土呂	市部
夷隅土木事務所	II-4472	小土呂 5	夷隅郡大多喜町	小土呂	
夷隅土木事務所	II-4473	小土呂 6	夷隅郡大多喜町	小土呂	
夷隅土木事務所	II-4474	小土呂 7	夷隅郡大多喜町	小土呂	
夷隅土木事務所	II-4475	八声 2	夷隅郡大多喜町	八声	
夷隅土木事務所	II-4476	粟又 1	夷隅郡大多喜町	粟又	
夷隅土木事務所	II-4477	粟又 2	夷隅郡大多喜町	粟又	
夷隅土木事務所	II-4478	粟又 3	夷隅郡大多喜町	粟又	
夷隅土木事務所	II-4479	粟又 4	夷隅郡大多喜町	粟又	
夷隅土木事務所	II-4480	粟又 5	夷隅郡大多喜町	粟又	
夷隅土木事務所	II-4481	須賀谷 2	いすみ市	須賀谷	坂の谷
夷隅土木事務所	II-4482	須賀谷 3	いすみ市	須賀谷	坂の谷
夷隅土木事務所	II-4483	須賀谷 4	いすみ市	須賀谷	坂の谷
夷隅土木事務所	II-4484	須賀谷 5	いすみ市	須賀谷	坂の谷
夷隅土木事務所	II-4485	須賀谷 6	いすみ市	須賀谷	坂の谷
夷隅土木事務所	II-4486	須賀谷 7	いすみ市	須賀谷	坂の谷
夷隅土木事務所	II-4487	須賀谷 8	いすみ市	須賀谷	坂の谷
夷隅土木事務所	II-4488	須賀谷 9	いすみ市	須賀谷	坂の谷
夷隅土木事務所	II-4489	須賀谷 10	いすみ市	須賀谷	坂の谷
夷隅土木事務所	II-4490	須賀谷 11	いすみ市	須賀谷	上須賀谷
夷隅土木事務所	II-4491	須賀谷 12	いすみ市	須賀谷	上須賀谷
夷隅土木事務所	II-4492	須賀谷 13	いすみ市	須賀谷	上須賀谷
夷隅土木事務所	II-4493	須賀谷 14	いすみ市	須賀谷	上須賀谷
夷隅土木事務所	II-4494	須賀谷 15	いすみ市	須賀谷	上須賀谷
夷隅土木事務所	II-4495	須賀谷 16	いすみ市	須賀谷	上須賀谷
夷隅土木事務所	II-4496	須賀谷 17	いすみ市	須賀谷	上須賀谷
夷隅土木事務所	II-4497	須賀谷 18	いすみ市	須賀谷	上須賀谷

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
夷隅土木事務所	II-4498	須賀谷 19	いすみ市	須賀谷	上須賀谷
夷隅土木事務所	II-4499	須賀谷 20	いすみ市	須賀谷	西小倉
夷隅土木事務所	II-4500	須賀谷 21	いすみ市	須賀谷	東小倉
夷隅土木事務所	II-4501	須賀谷 22	いすみ市	須賀谷	東小倉
夷隅土木事務所	II-4502	須賀谷 23	いすみ市	須賀谷	東小倉
夷隅土木事務所	II-4503	須賀谷 24	いすみ市	須賀谷	下須賀谷
夷隅土木事務所	II-4504	須賀谷 25	いすみ市	須賀谷	下須賀谷
夷隅土木事務所	II-4505	須賀谷 26	いすみ市	須賀谷	下須賀谷
夷隅土木事務所	II-4506	須賀谷 27	いすみ市	須賀谷	下須賀谷
夷隅土木事務所	II-4507	須賀谷 28	いすみ市	須賀谷	下須賀谷
夷隅土木事務所	II-4508	小又井 1	いすみ市	小又井	
夷隅土木事務所	II-4509	小又井 2	いすみ市	小又井	
夷隅土木事務所	II-4510	小又井 3	いすみ市	小又井	
夷隅土木事務所	II-4511	神置 2	いすみ市	神置	上神置
夷隅土木事務所	II-4512	神置 3	いすみ市	神置	上神置
夷隅土木事務所	II-4513	神置 4	いすみ市	神置	峰谷
夷隅土木事務所	II-4514	神置 5	いすみ市	神置	峰谷
夷隅土木事務所	II-4515	小高 1	いすみ市	小高	西
夷隅土木事務所	II-4516	小高 2	いすみ市	小高	西
夷隅土木事務所	II-4517	小高 3	いすみ市	小高	西
夷隅土木事務所	II-4518	小高 4	いすみ市	小高	西
夷隅土木事務所	II-4519	小高 5	いすみ市	小高	西
夷隅土木事務所	II-4520	小高 6	いすみ市	小高	小高
夷隅土木事務所	II-4521	松丸 1	いすみ市	松丸	北中村
夷隅土木事務所	II-4522	松丸 2	いすみ市	松丸	北中村
夷隅土木事務所	II-4523	松丸 3	いすみ市	松丸	向台
夷隅土木事務所	II-4524	松丸 4	いすみ市	松丸	向台
夷隅土木事務所	II-4525	能実 1	いすみ市	能実	
夷隅土木事務所	II-4526	能実 2	いすみ市	能実	
夷隅土木事務所	II-4527	能実 3	いすみ市	能実	
夷隅土木事務所	II-4528	能実 4	いすみ市	能実	
夷隅土木事務所	II-4529	能実 5	いすみ市	能実	下
夷隅土木事務所	II-4530	能実 6	いすみ市	能実	下
夷隅土木事務所	II-4531	能実 7	いすみ市	能実	下
夷隅土木事務所	II-4532	能実 8	いすみ市	能実	下
夷隅土木事務所	II-4533	能実 9	いすみ市	能実	井元谷
夷隅土木事務所	II-4534	能実 10	いすみ市	能実	井元谷
夷隅土木事務所	II-4535	能実 11	いすみ市	能実	井元谷
夷隅土木事務所	II-4536	能実 12	いすみ市	能実	井元谷
夷隅土木事務所	II-4537	能実 13	いすみ市	能実	井元谷
夷隅土木事務所	II-4538	荻原 1	いすみ市	荻原	小原谷
夷隅土木事務所	II-4539	荻原 2	いすみ市	荻原	小原谷
夷隅土木事務所	II-4540	荻原 3	いすみ市	荻原	小原谷
夷隅土木事務所	II-4541	荻原 4	いすみ市	荻原	小原谷
夷隅土木事務所	II-4542	荻原 5	いすみ市	荻原	堀切谷
夷隅土木事務所	II-4543	荻原 6	いすみ市	荻原	堀切谷
夷隅土木事務所	II-4544	荻原 7	いすみ市	荻原	堀切谷
夷隅土木事務所	II-4545	荻原 8	いすみ市	荻原	堀切谷

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
夷隅土木事務所	II-4546	荻原 9	いすみ市	荻原	堀切谷
夷隅土木事務所	II-4547	荻原 10	いすみ市	荻原	堀切谷
夷隅土木事務所	II-4548	荻原 11	いすみ市	荻原	堀切谷
夷隅土木事務所	II-4549	荻原 12	いすみ市	荻原	神明前
夷隅土木事務所	II-4550	荻原 13	いすみ市	荻原	関谷
夷隅土木事務所	II-4551	荻原 14	いすみ市	荻原	関谷
夷隅土木事務所	II-4552	荻原 15	いすみ市	荻原	関谷
夷隅土木事務所	II-4553	荻原 16	いすみ市	荻原	関谷
夷隅土木事務所	II-4554	荻原 17	いすみ市	荻原	関谷
夷隅土木事務所	II-4555	荻原 18	いすみ市	荻原	古屋
夷隅土木事務所	II-4556	荻原 19	いすみ市	荻原	古屋
夷隅土木事務所	II-4557	荻原 20	いすみ市	荻原	古屋
夷隅土木事務所	II-4558	荻原 21	いすみ市	荻原	古屋
夷隅土木事務所	II-4559	荻原 22	いすみ市	荻原	糠田谷
夷隅土木事務所	II-4560	荻原 23	いすみ市	荻原	糠田谷
夷隅土木事務所	II-4561	荻原 24	いすみ市	荻原	糠田谷
夷隅土木事務所	II-4562	荻原 25	いすみ市	荻原	糠田谷
夷隅土木事務所	II-4563	荻原 26	いすみ市	荻原	糠田谷
夷隅土木事務所	II-4564	荻原 27	いすみ市	荻原	糠田谷
夷隅土木事務所	II-4565	荻原 28	いすみ市	荻原	糠田谷
夷隅土木事務所	II-4566	荻原 29	いすみ市	荻原	糠田谷
夷隅土木事務所	II-4567	荻原 30	いすみ市	荻原	深谷
夷隅土木事務所	II-4568	荻原 31	いすみ市	荻原	深谷
夷隅土木事務所	II-4569	荻原 32	いすみ市	荻原	小池
夷隅土木事務所	II-4570	深谷 1	いすみ市	深谷	根方
夷隅土木事務所	II-4571	深谷 2	いすみ市	深谷	根方
夷隅土木事務所	II-4572	深谷 3	いすみ市	深谷	根方
夷隅土木事務所	II-4573	万木 1	いすみ市	万木	城山
夷隅土木事務所	II-4574	万木 2	いすみ市	万木	城山
夷隅土木事務所	II-4575	万木 3	いすみ市	万木	城山
夷隅土木事務所	II-4576	万木 4	いすみ市	万木	
夷隅土木事務所	II-4577	作田 1	いすみ市	作田	西辺田
夷隅土木事務所	II-4578	作田 2	いすみ市	作田	西辺田
夷隅土木事務所	II-4579	作田 3	いすみ市	作田	上
夷隅土木事務所	II-4580	作田 4	いすみ市	作田	上
夷隅土木事務所	II-4581	作田 5	いすみ市	作田	下
夷隅土木事務所	II-4582	作田 6	いすみ市	作田	下
夷隅土木事務所	II-4583	作田 7	いすみ市	作田	下
夷隅土木事務所	II-4584	作田 8	いすみ市	作田	下
夷隅土木事務所	II-4585	八乙女 1	いすみ市	八乙女	
夷隅土木事務所	II-4586	八乙女 2	いすみ市	八乙女	
夷隅土木事務所	II-4587	八乙女 3	いすみ市	八乙女	
夷隅土木事務所	II-4588	八乙女 4	いすみ市	八乙女	
夷隅土木事務所	II-4589	増田 1	いすみ市	増田	
夷隅土木事務所	II-4590	増田 2	いすみ市	増田	
夷隅土木事務所	II-4591	正立寺 2	いすみ市	正立寺	
夷隅土木事務所	II-4592	正立寺 3	いすみ市	正立寺	
夷隅土木事務所	II-4593	柿和田 1	いすみ市	柿和田	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
夷隅土木事務所	II-4594	柿和田 2	いすみ市	柿和田	
夷隅土木事務所	II-4595	柿和田 3	いすみ市	柿和田	
夷隅土木事務所	II-4596	柿和田 4	いすみ市	柿和田	
夷隅土木事務所	II-4597	柿和田 5	いすみ市	柿和田	
夷隅土木事務所	II-4598	礼森 1	いすみ市	礼森	
夷隅土木事務所	II-4599	礼森 2	いすみ市	礼森	
夷隅土木事務所	II-4600	国府台 1	いすみ市	国府台	小倉
夷隅土木事務所	II-4601	国府台 2	いすみ市	国府台	小倉
夷隅土木事務所	II-4602	国府台 3	いすみ市	国府台	小倉
夷隅土木事務所	II-4603	国府台 4	いすみ市	国府台	小倉
夷隅土木事務所	II-4604	国府台 5	いすみ市	国府台	当呂
夷隅土木事務所	II-4605	大野 1	いすみ市	大野	神城寺
夷隅土木事務所	II-4606	大野 2	いすみ市	大野	神城寺
夷隅土木事務所	II-4607	大野 3	いすみ市	大野	神城寺
夷隅土木事務所	II-4608	大野 4	いすみ市	大野	礼曾
夷隅土木事務所	II-4609	大野 5	いすみ市	大野	中村台
夷隅土木事務所	II-4610	大野 6	いすみ市	大野	中村台
夷隅土木事務所	II-4611	大野 7	いすみ市	大野	長坂
夷隅土木事務所	II-4612	大野 8	いすみ市	大野	長坂
夷隅土木事務所	II-4613	大野 9	いすみ市	大野	越口
夷隅土木事務所	II-4614	大野 10	いすみ市	大野	越口
夷隅土木事務所	II-4615	大野 11	いすみ市	大野	
夷隅土木事務所	II-4616	大野 12	いすみ市	大野	坂の上
夷隅土木事務所	II-4617	大野 13	いすみ市	大野	荒木根
夷隅土木事務所	II-4618	大野 14	いすみ市	大野	荒木根
夷隅土木事務所	II-4619	大野 15	いすみ市	大野	川目
夷隅土木事務所	II-4620	大野 16	いすみ市	大野	川目
安房土木事務所	II-4621	太田学 1	鴨川市	太田学	
安房土木事務所	II-4622	太田学 2	鴨川市	太田学	
安房土木事務所	II-4623	太田学 3	鴨川市	太田学	
安房土木事務所	II-4624	打墨 1	鴨川市	打墨	
安房土木事務所	II-4625	打墨 2	鴨川市	打墨	
安房土木事務所	II-4626	打墨 3	鴨川市	打墨	
安房土木事務所	II-4628	打墨 5	鴨川市	打墨	
安房土木事務所	II-4629	粟斗 1	鴨川市	粟斗	
安房土木事務所	II-4630	粟斗 2	鴨川市	粟斗	
安房土木事務所	II-4631	粟斗 3	鴨川市	粟斗	
安房土木事務所	II-4632	粟斗 4	鴨川市	粟斗	
安房土木事務所	II-4633	和泉 1	鴨川市	和泉	
安房土木事務所	II-4634	和泉 2	鴨川市	和泉	
安房土木事務所	II-4635	和泉 3	鴨川市	和泉	
安房土木事務所	II-4636	西町	鴨川市	西町	
安房土木事務所	II-4637	東町 1	鴨川市	東町	
安房土木事務所	II-4638	東町 2	鴨川市	東町	
安房土木事務所	II-4639	江見東真門 1	鴨川市	江見東真門	
安房土木事務所	II-4640	江見東真門 2	鴨川市	江見東真門	
安房土木事務所	II-4641	江見太夫崎 1	鴨川市	江見太夫崎	
安房土木事務所	II-4642	江見太夫崎 2	鴨川市	江見太夫崎	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
安房土木事務所	II-4643	西江見 1	鴨川市	西江見	
安房土木事務所	II-4644	西江見 4	鴨川市	西江見	
安房土木事務所	II-4647	西江見 5	鴨川市	西江見	
安房土木事務所	II-4648	東江見 1	鴨川市	東江見	
安房土木事務所	II-4649	東江見 2	鴨川市	東江見	
安房土木事務所	II-4650	東江見 3	鴨川市	東江見	
安房土木事務所	II-4651	東江見 4	鴨川市	東江見	
安房土木事務所	II-4652	東江見 5	鴨川市	東江見	
安房土木事務所	II-4653	江見吉浦 1	鴨川市	江見吉浦	
安房土木事務所	II-4654	江見吉浦 2	鴨川市	江見吉浦	
安房土木事務所	II-4655	平塚 1	鴨川市	平塚	
安房土木事務所	II-4656	平塚 2	鴨川市	平塚	
安房土木事務所	II-4657	金束	鴨川市	金束	
安房土木事務所	II-4658	古畑 1	鴨川市	古畑	
安房土木事務所	II-4659	古畑 2	鴨川市	古畑	
安房土木事務所	II-4660	古畑 3	鴨川市	古畑	
安房土木事務所	II-4662	北風原	鴨川市	北風原	
安房土木事務所	II-4663	大幡	鴨川市	大幡	
安房土木事務所	II-4664	松尾寺 1	鴨川市	松尾寺	
安房土木事務所	II-4665	松尾寺 2	鴨川市	松尾寺	
安房土木事務所	II-4666	宮山 1	鴨川市	宮山	
安房土木事務所	II-4668	大川面 1	鴨川市	大川面	
安房土木事務所	II-4669	大川面 2	鴨川市	大川面	
安房土木事務所	II-4670	北小町 1	鴨川市	北小町	
安房土木事務所	II-4671	北小町 2	鴨川市	北小町	
安房土木事務所	II-4672	北小町 3	鴨川市	北小町	
安房土木事務所	II-4673	上小原	鴨川市	上小原	
安房土木事務所	II-4674	打墨 6	鴨川市	打墨	
安房土木事務所	II-4675	打墨 7	鴨川市	打墨	
安房土木事務所	II-4676	打墨 8	鴨川市	打墨	
安房土木事務所	II-4677	打墨 9	鴨川市	打墨	
安房土木事務所	II-4678	打墨 10	鴨川市	打墨	
安房土木事務所	II-4679	和泉 4	鴨川市	和泉	
安房土木事務所	II-4680	東町 3	鴨川市	東町	
安房土木事務所	II-4681	東町 4	鴨川市	東町	
安房土木事務所	II-4682	東町 5	鴨川市	東町	
安房土木事務所	II-4683	東町 6	鴨川市	東町	
安房土木事務所	II-4684	西 1	鴨川市	西	
安房土木事務所	II-4685	西 2	鴨川市	西	
安房土木事務所	II-4687	畑 1	鴨川市	畑	
安房土木事務所	II-4688	畑 2	鴨川市	畑	
安房土木事務所	II-4689	江見西山	鴨川市	江見西山	
安房土木事務所	II-4690	上三原 1	南房総市	上三原	
安房土木事務所	II-4691	上三原 2	南房総市	上三原	
安房土木事務所	II-4692	磯森	南房総市	磯森	
安房土木事務所	II-4693	上三原 3	南房総市	上三原	
安房土木事務所	II-4694	五十歳 1	南房総市	五十歳	
安房土木事務所	II-4695	上三原 4	南房総市	上三原	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
安房土木事務所	II-4696	上三原5	南房総市	上三原	
安房土木事務所	II-4697	布野1	南房総市	布野	
安房土木事務所	II-4698	布野2	南房総市	布野	
安房土木事務所	II-4699	上三原6	南房総市	上三原	
安房土木事務所	II-4700	五十蔵2	南房総市	五十蔵	
安房土木事務所	II-4701	小向1	南房総市	小向	
安房土木事務所	II-4702	小向2	南房総市	小向	
安房土木事務所	II-4703	小向3	南房総市	小向	
安房土木事務所	II-4704	小向4	南房総市	小向	
安房土木事務所	II-4705	黒岩1	南房総市	黒岩	
安房土木事務所	II-4706	黒岩2	南房総市	黒岩	
安房土木事務所	II-4707	黒岩3	南房総市	黒岩	
安房土木事務所	II-4708	黒岩4	南房総市	黒岩	
安房土木事務所	II-4709	道久保	南房総市	道久保	
安房土木事務所	II-4710	上三原7	南房総市	上三原	
安房土木事務所	II-4711	上三原8	南房総市	上三原	
安房土木事務所	II-4712	中三原1	南房総市	中三原	
安房土木事務所	II-4713	上三原9	南房総市	上三原	
安房土木事務所	II-4714	黒岩5	南房総市	黒岩	
安房土木事務所	II-4715	黒岩6	南房総市	黒岩	
安房土木事務所	II-4716	黒岩7	南房総市	黒岩	
安房土木事務所	II-4717	黒岩8	南房総市	黒岩	
安房土木事務所	II-4718	黒岩9	南房総市	黒岩	
安房土木事務所	II-4719	黒岩10	南房総市	黒岩	
安房土木事務所	II-4720	黒岩11	南房総市	黒岩	
安房土木事務所	II-4721	小川1	南房総市	小川	
安房土木事務所	II-4722	小川2	南房総市	小川	
安房土木事務所	II-4723	小川3	南房総市	小川	
安房土木事務所	II-4724	小川4	南房総市	小川	
安房土木事務所	II-4725	柴	南房総市	柴	
安房土木事務所	II-4726	仁我浦	南房総市	仁我浦	
安房土木事務所	II-4727	下三原1	南房総市	下三原	
安房土木事務所	II-4728	下三原2	南房総市	下三原	
安房土木事務所	II-4729	下三原3	南房総市	下三原	
安房土木事務所	II-4730	下三原4	南房総市	下三原	
安房土木事務所	II-4731	下三原5	南房総市	下三原	
安房土木事務所	II-4732	中三原2	南房総市	中三原	
安房土木事務所	II-4733	中三原3	南房総市	中三原	
安房土木事務所	II-4734	中三原4	南房総市	中三原	
安房土木事務所	II-4735	中三原5	南房総市	中三原	
安房土木事務所	II-4736	中三原6	南房総市	中三原	
安房土木事務所	II-4737	中三原7	南房総市	中三原	
安房土木事務所	II-4738	中三原8	南房総市	中三原	
安房土木事務所	II-4739	中三原9	南房総市	中三原	
安房土木事務所	II-4740	中三原10	南房総市	中三原	
安房土木事務所	II-4741	下三原6	南房総市	下三原	
安房土木事務所	II-4742	小川5	南房総市	小川	
安房土木事務所	II-4743	小川6	南房総市	小川	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
安房土木事務所	II-4744	小川7	南房総市	小川	
安房土木事務所	II-4745	白渚	南房総市	白渚	
安房土木事務所	II-4747	和田2	南房総市	和田	
安房土木事務所	II-4748	沼1	南房総市	沼	
安房土木事務所	II-4749	沼2	南房総市	沼	
安房土木事務所	II-4750	四方木1	鴨川市	四方木	
安房土木事務所	II-4751	四方木2	鴨川市	四方木	
安房土木事務所	II-4752	四方木3	鴨川市	四方木	
安房土木事務所	II-4753	四方木4	鴨川市	四方木	
安房土木事務所	II-4754	四方木5	鴨川市	四方木	
安房土木事務所	II-4755	四方木6	鴨川市	四方木	
安房土木事務所	II-4756	清澄1	鴨川市	清澄	
安房土木事務所	II-4757	清澄2	鴨川市	清澄	
安房土木事務所	II-4758	内浦1	鴨川市	内浦	
安房土木事務所	II-4759	清澄3	鴨川市	清澄	
安房土木事務所	II-4760	内浦2	鴨川市	内浦	
安房土木事務所	II-4761	内浦3	鴨川市	内浦	
安房土木事務所	II-4762	内浦4	鴨川市	内浦	
安房土木事務所	II-4763	内浦5	鴨川市	内浦	
安房土木事務所	II-4764	内浦6	鴨川市	内浦	
安房土木事務所	II-4765	内浦7	鴨川市	内浦	
安房土木事務所	II-4766	内浦8	鴨川市	内浦	
安房土木事務所	II-4767	内浦9	鴨川市	内浦	
安房土木事務所	II-4768	内浦10	鴨川市	内浦	
安房土木事務所	II-4769	内浦11	鴨川市	内浦	
安房土木事務所	II-4771	天津2	鴨川市	天津	
安房土木事務所	II-4772	天津3	鴨川市	天津	
安房土木事務所	II-4773	天津4	鴨川市	天津	
安房土木事務所	II-4774	天津5	鴨川市	天津	
安房土木事務所	II-4775	浜萩1	鴨川市	浜萩	
安房土木事務所	II-4776	浜萩2	鴨川市	浜萩	
安房土木事務所	II-4777	浜萩3	鴨川市	浜萩	
安房土木事務所	II-4778	浜萩4	鴨川市	浜萩	
安房土木事務所	II-4779	浜萩5	鴨川市	浜萩	
安房土木事務所	II-4780	天津6	鴨川市	天津	
安房土木事務所	II-4781	天津7	鴨川市	天津	
安房土木事務所	II-4782	天津8	鴨川市	天津	
安房土木事務所	II-4783	天津9	鴨川市	天津	
安房土木事務所	II-4784	天津10	鴨川市	天津	
安房土木事務所	II-4785	内浦12	鴨川市	内浦	
安房土木事務所	II-4786	小湊	鴨川市	小湊	
安房土木事務所	II-4787	内浦13	鴨川市	内浦	
安房土木事務所	II-4788	内浦14	鴨川市	内浦	
安房土木事務所	II-4789	船形1	館山市	船形	
安房土木事務所	II-4790	船形2	館山市	船形	
安房土木事務所	II-4791	川名	館山市	川名	
安房土木事務所	II-4792	小原1	館山市	小原	
安房土木事務所	II-4793	小原2	館山市	小原	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
安房土木事務所	II-4794	小原3	館山市	小原	
安房土木事務所	II-4795	小原4	館山市	小原	
安房土木事務所	II-4796	小原5	館山市	小原	
安房土木事務所	II-4797	小原6	館山市	小原	
安房土木事務所	II-4798	小原7	館山市	小原	
安房土木事務所	II-4799	小原8	館山市	小原	
安房土木事務所	II-4800	小原9	館山市	小原	
安房土木事務所	II-4801	小原10	館山市	小原	
安房土木事務所	II-4802	小原11	館山市	小原	
安房土木事務所	II-4803	小原12	館山市	小原	
安房土木事務所	II-4804	小原13	館山市	小原	
安房土木事務所	II-4805	正木1	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4806	正木2	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4807	正木3	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4808	正木4	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4809	正木5	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4810	正木6	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4811	正木7	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4812	正木8	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4813	正木9	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4814	正木10	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4815	正木11	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4816	正木12	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4817	正木13	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4818	正木14	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4819	正木15	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4820	正木16	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4821	正木17	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4822	那古	館山市	那古	
安房土木事務所	II-4823	小原14	館山市	小原	
安房土木事務所	II-4824	小原15	館山市	小原	
安房土木事務所	II-4825	正木18	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4826	正木19	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4827	正木20	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4828	正木21	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4829	正木22	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4830	正木23	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4831	正木24	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4832	正木25	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4833	正木26	館山市	正木	
安房土木事務所	II-4834	亀ヶ原1	館山市	亀ヶ原	
安房土木事務所	II-4835	亀ヶ原2	館山市	亀ヶ原	
安房土木事務所	II-4836	亀ヶ原3	館山市	亀ヶ原	
安房土木事務所	II-4837	亀ヶ原4	館山市	亀ヶ原	
安房土木事務所	II-4838	亀ヶ原5	館山市	亀ヶ原	
安房土木事務所	II-4839	亀ヶ原6	館山市	亀ヶ原	
安房土木事務所	II-4840	江田1	館山市	江田	
安房土木事務所	II-4841	江田2	館山市	江田	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
安房土木事務所	II-4842	竹原1	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4843	竹原2	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4844	竹原3	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4845	竹原4	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4846	竹原5	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4847	竹原6	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4848	江田3	館山市	江田	
安房土木事務所	II-4850	江田5	館山市	江田	
安房土木事務所	II-4851	江田6	館山市	江田	
安房土木事務所	II-4852	竹原7	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4853	竹原8	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4854	竹原9	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4856	竹原11	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4857	竹原12	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4858	竹原13	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4859	竹原14	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4860	竹原15	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4861	竹原16	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4862	竹原17	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4863	竹原18	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4864	竹原19	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4865	竹原20	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4866	竹原21	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4867	竹原22	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4868	竹原23	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4869	竹原24	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4870	竹原25	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4871	竹原26	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4872	竹原27	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4873	竹原28	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4874	竹原29	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4875	竹原30	館山市	竹原	
安房土木事務所	II-4876	大井1	館山市	大井	
安房土木事務所	II-4877	大井2	館山市	大井	
安房土木事務所	II-4878	大井3	館山市	大井	
安房土木事務所	II-4879	大井4	館山市	大井	
安房土木事務所	II-4880	大井5	館山市	大井	
安房土木事務所	II-4881	大井6	館山市	大井	
安房土木事務所	II-4882	大井7	館山市	大井	
安房土木事務所	II-4883	大井8	館山市	大井	
安房土木事務所	II-4884	大井9	館山市	大井	
安房土木事務所	II-4885	大井10	館山市	大井	
安房土木事務所	II-4886	大井11	館山市	大井	
安房土木事務所	II-4887	大井12	館山市	大井	
安房土木事務所	II-4888	大井13	館山市	大井	
安房土木事務所	II-4889	大井14	館山市	大井	
安房土木事務所	II-4890	大井15	館山市	大井	
安房土木事務所	II-4891	大井16	館山市	大井	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
安房土木事務所	II-4892	大井 17	館山市	大井	
安房土木事務所	II-4893	山本 1	館山市	山本	
安房土木事務所	II-4894	山本 2	館山市	山本	
安房土木事務所	II-4895	山本 3	館山市	山本	
安房土木事務所	II-4897	山本 5	館山市	山本	
安房土木事務所	II-4898	山本 6	館山市	山本	
安房土木事務所	II-4899	山本 7	館山市	山本	
安房土木事務所	II-4900	山本 8	館山市	山本	
安房土木事務所	II-4901	稲 1	館山市	稲	
安房土木事務所	II-4902	稲 2	館山市	稲	
安房土木事務所	II-4903	稲 3	館山市	稲	
安房土木事務所	II-4904	稲 4	館山市	稲	
安房土木事務所	II-4905	二子 1	館山市	二子	
安房土木事務所	II-4906	二子 2	館山市	二子	
安房土木事務所	II-4907	二子 3	館山市	二子	
安房土木事務所	II-4909	二子 5	館山市	二子	
安房土木事務所	II-4910	安東 1	館山市	安東	
安房土木事務所	II-4911	安東 2	館山市	安東	
安房土木事務所	II-4912	安東 3	館山市	安東	
安房土木事務所	II-4913	安東 4	館山市	安東	
安房土木事務所	II-4914	宝貝 1	館山市	宝貝	
安房土木事務所	II-4915	宝貝 2	館山市	宝貝	
安房土木事務所	II-4916	宝貝 3	館山市	宝貝	
安房土木事務所	II-4917	宝貝 4	館山市	宝貝	
安房土木事務所	II-4918	宝貝 5	館山市	宝貝	
安房土木事務所	II-4919	宝貝 6	館山市	宝貝	
安房土木事務所	II-4920	宝貝 7	館山市	宝貝	
安房土木事務所	II-4921	安東 5	館山市	安東	
安房土木事務所	II-4922	安東 6	館山市	安東	
安房土木事務所	II-4923	水岡 1	館山市	水岡	
安房土木事務所	II-4924	水岡 2	館山市	水岡	
安房土木事務所	II-4925	水岡 3	館山市	水岡	
安房土木事務所	II-4926	水岡 4	館山市	水岡	
安房土木事務所	II-4927	水岡 5	館山市	水岡	
安房土木事務所	II-4928	水岡 6	館山市	水岡	
安房土木事務所	II-4929	水岡 7	館山市	水岡	
安房土木事務所	II-4930	水岡 8	館山市	水岡	
安房土木事務所	II-4931	水岡 9	館山市	水岡	
安房土木事務所	II-4932	大井 18	館山市	大井	
安房土木事務所	II-4933	香 1	館山市	香	
安房土木事務所	II-4934	香 2	館山市	香	
安房土木事務所	II-4935	大賀	館山市	大賀	
安房土木事務所	II-4937	宮城 2	館山市	宮城	
安房土木事務所	II-4938	沼 1	館山市	沼	
安房土木事務所	II-4940	沼 3	館山市	沼	
安房土木事務所	II-4943	館山 2	館山市	館山	
安房土木事務所	II-4944	上真倉 1	館山市	上真倉	
安房土木事務所	II-4946	安布里 2	館山市	安布里	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
安房土木事務所	II-4947	安布里 3	館山市	安布里	
安房土木事務所	II-4949	安布里 5	館山市	安布里	
安房土木事務所	II-4950	安布里 6	館山市	安布里	
安房土木事務所	II-4951	山本 9	館山市	山本	
安房土木事務所	II-4952	山本 10	館山市	山本	
安房土木事務所	II-4953	大網	館山市	大網	
安房土木事務所	II-4954	南条 1	館山市	南条	
安房土木事務所	II-4955	南条 2	館山市	南条	
安房土木事務所	II-4956	南条 3	館山市	南条	
安房土木事務所	II-4957	南条 4	館山市	南条	
安房土木事務所	II-4958	南条 5	館山市	南条	
安房土木事務所	II-4959	南条 6	館山市	南条	
安房土木事務所	II-4960	南条 7	館山市	南条	
安房土木事務所	II-4961	南条 8	館山市	南条	
安房土木事務所	II-4962	南条 9	館山市	南条	
安房土木事務所	II-4963	南条 10	館山市	南条	
安房土木事務所	II-4964	飯沼 1	館山市	飯沼	
安房土木事務所	II-4965	飯沼 2	館山市	飯沼	
安房土木事務所	II-4966	飯沼 3	館山市	飯沼	
安房土木事務所	II-4967	古茂口 1	館山市	古茂口	
安房土木事務所	II-4968	古茂口 2	館山市	古茂口	
安房土木事務所	II-4969	古茂口 3	館山市	古茂口	
安房土木事務所	II-4970	古茂口 4	館山市	古茂口	
安房土木事務所	II-4971	古茂口 5	館山市	古茂口	
安房土木事務所	II-4972	古茂口 6	館山市	古茂口	
安房土木事務所	II-4973	古茂口 7	館山市	古茂口	
安房土木事務所	II-4974	古茂口 8	館山市	古茂口	
安房土木事務所	II-4975	古茂口 9	館山市	古茂口	
安房土木事務所	II-4976	古茂口 10	館山市	古茂口	
安房土木事務所	II-4977	古茂口 11	館山市	古茂口	
安房土木事務所	II-4978	古茂口 12	館山市	古茂口	
安房土木事務所	II-4979	古茂口 13	館山市	古茂口	
安房土木事務所	II-4980	古茂口 14	館山市	古茂口	
安房土木事務所	II-4981	古茂口 15	館山市	古茂口	
安房土木事務所	II-4982	古茂口 16	館山市	古茂口	
安房土木事務所	II-4983	宝貝 8	館山市	宝貝	
安房土木事務所	II-4984	宝貝 9	館山市	宝貝	
安房土木事務所	II-4985	宝貝 10	館山市	宝貝	
安房土木事務所	II-4986	宝貝 11	館山市	宝貝	
安房土木事務所	II-4987	宝貝 12	館山市	宝貝	
安房土木事務所	II-4988	宝貝 13	館山市	宝貝	
安房土木事務所	II-4989	水岡 10	館山市	水岡	
安房土木事務所	II-4990	水岡 11	館山市	水岡	
安房土木事務所	II-4991	水岡 12	館山市	水岡	
安房土木事務所	II-4992	水岡 13	館山市	水岡	
安房土木事務所	II-4993	水岡 14	館山市	水岡	
安房土木事務所	II-4994	水岡 15	館山市	水岡	
安房土木事務所	II-4995	水岡 16	館山市	水岡	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
安房土木事務所	II-4996	水岡 17	館山市	水岡	
安房土木事務所	II-4997	洲崎	館山市	洲崎	
安房土木事務所	II-4998	坂田 1	館山市	坂田	
安房土木事務所	II-4999	坂田 2	館山市	坂田	
安房土木事務所	II-5000	坂田 3	館山市	坂田	
安房土木事務所	II-5001	波佐間 1	館山市	波佐間	
安房土木事務所	II-5002	波佐間 2	館山市	波佐間	
安房土木事務所	II-5003	波佐間 3	館山市	波佐間	
安房土木事務所	II-5004	波佐間 4	館山市	波佐間	
安房土木事務所	II-5005	加賀名	館山市	加賀名	
安房土木事務所	II-5006	早物 1	館山市	早物	
安房土木事務所	II-5007	早物 2	館山市	早物	
安房土木事務所	II-5008	早物 3	館山市	早物	
安房土木事務所	II-5009	早物 4	館山市	早物	
安房土木事務所	II-5010	早物 5	館山市	早物	
安房土木事務所	II-5011	塩見 1	館山市	塩見	
安房土木事務所	II-5012	塩見 2	館山市	塩見	
安房土木事務所	II-5013	香 3	館山市	香	
安房土木事務所	II-5014	上真倉 2	館山市	上真倉	
安房土木事務所	II-5015	上真倉 3	館山市	上真倉	
安房土木事務所	II-5016	上真倉 4	館山市	上真倉	
安房土木事務所	II-5017	上真倉 5	館山市	上真倉	
安房土木事務所	II-5018	上真倉 6	館山市	上真倉	
安房土木事務所	II-5019	上真倉 7	館山市	上真倉	
安房土木事務所	II-5020	上真倉 8	館山市	上真倉	
安房土木事務所	II-5021	上真倉 9	館山市	上真倉	
安房土木事務所	II-5022	上真倉 10	館山市	上真倉	
安房土木事務所	II-5023	上真倉 11	館山市	上真倉	
安房土木事務所	II-5024	上真倉 12	館山市	上真倉	
安房土木事務所	II-5025	岡田 1	館山市	岡田	
安房土木事務所	II-5026	出野尾 1	館山市	出野尾	
安房土木事務所	II-5027	出野尾 2	館山市	出野尾	
安房土木事務所	II-5028	出野尾 3	館山市	出野尾	
安房土木事務所	II-5029	出野尾 4	館山市	出野尾	
安房土木事務所	II-5030	出野尾 5	館山市	出野尾	
安房土木事務所	II-5031	出野尾 6	館山市	出野尾	
安房土木事務所	II-5032	西長田 1	館山市	西長田	
安房土木事務所	II-5033	西長田 2	館山市	西長田	
安房土木事務所	II-5034	西長田 3	館山市	西長田	
安房土木事務所	II-5035	西長田 4	館山市	西長田	
安房土木事務所	II-5037	西長田 6	館山市	西長田	
安房土木事務所	II-5038	東長田 1	館山市	東長田	
安房土木事務所	II-5039	東長田 2	館山市	東長田	
安房土木事務所	II-5040	東長田 3	館山市	東長田	
安房土木事務所	II-5041	東長田 4	館山市	東長田	
安房土木事務所	II-5042	東長田 5	館山市	東長田	
安房土木事務所	II-5043	東長田 6	館山市	東長田	
安房土木事務所	II-5044	東長田 7	館山市	東長田	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
安房土木事務所	II-5045	東長田 8	館山市	東長田	
安房土木事務所	II-5046	東長田 9	館山市	東長田	
安房土木事務所	II-5047	東長田 10	館山市	東長田	
安房土木事務所	II-5048	東長田 11	館山市	東長田	
安房土木事務所	II-5049	東長田 12	館山市	東長田	
安房土木事務所	II-5050	東長田 13	館山市	東長田	
安房土木事務所	II-5051	東長田 14	館山市	東長田	
安房土木事務所	II-5052	大戸 1	館山市	大戸	
安房土木事務所	II-5053	大戸 2	館山市	大戸	
安房土木事務所	II-5054	南条 11	館山市	南条	
安房土木事務所	II-5055	作名 1	館山市	作名	
安房土木事務所	II-5056	作名 2	館山市	作名	
安房土木事務所	II-5057	作名 3	館山市	作名	
安房土木事務所	II-5058	作名 4	館山市	作名	
安房土木事務所	II-5059	作名 5	館山市	作名	
安房土木事務所	II-5061	作名 7	館山市	作名	
安房土木事務所	II-5062	作名 8	館山市	作名	
安房土木事務所	II-5063	作名 9	館山市	作名	
安房土木事務所	II-5064	作名 10	館山市	作名	
安房土木事務所	II-5065	古茂口 17	館山市	古茂口	
安房土木事務所	II-5066	古茂口 18	館山市	古茂口	
安房土木事務所	II-5067	山萩 1	館山市	山萩	
安房土木事務所	II-5068	山萩 2	館山市	山萩	
安房土木事務所	II-5069	山萩 3	館山市	山萩	
安房土木事務所	II-5070	山萩 4	館山市	山萩	
安房土木事務所	II-5071	山萩 5	館山市	山萩	
安房土木事務所	II-5072	山萩 6	館山市	山萩	
安房土木事務所	II-5073	山萩 7	館山市	山萩	
安房土木事務所	II-5074	古茂口 19	館山市	古茂口	
安房土木事務所	II-5075	古茂口 20	館山市	古茂口	
安房土木事務所	II-5076	山萩 8	館山市	山萩	
安房土木事務所	II-5077	山萩 9	館山市	山萩	
安房土木事務所	II-5078	伊戸	館山市	伊戸	
安房土木事務所	II-5079	布沼 1	館山市	布沼	
安房土木事務所	II-5080	布沼 2	館山市	布沼	
安房土木事務所	II-5081	布沼 3	館山市	布沼	
安房土木事務所	II-5082	布沼 4	館山市	布沼	
安房土木事務所	II-5083	布沼 5	館山市	布沼	
安房土木事務所	II-5084	布沼 6	館山市	布沼	
安房土木事務所	II-5085	茂名 1	館山市	茂名	
安房土木事務所	II-5086	茂名 2	館山市	茂名	
安房土木事務所	II-5087	茂名 3	館山市	茂名	
安房土木事務所	II-5088	茂名 4	館山市	茂名	
安房土木事務所	II-5089	茂名 5	館山市	茂名	
君津土木事務所	II-5090	茂名 6	木更津市	茂名	
君津土木事務所	II-5091	洲宮 1	木更津市	茂名	
君津土木事務所	II-5092	洲宮 2	木更津市	茂名	
君津土木事務所	II-5093	藤原 1	木更津市	藤原	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	II-5094	藤原 2	木更津市	藤原	
君津土木事務所	II-5095	藤原 3	木更津市	藤原	
君津土木事務所	II-5096	藤原 4	木更津市	藤原	
君津土木事務所	II-5097	藤原 5	木更津市	藤原	
君津土木事務所	II-5098	藤原 6	木更津市	藤原	
君津土木事務所	II-5099	岡田 2	木更津市	岡田	
君津土木事務所	II-5100	出野尾 7	木更津市	出野尾	
君津土木事務所	II-5101	出野尾 8	木更津市	出野尾	
君津土木事務所	II-5102	出野尾 9	木更津市	出野尾	
君津土木事務所	II-5103	出野尾 10	木更津市	出野尾	
君津土木事務所	II-5104	出野尾 11	木更津市	出野尾	
君津土木事務所	II-5105	西長田 7	木更津市	西長田	
君津土木事務所	II-5106	東長田 15	木更津市	東長田	
君津土木事務所	II-5107	東長田 16	木更津市	東長田	
君津土木事務所	II-5108	作名 11	木更津市	作名	
君津土木事務所	II-5109	藤原 7	木更津市	藤原	
君津土木事務所	II-5110	藤原 8	木更津市	藤原	
君津土木事務所	II-5111	佐野 1	木更津市	佐野	
君津土木事務所	II-5112	佐野 2	木更津市	佐野	
君津土木事務所	II-5113	佐野 3	木更津市	佐野	
君津土木事務所	II-5114	佐野 4	木更津市	佐野	
君津土木事務所	II-5115	佐野 5	木更津市	佐野	
君津土木事務所	II-5116	佐野 6	木更津市	佐野	
君津土木事務所	II-5117	神余 1	木更津市	神余	
君津土木事務所	II-5118	神余 2	木更津市	神余	
君津土木事務所	II-5119	神余 3	木更津市	神余	
君津土木事務所	II-5120	神余 4	木更津市	神余	
君津土木事務所	II-5121	神余 5	木更津市	神余	
君津土木事務所	II-5122	神余 6	木更津市	神余	
君津土木事務所	II-5123	神余 7	木更津市	神余	
君津土木事務所	II-5124	神余 8	木更津市	神余	
君津土木事務所	II-5125	畑 1	木更津市	畑	
君津土木事務所	II-5126	畑 2	木更津市	畑	
君津土木事務所	II-5127	畑 3	木更津市	畑	
君津土木事務所	II-5128	畑 4	木更津市	畑	
君津土木事務所	II-5129	畑 5	木更津市	畑	
君津土木事務所	II-5130	畑 6	木更津市	畑	
君津土木事務所	II-5131	畑 7	木更津市	畑	
君津土木事務所	II-5133	大神宮 1	木更津市	大神宮	
君津土木事務所	II-5134	大神宮 2	木更津市	大神宮	
君津土木事務所	II-5135	大神宮 3	木更津市	大神宮	
君津土木事務所	II-5136	大神宮 4	木更津市	大神宮	
君津土木事務所	II-5137	竜岡 1	木更津市	竜岡	
君津土木事務所	II-5138	竜岡 2	木更津市	竜岡	
君津土木事務所	II-5139	竜岡 3	木更津市	竜岡	
君津土木事務所	II-5140	神余 9	木更津市	神余	
君津土木事務所	II-5141	神余 10	木更津市	神余	
君津土木事務所	II-5142	神余 11	木更津市	神余	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	II-5143	神余 12	木更津市	神余	
君津土木事務所	II-5144	神余 13	木更津市	神余	
君津土木事務所	II-5145	神余 14	木更津市	神余	
君津土木事務所	II-5146	神余 15	木更津市	神余	
君津土木事務所	II-5147	神余 16	木更津市	神余	
君津土木事務所	II-5148	神余 17	木更津市	神余	
君津土木事務所	II-5149	神余 18	木更津市	神余	
君津土木事務所	II-5150	神余 19	木更津市	神余	
君津土木事務所	II-5151	神余 20	木更津市	神余	
君津土木事務所	II-5152	神余 21	木更津市	神余	
君津土木事務所	II-5153	神余 22	木更津市	神余	
君津土木事務所	II-5154	神余 23	木更津市	神余	
君津土木事務所	II-5155	神余 24	木更津市	神余	
君津土木事務所	II-5156	神余 25	木更津市	神余	
君津土木事務所	II-5157	神余 26	木更津市	神余	
君津土木事務所	II-5158	畑 8	木更津市	畑	
君津土木事務所	II-5159	布良 2	木更津市	布良	
君津土木事務所	II-5160	布良 3	木更津市	布良	
君津土木事務所	II-5161	布良 4	木更津市	布良	
君津土木事務所	II-5162	布良 5	木更津市	布良	
君津土木事務所	II-5163	布良 6	木更津市	布良	
君津土木事務所	II-5164	布良 7	木更津市	布良	
君津土木事務所	II-5165	布良 8	木更津市	布良	
君津土木事務所	II-5166	布良 9	木更津市	布良	
君津土木事務所	II-5167	大神宮 5	木更津市	大神宮	
君津土木事務所	II-5168	大神宮 6	木更津市	大神宮	
君津土木事務所	II-5169	大神宮 7	木更津市	大神宮	
安房土木事務所	II-5170	豊岡 1	南房総市	豊岡	
安房土木事務所	II-5171	豊岡 2	南房総市	豊岡	
安房土木事務所	II-5172	豊岡 3	南房総市	豊岡	
安房土木事務所	II-5173	南無谷 1	南房総市	南無谷	
安房土木事務所	II-5174	南無谷 2	南房総市	南無谷	
安房土木事務所	II-5175	居倉 1	南房総市	居倉	
安房土木事務所	II-5176	大津 1	南房総市	大津	
安房土木事務所	II-5177	南無谷 3	南房総市	南無谷	
安房土木事務所	II-5178	南無谷 4	南房総市	南無谷	
安房土木事務所	II-5179	南無谷 5	南房総市	南無谷	
安房土木事務所	II-5180	南無谷 6	南房総市	南無谷	
安房土木事務所	II-5181	南無谷 7	南房総市	南無谷	
安房土木事務所	II-5183	南無谷 9	南房総市	南無谷	
安房土木事務所	II-5184	丹生 1	南房総市	丹生	
安房土木事務所	II-5185	丹生 2	南房総市	丹生	
安房土木事務所	II-5186	丹生 3	南房総市	丹生	
安房土木事務所	II-5187	大津 2	南房総市	大津	
安房土木事務所	II-5188	大津 3	南房総市	大津	
安房土木事務所	II-5189	大津 4	南房総市	大津	
安房土木事務所	II-5192	豊岡 6	南房総市	豊岡	
安房土木事務所	II-5193	豊岡 7	南房総市	豊岡	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
安房土木事務所	II-5194	原岡1	南房総市	原岡	
安房土木事務所	II-5197	深名1	南房総市	深名	
安房土木事務所	II-5198	深名2	南房総市	深名	
安房土木事務所	II-5199	深名3	南房総市	深名	
安房土木事務所	II-5200	深名4	南房総市	深名	
安房土木事務所	II-5201	深名5	南房総市	深名	
安房土木事務所	II-5202	深名6	南房総市	深名	
安房土木事務所	II-5203	大津5	南房総市	大津	
安房土木事務所	II-5204	大津6	南房総市	大津	
安房土木事務所	II-5205	大津7	南房総市	大津	
安房土木事務所	II-5206	大津8	南房総市	大津	
安房土木事務所	II-5208	宮本2	南房総市	宮本	
安房土木事務所	II-5210	宮本4	南房総市	宮本	
安房土木事務所	II-5211	宮本5	南房総市	宮本	
安房土木事務所	II-5212	深名7	南房総市	深名	
安房土木事務所	II-5213	深名8	南房総市	深名	
安房土木事務所	II-5214	宮本6	南房総市	宮本	
安房土木事務所	II-5215	宮本7	南房総市	宮本	
安房土木事務所	II-5216	大津9	南房総市	宮本	
安房土木事務所	II-5217	宮本8	南房総市	宮本	
安房土木事務所	II-5218	宮本9	南房総市	宮本	
安房土木事務所	II-5219	宮本10	南房総市	宮本	
安房土木事務所	II-5220	多田良1	南房総市	多田良	
安房土木事務所	II-5221	多田良2	南房総市	多田良	
安房土木事務所	II-5222	多田良3	南房総市	多田良	
安房土木事務所	II-5224	福沢1	南房総市	福沢	
安房土木事務所	II-5225	福沢2	南房総市	福沢	
安房土木事務所	II-5226	福沢3	南房総市	福沢	
安房土木事務所	II-5227	福沢4	南房総市	福沢	
安房土木事務所	II-5228	福沢5	南房総市	福沢	
安房土木事務所	II-5229	福沢6	南房総市	福沢	
安房土木事務所	II-5230	福沢7	南房総市	福沢	
安房土木事務所	II-5231	福沢8	南房総市	福沢	
安房土木事務所	II-5232	福沢9	南房総市	福沢	
安房土木事務所	II-5233	福沢10	南房総市	福沢	
安房土木事務所	II-5234	福沢11	南房総市	福沢	
安房土木事務所	II-5235	福沢12	南房総市	福沢	
安房土木事務所	II-5236	福沢13	南房総市	福沢	
安房土木事務所	II-5237	福沢14	南房総市	福沢	
安房土木事務所	II-5239	福沢16	南房総市	福沢	
安房土木事務所	II-5240	居倉2	南房総市	居倉	
安房土木事務所	II-5241	居倉3	南房総市	居倉	
安房土木事務所	II-5242	大津10	南房総市	大津	
安房土木事務所	II-5243	大津11	南房総市	大津	
安房土木事務所	II-5244	大津12	南房総市	大津	
安房土木事務所	II-5245	大津13	南房総市	大津	
安房土木事務所	II-5247	居倉4	南房総市	居倉	
安房土木事務所	II-5248	手取1	南房総市	手取	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
安房土木事務所	II-5249	手取2	南房総市	手取	
安房土木事務所	II-5250	手取3	南房総市	手取	
安房土木事務所	II-5251	手取4	南房総市	手取	
安房土木事務所	II-5252	手取5	南房総市	手取	
安房土木事務所	II-5253	大津15	南房総市	大津	
安房土木事務所	II-5255	大津17	南房総市	大津	
安房土木事務所	II-5256	荒川1	南房総市	荒川	
安房土木事務所	II-5257	荒川2	南房総市	荒川	
安房土木事務所	II-5258	荒川3	南房総市	荒川	
安房土木事務所	II-5259	久枝1	南房総市	久枝	
安房土木事務所	II-5260	久枝2	南房総市	久枝	
安房土木事務所	II-5261	久枝3	南房総市	久枝	
安房土木事務所	II-5262	久枝4	南房総市	久枝	
安房土木事務所	II-5263	検儀谷1	南房総市	検儀谷	
安房土木事務所	II-5264	検儀谷2	南房総市	検儀谷	
安房土木事務所	II-5265	検儀谷3	南房総市	検儀谷	
安房土木事務所	II-5266	検儀谷4	南房総市	検儀谷	
安房土木事務所	II-5267	検儀谷5	南房総市	検儀谷	
安房土木事務所	II-5268	検儀谷6	南房総市	検儀谷	
安房土木事務所	II-5269	検儀谷7	南房総市	検儀谷	
安房土木事務所	II-5270	検儀谷8	南房総市	検儀谷	
安房土木事務所	II-5271	検儀谷9	南房総市	検儀谷	
安房土木事務所	II-5272	市部1	南房総市	市部	
安房土木事務所	II-5273	市部2	南房総市	市部	
安房土木事務所	II-5274	二部1	南房総市	二部	
安房土木事務所	II-5275	二部2	南房総市	二部	
安房土木事務所	II-5278	二部5	南房総市	二部	
安房土木事務所	II-5279	二部6	南房総市	二部	
安房土木事務所	II-5280	二部7	南房総市	二部	
安房土木事務所	II-5281	二部8	南房総市	二部	
安房土木事務所	II-5282	二部9	南房総市	二部	
安房土木事務所	II-5283	二部10	南房総市	二部	
安房土木事務所	II-5284	井野1	南房総市	井野	
安房土木事務所	II-5285	井野2	南房総市	井野	
安房土木事務所	II-5286	井野3	南房総市	井野	
安房土木事務所	II-5287	川上1	南房総市	川上	
安房土木事務所	II-5288	川上2	南房総市	川上	
安房土木事務所	II-5289	川上3	南房総市	川上	
安房土木事務所	II-5290	平久里中1	南房総市	平久里中	
安房土木事務所	II-5291	平久里中2	南房総市	平久里中	
安房土木事務所	II-5292	平久里中3	南房総市	平久里中	
安房土木事務所	II-5293	平久里中4	南房総市	平久里中	
安房土木事務所	II-5294	二部11	南房総市	二部	
安房土木事務所	II-5295	二部12	南房総市	二部	
安房土木事務所	II-5296	二部13	南房総市	二部	
安房土木事務所	II-5297	二部14	南房総市	二部	
安房土木事務所	II-5298	合戸1	南房総市	合戸	
安房土木事務所	II-5299	合戸2	南房総市	合戸	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
安房土木事務所	II-5301	合戸4	南房総市	合戸	
安房土木事務所	II-5302	合戸5	南房総市	合戸	
安房土木事務所	II-5303	宮谷1	南房総市	宮谷	
安房土木事務所	II-5304	宮谷2	南房総市	宮谷	
安房土木事務所	II-5305	高崎1	南房総市	高崎	
安房土木事務所	II-5306	高崎2	南房総市	高崎	
安房土木事務所	II-5307	高崎3	南房総市	高崎	
安房土木事務所	II-5308	高崎4	南房総市	高崎	
安房土木事務所	II-5309	高崎5	南房総市	高崎	
安房土木事務所	II-5310	高崎6	南房総市	高崎	
安房土木事務所	II-5311	合戸6	南房総市	合戸	
安房土木事務所	II-5312	宮谷3	南房総市	宮谷	
安房土木事務所	II-5313	宮谷4	南房総市	宮谷	
安房土木事務所	II-5314	吉沢1	南房総市	吉沢	
安房土木事務所	II-5315	吉沢2	南房総市	吉沢	
安房土木事務所	II-5316	吉沢3	南房総市	吉沢	
安房土木事務所	II-5317	吉沢4	南房総市	吉沢	
安房土木事務所	II-5318	吉沢5	南房総市	吉沢	
安房土木事務所	II-5319	吉沢6	南房総市	吉沢	
安房土木事務所	II-5320	平久里下1	南房総市	平久里下	
安房土木事務所	II-5321	平久里下2	南房総市	平久里下	
安房土木事務所	II-5322	平久里下3	南房総市	平久里下	
安房土木事務所	II-5323	平久里下4	南房総市	平久里下	
安房土木事務所	II-5324	平久里下5	南房総市	平久里下	
安房土木事務所	II-5325	平久里下6	南房総市	平久里下	
安房土木事務所	II-5326	平久里下7	南房総市	平久里下	
安房土木事務所	II-5327	平久里下8	南房総市	平久里下	
安房土木事務所	II-5328	平久里下9	南房総市	平久里下	
安房土木事務所	II-5329	平久里下10	南房総市	平久里下	
安房土木事務所	II-5330	平久里下11	南房総市	平久里下	
安房土木事務所	II-5331	山田	南房総市	山田	
安房土木事務所	II-5333	小浦2	南房総市	小浦	
安房土木事務所	II-5334	小浦3	南房総市	小浦	
安房土木事務所	II-5335	小浦4	南房総市	小浦	
安房土木事務所	II-5336	小浦5	南房総市	小浦	
安房土木事務所	II-5337	小浦6	南房総市	小浦	
安房土木事務所	II-5338	小浦7	南房総市	小浦	
安房土木事務所	II-5339	犬掛1	南房総市	犬掛	
安房土木事務所	II-5340	犬掛2	南房総市	犬掛	
安房土木事務所	II-5341	犬掛3	南房総市	犬掛	
安房土木事務所	II-5343	元名2	安房郡鋸南町	元名	
安房土木事務所	II-5345	保田1	安房郡鋸南町	保田	
安房土木事務所	II-5346	小保田1	安房郡鋸南町	小保田	
安房土木事務所	II-5347	小保田2	安房郡鋸南町	小保田	
安房土木事務所	II-5348	小保田3	安房郡鋸南町	小保田	
安房土木事務所	II-5349	小保田4	安房郡鋸南町	小保田	
安房土木事務所	II-5350	市井原1	安房郡鋸南町	市井原	
安房土木事務所	II-5351	市井原2	安房郡鋸南町	市井原	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
安房土木事務所	II-5352	市井原3	安房郡鋸南町	市井原	
安房土木事務所	II-5353	元名4	安房郡鋸南町	元名	
安房土木事務所	II-5354	元名5	安房郡鋸南町	元名	
安房土木事務所	II-5355	元名6	安房郡鋸南町	元名	
安房土木事務所	II-5356	元名7	安房郡鋸南町	元名	
安房土木事務所	II-5357	保田2	安房郡鋸南町	保田	
安房土木事務所	II-5358	保田3	安房郡鋸南町	保田	
安房土木事務所	II-5359	保田4	安房郡鋸南町	保田	
安房土木事務所	II-5360	保田5	安房郡鋸南町	保田	
安房土木事務所	II-5361	保田6	安房郡鋸南町	保田	
安房土木事務所	II-5362	保田7	安房郡鋸南町	保田	
安房土木事務所	II-5363	大帷子1	安房郡鋸南町	大帷子	
安房土木事務所	II-5365	大帷子3	安房郡鋸南町	大帷子	
安房土木事務所	II-5366	大帷子4	安房郡鋸南町	大帷子	
安房土木事務所	II-5367	小保田5	安房郡鋸南町	小保田	
安房土木事務所	II-5368	小保田6	安房郡鋸南町	小保田	
安房土木事務所	II-5369	小保田7	安房郡鋸南町	小保田	
安房土木事務所	II-5370	小保田8	安房郡鋸南町	小保田	
安房土木事務所	II-5371	小保田9	安房郡鋸南町	小保田	
安房土木事務所	II-5373	小保田11	安房郡鋸南町	小保田	
安房土木事務所	II-5374	小保田12	安房郡鋸南町	小保田	
安房土木事務所	II-5375	市井原4	安房郡鋸南町	市井原	
安房土木事務所	II-5376	市井原5	安房郡鋸南町	市井原	
安房土木事務所	II-5377	市井原6	安房郡鋸南町	市井原	
安房土木事務所	II-5378	市井原7	安房郡鋸南町	市井原	
安房土木事務所	II-5379	市井原8	安房郡鋸南町	市井原	
安房土木事務所	II-5380	横根1	安房郡鋸南町	横根	
安房土木事務所	II-5381	横根2	安房郡鋸南町	横根	
安房土木事務所	II-5382	横根3	安房郡鋸南町	横根	
安房土木事務所	II-5383	横根4	安房郡鋸南町	横根	
安房土木事務所	II-5384	横根5	安房郡鋸南町	横根	
安房土木事務所	II-5385	大崩1	安房郡鋸南町	大崩	
安房土木事務所	II-5386	大帷子5	安房郡鋸南町	大帷子	
安房土木事務所	II-5387	大帷子6	安房郡鋸南町	大帷子	
安房土木事務所	II-5388	大帷子7	安房郡鋸南町	大帷子	
安房土木事務所	II-5389	吉浜	安房郡鋸南町	吉浜	
安房土木事務所	II-5390	大六1	安房郡鋸南町	大六	
安房土木事務所	II-5391	江月1	安房郡鋸南町	江月	
安房土木事務所	II-5392	江月2	安房郡鋸南町	江月	
安房土木事務所	II-5393	江月3	安房郡鋸南町	江月	
安房土木事務所	II-5394	江月4	安房郡鋸南町	江月	
安房土木事務所	II-5395	中佐久間1	安房郡鋸南町	中佐久間	
安房土木事務所	II-5396	大崩2	安房郡鋸南町	大崩	
安房土木事務所	II-5397	大崩3	安房郡鋸南町	大崩	
安房土木事務所	II-5398	大崩4	安房郡鋸南町	大崩	
安房土木事務所	II-5399	大崩5	安房郡鋸南町	大崩	
安房土木事務所	II-5400	大崩6	安房郡鋸南町	大崩	
安房土木事務所	II-5401	大崩7	安房郡鋸南町	大崩	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
安房土木事務所	II-5505	山下4	南房総市	山下	
安房土木事務所	II-5506	山下5	南房総市	山下	
安房土木事務所	II-5507	山下6	南房総市	山下	
安房土木事務所	II-5508	山下7	南房総市	山下	
安房土木事務所	II-5509	海老敷1	南房総市	海老敷	
安房土木事務所	II-5511	海老敷3	南房総市	海老敷	
安房土木事務所	II-5512	海老敷4	南房総市	海老敷	
安房土木事務所	II-5513	海老敷5	南房総市	海老敷	
安房土木事務所	II-5514	海老敷6	南房総市	海老敷	
安房土木事務所	II-5515	海老敷7	南房総市	海老敷	
安房土木事務所	II-5516	海老敷8	南房総市	海老敷	
安房土木事務所	II-5517	海老敷9	南房総市	海老敷	
安房土木事務所	II-5518	海老敷10	南房総市	海老敷	
安房土木事務所	II-5519	海老敷11	南房総市	海老敷	
安房土木事務所	II-5520	川田1	南房総市	川田	
安房土木事務所	II-5521	川田2	南房総市	川田	
安房土木事務所	II-5522	川田3	南房総市	川田	
安房土木事務所	II-5523	山名1	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5524	山名2	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5525	山名3	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5526	山名4	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5527	山名5	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5528	山名6	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5529	山名7	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5531	山名9	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5532	山名10	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5533	山名11	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5534	山名12	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5535	山名13	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5536	山名14	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5537	山名15	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5538	山名16	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5540	山名18	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5541	山名19	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5542	山名20	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5543	山名21	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5544	山名22	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5545	山名23	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5546	山名24	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5547	山名25	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5548	山名26	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5549	山名27	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5550	山名28	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5551	山名29	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5552	山名30	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5553	山名31	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5554	山名32	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5555	山名33	南房総市	山名	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
安房土木事務所	II-5556	山名34	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5557	山名35	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5558	山名36	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5559	山名37	南房総市	山名	
安房土木事務所	II-5560	下堀1	南房総市	下堀	
安房土木事務所	II-5561	下堀2	南房総市	下堀	
安房土木事務所	II-5562	下堀3	南房総市	下堀	
安房土木事務所	II-5563	下堀4	南房総市	下堀	
安房土木事務所	II-5564	下堀5	南房総市	下堀	
安房土木事務所	II-5565	谷向1	南房総市	谷向	
安房土木事務所	II-5566	谷向2	南房総市	谷向	
安房土木事務所	II-5567	池之内1	南房総市	池之内	
安房土木事務所	II-5568	池之内2	南房総市	池之内	
安房土木事務所	II-5569	池之内3	南房総市	池之内	
安房土木事務所	II-5570	池之内4	南房総市	池之内	
安房土木事務所	II-5571	池之内5	南房総市	池之内	
安房土木事務所	II-5572	池之内6	南房総市	池之内	
安房土木事務所	II-5573	池之内7	南房総市	池之内	
安房土木事務所	II-5574	池之内8	南房総市	池之内	
安房土木事務所	II-5575	池之内9	南房総市	池之内	
安房土木事務所	II-5576	池之内10	南房総市	池之内	
安房土木事務所	II-5577	池之内11	南房総市	池之内	
安房土木事務所	II-5578	本織1	南房総市	本織	
安房土木事務所	II-5579	本織2	南房総市	本織	
安房土木事務所	II-5580	本織3	南房総市	本織	
安房土木事務所	II-5581	本織4	南房総市	本織	
安房土木事務所	II-5582	本織5	南房総市	本織	
安房土木事務所	II-5583	中1	南房総市	中	
安房土木事務所	II-5584	中2	南房総市	中	
安房土木事務所	II-5585	中3	南房総市	中	
安房土木事務所	II-5586	中4	南房総市	中	
安房土木事務所	II-5587	中5	南房総市	中	
安房土木事務所	II-5588	中6	南房総市	中	
安房土木事務所	II-5589	中7	南房総市	中	
安房土木事務所	II-5590	御庄1	南房総市	御庄	
安房土木事務所	II-5591	御庄2	南房総市	御庄	
安房土木事務所	II-5592	御庄3	南房総市	御庄	
安房土木事務所	II-5593	御庄4	南房総市	御庄	
安房土木事務所	II-5594	御庄5	南房総市	御庄	
安房土木事務所	II-5595	御庄6	南房総市	御庄	
安房土木事務所	II-5596	御庄7	南房総市	御庄	
安房土木事務所	II-5597	中8	南房総市	中	
安房土木事務所	II-5598	中9	南房総市	中	
安房土木事務所	II-5599	根本1	南房総市	根本	
安房土木事務所	II-5600	滝口1	南房総市	滝口	
安房土木事務所	II-5601	滝口2	南房総市	滝口	
安房土木事務所	II-5602	滝口3	南房総市	滝口	
安房土木事務所	II-5603	滝口4	南房総市	滝口	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
安房土木事務所	II-5604	白浜	南房総市	白浜	
安房土木事務所	II-5606	宇田 1	南房総市	宇田	
安房土木事務所	II-5607	宇田 2	南房総市	宇田	
安房土木事務所	II-5608	宇田 3	南房総市	宇田	
安房土木事務所	II-5609	宇田 4	南房総市	宇田	
安房土木事務所	II-5610	久保 1	南房総市	久保	
安房土木事務所	II-5611	久保 2	南房総市	久保	
安房土木事務所	II-5612	久保 3	南房総市	久保	
安房土木事務所	II-5614	久保 5	南房総市	久保	
安房土木事務所	II-5615	久保 6	南房総市	久保	
安房土木事務所	II-5616	久保 7	南房総市	久保	
安房土木事務所	II-5617	瀬戸 1	南房総市	瀬戸	
安房土木事務所	II-5618	宇田 5	南房総市	宇田	
安房土木事務所	II-5619	宇田 6	南房総市	宇田	
安房土木事務所	II-5620	宇田 7	南房総市	宇田	
安房土木事務所	II-5621	宇田 8	南房総市	宇田	
安房土木事務所	II-5622	宇田 9	南房総市	宇田	
安房土木事務所	II-5623	大貫 1	南房総市	大貫	
安房土木事務所	II-5624	大貫 2	南房総市	大貫	
安房土木事務所	II-5625	大貫 3	南房総市	大貫	
安房土木事務所	II-5626	大貫 4	南房総市	大貫	
安房土木事務所	II-5627	大貫 5	南房総市	大貫	
安房土木事務所	II-5628	大貫 6	南房総市	大貫	
安房土木事務所	II-5629	川戸 1	南房総市	川戸	
安房土木事務所	II-5630	川戸 2	南房総市	川戸	
安房土木事務所	II-5631	川戸 3	南房総市	川戸	
安房土木事務所	II-5632	川戸 4	南房総市	川戸	
安房土木事務所	II-5633	川戸 5	南房総市	川戸	
安房土木事務所	II-5634	川戸 6	南房総市	川戸	
安房土木事務所	II-5635	宇田 10	南房総市	宇田	
安房土木事務所	II-5636	川戸 7	南房総市	川戸	
安房土木事務所	II-5637	川戸 8	南房総市	川戸	
安房土木事務所	II-5638	瀬戸 2	南房総市	瀬戸	
安房土木事務所	II-5639	北朝夷 1	南房総市	北朝夷	
安房土木事務所	II-5640	北朝夷 2	南房総市	北朝夷	
安房土木事務所	II-5641	北朝夷 3	南房総市	北朝夷	
安房土木事務所	II-5642	北朝夷 4	南房総市	北朝夷	
安房土木事務所	II-5643	大貫 7	南房総市	大貫	
安房土木事務所	II-5644	大貫 8	南房総市	大貫	
安房土木事務所	II-5645	大貫 9	南房総市	大貫	
安房土木事務所	II-5646	大貫 10	南房総市	大貫	
安房土木事務所	II-5647	大貫 11	南房総市	大貫	
安房土木事務所	II-5648	大貫 12	南房総市	大貫	
安房土木事務所	II-5649	大貫 13	南房総市	大貫	
安房土木事務所	II-5650	大貫 14	南房総市	大貫	
安房土木事務所	II-5651	大貫 15	南房総市	大貫	
安房土木事務所	II-5652	大貫 16	南房総市	大貫	
安房土木事務所	II-5653	大貫 17	南房総市	大貫	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
安房土木事務所	II-5654	大貫 18	南房総市	大貫	
安房土木事務所	II-5655	大貫 19	南房総市	大貫	
安房土木事務所	II-5656	大貫 20	南房総市	大貫	
安房土木事務所	II-5657	大貫 21	南房総市	大貫	
安房土木事務所	II-5658	大貫 22	南房総市	大貫	
安房土木事務所	II-5659	大貫 23	南房総市	大貫	
安房土木事務所	II-5660	川戸 9	南房総市	川戸	
安房土木事務所	II-5661	川戸 10	南房総市	川戸	
安房土木事務所	II-5662	川戸 11	南房総市	川戸	
安房土木事務所	II-5663	川戸 12	南房総市	川戸	
安房土木事務所	II-5664	川戸 13	南房総市	川戸	
安房土木事務所	II-5665	北朝夷 5	南房総市	北朝夷	
安房土木事務所	II-5666	南朝夷 1	南房総市	南朝夷	
安房土木事務所	II-5667	南朝夷 2	南房総市	南朝夷	
安房土木事務所	II-5668	南朝夷 3	南房総市	南朝夷	
安房土木事務所	II-5669	南朝夷 4	南房総市	南朝夷	
安房土木事務所	II-5670	南朝夷 5	南房総市	南朝夷	
安房土木事務所	II-5671	南朝夷 6	南房総市	南朝夷	
安房土木事務所	II-5672	南朝夷 7	南房総市	南朝夷	
安房土木事務所	II-5673	千田	南房総市	千田	
安房土木事務所	II-5674	大川	南房総市	大川	
安房土木事務所	II-5675	白間津	南房総市	白間津	
安房土木事務所	II-5676	宮下 1	南房総市	宮下	
安房土木事務所	II-5677	宮下 2	南房総市	宮下	
安房土木事務所	II-5678	宮下元御子神 1	南房総市	宮下元御子神	
安房土木事務所	II-5679	宮下元御子神 2	南房総市	宮下元御子神	
安房土木事務所	II-5680	宮下元御子神 3	南房総市	宮下元御子神	
安房土木事務所	II-5681	宮下元御子神 4	南房総市	宮下元御子神	
安房土木事務所	II-5682	宮下元御子神 5	南房総市	宮下元御子神	
安房土木事務所	II-5683	宮下 3	南房総市	宮下	
安房土木事務所	II-5684	宮下 4	南房総市	宮下	
安房土木事務所	II-5685	宮下 5	南房総市	宮下	
安房土木事務所	II-5686	宮下 6	南房総市	宮下	
安房土木事務所	II-5687	宮下 7	南房総市	宮下	
安房土木事務所	II-5688	宮下 8	南房総市	宮下	
安房土木事務所	II-5689	宮下 9	南房総市	宮下	
安房土木事務所	II-5690	宮下 10	南房総市	宮下	
安房土木事務所	II-5691	石堂原	南房総市	石堂原	
安房土木事務所	II-5692	川谷 1	南房総市	川谷	
安房土木事務所	II-5693	川谷 2	南房総市	川谷	
安房土木事務所	II-5694	川谷 3	南房総市	川谷	
安房土木事務所	II-5695	川谷 4	南房総市	川谷	
安房土木事務所	II-5696	川谷 5	南房総市	川谷	
安房土木事務所	II-5697	川谷 6	南房総市	川谷	
安房土木事務所	II-5698	川谷 7	南房総市	川谷	
安房土木事務所	II-5699	川谷 8	南房総市	川谷	
安房土木事務所	II-5700	川谷 9	南房総市	川谷	
安房土木事務所	II-5701	川谷 10	南房総市	川谷	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
安房土木事務所	II-5702	川谷 11	南房総市	川谷	
安房土木事務所	II-5703	川谷 12	南房総市	川谷	
安房土木事務所	II-5704	川谷 13	南房総市	川谷	
安房土木事務所	II-5705	川谷 14	南房総市	川谷	
安房土木事務所	II-5706	珠師ヶ谷 1	南房総市	珠師ヶ谷	
安房土木事務所	II-5707	珠師ヶ谷 2	南房総市	珠師ヶ谷	
安房土木事務所	II-5708	珠師ヶ谷 3	南房総市	珠師ヶ谷	
安房土木事務所	II-5709	珠師ヶ谷 4	南房総市	珠師ヶ谷	
安房土木事務所	II-5710	珠師ヶ谷 5	南房総市	珠師ヶ谷	
安房土木事務所	II-5711	珠師ヶ谷 6	南房総市	珠師ヶ谷	
安房土木事務所	II-5712	珠師ヶ谷 7	南房総市	珠師ヶ谷	
安房土木事務所	II-5713	小戸 1	南房総市	小戸	
安房土木事務所	II-5714	小戸 2	南房総市	小戸	
安房土木事務所	II-5715	小戸 3	南房総市	小戸	
安房土木事務所	II-5716	小戸 4	南房総市	小戸	
安房土木事務所	II-5717	杓見 1	南房総市	杓見	
安房土木事務所	II-5718	杓見 2	南房総市	杓見	
安房土木事務所	II-5719	杓見 3	南房総市	杓見	
安房土木事務所	II-5720	杓見 4	南房総市	杓見	
安房土木事務所	II-5721	杓見 5	南房総市	杓見	
安房土木事務所	II-5722	杓見 6	南房総市	杓見	
安房土木事務所	II-5723	前田 1	南房総市	前田	
安房土木事務所	II-5724	前田 2	南房総市	前田	
安房土木事務所	II-5725	前田 3	南房総市	前田	
安房土木事務所	II-5726	前田 4	南房総市	前田	
安房土木事務所	II-5727	前田 5	南房総市	前田	
安房土木事務所	II-5728	珠師ヶ谷 8	南房総市	珠師ヶ谷	
安房土木事務所	II-5729	珠師ヶ谷 9	南房総市	珠師ヶ谷	
安房土木事務所	II-5730	珠師ヶ谷 10	南房総市	珠師ヶ谷	
安房土木事務所	II-5731	珠師ヶ谷 11	南房総市	珠師ヶ谷	
安房土木事務所	II-5732	丸本郷元石神 1	南房総市	丸本郷元石神	
安房土木事務所	II-5733	丸本郷元石神 2	南房総市	丸本郷元石神	
安房土木事務所	II-5734	丸本郷元石神 3	南房総市	丸本郷元石神	
安房土木事務所	II-5735	小戸 5	南房総市	小戸	
安房土木事務所	II-5736	小戸 6	南房総市	小戸	
安房土木事務所	II-5737	小戸 7	南房総市	小戸	
安房土木事務所	II-5738	小戸 8	南房総市	小戸	
安房土木事務所	II-5739	小戸 9	南房総市	小戸	
安房土木事務所	II-5740	小戸 10	南房総市	小戸	
安房土木事務所	II-5741	小戸 11	南房総市	小戸	
安房土木事務所	II-5742	小戸 12	南房総市	小戸	
安房土木事務所	II-5743	小戸 13	南房総市	小戸	
安房土木事務所	II-5744	小戸 14	南房総市	小戸	
安房土木事務所	II-5745	小戸 15	南房総市	小戸	
安房土木事務所	II-5746	西原	南房総市	西原	
安房土木事務所	II-5747	杓見 7	南房総市	杓見	
安房土木事務所	II-5748	杓見 8	南房総市	杓見	
安房土木事務所	II-5749	杓見 9	南房総市	杓見	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
安房土木事務所	II-5750	杓見 10	南房総市	杓見	
安房土木事務所	II-5751	杓見 11	南房総市	杓見	
安房土木事務所	II-5752	加茂 1	南房総市	加茂	
安房土木事務所	II-5753	加茂 2	南房総市	加茂	
安房土木事務所	II-5754	岩糸 1	南房総市	岩糸	
安房土木事務所	II-5755	岩糸 2	南房総市	岩糸	
安房土木事務所	II-5756	岩糸 3	南房総市	岩糸	
安房土木事務所	II-5757	岩糸 4	南房総市	岩糸	
安房土木事務所	II-5758	岩糸 5	南房総市	岩糸	
安房土木事務所	II-5759	岩糸 6	南房総市	岩糸	
安房土木事務所	II-5760	岩糸 7	南房総市	岩糸	
安房土木事務所	II-5761	加茂 3	南房総市	加茂	
安房土木事務所	II-5762	加茂 4	南房総市	加茂	
安房土木事務所	II-5763	加茂 5	南房総市	加茂	
安房土木事務所	II-5764	加茂 6	南房総市	加茂	
安房土木事務所	II-5765	加茂 7	南房総市	加茂	
安房土木事務所	II-5766	加茂 8	南房総市	加茂	
安房土木事務所	II-5767	加茂 9	南房総市	加茂	
安房土木事務所	II-5768	加茂 10	南房総市	加茂	
安房土木事務所	II-5769	加茂 11	南房総市	加茂	
安房土木事務所	II-5770	加茂 12	南房総市	加茂	
安房土木事務所	II-5771	加茂 13	南房総市	加茂	
安房土木事務所	II-5772	加茂 14	南房総市	加茂	
安房土木事務所	II-5773	加茂 15	南房総市	加茂	
安房土木事務所	II-5774	加茂 16	南房総市	加茂	
安房土木事務所	II-5775	加茂 17	南房総市	加茂	
安房土木事務所	II-5776	加茂 18	南房総市	加茂	
安房土木事務所	II-5777	加茂 19	南房総市	加茂	
安房土木事務所	II-5778	加茂 20	南房総市	加茂	
安房土木事務所	II-5779	安馬谷 1	南房総市	安馬谷	
安房土木事務所	II-5780	安馬谷 2	南房総市	安馬谷	
安房土木事務所	II-5781	安馬谷 3	南房総市	安馬谷	
安房土木事務所	II-5782	安馬谷 4	南房総市	安馬谷	
安房土木事務所	II-5783	安馬谷 5	南房総市	安馬谷	
安房土木事務所	II-5784	安馬谷 6	南房総市	安馬谷	
安房土木事務所	II-5785	安馬谷 7	南房総市	安馬谷	
安房土木事務所	II-5786	安馬谷 8	南房総市	安馬谷	
君津土木事務所	II-5787	永井作 1	木更津市	永井作	
君津土木事務所	II-5788	永井作 2	木更津市	永井作	
君津土木事務所	II-5789	中尾 1	木更津市	中尾	
君津土木事務所	II-5790	中尾 2	木更津市	中尾	
君津土木事務所	II-5791	中尾 3	木更津市	中尾	
君津土木事務所	II-5792	中尾 4	木更津市	中尾	
君津土木事務所	II-5793	犬成 1	木更津市	犬成	
君津土木事務所	II-5794	日の出町	木更津市	日の出町	
君津土木事務所	II-5795	犬成 2	木更津市	犬成	
君津土木事務所	II-5796	犬成 3	木更津市	犬成	
君津土木事務所	II-5797	犬成 4	木更津市	犬成	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	II-5798	請西1	木更津市	請西	
君津土木事務所	II-5799	請西2	木更津市	請西	
君津土木事務所	II-5800	請西3	木更津市	請西	
君津土木事務所	II-5801	中尾5	木更津市	中尾	
君津土木事務所	II-5802	中尾6	木更津市	中尾	
君津土木事務所	II-5803	中尾7	木更津市	中尾	
君津土木事務所	II-5804	中尾8	木更津市	中尾	
君津土木事務所	II-5805	中尾9	木更津市	中尾	
君津土木事務所	II-5806	中尾10	木更津市	中尾	
君津土木事務所	II-5807	中尾11	木更津市	中尾	
君津土木事務所	II-5808	中尾12	木更津市	中尾	
君津土木事務所	II-5809	中尾13	木更津市	中尾	
君津土木事務所	II-5810	中尾14	木更津市	中尾	
君津土木事務所	II-5811	中尾15	木更津市	中尾	
君津土木事務所	II-5812	中尾16	木更津市	中尾	
君津土木事務所	II-5813	中尾17	木更津市	中尾	
君津土木事務所	II-5814	中尾18	木更津市	中尾	
君津土木事務所	II-5815	中尾19	木更津市	中尾	
君津土木事務所	II-5816	伊豆島1	木更津市	伊豆島	
君津土木事務所	II-5817	伊豆島2	木更津市	伊豆島	
君津土木事務所	II-5818	伊豆島3	木更津市	伊豆島	
君津土木事務所	II-5819	伊豆島4	木更津市	伊豆島	
君津土木事務所	II-5820	大成5	木更津市	大成	
君津土木事務所	II-5821	大成6	木更津市	大成	
君津土木事務所	II-5822	大成7	木更津市	大成	
君津土木事務所	II-5823	大成8	木更津市	大成	
君津土木事務所	II-5824	大成9	木更津市	大成	
君津土木事務所	II-5825	大成10	木更津市	大成	
君津土木事務所	II-5826	大成11	木更津市	大成	
君津土木事務所	II-5827	笹子1	木更津市	笹子	
君津土木事務所	II-5828	笹子2	木更津市	笹子	
君津土木事務所	II-5829	笹子3	木更津市	笹子	
君津土木事務所	II-5830	笹子4	木更津市	笹子	
君津土木事務所	II-5831	笹子5	木更津市	笹子	
君津土木事務所	II-5832	笹子6	木更津市	笹子	
君津土木事務所	II-5833	笹子7	木更津市	笹子	
君津土木事務所	II-5834	小浜1	木更津市	小浜	
君津土木事務所	II-5835	桜井1	木更津市	桜井	
君津土木事務所	II-5836	桜井2	木更津市	桜井	
君津土木事務所	II-5837	桜井3	木更津市	桜井	
君津土木事務所	II-5838	桜井4	木更津市	桜井	
君津土木事務所	II-5839	桜井5	木更津市	桜井	
君津土木事務所	II-5840	桜井6	木更津市	桜井	
君津土木事務所	II-5841	桜井7	木更津市	桜井	
君津土木事務所	II-5842	桜井8	木更津市	桜井	
君津土木事務所	II-5843	桜井9	木更津市	桜井	
君津土木事務所	II-5844	桜井10	木更津市	桜井	
君津土木事務所	II-5845	桜井11	木更津市	桜井	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	II-5846	下鳥田1	木更津市	下鳥田	
君津土木事務所	II-5847	矢那1	木更津市	矢那	
君津土木事務所	II-5848	矢那2	木更津市	矢那	
君津土木事務所	II-5849	矢那3	木更津市	矢那	
君津土木事務所	II-5850	矢那4	木更津市	矢那	
君津土木事務所	II-5851	伊豆島5	木更津市	伊豆島	
君津土木事務所	II-5852	伊豆島6	木更津市	伊豆島	
君津土木事務所	II-5853	畑沢1	木更津市	畑沢	
君津土木事務所	II-5854	畑沢2	木更津市	畑沢	
君津土木事務所	II-5855	畑沢3	木更津市	畑沢	
君津土木事務所	II-5856	畑沢4	木更津市	畑沢	
君津土木事務所	II-5857	畑沢5	木更津市	畑沢	
君津土木事務所	II-5858	畑沢6	木更津市	畑沢	
君津土木事務所	II-5859	畑沢7	木更津市	畑沢	
君津土木事務所	II-5860	畑沢8	木更津市	畑沢	
君津土木事務所	II-5861	小浜2	木更津市	小浜	
君津土木事務所	II-5862	小浜3	木更津市	小浜	
君津土木事務所	II-5863	大久保1	木更津市	大久保	
君津土木事務所	II-5864	大久保2	木更津市	大久保	
君津土木事務所	II-5865	大久保3	木更津市	大久保	
君津土木事務所	II-5866	大久保4	木更津市	大久保	
君津土木事務所	II-5867	大久保5	木更津市	大久保	
君津土木事務所	II-5868	大久保6	木更津市	大久保	
君津土木事務所	II-5869	下鳥田2	木更津市	下鳥田	
君津土木事務所	II-5870	下鳥田3	木更津市	下鳥田	
君津土木事務所	II-5871	下鳥田4	木更津市	下鳥田	
君津土木事務所	II-5872	上鳥田1	木更津市	上鳥田	
君津土木事務所	II-5873	上鳥田2	木更津市	上鳥田	
君津土木事務所	II-5874	八幡台1	木更津市	八幡台	
君津土木事務所	II-5875	上鳥田3	木更津市	上鳥田	
君津土木事務所	II-5876	矢那5	木更津市	矢那	
君津土木事務所	II-5877	矢那6	木更津市	矢那	
君津土木事務所	II-5878	矢那7	木更津市	矢那	
君津土木事務所	II-5879	矢那8	木更津市	矢那	
君津土木事務所	II-5880	矢那9	木更津市	矢那	
君津土木事務所	II-5881	矢那10	木更津市	矢那	
君津土木事務所	II-5882	矢那11	木更津市	矢那	
君津土木事務所	II-5883	矢那12	木更津市	矢那	
君津土木事務所	II-5884	畑沢9	木更津市	畑沢	
君津土木事務所	II-5885	大久保7	木更津市	大久保	
君津土木事務所	II-5886	八幡台2	木更津市	八幡台	
君津土木事務所	II-5887	上鳥田4	木更津市	上鳥田	
君津土木事務所	II-5888	上鳥田5	木更津市	上鳥田	
君津土木事務所	II-5889	草敷1	木更津市	草敷	
君津土木事務所	II-5890	草敷2	木更津市	草敷	
君津土木事務所	II-5891	草敷3	木更津市	草敷	
君津土木事務所	II-5892	草敷4	木更津市	草敷	
君津土木事務所	II-5893	草敷5	木更津市	草敷	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	II-5894	草敷6	木更津市	草敷	
君津土木事務所	II-5895	草敷7	木更津市	草敷	
君津土木事務所	II-5896	田川	木更津市	田川	
君津土木事務所	II-5897	真里谷1	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5898	真里谷2	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5899	真里谷3	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5900	真里谷4	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5901	真里谷5	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5902	真里谷6	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5903	真里谷7	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5904	真里谷8	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5905	真里谷9	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5906	真里谷10	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5907	真里谷11	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5908	真里谷12	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5909	真里谷13	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5910	真里谷14	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5911	真里谷15	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5912	根岸	木更津市	根岸	
君津土木事務所	II-5913	茅野1	木更津市	茅野	
君津土木事務所	II-5914	茅野2	木更津市	茅野	
君津土木事務所	II-5915	真里谷16	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5916	真里谷17	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5917	真里谷18	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5918	真里谷19	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5919	真里谷20	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5920	真里谷21	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5921	真里谷22	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5922	真里谷23	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5923	真里谷24	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5924	真里谷25	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5925	真里谷26	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5926	真里谷27	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5927	真里谷28	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5928	真里谷29	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5929	真里谷30	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5930	真里谷31	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5931	真里谷32	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5932	真里谷33	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5933	真里谷34	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5934	下郡	木更津市	下郡	
君津土木事務所	II-5935	茅野3	木更津市	茅野	
君津土木事務所	II-5936	茅野七曲1	木更津市	茅野七曲	
君津土木事務所	II-5937	茅野七曲2	木更津市	茅野七曲	
君津土木事務所	II-5938	茅野七曲3	木更津市	茅野七曲	
君津土木事務所	II-5939	茅野七曲4	木更津市	茅野七曲	
君津土木事務所	II-5940	茅野七曲5	木更津市	茅野七曲	
君津土木事務所	II-5941	茅野七曲6	木更津市	茅野七曲	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	II-5942	真里谷35	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5943	真里谷36	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5944	真里谷37	木更津市	真里谷	
君津土木事務所	II-5945	茅野七曲7	木更津市	茅野七曲	
君津土木事務所	II-5946	人見1	木更津市	人見	
君津土木事務所	II-5947	大和田1	君津市	大和田	
君津土木事務所	II-5948	人見2	君津市	人見	
君津土木事務所	II-5949	人見3	君津市	人見	
君津土木事務所	II-5950	上湯江	君津市	上湯江	
君津土木事務所	II-5951	陽光台2丁目	君津市	陽光台	
君津土木事務所	II-5952	北子安1	君津市	北子安	
君津土木事務所	II-5953	北子安2	君津市	北子安	
君津土木事務所	II-5954	北子安3	君津市	北子安	
君津土木事務所	II-5955	杉谷1	君津市	杉谷	
君津土木事務所	II-5956	杉谷2	君津市	杉谷	
君津土木事務所	II-5957	郡1	君津市	郡	
君津土木事務所	II-5958	郡2	君津市	郡	
君津土木事務所	II-5959	郡3	君津市	郡	
君津土木事務所	II-5960	郡4	君津市	郡	
君津土木事務所	II-5961	郡5	君津市	郡	
君津土木事務所	II-5962	郡6	君津市	郡	
君津土木事務所	II-5963	郡7	君津市	郡	
君津土木事務所	II-5964	郡8	君津市	郡	
君津土木事務所	II-5965	小山野1	君津市	小山野	
君津土木事務所	II-5966	小山野2	君津市	小山野	
君津土木事務所	II-5967	小山野3	君津市	小山野	
君津土木事務所	II-5968	小山野4	君津市	小山野	
君津土木事務所	II-5969	山高原1	君津市	山高原	
君津土木事務所	II-5970	山高原2	君津市	山高原	
君津土木事務所	II-5971	法木作1	君津市	法木作	
君津土木事務所	II-5972	法木作2	君津市	法木作	
君津土木事務所	II-5973	法木作3	君津市	法木作	
君津土木事務所	II-5974	三直1	君津市	三直	
君津土木事務所	II-5975	常代1	君津市	常代	
君津土木事務所	II-5976	郡9	君津市	郡	
君津土木事務所	II-5977	浜子1	君津市	浜子	
君津土木事務所	II-5978	浜子2	君津市	浜子	
君津土木事務所	II-5979	常代2	君津市	常代	
君津土木事務所	II-5980	常代3	君津市	常代	
君津土木事務所	II-5981	常代4	君津市	常代	
君津土木事務所	II-5982	六手1	君津市	六手	
君津土木事務所	II-5983	六手2	君津市	六手	
君津土木事務所	II-5984	六手3	君津市	六手	
君津土木事務所	II-5985	六手4	君津市	六手	
君津土木事務所	II-5986	六手5	君津市	六手	
君津土木事務所	II-5987	六手6	君津市	六手	
君津土木事務所	II-5988	六手7	君津市	六手	
君津土木事務所	II-5989	宮下	君津市	宮下	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	II-5990	大山野1	君津市	大山野	
君津土木事務所	II-5991	大山野2	君津市	大山野	
君津土木事務所	II-5992	大山野3	君津市	大山野	
君津土木事務所	II-5993	大山野4	君津市	大山野	
君津土木事務所	II-5994	皿引1	君津市	皿引	
君津土木事務所	II-5995	皿引2	君津市	皿引	
君津土木事務所	II-5996	皿引3	君津市	皿引	
君津土木事務所	II-5997	皿引4	君津市	皿引	
君津土木事務所	II-5998	六手8	君津市	六手	
君津土木事務所	II-5999	馬登1	君津市	馬登	
君津土木事務所	II-6000	馬登2	君津市	馬登	
君津土木事務所	II-6001	山高原3	君津市	山高原	
君津土木事務所	II-6002	山高原4	君津市	山高原	
君津土木事務所	II-6003	山高原5	君津市	山高原	
君津土木事務所	II-6004	山高原6	君津市	山高原	
君津土木事務所	II-6005	山高原7	君津市	山高原	
君津土木事務所	II-6006	山高原8	君津市	山高原	
君津土木事務所	II-6007	山高原9	君津市	山高原	
君津土木事務所	II-6008	大山野5	君津市	大山野	
君津土木事務所	II-6009	大山野6	君津市	大山野	
君津土木事務所	II-6010	作木	君津市	作木	
君津土木事務所	II-6011	大山野7	君津市	大山野	
君津土木事務所	II-6012	大山野8	君津市	大山野	
君津土木事務所	II-6013	大山野9	君津市	大山野	
君津土木事務所	II-6014	大山野10	君津市	大山野	
君津土木事務所	II-6015	大山野11	君津市	大山野	
君津土木事務所	II-6016	馬登1	君津市	馬登	
君津土木事務所	II-6017	馬登2	君津市	馬登	
君津土木事務所	II-6018	馬登3	君津市	馬登	
君津土木事務所	II-6019	大山野12	君津市	大山野	
君津土木事務所	II-6020	三直2	君津市	三直	
君津土木事務所	II-6021	三直3	君津市	三直	
君津土木事務所	II-6022	練木	君津市	練木	
君津土木事務所	II-6023	大鷲1	君津市	大鷲	
君津土木事務所	II-6024	上	君津市	上	
君津土木事務所	II-6025	泉1	君津市	泉	
君津土木事務所	II-6026	中島1	君津市	中島	
君津土木事務所	II-6027	中島2	君津市	中島	
君津土木事務所	II-6028	中島3	君津市	中島	
君津土木事務所	II-6029	泉2	君津市	泉	
君津土木事務所	II-6030	泉3	君津市	泉	
君津土木事務所	II-6031	馬登4	君津市	馬登	
君津土木事務所	II-6032	尾車1	君津市	尾車	
君津土木事務所	II-6033	尾車2	君津市	尾車	
君津土木事務所	II-6034	白駒1	君津市	白駒	
君津土木事務所	II-6035	白駒2	君津市	白駒	
君津土木事務所	II-6036	馬登5	君津市	馬登	
君津土木事務所	II-6037	馬登6	君津市	馬登	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	II-6038	草牛1	君津市	草牛	
君津土木事務所	II-6039	草牛2	君津市	草牛	
君津土木事務所	II-6040	馬登7	君津市	馬登	
君津土木事務所	II-6041	大鷲2	君津市	大鷲	
君津土木事務所	II-6042	大鷲3	君津市	大鷲	
君津土木事務所	II-6043	大鷲4	君津市	大鷲	
君津土木事務所	II-6044	小糸大谷1	君津市	小糸大谷	
君津土木事務所	II-6045	大井1	君津市	大井	
君津土木事務所	II-6046	大井2	君津市	大井	
君津土木事務所	II-6047	大井3	君津市	大井	
君津土木事務所	II-6048	根本1	君津市	根本	
君津土木事務所	II-6049	根本2	君津市	根本	
君津土木事務所	II-6050	白駒3	君津市	白駒	
君津土木事務所	II-6051	糠田	君津市	糠田	
君津土木事務所	II-6052	福岡	君津市	福岡	
君津土木事務所	II-6053	荻作1	君津市	荻作	
君津土木事務所	II-6054	荻作2	君津市	荻作	
君津土木事務所	II-6055	荻作3	君津市	荻作	
君津土木事務所	II-6056	鎌滝	君津市	鎌滝	
君津土木事務所	II-6057	鹿野山	君津市	鹿野山	
君津土木事務所	II-6058	小糸大谷2	君津市	小糸大谷	
君津土木事務所	II-6059	小糸大谷3	君津市	小糸大谷	
君津土木事務所	II-6060	小糸大谷4	君津市	小糸大谷	
君津土木事務所	II-6061	小糸大谷5	君津市	小糸大谷	
君津土木事務所	II-6062	小糸大谷6	君津市	小糸大谷	
君津土木事務所	II-6063	小糸大谷7	君津市	小糸大谷	
君津土木事務所	II-6064	小糸大谷8	君津市	小糸大谷	
君津土木事務所	II-6065	小糸大谷9	君津市	小糸大谷	
君津土木事務所	II-6066	根本3	君津市	根本	
君津土木事務所	II-6067	長石1	君津市	長石	
君津土木事務所	II-6068	長石2	君津市	長石	
君津土木事務所	II-6069	根本4	君津市	根本	
君津土木事務所	II-6070	糸川1	君津市	糸川	
君津土木事務所	II-6071	清和市場1	君津市	清和市場	
君津土木事務所	II-6072	清和市場2	君津市	清和市場	
君津土木事務所	II-6073	東粟倉	君津市	東粟倉	
君津土木事務所	II-6074	平田1	君津市	平田	
君津土木事務所	II-6075	植畑1	君津市	植畑	
君津土木事務所	II-6076	植畑2	君津市	植畑	
君津土木事務所	II-6077	東日笠1	君津市	東日笠	
君津土木事務所	II-6078	東日笠2	君津市	東日笠	
君津土木事務所	II-6079	戸崎1	君津市	戸崎	
君津土木事務所	II-6080	糸川2	君津市	糸川	
君津土木事務所	II-6081	戸崎2	君津市	戸崎	
君津土木事務所	II-6082	戸崎3	君津市	戸崎	
君津土木事務所	II-6083	戸崎4	君津市	戸崎	
君津土木事務所	II-6084	戸崎5	君津市	戸崎	
君津土木事務所	II-6085	戸崎6	君津市	戸崎	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	II-6086	山滝野1	君津市	山滝野	
君津土木事務所	II-6087	山滝野2	君津市	山滝野	
君津土木事務所	II-6088	山滝野3	君津市	山滝野	
君津土木事務所	II-6089	大坂1	君津市	大坂	
君津土木事務所	II-6090	大坂2	君津市	大坂	
君津土木事務所	II-6091	大坂3	君津市	大坂	
君津土木事務所	II-6092	大坂4	君津市	大坂	
君津土木事務所	II-6093	大坂5	君津市	大坂	
君津土木事務所	II-6094	大戸見1	君津市	大戸見	
君津土木事務所	II-6095	山本1	君津市	山本	
君津土木事務所	II-6096	三田	君津市	三田	
君津土木事務所	II-6097	向郷	君津市	向郷	
君津土木事務所	II-6098	栗坪	君津市	栗坪	
君津土木事務所	II-6099	芋窪1	君津市	芋窪	
君津土木事務所	II-6100	芋窪2	君津市	芋窪	
君津土木事務所	II-6101	山滝野4	君津市	山滝野	
君津土木事務所	II-6102	山滝野5	君津市	山滝野	
君津土木事務所	II-6103	大戸見2	君津市	大戸見	
君津土木事務所	II-6104	大戸見3	君津市	大戸見	
君津土木事務所	II-6105	広岡1	君津市	広岡	
君津土木事務所	II-6106	広岡2	君津市	広岡	
君津土木事務所	II-6107	広岡3	君津市	広岡	
君津土木事務所	II-6108	広岡4	君津市	広岡	
君津土木事務所	II-6109	大戸見4	君津市	大戸見	
君津土木事務所	II-6110	長谷川1	君津市	長谷川	
君津土木事務所	II-6111	長谷川2	君津市	長谷川	
君津土木事務所	II-6112	長谷川3	君津市	長谷川	
君津土木事務所	II-6113	長谷川4	君津市	長谷川	
君津土木事務所	II-6114	長谷川5	君津市	長谷川	
君津土木事務所	II-6115	長谷川6	君津市	長谷川	
君津土木事務所	II-6116	小櫃台	君津市	小櫃台	
君津土木事務所	II-6117	青柳	君津市	青柳	
君津土木事務所	II-6118	久留里大谷1	君津市	久留里大谷	
君津土木事務所	II-6119	小市部1	君津市	小市部	
君津土木事務所	II-6120	小市部2	君津市	小市部	
君津土木事務所	II-6121	小市部3	君津市	小市部	
君津土木事務所	II-6122	久留里市場	君津市	久留里市場	
君津土木事務所	II-6123	久留里	君津市	久留里	
君津土木事務所	II-6124	浦田1	君津市	浦田	
君津土木事務所	II-6125	浦田2	君津市	浦田	
君津土木事務所	II-6126	浦田3	君津市	浦田	
君津土木事務所	II-6127	怒田1	君津市	怒田	
君津土木事務所	II-6128	怒田2	君津市	怒田	
君津土木事務所	II-6129	怒田3	君津市	怒田	
君津土木事務所	II-6130	怒田4	君津市	怒田	
君津土木事務所	II-6131	怒田5	君津市	怒田	
君津土木事務所	II-6132	怒田6	君津市	怒田	
君津土木事務所	II-6133	怒田7	君津市	怒田	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	II-6134	大戸見5	君津市	大戸見	
君津土木事務所	II-6135	柳城	君津市	柳城	
君津土木事務所	II-6136	大中1	君津市	大中	
君津土木事務所	II-6137	大中2	君津市	大中	
君津土木事務所	II-6138	久留里大谷2	君津市	久留里大谷	
君津土木事務所	II-6139	久留里大谷3	君津市	久留里大谷	
君津土木事務所	II-6140	川谷1	君津市	川谷	
君津土木事務所	II-6141	川谷2	君津市	川谷	
君津土木事務所	II-6142	川谷3	君津市	川谷	
君津土木事務所	II-6143	川谷4	君津市	川谷	
君津土木事務所	II-6144	川谷5	君津市	川谷	
君津土木事務所	II-6145	川谷6	君津市	川谷	
君津土木事務所	II-6146	怒田8	君津市	怒田	
君津土木事務所	II-6147	怒田9	君津市	怒田	
君津土木事務所	II-6148	坂畑	君津市	坂畑	
君津土木事務所	II-6149	草川原	君津市	草川原	
君津土木事務所	II-6150	折木沢1	君津市	折木沢	
君津土木事務所	II-6151	折木沢2	君津市	折木沢	
君津土木事務所	II-6152	釜生	君津市	釜生	
君津土木事務所	II-6153	怒田10	君津市	怒田	
君津土木事務所	II-6154	怒田11	君津市	怒田	
君津土木事務所	II-6155	蔵玉1	君津市	蔵玉	
君津土木事務所	II-6156	蔵玉2	君津市	蔵玉	
君津土木事務所	II-6157	蔵玉3	君津市	蔵玉	
君津土木事務所	II-6158	東日笠3	君津市	東日笠	
君津土木事務所	II-6159	東日笠4	君津市	東日笠	
君津土木事務所	II-6160	辻森1	君津市	辻森	
君津土木事務所	II-6161	豊田	君津市	豊田	
君津土木事務所	II-6162	笹	君津市	笹	
君津土木事務所	II-6163	辻森2	君津市	辻森	
君津土木事務所	II-6164	西日笠	君津市	西日笠	
君津土木事務所	II-6165	平田2	君津市	平田	
君津土木事務所	II-6166	怒田沢1	君津市	怒田沢	
君津土木事務所	II-6167	怒田沢2	君津市	怒田沢	
君津土木事務所	II-6168	怒田沢3	君津市	怒田沢	
君津土木事務所	II-6169	正木1	君津市	正木	
君津土木事務所	II-6170	正木2	君津市	正木	
君津土木事務所	II-6171	旅名1	君津市	旅名	
君津土木事務所	II-6172	旅名2	君津市	旅名	
君津土木事務所	II-6173	豊英1	君津市	豊英	
君津土木事務所	II-6174	豊英2	君津市	豊英	
君津土木事務所	II-6175	豊英3	君津市	豊英	
君津土木事務所	II-6176	奥米	君津市	奥米	
君津土木事務所	II-6177	香木原	君津市	香木原	
君津土木事務所	II-6178	黄和田畑	君津市	黄和田畑	
君津土木事務所	II-6179	上飯野1	富津市	上飯野	
君津土木事務所	II-6180	上飯野2	富津市	上飯野	
君津土木事務所	II-6181	上飯野3	富津市	上飯野	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	II-6182	上飯野4	富津市	上飯野	
君津土木事務所	II-6183	上飯野5	富津市	上飯野	
君津土木事務所	II-6184	上飯野6	富津市	上飯野	
君津土木事務所	II-6185	上飯野7	富津市	上飯野	
君津土木事務所	II-6186	上飯野8	富津市	上飯野	
君津土木事務所	II-6187	上飯野9	富津市	上飯野	
君津土木事務所	II-6188	上飯野10	富津市	上飯野	
君津土木事務所	II-6190	本郷2	富津市	本郷	
君津土木事務所	II-6191	本郷3	富津市	本郷	
君津土木事務所	II-6192	本郷4	富津市	本郷	
君津土木事務所	II-6193	本郷5	富津市	本郷	
君津土木事務所	II-6194	本郷6	富津市	本郷	
君津土木事務所	II-6195	本郷7	富津市	本郷	
君津土木事務所	II-6196	相野谷1	富津市	相野谷	
君津土木事務所	II-6197	相野谷2	富津市	相野谷	
君津土木事務所	II-6198	相野谷3	富津市	相野谷	
君津土木事務所	II-6199	相野谷4	富津市	相野谷	
君津土木事務所	II-6200	相野谷5	富津市	相野谷	
君津土木事務所	II-6201	相野谷6	富津市	相野谷	
君津土木事務所	II-6202	相野谷7	富津市	相野谷	
君津土木事務所	II-6203	相野谷8	富津市	相野谷	
君津土木事務所	II-6204	相野谷9	富津市	相野谷	
君津土木事務所	II-6205	相野谷10	富津市	相野谷	
君津土木事務所	II-6206	上飯野11	富津市	上飯野	
君津土木事務所	II-6207	西大和田1	富津市	西大和田	
君津土木事務所	II-6208	西大和田2	富津市	西大和田	
君津土木事務所	II-6209	中1	富津市	中	
君津土木事務所	II-6210	上飯野12	富津市	上飯野	
君津土木事務所	II-6211	相野谷11	富津市	相野谷	
君津土木事務所	II-6212	相野谷12	富津市	相野谷	
君津土木事務所	II-6213	相野谷13	富津市	相野谷	
君津土木事務所	II-6214	相野谷14	富津市	相野谷	
君津土木事務所	II-6215	相野谷15	富津市	相野谷	
君津土木事務所	II-6216	西大和田3	富津市	西大和田	
君津土木事務所	II-6217	障子谷1	富津市	障子谷	
君津土木事務所	II-6218	障子谷2	富津市	障子谷	
君津土木事務所	II-6219	障子谷3	富津市	障子谷	
君津土木事務所	II-6220	障子谷4	富津市	障子谷	
君津土木事務所	II-6221	障子谷5	富津市	障子谷	
君津土木事務所	II-6222	障子谷6	富津市	障子谷	
君津土木事務所	II-6223	障子谷7	富津市	障子谷	
君津土木事務所	II-6224	障子谷8	富津市	障子谷	
君津土木事務所	II-6225	絹1	富津市	絹	
君津土木事務所	II-6227	絹3	富津市	絹	
君津土木事務所	II-6229	絹5	富津市	絹	
君津土木事務所	II-6230	絹6	富津市	絹	
君津土木事務所	II-6231	上1	富津市	上	
君津土木事務所	II-6232	上2	富津市	上	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	II-6233	上3	富津市	上	
君津土木事務所	II-6234	上4	富津市	上	
君津土木事務所	II-6235	上5	富津市	上	
君津土木事務所	II-6236	上6	富津市	上	
君津土木事務所	II-6237	上7	富津市	上	
君津土木事務所	II-6238	上8	富津市	上	
君津土木事務所	II-6239	上9	富津市	上	
君津土木事務所	II-6240	上10	富津市	上	
君津土木事務所	II-6241	一色1	富津市	一色	
君津土木事務所	II-6242	一色2	富津市	一色	
君津土木事務所	II-6243	一色3	富津市	一色	
君津土木事務所	II-6244	一色4	富津市	一色	
君津土木事務所	II-6246	上12	富津市	上	
君津土木事務所	II-6247	上13	富津市	上	
君津土木事務所	II-6248	上14	富津市	上	
君津土木事務所	II-6249	上15	富津市	上	
君津土木事務所	II-6250	上16	富津市	上	
君津土木事務所	II-6251	上17	富津市	上	
君津土木事務所	II-6252	上18	富津市	上	
君津土木事務所	II-6253	上19	富津市	上	
君津土木事務所	II-6254	岩瀬1	富津市	岩瀬	
君津土木事務所	II-6256	岩瀬3	富津市	岩瀬	
君津土木事務所	II-6257	岩瀬4	富津市	岩瀬	
君津土木事務所	II-6258	岩瀬5	富津市	岩瀬	
君津土木事務所	II-6259	岩瀬6	富津市	岩瀬	
君津土木事務所	II-6260	岩瀬7	富津市	岩瀬	
君津土木事務所	II-6261	岩瀬8	富津市	岩瀬	
君津土木事務所	II-6262	岩瀬9	富津市	岩瀬	
君津土木事務所	II-6263	小久保1	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6264	小久保2	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6265	小久保3	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6266	小久保4	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6267	小久保5	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6268	小久保6	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6269	小久保7	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6270	小久保8	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6271	小久保9	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6272	小久保10	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6273	小久保11	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6274	小久保12	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6275	小久保13	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6276	中2	富津市	中	
君津土木事務所	II-6277	中3	富津市	中	
君津土木事務所	II-6278	中4	富津市	中	
君津土木事務所	II-6279	中5	富津市	中	
君津土木事務所	II-6280	中6	富津市	中	
君津土木事務所	II-6281	八田沼1	富津市	八田沼	
君津土木事務所	II-6282	八田沼2	富津市	八田沼	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	II-6283	八田沼3	富津市	八田沼	
君津土木事務所	II-6284	八田沼4	富津市	八田沼	
君津土木事務所	II-6285	八田沼5	富津市	八田沼	
君津土木事務所	II-6286	八田沼6	富津市	八田沼	
君津土木事務所	II-6287	八田沼7	富津市	八田沼	
君津土木事務所	II-6288	八田沼8	富津市	八田沼	
君津土木事務所	II-6290	八田沼10	富津市	八田沼	
君津土木事務所	II-6291	八田沼11	富津市	八田沼	
君津土木事務所	II-6292	八田沼12	富津市	八田沼	
君津土木事務所	II-6293	八田沼13	富津市	八田沼	
君津土木事務所	II-6294	八田沼14	富津市	八田沼	
君津土木事務所	II-6295	八田沼15	富津市	八田沼	
君津土木事務所	II-6296	八田沼16	富津市	八田沼	
君津土木事務所	II-6297	八田沼17	富津市	八田沼	
君津土木事務所	II-6298	八田沼18	富津市	八田沼	
君津土木事務所	II-6299	近藤1	富津市	近藤	
君津土木事務所	II-6300	近藤2	富津市	近藤	
君津土木事務所	II-6301	近藤3	富津市	近藤	
君津土木事務所	II-6302	近藤4	富津市	近藤	
君津土木事務所	II-6303	近藤5	富津市	近藤	
君津土木事務所	II-6304	近藤6	富津市	近藤	
君津土木事務所	II-6305	近藤7	富津市	近藤	
君津土木事務所	II-6306	近藤8	富津市	近藤	
君津土木事務所	II-6307	近藤9	富津市	近藤	
君津土木事務所	II-6308	小久保14	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6309	小久保15	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6310	小久保16	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6311	小久保17	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6312	小久保18	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6313	小久保19	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6314	小久保20	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6315	小久保21	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6316	小久保22	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6317	小久保23	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6318	小久保24	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6319	上20	富津市	上	
君津土木事務所	II-6320	上21	富津市	上	
君津土木事務所	II-6321	上22	富津市	上	
君津土木事務所	II-6322	上23	富津市	上	
君津土木事務所	II-6323	上24	富津市	上	
君津土木事務所	II-6324	上25	富津市	上	
君津土木事務所	II-6325	上26	富津市	上	
君津土木事務所	II-6326	上27	富津市	上	
君津土木事務所	II-6327	上28	富津市	上	
君津土木事務所	II-6328	上29	富津市	上	
君津土木事務所	II-6329	上30	富津市	上	
君津土木事務所	II-6330	上31	富津市	上	
君津土木事務所	II-6331	上32	富津市	上	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	II-6332	上33	富津市	上	
君津土木事務所	II-6333	上34	富津市	上	
君津土木事務所	II-6334	上35	富津市	上	
君津土木事務所	II-6335	上36	富津市	上	
君津土木事務所	II-6336	上37	富津市	上	
君津土木事務所	II-6337	上38	富津市	上	
君津土木事務所	II-6338	上39	富津市	上	
君津土木事務所	II-6339	上40	富津市	上	
君津土木事務所	II-6340	上41	富津市	上	
君津土木事務所	II-6341	上42	富津市	上	
君津土木事務所	II-6342	上43	富津市	上	
君津土木事務所	II-6343	上44	富津市	上	
君津土木事務所	II-6344	上45	富津市	上	
君津土木事務所	II-6345	上46	富津市	上	
君津土木事務所	II-6346	上47	富津市	上	
君津土木事務所	II-6347	亀沢1	富津市	亀沢	
君津土木事務所	II-6348	亀沢2	富津市	亀沢	
君津土木事務所	II-6349	亀沢3	富津市	亀沢	
君津土木事務所	II-6350	亀沢4	富津市	亀沢	
君津土木事務所	II-6351	亀沢5	富津市	亀沢	
君津土木事務所	II-6352	亀沢6	富津市	亀沢	
君津土木事務所	II-6353	亀沢7	富津市	亀沢	
君津土木事務所	II-6354	亀沢8	富津市	亀沢	
君津土木事務所	II-6355	亀沢9	富津市	亀沢	
君津土木事務所	II-6356	亀沢10	富津市	亀沢	
君津土木事務所	II-6357	亀沢11	富津市	亀沢	
君津土木事務所	II-6358	小久保25	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6359	小久保26	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6360	小久保27	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6361	小久保28	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6362	小久保29	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6363	小久保30	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6364	小久保31	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6365	小久保32	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6366	小久保33	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6367	小久保34	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6369	小久保36	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6370	小久保37	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6371	小久保38	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6372	小久保39	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6373	小久保40	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6374	小久保41	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6375	小久保42	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6376	小久保43	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6377	小久保44	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6378	小久保45	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6379	亀田1	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6380	亀田2	富津市	亀田	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	II-6381	亀田3	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6382	亀田4	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6383	小久保46	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6384	小久保47	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6385	小久保48	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6386	小久保49	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6387	小久保50	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6388	小久保51	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6389	小久保52	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6390	小久保53	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6391	小久保54	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6392	小久保55	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6393	小久保56	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6394	小久保57	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6395	小久保58	富津市	小久保	
君津土木事務所	II-6396	亀田5	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6397	亀田6	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6398	亀田7	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6399	亀田8	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6400	亀田9	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6401	亀田10	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6403	亀田12	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6404	亀田12	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6404	亀田12	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6405	亀田13	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6406	亀田14	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6407	亀田15	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6408	亀田16	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6410	亀田18	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6411	鶴岡1	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6413	佐貫2	富津市	佐貫	
君津土木事務所	II-6414	佐貫3	富津市	佐貫	
君津土木事務所	II-6415	亀田19	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6416	亀田20	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6417	亀田21	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6418	亀田22	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6419	亀田23	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6420	亀田24	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6421	亀田25	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6422	亀田26	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6423	亀田27	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6424	亀田28	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6425	亀田29	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6426	亀田30	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6427	亀田31	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6428	亀田32	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6429	亀田33	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6430	亀田34	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6431	亀田35	富津市	亀田	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	II-6432	亀田36	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6433	亀田37	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6434	花香谷1	富津市	花香谷	
君津土木事務所	II-6435	宝竜寺1	富津市	宝竜寺	
君津土木事務所	II-6436	宝竜寺2	富津市	宝竜寺	
君津土木事務所	II-6437	宝竜寺3	富津市	宝竜寺	
君津土木事務所	II-6438	宝竜寺4	富津市	宝竜寺	
君津土木事務所	II-6439	宝竜寺5	富津市	宝竜寺	
君津土木事務所	II-6440	宝竜寺6	富津市	宝竜寺	
君津土木事務所	II-6441	宝竜寺7	富津市	宝竜寺	
君津土木事務所	II-6442	宝竜寺8	富津市	宝竜寺	
君津土木事務所	II-6443	宝竜寺9	富津市	宝竜寺	
君津土木事務所	II-6444	桜井1	富津市	桜井	
君津土木事務所	II-6445	桜井2	富津市	桜井	
君津土木事務所	II-6446	亀田13	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6447	亀田14	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6448	亀田15	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6449	亀田16	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6450	亀田17	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6451	亀田18	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6452	亀田19	富津市	亀田	
君津土木事務所	II-6453	八幡1	富津市	八幡	
君津土木事務所	II-6454	八幡2	富津市	八幡	
君津土木事務所	II-6455	八幡3	富津市	八幡	
君津土木事務所	II-6456	八幡4	富津市	八幡	
君津土木事務所	II-6457	八幡5	富津市	八幡	
君津土木事務所	II-6458	八幡6	富津市	八幡	
君津土木事務所	II-6459	鶴岡2	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6460	鶴岡3	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6461	鶴岡4	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6462	鶴岡5	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6463	鶴岡6	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6464	鶴岡7	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6465	鶴岡8	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6466	鶴岡9	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6467	鶴岡10	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6468	鶴岡11	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6469	鶴岡12	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6470	鶴岡13	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6471	鶴岡14	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6472	鶴岡15	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6473	鶴岡16	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6474	鶴岡17	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6475	鶴岡18	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6476	鶴岡19	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6477	鶴岡20	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6478	鶴岡21	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6479	鶴岡22	富津市	鶴岡	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	II-6480	鶴岡 23	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6481	鶴岡 24	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6482	鶴岡 25	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6483	鶴岡 26	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6484	鶴岡 27	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6485	鶴岡 28	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6486	鶴岡 29	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6487	花香谷 2	富津市	花香谷	
君津土木事務所	II-6488	花香谷 3	富津市	花香谷	
君津土木事務所	II-6489	花香谷 4	富津市	花香谷	
君津土木事務所	II-6490	花香谷 5	富津市	花香谷	
君津土木事務所	II-6491	宝竜寺 10	富津市	宝竜寺	
君津土木事務所	II-6492	宝竜寺 11	富津市	宝竜寺	
君津土木事務所	II-6493	宝竜寺 12	富津市	宝竜寺	
君津土木事務所	II-6494	笹毛 1	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6495	笹毛 2	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6496	笹毛 3	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6497	笹毛 4	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6498	笹毛 5	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6499	笹毛 6	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6500	笹毛 7	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6501	笹毛 8	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6502	笹毛 9	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6503	笹毛 10	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6504	笹毛 11	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6505	笹毛 12	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6506	笹毛 13	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6507	笹毛 14	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6508	笹毛 15	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6509	笹毛 16	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6510	笹毛 17	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6511	笹毛 18	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6512	笹毛 19	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6513	笹毛 20	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6514	笹毛 21	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6515	笹毛 22	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6516	笹毛 23	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6517	笹毛 24	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6518	笹毛 25	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6519	笹毛 26	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6520	笹毛 27	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6521	笹毛 28	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6522	笹毛 29	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6523	笹毛 30	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6524	笹毛 31	富津市	笹毛	
君津土木事務所	II-6525	鶴岡 30	富津市	鶴岡	
君津土木事務所	II-6526	田倉 1	富津市	田倉	
君津土木事務所	II-6527	田倉 2	富津市	田倉	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	II-6528	田倉 3	富津市	田倉	
君津土木事務所	II-6529	田倉 4	富津市	田倉	
君津土木事務所	II-6530	田倉 5	富津市	田倉	
君津土木事務所	II-6531	田倉 6	富津市	田倉	
君津土木事務所	II-6532	田倉 7	富津市	田倉	
君津土木事務所	II-6533	湊 1	富津市	湊	
君津土木事務所	II-6534	湊 2	富津市	湊	
君津土木事務所	II-6535	湊 3	富津市	湊	
君津土木事務所	II-6536	湊 4	富津市	湊	
君津土木事務所	II-6537	湊 5	富津市	湊	
君津土木事務所	II-6538	湊 6	富津市	湊	
君津土木事務所	II-6539	湊 7	富津市	湊	
君津土木事務所	II-6540	岩坂 1	富津市	岩坂	
君津土木事務所	II-6541	岩坂 2	富津市	岩坂	
君津土木事務所	II-6542	岩坂 3	富津市	岩坂	
君津土木事務所	II-6543	岩坂 4	富津市	岩坂	
君津土木事務所	II-6544	岩坂 5	富津市	岩坂	
君津土木事務所	II-6545	岩坂 6	富津市	岩坂	
君津土木事務所	II-6546	加藤 1	富津市	加藤	
君津土木事務所	II-6548	岩坂 7	富津市	岩坂	
君津土木事務所	II-6550	桜井 3	富津市	桜井	
君津土木事務所	II-6551	桜井 4	富津市	桜井	
君津土木事務所	II-6552	桜井 5	富津市	桜井	
君津土木事務所	II-6553	桜井 6	富津市	桜井	
君津土木事務所	II-6554	寺尾 1	富津市	寺尾	
君津土木事務所	II-6555	寺尾 2	富津市	寺尾	
君津土木事務所	II-6556	長崎	富津市	長崎	
君津土木事務所	II-6558	関尻 1	富津市	関尻	
君津土木事務所	II-6559	上後 1	富津市	上後	
君津土木事務所	II-6560	田倉 8	富津市	田倉	
君津土木事務所	II-6561	田倉 9	富津市	田倉	
君津土木事務所	II-6562	恩田	富津市	恩田	
君津土木事務所	II-6563	東大和田 1	富津市	東大和田	
君津土木事務所	II-6564	東大和田 2	富津市	東大和田	
君津土木事務所	II-6565	東大和田 3	富津市	東大和田	
君津土木事務所	II-6566	田倉 10	富津市	田倉	
君津土木事務所	II-6567	田倉 11	富津市	田倉	
君津土木事務所	II-6568	田倉 12	富津市	田倉	
君津土木事務所	II-6569	田倉 13	富津市	田倉	
君津土木事務所	II-6570	田倉 14	富津市	田倉	
君津土木事務所	II-6571	宇藤原 1	富津市	宇藤原	
君津土木事務所	II-6573	竹岡 2	富津市	竹岡	
君津土木事務所	II-6574	竹岡 3	富津市	竹岡	
君津土木事務所	II-6575	竹岡 4	富津市	竹岡	
君津土木事務所	II-6576	海良 1	富津市	海良	
君津土木事務所	II-6577	海良 2	富津市	海良	
君津土木事務所	II-6578	海良 3	富津市	海良	
君津土木事務所	II-6579	海良 4	富津市	海良	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	II-6580	海良5	富津市	海良	
君津土木事務所	II-6581	海良6	富津市	海良	
君津土木事務所	II-6582	海良7	富津市	海良	
君津土木事務所	II-6583	海良8	富津市	海良	
君津土木事務所	II-6585	湊8	富津市	湊	
君津土木事務所	II-6586	数馬1	富津市	数馬	
君津土木事務所	II-6587	数馬2	富津市	数馬	
君津土木事務所	II-6588	数馬3	富津市	数馬	
君津土木事務所	II-6589	壳津	富津市	壳津	
君津土木事務所	II-6590	相川1	富津市	相川	
君津土木事務所	II-6591	相川2	富津市	相川	
君津土木事務所	II-6592	相川3	富津市	相川	
君津土木事務所	II-6593	花輪1	富津市	花輪	
君津土木事務所	II-6594	花輪2	富津市	花輪	
君津土木事務所	II-6596	不入斗2	富津市	不入斗	
君津土木事務所	II-6597	不入斗3	富津市	不入斗	
君津土木事務所	II-6598	不入斗4	富津市	不入斗	
君津土木事務所	II-6599	不入斗5	富津市	不入斗	
君津土木事務所	II-6600	不入斗6	富津市	不入斗	
君津土木事務所	II-6601	不入斗7	富津市	不入斗	
君津土木事務所	II-6602	横山	富津市	横山	
君津土木事務所	II-6604	田原2	富津市	田原	
君津土木事務所	II-6605	大森	富津市	大森	
君津土木事務所	II-6606	山脇1	富津市	山脇	
君津土木事務所	II-6607	山脇2	富津市	山脇	
君津土木事務所	II-6609	田原3	富津市	田原	
君津土木事務所	II-6610	田原4	富津市	田原	
君津土木事務所	II-6611	田原5	富津市	田原	
君津土木事務所	II-6612	小志駒1	富津市	小志駒	
君津土木事務所	II-6613	小志駒2	富津市	小志駒	
君津土木事務所	II-6614	小志駒3	富津市	小志駒	
君津土木事務所	II-6615	上後2	富津市	上後	
君津土木事務所	II-6616	関尻2	富津市	関尻	
君津土木事務所	II-6617	関尻3	富津市	関尻	
君津土木事務所	II-6618	関尻4	富津市	関尻	
君津土木事務所	II-6619	関尻5	富津市	関尻	
君津土木事務所	II-6620	関尻6	富津市	関尻	
君津土木事務所	II-6621	大川崎1	富津市	大川崎	
君津土木事務所	II-6622	大川崎2	富津市	大川崎	
君津土木事務所	II-6623	高溝1	富津市	高溝	
君津土木事務所	II-6624	高溝2	富津市	高溝	
君津土木事務所	II-6625	高溝3	富津市	高溝	
君津土木事務所	II-6626	宇藤原2	富津市	宇藤原	
君津土木事務所	II-6627	宇藤原3	富津市	宇藤原	
君津土木事務所	II-6628	宇藤原4	富津市	宇藤原	
君津土木事務所	II-6629	宇藤原5	富津市	宇藤原	
君津土木事務所	II-6630	宇藤原6	富津市	宇藤原	
君津土木事務所	II-6631	萩生1	富津市	萩生	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	II-6632	萩生2	富津市	萩生	
君津土木事務所	II-6633	萩生3	富津市	萩生	
君津土木事務所	II-6634	萩生4	富津市	萩生	
君津土木事務所	II-6635	萩生5	富津市	萩生	
君津土木事務所	II-6636	萩生6	富津市	萩生	
君津土木事務所	II-6637	萩生7	富津市	萩生	
君津土木事務所	II-6638	萩生8	富津市	萩生	
君津土木事務所	II-6639	萩生9	富津市	萩生	
君津土木事務所	II-6640	萩生10	富津市	萩生	
君津土木事務所	II-6642	萩生12	富津市	萩生	
君津土木事務所	II-6643	萩生13	富津市	萩生	
君津土木事務所	II-6644	萩生14	富津市	萩生	
君津土木事務所	II-6645	萩生15	富津市	萩生	
君津土木事務所	II-6646	萩生16	富津市	萩生	
君津土木事務所	II-6647	萩生17	富津市	萩生	
君津土木事務所	II-6648	竹岡5	富津市	竹岡	
君津土木事務所	II-6649	竹岡6	富津市	竹岡	
君津土木事務所	II-6650	竹岡7	富津市	竹岡	
君津土木事務所	II-6651	竹岡8	富津市	竹岡	
君津土木事務所	II-6653	竹岡10	富津市	竹岡	
君津土木事務所	II-6654	竹岡11	富津市	竹岡	
君津土木事務所	II-6655	竹岡12	富津市	竹岡	
君津土木事務所	II-6656	相川4	富津市	相川	
君津土木事務所	II-6657	相川5	富津市	相川	
君津土木事務所	II-6658	相川6	富津市	相川	
君津土木事務所	II-6661	相川9	富津市	相川	
君津土木事務所	II-6662	相川10	富津市	相川	
君津土木事務所	II-6663	相川11	富津市	相川	
君津土木事務所	II-6664	岩本1	富津市	岩本	
君津土木事務所	II-6665	岩本2	富津市	岩本	
君津土木事務所	II-6666	岩本3	富津市	岩本	
君津土木事務所	II-6667	岩本4	富津市	岩本	
君津土木事務所	II-6668	岩本5	富津市	岩本	
君津土木事務所	II-6669	岩本6	富津市	岩本	
君津土木事務所	II-6670	岩本7	富津市	岩本	
君津土木事務所	II-6671	岩本8	富津市	岩本	
君津土木事務所	II-6673	岩本10	富津市	岩本	
君津土木事務所	II-6674	豊岡1	富津市	豊岡	
君津土木事務所	II-6675	豊岡2	富津市	豊岡	
君津土木事務所	II-6676	豊岡3	富津市	豊岡	
君津土木事務所	II-6677	豊岡4	富津市	豊岡	
君津土木事務所	II-6678	豊岡5	富津市	豊岡	
君津土木事務所	II-6679	豊岡6	富津市	豊岡	
君津土木事務所	II-6680	関1	富津市	関尻	
君津土木事務所	II-6681	関2	富津市	関尻	
君津土木事務所	II-6682	関3	富津市	関尻	
君津土木事務所	II-6683	萩生18	富津市	萩生	
君津土木事務所	II-6684	萩生19	富津市	萩生	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	II-6685	萩生20	富津市	萩生	
君津土木事務所	II-6686	萩生21	富津市	萩生	
君津土木事務所	II-6687	金谷1	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6688	金谷2	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6689	金谷3	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6690	金谷4	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6691	金谷5	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6692	金谷6	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6693	竹岡13	富津市	竹岡	
君津土木事務所	II-6694	竹岡14	富津市	竹岡	
君津土木事務所	II-6695	竹岡15	富津市	竹岡	
君津土木事務所	II-6696	竹岡16	富津市	竹岡	
君津土木事務所	II-6697	竹岡17	富津市	竹岡	
君津土木事務所	II-6698	竹岡18	富津市	竹岡	
君津土木事務所	II-6699	梨沢1	富津市	梨沢	
君津土木事務所	II-6700	梨沢2	富津市	梨沢	
君津土木事務所	II-6701	梨沢3	富津市	梨沢	
君津土木事務所	II-6702	梨沢4	富津市	梨沢	
君津土木事務所	II-6703	梨沢5	富津市	梨沢	
君津土木事務所	II-6704	志駒1	富津市	志駒	
君津土木事務所	II-6705	志駒2	富津市	志駒	
君津土木事務所	II-6706	志駒3	富津市	志駒	
君津土木事務所	II-6707	志駒4	富津市	志駒	
君津土木事務所	II-6708	志駒5	富津市	志駒	
君津土木事務所	II-6709	志駒6	富津市	志駒	
君津土木事務所	II-6710	志駒7	富津市	志駒	
君津土木事務所	II-6711	志駒8	富津市	志駒	
君津土木事務所	II-6712	志駒9	富津市	志駒	
君津土木事務所	II-6713	志駒10	富津市	志駒	
君津土木事務所	II-6715	豊岡8	富津市	豊岡	
君津土木事務所	II-6716	豊岡9	富津市	豊岡	
君津土木事務所	II-6717	豊岡10	富津市	豊岡	
君津土木事務所	II-6718	豊岡11	富津市	豊岡	
君津土木事務所	II-6719	豊岡12	富津市	豊岡	
君津土木事務所	II-6720	豊岡13	富津市	豊岡	
君津土木事務所	II-6721	豊岡14	富津市	豊岡	
君津土木事務所	II-6722	金谷7	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6723	金谷8	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6724	金谷9	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6725	金谷10	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6726	金谷11	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6727	金谷12	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6729	金谷14	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6730	金谷15	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6731	金谷16	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6732	金谷17	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6733	金谷18	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6735	金谷20	富津市	金谷	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	II-6736	金谷21	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6737	金谷22	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6738	金谷23	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6739	金谷24	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6740	金谷25	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6741	金谷26	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6742	金谷27	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6743	竹岡19	富津市	竹岡	
君津土木事務所	II-6744	梨沢6	富津市	梨沢	
君津土木事務所	II-6745	梨沢7	富津市	梨沢	
君津土木事務所	II-6746	志駒11	富津市	志駒	
君津土木事務所	II-6747	豊岡15	富津市	豊岡	
君津土木事務所	II-6749	豊岡17	富津市	豊岡	
君津土木事務所	II-6750	金谷28	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6751	金谷29	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6752	金谷30	富津市	金谷	
君津土木事務所	II-6753	梨沢8	富津市	梨沢	
君津土木事務所	II-6754	梨沢9	富津市	梨沢	
君津土木事務所	II-6755	梨沢10	富津市	梨沢	
君津土木事務所	II-6756	山中1	富津市	山中	
君津土木事務所	II-6757	山中2	富津市	山中	
君津土木事務所	II-6759	山中4	富津市	山中	
君津土木事務所	II-6760	堀切	富津市	堀切	
君津土木事務所	II-6761	久保田1	袖ヶ浦市	久保田	
君津土木事務所	II-6762	久保田2	袖ヶ浦市	久保田	
君津土木事務所	II-6763	久保田3	袖ヶ浦市	久保田	
君津土木事務所	II-6764	久保田4	袖ヶ浦市	久保田	
君津土木事務所	II-6765	久保田5	袖ヶ浦市	久保田	
君津土木事務所	II-6766	久保田6	袖ヶ浦市	久保田	
君津土木事務所	II-6767	久保田7	袖ヶ浦市	久保田	
君津土木事務所	II-6768	久保田8	袖ヶ浦市	久保田	
君津土木事務所	II-6769	久保田9	袖ヶ浦市	久保田	
君津土木事務所	II-6770	久保田10	袖ヶ浦市	久保田	
君津土木事務所	II-6771	久保田11	袖ヶ浦市	久保田	
君津土木事務所	II-6772	代宿1	袖ヶ浦市	代宿	
君津土木事務所	II-6773	蔵波1	袖ヶ浦市	蔵波	
君津土木事務所	II-6774	蔵波2	袖ヶ浦市	蔵波	
君津土木事務所	II-6775	蔵波3	袖ヶ浦市	蔵波	
君津土木事務所	II-6776	蔵波4	袖ヶ浦市	蔵波	
君津土木事務所	II-6777	久保田12	袖ヶ浦市	久保田	
君津土木事務所	II-6778	久保田13	袖ヶ浦市	久保田	
君津土木事務所	II-6779	久保田14	袖ヶ浦市	久保田	
君津土木事務所	II-6780	代宿2	袖ヶ浦市	代宿	
君津土木事務所	II-6781	神納1	袖ヶ浦市	神納	
君津土木事務所	II-6782	神納2	袖ヶ浦市	神納	
君津土木事務所	II-6783	神納3	袖ヶ浦市	神納	
君津土木事務所	II-6784	神納4	袖ヶ浦市	神納	
君津土木事務所	II-6785	神納5	袖ヶ浦市	神納	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	II-6786	飯富1	袖ヶ浦市	飯富	
君津土木事務所	II-6787	蔵波5	袖ヶ浦市	蔵波	
君津土木事務所	II-6788	飯富2	袖ヶ浦市	飯富	
君津土木事務所	II-6789	飯富3	袖ヶ浦市	飯富	
君津土木事務所	II-6790	下新田1	袖ヶ浦市	下新田	
君津土木事務所	II-6791	下新田2	袖ヶ浦市	下新田	
君津土木事務所	II-6792	三ツ作1	袖ヶ浦市	三ツ作	
君津土木事務所	II-6793	三ツ作2	袖ヶ浦市	三ツ作	
君津土木事務所	II-6794	三ツ作3	袖ヶ浦市	三ツ作	
君津土木事務所	II-6795	三ツ作4	袖ヶ浦市	三ツ作	
君津土木事務所	II-6796	三ツ作5	袖ヶ浦市	三ツ作	
君津土木事務所	II-6797	三ツ作6	袖ヶ浦市	三ツ作	
君津土木事務所	II-6798	大曾根1	袖ヶ浦市	大曾根	
君津土木事務所	II-6799	大曾根2	袖ヶ浦市	大曾根	
君津土木事務所	II-6800	岩井1	袖ヶ浦市	岩井	
君津土木事務所	II-6801	岩井2	袖ヶ浦市	岩井	
君津土木事務所	II-6802	上泉1	袖ヶ浦市	上泉	
君津土木事務所	II-6803	上泉2	袖ヶ浦市	上泉	
君津土木事務所	II-6804	上泉3	袖ヶ浦市	上泉	
君津土木事務所	II-6805	上泉4	袖ヶ浦市	上泉	
君津土木事務所	II-6806	上泉5	袖ヶ浦市	上泉	
君津土木事務所	II-6807	上泉6	袖ヶ浦市	上泉	
君津土木事務所	II-6808	永吉1	袖ヶ浦市	永吉	
君津土木事務所	II-6809	永吉2	袖ヶ浦市	永吉	
君津土木事務所	II-6810	永吉3	袖ヶ浦市	永吉	
君津土木事務所	II-6811	川原井1	袖ヶ浦市	川原井	
君津土木事務所	II-6812	川原井2	袖ヶ浦市	川原井	
君津土木事務所	II-6813	川原井3	袖ヶ浦市	川原井	
君津土木事務所	II-6814	川原井4	袖ヶ浦市	川原井	
君津土木事務所	II-6815	川原井5	袖ヶ浦市	川原井	
君津土木事務所	II-6816	川原井6	袖ヶ浦市	川原井	
君津土木事務所	II-6817	川原井7	袖ヶ浦市	川原井	
君津土木事務所	II-6818	川原井8	袖ヶ浦市	川原井	
君津土木事務所	II-6819	川原井9	袖ヶ浦市	川原井	
君津土木事務所	II-6820	川原井10	袖ヶ浦市	川原井	
君津土木事務所	II-6821	川原井11	袖ヶ浦市	川原井	
君津土木事務所	II-6822	川原井12	袖ヶ浦市	川原井	
君津土木事務所	II-6823	川原井13	袖ヶ浦市	川原井	
君津土木事務所	II-6824	川原井14	袖ヶ浦市	川原井	
君津土木事務所	II-6825	川原井15	袖ヶ浦市	川原井	
君津土木事務所	II-6826	川原井16	袖ヶ浦市	川原井	
君津土木事務所	II-6827	川原井17	袖ヶ浦市	川原井	
君津土木事務所	II-6828	川原井18	袖ヶ浦市	川原井	
君津土木事務所	II-6829	永地	袖ヶ浦市	永地	
君津土木事務所	II-6830	上泉7	袖ヶ浦市	上泉	
君津土木事務所	II-6831	野里	袖ヶ浦市	野里	
君津土木事務所	II-6832	川原井19	袖ヶ浦市	川原井	
君津土木事務所	II-6833	川原井20	袖ヶ浦市	川原井	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	II-6834	川原井21	袖ヶ浦市	川原井	
君津土木事務所	II-6835	林1	袖ヶ浦市	林	
君津土木事務所	II-6836	林2	袖ヶ浦市	林	
君津土木事務所	II-6837	林3	袖ヶ浦市	林	
君津土木事務所	II-6838	林4	袖ヶ浦市	林	
君津土木事務所	II-6839	林5	袖ヶ浦市	林	
君津土木事務所	II-6840	大鳥居1	袖ヶ浦市	大鳥居	
君津土木事務所	II-6841	大鳥居2	袖ヶ浦市	大鳥居	
君津土木事務所	II-6842	滝の口1	袖ヶ浦市	滝の口	
君津土木事務所	II-6843	高谷1	袖ヶ浦市	高谷	
君津土木事務所	II-6844	高谷2	袖ヶ浦市	高谷	
君津土木事務所	II-6845	高谷3	袖ヶ浦市	高谷	
君津土木事務所	II-6846	高谷4	袖ヶ浦市	高谷	
君津土木事務所	II-6847	林6	袖ヶ浦市	林	
君津土木事務所	II-6848	林7	袖ヶ浦市	林	
君津土木事務所	II-6849	滝の口2	袖ヶ浦市	滝の口	
君津土木事務所	II-6850	滝の口3	袖ヶ浦市	滝の口	
君津土木事務所	II-6851	滝の口4	袖ヶ浦市	滝の口	
君津土木事務所	II-6852	滝の口5	袖ヶ浦市	滝の口	
君津土木事務所	II-6853	玉野1	袖ヶ浦市	玉野	
君津土木事務所	II-6854	滝の口6	袖ヶ浦市	滝の口	
君津土木事務所	II-6855	滝の口7	袖ヶ浦市	滝の口	
君津土木事務所	II-6856	吉野田1	袖ヶ浦市	吉野田	
君津土木事務所	II-6857	吉野田2	袖ヶ浦市	吉野田	
君津土木事務所	II-6858	玉野2	袖ヶ浦市	玉野	
君津土木事務所	II-6859	吉野田3	袖ヶ浦市	吉野田	
君津土木事務所	II-6860	吉野田4	袖ヶ浦市	吉野田	
君津土木事務所	II-6861	打越1	袖ヶ浦市	打越	
君津土木事務所	II-6862	打越2	袖ヶ浦市	打越	
君津土木事務所	II-6863	打越3	袖ヶ浦市	打越	
君津土木事務所	II-6864	打越4	袖ヶ浦市	打越	
君津土木事務所	II-6865	打越5	袖ヶ浦市	打越	
君津土木事務所	II-6866	阿部1	袖ヶ浦市	阿部	
君津土木事務所	II-6867	阿部2	袖ヶ浦市	阿部	
君津土木事務所	II-6868	下根岸1	袖ヶ浦市	下根岸	
君津土木事務所	II-6869	下根岸2	袖ヶ浦市	下根岸	
君津土木事務所	II-6870	下根岸3	袖ヶ浦市	下根岸	
君津土木事務所	II-6871	玉野3	袖ヶ浦市	玉野	
君津土木事務所	II-6872	玉野4	袖ヶ浦市	玉野	
君津土木事務所	II-6873	玉野5	袖ヶ浦市	玉野	
君津土木事務所	II-6874	玉野6	袖ヶ浦市	玉野	
君津土木事務所	II-6875	玉野7	袖ヶ浦市	玉野	
君津土木事務所	II-6876	吉野田5	袖ヶ浦市	吉野田	
君津土木事務所	II-6877	吉野田6	袖ヶ浦市	吉野田	
君津土木事務所	II-6878	下宮田1	袖ヶ浦市	下宮田	
君津土木事務所	II-6879	下宮田2	袖ヶ浦市	下宮田	
君津土木事務所	II-6880	吉野田7	袖ヶ浦市	吉野田	
君津土木事務所	II-6881	下宮田3	袖ヶ浦市	下宮田	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

自然崖

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
君津土木事務所	II-6882	下宮田4	袖ヶ浦市	下宮田	
君津土木事務所	II-6883	下宮田5	袖ヶ浦市	下宮田	
君津土木事務所	II-6884	下宮田6	袖ヶ浦市	下宮田	
君津土木事務所	II-6885	下宮田7	袖ヶ浦市	下宮田	
君津土木事務所	II-6886	下宮田8	袖ヶ浦市	下宮田	
君津土木事務所	II-6887	大竹	袖ヶ浦市	大竹	
君津土木事務所	II-6888	上宮田1	袖ヶ浦市	上宮田	
君津土木事務所	II-6889	上宮田2	袖ヶ浦市	上宮田	
君津土木事務所	II-6890	上宮田3	袖ヶ浦市	上宮田	
君津土木事務所	II-6891	上宮田4	袖ヶ浦市	上宮田	
君津土木事務所	II-6892	下根岸4	袖ヶ浦市	下根岸	
君津土木事務所	II-6893	下宮田9	袖ヶ浦市	下宮田	
印旛土木事務所	II-6894	岩戸川岸	印西市	岩戸	船戸
印旛土木事務所	II-6895	上長殿	白井市	復	上長殿
成田土木事務所	II-6896	大原内1	香取郡多古町	多古	新町
成田土木事務所	II-6897	切通	香取郡多古町	染井	切通
成田土木事務所	II-6898	谷三倉	香取郡多古町	十余三	谷三倉
成田土木事務所	II-6899	志代地	香取郡多古町	南玉造	志代地
成田土木事務所	II-6900	宮崎	山武郡芝山町	宮崎	上野台
成田土木事務所	II-6901	小原子2	山武郡芝山町	小原子	上ノ山
成田土木事務所	II-6902	上吹入	山武郡芝山町	上吹入	新湯
成田土木事務所	II-6903	浅川	山武郡芝山町	岩山	浅川
成田土木事務所	II-6904	大台北	山武郡芝山町	大台	根崎
成田土木事務所	II-6905	殿部田	山武郡芝山町	殿部田	新門寺
香取土木事務所	II-6906	五郷内1	香取市	五郷内	布野
香取土木事務所	II-6907	府馬1	香取市	府馬	
安房土木事務所	II-6908	新屋敷	鴨川市	太海	
安房土木事務所	II-6909	東町2	鴨川市	東町	宝性寺
安房土木事務所	II-6910	清澄	鴨川市	清澄	
安房土木事務所	II-6911	大六	安房郡鋸南町	大六	亀ヶ崎
安房土木事務所	II-6912	苗見	南房総市	増間	向郷
安房土木事務所	II-6913	吉野	南房総市	宮下	吉野
君津土木事務所	II-6914	鎌滝	君津市	鎌滝	北根
君津土木事務所	II-6915	糸川	君津市	糸川	谷畑
君津土木事務所	II-6916	梨沢	富津市	梨沢	葎越路
印旛土木事務所	II-6917	新町	佐倉市	新町	新町裏
成田土木事務所	II-6918	小原子3	山武郡芝山町	小原子	
香取土木事務所	II-6919	貝塚1	香取市	貝塚	南谷
香取土木事務所	II-6920	長岡	香取市	長岡	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

人工がけ

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
千葉土木事務所	2001	稲丘町1	千葉市稲毛区	稲丘町	
千葉土木事務所	2002	園生	千葉市稲毛区	園生町	
千葉土木事務所	2003	星久喜町	千葉市中央区	星久喜町	
千葉土木事務所	2004	大森町1	千葉市中央区	大森町	
千葉土木事務所	2005	白旗3	千葉市中央区	白旗	3丁目
葛南土木事務所	2006	下貝塚	市川市	下貝塚	2丁目
葛南土木事務所	2007	奉免	市川市	奉免町	
葛南土木事務所	2008	須和田	市川市	須和田	2丁目
葛南土木事務所	2009	本北方1	市川市	本北方	3丁目
葛南土木事務所	2010	海神	船橋市	海神	6丁目
葛南土木事務所	2011	上山2	船橋市	上山町	3丁目
葛南土木事務所	2012	夏見	船橋市	夏見台	3丁目
葛南土木事務所	2013	三山	船橋市	三山	2丁目
東葛飾土木事務所	2014	下原付	野田市	清水	下原付
東葛飾土木事務所	2017	松山	野田市	堤台	松山
柏土木事務所	2018	逆井	柏市	新逆井	1丁目
東葛飾土木事務所	2023	寿二丁目	我孫子市	寿	二丁目
東葛飾土木事務所	2024	上新山	鎌ケ谷市	東道野辺	7丁目
東葛飾土木事務所	2026	北下2	鎌ケ谷市	道野辺	北下
東葛飾土木事務所	2027	葉貫台	鎌ケ谷市	東道野辺	3丁目
印旛土木事務所	2029	六崎	佐倉市	六崎	
印旛土木事務所	2031	みどり野	佐倉市	大蛇町	東慶院前
夷隅土木事務所	2033	天ノ守	夷隅郡御宿町	岩和田	行人坂
夷隅土木事務所	2034	岩和田	夷隅郡御宿町	岩和田	岩和田
夷隅土木事務所	2035	岩和田の2	夷隅郡御宿町	岩和田	小波月
夷隅土木事務所	2036	薪町	夷隅郡御宿町	六軒町	天ノ森
夷隅土木事務所	2037	浜	夷隅郡御宿町	浜	天頃
夷隅土木事務所	2038	愛宕下	夷隅郡御宿町	岩和田	東山
夷隅土木事務所	2039	東山	夷隅郡御宿町	岩和田	東山
夷隅土木事務所	2040	大多喜	夷隅郡大多喜町	大多喜	
夷隅土木事務所	2041	老川	夷隅郡大多喜町	大田代	老川
安房土木事務所	2042	岡波太	鴨川市	大海	峯
安房土木事務所	2043	貝渚	鴨川市	貝渚	
安房土木事務所	2044	吉浦	鴨川市	磯村	梶畑
安房土木事務所	2045	前原	鴨川市	前原	山王寺
君津土木事務所	2047	久保	君津市	久保	高坂
君津土木事務所	2049	小香	君津市	小香	百目
君津土木事務所	2050	久留里	君津市	久留里	
君津土木事務所	2051	八幡2	富津市	八幡	上町
君津土木事務所	2052	長浦	袖ヶ浦市	蔵波	
君津土木事務所	2053	上泉	袖ヶ浦市	上泉	
千葉土木事務所	2055	幕張本郷	千葉市花見川区	幕張本郷	7丁目
千葉土木事務所	2056	長作町4	千葉市花見川区	長作町	
千葉土木事務所	2057	矢作町	千葉市中央区	矢作町	
千葉土木事務所	2058	南生実	千葉市中央区	南生実町	
千葉土木事務所	2059	源町	千葉市若葉区	源町	
千葉土木事務所	2060	更科町	千葉市若葉区	更科町	
千葉土木事務所	2061	小間子町	千葉市若葉区	小間子町	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家5戸以上）

人工がけ

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
千葉土木事務所	2062	本大久保2	習志野市	本大久保	4丁目
葛南土木事務所	2063	駿河台	船橋市	駿河台	1丁目
東葛飾土木事務所	2064	前ヶ崎	流山市	前ヶ崎	
安房土木事務所	2065	川口	鴨川市	貝渚	川口
安房土木事務所	2066	小浦	南房総市	和田	
安房土木事務所	2067	船形1	館山市	船形	御霊
安房土木事務所	2068	大賀	館山市	大賀	前山
安房土木事務所	2069	州崎1	館山市	州崎	御手洗山
安房土木事務所	2070	州崎2	館山市	州崎	御手洗山
安房土木事務所	2071	山本2	館山市	山本	市田
印旛土木事務所	2072	臼井8	佐倉市	臼井台	
印旛土木事務所	2073	臼井9	佐倉市	臼井台	
印旛土木事務所	2074	松虫13	印西市	松虫	常光寺谷
印旛土木事務所	2075	清戸5	白井市	清戸	越屋敷
	小計	62箇所			

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

人工がけ

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
千葉土木事務所	II-0001	柏井町1	千葉市花見川区	柏井町	
千葉土木事務所	II-0008	花島町2	千葉市花見川区	花島町	
千葉土木事務所	II-0013	幕張町4	千葉市花見川区	幕張町	3丁目
千葉土木事務所	II-0023	園生町4	千葉市稲毛区	園生町	
千葉土木事務所	II-7001	天戸町4	千葉市花見川区	天戸町	
千葉土木事務所	II-7002	幕張本郷2	千葉市花見川区	幕張本郷	2丁目
千葉土木事務所	II-7003	小中台町1	千葉市稲毛区	小中台町	
千葉土木事務所	II-7004	稲毛町2	千葉市稲毛区	稲毛町	4丁目
千葉土木事務所	II-7005	天台1	千葉市稲毛区	天台	3丁目
千葉土木事務所	II-7006	小間子町2	千葉市若葉区	小間子町	
千葉土木事務所	II-7007	亥鼻4	千葉市中央区	亥鼻	1丁目
千葉土木事務所	II-7008	都町5	千葉市中央区	都町	
千葉土木事務所	II-7009	平山町1	千葉市緑区	平山町	
千葉土木事務所	II-7010	生実町4	千葉市中央区	生実町	
千葉土木事務所	II-7011	小山町4	千葉市緑区	小山町	
千葉土木事務所	II-7012	新栄2	習志野市	新栄	1丁目
千葉土木事務所	II-7013	麦丸3	八千代市	麦丸	
千葉土木事務所	II-7014	麦丸4	八千代市	麦丸	城橋
葛南土木事務所	II-7015	上山町3	船橋市	上山町	3丁目
葛南土木事務所	II-7016	高根町2	船橋市	高根町	
葛南土木事務所	II-7017	飯山崎町3	船橋市	飯山崎町	2丁目
葛南土木事務所	II-7018	小野田町2	船橋市	小野田町	
市原土木事務所	II-7019	草刈4	市原市	草刈	
市原土木事務所	II-7020	大作1	市原市	大作	
市原土木事務所	II-7021	深城1	市原市	深城	
市原土木事務所	II-7022	鶴舞1	市原市	鶴舞	
市原土木事務所	II-7023	岩5	市原市	岩	
市原土木事務所	II-7024	新井2	市原市	新井	
東葛飾土木事務所	II-7025	紙敷2	松戸市	紙敷	薄蒲
東葛飾土木事務所	II-7026	宿連寺1	柏市	宿連寺	前原
東葛飾土木事務所	II-7027	柏1	柏市	柏	大穴
東葛飾土木事務所	II-7028	逆井2	柏市	逆井	小山
東葛飾土木事務所	II-7029	逆井3	柏市	逆井	小山
東葛飾土木事務所	II-7030	新木1	我孫子市	新木	竹之内
印旛土木事務所	II-7031	白井台8	佐倉市	白井台	
印旛土木事務所	II-7034	白井田3	佐倉市	白井田	
印旛土木事務所	II-7035	江原1	佐倉市	江原	
印旛土木事務所	II-7036	王子台2	佐倉市	王子台	6丁目
印旛土木事務所	II-7037	上志津3	佐倉市	上志津	
印旛土木事務所	II-7038	岩富1	佐倉市	岩富	
印旛土木事務所	II-7039	萩原2	印西市	萩原	城ノ内
印旛土木事務所	II-7040	造谷3	印西市	造谷	向辺田
印旛土木事務所	II-7041	松虫2	印西市	松虫	常光寺谷
印旛土木事務所	II-7042	萩原1	印西市	萩原	猿ノ内
印旛土木事務所	II-7043	吉高3	印西市	吉高	向田
印旛土木事務所	II-7044	大廻1	印西市	大廻	茶畑
印旛土木事務所	II-7045	瀬戸2	印西市	瀬戸	一本松
印旛土木事務所	II-7047	瀬戸1	印西市	瀬戸	房田

急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家1戸～4戸）

人工がけ

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
印旛土木事務所	II-7048	吉高2	印西市	吉高	仲村
印旛土木事務所	II-7049	山田3	印西市	山田	鶴巻
印旛土木事務所	II-7050	山田4	印西市	山田	鶴巻
印旛土木事務所	II-7052	吉田4	印西市	吉田	郷
印旛土木事務所	II-7053	岩戸3	印西市	岩戸	中里
印旛土木事務所	II-7054	師戸1	印西市	師戸	川本
印旛土木事務所	II-7055	平賀8	印西市	平賀	細町
印旛土木事務所	II-7056	平賀9	印西市	平賀	細町
印旛土木事務所	II-7057	平賀1	印西市	平賀	辺田
印旛土木事務所	II-7058	平賀1	印西市	平賀	辺田
印旛土木事務所	II-7059	平賀2	印西市	平賀	新福寺
印旛土木事務所	II-7060	清戸2	白井市	清戸	越屋敷
印旛土木事務所	II-7061	清戸4	白井市	清戸	越屋敷
成田土木事務所	II-7063	土室1	成田市	土室	長山
成田土木事務所	II-7064	小泉1	成田市	小泉	
成田土木事務所	II-7065	大室1	成田市	大室	
成田土木事務所	II-7066	大袋1	成田市	大袋	小高田
成田土木事務所	II-7067	喜多1	香取郡古町	喜多	
成田土木事務所	II-7068	大里1	山武郡芝山町	大里	坂志岡
成田土木事務所	II-7069	大里2	山武郡芝山町	大里	加茂
成田土木事務所	II-7070	大里3	山武郡芝山町	大里	加茂
成田土木事務所	II-7071	大台1	山武郡芝山町	大台	細子
成田土木事務所	II-7072	大台2	山武郡芝山町	大台	根崎
成田土木事務所	II-7073	大台3	山武郡芝山町	大台	宿
成田土木事務所	II-7074	下吹入1	山武郡芝山町	下吹入	
成田土木事務所	II-7075	境1	山武郡芝山町	境	打越
成田土木事務所	II-7076	殿部田1	山武郡芝山町	殿部田	東風山
山武土木事務所	II-7077	大網9	山武郡大網白里町	大網	
山武土木事務所	II-7078	板附6	山武市	板附	
山武土木事務所	II-7079	壇谷8	山武市	壇谷	
山武土木事務所	II-7080	壇谷1	山武市	壇谷	
長生土木事務所	II-7081	国府関1	茂原市	国府関	坂ノ下
長生土木事務所	II-7082	台田7	茂原市	台田	正衣
山武土木事務所	II-7080	壇谷1	山武市	壇谷	
長生土木事務所	II-7081	国府関1	茂原市	国府関	坂ノ下
長生土木事務所	II-7082	台田7	茂原市	台田	正衣
長生土木事務所	II-7083	立木18	茂原市	立木	腰巻
長生土木事務所	II-7084	一宮5	長生郡一宮町	一宮	細田
長生土木事務所	II-7085	一宮7	長生郡一宮町	一宮	細田
長生土木事務所	II-7086	網田3	長生郡一宮町	網田	堂見谷
長生土木事務所	II-7087	佐貫34	長生郡陸奥町	佐貫	上沢
長生土木事務所	II-7088	大上18	長生郡陸奥町	大上	飯沢
長生土木事務所	II-7089	船木5	長生郡長柄町	船木	
長生土木事務所	II-7090	味庄5	長生郡長柄町	味庄	下味庄
長生土木事務所	II-7091	山根9	長生郡長柄町	山根	
長生土木事務所	II-7092	千代丸5	長生郡長柄町	千代丸	
長生土木事務所	II-7093	千代丸8	長生郡長柄町	千代丸	
長生土木事務所	II-7094	金谷1	長生郡長柄町	金谷	

急傾斜地崩壊危険箇所（保全家1戸～4戸）

人工がけ

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	市町村名	大字	小字
長生土木事務所	II-7095	鶉谷 14	長生郡長柄町	鶉谷	
長生土木事務所	II-7096	鶉谷 16	長生郡長柄町	鶉谷	鶉谷東部
長生土木事務所	II-7097	小椋本 1	長生郡長柄町	小椋本	
長生土木事務所	II-7098	高山 4	長生郡長柄町	高山	
長生土木事務所	II-7099	千田 7	長生郡長南町	千田	吹羅
長生土木事務所	II-7100	千田 16	長生郡長南町	千田	仁久保
長生土木事務所	II-7101	棚毛 18	長生郡長南町	棚毛	木樵山
長生土木事務所	II-7102	棚毛 19	長生郡長南町	棚毛	木樵山
長生土木事務所	II-7103	棚毛 20	長生郡長南町	棚毛	下木樵山
長生土木事務所	II-7104	棚毛 23	長生郡長南町	棚毛	馬場谷
長生土木事務所	II-7105	棚毛 24	長生郡長南町	棚毛	上宿
長生土木事務所	II-7106	棚毛 25	長生郡長南町	棚毛	上宿
長生土木事務所	II-7107	棚毛 27	長生郡長南町	棚毛	原田
長生土木事務所	II-7108	棚毛 28	長生郡長南町	棚毛	池袋
長生土木事務所	II-7109	長南 4	長生郡長南町	長南	鍛冶滝
長生土木事務所	II-7110	長南 8	長生郡長南町	長南	打手
長生土木事務所	II-7111	山内 4	長生郡長南町	山内	寺沢
夷隅土木事務所	II-7112	市野川 2	勝浦市	市野川	
夷隅土木事務所	II-7113	上植野 3	勝浦市	上植野	与惣部田
夷隅土木事務所	II-7114	新官 8	勝浦市	新官	
夷隅土木事務所	II-7115	新官 15	勝浦市	新官	
夷隅土木事務所	II-7116	新官 17	勝浦市	新官	
夷隅土木事務所	II-7117	高山田 11	夷隅郡御宿町	高山田	
夷隅土木事務所	II-7118	久保 2	夷隅郡御宿町	久保	
夷隅土木事務所	II-7119	大原 18	いすみ市	大原	根方
夷隅土木事務所	II-7120	大原台 1	いすみ市	大原台	
君津土木事務所	II-7121	砂押	君津市	怒田	砂押

6 土砂災害警戒区域指定地一覧表<資料8-8>

H24.4現在
<県土整備部河川環境課>

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
1	飯岡1	I-1509	成田市飯岡字宮ノ後	急傾斜地の崩壊	千第165号 H18.3.14
2	宝田2	I-1510	成田市宝田字辺田	急傾斜地の崩壊	千第165号 H18.3.14
3	西和泉2	I-1512	成田市西和泉字東作	急傾斜地の崩壊	千第165号 H18.3.14
4	東和泉1	I-1513	成田市東和泉字城山	急傾斜地の崩壊	千第165号 H18.3.14
5	松郷	I-1357	鴨川市金束字松郷	急傾斜地の崩壊	千第166号 H18.3.14
6	奥谷1	I-0969	鴨川市江見内遠野字中谷	急傾斜地の崩壊	千第706号 H18.7.28
7	橋本	I-0973	鴨川市畑字橋本	急傾斜地の崩壊	千第706号 H18.7.28
8	市井原	I-0978	鴨川市畑字市井原	急傾斜地の崩壊	千第706号 H18.7.28
9	台方2	I-0360	成田市船形字城ノ越	急傾斜地の崩壊	千第212号 H19.3.6
10	下方1-1	I-0363	成田市下方字根古屋	急傾斜地の崩壊	千第212号 H19.3.6
11	北須賀	I-0372	成田市北須賀字西	急傾斜地の崩壊	千第212号 H19.3.6
12	八代1-1	I-0388	成田市八代	急傾斜地の崩壊	千第212号 H19.3.6
13	八代2	I-0389	成田市八代	急傾斜地の崩壊	千第212号 H19.3.6
14	和田	I-0396	成田市北須賀字和田	急傾斜地の崩壊	千第212号 H19.3.6
15	下方2	I-0397	成田市下方字鷺田	急傾斜地の崩壊	千第212号 H19.3.6
16	八代1-2	I-1514	成田市八代字入子	急傾斜地の崩壊	千第212号 H19.3.6
17	下方1-2	I-1515	成田市下方字浅間下	急傾斜地の崩壊	千第212号 H19.3.6
18	下福田2	I-0350	成田市下福田	急傾斜地の崩壊	千第212号 H19.3.6
19	大竹1	I-0364	成田市大竹字坂東	急傾斜地の崩壊	千第212号 H19.3.6
20	大竹2	I-0386	成田市大竹字湯本	急傾斜地の崩壊	千第212号 H19.3.6
21	青木	I-0982	鴨川市江見青木字青木	急傾斜地の崩壊	千第213号 H19.3.6
22	横根	I-1359	鴨川市東江見字鹿嶋	急傾斜地の崩壊	千第213号 H19.3.6
23	西江見2	I-1613	鴨川市東江見字字竹ノ谷	急傾斜地の崩壊	千第213号 H19.3.6

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
24	西江見3	I-1614	鴨川市西江見字塩喰	急傾斜地の崩壊	千第213号 H19.3.6
25	荒海1	I-0361	成田市荒海	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
26	長沼	I-0377	成田市長沼	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
27	新妻	I-0399	成田市新妻	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
28	水掛	I-0402	成田市水掛	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
29	囿護台	I-0342	成田市囿護台	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
30	郷部1	I-0357	成田市郷部	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
31	郷部2	I-0358	成田市郷部	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
32	寺台	I-0366	成田市寺台	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
33	本町	I-0368	成田市本町	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
34	仲町2	I-0376	成田市仲町	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
35	幸町	I-0378	成田市幸町	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
36	土屋2	I-0379	成田市土屋	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
37	東町1	I-0381	成田市東町	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
38	東町2	I-0382	成田市東町	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
39	東和田	I-0385	成田市東和田	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
40	馬橋	I-0387	成田市馬橋	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
41	本町1	I-0393	成田市本町	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
42	本町2-2	I-0394	成田市本町	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
43	本町3	I-0395	成田市本町	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
44	伊能引地	I-0412	成田市伊能字引地	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
45	伊能下田	I-0413	成田市伊能字下田	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
46	臼作	I-0415	成田市臼作	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
47	横山	I-0416	成田市横山字二階	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
48	奈土	I-0418	成田市奈土字鹿駒	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
49	伊能倉ノ内	I-0421	成田市伊能字倉ノ内	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
50	村田	I-0422	成田市村田	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
51	中野	I-0423	成田市中野	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
52	鶴巻	I-0424	成田市伊能字鶴巻	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
53	東	I-0425	成田市伊能字東	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
54	奈土新田	I-0426	成田市奈土字新田	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
55	南敷南作	I-0427	成田市南敷字南作	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
56	奈土房作	I-0430	成田市奈土字房作	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
57	堀籠池作	I-0431	成田市堀籠字池作	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
58	一坪田	I-0432	成田市一坪田字キサキ	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
59	柴田2	I-0433	成田市柴田	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
60	伊能4	I-1516	成田市伊能	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
61	津富浦4	I-1517	成田市津富浦	急傾斜地の崩壊	千第490号 H19.4.24
62	中三原1	I-0999	南房総市和田町中三原	急傾斜地の崩壊	千第1017号 H19.10.23
63	小向	I-1000	南房総市和田町小向	急傾斜地の崩壊	千第1017号 H19.10.23
64	スルス森	I-1001	南房総市和田町磔森	急傾斜地の崩壊	千第1017号 H19.10.23
65	江見太夫崎1	II-4641	鴨川市江見太夫崎	急傾斜地の崩壊	千第173号 H20.2.1
66	天面	I-1358	鴨川市天面字巢鷹	急傾斜地の崩壊	千第173号 H20.2.1
67	大淵	I-1356	鴨川市太海字大淵	急傾斜地の崩壊	千第173号 H20.2.1
68	代	I-1617	鴨川市代	急傾斜地の崩壊	千第173号 H20.2.1
69	稲荷入1	I-0603	香取郡東庄町稲荷入	急傾斜地の崩壊	千第448号 H20.4.22
70	稲荷入2	I-0604	香取郡東庄町稲荷入	急傾斜地の崩壊	千第448号 H20.4.22
71	八幡2	I-0608	香取郡東庄町小南及び夏目	急傾斜地の崩壊	千第448号 H20.4.22

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
72	舟戸1-1	I-0611-1	香取郡東庄町舟戸	急傾斜地の崩壊	千第448号 H20.4.22
73	舟戸1-2	I-0611-2	香取郡東庄町舟戸	急傾斜地の崩壊	千第448号 H20.4.22
74	大久保2	I-0615	香取郡東庄町大久保	急傾斜地の崩壊	千第448号 H20.4.22
75	大久保3-1	I-0616-1	香取郡東庄町大久保	急傾斜地の崩壊	千第448号 H20.4.22
76	大久保3-2	I-0616-2	香取郡東庄町大久保	急傾斜地の崩壊	千第448号 H20.4.22
77	大友1-1	I-0617-1	香取郡東庄町大友	急傾斜地の崩壊	千第448号 H20.4.22
78	大友1-2	I-0617-2	香取郡東庄町大友	急傾斜地の崩壊	千第448号 H20.4.22
79	窪野谷1	I-1332	香取郡東庄町窪野谷	急傾斜地の崩壊	千第448号 H20.4.22
80	小南1	I-1333	香取郡東庄町小南	急傾斜地の崩壊	千第448号 H20.4.22
81	舟戸2	I-1376	香取郡東庄町舟戸	急傾斜地の崩壊	千第448号 H20.4.22
82	笹川い1-1	I-1522-1	香取郡東庄町笹川い	急傾斜地の崩壊	千第448号 H20.4.22
83	笹川い1-2	I-1522-2	香取郡東庄町笹川い	急傾斜地の崩壊	千第448号 H20.4.22
84	青馬1	I-1523	香取郡東庄町青馬	急傾斜地の崩壊	千第448号 H20.4.22
85	大門	I-1093	安房郡鋸南町下佐久間	急傾斜地の崩壊	千第493号 H20.5.20
86	下佐久間5	I-1655	安房郡鋸南町下佐久間	急傾斜地の崩壊	千第493号 H20.5.20
87	下佐久間9	I-1656	安房郡鋸南町下佐久間	急傾斜地の崩壊	千第493号 H20.5.20
88	下佐久間2	II-5465	安房郡鋸南町下佐久間	急傾斜地の崩壊	千第493号 H20.5.20
89	上布施9	II-4246	いすみ市上布施押替	急傾斜地の崩壊	千第546号 H20.6.13
90	下布施5	II-4223	いすみ市下布施名熊	急傾斜地の崩壊	千第546号 H20.6.13
91	下布施6	II-4224	いすみ市下布施名熊	急傾斜地の崩壊	千第546号 H20.6.13
92	下布施7	II-4225	いすみ市下布施名熊	急傾斜地の崩壊	千第546号 H20.6.13
93	下布施10	II-4228	いすみ市下布施大寺	急傾斜地の崩壊	千第546号 H20.6.13
94	下布施11	II-4229	いすみ市下布施大寺	急傾斜地の崩壊	千第546号 H20.6.13

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
95	下布施20	I-0927	いすみ市下布施硯	急傾斜地の崩壊	千第546号 H20.6.13
96	下布施21	II-4241	いすみ市下布施名熊	急傾斜地の崩壊	千第546号 H20.6.13
97	下布施22	II-4243	いすみ市下布施名熊	急傾斜地の崩壊	千第546号 H20.6.13
98	神崎神宿1-1	I-0519-1	香取郡神崎町神崎神宿	急傾斜地の崩壊	千第547号 H20.6.13
99	神崎神宿1-2	I-0519-2	香取郡神崎町神崎神宿	急傾斜地の崩壊	千第547号 H20.6.13
100	並木1-1	I-0520-1	香取郡神崎町並木	急傾斜地の崩壊	千第547号 H20.6.13
101	並木1-2	I-0520-2	香取郡神崎町並木	急傾斜地の崩壊	千第547号 H20.6.13
102	並木2	I-0521	香取郡神崎町並木	急傾斜地の崩壊	千第547号 H20.6.13
103	大貫2	I-0523	香取郡神崎町大貫	急傾斜地の崩壊	千第547号 H20.6.13
104	武田1-1	I-0524-1	香取郡神崎町武田	急傾斜地の崩壊	千第547号 H20.6.13
105	武田1-2	I-0524-2	香取郡神崎町武田	急傾斜地の崩壊	千第547号 H20.6.13
106	並木3	I-1321	香取郡神崎町並木	急傾斜地の崩壊	千第547号 H20.6.13
107	立野1-1	I-1322-1	香取郡神崎町立野	急傾斜地の崩壊	千第547号 H20.6.13
108	立野1-2	I-1322-2	香取郡神崎町立野	急傾斜地の崩壊	千第547号 H20.6.13
109	植房-1	I-1521-1	香取郡神崎町植房	急傾斜地の崩壊	千第547号 H20.6.13
110	植房-2	I-1521-2	香取郡神崎町植房	急傾斜地の崩壊	千第547号 H20.6.13
111	植房-3	I-1521-3	香取郡神崎町植房	急傾斜地の崩壊	千第547号 H20.6.13
112	並木4-1	II-1884-1	香取郡神崎町並木	急傾斜地の崩壊	千第547号 H20.6.13
113	並木4-2	II-1884-2	香取郡神崎町並木	急傾斜地の崩壊	千第547号 H20.6.13
114	並木5-1	II-1885-1	香取郡神崎町並木	急傾斜地の崩壊	千第547号 H20.6.13
115	並木5-2	II-1885-2	香取郡神崎町並木	急傾斜地の崩壊	千第547号 H20.6.13
116	並木5-3	II-1885-3	香取郡神崎町並木	急傾斜地の崩壊	千第547号 H20.6.13
117	米沢	I-0185	市原市米沢	急傾斜地の崩壊	千第551号 H20.6.17

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
118	宿	I-0187	市原市宿	急傾斜地の崩壊	千第551号 H20.6.17
119	奥野2	I-0189	市原市奥野	急傾斜地の崩壊	千第551号 H20.6.17
120	真ヶ谷6	I-1441	市原市真ヶ谷	急傾斜地の崩壊	千第551号 H20.6.17
121	堀越5	I-1442	市原市堀越	急傾斜地の崩壊	千第551号 H20.6.17
122	奥野9	I-1443	市原市奥野	急傾斜地の崩壊	千第551号 H20.6.17
123	岩ヶ崎-2	I-0502	香取市佐原木	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
124	香取	I-0513	香取市香取	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
125	小房作	I-0530	香取市和泉	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
126	谷ツ-1	I-0534 -1	香取市上小堀	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
127	谷ツ-2	I-0534 -2	香取市上小堀	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
128	谷ツ-3	I-0534 -3	香取市上小堀	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
129	谷ツ-4	I-0534 -4	香取市上小堀	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
130	谷ツ-5	I-0534 -5	香取市上小堀	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
131	根小屋	I-0535	香取市下飯田	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
132	貝塚1	I-0537	香取市貝塚	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
133	清水-1	I-0541 -1	香取市虫幡	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
134	清水-2	I-0541 -2	香取市虫幡	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
135	清水-3	I-0541 -3	香取市虫幡	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
136	相ノ谷	I-0543	香取市貝塚	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
137	増田	I-0544	香取市増田	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
138	辻下-1	I-0547 -1	香取市虫幡	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
139	辻下-2	I-0547 -2	香取市虫幡	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
140	辻下-3	I-0547 -3	香取市虫幡	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
141	分郷1	I-0549	香取市分郷	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
142	辺田	I-0551	香取市五郷内	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
143	虫幡1-1	I-1323 -1	香取市虫幡	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
144	虫幡1-2	I-1323 -2	香取市虫幡	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
145	虫幡1-3	I-1323 -3	香取市虫幡	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
146	虫幡2	I-1324	香取市虫幡	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
147	貝塚2-1	I-1326 -1	香取市貝塚	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
148	貝塚2-2	I-1326 -2	香取市貝塚	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
149	貝塚2-3	I-1326 -3	香取市貝塚	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
150	貝塚2-4	I-1326 -4	香取市貝塚	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
151	貝塚2-5	I-1326 -5	香取市貝塚	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
152	虫幡3-1	I-1327 -1	香取市虫幡	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
153	虫幡3-2	I-1327 -2	香取市虫幡	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
154	阿玉台3-1	I-1328 -1	香取市阿玉台	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
155	阿玉台3-2	I-1328 -2	香取市阿玉台	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
156	貝塚3	I-1374	香取市貝塚	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
157	八本-1	I-1375 -1	香取市八本	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
158	八本-2	I-1375 -2	香取市八本	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
159	貝塚4	II-6919	香取市貝塚	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
160	山倉2-1	I-0563 -1	香取市山倉	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
161	山倉2-2	I-0563 -2	香取市山倉	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
162	山倉2-3	I-0563 -3	香取市山倉	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
163	山倉2-4	I-0563 -4	香取市山倉	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
164	山倉3-1	I-0564-1	香取市山倉	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
165	山倉3-2	I-0564-2	香取市山倉	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
166	山倉3-3	I-0564-3	香取市山倉	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
167	大角-1	I-0566-1	香取市大角	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
168	大角-2	I-0566-2	香取市大角	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
169	大角-3	I-0566-3	香取市大角	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
170	長谷	I-0568	香取市米野井	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
171	田部3	I-0571	香取市田部	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
172	田部4	I-0572	香取市田部	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
173	田部5	I-0573	香取市田部	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
174	田部6-1	I-0574-1	香取市田部	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
175	田部6-2	I-0574-2	香取市田部	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
176	田部7-1	I-0575-1	香取市田部	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
177	田部7-2	I-0575-2	香取市田部	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
178	田部7-3	I-0575-3	香取市田部	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
179	長岡東	I-0582	香取市長岡	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
180	鳩山	I-1330	香取市鳩山	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
181	府馬1	II-6907	香取市府馬	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
182	向1-1	I-0590-1	香取市高萩	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
183	向1-2	I-0590-2	香取市高萩	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
184	向1-3	I-0590-3	香取市高萩	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
185	向2-1	I-0591-1	香取市高萩	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
186	向2-2	I-0591-2	香取市高萩	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
187	荒北	I-0593	香取市荒北	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
188	西田部1	I-0595	香取市西田部	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
189	苅毛	I-0597	香取市苅毛	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
190	沢1-1	I-0600-1	香取市沢	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
191	沢1-2	I-0600-2	香取市沢	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
192	沢3	I-0601	香取市沢	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
193	沢4-1	I-0602-1	香取市沢	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
194	沢4-2	I-0602-2	香取市沢	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
195	木戸脇1-1	I-1331-1	香取市高萩	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
196	木戸脇1-2	I-1331-2	香取市高萩	急傾斜地の崩壊	千第552号 H20.6.17
197	守谷3	I-0855	勝浦市守谷茂浦	急傾斜地の崩壊	千第591号 H20.7.11
198	大森13	I-1595	勝浦市大森	急傾斜地の崩壊	千第591号 H20.7.11
199	上植野14	I-1596	勝浦市上植野	急傾斜地の崩壊	千第591号 H20.7.11
200	植野3	II-3937	勝浦市植野	急傾斜地の崩壊	千第591号 H20.7.11
201	植野4	II-3938	勝浦市植野	急傾斜地の崩壊	千第591号 H20.7.11
202	上植野15	II-3964	勝浦市上植野	急傾斜地の崩壊	千第591号 H20.7.11
203	興津3	II-4032	勝浦市興津	急傾斜地の崩壊	千第591号 H20.7.11
204	守谷5	II-4035	勝浦市守谷	急傾斜地の崩壊	千第591号 H20.7.11
205	守谷10	II-4040	勝浦市守谷	急傾斜地の崩壊	千第591号 H20.7.11
206	守谷13	II-4043	勝浦市守谷	急傾斜地の崩壊	千第591号 H20.7.11
207	吉尾2	II-4044	勝浦市吉尾	急傾斜地の崩壊	千第591号 H20.7.11
208	吉尾3	II-4045	勝浦市吉尾	急傾斜地の崩壊	千第591号 H20.7.11
209	大沢3	II-4052	勝浦市大沢	急傾斜地の崩壊	千第591号 H20.7.11
210	和田2	I-0995	南房総市和田町和田	急傾斜地の崩壊	千第610号 H20.7.25

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
211	白渚	I-1003	南房総市和田町白渚	急傾斜地の崩壊	千第610号 H20.7.25
212	沼	I-1004	南房総市和田町沼	急傾斜地の崩壊	千第610号 H20.7.25
213	返田谷	I-1360	南房総市和田町和田	急傾斜地の崩壊	千第610号 H20.7.25
214	和田1	I-1618	南房総市和田町仁我浦	急傾斜地の崩壊	千第610号 H20.7.25
215	藪ヶ谷	I-1104	安房郡鋸南町保田藪ヶ谷	急傾斜地の崩壊	千第671号 H20.9.5
216	元名3	I-1649	安房郡鋸南町元名	急傾斜地の崩壊	千第671号 H20.9.5
217	大帷子2	I-1650	安房郡鋸南町大帷子	急傾斜地の崩壊	千第671号 H20.9.5
218	小保田10	I-1651	安房郡鋸南町小保田	急傾斜地の崩壊	千第671号 H20.9.5
219	上佐久間5	I-1652	安房郡鋸南町上佐久間	急傾斜地の崩壊	千第671号 H20.9.5
220	上佐久間8	I-1653	安房郡鋸南町上佐久間	急傾斜地の崩壊	千第671号 H20.9.5
221	上佐久間17	I-1654	安房郡鋸南町上佐久間	急傾斜地の崩壊	千第671号 H20.9.5
222	保田4	II-5359	安房郡鋸南町保田	急傾斜地の崩壊	千第671号 H20.9.5
223	市井原8	II-5379	安房郡鋸南町市井原	急傾斜地の崩壊	千第671号 H20.9.5
224	吉浜	II-5389	安房郡鋸南町吉浜	急傾斜地の崩壊	千第671号 H20.9.5
225	亀ノ越	I-0913	夷隅郡御宿町浜亀ノ越	急傾斜地の崩壊	千第836号 H20.11.25
226	五神山	I-0914	夷隅郡御宿町六軒町五神山	急傾斜地の崩壊	千第836号 H20.11.25
227	神部田	I-0916	夷隅郡御宿町高山田神部田	急傾斜地の崩壊	千第836号 H20.11.25
228	杉山	I-0917	夷隅郡御宿町高山田杉山	急傾斜地の崩壊	千第836号 H20.11.25
229	赤羽根	I-0918	夷隅郡御宿町高山田赤羽根	急傾斜地の崩壊	千第836号 H20.11.25
230	浜ノ谷	I-0923	夷隅郡御宿町浜浜ノ谷	急傾斜地の崩壊	千第836号 H20.11.25
231	上布施7	I-1597	夷隅郡御宿町上布施	急傾斜地の崩壊	千第836号 H20.11.25
232	須賀5	I-1598	夷隅郡御宿町須賀	急傾斜地の崩壊	千第836号 H20.11.25
233	岩和田4	I-1599	夷隅郡御宿町岩和田	急傾斜地の崩壊	千第836号 H20.11.25

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
234	浜5	I-1600	夷隅郡御宿町浜	急傾斜地の崩壊	千第836号 H20.11.25
235	合戸3	I-1646	南房総市合戸	急傾斜地の崩壊	千第97号 H21.01.30
236	二部5	II-5278	南房総市二部	急傾斜地の崩壊	千第97号 H21.01.30
237	平久里中4	II-5293	南房総市平久里中	急傾斜地の崩壊	千第97号 H21.01.30
238	下滝田7	I-1657	南房総市下滝田	急傾斜地の崩壊	千第97号 H21.01.30
239	三坂1	I-1658	南房総市三坂	急傾斜地の崩壊	千第97号 H21.01.30
240	海老敷2	I-1659	南房総市海老敷	急傾斜地の崩壊	千第97号 H21.01.30
241	山名8	I-1660	南房総市山名	急傾斜地の崩壊	千第97号 H21.01.30
242	山名17	I-1661	南房総市山名	急傾斜地の崩壊	千第97号 H21.01.30
243	川口	I-2065	鴨川市貝渚字川口	急傾斜地の崩壊	千第136号 H21.02.17
244	浜荻1	I-1031	鴨川市浜荻	急傾斜地の崩壊	千第136号 H21.02.17
245	天津1	I-1619	鴨川市天津	急傾斜地の崩壊	千第136号 H21.02.17
246	和泉3	II-4635	鴨川市和泉	急傾斜地の崩壊	千第136号 H21.02.17
247	打墨4	I-1612	鴨川市打墨	急傾斜地の崩壊	千第136号 H21.02.17
248	横手	I-0971	鴨川市粟斗字横手	急傾斜地の崩壊	千第136号 H21.02.17
249	東町2	II-6909	鴨川市東町	急傾斜地の崩壊	千第136号 H21.02.17
250	内浦4	I-1026	鴨川市内浦	急傾斜地の崩壊	千第136号 H21.02.17
251	内浦7	I-1030	鴨川市内浦	急傾斜地の崩壊	千第136号 H21.02.17
252	小湊6	I-1011	鴨川市小湊	急傾斜地の崩壊	千第136号 H21.02.17
253	大桶	I-0179	市原市大桶	急傾斜地の崩壊	千第159号 H21.02.20
254	土宇4	I-1434	市原市土宇	急傾斜地の崩壊	千第159号 H21.02.20
255	川在7	I-1435	市原市川在	急傾斜地の崩壊	千第159号 H21.02.20
256	新井田1	I-0489	山武郡芝山町新井田 字宮ノ下	急傾斜地の崩壊	千第213号 H21.03.13
257	菱田12	I-0496	山武郡芝山町菱田字 辺田	急傾斜地の崩壊	千第213号 H21.03.13

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
258	大里18	I-1309	山武郡芝山町大里字 白榭	急傾斜地の崩壊	千第213号 H21.03.13
259	新井田2	I-1311	山武郡芝山町新井田 字外海道	急傾斜地の崩壊	千第213号 H21.03.13
260	高田1	I-1534	山武郡芝山町高田字 八坂台	急傾斜地の崩壊	千第213号 H21.03.13
261	山中1	I-1535	山武郡芝山町山中字 登城	急傾斜地の崩壊	千第213号 H21.03.13
262	宮崎1	II-6900	山武郡芝山町宮崎字 上ノ台	急傾斜地の崩壊	千第213号 H21.03.13
263	小原子6	II-6901	山武郡芝山町小原子 字戸渡台	急傾斜地の崩壊	千第213号 H21.03.13
264	殿部田3	II-6905	山武郡芝山町殿部田 字神門寺	急傾斜地の崩壊	千第213号 H21.03.13
265	小原子7	II-6918	山武郡芝山町小原子 字寺台	急傾斜地の崩壊	千第213号 H21.03.13
266	染井1	I-0438	香取郡多古町染井	急傾斜地の崩壊	千第212号 H21.3.13
267	出沼1	I-0452	香取郡多古町出沼	急傾斜地の崩壊	千第212号 H21.3.13
268	出沼2	I-0453	香取郡多古町出沼	急傾斜地の崩壊	千第212号 H21.3.13
269	大原内1	I-0461	香取郡多古町多古字 大原内	急傾斜地の崩壊	千第212号 H21.3.13
270	方田	I-0472	香取郡多古町方田	急傾斜地の崩壊	千第212号 H21.3.13
271	本町1	I-0473	香取郡多古町多古字 本町	急傾斜地の崩壊	千第212号 H21.3.13
272	五反田	I-0477	香取郡多古町五反田	急傾斜地の崩壊	千第212号 H21.3.13
273	本町2	I-0480	香取郡多古町多古字 本町	急傾斜地の崩壊	千第212号 H21.3.13
274	飯笹1	I-1518	香取郡多古町飯笹	急傾斜地の崩壊	千第212号 H21.3.13
275	北中1	I-1520	香取郡多古町北中	急傾斜地の崩壊	千第212号 H21.3.13
276	佐野	I-1052	館山市佐野	急傾斜地の崩壊	千第211号 H21.3.13.
277	下森戸	I-0621	銚子市森戸町	急傾斜地の崩壊	千第412号 H21.05.01
278	海鹿島	I-0622	銚子市海鹿島町	急傾斜地の崩壊	千第412号 H21.05.01
279	春日町6	I-0632	銚子市春日町・今宮 町・上野町・春日台町	急傾斜地の崩壊	千第412号 H21.05.01
280	春日町7	I-0633	銚子市春日町・台町	急傾斜地の崩壊	千第412号 H21.05.01

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
281	春日町8	I-0634	銚子市春日町	急傾斜地の崩壊	千第412号 H21.05.01
282	森戸	I-0635	銚子市森戸町	急傾斜地の崩壊	千第412号 H21.05.01
283	清水町	I-0636	銚子市清水町	急傾斜地の崩壊	千第412号 H21.05.01
284	西小川町2	I-0638	銚子市西小川町・台町	急傾斜地の崩壊	千第412号 H21.05.01
285	前宿1	I-0639	銚子市前宿町	急傾斜地の崩壊	千第412号 H21.05.01
286	前宿2	I-0640	銚子市前宿長	急傾斜地の崩壊	千第412号 H21.05.01
287	栄町2	I-0655	銚子市春日町・台町	急傾斜地の崩壊	千第412号 H21.05.01
288	八木1	I-0656	銚子市八木町	急傾斜地の崩壊	千第412号 H21.05.01
289	八木2	I-0657	銚子市八木町	急傾斜地の崩壊	千第412号 H21.05.01
290	西小川町4	I-1334	銚子市西小川町	急傾斜地の崩壊	千第412号 H21.05.01
291	南小川町	I-1335	銚子市南小川町・東小川町	急傾斜地の崩壊	千第412号 H21.05.01
292	植松町	I-1524	銚子市植松町・明神町1丁目・川口町1丁目	急傾斜地の崩壊	千第412号 H21.05.01
293	南小川町2	I-1525	銚子市南小川町	急傾斜地の崩壊	千第412号 H21.05.01
294	八木町3	I-1526	銚子市八木町	急傾斜地の崩壊	千第412号 H21.05.01
295	名洗町2	I-1527	銚子市名洗町・西小川町	急傾斜地の崩壊	千第412号 H21.05.01
296	森戸町2	II-2105	銚子市森戸町	急傾斜地の崩壊	千第412号 H21.05.01
297	新宿	I-1074	南房総市富浦町豊岡・原岡	急傾斜地の崩壊	千第422号 H21.05.12
298	用害	I-1080	南房総市富浦町豊岡	急傾斜地の崩壊	千第422号 H21.05.12
299	南無谷8	I-1633	南房総市富浦町南無谷	急傾斜地の崩壊	千第422号 H21.05.12
300	豊岡4	I-1634	南房総市富浦町豊岡	急傾斜地の崩壊	千第422号 H21.05.12
301	豊岡5	I-1635	南房総市富浦町豊岡	急傾斜地の崩壊	千第422号 H21.05.12
302	原岡2	I-1636	南房総市富浦町原岡	急傾斜地の崩壊	千第422号 H21.05.12
303	原岡3	I-1637	南房総市富浦町原岡	急傾斜地の崩壊	千第422号 H21.05.12
304	宮本1	I-1638	南房総市富浦町宮本	急傾斜地の崩壊	千第422号 H21.05.12

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
305	宮本3	I-1639	南房総市富浦町宮本	急傾斜地の崩壊	千第422号 H21.05.12
306	深名9	I-1640	南房総市富浦町深名	急傾斜地の崩壊	千第422号 H21.05.12
307	福沢15	I-1641	南房総市富浦町福沢	急傾斜地の崩壊	千第422号 H21.05.12
308	大津14	I-1642	南房総市富浦町大津	急傾斜地の崩壊	千第422号 H21.05.12
309	大津16	I-1643	南房総市富浦町大津	急傾斜地の崩壊	千第422号 H21.05.12
310	福沢7	II-5230	南房総市富浦町福沢	急傾斜地の崩壊	千第422号 H21.05.12
311	福沢9	II-5232	南房総市富浦町福沢	急傾斜地の崩壊	千第422号 H21.05.12
312	岡瀬田	I-1120	南房総市千倉町南朝夷	急傾斜地の崩壊	千第421号 H21.05.12
313	千田	I-1123	南房総市千倉町千田	急傾斜地の崩壊	千第421号 H21.05.12
314	千田境	I-1124	南房総市千倉町千田・大川	急傾斜地の崩壊	千第421号 H21.05.12
315	谷	I-1126	南房総市千倉町南朝夷	急傾斜地の崩壊	千第421号 H21.05.12
316	谷田	I-1127	南房総市千倉町大貫	急傾斜地の崩壊	千第421号 H21.05.12
317	白間津	I-1129	南房総市千倉町白間津	急傾斜地の崩壊	千第421号 H21.05.12
318	平磯	I-1130	南房総市千倉町平磯	急傾斜地の崩壊	千第421号 H21.05.12
319	平館	I-1131	南房総市千倉町平館	急傾斜地の崩壊	千第421号 H21.05.12
320	蓮臺枝	I-1134	南房総市千倉町北朝夷	急傾斜地の崩壊	千第421号 H21.05.12
321	本郷	I-1138	南房総市千倉町宇田	急傾斜地の崩壊	千第421号 H21.05.12
322	久保4	I-1663	南房総市千倉町久保	急傾斜地の崩壊	千第421号 H21.05.12
323	米原	I-0194	市原市米原	急傾斜地の崩壊	千第449号 H21.05.22
324	小草畑	I-0195	市原市小草畑	急傾斜地の崩壊	千第449号 H21.05.22
325	平蔵4	I-1459	市原市平蔵	急傾斜地の崩壊	千第449号 H21.05.22
326	米原15	I-1468	市原市米原	急傾斜地の崩壊	千第449号 H21.05.22
327	根	I-0928	いすみ市小沢	急傾斜地の崩壊	千第450号 H21.05.22
328	舟谷	I-1353	いすみ市岩船	急傾斜地の崩壊	千第450号 H21.05.22

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
329	神置	I-0966	いすみ市神置	急傾斜地の崩壊	千第450号 H21.05.22
330	上須賀谷	I-0968	いすみ市須賀谷	急傾斜地の崩壊	千第450号 H21.05.22
331	乙浜	I-1114	南房総市白浜町乙浜	急傾斜地の崩壊	千第611号 H21.08.14
332	小滝	I-1115	南房総市白浜町白浜	急傾斜地の崩壊	千第611号 H21.08.14
333	名倉	I-1118	南房総市白浜町白浜	急傾斜地の崩壊	千第611号 H21.08.14
334	根本2	I-1662	南房総市白浜町根本	急傾斜地の崩壊	千第611号 H21.08.14
335	寺崎3	II-3131	長生郡睦沢町寺崎	急傾斜地の崩壊	千第707号 H21.10.09
336	寺崎4	I-1564	長生郡睦沢町寺崎	急傾斜地の崩壊	千第707号 H21.10.09
337	北山田3	II-3100	長生郡睦沢町北山田	急傾斜地の崩壊	千第707号 H21.10.09
338	北山田4	I-1562	長生郡睦沢町北山田	急傾斜地の崩壊	千第707号 H21.10.09
339	北山田5	II-3102	長生郡睦沢町北山田	急傾斜地の崩壊	千第707号 H21.10.09
340	大谷木1	II-3110	長生郡睦沢町大谷木	急傾斜地の崩壊	千第707号 H21.10.09
341	大谷木3	I-1563	長生郡睦沢町大谷木	急傾斜地の崩壊	千第707号 H21.10.09
342	大谷木4	II-3113	長生郡睦沢町大谷木	急傾斜地の崩壊	千第707号 H21.10.09
343	大谷木5	II-3114	長生郡睦沢町大谷木	急傾斜地の崩壊	千第707号 H21.10.09
344	大谷木9	II-3118	長生郡睦沢町大谷木	急傾斜地の崩壊	千第707号 H21.10.09
345	大谷木10	II-3119	長生郡睦沢町大谷木	急傾斜地の崩壊	千第707号 H21.10.09
346	大谷木15	II-3124	長生郡睦沢町大谷木	急傾斜地の崩壊	千第707号 H21.10.09
347	大谷木17	II-3126	長生郡睦沢町大谷木	急傾斜地の崩壊	千第707号 H21.10.09
348	上之郷13	I-1566	長生郡睦沢町上之郷	急傾斜地の崩壊	千第707号 H21.10.09
349	上之郷18	I-1567	長生郡睦沢町上之郷	急傾斜地の崩壊	千第707号 H21.10.09
350	上之郷22	II-3219	長生郡睦沢町上之郷	急傾斜地の崩壊	千第707号 H21.10.09
351	上之郷32	I-1568	長生郡睦沢町上之郷	急傾斜地の崩壊	千第707号 H21.10.09
352	下之郷5	II-3191	長生郡睦沢町下之郷	急傾斜地の崩壊	千第707号 H21.10.09

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
353	下之郷 1 1	Ⅱ-3197	長生郡睦沢町下之郷	急傾斜地の崩壊	千第 707 号 H21. 10. 09
354	大上 6	Ⅱ-3234	長生郡睦沢町大上	急傾斜地の崩壊	千第 707 号 H21. 10. 09
355	大上 3 4	Ⅱ-3261	長生郡睦沢町大上	急傾斜地の崩壊	千第 707 号 H21. 10. 09
356	大上 3 5	Ⅱ-3262	長生郡睦沢町大上	急傾斜地の崩壊	千第 707 号 H21. 10. 09
357	佐貫 1 3	Ⅱ-3147	長生郡睦沢町佐貫	急傾斜地の崩壊	千第 707 号 H21. 10. 09
358	佐貫 1 7	Ⅱ-3151	長生郡睦沢町佐貫	急傾斜地の崩壊	千第 707 号 H21. 10. 09
359	佐貫 2 0	Ⅱ-3154	長生郡睦沢町佐貫	急傾斜地の崩壊	千第 707 号 H21. 10. 09
360	佐貫 2 2	Ⅱ-3156	長生郡睦沢町佐貫	急傾斜地の崩壊	千第 707 号 H21. 10. 09
361	佐貫 2 3	Ⅱ-3157	長生郡睦沢町佐貫	急傾斜地の崩壊	千第 707 号 H21. 10. 09
362	佐貫 2 4	Ⅱ-3158	長生郡睦沢町佐貫	急傾斜地の崩壊	千第 707 号 H21. 10. 09
363	佐貫 2 5	Ⅱ-3159	長生郡睦沢町佐貫	急傾斜地の崩壊	千第 707 号 H21. 10. 09
364	佐貫 2 6	Ⅱ-3160	長生郡睦沢町佐貫	急傾斜地の崩壊	千第 707 号 H21. 10. 09
365	佐貫 2 7	Ⅱ-3161	長生郡睦沢町佐貫	急傾斜地の崩壊	千第 707 号 H21. 10. 09
366	佐貫 2 8	Ⅱ-3162	長生郡睦沢町佐貫	急傾斜地の崩壊	千第 707 号 H21. 10. 09
367	佐貫 2 9	Ⅱ-3163	長生郡睦沢町佐貫	急傾斜地の崩壊	千第 707 号 H21. 10. 09
368	佐貫 3 6	I-1565	長生郡睦沢町佐貫	急傾斜地の崩壊	千第 707 号 H21. 10. 09
369	佐貫 4 5	Ⅱ-3178	長生郡睦沢町佐貫	急傾斜地の崩壊	千第 707 号 H21. 10. 09
370	佐貫 4 8	Ⅱ-3181	長生郡睦沢町佐貫	急傾斜地の崩壊	千第 707 号 H21. 10. 09
371	妙楽寺 5	Ⅱ-3291	長生郡睦沢町妙楽寺	急傾斜地の崩壊	千第 707 号 H21. 10. 09
372	妙楽寺 8	Ⅱ-3294	長生郡睦沢町妙楽寺	急傾斜地の崩壊	千第 707 号 H21. 10. 09
373	妙楽寺 1 4	Ⅱ-3300	長生郡睦沢町妙楽寺	急傾斜地の崩壊	千第 707 号 H21. 10. 09
374	妙楽寺 1 5	I-1569	長生郡睦沢町妙楽寺	急傾斜地の崩壊	千第 707 号 H21. 10. 09
375	妙楽寺 2 1	Ⅱ-3307	長生郡睦沢町妙楽寺	急傾斜地の崩壊	千第 707 号 H21. 10. 09
376	駒形	I-0910	勝浦市川津	急傾斜地の崩壊	千第 718 号 H21. 10. 16

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
377	峰平	I-0884	勝浦市川津	急傾斜地の崩壊	千第718号 H21.10.16
378	興津	I-0842	勝浦市興津	急傾斜地の崩壊	千第718号 H21.10.16
379	蟹田1	II-3903	勝浦市蟹田	急傾斜地の崩壊	千第718号 H21.10.16
380	松野1	II-3901	勝浦市松野	急傾斜地の崩壊	千第718号 H21.10.16
381	松野2	II-3902	勝浦市松野	急傾斜地の崩壊	千第718号 H21.10.16
382	佐野3	II-3882	勝浦市佐野	急傾斜地の崩壊	千第718号 H21.10.16
383	佐野4	II-3883	勝浦市佐野	急傾斜地の崩壊	千第718号 H21.10.16
384	市野川6	II-3892	勝浦市市野川	急傾斜地の崩壊	千第718号 H21.10.16
385	松部4	I-0864	勝浦市松部	急傾斜地の崩壊	千第718号 H21.10.16
386	松部6	II-3942	勝浦市松部	急傾斜地の崩壊	千第718号 H21.10.16
387	松部7	II-3943	勝浦市松部	急傾斜地の崩壊	千第718号 H21.10.16
388	松部8	II-3944	勝浦市松部	急傾斜地の崩壊	千第718号 H21.10.16
389	松部11	II-3947	勝浦市松部	急傾斜地の崩壊	千第718号 H21.10.16
390	部原2	I-0905	勝浦市部原	急傾斜地の崩壊	千第718号 H21.10.16
391	新官5	I-0873	勝浦市新官	急傾斜地の崩壊	千第718号 H21.10.16
392	新官6	I-0874	勝浦市新官	急傾斜地の崩壊	千第718号 H21.10.16
393	沢倉	I-0893	勝浦市沢倉	急傾斜地の崩壊	千第718号 H21.10.16
394	墨名3	I-0907	勝浦市墨名	急傾斜地の崩壊	千第718号 H21.10.16
395	関谷4	II-3968	勝浦市関谷	急傾斜地の崩壊	千第718号 H21.10.16
396	田代	I-1611	夷隅郡大多喜町田代	急傾斜地の崩壊	千第718号 H21.10.16
397	宝米	I-0705	山武郡横芝光町宝米	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
398	姥山	I-0782	山武郡横芝光町姥山	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
399	長倉1	I-0789	山武郡横芝光町長倉	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
400	長倉2	I-0790	山武郡横芝光町長倉	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
401	傍示戸1	I-1533	山武郡横芝光町傍示戸	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
402	金谷郷1	I-0730	山武郡大網白里町金谷郷	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
403	金谷郷2	I-0731	山武郡大網白里町金谷郷	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
404	砂田	I-0732	山武郡大網白里町砂田	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
405	小中	I-0733	山武郡大網白里町小中	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
406	本宿2	I-0737	山武郡大網白里町大網	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
407	・ノ木	I-0738	山武郡大網白里町・木	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
408	養安寺2	I-0739	山武郡大網白里町養安寺	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
409	養安寺3	I-0740	山武郡大網白里町養安寺	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
410	養安寺4	I-0741	山武郡大網白里町養安寺	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
411	養安寺1	I-1340	山武郡大網白里町養安寺	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
412	小西2	I-1541	山武郡大網白里町小西	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
413	養安寺7	I-1542	山武郡大網白里町養安寺	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
414	金谷郷9	I-1543	山武郡大網白里町金谷郷	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
415	南玉1	I-1544	山武郡大網白里町南玉	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
416	池田2	I-1545	山武郡大網白里町池田	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
417	南玉2	I-1546	山武郡大網白里町南玉	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
418	小中7	I-1547	山武郡大網白里町小中	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
419	小中11	I-1548	山武郡大網白里町小中	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
420	神房1	I-1549	山武郡大網白里町神房	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
421	金谷郷17	I-1550	山武郡大網白里町金谷郷	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
422	金谷	I-0709	東金市松之郷	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
423	後谷	I-0710	東金市松之郷	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
424	台方2	I-0714	東金市台方	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
425	谷2	I-0717	東金市東金	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
426	油井1	I-0722	東金市油井	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
427	油井2	I-0723	東金市油井	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
428	大豆谷	I-0727	東金市大豆谷	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
429	小野1	I-0728	東金市小野	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
430	松之郷3	I-1338	東金市松之郷	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
431	田中1	I-1339	東金市田中	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
432	家之子3	I-1536	東金市家之子	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
433	丹尾6	I-1537	東金市丹尾	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
434	山田12	I-1538	東金市山田	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
435	東金3	I-1539	東金市東金	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
436	東金4	I-1540	東金市東金	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
437	御明	I-0743	山武市富田	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
438	親田	I-0748	山武市親田	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
439	早船	I-0749	山武市早船	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
440	津辺1	I-0750	山武市津辺	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
441	富士見台	I-0755	山武市成東	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
442	戸田	I-0764	山武市戸田	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
443	引越	I-0767	山武市松尾町引越	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
444	猿尾	I-0768	山武市松尾町猿尾	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
445	金尾	I-0769	山武市松尾町金尾	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
446	八田1	I-0777	山武市松尾町八田	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
447	板附	I-1551	山武市板附	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
448	山室8	I-1552	山武市松尾町山室	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
449	小川2	I-1553	山武市松尾町小川	急傾斜地の崩壊	千第792号 H21.11.06
450	船木1	I-1570	長生郡長柄町船木	急傾斜地の崩壊	千第793号 H21.11.06
451	船木2	I-1571	長生郡長柄町船木	急傾斜地の崩壊	千第793号 H21.11.06
452	船木5	II-7089	長生郡長柄町船木	急傾斜地の崩壊	千第793号 H21.11.06
453	長柄山2	I-0827	長生郡長柄町長柄山	急傾斜地の崩壊	千第793号 H21.11.06
454	長柄山6	II-3319	長生郡長柄町長柄山	急傾斜地の崩壊	千第793号 H21.11.06
455	六地藏1	II-3324	長生郡長柄町六地藏	急傾斜地の崩壊	千第793号 H21.11.06
456	六地藏2	II-3325	長生郡長柄町六地藏	急傾斜地の崩壊	千第793号 H21.11.06
457	六地藏3	II-3326	長生郡長柄町六地藏	急傾斜地の崩壊	千第793号 H21.11.06
458	山根	I-0822	長生郡長柄町山根	急傾斜地の崩壊	千第793号 H21.11.06
459	山根8	II-3338	長生郡長柄町山根	急傾斜地の崩壊	千第793号 H21.11.06
460	山根11	I-1572	長生郡長柄町山根	急傾斜地の崩壊	千第793号 H21.11.06
461	桜谷14	II-3424	長生郡長柄町桜谷	急傾斜地の崩壊	千第793号 H21.11.06
462	金谷2	I-1575	長生郡長柄町金谷	急傾斜地の崩壊	千第793号 H21.11.06
463	刑部10	I-1573	長生郡長柄町刑部	急傾斜地の崩壊	千第793号 H21.11.06
464	刑部13	I-1574	長生郡長柄町刑部	急傾斜地の崩壊	千第793号 H21.11.06
465	田代1	I-1576	長生郡長柄町田代	急傾斜地の崩壊	千第793号 H21.11.06
466	田代3	I-1577	長生郡長柄町田代	急傾斜地の崩壊	千第793号 H21.11.06
467	大津倉11	I-1578	長生郡長柄町大津倉	急傾斜地の崩壊	千第793号 H21.11.06
468	大津倉14	I-1579	長生郡長柄町大津倉	急傾斜地の崩壊	千第793号 H21.11.06
469	大庭3	I-1580	長生郡長柄町大庭	急傾斜地の崩壊	千第793号 H21.11.06
470	味庄1	I-1345	長生郡長柄町味庄	急傾斜地の崩壊	千第793号 H21.11.06

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
471	味庄2	I-1346	長生郡長柄町味庄	急傾斜地の崩壊	千第793号 H21.11.06
472	二子5	II-4909	館山市二子	急傾斜地の崩壊	千第30号 H22.1.29
473	安東1	II-4910	館山市安東	急傾斜地の崩壊	千第30号 H22.1.29
474	安東3	II-4912	館山市安東	急傾斜地の崩壊	千第30号 H22.1.29
475	安東4	II-4913	館山市安東	急傾斜地の崩壊	千第30号 H22.1.29
476	宝貝1	II-4914	館山市宝貝	急傾斜地の崩壊	千第30号 H22.1.29
477	宝貝2	II-4915	館山市宝貝	急傾斜地の崩壊	千第30号 H22.1.29
478	宝貝3	II-4916	館山市宝貝	急傾斜地の崩壊	千第30号 H22.1.29
479	安東7	II-4919	館山市安東	急傾斜地の崩壊	千第30号 H22.1.29
480	水岡5	II-4927	館山市水岡	急傾斜地の崩壊	千第30号 H22.1.29
481	水岡8	II-4930	館山市水岡	急傾斜地の崩壊	千第30号 H22.1.29
482	水岡9	II-4931	館山市水岡	急傾斜地の崩壊	千第30号 H22.1.29
483	宝貝6	II-4989	館山市宝貝	急傾斜地の崩壊	千第30号 H22.1.29
484	水岡11	II-4990	館山市水岡	急傾斜地の崩壊	千第30号 H22.1.29
485	水岡12	II-4991	館山市水岡	急傾斜地の崩壊	千第30号 H22.1.29
486	水岡13	II-4992	館山市水岡	急傾斜地の崩壊	千第30号 H22.1.29
487	水岡14	II-4993	館山市水岡	急傾斜地の崩壊	千第30号 H22.1.29
488	水岡15	II-4994	館山市水岡	急傾斜地の崩壊	千第30号 H22.1.29
489	水岡17	II-4996	館山市水岡	急傾斜地の崩壊	千第30号 H22.1.29
490	引越1	I-0435	香取郡多古町東松崎	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26
491	引越2	I-0436	香取郡多古町東松崎	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26
492	牛尾1	I-0437	香取郡多古町牛尾	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26
493	船越1	I-0439	香取郡多古町船越	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26
494	牛尾2	I-0440	香取郡多古町牛尾	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
495	染井2	I-0444	香取郡多古町染井	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26
496	高津原1	I-0448	香取郡多古町高津原	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26
497	松葉	I-0454	香取郡多古町東松崎	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26
498	牛尾3	I-0455	香取郡多古町牛尾	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26
499	新町	I-0456	香取郡多古町多古	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26
500	水戸1	I-0458	香取郡多古町水戸	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26
501	水戸2	I-0459	香取郡多古町水戸	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26
502	東佐野	I-0463	香取郡多古町喜多	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26
503	船越2	I-0464	香取郡多古町船越	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26
504	南並木1	I-0468	香取郡多古町南並木	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26
505	南並木2	I-0469	香取郡多古町南並木	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26
506	宮	I-0470	香取郡多古町北中	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26
507	林1	I-0474	香取郡多古町林	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26
508	林2	I-0475	香取郡多古町林	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26
509	林3	I-0476	香取郡多古町林	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26
510	佐野2	I-0478	香取郡多古町喜多	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26
511	坂2	I-1304	香取郡多古町坂	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26
512	牛尾4	I-1305	香取郡多古町牛尾	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26
513	北場	I-1307	香取郡多古町北中	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26
514	井戸山2	I-1308	香取郡多古町井戸山	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26
515	大原内2	II-6869	香取郡多古町多古	急傾斜地の崩壊	千第83号 H22.02.26
516	下道	I-1142	南房総市安馬谷	急傾斜地の崩壊	千第101号 H22.03.09
517	岩糸	I-1144	南房総市岩糸	急傾斜地の崩壊	千第101号 H22.03.09
518	根方	I-1146	南房総市沓見	急傾斜地の崩壊	千第101号 H22.03.09

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
519	市場	I-1149	南房総市本郷	急傾斜地の崩壊	千第101号 H22.03.09
520	神門	I-1152	南房総市加茂	急傾斜地の崩壊	千第101号 H22.03.09
521	清水	I-1153	南房総市丸本郷	急傾斜地の崩壊	千第101号 H22.03.09
522	西根	I-1154	南房総市宮下	急傾斜地の崩壊	千第101号 H22.03.09
523	石堂原	I-1157	南房総市石堂原	急傾斜地の崩壊	千第101号 H22.03.09
524	曾我1	I-1158	南房総市珠師ヶ谷	急傾斜地の崩壊	千第101号 H22.03.09
525	大沼	I-1160	南房総市安馬谷	急傾斜地の崩壊	千第101号 H22.03.09
526	大庭	I-1161	南房総市珠師ヶ谷	急傾斜地の崩壊	千第101号 H22.03.09
527	塚崎	I-1163	南房総市沓見	急傾斜地の崩壊	千第101号 H22.03.09
528	東台	I-1164	南房総市宮下	急傾斜地の崩壊	千第101号 H22.03.09
529	本郷	I-1167	南房総市加茂	急傾斜地の崩壊	千第101号 H22.03.09
530	川谷2	II-5693	南房総市宮下	急傾斜地の崩壊	千第101号 H22.03.09
531	豊成6	I-1428	市原市豊成	急傾斜地の崩壊	千第100号 H22.03.09
532	豊成8	I-1429	市原市豊成	急傾斜地の崩壊	千第100号 H22.03.09
533	立野1	I-1430	市原市立野	急傾斜地の崩壊	千第100号 H22.03.09
534	立野2	I-1431	市原市立野	急傾斜地の崩壊	千第100号 H22.03.09
535	瀬又	I-0153	市原市瀬又	急傾斜地の崩壊	千第100号 H22.03.09
536	山木8	I-1410	市原市山木	急傾斜地の崩壊	千第100号 H22.03.09
537	高田3	I-1411	市原市高田	急傾斜地の崩壊	千第100号 H22.03.09
538	潤井戸2	I-1412	市原市潤井戸	急傾斜地の崩壊	千第100号 H22.03.09
539	犬成2	I-1413	市原市犬成	急傾斜地の崩壊	千第100号 H22.03.09
540	犬成6	I-1414	市原市犬成	急傾斜地の崩壊	千第100号 H22.03.09
541	金剛地12	I-1415	市原市金剛地	急傾斜地の崩壊	千第100号 H22.03.09
542	郷辺田1	I-0406	富里市新橋	急傾斜地の崩壊	千第118号 H22.03.12

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
543	郷辺田2	I-0407	富里市新橋	急傾斜地の崩壊	千第118号 H22.03.12
544	小作	I-0408	富里市中沢	急傾斜地の崩壊	千第118号 H22.03.12
545	滝台	I-0410	富里市中沢	急傾斜地の崩壊	千第118号 H22.03.12
546	横山1	I-0946	夷隅郡大多喜町横山	急傾斜地の崩壊	千第155号 H22.03.16
547	横山2	I-0947	夷隅郡大多喜町横山	急傾斜地の崩壊	千第155号 H22.03.16
548	久我原	I-0949	夷隅郡大多喜町久我原	急傾斜地の崩壊	千第155号 H22.03.16
549	下大多喜	I-0950	夷隅郡大多喜町下大多喜	急傾斜地の崩壊	千第155号 H22.03.16
550	下土呂1	I-0952	夷隅郡大多喜町小土呂	急傾斜地の崩壊	千第155号 H22.03.16
551	上原2	I-0955	夷隅郡大多喜町上原	急傾斜地の崩壊	千第155号 H22.03.16
552	泉水1	I-0957	夷隅郡大多喜町泉水	急傾斜地の崩壊	千第155号 H22.03.16
553	台	I-0959	夷隅郡大多喜町下大多喜	急傾斜地の崩壊	千第155号 H22.03.16
554	大田代	I-0961	夷隅郡大多喜町大田代	急傾斜地の崩壊	千第155号 H22.03.16
555	中野	I-0962	夷隅郡大多喜町中野	急傾斜地の崩壊	千第155号 H22.03.16
556	峯之越	I-0964	夷隅郡大多喜町下大多喜	急傾斜地の崩壊	千第155号 H22.03.16
557	市野々7	I-1581	長生郡長南町市野々	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
558	市野々21	I-1582	長生郡長南町市野々	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
559	棚毛6	I-1587	長生郡長南町棚毛	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
560	又富1	I-1589	長生郡長南町又富	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
561	又富11	I-1590	長生郡長南町又富	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
562	又富15	II-3809	長生郡長南町又富	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
563	又富16	II-3810	長生郡長南町又富	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
564	又富18	II-3812	長生郡長南町又富	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
565	米満9	II-3876	長生郡長南町米満	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
566	米満4	Ⅱ-3871	長生郡長南町米満	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
567	岩川6	Ⅱ-3554	長生郡長南町岩川	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
568	岩川5	Ⅱ-3553	長生郡長南町岩川	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
569	関原7	Ⅱ-3718	長生郡長南町関原	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
570	関原9	Ⅱ-3720	長生郡長南町関原	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
571	関原10	Ⅱ-3721	長生郡長南町関原	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
572	関原2	Ⅱ-3713	長生郡長南町関原	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
573	関原4	Ⅱ-3715	長生郡長南町関原	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
574	千田17	Ⅱ-3741	長生郡長南町千田	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
575	笠森7	Ⅱ-3579	長生郡長南町笠森	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
576	深沢8	Ⅱ-3853	長生郡長南町深沢	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
577	深沢7	Ⅱ-3852	長生郡長南町深沢	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
578	深沢6	Ⅱ-3851	長生郡長南町深沢	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
579	深沢4	Ⅱ-3849	長生郡長南町深沢	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
580	深沢3	Ⅱ-3848	長生郡長南町深沢	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
581	笠森5	Ⅱ-3577	長生郡長南町笠森	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
582	笠森8	Ⅱ-3580	長生郡長南町笠森	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
583	笠森2	Ⅱ-3574	長生郡長南町笠森	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
584	笠森3	Ⅱ-3575	長生郡長南町笠森	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
585	蔵持5	Ⅱ-3597	長生郡長南町蔵持	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
586	蔵持2	I-1583	長生郡長南町蔵持	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
587	蔵持3	Ⅱ-3595	長生郡長南町蔵持	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
588	千田20	Ⅱ-3744	長生郡長南町千田	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
589	坂本13	Ⅱ-3633	長生郡長南町坂本	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
590	長南7	Ⅱ-3774	長生郡長南町長南	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
591	坂本7	Ⅱ-3627	長生郡長南町坂本	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
592	坂本5	Ⅱ-3625	長生郡長南町坂本	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
593	坂本16	Ⅱ-3636	長生郡長南町坂本	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
594	坂本19	Ⅱ-3639	長生郡長南町坂本	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
595	坂本18	Ⅱ-3638	長生郡長南町坂本	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
596	坂本35	Ⅱ-3655	長生郡長南町坂本	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
597	蔵持14	I-1584	長生郡長南町蔵持	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
598	蔵持21	Ⅱ-3613	長生郡長南町蔵持	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
599	地藏前2	I-0831	長生郡長南町長南	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
600	坂本42	I-1585	長生郡長南町坂本	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
601	坂本40	Ⅱ-3660	長生郡長南町坂本	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
602	報恩寺3	I-1593	長生郡長南町報恩寺	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
603	報恩寺4	I-1594	長生郡長南町報恩寺	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
604	豊原14	I-1588	長生郡長南町豊原	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
605	水沼9	I-1592	長生郡長南町水沼	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
606	水沼8	I-1591	長生郡長南町水沼	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
607	佐坪7	Ⅱ-3676	長生郡長南町佐坪	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
608	地引8	I-1586	長生郡長南町地引	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
609	市野々3	Ⅱ-3512	長生郡長南町市野々	急傾斜地の崩壊	千第154号 H22.03.16
610	真名1	Ⅱ-2855	茂原市真名	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
611	真名2	Ⅱ-2856	茂原市真名	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
612	真名20	I-1556	茂原市真名	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
613	真名21	Ⅱ-2875	茂原市真名	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
614	真名18	Ⅱ-2872	茂原市真名	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
615	国府関4	I-1558	茂原市国府関	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
616	芦網4	I-1560	茂原市芦網	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
617	大沢9	Ⅱ-2791	茂原市大沢	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
618	大沢5	Ⅱ-2787	茂原市大沢	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
619	大沢7	Ⅱ-2789	茂原市大沢	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
620	大沢4	Ⅱ-2786	茂原市大沢	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
621	柴名2	I-1554	茂原市柴名	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
622	桂1	I-0793	茂原市桂	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
623	桂2	I-0807	茂原市桂	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
624	桂3	Ⅱ-2793	茂原市桂	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
625	上太田3	Ⅱ-2808	茂原市上太田	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
626	上太田18	Ⅱ-2823	茂原市上太田	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
627	上太田15	Ⅱ-2820	茂原市上太田	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
628	上太田10	Ⅱ-2815	茂原市上太田	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
629	上太田5	Ⅱ-2810	茂原市上太田	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
630	上太田6	Ⅱ-2811	茂原市上太田	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
631	上太田9	Ⅱ-2814	茂原市上太田	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
632	上太田8	Ⅱ-2813	茂原市上太田	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
633	上太田7	Ⅱ-2812	茂原市上太田	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
634	真名14	Ⅱ-2868	茂原市真名	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
635	真名13	Ⅱ-2867	茂原市真名	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
636	真名7	Ⅱ-2861	茂原市真名	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
637	真名5	Ⅱ-2859	茂原市真名	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
638	真名12	Ⅱ-2866	茂原市真名	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
639	大登	I-0808	茂原市大登	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
640	国府関5	Ⅱ-2902	茂原市国府関	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
641	庄吉2	I-1557	茂原市庄吉	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
642	国府関3	Ⅱ-2899	茂原市国府関	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
643	山崎1	Ⅱ-2932	茂原市山崎	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
644	国府関7	Ⅱ-2904	茂原市国府関	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
645	押日	I-0791	茂原市押日	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
646	長谷1	I-0800	茂原市長谷	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
647	長谷9	Ⅱ-2947	茂原市長谷	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
648	長谷12	Ⅱ-2950	茂原市長谷	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
649	長谷2	I-0801	茂原市長谷	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
650	綱島9	Ⅱ-2985	茂原市綱島	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
651	綱島6	Ⅱ-2982	茂原市綱島	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
652	台田3	Ⅱ-2999	茂原市台田	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
653	吉井2	Ⅱ-2796	茂原市吉井上	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
654	吉井4	Ⅱ-2798	茂原市吉井上	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
655	榎神房1	I-1555	茂原市榎神房	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
656	高田1	Ⅱ-2804	茂原市高田	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
657	本納5	Ⅱ-2834	茂原市本納	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
658	本納6	Ⅱ-2835	茂原市本納	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
659	下太田6	Ⅱ-2829	茂原市下太田	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
660	下太田4	Ⅱ-2827	茂原市下太田	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
661	本納9	Ⅱ-2838	茂原市本納	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
662	本納 1 1	Ⅱ-2840	茂原市本納	急傾斜地の崩壊	千第 153 号 H22.03.16
663	本納 1 2	Ⅱ-2841	茂原市本納	急傾斜地の崩壊	千第 153 号 H22.03.16
664	本納 1 4	Ⅱ-2843	茂原市本納	急傾斜地の崩壊	千第 153 号 H22.03.16
665	巡田 1	Ⅰ-1344	茂原市本納	急傾斜地の崩壊	千第 153 号 H22.03.16
666	滝の谷	Ⅰ-0802	茂原市本納	急傾斜地の崩壊	千第 153 号 H22.03.16
667	本納	Ⅰ-0799	茂原市本納	急傾斜地の崩壊	千第 153 号 H22.03.16
668	長尾 1 1	Ⅱ-2887	茂原市長尾	急傾斜地の崩壊	千第 153 号 H22.03.16
669	長尾 1 0	Ⅱ-2886	茂原市長尾	急傾斜地の崩壊	千第 153 号 H22.03.16
670	長尾 9	Ⅱ-2885	茂原市長尾	急傾斜地の崩壊	千第 153 号 H22.03.16
671	長尾 1 4	Ⅱ-2890	茂原市長尾	急傾斜地の崩壊	千第 153 号 H22.03.16
672	長尾 8	Ⅱ-2884	茂原市長尾	急傾斜地の崩壊	千第 153 号 H22.03.16
673	小林 7	Ⅱ-2911	茂原市小林	急傾斜地の崩壊	千第 153 号 H22.03.16
674	小林 1 1	Ⅰ-1559	茂原市小林	急傾斜地の崩壊	千第 153 号 H22.03.16
675	小林 1 2	Ⅱ-2916	茂原市小林	急傾斜地の崩壊	千第 153 号 H22.03.16
676	上永吉 3	Ⅰ-0798	茂原市上永吉	急傾斜地の崩壊	千第 153 号 H22.03.16
677	上永吉 2	Ⅰ-0797	茂原市上永吉	急傾斜地の崩壊	千第 153 号 H22.03.16
678	上永吉 6	Ⅰ-0809	茂原市上永吉	急傾斜地の崩壊	千第 153 号 H22.03.16
679	上永吉 5	Ⅰ-1342	茂原市上永吉	急傾斜地の崩壊	千第 153 号 H22.03.16
680	上永吉 1	Ⅰ-0796	茂原市上永吉	急傾斜地の崩壊	千第 153 号 H22.03.16
681	黒戸 8	Ⅱ-2853	茂原市黒戸	急傾斜地の崩壊	千第 153 号 H22.03.16
682	黒戸 6	Ⅱ-2851	茂原市黒戸	急傾斜地の崩壊	千第 153 号 H22.03.16
683	黒戸 3	Ⅱ-2848	茂原市黒戸	急傾斜地の崩壊	千第 153 号 H22.03.16
684	黒戸 4	Ⅱ-2849	茂原市黒戸	急傾斜地の崩壊	千第 153 号 H22.03.16
685	腰当	Ⅰ-0794	茂原市腰当	急傾斜地の崩壊	千第 153 号 H22.03.16

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
686	腰当2	Ⅱ-2924	茂原市腰当	急傾斜地の崩壊	千第153号 H22.03.16
687	吉沢	I-0193	市原市吉沢	急傾斜地の崩壊	千第211号 H22.03.23
688	高滝	I-0200	市原市高滝	急傾斜地の崩壊	千第211号 H22.03.23
689	山口1	I-1453	市原市山口	急傾斜地の崩壊	千第211号 H22.03.23
690	山口2	I-1454	市原市山口	急傾斜地の崩壊	千第211号 H22.03.23
691	山口3	I-1455	市原市山口	急傾斜地の崩壊	千第211号 H22.03.23
692	養老1	I-1456	市原市養老	急傾斜地の崩壊	千第211号 H22.03.23
693	大和田2	I-1457	市原市大和田	急傾斜地の崩壊	千第211号 H22.03.23
694	本郷2	I-1458	市原市本郷	急傾斜地の崩壊	千第211号 H22.03.23
695	大戸2	I-1460	市原市大戸	急傾斜地の崩壊	千第211号 H22.03.23
696	吉沢2	I-1462	市原市吉沢	急傾斜地の崩壊	千第211号 H22.03.23
697	万田野3	I-1463	市原市万田野	急傾斜地の崩壊	千第211号 H22.03.23
698	飯給1	I-1464	市原市飯給	急傾斜地の崩壊	千第211号 H22.03.23
699	徳氏1	I-1465	市原市徳氏	急傾斜地の崩壊	千第211号 H22.03.23
700	徳氏2	I-1466	市原市徳氏	急傾斜地の崩壊	千第211号 H22.03.23
701	古敷谷22	I-1467	市原市古敷谷	急傾斜地の崩壊	千第211号 H22.03.23
702	田淵5	I-1469	市原市田淵	急傾斜地の崩壊	千第211号 H22.03.23
703	石塚5	I-1473	市原市石塚	急傾斜地の崩壊	千第211号 H22.03.23
704	折津6	I-1474	市原市折津	急傾斜地の崩壊	千第211号 H22.03.23
705	石神3	I-1475	市原市石神	急傾斜地の崩壊	千第211号 H22.03.23
706	大村	I-0812	長生郡一宮町東浪見	急傾斜地の崩壊	千第212号 H22.03.23
707	一宮4	I-1561	長生郡一宮町一宮	急傾斜地の崩壊	千第212号 H22.03.23
708	一宮13	Ⅱ-3070	長生郡一宮町一宮	急傾斜地の崩壊	千第212号 H22.03.23
709	一宮14	Ⅱ-3071	長生郡一宮町一宮	急傾斜地の崩壊	千第212号 H22.03.23

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
710	一宮15	Ⅱ-3072	長生郡一宮町一宮	急傾斜地の崩壊	千第212号 H22.03.23
711	岡ノ谷1	I-0924	いすみ市岩船	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
712	岡ノ谷2	I-0925	いすみ市岩船	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
713	岩船9	I-1606	いすみ市岩船	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
714	三十根1	I-0929	いすみ市岩船	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
715	岩船10	Ⅱ-4269	いすみ市岩船	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
716	岩船11	Ⅱ-4270	いすみ市岩船	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
717	岩船22	Ⅱ-1300 01	いすみ市岩船	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
718	岩船12	Ⅱ-4271	いすみ市岩船	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
719	岩船2	Ⅲ-0395	いすみ市岩船	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
720	岩船14	Ⅱ-4273	いすみ市岩船	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
721	岩船15	Ⅱ-4274	いすみ市岩船	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
722	高谷4	Ⅱ-4125	いすみ市高谷	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
723	細尾2	Ⅱ-4112	いすみ市下原	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
724	山田8	Ⅱ-4156	いすみ市山田	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
725	山田3	Ⅱ-4151	いすみ市山田	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
726	山田17	Ⅱ-4165	いすみ市山田	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
727	若山3	Ⅱ-4128	いすみ市若山	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
728	若山2	Ⅱ-4127	いすみ市若山	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
729	小沢9	I-1605	いすみ市小沢	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
730	いすみ市小池6	Ⅱ-4285	いすみ市いすみ市小池	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
731	新田6	Ⅱ-4135	いすみ市新田	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
732	新田2	I-1602	いすみ市若山	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
733	新田野2	I-1601	いすみ市新田野	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
734	大原16	Ⅱ-4200	いすみ市大原	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
735	小東田	I-0933	いすみ市大原	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
736	大原34	I-1604	いすみ市大原	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
737	八幡	I-0942	いすみ市大原	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
738	大原10	I-1603	いすみ市大原	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
739	大原21	Ⅱ-4204	いすみ市大原	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
740	大原22	Ⅱ-4205	いすみ市大原	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
741	大原23	Ⅱ-4206	いすみ市大原	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
742	大原24	Ⅱ-4207	いすみ市大原	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
743	大原30	Ⅱ-4213	いすみ市大原	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
744	大原31	Ⅱ-4214	いすみ市大原	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
745	大原33	Ⅱ-4216	いすみ市大原	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
746	井沢2	Ⅱ-4305	いすみ市岬町井沢	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
747	榎沢5	Ⅱ-4380	いすみ市岬町榎沢	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
748	岩熊14	Ⅱ-4343	いすみ市岬町岩熊	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
749	岩熊8	Ⅱ-4337	いすみ市岬町岩熊	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
750	岩熊9	I-1609	いすみ市岬町岩熊	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
751	岩熊12	Ⅱ-4341	いすみ市岬町岩熊	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
752	岩熊25	Ⅱ-4354	いすみ市岬町岩熊	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
753	岩熊26	Ⅱ-4355	いすみ市岬町岩熊	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
754	桑田1	Ⅱ-4404	いすみ市岬町桑田	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
755	谷上14	I-1608	いすみ市岬町谷上	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
756	谷上11	I-1607	いすみ市岬町谷上	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
757	東一ノ作	I-0945	いすみ市岬町谷上	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
758	椎木4	Ⅱ-4327	いすみ市岬町椎木	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
759	和泉6	I-1610	いすみ市岬町和泉	急傾斜地の崩壊	千第401号 H22.05.14
760	真里谷2	I-1172	木更津市真里谷	急傾斜地の崩壊	千第400号 H22.05.14
761	茅野七曲	I-1174	木更津市茅野七曲及び茅野	急傾斜地の崩壊	千第400号 H22.05.14
762	茅野七曲1	Ⅱ-5936	木更津市茅野七曲	急傾斜地の崩壊	千第400号 H22.05.14
763	茅野七曲13	Ⅲ-0607	木更津市茅野七曲, 山本七曲及び茅野	急傾斜地の崩壊	千第400号 H22.05.14
764	久留里2	I-1180	君津市久留里及び浦田	急傾斜地の崩壊	千第400号 H22.05.14
765	小市部	I-1186	君津市小市部	急傾斜地の崩壊	千第400号 H22.05.14
766	小市部2	Ⅱ-6120	君津市小市部	急傾斜地の崩壊	千第400号 H22.05.14
767	浦田1	Ⅱ-6124	君津市浦田及び久留里	急傾斜地の崩壊	千第400号 H22.05.14
768	浦田3	Ⅱ-6126	君津市浦田	急傾斜地の崩壊	千第400号 H22.05.14
769	鬼ヶ谷の2	I-1206	富津市金谷	急傾斜地の崩壊	千第400号 H22.05.14
770	金谷13	I-1688	富津市金谷	急傾斜地の崩壊	千第400号 H22.05.14
771	金谷19	I-1689	富津市金谷	急傾斜地の崩壊	千第400号 H22.05.14
772	金谷12	Ⅱ-6727	富津市金谷	急傾斜地の崩壊	千第400号 H22.05.14
773	金谷14	Ⅱ-6729	富津市金谷	急傾斜地の崩壊	千第400号 H22.05.14
774	金谷20	Ⅱ-6735	富津市金谷	急傾斜地の崩壊	千第400号 H22.05.14
775	金谷21	Ⅱ-6736	富津市金谷	急傾斜地の崩壊	千第400号 H22.05.14
776	金谷25	Ⅱ-6740	富津市金谷	急傾斜地の崩壊	千第400号 H22.05.14
777	岩井	I-1226	袖ヶ浦市岩井	急傾斜地の崩壊	千第400号 H22.05.14
778	八重崎2	I-0672	匝瑳市椿	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
779	米倉	I-0675	匝瑳市八日市場木	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
780	栄	I-0678	匝瑳市吉田	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
781	谷1	I-0679	匝瑳市吉田	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
782	谷2	I-0680	匝瑳市吉田	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
783	南山崎1	I-0683	匝瑳市南山崎	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
784	大堀1	I-0685	匝瑳市大堀・大保里	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
785	大堀2	I-0686	匝瑳市大堀・大保里	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
786	大堀3	I-0687	匝瑳市大堀・大保里	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
787	飯高1	I-1381	匝瑳市飯高	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
788	飯高2	I-1528	匝瑳市飯高	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
789	大寺1	I-1529	匝瑳市大寺	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
790	長岡1	I-1530	匝瑳市長岡	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
791	飯高17	II-2167	匝瑳市飯高	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
792	飯高3	II-2169	匝瑳市飯高	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
793	大寺6	II-2170	匝瑳市大寺	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
794	大寺3	II-2172	匝瑳市大寺	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
795	金原3	II-2175	匝瑳市金原・片子	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
796	片子1	II-2176	匝瑳市片子	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
797	片子2	II-2177	匝瑳市片子・加多古	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
798	片子3	II-2178	匝瑳市片子・加多古	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
799	片子4	II-2179	匝瑳市片子	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
800	片子5	II-2180	匝瑳市片子	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
801	飯高6	II-2183	匝瑳市飯高	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
802	飯高7	II-2184	匝瑳市飯高	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
803	飯高8	II-2185	匝瑳市飯高	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
804	飯高9	II-2186	匝瑳市飯高	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
805	飯高10	II-2187	匝瑳市飯高	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
806	大寺7	Ⅱ-2197	匝瑳市大寺	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
807	吉田4	Ⅱ-2214	匝瑳市吉田	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
808	吉田5	Ⅱ-2215	匝瑳市吉田	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
809	南山崎2	Ⅱ-2219	匝瑳市南山崎	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
810	南神崎	Ⅱ-2220	匝瑳市南山崎	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
811	長岡2	Ⅱ-2222	匝瑳市長岡・長丘	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
812	長岡4	Ⅱ-2224	匝瑳市長岡	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
813	長岡5	Ⅱ-2225	匝瑳市長岡・長丘・堀ノ内	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
814	長岡6	Ⅱ-2226	匝瑳市長岡	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
815	長岡7	Ⅱ-2227	匝瑳市長岡	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
816	大浦3	Ⅱ-2230	匝瑳市大浦	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
817	樺2	Ⅱ-2242	匝瑳市樺	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
818	樺3	Ⅱ-2243	匝瑳市樺	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
819	樺5	Ⅱ-2247	匝瑳市樺	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
820	飯倉4	Ⅱ-2288	匝瑳市飯倉	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
821	飯倉6	Ⅱ-2290	匝瑳市飯倉	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
822	ホ1	Ⅱ-2296	匝瑳市八日市場ホ	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
823	ホ2	Ⅱ-2297	匝瑳市八日市場ホ	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
824	ホ3	Ⅱ-2298	匝瑳市八日市場ホ	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
825	ホ4	Ⅱ-2299	匝瑳市八日市場ホ	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
826	ホ5	Ⅱ-2300	匝瑳市八日市場ホ	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
827	イ8	Ⅱ-2304	匝瑳市八日市場イ	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
828	イ9	Ⅱ-2305	匝瑳市八日市場イ	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
829	吉田8	Ⅲ-0174	匝瑳市吉田	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
830	飯倉 1 3	Ⅲ-1159	匠瑳市飯倉	急傾斜地の崩壊	千第 487 号 H22.06.18
831	清滝 1	I-0661	旭市清滝・岩井	急傾斜地の崩壊	千第 487 号 H22.06.18
832	塙 1	I-0666	旭市塙	急傾斜地の崩壊	千第 487 号 H22.06.18
833	塙 2	I-0667	旭市塙	急傾斜地の崩壊	千第 487 号 H22.06.18
834	櫻井 2	I-0689	旭市櫻井	急傾斜地の崩壊	千第 487 号 H22.06.18
835	萬歳 1	I-0691	旭市櫻井・萬歳	急傾斜地の崩壊	千第 487 号 H22.06.18
836	萬歳 2	I-0692	旭市櫻井・萬歳	急傾斜地の崩壊	千第 487 号 H22.06.18
837	岡	I-0693	旭市清和甲	急傾斜地の崩壊	千第 487 号 H22.06.18
838	清和甲 2	I-0694	旭市清和甲	急傾斜地の崩壊	千第 487 号 H22.06.18
839	清和甲 1	I-0695	旭市清和甲・清和乙・南堀之内	急傾斜地の崩壊	千第 487 号 H22.06.18
840	清和甲 3	I-0696	旭市清和甲	急傾斜地の崩壊	千第 487 号 H22.06.18
841	南堀之内 1	I-0697	旭市南堀之内・清和乙	急傾斜地の崩壊	千第 487 号 H22.06.18
842	船頭	I-0698	旭市南堀之内	急傾斜地の崩壊	千第 487 号 H22.06.18
843	内谷	I-0699	旭市鎚木	急傾斜地の崩壊	千第 487 号 H22.06.18
844	鎚木 2	I-0700	旭市鎚木	急傾斜地の崩壊	千第 487 号 H22.06.18
845	岸湖	I-0701	旭市鎚木	急傾斜地の崩壊	千第 487 号 H22.06.18
846	上永井 1	I-1336	旭市上永井	急傾斜地の崩壊	千第 487 号 H22.06.18
847	上永井 2	I-1337	旭市上永井	急傾斜地の崩壊	千第 487 号 H22.06.18
848	清和乙 1	I-1382	旭市清和乙	急傾斜地の崩壊	千第 487 号 H22.06.18
849	溝原 1	I-1531	旭市溝原	急傾斜地の崩壊	千第 487 号 H22.06.18
850	鎚木 1	I-1532	旭市鎚木	急傾斜地の崩壊	千第 487 号 H22.06.18
851	塙 3	Ⅱ-2162	旭市塙	急傾斜地の崩壊	千第 487 号 H22.06.18
852	南堀之内 5	Ⅱ-2310	旭市南堀之内	急傾斜地の崩壊	千第 487 号 H22.06.18
853	南堀之内 2	Ⅱ-2311	旭市南堀之内	急傾斜地の崩壊	千第 487 号 H22.06.18

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
854	南堀之内3	Ⅱ-2312	旭市南堀之内	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
855	南堀之内4	Ⅱ-2313	旭市南堀之内	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
856	溝原4	Ⅱ-2323	旭市溝原	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
857	溝原5	Ⅱ-2324	旭市溝原	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
858	溝原6	Ⅱ-2325	旭市溝原	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
859	櫻井4	Ⅱ-2328	旭市櫻井	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
860	清和甲4	Ⅱ-2329	旭市清和甲	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
861	清和甲5	Ⅱ-2330	旭市清和甲	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
862	清和甲6	Ⅱ-2331	旭市清和甲・溝原	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
863	鎗木6	Ⅱ-2335	旭市鎗木	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
864	鎗木7	Ⅱ-2336	旭市鎗木	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
865	鎗木8	Ⅱ-2337	旭市鎗木	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
866	鎗木9	Ⅱ-2338	旭市鎗木	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
867	鎗木10	Ⅱ-2339	旭市鎗木	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
868	鎗木11	Ⅱ-2340	旭市鎗木	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
869	鎗木13	Ⅱ-2342	旭市鎗木	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
870	鎗木14	Ⅱ-2343	旭市鎗木	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
871	鎗木15	Ⅱ-2344	旭市鎗木	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
872	鎗木16	Ⅱ-2345	旭市鎗木	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
873	清和乙2	Ⅲ-0178	旭市清和乙・清和甲	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
874	南堀之内6	Ⅲ-0180	旭市南堀之内	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
875	鎗木21	Ⅲ-0183	旭市鎗木	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
876	溝原8	Ⅲ-0184	旭市溝原	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
877	清和甲7	Ⅲ-0185	旭市清和甲	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
878	塙6	Ⅲ-1154	旭市塙	急傾斜地の崩壊	千第487号 H22.06.18
879	天津2	I-1362	鴨川市天津	急傾斜地の崩壊	千第498号 H22.06.22
880	天津4	I-1023	鴨川市天津	急傾斜地の崩壊	千第498号 H22.06.22
881	城戸	I-1013	鴨川市天津	急傾斜地の崩壊	千第498号 H22.06.22
882	内浦3	I-1025	鴨川市内浦	急傾斜地の崩壊	千第498号 H22.06.22
883	内浦8	I-1363	鴨川市内浦	急傾斜地の崩壊	千第498号 H22.06.22
884	小湊2	I-1007	鴨川市小湊	急傾斜地の崩壊	千第498号 H22.06.22
885	若宮	I-0976	鴨川市畑	急傾斜地の崩壊	千第498号 H22.06.22
886	岡田	I-0305	八街市岡田	急傾斜地の崩壊	千第544号 H22.07.16
887	大谷流	I-0306	八街市大谷流	急傾斜地の崩壊	千第544号 H22.07.16
888	根古谷	I-1495	八街市根古谷	急傾斜地の崩壊	千第544号 H22.07.16
889	勢田1	I-1496	八街市勢田	急傾斜地の崩壊	千第544号 H22.07.16
890	勢田2	I-1497	八街市勢田	急傾斜地の崩壊	千第544号 H22.07.16
891	神々廻1	I-0316	白井市神々廻	急傾斜地の崩壊	千第544号 H22.07.16
892	清戸	I-0318	白井市清戸	急傾斜地の崩壊	千第544号 H22.07.16
893	谷田	I-0319	白井市谷田	急傾斜地の崩壊	千第544号 H22.07.16
894	富ヶ沢	I-0320	白井市	急傾斜地の崩壊	千第544号 H22.07.16
895	平塚	I-0321	白井市平塚	急傾斜地の崩壊	千第544号 H22.07.16
896	富ヶ谷	I-0324	白井市復	急傾斜地の崩壊	千第544号 H22.07.16
897	清戸1	I-0325	白井市清戸	急傾斜地の崩壊	千第544号 H22.07.16
898	平塚2	I-0326	白井市平塚	急傾斜地の崩壊	千第544号 H22.07.16
899	谷田2	I-1290	白井市谷田	急傾斜地の崩壊	千第544号 H22.07.16
900	神々廻3	I-1507	白井市神々廻	急傾斜地の崩壊	千第544号 H22.07.16
901	清戸5	I-2075	白井市清戸	急傾斜地の崩壊	千第544号 H22.07.16

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
902	宮下	I-0299	印旛郡酒々井町宮下	急傾斜地の崩壊	千第544号 H22.07.16
903	東新田	I-0302	印旛郡酒々井町下岩橋	急傾斜地の崩壊	千第544号 H22.07.16
904	東新田2	I-0303	印旛郡酒々井町下岩橋	急傾斜地の崩壊	千第544号 H22.07.16
905	溜の台	I-0304	印旛郡酒々井町下岩橋	急傾斜地の崩壊	千第544号 H22.07.16
906	大崎台	I-1286	印旛郡酒々井町上岩橋	急傾斜地の崩壊	千第544号 H22.07.16
907	上岩橋2	I-1490	印旛郡酒々井町上岩橋	急傾斜地の崩壊	千第544号 H22.07.16
908	上岩橋10	I-1492	印旛郡酒々井町上岩橋	急傾斜地の崩壊	千第544号 H22.07.16
909	上岩橋11	I-1493	印旛郡酒々井町上岩橋	急傾斜地の崩壊	千第544号 H22.07.16
910	柏木2	I-1489	印旛郡酒々井町柏木	急傾斜地の崩壊	千第544号 H22.07.16
911	小食土町	I-0011	千葉市緑区小食土町	急傾斜地の崩壊	千第636号 H22.08.31
912	大椎町	I-0018	千葉市緑区大椎町	急傾斜地の崩壊	千第636号 H22.08.31
913	落井町	I-0029	千葉市緑区落井町・刈田子町・富岡町	急傾斜地の崩壊	千第636号 H22.08.31
914	大椎町2	I-0031	千葉市緑区大椎町	急傾斜地の崩壊	千第636号 H22.08.31
915	椎名崎町2	I-0035	千葉市緑区椎名崎町	急傾斜地の崩壊	千第636号 H22.08.31
916	中西町	I-0060	千葉市緑区中西町	急傾斜地の崩壊	千第636号 H22.08.31
917	大金沢町1	I-0061	千葉市緑区大金沢町	急傾斜地の崩壊	千第636号 H22.08.31
918	高田町	I-1262	千葉市緑区高田町	急傾斜地の崩壊	千第636号 H22.08.31
919	大金沢町2	I-1263	千葉市緑区大金沢町	急傾斜地の崩壊	千第636号 H22.08.31
920	下大和田町3	I-1401	千葉市緑区下大和田町	急傾斜地の崩壊	千第636号 H22.08.31
921	越智町13	I-1402	千葉市緑区越智町	急傾斜地の崩壊	千第636号 H22.08.31
922	椎名崎町3	II-0113	千葉市緑区椎名崎町	急傾斜地の崩壊	千第636号 H22.08.31
923	落井町1	II-0116	千葉市緑区落井町・中西町	急傾斜地の崩壊	千第636号 H22.08.31
924	茂呂町2	II-0120	千葉市緑区茂呂町	急傾斜地の崩壊	千第636号 H22.08.31

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
925	茂呂町3	Ⅱ-0121	千葉市緑区茂呂町	急傾斜地の崩壊	千第636号 H22.08.31
926	大金沢町3	Ⅱ-0123	千葉市緑区大金沢町	急傾斜地の崩壊	千第636号 H22.08.31
927	大金沢町4	Ⅱ-0125	千葉市緑区大金沢町	急傾斜地の崩壊	千第636号 H22.08.31
928	大金沢町5	Ⅱ-0126	千葉市緑区大金沢町	急傾斜地の崩壊	千第636号 H22.08.31
929	大木戸町2	Ⅱ-0141	千葉市緑区大木戸町	急傾斜地の崩壊	千第636号 H22.08.31
930	大木戸町3	Ⅱ-0142	千葉市緑区大木戸町	急傾斜地の崩壊	千第636号 H22.08.31
931	大椎町3	Ⅱ-0143	千葉市緑区大椎町	急傾斜地の崩壊	千第636号 H22.08.31
932	小食土町4	Ⅱ-0146	千葉市緑区小食土町	急傾斜地の崩壊	千第636号 H22.08.31
933	小食土町5	Ⅱ-0147	千葉市緑区小食土町	急傾斜地の崩壊	千第636号 H22.08.31
934	小食土町6	Ⅱ-0148	千葉市緑区小食土町	急傾斜地の崩壊	千第636号 H22.08.31
935	大木戸町	Ⅲ-0013	千葉市緑区大木戸町・越智町	急傾斜地の崩壊	千第636号 H22.08.31
936	下高野	Ⅰ-0085	八千代市下高野	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
937	下高野2	Ⅰ-1265	八千代市下高野	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
938	下高野4	Ⅱ-0177	八千代市下高野	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
939	下高野5	Ⅱ-0183	八千代市下高野	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
940	萱田	Ⅰ-0084	八千代市萱田	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
941	萱田2	Ⅱ-0181	八千代市萱田	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
942	吉橋	Ⅰ-1268	八千代市吉橋	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
943	桑橋1	Ⅰ-0066	八千代市桑橋	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
944	桑橋2	Ⅰ-0067	八千代市桑橋	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
945	桑納	Ⅰ-0068	八千代市桑納	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
946	桑納2	Ⅰ-0069	八千代市桑納	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
947	桑納3	Ⅱ-0174	八千代市桑納	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
948	佐山1	Ⅱ-0164	八千代市佐山	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
949	佐山2	I-1404	八千代市佐山	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
950	勝田1	I-1407	八千代市勝田	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
951	勝田2	I-1408	八千代市勝田	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
952	小池	I-1266	いすみ市小池	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
953	小池2	II-0160	八千代市小池	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
954	小池3	II-0161	八千代市小池	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
955	神久保1	II-0162	八千代市神久保	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
956	神久保2	I-1403	八千代市神久保	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
957	神久保3	II-0167	八千代市神久保	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
958	神野1	I-1405	八千代市神野	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
959	米本	I-0081	八千代市米本	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
960	米本4	II-0170	八千代市米本	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
961	米本5	II-0180	八千代市米本	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
962	村上	I-0082	八千代市村上・米本	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
963	村上1	III-0015	八千代市村上	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
964	村上2	II-0182	八千代市村上	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
965	村上3	I-1406	八千代市村上	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
966	島田	I-0075	八千代市島田	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
967	島田2	I-0072	八千代市島田	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
968	島田3	I-0073	八千代市島田	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
969	島田4	I-1267	八千代市島田	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
970	島田5	I-0074	八千代市島田	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
971	島田台	I-0076	八千代市島田台	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
972	麦丸1	II-0175	八千代市麦丸	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
973	麦丸2	Ⅱ-0179	八千代市麦丸	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
974	麦丸3	Ⅱ-7013	八千代市麦丸	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
975	麦丸4	Ⅱ-7014	八千代市麦丸	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
976	麦丸5	Ⅲ-1017	八千代市麦丸	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
977	平戸	I-0079	八千代市平戸	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
978	平戸2	I-0080	八千代市平戸	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
979	平戸3	I-0083	八千代市平戸	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
980	平戸4	Ⅱ-0166	八千代市平戸	急傾斜地の崩壊	千第743号 H22.10.22
981	姉崎	I-0164	市原市姉崎	急傾斜地の崩壊	千第756号 H22.10.29
982	姉崎8	I-1416	市原市姉崎	急傾斜地の崩壊	千第756号 H22.10.29
983	姉崎9	Ⅱ-0417	市原市姉崎	急傾斜地の崩壊	千第756号 H22.10.29
984	古敷谷12	I-1461	市原市古敷谷	急傾斜地の崩壊	千第756号 H22.10.29
985	大井戸	I-1190	君津市大井戸	急傾斜地の崩壊	千第874号 H22.12.17
986	大和田1	I-1194	君津市大和田・大和田2丁目	急傾斜地の崩壊	千第874号 H22.12.17
987	大和田3	Ⅱ-5947	君津市大和田・人見	急傾斜地の崩壊	千第874号 H22.12.17
988	人見1	Ⅱ-5946	君津市人見・大和田	急傾斜地の崩壊	千第874号 H22.12.17
989	人見3	Ⅱ-5949	君津市人見・大和田・大和田2丁目・人見1丁目	急傾斜地の崩壊	千第874号 H22.12.17
990	福岡	Ⅱ-6052	君津市福岡	急傾斜地の崩壊	千第874号 H22.12.17
991	根本4	Ⅱ-6069	君津市根本	急傾斜地の崩壊	千第874号 H22.12.17
992	鎌滝1	Ⅱ-6914	君津市鎌滝	急傾斜地の崩壊	千第874号 H22.12.17
993	大野台4	Ⅲ-0658	君津市大野台	急傾斜地の崩壊	千第874号 H22.12.17
994	岩瀬2	I-1668	富津市岩瀬	急傾斜地の崩壊	千第874号 H22.12.17
995	岩瀬3	Ⅱ-6256	富津市岩瀬	急傾斜地の崩壊	千第874号 H22.12.17

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
996	小久保34	Ⅱ-6367	富津市小久保	急傾斜地の崩壊	千第874号 H22.12.17
997	小久保35	I-1670	富津市小久保	急傾斜地の崩壊	千第874号 H22.12.17
998	神納	I-1231	袖ヶ浦市神納・福王台 3丁目	急傾斜地の崩壊	千第874号 H22.12.17
999	神納2	Ⅱ-6782	袖ヶ浦市神納	急傾斜地の崩壊	千第874号 H22.12.17
1000	神納3	Ⅱ-6783	袖ヶ浦市神納	急傾斜地の崩壊	千第874号 H22.12.17
1001	神納6	I-1234	袖ヶ浦市神納	急傾斜地の崩壊	千第874号 H22.12.17
1002	奥野3	Ⅱ-0654	市原市奥野	急傾斜地の崩壊	千第149号 H23.03.11
1003	奥野4	Ⅱ-0655	市原市奥野	急傾斜地の崩壊	千第149号 H23.03.11
1004	奥野5	Ⅱ-0656	市原市奥野	急傾斜地の崩壊	千第149号 H23.03.11
1005	奥野6	Ⅱ-0657	市原市奥野	急傾斜地の崩壊	千第149号 H23.03.11
1006	奥野7	Ⅱ-0658	市原市奥野	急傾斜地の崩壊	千第149号 H23.03.11
1007	奥野8	Ⅱ-0659	市原市奥野	急傾斜地の崩壊	千第149号 H23.03.11
1008	奥野10	Ⅱ-0661	市原市奥野	急傾斜地の崩壊	千第149号 H23.03.11
1009	奥野11	Ⅱ-0662	市原市奥野	急傾斜地の崩壊	千第149号 H23.03.11
1010	奥野12	Ⅱ-0663	市原市奥野	急傾斜地の崩壊	千第149号 H23.03.11
1011	奥野13	Ⅱ-0709	市原市奥野	急傾斜地の崩壊	千第149号 H23.03.11
1012	奥野14	Ⅱ-0710	市原市奥野	急傾斜地の崩壊	千第149号 H23.03.11
1013	奥野15	Ⅱ-0711	市原市奥野	急傾斜地の崩壊	千第149号 H23.03.11
1014	奥野16	Ⅱ-0712	市原市奥野	急傾斜地の崩壊	千第149号 H23.03.11
1015	奥野17	Ⅱ-0713	市原市奥野	急傾斜地の崩壊	千第149号 H23.03.11
1016	奥野18	Ⅱ-0714	市原市奥野	急傾斜地の崩壊	千第149号 H23.03.11
1017	奥野19	Ⅲ-0030	市原市奥野	急傾斜地の崩壊	千第149号 H23.03.11
1018	奥野20	Ⅲ-0031	市原市奥野	急傾斜地の崩壊	千第149号 H23.03.11
1019	奥野21	Ⅲ-0032	市原市奥野	急傾斜地の崩壊	千第149号 H23.03.11

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
1020	奥野22	Ⅲ-0033	市原市奥野	急傾斜地の崩壊	千第149号 H23.03.11
1021	海ヶ谷	I-1032	鴨川市小湊	急傾斜地の崩壊	千第150号 H23.03.11
1022	興津	I-1294	印旛郡栄町興津	急傾斜地の崩壊	千第151号 H23.03.11
1023	安食大台	I-1295	印旛郡栄町安食	急傾斜地の崩壊	千第151号 H23.03.11
1024	安食辺引	I-1296	印旛郡栄町安食	急傾斜地の崩壊	千第151号 H23.03.11
1025	安食田中	I-1297	印旛郡栄町安食	急傾斜地の崩壊	千第151号 H23.03.11
1026	北辺田	I-1298	印旛郡栄町北辺田	急傾斜地の崩壊	千第151号 H23.03.11
1027	矢口	I-1299	印旛郡栄町矢口	急傾斜地の崩壊	千第151号 H23.03.11
1028	麻生	I-1300	印旛郡栄町麻生	急傾斜地の崩壊	千第151号 H23.03.11
1029	大草町1	I-0016	千葉市若葉区大草町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1030	大草町2	I-0017	千葉市若葉区大草町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1031	大草町	I-0040	千葉市若葉区大草町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1032	貝塚町	I-0047	千葉市若葉区貝塚町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1033	北谷津町2	I-0055	千葉市若葉区北谷津町・多部田町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1034	高根町1	I-0056	千葉市若葉区高根町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1035	殿台町	I-1254	千葉市若葉区殿台町・みつわ台2丁目	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1036	貝塚町2	I-1256	千葉市若葉区貝塚町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1037	多部田町	I-1258	千葉市若葉区多部田町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1038	高根町2	I-1259	千葉市若葉区高根町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1039	中野町	I-1260	千葉市若葉区中野町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1040	千城台南	I-1261	千葉市若葉区千城台南4丁目	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1041	源町	I-2059	千葉市若葉区源町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1042	更科町	I-2060	千葉市若葉区更科町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1043	小間子町	I-2061	千葉市若葉区小間子町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
1044	殿台町2	Ⅱ-0031	千葉市若葉区殿台町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1045	上泉町3	Ⅱ-0039	千葉市若葉区上泉町・下泉町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1046	貝塚町4	Ⅱ-0045	千葉市若葉区貝塚町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1047	坂月町1	Ⅱ-0054	千葉市若葉区坂月町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1048	坂月町2	Ⅱ-0055	千葉市若葉区坂月町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1049	上泉町4	Ⅱ-0056	千葉市若葉区上泉町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1050	上泉町5	Ⅱ-0057	千葉市若葉区上泉町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1051	上泉町6	Ⅱ-0058	千葉市若葉区上泉町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1052	坂月町4	Ⅱ-0067	千葉市若葉区坂月町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1053	坂月町5	Ⅱ-0068	千葉市若葉区坂月町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1054	大草町3	Ⅱ-0069	千葉市若葉区大草町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1055	大草町4	Ⅱ-0070	千葉市若葉区大草町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1056	大草町5	Ⅱ-0071	千葉市若葉区大草町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1057	大草町6	Ⅱ-0072	千葉市若葉区大草町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1058	北谷津町3	Ⅱ-0074	千葉市若葉区北谷津町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1059	北谷津町4	Ⅱ-0075	千葉市若葉区北谷津町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1060	北谷津町5	Ⅱ-0076	千葉市若葉区北谷津町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1061	高根町3	Ⅱ-0077	千葉市若葉区高根町・多部田町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1062	高根町4	Ⅱ-0078	千葉市若葉区高根町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1063	高根町5	Ⅱ-0079	千葉市若葉区高根町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1064	小間子町2	Ⅱ-7006	千葉市若葉区小間子町	急傾斜地の崩壊	千第147号 H23.03.11
1065	屋敷1	I-0086	習志野市屋敷1丁目	急傾斜地の崩壊	千第148号 H23.03.11
1066	屋敷2	I-0087	習志野市屋敷2丁目	急傾斜地の崩壊	千第148号 H23.03.11

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
1067	屋敷	I-0088	習志野市屋敷3丁目	急傾斜地の崩壊	千第148号 H23.03.11
1068	屋敷5	I-0090	習志野市屋敷2丁目	急傾斜地の崩壊	千第148号 H23.03.11
1069	花咲	I-0091	習志野市花咲2丁目・本大久保4丁目	急傾斜地の崩壊	千第148号 H23.03.11
1070	本大久保1	I-0112	習志野市本大久保3丁目	急傾斜地の崩壊	千第148号 H23.03.11
1071	屋敷7	I-0114	習志野市屋敷2丁目	急傾斜地の崩壊	千第148号 H23.03.11
1072	藤崎4	I-1264	習志野市藤崎4丁目	急傾斜地の崩壊	千第148号 H23.03.11
1073	本大久保2	I-2062	習志野市本大久保4丁目	急傾斜地の崩壊	千第148号 H23.03.11
1074	藤崎6	I-0159	習志野市藤崎1丁目	急傾斜地の崩壊	千第148号 H23.03.11
1075	本郷	Ⅲ-1001	習志野市実籾本郷	急傾斜地の崩壊	千第148号 H23.03.11
1076	真ヶ谷	I-0186	市原市真ヶ谷	急傾斜地の崩壊	千第195号 H23.03.18
1077	宿2	Ⅱ-0613	市原市宿	急傾斜地の崩壊	千第195号 H23.03.18
1078	堀越1	Ⅱ-0614	市原市堀越	急傾斜地の崩壊	千第195号 H23.03.18
1079	米沢2	Ⅱ-0625	市原市米沢	急傾斜地の崩壊	千第195号 H23.03.18
1080	米沢3	Ⅱ-0626	市原市米沢	急傾斜地の崩壊	千第195号 H23.03.18
1081	米沢4	Ⅱ-0627	市原市米沢	急傾斜地の崩壊	千第195号 H23.03.18
1082	米沢5	Ⅱ-0628	市原市米沢	急傾斜地の崩壊	千第195号 H23.03.18
1083	米沢6	Ⅱ-0629	市原市米沢	急傾斜地の崩壊	千第195号 H23.03.18
1084	真ヶ谷2	Ⅱ-0632	市原市真ヶ谷	急傾斜地の崩壊	千第195号 H23.03.18
1085	真ヶ谷3	Ⅱ-0633	市原市真ヶ谷	急傾斜地の崩壊	千第195号 H23.03.18
1086	真ヶ谷4	Ⅱ-0634	市原市真ヶ谷	急傾斜地の崩壊	千第195号 H23.03.18
1087	真ヶ谷5	Ⅱ-0635	市原市真ヶ谷	急傾斜地の崩壊	千第195号 H23.03.18
1088	宿3	Ⅱ-0637	市原市宿	急傾斜地の崩壊	千第195号 H23.03.18
1089	宿4	Ⅱ-0638	市原市宿	急傾斜地の崩壊	千第195号 H23.03.18
1090	宿5	Ⅱ-0639	市原市宿	急傾斜地の崩壊	千第195号 H23.03.18

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
1091	江田4	I-1620	館山市江田	急傾斜地の崩壊	千第337号 H23.04.08
1092	竹原2	II-4843	館山市竹原	急傾斜地の崩壊	千第337号 H23.04.08
1093	竹原3	II-4844	館山市竹原	急傾斜地の崩壊	千第337号 H23.04.08
1094	竹原5	II-4846	館山市竹原	急傾斜地の崩壊	千第337号 H23.04.08
1095	竹原7	II-4852	館山市竹原	急傾斜地の崩壊	千第337号 H23.04.08
1096	竹原10	I-1621	館山市竹原	急傾斜地の崩壊	千第337号 H23.04.08
1097	竹原12	II-4857	館山市竹原	急傾斜地の崩壊	千第337号 H23.04.08
1098	竹原13	II-4858	館山市竹原	急傾斜地の崩壊	千第337号 H23.04.08
1099	竹原15	II-4860	館山市竹原	急傾斜地の崩壊	千第337号 H23.04.08
1100	竹原19	II-4864	館山市竹原	急傾斜地の崩壊	千第337号 H23.04.08
1101	竹原24	II-4869	館山市竹原	急傾斜地の崩壊	千第337号 H23.04.08
1102	竹原25	II-4870	館山市竹原	急傾斜地の崩壊	千第337号 H23.04.08
1103	竹原26	II-4871	館山市竹原	急傾斜地の崩壊	千第337号 H23.04.08
1104	竹原27	II-4872 II-4873	館山市竹原	急傾斜地の崩壊	千第337号 H23.04.08
1105	大井1	II-4876	館山市大井	急傾斜地の崩壊	千第337号 H23.04.08
1106	大井2	II-4877	館山市大井	急傾斜地の崩壊	千第337号 H23.04.08
1107	大井3	II-4878	館山市大井	急傾斜地の崩壊	千第337号 H23.04.08
1108	大井6	II-4881	館山市大井	急傾斜地の崩壊	千第337号 H23.04.08
1109	大井7	II-4882	館山市大井	急傾斜地の崩壊	千第337号 H23.04.08
1110	大井8	II-4883	館山市大井	急傾斜地の崩壊	千第337号 H23.04.08
1111	大井10	II-4885	館山市大井	急傾斜地の崩壊	千第337号 H23.04.08
1112	大井12	II-4887	館山市大井	急傾斜地の崩壊	千第337号 H23.04.08
1113	大井13	II-4888	館山市大井	急傾斜地の崩壊	千第337号 H23.04.08
1114	大井15	II-4890	館山市大井	急傾斜地の崩壊	千第337号 H23.04.08

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
1115	大井16	Ⅱ-4891	館山市大井	急傾斜地の崩壊	千第337号 H23.04.08
1116	大桶2	I-0178	市原市大桶	急傾斜地の崩壊	千第354号 H23.04.19
1117	大桶3	Ⅱ-0567	市原市大桶	急傾斜地の崩壊	千第354号 H23.04.19
1118	大桶4	Ⅱ-0568	市原市大桶	急傾斜地の崩壊	千第354号 H23.04.19
1119	土宇1	Ⅱ-0553	市原市土宇	急傾斜地の崩壊	千第354号 H23.04.19
1120	土宇2	Ⅱ-0554	市原市土宇	急傾斜地の崩壊	千第354号 H23.04.19
1121	土宇3	Ⅱ-0555	市原市土宇	急傾斜地の崩壊	千第354号 H23.04.19
1122	川在1	Ⅱ-0560	市原市川在	急傾斜地の崩壊	千第354号 H23.04.19
1123	川在4	Ⅱ-0563	市原市川在	急傾斜地の崩壊	千第354号 H23.04.19
1124	川在5	Ⅱ-0564	市原市川在	急傾斜地の崩壊	千第354号 H23.04.19
1125	川在8	Ⅱ-0590	市原市川在	急傾斜地の崩壊	千第354号 H23.04.19
1126	川在9	Ⅱ-0593	市原市川在	急傾斜地の崩壊	千第354号 H23.04.19
1127	川在10	Ⅱ-0594	市原市川在	急傾斜地の崩壊	千第354号 H23.04.19
1128	引田5	I-1427	市原市引田	急傾斜地の崩壊	千第354号 H23.04.19
1129	海保5	I-1417	市原市海保	急傾斜地の崩壊	千第354号 H23.04.19
1130	神余	I-1056	館山市神余	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16
1131	古茂口1	I-1058	館山市古茂口	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16
1132	古茂口22	I-1059	館山市古茂口	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16
1133	古茂口2	Ⅱ-4968	館山市古茂口	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16
1134	古茂口7	Ⅱ-4973	館山市古茂口	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16
1135	古茂口12	Ⅱ-4978	館山市古茂口	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16
1136	古茂口14	Ⅱ-4980	館山市古茂口	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16
1137	古茂口15	Ⅱ-4981	館山市古茂口	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16
1138	飯沼3	Ⅱ-4966	館山市飯沼	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
1139	南条3	Ⅱ-4956	館山市南条	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16
1140	作名6	I-1631	館山市作名	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16
1141	作名10	Ⅱ-5064	館山市作名	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16
1142	作名1	Ⅱ-5055	館山市作名	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16
1143	作名2	Ⅱ-5056	館山市作名	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16
1144	西長田5	I-1630	館山市西長田	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16
1145	東長田4	Ⅱ-5041	館山市東長田	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16
1146	東長田5	Ⅱ-5042	館山市東長田	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16
1147	東長田7	Ⅱ-5044	館山市東長田	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16
1148	東長田8	Ⅱ-5045	館山市東長田	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16
1149	東長田9	Ⅱ-5046	館山市東長田	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16
1150	東長田12	Ⅱ-5049	館山市東長田	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16
1151	東長田13	Ⅱ-5050	館山市東長田	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16
1152	東長田14	Ⅱ-5051	館山市東長田	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16
1153	山萩2	Ⅱ-5068	館山市山萩	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16
1154	山萩4	Ⅱ-5070	館山市山萩	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16
1155	山萩5	Ⅱ-5071	館山市山萩	急傾斜地の崩壊	千第576号 H23.08.16
1156	臼井	I-0260	佐倉市臼井	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1157	臼井台	I-0261	佐倉市臼井台	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1158	臼井台2	I-0262	佐倉市臼井台	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1159	下根1	I-0265	佐倉市下根	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1160	下根2	I-0266	佐倉市下根	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1161	岩名1	I-0270	佐倉市岩名	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1162	岩名2	I-0271	佐倉市岩名	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
1163	山崎	I-0273	佐倉市山崎	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1164	鎗木1	I-0277	佐倉市鎗木町	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1165	鎗木2	I-0278	佐倉市鎗木町	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1166	鎗木3	I-0279	佐倉市鎗木町	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1167	鎗木町	I-0280	佐倉市鎗木町	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1168	土浮	I-0282	佐倉市土浮	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1169	飯野1	I-0286	佐倉市飯野	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1170	飯野2	I-0287	佐倉市飯野	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1171	大佐倉2	I-0291	佐倉市大佐倉	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1172	鎗木町2	I-0292	佐倉市鎗木町	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1173	長熊	I-0293	佐倉市長熊	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1174	六崎	I-0294	佐倉市六崎	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1175	上勝田2	I-0296	佐倉市上勝田	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1176	臼井田	I-1280	佐倉市臼井台	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1177	城内町	I-1284	佐倉市城内町	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1178	六崎2	I-1285	佐倉市六崎	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1179	小竹5	I-1477	佐倉市小竹	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1180	臼井台4	I-1478	佐倉市臼井台	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1181	臼井台5	I-1479	佐倉市臼井台	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1182	下根4	I-1480	佐倉市下根	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1183	大佐倉4	I-1481	佐倉市大佐倉	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1184	鎗木町8	I-1482	佐倉市鎗木町	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1185	宮小路町1	I-1483	佐倉市宮小路町	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22
1186	上志津2	I-1484	佐倉市上志津	急傾斜地の崩壊	千第779号 H23.11.22

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
1187	羽鳥 1	I-1485	佐倉市羽鳥	急傾斜地の崩壊	千第 779 号 H23. 11. 22
1188	寺崎 2	I-1486	佐倉市寺崎	急傾斜地の崩壊	千第 779 号 H23. 11. 22
1189	寺崎 3	I-1487	佐倉市寺崎	急傾斜地の崩壊	千第 779 号 H23. 11. 22
1190	米戸 1	I-1488	佐倉市米戸	急傾斜地の崩壊	千第 779 号 H23. 11. 22
1191	臼井 8	I-2072	佐倉市臼井台	急傾斜地の崩壊	千第 779 号 H23. 11. 22
1192	臼井 9	I-2073	佐倉市臼井台	急傾斜地の崩壊	千第 779 号 H23. 11. 22
1193	三十根 2	I-0930	いすみ市岩船字夕景下	急傾斜地の崩壊	千第 781 号 H23. 11. 22
1194	小東田 2	I-130001	いすみ市大原字小東田	急傾斜地の崩壊	千第 781 号 H23. 11. 22
1195	大原 17	II-4201	いすみ市大原字牛ノ谷	急傾斜地の崩壊	千第 781 号 H23. 11. 22
1196	大原 19	II-4202	いすみ市大原字仲ノ谷	急傾斜地の崩壊	千第 781 号 H23. 11. 22
1197	大原 20	II-4203	いすみ市大原字村ノ台	急傾斜地の崩壊	千第 781 号 H23. 11. 22
1198	下布施 17	II-4235	いすみ市下布施字本谷	急傾斜地の崩壊	千第 781 号 H23. 11. 22
1199	下布施 18	II-4236	いすみ市下布施字梨ノ木	急傾斜地の崩壊	千第 781 号 H23. 11. 22
1200	上布施 10	II-4247	いすみ市上布施字押替根	急傾斜地の崩壊	千第 781 号 H23. 11. 22
1201	小沢 2	II-4248	いすみ市小澤字辻谷	急傾斜地の崩壊	千第 781 号 H23. 11. 22
1202	小沢 3	II-4249	いすみ市小澤字辻谷	急傾斜地の崩壊	千第 781 号 H23. 11. 22
1203	小沢 4	II-4250	いすみ市小澤字辻谷	急傾斜地の崩壊	千第 781 号 H23. 11. 22
1204	小沢 5	II-4251	いすみ市小澤字堂前	急傾斜地の崩壊	千第 781 号 H23. 11. 22
1205	小沢 7	II-4253	いすみ市小澤字狭間	急傾斜地の崩壊	千第 781 号 H23. 11. 22
1206	小沢 8	II-4254	いすみ市小澤字腰越	急傾斜地の崩壊	千第 781 号 H23. 11. 22
1207	小沢 10	II-4256	いすみ市小澤字山崎	急傾斜地の崩壊	千第 781 号 H23. 11. 22
1208	小沢 11	II-4257	いすみ市小澤字山崎	急傾斜地の崩壊	千第 781 号 H23. 11. 22
1209	小沢 12	II-4258	いすみ市小澤字加茂台	急傾斜地の崩壊	千第 781 号 H23. 11. 22

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
1210	小沢13	Ⅱ-4259	いすみ市小澤字竹ノ谷	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1211	小沢14	Ⅱ-4260	いすみ市小澤字干谷	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1212	小沢15	Ⅱ-4261	いすみ市小澤字谷口	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1213	岩船8	Ⅱ-4267	いすみ市岩船字宮ノ脇	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1214	岩船13	Ⅱ-4272	いすみ市岩船字井戸谷	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1215	岩船17	Ⅱ-4276	いすみ市岩船字山ノ神	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1216	岩船18	Ⅱ-4277	いすみ市岩船字竹ノ口	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1217	岩船19	Ⅱ-4278	いすみ市岩船字真間	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1218	小沢1	Ⅱ-4280	いすみ市小澤字田ノ上	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1219	小池4	Ⅱ-4283	いすみ市小池字狭間	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1220	小池5	Ⅱ-4284	いすみ市小池字原ノ谷	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1221	大原18	Ⅱ-7119	いすみ市大原字小関谷	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1222	大原台1	Ⅱ-7120	いすみ市大原台	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1223	小沢21	Ⅲ-0392	いすみ市小澤字寺ノ谷	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1224	岩船21	Ⅲ-0393	いすみ市岩船字下口	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1225	小池1	Ⅲ-0397	いすみ市小池字鶴舞	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1226	大原1	Ⅲ-1221	いすみ市大原字滝尻	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1227	小沢22	Ⅱ-130003	いすみ市小澤字疱神台	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1228	小沢23	Ⅱ-130005	いすみ市小澤字岩井谷	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1229	小沢24	Ⅱ-130006	いすみ市小澤字叶岡	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1230	小沢25	Ⅱ-130007	いすみ市小澤字山崎	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1231	小沢26	Ⅱ-130008	いすみ市小澤字野名田	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1232	小沢27	Ⅱ-130009	いすみ市小澤字田ノ上谷	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
1233	小沢28	Ⅱ-1300 10	いすみ市小澤字大谷	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1234	小沢29	Ⅱ-1300 11	いすみ市小澤字竹ノ谷	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1235	小池10	Ⅱ-1300 12	いすみ市小池字郷根	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1236	谷畑1	Ⅱ-1300 13	いすみ市岩船字谷畑	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1237	谷畑2	Ⅱ-1300 14	いすみ市岩船字谷畑	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1238	井戸谷	Ⅱ-1300 15	いすみ市岩船字井戸谷	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1239	中ノ谷1	Ⅱ-1300 16	いすみ市岩船字中ノ谷	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1240	中ノ谷2	Ⅱ-1300 17	いすみ市岩船字中ノ谷	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1241	中ノ谷3	Ⅱ-1300 18	いすみ市岩船字中ノ谷	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1242	小池13	Ⅱ-1300 19	いすみ市小池字上川間	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1243	小池14	Ⅱ-1300 21	いすみ市小池字原ノ谷	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1244	小池11	Ⅱ-1300 22	いすみ市小池字原ノ谷	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1245	下布施1	Ⅱ-1300 23	いすみ市下布施字井戸沢	急傾斜地の崩壊	千第781号 H23.11.22
1246	人見	I-1187	君津市人見、人見一丁目	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1247	大井下根本	I-1189	君津市根本、小糸大谷	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1248	中島2	I-1197	君津市中島	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1249	法木	I-1202	君津市法木	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1250	中島5	Ⅱ-6028	君津市中島	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1251	鎌滝	Ⅱ-6056	君津市鎌滝、福岡	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1252	海良	I-1204	富津市海良、湊	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1253	相野谷	I-1213	富津市相野谷	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1254	萩生	I-1218	富津市萩生	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1255	相川	I-1221	富津市相川	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
1256	谷萩	I-1222	富津市萩生	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1257	本郷1	I-1664	富津市本郷	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1258	絹2	I-1665	富津市絹	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1259	絹4	I-1666	富津市絹	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1260	上11	I-1667	富津市上	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1261	八田沼9	I-1669	富津市八田沼	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1262	亀田11	I-1671	富津市亀田	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1263	亀沢17	I-1672	富津市亀沢	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1264	佐貫1	I-1673	富津市佐貫	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1265	加藤2	I-1674	富津市加藤	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1266	更和1	I-1675	富津市更和	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1267	六野	I-1676	富津市六野、大森	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1268	竹岡1	I-1677	富津市竹岡	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1269	海良9	I-1678	富津市海良	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1270	不入斗1	I-1679	富津市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1271	田原1	I-1680	富津市田原	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1272	山脇3	I-1681	富津市山脇、田原	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1273	萩生11	I-1682	富津市萩生	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1274	竹岡9	I-1683	富津市竹岡	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1275	相川7	I-1684	富津市相川	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1276	相川8	I-1685	富津市相川	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1277	岩本9	I-1686	富津市岩本	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1278	豊岡7	I-1687	富津市豊岡	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1279	豊岡16	I-1690	富津市豊岡	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
1280	山中3	I-1691	富津市山中	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1281	上飯野1	II-6179	富津市上飯野	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1282	上飯野2	II-6180	富津市上飯野	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1283	上飯野3	II-6181	富津市上飯野	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1284	本郷2	II-6190	富津市本郷	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1285	本郷3	II-6191	富津市本郷	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1286	本郷4	II-6192	富津市本郷	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1287	本郷5	II-6193	富津市本郷	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1288	本郷6	II-6194	富津市本郷、前久保	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1289	本郷7	II-6195	富津市本郷	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1290	相野谷1	II-6196	富津市相野谷	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1291	相野谷15	II-6215	富津市相野谷	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1292	絹3	II-6227	富津市絹	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1293	絹5	II-6229	富津市絹	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1294	上9	II-6239	富津市上	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1295	上10	II-6240	富津市上	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1296	小久保6	II-6268	富津市小久保	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1297	小久保7	II-6269	富津市小久保	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1298	小久保8	II-6270	富津市小久保	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1299	小久保9	II-6271	富津市小久保	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1300	小久保10	II-6272	富津市小久保	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1301	小久保11	II-6273	富津市小久保	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1302	八田沼6	II-6286	富津市八田沼	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1303	八田沼10	II-6290	富津市八田沼	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
1304	八田沼12	Ⅱ-6292	富津市八田沼	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1305	八田沼17	Ⅱ-6297	富津市八田沼	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1306	八田沼18	Ⅱ-6298	富津市八田沼	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1307	近藤1	Ⅱ-6299	富津市近藤、上	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1308	近藤3	Ⅱ-6301	富津市近藤	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1309	近藤5	Ⅱ-6303	富津市近藤	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1310	近藤6	Ⅱ-6304	富津市近藤	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1311	近藤7	Ⅱ-6305	富津市近藤	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1312	近藤9	Ⅱ-6307	富津市近藤	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1313	上20	Ⅱ-6319	富津市上	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1314	上22	Ⅱ-6321	富津市上	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1315	小久保27	Ⅱ-6360	富津市小久保	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1316	小久保28	Ⅱ-6361	富津市小久保	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1317	小久保29	Ⅱ-6362	富津市小久保	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1318	小久保30	Ⅱ-6363	富津市小久保	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1319	小久保31	Ⅱ-6364	富津市小久保	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1320	小久保32	Ⅱ-6365	富津市小久保	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1321	小久保33	Ⅱ-6366	富津市小久保	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1322	亀田8	Ⅱ-6399	富津市亀田	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1323	亀田9	Ⅱ-6400	富津市亀田	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1324	亀田10	Ⅱ-6401	富津市亀田	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1325	亀田12	Ⅱ-6403	富津市亀田	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1326	亀沢12	Ⅱ-6404	富津市亀沢	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1327	亀沢13	Ⅱ-6405	富津市亀沢	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
1328	亀沢14	Ⅱ-6406	富津市亀沢	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1329	亀沢15	Ⅱ-6407	富津市亀沢	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1330	亀沢16	Ⅱ-6408	富津市亀沢	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1331	佐貫2	Ⅱ-6413	富津市佐貫	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1332	花香谷4	Ⅱ-6489	富津市花香谷	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1333	岩坂7	Ⅱ-6548	富津市岩坂	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1334	長崎	Ⅱ-6556	富津市長崎、台原	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1335	海良5	Ⅱ-6580	富津市海良	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1336	海良6	Ⅱ-6581	富津市海良	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1337	海良7	Ⅱ-6582	富津市海良	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1338	海良8	Ⅱ-6583	富津市海良	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1339	売津	Ⅱ-6589	富津市売津、海良	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1340	田原2	Ⅱ-6604	富津市田原	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1341	山脇1	Ⅱ-6606	富津市山脇、田原	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1342	田原4	Ⅱ-6610	富津市田原	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1343	田原5	Ⅱ-6611	富津市田原	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1344	小志駒1	Ⅱ-6612	富津市小志駒、田原	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1345	小志駒2	Ⅱ-6613	富津市小志駒	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1346	上後2	Ⅱ-6615	富津市上後	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1347	萩生1	Ⅱ-6631	富津市萩生	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1348	萩生6	Ⅱ-6636	富津市萩生	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1349	萩生7	Ⅱ-6637	富津市萩生	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1350	萩生8	Ⅱ-6638	富津市萩生	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1351	萩生9	Ⅱ-6639	富津市萩生	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
1352	萩生10	Ⅱ-6640	富津市萩生	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1353	萩生12	Ⅱ-6642	富津市萩生	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1354	萩生13	Ⅱ-6643	富津市萩生	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1355	萩生14	Ⅱ-6644	富津市萩生	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1356	萩生15	Ⅱ-6645	富津市萩生	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1357	萩生16	Ⅱ-6646	富津市萩生	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1358	竹岡5	Ⅱ-6648	富津市竹岡、萩生	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1359	竹岡7	Ⅱ-6650	富津市竹岡	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1360	相川9	Ⅱ-6661	富津市相川	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1361	岩本1	Ⅱ-6664	富津市岩本	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1362	岩本2	Ⅱ-6665	富津市岩本	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1363	岩本3	Ⅱ-6666	富津市岩本	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1364	岩本10	Ⅱ-6673	富津市岩本	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1365	豊岡17	Ⅱ-6749	富津市豊岡	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1366	山中2	Ⅱ-6757	富津市山中	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1367	山中4	Ⅱ-6759	富津市山中	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1368	山中6	Ⅲ-0719	富津市山中	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1369	前久保	Ⅲ-1269	富津市前久保、本郷	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1370	上飯野13	Ⅲ-1270	富津市上飯野、相野谷、本郷	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1371	竹岡26	Ⅲ-1275	富津市竹岡	急傾斜地の崩壊	千第780号 H23.11.22
1372	不入斗	I-0169	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第133号 H24.03.02
1373	不入斗2	I-0170	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第133号 H24.03.02
1374	不入斗3	I-0172	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第133号 H24.03.02
1375	不入斗4	I-1420	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第133号 H24.03.02

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
1376	不入斗 5	I-1421	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第 133 号 H24. 03. 02
1377	不入斗 8	I-1422	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第 133 号 H24. 03. 02
1378	不入斗 12	I-1424	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第 133 号 H24. 03. 02
1379	不入斗 14	I-1425	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第 133 号 H24. 03. 02
1380	不入斗 25	I-1426	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第 133 号 H24. 03. 02
1381	不入斗 9	II-0475	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第 133 号 H24. 03. 02
1382	不入斗 10	II-0476	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第 133 号 H24. 03. 02
1383	不入斗 11	II-0477	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第 133 号 H24. 03. 02
1384	不入斗 13	II-0479	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第 133 号 H24. 03. 02
1385	不入斗 15	II-0481	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第 133 号 H24. 03. 02
1386	不入斗 16	II-0482	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第 133 号 H24. 03. 02
1387	不入斗 17	II-0483	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第 133 号 H24. 03. 02
1388	不入斗 18	II-0484	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第 133 号 H24. 03. 02
1389	不入斗 19	II-0485	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第 133 号 H24. 03. 02
1390	不入斗 20	II-0486	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第 133 号 H24. 03. 02
1391	不入斗 21	II-0487	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第 133 号 H24. 03. 02
1392	不入斗 22	II-0488	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第 133 号 H24. 03. 02
1393	不入斗 23	II-0489	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第 133 号 H24. 03. 02
1394	不入斗 24	II-0490	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第 133 号 H24. 03. 02
1395	不入斗 26	II-0492	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第 133 号 H24. 03. 02
1396	不入斗 27	II-0493	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第 133 号 H24. 03. 02
1397	不入斗 28	II-0494	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第 133 号 H24. 03. 02
1398	不入斗 30	II-0518	市原市不入斗	急傾斜地の崩壊	千第 133 号 H24. 03. 02
1399	迎田	I-0171	市原市迎田	急傾斜地の崩壊	千第 142 号 H24. 03. 02

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
1400	迎田 2	Ⅱ-0434	市原市迎田	急傾斜地の崩壊	千第 142 号 H24. 03. 02
1401	迎田 3	Ⅱ-0466	市原市迎田	急傾斜地の崩壊	千第 142 号 H24. 03. 02
1402	迎田 5	Ⅱ-0468	市原市迎田	急傾斜地の崩壊	千第 142 号 H24. 03. 02
1403	迎田 6	Ⅱ-0469	市原市迎田	急傾斜地の崩壊	千第 142 号 H24. 03. 02
1404	迎田 7	Ⅱ-0470	市原市迎田	急傾斜地の崩壊	千第 142 号 H24. 03. 02
1405	迎田 8	Ⅱ-0471	市原市迎田	急傾斜地の崩壊	千第 142 号 H24. 03. 02
1406	迎田 9	Ⅱ-0472	市原市迎田	急傾斜地の崩壊	千第 142 号 H24. 03. 02
1407	迎田 10	Ⅱ-0473	市原市迎田	急傾斜地の崩壊	千第 142 号 H24. 03. 02
1408	迎田 11	Ⅱ-0474	市原市迎田	急傾斜地の崩壊	千第 142 号 H24. 03. 02
1409	迎田 12	Ⅱ-0409	市原市迎田	急傾斜地の崩壊	千第 142 号 H24. 03. 02
1410	迎田 13	Ⅱ-0410	市原市迎田	急傾斜地の崩壊	千第 142 号 H24. 03. 02
1411	迎田 14	Ⅱ-0411	市原市迎田	急傾斜地の崩壊	千第 142 号 H24. 03. 02
1412	迎田 15	Ⅱ-0462	市原市迎田	急傾斜地の崩壊	千第 142 号 H24. 03. 02
1413	豊成	Ⅰ-0173	市原市豊成	急傾斜地の崩壊	千第 142 号 H24. 03. 02
1414	豊成 3	Ⅱ-0501	市原市豊成	急傾斜地の崩壊	千第 142 号 H24. 03. 02
1415	豊成 5	Ⅱ-0534	市原市豊成	急傾斜地の崩壊	千第 142 号 H24. 03. 02
1416	豊成 7	Ⅱ-0536	市原市豊成	急傾斜地の崩壊	千第 142 号 H24. 03. 02
1417	豊成 9	Ⅱ-0538	市原市豊成	急傾斜地の崩壊	千第 142 号 H24. 03. 02
1418	豊成 10	Ⅱ-0539	市原市豊成	急傾斜地の崩壊	千第 142 号 H24. 03. 02
1419	水沢	Ⅰ-0190	市原市水沢	急傾斜地の崩壊	千第 134 号 H24. 03. 02
1420	水沢 2	Ⅱ-0741	市原市水沢	急傾斜地の崩壊	千第 134 号 H24. 03. 02
1421	水沢 3	Ⅰ-1451	市原市水沢	急傾斜地の崩壊	千第 134 号 H24. 03. 02
1422	水沢 4	Ⅰ-1452	市原市水沢	急傾斜地の崩壊	千第 134 号 H24. 03. 02
1423	水沢 5	Ⅱ-0744	市原市水沢	急傾斜地の崩壊	千第 134 号 H24. 03. 02

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
1424	水沢6	Ⅱ-0745	市原市水沢	急傾斜地の崩壊	千第134号 H24.03.02
1425	水沢8	Ⅲ-0038	市原市水沢	急傾斜地の崩壊	千第134号 H24.03.02
1426	水沢9	Ⅲ-0039	市原市水沢	急傾斜地の崩壊	千第134号 H24.03.02
1427	田尾	Ⅰ-0191	市原市田尾	急傾斜地の崩壊	千第134号 H24.03.02
1428	田尾2	Ⅰ-1449	市原市田尾	急傾斜地の崩壊	千第134号 H24.03.02
1429	田尾3	Ⅰ-1450	市原市田尾	急傾斜地の崩壊	千第134号 H24.03.02
1430	田尾4	Ⅱ-0738	市原市田尾	急傾斜地の崩壊	千第134号 H24.03.02
1431	田尾5	Ⅱ-0739	市原市田尾	急傾斜地の崩壊	千第134号 H24.03.02
1432	田尾6	Ⅱ-0740	市原市田尾	急傾斜地の崩壊	千第134号 H24.03.02
1433	大蔵	Ⅰ-0183	市原市大蔵	急傾斜地の崩壊	千第134号 H24.03.02
1434	大蔵1	Ⅲ-1050	市原市大蔵	急傾斜地の崩壊	千第134号 H24.03.02
1435	大蔵2	Ⅱ-0715	市原市大蔵	急傾斜地の崩壊	千第134号 H24.03.02
1436	大蔵3	Ⅱ-0716	市原市大蔵	急傾斜地の崩壊	千第134号 H24.03.02
1437	大蔵4	Ⅱ-0717	市原市大蔵	急傾斜地の崩壊	千第134号 H24.03.02
1438	大蔵5	Ⅰ-1446	市原市大蔵	急傾斜地の崩壊	千第134号 H24.03.02
1439	根本	Ⅰ-1048	館山市根本	急傾斜地の崩壊	千第131号 H24.03.02
1440	小沼	Ⅰ-1049	館山市小沼	急傾斜地の崩壊	千第131号 H24.03.02
1441	香2	Ⅱ-4934	館山市香	急傾斜地の崩壊	千第131号 H24.03.02
1442	洲崎	Ⅱ-4997	館山市洲崎	急傾斜地の崩壊	千第131号 H24.03.02
1443	波佐間3	Ⅱ-5003	館山市波佐間	急傾斜地の崩壊	千第131号 H24.03.02
1444	一本松	Ⅰ-0307	印西市瀬戸	急傾斜地の崩壊	千第137号 H24.03.02
1445	西方	Ⅰ-0311	印西市岩戸	急傾斜地の崩壊	千第137号 H24.03.02
1446	仲村	Ⅰ-0312	印西市吉高	急傾斜地の崩壊	千第137号 H24.03.02
1447	蕪和田	Ⅰ-0313	印西市吉高	急傾斜地の崩壊	千第137号 H24.03.02

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
1448	蕪和田 2	I-0314	印西市吉高	急傾斜地の崩壊	千第 137 号 H24. 03. 02
1449	辺田	I-0315	印西市平賀	急傾斜地の崩壊	千第 137 号 H24. 03. 02
1450	安養寺	I-0327	印西市武西	急傾斜地の崩壊	千第 137 号 H24. 03. 02
1451	浦部	I-0328	印西市浦部	急傾斜地の崩壊	千第 137 号 H24. 03. 02
1452	浦部 1	I-0329	印西市浦部	急傾斜地の崩壊	千第 137 号 H24. 03. 02
1453	宮内	I-0330	印西市浦部	急傾斜地の崩壊	千第 137 号 H24. 03. 02
1454	三郷	I-0331	印西市松崎	急傾斜地の崩壊	千第 137 号 H24. 03. 02
1455	大森	I-0333	印西市大森	急傾斜地の崩壊	千第 137 号 H24. 03. 02
1456	武西 1	I-0334	印西市武西	急傾斜地の崩壊	千第 137 号 H24. 03. 02
1457	武西 2	I-0335	印西市武西	急傾斜地の崩壊	千第 137 号 H24. 03. 02
1458	和泉 1	I-0336	印西市和泉	急傾斜地の崩壊	千第 137 号 H24. 03. 02
1459	戸崎	I-0337	印西市中根	急傾斜地の崩壊	千第 137 号 H24. 03. 02
1460	笠神	I-0338	印西市笠神	急傾斜地の崩壊	千第 137 号 H24. 03. 02
1461	物木 1	I-0339	印西市物木	急傾斜地の崩壊	千第 137 号 H24. 03. 02
1462	物木 2	I-0340	印西市物木	急傾斜地の崩壊	千第 137 号 H24. 03. 02
1463	馬々台	I-1287	印西市吉田	急傾斜地の崩壊	千第 137 号 H24. 03. 02
1464	久保作	I-1288	印西市吉高	急傾斜地の崩壊	千第 137 号 H24. 03. 02
1465	株木	I-1289	印西市萩原	急傾斜地の崩壊	千第 137 号 H24. 03. 02
1466	戸神 1	I-1291	印西市戸神	急傾斜地の崩壊	千第 137 号 H24. 03. 02
1467	松崎 3	I-1292	印西市松崎	急傾斜地の崩壊	千第 137 号 H24. 03. 02
1468	萩原 6	I-1498	印西市萩原	急傾斜地の崩壊	千第 137 号 H24. 03. 02
1469	萩原 1 〇	I-1499	印西市萩原	急傾斜地の崩壊	千第 137 号 H24. 03. 02
1470	吉高 1 8	I-1500	印西市吉高	急傾斜地の崩壊	千第 137 号 H24. 03. 02
1471	吉高 2 〇	I-1501	印西市吉高	急傾斜地の崩壊	千第 137 号 H24. 03. 02

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
1472	瀬戸3	I-1502	印西市瀬戸	急傾斜地の崩壊	千第137号 H24.03.02
1473	吉田2	I-1504	印西市吉田	急傾斜地の崩壊	千第137号 H24.03.02
1474	師戸11	I-1505	印西市師戸	急傾斜地の崩壊	千第137号 H24.03.02
1475	平賀15	I-1506	印西市平賀	急傾斜地の崩壊	千第137号 H24.03.02
1476	松虫13	I-2074	印西市松虫・瀬戸	急傾斜地の崩壊	千第137号 H24.03.02
1477	岩戸川岸	II-6894	印西市岩戸	急傾斜地の崩壊	千第137号 H24.03.02
1478	名都借1	I-0243	流山市名都借	急傾斜地の崩壊	千第136号 H24.03.02
1479	瀬戸上灰毛	I-0237	野田市瀬戸上灰毛	急傾斜地の崩壊	千第132号 H24.03.02
1480	太田	I-1169	木更津市太田・太田一丁目・太田二丁目	急傾斜地の崩壊	千第232号 H24.03.30
1481	太田2	I-150001	木更津市太田二丁目・太田三丁目	急傾斜地の崩壊	千第232号 H24.03.30
1482	真里谷7	II-5903	木更津市真里谷	急傾斜地の崩壊	千第232号 H24.03.30
1483	真里谷12	III-1251	木更津市真里谷	急傾斜地の崩壊	千第232号 H24.03.30
1484	湊	I-1214	富津市湊	急傾斜地の崩壊	千第232号 H24.03.30
1485	戸張	I-0239	柏市東柏	急傾斜地の崩壊	千第233号 H24.03.30
1486	松ヶ崎1	I-0240	柏市松ヶ崎	急傾斜地の崩壊	千第233号 H24.03.30
1487	納屋	I-0254	柏市布瀬	急傾斜地の崩壊	千第233号 H24.03.30
1488	上柳戸	I-0255	柏市柳戸	急傾斜地の崩壊	千第233号 H24.03.30
1489	品川根	I-0256	柏市高柳	急傾斜地の崩壊	千第233号 H24.03.30
1490	腰巻	I-1279	柏市布瀬	急傾斜地の崩壊	千第233号 H24.03.30
1491	根戸1	II-1014	柏市根戸	急傾斜地の崩壊	千第233号 H24.03.30
1492	布瀬4	II-1069	柏市布瀬	急傾斜地の崩壊	千第233号 H24.03.30
1493	布瀬5	II-1073	柏市布瀬	急傾斜地の崩壊	千第233号 H24.03.30
1494	久寺家	I-0245	我孫子市久寺家	急傾斜地の崩壊	千第234号 H24.03.30
1495	日秀	I-0246	我孫子市日秀	急傾斜地の崩壊	千第234号 H24.03.30

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
1496	白山	I-0247	我孫子市白山	急傾斜地の崩壊	千第234号 H24.03.30
1497	布佐	I-0248	我孫子市布佐	急傾斜地の崩壊	千第234号 H24.03.30
1498	久寺家2	II-1030	我孫子市久寺家	急傾斜地の崩壊	千第234号 H24.03.30
1499	久寺家3	II-1031	我孫子市久寺家	急傾斜地の崩壊	千第234号 H24.03.30
1500	つくし野2	II-1034	我孫子市つくし野	急傾斜地の崩壊	千第234号 H24.03.30
1501	緑1	II-1037	我孫子市緑	急傾斜地の崩壊	千第234号 H24.03.30
1502	中里1	II-1041	我孫子市中里	急傾斜地の崩壊	千第234号 H24.03.30
1503	布佐3	II-1043	我孫子市布佐	急傾斜地の崩壊	千第234号 H24.03.30
1504	布佐4	II-1044	我孫子市布佐	急傾斜地の崩壊	千第234号 H24.03.30
1505	北下1	I-0250	鎌ヶ谷市道野辺北下	急傾斜地の崩壊	千第235号 H24.03.30
1506	囃子水3	I-0253	鎌ヶ谷市道野辺囃子水	急傾斜地の崩壊	千第235号 H24.03.30
1507	北下2	I-2026	鎌ヶ谷市道野辺北下	急傾斜地の崩壊	千第235号 H24.03.30
1508	大上43	I-1200 01	睦沢町大上碓上	急傾斜地の崩壊	千第236号 H24.03.30

7 土石流危険渓流一覧表<資料8-9>

土石流危険渓流一覧表

H24.4 現在

< 県土整備部河川環境課 >

所属土木事務所名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		
					郡・市	町・村	字
安房土木事務所	22300901	州貝川	州貝川	曲り松沢(2)	鴨川市		曲り松
安房土木事務所	22301101	州貝川	州貝川	曲り松沢(4)	鴨川市		曲り松
安房土木事務所	22301201	太海浜沢(1)	太海浜沢(1)	太海浜沢(1)	鴨川市		太海浜
安房土木事務所	22301301	太海浜沢(2)	太海浜沢(2)	太海浜沢(2)	鴨川市		太海浜
安房土木事務所	22301601	曾呂川	曾呂川	小山沢	鴨川市		小山
安房土木事務所	22301701	曾呂川	曾呂川	小山川	鴨川市		小山
安房土木事務所	22301801	曾呂川	曾呂川	尊房沢(1)	鴨川市		尊房
安房土木事務所	22301901	曾呂川	曾呂川	尊房沢(2)	鴨川市		尊房
安房土木事務所	22303101	加茂川	加茂川	奥入沢(2)	鴨川市		奥入
安房土木事務所	22303401	加茂川	加茂川	埋田沢	鴨川市		埋田
安房土木事務所	22304201	加茂川	銘川	峰沢(2)	鴨川市		峰
安房土木事務所	22304301	加茂川	加茂川	滝山沢	鴨川市		滝山
安房土木事務所	22304401	加茂川	金山川	日摺間沢	鴨川市		日摺間
安房土木事務所	22304501	加茂川	金山川	みの口沢(1)	鴨川市		みの口
安房土木事務所	22304601	加茂川	金山川	みの口沢(2)	鴨川市		みの口
安房土木事務所	22305001	加茂川	金山川	峰仲沢	鴨川市		峰仲
安房土木事務所	22305501	夜長川	夜長川	仲根沢(1)	鴨川市		仲根
安房土木事務所	22305601	夜長川	夜長川	仲根	鴨川市		仲根
安房土木事務所	22305701	夜長川	夜長川	仲根沢(2)	鴨川市		仲根
安房土木事務所	22305801	夜長川	夜長川	宝性寺沢(1)	鴨川市		宝性寺
安房土木事務所	22305901	夜長川	夜長川	宝性寺沢(2)	鴨川市		宝性寺
安房土木事務所	46800501	三原川	三原川	五十蔵沢(1)	南房総市		五十蔵
安房土木事務所	46800801	三原川	三原川	倉合川	南房総市		小向
安房土木事務所	46801501	向畑沢(1)	向畑沢(1)	向畑沢(1)	南房総市		向畑
安房土木事務所	46801701	和田沢	和田沢	和田沢	南房総市		和田
安房土木事務所	46801801	仁我浦沢	仁我浦沢	仁我浦沢	南房総市		仁我浦
安房土木事務所	47200401	二夕間川	二夕間川	竜ヶ尾沢	鴨川市		竜ヶ尾
安房土木事務所	47200601	神明川	神明川	砂田沢	鴨川市		砂田
安房土木事務所	47201201	実入沢(6)	実入沢(6)	実入沢(6)	鴨川市		実入
安房土木事務所	47201301	寄浦沢	寄浦沢	寄浦沢	鴨川市		寄浦
安房土木事務所	47201401	内浦沢(1)	内浦沢(1)	内浦沢(1)	鴨川市		内浦
安房土木事務所	47201501	大風沢川	大風沢川	奥谷沢(1)	鴨川市		奥谷
安房土木事務所	47201901	大風沢川	大風沢川	内浦沢(3)	鴨川市		内浦
安房土木事務所	47202001	大風沢川	大風沢川	内浦沢(4)	鴨川市		内浦
安房土木事務所	47202301	開戸川	開戸川	内浦沢(7)	鴨川市		内浦
安房土木事務所	47202501	湊川	湊川	小湊沢(2)	鴨川市		小湊
安房土木事務所	47202701	祓川	祓川	祓町沢(2)	鴨川市		祓町
安房土木事務所	47202801	祓川	祓川	祓町沢(3)	鴨川市		祓町
安房土木事務所	47203001	祓川	祓川	祓町沢(5)	鴨川市		祓町
安房土木事務所	47203101	祓川	祓川	祓町沢(6)	鴨川市		祓町
安房土木事務所	47203201	祓川	祓川	祓町沢(7)	鴨川市		祓町
安房土木事務所	20500201	平久里川	滝川	大鐘沢	館山市		大鐘
安房土木事務所	20500701	汐入川	汐入川	上真倉1	館山市		上真倉
安房土木事務所	20501001	汐入川	汐入川	戸倉沢	館山市		戸倉
安房土木事務所	20501101	海	塩見川	西谷沢	館山市		西谷
安房土木事務所	20501201	海	塩見川	長谷沢	館山市		長谷
安房土木事務所	20501501	海	—	坂足	館山市		坂足
安房土木事務所	20501801	巴川	巴川	宮ノ谷沢	館山市		宮ノ谷
安房土木事務所	46100101	海	—	砂浦	南房総市		石小浦
安房土木事務所	46100201	海	—	小浜沢2	南房総市		小浜
安房土木事務所	46200101	岩井川	岩井川	勝善寺川1	南房総市		馬場

所属土木事務所名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		
					郡・市	町・村	字
安房土木事務所	46200201	岩井川	岩井川	勝善寺川2	南房総市		馬場
安房土木事務所	46200401	岩井川	岩井川	大勝川	南房総市		検儀谷
安房土木事務所	46200601	岩井川	大川	大滝川	南房総市		合戸
安房土木事務所	46200701	岩井川	大川	曙光沢川	南房総市		合戸
安房土木事務所	46200801	岩井川	大川	風早川	南房総市		合戸
安房土木事務所	46201001	岩井川	大川	合戸2	南房総市		合戸
安房土木事務所	46201101	海	—	南ヶ谷川	南房総市		小浦
安房土木事務所	46201201	平久里川	平久里川	岩瀬川	南房総市		川辺組
安房土木事務所	46201501	平久里川	平久里川	伊予川	南房総市		天神郷
安房土木事務所	46300301	保田川	保田川	小保田	安房郡	鋸南町	
安房土木事務所	46300401	保田川	保田川	大帷子上	安房郡	鋸南町	大帷子上
安房土木事務所	46300601	海	—	江月下	安房郡	鋸南町	江月下
安房土木事務所	46300801	海	—	御堂崎沢	安房郡	鋸南町	原
安房土木事務所	46301201	佐久間川	佐久間川	大門西沢	安房郡	鋸南町	大門西
安房土木事務所	46301501	海	—	尾崎沢	安房郡	鋸南町	尾崎
安房土木事務所	46400401	平久里川	平久里川	御門	南房総市		御門
安房土木事務所	46400501	平久里川	平久里川	唐沢川	南房総市		御門
安房土木事務所	46401101	平久里川	山名川滝川支川	大作川	南房総市		大作
安房土木事務所	46500101	海	—	根本	南房総市		根本
安房土木事務所	46500201	海	—	根本	南房総市		根本
安房土木事務所	46500401	海	—	青木	南房総市		青木
安房土木事務所	46500501	海	—	青木	南房総市		青木
安房土木事務所	46500601	海	—	熊野川	南房総市		下沢
安房土木事務所	46500701	海	—	稲荷川	南房総市		下沢
安房土木事務所	46500801	海	—	青年川	南房総市		名倉
安房土木事務所	46600101	海	—	白間津川	南房総市		白間津
安房土木事務所	46700101	丸山川	丸山川	高房沢	南房総市		高房
安房土木事務所	46700201	丸山川	愛宕川	愛宕川	南房総市		愛宕山
安房土木事務所	46700301	丸山川	愛宕川	愛宕川	南房総市		上南
安房土木事務所	46700501	丸山川	丸山川	吉野	南房総市		吉野
安房土木事務所	46700601	丸山川	丸山川	谷田沢	南房総市		谷田
君津土木事務所	20600601	小櫃川	七曲川	志保沢	木更津市		茅野七曲
君津土木事務所	20600701	小櫃川	七曲川	崩沢	木更津市		茅野七曲
君津土木事務所	20601501	小櫃川	武田川	下内谷沢	木更津市		真里谷
君津土木事務所	20602201	小櫃川	武田川	川端沢	木更津市		真里谷
君津土木事務所	20602301	小櫃川	武田川	北ノ前沢	木更津市		真里谷
君津土木事務所	20602601	小櫃川	武田川	勝田作沢	木更津市		真里谷
君津土木事務所	20603001	小櫃川	武田川	要害沢	木更津市		真里谷
君津土木事務所	20603101	小櫃川	武田川	寺山沢	木更津市		真里谷
君津土木事務所	20603601	矢那川	矢那川	南畑沢	木更津市		矢那
君津土木事務所	22500101	小櫃川	小櫃川	蔵玉沢	君津市		蔵玉
君津土木事務所	22500301	小櫃川	小櫃川	笹沢	君津市		笹
君津土木事務所	22500401	小櫃川	小櫃川	前笹沢	君津市		笹
君津土木事務所	22500701	小櫃川	小櫃川	四ノ宮沢	君津市		山滝野
君津土木事務所	22501301	小櫃川	小櫃川	愛宕沢	君津市		愛宕
君津土木事務所	22501601	小櫃川	小櫃川	小市部沢(1)	君津市		小市部
君津土木事務所	22502301	小櫃川	御叡川	熊竹沢	君津市		長谷川
君津土木事務所	22502701	小櫃川	七曲川	平沢沢	君津市		西原
君津土木事務所	22502801	小櫃川	七曲川	清水沢	君津市		山本
君津土木事務所	22502901	小櫃川	七曲川	鳥居戸沢(2)	君津市		山本
君津土木事務所	22503001	小櫃川	七曲川	鳥居戸沢(1)	君津市		山本

所属土木事務所名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		
					郡・市	町・村	字
君津土木事務所	22503201	小櫃川	七曲川	市ノ沢(2)	君津市		山本
君津土木事務所	22503301	小糸川	小糸川	倉沢	君津市		豊英
君津土木事務所	22503801	小糸川	小糸川	清和沢(1)	君津市		清和市場
君津土木事務所	22503901	小糸川	小糸川	清和沢(2)	君津市		清和市場
君津土木事務所	22504101	小糸川	小糸川	法木沢	君津市		法木
君津土木事務所	22504501	小糸川	小糸川	西谷沢(2)	君津市		小糸大谷
君津土木事務所	22505101	小糸川	小糸川	練木沢(2)	君津市		練木
君津土木事務所	22505701	小糸川	馬登川	白駒沢(2)	君津市		白駒
君津土木事務所	22600601	小糸川	小糸川	西谷沢	富津市		西谷
君津土木事務所	22601201	岩瀬川	岩瀬川	長八屋敷沢(2)	富津市		大堰
君津土木事務所	22601501	岩瀬川	岩瀬川	安五郎谷	富津市		向根
君津土木事務所	22602601	染川	北上川	八畝沢	富津市		亀沢
君津土木事務所	22603301	大米沢	大米沢	大米沢	富津市		長作
君津土木事務所	22604001	湊川	高岩川	稲干場沢	富津市		稲干場
君津土木事務所	22604301	湊川	志駒川	奥原沢(1)	富津市		奥原
君津土木事務所	22604401	湊川	志駒川	奥原沢(2)	富津市		奥原
君津土木事務所	22604501	湊川	志駒川	奥原沢(3)	富津市		奥原
君津土木事務所	22605301	湊川	湊川	旗の上沢	富津市		田原
君津土木事務所	22605401	湊川	不入斗川	大谷沢	富津市		荒木谷
君津土木事務所	22605501	湊川	湊川	岩川沢	富津市		不入戸
君津土木事務所	22605701	湊川	湊川	北ヶ谷沢	富津市		海良
君津土木事務所	22605801	白狐川	白狐川	下白狐沢	富津市		下白狐
君津土木事務所	22605901	白狐川	白狐川	関山沢	富津市		関山
君津土木事務所	22606301	芝崎沢	芝崎沢	芝崎沢	富津市		芝崎
君津土木事務所	22606701	金谷川	金谷川	上ノ山沢	富津市		上ノ山
君津土木事務所	22606801	金谷川	金谷川	小関沢	富津市		小関
君津土木事務所	22607101	井戸谷川(2)	井戸谷川(2)	井戸谷川(2)	富津市		井戸ヶ谷
君津土木事務所	22607201	井戸谷川(1)	井戸谷川(1)	井戸谷川(1)	富津市		井戸ヶ谷
君津土木事務所	22900401	小櫃川	小櫃川	大鳥居沢(1)	袖ヶ浦市		大鳥居
君津土木事務所	22900601	小櫃川	松川	川原井沢(1)	袖ヶ浦市		川原井
市原土木事務所	21900301	村田川	村田川	勝間沢	市原市		勝間
市原土木事務所	21900901	養老川	平藏川	小草畑沢(1)	市原市		小草畑
市原土木事務所	21901501	養老川	内田川	宿沢	市原市		宿
市原土木事務所	21901701	養老川	養老川	別所沢(1)	市原市		別所
市原土木事務所	21901801	養老川	養老川	奉免沢	市原市		奉免
市原土木事務所	21901901	養老川	養老川	栢橋沢	市原市		栢橋
市原土木事務所	21902001	養老川	養老川	寺谷沢(1)	市原市		寺谷
市原土木事務所	21902101	養老川	養老川	寺谷沢(2)	市原市		寺谷
市原土木事務所	21902201	養老川	養老川	寺谷沢(3)	市原市		寺谷
市原土木事務所	21902601	養老川	養老川	大桶沢(1)	市原市		大桶
市原土木事務所	21902701	養老川	養老川	大桶沢(2)	市原市		大桶
市原土木事務所	21902801	養老川	養老川	大桶沢(3)	市原市		大桶
夷隅土木事務所	21800301	大沢(1)	大沢(1)	大沢(1)	勝浦市		大沢
夷隅土木事務所	21800501	五郎丹堀沢	五郎丹堀沢	五郎丹堀沢	勝浦市		浜行川
夷隅土木事務所	21800601	小沢山沢	小沢山沢	小沢山沢	勝浦市		浜行川
夷隅土木事務所	21800701	涼谷	涼谷	涼谷	勝浦市		浜行川
夷隅土木事務所	21800801	駒ヶ谷	駒ヶ谷	駒ヶ谷	勝浦市		浜行川
夷隅土木事務所	21800901	四山ヶ谷	四山ヶ谷	四山ヶ谷	勝浦市		浜行川
夷隅土木事務所	21801001	坊谷	坊谷	坊谷	勝浦市		浜行川
夷隅土木事務所	21801101	新虫谷	新虫谷	新虫谷	勝浦市		興津
夷隅土木事務所	21801201	焼山沢	焼山沢	焼山沢	勝浦市		興津

所属土木事務所名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		
					郡・市	町・村	字
夷隅土木事務所	21801301	西奥谷	西奥谷	西奥谷	勝浦市		鶴原
夷隅土木事務所	21801401	池之谷	池之谷	池之谷	勝浦市		鶴原
夷隅土木事務所	21801501	万俵沢	万俵沢	万俵沢	勝浦市		鶴原
夷隅土木事務所	21801601	勝場沢	勝場沢	勝場沢	勝浦市		鶴原
夷隅土木事務所	21801801	久保沢	久保沢	久保沢	勝浦市		吉尾
夷隅土木事務所	21801901	阿部尻沢	阿部尻沢	阿部尻沢	勝浦市		松部
夷隅土木事務所	21802001	釜ヶ谷	釜ヶ谷	釜ヶ谷	勝浦市		松部
夷隅土木事務所	21802101	大谷	大谷	大谷	勝浦市		松部
夷隅土木事務所	21802201	滝ノ谷	滝ノ谷	滝ノ谷	勝浦市		串浜
夷隅土木事務所	21802301	番蔵沢	番蔵沢	番蔵沢	勝浦市		串浜
夷隅土木事務所	21802401	墨名川	墨名川	土佐ヶ谷	勝浦市		墨名
夷隅土木事務所	21802601	墨名川	浜勝浦川	信濃谷	勝浦市		勝浦
夷隅土木事務所	21802901	祢宜谷	祢宜谷	祢宜谷	勝浦市		部原
夷隅土木事務所	21803001	十二天沢	十二天沢	十二天沢	勝浦市		部原
夷隅土木事務所	21803801	夷隅川	夷隅川	坂鼻沢	勝浦市		中倉
夷隅土木事務所	44300301	北ノ谷	北ノ谷	北ノ谷	夷隅郡	御宿町	浜
夷隅土木事務所	44300401	清水川	清水川	西琳寺沢	夷隅郡	御宿町	高山田
夷隅土木事務所	44300801	堀川	堀川	鯉ヶ谷	夷隅郡	御宿町	岩和田
夷隅土木事務所	44400101	長者部沢	長者部沢	長者部沢	いすみ市		長者部
夷隅土木事務所	44400701	菅ノ谷	菅ノ谷	菅ノ谷	いすみ市		菅ノ谷
夷隅土木事務所	44400801	桐木谷	桐木谷	桐木谷	いすみ市		桐木谷
夷隅土木事務所	44401301	塩田川	上塩田川	妙見沢	いすみ市		妙見
夷隅土木事務所	44402501	塩田川	上塩田川	菖蒲ヶ谷	いすみ市		菖蒲ヶ谷
夷隅土木事務所	44402601	塩田川	上塩田川	大釜谷	いすみ市		大釜谷
夷隅土木事務所	44402701	塩田川	上塩田川	寺ノ谷 (1)	いすみ市		寺ノ谷
夷隅土木事務所	44402801	塩田川	上塩田川	寺ノ谷 (2)	いすみ市		寺ノ谷
夷隅土木事務所	44404201	夷隅川	落合川	和田沢	いすみ市		和田
夷隅土木事務所	44404501	夷隅川	落合川	殿谷	いすみ市		殿谷上
夷隅土木事務所	44405201	夷隅川	山田川	荷塚沢	いすみ市		荷塚
夷隅土木事務所	44500501	夷隅川	桑田川	天王前沢	いすみ市		岩熊
夷隅土木事務所	44501401	夷隅川	椎木川	雁羽崎沢	いすみ市		榎沢
夷隅土木事務所	44100201	養老川	養老川	高滝沢	夷隅郡	大多喜町	高滝
夷隅土木事務所	44100501	夷隅川	西畑川	弓木沢 (2)	夷隅郡	大多喜町	弓木
夷隅土木事務所	44100701	夷隅川	平沢川	宇筒原沢	夷隅郡	大多喜町	宇筒原
夷隅土木事務所	44100801	夷隅川	夷隅川	久我原沢	夷隅郡	大多喜町	久我原
夷隅土木事務所	44100901	夷隅川	夷隅川	大戸巖田川	夷隅郡	大多喜町	大戸
夷隅土木事務所	44101001	夷隅川	夷隅川	大戸巖田川左支流	夷隅郡	大多喜町	大戸
夷隅土木事務所	44101201	夷隅川	夷隅川	八声沢 (2)	夷隅郡	大多喜町	八声
夷隅土木事務所	44101601	夷隅川	夷隅川	栗山沢 (1)	夷隅郡	大多喜町	栗山
夷隅土木事務所	44101701	夷隅川	夷隅川	栗山沢 (2)	夷隅郡	大多喜町	栗山
夷隅土木事務所	44101801	夷隅川	夷隅川	羽黒川	夷隅郡	大多喜町	横山
夷隅土木事務所	44200101	夷隅川	夷隅川	札森沢	いすみ市		札森
夷隅土木事務所	44200401	夷隅川	初音川	下沢 (2)	いすみ市		下
夷隅土木事務所	44200501	夷隅川	初音川	大沢川	いすみ市		下
夷隅土木事務所	44200801	夷隅川	大野川	川目沢 (2)	いすみ市		川目
夷隅土木事務所	44201001	夷隅川	権現堂川	山鼻川	いすみ市		根方
夷隅土木事務所	44201201	夷隅川	松丸川	深谷沢 (1)	いすみ市		深谷
夷隅土木事務所	44201301	夷隅川	松丸川	深谷沢 (2)	いすみ市		深谷
夷隅土木事務所	44201401	夷隅川	松丸川	元谷沢	いすみ市		元谷
夷隅土木事務所	44201501	夷隅川	夷隅川	東沢	いすみ市		東
長生土木事務所	21000201	一宮川	阿久川	渋谷	茂原市		渋谷

所属土木事務所名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		
					郡・市	町・村	字
長生土木事務所	21000601	一宮川	鶴枝川	上永吉沢	茂原市		上永吉
長生土木事務所	42200201	一宮川	長楽手川	上姥神沢	長生郡	陸沢町	上姥神
長生土木事務所	42200601	一宮川	瑞沢川	荒上沢	長生郡	陸沢町	荒上
長生土木事務所	42201001	一宮川	瑞沢川	碓谷 (1)	長生郡	陸沢町	碓谷
長生土木事務所	42600101	長柄山沢	長柄山沢	長柄山沢	長生郡	長柄町	長柄山
長生土木事務所	42700701	一宮川	小生田川	小生田上沢 (2)	長生郡	長南町	小生田上
長生土木事務所	42701301	一宮川	小生田川	小生田下沢	長生郡	長南町	小生田下
安房土木事務所	46701001	温石川	温石川	大庭沢	南房総市		大庭
	小計	212箇所					

所属土木事務所名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		
					郡・市	町・村	字
安房土木事務所	22300102	東真門沢 (1)	東真門沢 (1)	東真門沢 (1)	鴨川市		江見東真門
安房土木事務所	22300202	東真門沢 (2)	東真門沢 (2)	東真門沢 (2)	鴨川市		江見東真門
安房土木事務所	22300302	州貝川	州貝川	細谷沢	鴨川市		細谷
安房土木事務所	22300402	州貝川	州貝川	九本木沢	鴨川市		九本木
安房土木事務所	22300502	州貝川	州貝川	橋本沢	鴨川市		橋本
安房土木事務所	22300602	州貝川	州貝川	市井原沢	鴨川市		市井原
安房土木事務所	22300702	州貝川	州貝川	江見内遠野沢	鴨川市		江見内遠野
安房土木事務所	22300802	州貝川	州貝川	曲り松沢 (1)	鴨川市		曲り松
安房土木事務所	22301002	州貝川	州貝川	曲り松沢 (3)	鴨川市		曲り松
安房土木事務所	22301502	曾呂川	曾呂川	芝川	鴨川市		小山
安房土木事務所	22302002	曾呂川	曾呂川	中尾沢	鴨川市		中尾
安房土木事務所	22302102	曾呂川	曾呂川	奈良沢	鴨川市		奈良
安房土木事務所	22302302	加茂川	加茂川	榎畑沢 (1)	鴨川市		榎畑
安房土木事務所	22302402	加茂川	加茂川	榎畑沢 (2)	鴨川市		榎畑
安房土木事務所	22302502	加茂川	加茂川	榎畑沢 (3)	鴨川市		榎畑
安房土木事務所	22302602	加茂川	加茂川	奥入沢 (1)	鴨川市		奥入
安房土木事務所	22302702	加茂川	石畑川	法明沢	鴨川市		法明
安房土木事務所	22302802	加茂川	峠沢川	峠沢 (1)	鴨川市		峠
安房土木事務所	22302902	加茂川	峠沢川	峠沢 (2)	鴨川市		峠
安房土木事務所	22303002	加茂川	平塚川	山田沢	鴨川市		山田
安房土木事務所	22303202	加茂川	加茂川	安倉谷沢	鴨川市		安倉谷
安房土木事務所	22303302	加茂川	加茂川	松郷沢	鴨川市		松郷
安房土木事務所	22303502	加茂川	加茂川	南沢川	鴨川市		釜沼
安房土木事務所	22303602	加茂川	逆川	宮山沢 (1)	鴨川市		宮山
安房土木事務所	22303702	加茂川	逆川	宮山沢 (2)	鴨川市		宮山
安房土木事務所	22303802	加茂川	逆川	宮山沢 (3)	鴨川市		宮山
安房土木事務所	22303902	加茂川	銘川	神川沢 (1)	鴨川市		神川
安房土木事務所	22304002	加茂川	銘川	神川沢 (2)	鴨川市		神川
安房土木事務所	22304102	加茂川	銘川	峰沢 (1)	鴨川市		峰
安房土木事務所	22304702	加茂川	金山川	押本沢	鴨川市		押本
安房土木事務所	22304802	加茂川	金山川	小谷沢 (1)	鴨川市		小谷
安房土木事務所	22304902	加茂川	金山川	小谷沢 (2)	鴨川市		小谷
安房土木事務所	22305102	加茂川	加茂川	来秀沢	鴨川市		来秀
安房土木事務所	22305202	待崎川	上待崎川	湯谷沢	鴨川市		湯谷
安房土木事務所	22305302	待崎川	上待崎川	谷沢	鴨川市		谷
安房土木事務所	22305402	待崎川	待崎川	上八色沢	鴨川市		上八色
安房土木事務所	46800102	温石川	温石川	沼沢	南房総市		沼
安房土木事務所	46800202	温石川	温石川	東小戸沢 (1)	南房総市		東小戸
安房土木事務所	46800302	温石川	温石川	東小戸沢 (2)	南房総市		東小戸
安房土木事務所	46800402	温石川	温石川	東小戸沢 (3)	南房総市		東小戸
安房土木事務所	46800602	三原川	三原川	五十蔵沢 (2)	南房総市		五十蔵
安房土木事務所	46800702	三原川	三原川	五十蔵沢 (3)	南房総市		五十蔵
安房土木事務所	46800902	三原川	三原川	別所沢	南房総市		別所
安房土木事務所	46801002	三原川	別所	別所	南房総市		別所
安房土木事務所	46801102	三原川	三原川	押元沢 (1)	南房総市		押元
安房土木事務所	46801202	三原川	三原川	押元沢 (2)	南房総市		押元
安房土木事務所	46801302	三原川	三原川	寺谷沢	南房総市		寺谷
安房土木事務所	46801402	三原川	三原川	宿沢	南房総市		宿
安房土木事務所	46801602	向畑沢 (2)	向畑沢 (2)	向畑沢 (2)	南房総市		向畑
安房土木事務所	47200102	小櫃川	小櫃川	四方木沢	鴨川市		四方木
安房土木事務所	47200302	二夕間川	二夕間川	天津沢	鴨川市		天津

所属土木事務所名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		
					郡・市	町・村	字
安房土木事務所	47201002	実入沢(4)	実入沢(4)	実入沢(4)	鴨川市		実入
安房土木事務所	47201102	実入沢(5)	実入沢(5)	実入沢(5)	鴨川市		実入
安房土木事務所	47201702	大風沢川	大風沢川	奥谷沢(3)	鴨川市		奥谷
安房土木事務所	47202202	開戸川	開戸川	内浦沢(6)	鴨川市		内浦
安房土木事務所	47202902	祓川	祓川	祓町沢(4)	鴨川市		祓町
安房土木事務所	20500102	平久里川	滝川	宝ヶ谷沢	館山市		宝ヶ谷
安房土木事務所	20500302	汐入川	汐入川	古茂口	館山市		古茂口
安房土木事務所	20500502	汐入川	汐入川	出野尾1	館山市		出野尾
安房土木事務所	20500902	汐入川	汐入川	上真倉3	館山市		上真倉
安房土木事務所	20501402	海	—	伊戸	館山市		伊戸
安房土木事務所	46100302	岡本川	岡本川	丹生	南房総市		丹生
安房土木事務所	46100402	岡本川	岡本川	山岸沢	南房総市		深名
安房土木事務所	46200302	岩井川	岩井川	川谷堀川	南房総市		検儀谷
安房土木事務所	46200502	岩井川	岩井川	池谷ノ川	南房総市		検儀谷
安房土木事務所	46200902	岩井川	大川	合戸1	南房総市		合戸
安房土木事務所	46201302	平久里川	平久里川	外野川	南房総市		外野
安房土木事務所	46201402	平久里川	平久里川	天神川	南房総市		天神郷
安房土木事務所	46201602	平久里川	平久里川	細野川	南房総市		犬掛
安房土木事務所	46300102	保田川	保田川	市井原	安房郡	鋸南町	市井原
安房土木事務所	46300202	保田川	保田川	市井原沢	安房郡	鋸南町	市井原
安房土木事務所	46300502	保田川	保田川	大帷子	安房郡	鋸南町	大帷子上
安房土木事務所	46300702	海	—	奥谷沢	安房郡	鋸南町	江尻
安房土木事務所	46300902	佐久間川	佐久間川	中井ヶ谷	安房郡	鋸南町	中井ヶ谷
安房土木事務所	46301002	佐久間川	佐久間川	御堂下沢1	安房郡	鋸南町	御堂下
安房土木事務所	46301102	佐久間川	佐久間川	御堂下沢2	安房郡	鋸南町	御堂下
安房土木事務所	46301302	佐久間川	佐久間川	市部瀬東沢	安房郡	鋸南町	市部瀬
安房土木事務所	46301402	佐久間川	佐久間川	市部瀬西沢	安房郡	鋸南町	市部瀬
安房土木事務所	46400102	平久里川	平久里川	水汲戸	南房総市		水汲戸
安房土木事務所	46400202	平久里川	平久里川	池田	南房総市		池田
安房土木事務所	46400302	平久里川	平久里川	竹之花川	南房総市		西之谷
安房土木事務所	46400602	平久里川	平久里川	石合川	南房総市		戸川
安房土木事務所	46400702	平久里川	山名川	奥谷沢	南房総市		子神
安房土木事務所	46400802	平久里川	山名川	大谷川	南房総市		嵯峨志
安房土木事務所	46400902	平久里川	山名川滝川支川	上井戸川	南房総市		上井戸
安房土木事務所	46401002	平久里川	山名川滝川支川	寺作川	南房総市		平田
安房土木事務所	46500302	海	—	滝口	南房総市		滝口
安房土木事務所	46600202	瀬戸川	瀬戸川	一反田	南房総市		一反田
安房土木事務所	46600302	瀬戸川	瀬戸川	久保川	南房総市		中台
安房土木事務所	46700402	丸山川	丸山川	大井下沢	南房総市		西久保
安房土木事務所	46700702	丸山川	丸山川	丸上沢	南房総市		澤田
安房土木事務所	46700802	丸山川	丸山川	根方沢	南房総市		安長谷
安房土木事務所	46700902	丸山川	丸山川	宮田沢	南房総市		宮田
安房土木事務所	46701102	温石川	温石川	釜滝川	南房総市		釜滝
安房土木事務所	46701202	温石川	温石川	下沢	南房総市		釜滝
安房土木事務所	46701302	温石川	温石川	長谷沢	南房総市		長谷
安房土木事務所	46701402	温石川	温石川	中郷沢	南房総市		神過
安房土木事務所	46701502	温石川	温石川	権現沢	南房総市		反り田
君津土木事務所	20600102	養老川	養老川	五多谷沢	木更津市		真里谷
君津土木事務所	20600202	小櫃川	小櫃川	横次沢	木更津市		田川
君津土木事務所	20600302	小櫃川	小櫃川	五田沢	木更津市		田川
君津土木事務所	20600402	小櫃川	小櫃川	谷沢	木更津市		上根岸

所属土木事務所名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		
					郡・市	町・村	字
君津土木事務所	20600502	小櫃川	七曲川	曾倉沢	木更津市		茅野七曲
君津土木事務所	20600802	小櫃川	七曲川	宮ノ前沢	木更津市		茅野七曲
君津土木事務所	20600902	小櫃川	七曲川	西ノ谷沢	木更津市		茅野七曲
君津土木事務所	20601002	小櫃川	七曲川	大作沢	木更津市		茅野
君津土木事務所	20601202	小櫃川	武田川	茗荷沢	木更津市		真里谷
君津土木事務所	20601302	小櫃川	武田川	宮ノ下沢(2)	木更津市		真里谷
君津土木事務所	20601402	小櫃川	武田川	井戸保沢	木更津市		真里谷
君津土木事務所	20601602	小櫃川	武田川	平柳沢	木更津市		真里谷
君津土木事務所	20601702	小櫃川	武田川	番匠前沢	木更津市		真里谷
君津土木事務所	20601802	小櫃川	武田川	真里谷沢(1)	木更津市		真里谷
君津土木事務所	20602002	小櫃川	武田川	山ノ神沢	木更津市		真里谷
君津土木事務所	20602102	小櫃川	武田川	ワセダ沢(2)	木更津市		真里谷
君津土木事務所	20602402	小櫃川	武田川	郷藏谷沢	木更津市		真里谷
君津土木事務所	20602502	小櫃川	武田川	宮ノ下沢(1)	木更津市		真里谷
君津土木事務所	20602702	小櫃川	武田川	藪宿道上沢	木更津市		真里谷
君津土木事務所	20602802	小櫃川	武田川	藪西谷沢	木更津市		真里谷
君津土木事務所	20602902	小櫃川	武田川	真里谷沢(2)	木更津市		真里谷
君津土木事務所	20603202	小櫃川	小櫃川	片田前沢	木更津市		笹子
君津土木事務所	20603302	矢那川	矢那川	不動下沢	木更津市		矢那
君津土木事務所	20603402	矢那川	矢那川	山王谷沢	木更津市		伊豆島
君津土木事務所	20603502	矢那川	矢那川	清水谷沢	木更津市		伊豆島
君津土木事務所	20603702	矢那川	矢那川	向谷沢(1)	木更津市		矢那
君津土木事務所	20603802	烏田川	烏田川	山田沢	木更津市		上烏田
君津土木事務所	20603902	烏田川	烏田川	江戸沢	木更津市		上烏田
君津土木事務所	20604002	烏田川	烏田川	長者谷沢	木更津市		上烏田
君津土木事務所	20604102	烏田川	烏田川	奥谷沢	木更津市		桜井
君津土木事務所	22500202	小櫃川	小櫃川	釜生沢	君津市		釜生
君津土木事務所	22500502	小櫃川	小櫃川	高水沢	君津市		高水
君津土木事務所	22500602	小櫃川	小櫃川	峰岸沢	君津市		大阪
君津土木事務所	22500802	小櫃川	小櫃川	平山沢(2)	君津市		平山
君津土木事務所	22500902	小櫃川	大森川	砂押沢(2)	君津市		怒田
君津土木事務所	22501002	小櫃川	大森川	砂押沢(3)	君津市		怒田
君津土木事務所	22501102	小櫃川	大森川	砂押沢(4)	君津市		怒田
君津土木事務所	22501202	小櫃川	大森川	砂押沢(5)	君津市		怒田
君津土木事務所	22501402	小櫃川	小櫃川	小市部沢(3)	君津市		小市部
君津土木事務所	22501502	小櫃川	小櫃川	小市部沢(2)	君津市		久留里
君津土木事務所	22501702	小櫃川	御腹川	川谷沢(1)	君津市		川谷
君津土木事務所	22501802	小櫃川	御腹川	川谷沢(2)	君津市		川谷
君津土木事務所	22501902	小櫃川	御腹川	大谷沢(2)	君津市		久留里大谷
君津土木事務所	22502002	小櫃川	御腹川	大谷沢(1)	君津市		久留里大谷
君津土木事務所	22502102	小櫃川	御腹川	長谷川谷(2)	君津市		長谷川
君津土木事務所	22502202	小櫃川	御腹川	長谷川谷(1)	君津市		長谷川
君津土木事務所	22502402	小櫃川	小櫃川	追湯沢	君津市		戸崎
君津土木事務所	22502502	小櫃川	御腹川	出戸沢(2)	君津市		三田
君津土木事務所	22502602	小櫃川	御腹川	出戸沢(1)	君津市		三田
君津土木事務所	22503102	小櫃川	七曲川	市ノ沢(1)	君津市		山本
君津土木事務所	22503402	小糸川	小糸川	鐘湯沢	君津市		怒田沢
君津土木事務所	22503502	小糸川	三間川	奥米代沢	君津市		奥米
君津土木事務所	22503602	小糸川	小糸川	大岩沢	君津市		大岩
君津土木事務所	22503702	小糸川	小糸川	西日笠沢	君津市		西日笠
君津土木事務所	22504002	小糸川	小糸川	八木沢	君津市		大井戸

所属土木事務所名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		
					郡・市	町・村	字
君津土木事務所	22504202	小糸川	小糸川	長石沢(2)	君津市		長石
君津土木事務所	22504302	小糸川	小糸川	長石沢(1)	君津市		長石
君津土木事務所	22504402	小糸川	小糸川	長石沢(3)	君津市		長石
君津土木事務所	22504602	小糸川	小糸川	西谷沢(3)	君津市		小糸大谷
君津土木事務所	22504702	小糸川	小糸川	西谷沢(4)	君津市		小糸大谷
君津土木事務所	22504802	小糸川	小糸川	大鷲沢(3)	君津市		大鷲
君津土木事務所	22504902	小糸川	小糸川	大鷲沢(2)	君津市		大鷲
君津土木事務所	22505002	小糸川	小糸川	大鷲沢(1)	君津市		大鷲
君津土木事務所	22505202	小糸川	小糸川	練木沢(1)	君津市		練木
君津土木事務所	22505302	小糸川	小糸川	天王台沢(3)	君津市		三直
君津土木事務所	22505402	小糸川	小糸川	天王台沢(4)	君津市		三直
君津土木事務所	22505502	小糸川	小糸川	天王台沢(2)	君津市		三直
君津土木事務所	22505602	小糸川	馬登川	白駒沢(1)	君津市		白駒
君津土木事務所	22505802	小糸川	馬登川	池の谷沢	君津市		白駒
君津土木事務所	22506002	小糸川	馬登川	馬登沢(1)	君津市		馬登
君津土木事務所	22506102	小糸川	馬登川	馬登沢(2)	君津市		馬登
君津土木事務所	22506402	小糸川	宮下川	大山野沢(1)	君津市		大山野
君津土木事務所	22600102	小糸川	小糸川	上谷	富津市		新老
君津土木事務所	22600202	小糸川	小糸川	若宮ヶ谷	富津市		新老
君津土木事務所	22600302	小糸川	小糸川	鍛冶谷沢	富津市		鍛冶谷
君津土木事務所	22600402	小糸川	小糸川	北根谷沢(2)	富津市		北根谷
君津土木事務所	22600502	小糸川	小糸川	表沢	富津市		北根谷
君津土木事務所	22600702	小糸川	小糸川	奥堤谷	富津市		上飯野
君津土木事務所	22600802	岩瀬川	岩瀬川	龍岳谷	富津市		古谷
君津土木事務所	22600902	岩瀬川	岩瀬川	居屋敷沢(1)	富津市		居屋敷
君津土木事務所	22601002	岩瀬川	岩瀬川	居屋敷沢(2)	富津市		居屋敷
君津土木事務所	22601102	岩瀬川	岩瀬川	居屋敷沢(3)	富津市		居屋敷
君津土木事務所	22601302	岩瀬川	岩瀬川	長八屋敷沢(1)	富津市		大堰
君津土木事務所	22601402	岩瀬川	岩瀬川	近藤谷	富津市		近藤
君津土木事務所	22601602	岩瀬川	岩瀬川	神明沢	富津市		近藤
君津土木事務所	22601702	小久保川	小久保川	橋ノ上沢	富津市		上岩入
君津土木事務所	22601802	小久保川	小久保川	百坂根沢	富津市		上岩入
君津土木事務所	22601902	小久保川	小久保川	細田沢	富津市		下岩入
君津土木事務所	22602002	小久保川	小久保川	一ノ曲作沢	富津市		飯盛塚
君津土木事務所	22602102	小久保川	小久保川	上入木山沢	富津市		大堰
君津土木事務所	22602202	小久保川	小久保川	板取沢	富津市		板取
君津土木事務所	22602402	染川	染川	山王塚沢	富津市		山王塚
君津土木事務所	22602502	染川	染川	畑谷奥沢	富津市		小種谷
君津土木事務所	22602702	染川	北上川	堂下沢	富津市		亀沢
君津土木事務所	22602802	染川	北上川	牛小谷	富津市		根上り
君津土木事務所	22602902	染川	北上川	鍋廊沢	富津市		鍋廊
君津土木事務所	22603002	染川	染川	高井谷	富津市		新御太刀谷
君津土木事務所	22603102	染川	北上川	関谷	富津市		中村
君津土木事務所	22603202	染川	染川	新御太刀谷	富津市		船端
君津土木事務所	22603402	幸瀬ヶ谷	幸瀬ヶ谷	幸瀬ヶ谷	富津市		長浜
君津土木事務所	22603502	湊川	湊川	前宮ヶ沢谷	富津市		前宮ヶ沢
君津土木事務所	22603602	湊川	湊川	上折越沢	富津市		荻之原
君津土木事務所	22603702	湊川	湊川	小畑沢	富津市		堂前
君津土木事務所	22603802	湊川	湊川	戌亥谷	富津市		関
君津土木事務所	22603902	湊川	湊川	細野道沢	富津市		細野
君津土木事務所	22604102	湊川	恩田川	湯ノ谷	富津市		田倉

所属土木事務所名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		
					郡・市	町・村	字
君津土木事務所	22604202	湊川	志駒川	住吉沢	富津市		住吉
君津土木事務所	22604602	湊川	志駒川	野中沢	富津市		野中
君津土木事務所	22604702	湊川	志駒川	湯沢	富津市		下郷
君津土木事務所	22604802	湊川	志駒川	肥後沢	富津市		肥後
君津土木事務所	22604902	湊川	志駒川	水上沢	富津市		水上
君津土木事務所	22605002	湊川	志駒川	山口沢	富津市		山脇
君津土木事務所	22605102	湊川	湊川	不動谷	富津市		田原
君津土木事務所	22605202	湊川	湊川	滝ノ前沢	富津市		森山
君津土木事務所	22605602	湊川	相川	上井作沢	富津市		居作
君津土木事務所	22606002	白狐川	白狐川	大作谷	富津市		大作谷
君津土木事務所	22606102	白狐川	白狐川	黒山沢	富津市		黒山
君津土木事務所	22606202	日ノ谷沢	日ノ谷沢	日ノ谷沢	富津市		日ノ谷
君津土木事務所	22606402	栗坪沢	栗坪沢	栗坪沢	富津市		栗坪
君津土木事務所	22606502	出浜沢	出浜沢	出浜沢	富津市		出浜
君津土木事務所	22606602	金谷川	金谷川	堀会沢(1)	富津市		堀会
君津土木事務所	22606902	金谷川	金谷川	峰ヶ谷沢(1)	富津市		峰ヶ谷
君津土木事務所	22607002	金谷川	金谷川	峰ヶ谷沢(2)	富津市		峰ヶ谷
君津土木事務所	22900102	浜宿沢	浜宿沢	浜宿沢	袖ヶ浦市		久保田
君津土木事務所	22900202	小櫃川	檜水川	下宮田沢(1)	袖ヶ浦市		下宮田
君津土木事務所	22900302	小櫃川	檜水川	下宮田沢(2)	袖ヶ浦市		下宮田
君津土木事務所	22900702	小櫃川	松川	椎木沢	袖ヶ浦市		下泉
市原土木事務所	21900102	村田川	村田川	高田沢	市原市		高田
市原土木事務所	21900202	村田川	村田川	滝口沢	市原市		滝口
市原土木事務所	21900402	養老川	養老川	折津沢	市原市		折津
市原土木事務所	21900502	養老川	古敷谷川	月出沢(1)	市原市		月出
市原土木事務所	21900602	養老川	古敷谷川	月出沢(2)	市原市		月出
市原土木事務所	21900702	養老川	古敷谷川	月出沢(3)	市原市		月出
市原土木事務所	21900802	養老川	養老川	山口沢	市原市		山口
市原土木事務所	21901002	養老川	平蔵川	小草畑沢(2)	市原市		小草畑
市原土木事務所	21901102	養老川	平蔵川	新井沢	市原市		新井
市原土木事務所	21901202	養老川	平蔵川	田尾沢	市原市		田尾
市原土木事務所	21901302	養老川	内田川	奥野沢	市原市		奥野
市原土木事務所	21901402	養老川	内田川	市場沢	市原市		市場
市原土木事務所	21901602	養老川	養老川	金沢沢(1)	市原市		金沢
市原土木事務所	21902302	養老川	養老川	柳作沢	市原市		柳作
市原土木事務所	21902402	養老川	養老川	金沢沢(2)	市原市		金沢
市原土木事務所	21902502	養老川	養老川	別所沢(2)	市原市		別所
市原土木事務所	21902902	椎津川	椎津川	豊成沢(1)	市原市		豊成
市原土木事務所	21903002	椎津川	椎津川	豊成沢(2)	市原市		豊成
市原土木事務所	21903102	椎津川	椎津川	不入斗沢	市原市		不入斗
夷隅土木事務所	21801702	下ノ谷	下ノ谷	下ノ谷	勝浦市		吉尾
夷隅土木事務所	21802502	墨名川	墨名川	牛ヶ谷	勝浦市		墨名
夷隅土木事務所	21802702	ロットウ沢	ロットウ沢	ロットウ沢	勝浦市		部原
夷隅土木事務所	21802802	ガケ下沢	ガケ下沢	ガケ下沢	勝浦市		部原
夷隅土木事務所	21803102	夷隅川	古新田川	古畑沢	勝浦市		大森
夷隅土木事務所	21803202	夷隅川	夷隅川	諏訪沢	勝浦市		荒川
夷隅土木事務所	21803302	夷隅川	夷隅川	亀割沢	勝浦市		貝掛
夷隅土木事務所	21803402	夷隅川	夷隅川	野木ノ沢	勝浦市		小羽戸
夷隅土木事務所	21803502	夷隅川	夷隅川	回向坊沢	勝浦市		串浜
夷隅土木事務所	21803602	夷隅川	夷隅川	木戸脇沢	勝浦市		関谷
夷隅土木事務所	21803702	夷隅川	夷隅川	猿田沢	勝浦市		白木

所属土木事務所名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		
					郡・市	町・村	字
夷隅土木事務所	21803902	夷隅川	夷隅川	坪ノ沢	勝浦市		市野川
夷隅土木事務所	21804002	夷隅川	夷隅川	宇那ノ谷	勝浦市		市野郷
夷隅土木事務所	44300102	馬坂沢	馬坂沢	馬坂沢	夷隅郡	御宿町	浜
夷隅土木事務所	44300202	藪ノ内沢	藪ノ内沢	藪ノ内沢	夷隅郡	御宿町	浜
夷隅土木事務所	44300502	清水川	清水川	切田倉沢 (1)	夷隅郡	御宿町	高山田
夷隅土木事務所	44300602	清水川	清水川	切田倉沢 (2)	夷隅郡	御宿町	高山田
夷隅土木事務所	44300702	清水川	清水川	赤羽根沢	夷隅郡	御宿町	高山田
夷隅土木事務所	44300902	夷隅川	上落合川	豆田谷	夷隅郡	御宿町	実谷
夷隅土木事務所	44301002	夷隅川	上落合川	谷村沢	夷隅郡	御宿町	上布施
夷隅土木事務所	44400202	真間沢	真間沢	真間沢	いすみ市		真間
夷隅土木事務所	44400302	中ノ谷	中ノ谷	中ノ谷	いすみ市		中ノ谷
夷隅土木事務所	44400402	北七曲南沢	北七曲南沢	北七曲南沢	いすみ市		北七曲
夷隅土木事務所	44400502	北七曲北沢	北七曲北沢	北七曲北沢	いすみ市		北七曲
夷隅土木事務所	44400602	南七曲沢	南七曲沢	南七曲沢	いすみ市		南七曲
夷隅土木事務所	44400902	北高根木沢	北高根木沢	北高根木沢	いすみ市		北高根木
夷隅土木事務所	44401002	塩田川	上塩田川	原ノ谷	いすみ市		原ノ谷
夷隅土木事務所	44401102	塩田川	上塩田川	縄下沢	いすみ市		縄下
夷隅土木事務所	44401202	塩田川	上塩田川	田ノ上沢	いすみ市		小池
夷隅土木事務所	44401702	塩田川	上塩田川	小沢 (1)	いすみ市		小沢
夷隅土木事務所	44401802	塩田川	上塩田川	千谷	いすみ市		千谷
夷隅土木事務所	44401902	塩田川	上塩田川	安古沢	いすみ市		岡谷
夷隅土木事務所	44402002	塩田川	上塩田川	飛谷	いすみ市		飛谷
夷隅土木事務所	44402102	塩田川	上塩田川	姥田沢	いすみ市		姥田
夷隅土木事務所	44402202	塩田川	上塩田川	神田沢	いすみ市		神田
夷隅土木事務所	44402302	塩田川	上塩田川	中山沢	いすみ市		中山
夷隅土木事務所	44402402	塩田川	上塩田川	狭間沢	いすみ市		狭間
夷隅土木事務所	44402902	塩田川	塩田川	高野間谷	いすみ市		高野間谷
夷隅土木事務所	44403002	塩田川	塩田川	榎谷	いすみ市		榎谷
夷隅土木事務所	44403302	塩田川	新田川	美シ部田沢	いすみ市		美シ部田
夷隅土木事務所	44403402	塩田川	新田川	大黒塚南沢	いすみ市		大黒塚
夷隅土木事務所	44403502	塩田川	新田川	大黒塚北沢	いすみ市		大黒塚
夷隅土木事務所	44403602	塩田川	新田川	上岸沢	いすみ市		上岸
夷隅土木事務所	44403702	塩田川	新田川	下岸沢	いすみ市		下岸
夷隅土木事務所	44403802	塩田川	新田川	茅尻沢	いすみ市		茅尻
夷隅土木事務所	44403902	塩田川	新田川	吾妻山沢	いすみ市		吾妻山
夷隅土木事務所	44404002	塩田川	新田川	谷	いすみ市		谷
夷隅土木事務所	44404102	夷隅川	落合川	東谷	いすみ市		東谷
夷隅土木事務所	44404302	夷隅川	落合川	沢ノ谷	いすみ市		沢ノ谷
夷隅土木事務所	44404402	夷隅川	落合川	小谷	いすみ市		小谷
夷隅土木事務所	44404602	夷隅川	落合川	金山沢	いすみ市		金山
夷隅土木事務所	44404702	夷隅川	落合川	千光寺沢	いすみ市		千光寺
夷隅土木事務所	44404802	夷隅川	山田川	奥沢	いすみ市		奥沢
夷隅土木事務所	44404902	夷隅川	上山田川	下大谷	いすみ市		下大谷
夷隅土木事務所	44405002	夷隅川	上山田川	向清水尻沢	いすみ市		向清水尻
夷隅土木事務所	44405102	夷隅川	上山田川	木ノ根沢	いすみ市		木ノ根沢
夷隅土木事務所	44405302	夷隅川	山田川	上綱谷	いすみ市		上綱谷
夷隅土木事務所	44405402	夷隅川	山田川	滝ノ谷	いすみ市		滝ノ谷
夷隅土木事務所	44405502	夷隅川	山田川	杉ノ谷	いすみ市		杉ノ谷
夷隅土木事務所	44405602	夷隅川	落合川	谷	いすみ市		谷
夷隅土木事務所	44405702	夷隅川	落合川	松ノ木谷	いすみ市		松ノ木谷
夷隅土木事務所	44500102	夷隅川	桑田川	屋敷之谷	いすみ市		市野々

所属土木事務所名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		
					郡・市	町・村	字
夷隅土木事務所	44500202	夷隅川	桑田川	赤木之谷	いすみ市		市野々
夷隅土木事務所	44500302	夷隅川	桑田川	荻ノ谷	いすみ市		市野々
夷隅土木事務所	44500402	夷隅川	桑田川	滝ノ尾沢	いすみ市		岩熊
夷隅土木事務所	44500602	夷隅川	桑田川	和田ノ谷	いすみ市		岩熊
夷隅土木事務所	44500702	夷隅川	桑田川	御館谷	いすみ市		岩熊
夷隅土木事務所	44500802	夷隅川	桑田川	住吉沢	いすみ市		岩熊
夷隅土木事務所	44500902	夷隅川	桑田川	外之谷	いすみ市		岩熊
夷隅土木事務所	44501002	夷隅川	夷隅川	桜谷	いすみ市		嘉谷
夷隅土木事務所	44501102	夷隅川	夷隅川	中孕戸沢	いすみ市		榎沢
夷隅土木事務所	44501202	夷隅川	椎木川	糠返沢	いすみ市		榎沢
夷隅土木事務所	44501302	夷隅川	椎木川	君五老沢	いすみ市		榎沢
夷隅土木事務所	44501502	夷隅川	椎木川	雄熊沢	いすみ市		榎沢
夷隅土木事務所	44501602	夷隅川	椎木川	東鶴熊南沢	いすみ市		榎沢
夷隅土木事務所	44501702	夷隅川	椎木川	栗木谷	いすみ市		椎木
夷隅土木事務所	44501802	夷隅川	椎木川	箭伐谷	いすみ市		谷上
夷隅土木事務所	44501902	夷隅川	椎木川	龍沢	いすみ市		谷上
夷隅土木事務所	44502002	江場土川	海老川	西之谷	いすみ市		鴨根
夷隅土木事務所	44502102	江場土川	海老川	大屋敷沢	いすみ市		鴨根
夷隅土木事務所	44502202	江場土川	海老川	砂後谷	いすみ市		東小高
夷隅土木事務所	44502302	江場土川	海老川	殿ノ谷	いすみ市		東小高
夷隅土木事務所	44502402	江場土川	海老川	椎ヶ沢北沢	いすみ市		東小高
夷隅土木事務所	44502502	江場土川	海老川	椎ヶ沢南沢	いすみ市		東小高
夷隅土木事務所	44502602	江場土川	海老川	寺之台沢	いすみ市		東小高
夷隅土木事務所	44502702	江場土川	海老川	娘田沢	いすみ市		東小高
夷隅土木事務所	44502802	江場土川	海老川	丸ヶ谷	いすみ市		東小高
夷隅土木事務所	44502902	江場土川	海老川	星山沢	いすみ市		東小高
夷隅土木事務所	44503002	江場土川	海老川	草敷沢	いすみ市		東小高
夷隅土木事務所	44503102	江場土川	海老川	宮之下沢	いすみ市		東小高
夷隅土木事務所	44503202	溝作沢	溝作沢	溝作沢	いすみ市		和泉
夷隅土木事務所	44100102	養老川	養老川	宇野辺沢	夷隅郡	大多喜町	宇野辺
夷隅土木事務所	44100302	養老川	養老川	小沢又沢	夷隅郡	大多喜町	小沢又
夷隅土木事務所	44100402	夷隅川	西畑川	弓木沢 (1)	夷隅郡	大多喜町	弓木
夷隅土木事務所	44100602	夷隅川	西畑川	田代沢	夷隅郡	大多喜町	田代
夷隅土木事務所	44101102	夷隅川	夷隅川	八声沢 (1)	夷隅郡	大多喜町	八声
夷隅土木事務所	44101302	夷隅川	夷隅川	八声沢 (3)	夷隅郡	大多喜町	八声
夷隅土木事務所	44101402	夷隅川	夷隅川	小谷松沢	夷隅郡	大多喜町	小谷松
夷隅土木事務所	44101502	夷隅川	夷隅川	八声沢 (4)	夷隅郡	大多喜町	八声
夷隅土木事務所	44101902	夷隅川	夷隅川	横山沢	夷隅郡	大多喜町	横山
夷隅土木事務所	44102002	夷隅川	夷隅川	小土呂沢 (1)	夷隅郡	大多喜町	小土呂
夷隅土木事務所	44102102	夷隅川	夷隅川	小土呂沢 (2)	夷隅郡	大多喜町	小土呂
夷隅土木事務所	44200202	夷隅川	初音川	真角沢	いすみ市		真角
夷隅土木事務所	44200302	夷隅川	初音川	下沢 (1)	いすみ市		下
夷隅土木事務所	44200602	夷隅川	初音川	八乙女沢	いすみ市		八乙女
夷隅土木事務所	44200702	夷隅川	大野川	川目沢 (1)	いすみ市		川目
夷隅土木事務所	44200902	夷隅川	権現堂川	根方沢	いすみ市		根方
夷隅土木事務所	44201102	夷隅川	松丸川	関谷沢	いすみ市		関谷
夷隅土木事務所	44201602	夷隅川	神置川	西小倉沢	いすみ市		西小倉
夷隅土木事務所	44201702	夷隅川	須賀谷川	上須賀谷沢	いすみ市		上須賀谷
長生土木事務所	21000102	一宮川	阿久川	上大田沢	茂原市		上大田
長生土木事務所	21000302	一宮川	豊田川	宿谷	茂原市		宿谷
長生土木事務所	21000402	一宮川	阿久川	小林沢	茂原市		小林

所属土木事務所名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		
					郡・市	町・村	字
長生土木事務所	21000502	一宮川	豊田川	殿谷	茂原市		殿谷
長生土木事務所	42200102	一宮川	長楽手川	上沢	長生郡	陸沢町	上沢
長生土木事務所	42200302	一宮川	瑞沢川	川音沢 (1)	長生郡	陸沢町	川音
長生土木事務所	42200402	一宮川	瑞沢川	川音沢 (2)	長生郡	陸沢町	川音
長生土木事務所	42200502	一宮川	瑞沢川	川音沢 (3)	長生郡	陸沢町	川音
長生土木事務所	42200702	一宮川	瑞沢川	妙下沢 (1)	長生郡	陸沢町	妙下
長生土木事務所	42200802	一宮川	瑞沢川	妙下沢 (2)	長生郡	陸沢町	妙下
長生土木事務所	42200902	一宮川	瑞沢川	杉山沢	長生郡	陸沢町	杉山
長生土木事務所	42201102	一宮川	瑞沢川	碓谷 (2)	長生郡	陸沢町	碓谷
長生土木事務所	42201202	一宮川	瑞沢川	飯沢	長生郡	陸沢町	飯沢
長生土木事務所	42201302	一宮川	瑞沢川	東谷	長生郡	陸沢町	東谷
長生土木事務所	42201402	一宮川	瑞沢川	第二沢	長生郡	陸沢町	第二
長生土木事務所	42600202	一宮川	水上川	四天工谷	長生郡	長柄町	四天工谷
長生土木事務所	42600302	一宮川	水上川	田代沢	長生郡	長柄町	田代
長生土木事務所	42600402	一宮川	一宮川	長柳沢	長生郡	長柄町	長柳
長生土木事務所	42600502	一宮川	一宮川	東谷	長生郡	長柄町	東谷
長生土木事務所	42600602	一宮川	豊田川	山根沢	長生郡	長柄町	山根
長生土木事務所	42700102	一宮川	植生川	堀田沢	長生郡	長南町	堀田
長生土木事務所	42700202	一宮川	佐瑛川	永沼沢	長生郡	長南町	永沼
長生土木事務所	42700302	一宮川	植生川	上小野田沢	長生郡	長南町	上小野田
長生土木事務所	42700402	一宮川	植生川	下小野田沢	長生郡	長南町	下小野田
長生土木事務所	42700502	一宮川	植生川	給田沢	長生郡	長南町	給田
長生土木事務所	42700602	一宮川	小生田川	小生田上沢 (1)	長生郡	長南町	小生田上
長生土木事務所	42700802	一宮川	小生田川	小生田上沢 (3)	長生郡	長南町	小生田上
長生土木事務所	42700902	一宮川	小生田川	小生田上沢 (4)	長生郡	長南町	小生田上
長生土木事務所	42701002	一宮川	小生田川	小生田上沢 (5)	長生郡	長南町	小生田上
長生土木事務所	42701102	一宮川	小生田川	小生田上沢 (6)	長生郡	長南町	小生田上
長生土木事務所	42701202	一宮川	小生田川	小生田中和沢	長生郡	長南町	小生田中和
長生土木事務所	42701402	一宮川	植生川	瓜谷	長生郡	長南町	瓜谷
長生土木事務所	42701502	一宮川	鶴枝川	利根里沢	長生郡	長南町	利根里
長生土木事務所	42701602	一宮川	水上川	深沢 (2)	長生郡	長南町	深沢
長生土木事務所	42701702	一宮川	水上川	深沢 (3)	長生郡	長南町	深沢
長生土木事務所	42701802	一宮川	水上川	深沢 (4)	長生郡	長南町	深沢
長生土木事務所	42701902	一宮川	水上川	深沢 (1)	長生郡	長南町	深沢
長生土木事務所	42702002	一宮川	水上川	深沢 (5)	長生郡	長南町	深沢
長生土木事務所	42702102	一宮川	三途川	蔵持四番組沢 (2)	長生郡	長南町	蔵持四番組
長生土木事務所	42702202	一宮川	三途川	蔵持四番組沢 (1)	長生郡	長南町	蔵持四番組

8 山地災害危険地区市町村一覧表<資料8-10>

<農林水産部森林課>

平成24年4月1日現在

市町村名	山腹崩壊危険地区	崩壊土砂流出危険地区	地すべり危険地区	計
千葉市	12	0	0	12
銚子市	15	0	0	15
香取市	74	0	0	74
茂原市	13	0	0	13
佐倉市	21	0	0	21
東金市	23	0	0	23
匝瑳市	50	0	0	50
富里市	1	0	0	1
印西市	1	0	0	1
成田市	21	0	0	21
神崎町	2	0	0	2
多古町	53	0	0	53
旭市	32	0	0	32
東庄町	12	0	0	12
横芝光町	64	0	0	64
大網白里町	14	0	0	14
山武市	81	0	0	81
芝山町	31	0	0	31
一宮町	8	0	0	8
睦沢町	77	0	0	77
長柄町	13	0	0	13
長南町	121	0	0	121
木更津市	82	2	0	84
君津市	178	39	0	217
富津市	115	24	9	148
袖ヶ浦市	45	0	0	45
市原市	179	25	0	204
館山市	119	2	0	121
勝浦市	86	1	0	87
鴨川市	143	41	123	307
大多喜町	155	10	0	165
いすみ市	243	1	0	244
御宿町	23	0	0	23
南房総市	290	22	136	448
鋸南町	30	3	6	39
計	2,427	170	274	2,871

表1 山腹崩壊危険地区一覧表<農林水産部森林課> 平成24年3月31日現在

北部林業管内 山腹崩壊危険地区							
危険地区番号			市町村名	大字	字	危険度	着手状況
市町村	旧市町村	地区					
201	201	001	千葉市	稲毛区稲丘町	1丁目	B	一部概成
201	201	002	千葉市	緑区大椎町		C	一部概成
201	201	003	千葉市	若葉区小倉町		B	一部概成
201	201	004	千葉市	緑区板倉町		B	一部概成
201	201	005	千葉市	若葉区加曽利町		B	概成
201	201	006	千葉市	若葉区加曽利町		A	一部概成
201	201	007	千葉市	若葉区加曽利町		B	無
201	201	008	千葉市	緑区板倉町		C	無
201	201	009	千葉市	若葉区貝塚町		C	概成
201	201	010	千葉市	緑区板倉町		B	一部概成
201	201	011	千葉市	緑区板倉町		C	概成
201	201	012	千葉市	若葉区小倉町		A	一部概成
202	202	001	銚子市	塚本町		C	概成
202	202	002	銚子市	富川町		C	無
202	202	005	銚子市	桜井町		A	一部概成
202	202	006	銚子市	諸持町1		B	一部概成
202	202	007	銚子市	諸持町2		C	無
202	202	009	銚子市	後飯町		C	一部概成
202	202	010	銚子市	前宿町		A	一部概成
202	202	012	銚子市	春日町		C	一部概成
202	202	013	銚子市	上野町		C	概成
202	202	014	銚子市	三崎町		C	無
202	202	015	銚子市	植松町	不動の上	B	一部概成
202	202	016	銚子市	春日町		B	一部概成
202	202	017	銚子市	八木町1		B	無
202	202	018	銚子市	八木町2		B	無
202	202	019	銚子市	植松町		C	概成
210	210	001	茂原市	下永吉	北平塚	B	無
210	210	002	茂原市	上永吉	根田前	B	無
210	210	003	茂原市	長谷	西千田谷	A	一部概成
210	210	004	茂原市	本納	右衛門郭	B	無
210	210	007	茂原市	上太田	梶谷	C	無
210	210	008	茂原市	桂	小谷	B	無
210	210	009	茂原市	押日	下	C	無
210	210	010	茂原市	本納	神楽坂	B	無
210	210	011	茂原市	上永吉	大作	C	無
210	210	012	茂原市	下太田	柴名坂	B	無
210	210	014	茂原市	長谷	備谷	A	概成
210	210	015	茂原市	大沢	越戸	C	概成
210	210	016	茂原市	吉井上	加治谷	A	無
211	211	001	成田市	北羽鳥	上萱場	B	無
211	341	001	成田市	高	榎本	A	一部概成
211	341	002	成田市	名古屋	愛宕台	B	無

北部林業管内 山腹崩壊危険地区							
危険地区番号			市町村名	大字	字	危険度	着手状況
市町村	旧市町村	地区					
211	341	003	成田市	冬父	台畑	C	一部概成
211	341	004	成田市	西大須賀	谷津	C	無
211	341	005	成田市	名古屋	助崎	C	概成
211	341	006	成田市	滑河	内沼	B	無
211	343	001	成田市	伊能	坂崎	B	無
211	343	002	成田市	中野	西ノ下	C	概成
211	343	003	成田市	中野	坊ノ下	C	概成
211	343	004	成田市	奈土	麦入	C	概成
211	343	005	成田市	奈土	番作	C	概成
211	343	006	成田市	奈土	新祈禱ヶ作	C	概成
211	343	007	成田市	柴田	台	C	概成
211	343	008	成田市	伊能	引地	B	概成
211	343	009	成田市	津富浦	清水山	C	概成
211	343	010	成田市	一坪田	一夜山	C	概成
211	343	011	成田市	村田	居山	C	概成
211	343	012	成田市	村田	町ノ台	C	概成
211	343	013	成田市	桜田	居下	C	概成
211	343	014	成田市	津富浦	根堀	C	無
212	212	001	佐倉市	萩山	新田-上ノ山	B	概成
212	212	002	佐倉市	飯野町	乙	B	概成
212	212	003	佐倉市	下根	上代	A	無
212	212	004	佐倉市	山崎	道上	C	無
212	212	005	佐倉市	角来	辺田	B	無
212	212	006	佐倉市	白井	小笹台	B	無
212	212	007	佐倉市	白井田	宿内	A	無
212	212	008	佐倉市	大佐倉	入子	C	無
212	212	010	佐倉市	直弥	本郷	C	無
212	212	013	佐倉市	羽鳥	台	C	概成
212	212	014	佐倉市	飯野	高座木	C	概成
212	212	015	佐倉市	飯野	天王	C	無
212	212	016	佐倉市	小笹塚	田端	C	無
212	212	017	佐倉市	大笹塚	竜替	C	無
212	212	018	佐倉市	萩山新田	夫田賀作	B	一部概成
212	212	019	佐倉市	飯野	新坂	A	無
212	212	020	佐倉市	土浮	花輪	B	無
212	212	021	佐倉市	岩富町	台畑	B	無
212	212	022	佐倉市	小竹	後宮	C	概成
212	212	023	佐倉市	白井田	御屋敷	C	概成
212	212	024	佐倉市	下根	大下	C	概成
213	213	001	東金市	上布田	下田	B	一部概成
213	213	002	東金市	丹尾	坂東	C	無
213	213	003	東金市	高足	居下	C	無
213	213	004	東金市	小野	十二ヶ谷	C	一部概成

北部林業管内 山腹崩壊危険地区							
危険地区番号			市町村名	大字	字	危険度	着手状況
市町村	旧市町村	地区					
213	213	005	東金市	大豆谷	谷前	B	一部概成
213	213	006	東金市	台方	花輪	C	一部概成
213	213	007	東金市	東金1	谷	B	一部概成
213	213	009	東金市	東金	谷	B	一部概成
213	213	010	東金市	東金	山王台	B	一部概成
213	213	011	東金市	田間1	白折	B	無
213	213	012	東金市	田間2	峯下	B	一部概成
213	213	013	東金市	道庭	東	B	無
213	213	014	東金市	山口1	向城下	B	無
213	213	015	東金市	山口2	長谷	C	一部概成
213	213	016	東金市	松之郷	金谷	C	無
213	213	017	東金市	田間	百打	B	無
213	213	018	東金市	台方	大作	B	無
213	213	019	東金市	家の子	宿奈阿	B	一部概成
213	213	020	東金市	山田	菱田	C	概成
213	213	021	東金市	大豆谷	村前	B	一部概成
213	213	022	東金市	小野	小作	B	概成
213	213	023	東金市	東金2	谷	B	概成
213	213	024	東金市	丹尾	大関	B	無
215	348	001	旭市	桜井	大門	A	概成
215	348	002	旭市	桜井	舟ヶ谷	A	無
215	348	004	旭市	清和甲	天神辺田	B	概成
215	348	006	旭市	清和甲	上町田	A	概成
215	348	007	旭市	南堀之内	楯台	C	無
215	348	008	旭市	南堀之内	楯台	C	概成
215	348	009	旭市	鎗木	妙部山	B	概成
215	348	010	旭市	鎗木	岸湖	C	概成
215	348	011	旭市	鎗木	丈山	A	一部概成
215	348	012	旭市	清和甲	外城	C	無
215	348	013	旭市	鎗木	内谷	A	無
215	348	014	旭市	鎗木	岸湖	C	概成
215	348	015	旭市	清和甲	天神辺田	C	概成
215	361	002	旭市	松ヶ谷	新田	C	一部概成
215	361	003	旭市	蛇園	塔ノ塚	C	無
215	361	004	旭市	見広	西山	A	概成
215	361	005	旭市	岩井	伊織	B	概成
215	361	006	旭市	岩井	滝ノ下	B	無
215	361	007	旭市	岩井	大漁地	A	無
215	361	008	旭市	見広	田町	C	無
215	361	009	旭市	岩井	安町	C	概成
215	361	010	旭市	松ヶ谷	新田	C	無
215	362	002	旭市	上永井	肖松	C	一部概成
215	362	003	旭市	下永井	峰	A	概成

北部林業管内 山腹崩壊危険地区							
危険地区番号			市町村名	大字	字	危険度	着手状況
市町村	旧市町村	地区					
215	362	004	旭市	下永井	峰	B	概成
215	362	005	旭市	八木	西	B	概成
215	362	006	旭市	飯岡	浅間	C	一部概成
215	362	007	旭市	飯岡	上の町	C	一部概成
215	362	008	旭市	平松	根主	C	概成
215	362	009	旭市	横根	峰山	B	一部概成
215	362	010	旭市	塙	前ノ内	C	無
215	362	011	旭市	横根	峰山	C	無
233	233	001	富里市	立沢	台畑	C	概成
235	214	001	匝瑳市	吉田	名川谷	A	一部概成
235	214	002	匝瑳市	吉田	五郎谷	B	概成
235	214	003	匝瑳市	大堀	前原	A	概成
235	214	004	匝瑳市	飯高	池田	C	概成
235	214	005	匝瑳市	貝塚	本郷	B	一部概成
235	214	006	匝瑳市	新	要害	A	概成
235	214	007	匝瑳市	久方	大倉山1	C	概成
235	214	008	匝瑳市	久方	柳辺	C	無
235	214	009	匝瑳市	木積	青葉台	B	一部概成
235	214	010	匝瑳市	飯倉	池端	C	一部概成
235	214	011	匝瑳市	飯倉	西ノ内	B	概成
235	214	012	匝瑳市	飯倉	台作	A	一部概成
235	214	013	匝瑳市	ホ	城台	B	無
235	214	014	匝瑳市	田町	石取	B	無
235	214	015	匝瑳市	イ	池下	C	概成
235	214	016	匝瑳市	イ	要良	B	概成
235	214	017	匝瑳市	椿	八重崎	B	概成
235	214	018	匝瑳市	大浦	南谷	C	概成
235	214	019	匝瑳市	ハ	鷺ノ山	C	無
235	214	020	匝瑳市	ロ	愛宕	A	無
235	214	021	匝瑳市	吉田	浅間台	C	無
235	214	022	匝瑳市	入山崎	宮ハナ	C	無
235	214	023	匝瑳市	大浦	小祖内	C	無
235	214	024	匝瑳市	内山	八石	C	一部概成
235	214	025	匝瑳市	飯高	柏崎	C	一部概成
235	214	026	匝瑳市	生尾	西ノ城	C	一部概成
235	214	027	匝瑳市	吉田	見田	C	一部概成
235	214	028	匝瑳市	南山崎	北表	C	概成
235	214	029	匝瑳市	内山	柿谷	C	一部概成
235	214	030	匝瑳市	富岡	平台	C	一部概成
235	214	031	匝瑳市	入山崎	向山	C	概成
235	214	032	匝瑳市	宮本	長瀬	C	一部概成
235	214	033	匝瑳市	飯塚	八ツ山	C	一部概成
235	214	034	匝瑳市	金原	裏山	B	一部概成

北部林業管内 山腹崩壊危険地区							
危険地区番号			市町村名	大字	字	危険度	着手状況
市町村	旧市町村	地区					
235	214	035	匝瑳市	椿	五正部	C	一部概成
235	214	036	匝瑳市	長岡	新田	C	無
235	214	037	匝瑳市	吉田	南神崎	C	無
235	214	038	匝瑳市	飯塚	真々田	C	無
235	214	039	匝瑳市	飯塚	長者松・申上	B	一部概成
235	214	040	匝瑳市	亀崎	東	C	無
235	214	041	匝瑳市	貝塚	宮原	C	無
235	214	042	匝瑳市	ハ	東畑	B	無
235	214	043	匝瑳市	イ	東ノ妻	B	概成
235	214	044	匝瑳市	木積	素読台	C	一部概成
235	214	045	匝瑳市	久方	大倉台	C	概成
235	214	046	匝瑳市	吉田	見田	C	概成
235	214	047	匝瑳市	飯倉	端地	C	概成
235	214	048	匝瑳市	貝塚	本郷	C	概成
235	214	049	匝瑳市	貝塚	本郷	C	概成
235	214	050	匝瑳市	大寺	山田	B	無
236	209	004	香取市	大倉	道越	C	概成
236	209	005	香取市	大倉	半田	B	概成
236	209	006	香取市	大倉	山の谷	B	概成
236	209	007	香取市	大倉	沢田	C	一部概成
236	209	008	香取市	津ノ宮	上舩原	C	概成
236	209	009	香取市	牧野	台ノ坊	B	無
236	209	011	香取市	大崎	ハナワ	C	無
236	209	012	香取市	観音	下畑	C	一部概成
236	209	013	香取市	多田	伊予山	C	概成
236	209	014	香取市	新市場	いかづち	C	概成
236	209	015	香取市	新部	向	B	概成
236	209	016	香取市	多田	目台	C	一部概成
236	209	017	香取市	大倉	丸峯	A	無
236	209	018	香取市	大倉	玉田	B	無
236	209	019	香取市	寺内	廣長	C	無
236	209	020	香取市	津ノ宮	神道	C	一部概成
236	209	021	香取市	丁子	寅谷	C	概成
236	209	022	香取市	佐原ホ	真崎	B	概成
236	209	023	香取市	西和田	南口	C	概成
236	209	024	香取市	関	上郎内	C	概成
236	209	025	香取市	上小川	入	C	概成
236	209	026	香取市	山之辺	裏山	C	概成
236	209	027	香取市	観音	鳥井戸	C	概成
236	209	028	香取市	大崎	石崎	C	概成
236	209	029	香取市	新市場	たや	C	概成
236	344	001	香取市	増田	前畑	A	無
236	344	002	香取市	虫幡	清水	C	無

北部林業管内 山腹崩壊危険地区							
危険地区番号			市町村名	大字	字	危険度	着手状況
市町村	旧市町村	地区					
236	344	004	香取市	木内	板取	C	一部概成
236	344	006	香取市	虫幡	深光内	A	無
236	344	007	香取市	山川	城の内	C	一部概成
236	344	008	香取市	油田	久保込	C	一部概成
236	344	009	香取市	阿玉川	仙間	A	一部概成
236	344	010	香取市	下飯田	根前	A	一部概成
236	344	011	香取市	下飯田	駒込	B	一部概成
236	344	012	香取市	下飯田	下之谷	C	無
236	344	013	香取市	下飯田	瀬戸	C	一部概成
236	344	014	香取市	下飯田	瀬戸	B	一部概成
236	344	015	香取市	下飯田	根小屋	A	一部概成
236	344	016	香取市	岡飯田	寺谷	A	一部概成
236	344	017	香取市	岡飯田	石川台	C	一部概成
236	344	018	香取市	和泉	寺前	C	無
236	344	019	香取市	五郷内	後谷	C	概成
236	344	020	香取市	辺田	西谷	A	無
236	344	024	香取市	分郷	根古屋	C	無
236	344	025	香取市	分郷	城台	C	無
236	344	026	香取市	久保	白内	C	無
236	344	027	香取市	貝塚	相之谷	C	無
236	344	028	香取市	油田	門前	B	一部概成
236	344	029	香取市	上小堀	畑ノ原	C	無
236	344	030	香取市	五郷内	稲荷	C	無
236	344	031	香取市	小見川	中峯	B	概成
236	344	032	香取市	貝塚	狭間	C	概成
236	345	006	香取市	府馬	茶畑	A	無
236	345	008	香取市	府馬	西ノ谷	C	一部概成
236	345	009	香取市	田部	種井	C	一部概成
236	345	010	香取市	新里	根柄見	C	一部概成
236	345	011	香取市	大角	中崎	C	一部概成
236	345	012	香取市	神生	向井油田	C	概成
236	345	013	香取市	府馬	山ノ堆	C	一部概成
236	345	014	香取市	新里	根柄見	C	概成
236	345	015	香取市	新里	馬場	C	概成
236	345	016	香取市	新里	西	C	概成
236	345	017	香取市	山倉	江田	C	概成
236	346	001	香取市	沢	除キ	B	一部概成
236	346	002	香取市	岩部	辺田	A	概成
236	346	003	香取市	岩部	荒匂	B	概成
236	346	005	香取市	西田部	城の内	C	無
236	346	006	香取市	高萩	向	C	無
236	346	007	香取市	岩部	辺田	C	一部概成
236	346	008	香取市	岩部	向	C	無

北部林業管内 山腹崩壊危険地区							
危険地区番号			市町村名	大字	字	危険度	着手状況
市町村	旧市町村	地区					
236	346	009	香取市	荒北	石坂・井戸脇	C	無
236	346	010	香取市	沢	シタロ内	B	一部概成
236	346	011	香取市	西田部	松堀	C	無
236	346	012	香取市	岩部	津堀	C	概成
237	404	001	山武市	和田	金堀	C	無
237	404	002	山武市	板附	西ノ台	B	概成
237	404	003	山武市	早船	根本	B	概成
237	404	004	山武市	寺崎	常盤台	B	概成
237	404	005	山武市	富田	雛鶴	B	概成
237	404	006	山武市	津辺	浅間台	B	概成
237	404	007	山武市	新泉	新敷	B	無
237	404	009	山武市	島戸	中之町	B	概成
237	404	010	山武市	野堀	宮脇	B	無
237	404	011	山武市	湯坂	南上ノ台	B	無
237	404	012	山武市	成東	天神山	C	概成
237	404	013	山武市	成東	辺田1	B	概成
237	404	014	山武市	成東	根蔵台	C	概成
237	404	015	山武市	姫島	熊野	B	一部概成
237	404	016	山武市	成東	城内	B	概成
237	404	017	山武市	富田	大日向	A	一部概成
237	404	018	山武市	成東	愛宕下	B	概成
237	404	019	山武市	成東	辺田2	C	無
237	404	020	山武市	津辺	本村	B	概成
237	404	021	山武市	早船	南之里	C	無
237	404	022	山武市	嶋戸	浅間下	C	無
237	404	023	山武市	市場	後	C	無
237	404	024	山武市	和田	公城	C	無
237	404	025	山武市	新泉卜	町田	B	無
237	404	026	山武市	成東	東山王台	B	無
237	405	001	山武市	横田	台田	B	概成
237	405	002	山武市	木原	白鳥	C	概成
237	405	003	山武市	戸田	宮ノ前	B	無
237	405	004	山武市	戸田	飯森戸	C	無
237	405	005	山武市	戸田	朝日	B	無
237	405	006	山武市	戸田	作台	C	無
237	405	007	山武市	戸田	根崎	B	無
237	405	008	山武市	戸田	小川崎	C	無
237	405	009	山武市	矢部	栗焼棒	B	概成
237	405	010	山武市	森	府中	C	概成
237	405	011	山武市	森	菖蒲谷	C	無
237	405	012	山武市	雨坪	下号	C	無
237	405	013	山武市	椎崎	弓手	B	概成
237	405	014	山武市	矢部	ワキ	B	一部概成

北部林業管内 山腹崩壊危険地区							
危険地区番号			市町村名	大字	字	危険度	着手状況
市町村	旧市町村	地区					
237	405	015	山武市	森	下城府	C	概成
237	405	016	山武市	森	大谷	C	概成
237	405	017	山武市	森	姥ヶ谷	C	一部概成
237	405	018	山武市	木原	蔵持台	B	概成
237	405	019	山武市	椎崎	浅間峠	C	概成
237	405	020	山武市	中津田	南中	C	無
237	405	021	山武市	森	下西谷	C	一部概成
237	405	022	山武市	下布田	大作	C	概成
237	405	023	山武市	大木	後和谷	C	概成
237	405	024	山武市	木原	松崎	C	概成
237	405	025	山武市	椎崎	押出し	C	概成
237	405	026	山武市	椎崎	上観音谷	C	概成
237	405	027	山武市	森	山支	C	概成
237	405	028	山武市	下布田	青木前	C	概成
237	405	029	山武市	埴谷	諸木内	B	無
237	407	001	山武市	山室	猿ヶ谷	B	無
237	407	002	山武市	山室	平内	B	概成
237	407	003	山武市	山室	城ノ下	C	無
237	407	004	山武市	八田	岩井崎	C	概成
237	407	005	山武市	八田	岩井崎	B	概成
237	407	006	山武市	八田	下長谷	B	一部概成
237	407	007	山武市	八田	新堀1	B	概成
237	407	008	山武市	八田	押辺	C	概成
237	407	009	山武市	猿尾	稲岡	B	無
237	407	010	山武市	松尾	桔梗台	B	概成
237	407	011	山武市	大堤	本郷	C	無
237	407	012	山武市	下大蔵	東ノ下	B	概成
237	407	013	山武市	上大蔵	山本	B	無
237	407	014	山武市	小川	御上内	C	無
237	407	015	山武市	谷津	小堀	C	無
237	407	016	山武市	谷津	西谷	B	一部概成
237	407	018	山武市	八田	新堀2	C	無
237	407	019	山武市	上大蔵	東台	C	概成
237	407	020	山武市	引越	九ノ井	C	無
237	407	021	山武市	山室	古岡	C	無
237	407	022	山武市	八田	新堀3	B	概成
237	407	023	山武市	古和	台山	C	概成
237	407	024	山武市	蕪木	綿谷	C	一部概成
237	407	025	山武市	蕪木	玉井	C	概成
237	407	026	山武市	小川	花岡	C	概成
237	407	027	山武市	八田	新堀	C	概成
237	407	028	山武市	八田	新堀	B	概成
325	325	001	印西市	松虫	下沼	C	無

北部林業管内 山腹崩壊危険地区							
危険地区番号			市町村名	大字	字	危険度	着手状況
市町村	旧市町村	地区					
342	342	001	神崎町	神崎本宿	宿	B	無
342	342	002	神崎町	毛成	並木	A	無
347	347	001	多古町	大門	入作	C	一部概成
347	347	002	多古町	次浦	坂中	B	概成
347	347	004	多古町	南玉造	輪ノ内台	C	無
347	347	005	多古町	東松崎	引越	A	概成
347	347	007	多古町	井戸山	北ノ内	B	概成
347	347	008	多古町	北中	北場	C	無
347	347	009	多古町	南中	西谷	B	無
347	347	010	多古町	南中	東谷	C	無
347	347	011	多古町	南並木	高野台	A	概成
347	347	012	多古町	南並木	船戸	B	概成
347	347	013	多古町	染井	原台	B	一部概成
347	347	016	多古町	染井	染谷	A	無
347	347	017	多古町	多古	大原内	B	一部概成
347	347	018	多古町	多古	多古台	B	一部概成
347	347	019	多古町	林	平名内	B	一部概成
347	347	020	多古町	五反田	登楼道	C	概成
347	347	021	多古町	喜多	居下	B	一部概成
347	347	022	多古町	喜多	神ノ上	A	概成
347	347	024	多古町	飯笹	辻尾台	B	無
347	347	025	多古町	東松崎	戸城	C	概成
347	347	026	多古町	坂	谷	C	無
347	347	027	多古町	方田	宮台	B	無
347	347	028	多古町	南玉造	大六台	B	一部概成
347	347	029	多古町	北中	亀甲	C	一部概成
347	347	030	多古町	船越	寅谷	C	概成
347	347	031	多古町	船越	大塚	C	概成
347	347	032	多古町	船越	大塚	B	概成
347	347	033	多古町	牛尾	戸上	B	概成
347	347	034	多古町	牛尾	浅間下	C	概成
347	347	035	多古町	牛尾	辺田台	C	概成
347	347	036	多古町	牛尾	白幡山	B	無
347	347	037	多古町	牛尾	天王台	B	概成
347	347	038	多古町	林	向台	C	概成
347	347	039	多古町	高津原	向谷	C	概成
347	347	040	多古町	船越	堂島	C	概成
347	347	041	多古町	水戸	能佐台	B	概成
347	347	042	多古町	谷三倉	門戸	B	無
347	347	043	多古町	飯笹	渡戸	C	概成
347	347	044	多古町	坂	谷尻	C	一部概成
347	347	045	多古町	南玉造	柏熊	B	無
347	347	046	多古町	飯笹	夕キ	C	無

北部林業管内 山腹崩壊危険地区							
危険地区番号			市町村名	大字	字	危険度	着手状況
市町村	旧市町村	地区					
347	347	047	多古町	喜多大原	諏訪崎	C	無
347	347	048	多古町	高津原	東山	C	概成
347	347	049	多古町	西古内	石橋台	C	概成
347	347	050	多古町	井戸山	坊山	C	概成
347	347	051	多古町	井戸山	水神場	C	概成
347	347	052	多古町	多古	城山	B	概成
347	347	053	多古町	多古	城山下	C	概成
347	347	054	多古町	東松崎	立下	B	概成
347	347	055	多古町	水戸	海老屋台	C	概成
347	347	056	多古町	船越	堂島	C	概成
347	347	057	多古町	牛尾	居山	C	概成
347	347	058	多古町	北中	神行	C	概成
349	349	001	東庄町	笹川	栗堀	A	概成
349	349	002	東庄町	笹川	牛熊	A	概成
349	349	003	東庄町	小南	芋房	A	一部概成
349	349	004	東庄町	舟戸	作ノ内	C	無
349	349	006	東庄町	石出	禾生	B	一部概成
349	349	007	東庄町	小南	鬼石	A	一部概成
349	349	008	東庄町	今郡	東ノ入	C	無
349	349	010	東庄町	谷津	秋山	C	無
349	349	011	東庄町	羽計	権現前	A	概成
349	349	012	東庄町	大久保	竹ノ内	C	無
349	349	013	東庄町	大久保	札倉	C	無
349	349	014	東庄町	東今泉	台無毛	C	無
402	402	001	大網白里町	養安寺	中西	C	無
402	402	002	大網白里町	金谷郷	長谷	C	無
402	402	003	大網白里町	餅ノ木	本郷谷	B	無
402	402	005	大網白里町	養安寺	木曾谷	C	無
402	402	006	大網白里町	金谷郷	細田前	B	無
402	402	007	大網白里町	金谷郷	金谷	C	無
402	402	008	大網白里町	砂田	北	C	無
402	402	009	大網白里町	金谷郷	安楽地谷	B	概成
402	402	010	大網白里町	小中	下門谷前	C	概成
402	402	011	大網白里町	大網	前嶋	B	概成
402	402	012	大網白里町	金谷郷	安楽地谷	C	概成
402	402	013	大網白里町	南玉	高塚前	C	概成
402	402	014	大網白里町	永田	大代	C	概成
402	402	015	大網白里町	永田	大代	C	概成
409	409	001	芝山町	菱田	浅間	B	無
409	409	002	芝山町	大里	小谷	A	一部概成
409	409	004	芝山町	小原子	仲ノ峠	B	無
409	409	005	芝山町	上吹入	本郷	C	一部概成
409	409	006	芝山町	大台	細子	C	一部概成

北部林業管内 山腹崩壊危険地区							
危険地区番号			市町村名	大字	字	危険度	着手状況
市町村	旧市町村	地区					
409	409	007	芝山町	山田	荒場	B	無
409	409	008	芝山町	岩山	平野	C	無
409	409	009	芝山町	岩山	谷	A	一部概成
409	409	010	芝山町	大里	稲葉	B	無
409	409	012	芝山町	新井田	谷津原	B	一部概成
409	409	013	芝山町	下吹田	平台	C	無
409	409	014	芝山町	下吹田	長谷	C	一部概成
409	409	015	芝山町	境	上郷	C	無
409	409	016	芝山町	殿部田	寺前	B	一部概成
409	409	017	芝山町	殿部田	上敷	C	一部概成
409	409	018	芝山町	山中	宿谷	C	無
409	409	019	芝山町	小池	井戸作	C	一部概成
409	409	020	芝山町	小池	丸千代	B	一部概成
409	409	021	芝山町	大台	新城台	C	概成
409	409	022	芝山町	宮崎	上の台	C	一部概成
409	409	023	芝山町	山中	庚申塚	C	無
409	409	024	芝山町	小池	神白	C	無
409	409	025	芝山町	大里	駒返	B	無
409	409	026	芝山町	大里	坂志岡	C	無
409	409	027	芝山町	新井田	荒勾	B	一部概成
409	409	028	芝山町	大台	上細子	C	概成
409	409	029	芝山町	菱田	宮坂	C	概成
409	409	030	芝山町	大里	白枡	C	概成
409	409	031	芝山町	大里	白枡	C	概成
409	409	032	芝山町	飯櫃	寺谷	C	概成
409	409	033	芝山町	高田	鬼ヶ窪	C	概成
410	381	001	横芝光町	篠本	亀崎	C	概成
410	381	002	横芝光町	篠本	一区	C	概成
410	381	003	横芝光町	篠本	神山台	C	概成
410	381	004	横芝光町	篠本	谷津	C	無
410	381	005	横芝光町	小川台	宮ノ腰	C	概成
410	381	006	横芝光町	小川台	宮ノ腰	C	概成
410	381	007	横芝光町	小田部	上ノ台	C	概成
410	381	008	横芝光町	芝崎	城ノ腰	B	概成
410	381	009	横芝光町	篠本	二区	B	概成
410	381	010	横芝光町	篠本	三区	B	概成
410	381	011	横芝光町	市野原	花野木	B	概成
410	381	012	横芝光町	市野原	大部田	C	概成
410	381	013	横芝光町	新井	白幡前	C	無
410	381	014	横芝光町	宝米	中の内	B	概成
410	381	015	横芝光町	傍示戸	門	C	概成
410	381	016	横芝光町	傍示戸	城ノ台	C	概成
410	381	017	横芝光町	富下	西	C	概成

北部林業管内 山腹崩壊危険地区							
危険地区番号			市町村名	大字	字	危険度	着手状況
市町村	旧市町村	地区					
410	381	018	横芝光町	虫生	松葉作	C	無
410	381	019	横芝光町	虫生	居山	C	概成
410	381	020	横芝光町	芝崎	城ノ腰	B	概成
410	381	021	横芝光町	芝崎	二階	C	概成
410	381	022	横芝光町	台	東部田	B	概成
410	381	023	横芝光町	小川台	馬場	C	概成
410	381	024	横芝光町	篠本	峰崎	C	概成
410	381	025	横芝光町	新井	引寺	C	無
410	381	026	横芝光町	宝米	大部田	C	無
410	381	027	横芝光町	台	大阪	C	概成
410	381	028	横芝光町	小川台	柳内	C	無
410	381	029	横芝光町	芝崎	長辺田	C	無
410	381	030	横芝光町	篠本	神山	C	概成
410	381	031	横芝光町	二又	塙	B	概成
410	381	032	横芝光町	台	要害	C	概成
410	381	033	横芝光町	台	寺馬場	C	概成
410	381	034	横芝光町	小田部	宮下	C	概成
410	381	035	横芝光町	小田部	正人塚	C	概成
410	381	036	横芝光町	篠本	鍛冶谷	C	概成
410	381	037	横芝光町	篠本	鍛冶谷	C	概成
410	408	001	横芝光町	木戸台	後街道	C	概成
410	408	002	横芝光町	小堤	日吉	C	一部概成
410	408	003	横芝光町	小堤	下和田	B	一部概成
410	408	004	横芝光町	長倉	子安	B	概成
410	408	005	横芝光町	取立	医王寺台	C	概成
410	408	006	横芝光町	長倉	南	C	無
410	408	007	横芝光町	長倉	大宮	B	一部概成
410	408	008	横芝光町	坂田	根古家	C	概成
410	408	009	横芝光町	牛熊	上宿	C	概成
410	408	010	横芝光町	牛熊	東	B	概成
410	408	011	横芝光町	牛熊	大宮台	C	概成
410	408	012	横芝光町	牛熊	新場	C	概成
410	408	013	横芝光町	寺方	辺田	B	概成
410	408	014	横芝光町	谷台	宮台	C	概成
410	408	015	横芝光町	寺方	振子	C	無
410	408	016	横芝光町	小堤	下宮台	B	概成
410	408	017	横芝光町	姥山	山際	B	概成
410	408	018	横芝光町	遠山	本郷	C	無
410	408	019	横芝光町	小堤	日吉	C	概成
410	408	020	横芝光町	谷台	僧ヶ台	C	概成
410	408	021	横芝光町	谷台	僧ヶ台	C	概成
410	408	022	横芝光町	谷台	僧ヶ台	C	概成
410	408	023	横芝光町	姥山	腰峯	C	概成

北部林業管内 山腹崩壊危険地区							
危険地区番号			市町村名	大字	字	危険度	着手状況
市町村	旧市町村	地区					
410	408	024	横芝光町	姥山	腰峯	C	概成
410	408	025	横芝光町	長倉	御手洗	C	概成
410	408	026	横芝光町	長倉	入	C	概成
410	408	027	横芝光町	中台	新井堀	C	概成
421	421	001	一宮町	一宮	城ノ内	B	概成
421	421	002	一宮町	一宮	中細田	C	無
421	421	003	一宮町	一宮	上細田	C	無
421	421	005	一宮町	細田	大谷	B	無
421	421	006	一宮町	東浪見	権現堂	A	一部概成
421	421	007	一宮町	番細工	神振	C	無
421	421	008	一宮町	東浪見	軍茶利	C	概成
421	421	009	一宮町	綱田	久保ノ谷	C	概成
422	422	001	睦沢町	佐貫	子東谷	C	無
422	422	002	睦沢町	佐貫	三門	C	概成
422	422	003	睦沢町	佐貫	木曾谷	B	概成
422	422	004	睦沢町	大上	猿網	B	概成
422	422	005	睦沢町	大上	宮ノ脇	C	概成
422	422	006	睦沢町	大谷木	長沢	C	無
422	422	007	睦沢町	大谷木	大六天	B	無
422	422	008	睦沢町	大谷木	来光	B	無
422	422	009	睦沢町	岩井	大坪	C	一部概成
422	422	010	睦沢町	下之郷	根崎	B	概成
422	422	011	睦沢町	妙楽寺	下練沢	C	概成
422	422	012	睦沢町	妙楽寺	日吉台	C	概成
422	422	013	睦沢町	妙楽寺	日吉森	C	無
422	422	014	睦沢町	妙楽寺	見掛	C	無
422	422	015	睦沢町	妙楽寺	駒返	C	無
422	422	016	睦沢町	佐貫	森の谷	C	一部概成
422	422	017	睦沢町	大上	杉山	C	概成
422	422	018	睦沢町	大谷木	長沢	C	無
422	422	019	睦沢町	下之郷	根崎	C	無
422	422	020	睦沢町	岩井	北東行寺	C	無
422	422	021	睦沢町	妙楽寺	駒返	B	無
422	422	022	睦沢町	佐貫	棒谷	C	概成
422	422	023	睦沢町	大上	田向	B	概成
422	422	024	睦沢町	妙楽寺	日吉森	B	概成
422	422	025	睦沢町	大上	川向	C	概成
422	422	026	睦沢町	上之郷	天ノ谷	A	無
422	422	027	睦沢町	北山田	山田	C	概成
422	422	028	睦沢町	大上	堂前	C	概成
422	422	029	睦沢町	佐貫	鍛冶屋部田	B	概成
422	422	030	睦沢町	上之郷	安喰	C	概成
422	422	031	睦沢町	上之郷	石川	C	概成

北部林業管内 山腹崩壊危険地区							
危険地区番号			市町村名	大字	字	危険度	着手状況
市町村	旧市町村	地区					
422	422	032	睦沢町	佐貫	西ノ谷	B	概成
422	422	033	睦沢町	佐貫	上沢	B	概成
422	422	034	睦沢町	佐貫	羽根沢	B	概成
422	422	035	睦沢町	大上	日の子台	C	概成
422	422	036	睦沢町	大上	瀧端	B	一部概成
422	422	037	睦沢町	妙楽寺	馬喰前	C	一部概成
422	422	038	睦沢町	大上	権ヶ谷	C	一部概成
422	422	039	睦沢町	上之郷	釜ヶ坪	C	一部概成
422	422	040	睦沢町	上之郷	小堰谷	C	一部概成
422	422	041	睦沢町	北山田	鴨押	C	概成
422	422	042	睦沢町	北山田	鴨押	C	概成
422	422	043	睦沢町	長楽寺	上部田	C	概成
422	422	044	睦沢町	長楽寺	岩井作	C	概成
422	422	045	睦沢町	佐貫	二又	C	概成
422	422	046	睦沢町	佐貫	桜戸	C	概成
422	422	047	睦沢町	佐貫	桜戸	C	概成
422	422	048	睦沢町	佐貫	二又	C	概成
422	422	049	睦沢町	佐貫	馬場	C	概成
422	422	050	睦沢町	佐貫	堰ノ下	C	概成
422	422	051	睦沢町	佐貫	西ノ谷	C	概成
422	422	052	睦沢町	佐貫	大橋2	C	概成
422	422	053	睦沢町	佐貫	大橋1	C	概成
422	422	054	睦沢町	佐貫	宮ノ脇	C	概成
422	422	055	睦沢町	佐貫	宮ノ脇	C	概成
422	422	056	睦沢町	大上	王子	C	概成
422	422	057	睦沢町	佐貫	大橋	C	概成
422	422	058	睦沢町	佐貫	御霊谷	C	概成
422	422	059	睦沢町	佐貫	中里	C	概成
422	422	060	睦沢町	佐貫	中里	C	概成
422	422	061	睦沢町	佐貫	井戸部田	C	概成
422	422	062	睦沢町	佐貫	美寄ヶ谷	C	概成
422	422	063	睦沢町	佐貫	越里	C	概成
422	422	064	睦沢町	大上	越里	C	概成
422	422	065	睦沢町	大上	瀧端	C	概成
422	422	066	睦沢町	大上	瀧端	C	概成
422	422	067	睦沢町	妙楽寺	相久部田	C	概成
422	422	068	睦沢町	大上	鑪水	C	概成
422	422	069	睦沢町	大上	鑪水前	C	概成
422	422	070	睦沢町	大上	堀ノ内	C	概成
422	422	071	睦沢町	上ノ郷	山田谷	C	概成
422	422	072	睦沢町	妙楽寺	岩の谷	C	概成
422	422	073	睦沢町	妙楽寺	荒久井	C	概成
422	422	074	睦沢町	上之郷	石川	C	概成

北部林業管内 山腹崩壊危険地区							
危険地区番号			市町村名	大字	字	危険度	着手状況
市町村	旧市町村	地区					
422	422	075	睦沢町	岩井	翁谷	C	概成
422	422	076	睦沢町	岩井	北東行寺	C	概成
422	422	077	睦沢町	大谷木	打越	C	概成
426	426	002	長柄町	長柄山	下宿	B	無
426	426	003	長柄町	味庄寺	寺ノ谷	A	無
426	426	004	長柄町	山根	年行坂	B	概成
426	426	005	長柄町	刑部	初崎	B	無
426	426	006	長柄町	針ヶ谷	八幡前	C	概成
426	426	007	長柄町	大津倉	柳生	B	概成
426	426	008	長柄町	山根	喜多谷	C	無
426	426	010	長柄町	味庄	鼠坂	C	無
426	426	011	長柄町	長柄山	馬込	B	無
426	426	012	長柄町	大庭	前泊り	C	無
426	426	013	長柄町	山之郷	七里野	B	概成
426	426	014	長柄町	山之郷	矢指	B	概成
426	426	015	長柄町	力丸	石上下	B	概成
427	427	001	長南町	今泉	南谷	C	無
427	427	002	長南町	米満	富永	C	概成
427	427	003	長南町	米満	曾入道	C	無
427	427	004	長南町	米満	宿	B	概成
427	427	005	長南町	長南	愛宕山	B	概成
427	427	006	長南町	蔵持	和泉谷	A	概成
427	427	008	長南町	蔵持	毛久蔵	C	概成
427	427	009	長南町	竹林	前原	C	概成
427	427	010	長南町	岩撫	外ノ谷	C	概成
427	427	011	長南町	水沼	菅沢	C	概成
427	427	012	長南町	水沼	岩ノ谷	C	概成
427	427	013	長南町	水沼	池前	C	概成
427	427	014	長南町	山内	岡部立谷	C	概成
427	427	015	長南町	豊原	堰谷	C	概成
427	427	016	長南町	豊原	下根方	C	概成
427	427	017	長南町	芝原	談所	C	概成
427	427	018	長南町	下小野田	川崎	A	無
427	427	020	長南町	上小野田	二本榎	C	概成
427	427	021	長南町	小生田	南下	C	概成
427	427	022	長南町	佐坪	柳沢	C	概成
427	427	023	長南町	市野々	佐ノ谷	B	概成
427	427	024	長南町	佐坪	多感台	C	概成
427	427	025	長南町	山内	岡部谷	B	概成
427	427	026	長南町	水沼	楓谷	C	概成
427	427	027	長南町	小沢	上谷	C	無
427	427	028	長南町	報恩寺	宮の下	C	概成
427	427	029	長南町	茗荷沢	油免	C	概成

北部林業管内 山腹崩壊危険地区							
危険地区番号			市町村名	大字	字	危険度	着手状況
市町村	旧市町村	地区					
427	427	030	長南町	長南	打手	B	概成
427	427	031	長南町	長南	椎木谷	B	概成
427	427	032	長南町	坂本	小谷	C	無
427	427	033	長南町	中原	辺田	C	無
427	427	034	長南町	坂本	利根利川間	C	概成
427	427	035	長南町	坂本	西谷	B	概成
427	427	036	長南町	坂本	利根利中	B	概成
427	427	037	長南町	坂本	脇の谷	B	概成
427	427	038	長南町	蔵持	稲島	A	概成
427	427	039	長南町	佐坪	北向	C	概成
427	427	040	長南町	芝原	東谷	A	概成
427	427	041	長南町	市野々	前原	C	概成
427	427	042	長南町	佐坪	坪の内	B	概成
427	427	043	長南町	佐坪	東谷	C	無
427	427	044	長南町	佐坪	赤関	B	概成
427	427	045	長南町	佐坪	芋ヶ谷	B	概成
427	427	046	長南町	茗荷沢	大関谷	C	概成
427	427	047	長南町	茗荷沢	たたら谷	C	概成
427	427	048	長南町	茗荷沢	夷谷	C	概成
427	427	049	長南町	茗荷沢	坂ノ下	C	概成
427	427	050	長南町	長南	上宿	B	概成
427	427	051	長南町	長南	古沢	B	無
427	427	052	長南町	長南	地藏堂	B	無
427	427	053	長南町	上小野田	中谷	B	概成
427	427	054	長南町	上小野田	滝尻	C	概成
427	427	055	長南町	上小野田	西部田	C	概成
427	427	056	長南町	水沼	平田	B	無
427	427	057	長南町	水沼	南郷	C	無
427	427	058	長南町	蔵持	姥田	C	無
427	427	059	長南町	蔵持	(集会所)	B	無
427	427	060	長南町	市野々	滑田	C	概成
427	427	061	長南町	市野々	清水	C	概成
427	427	062	長南町	千田	鍛冶屋谷	C	無
427	427	063	長南町	千田	井山	B	無
427	427	064	長南町	小生田	唐花	C	概成
427	427	065	長南町	小生田	南谷	B	概成
427	427	066	長南町	給田	表	C	無
427	427	067	長南町	坂本	大城	C	無
427	427	068	長南町	山内	釜ノ谷	C	概成
427	427	069	長南町	佐坪	古御所	B	概成
427	427	070	長南町	佐坪	亀ノ谷(1)	C	無
427	427	071	長南町	佐坪	亀ノ谷(2)	C	無
427	427	072	長南町	米満	曾入道	B	概成

北部林業管内 山腹崩壊危険地区							
危険地区番号			市町村名	大字	字	危険度	着手状況
市町村	旧市町村	地区					
427	427	073	長南町	芝原	志保沢	C	概成
427	427	074	長南町	水沼	楓谷	C	概成
427	427	075	長南町	山内	寺沢	C	概成
427	427	076	長南町	茗荷沢	永酒田	C	概成
427	427	077	長南町	長南	新寺谷	B	概成
427	427	078	長南町	上小野田	東部田	B	概成
427	427	079	長南町	深沢	岩川	C	概成
427	427	080	長南町	深沢	弘法	C	概成
427	427	081	長南町	坂本	東蒲ヶ谷	C	一部概成
427	427	082	長南町	長南	仲宿	A	無
427	427	083	長南町	本台	井戸谷	B	一部概成
427	427	084	長南町	深沢	東谷	C	無
427	427	085	長南町	小沢	寺下	C	無
427	427	086	長南町	水沼	岩ノ谷	C	無
427	427	087	長南町	坂本	栗木谷	C	無
427	427	088	長南町	坂本	川島	C	無
427	427	089	長南町	茗荷沢	辻の前	A	無
427	427	090	長南町	関原	仲谷	B	無
427	427	091	長南町	岩川	神尊	B	無
427	427	092	長南町	棚毛	新生	C	一部概成
427	427	093	長南町	蔵持	神明下	C	無
427	427	094	長南町	又富	中郷	C	一部概成
427	427	095	長南町	坂本	原通	C	概成
427	427	096	長南町	小生田	御堂谷	C	概成
427	427	097	長南町	市野々	大久保	C	概成
427	427	098	長南町	山内	朝日	C	概成
427	427	099	長南町	山内	朝日	C	概成
427	427	100	長南町	長南	西谷	C	概成
427	427	101	長南町	蔵持	岩部谷	C	概成
427	427	102	長南町	下小野田	君ヶ谷	C	概成
427	427	103	長南町	千田	八幡脇	C	概成
427	427	104	長南町	佐坪	布台	C	一部概成
427	427	105	長南町	関原	本郷	C	概成
427	427	106	長南町	本台	善太谷	C	概成
427	427	107	長南町	笠森	観音山	C	概成
427	427	108	長南町	笠森	観音山	C	概成
427	427	109	長南町	笠森	弁天谷	C	概成
427	427	110	長南町	深沢	向谷	C	概成
427	427	111	長南町	長南	鍛冶滝	C	概成
427	427	112	長南町	坂本	大黒	C	概成
427	427	113	長南町	坂本	蒲ヶ谷	C	概成
427	427	114	長南町	坂本	境部田	C	概成
427	427	115	長南町	坂本	谷川間	C	概成

北部林業管内 山腹崩壊危険地区							
危険地区番号			市町村名	大字	字	危険度	着手状況
市町村	旧市町村	地区					
427	427	116	長南町	豊原	表	C	概成
427	427	117	長南町	小生田	荒井谷	C	概成
427	427	118	長南町	水沼	神廻	C	概成
427	427	119	長南町	豊原	下手	C	概成
427	427	120	長南町	地引	小堰谷	C	概成
427	427	121	長南町	芝原	鍛冶ヶ谷	C	概成
427	427	122	長南町	市野々	竹ノ沢	C	概成
427	427	123	長南町	小生田	荒井谷	C	概成

中部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
206	206	001	木更津市	請西	高部	無
206	206	002	木更津市	矢那	滝ノ沢	無
206	206	003	木更津市	矢那	滝ノ沢2	無
206	206	007	木更津市	畑沢	西ノ根	無
206	206	008	木更津市	小浜	大清水	無
206	206	010	木更津市	大久保	四反目	無
206	206	011	木更津市	大久保	円内	一部概成
206	206	012	木更津市	下鳥田	石川戸	無
206	206	013	木更津市	大久保	葎ノ戸	無
206	206	016	木更津市	下鳥田	榎戸	無
206	206	017	木更津市	中鳥田	谷	無
206	206	018	木更津市	畑沢	向谷	無
206	206	019	木更津市	畑沢	下打越	無
206	206	021	木更津市	中尾	ドブ	無
206	206	022	木更津市	中尾	東谷	無
206	206	023	木更津市	中尾	打越	無
206	206	024	木更津市	犬成	不通谷	無
206	206	025	木更津市	犬成	上永谷	無
206	206	026	木更津市	犬成	浦田	無
206	206	027	木更津市	犬成	上本郷	無
206	206	029	木更津市	伊豆島	六反目脇	無
206	206	030	木更津市	真里谷	宮下	無
206	206	031	木更津市	真里谷	居谷	無
206	206	032	木更津市	真里谷	市兵衛谷	無
206	206	033	木更津市	真里	輪ノ内	無
206	206	034	木更津市	真里谷	中谷	無
206	206	035	木更津市	真里谷	萩西谷	一部概成
206	206	036	木更津市	真里谷	蕨塚	無
206	206	037	木更津市	真里谷	北陸	概成
206	206	038	木更津市	真里谷	水溜	無
206	206	039	木更津市	真里谷	桑ノ谷前	無
206	206	040	木更津市	真里谷	南屋敷	無
206	206	041	木更津市	真里谷	番匠前	無
206	206	042	木更津市	真里谷	番匠前2	無
206	206	043	木更津市	真里谷	平柳	無
206	206	044	木更津市	茅野	下谷田	無
206	206	045	木更津市	茅野七曲	前田	無
206	206	046	木更津市	山本七曲	川向	無
206	206	047	木更津市	茅野七曲	上ノ山	無
206	206	048	木更津市	茅野七曲	宮田	無
206	206	049	木更津市	山本七曲	久保田	無
206	206	050	木更津市	茅野七曲	森山	無

中部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
206	206	051	木更津市	真里谷	中堰	無
206	206	052	木更津市	真里谷	八幡下	無
206	206	053	木更津市	真里谷	鳥戸	無
206	206	054	木更津市	真里谷	上稲王	無
206	206	055	木更津市	真里谷	宮ノ下	無
206	206	056	木更津市	真里谷	上堰	一部概成
206	206	057	木更津市	真里谷	山の神	一部概成
206	206	058	木更津市	真里谷	台	無
206	206	059	木更津市	真里谷	見欠げ	一部概成
206	206	060	木更津市	真里谷	深山	無
206	206	061	木更津市	真里谷	深山2	一部概成
206	206	062	木更津市	茅野七曲	桜山	概成
206	206	063	木更津市	茅野七曲	垣林	概成
206	206	064	木更津市	真里谷	池沼	無
206	206	065	木更津市	真里谷	勝田作	無
206	206	067	木更津市	真里谷	郷蔵谷	概成
206	206	068	木更津市	真里谷	当日	無
206	206	069	木更津市	下郡	鳥居崎	概成
206	206	070	木更津市	矢那	西砂田	一部概成
206	206	071	木更津市	真里谷	下モ	概成
206	206	072	木更津市	真里谷	下モ2	概成
206	206	073	木更津市	真里谷	黒田	概成
206	206	074	木更津市	真里谷	小谷	概成
206	206	075	木更津市	真里谷	小谷2	概成
206	206	077	木更津市	真里谷	ワセダ	無
206	206	078	木更津市	真里谷	新生	無
206	206	079	木更津市	真里谷	下モ3	無
206	206	080	木更津市	真里谷	蛭谷	無
206	206	081	木更津市	真里谷	熊野	無
206	206	082	木更津市	茅野七曲	吉ノ台	無
206	206	083	木更津市	茅野七曲	石塚山	無
206	206	084	木更津市	茅野七曲	直谷	無
206	206	085	木更津市	茅野七曲	森山	無
206	206	086	木更津市	茅野七曲	紅葉山	無
206	206	087	木更津市	茅野七曲	石塚山2	無
206	206	088	木更津市	真里谷	熊野2	無
206	206	089	木更津市	真里谷	原田	無
206	206	090	木更津市	太田	2丁目	概成
206	206	091	木更津市	真里谷	中六	一部概成
206	206	092	木更津市	真里谷	藪谷	一部概成
219	219	001	市原市	草刈	本郷	概成
219	219	002	市原市	押沼	向屋敷	無

中部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
219	219	003	市原市	瀬又	萩ノ台	無
219	219	004	市原市	瀬又	関戸	無
219	219	005	市原市	瀬又	下田	概成
219	219	006	市原市	瀬又	辺田	一部概成
219	219	009	市原市	潤井戸	山王後	無
219	219	010	市原市	片又木	下大宮	一部概成
219	219	011	市原市	片又木	曾根	無
219	219	012	市原市	片又木	山王	一部概成
219	219	013	市原市	片又木	本郷上	無
219	219	014	市原市	片又木	居山	無
219	219	015	市原市	不入斗	横向	無
219	219	016	市原市	不入斗	金口谷	無
219	219	020	市原市	山倉	西辺田	無
219	219	021	市原市	山倉	若宮	無
219	219	022	市原市	分目	作畑	無
219	219	023	市原市	安須	別府	一部概成
219	219	024	市原市	安須	鷹の巣	一部概成
219	219	025	市原市	安須	要害	概成
219	219	026	市原市	不入斗	上持長	無
219	219	027	市原市	不入斗	持長	無
219	219	028	市原市	不入斗	名古田	無
219	219	029	市原市	豊成	六反目	一部概成
219	219	030	市原市	喜多	山ノ下	無
219	219	031	市原市	喜多	大師堂	無
219	219	032	市原市	犬成	井戸谷	無
219	219	033	市原市	喜多	辺田	無
219	219	034	市原市	犬成	竹ノ入	無
219	219	035	市原市	古都部	鳥越	無
219	219	036	市原市	奈良	菅ノ沢	無
219	219	037	市原市	東国吉	道師谷	無
219	219	038	市原市	東国吉	大向	無
219	219	039	市原市	犬成	西宝山	一部概成
219	219	040	市原市	犬成	後家坂	無
219	219	041	市原市	大作	荷階	無
219	219	043	市原市	勝間	清水谷	概成
219	219	044	市原市	大桶	奉田谷	無
219	219	045	市原市	大桶	城跡山	一部概成
219	219	046	市原市	金剛地	富貴沢	概成
219	219	047	市原市	金剛地	辺田山	一部概成
219	219	048	市原市	金剛地	関戸	一部概成
219	219	049	市原市	金剛地	川向	一部概成
219	219	050	市原市	天羽田	坂口	無

中部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
219	219	051	市原市	迎田	神ノ木	無
219	219	052	市原市	深城	麦有田	一部概成
219	219	053	市原市	深城	志保知	無
219	219	054	市原市	深城	宮ノ脇	一部概成
219	219	055	市原市	深城	道金坂	無
219	219	056	市原市	風戸	前田	無
219	219	057	市原市	立野	谷	一部概成
219	219	058	市原市	上高根	南柳作	無
219	219	059	市原市	上高根	下有実	無
219	219	060	市原市	佐是	山村	無
219	219	061	市原市	寺谷	安養登	一部概成
219	219	062	市原市	栢橋	金久曾	概成
219	219	063	市原市	西国吉	谷	無
219	219	064	市原市	川在	浅間	無
219	219	065	市原市	奉免	辺田前	無
219	219	067	市原市	米沢	稻荷代	無
219	219	069	市原市	真ノ谷	真ノ谷	概成
219	219	070	市原市	宿	西本木	一部概成
219	219	071	市原市	堀越	丸山	一部概成
219	219	072	市原市	堀越	大台	無
219	219	073	市原市	市場	和田前	無
219	219	074	市原市	市場	東夷前	無
219	219	075	市原市	島田	吹上	概成
219	219	076	市原市	奥野	竹之台	無
219	219	077	市原市	石川	白幡台	無
219	219	078	市原市	大蔵	沖	無
219	219	079	市原市	金沢	台山	無
219	219	080	市原市	金沢	上敷	無
219	219	081	市原市	皆吉	天下	無
219	219	082	市原市	奥野	米田	無
219	219	083	市原市	池和田	上関谷	無
219	219	084	市原市	田尾	一ノ作	無
219	219	086	市原市	水沢	向台	一部概成
219	219	087	市原市	水沢	中向台	無
219	219	088	市原市	田尾	小滝台	無
219	219	089	市原市	久保	永田谷	無
219	219	090	市原市	久保	権ノ谷	無
219	219	091	市原市	駒込	松ノ台	無
219	219	092	市原市	山小川	谷	無
219	219	093	市原市	新井	北ノ谷	無
219	219	094	市原市	新井	亀ノ谷	無
219	219	095	市原市	新井	大坂	無

中部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
219	219	096	市原市	古敷谷	内代田	無
219	219	097	市原市	平蔵	松山台	無
219	219	098	市原市	平蔵	滝口	無
219	219	099	市原市	万田野	竹ノ堀	無
219	219	100	市原市	万田野	沢田	無
219	219	101	市原市	飯給	中ノ台	無
219	219	102	市原市	万田野	義屋貝	無
219	219	103	市原市	柿木台	台山	無
219	219	104	市原市	月崎	津津戸	無
219	219	105	市原市	柳川	恩田	無
219	219	106	市原市	菅野	小関谷	概成
219	219	107	市原市	古敷谷	関谷	無
219	219	108	市原市	吉沢	堰端	無
219	219	109	市原市	古敷谷	大畑峰	概成
219	219	110	市原市	古敷谷	中谷	無
219	219	111	市原市	古敷谷	丹ノ崎	一部概成
219	219	112	市原市	古敷谷	木戸脇	概成
219	219	113	市原市	古敷谷	古宿	一部概成
219	219	114	市原市	古敷谷	自主	無
219	219	116	市原市	徳氏	入ノ代	概成
219	219	117	市原市	平蔵	川崎	無
219	219	118	市原市	平蔵	岡田	無
219	219	119	市原市	米原	追廻し	無
219	219	120	市原市	米原	寺代	一部概成
219	219	121	市原市	米原	石田	概成
219	219	122	市原市	米原	東谷	一部概成
219	219	124	市原市	米原	井戸向	一部概成
219	219	126	市原市	小草畑	仙元部田	無
219	219	127	市原市	小草畑	滝ノ上	無
219	219	128	市原市	小草畑	結城沢上	無
219	219	129	市原市	月出	宮田	無
219	219	130	市原市	田淵	下野久沢	無
219	219	131	市原市	田淵	中野代	一部概成
219	219	132	市原市	田淵	寺ノ後	無
219	219	133	市原市	田淵	胡麻畑	無
219	219	134	市原市	月出	竹ノ堀	無
219	219	135	市原市	月出	上西堀	無
219	219	136	市原市	月出	三石	無
219	219	137	市原市	月出	稲村道	無
219	219	138	市原市	月出	カキカケ	無
219	219	139	市原市	月出	伊藤谷止	無
219	219	140	市原市	月出	湯ノ沢	無

中部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
219	219	141	市原市	国本	松郷	無
219	219	142	市原市	大久保	山乗	無
219	219	143	市原市	折津	後山	概成
219	219	144	市原市	折津	東郷	無
219	219	145	市原市	戸面	上ノ代	無
219	219	146	市原市	戸面	下口	無
219	219	147	市原市	戸面	下ノ代	無
219	219	148	市原市	久保	熊野谷	概成
219	219	149	市原市	岩	岩ノ谷	無
219	219	150	市原市	山倉	粟山	概成
219	219	151	市原市	小田部	殿ヶ谷	一部概成
219	219	152	市原市	東国吉	大門	一部概成
219	219	153	市原市	小田部	殿ヶ谷2	無
219	219	154	市原市	不入斗	永藤	無
219	219	155	市原市	大桶	三谷	一部概成
219	219	156	市原市	田尾	井戸谷	無
219	219	157	市原市	原田	道上	概成
219	219	158	市原市	権津	寺の腰	無
219	219	159	市原市	上高根	甚ヶ由	無
219	219	160	市原市	皆吉	橘山	無
219	219	161	市原市	藪	道	無
219	219	162	市原市	古敷谷	正ノ田	無
219	219	163	市原市	平蔵	平蔵坂	無
219	219	164	市原市	万田野	下畑	無
219	219	165	市原市	万田野	表	無
219	219	166	市原市	徳氏	辺田山	無
219	219	167	市原市	奥野	中谷	無
219	219	168	市原市	古敷谷	丹ヶ崎2	無
219	219	169	市原市	古敷谷	西正ノ田	一部概成
219	219	170	市原市	岩	岩ノ谷2	概成
219	219	171	市原市	田淵	中野台	一部概成
219	219	172	市原市	月出	稲村道	概成
219	219	173	市原市	石塚	下石塚	概成
219	219	174	市原市	戸面	下ノ代	概成
219	219	175	市原市	堀越	上赤沢	概成
219	219	176	市原市	平蔵	天神前	概成
219	219	177	市原市	万田野	義屋貝2	無
219	219	178	市原市	月出	湯ノ沢	一部概成
219	219	179	市原市	大作	南	概成
219	219	180	市原市	月崎	関戸	一部概成
219	219	181	市原市	佐是	堀ノ内	一部概成
219	219	182	市原市	奥野	一ノ関	概成

中部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
219	219	183	市原市	金剛地	根田	一部概成
219	219	184	市原市	荻作	上ノ台	一部概成
219	219	185	市原市	不入斗	小僧	概成
219	219	186	市原市	滝口	谷	概成
219	219	187	市原市	天羽田	宮ノ下割	概成
219	219	188	市原市	奉免	花井戸	一部概成
219	219	189	市原市	奥野	房前	概成
219	219	190	市原市	東国吉	南田	一部概成
219	219	191	市原市	栢橋	鞆戸	一部概成
225	225	001	君津市	平田	鹿野山	概成
225	225	001	君津市	坂田	本名輪	無
225	225	002	君津市	久留里	城山	概成
225	225	002	君津市	山本	下田	無
225	225	003	君津市	久留里	内山	一部概成
225	225	003	君津市	山本	東殿下	無
225	225	004	君津市	久留里	内山	無
225	225	004	君津市	山本	堰山	無
225	225	005	君津市	小香	小谷	一部概成
225	225	006	君津市	小香	百目	概成
225	225	007	君津市	郡	上桑ヶ谷	無
225	225	008	君津市	小山野	和久田	無
225	225	009	君津市	小山野	北ヶ谷	一部概成
225	225	010	君津市	郡	稲村	無
225	225	011	君津市	小山野	首塚	無
225	225	012	君津市	大山野	万願寺	無
225	225	014	君津市	白駒	曲元	概成
225	225	015	君津市	中島	丸ヶ作	概成
225	225	016	君津市	練木	西谷	無
225	225	017	君津市	三直	奥谷	無
225	225	018	君津市	尾車	下峰	無
225	225	019	君津市	尾車	羽黒下	無
225	225	020	君津市	大鷲新田	大谷	無
225	225	022	君津市	大井	西郡	無
225	225	023	君津市	大井	三ツ塚	無
225	225	024	君津市	大井	金堀塚	無
225	225	025	君津市	根本	貝壳谷	概成
225	225	026	君津市	小糸大谷	水ノ元	無
225	225	027	君津市	根本	根本一	一部概成
225	225	028	君津市	根本	水神谷	無
225	225	029	君津市	根本	大木坂	無
225	225	030	君津市	根本	月山下	無
225	225	031	君津市	根本	和田	無

中部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
225	225	032	君津市	根本	東和田	無
225	225	034	君津市	長石	熊之谷	無
225	225	035	君津市	長石	田之谷	無
225	225	036	君津市	法木	台	無
225	225	037	君津市	法木	台2	無
225	225	038	君津市	法木	カヤカリバ	無
225	225	039	君津市	大井戸	八木	無
225	225	040	君津市	大井戸	上大月	無
225	225	041	君津市	小山野	種ヶ谷	無
225	225	043	君津市	大山野	上石谷	無
225	225	044	君津市	馬登	早稲田	無
225	225	045	君津市	馬登	樋之谷	無
225	225	046	君津市	尾車	京ヶ谷	無
225	225	047	君津市	草牛	中ノ作	無
225	225	048	君津市	草牛	石名作	無
225	225	049	君津市	鹿野山	木出ノ下	概成
225	225	052	君津市	東猪原	唐越	無
225	225	053	君津市	大坂	新吉原	無
225	225	054	君津市	大坂	岩室	無
225	225	055	君津市	大坂	富士見台	概成
225	225	056	君津市	市宿	中ノ作	概成
225	225	057	君津市	向郷	長部田	概成
225	225	058	君津市	平山	宇坪	無
225	225	059	君津市	山滝野	大谷	無
225	225	061	君津市	怒田	仁王堂	無
225	225	062	君津市	怒田	稲子沢	無
225	225	063	君津市	広岡	鴻ノ巣	無
225	225	064	君津市	広岡	向山	一部概成
225	225	065	君津市	広岡	林	無
225	225	066	君津市	山滝野	日ノ向	無
225	225	067	君津市	大中	岩下	無
225	225	068	君津市	大戸見	九兵衛	概成
225	225	069	君津市	大戸見	片野	概成
225	225	070	君津市	高水	亀山	無
225	225	071	君津市	辻森	北辻森	無
225	225	072	君津市	大岩	小栗	無
225	225	073	君津市	正木	梅ノ木台	無
225	225	074	君津市	奥米	井戸尻	一部概成
225	225	075	君津市	奥米	奥米台	無
225	225	076	君津市	奥米	回田	無
225	225	077	君津市	奥米	旧川	無
225	225	078	君津市	笹	勇木台	無

中部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
225	225	079	君津市	笹	六盃	無
225	225	080	君津市	笹	椴山	無
225	225	081	君津市	滝原	折越沢	概成
225	225	082	君津市	蔵玉	隠畑	無
225	225	083	君津市	蔵玉	安郷沢	無
225	225	085	君津市	黄和田畑	坂下	無
225	225	086	君津市	糠田	西郷	無
225	225	087	君津市	糠田	西郷2	概成
225	225	088	君津市	怒田	福野	無
225	225	089	君津市	浦田	大森	無
225	225	090	君津市	西原	飯御塚下	概成
225	225	091	君津市	西原	上村山	一部概成
225	225	092	君津市	小市部	居山	概成
225	225	094	君津市	三田	一ノ作東	無
225	225	095	君津市	長谷川	長谷川谷	概成
225	225	096	君津市	小櫃台	新多々	概成
225	225	097	君津市	久留里大谷	坊谷	無
225	225	098	君津市	川谷	柿ノ沢	無
225	225	099	君津市	箕輪	根山	無
225	225	100	君津市	箕輪	官上	概成
225	225	103	君津市	広岡	上ノ山	概成
225	225	104	君津市	怒田	源台	概成
225	225	105	君津市	蔵玉	門生代	無
225	225	106	君津市	蔵玉	台	無
225	225	107	君津市	郡	下南谷	無
225	225	108	君津市	皿引	坂口	概成
225	225	109	君津市	植畑	棚妻	一部概成
225	225	110	君津市	上湯江	宮田	概成
225	225	111	君津市	郡	台田	無
225	225	112	君津市	郡	大田	無
225	225	113	君津市	浜子	堰下	無
225	225	114	君津市	小山野	不二田	無
225	225	115	君津市	小山野	六反目	無
225	225	116	君津市	六手	中谷	無
225	225	117	君津市	六手	西谷	無
225	225	118	君津市	六手	西谷2	無
225	225	119	君津市	六手	市後作	無
225	225	120	君津市	浜子	宮田	無
225	225	121	君津市	大山野	杉田	無
225	225	122	君津市	大山野	山田谷	一部概成
225	225	123	君津市	六手	辻花	無
225	225	124	君津市	六手	東谷	無

中部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
225	225	125	君津市	六手	房谷	無
225	225	126	君津市	六手	西谷	無
225	225	127	君津市	六手	大作	無
225	225	128	君津市	六手	奥房	無
225	225	129	君津市	大山野	山田谷	一部概成
225	225	130	君津市	小山野	陽畑	無
225	225	131	君津市	山高原	滝之沢	無
225	225	132	君津市	大山野	若祭	無
225	225	133	君津市	大山野	篠根谷	無
225	225	134	君津市	大山野	茄子谷	概成
225	225	135	君津市	大山野	片瀬田	無
225	225	136	君津市	大山野	奥谷	無
225	225	137	君津市	皿引	棒谷	無
225	225	138	君津市	尾車	脇ノ田	無
225	225	139	君津市	草牛	船ノ作	無
225	225	140	君津市	大鷲新田	梨ノ木作	無
225	225	141	君津市	大鷲	大谷	無
225	225	142	君津市	大鷲	釜代	無
225	225	143	君津市	大鷲新田	前並	無
225	225	144	君津市	大鷲	堀ノ内	無
225	225	145	君津市	中島	竹際	無
225	225	146	君津市	中島	門前	無
225	225	147	君津市	中島	椎木谷	無
225	225	148	君津市	中島	長照寺下	無
225	225	149	君津市	中島	椎木谷	無
225	225	150	君津市	根本	大屋敷	無
225	225	151	君津市	中島	上武勇	一部概成
225	225	152	君津市	小糸大谷	大木坂	無
225	225	153	君津市	小糸大谷	上下谷	一部概成
225	225	154	君津市	白駒	堀田谷	無
225	225	155	君津市	荻作	東根	無
225	225	156	君津市	久留里	内山	無
225	225	157	君津市	浦田	大広	無
225	225	160	君津市	青柳	ヤタガヘタ	概成
225	225	161	君津市	馬登	小久保	概成
225	225	162	君津市	小糸大谷	荒井	概成
225	225	163	君津市	鹿野山	木出ノ下	概成
225	225	164	君津市	鹿野山	高連台	概成
225	225	165	君津市	鹿野山	中町	概成
225	225	166	君津市	糸川	主計台	概成
225	225	167	君津市	鹿野山	天神堀	概成
225	225	168	君津市	中島	丸ケ作	概成

中部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
225	225	169	君津市	草川原	折木沢	概成
225	225	170	君津市	鹿野山	高連台2	概成
225	225	171	君津市	糸川	杉行田前	概成
225	225	172	君津市	蔵玉	門生代3	概成
225	225	173	君津市	人見	獅山	概成
225	225	175	君津市	人見	獅山	概成
225	225	177	君津市	萩作	仲ノ作	概成
225	225	178	君津市	鹿野山	一本野	概成
225	225	179	君津市	糸川	杉行田	概成
225	225	180	君津市	鹿野山	一本野2	概成
225	225	182	君津市	黄和田畑	北畑	概成
225	225	183	君津市	白駒	前田	一部概成
225	225	184	君津市	怒田	池ノ谷	一部概成
225	225	185	君津市	利根	作原	概成
225	225	186	君津市	東猪原	久原	無
225	225	187	君津市	蔵玉	右千沢	一部概成
225	225	188	君津市	長谷川	地堀	一部概成
225	225	189	君津市	長谷川	岩穴前	一部概成
225	225	190	君津市	豊英	木和田	一部概成
226	226	001	富津市	上飯野	上鹿嶋	無
226	226	002	富津市	本郷	西谷	無
226	226	003	富津市	相野谷	政所谷	無
226	226	005	富津市	宝童寺	坂口	概成
226	226	007	富津市	鶴岡	日路	一部概成
226	226	008	富津市	鶴岡	岩井作	概成
226	226	009	富津市	竹岡	小田代	一部概成
226	226	010	富津市	竹岡	猪谷山	無
226	226	011	富津市	竹岡	猪作	一部概成
226	226	012	富津市	竹岡	芝津山	一部概成
226	226	013	富津市	竹岡	猪出口	概成
226	226	014	富津市	萩生	西ノ角	一部概成
226	226	015	富津市	萩生	上ノ台	無
226	226	017	富津市	金谷	島戸倉	無
226	226	018	富津市	竹岡	大塚山	一部概成
226	226	019	富津市	竹岡	大塚山2	無
226	226	020	富津市	竹岡	延命寺	無
226	226	021	富津市	竹岡	形瀬	無
226	226	023	富津市	相川	柳糸	一部概成
226	226	024	富津市	梨沢	川田	概成
226	226	025	富津市	岩坂	弁天	概成
226	226	026	富津市	豊岡	腰	無
226	226	027	富津市	豊岡	富士越	一部概成

中部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
226	226	028	富津市	相川	下井作	無
226	226	029	富津市	相川	三昧	無
226	226	030	富津市	相川	古屋敷	無
226	226	031	富津市	相川	唐知山	無
226	226	033	富津市	田原	畑上	無
226	226	034	富津市	志駒	稲子沢	無
226	226	035	富津市	豊岡	下戸面原	無
226	226	036	富津市	金谷	上原	一部概成
226	226	037	富津市	金谷	上ノ山	概成
226	226	044	富津市	豊岡	大救場	無
226	226	045	富津市	豊岡	迎	無
226	226	046	富津市	豊岡	奥ノ台	無
226	226	047	富津市	豊岡	溝下田	無
226	226	049	富津市	豊岡	上ノ山	一部概成
226	226	050	富津市	岩坂	大満	無
226	226	051	富津市	相川	田畑	無
226	226	052	富津市	関	戌亥谷	無
226	226	053	富津市	金谷	久保	無
226	226	055	富津市	竹岡	水ノ尻	概成
226	226	057	富津市	小久保	明前	無
226	226	058	富津市	亀沢	岩生谷	一部概成
226	226	059	富津市	亀沢	鈴鹿	無
226	226	060	富津市	萩生	堀ノ内	概成
226	226	062	富津市	小久保	念ノ谷	概成
226	226	063	富津市	海良	真光塚	概成
226	226	064	富津市	八幡	内田	概成
226	226	065	富津市	不入斗	西根	概成
226	226	066	富津市	亀田	光根2	概成
226	226	067	富津市	笹毛	鴻巣谷	無
226	226	068	富津市	加藤	砂田	概成
226	226	069	富津市	海良	谷	無
226	226	070	富津市	海良	岩ノ脇	無
226	226	071	富津市	海良	北谷	無
226	226	072	富津市	田倉	山号	無
226	226	073	富津市	東大和田	堀切	無
226	226	074	富津市	東大和田	中山	無
226	226	075	富津市	相川	谷	概成
226	226	076	富津市	相野谷	関谷	無
226	226	077	富津市	障子谷	古宮ノ谷	無
226	226	078	富津市	一色	北谷	一部概成
226	226	079	富津市	障子谷	入山	無
226	226	080	富津市	障子谷	入山2	無

中部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
226	226	081	富津市	上	小山	無
226	226	082	富津市	上	長八屋敷	無
226	226	083	富津市	上	和田下	無
226	226	084	富津市	上	三田町	一部概成
226	226	085	富津市	上	居屋敷	無
226	226	086	富津市	上	川間	無
226	226	087	富津市	上	新山	無
226	226	088	富津市	近藤	近藤谷	無
226	226	089	富津市	近藤	飛田川	無
226	226	090	富津市	八田沼	上打越	無
226	226	091	富津市	八田沼	上打越2	無
226	226	092	富津市	亀田	関谷	無
226	226	093	富津市	亀沢	八畝	一部概成
226	226	094	富津市	宝竜寺	稲子沢	無
226	226	095	富津市	更和	上木村	無
226	226	096	富津市	田倉	仁王面	無
226	226	097	富津市	寺尾	上ノ台	無
226	226	098	富津市	東大和田	横道	概成
226	226	099	富津市	関尻	向	一部概成
226	226	100	富津市	竹岡	猪山	概成
226	226	101	富津市	小久保	橋ノ上	無
226	226	102	富津市	大森	若宮	概成
226	226	103	富津市	志駒	奥井沢	概成
226	226	106	富津市	竹岡	大棚	概成
226	226	107	富津市	竹岡	山入	概成
226	226	108	富津市	豊岡	向南郷	概成
226	226	109	富津市	豊岡	向南郷2	概成
226	226	110	富津市	豊岡	向田	概成
226	226	111	富津市	梨沢	大台横手	概成
226	226	112	富津市	桜井	当号谷	概成
226	226	113	富津市	豊岡	向田	概成
226	226	115	富津市	竹岡	猪山	概成
226	226	116	富津市	田倉	中丸塚4	概成
226	226	117	富津市	梨沢	郷蔵	概成
226	226	118	富津市	桜井	当号谷2	概成
226	226	119	富津市	桜井	当号谷3	概成
226	226	123	富津市	梨沢	西井戸堀	概成
226	226	126	富津市	東大和田	大辺良	概成
226	226	127	富津市	寺尾	上ノ台	概成
226	226	128	富津市	小久保	岩鼻	一部概成
226	226	129	富津市	小久保	下古ヶ谷	概成
226	226	130	富津市	桜井	山ノ根	一部概成

中部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
226	226	131	富津市	竹岡	城山	一部概成
226	226	132	富津市	豊岡	春地畑	無
226	226	133	富津市	亀田	谷根	概成
226	226	134	富津市	小久保	飯盛塚	無
226	226	135	富津市	上	百坂口	概成
226	226	136	富津市	中	辰間ヶ谷	概成
226	226	137	富津市	梨沢	黄和田	一部概成
226	226	138	富津市	八幡	西金谷	一部概成
229	229	002	袖ヶ浦市	代宿	溝谷	無
229	229	003	袖ヶ浦市	久保田	杓田	一部概成
229	229	004	袖ヶ浦市	久保田	桑ヶ谷	概成
229	229	005	袖ヶ浦市	久保田	獅子込	概成
229	229	006	袖ヶ浦市	久保田	上ノ台	無
229	229	007	袖ヶ浦市	久保田	洪田	無
229	229	008	袖ヶ浦市	坂戸市場	坂戸山	無
229	229	009	袖ヶ浦市	蔵波	殿畑	無
229	229	010	袖ヶ浦市	蔵波	谷ノ下	概成
229	229	011	袖ヶ浦市	神納	金沢	無
229	229	012	袖ヶ浦市	神納	寒沢	無
229	229	013	袖ヶ浦市	神納	雷塚	無
229	229	015	袖ヶ浦市	飯富	宮東	無
229	229	016	袖ヶ浦市	飯富	牛久	無
229	229	020	袖ヶ浦市	三ツ作	東	無
229	229	022	袖ヶ浦市	下泉	椎木	一部概成
229	229	023	袖ヶ浦市	下泉	カマダ	無
229	229	024	袖ヶ浦市	上泉	定度岱	無
229	229	025	袖ヶ浦市	上泉	定度岱2	無
229	229	027	袖ヶ浦市	川原井	萩ノ台	無
229	229	028	袖ヶ浦市	川原井	寺地	無
229	229	029	袖ヶ浦市	川原井	保町谷	無
229	229	030	袖ヶ浦市	川原井	犢ヶ谷	無
229	229	031	袖ヶ浦市	川原井	神明下	無
229	229	032	袖ヶ浦市	林	余町	一部概成
229	229	033	袖ヶ浦市	林	シラヤ	無
229	229	034	袖ヶ浦市	打越	上	概成
229	229	035	袖ヶ浦市	下根岸	中谷台	無
229	229	036	袖ヶ浦市	下宮田	中ヒキリ	無
229	229	037	袖ヶ浦市	下宮田	広作	無
229	229	038	袖ヶ浦市	下宮田	北下谷	一部概成
229	229	039	袖ヶ浦市	下宮田	台	無
229	229	040	袖ヶ浦市	高谷	宮ノ台	無
229	229	041	袖ヶ浦市	高谷	桐ヶ谷	無

中部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
229	229	042	袖ヶ浦市	上泉	房根岱	概成
229	229	043	袖ヶ浦市	林	腰巻	無
229	229	044	袖ヶ浦市	林	中兵	概成
229	229	045	袖ヶ浦市	玉野	北ノ谷	無
229	229	046	袖ヶ浦市	下宮田	広作	無
229	229	047	袖ヶ浦市	川原井	米田	無
229	229	048	袖ヶ浦市	岩井	勝	無
229	229	050	袖ヶ浦市	久保田	定使山	無
229	229	051	袖ヶ浦市	久保田	定使山2	無
229	229	052	袖ヶ浦市	川原井	井戸谷	概成
229	229	053	袖ヶ浦市	川原井	番所谷	概成

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
205	205	001	館山市	小原	弁天前	無
205	205	003	館山市	洲崎	御手洗山	概成
205	205	004	館山市	亀ヶ原	青木根	無
205	205	006	館山市	那古	那古山	概成
205	205	008	館山市	古茂口	小谷	無
205	205	009	館山市	波佐間	戸越	無
205	205	013	館山市	佐野	白萩	無
205	205	014	館山市	神余	久所	無
205	205	015	館山市	布良	東本郷	無
205	205	019	館山市	亀ヶ原	横峯	無
205	205	020	館山市	亀ヶ原	横峯	無
205	205	021	館山市	正木	谷田	無
205	205	022	館山市	竹原	尾曾根	無
205	205	023	館山市	竹原	子神	無
205	205	025	館山市	竹原	大畑	無
205	205	026	館山市	竹原	御霊	無
205	205	027	館山市	竹原	横枕	無
205	205	028	館山市	竹原	横枕	無
205	205	029	館山市	竹原	横枕	概成
205	205	030	館山市	竹原	平田	無
205	205	031	館山市	竹原	孫太	無
205	205	032	館山市	竹原	小田辺	無
205	205	033	館山市	大井	角田	無
205	205	034	館山市	山本	大萩	無
205	205	035	館山市	稲	下根	無
205	205	036	館山市	稲	西柵	無
205	205	037	館山市	二子	寺谷	概成
205	205	038	館山市	二子	谷	無
205	205	039	館山市	二子	谷	概成
205	205	040	館山市	二子	中井	無
205	205	041	館山市	安東	小網	無
205	205	042	館山市	安東	南鴻ヶ巣	無
205	205	043	館山市	宝貝	西ヶ谷	無
205	205	044	館山市	宝貝	北ヶ谷	無
205	205	045	館山市	宝貝	宝ヶ谷	無
205	205	046	館山市	宝貝	吉ヶ谷	一部概成
205	205	047	館山市	宝貝	宝ヶ谷	無
205	205	048	館山市	宝貝	宝ヶ谷	無
205	205	049	館山市	水岡	人之谷	無
205	205	050	館山市	水岡	小林	無
205	205	051	館山市	水岡	山鳥	無
205	205	052	館山市	水岡	鎮守	無

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
205	205	053	館山市	水岡	御門前	無
205	205	054	館山市	水岡	北方	無
205	205	055	館山市	水岡	下夕田	無
205	205	056	館山市	水岡	新道	無
205	205	057	館山市	洲崎	水沢	無
205	205	058	館山市	洲崎	仙道	無
205	205	059	館山市	坂田	丸越	無
205	205	060	館山市	坂田	清水	無
205	205	061	館山市	坂田	山野尾	無
205	205	062	館山市	波左間	下砂間	無
205	205	063	館山市	大賀	前山	無
205	205	064	館山市	大賀	前山	無
205	205	065	館山市	宮城	寺下	無
205	205	066	館山市	宮城	合田	無
205	205	067	館山市	沼	作/田	無
205	205	068	館山市	沼	長関	無
205	205	069	館山市	館山	城山	無
205	205	070	館山市	早物	根方	無
205	205	071	館山市	南条	水神畑	無
205	205	072	館山市	南条	並	無
205	205	073	館山市	南条	東山	無
205	205	074	館山市	南条	西山居	無
205	205	075	館山市	大戸	白幡	無
205	205	076	館山市	作名	神田ヶ谷	無
205	205	077	館山市	作名	向	無
205	205	078	館山市	作名	大畑	無
205	205	079	館山市	作名	柳作	無
205	205	080	館山市	大戸	岩井作	無
205	205	081	館山市	飯沼	内田	無
205	205	082	館山市	飯沼	水口	無
205	205	083	館山市	山本	西山	無
205	205	084	館山市	山本	西山	無
205	205	085	館山市	古茂口	沖田	無
205	205	086	館山市	古茂口	松藁	無
205	205	090	館山市	古茂口	小谷	無
205	205	091	館山市	古茂口	地藏ヶ谷	無
205	205	092	館山市	古茂口	笹見塚	無
205	205	093	館山市	古茂口	和田	無
205	205	094	館山市	古茂口	荏畑	無
205	205	095	館山市	古茂口	七反目	無
205	205	096	館山市	洲ノ宮	星祭	無
205	205	097	館山市	藤原	大作	無

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
205	205	098	館山市	洲ノ宮	星祭	無
205	205	099	館山市	藤原	坂本	無
205	205	100	館山市	山萩	越ノ山萩	無
205	205	101	館山市	山萩	小長作	無
205	205	102	館山市	山萩	御馬井田	無
205	205	103	館山市	山萩	長畑	無
205	205	104	館山市	山萩	小長畑	無
205	205	105	館山市	山萩	長畑	無
205	205	106	館山市	岡田	西ヶ谷	無
205	205	107	館山市	出野尾	下坂本	無
205	205	108	館山市	出野尾	下坂本	無
205	205	109	館山市	出野尾	小網坂	無
205	205	110	館山市	出野尾	丸畑	無
205	205	111	館山市	西長田	堤入	無
205	205	112	館山市	東長田	門口	無
205	205	113	館山市	坂足	関下	無
205	205	114	館山市	神余	塚越	無
205	205	115	館山市	神余	平田原	無
205	205	116	館山市	神余	志婦里	無
205	205	118	館山市	神余	細田	無
205	205	119	館山市	神余	和田	無
205	205	120	館山市	神余	大楠	無
205	205	121	館山市	神余	奥山	無
205	205	122	館山市	畑	蛇ヶ尾	無
205	205	123	館山市	畑	上ノ台	無
205	205	124	館山市	畑	麦久田	無
205	205	125	館山市	畑	麦久田	無
205	205	126	館山市	畑	堀切	無
205	205	127	館山市	大神宮	菅座	無
205	205	128	館山市	大神宮	上西沢	概成
205	205	129	館山市	布良	出ノ口	無
205	205	130	館山市	大井	大田	無
205	205	131	館山市	西長田	小佐屋	無
205	205	132	館山市	東長田	谷	無
205	205	133	館山市	山萩	御馬井田	無
218	218	001	勝浦市	部原	僧前	一部概成
218	218	002	勝浦市	市野川	北峠	無
218	218	003	勝浦市	市野川	市川代	無
218	218	006	勝浦市	中倉	新坂	概成
218	218	008	勝浦市	新戸	御城下	無
218	218	010	勝浦市	部原	風早	無
218	218	011	勝浦市	沢倉	桐井上	一部概成

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
218	218	014	勝浦市	川津	花立	概成
218	218	015	勝浦市	沢倉	長谷	無
218	218	016	勝浦市	串浜	小清田	無
218	218	018	勝浦市	松部	本郷台	概成
218	218	019	勝浦市	鶴原	船戸	一部概成
218	218	020	勝浦市	鶴原	唾塚	一部概成
218	218	021	勝浦市	興津	平ノ台	無
218	218	022	勝浦市	興津	土井口	無
218	218	023	勝浦市	興津	要子庵	一部概成
218	218	024	勝浦市	興津	王子	無
218	218	025	勝浦市	上植野	岩畑	無
218	218	026	勝浦市	大森	場西	無
218	218	027	勝浦市	大森	白金里	無
218	218	029	勝浦市	中倉	本林	無
218	218	031	勝浦市	白木	草花郷	無
218	218	032	勝浦市	大森	大野原	概成
218	218	033	勝浦市	見掛	上細野	概成
218	218	034	勝浦市	上植野	荒久	無
218	218	035	勝浦市	台宿	菖蒲谷	無
218	218	036	勝浦市	洗行川	小滝谷	概成
218	218	038	勝浦市	興津	横須貴	無
218	218	039	勝浦市	興津	小浦	無
218	218	042	勝浦市	平田	藪平田	無
218	218	043	勝浦市	部原	堂ノ上	無
218	218	044	勝浦市	部原	内出	無
218	218	045	勝浦市	部原	十二天	一部概成
218	218	046	勝浦市	新宮	新官谷	無
218	218	047	勝浦市	部原	中島	概成
218	218	049	勝浦市	川津	菜ノ木	概成
218	218	051	勝浦市	洗勝浦	虫浦	無
218	218	052	勝浦市	串浜	中ノ台	一部概成
218	218	053	勝浦市	松部	反目	概成
218	218	054	勝浦市	鶴原	長入	概成
218	218	055	勝浦市	鶴原	寺ノ谷	概成
218	218	056	勝浦市	佐野	宮ノ台	無
218	218	057	勝浦市	佐野	荒久井台	無
218	218	058	勝浦市	荒木根	荷付場	無
218	218	059	勝浦市	中倉	小倉山	無
218	218	063	勝浦市	市野川	バチガク	無
218	218	066	勝浦市	白木	宮ノ下	無
218	218	068	勝浦市	法花	三好	無
218	218	069	勝浦市	法花	鬼之川	無

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
218	218	070	勝浦市	見掛	紅葉	無
218	218	073	勝浦市	大森	向畑	無
218	218	074	勝浦市	大森	辺里	無
218	218	075	勝浦市	大森	郷沢	無
218	218	076	勝浦市	植野	観音堂	無
218	218	077	勝浦市	赤羽根	弓折	無
218	218	078	勝浦市	法花	寺之下	無
218	218	079	勝浦市	関谷	弓折	無
218	218	080	勝浦市	関谷	弓折	無
218	218	081	勝浦市	関谷	木戸脇	無
218	218	082	勝浦市	関谷	木戸脇	無
218	218	083	勝浦市	中谷	原沢	無
218	218	084	勝浦市	関谷	小関	無
218	218	086	勝浦市	部原	僧ヶ台	無
218	218	087	勝浦市	中島	一丁塚	無
218	218	088	勝浦市	中島	アフリカ谷	無
218	218	089	勝浦市	松部	新屋敷	概成
218	218	090	勝浦市	串浜	中ノ台	概成
218	218	091	勝浦市	串浜	番蔵	無
218	218	092	勝浦市	興津	上大谷	無
218	218	093	勝浦市	守谷	馬込	概成
218	218	094	勝浦市	鶴原	嵜塚	一部概成
218	218	095	勝浦市	鶴原	長入	無
218	218	096	勝浦市	鶴原	長入	概成
218	218	097	勝浦市	鶴原	墨場	無
218	218	098	勝浦市	松部	尾名	無
218	218	099	勝浦市	松部	砂子ノ入	無
218	218	100	勝浦市	松部	反目	概成
218	218	101	勝浦市	松部	本郷台	概成
218	218	102	勝浦市	洗勝浦	新池ヶ谷	無
218	218	103	勝浦市	行川	坊谷	一部概成
218	218	104	勝浦市	興津	湊	一部概成
218	218	105	勝浦市	川津	万名	一部概成
218	218	106	勝浦市	大沢	古野	一部概成
218	218	107	勝浦市	浜行川	倉ヶ谷	一部概成
218	218	108	勝浦市	墨名	八軒島	一部概成
218	218	109	勝浦市	川津	万名	一部概成
223	223	001	鴨川市	東町	東上ノ山	無
223	223	002	鴨川市	東町	東上ノ山	無
223	223	003	鴨川市	東町	西上ノ山	無
223	223	004	鴨川市	西町	中台峰	無
223	223	005	鴨川市	東町	中台峰	無

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
223	223	006	鴨川市	東町	西上ノ山	無
223	223	008	鴨川市	東町	下袋倉谷	無
223	223	009	鴨川市	東町	中袋倉谷	無
223	223	010	鴨川市	東町	中袋倉谷	無
223	223	012	鴨川市	東町	上袋倉谷	無
223	223	013	鴨川市	東町	中袋倉谷	無
223	223	014	鴨川市	和泉	西保台	無
223	223	015	鴨川市	栗斗	湯谷	無
223	223	018	鴨川市	栗斗	横手	概成
223	223	019	鴨川市	栗斗	仲代	無
223	223	020	鴨川市	打墨	坂口, 向峰	無
223	223	021	鴨川市	打墨	動山	無
223	223	022	鴨川市	打墨	三ノ口	無
223	223	023	鴨川市	打墨	押元	無
223	223	024	鴨川市	打墨	押元	無
223	223	025	鴨川市	打墨	京田, 小谷	無
223	223	027	鴨川市	打墨	小滝	無
223	223	028	鴨川市	打墨	小滝	無
223	223	029	鴨川市	打墨	船石	無
223	223	031	鴨川市	打墨	下鷹巣	一部概成
223	223	032	鴨川市	打墨	牛坂	無
223	223	033	鴨川市	太田学	大峯	無
223	223	034	鴨川市	北小町	堂ノ谷	無
223	223	035	鴨川市	北小町	楠	一部概成
223	223	036	鴨川市	太田学	上ノ代	無
223	223	037	鴨川市	花房	小塚	無
223	223	038	鴨川市	花房	峰	無
223	223	039	鴨川市	和泉	富部台	無
223	223	040	鴨川市	畑	菅谷	無
223	223	041	鴨川市	畑	柿木代	無
223	223	042	鴨川市	江見内遠野	山居	無
223	223	043	鴨川市	東江見	森前	無
223	223	044	鴨川市	江見東真門	七反目	無
223	223	045	鴨川市	松尾寺	打越	無
223	223	046	鴨川市	栗斗	石田	概成
223	223	047	鴨川市	西町	西峰, 上峰	無
223	223	048	鴨川市	太海	大淵	無
223	223	049	鴨川市	西江見	西山向	無
223	223	050	鴨川市	和泉	鳴子	概成
223	223	051	鴨川市	奈良林	菅ノ田	無
223	223	052	鴨川市	奈良林	中山	無
223	223	053	鴨川市	成川	女田ヶ原	無

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
223	223	054	鴨川市	小滝	小滝	無
223	223	055	鴨川市	立岩	立岩	無
223	223	056	鴨川市	打墨	大里境	無
223	223	057	鴨川市	打墨	諸ノ内	無
223	223	058	鴨川市	和泉	亀井	無
223	223	059	鴨川市	平塚	下仲尾	無
223	223	060	鴨川市	平塚	上仲尾	無
223	223	061	鴨川市	平塚	菰草	一部概成
223	223	062	鴨川市	奈良林	原	一部概成
223	223	063	鴨川市	成川	後川谷	概成
223	223	064	鴨川市	北小町	坂下	無
223	223	065	鴨川市	北小町	石川	一部概成
223	223	066	鴨川市	北小町	川間	概成
223	223	067	鴨川市	太田学	平柳	無
223	223	068	鴨川市	太田学	上久保田	無
223	223	069	鴨川市	打墨	森ノ下	無
223	223	070	鴨川市	打墨	鍛冶屋坂	無
223	223	071	鴨川市	和泉	小官	無
223	223	072	鴨川市	和泉	大六天	無
223	223	073	鴨川市	和泉	駒木	無
223	223	074	鴨川市	東町	吹通	無
223	223	075	鴨川市	広場	宝性寺谷	概成
223	223	076	鴨川市	平塚	丸塚	無
223	223	078	鴨川市	平塚	大田代	概成
223	223	079	鴨川市	太田学	代ノ前	概成
223	223	080	鴨川市	打墨	下帰田	無
223	223	081	鴨川市	和泉	片吹	概成
223	223	082	鴨川市	和泉	山王堰下	無
223	223	083	鴨川市	西町	西台	概成
223	223	084	鴨川市	西町	仲台	概成
223	223	085	鴨川市	東町	中袋倉	無
223	223	086	鴨川市	畑	西原	無
223	223	087	鴨川市	太海	上ノ台	無
223	223	088	鴨川市	江見内遠野	滝ノ原	無
223	223	089	鴨川市	東江見	房川	無
223	223	090	鴨川市	江見三本松	三本	無
223	223	091	鴨川市	江見青木	青木	無
223	223	092	鴨川市	天面	西駿河浜	無
223	223	093	鴨川市	北小町	荒平	無
223	223	094	鴨川市	打墨	西仲村	無
223	223	095	鴨川市	和泉	陸ヶ沢	無
223	223	096	鴨川市	和泉	カクミ	概成

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
223	223	097	鴨川市	太田学	和田	一部概成
223	223	098	鴨川市	宮山	富川	一部概成
223	223	099	鴨川市	古畑	大夫畑	一部概成
223	223	100	鴨川市	古畑	雷松	一部概成
223	223	101	鴨川市	池田	北	一部概成
223	223	102	鴨川市	北小町	金堀	一部概成
223	223	103	鴨川市	上小原	山王	一部概成
223	223	104	鴨川市	西江見	森脇	一部概成
223	472	001	鴨川市	小湊	大森谷	一部概成
223	472	002	鴨川市	小湊	大森谷	一部概成
223	472	002	鴨川市	小湊	田町	一部概成
223	472	003	鴨川市	小湊	城山	概成
223	472	003	鴨川市	内浦	番浦	概成
223	472	004	鴨川市	小湊	越ヶ谷	一部概成
223	472	005	鴨川市	内浦	三駄田	無
223	472	006	鴨川市	内浦	大風沢谷	無
223	472	007	鴨川市	内浦	奥塩手	無
223	472	008	鴨川市	内浦	大風沢	無
223	472	009	鴨川市	小湊	小船谷町	無
223	472	009	鴨川市	内浦	塩手	無
223	472	010	鴨川市	内浦	番浦	無
223	472	011	鴨川市	天津	白崎	概成
223	472	012	鴨川市	天津	二夕間谷	無
223	472	014	鴨川市	天津	御武	無
223	472	015	鴨川市	天津	二夕間	無
223	472	016	鴨川市	天津	塩辛田	概成
223	472	017	鴨川市	天津	石上	一部概成
223	472	018	鴨川市	天津	川久保	概成
223	472	019	鴨川市	天津	土橋	無
223	472	020	鴨川市	浜荻	吸通	無
223	472	023	鴨川市	四方木	入り	無
223	472	024	鴨川市	四方木	四方木	無
223	472	025	鴨川市	天津	栗坪	無
223	472	026	鴨川市	四方木	久保	無
223	472	027	鴨川市	清澄	地藏堂	概成
223	472	028	鴨川市	清澄	大下り東	一部概成
223	472	029	鴨川市	天津	布入	無
223	472	030	鴨川市	天津	梶原宿	無
223	472	031	鴨川市	天津	川脇	無
223	472	032	鴨川市	天津	城山	無
223	472	033	鴨川市	内浦	中塩手	無
223	472	034	鴨川市	浜荻	吹通	無

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
223	472	035	鴨川市	天津	布入	一部概成
223	472	036	鴨川市	天津	引土	概成
223	472	037	鴨川市	天津	内田	無
223	472	038	鴨川市	天津	天道	無
223	472	039	鴨川市	天津	実入	無
223	472	040	鴨川市	天津	実入	無
223	472	041	鴨川市	内浦	下梅田	無
223	472	042	鴨川市	内浦	上梅田	無
223	472	043	鴨川市	内浦	萩ノ巣	無
223	472	044	鴨川市	内浦	柿木田	無
223	472	045	鴨川市	小湊	小舟山	一部概成
223	472	046	鴨川市	浜荻	葛ヶ崎	一部概成
234	461	002	南房総市	大津	市野々	無
234	461	003	南房総市	大津	寺畑	無
234	461	004	南房総市	手取	尾崎	無
234	461	007	南房総市	南無谷	山崎	概成
234	461	008	南房総市	深名	汐木津	無
234	461	009	南房総市	深名	平代	無
234	461	010	南房総市	宮本	札ノ谷	無
234	461	012	南房総市	深名	大半津	無
234	461	013	南房総市	南無谷	駒込	無
234	461	014	南房総市	南無谷	上ノ坪	無
234	461	015	南房総市	丹生	関口	概成
234	461	016	南房総市	丹生	照尾	無
234	461	017	南房総市	丹生	芳畑	無
234	461	018	南房総市	豊岡	坂本	無
234	461	020	南房総市	多田良	磯ノ脇	無
234	461	022	南房総市	原岡	和田	概成
234	461	023	南房総市	居倉	青木沢	無
234	461	024	南房総市	深名	丹関	無
234	461	025	南房総市	宮本	舞台	無
234	461	026	南房総市	宮本	入ノ坪	無
234	461	027	南房総市	宮本	仲尾沢	無
234	461	028	南房総市	福沢	原田	無
234	461	029	南房総市	福沢	山崎	無
234	461	030	南房総市	多田良	西浜	無
234	461	031	南房総市	深名	岩崎	無
234	461	032	南房総市	福沢	香谷	無
234	461	033	南房総市	福沢	平田	概成
234	461	034	南房総市	福沢	仲入	無
234	461	035	南房総市	南無谷	駒込	一部概成
234	461	036	南房総市	宮本	仲尾沢	一部概成

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
234	461	037	南房総市	大津	坂本	一部概成
234	461	038	南房総市	大津	中里	一部概成
234	462	001	南房総市	犬掛	北畑	無
234	462	002	南房総市	平久里下	西長藤	無
234	462	003	南房総市	平久里下	東長藤	無
234	462	004	南房総市	犬掛	川坂	無
234	462	005	南房総市	平久里下	永蔵	無
234	462	006	南房総市	二部	高田	無
234	462	007	南房総市	二部	亀井	無
234	462	008	南房総市	久枝	関下	無
234	462	009	南房総市	市部	宿免	一部概成
234	462	011	南房総市	合戸	風早	一部概成
234	462	012	南房総市	小浦	飛ヶ谷	無
234	462	013	南房総市	高崎	芝山	無
234	462	014	南房総市	犬掛	曲田	無
234	462	015	南房総市	山田	乙沢	一部概成
234	462	016	南房総市	竹内	竹内山	一部概成
234	464	001	南房総市	上滝田	大畑	無
234	464	002	南房総市	上滝田	滝山	無
234	464	003	南房総市	海老敷	寺谷	無
234	464	004	南房総市	山名	山間	概成
234	464	005	南房総市	上堀野	石合	無
234	464	006	南房総市	上滝田	寺台	無
234	464	007	南房総市	上滝田	上原	概成
234	464	008	南房総市	上滝田	水汲戸	無
234	464	009	南房総市	上滝田	松尾	無
234	464	010	南房総市	下滝田	茱萸沢	無
234	464	011	南房総市	下滝田	竹ノ花	無
234	464	012	南房総市	下滝田	平山	概成
234	464	013	南房総市	下滝田	祢宜明	概成
234	464	014	南房総市	山下	唐沢	一部概成
234	464	015	南房総市	下滝田	仏知山	無
234	464	016	南房総市	三坂	神出ヶ谷	無
234	464	017	南房総市	上滝田	根古屋	無
234	464	018	南房総市	上滝田	根古屋	概成
234	464	020	南房総市	海老敷	寺山	無
234	464	021	南房総市	海老敷	大坂	無
234	464	023	南房総市	下滝田	唐沢	概成
234	464	024	南房総市	上堀野	黒岩	無
234	464	025	南房総市	上滝田	高月	無
234	464	026	南房総市	山下	八幡谷	概成
234	464	027	南房総市	下滝田	真名板	無

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
234	464	028	南房総市	山名	横山	無
234	464	029	南房総市	山名	平沢	無
234	464	030	南房総市	海老敷	寺山	無
234	464	031	南房総市	上滝田	水汲戸	無
234	464	032	南房総市	上滝田	水汲戸	無
234	464	033	南房総市	上滝田	花ノ木	無
234	464	034	南房総市	上滝田	池田	無
234	464	035	南房総市	上滝田	池田	無
234	464	036	南房総市	上滝田	大畑	無
234	464	037	南房総市	下滝田	仏知山	一部概成
234	464	038	南房総市	海老敷	広田	無
234	464	039	南房総市	山名	子ノ神	一部概成
234	464	040	南房総市	上堀野	黒岩	一部概成
234	464	041	南房総市	三坂	公法佐	無
234	464	042	南房総市	山下	杉戸	無
234	464	043	南房総市	大学口	下前田	一部概成
234	464	044	南房総市	山名	石切	無
234	464	045	南房総市	山名	井戸田	無
234	464	046	南房総市	山名	猿田前	概成
234	464	047	南房総市	山名	山間	無
234	464	048	南房総市	山名	小山	無
234	464	049	南房総市	山名	大谷	無
234	464	050	南房総市	本織	平尾	無
234	464	051	南房総市	本織	谷	無
234	464	052	南房総市	本織	道城前	一部概成
234	464	053	南房総市	本織	道城前	一部概成
234	464	054	南房総市	明石	入ノ谷	無
234	464	055	南房総市	池ノ内	西谷	無
234	464	056	南房総市	池ノ内	大作	無
234	464	057	南房総市	池ノ内	在戸	無
234	464	058	南房総市	池ノ内	在戸	無
234	464	059	南房総市	池ノ内	民崎	無
234	464	060	南房総市	中	三角	概成
234	464	061	南房総市	中	大下	概成
234	464	062	南房総市	中	平池	概成
234	464	063	南房総市	中	大月	無
234	464	064	南房総市	中	奥谷	無
234	464	065	南房総市	中	奥谷	無
234	464	066	南房総市	中	上ノ谷	無
234	464	067	南房総市	中	下内坂	無
234	464	068	南房総市	御庄	根廻り	無
234	464	069	南房総市	山名	治郎丸	一部概成

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
234	464	070	南房総市	御庄	引越	概成
234	464	071	南房総市	御庄	西深井	無
234	464	072	南房総市	山名	高井ヶ谷	無
234	464	073	南房総市	山名	久ノ木	概成
234	465	003	南房総市	白浜	花宮横手	無
234	465	005	南房総市	滝口	大久保	無
234	465	006	南房総市	滝口	東大作場	無
234	465	007	南房総市	根本	天田	無
234	465	009	南房総市	白浜	東沢	無
234	465	010	南房総市	乙浜	西山入口	無
234	465	011	南房総市	乙浜	東横手	無
234	465	012	南房総市	滝口	向原	無
234	465	013	南房総市	白浜	根本	無
234	466	001	南房総市	大貫	小松	無
234	466	002	南房総市	南朝夷	大堰	無
234	466	003	南房総市	平磯	合有戸	無
234	466	004	南房総市	千田	東坂口	無
234	466	005	南房総市	白間津	御沢	無
234	466	006	南房総市	宇田	一反田	無
234	466	007	南房総市	宇田	一反田	無
234	466	008	南房総市	宇田	一反田	無
234	466	009	南房総市	宇田	一反田	無
234	466	010	南房総市	宇田	栗坪	無
234	466	011	南房総市	宇田	稲子田	無
234	466	012	南房総市	久保	矢田	無
234	466	013	南房総市	久保	鼠ヶ谷	無
234	466	014	南房総市	大貫	米ヶ谷	無
234	466	015	南房総市	大貫	蓮見	無
234	466	016	南房総市	大貫	宮田	無
234	466	017	南房総市	大貫	蓮見	無
234	466	018	南房総市	大貫	駒寄長作	無
234	466	019	南房総市	川戸	大和田	無
234	466	020	南房総市	川戸	宮ノ下	無
234	466	021	南房総市	大貫	小松	無
234	466	022	南房総市	大野木	小松	無
234	466	023	南房総市	川戸	大谷	無
234	466	024	南房総市	川戸	柏尾	無
234	466	025	南房総市	南朝夷	田貝	無
234	466	026	南房総市	南朝夷	鬼ヶ谷	無
234	466	027	南房総市	北朝夷	蓮台枝	無
234	466	028	南房総市	忽戸	権現作	無
234	466	029	南房総市	忽戸	魚見根	無

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
234	466	030	南房総市	千田	西坂口	無
234	466	031	南房総市	白間津	橋ノ下	無
234	467	001	南房総市	珠師ヶ谷	大谷	一部概成
234	467	002	南房総市	珠師ヶ谷	前谷	無
234	467	003	南房総市	丸本郷	清水	一部概成
234	467	004	南房総市	珠師ヶ谷	小谷	無
234	467	005	南房総市	珠師ヶ谷	下腰越	無
234	467	006	南房総市	珠師ヶ谷	大谷	無
234	467	007	南房総市	小戸	堰谷	無
234	467	008	南房総市	元石神	釜滝	無
234	467	010	南房総市	珠師ヶ谷	釜滝	概成
234	467	011	南房総市	西原	長谷	無
234	467	012	南房総市	岩糸	御門	概成
234	467	013	南房総市	小戸	一ノ沢	無
234	467	015	南房総市	峯	堂平	無
234	467	016	南房総市	川谷	苧谷場	概成
234	467	017	南房総市	宮下	天王山	無
234	467	019	南房総市	珠師ヶ谷	明ヶ作	無
234	467	020	南房総市	珠師ヶ谷	下腰越	無
234	467	022	南房総市	塩井戸	塩井戸	無
234	467	023	南房総市	塩井戸	塩井戸	無
234	467	024	南房総市	御子神	向井	無
234	467	025	南房総市	御子神	形倉	無
234	467	026	南房総市	石堂	久類	無
234	467	027	南房総市	石堂	清名	無
234	467	028	南房総市	石堂原	松ヶ石	無
234	467	029	南房総市	石堂原	根方	無
234	467	030	南房総市	石堂原	清水	無
234	467	031	南房総市	川谷	矢田	無
234	467	032	南房総市	川谷	矢田	無
234	467	033	南房総市	川谷	矢田	無
234	467	034	南房総市	川谷	畑	一部概成
234	467	035	南房総市	珠師ヶ谷	割田	無
234	467	036	南房総市	小戸	種谷	無
234	467	037	南房総市	珠師ヶ谷	種谷	無
234	467	038	南房総市	珠師ヶ谷	笹	無
234	467	039	南房総市	珠師ヶ谷	皆倉	概成
234	467	040	南房総市	珠師ヶ谷	松葉	無
234	467	041	南房総市	沓見	柳作	無
234	467	042	南房総市	沓見	柳作	一部概成
234	467	043	南房総市	沓見	柳作	無
234	467	044	南房総市	前田	苗代	無

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
234	467	045	南房総市	前田	苗代	無
234	467	046	南房総市	丸本郷	清水	一部概成
234	467	047	南房総市	珠師ヶ谷	下腰越	無
234	467	048	南房総市	珠師ヶ谷	釜滝	無
234	467	049	南房総市	西原	笹	無
234	467	050	南房総市	西原	釜滝	無
234	467	051	南房総市	西原	長谷	無
234	467	052	南房総市	珠師ヶ谷	大谷	無
234	467	053	南房総市	珠師ヶ谷	大谷	無
234	467	054	南房総市	小戸	洞田	無
234	467	055	南房総市	小戸	内田	概成
234	467	056	南房総市	小戸	種谷	無
234	467	057	南房総市	小戸	千束	無
234	467	058	南房総市	小戸	千束	無
234	467	059	南房総市	小戸	反田	無
234	467	060	南房総市	岩糸	根切	無
234	467	061	南房総市	岩糸	根切	無
234	467	062	南房総市	小戸	堺田	無
234	467	063	南房総市	小戸	堺田	無
234	467	064	南房総市	小戸	堺田	一部概成
234	467	065	南房総市	岩糸	鍛冶屋	無
234	467	066	南房総市	沓見	六ノ木	無
234	467	067	南房総市	沓見	鼠ヶ谷	無
234	467	068	南房総市	沓見	鼠ヶ谷	無
234	467	069	南房総市	沓見	鼠ヶ谷	無
234	467	070	南房総市	沓見	鼠ヶ谷	無
234	467	071	南房総市	沓見	正木谷	無
234	467	072	南房総市	沓見	正木谷	無
234	467	073	南房総市	沓見	吹代	無
234	467	074	南房総市	加茂	宮田	無
234	467	075	南房総市	加茂	宮田	無
234	467	076	南房総市	加茂	宮田	無
234	467	077	南房総市	沓見	梅沢	無
234	467	078	南房総市	沓見	辻吹代	無
234	467	079	南房総市	沓見	辻吹代	無
234	467	080	南房総市	沓見	梅沢	無
234	467	081	南房総市	西原	池下	無
234	467	082	南房総市	岩糸	久類	無
234	467	083	南房総市	岩糸	久類	無
234	467	084	南房総市	岩糸	根方	無
234	467	085	南房総市	加茂	実成谷	無
234	467	086	南房総市	加茂	実成谷	無

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
234	467	087	南房総市	加茂	大坪	無
234	467	088	南房総市	加茂	西ノ谷	無
234	467	089	南房総市	加茂	丹房	一部概成
234	467	090	南房総市	加茂	丹房	無
234	467	091	南房総市	加茂	丹房	無
234	467	092	南房総市	加茂	梅田	無
234	467	093	南房総市	加茂	梅田	無
234	467	094	南房総市	加茂	梅田	無
234	467	095	南房総市	安馬谷	大沼	無
234	467	096	南房総市	安馬谷	大沼	無
234	467	097	南房総市	安馬谷	鳥居前	無
234	467	098	南房総市	安馬谷	笹袖	無
234	467	099	南房総市	安馬谷	下道	無
234	467	100	南房総市	安馬谷	新田	無
234	467	101	南房総市	安馬谷	下道	無
234	467	102	南房総市	安馬谷	下道	無
234	467	103	南房総市	安馬谷	高房	一部概成
234	467	104	南房総市	峯	北峯	無
234	467	105	南房総市	安馬谷	和田	無
234	467	106	南房総市	峯	堂平	無
234	467	107	南房総市	宮下	高丸	一部概成
234	468	001	南房総市	上三原	山田	無
234	468	002	南房総市	黒岩	別所	無
234	468	003	南房総市	黒岩	観現	無
234	468	004	南房総市	上三原	宮原	一部概成
234	468	007	南房総市	下三原	代田	無
234	468	010	南房総市	黒岩	黒岩谷	無
234	468	011	南房総市	布野	布野	無
234	468	013	南房総市	上三原	谷	無
234	468	015	南房総市	小川	筒井	無
234	468	016	南房総市	上三原	滝尻	無
234	468	017	南房総市	布野	柄井後	一部概成
234	468	018	南房総市	黒岩	三竹	概成
234	468	019	南房総市	黒岩	黒岩	無
234	468	020	南房総市	平塚	平塚	無
234	468	021	南房総市	黒岩	岩部	無
234	468	022	南房総市	小川	矢田	無
234	468	023	南房総市	中三原	寺谷	無
234	468	024	南房総市	中三原	大庭	無
234	468	025	南房総市	中三原	神田	無
234	468	026	南房総市	中三原	唐ヶ作	無
234	468	027	南房総市	中三原	小路ヶ谷	無

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
234	468	028	南房総市	小川	駒場下	無
234	468	029	南房総市	和田	返田	無
234	468	030	南房総市	和田	小浦谷	無
234	468	031	南房総市	和田	関ノ台	無
234	468	032	南房総市	下三原	東小戸	一部概成
234	468	033	南房総市	礎森	ビタ	一部概成
234	468	034	南房総市	仁我浦	榎田	一部概成
234	468	035	南房総市	石堂	嶺岡柱木牧	一部概成
238	442	001	いすみ市	須賀谷	宝蔵寺前	無
238	442	002	いすみ市	萩原	大作	無
238	442	003	いすみ市	萩原	神明前	無
238	442	004	いすみ市	萩原	滝ノ下	無
238	442	005	いすみ市	萩原	糖田	無
238	442	006	いすみ市	正立寺	伊北	概成
238	442	009	いすみ市	須賀谷	黒ヶ谷	無
238	442	010	いすみ市	松丸	浅間下	概成
238	442	011	いすみ市	萩原	堀切下	無
238	442	012	いすみ市	萩原	立石	概成
238	442	013	いすみ市	深谷	童子谷	無
238	442	014	いすみ市	国府台	小畔	無
238	442	016	いすみ市	中村台	藤倉	無
238	442	017	いすみ市	大野	長坂	概成
238	442	018	いすみ市	作田	大沢	概成
238	442	019	いすみ市	須賀谷	飯盛面	無
238	442	020	いすみ市	須賀谷	薙子の前	無
238	442	021	いすみ市	須賀谷	面切	概成
238	442	022	いすみ市	須賀谷	梅ノ木谷	無
238	442	023	いすみ市	須賀谷	膳棚	無
238	442	024	いすみ市	須賀谷	坂ノ谷	無
238	442	025	いすみ市	須賀谷	宮ノ谷	概成
238	442	026	いすみ市	須賀谷	甲向	無
238	442	027	いすみ市	須賀谷	甲向	無
238	442	028	いすみ市	須賀谷	苗代町	概成
238	442	029	いすみ市	須賀谷	向台	概成
238	442	030	いすみ市	須賀谷	椎ノ木	無
238	442	031	いすみ市	須賀谷	宮前	無
238	442	032	いすみ市	神置	宮ノ下	概成
238	442	033	いすみ市	萩原	滝ノ下	無
238	442	034	いすみ市	萩原	床代	無
238	442	035	いすみ市	萩原	神明前	無
238	442	036	いすみ市	萩原	神明前	無
238	442	037	いすみ市	萩原	三久	無

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
238	442	038	いすみ市	荻原	関谷	無
238	442	039	いすみ市	荻原	立石	無
238	442	040	いすみ市	荻原	八坂下	無
238	442	041	いすみ市	能実	境	無
238	442	042	いすみ市	能実	境	無
238	442	043	いすみ市	能実	部田	一部概成
238	442	044	いすみ市	能実	覆戸	一部概成
238	442	045	いすみ市	能実	上谷	概成
238	442	046	いすみ市	松丸	浅間下	概成
238	442	047	いすみ市	松丸	上行寺	無
238	442	048	いすみ市	能実	道成	無
238	442	049	いすみ市	作田	上野	無
238	442	050	いすみ市	作田	新生	概成
238	442	051	いすみ市	荻原	深谷	無
238	442	052	いすみ市	荻原	蔵前	概成
238	442	053	いすみ市	荻原	古屋之谷	一部概成
238	442	054	いすみ市	荻原	浅ノ谷	無
238	442	055	いすみ市	荻原	一丁目	無
238	442	056	いすみ市	荻原	夕定	無
238	442	057	いすみ市	荻原	東谷	無
238	442	058	いすみ市	深谷	不動谷	概成
238	442	059	いすみ市	深谷	塚根	無
238	442	060	いすみ市	松丸	向台	概成
238	442	061	いすみ市	万木	上行寺前	概成
238	442	062	いすみ市	神置	堰下	無
238	442	063	いすみ市	正立寺	伊北	無
238	442	064	いすみ市	柿和田	東根	概成
238	442	065	いすみ市	作田	中里	無
238	442	066	いすみ市	八乙女	仲ノ台	一部概成
238	442	067	いすみ市	引田	部田	無
238	442	068	いすみ市	弥正	台	概成
238	442	069	いすみ市	大野	札曾	無
238	442	070	いすみ市	国府台	東小倉山	無
238	442	071	いすみ市	国府台	格ヶ谷	無
238	442	072	いすみ市	国府台	小倉山	概成
238	442	073	いすみ市	国府台	西ノ谷	概成
238	442	074	いすみ市	国府台	薊台	無
238	442	075	いすみ市	国府台	権現山	無
238	442	076	いすみ市	国府台	下柳生	無
238	442	077	いすみ市	大野	大津	無
238	442	078	いすみ市	大野	鴻之巢	無
238	442	079	いすみ市	大野	越口	無

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
238	442	080	いすみ市	須賀谷	殿下	無
238	442	081	いすみ市	須賀谷	古希堰	概成
238	444	001	いすみ市	大原	西大和田	概成
238	444	002	いすみ市	細尾	大和田	概成
238	444	003	いすみ市	沢部	小深谷	概成
238	444	004	いすみ市	沢部	日影	無
238	444	005	いすみ市	長志	千光寺	一部概成
238	444	007	いすみ市	長志	殿谷	無
238	444	008	いすみ市	下布地	下前	無
238	444	009	いすみ市	下布地	日渡	無
238	444	010	いすみ市	下布地	三王台	概成
238	444	011	いすみ市	釈迦谷	居蔵根	一部概成
238	444	012	いすみ市	釈迦谷	中西部田	一部概成
238	444	013	いすみ市	釈迦谷	小山	概成
238	444	014	いすみ市	釈迦谷	輪ノ内	概成
238	444	016	いすみ市	岩船	殿谷	無
238	444	017	いすみ市	小池	郷根	無
238	444	018	いすみ市	下原	生嶋	概成
238	444	019	いすみ市	山田	上小網	概成
238	444	020	いすみ市	新田野	谷	無
238	444	021	いすみ市	新田	下七曲	無
238	444	022	いすみ市	新田	上岸	概成
238	444	023	いすみ市	新田	美シ部田	概成
238	444	024	いすみ市	釈迦谷	大桜	概成
238	444	025	いすみ市	小沢	加茂台	無
238	444	026	いすみ市	岩船	竹田	一部概成
238	444	027	いすみ市	岩船	関内	概成
238	444	028	いすみ市	大原	奥小山	無
238	444	029	いすみ市	新田	宮ノ台	概成
238	444	030	いすみ市	岩船	池之台	概成
238	444	032	いすみ市	下原	鏡谷	無
238	444	033	いすみ市	下原	米ヶ原	無
238	444	034	いすみ市	下原	南米ヶ原	無
238	444	035	いすみ市	新田野	谷	概成
238	444	036	いすみ市	新田野	鎮守前	無
238	444	037	いすみ市	新田野	清水	無
238	444	038	いすみ市	新田野	市原	無
238	444	039	いすみ市	新田野	生嶋向	無
238	444	040	いすみ市	高谷	子安	概成
238	444	041	いすみ市	高谷	壁山	無
238	444	042	いすみ市	佐室	四坊, 寺沢	無
238	444	043	いすみ市	若山	妙ノ谷	無

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
238	444	044	いすみ市	若山	若山	無
238	444	045	いすみ市	若山	日宮下	無
238	444	046	いすみ市	飯塚	内飯塚	無
238	444	047	いすみ市	新田	内飯塚	無
238	444	048	いすみ市	新田	上岸	概成
238	444	049	いすみ市	新田	大黒塚	概成
238	444	050	いすみ市	新田	上岸	無
238	444	051	いすみ市	新田	大黒塚	概成
238	444	052	いすみ市	山田	飯塚	一部概成
238	444	053	いすみ市	山田	井藪	一部概成
238	444	054	いすみ市	山田	上宮田	無
238	444	055	いすみ市	山田	茅場	無
238	444	056	いすみ市	山田	鶉野辺田	無
238	444	057	いすみ市	山田	勝台	無
238	444	058	いすみ市	新田	山崎部田	概成
238	444	059	いすみ市	新田	新田谷	無
238	444	060	いすみ市	大原	村野台	無
238	444	063	いすみ市	大原	向井山	無
238	444	064	いすみ市	大原	管ノ谷	無
238	444	065	いすみ市	大原	坂ノ下	無
238	444	066	いすみ市	新田	東一澤水	無
238	444	067	いすみ市	釈迦谷	寺台	概成
238	444	068	いすみ市	釈迦谷	南谷	無
238	444	069	いすみ市	新田	妙部田	無
238	444	070	いすみ市	釈迦谷	夏焼	概成
238	444	071	いすみ市	長志	南谷	無
238	444	072	いすみ市	下布施	硯	無
238	444	073	いすみ市	下布施	北郷戸	無
238	444	074	いすみ市	長志	高野台	無
238	444	075	いすみ市	山田	木之根沢	無
238	444	076	いすみ市	山田	鎧沢内寒沢	無
238	444	077	いすみ市	山田	菅之谷	無
238	444	078	いすみ市	山田	菅之谷	無
238	444	079	いすみ市	下布施	堀之内	概成
238	444	080	いすみ市	下布施	堀之内	無
238	444	081	いすみ市	上布施	押替前	無
238	444	082	いすみ市	上布施	行事谷	無
238	444	083	いすみ市	下布施	下徳蓮寺	無
238	444	084	いすみ市	下布施	下徳蓮寺	無
238	444	085	いすみ市	下布施	東谷	無
238	444	086	いすみ市	下布施	南蓮池	無
238	444	087	いすみ市	下布施	本谷	無

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
238	444	088	いすみ市	下布施	井戸沢	無
238	444	089	いすみ市	釈迦谷	大佛	概成
238	444	090	いすみ市	小沢	新田	無
238	444	091	いすみ市	小沢	狭間	無
238	444	092	いすみ市	大原	大芝	無
238	444	095	いすみ市	小沢	宮ノ脇	無
238	444	096	いすみ市	岩船	宮ノ脇	無
238	444	097	いすみ市	岩船	寺ノ谷	一部概成
238	444	098	いすみ市	岩船	下口	概成
238	444	099	いすみ市	小沢	屋敷下	無
238	444	100	いすみ市	岩船	栗須賀	無
238	444	102	いすみ市	岩船	竹之口	無
238	444	103	いすみ市	小沢	谷口	無
238	444	104	いすみ市	大原	狭間	無
238	444	105	いすみ市	小池	狭間	無
238	444	108	いすみ市	深堀	御室	無
238	444	109	いすみ市	高谷	上大練	一部概成
238	444	110	いすみ市	大原	内苗代	一部概成
238	444	111	いすみ市	大原	間瀬淵	一部概成
238	445	001	いすみ市	谷上	選台	概成
238	445	002	いすみ市	谷上	蒲田	無
238	445	003	いすみ市	岩熊	原	無
238	445	004	いすみ市	市野野	堰本下谷	無
238	445	005	いすみ市	岩熊	境	概成
238	445	006	いすみ市	岩熊	花貫谷	概成
238	445	007	いすみ市	岩熊	大屋敷	概成
238	445	008	いすみ市	東小高	宮ノ下	無
238	445	009	いすみ市	東小高	開沢	無
238	445	010	いすみ市	三門	東前	無
238	445	011	いすみ市	鴨根	岩井崎	無
238	445	012	いすみ市	嘉谷	梅木中	無
238	445	013	いすみ市	嘉谷	吹来中	無
238	445	014	いすみ市	嘉谷	桜山	無
238	445	015	いすみ市	市野々	堰谷	無
238	445	016	いすみ市	谷上	荒久野谷	無
238	445	018	いすみ市	岩熊	井識	無
238	445	019	いすみ市	榎沢	下孕	無
238	445	020	いすみ市	岩熊	遠野	無
238	445	021	いすみ市	岩熊	金月谷	無
238	445	022	いすみ市	和泉	雀島	無
238	445	023	いすみ市	和泉	大豆ヶ谷	無
238	445	024	いすみ市	鴨根	大屋根	無

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
238	445	025	いすみ市	東小高	星山	無
238	445	026	いすみ市	三門	南打越	無
238	445	027	いすみ市	市野野	更目木	無
238	445	028	いすみ市	市野野	小山	無
238	445	029	いすみ市	市野野	南谷	無
238	445	030	いすみ市	市野野	苗代町	無
238	445	031	いすみ市	市野野	畑ノ谷	無
238	445	032	いすみ市	市野野	四反目	無
238	445	033	いすみ市	谷上	竜	無
238	445	034	いすみ市	谷上	竜前	無
238	445	035	いすみ市	谷上	弓田	無
238	445	036	いすみ市	市野野	御美谷	無
238	445	037	いすみ市	市野野	敷	無
238	445	038	いすみ市	市野野	井戸谷	無
238	445	039	いすみ市	岩熊	宮敷	無
238	445	040	いすみ市	岩熊	須架留田	無
238	445	041	いすみ市	岩熊	田谷須架留	概成
238	445	042	いすみ市	岩熊	久根深	概成
238	445	043	いすみ市	岩熊	原	無
238	445	044	いすみ市	榎沢	孕戸	無
238	445	045	いすみ市	榎沢	中孕戸	無
238	445	046	いすみ市	脇の谷	竜	概成
238	445	047	いすみ市	谷上	選谷	概成
238	445	048	いすみ市	椎木	谷ノ平地	無
238	445	049	いすみ市	岩熊	松作谷	無
238	445	050	いすみ市	岩熊	保目	無
238	445	051	いすみ市	中滝	沼	無
238	445	052	いすみ市	中滝	二又	無
238	445	053	いすみ市	和泉	豆ヶ谷	無
238	445	054	いすみ市	和泉	下埋田	無
238	445	055	いすみ市	嘉谷	長所	無
238	445	056	いすみ市	鴨根	揚場土	無
238	445	057	いすみ市	小高	宮ノ下	無
238	445	058	いすみ市	東小高	草敷	無
238	445	059	いすみ市	鴨根	前芦上	無
238	445	060	いすみ市	鴨根	実芦上	概成
238	445	061	いすみ市	三門	豆塚	無
238	445	062	いすみ市	井沢	東小沼	無
238	445	063	いすみ市	井沢	矢田	無
238	445	064	いすみ市	嘉谷	上滝前	無
238	445	065	いすみ市	榎沢	西鐘撞	一部概成
441	441	002	大多喜町	紙敷	針紋	無

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
441	441	003	大多喜町	横山	竹之谷	無
441	441	004	大多喜町	横山	大夫畑	無
441	441	005	大多喜町	泉水	部田	概成
441	441	006	大多喜町	西部田	中村	一部概成
441	441	008	大多喜町	八声	屋敷台	概成
441	441	010	大多喜町	大戸	行立	概成
441	441	013	大多喜町	湯倉	坂下	概成
441	441	014	大多喜町	紙敷	南向上台	無
441	441	015	大多喜町	紙敷	榎ノ木	無
441	441	016	大多喜町	紙敷	垢清水	無
441	441	017	大多喜町	紙敷	御行堀	無
441	441	018	大多喜町	紙敷	十良畑	無
441	441	019	大多喜町	紙敷	半夏草	概成
441	441	020	大多喜町	小苗	シシクラ	無
441	441	021	大多喜町	中野	方丈谷	無
441	441	022	大多喜町	庄司	サク	無
441	441	025	大多喜町	板谷	上ノ台	無
441	441	028	大多喜町	葛藤	向	一部概成
441	441	029	大多喜町	葛藤	西之代	概成
441	441	030	大多喜町	面白	大北	無
441	441	032	大多喜町	小田代	藤平田	無
441	441	033	大多喜町	面白	見掛	無
441	441	034	大多喜町	小沢又	宮原	無
441	441	035	大多喜町	田代	堀込	無
441	441	036	大多喜町	田代	田代台	無
441	441	038	大多喜町	田代	マグロ部田	無
441	441	039	大多喜町	弓木	大杭根	無
441	441	041	大多喜町	弥喜用	漆窪	無
441	441	042	大多喜町	押沼	登之塚	無
441	441	045	大多喜町	川畑	井戸谷	概成
441	441	046	大多喜町	平沢	三坂	無
441	441	047	大多喜町	平沢	桑木澤	無
441	441	048	大多喜町	平沢	表	無
441	441	049	大多喜町	平沢	中堀	無
441	441	051	大多喜町	平沢	荒閑	無
441	441	053	大多喜町	平沢	細尾	無
441	441	054	大多喜町	平沢	深川	無
441	441	055	大多喜町	弓木	橋渡	無
441	441	056	大多喜町	平沢	東七曲	無
441	441	057	大多喜町	平沢	市之台	無
441	441	058	大多喜町	弓木	猿渡喰	無
441	441	060	大多喜町	面白	谷之内	概成

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
441	441	062	大多喜町	筒森	物見塚下	無
441	441	063	大多喜町	小田代	畑谷	概成
441	441	064	大多喜町	平沢	芳ヶ堀	無
441	441	065	大多喜町	平沢	荒閑	無
441	441	066	大多喜町	弓木	不居包	無
441	441	067	大多喜町	平沢	南沢	無
441	441	068	大多喜町	平沢	大防	無
441	441	069	大多喜町	小田代	山方	無
441	441	072	大多喜町	大田代	星井畑	無
441	441	074	大多喜町	小田代	清水平	概成
441	441	075	大多喜町	板谷	平四郎畑	無
441	441	077	大多喜町	柳原	沢山	無
441	441	079	大多喜町	笛倉	向山	無
441	441	080	大多喜町	大戸	高根	無
441	441	081	大多喜町	大戸	杉谷	無
441	441	087	大多喜町	田代	神向	無
441	441	088	大多喜町	筒森	小金室	無
441	441	089	大多喜町	筒森	泉沢	概成
441	441	090	大多喜町	栗又	合	無
441	441	092	大多喜町	面白	久保	無
441	441	093	大多喜町	面白	岩井代	無
441	441	094	大多喜町	栗又	亀ノ尻	無
441	441	095	大多喜町	平沢	足古	無
441	441	096	大多喜町	平沢	足古	無
441	441	097	大多喜町	小土呂	堂前	無
441	441	098	大多喜町	小土呂	吉原	無
441	441	099	大多喜町	小土呂	市部	無
441	441	100	大多喜町	小土呂	塩ノ谷	無
441	441	101	大多喜町	小土呂	正木谷	無
441	441	102	大多喜町	小土呂	春地	一部概成
441	441	103	大多喜町	小土呂	作畑	無
441	441	104	大多喜町	横山	雞畑	無
441	441	105	大多喜町	横山	伊南	無
441	441	106	大多喜町	横山	新馬場	無
441	441	107	大多喜町	泉水	卒高	無
441	441	108	大多喜町	横山	山之越	無
441	441	109	大多喜町	下大多喜	鍛冶畑	無
441	441	110	大多喜町	下大多喜	高谷	無
441	441	111	大多喜町	下大多喜	丸ヶ谷	無
441	441	112	大多喜町	下大多喜	観音下	無
441	441	113	大多喜町	大多喜	久半谷	概成
441	441	114	大多喜町	大多喜	久半谷	無

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
441	441	115	大多喜町	西部田	久保	無
441	441	116	大多喜町	大多喜	三ノ丸	無
441	441	117	大多喜町	横山	神明	概成
441	441	118	大多喜町	舟子	台	概成
441	441	119	大多喜町	森宮	明知行	無
441	441	120	大多喜町	下大多喜	明生谷	無
441	441	121	大多喜町	紙敷	笹之谷	無
441	441	122	大多喜町	紙敷	椴ノ木	無
441	441	123	大多喜町	柳原	クモフ ^テ シ	無
441	441	124	大多喜町	入会地	沢山	無
441	441	125	大多喜町	入会地	沢山	無
441	441	126	大多喜町	上原	上代	無
441	441	127	大多喜町	上原	西谷	無
441	441	128	大多喜町	西部田	半閑	無
441	441	129	大多喜町	上原	桑曽根	無
441	441	130	大多喜町	小谷松	横吹	無
441	441	131	大多喜町	小谷松	山下	無
441	441	132	大多喜町	八声	地獄沢	一部概成
441	441	133	大多喜町	八声	井戸谷	無
441	441	134	大多喜町	八声	居山	無
441	441	135	大多喜町	八声	居山	一部概成
441	441	136	大多喜町	八声	将墓	無
441	441	137	大多喜町	板谷	草敷畑	無
441	441	138	大多喜町	板谷	平野	無
441	441	139	大多喜町	庄司	開ノ元	無
441	441	140	大多喜町	小苗	牛畑	無
441	441	141	大多喜町	大戸	愛野山	無
441	441	142	大多喜町	大戸	岩田	概成
441	441	143	大多喜町	部田	上山下	無
441	441	144	大多喜町	堀ノ内	細通	無
441	441	145	大多喜町	小田代	清水代	無
441	441	146	大多喜町	小田代	清水代	無
441	441	147	大多喜町	小田代	平野	無
441	441	148	大多喜町	小田代	畑谷	一部概成
441	441	149	大多喜町	葛藤	上之代	概成
441	441	150	大多喜町	伊保田	桜谷	無
441	441	151	大多喜町	堀切	下閑谷	無
441	441	152	大多喜町	三条	長者原	無
441	441	153	大多喜町	田代	川野田	無
441	441	154	大多喜町	三条	塚越	無
441	441	155	大多喜町	田代	田代台	無
441	441	156	大多喜町	笛倉	表畑	無

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
441	441	157	大多喜町	石神	枇杷落	一部概成
441	441	158	大多喜町	大田代	春釜	無
441	441	159	大多喜町	筒森	高塚	無
441	441	160	大多喜町	筒森	東作堀	無
441	441	161	大多喜町	面白	高畑	無
441	441	162	大多喜町	面白	由谷	無
441	441	163	大多喜町	面白	前田	無
441	441	164	大多喜町	田代	平田	概成
441	441	165	大多喜町	平沢	出水沢	無
441	441	166	大多喜町	平沢	上之台	無
441	441	167	大多喜町	筒森	物見塚上	無
441	441	168	大多喜町	筒森	細野	無
441	441	169	大多喜町	粟又	滝ノ上	無
441	441	170	大多喜町	粟又	滝ノ上	無
441	441	171	大多喜町	粟又	居廻り	無
441	441	172	大多喜町	面白	上之代	無
441	441	173	大多喜町	面白	岩下	無
441	441	174	大多喜町	田代	字ノ沢	無
441	441	175	大多喜町	弓木	上川内	無
441	441	176	大多喜町	弓木	馬之瀬谷	概成
441	441	177	大多喜町	平沢	谷渡	無
441	441	178	大多喜町	平沢	見立	無
441	441	179	大多喜町	大田代	川下	無
441	441	180	大多喜町	弓木	菅野谷	無
441	441	181	大多喜町	大多喜	久半谷	無
441	441	182	大多喜町	大多喜	久半谷	無
441	441	183	大多喜町	西部田	台田	無
441	441	184	大多喜町	大田代	出口	無
443	443	001	御宿町	岩和田	東山	概成
443	443	004	御宿町	新町	小谷ノ谷	無
443	443	005	御宿町	須賀	大部田	一部概成
443	443	006	御宿町	浜	盛松	概成
443	443	007	御宿町	浜	亥ノ谷	概成
443	443	008	御宿町	高山田	八見塚	無
443	443	009	御宿町	久保	萱場台	一部概成
443	443	010	御宿町	七本	半田	無
443	443	012	御宿町	高山田	メイノ松	無
443	443	013	御宿町	高山田	川向	無
443	443	014	御宿町	高山田	西桃ノ木	無
443	443	015	御宿町	寛谷	坂下	一部概成
443	443	016	御宿町	七本	杉ノ木	無
443	443	017	御宿町	七本	四高台	無

南部林業管内 山腹崩壊危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
443	443	019	御宿町	上布施	中ノ沢	無
443	443	020	御宿町	上布施	糖塚	無
443	443	021	御宿町	上布施	南新町	概成
443	443	022	御宿町	高山田	岩井作	無
443	443	023	御宿町	実谷	妻戸	概成
443	443	024	御宿町	新町	浅間	無
443	443	025	御宿町	浜	馬坂	無
443	443	026	御宿町	岩和田	東大谷	無
443	443	027	御宿町	高山田	平山	一部概成
463	463	001	鋸南町	大帷子	高畑	概成
463	463	002	鋸南町	小保田	宮ノ前	概成
463	463	003	鋸南町	市井原	西ノ下	無
463	463	005	鋸南町	大帷子	片倉	概成
463	463	006	鋸南町	下佐久間	飯ノ坂	無
463	463	007	鋸南町	下佐久間	上沼	無
463	463	008	鋸南町	奥山	関ノ谷	無
463	463	009	鋸南町	奥山	小束沢	無
463	463	010	鋸南町	奥山	内代	無
463	463	012	鋸南町	竜島(飛地)	玉ノ井	無
463	463	013	鋸南町	下佐久間	和見	無
463	463	014	鋸南町	竜島	御堂ヶ谷	一部概成
463	463	015	鋸南町	下佐久間	市部瀬西	無
463	463	016	鋸南町	大六	切通	無
463	463	017	鋸南町	大六	砂田	無
463	463	018	鋸南町	中佐久間	瀬戸口	無
463	463	019	鋸南町	奥山	二ツ尾	無
463	463	020	鋸南町	奥山(飛地)	太田	無
463	463	021	鋸南町	元名	明鐘	無
463	463	022	鋸南町	元名	日本寺口	無
463	463	023	鋸南町	元名	三谷	無
463	463	024	鋸南町	元名	堰入	無
463	463	025	鋸南町	元名	小磯	無
463	463	026	鋸南町	元名	城山	無
463	463	027	鋸南町	大帷子	台久保	概成
463	463	028	鋸南町	下佐久間	中沼	無
463	463	029	鋸南町	大崩	豆ヶ尾	概成
463	463	030	鋸南町	横根	芹田	一部概成
463	463	031	鋸南町	大崩	豆ヶ尾	概成
463	463	032	鋸南町	下佐久間	昼正	一部概成

表2 山腹崩壊危険地区(国有林)一覧表<農林水産部森林課>

平成24年3月31日現在

市町村名	危険地区番号	大字	字
君津市	1	平田	鹿野山
君津市	2	久留里	城山
君津市	3	久留里	内山
君津市	4	久留里	内山
鴨川市(旧天津小湊町)	1	小湊	大森谷
鴨川市(旧天津小湊町)	2	小湊	大森谷
鴨川市(旧天津小湊町)	3	小湊	城山
鴨川市(旧天津小湊町)	4	小湊	越ヶ谷
鴨川市(旧天津小湊町)	9	小湊	小船谷町
計	9	箇所	

表3 崩壊土砂流出危険地区一覧表<農林水産部森林課> 平成24年3月31日現在

中部林業管内 崩壊土砂流出危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
206	206	001	木更津市	真里谷	天崎	概成
206	206	002	木更津市	茅野七曲	奥野	無
219	219	001	市原市	柿木台	乙女	一部概成
219	219	002	市原市	柿木台	台山	一部概成
219	219	003	市原市	柿木台	台山2	一部概成
219	219	004	市原市	柿木台	台山3	一部概成
219	219	005	市原市	柳川	下の代	無
219	219	008	市原市	米原	井戸沢	一部概成
219	219	009	市原市	大久保	上仏沢	一部概成
219	219	010	市原市	石塚	栗木台	一部概成
219	219	011	市原市	大久保	梅ヶ瀬	一部概成
219	219	012	市原市	大久保	梅ヶ瀬2	一部概成
219	219	013	市原市	大久保	舞見作	一部概成
219	219	014	市原市	大久保	東舞見作	無
219	219	015	市原市	石神	信ノ峯	無
219	219	016	市原市	石神	日木ノ谷	概成
219	219	017	市原市	朝生原	下夕田	概成
219	219	018	市原市	朝生原	門越	概成
219	219	019	市原市	戸面	ワシ川	無
219	219	020	市原市	朝生原	女ヶ倉	概成
219	219	021	市原市	朝生原	黒川谷	一部概成
219	219	022	市原市	戸面石神	朝生原入会	一部概成
219	219	023	市原市	戸面	夕木	無
219	219	024	市原市	折津	鐘掛	一部概成
219	219	025	市原市	戸面石神朝生原入会	五郎津	一部概成
219	219	026	市原市	万田野	下畑	一部概成
219	219	027	市原市	万田野	水足	一部概成
225	225	001	君津市	糸川	淀山	一部概成
225	225	002	君津市	糸川	淀山2	一部概成
225	225	003	君津市	糸川	笹原	概成
225	225	004	君津市	大野台	五行台野	一部概成
225	225	005	君津市	大野台	五行台野2	無
225	225	006	君津市	鎌滝	扇山	一部概成
225	225	007	君津市	鹿野山	常緑平	一部概成
225	225	008	君津市	西粟倉	谷	一部概成
225	225	009	君津市	西猪原	赤目沢	一部概成
225	225	010	君津市	東栗倉	柳原	一部概成
225	225	011	君津市	久留里大谷	日出沢	無
225	225	012	君津市	久留里大谷	沼ノ谷	一部概成
225	225	013	君津市	大山野	峯山	無
225	225	014	君津市	馬登	御女郎作	無
225	225	015	君津市	草牛	本作	一部概成

中部林業管内 崩壊土砂流出危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
225	225	016	君津市	鹿野山	一本野	一部概成
225	225	017	君津市	鹿野山	台畑	一部概成
225	225	018	君津市	鹿野山	高連台	一部概成
225	225	019	君津市	鹿野山	六本野	一部概成
225	225	020	君津市	浦田	笠松	概成
225	225	021	君津市	川谷	棒田本沢	無
225	225	022	君津市	西日笠	上野台	無
225	225	023	君津市	奥米	汐登	一部概成
225	225	024	君津市	奥米	東山	一部概成
225	225	025	君津市	豊英	仁平田	一部概成
225	225	026	君津市	豊英	竈ノ谷	一部概成
225	225	027	君津市	笹	橋代	一部概成
225	225	028	君津市	川俣	月毛峰	無
225	225	029	君津市	蔵玉	滝ノ谷	一部概成
225	225	030	君津市	奥米	東山2	概成
225	225	031	君津市	鎌滝	芝戸	一部概成
225	225	032	君津市	鬼泪	鬼泪山	無
225	225	033	君津市	奥米	東口	一部概成
225	225	034	君津市	山本	宮ノ腰	一部概成
225	225	035	君津市	奥米	東口	一部概成
225	225	036	君津市	奥米	東口	一部概成
225	225	037	君津市	蔵玉	前沢	一部概成
225	225	039	君津市	豊英	西口	一部概成
225	225	040	君津市	豊英	東口	一部概成
226	226	001	富津市	志駒	惣田沢	無
226	226	002	富津市	豊岡	柚谷	一部概成
226	226	003	富津市	山中	丸塚	一部概成
226	226	004	富津市	豊岡	奥田取	無
226	226	005	富津市	田倉	中丸塚	一部概成
226	226	006	富津市	田倉	小豆畑	無
226	226	007	富津市	豊岡	蛭沢	無
226	226	008	富津市	梨沢	苗原	無
226	226	009	富津市	梨沢	榎沢	無
226	226	010	富津市	梨沢	大外出	一部概成
226	226	011	富津市	志駒	野中	無
226	226	012	富津市	岩本	改正	無
226	226	013	富津市	田倉	当号谷	無
226	226	014	富津市	志駒	湯沢	無
226	226	015	富津市	豊岡	椎木谷	無
226	226	016	富津市	豊岡	滝ノ脇	無
226	226	017	富津市	豊岡	川田代	無
226	226	018	富津市	志駒	井戸ノ谷	無

中部林業管内 崩壊土砂流出危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
226	226	019	富津市	梨沢	尻舞ヶ谷	一部概成
226	226	020	富津市	竹岡	大芦沢	一部概成
226	226	021	富津市	豊岡	下ノ畑	概成
226	226	022	富津市	豊岡	榎ヶ尾	概成
226	226	023	富津市	竹岡	小関	一部概成
226	226	024	富津市	志駒	奥井沢	一部概成
205	205	001	館山市	畑	大地作	無
205	205	002	館山市	畑	細尾	無
218	218	001	勝浦市	興津	梅ヶ谷	無
223	223	001	鴨川市	西野	下袋倉谷	一部概成
223	223	002	鴨川市	西野	中台峰	一部概成
223	223	003	鴨川市	和泉	遠澤	無
223	223	004	鴨川市	東町	上袋倉	無
223	223	005	鴨川市	東町	宝生寺	無
223	223	006	鴨川市	広場	上峰	一部概成
223	223	007	鴨川市	粟斗	西谷	一部概成
223	223	008	鴨川市	打墨	京田	一部概成
223	223	009	鴨川市	打墨	地年貢	概成
223	223	010	鴨川市	打墨	押本	一部概成
223	223	011	鴨川市	打墨	三ノ口	一部概成
223	223	012	鴨川市	打墨	花輪	無
223	223	013	鴨川市	打墨	竹田山	無
223	223	014	鴨川市	打墨	二百代	無
223	223	015	鴨川市	打墨	牛坂	無
223	223	016	鴨川市	打墨	上鷹巣	無
223	223	017	鴨川市	打墨	三百代	一部概成
223	223	018	鴨川市	打墨	豆ヶ堀	無
223	223	019	鴨川市	打墨	背稲沢	無
223	223	020	鴨川市	打墨	斧落シ	概成
223	223	021	鴨川市	大田学	小滝	無
223	223	022	鴨川市	大田学	小滝	無
223	223	023	鴨川市	吉浦	滝ノ上	無
223	223	024	鴨川市	青木	高畑	無
223	223	025	鴨川市	西江見	西山	一部概成
223	223	026	鴨川市	東江見	山波	無
223	223	027	鴨川市	仲	日影	無
223	223	028	鴨川市	東真門	関谷	無
223	223	029	鴨川市	貝渚	東峰	一部概成
223	223	030	鴨川市	和泉	落口	概成
223	223	031	鴨川市	奈良林	鎌苺	一部概成
223	223	032	鴨川市	貝渚	中原峯	一部概成
223	223	033	鴨川市	田原西	嶺岡東下牧	一部概成
223	223	034	鴨川市	和泉	小倉	一部概成

中部林業管内 崩壊土砂流出危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
223	223	035	鴨川市	田原西	嶺岡東下牧	一部概成
223	223	036	鴨川市	広場	宝性寺谷	一部概成
223	472	001	鴨川市	天津	坂本	一部概成
223	472	002	鴨川市	内浦	市川	無
223	472	003	鴨川市	天津	向台	一部概成
223	472	004	鴨川市	内浦	内浦山	一部概成
223	472	005	鴨川市	天津	貉堀	一部概成
234	462	001	南房総市	吉沢	沼	無
234	462	003	南房総市	犬掛	石塚	無
234	464	001	南房総市	山名	飯出	無
234	464	002	南房総市	下滝田	御門	無
234	464	003	南房総市	上滝田	西山	一部概成
234	464	004	南房総市	増間	奥野	概成
234	467	001	南房総市	珠師ヶ谷	釜瀧	概成
234	467	002	南房総市	珠師ヶ谷	古宿	概成
234	467	003	南房総市	川谷	鯨岡	無
234	467	004	南房総市	川谷	久類	無
234	467	005	南房総市	宮下	塩井戸	無
234	468	001	南房総市	上三原	別所	一部概成
234	468	002	南房総市	仁我浦	榎田	一部概成
234	468	003	南房総市	柴	大曲	一部概成
234	468	004	南房総市	五十蔵	鳥越	一部概成
234	468	005	南房総市	五十蔵	六三谷	概成
234	468	006	南房総市	上三原	打越	一部概成
234	468	007	南房総市	五十蔵	黒滝	一部概成
234	468	008	南房総市	礎森	台	一部概成
234	468	009	南房総市	上三原	鳥居畑	一部概成
234	468	010	南房総市	仁我浦	榎田	一部概成
234	468	011	南房総市	布野	柄井後	一部概成
238	442	001	いすみ市	大野	荒木根	無
441	441	001	大多喜町	大多喜	久半谷	一部概成
441	441	002	大多喜町	上原	竹ノ沢	一部概成
441	441	003	大多喜町	横山	伊藤	無
441	441	004	大多喜町	横山	伊藤	無
441	441	005	大多喜町	紙敷	針絞	無
441	441	006	大多喜町	小田代	塚越	無
441	441	007	大多喜町	小田代	番匠屋敷	無
441	441	008	大多喜町	小田代	上川面	一部概成
441	441	009	大多喜町	弥喜用	湯倉沢	一部概成
441	441	010	大多喜町	川畑	間野	一部概成
463	463	001	鋸南町	中佐久間	石田	概成
463	463	002	鋸南町	中佐久間	石田	概成
463	463	003	鋸南町	大帷子	房ヶ谷	一部概成

表4 地すべり危険地区一覧<農林水産部森林課>

平成24年3月31日現在

中部林業管内 地すべり危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
226	226	001	富津市	梨沢	坂口他	一部概成
226	226	002	富津市	梨沢	苗見台他	一部概成
226	226	003	富津市	梨沢	井戸堀他	一部概成
226	226	004	富津市	山中	下沢 他	一部概成
226	226	005	富津市	山中	内台 他	一部概成
226	226	006	富津市	山中	内台 他	一部概成
226	226	007	富津市	山中	広田作 他	一部概成
226	226	008	富津市	山中	台の尾 他	一部概成
226	226	009	富津市	山中	坊ヶ谷 他	一部概成

南部林業管内 地すべり危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
223	223	001	鴨川市	川代	赤土	一部概成
223	223	002	鴨川市	川代	道田	一部概成
223	223	003	鴨川市	川代	清水尻	一部概成
223	223	004	鴨川市	川代	腰房	未成
223	223	005	鴨川市	川代	大平	一部概成
223	223	006	鴨川市	細野	上沢田	一部概成
223	223	007	鴨川市	細野	金堀	一部概成
223	223	008	鴨川市	北風原	山居谷	一部概成
223	223	009	鴨川市	北風原	打越向	一部概成
223	223	010	鴨川市	細野	仲	一部概成
223	223	011	鴨川市	細野	蟻ヶ谷	一部概成
223	223	012	鴨川市	細野	大姥懐	一部概成
223	223	013	鴨川市	北風原	南山	一部概成
223	223	014	鴨川市	細野	石原	一部概成
223	223	015	鴨川市	細野	内ノ作	一部概成
223	223	016	鴨川市	細野	取替畑	一部概成
223	223	017	鴨川市	細野	正山	一部概成
223	223	018	鴨川市	細野	富川	概成
223	223	019	鴨川市	細野	谷取替畑	一部概成
223	223	020	鴨川市	細野	嶺岡西牧	一部概成
223	223	021	鴨川市	細野	滝山	一部概成
223	223	022	鴨川市	細野	嶺岡西牧	未成
223	223	023	鴨川市	平塚	上ノ山	概成
223	223	024	鴨川市	平塚	楠木	一部概成
223	223	025	鴨川市	平塚	仲道	一部概成
223	223	026	鴨川市	平塚	藤巻	一部概成
223	223	027	鴨川市	平塚	東	一部概成
223	223	028	鴨川市	平塚	立目	一部概成
223	223	029	鴨川市	平塚	長越	一部概成
223	223	030	鴨川市	平塚	金倉田	一部概成
223	223	031	鴨川市	平塚	法明	未成
223	223	032	鴨川市	平塚	煤金	未成
223	223	033	鴨川市	平塚	木ノ根坂	一部概成
223	223	034	鴨川市	西	小西	一部概成
223	223	035	鴨川市	西	田代	一部概成
223	223	036	鴨川市	西	小越	一部概成
223	223	037	鴨川市	西	吹原	一部概成
223	223	038	鴨川市	西	植田	一部概成
223	223	039	鴨川市	西	長沢	一部概成
223	223	040	鴨川市	西	小西	概成
223	223	041	鴨川市	西	石田	未成
223	223	042	鴨川市	西	中森山田	一部概成

南部林業管内 地すべり危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
223	223	043	鴨川市	西	清水,山田	一部概成
223	223	044	鴨川市	上小原	袋田	未成
223	223	045	鴨川市	上小原	仲野	一部概成
223	223	046	鴨川市	上小原	漆作	一部概成
223	223	047	鴨川市	上小原	松山	一部概成
223	223	048	鴨川市	上小原	金堀	一部概成
223	223	049	鴨川市	上小原	三貫目	一部概成
223	223	050	鴨川市	上小原	道陸神	一部概成
223	223	051	鴨川市	宮山	古畑山	一部概成
223	223	052	鴨川市	平塚	嶺岡西牧	未成
223	223	053	鴨川市	平塚	嶺岡西牧	未成
223	223	054	鴨川市	平塚	嶺岡西牧	一部概成
223	223	055	鴨川市	大川面	八丁	一部概成
223	223	056	鴨川市	大川面	八丁	一部概成
223	223	057	鴨川市	大川面	上八丁	概成
223	223	058	鴨川市	仲	林	一部概成
223	223	059	鴨川市	平塚	嶺岡東上牧	一部概成
223	223	060	鴨川市	平塚,宮山	嶺岡東上牧	一部概成
223	223	061	鴨川市	金束	鳥見塚	一部概成
223	223	062	鴨川市	金束	柿木台	未成
223	223	063	鴨川市	金束	亀石	一部概成
223	223	064	鴨川市	金束	道下	一部概成
223	223	065	鴨川市	金束	引越	一部概成
223	223	066	鴨川市	金束	石田	一部概成
223	223	067	鴨川市	金束	埋田	一部概成
223	223	068	鴨川市	金束	釜ノ前	一部概成
223	223	069	鴨川市	金束	手無塚	一部概成
223	223	070	鴨川市	金束	関谷	未成
223	223	071	鴨川市	金束	岩ノ下	一部概成
223	223	072	鴨川市	金束	中ノ台	一部概成
223	223	073	鴨川市	畑	素里女	一部概成
223	223	074	鴨川市	畑	堂ノ後	一部概成
223	223	075	鴨川市	畑	堂ノ前	一部概成
223	223	076	鴨川市	西	山口	一部概成
223	223	077	鴨川市	西	九本木	一部概成
223	223	078	鴨川市	西	九本木	無
223	223	079	鴨川市	西	九本木	一部概成
223	223	080	鴨川市	西	九本木	一部概成
223	223	081	鴨川市	畑	久ノ木	一部概成
223	223	082	鴨川市	畑	峰	一部概成
223	223	083	鴨川市	畑	管ノ代	一部概成
223	223	084	鴨川市	畑	桐木作	無

南部林業管内 地すべり危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
223	223	085	鴨川市	下小原	石間寺	未成
223	223	086	鴨川市	下小原	上高塚	未成
223	223	087	鴨川市	西	嶺岡東上牧	無
223	223	088	鴨川市	南小町	清水,他2	一部概成
223	223	089	鴨川市	南小町	市井沢,他1	一部概成
223	223	090	鴨川市	南小町	管田,他3	一部概成
223	223	091	鴨川市	南小町	関頭,他1	未成
223	223	092	鴨川市	横尾	百目木	一部概成
223	223	093	鴨川市	大川西	西沢	一部概成
223	223	094	鴨川市	大川西	上門郷	未成
223	223	095	鴨川市	大川西	門郷	未成
223	223	096	鴨川市	横尾	星谷	一部概成
223	223	097	鴨川市	横尾	鴻ノ巢	一部概成
223	223	098	鴨川市	大川面	大谷中	一部概成
223	223	099	鴨川市	奈良林	川崎原,他6	一部概成
223	223	100	鴨川市	奈良林	辺奈,他3	一部概成
223	223	101	鴨川市	奈良林	中芝,他8	一部概成
223	223	102	鴨川市	奈良林	池作	一部概成
223	223	103	鴨川市	大幡	大平	一部概成
223	223	104	鴨川市	北風原	石田尾	一部概成
223	223	105	鴨川市	北風原	高倉	未成
223	223	106	鴨川市	北風原	吉作	一部概成
223	223	107	鴨川市	北風原	観明	一部概成
223	223	108	鴨川市	北風原	豆木東	一部概成
223	223	109	鴨川市	西山	塩田	一部概成
223	223	110	鴨川市	内遠野	西山	一部概成
223	223	111	鴨川市	平塚	西ソロメ	無
223	223	112	鴨川市	平塚	東八郎石	無
223	223	113	鴨川市	古畑	太夫畑	未成
223	223	114	鴨川市	古畑	雷松	未成
223	223	115	鴨川市	奈良林	梨木作	未成
223	223	116	鴨川市	奈良林	雉子畑	無
223	223	117	鴨川市	佐野	白石	無
223	223	118	鴨川市	田原西	嶺岡東下牧	無
223	223	119	鴨川市	田原西	嶺岡東下牧	無
223	223	120	鴨川市	田原西	嶺岡東下牧	無
223	223	121	鴨川市	田原西	嶺岡東下牧	未成
223	223	122	鴨川市	貝渚	中原峯	無
223	223	123	鴨川市	貝渚	嶺岡東下牧	未成
234	462	001	南房総市	二部	東沢	一部概成
234	462	002	南房総市	二部	諏訪越	一部概成
234	462	003	南房総市	二部	高畑	一部概成

南部林業管内 地すべり危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
234	462	004	南房総市	二部	篇奈田	一部概成
234	462	005	南房総市	二部	森ヶ谷	一部概成
234	462	006	南房総市	井野	篝坂	一部概成
234	462	007	南房総市	吉沢	境田	一部概成
234	462	008	南房総市	井野	森上	一部概成
234	462	009	南房総市	井野	滝沢	一部概成
234	462	010	南房総市	井野	棒登	一部概成
234	462	011	南房総市	吉沢	沼	一部概成
234	462	012	南房総市	井野	長谷	一部概成
234	462	013	南房総市	井野	香木	一部概成
234	462	014	南房総市	井野	谷	未成
234	462	015	南房総市	川上	井戸沢	一部概成
234	462	016	南房総市	川上	大森	一部概成
234	462	017	南房総市	川上	由松	一部概成
234	462	018	南房総市	川上	根上り	一部概成
234	462	019	南房総市	川上	岩森	未成
234	462	020	南房総市	川上	小塚沢	未成
234	462	021	南房総市	川上	岳	一部概成
234	462	022	南房総市	川上	石田	一部概成
234	462	023	南房総市	川上	光明寺	一部概成
234	462	024	南房総市	川上	大芝	一部概成
234	462	025	南房総市	荒川	岩ノ森	無
234	462	026	南房総市	荒川	関沢	未成
234	462	027	南房総市	荒川	玉ヶ沢	一部概成
234	462	028	南房総市	荒川	笹ヶ堀	無
234	462	029	南房総市	荒川	笹ヶ堀	一部概成
234	462	030	南房総市	荒川	関沢	一部概成
234	462	031	南房総市	荒川	関沢	一部概成
234	462	032	南房総市	荒川	奈婦里沢	一部概成
234	462	033	南房総市	平久里中	岳山	未成
234	462	034	南房総市	平塚	嶺岡西牧	未成
234	462	035	南房総市	平塚	嶺岡西牧	一部概成
234	462	036	南房総市	荒川	峠	一部概成
234	462	037	南房総市	荒川	淵田	一部概成
234	462	038	南房総市	荒川	淵田	一部概成
234	462	039	南房総市	荒川	淵田	一部概成
234	462	040	南房総市	荒川	広田	一部概成
234	462	041	南房総市	荒川	森脇	一部概成
234	462	042	南房総市	荒川	森前	概成
234	462	043	南房総市	荒川	櫛形	一部概成
234	462	044	南房総市	荒川	花表裏	一部概成
234	462	045	南房総市	荒川	森前	一部概成

南部林業管内 地すべり危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
234	462	046	南房総市	荒川	櫛形	一部概成
234	462	047	南房総市	山田	横道	一部概成
234	462	048	南房総市	山田	西田	一部概成
234	462	049	南房総市	平塚	上畑田	未成
234	462	050	南房総市	山田	百目	一部概成
234	462	051	南房総市	山田	菅の平	未成
234	462	052	南房総市	山田	片畑	一部概成
234	462	053	南房総市	山田	柿ノ木原	無
234	462	054	南房総市	山田	峠塚	一部概成
234	462	055	南房総市	山田	大川	未成
234	462	056	南房総市	山田	峠塚	一部概成
234	462	057	南房総市	山田	岩塚	一部概成
234	462	058	南房総市	平塚	嶺岡西牧	一部概成
234	462	059	南房総市	山田	大川	一部概成
234	462	060	南房総市	平塚	嶺岡西牧	未成
234	462	061	南房総市	山田	前山	一部概成
234	464	001	南房総市	山名	久井	無
234	464	002	南房総市	山名	久井	一部概成
234	464	003	南房総市	山名	北下	無
234	464	004	南房総市	山名	小種谷	無
234	464	005	南房総市	山名	中田	無
234	467	001	南房総市	大井	神塚	未成
234	467	002	南房総市	大井	嶺岡西牧	無
234	467	003	南房総市	大井	嶺岡西牧	未成
234	467	004	南房総市	大井	西沢	無
234	467	005	南房総市	大井	嶺岡西牧	一部概成
234	467	006	南房総市	大井	嶺岡西牧	一部概成
234	467	007	南房総市	大井	嶺岡西牧	無
234	467	008	南房総市	大井	嶺岡西牧	無
234	467	009	南房総市	大井	嶺岡西牧	無
234	467	010	南房総市	大井	嶺岡西牧	概成
234	467	011	南房総市	大井	峯岡坪圍	一部概成
234	467	012	南房総市	大井	嶺岡西牧	一部概成
234	467	013	南房総市	宮下	深田	一部概成
234	467	014	南房総市	宮下	登戸	一部概成
234	467	015	南房総市	宮下	岩下	無
234	467	016	南房総市	宮下	天王山	無
234	467	017	南房総市	宮下	畑	無
234	467	018	南房総市	宮下	畑	無
234	467	019	南房総市	宮下	畑	無
234	467	020	南房総市	宮下	筒井	一部概成
234	467	021	南房総市	宮下	大沢	一部概成

南部林業管内 地すべり危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
234	467	022	南房総市	宮下	吉ヶ作	一部概成
234	467	023	南房総市	宮下	大作	一部概成
234	467	024	南房総市	御子神	長畑	無
234	467	025	南房総市	御子神	長畑	無
234	467	026	南房総市	御子神	向井	無
234	467	027	南房総市	御子神	西久保	無
234	467	028	南房総市	御子神	西久保	無
234	467	029	南房総市	大井	久井	無
234	467	030	南房総市	大井	久井	無
234	467	031	南房総市	大井	久井	無
234	468	001	南房総市	上三原	日向	一部概成
234	468	002	南房総市	礮森	奥根	一部概成
234	468	003	南房総市	礮森	太田平	概成
234	468	004	南房総市	布野	川崎	一部概成
234	468	005	南房総市	布野	引通	一部概成
234	468	006	南房総市	五十蔵	黒滝	一部概成
234	468	007	南房総市	布野	合戸	一部概成
234	468	008	南房総市	礮森	中ノ作	一部概成
234	468	009	南房総市	五十蔵	日ノ台	無
234	468	010	南房総市	五十蔵	大作	無
234	468	011	南房総市	五十蔵	宮地	一部概成
234	468	012	南房総市	五十蔵	六三谷	一部概成
234	468	013	南房総市	五十蔵	山田	未成
234	468	014	南房総市	五十蔵	山田	一部概成
234	468	015	南房総市	五十蔵	鳥越	一部概成
234	468	016	南房総市	五十蔵	中ノ内	一部概成
234	468	017	南房総市	上三原	日向	一部概成
234	468	018	南房総市	上三原	大沼田	一部概成
234	468	019	南房総市	上三原	日影	一部概成
234	468	020	南房総市	上三原	日影	一部概成
234	468	021	南房総市	布野	黒岩	一部概成
234	468	022	南房総市	上三原	打越	無
234	468	023	南房総市	上三原	打越	一部概成
234	468	024	南房総市	上三原	中戸川	無
234	468	025	南房総市	布野	布野	概成
234	468	026	南房総市	礮森	谷	無
234	468	027	南房総市	上三原	五十蔵	未成
234	468	028	南房総市	上三原	五十蔵	一部概成
234	468	029	南房総市	上三原	久保	一部概成
234	468	030	南房総市	上三原	竹ノ中	一部概成
234	468	031	南房総市	礮森	ピタ	無
234	468	032	南房総市	貝沢	貝沢	一部概成

南部林業管内 地すべり危険地区						
危険地区番号			市町村名	大字	字	着手状況
市町村	旧市町村	地区				
234	468	033	南房総市	貝沢	貝沢	一部概成
234	468	034	南房総市	貝沢	下田	一部概成
234	468	035	南房総市	貝沢	下田	未成
234	468	036	南房総市	柴	谷	未成
234	468	037	南房総市	柴	柿ノ木沢	一部概成
234	468	038	南房総市	柴	石畑	一部概成
234	468	039	南房総市	柴	上ノ台	一部概成
463	463	001	鋸南町	大かたびら	寺ノ下	一部概成
463	463	002	鋸南町	保田	カゴタ山	無
463	463	003	鋸南町	保田	大久保	未成
463	463	004	鋸南町	保田	柱陽坊	一部概成
463	463	005	鋸南町	大かたびら	青木台	一部概成
463	463	006	鋸南町	小保田	御宝前	概成

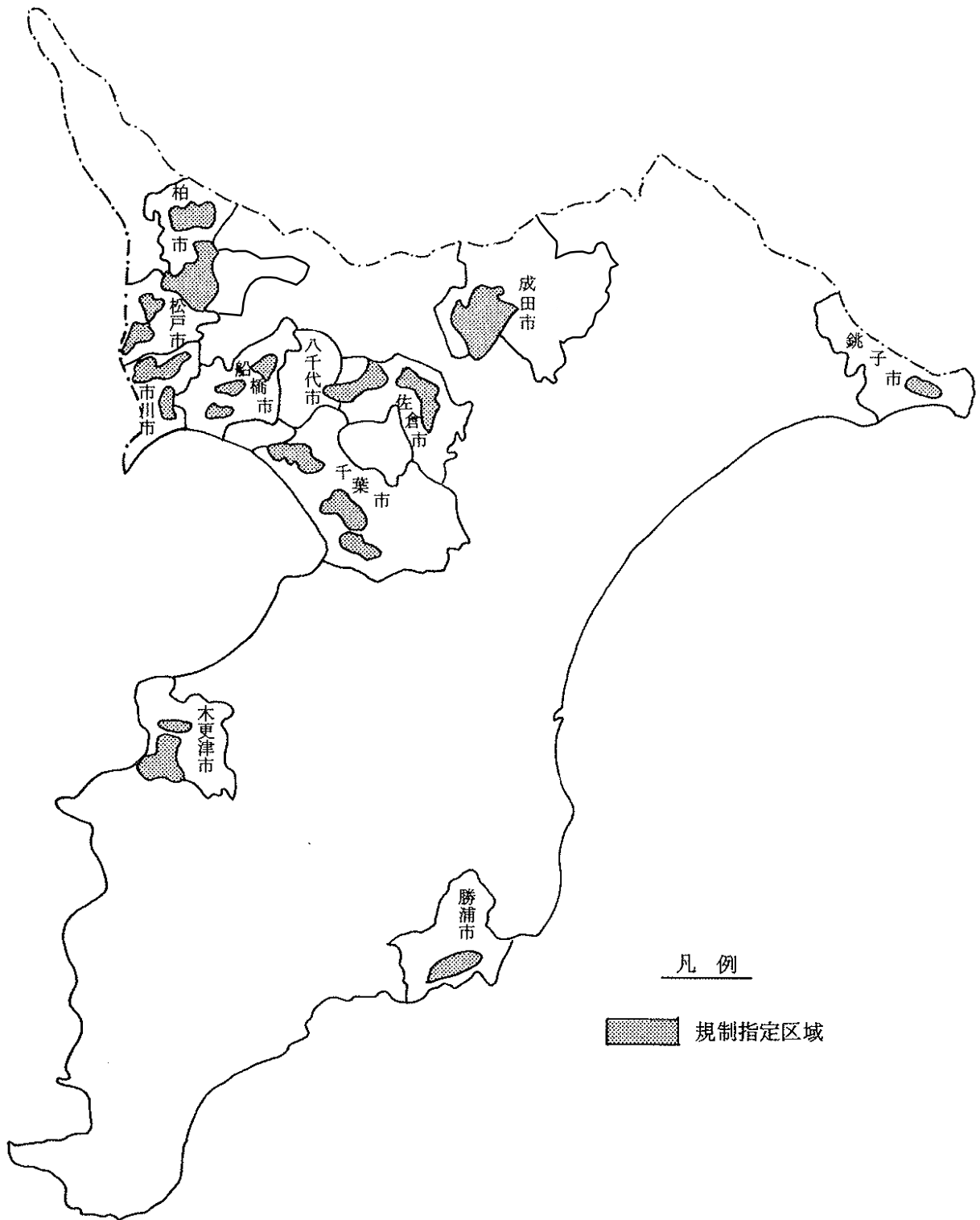
9 宅地造成等規制区域一覧表<資料8-11>

<県土整備部都市計画課>

平成24年4月1日現在

市名	箇所数	規制面積 (ha)	市行政面積 (ha)
柏市	2	2,526.5	11,490
松戸市	2	985.0	6,133
市川市	3	1,030.3	5,740
船橋市	3	433.8	8,564
千葉市	3	3,214.1	27,208
佐倉市	3	2,209.4	10,359
成田市	1	1,820.0	21,384
銚子市	1	230.0	8,391
木更津市	2	2,178.4	13,873
勝浦市	1	638.8	9,420
八千代市	1	12.2	5,127
計	22	15,278.5	127,689

宅地造成工事規制区域图（千葉県）



[対策事業]

1 国有林内事業計画<資料8-12>

保安林整備計画

国有林野施業実施計画名	年 度	事業区分	面 積
千葉北部森林計画区第3次 国有林野施業実施計画	平成20～平成24	保安林の整備	5 h a
千葉県南部森林計画区第3 次国有林野施業実施計画	平成22～平成26	保安林の整備 (管理車道)	564 h a
計			569 h a

2 溪流又は山林等の砂防に関する事業計画表<資料8-13>

表1 砂防指定地

< 県土整備部河川環境課 >

内…内務省 建…建設省
 総…総理府 S…昭和
 H…平成

H24.4月現在

NO	水系名	溪流名	延長 (Km)	面積 (ha)	告知番号及び指定年月日
1	曾呂川	曾呂川	7.50	21.30	内 490 S14.10 建 728 S27.6.5 建 1732 S48.8.13
2	"	芝川	0.70	1.18	建 1341 S29.8.31 建 926 S53.5.2
3	"	野尻川	1.60	24.00	建 728 S27.6.5
4	"	小山川	0.50	12.09	建 1732 S48.8.13
5	"	柳作川	0.70	10.16	建 1732 S48.8.13
6	"	一の作川	0.49	7.88	建 1732 S48.8.13 建 805 S63.3.18
7	"	馬場川	0.80	5.36	建 1732 S48.8.13
8	"	海道川	0.60	1.87	建 1732 S48.8.13
9	"	小山	0.60	1.30	国 144 H14.3.7
10	加茂川	加茂川	2.10	91.00	建 1341 S29.8.31
11	"	逆川	2.40	9.90	建 99 S31.1.24
12	"	南沢川	2.80	0.70	建 1341 S29.8.31
13	"	平塚川及び吉ノ台川	5.20	166.27	建 728 S27.6.5 建 331 S55.3.19
14	"	石畑川	2.40	6.90	建 99 S31.1.24
15	"	関沢川	2.50	0.81	建 1561 S41.5.21
16	"	細野川	0.70	0.27	建 1561 S41.5.21
17	"	尾沢川	2.60	17.94	建 4324 S42.12.18
18	"	佐野川	2.00	11.73	建 1732 S48.8.13
19	"	宮田川	1.40	8.87	建 1732 S48.8.13
20	"	山入川	2.30	4.60	建 1459 S45.10.6
21	"	五反目川	2.00	8.08	建 946 S49.7.2 建 842 S54.4.12
22	"	金堀川	0.60	1.19	建 926 S53.5.2
23	"	打越川	1.10	1.43	建 926 S53.5.2
24	"	百目木川	0.90	2.98	建 842 S54.4.12
25	"	天神川	2.20	13.43	建 842 S54.4.12
26	"	峠沢川	1.20	3.75	建 331 S55.3.19
27	"	市井沢川	0.70	1.43	建 537 H.元.3.7
28	天津岩井川	天津岩井川	0.63	4.73	建 842 S54.4.12
29	三原川	三原川	1.30	18.90	建 99 S31.1.24
30	"	今平川	2.30	0.12	建 2158 S34.10.29
31	"	倉合川	0.36	0.82	建 805 S63.3.18
32	"	別所	0.90	21.02	建 2165 H9.12.22
33	洲貝川	洲貝川	8.58	0.98	建 2158 S34.10.29
34	"	荒戸川	1.30	46.94	建 101 H6.1.21
35	夜長川	仲根	0.60	8.52	建 2165 H9.12.22
36	"	仲根3	0.59	8.88	国 461 H17.4.15 国 498 H19.4.25
37	二夕間川	二夕間川	3.10	6.80	建 99 S31.1.24
38	湊川(鴨川市)	湊川	1.35	2.80	建 60 S23.4.13
39	丸山川	丸山川	7.20	11.75	建 60 S23.4.13
40	"	本郷川	1.30	1.99	建 60 S23.4.13
41	"	愛宕川	1.10	7.50	建 60 S23.4.13
42	"	五反目川	1.25	2.49	建 80 H.元.1.21 建 109 H2.1.30
43	"	塩井戸川	2.18	2.71	建 80 H.元.1.21 建 101 H6.1.21
44	"	塩井戸川支川	0.32	0.87	建 80 H.元.1.21
45	平久里川	平久里川	6.00	79.38	総 60 S23.4.13 建 99 S31.1.24 建 331 S55.3.19

NO	水系名	溪流名	延長 (Km)	面積 (ha)	告知番号及び指定年月日		
46	平久里川	増間川	4.60	6.46		建 1418	S28.12.11
47	"	長沢川	1.12	2.58	建 80 H 元.1.21	建 109	H2.1.30
48	"	外野川	3.70	3.24		建 1481	S28.12.11
49	"	荒川	4.20	10.10	建 1481 S28.12.11	建 926	S53.5.2
50	"	東星田川	0.90	4.07		建 331	S55.3.19
51	"	谷川	0.60	2.71		建 331	S55.3.19
52	"	大塚川	1.70	8.89		建 331	S55.3.19
53	"	大日川及び大日川左支川	1.40	4.80		建 52	S56.1.21
54	岩井川	岩井川	5.43	21.12	建 52 S56.1.21	建 1050	S62.5.2
55	"	大川	1.40	1.26		建 2855	S37.11.14
56	"	川谷堀川及びひ川谷堀川右支川	1.50	4.50		建 218	S57.2.20
57	"	馬場川	0.18	0.26		建 1050	S62.5.2
58	"	合戸	1.27	29.26		国 106	H19.2.6
59	保田川	保田川	5.00	10.56		建 60	S23.4.13
60	湊川(富津市)	湊川	1.40	10.40		建 1481	S28.12.11
61	"	相川	5.00	352.84		建 1481	S28.12.11
62	"	飛清川	3.46	8.40		建 60	S23.4.13
63	"(富津市及び 鋸南町)	志駒川	4.03	14.01	総 60 S23.4.13 国 284 H16.3.17	国 262	H17.3.14
64	"(富津市)	田島川	0.19	0.35		国 284	H16.3.7
65	"	東沢川	0.60	22.10		建 2233	H12.11.28
66	白狐川	白狐川	5.10	226.08	総 60 S23.4.13	建 3534	S43.12.10
67	"	寺崎川	0.90	1.77		建 643	H8.3.15
68	小櫃川	松川	1.60	30.94		建 981	S42.3.31
69	"	大坂川	3.92	112.06		建 3534	S43.12.10
70	"	日出沢川	1.40	6.78		建 1732	S48.8.31
71	"	踊沢川及び踊沢川支川	2.15	5.94		建 331	S55.3.19
72	佐久間川	佐久間川	7.50	128.17		建 3534	S43.12.10
73	小糸川	沢巻川	2.05	4.39		建 1732	S48.8.13
74	"	鹿野沢川	2.05	8.00		建 1732	S48.8.13
75	三原川	西平川	0.80	5.60		建 946	S49.7.2
76	養老川	古敷谷川	4.40	139.58		建 1732	S48.8.13
77	"	芋原川	1.60	42.45		建 1732	S48.8.13
78	"	沢川	2.70	68.16		建 1732	S48.8.13
79	"	葛藤川	0.70	17.20		建 1732	S48.8.13
80	"	沢田川	0.65	2.20		建 1560	S50.12.12
81	"	西川	3.84	26.00		建 1193	S53.7.17
82	"	浦白川	4.17	18.14		建 824	S54.4.12
83	"	梅ヶ瀬川	1.32	1.88		建 805	S63.3.18
84	夷隅川	西部田川	2.10	4.90		建 1561	S50.12.12
85	"	紙敷川	3.65	4.60		建 331	S55.3.19
86	—	坂足	—	2.68		国 162	H24.2.13
			189.23	2,039.05			

表2 砂防事業

河 川 名			工 種	着工年度	備 考
水系名	幹川名	溪流名			
曾呂川	曾呂川	曾呂川	溪流保全工	S 4 0	
〃	〃	小山川	堰堤工 溪流保全工	S 4 6	
〃	〃	芝川	溪流保全工	S 4 6	
〃	〃	海道川	〃	S 4 8	
〃	〃	馬場川	〃	S 4 8	
〃	〃	一の作川	〃	S 5 3	
〃	〃	柳作川	〃	S 5 3	
〃	〃	野尻川	山腹工	S 5 5	
〃	〃	小山	堰堤工 溪流保全工	H 1 2	
加茂川	加茂川	市井沢川	堰堤工 溪流保全工	S 6 3	
〃	平塚川	峠沢川	溪流保全工	H 元	
〃	川音川	山入川	〃	H 2	
〃	逆川	尾沢川	〃	H 3	
〃	加茂川	逆川	〃	S 4 1	
〃	〃	尾沢川	〃	S 4 8	
〃	〃	宮田川	〃	S 5 0	
〃	〃	南沢川	堰堤工 溪流保全工	S 4 0	
〃	〃	五反目川	堰堤工	S 5 2	
〃	〃	佐野川	〃	S 5 3	
〃	〃	関沢川	溪流保全工	S 4 1	
〃	平塚川	平塚川	堰堤工 溪流保全工	S 3 7	
〃	川音川	山入川	堰堤工	S 5 4	
〃	銘川	天神川	〃	S 5 5	
〃	平塚川	峠沢川	〃	S 5 5	
〃	尾沢川	百目木川	堰堤工 溪流保全工	S 5 6	
夜長川	洲貝川	仲根	堰堤工 溪流保全工	H 8	
〃	夜長川	仲根3	堰堤工 溪流保全工	H 1 8	
三原川	三原川	今平川	溪流保全工	S 5 3	
〃	〃	西平川	溪流保全工 堰堤工	S 5 4	
〃	〃	倉合川	堰堤工	S 6 2	
〃	〃	三原川	溪流保全工	S 6 3	

河 川 名			工 種	着工年度	備 考
水系名	水系名	水系名			
三原川	三原川	別所	堰堤工 溪流保全工 山腹工	H 7	
洲貝川	洲貝川	洲貝川	堰堤工	H 2	
〃	〃	荒戸川	〃	H 元	
丸山川	丸山川	丸山川	溪流保全工	S 3 2	
〃	〃	本郷川	溪流保全工	S 5 6	
〃	〃	塩井戸川	堰堤工 溪流保全工	S 6 3	
〃	〃	五反目川	堰堤工 溪流保全工	S 6 3	
岩井川	岩井川	岩井川	溪流保全工	S 6 1	
〃	〃	川谷堀川	溪流保全工	S 5 7	
〃	大川	合戸	堰堤工 溪流保全工	H 1 9	
平久里川	平久里川	平久里川	堰堤工 溪流保全工	S 4 0	
〃	〃	外野川	〃	S 4 4	
〃	〃	荒川	〃	S 3 8	
〃	〃	谷川	〃	S 5 5	
平久里川	平久里川	東星田川	〃	S 5 5	
〃	増間川	大日川	〃	S 5 6	
〃	〃	長沢川	堰堤工 溪流保全工	S 6 3	
佐久間川	佐久間川	佐久間川	堰堤工 溪流保全工	S 5 6	
湊川	湊川	相川	堰堤 溪流保全工	S 4 5	
〃	高川	飛清川	溪流保全工	S 4 8	
〃	湊川	志駒川	溪流保全工 堰堤工	S 5 7	
白狐川	白狐川	白狐川	堰堤工 溪流保全工	S 5 2	
小糸川	沢巻川	沢巻川	〃	S 4 5	
小櫃川	小櫃川	松川	溪流保全工	S 4 4	
〃	〃	大坂川	堰堤工 溪流保全工	S 4 6	
〃	御腹川	日出沢川	〃	S 4 7	
保田川	保田川	保田川	溪流保全工	S 4 0	
養老川	養老川	古敷谷川	堰堤工	S 4 7	
〃	〃	沢川	堰堤工 溪流保全工	S 4 6	
〃	〃	葛藤川	堰堤工 溪流保全工	S 4 5	
〃	〃	芋原川	堰堤工	S 4 7	
〃	〃	沢田川	堰堤工	S 4 8	
〃	古敷谷川	西川	堰堤工	S 5 3	

河 川 名			工 種	着工年度	備 考
水系名	水系名	水系名			
養老川	養老川	浦白川	堰堤工 溪流保全工	S 5 4	
〃	〃	梅ヶ瀬川	堰堤工	S 6 2	
夷隅川	夷隅川	西部田川	溪流保全工 堰堤工	S 4 5	
湊川 鴨川市	湊川	湊川	溪流保全工	S 5 8	
丸山川	丸山川	愛宕川	堰堤工 溪流保全工	H 2 3	
天津 岩井川	天津 岩井川	天津 岩井川	溪流保全工	S 5 4	
—	—	坂足	堰堤工	H 2 1	

表3-1 地すべり対策事業（国土交通省所管）

区 域 名	所 在 地	着工年度	備 考
平群	南房総市	S 4 1	
富山	〃	S 3 4	
今平	鴨川市	S 4 2	
東	〃	S 4 7	
高田	〃	S 3 3	
芝	〃	S 3 4	
貝渚	〃	S 4 1	
椎郷	〃	S 4 0	
佐久間森	〃	S 3 4	
平久里中	南房総市	S 3 5	
荒戸	鴨川市	S 3 7	
平久里下	南房総市	S 4 0	
山中	富津市	S 4 3	
市井原	鋸南町	S 5 4	
外野	南房総市	S 4 8	
二部・検儀谷	〃	S 3 7	
増間	〃	S 4 4	
入字田	〃	S 3 8	
大井	〃	S 4 7	
小山	鴨川市	S 4 5	
八千代台	八千代市	S 5 4	
東星田	南房総市	S 5 5	
苅谷	いすみ市	S 5 6	
西平	鴨川市	S 5 9	
吉沢	南房総市	S 6 1	
横尾	鴨川市	H 元	
野々塚	南房総市	H 元	
富貴	富津市	H 5	
上畑	〃	H 2 0	
天面	鴨川市	H 1 9	

表3-2 県営地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管）

番号	地区名	所在地	着工年度	番号	地区名	所在地	着工年度
1	上	鴨川市	34	29	上佐久間	鋸南町	47
2	二子	鴨川市	33	30	宮谷	南房総市	48
3	宮山	鴨川市	40	31	宮奈良	鴨川市	48
4	金束	鴨川市	35	32	金谷	富津市	48
5	奥山	鋸南町	36	33	向根	鋸南町	49
6	中佐久間	鋸南町	37	34	古房	鴨川市	49
7	江月	鋸南町	40	35	郷蔵	富津市	50
8	道越	鋸南町	41	36	佐野	鴨川市	50
9	太田	鋸南町	42	37	瀬高	鋸南町	50
10	畑	鋸南町	43	38	奥道越	鋸南町	51
11	田子山田	鋸南町	44	39	山居	鴨川市	51
12	芝尾	鴨川市	43	40	山入	鴨川市	51
13	大田代	鴨川市	44	41	高塚	富津市	51
14	本名	鴨川市	43	42	大崩	鋸南町	52
15	小保田南	鋸南町	44	43	遣水	鋸南町	53
16	小保田北	鋸南町	45	44	北風原	鴨川市	53
17	下小原	鴨川市	44	45	永井大橋	鋸南町	54
18	釜沼	鴨川市	45	46	倉後	鴨川市	55
19	柿木代	鴨川市	44	47	明下	鋸南町	55
20	鹿原	富津市	44	48	成川	鴨川市	56
21	中尾原	鋸南町	37	49	森	鋸南町	56
22	江月下	鋸南町	45	50	志駒	富津市	58
23	西川	鴨川市	45	51	元名	鋸南町	59
24	平久里下吉沢	南房総市	45	52	大六	鋸南町	3
25	大沢	南房総市	46	53	細尾横根	鋸南町	5
26	釜の台	富津市	46	54	西条中	鴨川市	22
27	房田	鴨川市	46				
28	石原	鴨川市	47	計	54地区		

表3-3 地すべり防止事業（林野庁所管）

（平成24年3月31日現在・単位百万円）

防 止 区 域 名	所 在 地	着 工 年 度	事 業 費 累 計
荒 川	南 房 総 市	S35	1,317
井 野 川 上	南 房 総 市	S37	2,744
川 代	鴨 川 市	S37	823
細 野	鴨 川 市	S39	1,859
法 明	鴨 川 市	S39	788
西	鴨 川 市	S38	2,143
上 小 原	鴨 川 市	S38	1,209
新 田	南房総市和田町	S42	542
八 丁	鴨 川 市	S40	1,957
引 越	鴨 川 市	S41	787
畑 谷	鴨 川 市	S42	1,038
貝 沢	南房総市和田町	S43	114
石 間 寺	鴨 川 市	-	0
五 十 蔵	南房総市和田町	S45	786
西 山	鴨 川 市	S45	65
嶺 岡	南 房 総 市	S45	228
南 小 町	鴨 川 市	S46	443
柴	南房総市和田町	S45	69
宮 下	南 房 総 市	S46	272
横 尾 大 川 面	鴨 川 市	S46	367
上 三 原	南房総市和田町	S48	1,310
梨 沢	富 津 市	S47	446
豆 木	鴨 川 市	S49	415
奈 良 林	鴨 川 市	S50	698
伊 予 岳	南 房 総 市	S49	662
大 川	南 房 総 市	S53	884
下 沢	富 津 市	S52	2,255
山 名	南 房 総 市	S57	233
大 帷 子 北	鋸 南 町	H3	416
山 田	南 房 総 市	H4	434
合 計			25,304

表4 急傾斜地崩壊対策事業（国庫補助金）

区域名	所在地	工種	着工年度
小仲台	千葉市	擁壁工	47
亥鼻	〃	法面工	56
南生実	〃	〃	57
園生	〃	〃	60
八千代台東5丁目	八千代市	〃	54
大和田	〃	〃	58
平戸	〃	〃	58
島田	〃	法枠工	62
宮久保	市川市	〃	58
真間	〃	擁壁工	56
真間(2)	〃	〃	60
国分	〃	〃	60
大野	〃	〃	56
大野(3)	〃	法枠工	62
辰巳台	市原市	擁壁工	55
勝間	〃	法枠工	62
潤井戸	〃	〃	62
上本郷	松戸市	法面工	53
中和倉	〃	〃	54
前田	〃	〃	54
新作	〃	〃	60
下西山	鎌ヶ谷市	杭工	60
鱈ヶ崎	流山市	擁壁工	59
辺田前	印西市	〃	54
裏新町	佐倉市	〃	47
海隣寺	〃	〃	55
六崎	〃	法枠工	57
並木町	〃	〃	57
居合谷	多古町	〃	46
高根台	〃	〃	47
高田	〃	〃	48

区域名	所在地	工種	着工年度
切通	多古町	法面工	54
広沼	〃	〃	54
坂	〃	擁壁工	56
台作	〃	法面工	59
南借当	〃	〃	59
高根	〃	〃	60
高谷	芝山町	〃	48
上吹人	〃	〃	54
飯櫃	〃	〃	54
浅川	〃	法枠工	55
大台	〃	擁壁工	55
小原子	〃	〃	57
花崎	成田市	法枠工	55
土屋	〃	法面工	57
仲野町	〃	〃	57
押畑	〃	擁壁工 法枠工	58
押畑(2)	〃	法面工	61
東金山	〃	〃	60
下金山	〃	〃	63
佐原	佐原市	法面工	60
上宿台	佐原市	吹付工	49
西関戸	〃	〃	52
岩ヶ崎	〃	擁壁工	51
平台	〃	法枠工	61
阿玉台	香取市	〃	54
阿玉台(2)	〃	〃	60
久保	〃	法面工	54
岡飯田	〃	法枠工	62
岩部	〃	擁壁工	55
帰命台	〃	法枠工	57
茶畑	〃	〃	57

区域名	所在地	工種	着工年度
田部	香取市	擁壁工	58
一本松	〃	〃	60
部田	〃	〃	61
高倉	成田市	法柁工擁壁工	57
滑川	〃	擁壁工	60
西大須賀	〃	〃	61
神崎本宿	神崎町	法柁工	60
神崎本宿(2)	〃	〃	63
春日	銚子市	〃	46
西小川	〃	〃	46
北小川	〃	〃	50
南	〃	〃	47
栄町	〃	〃	51
富川	〃	〃	54
弥生	〃	〃	54
笹本	〃	〃	54
名洗町	〃	法面工	56
春日町(2)	〃	擁壁工	56
春日町(3)	〃	〃	60
森戸	〃	〃	60
豊里	〃	〃	57
諸持町	〃	〃	63
横根	旭市	〃	58
八木	〃	〃	62
久方	匝瑳市	〃	47
飯塚	〃	法面工	53
入山崎	〃	擁壁工	61
富下	横芝光町	法柁工 擁壁工	54
道庭	東金市	張コンクリート	58
岩崎	〃	法面工	45
谷	〃	〃	45

区域名	所在地	工種	着工年度
馬場	東金市	法面工	47
新宿	〃	〃	54
上町	〃	〃	54
台方	〃	擁壁工	55
家の子	〃	法壁工	62
日向(椎崎)	山武市	擁壁工	55
真行寺	〃	〃	66
新泉	〃	法柁工	62
寺崎	〃	〃	62
大堤	〃	法面工	46
田越(1)	〃	法柁工	62
田越(2)	〃	〃	62
山室	〃	〃	63
萱野	大網白里町	法柁工擁壁工	60
本宿	〃	コンクリート吹付工	61
小林	茂原市	法柁工	57
下永吉	〃	擁壁工	62
台田	〃	〃	62
睦沢寺崎	睦沢町	吹付工	62
岩和田	御宿町	〃	47
浜	〃	〃	50
天の守	〃	〃	51
東山	〃	〃	54
新町	〃	落石 防止工	53
部原	勝浦市	〃	53
出水	〃	吹付工	46
川津	〃	〃	44
浜勝浦(1)	〃	〃	42
串浜	〃	〃	51
串浜(2)	〃	擁壁工	46
墨名(1)	〃	落石 防止工	52

区域名	所在地	工種	着工年度
墨名(2)	勝浦市	吹付工	57
松部	〃	落石防止工	53
新官(1)	〃	〃	53
新官(2)	〃	擁壁工	57
吉尾	〃	落石防止工	54
盛沢	〃	〃	54
船附	〃	吹付工	54
東谷	〃	落石防止工	54
荒熊	〃	擁壁工	54
見長谷	〃	吹付工	54
川津北	〃	擁壁工	55
鵜原	〃	〃	56
新地ヶ台	〃	法面工	56
向台(1)	〃	擁壁工	58
向台(2)	〃	〃	60
守谷	〃	〃	59
家の谷	〃	〃	61
浜行川	〃	〃	62
長ヶ谷	〃	吹付工	62
大作	〃	擁壁工	63
四山ヶ谷	〃	〃	63
大船谷	いすみ市	〃	57
矢差戸	〃	〃	60
岩船	〃	〃	60
岩船(2)	〃	吹付工	63
太海	鴨川市	落石防止工	50
貝渚	〃	法面工	46
磯村	〃	擁壁工	58
仁我浦	南房総市	落石防止工	53
和田	〃	擁壁工	49

区域名	所在地	工種	着工年度
真浦	南房総市	擁壁工	61
寄浦	鴨川市	〃	55
長谷	〃	〃	63
清澄	〃	〃	63
那古山	館山市	落石防止工	48
岩井袋	鋸南町	〃	49
内宿	〃	〃	50
坂井ヶ谷	〃	〃	52
大黒山	〃	〃	52
磯ヶ谷	〃	〃	53
亀磯	〃	擁壁工	56
大六	〃	〃	56
石堂	南房総市	吹付工	52
根本前	〃	擁壁工	54
小浜	〃	〃	54
石小浦	〃	〃	55
坂下	〃	〃	58
丹生	〃	〃	62
丹生(2)	〃	〃	63
向町	〃	〃	58
南ヶ谷	〃	張コンクリート	62
真里谷	木更津市	法枠工	63
坂田	君津市	法面工	50
原	〃	〃	54
山本	〃	擁壁工	57
怒田	〃	〃	61
高根	富津市	〃	47
湊	〃	吹付工	56
数馬	〃	〃	52
田尻	〃	〃	58

区域名	所在地	工種	着工年度
萩谷	富津市	法粋工	57
新町	〃	擁壁工	61
鬼ヶ谷	〃	吹付工	62
鬼ヶ谷(2)	〃	張コンクリート	63
奈良輪	袖ヶ浦市	法面工	50
下新田	〃	擁壁工	55
下泉	〃	〃	58
上泉	〃	〃	58
上泉(2)	〃	〃	60
房根	〃	〃	61
神納	〃	〃	63
四街道	四街道市	法粋工	元
岩井	旭市	擁壁工	元
椎崎(2)	山武市	法粋工	元
岩船(3)	いすみ市	〃	元
飯富	袖ヶ浦市	擁壁工	元
小山	千葉市	擁壁工 法粋工	元
勝間(2)	市原市	〃	元
北小川	銚子市	〃	元
検見川5丁目	千葉市	擁壁工	元
白井台	佐倉市	法粋工	2
佐野	多古町	〃	元
船形	成田市	擁壁工	2
山倉	香取市	法粋工	2
大貫	神崎町	〃	元
桜井	銚子市	擁壁工	2
塙	旭市	〃	2
江川	匝瑳市	〃	2
松之郷(2)	東金市	〃	元
実入	鴨川市	〃	元
海ヶ谷	〃	〃	元
柏熊	多古町	擁壁工	元
西田部	香取市	〃	元
大木	山武市	〃	元
畑沢(1)	木更津市	〃	元
飯田	佐倉市	法粋工	3

区域名	所在地	工種	着工年度
大堀	匝瑳市	擁壁工	3
花台	印西市		3
鷺沼	習志野市		3
大和田	成田市		3
津富浦	〃		3
切通	多古町		3
宝田	成田市		3
下門前(2)	成田市		3
沢(2)	香取市		3
柴田	成田市		3
名木	〃		3
四谷	〃		3
橋替	佐原市		3
藤崎	習志野市		3
宝喜作台	八千代市		3
生幡	香取市		3
下門前	成田市		3
高萩	香取市		3
苧毛	〃		3
山倉	〃		3
大草	千葉市	法粋工	3
小池	八千代市	〃	3
島田	〃	〃	3
桑納	〃	〃	3
米本	〃	〃	3
下高野	〃	〃	3
宝米	横芝光町	擁壁工	4
寺作	多古町	法粋工	4
貝辰	旭市	擁壁工	4
網島	茂原市	法粋工	4
桂	〃	擁壁工	4
花輪	八千代市	法粋工	4
大厩	市原市	〃	4
松部(3)	勝浦市	擁壁工	4
貝渚	鴨川市	〃	4
芦田	成田市		5

区域名	所在地	工種	着工年度
和泉	香取市	法粋工	3
谷萩	富津市	擁壁工	5
浜(2)	御宿町		5
貝渚	鴨川市	擁壁工	5
高谷	芝山町	法粋工	5
小浦	南房総市	擁壁工	6
関戸	成田市	法粋工	6
大生	〃	〃	6
油井	東金市	擁壁工	6
沢(2)	香取市	法粋工	6
浜勝浦(3)	勝浦市	吹付工	7
笠神	印西市	擁壁工	7
春日(4)	銚子市	〃	8
内浦	鴨川市	〃	8
井戸山	多古町	法粋工	9
島田4	八千代市	特法粋工	9
蔵波	袖ヶ浦市	待擁壁工	9
大堀(3)	匝瑳市	も擁壁工	9
南中	多古町	アンカー工	9
金谷	東金市	も擁壁工	10
家名	勝浦市	張りコン	10
宝田3	成田市	特殊粋工	10
宝田4	〃	〃	10
大草町2	千葉市	〃	11
八重崎2	匝瑳市	〃	11
三十根	いすみ市	張りコン	11
久麦	南房総市	特法粋工	11
人見	君津市	待擁壁工	11
桑橋3	八千代市	特法粋工	11
国分の4	市川市	〃	14
塩浦	南房総市	待擁壁工	14
大野の3	市川市	特法粋工	15
宝田2	成田市	〃	15
大草町1	千葉市	〃	15
所2	成田市	〃	15
大角1	香取市	〃	15
鐺木町2	佐倉市	待擁壁工	16

区域名	所在地	工種	着工年度
寺崎	佐倉市	特法粋工	16
興津	栄町	〃	16
柏熊2	多古町	〃	16
天津	鴨川市	も擁壁工	16
釜滝	南房総市	待擁壁工	16
桑納2	八千代市	特法粋工	17
新屋敷	勝浦市	張りコン	17
奥野	市原市	待擁壁工	17
台方2	東金市	張りコン	17
羽鳥	佐倉市	特法粋工	17
東和泉1	成田市	〃	17
岩船の3	いすみ市	張りコン	18
刈田子町	千葉市	特法粋工	18
小田部2	横芝光町	待擁壁工	18
吉橋	八千代市	特法粋工	18
下福田1	成田市	〃	18
神納3	袖ヶ浦市	待擁壁工	18
小東田	いすみ市	張りコン	20
岩船の10	〃	切土工	20
岩船の16	〃	切土工	20
森戸町2	銚子市	待擁壁工	20
西坊田	南房総市	〃	20
大竹1	成田市	切土工	20
角来2	佐倉市	特殊粋工	20
地蔵前	長南町	コン吹付	20
田間2	東金市	特法粋工	20
小東田2	いすみ市	張りコン	20
岩名	佐倉市	待擁壁工	20
北須賀和田	成田市	切土工	20
片又木	市原市	特法粋工	21
羽鳥2	佐倉市	特殊粋工	22
新宮6	勝浦市	張りコン	23
白井台2	佐倉市	特殊粋工	23
下福田2	成田市	切土工	23

3 河川改修に関する治水事業計画表<資料8-12>

表1 広域河川改修事業

本数	級種	水系名	河川名	着工年度	事業延長	備考
1	一級	利根川	坂川	S47	1 = 5, 460 m	
2	〃	〃	根木名川	S43	1 = 28, 650 m	
3	〃	〃	印旛沼	H16	1 = 29, 979 m	
4	〃	〃	印旛放水路	S47	1 = 7, 900 m	
5	〃	〃	小野川放水路	S49	1 = 2, 190 m	
6	〃	〃	神崎川	S51	1 = 6, 110 m	
7	〃	〃	座生川	H元	1 = 1, 355 m	
8	〃	〃	鹿島川	H3	1 = 2, 700 m	
9	〃	〃	高崎川	H16	1 = 2, 650 m	
10	〃	〃	富士川	S55	1 = 1, 370 m	
11	〃	〃	黒部川	H元	1 = 2, 700 m	
12	二級	村田川	村田川	S27	1 = 6, 560 m	
13	〃	栗山川	栗山川	S49	1 = 33, 800 m	多古橋川、高谷川含む
14	〃	都川	都川	S39	1 = 6, 670 m	
15	〃	養老川	養老川	S46	1 = 6, 460 m	
16	〃	一宮川	一宮川	S46	1 = 7, 040 m	
17	〃	海老川	海老川	S51	1 = 2, 670 m	
18	〃	作田川	作田川	S60	1 = 15, 400 m	
19	〃	南白亀川	南白亀川	S23	1 = 30, 300 m	
20	〃	木戸川	木戸川	S41	1 = 4, 000 m	
21	〃	小糸川	宮下川	S51	1 = 1, 955 m	
22	〃	矢那川	矢那川	S63	1 = 980 m	

表2 総合流域防災事業

本数	級種	水系名	河川名	着工年度	事業延長	備考
6	一級	利根川	大津川	S55	1 = 5, 640 m	
	〃	〃	清水川	H16	1 = 1, 612 m	
	〃	〃	小野川	H16	1 = 2, 720 m	
	〃	〃	桑納川	H10	1 = 1, 602 m	
	〃	〃	石神川	H10	1 = 1, 550 m	
14	二級	椎津川	椎津川	S45	1 = 2, 885 m	
20	〃	小櫃川	松川(上流)	H元	1 = 3, 450 m	
21	〃	平久里川	滝川	S50	1 = 3, 660 m	
24	〃	真亀川	真亀川	S60	1 = 5, 110 m	
26	〃	平久里川	平久里川	H20	1 = 3, 800 m	

表3 都市基盤河川改修事業

水系名	河川名	事業延長	備考
利根川	二重川	1=2,410m	
〃	国分川上流	1=1,164m	
〃	勝田川	1=3,530m	
〃	大柏川	1=1,621m	
村田川	神崎川	1=3,900m	

表4 防災調節池事業

水系名	河川名	備考
利根川(一級)	桑納川	H13 統合補助金
海老川(二級)	飯山満川	
矢那川(二級)	平川	

表5 河川災害復旧助成事業

No.	水系名	河川名	事業延長	備考
1	海老川	長津川	1= 2,274m	59年度採択、63年度迄
2	小櫃川	松川	1= 2,374m	61"、元"
3	養老川	養老川	1=13,700m	元"、5"
4	村田川	村田川	1= 1,100m	元"、4"
5	湊川	湊川	1= 4,800m	元"、4"
6	利根川	大柏川	1= 1,035m	元"、5"
7	養老川	養老川	1= 1,800m	8"、11"
8	利根川	桑納川	1= 1,986m	8"、11"
9	利根川	黒部川	1= 3,343m	11"、15"

表5-2 河川災害関連事業

No.	水系名	河川名	備考
1	利根川	清水川	61年度採択、63年度迄
2	"	高田川	61"、63"
3	"	尾羽根川	63"、2"
4	栗山川	高谷川	61"、63"
5	一宮川	埴生川	61"、63"
6	夷隅川	落合川	62"、元"
7	一宮川	埴生川	元"、3"
8	"	長楽寺川	元"、3"
9	利根川	三宅川	4"、6"
10	養老川	養老川	7"、8"
11	海老川	海老川	8"、9"
12	平久里川	平久里川	8"、10"
13	利根川	中川	11"、13"
14	夷隅川	落合川	16"、15"
15	加茂川	加茂川	17"、19"

表5-3 河川災害復旧等関連緊急事業

No.	水系名	河川名	事業延長	備考
1	利根川	黒部川	1= 4,025m	11年度採択、完了年度15年度迄

表6 総合治水対策特定河川事業

昭和54年度から新規事業として採択された。

水系名	河川名	事業延長	備考
利根川	真間川	1= 27,615m	○都市基盤区間、激持区間を含む。

表7 河川激甚災害対策特別緊急事業

(イ) 昭和56年10月22日の台風24号による。

水系名	河川名	事業延長	備考
利根川	真間川	1= 7,000m	

(ロ) 昭和61年8月4～5日の台風10号による。

水系名	河川名	事業延長	備考
利根川	真間川	1= 1,500m	
海老川	海老川	1= 830m	

(ハ) 平成元年7月31日～8月1日の大雨による。

水系名	河川名	備考
一宮川	一宮川	調整池2池

(ニ) 平成5年8月27日の台風11号による。

水系名	河川名	事業延長	備考
利根川	真間川	1= 5,435m	

(ホ) 平成8年9月22日の台風17号による。

水系名	河川名	事業延長	備考
一宮川	一宮川 阿久川 瑞沢川	1=18,980m 調節池2池	

表8 河川総合開発事業

(イ) 小櫃川総合開発事業 亀山ダム

君津市川俣地先の二級河川小櫃川水系小櫃川に有効貯水容量 1,335 万トンの重力式コンクリートダムを築造し、洪水を調節することにより流域下流の君津市、木更津市及び袖ヶ浦市を水害から守るとともに、既得取水の安定化及び河川環境の保全等のための流量の確保並びに都市用水の水源確保をはかるものである。

(完成年度、昭和55年度)

(ロ) 養老川総合開発事業 高滝ダム

市原市養老地先の二級河川養老川水系養老川に有効貯水容量 1,250 万トンの重力式コンクリートダムを築造し、洪水の調節することにより流域下流の市原市を水害から守るとともに、既得取水の安定化及び河川環境の保全等のための流量の確保並びに都市用水の水源確保をはかるものである。

(完成年度、平成2年度)

(ハ) 黒部川総合開発事業

香取市小見川地先から東庄町に至る一級河川利根川水系黒部川の下流部約9kmの区間の河道改修を行うことにより、洪水時の疎通能力を増大させ、さらに掘削によって拡大された河道の貯水池化を図ることにより新たに黒部川自流の水資源を開発するとともに、支川小堀川流域の内水排除を行うものである。

(完成年度、平成元年度)

(ニ) 小櫃川総合開発事業 片倉ダム

君津市片倉地先の二級河川小櫃川水系笹川に有効貯水容量 654 万トンの重力式コンクリートダムを築造し、洪水を調節することにより、流域下流の君津市、木更津市及び袖ヶ浦市を水害から守るとともに、既得取水の安定化及び河川環境の保全等のための流量の確保並びに都市用水の水源確保をはかるものである。

(完成年度、平成13年度)

(ホ) 矢那川治水ダム建設事業 矢那川ダム

木更津市矢那地先の二級河川矢那川水系田高川に有効貯水容量 106 万トンの傾斜遮水壁ゾーン型フィルダムを築造し、洪水を調節することにより、流域下流の木更津市を水害から守るとともに、既得取水の安定化及び河川環境の保全等のための流量を確保する。

(完成年度、平成13年度)

4 道路、橋梁等の維持管理及び道路災害の事故防止関係表<資料8-15>

表1. 指定区間及び管理区間延長 (国管理分)

H17.4.1 現在

(単位: km)

路線名	区間	指定区間延長	備考
6号	自 東京都葛飾区金町3-1468-1	23.1	
	至 千葉県我孫子市青山字中新畑1644番		
14号	自 千葉県千葉市花見川区幕張本郷1丁目36番1号	8.9	
	至 千葉県千葉市中央区登戸1丁目19番9		
16号	自 埼玉県北葛飾郡庄和町大字西金野井字宮橋1209	111.6	
	至 千葉県富津市富津字東町1503番の1		
51号	自 千葉県千葉市中央区中央1丁目6番10	53.7	
	至 茨城県稲敷市東町大字西代字東田1609		
126号	自 千葉県東金市台方字五根倉1026番1	24.2	
	至 千葉県千葉市中央区中央1丁目6番10		
127号	自 千葉県館山市北条字八下地702-5	55.2	
	至 千葉県木更津市桜井字内田14番の3		
298号	自 東京都葛飾区東金町8-4750	12.3	
	至 千葉県松戸市上矢切清水流474-3		
357号	自 千葉県千葉市中央区村田町893番229	28.9	
	至 東京都江戸川区堀江町4401		
409号	自 千葉県木更津市中島字日之宮2460-1	3.9	
	至 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場字上豊田2602-1		
計		321.8	

表2 橋梁現況調書 (国管理分)

H17.4.1 現在

路線名	指定区間 延長	種類別内訳							
		鋼橋		コンクリート橋		鋼橋とコンクリート 橋の混合橋		合計	
		箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
6号	23.1	12	1,103	4	364	2	222	18	1,689
14号	8.9	3	345	4	68	0	0	7	413
16号	111.6	59	8,259	61	3,541	1	17	121	11,817
51号	53.7	25	2,557	13	403	1	154	39	3,114
126号	24.2	2	203	1	28	0	0	3	231
127号	55.2	10	796	16	545	0	0	26	1,341
298号	12.3	1	433	2	41	2	322	5	796
357号	28.9	41	7,291	4	141	15	5,172	60	12,604
409号	3.9	1	566	5	1,441	0	0	6	2,007
計	321.8	154	21,553	110	6,572	21	5,887	285	34,012

表3 トンネル現況調書 (国管理分)

路線名	指定区間	種類別内訳					
		鋼橋		コンクリート橋		計	
		箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
6号	23.1	2	288	0	0	2	288
14号	8.9	0	0	0	0	0	0
16号	111.6	4	756	0	0	4	756
51号	53.7	0	0	0	0	0	0
126号	24.2	0	0	0	0	0	0
127号	55.2	12	1,862	13	580	25	2,442
298号	12.3	0	0	0	0	0	0
357号	28.9	0	0	0	0	0	0
409号	3.9	0	0	0	0	0	0
計	321.8	18	2,906	13	580	31	3,486

表4 道路現況調書(県管理分)

H23. 4. 1 現在

道路種別	路線数	実延長 (Km)	種類別内訳				路面別内訳	
			橋梁		トンネル		砂利道 (Km)	舗装道 (Km)
			箇所	延長(km)	箇所	延長(km)		
一般国道	13	771.7	677	24.9	85	11.9	0.0	771.7
計	13	771.7	677	24.9	85	11.9	0.0	771.7
主要地方道	87	1306.9	758	26.2	27	3.9	1.9	1304.9
一般県道	203	1345.3	711	19.4	32	3.3	1.3	1344.0
計	290	2652.2	1469	45.6	59	7.2	3.2	2649.0
合計	303	3423.9	2146	70.5	144	19.1	3.2	3420.7

(旧道及び自転車道を含む)

表5 車両配置計画表

H21. 4. 1 現在

事務所名	トラック類	パトロールカー	ライトバン等
千葉地域土木事務所	1	2	9
市原土木事務所	2	3	6
千葉港湾事務所	0	3	3
葛南地域土木事務所	1	2	13
葛南港湾事務所	0	1	3
東葛飾地域土木事務所	2	2	7
柏土木事務所	1	1	8
流山区画整理事務所	0	0	7
柏区画整理事務所	0	0	6
印旛地域土木事務所	1	2	8
成田土木事務所	1	1	10
香取地域土木事務所	2	3	8
海匝地域土木事務所	1	1	5
銚子土木事務所	1	2	5
山武地域土木事務所	2	2	10
長生地域土木事務所	1	2	11
夷隅地域土木事務所	2	4	8
安房地域土木事務所	2	7	12
君津地域土木事務所	3	4	16
君津土木事務所	0	0	5
木更津港湾事務所	0	1	3
北千葉道路建設事務所	0	0	6
真間川改修事務所	0	0	5
大多喜ダム建設事務所	0	1	1
亀山・片倉ダム管理事務所	0	1	1
高滝ダム管理事務所	0	1	1
印旛沼下水道事務所	0	0	8
手賀沼下水道事務所	0	0	8
江戸川下水道事務所	0	0	6
計	23	46	199

表6-1 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

(H21年4月)

道路種別	路線名	担当 出先 機関名	規制区間		交通量 (台/12h)	規制基準			危険内容	
			自 至	郡市 町村字 町村字 (km)		延長 (km)	規制基準値(mm)			
							通行注意 時間雨量 連続雨量	通行止 時間雨量 連続雨量		気象等観測所
一般国道	128号 (旧道)	夷 隅	勝浦市 大沢 勝浦市 大沢		0.9	—	30 150	大 森	落石	
	410号 (旧道)	安 房 君 津	鴨川市 横尾 1.5 君津市 豊英 0.9		2.4	—	30 150	長 狭	土砂崩落・路肩決壊	
	410号	君 津	君津市 辻森 君津市 大坂		2.0	1,891	30 150	鹿野山 亀山ダム	土砂崩落・落石・路肩決壊	
	465号	夷 隅 君 津	大多喜町 小田代 3.2 君津市 黄和田畑 0.5		3.7	2,160	30 150	清 澄 亀山ダム	落石・土砂崩落・トンネル	
	国 道 計			4区間	9.0					
主要地方道	大多喜君津線	市 原 君 津	市原市 大久保 4.1 君津市 川谷 0.8		4.9	3,339	30 150	月 出 上総出張所	落石・土砂崩落・路肩決壊	
	大多喜君津線	市 原	市原市 石神 市原市 石神		1.5	1,392	30 150	月 出	土砂崩落	
	市原天津小湊線	君 津 安 房	君津市 黄和田畑 3.7 天津小湊町 四方木 2.5		6.2	826	30 150	亀山ダム 清 澄	落石・土砂崩落・トンネル	
	天津小湊夷隅線	夷 隅	勝浦市 市野郷 勝浦市 市野郷		2.2	1,041	30 150	久我原橋 実谷	落石・土砂崩落・トンネル	
	主要地方道計			4区間	14.8					
一般県道	加茂木更津線	市 原	市原市 飯給 市原市 万田野		3.1	4,793	30 150	月 出 上総出張所	落石・土砂崩落・路肩決壊	
	小櫃佐貫(停)線	君 津	君津市 鹿野山 富津市 稲子沢		4.7	758	30 150	鹿野山	土砂崩落・路肩決壊	
	大多喜里見線	夷 隅 市 原	大多喜町 伊藤 2.0 市原市 田渕 3.2		5.2	4,793	30 150	月 出	トンネル・土砂崩落・落石	
	南総月出線	市 原	市原市 古敷谷 市原市 月出		4.4	591	30 150	月 出	土砂崩落・落石	
	勝浦布施大原線	夷 隅	勝浦市 市野郷 御宿町 上布施		6.0	2,151	30 150	実 谷	落石・路肩決壊	
	勝浦上野大多喜線	夷 隅	勝浦市 植野 勝浦市 興津		1.6	1,140	30 150	大 森	土砂崩落・路肩決壊	
	小田代勝浦線	夷 隅	大多喜町 栗又 勝浦市 上植野		10.8	649	30 150	大 森	トンネル・土砂崩落・落石	
	犬掛館山線	安 房	富山町犬掛 富浦町居倉		4.7	2,488	30 150	佐久間 三 芳	土砂崩落・路肩決壊	
県 道 計			8区間	40.5						
都道府県道合計			12区間	55.3						

表6-2 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

(H21. 4. 1)

道路種別	路線名	担当先機関名	規制区間		交通量 台/12hr	規制条件 (通行止)	危険内容
			自至 郡市 町村字 郡市 町村字	延長 (km)			
一般国道	128号 (旧道)	安房	天津小湊町 小湊	0.7	2,819	パトロールによる	崩落・路肩決壊
	409号	長生	長柄町 大庭 長南町 蔵持	2.8	6,551	〃	崩落・トンネル
	410号	安房	丸山町 西原 11.1 丸山町 大井 鴨川市 宮山 1.8	12.9	1,759	〃	土砂崩落・地すべり・路肩決壊
	410号	君津	君津市 久留里 君津市 広岡	6.9	6,466	〃	落石・トンネル・路肩決壊
	465号	君津	君津市 名殿	0.5	6,466	〃	落石・トンネル・路肩決壊
	465号 (バイパス開通区間を除く)	君津	君津市 黄和田畑 君津市 柳城	7.9	232	〃	落石・路肩決壊・トンネル
	465号 (バイパス開通区間を除く)	君津	君津市 平田 富津市 上後	9.0	2,623	〃	落石・土砂崩落路肩・決壊
国道計			7区間	40.7			
主要地方道	千葉茂原線	長生	長柄町 皿木 長柄町 国府里	4.3	12,796	パトロールによる	崩落・路肩決壊
	千葉鴨川線	君津	君津市 広岡 君津市 笹	5.5	4,469	〃	落石・トンネル・路肩決壊
	茂原大多喜線	長生	長南町 市野々 長南町 埴生沢	1.8	8,862	〃	土砂崩落
	木更津富津線	君津	木更津市 小浜 君津市 大和田	3.7	13,185	〃	土砂崩落
	鴨川保田線	安房	鋸南町 横根 鋸南町 井原	1.8	1,675	〃	土砂崩落・地すべり
	五井本納線	長生	茂原市 大沢 茂原市 渋谷	4.2	13,185	〃	路肩決壊
	市原天津小湊線	市原	市原市 田淵 市原市 国本	1.8	5,145	〃	落石・土砂崩落
	市原天津小湊線	安房	天津小湊町 四方木 天津小湊町 天津	7.0	826	〃	土砂崩落・トンネル・路肩決壊
	天津小湊夷隅線	安房	天津小湊町 内浦 天津小湊町 内浦	2.1	4,190	〃	路肩決壊・落石
	富津館山線	君津	富津市 上後 9.7 富津市 豊岡	11.0	1,368	〃	落石・土砂崩落・路肩決壊
	鴨川富山線	安房	鴨川市 金束 1.3 鴨川市 上	5.4	955	〃	土砂崩落・路肩決壊・地すべり
	鴨川富山線	館山	富山町 二部 丸山町 天井	10.1	2,024	〃	地すべり
	久留里鹿野山湊線	君津	君津市 西栗倉 富津市 加藤	11.3	669	〃	落石・土砂崩落
	地方道計			13区間	70.0		

道路種別	路線名	担当先 機関名	規制区間		交通量 台/12hr	規制条件 (通行止)	危険内容
			自 郡市 町村字 至 郡市 町村字 (km)	延長 (km)			
36	(145) 長浦上総線	君津	君津市 岩出 君津市 久留里市場	3.0	1,786	パトロールによる	落石・土砂崩落・路肩決壊
37	(147) 長柄大多喜線	長生	長南町 佐坪 長南町 市野々	1.6	2,550	〃	土砂崩落
38	(163) 小櫃佐貫(停)線	君津	君津市 福岡 君津市 鹿野山	6.4	473	〃	土砂崩落・路肩決壊
39	(169) 南総馬来田線	君津	木更津市 丹原 木更津市 地藏堂	1.6	2,115	〃	土砂崩落・路肩決壊
40	(171) 加茂長南線	市原	市原市 徳氏 市原市 徳氏	1.3	4,793	〃	落石・土砂崩落・トンネル
41	(172) 大多喜里見線	夷 隅	大多喜町 泉水 大多喜町 伊藤	0.7	4,793	〃	落石・路肩決壊
42	(182) 上畑湊線	君津	富津市 山中 富津市 岩本	9.6	1,385	〃	落石・土砂崩落
43	(184) 外野勝山線	安房	鋸南町 奥山 富山町 荒川	3.6	1,697	〃	土砂崩落
44	(186) 南三原(停)丸線	安 房	和田町 上三原 和田町 上三原	0.9	1,526	〃	土砂崩落・地すべり・落石
45	(257) 南安房公園線	安房	館山市 波左間 館山市 洲崎	2.4	3,578	〃	土砂崩落
46	(272) 西江見(停)線	安 房	鳴川市 東 鳴川市 西江見	4.4	235	〃	路肩決壊・地すべり
47	(258) 富山丸山線	安房	富山町 合戸 富山町 吉沢	1.1	2,392	〃	地すべり
県 道 計			12区間	36.6			
都 道 府 県 道 合 計			25区間	106.6			

表7 道路防災事業計画書

H24.4.1

(単位：箇所)

事業種別		全体計画	H23 まで	H24 以降残
落石等危険箇所		781	387	394
耐震対策を要する橋梁	架 替	24	16	8
	補 強	207	191	16

1. 全体計画は平成8，9年度の道路防災総点検による。
2. 落石危険箇所は、維持、修繕による対策計画であり、改築によるものは含まない。
3. 耐震対策（補強）を要する橋梁は跨線橋、跨道橋、県境橋梁、緊急輸送道路上の橋梁である。

表8 異常気象における道路通行規制（通行止）

【一般国道指定区間】

通行規制区間

(木更津出張所)

路線名	規制区間		交通量 T99 (台/日)	気象等基準値	危険内容
	区間名	延長 km			
一般国道 127号	千葉県安房郡富浦町南無谷 ～安房郡富山町小浦	2.7	12,755	連続雨量 200mm 以上	土砂崩落
〃	千葉県安房郡鋸南町元名 ～富津市金谷	1.5	8,981	〃	土砂崩落 落 石

特殊通行規制区間

(木更津出張所)

路線名	規制区間		交通量 T99 (台/日)	規制条件	危険内容
	区間名	延長 km			
一般国道 127号	千葉県富津市金谷 ～富津市海良	8.0	8,981	パトロール等により危険が予想されるとき	波浪による冠水

5 高潮対策事業表<資料8-16>

表1. 国土交通省水管理・国土保全局所管海岸

事業名	沿岸名	海岸名	管理者	事業延長	指定年月日	施設等
高	千葉東	北九十九里	千葉県	6,366m	H7.3.31	ハットランド 1,814m 離岸堤 836m
	〃	野手	〃	6,540m	H7.3.31	ハットランド 1,945m
	〃	東条・広場東	〃	1,450m	H18.3.7	護岸工 1,450m
潮	東京湾	浦安	〃	3,400m	H5.3.12	護岸工 3,400m
	〃	市川	〃	3,440m	H24.6.1	護岸工 1,700m 胸壁工 3,440m

表2 農林水産省所管海岸

事業名	沿岸名	漁港・海岸名	管理者	指定区域延長 (m)	指定年月日	施設
高潮	千葉東	片貝	千葉県	1,300	昭和41年11月1日	護岸 783m
〃	〃	岩船	大原町	753	平成5年6月22日	護岸 680m
〃	〃	太夫崎	鴨川市	1,400	昭和41年12月6日	護岸 680m
〃	〃	和田	千葉県	250	昭和45年6月23日	護岸 250m
〃	〃	白子	千倉町	440	昭和40年4月2日	護岸 131m
〃	〃	千倉	千葉県	450	昭和45年5月6日	護岸 450m
〃	〃	七浦	千倉町	330	昭和40年5月14日	護岸 329m
〃	〃	富崎	〃	899	昭和45年6月23日	護岸 890m
〃	〃	野島	白浜町	980	平成3年3月26日	—
〃	〃	川下	〃	215	昭和61年7月18日	護岸 81m
〃	〃	外川	千葉県	1,515	昭和63年10月28日	護岸 1,089m 離岸堤 100m
〃	〃	岩和田	御宿町	300	昭和38年12月10日	護岸 303m
〃	〃	御宿	〃	156	昭和45年11月4日	護岸 122m
〃	〃	勝浦東部	勝浦市	1,309	平成6年6月28日	護岸 993m 消波堤 102m
〃	〃	串浜	〃	1,440	平成5年6月22日	突堤 70m 離岸堤 195m 人工リーフ 25m
〃	〃	松部	〃	95	平成元年9月12日	護岸 99m
〃	〃	守谷	〃	573	昭和38年5月14日	護岸 549m
〃	〃	大沢	〃	610	昭和53年3月10日	護岸 198m 消波堤 135m
〃	〃	小湊	千葉県	670	平成11年11月30日	護岸 640m
〃	〃	天津	〃	310	平成8年12月27日	護岸 220m
〃	東京湾	船形	〃	920	平成14年1月29日	護岸 583m
〃	〃	小浦	富山町	100	昭和42年6月20日	護岸 100m
〃	〃	高崎	〃	500	昭和42年6月20日	—
〃	〃	勝山	千葉県	410	平成3年2月5日	突堤 140m 護岸 320m
〃	〃	竹岡	富津市	485	昭和42年6月20日	—
〃	〃	大貫	〃	660	昭和40年3月26日	堤防 263m
〃	〃	富津	千葉県	3,188	昭和47年5月26日	護岸 1,426m
〃	〃	金谷	富津市	90	昭和61年11月14日	護岸 81m 突堤 92m
〃	〃	金田	木更津市	1,490	平成6年10月14日	護岸 1,472m
計				21,388		

表3 構造改善局所管海岸

海岸保全施設整備事業

海岸課	地名	延長	総事業費	実施年度	備考
		m	千円		堤防高
長浦海岸	奈良輪地区	1,155.45	108,710	昭和37年度～昭43年度	T, P 4.3m

表4 低地対策河川事業

事業名	河川名	主な施設名	事業延長	備考
地盤沈下対策事業	境川	護岸	1=1,335m	
〃	高谷川	排水機場、護岸	1=1,260m	
高潮対策事業	旧江戸川	護岸	1=4,910m	
〃	都川	護岸、橋梁	1=1,450m	
〃	印旛放水路	防潮堤	1=2,500m	J R 橋架換済
都市河川総合整備事業	旧江戸川	護岸	1=4,340m	
特定地域堤防機能高度化事業	旧江戸川	築堤	1=8,000m	

表5 国土交通省（旧運輸省）所轄海岸

平成12年3月31日現在

事業名	沿岸名	海岸名	地区	工種	単位	計
高潮	東京湾	千葉港	船橋	水門	基	5
				排水機場	基	4
				護岸	m	1,534.3
				胸壁	m	1,717.0
			千葉	水門	基	13
				排水機場	基	7
				護岸	m	10,207.1
				胸壁	m	1,403.2
高潮	東京湾	木更津港	木更津	水門	基	2
				排水機場	基	1
				陸閘	基	2
				樋門	基	3
				胸壁	m	1,302.7
				堤防	m	157.0
				護岸	m	7,402.0
高潮	東京湾	上総湊港	湊	離岸堤	m	401.1
				護岸	m	1,615.0
				突堤	基	3
高潮	東京湾	浜金谷港	金谷	護岸	m	175.0
高潮	東京湾	館山港	館山	護岸	m	789.0
				突堤	m	519.0
高潮	外房	興津港	興津	水門	基	3
				護岸	m	449.7
				堤防	m	157.1
				突堤	m	3.0

6 地盤沈下対策事業関係表<資料8-17>

表1 地盤沈下対策河川事業

事業名	河川名	施設名	備考
地盤沈下対策河川事業	境川	境川排水機場	5m ³ /s
	秣川	秣川	23m ³ /s
	真間川	真間川	50m ³ /s
	猫実川	猫実川	20m ³ /s
	海老川	海老川	40m ³ /s
	堀江川	堀江川	10m ³ /s

7 侵食対策事業関係表<資料8-18>

表1 国土交通省水管理・国土保全局所管海岸

事業名	沿岸名	海岸名	管理者	事業延長	指定年月日	施設等
侵食	千葉東	一宮	千葉県	7,000m	H7.3.31	ヘッドランド 4,255m
〃	東京湾	館山	〃	1,400m	S33.5.31	突堤 80m

表2 国土交通省(旧運輸省)所管海岸

事業名	沿岸名	海岸名	地区	工種	単位	計
浸食	千葉東	洗名	洗名	消波堤	m	3228.0
				突堤	基	4.0
				離岸堤	m	70.0
				離岸堤(潜堤)	m	110.0
浸食	千葉東	興津	興津	消波堤	m	534.0
				護岸	m	204.0
				突堤	基	3.0
				離岸堤(潜堤)	m	94.3
浸食	東京湾	浜金谷港	金谷	護岸	m	726.0
				突堤	基	1.0
				潜堤	m	50.0
浸食	東京湾	千葉	検見川	突堤	基	3.0
				護岸	m	1300.0
浸食	東京湾	上総湊	上総湊	離岸堤(潜堤)	m	468.0
				突堤	基	1.0
浸食	東京湾	館山	館山	突堤	基	6.0
				護岸	m	1800.0

表3 農林水産省所管海岸

事業名	沿岸名	漁港毎岸名	管理者	指定区域延長	指定年月日	施設 (m)
侵食	千葉東	銚子	千葉県	3,490	昭和48年11月13日	護岸 785
〃	〃	飯岡	〃	940	昭和33年5月31日	護岸 402
〃	〃	栗山川	〃	380	平成4年3月27日	護岸 274
〃	〃	太東	〃	693	平成3年7月23日	消波堤 448 護岸 224 突堤 300
〃	〃	大原	〃	810	平成8年12月27日	突堤 145 消波堤 663
〃	〃	勝浦	〃	900	昭和61年11月14日	護岸 160 離岸堤 228 消波堤 275
〃	〃	鵜原	勝浦市	1,905	昭和51年4月23日	護岸 143
〃	〃	鴨川	千葉県	240	昭和48年8月24日	護岸 190
〃	〃	浜波太	鴨川市	95	平成6年6月28日	護岸 60
〃	〃	乙浜	千葉県	1,260	平成8年9月27日	護岸 905
計				10,713m		

8 海岸防災林造成事業計画 <資料8-19>

民有林

	地域森林計画	年度	施工地区数	事業内容
森林課	北部	平成20年度～平成29年度	7	砂丘造成、森林整備、防潮工、 根固工
	南部	平成22年度～平成31年度	6	
		合計	13	

9 地すべり防止事業等の概要<資料8-20>

表1 地すべり事業実施概要

国土交通省所管の地すべり事業は、昭和33年度に鴨川市高田地先で着手し、現在までに21箇所が概成し、8箇所で継続して事業中である。

	管内	区域指定・開始年度	地すべり防止区域数	事業内容
耕地課	安房・君津	昭和34年度～	54	地表水排除工、地下水排除工

※事業費は県単を含む。

	地域森林計画	年 度	施工地区数	事業内容
森林課	南部	平成22年度～平成30年度	18	水路工、暗渠工、杭工当

表2 治山事業概要 民有林

	地域森林計画	年 度	施工地区数	事業内容
森林課	北部	平成20年度～平成30年度	29	土留工、法枠工、植栽工等
	南部	平成22年度～平成30年度	39	
		合計	68	

表3 急傾斜地崩壊防止工事（国庫補助）実施概要

急傾斜地崩壊対策事業（国庫補助）は、昭和42年に勝浦市川津区域で着手し、現在までに急傾斜地崩壊危険箇所ランクIで484箇所が概成している。また、21箇所で継続して事業中である。

10 ため池等災害対策事業<資料8-21>

平成6年10月改定農村整備課編集「農業ため池台帳」に基づき、県単ため池等緊急整備事業を実施する。

管内市町村別ため池箇所数内訳表

管内	市 町 村	市町村数	ため池数	比率(%)
1 千葉	千葉市(5)、船橋市(1)、八千代市(5) 市原市(93)	4	104	8.1
2 東葛飾		0	0	0
3 印旛	成田市(12)、栄町(1)	2	13	1.0
4 香取	香取市(19)、神崎町(1)、多古町(5)、東庄町(11)	4	36	2.8
5 海匝	銚子市(20)、匝瑳市(2)、旭市(11)	3	33	2.5
6 山武	東金市(6)、大網白里町(14)、九十九里町(1) 山武市(5)、横芝光町(5)	5	31	2.4
7 夷隅	茂原市(78)、一宮町(21)、睦沢町(39)、長生村(4) 長柄町(39)、長南町(68)	6	249	19.4
8 長生	勝浦市(90)、いすみ市(222)、大多喜町(69)、御宿町(15)、	4	396	30.8
9 君津	木更津市(17)、君津市(60)、富津市(79)、袖ヶ浦市(24)	4	180	14.0
10 安房	館山市(53)、鴨川市(47)、南房総市(130)、鋸南町(14)	4	244	19.0
計		36	1,286	100.0

[9] 大規模事故対策関係

[放射性物質事故対策]

1 県内の核燃料物質使用事業所の現状<資料9-1>

平成24年10月1日現在

事業所	所在地	用途等	種類
(財)日本分析センター	千葉市	使用(検査・分析)	プルトニウム、天然ウラン 劣化ウラン、トリウム
独立行政法人放射線医学総合研究所	千葉市	使用(試験研究)	プルトニウム、低濃縮ウラン、 ウラン233、天然ウラン、 劣化ウラン、トリウム
(株)ジャパンディスプレイ (旧(株)日立製作所ディスプレイグループ)	茂原市	貯蔵	トリウム(当該物質が付着した 手袋などを保管)
JNC石油化学(株)市原製造所 (旧チソン石油化学(株)五井工場)	市原市	貯蔵	劣化ウラン
(財)電力中央研究所我孫子地区	我孫子市	貯蔵	プルトニウム、天然ウラン、 トリウム
住友化学(株)千葉工場 (旧住友化学工業(株)千葉工場)	袖ヶ浦市	貯蔵	天然ウラン、劣化ウラン
日本メジフィジックス(株) 千葉工場	袖ヶ浦市	使用(放射性同位 元素の輸送)	劣化ウラン(輸送に使用する遮 蔽容器の素材の一部が劣化ウラ ン)
(株)藤井製作所千葉工場	白井市	貯蔵	プルトニウム
富士フィルムR Iファーマ(株) 千葉事業所 (旧(株)第一ラジオアイソトープ研究所 千葉事業所)	山武市	①使用(放射性同 位元素の輸送) ②貯蔵	①劣化ウラン(輸送に使用する 遮蔽容器の素材の一部が劣化ウ ラン) ②天然ウラン

2 県内の核原料物質使用事業所の現状<資料9-2>

平成24年4月1日現在

事業所	所在地	用途等	種類
野口ビニール加工	銚子市	使用(浴用剤「トロン浴 剤」の原料として使用)	モナザイト鉱

3 県内の放射性同位元素等使用事業所の現状<資料9-3>

<出典 文部科学省ホームページ>

平成23年3月31日現在

区分	医療機関			研究機関			教育機関			民間機関			その他機関			総数		
	許可	届出	計	許可	届出	計	許可	届出	計	許可	届出	計	許可	届出	計	許可	届出	計
千葉県	30	1	31	6	18	24	16	6	22	51	105	156	3	33	36	106	163	269

4 近隣地域の原子力施設等（原子力艦含む）の現状<資料9-4>

〈出典 茨城県地域防災計画〉

事業所名	所在地
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター原子力科学研究所	茨城県那珂郡東海村
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所	茨城県那珂郡東海村
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター	茨城県東茨城郡大洗町
日本原子力発電(株)	茨城県那珂郡東海村
三菱原子燃料(株)	茨城県那珂郡東海村
ニュークリア・デベロップメント(株)	茨城県那珂郡東海村
国立大学法人 東京大学大学院工学系研究科原子力専攻	茨城県那珂郡東海村
原子燃料工業(株)東海事業所	茨城県那珂郡東海村
日本核燃料開発(株)	茨城県東茨城郡大洗町
(財)核物質管理センター東海保障措置センター	茨城県那珂郡東海村

〈出典 神奈川県地域防災計画〉

事業所名	所在地
(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	神奈川県横須賀市
(株)東芝原子力技術研究所	神奈川県川崎市

〈出典 神奈川県ホームページ〉

横須賀は、佐世保（長崎県）、ホワイトビーチ（沖縄県）とともに、我が国における米原子力軍艦の寄港地となっています。

【海上災害】

1 独立行政法人海上災害防止センター保有船舶及び保有資材一覧表<資料9-5>

表1 保有船舶（資材等）一覧表

船名	総トン 長さ 馬力	速力	喫水	航行 区域	保有資材			消火設備			備 考	
					オイルフェンス		油 処 理 剤 (リットル)	放水銃 (リットル/分/基)	消火用 泡原液	粉末放射量 (kg/秒/基) 薬剤保有量		
					名 称	水面上 高さm						長 さ m
おおたき 090-3022-2771	199.00 36.32 1,800×2	15.28	2.835m	沿海	B 型 充気式 TYB -300A	0.3	160	-	18,000 リットル/分×1 4,000 リットル/分×1 3,000 リットル/分×1	22,000 リットル	40kg 5,100kg	消防船 放水銃泡水兼用 油処理剤散布装置 (360 リットル/分×2)
きよたき 090-3023-6053	263.00 90.00 1,800×2	16.00	3.00 m	沿海	B 型 衛立式 -300A	0.3	300	-	18,000 リットル/分×1 4,000 リットル/分×1 1,800 リットル/分×2	22,000 リットル	40kg 5,100kg	消防船 放水銃泡水兼用 油処理剤散布装置 (K-4A 型×1)

表2 油防除資材一覧表

場所	資材名	油回収装置	油吸着材 kg	油処理剤 リットル	オイルフェンス m
出洲4号物揚場 [防災艇(大東防災5号)]		-	3,230	8,018	2,000 (B型)
横須賀市田浦港		1式	3,202	8,020	3,000 (B型)
センター千葉基地 (北/南)	小型油回収装置(フォレックスミニスキマー×1基:回収能力 約30KL/h)、中型油回収装置(GT-185×1基:回収能力 約65KL/h、TDS2500LPスキマー×1基:回収能力 約130KL/h、ハイコムビーチクリーナー×2基:回収能力 約30KL/h)、可搬式一時貯蔵タンク、中型ツインズル消火装置×1基、その他保護具検知器(防護服、空気呼吸器、可燃性/有害ガス検知器、防毒マスク及び各種吸引缶)、海水等サンプリング資機材、ゲル化剤・吸収性ポリマー等海上災害対応資機材一式保有				

2 (株)ダイトコーポレーション千葉支店保有船舶及び保有資機材一覧表 <資料9-6>

船名 船舶電話	総トン数 長さ 馬力	速力	航行 区域	保有資機材				展張速度 m/分	巻揚 装置	消火設備			備考	
				オイルフェンス			油処理剤 リットル			油吸着 マット kg	放水銃用 液 ノズル	消火用 泡原液 ノズル		粉末放射量 (kg/秒/基) 薬剤保有量
				名称	水面上 高さm	長さ m								
ときわ 090-3022-7885	175.00 29.03 1,550×2	14.0	平水	カゴ産業 ﾀﾀ型 (B)	0.3	300	2,000	101	45	なし	6,000 ×1 3,000 ×2	9,000	35 2,000	消防曳船 放水銃泡水兼用
さきもり1号 090-3023-7553	173.00 29.03 1,550×2	14.0	平水	同上	0.3	300	2,000	101	45	同上	6,000 ×1 3,000 ×2	10,000	35 2,000	同上
さつき 090-3023-9864	177.00 29.03 1,550×2	14.0	平水	同上	0.3	300	2,000	101	45	同上	6,000 ×1 3,000 ×2	11,000	35 2,000	同上
のじま 090-2241-9955	24.00 19.95 450×2	19.0	平水	—	—	—	—	95	—	同上	3,000×1	—	—	交通艇兼作業船
かいほう 090-3022-7945	19.00 18.10 812×2	15.0	平水	カゴ産業 ﾀﾀ型 (B)	0.3	300	600	95	50	同上	3,000×2	600	—	オイルフェンス展張兼作業船
つむら 090-7825-0017	36.90 18.17 270×2	19.0	平水	—	—	—	—	—	—	同上	—	—	—	交通艇兼作業船
あくあまりん 090-3022-3572	19.00 18.20 420×2	17.0	平水	—	—	—	—	95	—	同上	3,000 ×1	—	—	同上
ひまわり 090-3025-7652	18.00 15.97 520×2	21.0	沿海	—	—	—	—	51	—	同上	2,000 ×1	—	—	同上
どりーむ 090-3022-5723	17.00 16.50 360×2	21.0	沿海	—	—	—	—	—	—	同上	—	—	—	同上
第三つるしげ丸	17.00 17.69 390×2	13.5	平水	—	—	—	—	51	—	同上	1,000 ×1	200	—	同上
大東防災1号 090-3334-5789	19.00 17.85 420×2	10.6	平水	カゴ産業 ﾀﾀ型 (B)	0.3	1,080	300	95	75	油圧式 リール	3,000 ×1	300	—	オイルフェンス展張作業船 放水銃泡水兼用 市原・袖ヶ浦海上共同防災
大東防災2号 090-3108-4755	19.00 17.60 420×2	11.2	平水	同上	0.3	810	300	95	75	同上	3,000 ×1	300	—	オイルフェンス展張作業船 放水銃泡水兼用 千葉海上共同防災配属
大東防災3号	19.00 17.60 420×2	11.2	平水	同上	0.3	810	300	95	75	同上	3,000 ×1	300	—	オイルフェンス展張作業船 放水銃泡水兼用 市川・船橋海上共同防災配
大東防災5号	300トン	被曳航	平水	SK-750 カゴﾀﾀ B型	0.3	2,000	他に優先使用 5,004 3,000	3,230	45	同上	250 ×1	—	—	海上災害防止センター 千葉県基地資器材備蓄船
内タン防災艇	180トン	同上	平水	ﾀﾀ工業 B型	0.3	600	756	600	—	—	—	—	—	全国内航タンカー組合 関東支部千葉ターミナル 資材備蓄船

船名 船舶電話	総トン数 長さ 馬力	速力	航行 区域	保有資器材					展張速度 m/分	巻揚 装置	消火設備			備考
				オイルフェンス			油処理剤 リットル	油吸着 マット kg			放水銃用 （リットル/分/基）	消火用 泡原液 リットル	粉末放射量 （kg/秒/基） 薬剤保有量	
				名称	水面上 高さm	長さ m								
千葉港在船 みずほ 090-3026-7061	179.00 32.25 3,600	14.20	平水	—	—	—	0	—	—	350 × 1	0		曳船	
千葉港在船 はやぶさ 090-3022-5808	230.00 37.16 4,000	15.10	平水	—	—	—	0	—	—	6,000 × 1 500 × 2 350 × 1	6,400	35 2,000	消防曳船 放水銃泡放水兼用	
千葉港在船 だいおう 090-3022-7724	233.00 36.25 3,600	14.50	平水	—	—	—	0	—	—	3,000 × 1 500 × 2 350 × 1	3,000	35 2,000	同上	
千葉港在船 おおとり 090-3022-1829	249.00 37.16 4,000	14.50	限定 沿海	—	—	—	0	—	—	6,000 × 1 500 × 2 350 × 1	6,400	35 2,000	同上	
横浜港在船 てんざん 090-3022-2442	233.00 36.26 3,600	14.50	平水	—	—	—	0	—	—	3,000 × 1 500 × 2 350 × 1	0		曳船	
横浜港在船 あけぼの 090-3023-4485	232.00 36.25 3,600	14.50	平水	—	—	—	0	—	—	350 × 1	0		同上	
横浜港在船 ゆみはり 090-3023-6345	245.00 36.25 3,600	14.50	平水	—	—	—	0	—	—	350 × 1	0		同上	
横浜港在船 さくら 090-3026-1796	178.00 32.25 3,600	14.50	平水	—	—	—	0	—	—	350 × 1	0		同上	
横浜港在船 くろがね 090-3022-0868	245.00 36.26 4,000	14.50	平水	—	—	—	0	—	—	350 × 1	0		同上	
横浜港在船 やまと 090-3023-1959	181.00 32.25 3,600	14.00	平水	—	—	—	0	—	—	350 × 1	0		同上	
横浜港在船 たちばな 090-3022-4101	239.00 36.06 4,000	14.50	平水	—	—	—	0	—	—	350 × 1	0		同上	
横浜港在船 にしき 090-3024-3077	175.00 32.25 3,600	14.20	平水	—	—	—	0	—	—	350 × 1	0		同上	
横浜港在船 ちとせ 090-3022-7412	175.00 32.25 3,600	14.30	平水	—	—	—	0	—	—	350 × 1	0		同上	

〔航空機災害〕

1 成田国際空港株の消防力 <資料9-7>

表1 社員及び消防救難用車両

ア 消防救難従事職員数 35名 (日勤者3名含む)

イ 消防救難用車両現有数

平成21年4月1日現在

種類	保有台数	水タンク積載量	水成膜泡消火薬剤積載量	粉末タンク積載量	放射能力	備考
大型化学消防車 (12500型)	2 3	12,500 ℓ 12,500 ℓ	900 ℓ 800 ℓ	300 kg 300 kg	6,000 ℓ/min 6,000 ℓ/min	(1台あたり)
化学消防車 (6000型)	1	6,100 ℓ	400 ℓ	200 kg	4,500 ℓ/min	(1台あたり)
給水車	3	8,000 ℓ			1,500 ℓ/min	(1台あたり)
救急車	2					
指揮車	1					
破壊救難車	1					空気膨張式テント 1張
救急医療器材 搬送車(トレー付)	1					空気膨張式テント 5張 救急医療資器材一式
小型救急医療器材 搬送車(2tトラック)	1					空気膨張式テント 2張 救急医療資器材一式
総合指揮車 (現場調整所用 車両)	1					会議用机、椅子 電話回線×2 臨時電話回線設備(12)等
フォークリフト車	1					

表2 化学消火薬剤保有状況

平成22年3月現在

常置場所	消火薬剤名	数量	保有形状	備考
空港消防所	水成膜泡消火薬剤 (3%)	4,600 ℓ	消防車搭載	900 ℓ/台×2台 800 ℓ/台×3台 400 ℓ/台×1台
〃	〃	8,460 ℓ	タンクローリー 及び備蓄倉庫	タンクローリー 3,600ℓ 備蓄倉庫 4,860ℓ
〃	粉末消火薬剤	1,700 kg	消防車搭載	300 kg/台×5台 200 kg/台×1台
〃	〃	3,330 kg	備蓄倉庫	

2 成田市及び成田国際空港周辺市町村の消防力<資料9-8>

表1 消防職員数

平成24年4月1日現在

消 防 本 部	人 数 (人)
成 田 市 消 防 本 部 1	275
富 里 市 消 防 本 部	80
佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部	372
香取広域市町村圏事務組合消防本部	215
匝瑳市横芝光町消防組合消防本部	109
山武郡市広域行政組合消防本部	263
合 計	1,314

表2 消防ポンプ自動車等現有数

平成24年4月1日現在

種 別	消防本部	成田市消防本部	富里市消防本部	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部	香取広域市町村圏事務組合消防本部	匝瑳市横芝光町消防組合消防本部	山武郡市広域行政組合消防本部	合 計
普通消防ポンプ自動車		5	1	10	6	2	1	25
水槽付消防ポンプ自動車		7	2	8	7	4	9	37
はしご付消防自動車	1.8m以下							
	2.4m							
	3.0m		1	2	1			4
	3.8m以上	1					1	2
屈折はしご付消防自動車		1						1
大型高所放水車								
泡原液搬送車								
化学消防車	泡消火型	3	1	4	3	1	2	14
	粉末消火型							
指揮車		5	1	5		2	4	17
救急自動車		8	3	11	7	3	8	40
救助工作車		2	1	2	2	1	2	10
小型動力ポンプ積載車								
小型動力ポンプ								
電源・照明車		1		1			1	3
広報車		7	1		1	4	7	20
その他車両		2	4	8	1			15

表3 化学消火薬剤保有状況

平成24年4月1日現在

薬剤種別	たん白系 (k l)		合成界面活性剤 (k l)	水成膜泡消火薬剤 (k l)
	3%型	6%型		
消防本部				
成田市消防本部	0	0	0	0.98
富里市消防本部	0	0	0.96	0.00
佐倉市八街市酒々井町 消防組合消防本部	0	0	2.26	0.06
香取広域市町村圏 事務組合消防本部	0.54	0.02	0.36	0.42
匝瑳市横芝光町 消防組合消防本部	0	0	1.25	0.00
山武郡市広域行政組合 消防本部	0	0	2.18	2.04
合 計	0.54	0.02	7.01	3.50

3 成田国際空港の概要<資料9-9>

表1 空港主要施設の概要等

平成24年4月1日現在

主要施設	現在供用中の施設	今後の整備予定
空港敷地面積	約1040ha	約105ha
滑走路	A滑走路 4,000m×60m B滑走路 2,500m×60m	B滑走路 2,500m×60m [横風用滑走路 3,200m×60m]
誘導路	延長約39.4km 幅30m	延長約10.3km 幅25m
エプロン	面積 約230ha スポット 149	面積約43ha スポット5
航空機給油施設 新空港石油ターミナル	敷地面積 約19ha 銅製屋外地上タンク25基 (約144千kℓ分)	
第2給油センター	敷地面積 約13.2ha 銅製屋外地上タンク 8基 (約48千kℓ分)	銅製屋外地上タンク 10基 (約60千kℓ分)
ハイドラント	給油スポット 132	給油スポット 5
航空保安施設		NDB [2]局
(空港事務所轄分)	VOR (超短波全方向性無線標識施設) 2局 DME (距離測定装置) 2局 ILS (測器着陸装置) 4式	ILS [2]式
(同上)	ASR/SSR (空港監視レーダー) 2式	
(同上)	ASDE (空港面監視レーダー) 2式	
(同上)	AG (対空無線装置) 送信所 3局	
(同上)	AG (対空無線装置) 受信所 2局	
	マルチラテレーション 1式	
航空灯火	A滑走路対応 (進入灯, 滑走路灯等) 1式 B'滑走路対応 (進入灯, 滑走路灯等) 1式	横風用滑走路対応 (進入灯, 滑走路灯等) 1式
旅客取扱施設	第1旅客ターミナルビル (延床面積約45.1万㎡) 第2旅客ターミナルビル (延床面積約36.2万㎡)	
貨物ターミナル	日航貨物ビル、第1貨物ビル、第2貨物ビル 第3貨物ビル、第4貨物ビル、第5貨物ビル 第6貨物ビル、第7貨物ビル、輸入共同上屋ビル、 第1貨物代理店ビル、第2貨物代理店ビル、 第2貨物代理店ビル付属棟、保税通関ビル、 貨物管理ビル、整備地区貨物上屋、燻蒸倉庫、 天浪地区貨物上屋、南部第1~第6貨物ビル (合計延面積 約29.5万㎡)	
航空機整備施設	日航第1ハンガー (幅190m, 奥行90m) 日航第2ハンガー (幅100m, 奥行90m) 日航第3ハンガー (幅105m, 奥行85m) 日航Aハンガー (幅155m, 奥行90m) 全日空第1ハンガー (幅200m, 奥行90m) NCAライン整備ハンガー (幅84m, 奥行90m) ノイズリダクションハンガー (幅80m, 奥行103m)	
駐車場	面積 約31ha 駐車能力 約10,100台	

(注意1) 横風用滑走路については、円卓会議の結論により、平行滑走路完成後、環境への影響などを調査した上で改めて地域に提案することになっている。

なお、それまでの間は当面、地上通路として整備する。

[] 内の記載事項は横風用滑走路に係るものである。

(注意2) B滑走路については、2002年初夏の供用に向けての整備が困難な場合になったことから、暫定的にB'滑走路を整備した。

